

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月27日
【事業年度】	2018年度（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）
【会社名】	ドイツ銀行 （Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
【代表者の役職氏名】	取締役会会長 クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing, Chairman of the Management Board） 取締役 カール・フォン・ローア （Karl von Rohr, Member of the Management Board）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ12 （Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 箱田 英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【事務連絡者氏名】	弁護士 箱田 英子 同 飯村 尚久 同 水本 真矢
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注1）本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

（注2）原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2019年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.74円）により計算されている。

（注3）本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161条乃至第177条aの適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。

- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)

有限会社とその唯一の無限責任社員となる。

この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。

- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。

会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。

最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。

- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社法の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地

- 会社の目的

- 資本の額

- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額毎の株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数

- 株式の記名式・無記名式の別。保険会社および新事情としてダイムラー、シーメンスおよびドイツ銀行等の国際的に事業を行っている大企業を除き、ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、通常、無記名式株式である。

- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則

- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地

- 目的

- 資本の額

- 定款作成日

- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建て、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはならない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および71条a)乃至d)に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第3項および第4項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登録されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後8か月以内に開催される。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の5%を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。)株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、会社が公告掲載のために選択した新聞(もしあれば)および連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内5%以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 取締役および監査役の責任解除
- (4) 決算監査人の選任
- (5) 定款変更
- (6) 資本増加および資本減少
- (7) 特別監査人の選任
- (8) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第3項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は、所有株式の額面金額に比例する。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授權された代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を兼務することはできない。

取 締 役 会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人1名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1名の取締役または取締役以外の者に対し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登録しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会に取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならない。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーベインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者(注1)

(注1) 会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会(もしくは同等の機関)の構成員である者

- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会(もしくは同等の機関)の構成員である者

- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者

- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz - KWG)第25d条第3項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。2015年、株式会社法により、完全な共同決定に服する上場会社の監査役会においては、原則としてそのメンバーの男性および女性の構成比をそれぞれ30%以上とすることを内容とする追加的な制限が規定された。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条乃至第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された3つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。再任することは妨げない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾ある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。当該報酬には、会社の年間利益からの分配が含まれることがある。

監査役に対し、取締役に對する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

財務書類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（併せて「財務書類」と総称する。）ならびに経営報告書を作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する。）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

2007年以降、会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、経営報告書、監査役会報告書を付して電子化の上、連邦官報（Bundesanzeiger）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく連邦官報に公告され、会社の登記所（Unternehmensregister）に送付されるよう手配しなければならない。所有株式表は、連邦官報に公告されることを要しない。

利益処分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

企業契約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

定款変更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更決議に必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。

商法第315条aおよび国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606/2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は2005年以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。

（2）【提出会社の定款等に規定する制度】

A. 株式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

B. 株主総会

取締役会および監査役会はその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

C. 取締役会

取締役会は、3名以上の取締役ににより構成される。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状（Prokurist）を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

D. 監査役会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

- a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与
- b) 5億ユーロ超に相当する不動産の取得および処分
- c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与
- d) 10億ユーロ超に相当する他の持分の取得および処分

5億ユーロ超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書および注記）ならびに経営報告書を作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される（株式会社法58条4項）。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

2【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国におけると同様に、国際連合決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令が発効した。また、欧州連合は、イランに対し独自の様々な経済制裁および金融制裁を課してきた。欧州連合はイランに対する核関連の経済制裁および金融制裁を2016年1月16日にすべて解除したが、一部の制裁措置は引き続き効力を有している。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領またはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ（または外国通貨による相当額）を超える支払について、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の当行株主に対する資金の移管または配当その他の支払の送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達したまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

3【課税上の取扱い】

ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金（日本において無制限の納税義務に服する。）は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定（DTT）に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。DTTの下で適用される源泉税と実際に源泉徴収される税額（26.375%）の差額の救済は、還付を申請することにより、又は（支払が行われる前に）源泉課税の免除を申請することにより、受けることができる。後者は、事前に、特定の要件（例：居住国での居住の証明、10%以上の株式保有など）を充足する場合に所定の様式による申請書に基づきドイツの税務当局により付与される免除証書が必要となる。

還付を受けるためには、特別の申請書がドイツ、D - 53221 ボン、レフェラートSt 3の連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に提出されなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者と共に当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbschaftsteuer）が課される。

日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要、2 日本における実質株主の権利行使に関する手続、(4) 配当等に関する課税上の取扱い」参照。

4【法律意見】

当行グループの法務部は、リーガル・レギュラトリー（ドイツ）責任者であるホルガー・ハルテンフェルスおよび上級法律顧問であるフォルカー・ブツケによる次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当行は、ドイツ連邦共和国法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。
- (2) 当該法律顧問が知りかつ信ずる限りにおいて、本書中のドイツ連邦共和国法に関する記述は、真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
信用損失引当金繰入額控除後の 純利息収益	13,138 (15,994)	14,925 (18,170)	13,324 (16,221)	11,853 (14,430)	12,667 (15,421)
利息以外の収益合計	17,677 (21,520)	17,644 (21,480)	15,307 (18,635)	14,070 (17,129)	12,124 (14,760)
純収益合計（注2）	30,815 (37,514)	32,569 (39,650)	28,632 (34,857)	25,922 (31,557)	24,791 (30,181)
税引前利益（損失）	3,116 (3,793)	-6,097 (-7,422)	-810 (-986)	1,228 (1,495)	1,330 (1,619)
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成 要素に帰属する純利益（損失）	1,663 (2,025)	-6,794 (-8,271)	-1,402 (-1,707)	-751 (-914)	267 (325)
包括利益（損失）合計（税引後）	6,102 (7,429)	-4,278 (-5,208)	-2,721 (-3,313)	-3,892 (-4,738)	298 (363)
普通株式	3,531 (4,299)	3,531 (4,299)	3,531 (4,299)	5,291 (6,441)	5,291 (6,441)
株主持分合計	68,351 (83,211)	62,678 (76,304)	59,833 (72,841)	63,174 (76,908)	62,495 (76,081)
資産合計	1,708,703 (2,080,175)	1,629,130 (1,983,303)	1,590,546 (1,936,331)	1,474,732 (1,795,339)	1,348,137 (1,641,222)
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4適 用ベース）（%）（注3）	15.2%	13.2%	13.4%	14.8%	13.6%
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完 全適用ベース）（%）（注4）	11.7%	11.1%	11.8%	14.0%	13.6%
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4適用ベ ース）（%）（注3）	16.1%	14.7%	15.6%	16.8%	15.7%
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4完全適用 ベース）（%）（注4）	12.9%	12.3%	13.1%	15.4%	14.9%
基本的流通株式1株当たり純資産 （ユーロ（円））	49.32 (6,004)	40.31 (4,907)	38.14 (4,643)	30.16 (3,672)	29.69 (3,614)
基本的1株当たり利益（損失）（注5） （注6） （ユーロ（円））	1.20 (146)	-4.52 (-550)	-1.08 (-131)	-0.53 (-65)	-0.01 (-1)
希薄化後1株当たり利益（損失）（注5） （注7） （ユーロ（円））	1.17 (142)	-4.52 (-550)	-1.08 (-131)	-0.53 (-65)	-0.01 (-1)
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,052 (2,498)	67,252 (81,873)	70,610 (85,961)	39,576 (48,180)	-54,066 (-65,820)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-12,824 (-15,612)	-8,242 (-10,034)	11,239 (13,682)	2,433 (2,962)	7,528 (9,165)
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,795 (7,055)	-5,583 (-6,797)	-1,649 (-2,007)	7,138 (8,690)	-3,334 (-4,059)
現金および現金同等物の期末残高	51,960 (63,256)	105,478 (128,409)	185,649 (226,009)	229,025 (278,815)	180,822 (220,133)
従業員数（常勤相当）（人）	98,138	101,104	99,744	97,535	91,737

（注1）当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）信用損失引当金繰入額控除後

（注3）CRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。

（注4）CRR/CRD 4フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

（注5）基本的平均流通株式数は、増資に関連して2017年4月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため2017年4月より前の全ての期間で修正されている。また2014年の基本的平均流通株式数は、増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するため修正されている。

(注6) 各年度の基本的1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益は、2018年4月、2017年4月、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億9,200万ユーロ、2億9,800万ユーロ、2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。

(注7) 各年度の基本的1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数(いずれも想定される株式転換後の数値)で除して計算されている。利益は、2018年4月、2017年4月、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億9,200万ユーロ、2億9,800万ユーロ、2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。その他Tier 1証券に支払われたクーポンにより純利益が相殺されたため、2018年においては希薄化効果はない。2017年、2016年および2015年については、当行グループは純損失を計上したため希薄化効果はない。

(b) ドイツ銀行

(特に表示がない限り単位：百万ユーロ(億円))

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
収益合計	29,384 (35,772)	33,212 (40,432)	29,562 (35,989)	29,092 (35,417)	31,492 (38,338)
営業利益	2,284 (2,781)	2,824 (3,438)	3,703 (4,508)	1,574 (1,916)	2,975 (3,622)
当期純利益	1,263 (1,538)	30 (37)	282 (343)	644 (784)	514 (626)
資本金	3,531 (4,299)	3,531 (4,299)	3,531 (4,299)	5,291 (6,441)	5,291 (6,441)
資産合計	1,520,459 (1,851,007)	1,436,029 (1,748,222)	1,372,646 (1,671,059)	1,232,245 (1,500,135)	888,562 (1,081,735)
純資産額	46,816 (56,994)	45,828 (55,791)	46,067 (56,082)	54,343 (66,157)	54,634 (66,511)
1株当たり純資産額(注1) (ユーロ(円))	33.10 (4,030)	33.11 (4,031)	33.08 (4,027)	26.10 (3,177)	26.20 (3,190)
1株当たり利益 (ユーロ(円))	0.92 (112)	0.02 (2)	0.20 (24)	0.31 (38)	0.25 (30)
1株当たり配当 (ユーロ(円))	0.75 (91)	0.00 (0)	0.19 (23)	0.11 (13)	0.11 (13)
配当性向(%)	81.9	0.0	93.0	35.3	44.2
従業員数(人)(注2)	27,286	28,151	30,110	29,259	27,397

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft)、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft)およびミュンヘンのズートドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft)の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律(Law on the Regional Scope of Credit Institutions)に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登録された。

当行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。当行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・メイン、タウヌスアンラゲ12であり、当行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、「第6 経理の状況、1財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書、重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

3【事業の内容】(2018年12月31日現在)

(1) 会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分、ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行いまた一切の手段を講じることができる。

(2) 事業の内容

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン(ドイツ)に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2018年12月31日現在の総資産規模が1兆3,480億ユーロでヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2018年度末現在、内部の従業員数はフルタイム換算で91,737名であり、世界59か国において2,064支店(このうち68%がドイツ国内)を運営している。当行グループは、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2018年12月31日現在、当行グループは以下の3つのコーポレート部門で組織されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク(PCB)
- アセット・マネジメント(AM)

3つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、ドイツ銀行グループは、グローバル戦略を一貫して実行するために、現地および地域の層からなる組織構造を有している。

当行グループは、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 多くの国々における子会社および支店
- 上記以外の多くの国々における駐在員事務所
- 上記以外の多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者

2016年1月1日以来、当行グループは以下の重要な資本支出または資産の処分を行っているが、これらはコーポレート部門の資本支出または資産の処分には分配されていない。

2016年8月、ドイツ銀行グループは、アルゼンチンの子会社銀行であるドイチェ・バンク・エス・エイ(Deutsche Bank S.A.)をバンコ・コマフィ・エス・エイ(Banco Comafi S.A.)に売却する契約を締結した。この取引は、グローバル拠点の合理化を行うという当行グループの計画の一部である。2017年6月、この取引は成功裏に完了した。

2016年10月26日、ドイツ銀行グループは、メキシコの銀行および複数の証券子会社を、インスティテュション・デ・バンコ・マルチプル(Instiución de Banca Múltiple)のインベスタ・バンク・エス・エイ(Investa Bank S.A.)に売却する契約を締結した。インベスタ・バンク・エス・エイ(Investa Bank S.A.)はその後、アチェンド・バンコ(Accendo Banco)に行名を変更した。当該取引は、当初は2018年度上半期に完了する予定であったが、当局の承認やその他の慣習の条件の充足が完了していない。ドイツ銀行は、2018年度第4四半期にアチェンド・バンコ(Accendo Banco)に対し、当行グループがこの購入契約の解約権を行使することを通知した。

その他の各部門に関連する資本支出または資産の処分については、各コーポレート部門の概要に含まれている。

当行グループの関係会社のそれぞれの名称および所在地は、ドイツ銀行グループの資本持分とともに第6 経理の状況に記載されている。

(3) 日本における業務活動

1962年 - 東京に駐在員事務所を開設

1971年 - 東京に支店を設立する。(当行の子会社であったドイチェ・ユーパーゼーイッシュ・バンク(Deutsche Überseeische Bank)の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。)と同時に駐在員事務所の閉鎖

1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設

1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設

1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設

- 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

1986年 - 香港の投資銀行であるDBキャピタル・マーケット(アジア)リミテッド(DB Capital Markets (Asia) Ltd.)(当行が議決権付株式資本の50%を保有する。)の東京支店の開設

- ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド(Vaubei & Partners Ltd.)の持分を取得

- D B キャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムベーハー (DB Capital Management International GmbH) の全額出資子会社であるドイツ証券会社を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立
- 1988年 - ドイツ証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得
- 1989年 - 香港の D B アジア・ファイナンス (H K) リミテッド (DB Asia Finance (HK) Ltd.) の駐在員事務所を東京に開設
 - 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
 - ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場
- 1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.) を合併し、D B モルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド (DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.) を東京に設立
- 1991年 - ドイツ証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
- 1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド (Roland Berger & Partner Ltd.) に変更
- 1994年 - ドイツ証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得
 - ドイツ証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
- 1996年 - ドイツ証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社」に名称変更
 - 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行に名称変更
- 1998年 - ナットウェスト・デリバティブズ (NatWest Derivatives) の営業拠点の獲得完了
ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社」に名称変更
- 1999年 - バンカース・トラストの日本における営業所の獲得完了
- 2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖
 - バンカース・トラスト東京支店閉鎖
 - D M G 信託銀行の持分の大半を売却
- 2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖
- 2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
- 2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社に譲渡
 - ドイチェ・アセット・マネジメントとドイチェ信託銀行の資産運用サービス業務をドイチェ・アセット・マネジメントに統合
 - ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社に移管し、信託銀行免許を返上
- 2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止
- 2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録
- 2014年 - D B 信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社」に名称変更
- 2017年 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき登録

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等(2018年12月31日現在)

当行は、子会社455社、連結ストラクチャード・エンティティ251事業体および持分法により会計処理されている会社78社を有している。

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合(%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DB・ユーエスエー・コーポレーション	ウィルミントン	4,038米ドル	100	金融会社	-
ドイチェ・バンク・アメリカズ・ホールディングCorp.	ウィルミントン	120米ドル	100	金融持株会社	-
DB U.S. ファイナンシャル・マーケット・ホールディング・コーポレーション	ウィルミントン	23,672米ドル	100	金融持株会社	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズInc.	ウィルミントン	2,000米ドル	100	証券業	-
ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーション	ニューヨーク	1米ドル	100	金融持株会社	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670米ドル	100	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000ユーロ	100	商業銀行業	-
DBプライベート・ウント・フィルメンクンデンバンクAG	フランクフルト	550,000,000ユーロ	100	商業銀行業	-
DBベタイリグングス-ホールディング GmbH	フランクフルト	50,000ユーロ	100	金融会社	-
DWSグループGmbH & Co. KGaA	フランクフルト	200,000,000ユーロ	79	金融持株会社	-

(注) 上記に加え、当行は、ドイツ証券株式会社を日本における重要な連結子会社と考えている。当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの中核を占める証券取引業務は、日本において唯一同社によって展開されている。

5【従業員の状況】(2018年12月31日現在)

(1)ドイツ銀行グループ(連結)

従業員数(常勤相当)	91,737人
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	16,764
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク(PCB)	41,687
アセット・マネジメント(Deutsche AM)	4,031
コーポレートおよびその他	29,255

(注)四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2)ドイツ銀行AG

従業員数(常勤相当)	26,728人
平均年齢	42.4歳
平均勤続年数	12.8年
平均年間給与	169,000ユーロ

(3)ドイツ銀行グループの総従業員数は、2018年5月に発表された当行の戦略の実施により、2018年に5,797人(前年比5.9%)減少した。

地域別

- ドイツにおける従業員数は、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおける支店閉鎖に関連した再編策の実施により、857人(前年比2.0%)減少した。
- 北米における従業員数は、主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびチーフ・オペレーティング・オフィス(COO)業務における減少により、1,083人(前年比11.3%)減少した。
- ラテン・アメリカにおける従業員数は、当行の拠点戦略の実施の結果、主にブラジルにおける減少により、58人(前年比23.5%)減少した。
- EMEA地域(ドイツを除く)における従業員数は、特にポーランドにおける個人向け商業銀行事業の分離により、2,672人(前年比11.3%)減少した。
- アジア太平洋地域における従業員数は、主にCOO業務における837人の減少により、1,128人(前年比5.4%)減少した。

部門別

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの従業員数は、1,314人(前年比7.4%)減少した。これは、主に米国、英国、香港およびシンガポールにおいてグローバル・フィナンシャルセンターの従業員が減少したことによるものであった。
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンクの従業員数は、ポーランドにおける個人向け商業銀行事業の分離およびドイツにおける減少により、2,244人(前年比5.1%)減少した。
- アセット・マネジメント/DWSの従業員数は、11人(前年比0.3%)増加した。
- 管理部門の従業員数は、2,250人(前年比7.1%)減少した。これは、業務上不可欠な外部スタッフを内部雇用としたことや、金融犯罪対策部門を一層強化したことにより一部相殺されたものの、主にCOO業務における1,746人の減少によるものであった。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

世界経済

経済成長(%) ¹	2018年 ²	2017年	主な要因
世界経済	3.8	3.8	世界経済は、新興市場の成長が当年度末にかけて鈍化したものの、先進国を中心に景気サイクルがピークを迎え、全体として堅調な成長を示した。貿易摩擦は世界貿易を圧迫する水準にまで達した。好調な米国経済が世界経済の成長を牽引した。
このうち：先進国	2.2	2.3	世界経済の成長を下支えに先進国は成長を示したが、貿易摩擦により先進国のグローバルなバリュー・チェーンにマイナスの影響が及び始めた。
このうち：新興市場	4.9	4.8	新興市場は、世界的な景気サイクルの延長による恩恵を受けた。アジアにおける経済成長はピークを迎えたが、ラテン・アメリカの一部の国の経済は安定的であった。
ユーロ圏経済	1.8	2.5	ユーロ圏経済の拡大は、一部加盟国における一時的な影響や外部環境の悪化を反映して、予想よりも緩やかとなった。経済成長は、堅調な所得の伸びと財政状況の改善に裏付けられた内需に支えられた。
このうち：ドイツ経済	1.4	2.2	ドイツ経済は、想定に反して成長率が低下した。新車認証の遅延により新車生産量が減少したことが、経済的バリュー・チェーン全体に影響を及ぼした。逼迫した労働市場により、賃金協定が強化された。
米国経済	2.9	2.2	米国経済は、減税、財政支出のほか、金融情勢や賃金上昇と労働需給の逼迫を背景とした個人消費に支えられ、堅調に推移した。
日本経済	0.7	1.9	日本経済は、個人消費の低下や雇用の伸びの鈍化、外需の低迷などにより減速した。
アジア経済 ³	6.2	6.1	アジア経済は、引き続き力強い成長を続けているが、サイクルのピークを過ぎている可能性がある。貿易は経済拡大の重要な要因であった。
このうち：中国経済	6.6	6.9	中国の成長はやや鈍化した。中国政府は不動産セクターに対し引き締め政策を継続した。土地販売の減少の影響により、財政収入が低迷した。中国の輸出は、2018年度を通じて貿易摩擦が高まったにもかかわらず、堅調に推移した。

1 年間実質GDP成長率(対前年比%) 出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：ドイツ銀行リサーチ。

3 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含むが、日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏の銀行は、2018年度に金融危機以来初めて企業向け貸出において堅調な伸びを記録し、対前年比2%増となった。対照的に、家計向け不動産貸出や消費者向け貸出は3%増で安定していた。金利は過去最低に近い水準で推移し、銀行の純金利差益を圧迫した。企業からの預金の伸びは前年に比べ著しく鈍化し、3%にとどまったが、リテール預金の伸びは4.5%を上回った。欧州の銀行の多くで収益および諸経費がわずかに減少し、リスクに対する引当金が(既に低い水準から)大幅に減少した。

ドイツでは、昨年、企業向け貸出と自営業向け貸出がかなりのペースで伸び続け、対前年比5.5%の増加となった。これは、2000年代初頭のドットコム・バブル以来の最高値で、社債発行額の急激な減少と重なる形となった。また、リテール向け貸出は3.5%の増加と引き続き拡大したが、これはモーゲージ貸出金の取引高が5%増加したことを要因とするものである。資金調達面では、家計からの預金が5%程度伸びた一方、企業からの預金は2.5%とかなり遅いペースで拡大した。資産の質は優良であるものの、主に競争の激化や低金利環境により、構造的に収益性の低いドイツの銀行の状況に変化は見込まれない。

米国の銀行業界は、ほぼ確実に過去最高益を更新した模様である。米国の銀行は、最初の9ヶ月間で既にいずれの過年度も上回る純利益を生み出していた。これは、信用事業が健全であること、純金利差益および流動資金について金利上昇の恩恵を受けたこと、減税、ならびに世界の資本市場で展開する事業の市場シェアが拡大したことなど、幅広い要因によるものであった。家計向け貸出は前年比で2.2%増加したが、2017年度の増加率を下回った。これは、モーゲージ貸出の伸び率が3%に減少し、ホーム・エクイティ・ローンは9%減少した一方で、消費者向け貸出の伸び率は5%と横ばいであったことを反映している。対照的に、事業向け貸出の伸び率は前年の伸び率の2倍となる7.5%増であった。これは企業向け貸出の2桁の伸びに牽引されたものであり、その残高は2010年度に比べ倍増した。商業用不動産貸出は、前年をやや下回る5%の伸びであった。民間部門の預金は引き続き4%増加した。

中国では、2018年度も信用事業の成長が鈍化した。リテール顧客向け貸出は前年比18%増であったのに対し、企業向け貸出は前年比でわずか8%増にとどまった。民間部門の預金は7%の増加となり、伸び率は前年と同水準であった。日本においても、貸出が2.5%、預金が3.5%と、伸び率は全体的に概ね前年と同水準であった。

投資銀行業務では、2018年度に株式および債券発行の取引高は前年比で減少したものの、M&Aのアドバイザー業務が堅調な業績を記録した。証券トレーディング業務は概ねプラスの成長を記録した。株式トレーディング（米国）とデリバティブ業務が高いパフォーマンスを達成したほか、債券も堅調に成長した。欧州における株式トレーディングのみがマイナス成長であった。

事業戦略

当行は、欧州最大の経済規模を持つドイツを強固な本拠地としてグローバル展開を行う、欧州有数の銀行である。当行は、法人顧客、各国・州・自治体政府、機関投資家、中小企業および個人顧客に対し、コマース・バンキング、インベストメント・バンキング、リテール・バンキングにおいてサービスを提供し、またウェルス・マネジメント商品やアセット・マネジメント商品を提供している。

2018年第2四半期において、当行は戦略の変更および財務目標の更新を発表した。経営陣は、株主への利益還元率を長期的に大きく改善し、当行のバランス・シートおよびその他の資産を、当行の顧客基盤やリスク選好に合致する、利益率が最も高い活動に投資することに重点を置いている。これらの主要目標の達成に向け、当行は4つの戦略上の必須課題を明示した。

第1：より安定した収益および収益プロファイルへのシフト

第2：プライベート・アンド・コマース・バンク（PCB）およびアセット・マネジメント（AM）事業において、明確に規定された戦略を実行すること

第3：コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）を、トランザクション・バンキング、資本市場、ファイナンスおよび財務上のソリューションにおいて当行が有する中核的強みを活かすモデルへ再編すること

第4：コストを削減し、妥協を許さないコスト文化の構築に努めること

当行の戦略の前提として、2018年の成果を土台に引き続き戦略を実施する。当行はコスト管理を持続し、今後も支出を削減していく予定である。一方で、管理された成長に向けて新たな段階に一步を踏み出すことも目指している。当行は、コスト管理の手を緩めずに、当行への信頼を損なうことなく、すべての事業部門において成長していきたいと考えている。

より安定した収益および収益プロファイルの確立

当行は、収益変動が少ない安定した収益源からの収益の割合を増やし、プライベート・アンド・コマース・バンク、アセット・マネジメント部門であるDWSおよびグローバル・トランザクション・バンキングといった当行のより安定した事業の拡張を目指す。より安定的なビジネス配分により、当行の資金調達コストの削減、信用格付けの維持、および非常に困難な環境や市場にあっても耐性の高いパフォーマンスを目指す。

当行のプライベート・アンド・コマース・バンクおよびDWSの成長

当行のプライベート・アンド・コマース・バンクは、プライベート・アンド・コマース・ビジネス（ドイツ）、プライベート・アンド・コマース・ビジネス（インターナショナル）およびウェルス・マネジメント（グローバル）の3つの事業ユニットで構成される。

プライベート・アンド・コマース・ビジネス（ドイツ）は、2,000万を超える個人および商業顧客にサービスを提供し、ドイツ銀行とポストバンクという2つの主要な有力ブランドにより差異化を図った顧客重視のアプローチを追求している。2つのブランドの確固たる地位、広範にわたる顧客基盤および補完的な互いの強みを利用することにより、コストと収益の面で年間9億ユーロの大きなシナジーを生む基盤が築かれ、当行は、2022年以降にかかるシナジーの全額を実現することを目標としている。これらの目標達成の追求には、共同のインフラおよび商品プラットフォームならびに共同経営による新たな運営モデルが寄与する。

プライベート・アンド・コマース・ビジネス（インターナショナル）においては、当行は引き続きより焦点を絞った投資を当行の主力市場において行っている。ポーランドからの一部撤退を完了させ、ポルトガルにおける当行事業の処分を進めることにより、拠点網の合理化を図る一方、当行が、魅力のある成長市場と考えるイタリア、スペイン、ベルギーおよびインドにおいて投資を行っている。

ウェルス・マネジメント（グローバル）では、ドイツおよびグローバルでの当行の市場シェアの拡大を目指す。

当行はまた、銀行分野の商品および銀行分野以外の商品の双方について、戦略上のパートナーに対する追加の資本投資や当行のデジタル・プラットフォームの強化を通じて、デジタル・ソリューションへの投資を進めている。

新規株式公開（IPO）が既に完了したDWSについて、当行は、運用資産の成長、効率性および収益性の向上ならびに増配を含む、DWSの株主に対する還元利益の増大に注力する。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの再編

当行は、グローバル展開を行う欧州の有力なコーポレート・アンド・インベストメント・バンクとしてのCIBの地位を維持していく。2018年に発表され完了した事業再編の一環として、CIBは今後、その主力商品の強みを生かし主要市場に注力していく。

当行は、CIBにおける3つの戦略上の進捗を公表した。

1. オリジネーションとアドバイザー事業を最適化：強固なプレゼンスを維持しつつ、当行の最重要顧客との関連が最も深い、または当行が世界的に確固たる地位を有するセクターおよびセグメントに集中。
2. 債券および為替（FIC）における当行の強みを重視し、当行の中核的強みへ重点を移行させる一方、米国金利（Rates）へのエクスポージャーを削減。
3. 株式業務において、当行資源を既存の収益力の高い顧客関係に重点的に再配分。

今後は、当行の主要な強みであるトランザクション・バンキング、資本市場、ファイナンスおよび財務上のソリューションに当行の経営資源を集中する。さらに、人員削減およびプラットフォームの近代化を通じて、サービス関連のコストを大幅に削減する予定である。

厳格なコスト管理

2018年に調整済コストの削減において前進したことを考慮し、経営陣は現在、2019年において調整済コストをさらに10億ユーロ削減し、218億ユーロとする取り組みを進めており、これにより2018年に当行が自ら設定した2019年の目標値が2億ユーロ引き下げられる。2019年のコストは、これまでに策定された措置が年間を通じて実施された場合の効果、ならびに予定された追加の人員削減、ドイツにおけるリテール事業の統合によるシナジーおよびポルトガルのリテール事業の売却完了の恩恵を受けると予想される。当行はまた、当行と取引を行う者に関する支出および不動産関連費用の合理化を含め、経営陣が継続して行っている非報酬関連費用削減の取り組みの効果を上げることを目指す。これと同時に、当行の技術および内部統制への投資を継続する。

当行の財務目標

短期事業目標

- 2019年の税引後平均有形株主資本利益率を4%超とする
- 2019年の調整済コストを218億ユーロとする
- 2019年末までに、常勤相当の社内従業員数を90,000人未満とする

長期事業目標

- 当行のコスト削減目標の達成を前提として、通常の事業環境における税引後平均有形株主資本利益率を約10%とすること

当行は、短期的および長期的事業目標に向けた取り組みを進めると同時に、以下の資本目標を掲げて、保守的なバランス・シート管理を継続していく。

資本目標

- CRR/CRD 4普通株式等Tier 1資本比率13%超
- CRR/CRD4段階的導入ベースによるレバレッジ比率4.5%（中間目標）
- 競争力のある配当性向

戦略の実施状況

2018年、当行は調整済コストおよび人員削減目標を達成した。当行の調整済コストは228億ユーロとなり、目標としていた230億ユーロを下回った。従業員数は、2018年末現在で93,000人（常勤相当）未満とする当行の目標に対し、91,737人に削減された。当行の普通株式等Tier 1資本比率は、目標値を上回る13.6%となり、レバレッジ比率（段階的導入ベース）は中期目標である4.5%に対し4.3%に改善された。

2018年、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）は、同部門の戦略的再編の一環として人員および経営資源の削減を発表した。これらの施策は2018年第2四半期から第3四半期にかけて順調に実施された。実施された施策としては、オリジネーションおよびアドバイザーでの当行のプレゼンスを見直し、当行が市場で強固な地位を有するセクターを優先させること、株式業務（主としてプライム・ファイナンス）およびレポ取引によるファイナンスを含む米国金利（Rates）におけるレバレッジ・エクスポージャーの縮小、ならびに株式業務人員を約25%削減したことなどがある。当行は、コスト基盤の縮小に向けたさらなる施策を引き続き実施した一方、リスク・ウェイトド・アセットおよびCIBの戦略に合致しない資産のレバレッジ・エクスポージャーは計画通りロールオフさせていく。増収および経営資源の収益性の向上ならびに費用効率の向上を通じて、当行は今後、CIBの収益性の改善を目指す。

2019年、CIBは、的を絞った資源配分および投資による管理された収益の増加に注力する。この取り組みのため、より対象を絞った顧客カバレッジおよび商品の提供を行い、その結果、収益性が最も高い取引関係により多くの資源を振り向けることが可能になり、最終的に顧客の「お財布」（顧客が銀行分野の商品に費やす金額）に占める当行商品の割合が増加する。2018年に法人および財務の統合カバレッジグループが設立されたことからわかるように、CIBは引き続きより効率的なカバレッジを通じて顧客主導の基盤の再活性化を図っていく。このカバレッジグループの目的は、より緊密な連携と専門知識の共有によりシナジーを生むことである。さらに、2019年の費用管理の取り組みはミドルおよびバックオフィス機能を対象に進められる。

当行は引き続き、世界のCIB市場において数少ないグローバル展開を行う欧州の銀行として、有利な地位を占めるための好機を探っていく。

プライベート・アンド・コマーシャルバンク（PCB）においては、2018年第2四半期にドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデンAGとドイツ・ポストバンクAGの合併が完了した後、将来に向けて組織構造を確立するため、2018年第4四半期にさらなる施策を実施した。当行はさらに、プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）のセールス組織を最適化し、セールスインフラおよび支店構成を強化した。当行本社機能の効率化のため、商品のガバナンスおよびガバナンスに特化した運営委員会を設置し、本社が目標とする経営モデルを明確にした。さらに当行は、デジタルブランド「Yunar」のサービス提供開始によりデジタル・プラットフォームを強化し、また顧客に対してアップルペイ対応サービスの提供をドイツで最初に開始した銀行の一つとなった。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）では、当行は引き続き、より焦点を絞り簡素化を進める戦略を実施した。発表された当行のポーランドにおけるリテールビジネスの大部分の処分は2018年第4四半期に完了し、またポルトガルの現地リテールビジネスの売却は順調に進行中で、関係当事者は、規制当局の認証その他の条件が整った場合、2019年第2四半期に取引を完了させる意向である。イタリアおよびスペインでは、最適化されたセールスネットワークと効率化された組織によって、顧客カバレッジおよび効率性の向上のためビジネスモデルの改善を行い、またインドおよびベルギーにおいては、当行ビジネスの収益性改善に引き続き注力している。

ウェルス・マネジメント（グローバル）では、当行のプラットフォームの効率性および健全性の向上を重視する戦略的重点項目をさらに推進するとともに、フロントオフィスの戦略的雇用を通じて、特に中核の超富裕層（UHNW）市場での成長に重点を置いた。2018年中、WMはその管理の枠組み強化に向けてさらに投資を行った。同時に、デジタル・オフリング、顧客の新規登録の短期化やよりきめ細かい対応が可能な顧客サービスモデルによる顧客対応を通じて、顧客サービスを向上させることを目的とした様々なプロジェクトが実施された。WMの経営体制の簡素化にとって重要なマイルストーンとなったのは、2018年第4四半期の新たな地域別組織の導入による、4地域体制から3地域体制（米国、欧州、エマージング・マーケット）への移行であった。また、2018年第2四半期には、サル・オープンハイムのウェルス・マネジメント・ビジネスをドイツ銀行グループに成功裡に統合させた。

アセット・マネジメント（AM）においては、DWSの新規株式公開（IPO）が2018年第1四半期に完了したことを受けて、より独立した企業としての事業運営が始まり、長期的成長に向けた基盤が構築されつつある。AMIは、組織としての成長促進およびパッシブ事業の支援などを目的とした、顧客カバレッジチームへの戦略的雇用を含む、成長に向けた施策を実施している。またAMIは、独自のデジタル投資プラットフォームに新たな販売会社を加え、ユニット・リンク型保険市場に独自のデジタル投資プラットフォームを導入した最初のアセット・マネージャーとなった。

2018年6月に発表されたように、当行のドイツおよびルクセンブルグにおけるファンド管理事務サービスをBNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズに譲渡し、当行のリテール・ファンドについて証券の預託および保管業務の提供を受ける取引については、DWSとBNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズの双方がこれを進めない旨を決定した。

アセット・マネジメントは、アクティブ、パッシブおよびオルタナティブ投資分野を横断的に組み合わせた商品を近年拡大していることに示されるように、当行の環境・社会・ガバナンス（ESG）戦略を引き続き推進した。

支出の見直しおよび削減を行い、当行の業務運営モデルを簡素化することにより効率性と生産性を向上させることに特化した施策を盛り込んだ、効率化および変革プログラムが策定された。

2【事業等のリスク】

本項は、2019年3月22日付の当行の年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の項の和訳である。

当行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。当行の証券に関する投資判断を行う場合、当行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、当行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたは当行の証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、2018年度末において当行が判断したものである。

マクロ経済的環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク

2018年の世界経済は堅調に成長したものの、当行の一部の事業における業績および財務状態ならびに当行の戦略計画に悪影響を及ぼすと考えられるマクロ経済上の重大なリスクは残されている。このようなリスクには、ユーロ圏の経済見通しの悪化および新興市場の減速、米国と中国および米国と欧州との間の貿易摩擦、インフレリスク、英国の欧州連合（EU）離脱（以下「ブレグジット」という。）、欧州各国で行われる選挙、ならびに地政学的リスクが含まれる。

世界経済は、2018年末にかけて新興市場がやや減速したものの、堅調に成長した。米国と中国および米国と欧州との間の貿易摩擦は、世界貿易の重しとなる水準となっている。その一方、米国経済は堅調で、世界経済にプラスの影響を与えた。こうした状況のもと、2018年の世界の経済成長率は3.8%となり、2017年（3.8%）と同水準となった。2018年の世界のインフレ率は3.3%に上昇した。

2018年中、ユーロ圏についての経済見通しは、イタリアおよびドイツが2018年後半に自律的景気後退またはこれに近い局面に入ったため、徐々に悪化した。欧州経済は1.8%拡大したが、2018年の年初に予想された値を約0.5パーセント・ポイント下回った。これは、一部の加盟国における一時的な影響および欧州外の経済環境の悪化によるものであった。成長を後押ししたのは、堅調な増収および拡張的財政状況に支えられたドイツの国内需要であった。拡張的金融政策が維持される中、欧州中央銀行（ECB）は、純資産購入を段階的に廃止した。2018年のユーロ圏の消費者物価上昇率は1.7%となった。2018年のドイツのGDP成長率は予想を下回り、1.4%となった。

2018年の米国経済は堅調に推移した。減税、財政支出および成長を支える財政状況、ならびに賃金上昇や売り手市場の労働市場を背景とする消費者支出に後押しされ、2018年の米国のGDP成長率は2.9%であった。インフレ率は2.4%に達し、連邦準備制度理事会が目標とする2%を上回った。これに対応して、連邦準備制度理事会の金融政策によって2018年中に4度の利上げが行われた。

2018年、日本のGDP成長率は大幅に低下し0.7%となった。新興市場諸国の2018年のGDPは4.9%の伸びとなった。中国のGDP成長率は6.6%となり、2018年初頭の予想をやや上回る伸びを示した。2018年を通じて貿易摩擦が激化したにもかかわらず、中国の輸出は底堅い動きを見せた。

2019年のグローバル・リスクに関する当行のヒートマップは、2018年からやや変化した。成長鈍化方向へのマクロ経済リスクは、直近では特にアジアおよび欧州において高まりが顕著である。中国のGDP成長率は、政策立案者がレバレッジの解消および緊縮財政政策を重視しているため鈍化しているが、政府関係者には景気後退に対応できる施策がまだ残されており、2019年の中国の金融政策は一段と緩和されるものと予想される。欧州では経済成長が停滞しており、複数の国、特にイタリアにおける債務負担が懸念されている。また、ブレグジットに関する交渉が続き、2019年5月には欧州議会選挙が行われることから、政治的リスクも高い状態が続いており、事業投資および経済活動の足枷となる可能性がある。欧州議会選挙以外にも、欧州の主要国で選挙が行われる可能性がある。米国については、当行は、労働市場における供給が極めてタイトな水準にある中で、インフレ率上昇リスクやより実体的な景気後退の兆候を見逃さないよう留意している。2019年の経済成長のペースは2018年のペースから減速すると予想されるが、米国の景気が後退する可能性は低いと当行は予想している。米国と中国との間の貿易摩擦が解消されない場合、自動車セクターやその他の中国からの輸入品に対する追加関税の賦課、または貿易に限らない両国間における摩擦の激化により、経済成長がさらに抑制される可能性がある。

これらのリスクが現実のものとなるか、または現在の国難な状況が長引くかあるいは悪化した場合、当行の事業、業績または戦略計画は、悪影響を受ける可能性がある。

EUにおいては、政情不安の高まりが続き、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、また一部の地域において欧州の分裂を引き起こすおそれがあり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

ここ数年は、特に欧州において、ソブリン債務危機、英国のEU離脱の可能性やイタリアにおける政治上および経済上の動向、フランスの抗議運動、難民危機ならびに選挙民にとってポピュリスト政党および反緊縮派の運動を支持することへの魅力が増したことによる影響があったため、政情不安の高まりが続いた。秩序なきブレグジットは、現在でも不透明な英国および欧州の経済見通しを悪化させ、成長を妨げるおそれがある。ヨーロッパ大陸では、イタリアと欧州委員会との間の対立、フランスにおける「黄色いベスト」運動の高まりや来たる欧州議会選挙をとりまく不透明さによりボラティリティが上昇し、ユーロ圏の成長を妨げるおそれがある。ECBによる措置、支援策および経済回復により欧州の状況は安定してきているように見え、欧州債務危機の深刻な状況はここ数年でいくぶん緩和されたかに見えるにもかかわらず、政情不安は近年も引き続き高まりつつあり、当行の事業が恩恵を受けてきた欧州の統合は、政情不安により妨げられるおそれがある。このような背景の下、国内構造改革やEU加盟国のさらなる統合（いずれも将来の危機に対するユーロ圏の脆弱性を低減するための重要な要素であると考えられている。）が行われる目はますます立たなくなっている。こうした傾向は、当行の顧客が総生産の落ち込みや不確実性の増大に鑑み取引量を抑えるのに伴い、最終的に当行の取引高を著しく減少させ、当行の業績および財務状態に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

政治的リスクの増大は、金融システムおよびより広く経済情勢に影響を与える可能性があり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。

加えて、2017年以降に国政選挙が行われたフランス、ドイツおよびオランダを含む多くのEU加盟国において、現在の欧州の統合の水準に不満を抱いている政党や、程度の差はあれ欧州の統合に懐疑的な立場を表明している政党が一定の支持を集めた。ブレグジットの国民投票もまた、このような一部の政党による欧州の統合に懐疑的な発言を強めた。その結果生じる不確実性は、ユーロ通貨の価値およびEU加盟国の金融安定性に関する見通しに重大な影響を及ぼす可能性があり、これにより、またブレグジットまたは他のEU加盟国によるEU離脱が当該国に予想したほどの深刻な悪影響を及ぼさなかった場合は特に、ソブリン債市場の著しい悪化を招く可能性がある。一または複数の加盟国が債務不履行に陥り、またはユーロ圏から離脱することを決定した場合、一または複数の自国通貨が再導入される可能性がある。ユーロ圏諸国のいずれかがユーロ圏から離脱すべきであると決定した場合、その結果必要となる自国通貨の再導入や既存の契約上の義務の改定は、予測不能な財務的、法的、政治的および社会的な影響をもたらす可能性があり、当該国の民間債についても多大な損失を招く可能性がある。ユーロ圏内では金融システムが相互に密接に連携していることや、当行の欧州全域にわたる公的なおよび民間の取引相手方に対する高いエクスポージャーに鑑みて、当行のエクスポージャーを重大でない水準まで低下させることで上記の不測の事態を回避する方策をとる当行の能力は、制限される可能性が高い。一または複数の国のユーロ圏からの離脱によって欧州全体の経済環境が悪化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性があり、また事業活動の水準が全般的に低下した場合や、当行が様々な事業における相当のエクスポージャーにつき評価減を行わなければならない場合には、当行は重大な損失を被るおそれがある。

英国のEU離脱（ブレグジット）の可能性は、当行の事業、業績または戦略計画に悪影響を及ぼすおそれがある。

英国は2016年6月23日の拘束力を持たない国民投票において、EU離脱を選択した。2017年の初めに議会で承認されたことを受け、2017年3月29日、英国は欧州理事会に対し正式にEU離脱を通知した。欧州連合基本条約に従い、EU離脱は、現在交渉中の離脱条約の効力発生日、または条約が合意に至らない場合は離脱通知から2年後、すなわち2019年3月29日（欧州理事会と英国がこの2年の期間の延長について合意した場合を除く。）に発効する。2019年1月、英国議会は離脱条約案を否決し、2019年3月29日に合意なく離脱する（いわゆる「ノーディール」または「ハード」ブレグジット）可能性が残された。

英国のEU離脱に関する上記およびその他の不確実性を考慮すると、これらが当行に及ぼす長期の影響を正確に見極めることは困難である。しかしながら、英国の経済とユーロ圏諸国の経済は、ユーロ通貨を除く欧州連合の統合プロジェクトにより極めて密接な結びつきを持っており、英国における当行の事業規模、とりわけ当行が大きなエクスポージャーを有しており、ブレグジットにより悪化する可能性があるロンドンのシティーにおける取引水準に左右される事業の規模は、たとえパーセンテージの点ではさほど大きくなくとも、当行の事業に極めて重大な悪影響を及ぼすおそれがあることを意味している。ブレグジットにより、特にクロスボーダー金融サービスの提供に混乱が生じる可能性がある。離脱条約なき英国のEU離脱は、合意ある段階的な対応による離脱の場合と比べて、当行の一部のビジネス再編のためのコストを大幅に増加させる可能性があり、英国からのまたは英国に対する金融サービスの提供における当行の能力を制限する可能性がある。また、将来

におけるEUと英国との関係が現時点で不透明であるため、クロスボーダーの事業活動に関する規制についての不確実性が高まる可能性が大きい。

ブレグジットが、当行の英国業務における組織やビジネスモデルに影響を与えるのはほぼ確実であるが、離脱の詳細や時期が明確でないため、当行がこの影響を正確に見極めることは不可能である。英国のEU離脱に向けた準備として、当行は、英国における規制業務（従来はEUパスポート規定に従い実施してきた業務）を引き続き実施するため、英国当局に申請を行っている。英国の健全性規制機構（PRA）および金融行動監督機構（FCA）は、EU離脱により英国の法律および規制体制が変化することを見越して、新たなルールブックを策定中である。当行は、追加的なあるいは新たな英国の規制（健全性要件および実施要件）に服することとなり、英国における当行の取引活動は健全性規制機構（PRA）および金融行動監督機構（FCA）双方によるより厳格な監督及び監視の対象となることが見込まれ、また英国における新たな規制を遵守するため業務の変更を余儀なくされる可能性があるかと予想している。

当行の準備にもかかわらず、ブレグジットの結果、当行の事業、業績または戦略計画に悪影響が生じるおそれがある。

欧州債務危機が再燃した場合、当行は、欧州諸国およびその他の国のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。当行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できない可能性がある。

ユーロ圏諸国のソブリン債の多くが当行を含む欧州の金融機関により保有されているため、債務危機の影響は特に金融業界において顕著である。2018年12月31日現在、当行は、イタリアに対して36億ユーロ、スペインに対して18億ユーロ、アイルランドに対して3億3,400万ユーロおよびギリシャに対して5,300万ユーロの直接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーを保有していた。ここ数年で危機は明らかに緩和したが、現在の政治的環境に照らすと、ギリシャや他のユーロ圏諸国（スペイン、イタリア、ポルトガルおよびキプロス等）がその債務水準を今後管理していけるか否か、またギリシャが過去の国際的な債務再編について再交渉を試みるか否かは、依然として不透明である。これらの国々の多くにおける反緊縮派の政党やポピュリスト感情の台頭により、ユーロ圏諸国間の著しく異なる経済状況に起因する緊張を緩和させる目的でこれらの国々に推奨されている中長期的な政策は危機に直面している。今後、これらの国々およびその他の債務国のソブリン債についても、2012年のギリシャ債務の再編と同様の交渉や交換が行われる可能性がある。ソブリン債の条件変更（元本金額の減額や償還期限の延長を含む。）に関する交渉の結果によっては、当行の貸借対照表上の資産の更なる減損計上が必要となる可能性もある。これらの交渉は、当行がコントロールすることのできない政治的および経済的な圧力を受ける可能性が非常に高く、当行は、金融市場やより広い経済情勢、また当行に対するその影響を予測することはできない。

上記に加え、発行済みソブリン債の再編は、当行およびその他の市場参加者に対して、不履行リスクに対する保護を目的に購入したヘッジ商品に基づく支払によってカバーされない潜在的な損失をもたらす可能性がある。これらの商品は、主に、信用事由（デフォルトなど）が特定の対象債務に発生した場合に一方の当事者が他方の当事者に支払を行うことに合意する、一般にCDSと呼ばれるクレジット・デフォルト・スワップで構成される。自発的な評価減によって信用事由を回避するソブリン債再編の場合、当行が購入したCDSのトリガー事由に該当しない可能性があり、評価減の場合におけるエクスポージャーは、ヘッジ後の純エクスポージャーとして当初想定していたエクスポージャーを上回る可能性がある。さらに、仮にCDSのトリガー事由に該当した場合でも、CDSに基づき最終的に支払われる金額が、被った損失の全額に満たない場合がある。当行はまた、そのヘッジ取引の相手方が自らのエクスポージャーを有効にヘッジしておらず、当該契約に基づく支払のトリガー事由が発生した場合に必要な流動性を提供することができないリスクに晒されている。このことが欧州の銀行業界全体に影響するシステムリスクを生じさせ、当行の事業および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当行の事業および戦略に関するリスク

当行の業績および財務状態は、とりわけコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門において、厳しい市場環境、不透明なマクロ経済環境および地政学的状況、顧客取引水準の低下、競争および規制の増加ならびに戦略的決定の直接的な影響により、引き続きマイナスの影響を受けている。当行がこれらの逆風や高額な訴訟費用に晒され続ける中で収益性を改善できなかった場合、当行は、戦略的目標の多くを達成できなくなり、自己資本、流動性およびレバレッジを市場参加者および規制当局が期待する水準に維持することが困難になるおそれがある。

当行の収益は、2018年に各コーポレート部門において減少した。これは、金利およびボラティリティが低く、マクロ経済および地政学的状況が不透明で、顧客取引水準が低下し、競争および規制が増加した厳しい市場環境によるマイナスの影響を受けたものである。超低金利環境が、特にユーロ圏において当行の伝統的な銀行業務およびトレーディング・アンド・

マーケットビジネスにおけるマージン低下の要因となった。また、ボラティリティの低い市場は、ボラティリティの高い環境が好ましい当行のトレーディングビジネスおよび顧客主導ビジネスに悪影響を及ぼした。

当行のビジネスの低マージン低リスクの商品への移行は、当行がボラティリティから利益を得る機会を制限する可能性がある。規制当局は一般的に、銀行セクターに対し、顧客フローの促進に注力し、リスクを取ることは控えるよう促している。これは、高リスクの取引に対する自己資本水準の引き上げにより一部実施されている。さらに規制当局の一部は、銀行に対して低リスクの取引に重点を置くよう求める方針に従い、当行の事業基盤を見直すよう促しまた推奨している。近年において、当行は、より高リスクで資本賦課の高い商品に焦点を当ててきた多くの事業（これらの事業は、初期の段階では、より高い収益性を持つ可能性も有していた。）に対するエクスポージャーを削減してきた。当行の収益および利益は、規制（特に規制自己資本、レバレッジ要件および流動性要件の増大やコンプライアンス費用の増加）および競争による長期にわたる構造的傾向により圧迫を受けており、これらが当行の多くの事業のマージンを圧縮している。これらの要素の組み合わせが、当行のトレーディング・アンド・マーケットビジネスにおける長期にわたるマージンの低下および取引高の減少を招いた場合、構造的課題がその要因であるとも言え、当行の財務上の目標の達成のためには、事業計画に含まれていたよりもさらに大幅な変更を当行のビジネスの構成に加えることを検討する必要性が生じる可能性がある。

当行は近年、訴訟事案、執行措置および類似の事案を、当行が設定した引当金の枠内でほぼ解決して大きな進展を遂げてきたが、この状況を維持できない可能性がある。当行は現在、これらのコストがここ数年より増加し、とりわけ比較的低水準であった2018年との比較では、大幅に増加する可能性があると予想している。特に、これらの費用は、訴訟事案、執行措置および類似の事案につき当行が設定した引当金の水準を著しく上回る可能性があり、これにより当行の財務の健全性に関する市場の見方が否定的となり、当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。このことにより、訴訟事案、執行措置およびその他の事案について生じる実際の費用と相まって、今度は自己資本、流動性およびレバレッジを、市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に悪影響を及ぼすおそれがある。

潜在的な法律上、規制上および執行措置に関する事案またはその他の事案に関する市場の憶測が、当行のビジネスや収益水準に長期にわたり悪影響を及ぼす可能性がある。特に2018年後半、とりわけ当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの一部において取引高および顧客残高が減少した。これは、当行とダンスケ銀行エストニア支店とのコルレス銀行関係についての憶測や、マネーロンダリングへの関与が疑われる行為の報告漏れに関連して2018年11月に行われたドイツ法執行当局による当行事務所の強制捜査によるものである。当行の減収に関する報道を含め、当行に関する否定的なニュースは、当行に関する市場の見方を悪化させ、従業員との雇用契約、顧客との関係および収益をさらに圧迫する可能性がある。これらの要因は、当行が直面している多くの逆風を克服する当行の能力に関する懸念と相まって、当行の証券の取引市場に影響を及ぼしている。

上記および当行の事業に関する様々な見通しにより、当行は、自己資本、流動性およびレバレッジを、規制当局が要求する水準や、国際的にビジネスを展開する競合他社との比較において市場参加者が必要と考える水準に維持するため、将来的に追加の資本を調達することが必要または望ましいと認識する可能性があり、結果として既存の株主利益が希薄化する可能性がある。

さらに、欧州金融業界における統合の可能性や、その統合における当行の役割に関する市場の憶測が、当行の事業および収益水準に悪影響を及ぼす可能性がある。ここ数か月においては、当行が金融業界における統合に加わるとの憶測が強まった。業界全体の傾向に鑑み、当行は随時、事業統合を検討している。統合に関する憶測は頻繁に生じるが、銀行業界においては、規制上の環境、ビジネスモデルの相違、評価の問題および業界における長期にわたる逆風（低金利環境、市場圧力、ならびに金融機関の事業の合理化および簡素化に伴うコスト増を含む。）を含め、取引の完了までに多くの障害が存在する。したがって、当行は事業統合の検討中止を決定する可能性または統合の機会を追求しない旨の決定をする可能性がある。当行が銀行間の統合に加わらない場合や市場参加者が期待する取引を完了しない場合、市場が当行に対して否定的な認識を持つ可能性がある。これにより、当行の事業、ひいては当行の財務状態、業績および流動性ならびに株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が統合対象を見つけ出して統合を行うことは困難となる可能性があり、統合を実施してもこれを回避しても、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

当行は随時、事業統合を検討している。重要な事業統合を発表または完了した場合で、当該取引が高額すぎる、既存株主にとって希薄化をもたらす、または当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価または統合対象法人の株価は著しく下落する可能性がある。当行が統合する可能性のあるいかなるビジネスについても、当行があらゆる

点で完璧な調査を行うことは一般に不可能である。その結果として、統合が予想通りに運ばない可能性がある。さらに、事業を統合する対象法人と当行の業務をうまく統合できない可能性がある。発表した事業統合を完了できなかった場合、または当該統合において予想された恩恵を享受できなかった場合、当行の収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。またこのような不首尾が、当行の事業見通しおよび運営に対する投資家の認識に影響をあたえ、当行の株価が下落する可能性がある。さらには、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また従業員の残留を促すために報奨金を支払う必要があると当行が判断した場合は、費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

当行がさらなる事業統合を行うことを回避し、または発表したもしくは予想された統合を実現できなかった場合、市場参加者は、当行に対して否定的な認識を持つ可能性がある。当行はまた、特に新たな事業分野への事業の拡大を自立的成長のみによって行う場合には、競合他社と同様に迅速に、あるいは成功裡に実行することができないおそれもある。これらの認識や制約は、当行の事業に損失をもたらし、また当行のレピュテーションを毀損する可能性があり、当行の財務状態、業績および流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

低迷する市場環境、資産価格の下落、ボラティリティおよび慎重な投資家のセンチメントは、当行の収益、特に当行のインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行は、過去に当行のトレーディングおよび投資業務において著しい損失を被っており、また将来においても被る可能性がある。

当行は、グローバルな投資銀行として、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長引く市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれ、重大な損失を計上する可能性がある。市場のボラティリティは、当行が保有する金融資産の価値を減少させ、当行のリスクをヘッジする費用を増加させることにより、当行に悪影響を与えるおそれがある。顧客活動の低下も、当行の「フロー」ビジネスの収益を減少させる可能性がある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態による当行のインベストメント・バンキングの収益は、当行が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料その他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値とともに減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。近時を含め過去における顧客のリスク志向の減少は、当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの取引量や収益性レベルの低下を招いた。当行の収益および収益性は、債券・株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、これにより当行の利息以外の収益が減少しており、また将来においても減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、当行がアセット・マネジメント業務から得られる収益が減少する可能性がある。当行の顧客は、当行が顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行は、十分な担保を保有せずまたはこれを実行できない場合に、当該顧客の損失を填補する必要性のために更なる信用リスクに晒される可能性がある。当行はまた、顧客が損失を被り、当行がその商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、その業務が阻害される可能性がある。

また、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益の多くは、市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。当行がこれらのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションを有する各商品および各事業分野においては、当行の業務の一部として、各種の金融市場およびそれらのトレンドに関する評価を必然的に伴う。当行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのより高度な取引の多くは、価格変動および価格差の影響を受ける。当行の予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティが高くなっている場合、当行が行った評価により、結果的に関連する取引およびポジションにおける収益の減少または損失を招く可能性がある。さらに当行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより

当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ当行の保有資産にそもそも流動性ある市場が存在しない場合に発生する。銀行間のデリバティブ契約などの証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行が公開市場価格以外のモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせてその活動を縮小し、ひいては取引フローに依拠する当行の事業の活動水準も低下させる場合には、当行は悪影響を受ける可能性がある。

当行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体もしくは当行独自の流動性が不足する場合には、債券資本市場にアクセスできないことや資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。信用格付けの低下に起因して当行の資金調達コストは増加しており、将来の信用格付けの低下は、当行の資金調達コスト、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲および当行のビジネスモデルの重要な側面に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、事業活動に資金を提供するため流動性資金を継続的に必要としている。当行の資金流動性は、有担保債ないし無担保債の市場にアクセスできないこと、当行の子会社からの資金を利用できないことやその他当行の事業全般に流動性資金を適切に配分できないこと、資産の売却もしくは投資の回収を行えないこと、または現金もしくは担保の予測不能な流出が生じることにより損なわれる可能性がある。このような状況は、当行の事業とは無関係の当行の管理可能な範囲を超えた状況、例えば金融市場における混乱に起因する場合もあるし、当行に特有の状況、例えば訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する今後の資金流出に関する認識、ならびに当行の事業、ビジネスモデルもしくは戦略の脆弱性や経済状況や市場環境の悪化への対応力の低さが実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として取引相手方または市場が当行の事業に対する資金提供を控えること等によって生じる可能性もある。例えば、当行は、当行株価の急落や当行債券のセカンダリー市場での取引に関連する対国債スプレッドの拡大に直面してきた。こうした状況を受けて、最近では、ストレスのかかったシナリオにおける利用可能な流動性資金に関する内部の見積りがマイナスの影響を受けることもあった。このような影響は、当行の住宅ローン担保証券の発行および引受業務に関連して米国司法省(DOJ)との間で当時交渉が進められていた民事請求の和解金額の規模に関する市場の憶測を反映して、2016年秋には特に深刻となった。また、当行と同規模と考えられている他の金融機関の経営不振および金融業界全般についての否定的な評価もまた、近年当行に影響を及ぼしている。かかる認識は、資本市場にアクセスし、当行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えている。かかる認識が存在、継続または悪化した場合、容認可能な条件で上記の資金を取得する当行の能力は、悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや資産価値の下落をカバーするために必要な水準の資本の維持ができない場合には、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、また例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当行は近年、特にユーロ圏の金融機関および金融市場に追加の流動性資金をもたらしたECBおよびその他の中央銀行による多くの資金提供措置から恩恵を受けている。かかる資金提供が縮小または停止した場合、当行の資金調達コストが増大または資金供給が減少し、その結果、当行の事業活動が停滞するおそれがある。特に、ECBが量的緩和政策の停止または縮小を決定したり、連邦準備制度理事会が金融引締政策をさらに推し進めたり、またはより一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた措置を講じたような場合には、長期金利が上昇し、それに伴い当行の資金調達コストにも影響を及ぼす可能性が高い。

世界規模の金融危機が始まって以降、主要な信用格付機関は、複数回にわたり当行の信用格付けを引き下げ、または見直しもしくはネガティブ・ウォッチ(格下げ方向で見直し)に指定してきた。こうした信用格付けの低下は、当行の資金調達コストを増加させた。拡大した当行のスプレッド水準(ベンチマークとしての国債と当行証券の利回りの差異)は市場の軟化の影響を受けやすく、格付けがさらに引き下げられた場合、当行の信用格付けが投資不適格の範疇に入る可能性がある。将来の信用格付けの低下は、当行の資金調達コストおよびビジネスモデルの重要な側面に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付けの低下による影響は、格下げが金融業界全体に影響を及ぼすものか、地域ベースで影響を及ぼすものか、あるいは規制措置、訴訟事案および類似の事案の今後の和解等の当行に特有の状況を反映することが意図されたものか、当行の経営幹部が格下げに対し事前にまたは事後に講じた措置、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲、またより一般的には、その他の市場事由の影響およびマクロ経済環境の状況を含む、様々な要因によって左右される。

また、当行が当事者となっているデリバティブ商品を規定する多くの契約に基づき、信用格付けの低下は、当行に対し追加の担保設定を余儀なくし、当行の支払義務を伴う契約の終了を招き、または相手方に対し追加の救済手段を与える可能性がある。当行は、「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書、リスク・レポート、流動性リスク、ストレス・テストおよびシナリオ分析」に詳述されるとおり、流動性ストレス・テスト分析においてこれらの影響を考慮する。

2018年第2四半期において、当行は戦略の変更および財務目標の更新を発表した。当行がその戦略計画を成功裡に実行できなかった場合、当行は財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

2018年第2四半期において、当行は戦略の変更および財務目標の更新を発表した。経営陣は、株主への利益還元率を長期的に大きく改善し、当行のバランス・シートおよびその他の資産を、当行の顧客基盤やリスク選好に合致する、利益率が最も高い活動に投資することに重点を置いている。これらの主要目標の達成に向け、当行は4つの戦略上の必須課題を明示した。

第1：より安定した収益および収益プロファイルへのシフト

第2：プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）およびアセット・マネジメント（AM）事業において、明確に規定された戦略を実行すること

第3：コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）を、トランザクション・バンキング、資本市場、ファイナンスおよび財務上のソリューションにおいて当行が有する中核的強みを活かすモデルへ再編すること

第4：コストを削減し、妥協を許さないコスト文化の構築に努めること

当行のプライベート・アンド・コマーシャル・バンクは、プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）、プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）およびウェルス・マネジメント（グローバル）の3つの事業ユニットで構成される。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）は、ドイツ銀行とポストバンクという2つのブランドを通じて、2,000万を超える個人および商業顧客にサービスを提供している。2つのブランドは、一つの会社、すなわち2018年5月に行われたポストバンクAGとドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデンAGの合併によって設立されたドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクを通じて運営される。この事業において当行は、コストと収益の面で年間9億ユーロのシナジー効果を目指し、2022年以降に全額が実現されることを目標としている。これらの目標の達成をサポートするため、共同のインフラおよび商品プラットフォームならびに共同経営による新たな運営モデルが実施されている。今般のポストバンクを当行グループへ統合するための再編計画およびその他の投資について、再編および退職費用ならびにIT（情報技術）その他に関する費用により、当行はその総費用を19億ユーロと見込んでいる。統合への取り組みに関連して、ITシステムが異なることから生じる潜在的な困難、人員の統合による困難、統合プロセスに関連する経営資源のコミットメントならびに主要な人材の流出の可能性など、予測不能な困難が生じる可能性がある。統合の利益、費用および期間は、上記のいずれかの要因ならびに当行がコントロールできないさまざまな要因（市場の低迷を含む。）により、悪影響を受ける可能性がある。これらのリスクのいずれかが顕在化した場合、統合により当行が実現を期待する費用削減その他の利益が、想定以上に高いコストを要することとなったり、想定される期間内もしくは計画された範囲まで実現されないこととなる可能性がある。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）においては、当行は引き続きより焦点を絞った投資を当行の主力市場において行っている。ポーランドからの一部撤退を完了させ、ポルトガルにおける当行事業の処分を進めることにより、拠点網の合理化を図る一方、当行は、魅力のある成長市場と考えるイタリア、スペイン、ベルギーおよびインドにおいて投資を行っている。ウェルス・マネジメントでは、ドイツおよびグローバルでの当行の市場シェアの拡大を目指す。また、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）では、銀行分野の商品および銀行分野以外の商品の双方について、戦略上のパートナーに対する追加の資本投資や当行のデジタル・プラットフォームの強化を通じて、デジタル・ソリューションへの投資を進めている。当行が想定している成長が、これらの事業戦略によって達成できない可能性がある。

新規株式公開（IPO）が既に完了したDWSについて、当行は、運用資産の成長、効率性および収益性の向上ならびに増配を含むDWSの株主に対する還元利益の増大に注力する。ドイツ銀行グループのサービスおよびインフラ機能をDWSグループに統合することにより、当行は、コスト削減や顧客サービス向上に向けたプロセスの改善を含め、プラットフォーム全体における運営効率の向上を目指す。DWSの新規株式公開（IPO）によって、過去に当行のアセット・マネジメント事業に影響を与えた当行に関する市場の懸念や新たな取り組みについて生じ得る市場の懸念が完全には払拭されない可能性があり、DWSが運用資産の成長、効率性もしくは収益性の向上、またはDWSの株主に対する高水準の利益還元を達成ができない可能性がある。引き続きDWSの持分の過半数を保有する当行もまた、これらの要因による悪影響を受け続けることになる。

当行は、グローバル展開を行う欧州の有力なコーポレート・アンド・インベストメント・バンクとしてのCIBの地位を維持していく。2018年に発表され完了した事業再編の一環として、CIBは今後、その主力商品の強みを生かして主要市場に注力していく。2018年からの活動としては、一定の事業へのコミットメントを削減し、他のビジネスへの投資を進めている。2019年において、CIBは、的を絞った経営資源の展開及び投資による管理された増収の達成に注力する。一定の事業へのコミットメントの削減により、顧客に対する当行のサービス提供力に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいては当行の従来の収益構成にも影響を及ぼす可能性がある。当行が投資を強化している事業においては、顧客が当行との取引やポートフォリオの拡大を選択しない可能性があり、それにより、当行がこれらの機会を活かすことができない可能性がある。

当行は、2019年の調整済コストを10億ユーロ削減して218億ユーロとし、また、2019年末までに当行従業員（常勤相当）を90,000人を下回る水準に削減することを目指す。当行はまた、2019年に税引後平均有形株主資本利益率を4%超とする目標に向けた取り組みを行っている。当行は、当行のコスト削減目標の達成を前提として、通常の事業環境における税引後平均有形株主資本利益率を、長期的に約10%とすることを目指す。

当行は、短期的および長期的事業目標に向けた取り組みを進めると同時に、CRR/CRD 4普通株式等Tier 1資本比率を13%超、CRR/CRD4段階的導入ベースによるレバレッジ比率を4.5%（中間目標）とする資本目標を掲げて、保守的なバランス・シート管理を継続していく。さらに、当行は競争力のある配当性向を目指している。

当行の目標は、2019年においてマクロ経済が堅調に推移し（特に米国が高水準の成長率を維持し）、外国為替相場に想定外の大きな変動が生じないとする当行の予測に基づいている。当行はまた、特殊要因のない通常の税率による恩恵を受けることを想定している。

当行の戦略的目標の達成は、様々な内部および外部的要因（上記の要因、市場や規制の不確実性、経済に対する不透明感および政情不安を含む。）ならびに当行の経営モデルに係る制約による影響を受ける。これらの要因により、当行の戦略目標の達成や期待される利益の実現が悪影響を受け、または阻止される可能性がある。特に欧州における市場の極端な混乱の再燃などの経済に対する不透明感、世界、地域および国家の経済状況の低迷する可能性、低金利かつボラティリティの低い市場環境の継続、事業における競争の増加ならびに政治の不安定性が、戦略目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。また、戦略目標を達成する当行の能力は、規制の変更によっても悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の収益性の減少を招く可能性のあるビジネスモデルまたは組織の変更を政府当局から要請され、あるいは法令遵守のため当行の収益性を減少させるような変更を行わざるを得なくなる可能性がある。当行はまた、ドイツ国内およびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において、多くの訴訟、仲裁ならびに規制上の手続きに関与し調査の対象となっている。これらの件には、多くの不確実性が伴う。当行は、訴訟環境は引き続き厳しい状況が続くと予想している。訴訟および規制案件が今後も近年と同様のまたはこれを上回るペースおよび規模で発生する場合、またはこれらの件に対する当行の潜在的エクスポージャーについて市場の憶測が消えない場合、当行は、戦略目標を達成することができない可能性がある。

当行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済環境の好転に依拠する増収見込みが含まれている。マクロ経済環境が停滞または低迷した場合、これらの戦略的財務目標および資本目標を達成するために必要となる増収を生み出す当行の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。2018年第4四半期と比較して市況は改善しているものの、当行の予想より幾分弱い状態である。さらに、当行が戦略計画に沿って収益を伸ばすことができた場合でも、規制の変更や上記の訴訟・規制関連事項（それらの件に対する当行の潜在的エクスポージャーに関する市場の憶測を含む。）に関して（その結果当行の事業に要求される変更において）当行が要するコスト、またはその他予測不能なリスクが現実のものとなった場合には、当行の純利益に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、当行が戦略的財務目標および資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行の戦略的目標はまた、以下の前提およびリスクに服する。

当行は、当行のビジネスモデルから生じる大きな課題を克服することができるものと想定している。当行は引き続きトレーディングビジネスおよびマーケットビジネスから多くの収益を得ている。しかしながら、かかるビジネス（特に債券部門）は、金利およびボラティリティが低く、顧客活動が低水準で、当行事業に対する見方が否定的な市場環境がいつまで続くかの不確実性や、中央銀行の市場介入およびその段階的停止により、引き続き極めて困難な状況に直面している。当行は、これらのビジネスの業績に大きく依存しており、その依存度が多くの競合他社よりも高い。顧客フローに依拠する当行の多くの事業は、現在の市場環境において一層厳しいものとなっている。また、当行の一部の事業は、変更が困難である可能性があり、これは当行のビジネスモデルの変更を行うにあたりリスクとなる可能性がある。当行がこの新しいビジネスモデルを成功裡に実施できなかった場合、または新しいビジネスモデルが収益をもたらさなかった場合、当行は、戦略目標の一部または全部を達成できなくなる可能性がある。

資産および顧客水準は、市場の否定的な見方により、2016年第4四半期においておよび2018年後半において再び影響を受けた。当行に対し、市場が引き続き否定的な見方で注目しまたは新たに注目した場合、新規顧客や資産の流出を再び招く可能性がある。

当行は現在、非常に複雑なインフラを運営しており、これは管理体制全体の質を損なう可能性がある。強固な管理体制を備えたより効率的な銀行となれるかは、ITランドスケープの合理化および簡素化ならびに企業文化の変革の成功にかかっている。さらに、資本計画および実施計画には、正確な、適時の、かつ関連を有するデータに依拠する堅牢なモニタリングおよびトラッキングが必要となる。当行は、当行のIT技術およびデータ技術ならびにデータ収集力における既存の課題に対処するべく策定されたイニシアティブに取り組んでいる。これらのイニシアティブを実施するにあたり遅れや課題が生じた場合、効率性の向上および管理体制の強化を行う当行の能力に影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の戦略を成功裡に実行する当行の能力にも影響を及ぼす可能性がある。

当行に適用される法令に従って事業を遂行できるようにするためには、堅固かつ効果的な内部管理体制が必要である。当行は特に、多くの訴訟が生じる原因となった状況や、当行がここ数年に受けた規制上および執行上の調査や手続きに対する対応として、取引処理体制の有効性の向上、管理の強化および非財務リスクの管理を行う複数の重要なイニシアティブに取り組んでいる。但し、当行は、これらのイニシアティブを予定どおりまたは規制当局の要求どおり迅速に完了できない可能性があり、また当行の取り組みは、当行の管理体制における将来のすべての不備を阻止し、または管理体制の改善によって将来的に訴訟ならびに規制上および執行上の調査や手続きを減少させるには不十分である可能性がある。さらに、

管理強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺される可能性がある。これらの要因はいずれも、戦略を適時に実行するもしくは実行自体の可否に関する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行がかかる戦略的イニシアティブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシアティブが期待された効果をあげなかった場合、かかるイニシアティブを実施するために当行が負担する費用が当行想定の上を越えた場合、あるいは当行がこれらのイニシアティブを実施するために定めた公表済みの目標を達成できなかった場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、事業体、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

当行は、ビジネスの簡素化および集中を行い、自己資本要件およびレバレッジ要件を充足またはこれらを超える水準を達成し、また有形株主資本利益率の目標の達成を促進する戦略の一環として、当行の中核事業に該当しない資産の売却もしくはかかる資産へのエクスポージャーを削減する可能性がある。これは、当行の競合他社の多くもその自己資本比率およびレバレッジ比率ならびに株主資本利益率を改善するため同様に資産を売却しようとしているため、現在および将来の市場環境においては困難となる可能性がある。当行は既に非中核資産の大部分を売却しており、当行が残りの非中核資産を期待どおり迅速にかつ許容可能な価格で売却するのは、とりわけ困難である可能性がある。当行が事業体またはビジネスを売却する場合、当行は、売買契約の条件に基づく一定の損失またはリスクに引き続き晒される可能性があり、またかかる事業体またはビジネスの分離および売却のプロセスにより、オペレーティング・リスクまたはその他の損失が生じる可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、事業体、ビジネスまたは資産を有利な価格で売却すること、あるいは売却自体が不可能となる可能性がある。当行が計画どおりにその資産を削減できない場合、当行は、その戦略に基づき設定された自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行の本国ドイツの市場およびグローバルな市場における激しい競争は、当行の収益および収益性に著しい悪影響を及ぼし、今後も及ぼす可能性がある。

ドイツおよびグローバルな市場における主な事業分野のすべてにおいて、競争が激しくなっている。当行が、当行に収益をもたらす魅力的な商品およびサービスの提供をもってかかる市場における競争環境に対処できなかった場合、当行は、その事業の重要な分野における市場シェアを失い、または業務の一部もしくは全部において損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、当行における価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

これまでに、複数の金融機関の間で大規模な合併および集中が行われてきた。かかる傾向は、当行の競合他社の一部の資本基盤および業務地域を著しく増大させ、証券およびその他の金融市場のグローバル化を加速した。その結果、当行は、当行より大規模で資金力があり、現地の市場においてより強固な地位を占める可能性のある金融機関と競争しなくてはならなくなった。

他のユニバーサル・バンクや金融サービス会社といった従来の競合他社に加えて、新興企業やテクノロジー企業といった新たなグループが、将来の競合勢力としてバンキング・サービスおよび商品への興味を強めている。これらの新たな競合他社は、中核的な商品（支払い、基本貯蓄口座ならびに融資および投資アドバイザー等）および新商品（ピアツーピア・レンディングや株式型クラウドファンディング等）の双方における競争を激化させる可能性がある。

規制及び監督に関するリスク

金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、当行に多大な影響を及ぼしており、かつ引き続き影響を及ぼして、当行の事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当行が規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当支払いや規制上適切な資本性金融商品に関する支払いを禁じるか、またはその他の措置を講じる可能性がある。

世界規模の金融危機および欧州債務危機を受けて、政府および規制当局等は、規制の枠組み変更を通じて金融業界の将来の危機への対応力を強化するための取り組みを行ってきた。パーゼル銀行監督委員会（以下「パーゼル委員会」という。）

やその他の基準設定機関によって概要を示された規制見直し計画は、その重点が様々な要素の実施に移行したことによって、新たな変革のペースは鈍化した。その結果、当行および金融機関全体にとっての不確実性は、これまでの年よりその水準は軽減されたものの、引き続き存在している。新たな法律および規制や現在の提案には、以下のものが含まれる。

- より厳しい資本規制、レバレッジおよび流動性基準
- 報酬の慣行に係る制限
- 自己勘定取引その他の投資業務に係る制限
- 特別銀行税および金融取引税
- 金融危機に対応するための債権者の「ペイルイン」を含む再建・破綻処理権限
- 多額のエクスポージャー制限の厳格化
- ユーロ圏内およびその他の加盟国における一元化した銀行監督当局および銀行破綻処理当局の創設
- 一定の業務の預金受入業務からの分離
- ストレス・テストおよび資金計画制度
- 報告要件の強化
- デリバティブその他の金融商品、投資商品および市場インフラストラクチャーの見直し

規制枠組改革の中核的要素として、バーゼル委員会は2010年12月、バーゼル3として知られる最低自己資本および流動性の基準に関する一連の包括的変更を公表し、これらの変更は「CRR/CRD4」および銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」）とも呼ばれる欧州の一連の法令を通じて、2014年以降、欧州および国内（当行の場合ドイツ）の法律において実施されている。

また、規制当局の既存の法律および規制の遵守に関する検査はより強化され、監督当局の要請は引き続き重要である。複数の新たな法律および規制の草案作成や実施が行われているが、まだ道半ばであり、監督当局の要請はまだ確定されておらず、その具体的な影響は明らかではない。

2016年11月23日、欧州委員会は、EU内の銀行の対応力をさらに強化するため、包括的な一連の改革案（以下「銀行改革パッケージ」という。）を公表した。この提案には、バーゼル委員会が構築したグローバルな規制枠組み、いわゆるバーゼル合意（バーゼル1、2および3）を精緻化し補足するため、バーゼル委員会と金融安定理事会（以下「FSB」という。）との間で合意された規制枠組みについて残された課題が含まれる。これには、特にマーケット・リスクや相手先の信用リスクの分野および集中決済機関に対するエクスポージャーについてよりリスク感応度の高い資本要件、ならびに銀行が晒される可能性のある実際のリスクをより正確に反映する方法、拘束力のあるレバレッジ比率、拘束力のある安定調達比率、大口エクスポージャー規制の強化、およびドイツ銀行のようなグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）がその破綻時に損失を負担できる一定の最低水準の資本およびその他の商品の保有（総損失吸収力（TLAC））を義務付けることが含まれる。その他の施策案は、EU経済を支援するための銀行の融資能力の向上や、EU資本市場の深化および流動性の強化において、銀行がその達成に貢献しやすくすることを目指すものである。2018年12月4日、欧州議会および欧州連合理事会は、銀行改革パッケージについて、政治的な暫定合意に達した。銀行改革パッケージは、2019年前半に発効することが想定されている。多くの規定は2021年までは適用されないが、総損失吸収力（TLAC）要件を含む一部の規定は、銀行改革パッケージの規定の発効と同時に適用されるものと予想されている。

さらに2017年12月、バーゼル委員会は、リスク・ウェイト・アセットの算出における一貫性を高め、銀行の自己資本比率の比較可能性を向上させることを目的とするバーゼル3フレームワークの追加改定に関する最終合意（以下「2017年12月合意」という。）を公表した。2017年12月合意には、信用リスクを定める標準的手法および内部格付手法の変更、オペレーショナル・リスクのフレームワークの改定ならびに「資本フロア」を72.5%とすることが含まれている。「資本フロア」は、銀行の内部モデルを使用して算出したリスク・ウェイト・アセットの値が、標準的手法を使用した場合と比べてどの程度下回ることを許容するかを定めるものである。この一連の改革は、バーゼル3フレームワークを最終化することを意図しており、標準的手法のリスク感応度をより高めて細分化を進める一方、銀行が内部モデルを使用できる範囲を縮小するものである。さらに、2017年12月合意は、当行のようなグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）に対してTier 1資本で充足すべきレバレッジ比率にバッファを導入し、これを当該銀行に適用あるリスクベースのG-SIBバッファ要件の50%とした。バーゼル委員会は、この一連の改革の実施開始日を2022年1月1日とし、資本フロアについては、2027年1月までの5年間を経過措置期間とすることについても合意した。

銀行改革パッケージが発効した場合、規制上の自己資本要件および流動性要件の引き上げや、コスト増を引き起こすことにより、当行のビジネスに影響を及ぼす可能性が高い。また2017年12月合意も、法律として採択された場合、資本賦課の増加により当行のビジネスに影響を及ぼす可能性がある。

これらの要件は、規制自己資本バッファに追加される要件であったり、当該バッファ自体の増加を求めるものである可能性があり、または既に当行に課されている各種の要件に追加を行い、当該要件自体が当行の所要自己資本の大幅な増加を要請するものである可能性がある。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる方法は、近年着実に増加している。進行中または将来の危機を受けて、各国政府および規制当局により、規制が必要に応じて課される可能性があり、特に当行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

特に、当行を管轄する規制当局（ECBを含む。）は、一元化した銀行監督メカニズム（「SSM」とも呼ばれる。）に基づき、監督上の検証・評価プロセス（以下「SREPI」という。）等に関連してストレス・テストを実施することができ、金融機関の個別の状況に応じてリスク・ウェイト・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていないリスク（訴訟事案、規制措置および類似の事案に関するものを含む。）に対応するため、金融機関に自己資本の上積み課す裁量ならびにその他の措置（当行の事業の制限または変更等）を講じるかまたはこれを要求する裁量を有する。こうした状況の中、ECBIは、当行にSREPIに基づく個別の自己資本要件（「第二の柱」要件と呼ばれる。）を課す可能性があり、これまでも課してきた。「第二の柱」要件では、法定の最低自己資本水準およびバッファ要件に加え、普通株式等Tier 1資本についても要件を満たす必要があり、これらの要件を満たさなかった場合は、配当支払いの制限等の法的措置を直接課される可能性がある。

ECBIはまた、SREPIに基づき、各銀行に対し「第二の柱」に基づく普通株式等Tier 1資本の追加の保有を推奨する通知（いわゆる「第二の柱」ガイダンス）を行う可能性があり、当行に通知を行ったことがある。「第二の柱」ガイダンスは法的拘束力を有さず、その不遵守は法的措置を自動的に招くものではないが、ECBIは、各銀行が「第二の柱」ガイダンスを遵守することを期待すると述べている。

またより一般的には、管轄規制当局は、当行が規制要件（特に法定の最低自己資本水準、「第二の柱」要件またはバッファ要件）を遵守しなかった場合や、当行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合には、当行に対し、株主に対する配当支払いや当行のその他の規制上適格な資本性金融商品の保有者に対する分配を禁じることができる。こうした事態は、例えば、当行が収益の減少により十分な利益を得られなかった場合や、訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する多額の資金流出の結果として生じる可能性がある。一般的に、定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、当行の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いもしくは当行のその他の規制上適格な資本性金融商品に関する分配を行う当行の能力や、場合によっては当行が現在行っている、あるいは将来行う予定である業務を行う当行の能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

規制上および法律上の変更は、当行に対しより多額の自己資本を維持し、厳格化された流動性要件を遵守することを要請する。これらの要件が当行のビジネスモデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本規制または資金流動性の要件を十分なバッファをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本もしくは流動性を維持すべきであるとの市場の認識、またはこれらの要件を再び満たすことができないような場合は、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

「CRR/CRD 4」の一連の法令の実施は、とりわけ、自己資本要件の強化および流動性要件の厳格化をもたらし、その一部として、2019年1月1日までに段階的に適用された追加的な自己資本バッファ要件も含まれている。リスク測定に関する規則の厳格化ならびに銀行改革パッケージおよび2017年12月合意が提案する追加の修正により、リスク・ウェイト・アセットおよびこれに対応する銀行の資本に対する要請がさらに増大し、（拘束力のある安定調達比率の導入等）流動性要件がより厳格化する可能性がある。さらに、銀行改革パッケージによる拘束力のあるレバレッジ比率の導入により、当行のビジネスモデル、財務状態および業績に影響を与える可能性がある。

さらに、SRM規制、BRRDおよびドイツ再建・破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）に基づき、当行は、管轄破綻処理機関が各銀行の状況に応じて決定する、自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）を常に満たしていなければならない。また、銀行改革パッケージは、G-SII（欧州におけるG-SIBの同義語）に対する新たな第一の柱の自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）要件を導入することによって、当行のようなG-SIBに対する金融安定理事会（FSB）の総損失吸収力（TLAC）基準を実施する。この新たな要件は、リスクに基づく分母およびリスク以外に基づく分母の双方をベースとし、移行期間の後、総リスク・エクスポージャーの18%超、およびレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の6.75%に設定されるものと予想されている。特定の適格性基準を満たすTier 1またはTier 2資本商品また

は債務は、かかる基準を満たすことができる。G-SIIによる他のG-SIIの総損失吸収力（TLAC）商品の保有には、控除規則が適用される。また管轄当局は、G-SIIに総損失吸収力（TLAC）追加要件を課すことができる。このような新たな規則は、2019年前半と予想されている銀行改革パッケージの効力発生時点から、最低要件とともに当行に適用されると予想される。

総損失吸収力（TLAC）ならびに自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）の要件は、とりわけ破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持を銀行に要請するよう策定されている。その目的に向けて、ドイツの銀行による総損失吸収力（TLAC）要件の充足を容易にするため、ドイツの銀行が発行した特に定義された一定の上位無担保債券（仕組み商品ではない債券等）に係る債務は、2017年以降、劣後債と明文上規定されていなくても、他のあらゆる劣後性のない同行の無担保債務（預金、デリバティブ、マネーマーケット商品および特定の仕組み債券等）の下位に位置づけられることとなる一方、契約上の劣後債（Tier 2 資本商品等）に対しては引き続き上位に位置づけられることとなる。

EU内の銀行の債権者の債権の優先性について各国内の規則を整合させる作業の一環として、BRRDは現在、銀行が、劣後性のない同行の他の債券（「上位非優先」債券として扱われない債券を含む。）に対して（法令で定めるものだけでなく）その要項に従って下位に位置づけられ、同行の契約上劣後性のある債務（Tier 2 資本商品等）に優先する「上位非優先」債券を発行することを認めている。かかる規則に基づき当行が発行する上記のような「上位非優先」債券は、その発行時点において、従前の規則に基づいて既に発行されている「上位非優先」債券と同順位になるものと予想される。このBRRDの修正は最終化され、2018年7月21日付でドイツ国内法として施行された。

これらの要件を遵守しなければならないことにより、当行の事業、財務状態および業績に影響が及ぶ可能性があり、特に当行の資金調達費用が増加する可能性がある。

当行は、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないこととなる可能性がある。それは、その他Tier 1（AT1）資本として適格の当行のハイブリッド資本証券の段階的な解消や、新基準の下で規制自己資本もしくは損失吸収負債として認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での将来の下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによっても、リスク以外に基づくレバレッジ比率の遵守に関するより厳格な要件によっても、当行が重大な損失を被り普通株式Tier 1資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組み合わせもしくはその他の要因によっても生じ得る。

適用ある最低自己資本比率やバッファ要件、特定の「第二の柱」自己資本要件、または総損失吸収力（TLAC）もしくは自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）要件を満たす十分な自己資本を当行が維持できなかった場合、当行は、執行措置の対象となり、配当の支払、自社株の買戻し、その他の規制上の資本性金融商品に関する支払いおよび任意の報酬支払を制限される可能性がある。また当行は、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生や利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によっても要求される自己資本比率水準まで回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなったとみなされる場合には、管轄当局は、単一破綻処理メカニズム（SRM）および適用ある法令に基づく破綻処理権限を適用する可能性がある。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

自己資本要求規則（CRR）は、30暦日間の流動性ストレス・シナリオにおいて必要な流動性に対応するため、銀行に対して、容易かつ迅速に現金に換金できる、担保提供されていない質の高い流動性資産を適正に確保することを求める新たな流動性カバレッジ要件を導入した。必要とされる流動性カバレッジ比率（LCR）は、銀行の純資金流出額に対する流動性バッファの割合として計算される。また銀行は、自行の流動性バッファにおける流動資産の内訳を、定期的に管轄当局に報告しなければならない。

さらにパーゼル3のフレームワークは、銀行に対して、満期までの期間が1年を超える十分に安定した資金調達源から銀行活動の資金を調達することを要求することによって中長期の資金調達リスクを削減すべく、安定調達比率（NSFR）を導入した。自己資本要求規則（CRR）には、安定的資金調達に関する中間報告要件が含まれるが、安定調達比率に関する実質的規定はまだ含まれていない。銀行改革パッケージの中には、拘束力を有する安定調達比率を導入する案がある。この案によれ

ば、安定調達比率は、1年を超える所要安定的調達額に対する銀行の利用可能な安定的調達額の割合と定義されている。またこの案によれば、銀行は100%以上の安定調達比率を維持しなければならない。

ECBは各銀行に対し、他の方法では銀行が流動性を継続的に確保できない場合、一般的な法定要件よりも厳しい流動性要件を課すことができる。

2019年2月6日、ECBは流動性ストレス・テストを導入した。このテストは、監督上の2019年ストレス・テストの一部となる。テストの結果は、銀行の流動性リスク管理フレームワークについてECBが現在行っている監督上の評価（SREPを含む。）に盛り込まれる。ただし、ストレス・テストの結果は、監督上の資本要件および流動性要件に機械的に反映されるものではない。

流動性要件を満たすことができない場合、当行は、執行措置の対象となる可能性がある。さらに、流動性の維持または増加を求める要件により、当行の収益の発生や利益の増大を追求する活動が減少する可能性がある。

異なる法域、特に米国における当行の現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められるケースもある。

当行は、異なる法域における当行の現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められている。米国では、連邦準備制度理事会が当行の米国での業務に高度健全性基準を課す規則を採択している。2014年2月、連邦準備制度理事会は、ドイツ銀行のような特定の外国銀行（FBO）の米国での業務について、米国で必要とされる体制を定めた規則ならびに当行の米国での業務に適用される高度健全性基準（FBO規則）を採択した。2016年7月1日現在、当行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある大規模外国銀行は、FBO規則に基づき、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかける中間持株会社に保有させることが義務付けられた。米国連邦準備制度理事会は、米国中間持株会社の要件の対象となる外国銀行（FBO）が、複数の米国中間持株会社を設立または指定することについて、書面による要請があれば認める可能性がある。2016年7月1日、当行はDB USAコーポレーションを当行の米国中間持株会社に指定した。2018年3月、当行がその株式の約80%を所有するDWSグループGmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）を設立するために行った、当行のアセット・マネジメント部門の一部株式の新規公開が完了した。2018年4月、DWSの子会社としてDWS USAコーポレーションが設立され、当行は、連邦準備制度理事会の承認受領後、同社を当行の第二の中間持株会社に指定し、当行の資産運用子会社を同社の傘下に置いた。これらの中間持株会社は、その指定日または設立日において、それぞれ米国のパーゼル3自己資本規制フレームワークに基づくリスクベース資本要件およびレバレッジ資本要件、資本計画およびストレス・テストの要件（段階的導入ベース）、米国流動性バッファ要件および同規模の一流の米国銀行持株会社に適用あるものと同等のその他の高度健全性基準に、連結ベースで服している。DB USAコーポレーションに適用ある補足的レバレッジ比率要件は、2018年1月に発効し、DWS USAコーポレーションもその設立時点から適用されている。連邦準備制度理事会は、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションのような米国中間持株会社およびその子会社ならびに当行のニューヨーク支店などの外国銀行（FBO）の米国支店および代理店を検査する権限を有する。

2,500億米ドル以上の資産を有する銀行持株会社として、ドイツ銀行AGは、ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（改正済み。以下、「ドッド・フランク法」という。）第I編およびその施行規則に基づき、その子会社および業務に関して、将来重大な資金難または経済的破綻に陥った場合の秩序ある破綻処理計画（以下「米国破綻処理計画」という。）を定期的に作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）に提出することが義務付けられている。ドイツ銀行AGのような、外国に拠点を置きこれらの破綻処理計画要件の対象となる会社の場合、米国破綻処理計画は、その活動のすべてまたは重要な部分が米国に所在するかもしくは米国で実施されている子会社、支店、代理店および事業のみに適用される。当行は、2018年6月に直近の米国破綻処理計画を提出し、2018年12月に規制当局からの書面によるフィードバックを受領した。連邦準備制度理事会およびFDICは、当行の米国破綻処理計画に問題点はないとしたが、計画におけるガバナンスのメカニズムおよびこれに関連する報告判断基準について不十分な点を一つ特定した。当行は、2018年12月に受領したフィードバック書簡に対し、2019年4月5日までに回答を提出するよう義務付けられている。その回答において当行は、不十分とされる点の改善および当行の破綻処理能力の強化について議論する。不十分な点の改善および破綻処理能力の強化はともに、当行が次に米国破綻処理計画を提出する前に完了しなければならない。その提出期日は現在、2020年7月1日と想定されている。連邦準備制度理事会およびFDICの双方が、当行の米国破綻処理計画を信頼性が低いと判断し、当行が要求された期間内に問題点を是正できなかった場合には、当行は、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすかまたは成長を妨げるような方法で、事業、法人、オペレーショナル・システムないし企業内取引を再構築また

は再編することを求められる可能性がある。当行はまた、より厳しい自己資本水準、レバレッジ要件もしくは流動性資金要件に服することや、一定の資産もしくは事業を売却することが必要となる可能性もある。

DB USA コーポレーションは、2018年連邦準備制度理事会の包括的資本分析検査（CCAR）の対象であった。2018年6月28日、連邦準備制度理事会は、DB USAコーポレーションの2018年資本計画案について、定量的な基準では異論はないものの、定性的理由により異議を唱える旨を公表した。連邦準備制度理事会による異議の結果、連邦準備制度理事会が分配に対して異議のない旨を書面で表明しない限り、DB USAコーポレーションは資本を一切分配することができない。DB USAコーポレーションのストレスのかかった普通株式等Tier 1資本比率については、監督当局による厳しい景気悪化シナリオの下で、12.2%まで下落すると連邦準備制度理事会により想定されている。この想定によるストレスのかかった比率は、最低所要比率である4.5%を大きく上回っている。ストレス・テストの結果は、想定上の景気悪化シナリオに基づいており、DB USAコーポレーションの業績見込みもしくは適正自己資本または実際の財務状態を予測させるものとして考えられたり解釈されるべきではない。DB USAコーポレーションは、2019年4月に次の資本計画案を連邦準備制度理事会に提出し、同時にDWS USAコーポレーションも、同社の最初の資本計画案を連邦準備制度理事会に提出する。連邦準備制度理事会がこれらの資本計画案に対して異議を唱えた場合、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすか、または成長を妨げるような方法で資本の増加もしくは事業再編を求められる可能性がある。

米国連邦銀行規制当局は、2013年に米国の銀行組織に適用されるバーゼル3自己資本規制のフレームワークの要請を実施する最終規則を発表した。

2014年9月、連邦準備制度理事会およびその他の米国規制当局は、大規模な米国銀行持株会社およびこれらの子会社である預託機関の一部を対象として、パーゼル委員会による修正後のパーゼル3流動性基準と概ね合致する流動性カパレッジ比率(LCR)要件を実施する最終規則を承認した。DB USAコーポレーションおよび当行の米国における銀行子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ(以下「DBTCA」という。)は、2017年4月1日よりLCR要件に全面的に服することになり、DWS USAコーポレーションは、2018年4月に設立されて以降、段階的導入ベースにより流動性カパレッジ比率(LCR)要件に服することになった。

2016年6月1日、連邦準備制度理事会および米国のその他の規制当局は、パーゼル3流動性フレームワークの第二の要素である安定調達比率(NSFR)の適用を実施する規則案を公表した。NSFRは、金融機関が十分な長期安定調達額を維持しているか否かを測定するものである。当該規則案によれば、DB USAコーポレーション、DWS USAコーポレーションおよびDBTCAはNSFR要件に全面的に服することとなるが、この規則案はまだ最終になっておらず発効していない。

2016年12月15日、連邦準備制度理事会は、金融安定理事会(FSB)の総損失吸収力(TLAC)基準を米国において実施する最終規則を採択した。最終規則は2019年1月1日に発効し、米国外のG-SIBの米国中間持株会社(当行の米国中間持株会社であるDB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションを含む。)が総損失吸収力(TLAC)の最低基準額を維持することを特に要請しており、また別途、かかる米国中間持株会社が一定の要件を満たした長期債を最低基準額保持するよう要請している。

上記を含む米国の規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減や資本ないし流動性資金の投入、その他当行の米国事業の構造の変更を余儀なくされ、当行の米国子会社が当行に対して配当を支払う能力を制限する可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記を含むいずれの自己資本強化規制または流動性資金強化規制も、当該提案が当行や金融市場の低迷時に発効し、その結果当行が資金調達を行わなければならないか、またはとりわけ現地の要件に従い特定の法域で流動性を増加させるその他の施策を講じなければならないような場合には、当行の事業、財務状態および業績ならびに当行の安定性に関する市場の認識に悪影響を与える可能性がある。現地の要件の変更に応じて当行が講じなければならない、または講じる必要があると判明したこのような施策は、当行の戦略的目標に合致せず、かつかかる目標の達成を遅らせる可能性がある。加えて、かかる規制が現在の見通しより速やかに実施されることになった場合、当行は、最も迅速かつ確実にこれを遵守する方法として、貸借対照表上の資産を減少させ、事業部門を売却し、またはその他の方法で一部の業務を切離し、または一定の事業分野を縮小もしくはそこから撤退する決断をする可能性がある。上記の場合における当行の資金調達の努力は、当行の競合他社、なかでも当行と同様のまたは類似の自己資本規制に服する者もまた、同時期に資金調達を行わなければならない可能性が高いことが予想されることにより、より大きな影響を受ける可能性がある。さらに、当行の一部の競合他社、とりわけ欧州連合加盟国以外に所在する者は、当行と同様のまたは類似の規制に服していない場合があり、これは当行を競争上不利な立場に追い込む可能性がある。

上記の規制上の施策に加えて、当行のような金融機関は、市場心理により、規制上求められる最低基準を大きく上回る自己資本、流動性資金および損失吸収商品を維持することが推奨され、その結果、上記の当行への影響が増大し、または当行が自己資本を推奨される水準にまで増加させなかった場合は、市場において当行の資本は他の金融機関全般と比べて不十分であるとの認識をもたらす可能性がある。

上記のような米国での自己資本要件その他の要件および他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースと非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制その他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならなくなる。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の規制自己資本比率および流動性比率ならびに当行の株式または規制上の資本性金融商品に関する分配に利用可能な当行の資金は、当行の事業上の決定の影響を受けるが、かかる決定において、当行の利益とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性があり、当行が適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って決定を行った結果、当行の株式または規制上の資本性金融商品に関して全く支払いが行われぬか、あるいは支払額が減少する可能性がある。

当行の規制自己資本比率および流動性比率は、多くの要因（当行の事業運営に関して当行が行う決定ならびに当行の資本基盤、リスク・ウェイト・アセットおよび貸借対照表全般の管理、そして当行の資産への配分が認められているリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の法的または規制上の手続に係る費用等の外部的要因を含む。）による影響を受ける。当行および当行の経営陣は、経営上の決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびに当行の株主および債権者の利益を含め、広範な事項を考慮することを求められるが、資本増強および流動性資金の積み上げのための規制要件が最重要となる可能性がある。その場合には、当行は資本および流動性管理に関する決定において、当行の株式またはその他Tier 1資本商品のような規制自己資本に含める適格を有する当行発行の金融商品の保有者の利益を遵守することを要求されない。当行は、たとえ当行の規制上の資本性金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う（証券発行またはその他の方法による）増資を含め、一定の措置の実施を差し控えるよう決定する可能性がある。当行の決定が規制自己資本比率に及ぼす効果により、かかる規制上の資本性金融商品の保有者が、その保有する当該金融商品の投資価値の全部または一部を失う可能性があるが、当行の決定により、たとえ当該保有者が保有するかかる金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が生じる結果となった場合であっても、当該保有者は、当行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、当行の株式に関する配当の支払いおよびその他の規制上の資本性金融商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律の運用により決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、当行の財務的な見通し、財務状態もしくは収益性または当行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当やかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、当行は戦略を実行するにあたり多額の減損を計上し、この減損が非連結ベースの貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少や、利益および分配可能な準備金の減少をもたらす可能性がある。当行の非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、将来、かかる支払いの全部または一部ができないこととなる可能性がある。特に、訴訟事案、執行措置および類似の事案の和解金額に関する直接的な費用（とりわけこれらにつき当行が設定した引当金を上回る場合）や、その関連事業への影響は、これらが生じた場合にかかる分配可能な金額に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、当行の株主または当行のその他の規制上の資本性金融商品（その他Tier 1資本商品等）の保有者に分配される、非連結ベースで計算される年度の利益およびその他の分配可能な準備金の範囲に制限を設けている。また、当行の経営陣は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連するすべての金額に影響を与える広範な裁量権限を有する。かかる裁量権限による決定は、配当や規制上の資本性金融商品の条件に基づくその他の支払いを行う当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

銀行および投資会社の再建・破綻処理に関する欧州およびドイツの法律により、当行の破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合、または当行に破綻処理措置が課された場合には、当行の業務が重大な影響を受け、かつ当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

ドイツは、銀行同盟に加盟しているEU加盟国の銀行の破綻を処理するための主要な権限およびリソースを欧州レベルで一元化する単一破綻処理メカニズム（SRM）に参加している。SRMは、SRM規則およびドイツにおいてはドイツ再建・破綻処理法を通じて実施されている銀行再建・破綻処理指令（BRRD）に基づいている。また、破綻処理法（Abwicklungsmechanismusgesetz）により、ドイツの銀行破綻処理に関する諸法律がSRM規則に適合するよう改正された。

SRM規則およびドイツ再建・破綻処理法は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。ECBの直接監督下にある銀行（当行等）については、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）が破綻処理の実現可能性を評価し、破綻処理の実現可能性を確保するために銀行組織に係る法律上および業務上の変更を要請することができる。SRBは、ある銀行が破綻したか、または破綻しそうであるとECBまたはSRBにより判断され、かつ、特定のその他の条件が揃った場合に、SRM規則に基づき当該銀行のための破綻処理スキームを採用する責任を負う。欧州委員会および程度は低いものの欧州連合理事会は、SRBにより提案される破綻処理スキームを

支持するか、またはこれに反対する役割を担っている。破綻処理スキームは、各国の管轄破綻処理機関（ドイツの場合、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。））により、BRRDを施行する国内法に沿って検討、実施される。破綻処理中の銀行に課され得る破綻処理措置には、当該銀行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、株主利益の希薄化または株式の消却や、当該銀行の発行済み債券の条件の変更（例えば償還延期や適用金利の引下げなど）が含まれる可能性がある。さらに、銀行が破綻処理の対象となった場合、一定の適格無担保負債（特にドイツ銀行法に明記される特定の上位非優先債務）が償却され（ゼロにすることも含む。）、または株式に転換される（一般に「ペイルイン」と呼ばれる。）可能性もある。

SRMIは、破綻した金融機関が公的支援を必要としないようにするか、またはかかる必要性を減じることを目的としている。したがって、そのような金融機関への公的金融支援（もしあれば）は、ペイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され利用された後の最終手段としてのみ行われる。当行の破綻処理実現可能性を確保するための措置を講じることや管轄破綻処理機関による破綻処理権限の行使は、当行の業務に重大な影響を及ぼし、当行の株主利益の著しい希薄化、さらには当行の株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

金融危機を受けて採択されたまたは今後提案されるその他の規制の見直し（例えば、当行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護、データ保護または提案中の金融取引税などに関する広範な新規制）は、当行の営業費用を大幅に増大させ、また当行のビジネスモデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

上記の所要自己資本やその他の要件に加え、当行は、様々な規制の見直し（とりわけ当行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護、データ保護または提案中の金融取引税に関する規制など）の影響を受けており、今後も受けることが予想される。

2012年8月16日、EUの店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制（以下「欧州市場基盤規制」または「EMIR」という。）が発効した。EMIRは、特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務や各種報告および開示義務を含む多数の要件を導入した。EMIRの実施は、当行の利益率に悪影響を与える変更をもたらしており、また今後ももたらす可能性がある。改定された金融商品市場指令（以下「MiFID II」という。）およびこれに対応した金融商品市場規則（以下「MiFIR」という。）は、2018年1月3日から当行に適用されており、そこには集中決済義務に服し標準化されたOTCデリバティブについて、トレーディングにおける義務が規定されている。

米国では、ドッド・フランク法に、当行の運営に影響を及ぼすまたは及ぼしうる多くの規定がある。ドッド・フランク法の規定を実施する規制に基づき、当行は米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）にスワップ・ディーラーとして仮登録し、CFTCの幅広い監督の対象となった。CFTCにより定められたスワップ・ディーラーに関する規制は、当行に対し、コーポレート・ガバナンス、業務遂行、自己資本、証拠金、報告、決済、執行その他に関する多くの規制上の要件を課している。かかる規制はまた、当行に対して、一定の場合に米国外でまたは非米国人との間で行う取引についても一定の米国の規則を遵守することを要求する。EMIRおよびドッド・フランク法を実施するCFTC規制の規定範囲は多くの点で類似しているが、一定のスワップ取引については、かなりの部分で両方の規制に服しなければならない可能性がある。但し、クロスボーダー・スワップ規制に関するCFTCの指針に基づき、当行は、EMIRおよびMiFIDの要件を遵守することでCFTCの要件の遵守に代えることができる場合がある。ドッド・フランク法に基づく要件は、当行のデリバティブ事業に悪影響を及ぼし、特にかかる規制の対象とならない競合他社と比べて、当行の競争力を弱める可能性がある。また、ドッド・フランク法に基づき、証券派生スワップは、米証券取引委員会（以下「SEC」という。）の管轄下にある独立した規制制度の対象となっている。SECは、その証券派生スワップに関する規則の確定作業中であるが、同規則は、CFTCのスワップ規制に類似するものの、同一ではないものになることが予想される。その結果、当行のデリバティブ事業にさらなる規制が課せられることが想定される。

また、CRR/CRD 4の一連の法令は、経営陣の報酬の見直し（当該法令、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung）を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスクテイカー」およびその他の従業員に付与される賞与の上限設定を含む。）についても規定する。かかる報酬の規制（かかる規制の実施のために欧州銀行監督機構が公表した指針を含む。）により、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限やその他の制約の適用を受けない欧州連合加盟国以外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

金融危機を受け、ドイツや英国を含む複数の国では銀行税が導入されている。当行は銀行税として、2018年は6億9,000万ユーロ、2017年は5億9,600万ユーロ、2016年は5億4,700万ユーロを計上した。当行はまた、単一破綻処理メカニズム（SRM）に基づく単一破綻処理基金（2023年末までに、SRMに参加する加盟国のすべての銀行の付保預金残高の1%の水準を達成することを目標としている。）、ならびに改正欧州連合預金保証制度指令（以下「DGS指令」という。）に基づく法定の預金保証制度および投資家補償制度指令に基づく投資家補償制度に多額の拠出を行うことを要求されることになる。DGS指令は、2024年までの積立目標水準として、破綻処理基金と同様に付保預金残高の0.8%を設定しており、この積立のため法定の預金保護制度費用が大幅に増加した。さらにこれに関連して、2015年11月24日、欧州委員会は、銀行同盟に参加する加盟各国の現行の法定預金保証制度に参加する金融機関すべての銀行預金を対象とした欧州預金保険制度（「EDIS」）設立のための規則案を提示した。現時点で将来の賦課金の全体的な影響を数量化することはできないが、かかる賦課金は、将来の当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

2018年5月25日、欧州連合において一般データ保護規則（「GDPR」）が適用された。同規則は、欧州連合域内における個人のデータ保護およびプライバシーの権利に関するもので、他の法域への個人データの輸出について定めたものである。GDPRは、主に、個人に対して自身の個人データをコントロールする権利を与え、クロスボーダー事業の規制環境を統一することを目指している。GDPRは、個人による個人データの処理に関する規定や要件を含み、個人データの処理を行う欧州連合域内の事業にも適用がある。同規則はまた、商品またはサービスが欧州連合のデータ主体に提供される場合や、欧州連合のデータ主体の行動がモニターされている場合には、欧州連合域外の事業にも適用がある。GDPRは、遵守義務を課し、監督当局に対して広範な執行能力（不遵守に対して多額の罰金を課す能力を含む。）を付与する。

上記とは別に、2013年1月22日、欧州連合理事会は、11か国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニアおよびスペイン）が欧州連合の「強化された協力」手続に基づく金融取引税の導入を進めることを承認する決定を採択した。欧州委員会は、2013年2月14日に、金融取引税の実施に関する指令草案を採択した。政治的協議を数ラウンド重ねたが、現在、合意締結の日程は定まっていない。金融取引税が採択された場合、その最終的内容によっては、コンプライアンス費用の発生や市場に与える影響が見込まれ、当行の収益および事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の内部管理体制に関するリスク

当行が、適用法令や関連する監督当局の期待に沿って業務を遂行することを確保するには、堅固かつ効果的な内部管理体制および適切なインフラ（人材、方針および手続き、コントロールテストならびにITシステムから構成される。）が必要である。当行は、その内部管理体制およびインフラを強化する必要性を認識し、これを達成するための施策を進めてきた。これらの施策が奏功せずまたは遅延した場合、当行のレピュテーション、規制遵守状況および財務状態は重大な悪影響を受ける可能性があり、また戦略目標を達成する当行の能力が損なわれる可能性がある。

当行のビジネスは、堅固かつ効果的な内部管理体制を維持する当行の能力に大きく依拠している。この能力は、当行が、非常に複雑で多数かつ多様な市場および通貨において高速、大量かつ高頻度に発生する、広範囲にわたる取引を日々処理し監視するのに必要なものである。さらに、そのような堅固かつ効果的な管理体制は、これを支える当行のインフラの十分に依拠している。かかるインフラは、一般に、内部方針および手続き、テストプロトコルおよびITシステム、ならびにこれらを実施した機能させるために必要な人材から構成される。効果的な管理体制は、取引の処理および決済、資産の評価、各種測定基準に対するリスクおよびポジションの特定、監視、集計、測定および報告、法律上、規制上およびコンプライアンス上の目的における取引相手方および顧客の評価、見直しの検討、ならびに必要に応じた軽減および是正措置の実行を含むインフラ・システムおよび手続きに依拠している。これらは、規制報告やその他のデータ処理およびコンプライアンス業務にも必要不可欠である。

当行の内部管理体制およびその基礎となるインフラは、いずれも当行の完全性や包括性の基準に至っていない分野が多く、また当行全体で十分に統合されていない。特に、当行のITインフラは、大幅なアップデートが必要な多数の異なるブ

ラットフォームを使用しており、当行全体での運用の統一性が欠けている。当行の業務プロセスおよび関連する管理システムでは、しばしば手動による処理が要求され、完全に統合された自動システムおよびプロセスの場合と比べて、人為的な過誤やその他の運用上の問題のリスクが増大し、これにより経営陣への情報の報告が遅延し、また多くの調整および修正が必要になる可能性がある。その結果、当行が規制報告およびその他のコンプライアンス要件を遵守し、または一貫性をもって規制当局の期待に応え、また場合によっては当行のリスクを包括的に管理するために、一貫して質の高い情報を適時に取得しまたは提供することはしばしば困難となっており、また多大な労力を要する。また、従業員の不適切な行動や当行サービスを経由した禁止行為（金融犯罪対策法令に関するものを含む。）に悪用する第三者の試みを可能な限り特定するには、集中的な取り組みが要求される。

また当行は、そのプロセスやインフラの不十分な点を補い、またはリスクを特定、管理もしくは制御するのに適切な水準の経験、年功および技能を持つ人材を常に確保できるとは限らず、必要な人材の勧誘および雇用はしばしば困難な状況であった。このことは、既存の脆弱性を是正し、当行の事業活動に特有のリスクを管理する能力に影響を与えてきた。

これらを背景に、当行の規制当局、取締役会およびグループ内部監査部門は、当行の業務に関する多くの正規の見直しや監査を通じて、当行の内部管理およびインフラにより一層かつ集中的に注目している。これらの見直しおよび監査により、当行の管理体制およびインフラの多くの要素に関して様々な改善の余地があることが特定されている。これには、取引の把握および認識、資産の分類、資産評価の枠組み、データやプロセスの一貫性、リスクの特定、測定および管理、ならびに法律、規制および監督当局の期待により要求されるその他のプロセスに関わるインフラが含まれる。また規制報告、マネーロンダリング対策ならびに金融犯罪の実行および隠ぺいを目的として当行の商品およびサービスを利用することを防止するための「顧客確認」（KYC）その他の内部プロセスも含まれる。一例として、当行のロシアにおける取引活動に関する英国金融行動監督機構（FCA）との2017年1月の和解は、当行の投資銀行におけるマネーロンダリング対策管理部門に対するFCAの調査に一部起因するものであったことが挙げられる。

BaFin、ECBおよび連邦準備制度理事会を含む当行の主要規制当局もまた、当行の内部管理および関連するインフラに焦点を置いた多くの見直しを行った。これらの規制当局は、当行に対して、マネーロンダリング対策やその他の脆弱性（当行のインフラの統一性の欠如や手動の性質を含む。）の是正に取り組むよう正式に要請した。例えば、2018年9月21日、BaFinは、当行に対して、当行のAMLおよび特にCIBにおける顧客確認（KYC）プロセスに関する管理およびコンプライアンス・インフラの改善措置を、今後数か月から数年の間にわたる所定のスケジュールで実施するよう要請する旨の命令を發布した。当行が業務を行うその他の国の現地の規制当局も、その法域に関する当行の管理体制やインフラの十分性の検討を行っている。当行が業務を行う多くの場所で当行を管轄し裁量権を有する各種規制当局の総体的な目標は概ね一致しており、また、当行の内部管理やこれを支えるインフラにおける不備の一般的な課題も類似している一方で、内部管理の分野で当行に適用ある規制上の枠組みは、一般的にドイツ国内またはEU内レベルで適用されるものであり、当行が業務を行っている世界各地の法域全体で一貫しているとは限らない。このことは、統一性の欠如を改善し、相互に円滑かつ迅速に通信するための自動システムを導入する当行の努力を、より複雑にするとともにその費用を増大させている。

上記の諸分野を改善するため、当行は、取引処理体制の実効性の向上、管理やインフラの強化、非財務リスクの管理および従業員の技能の向上のためのいくつかの主要な施策を講じている。当行は、これらの施策により、近年当行が服している訴訟や規制および執行当局による調査・手続きを招いた状況の多くを回避し、また法律や規制を遵守し、監督当局の期待に応える当行の能力を向上させることができるようになってきている。特に当行は、事業の複雑性を軽減し、プロセスやビジネスおよびセカンドラインの管理を統合し自動化する取り組みを行っている。当行はまた、例えばロシアや高リスク諸国の事業などの一定の事業から撤退し、多数の顧客の選択的なオフボーディングを行い、コンプライアンスを重視する文化と管理部門の強化を進め、またグループ内部監査部門の規模を増大させ強化した。しかしながら、当行は、当行の予定や規制当局の要求どおり迅速にこれらの施策を完了することができない可能性があり、また当行の取り組みは、既存の不備を是正しかつ将来の不備を予防し、今後の訴訟や規制および執行当局の調査、手続きおよび批判を減少させるには不十分である可能性がある。当行はまた、これらの施策に莫大な費用が発生した場合、特に当行の業績や収益性が困難に陥っている時期には、十分な資源を早急に提供することができず、または全く提供することができない可能性もある。当行がそのインフラおよび管理体制を適時にかつ大幅に改善することができない場合、一定の種類の商品もしくは事業、取引相手方または地域へのエクスポージャーの削減またはその終了を当行が決定し、または規制当局が当行に対して要求する可能性があり、その場合、かかる要求の程度によっては、現在のビジネスモデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

規制当局はまた、当行の管理体制における不備により生じる追加リスクを反映するために、自己資本の上積みを課して、当行に適用ある自己資本規制に基づき直接要求されるものに追加して、自己資本バッファを求めることができる。究極的

には、規制当局はその管轄下にある事業および地域における営業許可を停止し、または徹底的かつ高いコストのかかる是正措置を要求することができる。さらに、インフラおよび管理体制の強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺されもしくはこれを上回り、または当行の収益性に著しく影響する可能性がある。上記のいずれの要素も、戦略を適時に実施する当行の能力、あるいは実施すること自体に係る当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

BaFinは、当行に対して、マネーロンダリング対策およびCIBの顧客確認プロセスに関する当行の管理およびコンプライアンス・インフラの改善を命じており、これらの措置の実施を監視する特別代表を任命した。当行が定められた期限までに当行のインフラおよび管理体制を大幅に改善することができない場合、当行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。

2018年9月21日、BaFinは当行に対して、AMLおよび特にCIBにおけるKYCプロセスに関する当行の管理およびコンプライアンス・インフラの改善措置を、今後数か月から数年の間にわたる所定のスケジュールで実施するよう要請する命令を発布した。BaFinはまた、これらの措置の実施に関する当行の遵守や進捗状況の特定事項を四半期ベースでBaFinに報告する特別代表としてKPMGを任命した。2019年2月、BaFinは、コルレス銀行業務における当行の内部管理体制を監視するため、特別代表の職務範囲を拡大した。当行のAMLおよびKYCプロセスや、金融犯罪の実行および隠ぺいを目的として当行の商品およびサービスを利用することを防止するためのその他の内部プロセス、ならびにこれらの分野での当行の取り組みについて責任を負う当行の従業員は、引き続き複数の法域で規制当局による検査の対象となっている。当行が、定められた期限までに当行のインフラおよび管理体制を大幅に改善することができない場合、当行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。例えば、BaFinなどの一部の規制当局は、罰金を賦課しまたは当行に対して一定の種類の商品もしくは事業または取引相手方もしくは地方との関係へのエクスポージャーの削減またはその終了を要求する可能性が高く、その場合、かかる要求の程度によっては、現在のビジネスモデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

訴訟、規制上の執行案件および調査に関するリスク

当行は、規制が厳しく強化され、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融機関に対してより厳しい監督および検査を受けるよう求めてきており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加されてきた。この傾向は、世界金融危機および欧州債務危機により著しく加速した。金融機関に対する法律上および規制上の手続きの和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近年の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、またこれらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネスの廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争ならびに行政手続および民事および刑事双方の当局による調査に服している。当行に対する係争中の訴訟、執行および類似案件の解決により発生する費用は、引き続き短期ないし中期的に多額なものとなり、また当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想される。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといったさまざまな理由により、早期解決をはかる場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に法律上補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

当行または当行の現在もしくは過去の従業員に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる手続きにより生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、数量化が困難または不可能である。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の承認を求めている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、DOJは、ある会社が不正行為にかかる民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、不正行為の疑いについて責任のある個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額が生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、近年では上記の通り予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験（和解条件を含む。）は、当行がこれらの法的リスクについて計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開が結果の予測可能性をより不確実なものとしており、当行は引当金を追加しなければならない可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多大なものである。異なる法域の規制当局間または同一法域内の異なる権限を有する規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回り、かつ、訴訟および規制案件の財務上の影響は2015年度および2016年度がピークであるという当行が公表した予想に反する財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する当行の引当金は、これらの影響を補償するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションならびに自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。その場合、当行は、これらの比率を改善するために、不足額への引当てによる悪影響に相当する金額につき、リスク・ウェイト・アセットの削減（当行に不利な条件によるものを含む。）または大幅なコスト削減を行うことが必要と認識する可能性がある。

当行は、現在、銀行間およびディーラー取引金利に関する規制当局および法執行当局の業界全体に及ぶ調査ならびに民事訴訟の対象となっている。本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など多数の不確実性により、本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、様々な規制当局および法執行当局より、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）その他の銀行間およびディーラー取引金利の設定に関する業界全体に及ぶ調査に関連して、情報提供の要請に対じまたこれに協力した。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。

既に公表した通り、金利デリバティブのトレーディングにおける反競争的行為に関する2013年12月4日付の和解契約に基づき、当行は欧州委員会に対して7億2,500万ユーロを支払った。また、既に公表したとおり、当行は2015年4月23日、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関する不正行為の調査を決着させるため、DOJ、CFTC、FCAおよびニューヨーク州金融監督局（「DFS」）との間でそれぞれ和解に達した。和解条件に基づき、当行は、DOJ、CFTCおよびDFSに対して21億7,500万米ドル、またFCAに対し2億2,680万英ポンドの制裁金を支払うことに合意した。DOJとの合意解決の一環として、DBグループ・サービスズ（UK）リミテッド（当行の間接所有全額出資子会社）が米国コネティカット地区連邦地方裁判所において通信詐欺の1つの訴因について有罪答弁を行い、当行は3年を期限とする訴追延期合意を行い、当該期間は2018年に満了した。2017年10月25日、当行は、米国の州検事長のワーキング・グループとの間で、その銀行間取引金利に関する調査を決着させる和解を締結した。和解条件の一つとして、当行は、2億2,000万米ドルの和解金を支払った。上記の和解に関連して当行が行った事実に関する承認は、当行が係争中および将来の請求に対して防御することを困難にする可能性がある。各種の銀行間取引金利の設定に関する当行への調査はそのほかにも続いている。

また、当行は、各種の銀行間および/またはディーラー取引金利の設定に関する操作の疑いについて、45件の米国民事訴訟ならびに英国、イスラエルおよびアルゼンチンの各国で係争中の単一の訴訟の当事者となっている。推定集団訴訟を含むそれらの民事訴訟の多くは、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（SDNY）において、当行およびその他多数の被告に対して係属している。これらの米国民事訴訟のうち4件を除くすべてが、米ドルLIBOR設定に関する操作により損失を被っ

たと主張する当事者を代理して提起されたものである。米ドルLIBORに関連しない当行に対する4件の民事訴訟もまた、SDNYに係属しており、これらは英ポンドLIBORに関する1件の集団訴訟、スイスフランLIBORに関する1件の訴訟ならびに2つのシンガポールドル金利指標、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に関する1件の訴訟ならびにカナディアン・ディーラー・オファード・レート（CDOR）に関する1件の訴訟からなる。

当行は、銀行間およびディーラー取引金利の件が当行に与える影響を予想することができないが、政府機関による罰金、当行に責任があるとされた場合の民事訴訟における損害賠償、法律上および規制上の制裁（刑事上の制裁の可能性を含む。）ならびにその他の措置が含まれる可能性がある。

規制当局および法執行当局は、特に、顧客、潜在的な顧客および政府関係者から紹介された候補者に関連する当行の雇用慣行や当行の仲介者およびコンサルタントの雇用に関して、当行の米国海外腐敗行為防止法およびその他の法律の遵守状況を調査している。

SECやDOJを含む様々な法域における特定の規制当局および法執行当局は、特に、顧客、潜在的な顧客および政府関係者から紹介された候補者に関連する当行の雇用慣行や、当行の仲介者およびコンサルタントの雇用に関して、当行の米国海外腐敗行為防止法およびその他の法律の遵守状況を調査している。当行は、これらの調査に応じておりまた協力を続けている。その他の法域における特定の規制当局も、これらの調査の概要を把握している。法律または規制の違反が生じたことが判明しましたまたは生じたと主張され、執行措置の申立てが行われた場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、現在、ポストバンクの全株式の取得に関する当行の株式公開買付けに関連した民事訴訟に服している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2010年9月12日、当行は、ドイツ・ポストバンクAG（「ポストバンク」）の全株式を取得する株式公開買付けを実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は、正式な入札関連書類を発行した。株式公開買付けにおいて、当行は、ポストバンク株主に対し、ポストバンク株式1株につき25ユーロの対価を提示した。株式公開買付けは、合計で約4,820万株のポストバンク株式について応諾された。

2010年11月、株式公開買付けに応じたポストバンクの旧株主であるエフェクテン・シュピーゲルAG（Effecten-Spiegel AG）は、かかる提示価格が著しく低く、ドイツ連邦共和国の適用ある法律に基づき決定されたものではないと主張し、当行に対して訴訟を提起した。原告は、当行が、遅くとも2009年にはポストバンクの全株式について強制株式公開買付けを行う義務があったと主張する。原告はまた、遅くとも2009年には、ポストバンクにおけるドイツポストAGの議決権が、ドイツ公開買付法第30条に従って当行に帰属されるべきであったと主張する。上記に基づき、原告は、2010年の株式公開買付けにおいて当行が提示したポストバンク株式の対価は、1株当たり57.25ユーロまで増額される必要があると主張している。

ケルン地方裁判所（Landgericht）は2011年に当該請求を棄却し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を棄却した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を破棄し、本件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、控訴裁判が、当行とドイツポストAGが2009年に「共同した」とする原告の主張を十分に考慮していないと述べた。

2014年以降、2010年の株式公開買付けに応じたその他のポストバンクの旧株主が、当行に対して、エフェクテン・シュピーゲルAGと同様の訴訟を提起している。これらはケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所においてそれぞれ係争中である。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続きに統合された合計14件の訴えについて、請求を認める決定を下した。ケルン地方裁判所は、当行が2008年時点において強制株式公開買付けを行う義務を負っており、したがって株式公開買付けにおいて提示される適切な対価は1株当たり57.25ユーロであったはずであるとの見解を示した。その結果、支払済みの対価を考慮すると、株式公開買付けを承諾した投資家に対して支払われるべき1株当たりの追加対価は、32.25ユーロとなる。当行は、当該決定に対し、これを不服として上訴し、かかる上訴は、エフェクテン・シュピーゲルAGの上訴審も行っているケルン高等裁判所第13部に係属している。

2017年11月8日、ケルン高等裁判所においてエフェクテン・シュピーゲルの件の審問が行われた。かかる審問において、高等裁判所はケルン地方裁判所の決定を否定し、当行には2008年ないし2009年において強制株式公開買付けを行う義務はなかったとする予備見解を示した。当初、高等裁判所は2017年12月13日に決定を行うとしていた。しかしながら、原告が、ケルン高等裁判所第13部の3名のメンバーに対して偏見の疑いがあると異議を申し立てたため、決定は2018年2月に延期され

た。異議申立ては、2018年1月末にケルン高等裁判所により退けられた。2018年2月、裁判所は、エフェクテン・シュピーゲルAGによる再審問の申立てを認めた。

高等裁判所は、2019年2月19日付の通知により、ケルン地方裁判所が共同行為があったと認める（そして2017年10月の原告の主張を認める）のに十分であると判断した契約上の規定について、これが共同行為の根拠となりうることに疑問がある旨を当事者に伝えた。こうした状況のもと、高等裁判所は、双方の件について、追加の証拠を集め、複数の証人を召喚することを決定し、2019年10月30日から少なくとも2019年12月11日まで、週1回の審問で証言の聴取が行われる。聴取を受ける個人には、当行、ドイツポストAGおよびポストバンクの現在および過去の取締役会メンバーや、ポストバンクの取引に関与したその他の者が含まれる。裁判所はさらに、当該取引に関する文書の作成を当行に要請することを検討している旨を当事者に通知した。

当行に対しては、2017年末近くに多くの追加訴訟が提起されており、これらの請求は、ほぼ全てが現在ケルン地方裁判所において係争中である。新たな原告には、2010年の株式公開買付けにおける当行提示のポストバンク株式の対価は、1株当たり64.25ユーロまで増額されるべきであると主張する者もいる。

これらの件に関する当行に対する支払いの請求は、合計で7億ユーロ近く（利息を除く。）に上る。

2015年9月、ポストバンクの旧株主は、2015年8月にポストバンクの株主総会で採択された少数株主からの株式買い取り（スクイーズアウト）の決議無効を求め、ポストバンクに対する株主訴訟をケルン地方裁判所に提起した。原告は、なかでも当行が2009年により高い価格で強制株式公開買付けを行うべきであったのにこれを行わなかったとの主張に基づき、当行のポストバンク株式に関する議決権を停止すべきであると主張している。スクイーズアウトは確定しており、この訴訟手続により覆る余地はないが、損害賠償金の支払いが発生する可能性がある。本訴訟における原告は、上記のエフェクテン・シュピーゲル訴訟におけるのと同様の法的主張を述べている。2017年10月20日の決定において、ケルン地方裁判所は、スクイーズアウトの決議は無効との判断を下した。但し裁判所は、主張される当行の強制株式公開買付けの不履行による議決権の停止に依拠したのではなく、ポストバンクが、2015年8月のポストバンク株主総会においてポストバンク株主の情報請求権を侵害したことを根拠とした。ポストバンクは、この決定に対し、これを不服として上訴している。

当行が、2010年の株式公開買付けの前に全てのポストバンク株式について強制株式公開買付けを行う義務を負っていたか否かの法的論点は、係争中の2件の価格評価請求手続（Spruchverfahren）にも影響する可能性がある。これらの手続きは、2015年のポストバンク株主のスクイーズアウトに関連して提示された現金対価、ならびに2012年のDBフィナンツ-ホールディングAG（現DBベタイリグクス-ホールディングGmbH）とポストバンクの間の経営支配および損益移転契約（Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag）の締結に関連して提示された現金対価およびこれに関連して支払われた年間確定配当の増額を求めて、ポストバンクの旧株主により提起されたものである。ケルン地方裁判所は、価格評価請求手続において適切な現金対価を決定するにあたっては、当行が57.25ユーロの提示価格でポストバンクの強制株式公開買付けを実施すべき潜在的な義務を負っていたことを考慮すべきであろうとの判断が示された。経営支配および損益移転契約に関連して支払われた現金対価は25.18ユーロであり、約50万株について譲渡の承諾がなされた。2015年に支払われたスクイーズアウトの対価は35.05ユーロであり、約700万株がスクイーズアウトされた。

本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により実行された株式取引の状況を調査し、当該取引について複数の法域の規制当局および法執行当局に通知している。法律または規制の違反が発生したことが判明した場合、これにより生じる当行に対する制裁金は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により当行との間で実行された、互いに相殺する関係にある株式取引の状況を調査した。調査対象の取引の合計額は多大である。法律、規制および方針に対する違反の可能性および関連する内部統制環境についての当行による内部調査は終了し、特定された調査結果を検討した。現在までに、当行の方針に対する一定の違反および当行の統制環境における不備が特定されている。当行は、この調査について複数の法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行当局に通知しており、また本件に関与した一部の個人に対して懲戒処分を実行した。

2017年1月30日および31日、ニューヨーク州金融監督局（DFS）と英国金融行動監督機構（FCA）は、本件の調査に関しそれぞれ当行と和解したことを発表した。この和解をもって、DFSおよびFCAによる当行インベストメント・バンキング部門のマネーロンダリング対策（AML）管理部門に対する調査は、上記株式取引に関する調査を含めて終了した。DFSとの和解契約の条件に基づき、当行は同意命令（consent order）に服し、民事制裁金として4億2,500万米ドルを支払うこと、ならびに当行の米国銀行子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（DBTCA）および当行のニューヨーク支店によるまたはこれらを通じた活動に関連したまたは影響した、既存のマネーロンダリング対策コンプライアンス・プログラムに対する包括的な検査を行うため、向こう2年間について独立した監視人を一名設置することに同意した。また当行は、FCAとの間の和解契約の条件に基づき、民事制裁金として約1億6,300万ポンドを支払うことに同意した。2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当行との間で、本事案および同理事会により特定された追加のマネーロンダリング対策上の問題を決着させる和解に至ったことを発表した。当行は、4,100万米ドルの制裁金を支払った。当行は、当行の銀行秘密法/マネーロンダリング対策プログラムを評価し、DBTCAの特定の海外コルレス銀行業務を審査する独立の第三者を置くことにも合意した。当行はまた、書面による改善の計画およびプログラムの提出を求められている。

当行は引き続き、規制当局および法執行当局（これらの証券取引に係る独自の調査を行っているDOJを含む。）に協力している。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、現在、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナとの取引に関連して、民事および刑事訴訟に服している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2013年3月、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（「MPS」）は、当行に対して、イタリアにおいて民事訴訟を提起した。当該訴訟においてMPSは、当行がMPSおよびその全額出資の特別目的ヴィークルである「サントリーニ（Santorini）」との間で、MPSが当行との過去の取引により生じた損失を繰り延べることを可能にするレボ取引を実行したことにより、MPSの不正会計において旧MPS上級管理職を支援したと主張した。その後、2013年7月、MPSの筆頭株主であるモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ財団（「FMPS」）もまた、イタリアにおいて、実質的に同様の事実に基づく損害賠償を求める民事訴訟を提起した。2013年12月、当行はMPSとの間で民事訴訟を終結させる和解合意に至り、取引は解消された。FMPSにより提起された民事訴訟（損害賠償の請求金額は2億2,000万ユーロから3億8,100万ユーロ）もまた、当行による1,750万ユーロの支払をもって最近和解が成立した。FMPSが2014年7月にその旧管財人およびDB S.p.Aを含む12行の銀行からなるシンジケート団に対して2億8,600万ユーロを求めて提起した別個の訴訟は、引き続きフィレンツェ裁判所の第一審に係属している。

シエナ検察官により、MPSが当行との間で行った取引およびMPSが他の当事者との間で行ったこれとは無関係の取引について、刑事上の調査が開始された。2014年夏、かかる調査は調査対象の嫌疑内容の変更により、シエナ検察官からミラノ検察官に移管された。2016年2月16日、ミラノ検察官は、当行ならびに当行の現在および過去の従業員6名に対して、正式審理への付託請求を行った。付託手続は、2016年10月1日の審問をもって終結し、ミラノ裁判所はかかる刑事訴訟のすべての被告を正式審理に付託した。当行は、イタリア政令第231/2001号に基づく管理責任および刑事訴追されている現在または過去の従業員の雇用主として、民事代位責任に問われる可能性がある。評決は、2019年夏まで予定されていない。

2018年5月22日、イタリア金融市場の規制当局であるCONSOBは、刑事訴訟において個人として被告となっている当行の現在および過去の従業員6名に対してそれぞれ100,000ユーロの罰金を課した。6名の個人はまた、それぞれ3か月から6か月の間、イタリアにおいてまたはイタリアに拠点を置く機関のために経営陣としての職責を担うことを禁止された。当行に対して固有の罰金または制裁は課せられなかったが、当行には、6名の現在/過去の従業員の罰金について連帯責任が課される。2018年6月14日、当行および6名の個人は、ミラノ控訴裁判所に対し、CONSOBの判決に異議を唱える上訴を申し立て、うち1名の個人は、自身に対する罰金の執行停止を求めた。2018年7月21日、執行停止は認められた。上訴の審問は、2019年6月5日に予定されており、2019年末までに評決が下される見通しである。

これらの件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、これらの件の結果が当行のレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化し、発展している。慣例的な税務調査、税務訴訟ならびにその他の形式の税務手続および税務争訟の終結および解決によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化している。現在の政治および規制環境において、税務当局および裁判所の税法および規制の解釈ならびにその適用は常に進展しており、税務当局による検査は一層厳しくなっている。2017年12月22日、「減税および雇用法 (Tax Cuts and Jobs Act)」または「TCJA」として知られる米国の新たな税法が署名された。減税および雇用法には、2018年12月13日に規制案が公表された税源浸食・租税回避防止税 (Base Erosion Anti-Abuse Tax) など多くの規定が含まれる。これらの規制案については、一定水準の明確性は確保されているが、最終決定の前に追加の変更が行われ、また一定の問題にはさらなる解釈指針が今後数か月から数年の間に必要となる。また、OECDの税源浸食と利益移転施策により生じた国際課税原則の広範囲の変更は、当行および当行の子会社に対して多大な不確実性を生み出しており、また各加盟国が当該要件の国内法化にあたり異なるアプローチを採用しうるため、今後、二国間の税務争訟の事例が増加する可能性がある。税務当局は、一定のクロスボーダー貸出またはデリバティブ取引に関連する利子配当に係る源泉徴収税の減額の適用を受ける納税者の適格性に注目しており、2017年にドイツ連邦財務省がこの分野における行政指針を発行している。その結果、慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続および税務争訟の終結および解決や、急速に変化し一層複雑化かつ不確実化する税法ならびに税原則によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は現在、その年金資産に関して受領した一定の利益の課税上の取扱いについて、ドイツ税務当局との訴訟に服している。訴訟手続は、連邦財政裁判所（Bundesfinanzhof）において係争中である。裁判所が最終的にドイツ税務当局に有利な判決を下した場合、その結果は当行の包括利益および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当行は、従業員のために多数の退職年金給付制度を有している。ドイツでは、これらの年金制度の債務に資する年金資産は、ベネフィット・トラストGmbHにより保有される。ドイツ税務当局は、ベネフィット・トラストGmbHが2010年から2013年の間にその年金資産に関して受領した一定の利益の課税上の取扱いに対し異議を申し立てている。ベネフィット・トラストGmbHは、2010年についての税金および利息評価額として1億6,000万ユーロを税務当局に支払ったが、支払った金額の払戻しを求めて管轄下級財政裁判所に訴訟を提起している。2011年から2013年の期間については、2010年の税務訴訟の結果が出るまで保留されている。2011年から2013年について係争中の税金および利息もまた税務当局に支払われているが、その額は4億5,600万ユーロに上る。2017年3月、下級財政裁判所がベネフィット・トラストGmbHに有利な判決を下し、2017年9月に税務当局が当該判決に対し、これを不服として連邦財政裁判所（Bundesfinanzhof）に上訴した。連邦財政裁判所の判断が出るまでには、相当の年数がかかることが予想される。裁判所により当行に不利な最終決定がなされた場合は、当行の包括利益および財政状態に重大な悪影響をもたらす可能性がある。

米国議会委員会や米国政府機関は、当行と米国の行政機関、大統領、その家族およびその他の近い関係者との間の取引の有無について、当行に情報を求めておりまた今後求める可能性があり、メディアの大きな注目により、当行は特にレピュテーションや潜在的な事業上の損失のリスクに晒されている。

多くのメディア機関は、米国議会委員会や米国政府機関が、特に当行と米国政府の行政機関における特定のメンバー、大統領、その家族およびその他の近い関係者との間の取引の有無について、当行に情報を求めておりまたは今後求める可能性があると報道している。こうした実際のあるいは潜在的な請求や照会および当行の回答に注目が集まることにより、当行に重大な悪影響を及ぼしうるレピュテーションおよびその他のリスクが生じる可能性がある。当行は、権限ある政府のすべての照会に協力する方針である。

当行は、ダンスケ銀行との間のコルレス銀行取引関係について、規制および法執行当局から情報の請求を受けており、メディアの大きな注目により、特にレピュテーションや潜在的な事業上の損失のリスクに晒されている。

当行は、ダンスケ銀行との間のコルレス銀行取引関係（当行が2015年にダンスケ銀行エストニア支店との間のコルレス銀行取引関係を停止する前に同支店の顧客のために行った過去のコルレス銀行取引の処理を含む。）について、規制および法執行当局から情報の請求を受けている。当行は、調査当局に情報を提供しまたその他これに協力している。当行はまた、法律、規制または方針の違反の有無や、関連ある内部管理体制の有効性など、これらの件について内部調査を行っている。これらの請求にメディアや市場の注目が集まることにより、当行の調査および規制当局や法執行当局の調査で不正行為の証拠が出なかった場合でも、特にレピュテーション・リスクが生じる可能性がある。その結果、特に当行の取引高が減少するおそれがあり、これが当行の財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2018年11月、2名の従業員および未特定の複数の個人が、疑わしい取引の報告（SAR）を意図的に適時に行わず、マネーロンダリングを助けた疑いにより、当行のフランクフルトの事務所がドイツの法執行当局による捜索を受け、その結果、メディアの大きな注目を集め、当行は特にレピュテーションや潜在的な事業上の損失のリスクに晒されている。

2018年11月29日、フランクフルトの区裁判所（Amtsgericht）により発行された捜査令状に基づき、2名の従業員および未特定の複数の個人が、当行のオフショア信託業務に関連して、疑わしい取引報告（SAR）を意図的に適時に行わず、マネーロンダリングを助けた疑いにより、当行のフランクフルトの事務所がドイツの法執行当局による捜査を受けた。物理的な捜査は、2018年11月30日に終了した。但し、当行が追加データの提出を完了するまで、捜査は正式に継続する。当行は、フランクフルトの検察当局が公に認めるように、その調査に協力している。かかる捜査や調査に注目が集まることにより、当行の調査および規制当局や法執行当局の調査で不正行為の証拠が出なかった場合でも、特にレピュテーション・リスクが生じる可能性がある。その結果、特に当行の取引高が減少するおそれがあり、これが当行の財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

刑事上の手続きにおける当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、当行の事業の一部に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

当行および当行の関連会社は、これまで刑事上の手続きまたは調査の対象となったことがあり、現在もその対象となっている。特に、ロンドン銀行間取引金利に関する不正行為についてのDOJによる調査の合意解決の一環として、当行の子会社であるDBグループ・サービス(UK)リミテッドは、DOJと司法取引を行い、同社はこれに基づき電子通信詐欺の一つの訴因について有罪を認め、その後、同社に対して有罪判決が下された。また、KOSPI指数の急落問題に関連して、当行の子会社であるドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーは、その1名の従業員による直物/先物に関連した市場操作に係る使用者としての刑事責任につき有罪判決を受けた。この刑事裁判の判決は上訴審で覆ったが、韓国の検察当局はこの決定に対し、これを不服として上訴している。当行および当行の子会社はまた、その他の刑事上の手続きまたは調査の対象となっている。

当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、ERISAに基づく重要な取引上の適用除外を利用する当行の資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である「適格専門資産運用業者」(QPAM)禁止取引適用除外の規定に基づく、当行の資産運用関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。当行の資産運用関連会社がERISA制度のための取引に使用することができる、法律上の適用除外やその他の行政上の適用除外は複数存在し、また多くの場合はQPAM適用除外に依拠する代わりにこれらを使用することができるが、QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客(顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、あるいは当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるかを問わない。)に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさせる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、顧客が、かかる資格の喪失を、当行の資産運用関連会社が何らかの理由でERISAの管轄当局である米国労働省(DOL)の資産運用業者全般としての承認を失った証であると誤解し、これを理由に当行との取引を中止するかまたは差し控える可能性もある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメント事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。2017年12月29日、DOLは、DBグループ・サービス(UK)リミテッドの有罪判決およびドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーの有罪判決にかかわらず、当行の複数の関連会社がQPAMとしての資格を維持することを認める個別の適用除外を公表した。かかる適用除外は2021年4月17日まで有効とされるが、当行または当行の関連会社が他の事案で有罪判決を受けた場合などにはこれより早期に終了する可能性がある。これらの有罪判決により発生する資格喪失期間は2027年4月17日までであるため、当行は、もし再度適用除外を受けられなかった場合のQPAMの資格喪失による上記のような悪影響を受ける可能性を回避するためには、2021年4月18日までに再度適用除外を受けておく必要がある。

その他のリスク

伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、非伝統的な与信業務にも従事しており、第三者の証券の保有や複雑なデリバティブ取引への従事といった取引にまで与信が拡大されている。これらの非伝統的な与信業務は、当行の信用リスクを著しく増大させる。

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、金銭、証券その他の資産につき当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しないおそれがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外に当行が従事する業務の多くも、信用リスクに晒されている。

特に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門を通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。伝統的な銀行業務以外の業務により、例えば以下の各事由から信用リスクが発生する可能性がある。

- 第三者の証券の保有
- 相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結
- 実行された証券、先物、通貨または商品の取引が、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関またはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できないこと
- その他の取決めを通じた与信の拡大

トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、当行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になり得る。一定の信用デリバティブは、当行が支払いを受領するためには、相手方に対して裏付け証券、ローンまたはその他の債務を交付することが求められる。多くの場合、当行は、裏付け証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延し、これにより当行のレピュテーションや将来の業務の可能性が失われ、また当行に課せられる費用も増大する可能性がある。欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ドッド・フランク法）は、一定のOTCデリバティブについて標準化、マーギニング（証拠金の評価）、集中決済および取引報告の要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを削減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

世界規模の金融危機において直面した極めて厳しい市場環境は、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャー・クレジット市場を含め、当行が伝統的なタイプではない信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしており、今後も類似した市場環境が生じた場合には、同様の状況が発生する可能性がある。

当行の資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、当行は過去にも損失を被っており、また今後もさらに被る可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。公正価格とは、強制的売却もしくは清算時売却以外の場合で、取引を希望する知識を有する当事者間の独立当事者間取引において資産もしくは負債が交換される現在の価格をいう。公正価格で計上された資産の価格が低下した場合（または公正価格で計上された負債の価格が上昇した場合）、これに対応する公正価格の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。

一定のクラスの金融商品について、価格や数値は実際には観測できない。かかる場合、公正価格は特定の商品につき適切であると当行が考える評価手法を用いて算定される。公正価格を算定する評価手法の適用には、推定や経営陣の判断が伴い、その程度は市場における商品の複雑性および流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定条件およびモデル手法の選択および適用に必要となる。市場環境の悪化その他の原因により仮定条件のいずれかが変動した場合、当行が保有する金融商品の公正価格が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

当行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価格の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価格の上昇を差し引いてネットで計上される。しかしながら、当行はかかる公正価格の上昇を今後実現することができない可能性があり、またヘッジ取引の公正価格は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下などさまざまな理由により、今後変動する可能性がある。かかる取引価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価格とは切り離されているとも言え、将来損失をもたらす可能性がある。

会計規則に基づき、当行は、事業ののれんの価値およびその他の無形資産の価値について、定期的に減損テストを行わなければならない。かかるテストにより減損の基準に該当すると判断された場合、当行は、会計規則に基づき、当該資産について評価減を行う必要がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行の収益性や業績に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

のれんは、子会社および関連会社の取得において発生し、被取得企業の取得原価および非支配持分の合計が、取得日に取得した識別可能な純資産の公正価値を超過する額を表章する。子会社の取得によるのれんは、資産計上され、毎年または減損発生の際にはより高い頻度で、減損見直しが行われる。無形資産は、分離可能であるかまたは契約上もしくはその他の法律上の権利から発生しており、かつ、その公正価値が確実に測定できる場合には、のれんとは別に認識される。これらの資産については、少なくとも年1回減損テストが行われ、またその耐用年数の見直しが実施される。非金融資産の減損評価における回収可能額の決定には、公開市場価格、類似事業の価格、現在価値もしくはその他の評価手法、またはこれらの組み合わせに基づく見積りが必要であり、経営陣は主観的な判断や前提の設定を求められる。これらの見積りおよび前提の設定を用いる結果、基礎となる状況が変化した場合には、報告された金額との間に大きな差異が発生する可能性がある。

のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行の収益性や業績に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。2016年ののれんの変動には、セールス/トレーディングにおける2億8,500万ユーロの減損およびアセット・マネジメントにおける5億ユーロの減損が含まれていた。セールス/トレーディングにおける減損は、アセット・マネジメントからセールス/トレーディングへの一定の事業譲渡によるものであった。アセット・マネジメントにおけるのれんの減損は、アビー・ライフ事業の売却および売却目的保有資産の編成に関連して計上された。

会計規則に基づき、当行は、各報告期間末に繰延税金資産の見直しを行わなければならない。繰延税金資産の一部または全部の計上による恩恵を利用できるだけの十分な課税所得が発生する見込みがなくなった場合、当行は、帳簿価額を減額する必要がある。これらの減額は、当行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額の間の一時的差異、繰越欠損金および繰越税額控除により生じる、将来の税効果に対する繰延税金資産を認識している。繰延税金資産は、かかる繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時的差異が利用できるだけの十分な課税所得が発生する見込みが高い場合に限り認識される。当行は、2018年または2017年のいずれかに損失を被った事業体について、2018年12月31日現在で65億ユーロおよび2017年12月31日現在で59億ユーロの繰延税金資産をそれぞれ認識した。

繰延税金資産の金額の決定において、当行は、過去の税負担能力や収益性に関する情報および（適切な場合は）承認された事業計画に基づく予想業績（認められた繰越期間の見直し、利用可能なタックス・プランニングの機会およびその他の関連する考慮事項を含む。）を使用する。各四半期に、当行は、将来の収益性に関する仮定を含む繰延税金資産に関する当行の見積りを再評価する。繰延税金資産に関する会計上の見積りは、年度により変動する可能性のある仮定を基礎としてこれに依拠し、また経営陣の重要な判断を必要とする。例えば、税法の変更または将来の予想業績の変動により、繰延税金資産の調整が発生し、かかる決定が行われた期間の法人所得税費用に計上されるかまたは資本に直接計上される可能性がある。

これらの調整は、当行の収益性または資本に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。2017年、当行は、米国税制改革により生じた米国繰延税金資産の再測定に起因する14億ユーロの一時的な税金費用を認識した。

当行のリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、当行は認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、リスク管理の方針、手続きおよび評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、またはあらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはならず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化手段および測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は前例のない水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻と流動性の著しい悪化に直面した。このボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、当行が被ったいくつかの損失の予測に失敗しており、将来においても重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、当行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め数多くの前提を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたは当行の統計モデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な情勢の展開に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うかまたは当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。

当行のプロセスの履行上の誤り、従業員の行為、ITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止または事業継続の喪失、あるいは当行と取引を行う者に関する同様の問題から発生し得るオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。

また、当行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼働しなかった場合、故障した場合、あるいはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤や失敗が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクを、不適切な実務（特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守を含む。）により構成されるコンダクト・リスクに分類している。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止やシステムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化などに起因する処理実行の過誤や遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取り扱いミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーを引き起こすおそれがある。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行のコントロールの及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者や、当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行などの意図的の行為、ハリケーン、大雪、洪水、疾病の世界的流行および地震などの自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安などその他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となり得る。このような混乱は、当行の事業および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行の事業や業務を支えるために様々な者と取引を行っている。当行と取引を行う者により提供されるサービスには、当行自らがサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクが伴い、最終的には当行が引き続き、当行と取引を行う者により提供されるサービスの責任を負うことになる。また、当行と取引を行う者が、適用ある基準や当行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失や規制措置もしくは訴訟に晒され、または当行がその取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

当行は、当行の事業や業務を支えるために様々な者と取引を行っている。その目的は、当行がその中核的業務に焦点を置きつつ、当行の業務上の費用、効率性および効果の点での改善を追求することであり、これには例えば当行のIT近代化の取り組みに関連するものなどが挙げられる。当行と取引を行う者により提供されるサービスには、当行自らがサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクが伴い、最終的には当行が引き続き当該者により提供されるサービスの責任を負うことになる。当行は、当行と取引を行う者が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準ならびに当該者が当行との間で合意した契約上の条件およびサービス水準に従ってサービスの提供を行うことに依拠している。当行と取引を行う者がこれらの基準に従って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、規制措置もしくは訴訟に服し、またレピュテーションの毀損に晒される可能性がある。より一般的には、当行と取引を行う者との関係が当行の期待を満たさない場

合、当行は、財務リスク（別の者へのサービスの移行に関連する経費および費用など）や、かかる移行に関連するビジネス・リスクおよびオペレーショナル・リスクに晒される可能性があり、当行が取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

当行のオペレーショナル・システムは、増加するサイバー攻撃やその他のインターネット犯罪のリスクに晒されており、その結果、顧客または取引先情報に重大な損失が発生し、当行のレピュテーションが損なわれ、また規制当局による制裁および財務上の損失が生じる可能性がある。

当行が直面するオペレーショナル・リスクには、ネットワークや情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスやマルウェアの導入、あるいはその他の形態のサイバー・セキュリティ攻撃または事故による、当行や当行と取引を行う者のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害リスクがある。かかる侵害は、当行または当行の顧客データの機密性やシステムの信頼性を脅かす可能性がある。当行は、かかる侵害から当行のコンピュータ・システムを保護し、また当行と取引を行う者が適切なサイバー・セキュリティ予防対策を講じることを確保するために多大な資源を投入している。また進化するサイバー攻撃のリスクに対処するため、当行は、保護対策の修正や強化および情報セキュリティの脆弱性の調査や是正に向けて、多大な資源を投入してきた。しかしながら、これらの措置が、当行が直面する多くのセキュリティ上の脅威に対して有効であるとは限らない。

近年のサイバー攻撃の頻度の増加や複雑化により、世界中の多くの組織に関するリスク・プロファイルが増大しており、当行の経営陣は、これらの攻撃に対する準備態勢の全体的なレベルに大きな注意を払っている。サイバー・セキュリティは、当行の業務がその技術環境に依拠しており、今後益々依拠していくといった要因により、その重要性が高まっている。当行およびその他の金融機関は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得や会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害またはその他インフラの脆弱性の利用を目的とした攻撃を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験している。当行は、今後も引き続きそのような攻撃の標的になることが予想される。当行は、現在のところ、このような攻撃による重大な事業上の影響を被ったことはないが、今後、より重大な攻撃の発生を有効に予測し防ぐことができない可能性もある。攻撃が成功した場合、顧客または自己情報の漏洩もしくは悪用、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、改善コスト（調査およびサービス再開に関する費用など）の負担、サイバー・セキュリティ費用（追加の人材、技術または当行と取引を行う第三者に関する費用など）の増額、レピュテーションの毀損、顧客不満足および潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーなどの結果、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の決済業務の規模が大きいため、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。

当行は、大きな規模で決済業務を行っており、また保有する情報技術（IT）ランドスケープも一層複雑化しつつ相互に密接に連携している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼動しなかった場合、当行、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損害は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

FSBにより開始された継続中の国際的なベンチマーク改革の取り組み、特に、銀行間取引金利から代替参照金利（開発が進められている、いわゆる「リスク・フリー・レート」を含む。）への移行により、当行の事業や金融業界に多くの特有のリスクがもたらされる。これらのリスクが顕在化した場合は、当行の事業、業績および収益性に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

規制当局および中央銀行は、金融ベンチマーク、特に、金利ベンチマークの頑健性を向上させる目標を設定している。この施策により、とりわけロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）、欧州銀行間取引金利（以下「EURIBOR」という。）およびユーロ圏無担保翌日物平均金利（以下「EONIA」といい、LIBOR、EURIBORおよびその他の銀行間取引金利と併せて「IBOR」という。）の継続的な利用可能性が不確実になっている。英国において、FCAは、2022年以降パネル銀行に対してLIBORの計算のために金利の提供を強制するを取りやめることを発表した。その結果、LIBORは2022年以降、変更されまたは廃止される可能性がある。EU金融ベンチマーク規制を遵守するためのEURIBOR改革が進行中であるが、規制で定める移行期間の終了までにプロセスが完了しないリスクがあり、これによりEURIBORの将来の利用可能性に疑問が生じる。また、EONIAの運営機関は、移行期間終了後にはEUにおいて同金利が使用不能になると予想している。移行期間は現在、2019年末に終了する予定であるが、これらの金利が2021年中も引き続き利用可能となるクリティカル・ベンチマークおよび第三国ベン

チマークの移行期間の延長が、2019年2月にEU政策立案者により合意されており、また今後数か月のうちに立法化される予定である。

当行およびその他の市場参加者は、代替の「リスク・フリー・レート」（以下「RFR」という。）や当事者が当該金利に移行できるプロセスを特定し、推奨する業界のワーキング・グループに積極的に従事しており、また複数のサブ・ワーキング・グループが、これらの変化に伴う未解決の問題や課題に取り組むために設置されている。

また、既存のベンチマーク手法を改訂するベンチマーク運営機関およびそれぞれの規制当局の施策が、当該ベンチマークの頑健性を向上させる目的で進行している。当行は、LIBORおよびEURIBORを含む広範な金利ベンチマークに貢献する銀行として、かかる施策に密接に関与している。

当行の資産および負債（当行が取引する金融商品や当行が関与するその他の取引およびサービスを含む。）に係る金利の大部分は、廃止される可能性があるIBORに連動しており、当行は、かかる廃止やRFRへの移行の可能性に備える必要がある。これらのIBORの廃止やRFRへの移行は、当行に対して、以下を含む多様なリスクをもたらす。

- 顧客への開示や取引相手方との金融取引契約の規定に関して発生しうる紛争により、法務リスクやコンプライアンス・リスク（コンダクト・リスクを含む。）が生じる可能性がある。IBORに連動する多くの金融商品には、他の金融商品とは異なり、当該IBORが廃止された場合における後継金利の使用についての規定が含まれる。かかる廃止または移行に関連して、金融商品の取引相手方は、特に当行が当該金融商品に基づく債務者である場合またはその他の後継金利の決定もしくは設定に関与する場合（特定の金融商品に関するものか、あるいは一般に適用あるベンチマークに関するものかを問わない。）、当該商品について決定された金利に対して異議を唱えることができる。かかる紛争により、市場濫用行為や顧客の不当な扱いに関する請求、訴訟または規制措置が講じられる可能性がある。
- RFR関連商品の受入れや普及が遅れた場合や流動性の推移によっては流動性リスクが発生し、その結果、市場の混乱または分裂が生じるおそれがある。また、呼値スプレッドが拡大し、資金調達や担保供与に影響を与える可能性がある。さらに、IBORを新たなベンチマーク金利に置き替えることにより、IBORベンチマークにそのリターンが連動する既存の商品や契約の価値およびリターンならびに証券やその他の商品の取引市場が悪影響を受ける可能性がある。
- フォールバックの手法および時期が異なることにより生じる満期期間から通貨にまで及ぶ金利「ベースス」リスク（負債と資産に適用される金利規定が異なることにより生じるリスク）により、市場リスクが発生する可能性がある。フォールバック・プロトコルの適用時期の差異により、新たなベーススが設定され、ヘッジ費用が増大したりヘッジの効果が低下する可能性があり、また適用されるフォールバック手法における価値の移転によって損失が生じるおそれがある。IBORの廃止および後継金利への移行が行われた場合、当行は、後継金利と廃止されたIBORとが経済的に同等でない場合には、IBORに連動する当行の資産および負債に関して損失を被る可能性がある。
- 新たなRFRの導入により、当行は、新しいRFR連動商品に関する新たなプライシングおよびリスク・モデルを開発する必要がある。当行が開発するモデルが既存モデルと大きく異なる場合は、管轄規制当局の承認を要することがあり、これにより遅れが生じる可能性がある。
- IBORの廃止およびRFRへの移行により、金融および税務リスクが生じる可能性があり、その結果、ヘッジ会計項目の認識が中止され、当行の収益性が悪影響を受けあるいは当行が損失を被るおそれがある。廃止および移行の結果、新たなまたは変更された金融商品に市場データが利用できない場合、金融商品の独立した価格検証もまた困難になる可能性がある。廃止または移行が、課税目的上の損益認識の問題を生じさせる金融商品の重大な変更とみなされる場合は、税務上の不確実性が生じる可能性がある。
- 規制当局や中央銀行、広範囲に及ぶ市場参加者との連携を要する移行プロセスの複雑性により、技術上のリスクおよびオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。また、RFR商品の開発、顧客契約の文書更改およびインフラの変更（各事業ならびに当行のファイナンス、リスクおよび財務部門全般にわたるシステム、プロセスおよびモデルを含む。）に関する重大な変更の取り組みが要求される。移行プロセスの成功は、基準や規約に関する業界および顧客の合意の達成、移行措置の時期およびシーケンシング、RFRの期間の異なるバージョンの設定ならびに顧客契約の適時の文書更改に一定程度依拠している。

既存のベンチマークを改革する施策や当該施策への当行の参加により、同様の法務およびその他のリスクが生じる可能性がある。

IBORの廃止の必要性や起こりうる時期、RFRが必要となる様々な市場におけるRFRへの移行の見込みならびに業界、市場および規制上の対応は、引き続き極めて不透明である。また、前述のとおり、個別の機関または業界全体が対処困難なリスクを発生させる外部的要因（規制当局や取引相手方に求められる必要措置など）が存在する。かかる不測の事態の今後の推移

や、業界、市場、規制当局および当行によるかかる事態への対応が適切に行われるかどうかによっては、IBORの廃止およびRFRへの移行が、当行の事業、業績および収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、金融上および取引上の制裁や通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受ける。当行がかかる法律および要件に違反した場合、当行は、重大な規制上の執行措置や制裁金を被る可能性があり、現に過去に被っている。

当行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済・輸出管理庁およびその他の当局（米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および英国財務省など）により設定された金融上および取引上の制裁や、通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の監視、評価および遵守を求められている。当行がかかる法律および要件に違反した場合、当行は、重大な規制上の執行措置や制裁金を被る可能性があり、現に過去に被っている。

米国国務省によりテロ支援国家として指定された諸国内の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資者が、当行との取引または当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制または執行措置が講じられることとなる可能性がある。

当行は、イランおよびキューバを含め、米国の包括的制裁の対象となっている一部の諸国または地域（以下「制裁対象国」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を過去に行ってきたり、現在も行っている。米国の法律は、米国人または米国法域内で行うその他の者が制裁対象国または制裁対象者と取引を行うことを一般的に禁止している。また、米国の間接的または「二次的」制裁は、完全な米国法域外における非米国人による特定の活動（特定の事業体や国々との一定の取引を含む。）に対する報復の脅威となっている。このように、米国の規制は、状況によっては、米国外の地域における活動や非米国人による活動にも広く及ぶ可能性がある。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けており、また当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けることになる可能性がある。

当行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象国および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域の下で活動する者がその管理もしくは実務に関与することを回避し、また国際連合、欧州連合およびドイツによる制裁や通商禁止措置の遵守を確保とすべく策定された方針および手続きに服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法的に認められる範囲において、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を確保するために、上記の方針および手続きを拡充した。しかしながら、もし当行の方針には効果がない、あるいは効果がなかったと証明された場合には、当行は、当行のレピュテーション、財務状態または事業に重大な悪影響を与えうる規制または執行措置を課せられる可能性がある。当行は、遵守違反のリスクを軽減する措置を講じている。2007年に、当行取締役会は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮等の諸国内の取引相手方と当行が新規取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている取引を終了することを決定した。当行取締役会はまた、キューバの取引相手方との取引を制限することを決定した。イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリアは現在、米国国務省によりテロ支援国家に指定されている。

当行は、2007年12月31日に閉鎖するまで、イランのテヘランに駐在員事務所を有していた。イランの取引相手方との間で当行が行っている残りの取引の大部分は、欧州およびアジアの輸出業者の輸出契約に対して資金を提供するために2007年より前に設定された数件の大規模な貿易金融ファシリティーへの貸し手および/またはエージェントとしての参加であった。大部分の上記ファシリティーの期間は10年以上であり、当行は契約上の義務を履行する責務を法的に負っていた。イランの借り手に対する融資残高は近年の当行の総資産の0.01%を大幅に下回っており、当行は、イランの取引相手方との取引業務が当行の事業全体に対して重要な部分を占めるものではなく、過去にも占めていなかったと考えている。2018年12月31日現在、かかる融資残高は全額返済されており、またイランの取引相手方との取引業務による収益は2018年12月31日に終了した年度の当行の総収益の0.01%を下回っていた。

近年、米国は、イランで制裁対象の活動に従事する企業に対する様々な二次的制裁を規定する方法により、外国企業がイランと取引することを阻止するための措置を講じている。「P5+1」諸国とイランの間の包括的共同行動計画（「JCPOA」）の「実施日」が2016年1月16日に到来したことを受けて、これらの二次的制裁の多くは停止されたが、2018年5月から11月の間に米国がJCPOAから脱退した後、同国により復活された。実施日以降、当行はイランに関する新たな活動に従事したが、その範囲は限定的であった。当行は、デュー・ディリジェンスを強化しつつ、イランの外に所在する当行顧客を代理してイランからのまたはイランへのユーロ建ての現金払い込みを実行した。当行は、イランの取引相手方との新たな貿易金融取引を引き続き制限し、貸付契約の締結は行わなかった。当行は、イラン関連の二次的制裁に基づき制裁を課せられる可能性の高

い活動には従事していないものと確信しているが、米国の二次的制裁の対象であるイランの銀行のドイツにおける一定の支店やオフィスとの間で限定的な非米ドル建て取引を行っており、また米国当局はかかる法律の適用について相当な裁量を有しており、当行に対して制裁が課されたような場合には重大なものとなる可能性がある。こうした環境により生じる特有の規制上のリスク、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクに鑑みて、また、2018年11月5日に全面的に施行されたJCPoAに関する米国政府の立ち位置の見直しを受けて、当行は、極めて限られた場合にのみ前述の現金払い込みを行っており、また上記の日以降は当行のアプローチをさらに制限している。

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（1934年証券取引法（改正済）第13条(r)）の要請に基づき、当行は、イランおよび当該規定に服するその他の米国による制裁の対象者との取引等に関する一定の情報を開示した。

当行はまた、限定的ではあるが、国際連合、欧州連合またはドイツのいずれの通商禁止措置も適用されないキューバに所在する相手方との取引を行っている。かかる取引は、ごく少数の信用状および現金払い込み（それぞれ米国との関連はない。）で構成されており、その残高は2018年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回っている。かかる信用状は、機械などの商品や医療用品の取引に資金を融通している。

当行は、2017年以降に発生した米国の経済的制裁におけるその他の重大な変化を遵守するために、適切なプロセスおよび手続きを設定している。2017年8月、米国は「敵対者に対する制裁措置法」（「CAATSA」）を施行したが、そこではロシアに対する既存の米国の制裁措置（米国の制裁対象となるロシアの事業体の指定を含む。）を法制化し、ロシアに対する米国の二次的制裁を拡大し、（ロシア経済の特定の部門を対象とする）既存の部門別制裁を強化し、また部門別制裁を賦課するロシア経済の部門の追加を許可している。特に、CAATSAに基づく米国の二次的制裁の拡大により、ロシアのSDNまたはロシアの防衛および諜報部門における特定の事業体との「重要な」取引に従事する非米国企業に対する米国の制裁の賦課が認められている。当行は、米国の制裁措置に違反するまたは制裁対象となるようなロシアの事業体との取引にこれまで従事したことはなく、現在も従事していないものと確信している。しかしながら、米国の制裁措置の解釈および執行において米国当局が持つ広範な裁量権限を考慮すると、当行が現在行っている活動に関して、米国当局が当行に対して執行措置を講じない、あるいは二次的制裁を課さないとの保証はない。かかる措置は、当行の事業に重大な影響を及ぼし、また当行のレピュテーションを損なう可能性がある。また、米国は今後ロシアまたはロシアの事業体に対してより広範囲の制裁を課し、かかる措置が当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、2017年以降、米政権は、ベネズエラ政府およびベネズエラ政府関係者に対して多くの制裁を課している。これらの制裁は、特に、米国人によるまたは米国法域内における、ベネズエラ政府（国有または国営企業を含む。）が発行する新たな国債および特定の債券の取引およびその他のディーリングや、ベネズエラ政府からの直接または間接の証券の購入、また（2019年1月28日からは）ほぼすべての無認可のペトロレオス・デ・ベネズエラ・エス・エイとの取引を禁止するものである。ベネズエラ政府が関与する米国法域内での経済活動の大部分は、現在、米国の制裁措置により禁じられている。当行は、ベネズエラ政府に対するこれらの米国の制裁措置を遵守するために、適切な手段を講じ、また適切なプロセスおよび手続きを設定している。これらの米国の制裁措置に対して、当行は複数の顧客関係を段階的に縮小している。ベネズエラ政府機関については、当行は現在、レガシー取引のみ行っている。当行は、ベネズエラ政府に関連して残存する活動のいずれも、米国の制裁措置に違反していないものと確信している。しかしながら、米国の制裁措置の解釈および執行において米国当局が持つ広範な裁量権限を考慮すると、当行が現在行っている活動が米国の制裁措置に違反していると米国当局が主張しないとの保証はない。

米国およびその他の地域の政府機関および非政府組織が、制裁対象国、特にイランと取引を行っている主体との取引もしくはかかる主体への投資を禁止し、またはかかる主体への出資の撤退を求める法律、規制もしくは方針の採用に向けた施策を主導していることを、当行は報道等を通じて認識している。かかる施策により、取引禁止の対象とされる主体を、顧客としてもしくは当行の証券への投資者として獲得、維持することが当行にとって不可能となるおそれがある。さらに、かかる対象国との関係により、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。その結果、当行の事業もしくは当行の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態及び経営成績の分析

「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、 取締役会報告書」参照

キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書においては、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネスモデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（「マネジメント・アプローチ」）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期債務の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入れが主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの事業ラインにより設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務（トレジャリー）が発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に規制上の資本要件を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結対象会社グループの変更による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動や資金の流入入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は、通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

2018年度および2017年度

以下の表は、ドイツ銀行の2018年度連結財務諸表に基づく2017年度および2018年度のデータの抜粋である。

	2017年	2018年
単位：百万ユーロ（億円）		（監査済）
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,576 (48,180)	-54,066 (-65,820)
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,433 (2,962)	7,528 (9,165)
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,138 (8,690)	-3,334 (-4,059)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-5,772 (-7,027)	1,668 (2,031)
現金および現金同等物、期首残高	185,649 (226,009)	229,025 (278,815)
現金および現金同等物、期末残高	229,025 (278,815)	180,822 (220,133)

当行グループの現金および現金同等物は、2017年12月31日現在の2,290億ユーロから減少して、2018年12月31日現在では1,808億ユーロとなった。この減少は、中央銀行への翌日物預金および一日前通知預金が減少したことによるものであった。

2018年度は3億4,100万ユーロの当期純利益を計上したことに照らして、非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2018年末にマイナス540億ユーロ（2017年末はプラス396億ユーロ）となり、かかる金額が2018年度の現金および現金同等物の480億ユーロの減少に含まれている。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動に使用された現金および財務活動から供給された現金によるものである。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2018年度はプラス75億ユーロ（2017年はプラス24億ユーロ）となった。これは、主にその他の包括利益を通じて公正価値で評価される金融資産に関連したものであり、当該資産の売却によるプラスのキャッシュ・フローによるものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2017年末はプラス71億ユーロであったのに対し、2018年12月31日現在ではマイナス33億ユーロとなったが、これは主に2017年に実施された80億ユーロの増資が2018年度にはなかったこと、ならびに信託優先証券の返済および償還が増加したことによるものであった。

上記の結果、2018年の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの現金および現金同等物への正味の影響額は減少した。

4【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．DBプライベート・ウント・フィルメンクンデンバンクAG
- B．DBベタイリグンクス - ホールディングGmbH
- C．DBキャピタル・マーケッツ（ドイチェランド）GmbH
- D．BHW - ゲゼルシャフト・フュア・ヴォーヌンクスヴィルトシャフトmbH
- E．ポストバンク・ベタイリグンクスGmbH
- F．BHWホールディングGmbH
- G．サル・オッペンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA
- H．ノーリスバンクGmbH
- I．DWSベタイリグンクスGmbH
- J．DWSインベストメントGmbH
- K．PBCバンキング・サービスズGmbH
- L．DWSインターナショナルGmbH
- M．ポストバンク・システムズAG
- N．DWSリアル・エステートGmbH

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

5【研究開発活動】

該当事項なし

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2018年度における土地・建物および備品・器具への設備投資に約4億6,500万ユーロを費やした。2018年度に、5億6,900万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

	2017年12月31日	2018年12月31日
（ドイツ銀行）		
土地・建物	56	54
	(6,817)	(6,574)
備品・器具	961	954
	(116,992)	(116,140)
（ドイツ銀行グループ）		
土地・建物	948	592
	(115,410)	(72,070)
備品・器具	1,587	1,407
	(193,201)	(171,288)

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2018年12月31日現在)

授權株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式(数)(注)
2,066,773,131	2,066,773,131	-

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授權資本

取締役会は、2022年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額512,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2022年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額2,048,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、200,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて512,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。この条件付資本は、

- 2017年5月18日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2022年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
 - 上記の権限に基づき2022年4月30日以前に当行および/またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、20,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて51,200,000ユーロを上限に条件付で増加する。この条件付資本の増加は、2017年5月18日の株主総会の授權に基づき2022年4月30日以前に付与されたオプションを実行する場合に限られる。この条件付資本は、発行済のオプション権の保有者が当行の株式を受領する権利を行使する場合にのみ増加し、当行はオプションの実行のために自己株式の交付は行わない。新株式は、オプション権の行使により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。

【発行済株式】

2018年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、5,290,939,215.36ユーロであり、無額面普通株式2,066,773,131株により構成される。株式は全額払込済みであり、記名式である。各株式につき一議決権が付与される。

当行の株式は、ドイツ国内各証券取引所およびニューヨーク証券取引所に上場されている。

2018年末現在、当行が保有する自己株式は1,344,144株であり、当行の株式資本の0.07%に相当する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】(2018年12月31日現在)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2014年 6月5日	59,931,506	1,079,431,146	153,424,655.36ユーロ (18,678百万円)	2,763,343,733.76ユーロ (336,409百万円)	カタールのシェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャボール・アルサーニ氏が所有・管理する投資会社であるパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドに対する1株当たり29.20ユーロの株式発行による増資
2014年 6月20日	299,841,985	1,379,273,131	767,595,481.60ユーロ (93,447百万円)	3,530,939,215.36ユーロ (429,857百万円)	当行の株主に対する18対5(所有する既存の18株に対して5株)の比率のライツ・オファリング(1株当たり行使価格22.50ユーロ)による増資
2017年 4月3日	687,500,000	2,066,773,131	1,760,000,000ユーロ (214,262百万円)	5,290,939,215.36ユーロ (644,119百万円)	当行の株主に対する2対1(所有する既存の2株に対して1株)の比率のライツ・オファリング(1株当たり行使価格11.65ユーロ)による増資

(4) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在の株主名簿上の株主数は、644,013人であった。

地域別の株主の分布は下記のとおりである。

	株主数(人)	所有株式数(株)
ドイツに所在する株主	631,991	1,032,635,943
アメリカ合衆国に所在する株主	668	279,848,317
その他	11,354	754,288,871
計	644,013	2,066,773,131

(5) 【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合 3 %以上の報告義務に基づく通知による、当行の大株主は下記のとおりである。

名称	所在地	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ブラックロック・インク	ウィルミントン・デラウェア州	5.05% (注1)
ダグラス・L・ブラウNSTAIN	ニューヨーク(ハドソン・エグゼクティブ・キャピタルLP)	3.14% (注2)
パラマウント・サービズ・ホールディングス・リミテッド	英領ヴァージン諸島	3.05% (注3)
スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド	ケイマン諸島	3.05% (注4)
スティーブン・ファインバーグ	ニューヨーク(サーベラス)	3.001% (注5)
C-QUADRATスペシャル・シチュエーションズ・デディケーティッド・ファンド	ケイマン諸島	0.19% (注6)

(注1) 2019年5月21日付の数値。その後、2019年5月27日現在まで変更の通知は受けていない。

(注2) 2018年10月31日付の数値。その後、2019年5月27日現在まで変更の通知は受けていない。

(注3) 2015年8月20日付の数値。その後、2019年5月27日現在まで変更の通知は受けていない。

(注4) 2015年8月20日付の数値。その後、2019年5月27日現在まで変更の通知は受けていない。

(注5) 2017年11月14日付の数値。その後、2019年5月27日現在まで変更の通知は受けていない。

(注6) 2019年3月26日付の数値。その後、2019年5月27日現在まで変更の通知は受けていない。なお、議決権割合の合計は4.91% (株式に付随する議決権0.19%、金融商品を通じての議決権4.72%) となっている。

2【配当政策】

(1) 配当方針

2017年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

配当可能利益398,790,082.62ユーロから、配当支払適格のある2,065,429,340株の無額面株式につき1株当たり0.11ユーロの配当金(総額227,197,227.40ユーロ)を支払う。残高の171,592,855.22ユーロは翌年度に繰り越す。

2018年5月24日開催の当行株主総会は、この提案を採択した。

2018年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

配当可能利益485,726,800.36ユーロから、配当支払適格のある2,065,026,256株の無額面株式につき1株当たり0.11ユーロの配当金(総額227,152,888.16ユーロ)を支払う。残高の258,573,912.20ユーロは翌年度に繰り越す。

2019年5月23日開催の当行株主総会は、この提案を採択した。

(2) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2014年から2018年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行(非連結)

(単位:ユーロ(円))

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1株当たり配当金	0.75 (91)	0.00 (0)	0.19 (23)	0.11 (13)	0.11 (13)
1株当たり当期純利益	0.92 (112)	0.02 (2)	0.20 (24)	0.31 (38)	0.25 (30)
1株当たり株主資本および準備金(注1)	33.10 (4,030)	33.11 (4,031)	33.08 (4,027)	26.10 (3,177)	26.20 (3,190)
配当性向(%)	81.9	0.0	93.0	35.3	44.2

(注1) 配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ(連結)

(単位:ユーロ(円))

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
基本的1株当たり利益(注1)	1.20 (146)	-4.52 (-550)	-1.08 (-131)	-0.53 (-65)	-0.01 (-1)
1株当たり株主持分	49.32 (6,004)	40.31 (4,907)	38.14 (4,643)	30.16 (3,672)	29.69 (3,614)

(注1) 基本的平均流通株式数は、増資に関連して2017年4月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2017年4月より前の全ての期間で修正されている。

3【株価の推移】

下記の表は、各期間のドイツ取引所Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価を示したものである。なお、当行株式は東京証券取引所に1989年11月9日に上場され、2006年9月29日に上場が廃止された。

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

ドイツ取引所 Xetra System

（単位：ユーロ（円））

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
最 高	34.05 (4,145)	29.83 (3,632)	19.72 (2,401)	17.82 (2,169)	16.46 (2,004)
最 低	20.22 (2,462)	18.46 (2,247)	8.83 (1,075)	13.11 (1,596)	6.68 (813)

（注1）2014年の増資を反映するため、2014年6月5日まで（同日を含む）の株価には適宜調整がなされている（調整係数0.9538（R-Factor）を乗じている）。

（注2）2017年の増資を反映するため、2017年3月20日（権利付最終日）まで（同日を含む）の株価には適宜調整がなされている（調整係数0.8925（R-Factor）を乗じている）。

（2）【当該事業年度中最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

ドイツ取引所 Xetra System

（単位：ユーロ（円））

月別	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月
最 高	11.28 (1,373)	11.26 (1,371)	10.63 (1,294)	9.97 (1,214)	9.37 (1,141)	8.41 (1,024)
最 低	8.91 (1,085)	9.62 (1,171)	9.45 (1,150)	8.42 (1,025)	7.99 (973)	6.68 (813)

4【役員の状況】（提出日現在）

男性22名、女性7名（役員のうち女性の比率24.1%）

取締役会構成員および監査役会構成員の略歴

（取締役会）

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴 初回就任年 任期満了年	所有株式数 (株)(注1)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) (1970年4月24日)	取締役会会長(CEO)	1989年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2022年	73,237
ガス・リッチー (Garth Ritchie) (1968年7月5日)	プレジデント-コーポレート・アンド・インベストメント・バンク責任者	1996年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2023年	84,738
カール・フォン・ローア (Karl von Rohr) (1965年10月16日)	プレジデント-チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー(CAO)	1997年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2023年	5,601
フランク・クンケ (Frank Kuhnke) (1967年1月10日)	チーフ・オペレーティング・オフィサー(COO)	1986年入行 2019年取締役就任 任期満了年:2021年	7,094
スチュアート・ルイス (Stuart Lewis) (1965年10月10日)	チーフ・リスク・オフィサー(CRO)	1996年入行 2012年取締役就任 任期満了年:2020年	103,561
シルヴィー・マテラ (Sylvie Matherat) (1962年5月6日)	チーフ・レギュラトリー・オフィサー(CRegO)	2014年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2023年	0
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) (1969年4月18日)	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)	2017年入行 2017年取締役就任 任期満了年:2020年	24,967
ヴェルナー・スタインミュラー (Werner Steinmüller) (1954年5月13日)	アジア太平洋地域チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	1991年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2020年	146,905
フランク・シュトラウス (Frank Strauß) (1970年2月3日)	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク責任者	1995年入行 2017年取締役就任 任期満了年:2020年	10,772

(注1) 2019年2月15日現在の所有株式数を記載している。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の業務指示書により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、その構成員の過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の業務指示書の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

(監査役会)

氏 名 (生年月日)	役職/担当	略歴 / 初回就任年 / 任期満了年	所有株式数 (株) (注1)
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) (1956年 9月28日)	監査役会会長	初回就任年 : 2012年 任期満了年 : 2022年	0
デトレフ・ポラシェック (*) (Detlef Polaschek) (1960年 3月14日)	監査役会副会長	ドイツ銀行AGおよびDBプライベート・ウント・フィルムク ンデンAGジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年 : 2018年 任期満了年 : 2023年	553
ルードヴィヒ・ブロマイヤー・バルテ ンスタイン (*) (Ludwig Blomeyer-Bartenstein) (1957年 8月 2日)	-	ドイツ銀行AGスポークスパーソン・オブ・ザ・マネジメン トおよびマーケット・リージョン・プレーメン責任者 初回就任年 : 2018年 任期満了年 : 2023年	3,337
フランク・ビジルスケ (*) (Frank Bsirske) (1952年 2月10日)	-	フェル・デイ (フェラインテ・デインストライストウン クス・ゲヴェルクシャフト) 労働組合会長 初回就任年 : 2013年 任期満了年 : 2023年	0
メイリー・キャロル・クラーク (Mayree Carroll Clark) (1957年 3月 9日)	-	イーチウィン・キャピタルLP創設者およびマネージング・ パートナー 初回就任年 : 2018年 任期満了年 : 2023年	40,000
ヤン・ドゥシェック (*) (Jan Duscheck) (1984年12月18日)	-	フェル・デイ労働組合ナショナル・ワーキング・グルー プ・バンキング責任者 初回就任年 : 2016年 任期満了年 : 2023年	0
ゲルハルト・エッセルベック (Dr. Gerhard Eschelbeck) (1965年 2月20日)	-	初回就任年 : 2017年 任期満了年 : 2022年	0
キャサリン・ギャレット・コックス (Katherine Garrett-Cox) (1967年11月15日)	-	ガルフ・インターナショナル・バンク (UK) マネージ ング・ディレクターおよびチーフ・エグゼクティブ・オフィ サー 初回就任年 : 2011年 任期満了年 : 2021年	0
ティモ・ハイダー (*) (Timo Heider) (1975年 5月 9日)	-	BHWバウスパーカッセAG / ポストバンク・フィナンツベラ トウクAGジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 BHWクレジットゼルヴィスGmbHジェネラル・スタッフ・カ ウンシル会長、 BHWバウスパーカッセAG、BHWクレジットゼルヴィスGmbH、 ポストバンク・フィナンツベラトウクAGおよびBHWホー ルディングGmbHジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行AGグループ・スタッフ・カウンシル・副会長 初回就任年 : 2013年 任期満了年 : 2023年	0
マルティーナ・クレー (*) (Martina Klee) (1962年 5月 1日)	-	ドイツ銀行スタッフ・カウンシルPWCCセンター・フランク フルト副会長 初回就任年 : 2008年 任期満了年 : 2023年	2,442
ヘンリエット・マルク (*) (Henriette Mark) (1957年 4月 9日)	-	ドイツ銀行南バイエルン・コンバインド・スタッフ・カウ ンシル会長、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メン バー、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年 : 2003年 任期満了年 : 2023年	1,524
リチャード・メディングス (Richard Meddings) (1958年 3月12日)	-	TSBバンク・エグゼクティブ・チェアマン・オブ・ザ・ ボード 初回就任年 : 2015年 任期満了年 : 2021年	0
ガブリエル・プラツチャー (*) (Gabriele Platscher) (1957年10月 7日)	-	ドイツ銀行ニーダーザクセン州 (東部) スタッフ・カウ ンシル会長 初回就任年 : 2003年 任期満了年 : 2023年	1,365
ベルント・ローゼ (*) (Bernd Rose) (1967年 5月27日)	-	ポストバンク・フィリアルフェアトリープAGジェネラル・ スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年 : 2013年 任期満了年 : 2023年	0

ゲルト・アレクサンダー・シュッツ (Gerd Alexander Schütz) (1967年3月9日)	-	C-QUADRATインベストメントAG創設者および取締役会メンバー 初回就任年：2017年 任期満了年：2023年	0
シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) (1969年9月12日)	-	シモンGmbH法律事務所弁護士 初回就任年：2016年 任期満了年：2022年	0
ステファン・ツカルスキー(*) (Stephan Szukalski) (1967年1月27日)	-	金融業従事者の労働組合であるドイツ銀行従事者労働組合(DBV)連合会長 就任年：2018年(注2) 任期満了年：2023年	0
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) (1955年5月26日)	-	初回就任年：2018年 任期満了年：2023年	100,000
ミシェル・トロニー (Michele Trogni) (1965年6月18日)	-	初回就任年：2018年 任期満了年：2023年	15,000
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) (1957年11月5日)	-	ノールベルト・ヴィンケルヨハン・アドバイザー&インベストメンツ(企業コンサルタント) 初回就任年：2018年 任期満了年：2023年	0

(*) 従業員代表

(注1) 特に記載のない限り、2019年2月15日現在の所有株式数を記載している。

(注2) ステファン・ツカルスキー氏は、2013年から2015年まで当行監査役会メンバーであった。

役員の報酬

取締役の報酬

ドイツ会計基準第17号の要件に従い、取締役会メンバー全員が2018年度に受領した報酬の総額は、52,181,136ユーロ(2017年度は37,665,535ユーロ)であった。そのうち固定報酬は、25,711,111ユーロ(2017年度は29,200,000ユーロ)、職務手当は4,200,000ユーロ(2017年度は550,000ユーロ)、付加給付は2,123,102ユーロ(2017年度は2,053,520ユーロ)、業績連動報酬は20,146,923ユーロ(2017年度は5,862,015ユーロ)であった。

監査役の報酬

監査役報酬の原則は、当行の定款に定められる。2013年に新たに設置された報酬規定に関する直近の修正は、2017年5月18日に開催された当行の年次株主総会の決議において行われ、2017年10月5日に発効した。監査役は、固定年次報酬を受領する。年次の基本報酬は、各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、上記金額の2倍、監査役会副会長は、上記金額の1.5倍を受領する。監査役会の各委員会構成員及び委員会会長には、追加の固定年次報酬が支払われる。決定された報酬の75%は、翌年年初から3ヶ月以内に、請求書を提出した各監査役に支払われる。残りの25%は、定款の規定に従い、当行により、当該支払時に当行株式に転換されたものとみなされる。定款の規定に従い、当該株式の数に相当する株式の価額が、各監査役に対してその退任または任期満了の年の翌年2月に支払われる。ただし、かかる支払いは、当該監査役が、解任に相当する重大な事由により監査役会を退いたものでないことを条件とする。期中に監査役の変更が生じた場合、当該年度の報酬は、退任月の在任日数により月単位に切り上げ又は切り捨てた上、按分比例にて支払われる。退任した年度に関しては、全ての報酬が現金で支払われるが、当該年度の報酬の25%に対して失効に係る規制が適用される。2018年度、監査役は、総額5,766,669ユーロ(2017年度は5,150,000ユーロ)の報酬を受領した。定款の規定に従い、このうち4,676,041ユーロが2019年春に(前年度は3,987,500ユーロが2018年春に)支払われた。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

取締役会

ドイツ銀行AGの取締役会は、当行の利益のための持続的な価値の創造を目的として、法律、ドイツ銀行AGの定款および取締役会の参照事項に基づき、当行の経営に責任を負っている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に関連するステークホルダーの利益を考慮する。取締役会のメンバーは、当行の事業の管理について共同で責任を負っている。取締役会は、グループ取締役会として、統一的なガイドラインに従ってドイツ銀行グループの経営を行っており、全てのグループ企業を全般的に管理する。

取締役会は、法律および定款に規定される全ての事項について決定を行い、法律上の要件や社内ガイドラインの遵守を確保する（コンプライアンス）。取締役会はまた、適切な社内ガイドラインの策定および実施を確保するための必要な措置を講じる。取締役会は、特に、当行の経営戦略や戦略的方向性、資源配分、財務/経理および報告、コントロールおよびリスク管理ならびに適切な業務組織およびコーポレート・コントロールをその職務とする。取締役会は、取締役会の下に位置する上級管理職の任命や特にグローバルの主要役職者の任命を決定する。グループ内の経営幹部の選任に際しては、取締役会は多様性を考慮に入れ、特に、適切な女性比率を達成するよう努力する。

取締役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、監査役会と緊密に連携する。取締役会は、少なくとも法律および管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わる全ての問題について監査役会に報告する。

当行の取締役会の職務、責任および手続きに関する包括的な記述は、その参照事項に明記されており、その最新版は当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）から入手可能である。

監査役会

ドイツ銀行AGの監査役会は、取締役会メンバーを任命し、これを監督し、これに助言を行い、また、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。監査役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、取締役会と緊密に連携する。監査役会は、指名委員会の推奨を考慮しつつ会長統括委員会の提案に基づき、取締役会の長期的な承継計画を含め、取締役会メンバーの任命および解任を決定する。監査役会はまた、報酬管理委員会の提案に基づき、取締役会の個々のメンバーの報酬の総額を決定し、取締役会の報酬制度について決議し、これを定期的に見直す。

定款第9条第1項に従い、監査役会メンバーは、就任後第4事業年度目に関する経営行為の承認につき決議する株主総会の終了時までを任期として選任される。この場合、任期が開始される年度は考慮されない。株主代表の選任に関しては、株主総会は、個々のメンバーの任期が異なる日に開始または終了するよう設定することができる。

監査役会の内部組織およびその委員会、ならびに個々のメンバーの任務およびプロフィールは、コーポレート・ガバナンスに関する会社法の規制を規定し補足する特定の法令上の要求事項に服する。当該要求事項は、とりわけ、ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）、金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung）、欧州銀行監督機構のガイドラインおよび当行の監督当局としての欧州中央銀行の管理実務に基づいている。これらの要求事項は、個別のケースにおいてはドイツ・コーポレート・ガバナンス規則（以下「本規則」という。）の勧告と矛盾している場合があり、そのような場合には当行の適合宣言において例外に係るステートメントを行うことがある。

監査役会は、少なくとも法律又は管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わる全ての問題について取締役会から報告を受ける。さらに、グループ内部監査は定期的に、また重大な不備が発生した場合は不当な遅滞なく、特定された深刻な不備や未だ是正されていない重要な不備について監査委員会に連絡する。監査役会会長は、取締役会メンバーに関する重大な調査結果について適宜報告を受ける。監査役会および取締役会は、監査役会への報告だけでなく、監査役会による照会や当行従業員に対する情報提供の要請、会議の準備に関するおよび会議間の情報交換について定める情報制度を採択した。

監査役会会長は、監査役会が適切に機能するために重要な役割を果たしており、また指導的役割を担っている。監査役会会長は、監査役会の内部組織およびコミュニケーション、監査役会における職務の調整ならびに監査役会と取締役会との間のやり取りに関する内部ガイドラインおよび方針を策定することができる。監査役会開催の間の期間にも、監査役会会長および（適切な場合は）監査役会委員会会長は、取締役会、特に取締役会会長と定期的に連絡を取り、ドイツ銀行グループの戦略、計画、事業の状況、リスク状況、リスク管理、ガバナンス、コンプライアンス、技術上の組織的資源および重大な訴訟案件の問題について協議する。監査役会会長および（それぞれの業務上の職責の範囲内において）監査役会委員会会長は、ドイツ銀行グループの現状、動向および経営の評価にとって重要性の高い事象について、取締役会会長またはそれぞれ職責を担う取締役会メンバーから遅滞なく連絡を受ける。監査役会会長は、監査役会関連の事項について投資家と必要に応じて議論を行い、また監査役会に対してかかる議論の内容を定期的に報告する。

処理のために監査役会の承認を必要とする事項は、当行の定款第13条に明記されている。監査役会は、必要ある場合、取締役会メンバーの参加なしで会議を行う。十分に考慮した上でかつ実質的に適切である限り、監査役会またはその委員会は、その職務の遂行のため、監査人、法律アドバイザーその他の内部または外部のアドバイザーに相談することができる。その職務の遂行において、監査役会会長、常設委員会会長および監査役会メンバーは、取締役会から独立した監査役会事務局のサポートを受ける。

2018年には、合計で54回の監査役会および監査役会委員会の会議が開催された。さらに、個々の委員会の枠を超えて相互に関連する課題について検討するため、会議への共同の出席や参加が行われた。

監査役会の職務、手続きおよび委員会は、その参照事項に明記されている。最新版は、当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）から入手可能である。

監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイルおよび実施状況

監査役会は、2010年10月にその構成に関わる目的を策定し、直近では2018年2月に、以下に記載のとおりこれを改訂した。監査役会は、本規則第5.4.1(2)条の第1文に基づく要件を考慮した上で、2017年10月26日に開催された監査役会会議において要件のプロファイルを採択し、2018年7月26日の監査役会会議においてこれを確認した。

監査役会は、そのメンバーが全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有するように構成するものとし、また監査役会および監査委員会のメンバーは全体として銀行セクターを熟知していなければならない。特に、監査役会メンバーは、その職務の遂行に十分な時間を使えることを要する。監査役会の構成は、国際的に事業を行い、広く各国に拠点を置く銀行の取締役会に対して監査役会による適切な管理および助言ができることを確保すべきであり、また当行グループに対する一般公衆のレピュテーションを保つものであるべきである。したがって、選任提案される個人の清廉、人格、職務遂行の意欲、専門性および独立性には特に注意が払われるべきである。この目的は、当行グループの活動を考慮した上で不可欠と考えられるすべての知識および経験を、監査役会が全体として有するためのものである。

監査役会は、全体として、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの経営において、また、関連する銀行監督規制の遵守の観点から、取締役会を効率的に監視し、これに助言を行うために必要な専門知識を備えていなければならない。

要件のプロファイルに記載されるとおり、各監査役会メンバーは、ドイツ銀行AGの規模や複雑性にに応じて、以下に定める専門分野を適切に理解していなければならない。専門家は、各分野における深い専門知識を有するものとする。

専門分野は、特に、以下の分野を含む。

- 銀行業務、金融サービス、金融市場および金融業界（ホームマーケットおよび欧州以外の当行の主要市場を含む。）の分野における知識
- 当行にとっての顧客、市場の期待および事業環境の知識
- リスク管理（財務および非財務リスクの調査、評価、軽減、管理および統制、自己資本および流動性の管理、株式保有）

- 会計（国際財務報告基準（IFRS）およびドイツ商法（HGB）に基づく。）および年次財務諸表の監査（財務専門家：これらの監査役会メンバーは、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会（SEC）が制定している規則およびドイツ株式会社法第100条に定義される「財務専門家」としての要件を満たさなければならない。）
- 企業および社会的責任（報告を含む。）
- 税務
- 内部監査
- コンプライアンスおよび内部統制
- 戦略的プランニング、事業およびリスク戦略ならびにその実施
- デジタル化
- 情報技術（IT）、ITシステムおよびITセキュリティ
- 規制上のフレームワークや法律上の要件、特に、当行に関連する法制度の知識
- ホームマーケットにおける社会上、政治上および規制上の期待の知識
- 経営陣メンバーの選定手続とその適性評価
- ガバナンスおよび企業文化
- 人事および従業員の管理
- 報酬および報酬制度（報酬専門家）
- 大規模かつ国際的な規制企業の経営
- 当行の内部組織

また、ドイツ銀行AGの取締役会における事業配分計画の現行版の修正や、規制当局の要件および期待も考慮する必要がある。

さらに、監査役会は、適切な数の独立性のあるメンバーを置くものとし、ドイツ銀行AGの取締役会メンバーの経験者を3名以上置いてはならない。監査役会の職務が従業員代表により遂行される場合には、本規則第5.4.2条による独立性基準を満たしていることに疑う余地はないという前提に基づき、監査役会は、当該規則に定める意味における独立性のあるメンバーを合計16名以上置くものとする。また、監査役会はいかなる場合も、第5.4.2条の意味における独立性のあるメンバーを株主代表中に6名以上置いて構成されるものとする。監査役会メンバーは、同時に主要な競合他社の経営陣として職務を執行し、またはこれに対する監督義務のある職務に就いてはならない。当行と監査役会メンバーとの間の重要かつ一時的ではない利益相反は、任期の終了をもたらす。監査役会のメンバーは、ドイツ銀行法（KWG）第25d条により認められる数を超える数の監査役会メンバーまたは同様の要件を有する会社の監督機関のメンバーの職に就いてはならない。

監査役会メンバーの通常の定年は70歳である。正当な理由がある個別の場合においては、監査役会メンバーは、最長で70歳を迎えた後4回目に開催される年次株主総会の終了時まで定年を延長することができる。この定年制は、近年の株主総会への選任提案において考慮されており、また次回の監査役会メンバーの選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任の任命についても考慮されるものとする。2015年10月、監査役会は、今後選任または任命される監査役会メンバーについて、その任期は15年を超えてはならない旨を決議した。

監査役会は、監査役会メンバーの候補者の提案にあたって多様性を重視する。当行が海外事業を展開していることに照らして、監査役会メンバーには、適切な数の長年にわたる海外経験者が置かれるよう留意するべきである。現在、監査役会メンバーのうち8名は、その専門的職務または生活の本拠をドイツ国外に置いている。さらに、監査役会の株主代表は全員、現在または過去の職務において、海外事業を行う会社または組織の取締役会メンバーもしくはCEOまたはこれと同等の執行職として数年の海外経験を有している。これら二つの点から、監査役会は、当行の海外事業に十分考慮が払われていると確信している。その目的は、当行の現在の国際的な特性を維持することにある。監査役会メンバーの経歴は、当行のウェブサイト (www.db.com/ir/en/supervisory-board.htm) において公表されている。

株主総会への選任提案について、監査役会は、指名委員会の推奨や、監査役会の女性比率および男性比率がいずれも30%以上であることを求める法律上の要件を考慮する。既に2008年に行われた監査役会メンバーの選任以降、候補者選定プロセスに女性を含めることを適切に考慮することの重要性が認識されてきた。すなわち、新たな監査役会メンバーの選任または今後欠員となるメンバーの後任の任命のための候補者を検討する際には、適格性のある女性は候補者選定プロセスに含めるものとし、選任提案において適切に考慮されるものとする。既に何年も前から、当行の監査役会メンバーの30%以上が女性であり、また2013年以降、株主代表の30%が女性である。現在、監査役会メンバーのうち6名、すなわち全メンバーの30%が女性である。監査役会はこの数を維持するよう努力する。監査役会は、株主総会への選任提案を通じてのみ監査役会の構成に影響を及ぼすことができることが考慮されるべきである。

監査役会は、その構成に関して定められた具体的な目的および要件のプロファイルを遵守していると確信している。監査役会メンバーは、全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有している。多様性も適切に考慮されている。本事項に関する詳細は、当行のコーポレート・ガバナンス・ステートメント/コーポレート・ガバナンス・レポートに含まれる「多様性の概念」に記載されている。

本規則第5.4.2条に基づき、監査役会は、株主代表のうち独立性のある監査役会メンバーの数が適切であると判断した。すなわち、パウル・アッハライトナー、メイリー・キャロル・クラーク、ゲルハルト・エッセルベック、キャサリン・ギャレット・コックス、リチャード・メディングス、シュテファン・シモン、ジョン・アレクサンダー・セイン、ミシェル・トロエおよびノールベルト・ヴィンケルヨハンである。現在、監査役会は、大株主のHNAの代表であることを理由にゲルト・アレクサンダー・シュッツの独立性を認めていない。監査役会は、監査役会における在任期間が通常の上限である15年をそれぞれ超えているヘンリエtte・マルクおよびガブリエル・プラッチャーを除き、従業員を代表する監査役会メンバー全員が、本規則の意味において独立性があると判断している。

監査役会の一部のメンバーは、当行が取引関係を有する他の会社において高い地位に就いているかまたは前年においてこれに就いていた。これらの会社との取引は、無関係の第三者との取引と同一の条件で実行されている。当行の意見では、これらの取引は当該相手方に関係を有する監査役会メンバーの独立性に影響を及ぼすものではない。

2018年には、監査役会の下に、会長統括委員会、指名委員会、監査委員会、リスク委員会、インテグリティ（健全性）委員会、報酬管理委員会、戦略委員会、技術・データおよびイノベーション委員会、仲裁委員会の9つの委員会が設置されていた。

監査および統制

監査委員会における財務専門家

監査役会は、その監査委員会の現在のメンバーまたは2018年末までの元メンバーであるパウル・アッハライトナー、キャサリン・ギャレット-コックス、リチャード・メディングス、シュテファン・シモンおよびノールベルト・ヴィンケルヨハンが、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会が制定している規則に定義される「監査委員会における財務専門家」とであると判断した。これらの監査委員会における財務専門家は、1934年米国証券取引所法のルール10A-3の定義に基づき、当行から「独立」しており、またドイツ株式会社法（AktG）第107条(4)および第100条(5)ならびにドイツ銀行法（KWG）第25d条(9)の規定に基づき、財務会計および監査において必要な専門家としての知識を有している。

報酬管理委員会における報酬専門家

ドイツ銀行法（KWG）第25d条(12)に基づき、報酬管理委員会のメンバーのうち少なくとも1名は、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、十分な専門知識および専門家としての経験を有していなければならない。監査役会は、報酬管理委員会のメンバーであるパウル・アッハライトナーおよびシュテファン・シモンが、ドイツ銀行法（KWG）第25d条(12)の要件を満たしており、よってリスク管理およびリスク統制において必要な専門知識および専門家としての経験を有していると判断した。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの価値観およびリーダーシップの原則

ドイツ銀行グループ行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範

ドイツ銀行グループの行動規範は、当行の取締役会および従業員の全員が従うことが期待される行動に関する目的、価値観、信念および最低基準を定めたものである。これらの価値観および基準は、従業員と当行の顧客、競合他社、ビジネス・パートナー、政府当局、規制当局および株主ならびに他の従業員とのやり取りを規律する。また当該規範は、適用法令の遵守に関する指針を定める当行の方針の基礎を形成する。

2002年サーベンス・オクスレー法第406条に基づき、当行は、「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」に適用される特別な義務を伴うドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループのシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範を採択した。現在、当行の「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」は、取締役会会長、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、グループ・コントローラーおよびその他のシニア・ファイナンシャル・オフィサーにより構成されている。2018年において、当該倫理規範の変更や適用除外はなかった。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範の最新版は、当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）から入手可能である。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンス

当行は、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの明確化、実施および監督を行うためグループ・ガバナンス機能を設置し、グループ全体にわたってそのガバナンス機能を履行する。グループ・ガバナンスは、優れたコーポレート・ガバナンスの主要な要素に沿った明確な組織構造に焦点を絞りつつ、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループ内のコーポレート・ガバナンス上の問題に取り組む。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループは、国際基準および法律上の規定に従って、コーポレート・ガバナンスの枠組みを確立することに注力している。この目的の達成において、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループは、明確なコーポレート・ガバナンス原則を設定した。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細は、当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/corporate-governance.htm）において公表されている。

関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する情報は、連結財務諸表の注記38「関連当事者間取引」の項に記載されている。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の遵守

当行は、ドイツ法に基づき、毎年適合宣言を公表することにより、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告の遵守および遵守しない場合の理由について宣言している。これには、当行のコーポレート・ガバナンス組織についてのさらなる詳細を規定するコーポレート・ガバナンス・リポートの発行が含まれる。適合宣言は、当行のウェブサイトから入手可能である。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：百万ユーロ(百万円))

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社(注1)	25 (3,044)	0 (0)	21 (2,557)	0 (0)
連結子会社(注2)	44 (5,357)	4 (487)	51 (6,209)	6 (730)
計	69 (8,400)	4 (487)	72 (8,765)	6 (730)

(注1) 当行の監査報酬管理の方法により、当該欄は当行のドイツ国内の本店および支店に関する情報からなる。

(注2) 当行の監査報酬管理の方法により、当該欄には当行の海外支店に関する情報も含まれている。

(注3) 上記の表の前連結会計年度の数字には、ポストバンクAGとその子会社に関する監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬は含まれていない。

【その他重要な報酬の内容】

当行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (KPMG AG経済監査会社)と同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っている。なお、2017年度のポストバンクAGおよびその子会社の財務情報は、KPMGグループに属する会計事務所の監査を受けていない。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにこれに関連するコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援などの業務が含まれる。

【監査報酬の決定方針】

当行の主要な会計士への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかもしくは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当行グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の英訳を日本語に翻訳したものに、下記の円換算額を併記したものである。当行グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝121.74円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計原則および報告実務の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリーフングスゲゼルシャフト（KPMG AG）経済監査会社（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

(1) 連結財務諸表

マネジメント・レポート

経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および連結財務諸表に対する関連の注記と併せて読むべきものである。当行グループの経営および財務の概況には、国際財務報告基準（IFRS）第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる当該情報には、本経営および財務の概況を通して、余白に角括弧（訳者注：本書では『 』で表示されている。）で印が付けられている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。将来の事象に関する記述は「見通し」の項に開示されている。

概要

世界経済

経済成長（％） ¹	2018年 ²	2017年	主な要因
世界経済	3.8	3.8	世界経済は、新興市場の成長が当年度末にかけて鈍化したものの、先進国を中心に景気サイクルがピークを迎え、全体として堅調な成長を示した。貿易摩擦は世界貿易を圧迫する水準にまで達した。好調な米国経済が世界経済の成長を牽引した。
このうち：先進国	2.2	2.3	世界経済の成長を下支えに先進国は成長を示したが、貿易摩擦により先進国のグローバルなバリュー・チェーンにマイナスの影響が及び始めた。
このうち：新興市場	4.9	4.8	新興市場は、世界的な景気サイクルの延長による恩恵を受けた。アジアにおける経済成長はピークを迎えたが、ラテンアメリカの一部の国の経済は安定的であった。
ユーロ圏経済	1.8	2.5	ユーロ圏経済の拡大は、一部加盟国における一時的な影響や外部環境の悪化を反映して、予想よりも緩やかとなった。経済成長は、堅調な所得の伸びと財政状況の改善に裏付けられた内需に支えられた。
このうち：ドイツ経済	1.4	2.2	ドイツ経済は、想定に反して成長率が低下した。新車認証の遅延により新車生産量が減少したことが、経済的バリュー・チェーン全体に影響を及ぼした。逼迫した労働市場により、賃金協定が強化された。
米国経済	2.9	2.2	米国経済は、減税、財政支出のほか、金融情勢や賃金上昇と労働需給の逼迫を背景とした個人消費に支えられ、堅調に推移した。
日本経済	0.7	1.9	日本経済は、個人消費の低下や雇用の伸びの鈍化、外需の低迷などにより減速した。
アジア経済 ³	6.2	6.1	アジア経済は、引き続き力強い成長を続けているが、サイクルのピークを過ぎている可能性がある。貿易は経済拡大の重要な要因であった。
このうち：中国経済	6.6	6.9	中国の成長はやや鈍化した。中国政府は不動産セクターに対し引き締め政策を継続した。土地販売の減少の影響により、財政収入が低迷した。中国の輸出は、2018年度を通じて貿易摩擦が高まったにもかかわらず、堅調に推移した。

1 年間実質GDP成長率（対前年比％）出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：ドイツ銀行リサーチ。

3 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含むが、日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏の銀行は、2018年度に金融危機以来初めて企業向け貸出において堅調な伸びを記録し、対前年比2%増となった。対照的に、家計向け不動産貸出や消費者向け貸出は3%増で安定していた。金利は過去最低水準に近い水準で推移し、銀行の純金利差益を圧迫した。企業からの預金の伸びは前年に比べ著しく鈍化し、3%にとどまったが、リテール預金の伸びは4.5%を上回った。欧州の銀行の多くで収益および諸経費がわずかに減少し、リスクに対する引当金が（既に低い水準から）大幅に減少した。

ドイツでは、昨年、企業向け貸出と自営業向け貸出がかなりのペースで伸び続け、対前年比5.5%の増加となった。これは、2000年代初頭のドットコム・バブル以来の最高値で、社債発行額の急激な減少と重なる形となった。また、リテール向け貸出は3.5%の増加と引き続き拡大したが、これはモーゲージ貸出金の取引高が5%増加したことを要因とするものである。資金調達面では、家計からの預金が5%程度伸びた一方、企業からの預金は2.5%とかなり遅いペースで拡大した。資産の質は優良であるものの、主に競争の激化や低金利環境により、構造的に収益性の低いドイツの銀行の状況に変化は見込まれない。

米国の銀行業界は、ほぼ確実に過去最高益を更新した模様である。米国の銀行は、最初の9ヶ月間で既にいずれの過年度も上回る純利益を生み出していた。これは、信用事業が健全であること、純金利差益および流動資金について金利上昇の恩恵を受けたこと、減税、ならびに世界の資本市場で展開する事業の市場シェアが拡大したことなど、幅広い要因によるものであった。家計向け貸出は前年比で2.2%増加したが、2017年度の増加率を下回った。これは、モーゲージ貸出の伸び率が3%に減少し、ホーム・エクイティ・ローンは9%減少した一方で、消費者向け貸出の伸び率は5%と横ばいであったことを反映している。対照的に、事業向け貸出の伸び率は前年の伸び率の2倍となる7.5%増であった。これは企業向け貸出の2桁の伸びに牽引されたものであり、その残高は2010年度に比べ倍増した。商業用不動産貸出は、前年をやや下回る5%の伸びであった。民間部門の預金は引き続き4%増加した。

中国では、2018年度も信用事業の成長が鈍化した。リテール顧客向け貸出は前年比18%増であったのに対し、企業向け貸出は前年比でわずか8%増にとどまった。民間部門の預金は7%の増加となり、伸び率は前年と同水準であった。日本においても、貸出が2.5%、預金が3.5%と、伸び率は全体的に概ね前年と同水準であった。

投資銀行業務では、2018年度に株式および債券発行の取引高は前年比で減少したものの、2018年度にM&Aのアドバイザー業務が堅調な業績を記録した。証券トレーディング業務は概ねプラスの成長を記録した。株式トレーディング（米国）とデリバティブ業務が高いパフォーマンスを達成したほか、債券も堅調に成長した。欧州における株式トレーディングのみがマイナス成長であった。

ドイツ銀行の業績

2018年度において、ドイツ銀行は2014年度以来初めて通年で純利益を達成し、調整後費用目標および人員目標を達成した。当行はまた、主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンク内において一連の戦略的再配置措置を発表および実行し、当行の統制とプロセスをさらに強化しながら順調な進展を遂げてきた。2018年度に、当行はDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクの法律上の合併、ポーランドのリテール事業の部分的売却、Sal. Oppenheimの統合およびDWS Group GmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）の新規株式公開（以下「IPO」という。）を成功裏に完了した。当行は、経営陣が成長を牽引すると確信している、強みを持つ中核分野への経営資源の再配分および投資に重点を置いている。

当行グループの重要業績評価指標

短期の経営関連のパフォーマンス	2018年度末の状況	2017年度末の状況
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	0.5%	-1.4%
調整後費用 ²	228億ユーロ	239億ユーロ
従業員数 ³	91,737	97,535

資本関連のパフォーマンス

CRR/CRD 4完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁴	13.6%	14.0%
CRR/CRD 4レバレッジ比率（段階的適用） ⁴	4.3%	4.1%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。詳細は、英文Annual Report 2018のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。詳細は、英文Annual Report 2018のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 内部のフルタイム相当。

4 この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

2018年度の純収益は、2017年度から11億ユーロ、率にして4%減少し、253億ユーロであった。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）の収益は、戦略的再配置（特に人員削減およびレバレッジ・エクスポージャーの低減）、厳しい市場環境、ならびにマイナス金利やマージン圧縮といった銀行を取り巻く不利な動向に一部起因する顧客の取引活動の低迷による影響を受けた。プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）の収益は、貸出金からの収益の増加が、預金商品の金利に関して逆風が続いていることにより相殺され、ほぼ横ばいとなった。アセット・マネジメント（AM）の収益は、純流出、マージンの圧縮、運用報酬の減少、および2017年度には計上された特定の収益項目がなかったことによる影響を受けた。コーポレートおよびその他（C&O）の収益は改善した。これは主に、2017年度に計上されたアルゼンチンの非戦略的子会社の売却に伴うマイナスの為替換算調整額の実現化がなかったこと、および2018年度は前年度に比べて評価および期間差異によるプラスの影響が大きかったことによるものであった。

2018年度の信用損失引当金繰入額は、2017年度と同額の525百万ユーロであった。

2018年度の利息以外の費用は、経営陣の掲げたコスト削減目標が達成されたことにより、2017年度から12億ユーロ、率にして5%減少し、235億ユーロとなった。この減少は、報酬および手当の費用の減少、専門的サービス報酬の減少、賃料の減少、訴訟費用の減少および再構築費用の減少など、ほとんどの費用区分で費用が減少したことによるものであった。

2018年度の税引前利益は13億ユーロで、2017年度の12億ユーロと比較して、103百万ユーロ、率にして8%増加した。これは主に、収益の減少により一部相殺されたものの、利息以外の費用が減少したことによるものであった。

2018年度の法人所得税費用は989百万ユーロで、2017年度は20億ユーロであった（この20億ユーロには米国の税制改革による米国繰延税金資産の再評価に伴う一過性の税金費用14億ユーロが含まれていた。）。2018年度の実効税率74%は主に、繰延税金資産の認識および測定方法の変更、ならびに株式に基づく報酬に係る税効果による影響を受けた。

当行グループは、2017年度に当期純損失735百万ユーロを計上したのに対し、2018年度には当期純利益341百万ユーロを計上した。この改善は主に、前年度に計上した一過性の税金費用が当年度には生じなかったことと、利息以外の費用が減少したことによるものであった。

2018年度末における当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1（CET 1）比率は、2017年度末が14.0%であったのに比べて、13.6%であった。これは主に、リスク・ウェイトド・アセットが増加したためである。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2018年12月31日現在の総資産規模が1兆3,480億ユーロでヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2018年度末現在、内部の従業員数はフルタイム換算で91,737名であり、世界59か国において2,064支店（このうち68%がドイツ国内）を運営している。当行グループは、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2018年12月31日現在、当行グループは以下の3つのコーポレート部門で組織されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）
- アセット・マネジメント（AM）

3つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、ドイツ銀行グループは、グローバル戦略を一貫して実行するために、現地および地域の層からなる組織構造を有している。

当行グループは、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 多くの国々における子会社および支店
- 上記以外の多くの国々における駐在員事務所
- 上記以外の多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者

2016年1月1日以来、当行グループは以下の重要な資本支出または資産の処分を行っているが、これらはコーポレート部門の資本支出または資産の処分には分配されていない。

2016年8月、ドイツ銀行グループは、アルゼンチンの子会社銀行であるDeutsche Bank S.A.をBanco Comafi S.A.に売却する契約を締結した。この取引は、グローバル拠点の合理化を行うという当行グループの計画の一部である。2017年6月、この取引は成功裏に完了した。

2016年10月26日、ドイツ銀行グループは、メキシコの銀行および複数の証券子会社を、Institución de Banca MúltipleのInvesta Bank S.A.に売却する契約を締結した。Investa Bank S.A.はその後、Accendo Bancoに行名を変更した。当該取引は、当初は2018年度上半期に完了する予定であったが、当局の承認やその他の慣習的条件の充足が完了していない。ドイツ銀行は、2018年度第4四半期にAccendo Bancoに対し、当行グループがこの購入契約の解約権を行使することを通知した。

その他の各部門に関連する資本支出または資産の処分については、各コーポレート部門の概要に含まれている。

経営構造

マネジメント・ボードは、当行グループを、()コーポレート部門、()管理部門および()地域から構成されるマトリックス組織として構築した。

ドイツの株式会社法に従い、マネジメント・ボードがドイツ銀行の経営責任を負っている。マネジメント・ボードのメンバーは独立した機関であるスーパーバイザリー・ボードによって任命および解任される。当行グループのマネジメント・ボードは、機能委員会に支援され、課題の中でもとりわけ、戦略的経営、コーポレート・ガバナンス、財務会計および報告、経営資源の配分、統制およびリスク管理に重点を置いている。

各コーポレート部門および地域において、調整および管理機能は運営委員会および執行委員会によって行われる。このことは、各事業部門の戦略を実行し、管理分野の開発計画が当行グループの世界的な事業目的に沿うことを確保する手助けになっている。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）

コーポレート部門の概要

CIBは、当行グループのグローバル・トランザクション・バンキング、オリジネーションおよびアドバイザー、セールス/トレーディング（債券および為替）ならびにセールス/トレーディング（株式）事業から成る。同部門は、ドイツ銀行全体のホールセール・バンキングに関する専門知識、カバレッジ、リスク管理、セールスおよびトレーディング、インベストメント・バンキングならびに管理部門などを取りまとめている。これによりCIBは、当行グループの顧客および商品の枠を越えて、経営資源および資本を調整し、当行の顧客に効率的にサービスを提供することができる。

2016年1月1日以降、CIBにおいて、当行グループは以下の重要な資産の処分を行っているが、重要な資本支出はない。

2017年10月上旬、ドイツ銀行グループは、グローバル・トランザクション・バンキング部門の1ユニットであるオルタナティブ・ファンド・サービス事業をApex Group Limitedに売却する売買契約を締結した。この取引は、当行グループが発表した戦略的優先事項の一つであり、2018年度第2四半期に完了した。

商品およびサービス

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）は、キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびセキュリティ・サービスにおいて、世界的なプロバイダーであり、広範な商業銀行業務の商品およびサービスを世界中の法人企業ならびに金融機関に提供している。

オリジネーションおよびアドバイザリーは、合併および買収（M&A）の提供ならびに債券および株式に関する助言および組成を行っている。地域別・業種別カバレッジチームが当行グループの法人および機関顧客に対する全金融商品およびサービスの提供を行っている。

セールス/トレーディング（債券および為替）およびセールス/トレーディング（株式）は、債券、株式、エクイティ連動商品、上場および店頭取引のデリバティブ、為替商品、マネー・マーケット商品ならびにストラクチャード商品等の多様な金融市場商品の販売、トレーディングおよび組成などの組み合わせ業務を行っている。一方、リサーチは、顧客向けの市場、商品および取引戦略の分析の提供を行っている。

当行グループのすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行グループのリスク管理手続および統制の対象となっている。

販売チャネルおよびマーケティング

当行グループの目標の一環として、当行グループの中核となる顧客の利益になるよう、当行グループの顧客カバレッジ・モデルに再度焦点を置き、当該モデルを最適化している。当行グループは、リターンが低すぎるまたはリスクが高すぎると考えられる顧客との関係を終了させる一方で、新規顧客の獲得およびKYC（顧客確認）手続を強化している。

当行グループがカバーする顧客の範囲は、株式ならびに債券および為替のセールsteam、フィナンシャル・ソリューションズ・グループ、ならびにコーポレート・バンキング・カバレッジを統合した、インスティテューショナル・アンド・トレジャリー・カバレッジ・グループより提供されている。この新しい統合グループは、コーポレート・ファイナンス内のインベストメント・バンキング・カバレッジ・チームとも緊密に連携しながら、緊密な協力と一層の相乗効果により当行グループの顧客に対する商品を相互に販売する、またはソリューションを相互に提供する機会を増やすことにより、当部門に恩恵をもたらすことを目的としている。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）

コーポレート部門の概要

PCBは、個人顧客、中小企業、および富裕層の個人顧客を対象としてサービスを提供している。当部門は、3つの中核となる事業部門、すなわち、プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）、プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）、およびウェルス・マネジメント（グローバル）で構成されている。当部門の商品には、決済および口座サービス、信用および預金商品、投資アドバイス、ならびに厳選されたデジタル・サービスが含まれる。これらの商品において、当部門は顧客に対し、すべての基本的な金融ニーズおよび個人のニーズに対応したオーダーメイドのソリューションを提供している。

2016年1月1日以降、PCBは以下の重要な資本支出または資産の処分を行っている。

2018年3月、ドイツ銀行グループは、ポルトガルにおけるリテール銀行業務をABANCA Corporación Bancaria S.A.に売却する契約を締結した。両当事者は、規制当局の承認および事業分離措置の確定を条件として、2019年度上半期に当該取引を完了する予定である。

2017年12月、ドイツ銀行グループは、ポーランドにおけるリテール銀行事業の一部を、Santander Bank Polska（旧Bank Zachodni WBK）に売却する契約を締結した。当該取引は、2018年11月に完了した。

2017年3月、ドイツ銀行グループは、ドイツの銀行業界がジョイント・ベンチャーの形式で設立した主要決済サービス提供会社であるConcardis GmbHの株式を、Advent InternationalとBain Capital Private Equityの合併企業に売却することに最終合意した。2017年7月、この取引は成功裏に完了した。

2015年12月28日、当行グループは華夏銀行に対する19.99%の持分のすべてをPICC Property and Casualty Company Limitedに売却することに合意した。この株式の譲渡は2016年度第4四半期に、その他のすべての手続きは2017年度第1四半期に完了した。

2015年度第4四半期において、当行グループは、米国の個人顧客向けサービス部門（PCS）をRaymond James Financial, Inc.へ売却する最終の資産売買契約を締結したと発表した。2016年9月、当該取引は無事完了した。

2015年11月、Visa Inc.はVisa Europe Limitedの取得に関する最終合意を発表した。この取得の一環として、Visa Europe Limitedは、ドイツ銀行のグループ会社数社を含むすべての株主に対して、有償での持分返還を要請した。当行グループは、2016年1月にVisa Europe Limitedに対する持分を返還し、2016年6月21日の決済日に対価として現金および優先株式ならびに決済日から3年間の利息を含む繰延現金受取の権利を取得した。

商品およびサービス

当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）部門では、「ドイツ銀行」および「ポストバンク」の2つのブランドにより、差別化された顧客重視のアプローチを推進している。当行グループは、「ドイツ銀行」のブランドで、個人顧客に対する銀行業務ならびに金融商品およびサービス（個別の複雑なアドバイザリー・ソリューションを含む。）の提供を重点的に行っている。中小企業の法人顧客に対しては、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクと協力して、統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを提供している。「ポストバンク」ブランドは引き続き、当行グループのリテール顧客および法人顧客に対し、標準的な商品と日々のリテール・バンキング・サービスを提供することに焦点を当てている。また、Deutsche Post DHL AGと協力して、ポストバンクの支店で郵便および小包サービスも提供している。

当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）部門は、ベルギー、インド、イタリアおよびスペインの個人顧客および商業顧客に対し、バンキングおよびその他の金融サービスを提供しているが、現地の市場、規制および顧客の要求により商品は国によって多少の差異がある。

ウェルス・マネジメント（グローバル）部門は、潤沢な資金を持つ富裕層（HNW）および超富裕層（UHNW）の個人および家庭を対象にサービスを提供している。当行グループの顧客支援は、顧客財産の形成、管理および投資、顧客の個人的または事業上の利益のための資金供給、ならびに機関投資家または法人としてのニーズに対応するサービスの提供に及ぶ。また、複雑なサービスを必要とする顧客には、機関投資家向けサービスと類似するサービスも提供しており、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびアセット・マネジメントとの緊密な連携によりサービスを補完している。

また、当行グループは、中核事業を構成しなくなった業務を別のユニット（以下「撤退事業」という。）に統合し、デジタル・ベンチャーズ・ユニットを設置した。当ユニットは、PCBのデジタル・アジェンダの事業部門やブランドを横断した総合的な推進のために、新たなプラットフォームに基づくデジタル・ビジネス・モデル、ベンチャー・キャピタル投資、エンドツーエンド・プロセスのデジタル化、ならびに構造化されたデータ分析および人工知能の応用の基盤として適切なデータ構造を構築することに重点を置いている。

販売チャネルおよびマーケティング

当行グループは、オムニ チャンネル・アプローチを推進しており、顧客はサービスや商品（支店、アドバイザリー・センター、独立したコンサルタントによるモバイル・ネットワーク、オンライン/モバイル・バンキング）へのアクセスなどさまざまな方法を柔軟に選択することができる。

当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）およびプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）は、販売チャネルが類似している。これらの販売チャネルには、顧客のコールセンターおよびセルフサービス・ターミナルが設置されている支店網、ドイツにおける「ドイツ銀行」ブランドのアドバイザリー・センター（ドイツ銀行の支店網とデジタル・サービスを繋げている。）、デジタル・プラットフォームを含むオンラインおよびモバイル・バンキング（スマートフォンおよびタブレット上のマルチ・モバイルサービスと組み合わせて、バンキング、ブローカー業務およびセルフ・サービスの取引プラットフォームを提供している。）、ならびに金融アドバイザー（自営の金融アドバイザーならびに販売および提携パートナーとの協力による追加的なサービス・チャネル）が含まれる。

ウェルス・マネジメント（グローバル）は異なる顧客層をカバーしている。リレーションシップ・マネージャーおよびシニア・アドバイザーのチームは顧客関係を管理し、顧客への資産運用サービスおよびオープン・アーキテクチャー商品へのアクセスについて助言および支援を行っている。インスティテューショナル・ウェルス・パートナーズ（IWP）は、機関投資家が当行グループのグローバル・マーケット・プラットフォームが提供する市場見解や取引案およびノンリコース融資のソリューションにアクセスできるようにしている。Deutsche Oppenheim Family Offices AG（DOAG）は、ポートフォリオ一任運用、戦略的な資産配分、「ファミリー・オフィス・ストラテジー」ファンド、コンサルティング、第三者の資産運用者の選定、報告および統制、不動産ならびにプライベート・エクイティ投資を含むサービスを提供している。

アセット・マネジメント（AM）

コーポレート部門の概要

2018年12月31日現在の運用資産6,600億ユーロ超の運用資産は、世界の主要な投資管理機関の1つであり、世界の金融市場にアクセスし、世界中の顧客へソリューションを提供している。AMIは持続可能な金融のソリューションをすべての顧客、つまり個人投資家および彼らにサービスを提供する機関に提供することを目的としている。

2018年度第1四半期より、コーポレート部門の「ドイチェ・アセット・マネジメント」は「アセット・マネジメント」に名称を変更した。2018年3月、ドイツ銀行は、AMの持株会社であるDWS Group GmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）の部分的新規株式公開（IPO）を完了した。2018年3月23日より、DWSの株式はフランクフルト証券取引所に上場されている。当行グループはDWSの80%の所有持分を保有し、AMIは引き続きドイツ銀行の中核事業である。

当行グループは、2016年1月1日以降、以下の重要な資産の処分を行っている。

2016年12月、ドイツ銀行は、Abbey Lifeの事業（Abbey Life Assurance Company Limited、Abbey Life Trustee Services LimitedおよびAbbey Life Trust Securities Limited）を、Phoenix Group Holdingsの子会社に売却した。

商品およびサービス

AMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、流動資産、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびサステナブル投資を含む多種多様な資産クラスおよび流動資産の範囲にわたっている。当行グループは、上場投信、信託投資、および分離運用口座を含む幅広い商品を通じて、これらの投資機能を提供している。AMは、人工知能およびデジタル技術を活用しながら、顧客投資家の長期性、負債および流動性のニーズに対応するためのアルファ（アクティブ）およびベータ（パッシブ）のソリューションを提供する。

販売チャネルおよびマーケティング

カバレッジ/アドバイザー・チームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がAMの商品およびサービスにアクセスできるよう支援している。また、AMは、ドイツ銀行グループの他の業務部門（特に個人顧客向けにはPCBを通じて）ならびに第三者の販売業者を通じて、その商品およびサービスの販売および流通を行う。効果的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべての顧客は、AMへのアクセスとして単一の窓口により対応が行われ、特定の顧客グループについては専任チームが対応している。

非中核事業部門・コーポレート部門（NCOU）

2012年度下半期に、非中核事業部門（NCOU）が設置され、その目的は、当行グループが戦略上中核的ではない資本集約的資産に関連するリスクを削減し、資金需要を抑えられるようにすることであった。過去に発表された戦略に記載のように、当行グループがNCOUを設置した目的は、当行グループの非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することであった。

NCOUは、リスク圧縮目標を実行し、2016年度末までにポートフォリオのRWAを100億ユーロ未満に削減できた。目的達成を受けて、NCOUは2017年度以降、独立の部門としての役割を終了している。

残存する資産は貸借対照表上2016年12月31日現在、約60億ユーロであり、主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクの担当中核業務部門に移管された。

2016年1月1日以降、NCOU部門において以下の重要な資産の処分を行っている。

2016年11月、当行グループは、ドイツ銀行が2016年4月に約3%を売却したIPO以降に引き続き保有していたRed Rock Resorts に対する16.9%の株式を売却した。

2016年4月、当行グループはニュージャージー州ポートエリザベスのMaher Terminals USA LLCの100%をMacquarie Infrastructure and Real Assets管理下のファンドであるMacquarie Infrastructure Partners へ売却する旨、合意に達した。すべての規制当局の承認を受け、2016年11月に739百万米ドルで売却を完了した。

管理部門

管理部門は、管理およびサービス機能としての役割を果たし、特に、グループ全体、部門を超えたリソース計画、運営および管理、ならびにリスクに関連する業務、流動性および資本の管理に係る役割を果たしている。

管理部門は、以下の当行グループの上級経営層の責任管轄下で組織されている。

- 最高経営責任者：コミュニケーションおよび企業の社会的責任（CSR）、グループ内部監査、アート・カルチャー&スポーツ
- 最高財務責任者：グループおよび地域別ファイナンス、最高会計責任者、グループ税務およびグループ財務、予算および実績管理、事業・インフラ金融（CFO）、インフラ変革、インベスター・リレーションズ、コーポレート・インベストメント、コーポレートM&A
- 最高リスク責任者：事業別のリスク管理、地域別リスク管理、全社的リスク管理およびモデル・リスク、信用リスク管理、市場リスク管理およびリスク手法、財務以外のリスク管理、財務・流動性リスク管理、ならびにコーポレート・インシュアランス
- 最高規制責任者：政府および規制関連業務、金融犯罪対策、コンプライアンス、事業選択・コンフリクト統括室
- 最高総務責任者：データ機密性を含む法務およびグループ・ガバナンス、役職者を含む人事
- 最高執行責任者：情報統括室、セキュリティ統括室、データ統括室、デジタル・ストラテジー&イノベーション、コーポレート・サービス、CIBオペレーション、クライアント・データ・サービス

2017年度までの事業年度については、管理部門の分野で発生したすべての費用および収益は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよびドイツ・アセット・マネジメントに全額配分されていた。2018年度以降、OECD移転価格ガイドラインにおいて株主取引に関連する管理費用と定義されるものについては、コーポレート部門には配分されないが、コーポレートおよびその他においてまとめて報告される。

全社的な効率化および連携強化のため、当行は2017年度に、特定の管理部門の従業員をサービス部門へ移管することを決定した。これは、組織的なプロセスの決定に関連する事業部門の責任および自主性を強化することに寄与し、その結果、特にコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびドイツ・アセット・マネジメントにおいて、2016年度に比べて事業部門に属する従業員数が大幅に増加した。独立した統制機能は、その大部分が中央の管理部門にて維持された。

重要な資本支出および資産の処分

各コーポレート部門の直近3事業年度における重要な資本支出および資産の処分に関する情報は、上記の各コーポレート部門の記述に含まれている。

2018年1月1日以降、第三者による当行グループ株式に対する公開買付はなく、当行グループは自社勘定において他社の株式に対する公開買付を行っていない。

経営成績

連結経営成績

2018年1月1日付で、当行グループは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」に代わるIFRS第9号「金融商品」を適用した。

この適用により、金融商品の減損ならびに分類および測定に関して会計処理の変更が生じ、財務諸表の表示が変更された。財務諸表の表示の変更には、2018年1月1日に開始する事業年度からその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関して、連結貸借対照表および連結損益計算書において独立の表示科目を設定し、一方で売却可能金融資産および満期保有証券に関する独立の表示科目を廃止することが含まれている。

IFRS第9号の適用の詳細については、当報告書の注記2「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」に記載されている。

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

要約連結損益計算書

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から2018 年度の増加(減少)		2016年度から2017 年度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	13,192	12,378	14,707	814	7	-2,329	-16
信用損失引当金繰入額	525	525	1,383	-0	-0	-857	-62
信用損失引当金繰入額控除後の純 利息収益	12,667	11,853	13,324	815	7	-1,472	-11
手数料およびフィー収益 ¹	10,039	11,002	11,744	-963	-9	-742	-6
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産/負債に係る純利得 (損失) ¹	1,332	2,926	1,401	-1,593	-54	1,524	109
償却原価で測定する金融資産に係 る純利得(損失)	2	N/A	N/A	2	N/M	0	N/M
その他の包括利益を通じて公正価 値で測定する金融資産に係る純利 得(損失)	317	N/A	N/A	317	N/M	0	N/M
売却可能金融資産に係る純利得 (損失)	N/A	479	653	-479	N/M	-174	-27
持分法適用投資による純利益(損 失)	219	137	455	82	60	-318	-70
その他の収益(損失)	215	-475	1,053	689	N/M	-1,528	N/M
利息以外の収益合計	12,124	14,070	15,307	-1,945	-14	-1,238	-8
純収益合計 ²	24,791	25,922	28,632	-1,131	-4	-2,709	-9
報酬および手当	11,814	12,253	11,874	-439	-4	380	3
一般管理費	11,286	11,973	15,454	-687	-6	-3,481	-23
保険業務に係る費用	0	0	374	-0	N/M	-374	-100
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	21	1,256	-21	N/M	-1,235	-98
再構築費用	360	447	484	-86	-19	-37	-8
利息以外の費用合計	23,461	24,695	29,442	-1,234	-5	-4,747	-16
税引前利益(損失)	1,330	1,228	-810	103	8	2,038	N/M
法人所得税費用(ベネフィット)	989	1,963	546	-974	-50	1,417	N/M
当期純利益(損失)	341	-735	-1,356	1,077	N/M	621	-46
非支配持分に帰属する純利益	75	15	45	59	N/M	-30	-66
ドイツ銀行株主およびその他の資 本構成要素に帰属する純利益(損 失)	267	-751	-1,402	1,017	N/M	651	-46

N/M - 表記するに値しない

¹ 詳細は当報告書の注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

² 信用損失引当金繰入額認識後。

純利息収益

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から2018年度 の増加(減少)		2016年度から2017年度 の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
利息および類似収益合計	24,793	23,542	25,143	1,251	5	-1,601	-6
利息費用合計	11,601	11,164	10,436	437	4	728	7
純利息収益	13,192	12,378	14,707	814	7	-2,329	-16
平均利付資産 ¹	990,670	1,021,697	1,033,172	-31,028	-3	-11,475	-1
平均利付負債 ¹	745,904	790,488	812,578	-44,584	-6	-22,090	-3
総利回り ²	2.39%	2.18%	2.34%	0.21 ppt	10	-0.16 ppt	-7
総支払金利 ³	1.41%	1.25%	1.17%	0.16 ppt	13	0.08 ppt	7
純金利差 ⁴	0.98%	0.93%	1.17%	0.05 ppt	5	-0.24 ppt	-21
純金利差益 ⁵	1.33%	1.21%	1.42%	0.12 ppt	10	-0.21 ppt	-15

ppt - パーセンテージ・ポイント

1 各年度の平均残高は、一般に月末残高に基づいて計算される。

2 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

3 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

4 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

5 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合を表したものである。

2018年度

2018年度の純利息収益は、2017年度の124億ユーロから814百万ユーロ、率にして7%増加し、132億ユーロであった。純利息収益の増加は主に平均金利の上昇によるものであり、結果として純金利差は2017年度と比較して改善した。主に米国およびアジアにおける貸出金および預金の平均金利の上昇により利息収益が増加した一方、それより小幅ではあるものの利息費用合計も増加した。また、純利息収益の増加には、平均利付負債の減少が平均利付資産の減少よりも顕著であったことも寄与していた。平均残高の減少は、戦略的再配置を反映して主にCIB部門において生じた資産および負債の減少であった。利息収益には、貸出条件付き長期資金供給オペレーション (TLTRO) プログラムのEU政府補助金に関連した93百万ユーロ(2017年度においては116百万ユーロ)が含まれていた。全体として、2018年度の当行の純金利差益は、前年度から12ベース・ポイント改善し、1.33%となった。

2017年度

2017年度の純利息収益は、2016年度の147億ユーロから23億ユーロ、率にして16%減少し、124億ユーロであった。純利息収益の減少の主な要因は、2016年度に生じたAbbey Life、PCSおよび非中核事業部門(NCOU)の資産売却関連の変更、資金調達コストの増加およびより低金利の資産クラス、主に中央銀行のユーロ預金へとシフトすることになった全体的なポートフォリオの影響であった。これらの影響は、TLTRO プログラムのEU政府補助金に関連した116百万ユーロの利息収入と一部相殺された。全体としては、2017年度において当行の純金利差益は、昨年比で21ベース・ポイント悪化した。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から2018年度の増加(減少)		2016年度から2017年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
トレーディング収益合計	52	3,374	547	-3,322	-98	2,827	N/M
強制的に純損益を通じて公正価値で測定するトレーディング以外の金融資産に係る純利得(損失)	212	N/A	N/A	212	N/M	0	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得(損失)	1,069	-448	854	1,517	N/M	-1,302	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	1,332	2,926	1,401	-1,593	-54	1,524	109

2018年度

2018年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2017年度の29億ユーロに対して、13億ユーロであった。16億ユーロ、率にして54%の減少は、主に米国の金利上昇による時価評価の損失によるものであった。これらの損失は、純利息収益に関連したプラスの影響により一部相殺された。また、2018年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、厳しい市場環境および不利な動向による取引高の減少の影響を受けた。

2017年度

2017年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2016年度の14億ユーロから15億ユーロ、率にして109%増加し、29億ユーロであった。この増加は主に、2016年度に生じたNCOUのリスク圧縮の損失が発生しなかったことによりトレーディング収益が28億ユーロ改善したことに起因する。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された発行に係る時価評価の損失は、2017年度の純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純損失448百万ユーロの主要因であった(当該科目は2016年度においては854百万ユーロの利得であった。)。この損失の大部分は、発行時にヘッジした金融商品に関連するトレーディング収益の時価評価益によって相殺されている。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）

トレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブの重要な取引を含んでいる。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品から得た利息および類似収益（例えば、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金コストは、純利息収益の一部とされる。トレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を置いて説明するために、以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）を、コーポレート部門別に表示している。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から2018年度 の増加（減少）		2016年度から2017年度 の増加（減少）	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	13,192	12,378	14,707	814	7	-2,329	-16
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	1,332	2,926	1,401	-1,593	-54	1,524	109
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）合計	14,524	15,304	16,108	-779	-5	-805	-5
コーポレート部門別内訳：1							
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	7,905	8,651	10,774	-746	-9	-2,122	-20
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	6,283	6,158	6,420	125	2	-262	-4
アセット・マネジメント	-89	30	365	-119	N/M	-335	-92
非中核事業部門	N/A	N/A	-1,307	0	N/M	1,307	N/M
コーポレートおよびその他	425	464	-144	-39	-8	608	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）合計	14,524	15,304	16,108	-779	-5	-805	-5

N/M - 表記するに値しない

1 この内訳は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）のみを反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2018年度

2018年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）合計は、2017年度の153億ユーロから779百万ユーロ、率にして5%減少し、145億ユーロであった。この減少は主にCIBによるもので、主に戦略的再配置、顧客の取引活動の低迷、複数の地域にわたる地政学的な不確実性、および状況の悪化を反映したものである。その他の部門では、AMの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）は主にその他の収益の相殺に関連する保証積立金の評価額の変動により減少した。この減少は、主に貸出金収益の増加、住宅貯蓄負債の公正価値評価のプラスの影響、および過年度は公正価値で測定されていた住宅ローンがIFRS9号の適用により償却原価で測定に変更されたことによる前年比でのプラスの影響（これらは、低金利環境による預金へのマイナスの影響および金利リスク・ヘッジによる収益の減少により一部相殺された。）などから生じたPCBにおける増加によって一部相殺されている。

2017年度

2017年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）の合計は、2016年度の161億ユーロに対して805百万ユーロ、率にして5%減少し、153億ユーロであった。この減少は主にCIBによるもので、主に低いボラティリティ環境およびマージンの圧縮に伴う顧客取引の減少によるものであった。また、この減少には、信用スプレッドの縮小による債務評価調整（DVA）の損失348百万ユーロ、およびデリバティブ負債エクスポージャーの減少も含まれていた。AMにおいても、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）の合計が減少したが、これは2016年度末に売却されたAbbey Lifeからの収益がなかったこと、およびHETAのエクスポージャーに関連する評価切り上げがなかったことに起因する。PCBにおいては主に、継続している低金利環境および貸出金の減少の影響を受けた。これらの減少はNCOUの増加により一部相殺されたが、これは、当該NCOUは2017年度以降設定を解消したが、前述のリスク圧縮活動

に伴う損失を計上しており、2016年度は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）を合計でマイナス13億ユーロ計上していたことによる。

信用損失引当金繰入額

2018年度

2018年度の信用損失引当金繰入額は、2017年度と同額の525百万ユーロであった。CIBの引当金繰入額は、船舶関連のポートフォリオのリスク圧縮活動により94百万ユーロ減少したが、PCBにおける93百万ユーロの増加により相殺されている。これは主に、ポストバンクにおいて、単一の信用エクスポージャーに関連する前年度の引当金の戻入が当年度には発生しなかったことに起因している。信用損失引当金繰入額の水準が低いのは、当行グループが厳しい引受基準を設けていること、当行グループのポートフォリオが低リスクの性質であること、および事業環境が良好であることを反映している。

2017年度

2017年度の信用損失引当金繰入額は、2016年度から857百万ユーロ、率にして62%減少し、525百万ユーロとなった。すべての部門において、大幅に引当金繰入額が減少し戻入が増加した結果である。CIBにおいては、船舶セクターを含めすべてのポートフォリオの業績が好調であったことを反映している。前年度に比べて減少したものの、船舶セクターは引き続き2017年度の信用損失引当金繰入額の主要項目であり、その一部は2017年度の各減損方法の見直しに関連している。PCBにおいては、信用損失引当金繰入額が改善したが、これはポートフォリオの信用の質および引き続き良好な経済環境、ならびにポストバンクにおける引当金の大幅な戻入の結果を反映している。

その他の利息以外の収益

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から2018年度 の増加(減少)		2016年度から2017年度 の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
手数料およびフィー収益 ¹	10,039	11,002	11,744	-963	-9	-742	-6
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する売却可能金融資 産に係る純利得(損失)	317	N/A	N/A	317	N/M	0	N/M
償却原価で測定する売却可能金 融資産に係る純利得(損失)	2	N/A	N/A	2	N/M	0	N/M
売却可能金融資産に係る純利得 (損失)	N/A	479	653	-479	N/M	-174	-27
持分法適用投資による純利益 (損失)	219	137	455	82	60	-318	-70
その他の収益(損失)	215	-475	1,053	689	N/M	-1,528	N/M
その他の利息以外の収益合計	10,792	11,144	13,906	-352	-3	-2,762	-20
¹ 内訳:							
信託業務による手数料およ びフィー:							
管理手数料	303	338	401	-35	-10	-63	-16
資産運用手数料	3,130	3,603	3,507	-473	-13	96	3
その他の有価証券業務か らの手数料	290	379	380	-88	-23	-1	-0
合計	3,724	4,320	4,287	-596	-14	33	1
手数料、ブローカー・ フィー、有価証券の引受に 係るマークアップおよびそ の他の有価証券業務からの 手数料:							
引受およびアドバイザー リー・フィー	1,629	1,825	1,871	-196	-11	-46	-2
ブローカー・フィー	936	1,160	1,434	-224	-19	-274	-19
合計	2,565	2,985	3,305	-420	-14	-320	-10
その他の顧客サービスによ るフィー	3,751	3,698	4,152	53	1	-454	-11
手数料およびフィー収益合 計	10,039	11,002	11,744	-963	-9	-742	-6

N/M - 表記するに値しない

手数料およびフィー収益

2018年度

2018年度の手数料およびフィー収益合計は、2017年度から963百万ユーロ、率にして9%減少し、100億ユーロであった。この減少には、アクティブ運用ファンドからの手数料の減少(パッシブ運用ファンドの手数料の増加により一部相殺された。)により、主にAMにおいて資産運用手数料が473百万ユーロ減少したことが反映されている。引受およびアドバイザー・フィーならびにブローカー・フィーは420百万ユーロの減少となった。これは主に、市場における取引高の減少、CIBにおける顧客の取引活動の減少、ならびにMiFID 規制の実施に伴うPCBの投資商品からの収益の減少によるものであった。

2017年度

2017年度の手数料およびフィー収益合計は、2016年度から742百万ユーロ、率にして6%減少し、110億ユーロであった。引受およびアドバイザー・フィーならびにブローカー・フィーは320百万ユーロ減少し、その他の顧客サービスによるフィーは454百万ユーロ減少した。これは、主にグローバル・トランザクション・バンキングにおける関連取引および取引量の減少とセールス/トレーディング(株式)の取引量の減少によるものであった。PCBにおけるフィー収益は、主にPCS事業の売却によって減少した。AMのファンド運用報酬は、主に好調な市場環境により96百万ユーロ増加した。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)

2018年度

2018年度のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）合計は、317百万ユーロであった。これは主に米国地方債、国債および当行グループの戦略的流動性準備金からの有価証券の売却に係る実現利益に関連していた。

2017年度

IFRS第9号の適用に伴い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）合計は、2018年度に新たな収益の内訳の表示科目として設定された。

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）

2018年度

2018年度の償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、主に特定の債券の早期償還の影響を反映し、2百万ユーロであった。

2017年度

IFRS第9号の適用に伴い、償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2018年度に新たな収益の内訳の表示科目として設定された。

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

2018年度

IFRS第9号の適用に伴い、2018年度から売却可能金融資産に係る純利得（損失）は表示科目としては廃止された。

2017年度

2017年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2016年度の653百万ユーロから174百万ユーロ、率にして27%減少し、479百万ユーロであった。減少の主な要因は、2016年度に生じたNCOUのリスク圧縮活動に関連する利得およびVisa Europe Limitedの持分の売却による利得がなかったことによる。これは、2017年度に生じたConcardis GmbHの持分の売却益によって一部相殺された。

持分法適用投資による純利益（損失）

2018年度

2018年度の持分法適用投資による純利益は、主に投資の評価額の変動により、2017年度の137百万ユーロから82百万ユーロ、率にして60%増加し、219百万ユーロであった。

2017年度

2017年度の持分法適用投資による純利益は、主にNCOUにおけるRed Rock ResortsのIPOからの利得がなかった影響を受けて、2016年度の455百万ユーロから318百万ユーロ、率にして70%減少し、137百万ユーロであった。

その他の収益（損失）

2018年度

その他の収益（損失）は、2017年度は475百万ユーロの損失であったのに対し、2018年度は215百万ユーロの収益であった。この増加は、主に公正価値ヘッジ会計におけるヘッジ指定解除、PCBの土地建物売却益、金利ヘッジおよび一部のスワップの終了によるものであった。さらに、その他の収益にはAMにおける保証積立金の評価によるプラスの影響が含まれており、これに関連して、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）が相殺されている。また、その他の収益は、信託優先証券の残余資産の認識中止に関連する前年度のマイナスの影響およびアルゼンチンの非戦略的子会社の売却に伴う為替換算調整額の損益認識が当年度はなかったこと、ならびにポーランドおよびポルトガルにおける売却取引によるマイナスの影響が前年度から減少したことにより、プラスの影響を受けた。これらの影響は、Sal. Oppenheimにおけるワークアウト業務の残存ポジションからの収益が2018年度に減少したことによって一部相殺された。

2017年度

その他の収益（損失）は、2016年度は11億ユーロの収益であったのに対し、2017年度は475百万ユーロの損失となった。損失の主な要因は、華夏銀行の持分の売却からのその他の包括利益のプラスの実現化がなかったことによる。また、この損失には、ポーランドにおけるリテール事業の大部分の売却合意によるマイナスの影響、信託優先証券の残余資産の認識中止による一時的な損失およびアルゼンチンの非戦略的子会社の売却に伴うマイナスの為替換算調整額の損益認識が含まれている。

利息以外の費用

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から2018年度の増加(減少)		2016年度から2017年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
報酬および手当	11,814	12,253	11,874	-439	-4	380	3
一般管理費 ¹	11,286	11,973	15,454	-687	-6	-3,481	-23
保険業務に係る費用	0	0	374	-0	N/M	-374	-100
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	21	1,256	-21	N/M	-1,235	-98
再構築費用	360	447	484	-86	-19	-37	-8
利息以外の費用合計	23,461	24,695	29,442	-1,234	-5	-4,747	-16

N/M - 表記するに値しない

¹ 内訳:

IT関連費用	3,822	3,816	3,872	6	0	-56	-1
規制・税務・保険関連費用 ^{2,3}	1,545	1,489	1,421	57	4	67	5
不動産関連費および設備費	1,723	1,849	1,972	-126	-7	-123	-6
専門的サービス報酬	1,530	1,750	2,305	-220	-13	-555	-24
通信およびデータ・サービス	636	686	761	-50	-7	-75	-10
旅費および交際費	347	405	450	-58	-14	-45	-10
バンキングおよびトランザクション費用	753	744	664	9	1	80	12
マーケティング費用	278	309	285	-30	-10	24	8
連結対象の投資	0	0	334	0	N/M	-334	N/M
その他の費用 ⁴	652	925	3,390	-274	-30	-2,465	-73
一般管理費合計	11,286	11,973	15,454	-687	-6	-3,481	-23

² 開示の明瞭性を高めるため、銀行税と保険・預金保護からなる規制・税務・保険関連費用が区分表示されている。2017年12月31日終了年度の年次報告書において、当該費用はその他の費用に含まれていた。

³ 2018年度に690百万ユーロ、2017年度に596百万ユーロ、2016年度に547百万ユーロの銀行税が含まれていた。

⁴ 2018年度に88百万ユーロ、2017年度に213百万ユーロ、2016年度に24億ユーロの訴訟関連費用が含まれていた。

報酬および手当

2018年度

2018年度の報酬および手当は、2017年度の123億ユーロから439百万ユーロ、率にして4%減少し、118億ユーロであった。この減少は主に、人員削減および変動報酬の減少を受けて給与が減少したことに起因していた。

2017年度

2017年度の報酬および手当は、2016年度の119億ユーロから380百万ユーロ、率にして3%増加し、123億ユーロであった。この増加は主に、2017年度に一般的な報酬制度に戻したことを受けて変動報酬が増加したためである。この増加は、人員削減および外国為替の有利な変動による給与の減少、前年度の繰延分の償却費の減少、ならびに解雇費用の減少により一部相殺された。

一般管理費

2018年度

2018年度の一般管理費は、2017年度の120億ユーロから687百万ユーロ、率にして6%減少し、113億ユーロであった。この減少は、主に支出を最適化するための経営陣の取組みを反映し、ほとんどの費用区分において減少した。

2017年度

2017年度の一般管理費は、2016年度の155億ユーロから35億ユーロ、率にして23%減少し、120億ユーロであった。この減少は主に、2016年度と比べて訴訟費用が22億ユーロ減少したことによる。専門的サービス報酬の555百万ユーロの減少は、弁護士費用および業務上のコンサルティング費用の減少に起因するものである。

のれんおよびその他の無形資産の減損

2018年度

2018年度に計上された減損費用はなかった。

2017年度

2017年度ののれんおよびその他の無形資産の減損は、2016年度の13億ユーロから21百万ユーロに減少した。2016年度の費用には、Abbey Lifeの売却に伴うAMにおける10億ユーロの減損、およびAMから特定業務を移管したことに伴うCIBにおける285百万ユーロの減損が反映されている。

再構築費用

2018年度

2018年度の再構築費用は、2017年度の447百万ユーロに対し、360百万ユーロであった。この減少は主にPCBにおける費用の減少（戦略的再配置による支出の増加を受けてCIBの費用が増加したことにより一部相殺された。）によるものである。

2017年度

2017年度の再構築費用は、2016年度の484百万ユーロに対し、447百万ユーロであった。2017年度の再構築費用は主に、Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクの合併に関連するものであった。

法人所得税費用

2018年度

2018年度の法人所得税費用は、2017年度の20億ユーロに対し、989百万ユーロであった。実効税率は74%（2017年度：160%）であり、繰延税金資産の認識および測定方法の変更、ならびに株式に基づく報酬に関連する税効果の影響を受けた。

2017年度

2017年度の法人所得税費用は、2016年度の546百万ユーロに対し、20億ユーロであった。実効税率は160%（2016年度：マイナス67%）であり、主に米国の税制改革、繰延税金資産の認識および測定方法の変更に伴い14億ユーロの一時的な税金費用が発生したことの影響を受けた。

当期純利益（損失）

2018年度

当行グループは、2017年度に735百万ユーロの純損失を計上したのに対し、2018年度は341百万ユーロの当期純利益を計上した。これは主に、前述の一時的な税金費用が当年度は発生しなかったこと、および利息以外の費用の減少によるものであった。

2017年度

2017年度の当期純利益（損失）は、2016年度の14億ユーロの純損失に対し、735百万ユーロの純損失であった。これは前述の米国税制改革による繰延税金資産の再測定に伴う一時的な税金費用の影響によるものである。

セグメント別の経営成績

以下は、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- セグメント別開示の形式の変更
- 経営管理報告システムのフレームワーク

各部門へのセグメント区分の基準は、2018年12月31日現在の当行グループの組織体制である。事業部体制の変更に伴い、前期以前の比較情報を改めて表示し直した。セグメントの業績は当行グループの経営管理報告システムを基礎として作成された。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度					
	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	非中核事業部門	コーポレートおよびその他	連結合計
純収益 ¹	13,046	10,158	2,186	-	-73	25,316
信用損失引当金繰入額	120	406	-1	-	0	525

利息以外の費用:						
報酬および手当	3,970	4,001	787	-	3,055	11,814
一般管理費	8,115	4,867	929	-	-2,624	11,286
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	-	0	0
再構築費用	287	55	19	-	0	360
利息以外の費用合計	12,372	8,923	1,735	-	431	23,461
非支配持分	24	-0	85	-	-109	0
税引前利益(損失)	530	829	367	-	-396	1,330
費用収益比率	95%	88%	79%	-	N/M	93%
資産 ²	988,531	343,704	10,030	-	5,872	1,348,137
非流動資産への追加	514	516	43	-	575	1,647
リスク・ウェイトド・アセット ³	236,306	87,709	10,365	-	16,053	350,432
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値 (報告日におけるスポットの価額)	892,653	354,584	5,044	-	20,644	1,272,926
平均株主資本	43,427	14,514	4,669	-	0	62,610
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	1%	5%	18%	-	N/M	1%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	1%	4%	6%	-	N/M	0%

¹ 以下を含む:

純利息収益	3,574	6,077	-52	-	3,592	13,192
持分法適用投資による純利益(損失)	170	2	41	-	6	219

² 以下を含む:

持分法適用投資	556	78	240	-	5	879
---------	-----	----	-----	---	---	-----

N/M - 表記するに値しない

³ リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

⁴ 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2018年12月31日終了年度:74%)を反映している。セグメント別の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、当行グループの実効税率からセグメントに起因しない永久差異の影響を除外しており、2018年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%を使用している。

2017年度

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	非中核事業部門	コーポレートおよびその他	連結合計
純収益 ¹	14,227	10,178	2,532	-	-489	26,447
信用損失引当金繰入額	213	313	-1	-	-0	525
利息以外の費用:						
報酬および手当	4,364	4,027	812	-	3,050	12,253
一般管理費	8,441	5,012	978	-	-2,458	11,973
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	12	3	-	0	21
再構築費用	81	360	6	-	0	447
利息以外の費用合計	12,892	9,411	1,799	-	593	24,695
非支配持分	26	-12	1	-	-16	0
税引前利益(損失)	1,096	465	732	-	-1,066	1,228
費用収益比率	91%	93%	71%	-	N/M	93%
資産 ²	1,127,028	333,069	8,050	-	6,586	1,474,732
非流動資産への追加	125	551	60	-	1,067	1,803

リスク・ウェイトド・アセット ³	231,574	87,472	8,432	-	16,734	344,212
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値 (報告日におけるスポットの価額)	1,029,946	344,087	2,870	-	17,983	1,394,886
平均株主資本	44,197	14,943	4,687	-	99	63,926
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	2%	2%	56%	-	N/M	-1%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	2%	2%	10%	-	N/M	-1%

¹ 以下を含む：

純利息収益	4,104	5,875	-19	-	2,418	12,378
持分法適用投資による純利益 (損失)	81	3	44	-	9	137

² 以下を含む：

持分法適用投資	553	91	211	-	10	866
---------	-----	----	-----	---	----	-----

N/M - 表記するに値しない

³ リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

⁴ 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2017年12月31日終了年度：160%）を反映している。セグメント別の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、当行グループの実効税率からセグメントに起因しない永久差異の影響を除外しており、2017年12月31日終了年度のセグメントの税率は33%を使用している。

2016年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	非中核事業部門	コーポレートおよびその他	連結合計
純収益 ¹	16,764	11,090	3,015	-382	-473	30,014
信用損失引当金繰入額	816	439	1	128	-0	1,383
利息以外の費用:						
報酬および手当	4,062	4,075	737	68	2,931	11,874
一般管理費	9,280	4,888	1,026	2,659	-2,398	15,454
保険業務に係る費用	0	0	374	0	0	374
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0	1,021	-49	-0	1,256
再構築費用	299	142	47	4	-7	484
利息以外の費用合計	13,926	9,104	3,205	2,682	525	29,442
非支配持分	49	0	0	-4	-46	0
税引前利益(損失)	1,973	1,547	-190	-3,187	-952	-810
費用収益比率	83%	82%	106%	N/M	N/M	98%
資産 ²	1,201,894	329,869	12,300	5,523	40,959	1,590,546
非流動資産への追加	22	480	1	0	1,517	2,019
リスク・ウェイトド・アセット ³	237,596	86,082	8,960	9,174	15,706	357,518
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値 (報告日におけるスポットの価額)	954,203	342,424	3,126	7,882	40,018	1,347,653
平均株主資本	40,312	14,371	4,460	690	2,249	62,082
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	3%	8%	71%	N/M	N/M	-3%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	3%	7%	-3%	N/M	N/M	-2%
¹ 以下を含む:						
純利息収益	6,314	6,201	326	142	1,724	14,707
持分法適用投資による純利益(損失)	138	5	44	269	-1	455
² 以下を含む:						
持分法適用投資	698	23	203	98	4	1,027

N/M - 表記するに値しない

³ リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

⁴ 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2016年12月31日終了年度: マイナス67%)を反映している。セグメント別の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、当行グループの実効税率からセグメントに起因しない永久差異の影響を除外すしており、2016年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%を使用している。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
グローバル・トランザクション・ バンキング	3,834	3,917	4,419	-83	-2	-502	-11
株式オリジネーション	362	396	405	-34	-9	-9	-2
債券オリジネーション	1,081	1,327	1,393	-247	-19	-66	-5
アドバイザー	493	508	495	-16	-3	13	3
オリジネーションおよびアドバイ ザリー	1,935	2,232	2,292	-296	-13	-60	-3
セールス/トレーディング (株式)	1,957	2,233	2,751	-276	-12	-518	-19
セールス/トレーディング (債券および為替)	5,361	6,447	7,066	-1,087	-17	-619	-9
セールス/トレーディング	7,317	8,680	9,817	-1,363	-16	-1,137	-12
その他	-40	-601	235	561	-93	-836	N/M
純収益合計	13,046	14,227	16,764	-1,181	-8	-2,537	-15
信用損失引当金繰入額	120	213	816	-94	-44	-603	-74
利息以外の費用							
報酬および手当	3,970	4,364	4,062	-393	-9	302	7
一般管理費	8,115	8,441	9,280	-326	-4	-839	-9
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	6	285	-6	N/M	-279	-98
再構築費用	287	81	299	205	N/M	-218	-73
利息以外の費用合計	12,372	12,892	13,926	-520	-4	-1,034	-7
非支配持分	24	26	49	-2	-7	-23	-46
税引前利益(損失)	530	1,096	1,973	-566	-52	-877	-44
費用収益比率	95%	91%	83%	N/M	4ppt	N/M	8ppt
資産 ¹	988,531	1,127,028	1,201,894	-138,497	-12	-74,866	-6
リスク・ウェイトド・アセット ²	236,306	231,574	237,596	4,733	2	-6,022	-3
平均株主資本 ³	43,427	44,197	40,312	-770	-2	3,885	10
税引後平均有形株主資本利益率	1%	2%	3%	N/M	-1ppt	N/M	-2ppt
税引後平均株主資本利益率	1%	2%	3%	N/M	-1ppt	N/M	-2ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2018年度

2018年度に、CIBは同部門の戦略的再構築の一環として、人員削減と資源削減を発表し、開始し、完了した。短期的には収益にマイナスの影響が生じたものの、この再構築により、同部門はレバレッジ・エクスポージャーを低減し、強みを持つ分野に再び焦点を当てることができた。2018年度のCIBの税引前利益は、530百万ユーロであり、前年度と比べて52%減少した。この前年度からの減少は主に、収益の減少、ならびに事業再構築費用の増加（報酬および手当、一般管理費ならびに信用損失引当金繰入額の減少によって一部相殺された。）によるものである。

2018年度のCIBの純収益は、2017年度と比べて12億ユーロ、率にして8%減少し、130億ユーロとなった。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、2017年度と比べて83百万ユーロ、率にして2%減少し、38億ユーロとなった。キャッシュ・マネジメントの収益は、2017年度における顧客基盤削減およびヨーロッパにおけるマイナス金利の継続を受け、若干の減収となった。しかしながら、事業全体では、2018年度を通じて前年同四半期比で収益成長が続いた。トレーディング収益は、継続的なマージン圧縮によって特に仕組み商品について、若干減少したが、基礎となるフロー・ビジネスは前向きな成長を見せた。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、2018年度第2四半期における資産の売却益を受けて増加し、また、米国金利の引上げによる恩恵も受けた。

オリジネーションおよびアドバイザリーの純収益は、前年度と比べて296百万ユーロ、率にして13%減少し、19億ユーロとなった。債券オリジネーションの収益は、報酬プールが著しく縮小した環境下で、247百万ユーロ、率にして19%減少したが、レバレッジド・ローンにおいては市場シェアを著しく拡大させた。株式オリジネーションの収益は、34百万ユーロ、率にして9%減少した。アドバイザリーの収益は、2017年度から基本的に横ばいであった。

セールス/トレーディング（債券および為替）の純収益は、11億ユーロ、率にして17%減少し、54億ユーロとなった。金利収益は、主にヨーロッパにおける顧客の取引活動水準の低下および米国における戦略的再構築の影響により、前年度と比べて著しく減少した。クレジット収益は、好調であった前年度と比べて減少した。外国為替収益は、基本的に横ばいとなった。東欧、中東およびアフリカ地域における改善により一部相殺されたものの、中南米において特にフロー・ビジネスが不調であったことを受け、新興市場の収益は減少した。アジア/太平洋地域の外国為替および金利の収益は、アジアにおける収益が好調で一部相殺されたものの、日本およびオーストラリアでの業績悪化に起因して減収となった。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は、276百万ユーロ、率にして12%減少し、20億ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、若干減少した。株式デリバティブ収益は若干減少した。これは、ヨーロッパとアジア/太平洋地域における顧客フローの低下によるものであるが、2018年度第1四半期におけるボラティリティの上昇を受け米国での業績が堅調であったことから、一部相殺された。現物株収益は減少したが、これは、米州における促進活動に係る損失および前年度における資産売却益が継続しなかったことによる。

その他の純収益は、2017年度には601百万ユーロの損失であったのに対し、40百万ユーロの損失となった。特定のデリバティブ負債のDVAの影響に関連する126百万ユーロの利益（2017年度は348百万ユーロの損失）を反映して、前年度から改善した。CIBの戦略と整合しないと特定された資産に関連するマイナス収益が計上されていないことも、前年度比で改善した要因である。投資適格の貸出ポートフォリオからの収益は、2017年度比でほぼ横ばいであった。

信用損失引当金繰入額は、前年度が213百万ユーロであったのに対し、120百万ユーロであった。2018年度上半期において、当行グループの船舶関連のポートフォリオに係るリスク圧縮がさらに進展した一方、当年度の大半はマクロ経済の良好な環境に支えられ、ネットベースの信用損失引当金繰入額は前年度より低い水準となった。2018年度第4四半期については、主にステージ1およびステージ2の引当金の増加により高い水準となったが、これは、IFRS第9号の将来的な情報の要素から影響を受けるマクロ経済の見通しが弱まったことに加え、当行グループが保険で保護している一部の貸出金に対する引当金の計算方法を一度限りで修正したことによるものである。

2018年度の利息以外の費用は、前年度と比べて520百万ユーロ、率にして4%減少し、124億ユーロを計上した。この減少は、戦略的な人員配置措置を反映して、固定報酬と変動報酬の両方において報酬および手当に係る費用が減少したことに起因していた。また、継続的なコスト管理により、多くの勘定科目において報酬以外の費用も減少した。コスト削減は、再構築費用の増加により一部相殺された。

2017年度

2017年度のCIBの税引前利益は11億ユーロであり、前年度と比べて877百万ユーロ、率にして44%減少した。前年度からの収益の減少は、利息以外の費用および信用損失引当金の減少によって一部のみしか相殺されなかった。

2017年度のCIBの純収益は、前年度と比べて25億ユーロ、率にして15%減少し、142億ユーロとなった。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、502百万ユーロ、率にして11%減少し、39億ユーロであった。キャッシュ・マネジメント収益はわずかに減少した。これは、米国の金利上昇が2016年の顧客と提供商品の縮小によるマイナスの影響を一部相殺したことによる。取引手数料は、積極的に実施しているバランスシート管理の影響および継続したマージンの圧縮を受けて減少した。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスは基本的には横ばいで、特定

の顧客および国からの撤退に起因する取引量の減少は米国における金利上昇の影響により相殺された。さらに、グローバル・トランザクション・バンキングの収益は、2017年の資金調達コスト分配方法の変更によるマイナスの影響を受けた。

オリジネーションおよびアドバイザリーの収益は、前年度と比べて60百万ユーロ、率にして3%減少し、22億ユーロであった。株式オリジネーションの収益は9百万ユーロ、率にして2%減少した。債券オリジネーションの収益は66百万ユーロ、率にして5%減少した。これは、レバレッジド・ローン市場への積極的な流入に後押しされて2017年度第1四半期は好調であったが、2017年度第2四半期から第4四半期にかけての顧客の消極的な取引活動とドイツ銀行の米国におけるリスク圧縮活動により相殺されたことによる。アドバイザリー収益は、良好な市場環境および強気な取引参加から13百万ユーロ、率にして3%増加した。

セールス/トレーディング（債券および為替）の純収益は、619百万ユーロ、率にして9%減少し、64億ユーロとなった。クレジット収益は、2017年度上半期はディストレス商品に対する積極的な活動に支えられたが、2017年度下半期のフロー・ビジネスに不利な取引環境により相殺され、基本的に同水準であった。金利収益は、米国市場における業績の低下によって一部相殺されたものの、ヨーロッパ市場における堅調な業績により増加した。外国為替収益は、継続している低いボラティリティ環境が顧客の取引活動に影響を与え、若干減少した。アジア/太平洋地域の外国為替および金利の収益は、2017年度第1四半期は好調であったが、2017年度第2四半期から第4四半期にかけての顧客の消極的な取引活動により相殺され減少した。新興市場収益は、顧客の取引活動の減少および年度末にかけてベネズエラ、南アフリカおよびトルコにおける特定の状況の影響を受け、大幅に減少した。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は、518百万ユーロ、率にして19%減少し、22億ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客の年間平均残高の減少、マージンの縮小および資金調達コストの増加により減少した。株式デリバティブ収益は、特に2017年度下半期の困難な市場環境により減少した。現物株収益は、取引高の低迷が続き、基本的には変動はなかった。

その他の収益は、2016年度は235百万ユーロの利益であったが、2017年度は601百万ユーロの損失であった。2017年度には、特定のデリバティブ負債のDVAの影響に関連する348百万ユーロの損失（2016年度は27百万ユーロの利益）が含まれる。当該損失のうち136百万ユーロは、2017年1月1日に施行されたドイツ破綻処理メカニズム法（Abwicklungsmechanismusgesetz）により導入された銀行破綻の場合における債権者ヒエラルキーの変更によるものである。このヒエラルキーの変更により、デリバティブの相手先は債権者の序列構造（waterfall structure）においてはシニア無担保債券保有者より上位に位置するため、結果としてデリバティブの相手先はより厚い保護を受けることになった。このより厚い保護は、相手先にとってはデリバティブ資産の評価額を増加させ、その結果当行グループの貸借対照表におけるデリバティブ負債の評価額が増加するため、損失計上につながった。CIBの戦略と整合しないと特定された資産に関連する収益は、2017年度第2四半期において「その他」に計上されており、これには残余資産であるRMBSポートフォリオ評価損に関連したマイナスの影響も含まれている。

信用損失引当金繰入額は213百万ユーロであり、前年度と比べて74%減少した。この減少は、船舶業界を含むすべてのポートフォリオにおける減少が主な要因である。前年度比では減少したものの、2017年度の信用損失引当金繰入額の主な要因は引き続き船舶業界であった。

利息以外の費用は、2016年度と比べて10億ユーロ、率にして7%減少し、129億ユーロを計上した。これは主に、2016年度と比べて訴訟引当金が減少し、またのれんの減損および再構築費用が大きく減少したことがプラスの影響をもたらしたことによる。報酬および手当の費用は、2017年に変動報酬支払制度が復活したことにより増加したが、報酬以外の費用が減少したことにより一部相殺された。利息以外の費用の前年度からの減少はまた、外国為替レートの変動によりプラスの影響を受けた。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率(%)
純収益：							
プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(ドイツ)	6,802	6,583	6,873	220	3	-290	-4
プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(インターナショナル) ¹	1,439	1,455	1,466	-16	-1	-11	-1
ウェルス・マネジメント(グローバル)	1,746	2,021	1,720	-274	-14	301	18
撤退事業 ²	170	119	1,031	51	42	-912	-88
純収益合計	10,158	10,178	11,090	-20	-0	-912	-8
内訳：							
純利息収益	6,077	5,875	6,201	202	3	-326	-5
手数料およびフィー収益	3,143	3,367	3,395	-224	-7	-28	-1
その他の収益	937	935	1,494	2	0	-558	-37
信用損失引当金繰入額	406	313	439	93	30	-126	-29
利息以外の費用：							
報酬および手当	4,001	4,027	4,075	-26	-1	-47	-1
一般管理費	4,867	5,012	4,888	-145	-3	124	3
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	12	0	-12	N/M	12	N/M
再構築費用	55	360	142	-305	-85	218	154
利息以外の費用合計	8,923	9,411	9,104	-488	-5	307	3
非支配持分	-0	-12	0	12	-100	-12	N/M
税引前利益(損失)	829	465	1,547	363	78	-1,081	-70
費用収益比率	88%	92%	82%	N/M	-5ppt	N/M	10ppt
資産 ³	343,704	333,069	329,869	10,635	3	3,200	1
リスク・ウェイトド・アセット ⁴	87,709	87,472	86,082	237	0	1,390	2
平均株主資本 ⁵	14,514	14,943	14,371	-429	-3	572	4
税引後平均有形株主資本利益率	5%	2%	8%	N/M	2ppt	N/M	-6ppt
税引後平均株主資本利益率	4%	2%	7%	N/M	2ppt	N/M	-5ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 ベルギー、インド、イタリアおよびスペインの事業を含む。

2 ポーランドおよびポルトガルの事業に加え、過年度におけるプライベート・クライアント・サービス(PCS)と華夏銀行の事業を含む。

3 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

4 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

5 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

追加情報

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
運用資産 ¹	474	506	501	-32	-6	5	1
正味流入	-2	4	-42	-6	N/M	47	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 当行グループは、運用資産を(a)当行グループが顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行グループが運用管理する顧客資産と定義する。当行グループは、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(ドイツ)およびプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(インターナショナル)において、これはすべての期間における預金および貯蓄預金を含む。ウェルス・マネジメント事業においては、当行グループはすべての顧客の預金が主に投資目的で保有されているものとみなしている。

2018年度

2018年度において、PCBはDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクの法律上の合併、ポーランドのリテール事業の部分的売却、Sal. Oppenheimの統合を成功裏に完了し、PCBの支店ネットワークをさらに最適化した。PCBの2018年度の税引前利益は、前年度と比べて363百万ユーロ、率にして78%増加し、829百万ユーロであった。これは、低金利環境の逆風が続く中で、当行グループの戦略的イニシアティブへの投資を継続しながら達成された。この増加は主に利息以外の費用の減少に起因しているが、これは、前年度における引当金戻入と2018年度における貸出金の増加を反映して信用損失引当金繰入額が増加したことにより一部相殺された。

PCBの純収益は前年度とほぼ横ばいの102億ユーロであった。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(ドイツ)の純収益は、2017年度から220百万ユーロ、率にして3%増加した。純利息収益は、2017年度に比べてわずかに増加した。この増加は、貸出金収益の増加、住宅貯蓄に係る負債の評価によるプラスの影響、および従来公正価値で測定していた住宅用モーゲージをIFRS第9号報告基準の適用により償却原価による測定に変更したことによる前年度からのプラスの影響によるものである。これらの影響は、低金利環境による預金マージンへの影響を上回った。預金収益には、取引量の増加によるプラスの影響も含まれている。残りの収益は著しく増加した。これは主に、資産売却益156百万ユーロを計上したことを含め、資産売却からの増加を反映しているが、金利リスク・ヘッジからの利益の減少により一部相殺されている。前年度においては信託優先証券の残余資産の認識中止によるマイナスの影響118百万ユーロが含まれており、これは、Concardis GmbH株式の売却によるプラスの影響108百万ユーロの大部分を相殺した。手数料およびフィー収益は、前年度に比べて若干減少した。これは、契約の整理に伴う郵便サービスからの収益の減少および投資商品からの収益の減少が、MiFIDの導入による部分的な影響も受け、金利更改を反映した当座預金からのフィー収益の増加によって一部相殺されたことによるものである。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(インターナショナル)の純収益は、前年度から16百万ユーロ、率にして1%減少した。この減少は主に、2017年度のその他の収益に計上されている、資産売却取引に関連するプラスの影響に起因している。純利息収益は、継続する低金利環境の預金収益へのマイナスの影響が貸出金収益の増加により相殺されたことで、前年度と基本的に同水準であった。手数料およびフィー収益についても、商業用商品からの収益の増加が厳しい市況に起因する投資商品からの収益の減少を相殺したため、前年度と基本的に同水準であった。

ウェルス・マネジメント(グローバル)の純収益は、274百万ユーロ、率にして14%減少した。これは、Sal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務の残余ポジションからの収益が197百万ユーロ減少したことによるものである。純収益は不利な為替レートの変動による影響も受けた。これらの影響を除くと、純収益は前年度とほぼ同水準であった。アジア/太平洋地域において収益が増加したものの、MiFIDの導入、戦略的なビジネス上の意思決定、不安定な資本市場、ならびに顧客の取引活動の減少などに影響を受けてEMEAとドイツの顧客収益が下がったことにより相殺された。

撤退事業からの純収益は、前年度から51百万ユーロ、率にして42%増加した。この増加は、ポーランドとポルトガルにおける売却取引からのマイナスの影響が減少したこと(2018年度においてポルトガルとポーランドにおける取引からのマイナスの影響57百万ユーロが生じたのに比べ、2017年度においては、ポーランドのリテール事業の部分的売却合意に関連して157百万ユーロのマイナスの影響が生じた。)に起因している。これは、2018年11月の売却によりポーランドにおいて顧客収益の貢献度が減少したこと、およびPCS事業売却に関連するプラスの影響20百万ユーロが再発しなかったことにより、一部相殺された。

信用損失引当金繰入額は、前年度に比べて93百万ユーロ、率にして30%増加し、406百万ユーロとなった。この増加は、主にポストバンクにおける単一の引当金に関連した戻入が前年度に増加したこと、および貸出金が増加したことを反映している。両期間において、ポートフォリオ売却によるプラスの影響が含まれている。

利息以外の費用は、2017年度から488百万ユーロ、率にして5%減少し、89億ユーロとなった。この減少には、ドイツにおける再編および統合施策を含む戦略の実行に関連して再構築費用が305百万ユーロ減少したこと、ならびに訴訟費用が減少したこ

とが反映されている。また、利息以外の費用の減少は、厳格なコスト管理を反映した費用削減効果と、再編施策の実行による費用の削減である。これらのプラスの影響は、Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクの合併、イタリアとスペインにおける当行グループの事業への投資、およびポルトガルとポーランドにおける事業売却合意に関連する費用に関する、約220百万ユーロの増分投資支出によって一部相殺された。

PCBの運用資産は、2017年12月31日現在と比較して320億ユーロ減少し、4,740億ユーロであった。この減少は主に、公正価値の減少300億ユーロ、ポーランドにおける事業売却後の連結除外の影響40億ユーロ、および外国為替レートの変動40億ユーロにより一部相殺された正味資金流出20億ユーロによるものである。主に預金ビジネスにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）への正味資金流入は、ウェルス・マネジメントにおける正味資金流出によって一部相殺された。ウェルス・マネジメントにおいては、EMEAと米州における正味資金流出が、ドイツとアジア/太平洋地域における正味資金流入を上回った。

2017年度

PCBの2017年度の業績は、戦略関連の要因に大きく影響を受けた。これらは、Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクの合併に関連する再構築費用の引当計上およびポーランドのリテール事業の部分的売却合意後の収益の減少を含んでいる。これに対し、2016年度の業績は、華夏銀行に対する持分の売却に関連した利益を享受していた。PCBの税引前利益が前年度比で11億ユーロ減少して465百万ユーロとなった理由は、ほとんどこれらの特別な事象と、厳しい金利環境によるものである。

純収益合計は、2016年度に比べて912百万ユーロ、率にして8%減少し、102億ユーロとなった。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）からの純収益は、前年度から290百万ユーロ、率にして4%減少した。残りの収益は、VISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却に関連した129百万ユーロを含む特定の資産売却益から恩恵を受けた2016年度と比べて、大幅に減少した。2017年度の残りの収益には、信託優先証券の残余資産の認識中止によるマイナスの影響118百万ユーロが含まれているが、この大部分はConcardis GmbHの株式売却益108百万ユーロにより相殺された。純利息収益は、継続する低金利環境による預金収益への影響が、貸出金残高の増加を反映した貸出金収益の増加により一部軽減されたことから、前年度と比べて若干減少した。手数料およびフィー収益は、当座預金における新たなプライシング・モデルの採用に伴う手数料収益の増加、および投資商品からの収益の増加を反映して、若干増加した。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）における収益は、前年度と比べて11百万ユーロ、率にして1%減少した。残りの収益は2016年度と比べて減少した。これは、2016年度はVISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却利益73百万ユーロがあった一方、2017年度の収益には資産売却取引からの若干のプラスの影響しかなかったためである。純利息収益は、預金収益における低金利環境の影響が貸出金収益の増加により一部相殺されたため、前年度と同水準となった。手数料およびフィー収益は、主にカードおよび当座預金からの手数料の増加、ならびに投資商品からの収益の改善を反映して、若干増加した。

ウェルス・マネジメント（グローバル）業務における収益は301百万ユーロ、率にして18%増加した。主な要因は、約400百万ユーロのSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からのプラスの影響であった。ワークアウト業務の利益は主に有利な訴訟結果によるものであり、これは貸出金の評価にプラスの影響を与え、当該貸出金の帳簿価額を減少させた。これらの影響を除けば、純収益は2016年度と比べて減少しており、これは外国為替レートの変動、および主に米州地域における貸出金額の減少による純利息収益の減少に起因する。手数料およびフィー収益は2016年度と比べわずかに減少しており、これはアジア/太平洋地域の好調な成長により一部相殺されたものの、米州とEMEAにおける顧客の取引活動が減少したことおよび資産ベースが減少したことを反映している。

撤退事業からの純収益は、前年度と比べて912百万ユーロ、率にして88%減少した。2016年度には、華夏銀行からの618百万ユーロの収益貢献および売却前の米国におけるプライベート・クライアント・サービス（PCS）事業からの140百万ユーロの収益貢献が含まれていた。2017年度の純収益には、ポーランドのリテール事業の部分的売却契約に関連して、157百万ユーロのマイナスの影響も受けた。

信用損失引当金繰入額は、前年度に比べて126百万ユーロ、率にして29%減少し、313百万ユーロとなった。これはポストバンクの引当金戻入および引き続き好調な経済環境による良好なポートフォリオの恩恵を受けている。両期ともに選択的ポートフォリオの売却からのプラスの影響を受けている。

利息以外の費用は、2016年度から307百万ユーロ、率にして3%増加し、94億ユーロとなった。2017年度の利息以外の費用には、ドイツにおける再編および統合施策を含む戦略要因に関連して、当年度は純再構築費用360百万ユーロ（2016年度は142百万ユーロ）が含まれていた。利息以外の費用はまた、変動報酬の増加および投資の増加に伴い増加した。これらの効果は、再編施策の実行による費用削減およびPCS事業の売却後の費用の減少により一部相殺された。

PCBの運用資産は、2016年12月31日現在と比較して50億ユーロ増加し、5,060億ユーロであった。外国為替レートの変動によるマイナスの影響を、相場上昇、および主にプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）において発生した40億ユーロの正味資金流入によるプラスの影響が上回った。正味資金流入は主に預金商品から発生したが、これは運用資産の委

託業務を取り戻すことに成功したことが一因である。ウェルス・マネジメントにおける純流入の要因の一部は、戦略的事業決定および継続しているリスク圧縮活動の影響によるものである。

アセット・マネジメント

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
マネジメント・フィー	2,115	2,247	2,190	-132	-6	57	3
運用報酬および取引手数料	91	199	220	-109	-55	-21	-9
その他の収益	-20	86	209	-106	N/M	-123	-59
Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動	0	0	396	0	N/M	-396	N/M
純収益合計	2,186	2,532	3,015	-346	-14	-483	-16
信用損失引当金繰入額	-1	-1	1	-0	67	-1	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	787	812	737	-25	-3	75	10
一般管理費	929	978	1,026	-49	-5	-48	-5
保険業務に係る費用	0	0	374	-0	N/M	-374	-100
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	3	1,021	-3	N/M	-1,018	-100
再構築費用	19	6	47	13	N/M	-41	-88
利息以外の費用合計	1,735	1,799	3,205	-64	-4	-1,405	-44
非支配持分	85	1	0	83	N/M	1	N/M
税引前利益(損失)	367	732	-190	-364	-50	922	N/M
費用収益比率	79%	71%	106%	N/M	8ppt	N/M	-35ppt
資産 ¹	10,030	8,050	12,300	1,980	25	-4,250	-35
リスク・ウェイトド・アセット ²	10,365	8,432	8,960	1,932	23	-528	-6
平均株主資本 ³	4,669	4,687	4,460	-19	-0	227	5
税引後平均有形株主資本利益率	18%	56%	71%	N/M	-38ppt	N/M	-15ppt
税引後平均株主資本利益率	6%	10%	-3%	N/M	-5ppt	N/M	13ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2018年度

アセット・マネジメントでは、2018年度第1四半期にDWSの新規株式公開が成功裏に完了した。2018年の市況は、米国の税改革やヨーロッパのリテール資金需要の減少がAMや資産運用業界に課題を投げかけており、厳しい状況にあった。AMは、コスト削減をさらに加速させることで市況に適応している。AMは、公表された目標値に沿って、2018年度においてマネジメント・フィーのマージンを30ベース・ポイント以上に維持した。2018年度のAMの税引前利益は、2017年度から364百万ユーロ、率にして50%大幅に減少し、367百万ユーロとなった。この減少は主に、純資金流入の悪化と運用報酬の減少によるマイナスの影響を受け、収益が減少したことに起因している。前年度には発生しなかったDWSの新規株式公開を受けて、9ヶ月間に係る少数株主に帰属する非支配持分が増加したが、これは利息以外の費用の減少により一部相殺された。

純収益は、346百万ユーロ、率にして14%減少し、22億ユーロとなった。

マネジメント・フィーは132百万ユーロ、率にして6%減少したが、これは主に、アクティブ運用商品における運用資産の正味資金流出およびフィー・マージンの圧縮、オルタナティブにおける運用資産に基づくフィーの減少、ならびに売却事業および非継続事業からの収益がなかったことによるものである。この減少は、運用資産の増加によりパッシブ商品の運用成績が好調であったことにより、一部相殺された。

運用報酬および取引手数料は、2017年度は受領していた特定のオルタナティブ・ファンドのフィーの不在、およびアクティブ商品からの運用報酬の減少により、109百万ユーロ、率にして55%の大幅な減少となった。

その他の収益は、前年度から106百万ユーロ大幅に減少した。この減少は主に、2017年度および2018年度に売却または撤退した事業による影響、ならびに2017年度に計上された不動産ファンドの訴訟案件に関連した一過性の戻入益が発生しなかったことによるものである。

利息以外の費用は、64百万ユーロ、率にして4%減少し、17億ユーロとなった。報酬および手当は基本的に横ばいであり、変動報酬費用の減少は退職金の増加によって相殺された。一般管理費は若干減少した。これは、ドイツ銀行グループがDWSに提供したサービス原価の大幅な減少によるものであり、売却された残余事業に関連する訴訟費用、MiFID に関連した外部調査費用の増加および単体企業として営業するDWSに係るコストの増加により一部相殺されている。

運用資産は、2017年12月31日現在と比較して370億ユーロ、率にして5%減少し、6,640億ユーロとなった。この減少は、不利な市場の動きによる280億ユーロおよび正味資産流出による230億ユーロが、外国為替のプラスの影響130億ユーロに一部相殺されたことによるものである。資産流出は、主に、アウトソースした保険資産および米国の税改革後に米国企業が資産を本国に送還した影響に起因している。運用資産の変動は、不安定な市場と投資家心理の低迷に加え、一部の主要ファンドの運用成績の不調の影響も受けた。パッシブに係る資金流入は、特にヨーロッパの上場投資商品とマンドートにおいて好調であった。

以下の表は、2018年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ・エクイティ	アクティブ・債券	アクティブ・マルチ・アセット	アクティブ・SQI	アクティブ・キャッシュ	パッシブ	オルタナティブ	運用資産
2017年12月31日現在 残高	95	238	57	65	59	115	73	702
流入	14	58	10	16	490	56	10	655
流出	-21	-75	-14	-17	-493	-48	-9	-678
正味流入	-7	-17	-3	-0	-3	8	1	-23
為替の影響	1	6	0	0	1	3	1	13
市場の動き	-10	-2	-3	-3	0	-11	0	-28
その他	0	1	0	-0	-0	-0	1	1
2018年12月31日現在 残高	78	226	51	61	58	115	76	664
平均手数料率（ペ リス・ポイント）	76	14	39	26	7	25	53	31

1 報告された流入および流出は運用資産の資産分類間の移動を含んでいる。

2017年度

2017年度のAMの税引前利益は、2016年度と比較して、922百万ユーロと大幅に増加し、732百万ユーロとなった。これは、2016年度にAbbey Lifeに関連して計上されたのれんおよびその他の無形資産の減損が発生しなかったことによるものである。2016年度第4四半期に売却したAbbey Lifeを除くと、収益は増加したものの利息以外の費用およびいくつかの経常外項目の増加により相殺され、AMの2017年度の税引前利益は2016年度とほぼ同水準であった。

純収益は、483百万ユーロ、率にして16%減少し、25億ユーロとなった。2016年度に含まれていたAbbey Lifeを除くと、純収益は前年度に比べて54百万ユーロ、率にして2%増加した。

マネジメント・フィーは、アクティブ商品が有利な市場環境により伸びたことを主因として57百万ユーロ、率にして3%とわずかに増加した。

運用報酬および取引手数料は、アクティブ・ファンドの1つからのファンド運用報酬が減少したことから、前年度に比べて21百万ユーロ、率にして9%減少した。

その他の収益は、前年度と比べ、123百万ユーロ、率にして59%と大幅に減少した。この減少は主に、時価評価による評価益を除くAbbey Lifeからの収益、Asset Management Indiaの売却益および2016年に解消したHETAのエクスポージャーに関連する評価の切り上げといった一過性の収益からの恩恵がなくなったことによる。これらの影響は、不動産ファンドの訴訟案件に関連した戻入益を当期に計上したことにより相殺されている。また、前年度において、ルクセンブルクを拠点とするSal. Oppenheimの資産サービス事業の売却損および保証付き商品のマイナス時価評価が生じていたことから相殺効果があった。2016年度にAbbey Lifeが売却されたため、前年度には保険加入者のポジションに係る時価評価の変動396百万ユーロが計上されていたが、2017年度は計上されていない。

利息以外の費用は、14億ユーロ、率にして44%と大幅に減少し、18億ユーロとなった。これはAbbey Life関係の費用が発生しなかったことおよび再構築費用の減少によるものである。報酬および手当は、変動報酬費用が増えたことにより増加した。

一般管理費は、前年度に比べてわずかに減少した。これは、Abbey Life関係の費用が発生しなかったためであるが、2015年度に発生し2016年度に戻入れた営業損失引当金、およびDWSのIPOに関連した2017年度の費用によって一部相殺された。

運用資産は、2016年12月31日現在と比較して40億ユーロ減少し、7,020億ユーロとなった。これは、外国為替の不利な変動による360億ユーロ、およびルクセンブルクを拠点とするSal. Oppenheimの資産サービス事業と米国のプライベート・クライアント事業の売却に主に関連する売却額130億ユーロの影響によるものであるが、有利な市況の動きによる300億ユーロ、ヨーロッパの上場投信、マルチ・アセットおよび流動性のある金融商品の正味流入（これらは保険資産の正味流出により一部相殺された。）による160億ユーロの正味流入により一部相殺された。

以下の表は、2017年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ ・エクイ ティ	アクティブ ・債券	アクティブ ・マルチ・ アセット	アクティブ ・SQI	アクティブ ・キャッ シュ	パッシブ	オルタナ ティブ	運用資産
2016年12月31日現在 残高	91	255	51	66	63	98	82	706
流入	19	70	21	16	410	36	16	589
流出	-21	-72	-10	-20	-409	-25	-15	-573
正味流入	-2	-2	11	-4	1	11	0	16
為替の影響	-3	-17	-1	-0	-3	-7	-5	-36
市場の動き	9	5	1	2	-1	11	3	30
その他	-1	-3	-6	2	0	1	-6	-13
2017年12月31日現在 残高	95	238	57	65	59	115	73	702
平均手数料率（ペー シス・ポイント）	76	14	42	24	9	24	58	32

1 報告された流入および流出は運用資産の資産分類間の移動を含んでいる。

非中核事業部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-	-	-382	0	N/M	382	N/M
このうち：							
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益	-	-	-1,307	0	N/M	1,307	N/M
信用損失引当金繰入額	-	-	128	0	N/M	-128	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	-	-	68	0	N/M	-68	N/M
一般管理費	-	-	2,659	0	N/M	-2,659	N/M
保険業務に係る費用	-	-	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-49	0	N/M	49	N/M
再構築費用	-	-	4	0	N/M	-4	N/M
利息以外の費用合計	-	-	2,682	0	N/M	-2,682	N/M
非支配持分	-	-	-4	0	N/M	4	N/M
税引前利益(損失)	-	-	-3,187	0	N/M	3,187	N/M
資産 ¹	-	-	5,523	0	N/M	-5,523	N/M
リスク・ウェイトド・アセット ²	-	-	9,174	0	N/M	-9,174	N/M
平均株主資本 ³	-	-	690	0	N/M	-690	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2017年度以降、非中核事業部門(NCOU)は単独部門としては存在していない。2016年12月31日現在の残余資産は、現在そのほとんどが該当する事業部門であるコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクにより管理されている。

コーポレートおよびその他 (C&O)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-73	-489	-473	416	-85	-17	4
信用損失引当金繰入額	0	-0	-0	1	N/M	0	-19
利息以外の費用							
報酬手当	3,055	3,050	2,931	5	0	119	4
一般管理費	-2,624	-2,458	-2,398	-166	7	-59	2
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	-0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	0	0	-7	-0	-85	7	N/M
利息以外の費用合計	431	593	525	-161	-27	67	13
非支配持分	-109	-16	-46	-93	N/M	30	-65
税引前利益(損失)	-396	-1,066	-952	670	-63	-114	12
資産 ¹	5,872	6,586	40,959	-714	-11	-34,373	-84
リスク・ウェイトド・アセット ²	16,053	16,734	15,706	-681	-4	1,028	7
平均株主資本	0	99	2,249	-99	N/M	-2,150	-96

N/M - 表記するに値しない。

1 C&Oの資産には、事業セグメントの管理責任範囲外の、事業セグメントに配分されていない財務に関する残余資産、および繰延税金資産や集中決議勘定といった全社的資産が反映されている。

2 リスク・ウェイトド・アセットは、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Oのリスク・ウェイトド・アセットには、事業セグメントの管理責任範囲外の財務および全社的資産が反映されており、その主な内容は、当行グループの繰延税金資産であった。

2018年度

C&Oの税引前損失は、670百万ユーロ、率にして63%改善し、2018年度は396百万ユーロとなった。これは主に、2017年度におけるマイナスの為替換算調整額の損益認識、利息以外の費用の減少、および主にDWS Group GmbH & Co. KGaA (以下「DWS」という。)の新規株式公開の結果として2018年度に非支配持分の戻入が増加したことによるものであった。

純収益は、2017年度にはマイナス489百万ユーロであったが、2018年度はマイナス73百万ユーロとなった。2017年度の純収益は、アルゼンチンの非戦略的子会社の売却に伴うマイナス164百万ユーロの為替換算調整額の損益認識の影響を受けた。事業ベースで必要とされる流動性を上回る保有資金および流動性バッファの維持に関連する収益は、前年度はマイナス93百万ユーロであったのに対し、2018年度はマイナス73百万ユーロとなった。評価および期間差異の収益への貢献額は、2017年度は51百万ユーロであったのに対し、2018年度は107百万ユーロであった。

2018年度における利息以外の費用は、2018年度における管理費用が計画より低かったことにより、前年度に比べて161百万ユーロ、率にして27%減少し、431百万ユーロとなった。2018年度以降、管理費用は、配分計画に基づきコーポレート部門に配分されている。計画と実績の配分の差異は、C&Oにまとめて計上される。これは、OECD移転価格ガイドラインにおいて株主取引に関連するものと定義される、事業部門に配分されなかった費用により一部相殺されており、その額は前年度において371百万ユーロであったのに対し、2018年度は422百万ユーロであった。

非支配持分は、部門の税引前利益から差し引かれ、C&Oに留保される。2017年度の16百万ユーロから2018年度の109百万ユーロへの増加は、主に前述したDWSのIPOの結果生じたものである。

2017年度

C&Oの税引前損益は、2016年度の952百万ユーロの税引前損失に対し、2017年度は11億ユーロの税引前損失であり、114百万ユーロ、率にして12%の損失増加であった。これは主に、2017年度におけるマイナスの為替換算調整額の損益認識と訴訟費用の増加に起因しているが、これらは評価および期間差異の影響により一部相殺された。

純収益は、前年度のマイナス473百万ユーロに比べて17百万ユーロ、率にして4%減少し、2017年度はマイナス489百万ユーロとなった。2017年度の純収益は、アルゼンチンの非戦略的子会社の売却に伴うマイナス164百万ユーロの為替換算調整額の損益認識の影響を受けた。事業ベースで必要とされる流動性を上回る保有資金および流動性バッファの維持に関連する収益は、2016年度はマイナス12百万ユーロであったのに対し、2017年度はマイナス93百万ユーロとなった。英ポンド建てのAT1証券発行手数料をユーロ換算した外国為替再評価は、前年度はマイナス127百万ユーロであったのに対し、2017年度はマイナス26百万

ユーロであった。評価および期間差異の収益への貢献額は、2016年度はマイナス148百万ユーロであったのに対し、2017年度は51百万ユーロであった。

2017年度における利息以外の費用は、前年度に比べて67百万ユーロ、率にして13%増加し、593百万ユーロとなった。2017年度の訴訟費用は112百万ユーロであり、前年度に比べて130百万ユーロ増加した。2016年度の訴訟費用は、保険金の支払により73百万ユーロを回収していた。これは、OECD移転価格ガイドラインにおいて株主取引に関連するものと定義される、事業部門に配分されなかった費用により一部相殺されており、その額は2016年度において411百万ユーロであったのに対し、2017年度は371百万ユーロであった。

非支配持分は、部門の税引前利益から差し引かれ、C&Oに留保される。2016年度の46百万ユーロから2017年度の16百万ユーロへの減少は、主にCIBとPCBに関連していた。

財政状態

資産

単位：百万ユーロ	2018年12月31日 現在	2017年12月31日 現在	2017年度から2018年度の増加（減少）	
			金額	比率（％）
現金および中央銀行預け金	188,731	225,655	-36,924	-16
インターバンク預け金（中央銀行以外）	8,881	9,265	-384	-4
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	8,222	9,971	-1,749	-18
借入有価証券担保金	3,396	16,732	-13,336	-80
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
トレーディング資産	152,738	184,661	-31,924	-17
デリバティブ金融商品のプラスの時価	320,058	361,032	-40,974	-11
純損益を通じて公正価値で測定することが要求されるトレーディング資産以外の金融資産	100,444	N/M	100,444	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	104	91,276	-91,172	-100
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	573,344	636,970	-63,626	-10
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	51,182	N/M	51,182	N/M
売却可能金融資産	N/M	49,397	-49,397	N/M
持分法適用投資	879	866	13	1
償却原価で測定する貸出金	400,297	401,699	-1,403	-0
満期保有証券	N/M	3,170	-3,170	N/M
土地建物および設備	2,421	2,663	-241	-9
のれんおよびその他の無形資産	9,141	8,839	302	3
その他の資産	93,444	101,491	-8,047	-8
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債権	66,675	83,015	-16,340	-20
当期税金資産 / 繰延税金資産	8,200	8,014	186	2
資産合計	1,348,137	1,474,732	-126,595	-9
このうち：すべての該当する測定区分にわたる中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）および借入有価証券担保金の合計				
償却原価で測定するもの	11,618	26,703	-15,085	-56
純損益を通じて公正価値で測定することが要求されるもの	68,752	N/M	68,752	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの	0	78,097	-78,097	N/M
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの	1,097	N/M	1,097	N/M
このうち：すべての該当する測定区分にわたる貸出金の合計	429,591	420,063	9,528	2
償却原価で測定するもの	400,297	401,699	-1,403	-0
純損益を通じて公正価値で測定するもの（トレーディング）	11,462	10,876	586	5
純損益を通じて公正価値で測定することが要求されるもの	12,741	N/M	12,741	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの	0	4,802	-4,802	N/M

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの	5,092	N/M	5,092	N/M
公正価値で測定する売却可能なもの	N/M	2,685	-2,685	N/M

負債および資本

単位：百万ユーロ	2018年12月31日 現在	2017年12月31日 現在	2017年度から2018年度の増加（減少）	
			金額	比率（％）
預金	564,405	581,873	-17,468	-3
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	4,867	18,105	-13,239	-73
貸付有価証券受入金	3,359	6,688	-3,330	-50
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	415,680	478,636	-62,957	-13
トレーディング負債	59,924	71,462	-11,539	-16
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	301,487	342,726	-41,239	-12
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	53,757	63,874	-10,117	-16
投資契約負債	512	574	-62	-11
その他の短期借入金	14,158	18,411	-4,253	-23
その他の負債	117,513	132,208	-14,695	-11
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債務	90,708	106,742	-16,035	-15
引当金	2,711	4,158	-1,447	-35
当期税金負債 / 繰延税金負債	1,456	1,346	110	8
長期債務	152,083	159,715	-7,632	-5
信託優先証券	3,168	5,491	-2,323	-42
自己普通株式購入義務	0	0	0	N/M
負債合計	1,279,400	1,406,633	-127,234	-9
このうち：すべての該当する測定区分にわたる中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）および貸付有価証券受入金の合計	54,529	79,673	-25,144	-32
償却原価で測定するもの	8,226	24,794	-16,568	-67
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの	46,304	54,880	-8,576	-16
資本合計	68,737	68,099	639	1

資産の変動

2018年12月31日現在の資産合計は、2017年度末から1,266億ユーロ、率にして9%減少した。

デリバティブ金融商品のプラスの時価は主に、時価評価額の変動と逆に動くスワップ金利の上昇の影響を受けた金利商品、および外国為替レートの変動の影響を受けた外国為替レート商品に起因して、410億ユーロ減少した。取引量の減少も減少の一因となった。この減少に対応して、デリバティブ金融商品のマイナスの時価が同額減少した。

現金および中央銀行預け金は、主に預金および短期借入金の減少、ならびに余剰現金を有価証券ポジションの資金調達に利用する取組みが引き金となり、369億ユーロ減少した。

トレーディング資産は、主にリスク圧縮活動に伴うCIBにおける戦略的再構築と、エクイティ業務における顧客ポジションの減少により、319億ユーロ減少した。世界的なインデックスの弱含みも、減少の一因となった。

主に、貸借対照表を最適化するための当行グループの取組み、ショートカバー所要額の減少およびネットティングの増加等に伴う管理された減少の影響によって、中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券（逆レポ）および借入有価証券担保金がすべての該当する貸借対照表区分にわたって233億ユーロ減少した。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権は163億ユーロ減少したが、これは主に、プライム・ブローカレッジ債権の過半数が、IFRS第9号の下で、純損益を通じて公正価値で測定することが要求されるトレーディング資産以外の金融資産に振り替

えられたことに起因するものである。デリバティブ金融商品のマイナスの時価の減少を反映して、未収金 / 未収委託証拠金も減少した。

これらの減少は、主にIFRS第9号の適用に伴ってエクスポージャーが回収のために保有する負債性有価証券に分類変更されたこと、および当行グループのポルトガルのリテール業務に係る売却合意後に売却保有目的資産への分類変更が行われたこと起因して、ブローカー業務および有価証券に関連する債権を除いたその他の資産が83億ユーロ増加したことによるものである。

貸出金の分類は、IFRS第9号の適用により著しく影響を受けた。従来はIAS第39号に基づき償却原価で測定するものとして区分されていた貸出金は、IFRS第9号の適用後は償却原価で測定する貸出金だけでなく、純損益を通じて公正価値で測定することが要求されるトレーディング資産以外の金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産に分類されるなど、複数の異なる区分で報告されている。これらすべての区分に跨った貸出金純額の実際の変動は、95億ユーロの増加（PCBにおける撤退事業の影響を除外した場合は166億ユーロ）であった。これは主に、新規案件の締結、および既存の貸出枠からの当期中の引き出しの増加に起因していた。

バランスシートの全体の変動にはユーロに対する米ドルの上昇を主な要因とする外国為替レートの変動による240億ユーロの増加の影響が含まれている。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるバランスシート項目ごとの変動に含まれている。

負債の変動

2018年12月31日現在の負債合計は、2017年度末から1,272億ユーロ、率にして9%減少した。

デリバティブ金融商品のマイナスの時価は、主に上述したデリバティブ金融商品のプラスの時価の変動と同様の要因により、412億ユーロ減少した。

主に、貸借対照表を最適化するための当行グループの取組みおよびネットティングの増加等に伴う管理された減少の影響によって、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券（レポ）および貸付有価証券受入金がすべての該当する貸借対照表区分にわたって251億ユーロ減少した。

預金は、主に、金融機関との取引量の減少に向けた経営陣の取組み、および当期中に満期を迎えた取引によって、175億ユーロ減少した。また、他のホールセール顧客が保有する満期を迎えた譲渡性預金も減少の一因となった。この減少は、当行グループのリテール業務が増加したことによって一部相殺された。

ブローカー業務および有価証券に関連する債務は160億ユーロ減少したが、これは主に、貸借対照表を最適化するための当行グループの取組みの一環としてプライム・ブローカレッジ債務を減少させた戦略的行動、およびデリバティブ金融商品のプラスの時価の減少が観察されたことに合わせて未払金 / 未払委託証拠金も減少したことによるものである。

トレーディング負債は115億ユーロ減少したが、これは主に、ショートカバー所要額を減らし、CIBにおける戦略的再構築に伴い当行グループのレバレッジ解消活動を支援するためにショート・ポジションを減少させたことによるものである。

長期債務の76億ユーロの減少は主に、貸借対照表を最適化するための当行グループの取組みにより、貸出条件付き長期資金供給オペレーション（TLTRO）を含む案件が満了したことによるものである。

資産合計と同様に、当期中の外国為替レートの変動が影響を及ぼしており、これは本項に記載される各種の負債の全体としての変動に組み込まれている。

流動性

2018年12月31日現在の流動性準備金は、2,590億ユーロであり（2017年12月31日現在では2,800億ユーロ）、2018年12月31日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく。）でプラスの流動性ポジションを維持することができた。

資本

2018年12月31日現在の資本合計は、2018年1月1日現在のIFRS第9号適用後のプロフォーマ・ベースの資本合計に比べて13億ユーロ増加した。IFRS第9号の適用においては、2017年12月31日現在の株主持分合計632億ユーロへの移行に伴う一度限りのマイナス671百万ユーロの影響が勘案されている（本書の「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」の項を参照のこと）。

13億ユーロの増加の主な要因は、ドイツ銀行の子会社であるDWS Group GmbH & Co. KGaAのIPOおよび一部売却の結果、非支配持分が13億ユーロ増加したこと、ドイツ銀行株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素による267百万ユーロ、ならびに為替レート変動による純利得による500百万ユーロ（特に米ドルに関連する。）であった。これらの要因は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現利得の減少（主に資産の売却に起因する。）による428百万ユーロ、その他の資本構成要素に係るクーポン（税引後）による292百万ユーロに加え、ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払による227百万ユーロによって一部相殺された。

規制自己資本

2018年1月1日より、普通株式等Tier 1（CET 1）の規制上の調整を段階的に導入してきたCRR/CRD 4「経過」（または「段階的」）規定における導入比率が100%に到達するとともに、経過規定でのみ認識可能な少数株主持分に係る段階的廃止率が100%となった。リスク・ウェイトド・アセット（RWA）については、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するというランド・ファーザー規定が2017年度末に終了した。代わりに、CRR/CRD 4上のCRR第155条に基づき、190%から370%の間でリスク・ウェイトを適用することとなった。したがって、2018年以後、CET 1資本およびRWAの数値は、CRR/CRD 4と完全適用ベースのCRR/CRD 4との間で差異は生じない。

2018年12月31日現在の当行グループのCET 1資本（CRR/CRD 4による。）は、2017年12月31日現在の508億ユーロ（経過措置に基づく。）に対し33億ユーロ減少して、475億ユーロ（完全適用ベースの規則が適用可能）となった。RWA（CRR/CRD 4による。）は、2017年12月31日現在の3,433億ユーロに対し71億ユーロ増加して、2018年12月31日現在で3,504億ユーロとなった。このCRR/CRD 4 CET 1資本の減少およびRWAの増加により、2018年12月31日現在のCRR/CRD 4 CET 1資本比率は、2017年12月31日現在の14.8%から13.6%に減少した。

2018年12月31日現在の当行グループのCET 1資本（CRR/CRD 4完全適用ベースによる。）（現在ではCRR/CRD 4 CET 1資本と同額である。）は、2017年12月31日現在の483億ユーロから8億ユーロ減少して475億ユーロとなった。RWA（CRR/CRD 4完全適用ベースによる。）は、2017年12月31日現在の3,442億ユーロに対し62億ユーロ増加して、2018年12月31日現在で3,504億ユーロとなった。これにより、2018年12月31日現在のCET 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベースによる。）は、2017年12月31日現在の14.0%から13.6%に減少した。

流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、当行グループのリスク・レポートを参照のこと。

信用格付

ドイツ銀行はムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）およびDBRS社（以下「DBRS」およびムーディーズ、S&P、フィッチと共に「格付機関」という。）により格付けされている。

S&Pおよびフィッチは、欧州連合内で設立され、信用格付機関に対する2009年9月16日に改正された欧州議会および理事会の規則（EC）No.1060/2009（以下「CRA規則」という。）に従い、登録されている。ムーディーズに関しては、信用格付はCRA規則の第4条3項に従い、ムーディーズの英国事務所（ムーディーズ・インベスター・サービス・リミテッド）で承認される。DBRSについては、信用格付は英国のDBRSレーティングス・リミテッドにてCRA規則の第4条3項に従い、承認される。

信用格付の推移

格付機関はこれまで、当行が2018年4月に公表した事業戦略上の調整に対応してきた。格付機関は事業戦略の変更を長期的には債権者にとって肯定的とみなし、ドイツ銀行の現行の資本力とバランスシートの健全性を認識しているが、事業再構築の拡大に関して短期的な業務執行上の課題があると見ている。

2018年4月、S&Pは、ドイツ銀行の発行体格付およびシニア無担保債（または「優先債」）の格付について、クレジット・ウォッチを「ネガティブ」とし、その後、2018年6月には両方とも1段階引き下げて「BBB+」とした。ムーディーズ、フィッチおよびDBRSは、2018年4月から6月の間に格付見通しをネガティブへと変更した。

2018年7月、ドイツでは、ドイツの銀行の負債構成について他の欧州管轄区域内の銀行とより密接な調和を図るために法改正が行われた。これにより、ドイツの銀行は、優先順位の低いシニア非優先債（既存の従来の無担保プレーンバニラ債と同順

位)と、優先順位の高いシニア優先債(既存の仕組みノートや短期金融市場商品と同順位)の両方を発行することができるようになった。

改正が施行されて間もなく、ムーディーズとDBRSは、今後の変更を反映するために、ドイツのほとんどの銀行に対して予定していた格付行動を決定した。2018年7月末に、DBRSはドイツ銀行のシニア債の格付を1段階引き下げてBBB(高)とし、この債券分類の名称をシニア非優先債に変更した。同時に、DBRSは新しい長期シニア債の分類を導入し、A(低)の格付を付与した。この格付行動により、2018年7月から「格下げ方向で見直し中」となっていた格付が決定された。

2018年8月、ムーディーズは、ドイツ銀行のシニア債格付から政府支援という残る分類を取り除き、この債券分類をBaa3に格下げした。この名称が変更されたジュニア-シニア債(または「非優先債」)の債券分類は将来の格付見直しを含まないため、以前のネガティブな見直しは撤回された。ムーディーズは、ドイツ銀行のシニア-シニア債(または「優先債」)の格付をA3と確認し、シニア無担保債に名称を変更した。同時に、ムーディーズは、各管轄区域で利用可能な最も優先順位の高い無担保債の水準を参照して、ドイツ銀行の発行体格付をA3に引き上げた。

格付引き下げの潜在的影響

ドイツ銀行は、格付機関(ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズおよびフィッチ)による1段階および2段階の引き下げが流動性ポジションに与える契約上および仮定上の潜在的影響を計算しており、この影響を毎日の流動性ストレステストおよび流動性カバレッジ比率の計算に含めている。シナリオ別のLCRテストおよび流動性ストレステストの結果は別途開示されている。

契約上の債務に関して、3つの格付機関(ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ、およびフィッチ)によって格付が1段階引き下げられた場合の仮定上の影響額は、約7億ユーロとなる。これは主に、契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが増加するためである。格付が2段階引き下げられた場合の仮定上の影響額は、約10億ユーロとなる。これは主に、契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが約984百万ユーロ増加するためである。

上記の分析は、3つの格付機関(ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ、およびフィッチ)が同時に格付を引き下げた場合を想定しており、その場合、前述したドイツ銀行の資金能力も減少することが予想される。この特定の分析は、当行独自の流動性ストレス・テスト・シナリオに反映される。

格付が引き下げられた場合のドイツ銀行への実際の影響は予測できないため、前述した資金および流動性への潜在的な影響は変わる可能性がある。

選択された格付カテゴリー

	カウンターパーティ・リスク	シニア優先債 / 預金 ¹	シニア非優先債 ²	短期格付
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (ニューヨーク)	A3	A3	Baa3	P-2
スタンダード・アンド・プアーズ (ニューヨーク)	-	BBB+	BBB-	A-2
フィッチ・レーティングス (ニューヨーク)	A- (dcr)	A-	BBB+	F2
DBRS (トロント)	A (高)	A (低)	BBB (高)	R-1 (低)

1 ムーディーズではシニア無担保債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア無担保債で、フィッチではシニア優先債で、DBRSではシニア債で格付されている。すべての格付機関は、預金および「シニア優先」債を分けて格付しているが、同じ格付レベルである。

2 ムーディーズではジュニア-シニア債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア劣後債で、フィッチおよびDBRSではシニア無担保債で格付されている。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意味の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつでも格付を変更することができる。長期信用格付は、ドイツ銀行の有価証券の購入、保有または売却を推奨するものと見るべきではない。

契約上の債務の表形式による開示

2018年12月31日現在の要現金支払額

契約上の債務

単位：百万ユーロ	期間別要支払額				
	合計	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超
長期債務 ¹	165,756	50,193	51,079	25,886	38,598

信託優先証券 ^{1,2}	3,342	3,342	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債 ³	5,856	1,332	572	880	3,073
ファイナンス・リース債務	118	19	24	10	65
オペレーティング・リース債務	6,264	707	1,139	938	3,480
購入債務	2,015	239	728	255	793
長期預金 ¹	33,727	0	15,656	6,028	12,043
その他の長期負債	1,922	1,111	316	189	306
合計	219,000	56,943	69,515	34,184	58,358

1 利息の支払いが含まれている。

2 契約上の支払日または最初の償還日。

3 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

上記の金額は、オペレーティング・リースについて20百万ユーロの取消不能転貸に係る将来の収益を含まない。財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび与信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年未満の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記5「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益」、注記24「リース」、注記28「預金」および注記32「長期債務および信託優先証券」である。

見通し

世界経済

世界経済の見通し

経済成長(%) ¹	2019年 ²	2018年	主な要因
世界経済			世界経済は2019年も依然として拡大傾向にあるが、主に米国の成長の横ばいや中国および欧州の成長鈍化により2018年よりも拡大のペースが緩やかとなる。経済のファンダメンタルズは底堅いが、金融政策がやや引き締められればリスクが上昇し、ボラティリティ上昇のインシデント発生が増加する可能性がある。
GDP	3.4	3.8	
インフレ率	3.0	3.3	
このうち：先進国			2019年、先進国経済は複雑な様相を呈するであろう。米国は着実な成長が続くと考えられるが、欧州は、金融および財政政策による支援にもかかわらず、輸出の低迷が国内経済に波及し、成長が鈍化する。貿易摩擦の継続による不確実性が、多くの先進国の総合バリュー・チェーンへの負荷を増大させる可能性が高い。さらに、改革疲れが蔓延していることから、ユーロ圏の構造的な低迷は根強いと考えられる。
GDP	1.7	2.2	
インフレ率	1.4	2.0	
このうち：新興市場			新興国では引き続き底堅い経済成長が続くと考えられる。成長の持続を目的とした各国中央銀行の金融緩和スタンスは、2019年の経済成長にとって明るい兆しである。
GDP	4.5	4.9	
インフレ率	4.1	4.1	
ユーロ圏経済			ユーロ圏の経済成長は、原油価格の下落とフランスなどの主要加盟国の財政拡大が下支えとなるであろう。こうしたプラス効果は、進行中のドイツの自動車セクターの低迷や合意なきブレグジットを含む一時的な要因の影響を受ける可能性がある。欧州以外の経済状況が悪化すれば、結果としてユーロ圏経済が縮小するおそれがある。
GDP	0.9	1.8	
インフレ率	1.3	1.8	
このうち：ドイツ経済			ドイツ経済は、世界貿易の減速の悪影響を引き続き受けている。かかる影響は、ドイツの輸出において自動車産業が占める割合が高いことを踏まえると、世界の自動車需要の減速により拡大するであろう。労働市場の逼迫、賃金の高騰、住宅市場での構造的な需要に加えて、超低金利の継続からすると、ドイツ経済のうち国内では拡大が続くであろう。
GDP	0.5	1.4	
インフレ率	1.6	1.9	
米国経済			米国経済は、トレンドを上回る高成長が続いているが、やや減速する。高水準の国内消費と設備投資が経済成長を下支えすると考えられる。減税と財政支出が追い風となり、また年間を通じて米国経済を後押しするであろう。貿易摩擦の悪化で関税が引き上げられれば、深刻な下振れリスクをもたらす可能性がある。米連邦準備制度は、2019年に2.875%を上限に政策金利を2回引き上げると予想される。
GDP	2.5	2.9	
インフレ率	1.6	2.4	
日本経済			日本経済は、設備投資の減速や投資拡大の減速に加えて、消費税増税の影響によりマイナスの影響を受ける可能性が高い。かかるマイナスの影響は、公共投資の増加により一部相殺されると考えられる。純輸出がGDP成長にいくらかのマイナス影響を与えると予想されるが、2019年初頭の日米貿易交渉がまとまれば、輸出は予想を上回る可能性がある。
GDP	0.4	0.7	
インフレ率	0.6	1.0	

経済成長 (%) ¹	2019年 ²	2018年	主な要因
アジア経済 ³			アジア経済は減速が見込まれるものの、依然として国際貿易のけん引役を担う。中国のほか、シンガポールや台湾などの輸出志向の国がその中心的役割を果たすであろう。米中間の貿易交渉がまとまれば両国の成長見込みは改善するであろうが、予想に反して米国が自動車関税を課せば、プラスの影響が損なわれることになる。インドは引き続き、経済のキャッチアップ・プロセスに留まると見込んでいる。
GDP	5.7	6.2	
インフレ率	2.5	2.6	
このうち：中国経済			中国経済は、不動産市場の成長鈍化、消費者マインドの悪化および米中間の貿易摩擦の影響を受ける可能性が高い。かかるマイナスの影響は、予想される減税、不動産規制の緩和および信用供給の拡大により、一部軽減され则认为られる。預金準備率の2度の追加引き下げも後押しとなるであろう。インフレ率は、2019年に2.4%に上昇すると予想している。
GDP	6.1	6.6	
インフレ率	2.4	2.1	

当行グループの世界経済予想における不確実性は引き続き、比較的高いものとなっている。ブレグジット、イタリアの政治・経済動向、フランスの抗議活動、欧州議会選挙に加えて、米中間をはじめとした貿易戦争の激化が主要リスクとなっている。ブレグジットの離脱合意に関する英国議会の審議は行き詰まったままであり、「合意なき」離脱となる可能性がある。秩序の欠落したブレグジットは、英国および欧州における既に不透明な経済見通しを一層悪化させ、成長を妨げる可能性がある。欧州大陸では、イタリアと欧州委員会の対立、フランスの「黄色いベスト」運動の拡大、もしくは来る欧州議会選挙に関する不確実性が、ポラティリティを高め、ユーロ圏の成長を妨げる可能性がある。世界的には、国際貿易戦争が大きな問題となっている。米中間の貿易交渉の不成立、自動車セクターおよび残る中国からの輸入品への追加関税の賦課もしくは貿易以外での対立の悪化が生じれば、さらに成長が低下するおそれがある。

銀行業界

2019年の世界の銀行業界の主要リスクは、政治問題によってマクロ経済成長の減速が持続した場合に実体化する可能性が高い。米国では、中国や欧州との貿易摩擦が高まり続け、また、米連邦議会の上下院で異なる政党が過半数を占めていることから、政治および政府がこう着状態となるリスクが大幅に上昇する。欧州では、「合意なき」ブレグジットの可能性もある。また、イタリアのポピュリスト政権が新たな措置を講じて、金融市場の不透明性およびポラティリティが高まる可能性もある。

欧州の銀行業界では、2019年には環境が一段と厳しくなると予想されており、マクロ経済成長が鈍化し、ブレグジットのリスクがあり、また貿易戦争により輸出が減少する可能性がある。加えて、銀行の純利息収益はゼロ金利およびマイナス金利による下落圧力を受け、またこの年に大きな政策転換が起きる見込みはないと考えられる。当行グループの現在のマクロ経済予想に基づくと、法人および個人融資は引き続き緩やかな伸びになると考えられる。

ドイツの状況は欧州の銀行全般の状況と同様であるが、指標は全体としていくらか明るい。景気がやや後退するなかでも、資産内容は引き続き安定し、貸付の伸びは底堅いと予想される。主に金利の面で欧州全体と類似の収益問題が見られ、安定的な収益性の達成が一層難しくなる。

米国では、銀行の見通しが非常に明るい。景気減速は欧州ほど顕著ではないと考えられ、また、ECB（欧州中央銀行）と異なり、米連邦準備制度は収益拡大の大きなけん引役の1つである利上げを継続すると予想される。

中国の銀行の見通しは、貿易摩擦の経済成長への影響度と、通常は貸出拡大も伴う景気刺激策による政府の対応に左右される。大きなゆがみがない限り、貸付拡大のスピードは比較的高水準であった2018年よりもやや減速する可能性がある。日本では、従来の銀行事業に大きな変化の兆しはなく、緩やかな貸出の伸びが継続する可能性が高い。

欧州では、離脱合意に関するEUと英国の間の交渉が2018年に終了したが、合意はその後英国議会で否決された。離脱合意が最終的に合意、批准されるかは、移行期間の導入次第であろう。EUと英国の将来の関係に関する議論は、かかるプロセスの結果に影響される。国際ビジネスの規制に関する不確実性は、2019年を通じて続く可能性が高い。欧州では、規制当局が2019年5月の次回欧州議会選挙の前に法案を最終決定するために動いている。かかる主要法案の1つは、リスク削減を重視し、安定調達比率（NSFR）、レバレッジ比率（LR）、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）、大口エクスポージャー（LE）および総損失吸収力（TLAC）といったバーゼル基準を含んでいる。現在の欧州委員会の任期は2019年10月に終了する。新たに設置される欧州委員協議会がその後、5年間の新規プログラムを作成し、EUの金融サービス規制当局の新優先事項を定めることになる。EUの政策立案者は、ブレグジット後のEU金融市場の成長および発展を重視すると予想している。

ドイツ銀行グループ

2019年度において、当行グループは前年度の進展を拡大し、調整後費用および従業員に関する短期の事業目標を遂行する意向である。また、2019年度には税引後平均有形株主資本利益率目標の達成に向けた取り組みを進める。当行グループの短期の税引後平均有形株主資本利益率目標の達成には、とりわけ、市場の動向に敏感な事業の成長が必要であり、これは部分的に市況に左右されることになる。市況は2018年度第4四半期に比べて改善しているが、予想よりもやや低調である。当行グループがよりシンプルかつ安全な銀行を目指して設定したその他の長期主要業績指標は徐々に達成される予定である。

最も重要な主要業績指標について、以下の表に示す。

主要な業績指標

	2018年12月31日	目標とするKPI
短期の事業目標		
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	0.5%	2019年：4%超
調整後費用 ²	228億ユーロ	2019年：218億ユーロ
従業員数 ³	91,737人	2019年：90,000人未満
長期の事業目標		
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	0.5%	約10%
資本目標		
CRR/CRD 4の普通株式等Tier 1資本比率 ⁴	13.6%	13.0%超
移行ルールに基づいたCRR/CRD 4レバレッジ比率（段階的適用） ⁵	4.3%	4.5%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。詳細については、英文Annual Report 2018のSupplementary Information (Unaudited)、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇に係る費用を除く利息以外の費用合計をいう。詳細については、英文Annual Report 2018のSupplementary Information (unaudited)、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 グループ内のフルタイム換算の従業員数。

4 この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。

5 CRR/CRD 4レバレッジ比率の移行ルールに基づいた当行グループのレバレッジ比率による計算（段階的適用）に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。

当行グループは、2019年度において4%超の税引後平均有形株主資本利益率目標の達成に取り組むことにコミットしている。

2019年度の収益は、2018年度をわずかに上回ると予想している。融資件数および金額の拡大や、流動性およびバランスシートの最適化ならびに再配置などを通じ、主として、対象成長分野への投資による増収を目指す。当行グループの見通しは、とりわけ米国の成長が引き続き好調であり、為替レートに大きなゆがみがないという前提のもと、2019年にグローバルのマクロ経済が安定的に成長するという当行グループの予想を反映している。

当行グループは、2019年度において調整後費用を218億ユーロまで削減することにコミットしている。また、2019年度末までにグループ内の従業員数をフルタイム換算で9万人未満まで削減する意向である。当行グループは、2018年度に実施した施策のランレートでの効果のほか、ポストバンク統合の影響やポルトガルのリテール事業からの撤退から恩恵を受けると予想している。また、引き続き構造的なコスト問題に対処し、プロセスを最適化する。当行グループは、環境が正常化し費用目標を達成するうえで、税引後平均有形株主資本約10%を徐々に達成したいと考えている。

税率正常化の恩恵を受ける見込みである一方、2019年度の信用損失引当金は前年より増加すると予想している。

CRR/CRD 4の普通株式等Tier 1資本比率は、進行中の監督機関による評価によりマイナスの影響を受ける予想であるものの、2019年度を通じて13%超で推移すると予想している。CRR/CRD 4レバレッジ比率（段階的適用）は、2019年度に4%超で推移すると予想している。監督機関による調整が入らなかった場合、2018年度末に比べると、2019年度末のリスク・ウェイトド・アセット（RWA）はほぼ横ばいで推移し、CRR/CRD 4レバレッジ・エクスポージャーはやや上昇すると見込んでいる。2019年1月1日付のIFRS第16号の適用により、一部のリース契約を貸借対照表に計上することから、CRR/CRD 4の普通株式等Tier 1資本比率はさらに約20ベース・ポイント低下すると予想される。

当行グループは、競争力のある配当性向を目標としている。配当支払いについては、各事業年度に当行の個別財務諸表でドイツ会計規則（HGB）に基づく十分な水準の配当可能利益を維持しなければならない。

当行グループの事業の性質上、当行グループは、ドイツ、および特に米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当該事項は、多くの不確実性に左右される。当行グループは、多数の重要な法的問題を解決し、幾つかの法的問題については進展しているが、短期的には訴訟および執行環境は困難であると予想する。2018年度の訴訟費用は、引当金の見積額以下で複数の案件を解決することができた結果として、相対的に減少した。2019年度に関しては、予想訴訟費用に多数の不確実性があることを念頭において、訴訟費用が2018年度よりも大幅に増加すると見込んでいる。

当行グループの事業セグメント

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）

CIBは、法人顧客および機関顧客にインベストメント・バンキングおよびトランザクション・バンキングの商品およびサービスの提供において効率的かつシームレスな顧客カバレッジを提供し、それによって当行グループの株主に魅力的な配当を実施することを目指している。

当該部門は、2018年度に当行グループの戦略変更の一環として、対象となる人員および資源の削減を完了し、現在は2019年度における増収に重点を置いている。当行グループは、CIBの2019年度の収益が前年比でやや増加すると見込んでいる。また、CIBは、グループ全体で過剰流動資金を高利回り資産に再配分したことによる恩恵を受けると考えられる。かかる再配分により、流動性関連の資金調達費用が減少すると予想される。

グローバル・トランザクション・バンキングに関しては、2018年度の売却益調整後の収益が、予想される米国の利上げのほか、財政および預金イニシアティブにより、2019年度には前年比でやや増加すると予想している。トレードの収益は、仕組取引の増収により増加すると予想している。キャッシュ・マネジメントの収益は、純利息収益の増加と預金イニシアティブにより、増加すると予想される。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスの上記売却益に関する調整後収益は、やや減少すると予想される。

オリジネーションおよびアドバイザーの2019年度の収益は、マーケットシェアの上昇により前年比で増加すると予想される。債券オリジネーションは、特にレバレッジド・ファイナンスで2018年度中に達成した市場シェア拡大と投資適格の買収ファイナンスを足掛かりにして、収益を伸ばすと予想している。株式オリジネーションも、新たに新規株式公開や買収ファイナンスに重点を置くことで、収益が前年を上回ると予想される。アドバイザーの2019年度の収益は、2018年度と比べておおむね横ばいになる見込みである。

セールス/トレーディング（債券および為替）の2019年度の収益は、2018年度と比べて増加すると予想している。これは、予想される顧客取引水準の上昇と、特に第4四半期における市況悪化後の取引環境改善によるものである。債券および為替の収益はまた、統合後のインスティテューショナル・アンド・トレジャリー・カバレッジ・グループによる顧客層の拡大、クレジットにおける対象資源の再配分、GTBとの抱き合わせ販売の強化および当行グループの過剰流動資金の再配分に伴う上記資金調達費用の減少による恩恵を受けると考えられる。

セールス/トレーディングの株式の2019年度の収益は、2018年度と比べてわずかに増加すると予想している。株式のトレーディングは、プラットフォームの安定と電子取引プラットフォームへの投資により恩恵を受けると予想される。株式のデリバティブは、資金調達の最適化、目標とする採用およびシステム投資により、仕組商品の伸びが予想される。プライム・ファイナンスでは、クライアントの残高およびスプレッドに注力することや、上述の当行グループの過剰流動資金の再配分に伴う資金調達費用の減少により、収益が増加すると予想される。

2019年度の利息以外の費用は、ほぼ横ばいになると予想される。訴訟、退職、事業再構築およびのれんの減損以外の費用は、報酬以外の費用の減少とインフラ関連費用の削減により、わずかに減少すると予想される。CIBは2019年度において、2018年度の人員削減の影響が通期の比較で減少する恩恵を受けると予想している。2019年度においても費用管理イニシアティブが実施され、ミドルオフィスおよびバックオフィス部門に重点が置かれている。2019年度のCIBのRWAは、目標とする信用リスクのRWAの増加が市場リスクRWAの減少とオペレーショナル・リスクRWAの小幅減少で相殺され、ほぼ横ばいになる見込みである。当行グループは引き続き、規制遵守、顧客確認（KYC）、顧客口座開設プロセスの強化、システムの安定性、統制および行動に重点を置く。

当行グループの見直しに対するリスクには、プレグジットやその他のマクロおよび世界各地の不確実性に起因する当行グループのビジネス・モデルへの潜在的影響が含まれる。海外取引関係が悪化する可能性に関するリスクは、さらなる懸念を引き起こしている。中央銀行の政策および進行中の規制の進展（バーゼル の枠組み合意など）に関する不確実性もリスクをもたらし、一方で、イベントリスクや顧客取引水準といった厳しい環境も不利な影響を及ぼす可能性がある。

プライベート・コマーシャル・バンク（PCB）

PCBは、個人、法人およびウェルス・マネジメントの顧客に対し、標準的な銀行業務から個々の投資および金融に関する助言に至るまで包括的範囲の商品を提供している。当行グループは2019年度において、変革および中核事業の成長を引き続き重視する意向である。当行グループは本拠地の市場であるドイツにおいて、DB Privat- und Firmenkundenbank AG内の統合計画を引き続き実行し、合併取引からシナジー効果および費用削減効果を創出することを目的としている。当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）では、当行の戦略に沿った特定の施策も実施している。当行グループのポルトガルのリテール事業の売却は順調に進んでおり、2019年度上半期に完了する見込みである。当行グループのその他の国では、顧客カバレッジおよび効率性の改善を目指し、当行グループの事業の変革を継続する意向である。グローバルのウェルス・マネジメント事業では、変革をさらに進め、主要市場でリレーションシップ・マネージャーを採用することにより当行グループのグローバルでのプレゼンス向上に重点を置く。また、すべての事業部門でデジタル技術投資の継続を計画している。

当行グループの2019年度における財務予想では、2つの逆風のなか、2018年度と比べて純収益がほぼ横ばいになると想定している。前年比での収益の変動は、特定項目の下落によりマイナスの影響を受けることになるが、その規模は2018年度と同程度にはならないと予想している。また、現在の低金利環境のなかで当行グループの預金商品の利益率低下が続き、また、当行グループの収益基盤がポーランドとポルトガルでの事業売却に伴い低下すると予想している。しかし、こうしたマイナスの要素は、投資および貸出事業の成長で相殺することができると予想している。投資事業では、新たな純資産の拡大、中核市場でのリレーションシップ・マネージャーの採用継続を計画しており、正常化しつつある市場環境では価格設定においてレバレッジをかけることが可能になると期待している。貸出事業では、2018年度の成長の恩恵を受け、また既存の厳格なリスク管理の枠組み内で消費者および商業貸出金に重点を置いて、2019年度に一層の成長拡大を目指す。

かかる貸出事業の成長に関連して、2019年度には信用損失引当金繰入額およびRWAの増加が見込まれる。RWAの増加には、ECBの内部モデルの見直しによる影響を含む、規制変更の実施も反映されることになる。運用資産は、当行グループの成長イニシアティブに沿って、2019年度にやや増加するが、発表済みのポルトガル事業の処分後の連結除外の影響によりわずかに相殺されると予想される。

2019年度における利息以外の費用および調整後費用は、2018年度に比べてわずかに減少すると予想している。かかる減少は、Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクの合併やポーランドおよびポルトガルの事業売却の影響を含む、組織再構築の施策実施による費用削減の影響によるものである。この削減効果は、インフレの影響や、デジタル技術の開発推進やウェルス・マネジメントのフランチャイズのさらなる拡大を含む、目標とする成長イニシアティブへの継続投資によって一部相殺されることになる。

当行グループの見通しに対する具体的なリスクは、当行グループが営業活動を行う主な国の経済成長鈍化、予想よりも遅いもしくは予想を下回る金利回復、投資事業における顧客の取引減少である。顧客取引は、株式および信用市場の予想を上回るボラティリティを含め、不利な動向または市場の不確実性の影響を受ける可能性がある。消費者保護措置等の規制要件の実施や当行グループの戦略プロジェクトの実行の遅れがあった場合も、当行グループの収益および費用にマイナスの影響を与える可能性がある。

アセット・マネジメント（AM）

強固で多角的な投資機能を有するAMは、市場に直面する課題に対処し、機会を捉える良いポジションにいると考えている。

開発途上国は成長を続け富が拡大しており、現地投資家が投資先を海外に広げていることから、資産運用会社に新たな機会をもたらしている。先進国市場では、低金利により現金や預金口座といった非運用資産から運用ポートフォリオへの移行が生じている。ロボ・アドバイザーといった新しいデジタル技術によって投資家にオンライン・アクセスを提供する配信機能が強化される一方で、人工知能の採用拡大が商品の選択肢を広げ、パフォーマンスを高めている。資産運用会社は、規制および資本上の制約による銀行の縮小やインフラ投資資金調達における政府の機能低下に乗じて、経済に対する資本投下の役割を徐々に拡大している。しかし、競争が激化し、規制およびコンプライアンスの要件が増加する環境において、手数料および費用に対する引き下げ圧力は続くであろう。

中期的には、業界における世界の資産運用は大幅に増加することが予想される。これは、金額に見合った価値、透明性およびリターン志向の商品への顧客需要の高まりを受けてパッシブの戦略、オルタナティブおよびマルチアセット・ソリューションにおける正味流入が堅調であることに起因する。アクティブおよびパッシブの商品、オルタナティブ投資およびマルチアセット・ソリューションの機能により、AMは、業界の成長トレンドのなか、市場シェアを拡大する体制が整っていると考えている。AMのデジタル機能はまた、商品およびサービスを提供する新しいチャネルを作り出しているが、最終的な利益は手数料の低下、規制に係る費用の上昇および競争動向により苦戦を強いられると予想される。この厳しい環境の中で、AMは費用節減に努めながら、競争優位にある商品およびサービスの成長イニシアティブに重点を置く意向である。

2019年度末の運用資産は、2018年度末に比べて増加すると予想している。パッシブ商品、オルタナティブ投資およびマルチアセット・ソリューションにけん引され、すべての主要資産クラスで正味流入額はプラスになると想定され、年間3%から5%の流入目標に寄与する。

2019年度の収益は、2018年度と比べてほぼ横ばいになると予想している。マネジメント・フィーは、運用資産の増加が予想されるものの、利益率低下、2018年度の正味流出による不利な影響および2018年度第4四半期における直近の市場の低迷に相殺され、2018年度と比べてほぼ横ばいになると想定される。運用報酬および取引手数料は2018年度よりも減少し、当行グループの純収益合計の3%から5%を占めると予想される。その他の収益は、資金調達コストの低下を主因として大幅に増加すると予想される。当行グループは株式市場に関して引き続き積極的な姿勢をとるが、マネジメント・フィー・マージンは2018年12月の株式のパフォーマンス低迷を受けてさらなる苦戦を強いられると予想している。

当行グループは2019年度において、利息以外の費用および費用収益比率（CIR）の引き下げ達成および調整後費用の小幅削減を目指し、引き続き厳格な費用管理に注力する意向である。当行グループは、中期CIR目標である65%未満の達成に向けて順調に進展している。

当行の見通しに対するリスクには、強含みの市場の長期化、先進国市場における低金利の継続、新興国における経済成長および富の拡大のスピード、ならびに高齢化が進む先進国での退職後関連商品の需要増が含まれる。世界的な政治の不確実性、保護主義および反貿易政策が引き続き高水準であること、ならびに英国のEU離脱の決定が、経済、市場ボラティリティおよび投資家マインドに予想外の結果をもたらす場合があり、このことがビジネスの低迷につながり、当行グループの収益および利益ならびに戦略計画の実行に影響を及ぼす可能性がある。さらに、規制上のフレームワークの変更により、予期せぬ規制遵守コストが生じたり、法域における制約によって当行グループの効率性向上に向けた施策の実施が遅延したりする可能性があり、当行グループのコスト基盤に不利な影響を及ぼす可能性がある。

リスクおよび機会

以下の項では、「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

当行グループの目標は、様々な外部要因および内部要因の影響を受ける。具体的には、当行グループの戦略的目標の適時かつ完全な達成は、現在の厳しいマクロ経済および市場環境において当行グループのいくつかの中核事業の収益創出能力が低下したこと、継続的に規制改革による逆風にさらされていること、および/または当行グループの法的手続や規制上の手続が当行グループに及ぼす影響によって、不利な影響を受ける可能性がある。リスクが実体化した場合は、（とりわけ）収益性が低下し、資本増や配当能力にマイナスの影響を及ぼす可能性があるが、機会が実現した場合はその逆の影響が生じる可能性がある。

リスク

マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争が、「見通し」の項における予想よりも悪化した場合、当行グループの業務、経営成績または戦略的計画は不利な影響を受ける可能性がある。

主要取引先（米国、中国および欧州連合（EU））間の貿易摩擦が拡大すると、世界経済の成長が損なわれる可能性がある。米国の保護主義が一層強まれば、世界的に関税・非関税障壁が上昇し、国際貿易および投資に影響を及ぼす可能性がある。サプライチェーンの混乱は、世界的な生産の減速につながり、ドイツ、中国およびその他の新興国市場はとりわけ大きな打撃を受け、事業レベル（グローバル・トランザクション・バンキングなど）での落ち込みや当行グループの事業全体の損失につながる可能性がある。

特に、ユーロ圏経済およびドイツならびにイタリアは、すでに景気循環的な景気減速に入っており、2019年のGDP成長率予想は主に外部環境の悪化を反映して下方修正されている。成長見通しは、貿易摩擦の深刻化もしくは「合意なき」ブレグジットといった下振れリスクが実体化すれば、さらに悪化する可能性がある。

EU主要国でのポピュリストの運動など、政治的な不確実性が引き続き高水準であることは、金融システムおよび経済全体に予期せぬ結果をもたらす、欧州の統合力を低下させ、潜在的な業務レベルの低下、資産の評価減および当行グループの事業全体の損失につながる可能性がある。これらのリスクに対応する当行グループの能力には限界がある。

ソブリン債危機が再燃した場合、当行グループでは、ヨーロッパおよびその他の諸国のソブリン債に対するエクスポージャーについて減損の計上が必要となる可能性がある。ソブリン信用リスクを管理するために当行グループが締結したクレジット・デフォルト・スワップでは、これらの減損を十分に相殺できない可能性がある。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で計上している金融商品であり、公正価値の変動は損益計算書に認識されている。公正価値の変動の結果として、当行グループでは過去に損失が生じており、将来においてさらなる損失を負うこともある。

市況の悪化、不利な価格および為替レート的大幅な変動を含むボラティリティ（およびその結果としての為替換算の影響）、ならびに消極的な投資家と顧客のマインドが、当行グループの収益および利益、ならびに当行グループの戦略的目標の適時かつ完全な達成に、重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。

本項および「見通し」の項に記載した直接費用および関連するビジネスへの影響は、これらが当行グループの現時点の予想よりも著しく重要であった場合、ドイツ銀行AGの「分配可能項目」（ADI）の算定に影響をもたらす可能性がある。ADIの算定は、当行グループのその他Tier 1（AT 1）証券に係る支払能力の基礎を構成している。ドイツ商法（Handelsgesetzbuch、HGB）に基づきドイツの会計規則に従って算定されたドイツ銀行AG単体のADIが充分ではなかった場合は、当行グループのAT 1商品の分配能力に影響を与える。この場合、資金調達費用がさらに増加し、市場での当行グループの信用を悪化させ、当行グループの経営成績および財務状況の結果に潜在的に不利な影響を与える可能性がある。そのような影響は、当行グループの資本、流動性およびその他の規制比率への圧力も高めることとなる。また、HGBに準拠した当行の個別財務諸表において報告される配当可能利益の水準が十分ではなかった場合、当行グループの普通株の配当支払能力に影響を及ぼすことになる。

当行グループの信用格付がさらに引き下げられた場合、その影響範囲を当行グループは予想できないものの、資金調達コストや事業活動に不利な影響を与える可能性がある。

政治的リスク

当行の主な政治的リスクは、政治的リスクの中でもとりわけ、ブレグジットである。英国のEU離脱の決定によるマクロ経済への全体的影響は予想が難しく、離脱合意に達するかどうかによって左右される。概して、当行グループは、EUとの関わりにおける英国の将来的立場の不確実性は長期にわたり、投資支出や経済成長を圧迫すると予測している。合意なき離脱シナリオの場合は特に、市場ボラティリティが拡大し、英国の経済成長と、比較的程度の低いEUの経済成長に、明確なマイナス影響が生じる可能性がある。しかしEU内であっても、一部の国やセクターは、英国との貿易やサプライチェーン統合のレベルによっては、他よりも大きな影響を受けると考えられる。加えて、欧州の銀行では、「合意なき」ブレグジットの結果としてオペレーショナル・リスクおよび市場リスクが上昇する可能性もある。一部のシナリオでは、契約の継続に関わる、もしくは契約のライフ・サイクル・イベントに関連する不確実性が見られる。法律および規制上の不確実性が続いていることから、当行グループが、顧客の移動の増加や暫定的な予約モデルの複雑化によるオペレーショナル・リスクの上昇といった「合意なき」ブレグジットの潜在的リスクを完全に緩和することは不可能と考えられる。「合意なき」離脱から生じるオペレーションおよび戦略上の問題の管理を含め、当行のブレグジットに対する準備を監督するため、専門のガバナンス制度を設けている。

戦略

資産の売却など、戦略の実施の成功は上述の要因にも左右されるが、当行グループが戦略を成功裏に実施できない場合には、財務上の目的を達成できない、または損失が発生するか収益性が低下する、あるいは資本基盤が浸食され、財政状態、経営成績および株価が重要で不利な影響を受ける可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスク

当行グループの流動性、事業活動および収益性は、債券発行市場の利用、当行子会社からの資金調達、または市場全体もしくは個別企業の流動性制約の期間中に資産売却を実施できないことにより、不利な影響を受けることがある。こうした状況が生じるのは、当行グループの事業に関連のない状況や金融市場の混乱といった当行グループの管理が及ばない状況、または訴訟、規制および類似の問題、当行グループの事業、ビジネス・モデルもしくは戦略のほか、経済状況および市況の悪化に対する当行グループのレジリエンスに関する実際のもしくは潜在的な脆弱性に伴う流出の可能性に関する見解により当行グループの取引相手もしくは市場が当行グループの事業への資金提供に消極的になるといった当行グループ特有の状況が理由である場合がある。

信用格付けがさらに引き下げられたことで当行グループの資金調達費用は増加している。当行グループの高いスプレッド水準は悪化に対する感応度が高く、今後格下げされれば、当行グループの信用格付けは非投資適格の分類に入る可能性がある。そうなれば、当行の資金調達費用、顧客の当行グループとの取引継続意欲ならびに当行グループのビジネス・モデルの重要事項に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。また、当行グループが当事者であるデリバティブ商品に関わる契約の多くでは、格下げとなった場合、当行グループが追加担保を提供する、当行グループの支払い義務が付随する契約が終了する、もしくは相手先に追加の救済措置を提供する必要性が生じる可能性がある。

規制監督の改革、評価および手続

金融セクターの脆弱性に対応するために実施および提案される規制改革、ならびにEUの銀行のレジリエンス強化のために2016年に欧州委員会が公表した包括的改革案といった規制当局による監視および裁量権の強化により、当行グループでは多額の費用負担が必要となり、重要な不確実性が生じ、当行グループの事業計画および戦略的計画を実施する能力が不利な影響を受ける可能性がある。増資が必要となる変更があれば、一般的に厳しい環境と同様に、当行グループのビジネス・モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。銀行税のようなその他の規制改革によっても、当行グループの営業費用の予想額が大幅に増加する可能性がある。破綻処理の実行可能性または破綻処理の施策に関する規制改革も、当行グループの事業活動に重大な影響を及ぼし、当行グループの株主および債権者の損失につながる可能性がある。

規制当局は、年次の監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果を踏まえ、当行グループの統制環境における不備によってもたらされる追加的なリスクを反映するために、もしくは特定の商品または取引の処理に関する監督上の検査の結果を踏まえ、資本上乗せもしくは規制上の調整を課す場合がある。ECBIはSREPの決定ですでにこれらの権限を行使しており、実地検査の検出事項に対処するために権限の行使を継続する場合もある。極端な場合、規制当局は法域内で営業活動を行う認可を一時停止することもある。さらに、統制を強化することによって、規制遵守に係る費用が増加し、効率性向上と相殺される、もしくは効率性向上を上回る可能性がある。当行グループの継続的な当局とのコミュニケーション時に、もしくは一連の監督当局検査において解釈の問題が議論された際に、規制当局は、当行グループによる特定の規制要件の解釈に同意しない可能性がある。規制の解釈の変更は、第1の柱の規制におけるポジションの取扱いに重大な影響を与え得る。同様に、欧州銀行監督局（EBA）による所要自己資本規制（CRR）の解釈が変化し続けていることも、当行グループの規制自己資本、レバレッジ比率または流動性比率にマイナスの影響を与える可能性がある。

法律および税務上の手続

当行グループは、複数の訴訟手続や税務調査の対象となっている。かかる手続の結果を見積もることは困難であり、当行グループの計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行グループの予想よりも不利な結果で終了した場合、その費用および当行グループの業務上必要な変更に関して、または当行グループの業務および業績予測に対する否定的な認識、関連ビジネスへの影響が増加する場合、当行グループは戦略的目標を達成することができない、または当該目標の変更を余儀なくされる場合がある。

コンプライアンスおよび金融犯罪防止に関するリスク

当行グループは、規制上のレビューおよび調査の対象でもある。その結果を見積もることは困難であり、また、当行グループの計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。例えば、2018年9月21日、ドイツ連邦金融監督公社（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。）が、マネーロンダリング対策に関連する当行グループの統制およびコンプライアンスのインフラ、とりわけCIBの顧客確認（KYC）プロセスを改善するための今後数年および数ヶ月にわたる具体的なタイムラインに関する措置を実施するよう当行グループに求める命令を発し、また四半期ごとにこれらの措置の実施に関する特定のコンプライアンス事項および進捗についてBaFinに報告する特別代表としてKPMGを指名した。加えて、BaFinは2019年2月15日、コルレス銀行業務における当行グループの内部統制を担当する特別代表としての権限まで拡充した。当行グループのマネーロンダリング対策、KYCプロセス、ならびに金融犯罪の実行または隠匿を目的とした当行グループの商品およびサービスの利用を防止することを意図した当行グループのその他の内部プロセスやかかる分野での当行の取り組みの責任者は引き続き、複数の法域で当局による監視の対象となっている。当行グループが適時にインフラや統制環境を大幅に改善することができない場合、当行グループの経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。

リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行グループは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきたが、すべての経済市場環境において、あるいは当行グループが識別あるいは予測することができないリスクを含むすべてのリスクの種類に対して、当行グループのリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。

当行グループは、内部統制環境の不備または取引処理などのプロセス実行の不具合、ならびに事業継続不能に伴うオペレーショナル・リスクにさらされる場合があり、これにより、当行グループの事業が混乱し、重大な損失につながる場合がある。

また、当行グループは、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用される規制、法律および内部指針の不遵守を含む、不適切な実務からなるコンダクト・リスクにさらされている。従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、重大な損失のみでなく、レピュテーションの毀損にもつながる場合がある。

のれんおよびその他の無形資産の減損

のれんは、年1回、または減損の発生兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損の見直しが行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法またはこれらの組み合わせに基づく見積もりが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行グループの収益性および経営成績に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

繰延税金資産

当行グループは、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産の一部もしくは全部を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高くなった場合、帳簿価額を減額する必要がある。繰延税金資産に関連するこの会計上の見積りは、随時変化することがある基礎となる仮定に依存しており、経営陣による重要な判断を必要とする。当行グループは四半期ごとに、将来の収益性に関する仮定を含む、繰延税金資産に関連する当行グループの見積りを再評価する。見積りの変更による繰延税金資産の減額は当行グループの収益性、資本および財政状況に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

デジタル化

デジタル化によって、異業種の参加者またはフィンテック企業等の新たな競合他社が市場参入機会を得ている。これにより、当行グループの事業では、市場シェアの潜在的損失のリスクを軽減するために、デジタル商品やプロセスのリソースへの投資の必要性が高まると予想している。さらに、デジタル化の水準の向上、銀行サービスのコピキタス・アクセスおよび新たなコンピュータ技術の登場により、サイバー攻撃による技術の障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失や破壊またはサービスの停止が発生する可能性がある。これらの事象によって、当行グループは訴訟対象となり、または財務上の損失を被り、ビジネス活動が阻害され、顧客への賠償責任を負い、政府による介入が行われ、当行グループの評判を損なう可能性があることから、これらのサイバーおよび情報セキュリティリスクの管理費用は引き続き高額となっている。また、既存の技術アーキテクチャとともに、新しい革新的技術を受け入れ、導入するという課題もある。

機会

マクロ経済および市況

GDP成長率、金利環境および金融サービス業界の競争といった経済状況が予想を上回って回復を見せた場合には、収益が増加する可能性があり、これは、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、税引前利益および費用収益比率の改善に直接的につながり、その後、CET 1およびレバレッジ比率等の規制上の測定尺度が改善される可能性がある。

米中間の現在の貿易摩擦が解消すれば、国際貿易および成長は少なくとも短期的には拡大すると考えられる。

別の上振れシナリオは、例えば、財政政策や労働市場の逼迫が生産性拡大につながり、経済成長率を押し上げるなど、米国経済が予想をさらに上回ることである。

市況、物価水準、ボラティリティおよび投資家マインドの動向が予想を上回れば、これも当行グループの収益および利益にプラスの影響を及ぼす可能性がある。同様に、顧客の需要および市場シェアの増加が予想を上回れば、当行グループの経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

規制変更

規制変更は、銀行による優れた商品またはサービス提供を促進する場合があります。市場における差別化の機会を与えることがある。例えば、MiFID IIは、高い透明性と最善の執行を提供することを企業に要求するものであり、顧客に提供するサービスの強化を図ることで自らを差別化できる機会をドイツ銀行に提供している。

戦略

当行グループの戦略は、当行グループが株主への配当を徐々に大きく引き上げ、財務力やその他の資源を顧客フランチャイズやリスク選好に整合する最もリターンの高い事業に配分できるようにすることである。戦略の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施されたりした場合には、更なる機会が創出される可能性がある。業務およびプロセスの改善が当行グループの仮定による計画を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これも当行グループの経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、中核となる強みのある分野に投資することで、目標とする成長の戦略を追求する。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクでは、グローバル・トランザクション・バンキングおよび為替における収益を引き続き伸ばし、当行グループのコア・フランチャイズの強化を目指す。同様に、債券オリジネーションにおいて目標とする採用戦略を実施する予定である。プライベート・アンド・コマーシャル・バンクに関しては、引き続き消費者金融と当行グループのMittelstand顧客セグメント、ならびにウェルス・マネジメントの中核市場での成長に注力する。DWSの法人を含むアセット・マネジメントは、米州およびアジアにおいて目標とする成長のための戦略を策定し、アクティブ、オルタナティブおよび責任投資で新商品の発売を予定している。

デジタル化

デジタル化は、当行グループ独自の商品ポートフォリオを拡充し、また第三者と商品パートナーシップを締結して市場化までの時間短縮を図ることによって既存顧客グループからの収益性を向上させ、新規顧客グループを獲得するための様々な収益機会を提供する。内部・外部の商品と顧客の需要をマッチングし、単一の中央プラットフォームで取引を実施するプラットフォーム経済ならびにオープン・バンキングといった市場トレンドにより、当行グループには、こうしたエコシステムにおいて有力なプレイヤーとなれる明らかな機会がある。目標は、総合サービスのエコシステムを発展させることであり、リテール預金市場、自動財務計画サービス（ロボ・アドバイザー）、ならびに保険助言サービスといった分野向けに様々な企業が様々なコンポーネントを開発している。また当行グループは機会を利用して、データ機能の拡大、より良い顧客体験のための個別サービスの改善、ならびに当行グループのサービス提供構築のための人工知能といった革新的な技術の活用を進めていく。広大な地理的営業範囲を利用し、当行グループでは全世界で商品を展開することが可能である。とりわけ、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクでは、中核となる個人向け投資商品の販売においてデジタル化を加速させることでエコシステムを構築し、銀行サービス周辺とそれを超える新たな市場に参入する意向である。

費用の面では、デジタル化によって、当行グループの各部門には著しい効率性向上の機会がもたらされる。顧客自身によるデジタル口座開設等のデジタル・アプリケーションに投資することによって、フロントからバックまでのプロセスの自動化と生産性向上が可能となる。高度なデータ機能の開発により、顧客および市場の動向を正確に予想し、不正の低減と商品の値付けの効率化を高め、また、最新技術を活用して規制上の義務を遵守する能力を強化できるようになる。

[次へ](#)

リスク・レポート

概要

IFRS第7号およびIAS第1号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示、ならびに国際会計基準第1号（IAS第1号）「財務諸表の表示」によって要求される資本の開示を提供している。また、IFRS第9号の適用に伴う分類および測定ならびに減損に関する変更点も勘案するとともに、ドイツ銀行の規制資本およびリスク・ウェイトド・アセット（RWA）等の主要比率への関連する影響を盛り込んでいる。IFRS第9号に関する詳細は、本報告書の特記「信用リスクの管理およびモデル」の項、「信用リスクの軽減」の項、「資産の質」の項、ならびに連結財務諸表に対する注記の注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見取り」および注記02「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」に記載されている。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、余白の角括弧（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

バーゼル3自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示

バーゼル3自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示の大部分は、欧州連合において金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）により実施され、EBAのインプリメンテーション・テクニカル・スタンダードまたは「規制(EU)第575/2013号の第8部における開示要件に係るガイドラインに関する最終報告書」（EBA/GL/2016/11、バージョン2*；以下「EBAガイドライン」という。）によりサポートされており、当行グループのウェブサイトにある追加的な第3の柱の報告書において公表されている。本リスク・レポート内の開示が第3の柱の開示要件もサポートしている場合には、第3の柱の報告書から本リスク・レポートに参照により強調されている。

開示強化タスクフォース（EDTF）の原則および推奨に従った開示

2012年度において、金融安定理事会（以下「FSB」という。）の支援に基づく民間の取り組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（以下「EDTF」という。）が設立された。EDTFのメンバーとして、当行グループは推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入しており、追加的な第3の柱の報告書においても導入している。

リスクおよび資本の概要

主要なリスク指標

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行グループの総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率（CET 1）、内部適正自己資本比率（ICA）、レバレッジ比率（LR）、自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（MREL）、流動性カバレッジ比率（LCR）、ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）は、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト（LCRおよびMRELを除く。）、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は当行グループのマネジメント・ボードによりレビューされ、承認されている。CET 1、LR、レバレッジ・エクスポージャー、MREL、LCRおよびリスク・ウェイトド・アセットの比率や指標は規制により定義づけられており、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」（所要自己資本規制または「CRR」）ならびに「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）における完全適用規則に基づいている。MRELは、単一破綻処理メカニズム（SRM）規制と、単一破綻処理委員会（SRB）により都度伝えられる内容に基づいている。上述の規制上の指標に加え、ドイツ銀行固有の内部リスク指標にICA、経済的資本およびsNLPがある。

普通株式等Tier 1比率	リスク・ウェイトド・アセット合計
2018年12月31日現在:13.6%	2018年12月31日現在:3,504億ユーロ
2017年12月31日現在:14.0%	2017年12月31日現在:3,442億ユーロ

内部適正自己資本比率 ¹	経済的資本合計 ²
2018年12月31日現在:196%	2018年12月31日現在:261億ユーロ
2017年12月31日現在:192%	2017年12月31日現在:271億ユーロ

レバレッジ比率	レバレッジ・エクスポージャー
2018年12月31日現在:4.1%	2018年12月31日現在:1兆2,730億ユーロ
2017年12月31日現在:3.8%	2017年12月31日現在:1兆3,950億ユーロ

自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（MREL）
2018年12月31日現在:11.1%

流動性カバレッジ比率	ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）
2018年12月31日現在:140%	2018年12月31日現在:481億ユーロ
2017年12月31日現在:140%	2017年12月31日現在:326億ユーロ

- 1 内部適正自己資本比率の算定目的による資本供給の定義は、ドイツ銀行の存続可能性の継続的な維持を目指す観点から変更されている。詳細は「内部適正自己資本」の項に記載されている。
- 2 経済的資本需要の測定に使用される分位値は、ドイツ銀行の存続可能性の継続的な維持を目指す観点から、資本供給の定義の変更に合わせて99.98%から99.9%に変更されている。詳細は「内部適正自己資本」の項に記載されている。分位値の変更による経済的資本に対する定量的な影響の概要は、「リスク・プロファイル」の項に記載されている。

詳細については、本リスク・レポートの「リスク・プロファイル」「リスク選好およびリスク能力」、「リスクおよび資本計画」、「ストレス・テスト」、「再建および破綻処理計画」、「リスクおよび資本管理」、「資本、レバレッジ比率およびMREL」（段階的導入および完全適用による数値に関して）、「流動性カバレッジ比率」、ならびに「ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を参照のこと。

総合的なリスク評価

主要なリスク種類には、信用リスク（債務不履行リスク、格付遷移リスク、取引リスク、決済リスク、エクスポージャー・リスク、カントリー・リスク、軽減策リスクおよび集中リスクを含む。）、マーケット・リスク（金利リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク、信用スプレッド・リスク、コモディティ・リスク、クロス・アセット・リスクおよびその他のリスクを含む。）、流動性リスク、ビジネス・リスク（税務リスクおよび戦略リスクを含む。）、クロス・リスク、風評リスクおよびオペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク、法的リスク、モデル・リスク、情報セキュリティ・リスク、不正リスクおよびマネーロンダリング・リスクなどの重要なサブ・カテゴリーを含む。）が含まれている。当行グループは、内部のガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの使用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行グループのアプローチは、当行グループの経営成績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。重要なリスクの管理の詳細な情報については、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスクおよび資本管理」の項に記載されている。

当行グループの通常の分析の一環として、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がボトムアップのリスク評価を用いてレビューされ、トップダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析によって補完される。この二方面からのアプローチにより、当行グループのリスク・ポートフォリオおよび業務部門全体に影響を与えるリスク・ドライバー、ならびに特定のポートフォリオのみに関連するリスクを把握することが可能になる。

世界経済の成長への懸念から、2018年末にかけてリスク・センチメントが急速に悪化し、株価は急落し、信用スプレッドも拡大した。世界経済の見通しは軟化しているものの、ベースラインの成長は堅調に推移すると見込まれている。先進国市場では、米国経済は堅調でトレンド以上の成長が続くと見込まれる一方、ヨーロッパ経済は2019年にさらに減速すると見込まれる。新興国市場の状況は、緩やかになると予想されている中国の経済成長の影響を受けるであろう。

主要な下振れリスクとしてはブレグジット（英国のEU離脱問題）が挙げられ、メイ首相のブレグジット動議における敗北や、バック・ストップの再交渉を求める英国議会での決定を受け、英国の合意なきEU離脱に伴うリスクが高まっている。英国とヨーロッパでは、混迷するブレグジット問題が、既に弱まっている経済見通しをさらに悪化させる可能性がある。イタリアとブリュッセルの間の緊張や、フランスにおける黄色いベスト運動の激化は、ヨーロッパにおける新たな政治的リスクの要因となる可能性がある。世界的な貿易紛争が拡大する可能性も、引き続き、世界的な下振れリスクの主な要因となっている。

これらのリスクの潜在的影響の評価は、特にポートフォリオの見直しと、これらの事象が生じた場合に当行グループが吸収する能力を評価する当行グループのグループ全体のストレス・テストを通じて行われている。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と利用可能な軽減策を合わせれば、これらのリスクがテストのパラメータに沿って実現した場合にこれらのリスクの影響を吸収することができることを示していた。当行グループのポートフォリオによるリスクおよび資本ポジションに関する詳細は、「リスクおよび資本のパフォーマンス」の項に記載されている。

リスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行グループのリスク戦略に従って当行グループのリスク・プロファイルを維持すること、当行グループの貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行グループの戦略的経営の取り組みを支援することである。

リスク・プロフィール

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて計算された経済的資本使用額により測定された、2018年および2017年12月31日現在の当行グループの総合的リスク・ポジションを示している。当行グループは通常、総合的（経済的資本）リスク・ポジションを算定するために、リスク種類間の分散効果を考慮している。

リスク種類別経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2017年度から 2018年度の増加(減少)	
			単位： 百万ユーロ	単位：%
信用リスク	10,610	10,769	-159	-1
マーケット・リスク	10,341	10,428	-87	-1
トレーディング・マーケット・リスク	4,046	3,800	246	6
トレーディング以外のマーケット・リスク	6,295	6,628	-333	-5
オペレーショナル・リスク	7,359	7,329	30	0
ビジネス・リスク	4,758	5,677	-918	-16
分散効果 ¹	-6,960	-7,074	114	-2
経済的資本使用額合計	26,108	27,129	-1,020	-4

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占めるリスク）間の分散効果。

当行グループの2018年12月31日現在の経済的資本使用額合計は、2017年12月31日現在の271億ユーロから10億ユーロ、率にして4%減少し、261億ユーロとなった。

2018年12月31日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2017年度末現在から2億ユーロ、率にして1%減少した。この減少は主に、カウンターパーティ信用リスクの要素が減少したこと、ならびに決済リスクおよび移転リスクの要素が若干増加したことによるものであった。カウンターパーティ信用リスクの変動は主に、デリバティブおよび証券金融取引からのエクスポージャーの減少（貸出金額の増加により一部相殺されている。）に起因しているが、決済リスクおよび移転リスクの増加は主に、計算方法の変更に関連するモデル・オーバーレイに起因している。

トレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2017年度末現在の38億ユーロから増加し、2018年12月31日現在では40億ユーロとなった。この増加は主に、ストレス期間中のテール・リスクをより良く把握するためのモデルの強化によるものであり、これはトレーディング在庫の減少による取引債務不履行リスクの要素の減少によって一部相殺された。トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は、2017年12月31日現在から3億ユーロ、率にして5%減少した。この減少は主に、IFRS第9号の発効による会計処理方法の変更、および分散効果によるものであった。

2018年12月31日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2017年12月31日現在の73億ユーロから30百万ユーロ、率にして0.4%増加し、74億ユーロとなった。この増加は主に、大部分が相殺されている、いくつかの影響によるものであり、オペレーショナル・リスクに対する当行グループのRWAの変更に沿ったものである。当行グループの資本モデルにインプットされる損失プロファイルの減少および多くのモデル改善（最も顕著なものはデータ重量の再調整によるモデル改善。）により、オペレーショナル・リスクに対する当行グループの資本需要が減少した。この減少は、オペレーショナル・リスクに対して予算計上された予想損失が減少したことにより相殺された。詳細については、「オペレーショナル・リスク管理」の項を参照のこと。

当行グループのビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスクなどの標準的ではないリスク要素も暗に含む戦略リスク、税務リスクの要素、ならびに一時差異から発生するIFRSに基づく繰延税金資産に対する自己資本賦課を把握する。2018年12月31日現在のビジネス・リスクは、2017年12月31日現在の57億ユーロから9億ユーロ、率にして16%減少し、48億ユーロとなった。この減少は、当行グループの計画における2019年度の利益見通しが前年度における2018年度の利益見通しと比べて改善した（一時差異から発生するIFRSに基づく繰延税金資産に関する経済的資本使用額が1億ユーロ増加したことにより一部相殺された。）ことに起因して、戦略リスクの要素に関する経済的資本使用額が11億ユーロ減少したことを反映している。

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、主に戦略リスクの要素に関する経済的資本使用額の減少により、1億ユーロ減少した。

当行グループが事業活動を組み合わせていることは、当行グループの業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行グループはまた、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、経済的資本の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

経済的資本によって測定された当行グループの業務部門のリスク・プロファイル

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計	合計 (%)
信用リスク	6,340	3,537	52	681	10,610	41
マーケット・リスク	4,760	1,124	370	4,088	10,341	40
オペレーショナル・リスク	6,092	866	401	0	7,359	28
ビジネス・リスク	3,521	29	0	1,208	4,758	18
分散効果 ¹	-5,371	-933	-231	-424	-6,960	-27
EC合計	15,341	4,623	592	5,552	26,108	100
EC合計 (%)	59	18	2	21	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占める。）間の分散効果。

2017年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計	合計 (%)
信用リスク	6,519	3,596	62	591	10,769	40
マーケット・リスク	4,679	1,386	310	4,054	10,428	38
オペレーショナル・リスク	5,995	932	402	0	7,329	27
ビジネス・リスク	4,435	10	99	1,133	5,677	21
分散効果 ²	-5,450	-950	-264	-410	-7,074	-26
EC合計	16,178	4,974	609	5,368	27,129	100
EC合計 (%)	60	18	2	20	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 事業セグメントに配分される金額は、2018年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。

2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占める。）間の分散効果。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）のリスク・プロファイルは、主にオリジネーション、ストラクチャリングおよびマーケット・メーカー活動を支援するトレーディング業務から生じるあらゆる種類の主要リスクで占められる。信用リスクは広くビジネス・ユニットに跨っているが、特にグローバル・クレジット・トレーディング、金利、トレード・ファイナンスおよびレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおいて顕著である。CIBのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、業界における損失プロファイルの増加と共に内部損失を反映し、2017年度末からわずかに増加するにとどまった。マーケット・リスクは、主にトレーディングおよびマーケット・メーカー活動から生じる。CIBの残るリスク・プロファイルは、収益変動リスクを反映するビジネス・リスクによるものである。CIBの経済的資本使用額は2017年度末と比べて減少した。これは主に、戦略リスクの要素に関する経済的資本使用額が、営業利益予想額の緩やかな改善を反映して戦略計画が更新されたことを主因として減少したことに起因していた。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業向け貸出およびウェルス・マネジメント業務からの信用リスクと、投資リスク、金利リスク（顧客預金のモデル化により生じるリスクを含む。）および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2017年度末と比べて、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの経済的資本使用額に大きな変化はなく、マーケット・リスクの経済的資本使用額の減少は投資リスクおよび金利リスクへのエクスポージャーの減少に関連していた。

アセット・マネジメント（AM）は、受託資産運用会社として、顧客に代わって金銭を投資する。そのため、リスクは主に受託に係るものであり、したがって、業務活動に伴って発生する。一方、トレーディング以外のマーケット・リスクは、保証型商品および当行グループのファンドに対する共同投資から発生する。2017年度末と比べて、経済的資本使用額に大きな変化はなかった。

コーポレートおよびその他（C&O）は、主に構造的な外国為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2017年度末と比べて、信用リスクおよびビジネス・リスクの経済的資本使用額は、主に移転リスクの経済的資本使用額の増加および一時差異から発生したIFRSに基づく繰延税金資産の影響により増加した。

リスクおよび資本のフレームワーク

リスク管理原則

当行グループのビジネス・モデルは多岐にわたるため、そのリスクを識別、評価、測定、集計、管理すること、および資本を各業務に割り当てることが不可欠である。当行グループの目標は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総合的アプローチをとること、ならびに当行グループのリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行グループの復元力の強化に資することである。当行グループは、業務に関連して積極的にリスクを負担している。以下の原則が当行グループのリスク管理フレームワークを支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造、測定プロセスおよび監視プロセスを通じて管理されている。

- 中核となるリスク管理責任はマネジメント・ボードに組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク・マネジャーおよび上級リスク管理委員会に対し委任される。
- 当行グループは、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）のリスク管理モデルを運用しており、この中でリスク、統制および報告責任が定義されている。
 - 第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、財務リスクが非財務リスクにかかわらず、当該リスクが発生している部門内でリスクを管理する役割を指す。第1のLoDは、所定のリスク選好の範囲内でこれらのリスクを管理し、生じているリスクまたはさらされているリスクの特定、監視、評価、受入または軽減が可能な組織、ガバナンスおよび体制が整備されているかどうかを確認する。
 - 第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）は、健全なリスク管理フレームワークが組織全体を通じて適用されるよう促進するリスク種類管理責任者の当行における役割を指す。第2のLoDは、リスク選好、ならびにリスク種類ごとのリスク管理基準および統制基準を定義し、第1のLoDのリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、確認している。
 - 第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、内部統制システムおよびリスク管理システムの設計の妥当性と有効性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。
- リスク戦略は年次ベースでマネジメント・ボードによって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当行グループのリスク選好、ならびに戦略的および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総合的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスクおよび風評リスクなどの重要なリスク種類はすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、重要なリスク種類全体にわたり横断的に実施される。重要なリスクの管理プロセスについての詳細は「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行グループのリスク管理能力の重要な構成要素である。
- 再建計画および緊急時対応プランは、危機管理に関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性がジションを改善することを目的とした一連の措置を上級管理職に提供している。

- 破綻処理計画は、当行グループの破綻処理当局である単一破綻処理委員会が責任を負っている。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは、重要なサービスを継続することで金融システムまたは経済全般における大きな混乱を防ぐことを目的として設計されている。
- 当行グループは、現地または法人企業に特有の要件に適合させつつリスク管理基準を当行グループ全体で統一することを旨とし、統合的リスク管理アプローチを適用している。』

当行グループは、すべてのレベルの従業員がリスクの管理および上申に責任を有し、リスク・マネジャーとして行動する権限を与えられ、そのよう行動することを奨励される、強靱なリスク文化を促進している。当行グループは、従業員が、当行グループの行動規範に沿った、強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行グループの方針は、リスク関連の行動を当行グループの業績評価および報酬プロセスにおいて考慮することを要求している。この期待は、ドイツ銀行の全従業員を対象としたコミュニケーション・キャンペーンや必須の研修を通じて、引き続き強化されている。さらに、当行グループのマネジメント・ボード・メンバーおよび上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するために頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。

特にリスク意識、リスク所有およびリスク選好の枠内でのリスク管理に焦点を当てた、原則に基づくリスク文化の評価も実施している。評価結果は既存のリスク報告に組み込まれ、リスク文化は日々の効果的なリスク管理に不可欠な要素であるという強いメッセージを発信している。

リスク・ガバナンス

当行グループの世界中の日々の業務は当行グループが業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびにドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークや関連する実施項目に当行グループが準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、当行グループの主要な監督機関として協力して対応している。』

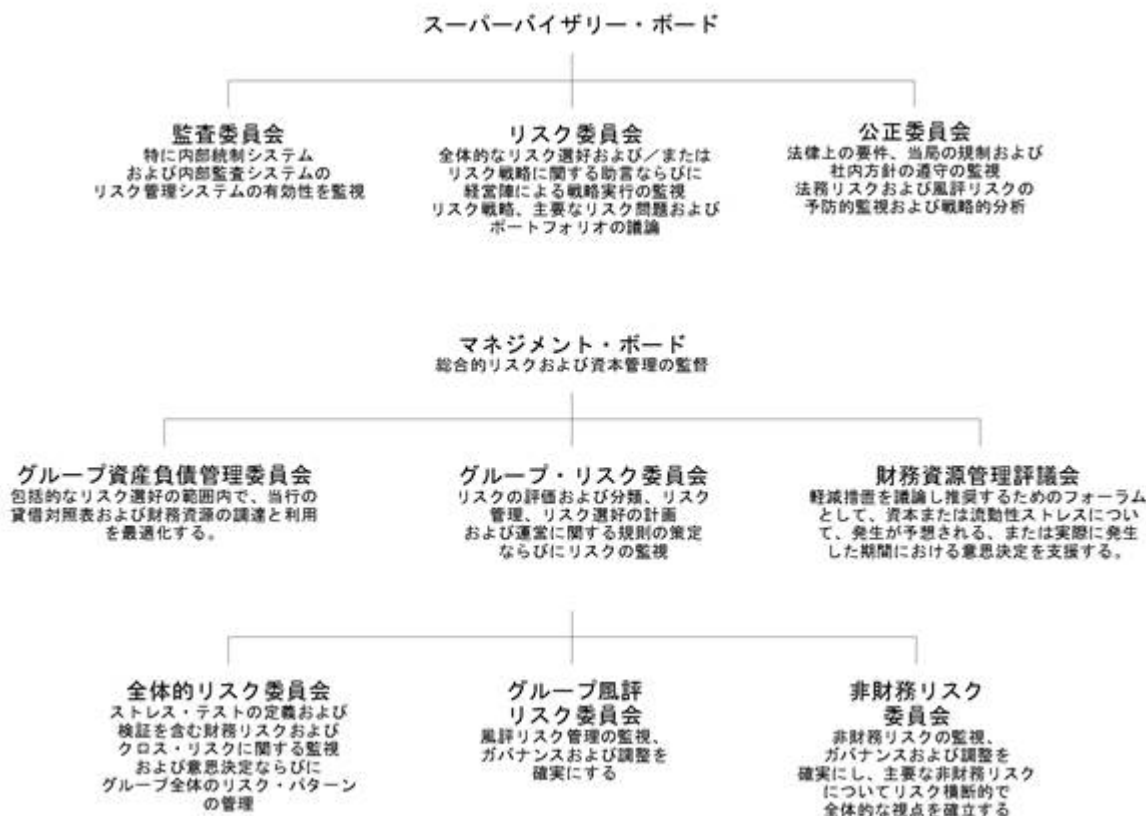
欧州の銀行規制当局はいくつかの方法で当行グループのリスク引受能力を評価している。これは、本レポートの「規制自己資本」の項で詳述されている。

いくつかの管理階層により団結したリスク・ガバナンスを行っている。

- スーパーバイザー・ボードは、当行グループのリスク状況、リスク管理およびリスク統制ならびに当行グループの風評および重要な訴訟事件に関して、定期的に報告を受ける。スーパーバイザー・ボードは特定職務に対処するため様々な委員会を組織している（これらの委員会に関する詳しい内容については、コーポレート・ガバナンス・レポートの「マネジメント・ボードおよびスーパーバイザー・ボード」の「常設委員会」の項を参照のこと。）。
- リスク委員会の会議において、マネジメント・ボードは、主要なリスク・ポートフォリオ、リスク戦略およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。また、法律または定款に従ってスーパーバイザー・ボードの決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、全体的なリスク選好、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略の問題に関してマネジメント・ボードと審議し、スーパーバイザー・ボードがこの戦略の実施を監視するための支援をする。
- 公正委員会は、数ある責任の中でも特に、法律上の要件、当局の規制および社内方針の遵守を向上させるマネジメント・ボードの取り組みを監視している。これはまた、当行グループの業務行動・倫理規範をレビューし、要請があれば、リスク委員会が当行グループの法的リスクおよび風評リスクを監視および分析するための支援をする。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- マネジメント・ボードは、法律、定款および当行グループの利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。マネジメント・ボードは、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。マネジメント・ボードは、重要なリスクおよび自己資本関連の問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）を設置した。GRCは通常、週に一度開催される。GRCは、一部の役割を個人や小委員会に委任している。GRCおよびその小委員会については以下に詳述されている。』

』

ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造



以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- グループ・リスク委員会（GRC）には様々な役割と特別な権限があり、これには、新規のまたは重要な変更が行われたリスクおよび資本モデルの承認、ハイレベルなリスク・ポートフォリオ、リスク・エクスポージャーの変動ならびに内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビュー、ならびに当行グループ全体のリスク文化の監視が含まれる。GRCは、限度枠や限界値などの形で関連するリスク選好目標を設定する。さらに、GRCは、主要なリスク管理方針、グループ再建計画および緊急時資金調達プラン、包括的なリスク選好パラメータ、ならびに再建や上申に係る指標など、マネジメント・ボードの承認が必要な事項のレビューと提言も行う。GRCは、グループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおけるマネジメント・ボードの補佐も行う。
- 非財務リスク委員会（NFRC）はドイツ銀行グループの非財務リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非財務リスク（倫理違反リスクや金融犯罪リスクを含む。）のリスク横断的で全体的な視点を確立している。非財務リスクに関するリスク選好許容度のフレームワークを定義づけ、非財務リスクのオペレーティング・モデルの有効性（業務部門と統制機能の間の相互依存を含む。）を監視およびコントロールすること、ならびに新たに発生しつつある当行グループに関連する非財務リスクの進展を監視することを課されている。
- グループ風評リスク委員会（GRRC）は風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有し、振り返りおよび学習のプロセスを提供している。リージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）から上申されたすべての風評リスクの事案、および各業務部門、管理部門または地域の管理職が不服を申し立てたRRRCの決定についてレビューし、判断をする。グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。GRRCの小委員会であるRRRCは、マネジメント・ボードに代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有している。
- エンタープライズ・リスク委員会（ERC）は、様々なリスク項目からリスクの専門家を集め、企業全体のリスクの傾向、事象およびリスク横断的なポートフォリオに重点的に取り組む義務を負い設置されたものである。その義務の一環として、ERCは、企業のリスク一覧、特定の国および業界の限界値の引き上げ、より厳格なグループ全体のストレス・テストおよびリバース・ストレス・テストのシナリオ・デザインの概要の承認を行う。また、リスク選好度に照らしたグループ全体のストレス・テストの結果、リスクの見通し、新たに発生しつつあるリスク、ならびにリスク文化のように企業全体のリスクに影響を及ぼすトピックについて、レビューを行う。
- 財務資源管理評議会（FRMC）は、マネジメント・ボードから権限を委譲された最高財務責任者と最高リスク責任者が議長を務め、当行の金融危機管理を監督する特別ガバナンス機関である。FRMCは、緊急時資金調達プランおよびグループ再建計画の両方について実施を監督する単一の評議会を開催する。この評議会は、資本または流動性ストレスについて、新たに発生しつつある、または実際に発生した際に取るべき軽減措置について提言を行う。具体的には、FRMCは、ストレス・

シナリオを想定して資本および流動性のポジションを分析し、資本および流動性に関連する事項について提言を行い、意思決定の確実な実行を図っている。

- グループ資産負債管理委員会は、2018年にマネジメント・ボードにより設置された。その任務は、マネジメント・ボードが設定した包括的なリスク選好の範囲内で、当行の貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することである。

マネジメント・ボードのメンバーである当行グループの最高リスク責任者（CRO）は、すべての信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスク測定手法の継続的開発および強化に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、CROは、包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROはリスク機能の直接的な管理責任を有している。リスク機能におけるリスク管理および統制業務は通常、以下の管理に重点を置いた、特化したリスク管理ユニットに割り当てられている。

- 特定のリスク種類
- 特定の事業におけるリスク
- 特定の地域におけるリスク

これらの特化したリスク管理ユニットは通常、以下の中核的業務を担っている。

- マネジメント・ボードが設定した、業務部門で適用されているフレームワーク内で、GRCの設定したリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手順および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

さらに、事業別リスク管理（BRM）は、特定の業務分野に対するリスク機能を表している。各業務部門のCROは、各部門の戦略とリスク所有を検証して影響を及ぼし、リスク選好を実施するために、各部門の総体的観点から各リスク・ポートフォリオを管理する。

特化したリスク管理機能は、当行グループのエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）機能により補完されている。ERMは、当行グループ全体および部門レベルのすべてのリスクが確実に識別され、所有され、重要性の観点で評価されることを目指し、銀行全体のリスク管理フレームワークを設定している。重要なリスクは、合意されたリスク選好およびリスク管理の原則の枠内で機能別（通常は第1のLoD）リスク・チームにより、所有およびコントロールされている。ERMは企業全体のリスク情報を集約および分析する責任を有しており、これには、十分な情報を得た上で当行の資源の有効利用に関する戦略的意思決定が行われるよう支援するためにポートフォリオのリスク/リターンのプロファイルをレビューすることが含まれる。ERMは以下のことを行う権限を有する。

- グループ・レベルで企業全体のリスク選好（リスク種類、部門、事業および法人全体に対する選好の適用方法に関する枠組みおよび手法を含む。）を管理する。
- 意思決定の支援として企業全体のリスクの透明性を高めるため、リスクを統合し集約する。
- 将来を見据えたストレス・テストを実施し、当行グループの再建および破綻処理計画を管理する。
- リスク管理フレームワークの有効性を管理し向上させる。

特化したリスク管理機能とERMは、CROに報告する系統を有している。

当行グループの財務部とリスク部は、互いに、また当行グループの業務部門からも独立して活動しながら、当行グループが引き受けたリスクを数値化および検証する共同責任を負っている。

2018年5月に、当行グループは子会社であるドイツ・ポストバンクAGを同じく子会社であるDB PFK AGに完全に合併し、「DB Privat- und Firmenkundenbank AG」（DB PFK AG）を設立した。その結果、従来個々の子会社で行われてきた共同リスク管理は、DB PFK AGの新規設立とその規模を反映して調整された。当行グループの子会社として規模が拡大したDB PFK AGにおける共同リスク管理は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手順、ならびに対応する内部統制手順および共同ガバナンスを通じて促進されている。

調整後の体制の主な特徴は以下のとおりである。

- DB PFK AGのリスク管理体制は、引き続きドイツ銀行AGのリスク管理機能への追加的な機能的報告系統を維持するよう構築されている。
- DB PFK AGのリスク委員会は、相互のメンバーシップを通じたグループ・リスク委員会に關与する。
- DB PFK AGの選定された主要な委員会は、ドイツ銀行AGにおける関連リスク機能の投票メンバーを含めるように拡張されており、その逆も同様である。
- 主要なグループのリスク方針と整合している。
- 合併後のDB PFK AGは統合されたポートフォリオ全体のすべてのリスク種類について報告し、グループ・リスクおよび資本プロファイルにおいてはDB PFK AGを含める。

- 独立したDB PFK AGの事業およびリスク戦略は、グループのリスク選好フレームワーク、戦略および方針と整合しており、それらに組み込まれている。』

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行グループがその戦略目標を達成するために引き受ける準備のある、全体的なリスク水準を示しており、定量的指標および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、当行グループの資本および流動性基盤、リスク管理および統制能力ならびに当行グループの規制上の制約に照らして当行グループが引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行グループのリスク戦略および計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に財務リスクおよび非財務リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行グループはまた、当計画が当行グループのリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場状況においてテストする。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

マネジメント・ボードは、当行グループのリスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行グループは、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行グループは、当行グループがさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク指標を指定している。これに加えて、当行グループはリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。

当行グループのリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行グループのリスク・プロファイルに関する報告書は、マネジメント・ボードに定期的に提示される。当行グループに求められるリスク選好が違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会に対して明らかにされる。

リスクおよび資本計画

戦略的および資本計画

当行グループは、グループとしてのおよび当行グループの業務分野のための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは当行グループの長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行グループは、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、当行グループの主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給、資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌5年間の目標は、当行グループの世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標はマネジメント・ボードによって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトムアップからトップダウンの目標が具体化される。これは、初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は四半期ごとに計画され、4年目および5年目は年間計画となっている。提案されたボトムアップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行グループの戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトムアップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のためにマネジメント・ボードに提示される。最終的な計画はスーパーバイザー・ボードに提示される。

戦略的および資本計画は、本拠地ドイツでの強い基盤を支えに世界的にも展開するヨーロッパにおける有数の銀行になるという当行グループのビジョンを支援するために策定され、以下を確実に行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行グループは以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行グループのリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、当行グループの目標を達成する軌道を確実に維持できるように、戦略を緩和する可能性とともに協議される。戦略的および資本計画の修正はマネジメント・ボードによって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行グループが、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）の要求を遵守していることも確実にする。ドイツ銀行はECBより、2018年度のSREPの結果を受けた、2019年3月1日以降に適用される2019年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定により、ドイツ銀行は、最低11.82%のCET 1比率を連結ベースで維持することを要求されている。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（現在0.07%）および2.00%のG-SIIバッファで構成される。2019年度の11.82%の新たなCET 1所要自己資本は、資本保全バッファおよびG-SIIバッファの段階的導入が完了していることを反映して、2018年度にドイツ銀行に適用されていた10.69%のCET 1所要自己資本よりも高い。したがって、2019年度におけるドイツ銀行のTier 1資本比率は、13.32%となり、自己資本合計比率は15.32%となる。また、ECBIは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる。）を当行が維持することを期待する内容を直接通知した。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBIは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合に当該銀行に対し資本配分が自動的に制限されることはないが、当行には当該ガイダンスを維持することを要求している。

内部自己資本評価プロセス

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、ドイツ銀行が継続的にさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を維持していることを確保する、十分に確立された複数の要素から構成されている。

- リスクの識別および評価：リスク識別プロセスは、ICAAPの基礎を形成し、これにより当行グループのリスク一覧が作成される。識別されたすべてのリスクについて、その重要性が評価される。詳細は「リスクの識別および評価」の項に記載されている。
- 資本需要/リスク測定：リスク測定手法およびモデルは、資本により十分に制限することができないリスク（流動性リスク等）を除く、すべての重要なリスクをカバーするのに必要な資本需要を定量化するために適用されている。詳細は「リスク・プロファイル」および「資本、レバレッジ比率およびMREL」の項に記載されている。
- 資本供給：資本供給の定量化とは、予想外の損失を吸収するために利用可能な資本資源の定義を指す。詳細は「資本、レバレッジ比率およびMREL」の項に記載されている。
- リスク選好：ドイツ銀行は、その戦略目標を達成するために引き受ける準備のあるリスク水準を表す、グループのリスク選好の限界値を設定している。限界値の違反は、適正自己資本を守る目的で管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。詳細は「リスク選好およびリスク能力」ならびに「主要なリスク指標」の項に記載されている。
- 資本計画：適正自己資本の指標に対する当行のリスク選好の限界値は、将来的に適正自己資本を守るために満たさなければならない限界を構成している。詳細は「戦略的および資本計画」の項に記載されている。
- ストレス・テスト：当行の強靱性と全体的な実行可能性を証明するために、資本計画の数値も様々なストレス・テスト・シナリオの下で考慮される。また、適正自己資本の指標も、仮想ストレス・シナリオでのドイツ銀行の資本ポジションを常に評価し、ストレス下の脆弱性を検出するために、年間を通じて定期的なストレス・テストの対象となっている。詳細は「ストレス・テスト」の項に記載されている。
- 適正自己資本の評価：適正自己資本は年間を通じて継続的に監視されているものの、ICAAPは専用の年間自己資本比率評価（CAS）を用いて結論を出している。この評価は、特定の結論および将来的に適正自己資本を守るために取るべき管理活動に関連付けられている、ドイツ銀行の適正自己資本に関するマネジメント・ボードの声明で構成されている。

ICAAPの一環として、ドイツ銀行は規範的内部視点と経済的内部視点とを区別している。規範的内部視点とは、資本関連のすべての法的要件および監督当局からの要求を継続的に達成することを目的とした内部プロセスを指す。経済的内部視点とは、内部経済的資本需要モデルと内部経済的資本供給の定義を用いて適正自己資本を目指す内部プロセスを指す。どちらの視点も、継続的にドイツ銀行の実行可能性を維持することに重点を置いている。

ストレス・テスト

ドイツ銀行は、内部のストレス・テスト要件および外部から課されるストレス・テスト要件を満たすためにストレス・テストを実施している。内部のストレス・テストは、社内で開発された手法に基づいており、当行グループのリスク選好フレームワークや資本配分など、様々なリスク管理手法においてその結果が使用されている。規制上のストレス・テスト（例えば、EBAストレス・テスト、米国ベースのCCAR（包括的資本分析およびレビュー）ストレス・テスト）は、規制当局が定めるプロセスおよび手法に厳格に従っている。

当行グループの内部ストレス・テストは、当行グループのリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行グループの戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行グループのストレス・テストのフレームワークは、重大度および地域が様々である内部で定められたシナリオに基づく、通常のグループ全体のストレス・テストで構成されている。当行グループはすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは通常は1年間であるが、シナリオの前提により必要があれば、複数年に延長することもできる。当行グループの手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため、ドイツ銀行の内部検証チーム（モデル・リスク管理部）から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。さらに、逆境下での当行グループの資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。統合された手続により、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

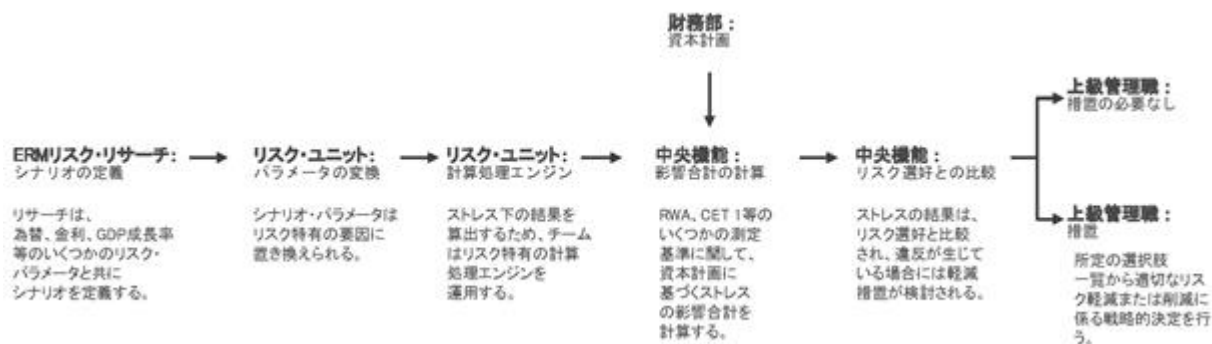
当行グループの内部的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力してERMリスク・リサーチによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。ERMリスク・リサーチは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒートマップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが、当行グループの事業への影響を反映するために適宜設定される。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて特定分野の専門家による特定のリスク・ドライバーに置き換えられる。当行グループのストレス・テストのための内部モデルのフレームワークに基づき、リスク・ウェイトド・アセット、損

益への影響およびリスク種類ごとの経済的資本等の主要な測定基準がストレス下で算定される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるCET 1比率、ICA比率およびレバレッジ比率等の主要な測定基準が算定される。流動性カバレッジ比率（LCR）や流動性準備金に対するストレスの影響も考慮される。影響の評価に先立って、より重大なシナリオはエンタープライズ・リスク委員会（ERC）により検討され、承認される。ERCは最終的なストレス結果のレビューも行う。これらの結果を当行グループの所定のリスク選好と比較し、一定の限度枠を超える場合には、ERCは、全体的な戦略的および資本計画と整合した、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置も検討する。また、この結果は、危機の際の当行の回収可能性に関して重要な再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、当行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するためにマネジメント・ボード以下上級管理職に提出される。2018年度に実施されたグループ全体のストレス・テストが示唆するところによると、当行の資本は利用可能な軽減策と合わせた場合、内部で設定されたストレスの撤退水準に達しているが、規制当局による早期介入レベルは上回っている。リバース・ストレス・テストは、当行グループのビジネス・モデルに関して、当行グループが存続不可能になるシナリオを決定することにより年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、リスク種類別に監視されているトップ・リスクをもとに、仮想のマクロ経済シナリオとそれを補強する固有の事象に基づくものである。当行が存続不可能になるような仮想シナリオと現在の経済環境との比較を踏まえ、当行グループはこのような仮想のストレス・シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えている。このことから、当行グループの事業の継続性はリスクにさらされていないと当行グループは考えている。

また、ドイツ銀行は、2018年に実施された2つの主要な規制上のストレス・テスト（年2回行われる欧州EBAストレス・テストおよび米国ベースのCCARストレス・テスト）にも参加した。米国において、DB USA Corporationは、ストレス・シナリオのもとでも資本と流動性が豊富であることから、資本計画の定量的項目については連邦準備制度理事会（FRB）から反対を受けなかった。しかしながら、同社は、ガバナンス、モデル手法、検証、データおよびインフラにおける欠陥などの2018年CCAR資本計画の定性的内容に対してはFRBから反対を受けた。

2018年に実施されたEBAストレス・テストは、IFRS第9号により新たに導入された新たな会計処理の枠組みに基づいており、マクロ経済ベースおよび悪化シナリオにおけるCET 1およびレバレッジ比率の予測値について、パス/フェイルの限界値を規定していない。

ドイツ銀行グループのストレス・テストのフレームワーク



リスクの報告および測定システム

当行グループのリスク測定システムは、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、クロス・リスク、ビジネス・リスク、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクに関し、規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告に利用されている。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠、限界値または目標値の利用について関連機能に対し定期的にまたは特別に行われる報告のための基礎を提供している。財務部およびリスク部内に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を確保しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けている。当行グループのリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。

ドイツ銀行の報告は、ドイツ銀行のリスク管理アプローチの不可欠な部分であり、グループ・レベルおよび重要な法人企業に関する一貫した情報、ならびにリスク種類、業務部門および重要な業務ユニット別の内訳を提供する組織設定と一致している。

以下の原則は、ドイツ銀行の「リスク報告および監視」の実務を手引きするものである。

- ドイツ銀行は、リスク選好およびリスクと経済価値に関する検討に照らして取られたリスクを、当行グループ、業務部門、重要な業務ユニット、重要な法人企業、リスク種類、ポートフォリオおよび相手先といった当行グループ全体の様々なレベルで監視する。
- リスク報告は正確、明確、有用かつ完全であることが求められ、重要な財務および非財務リスクに関する当行のリスク・プロファイルが容易かつ十分に理解されるような簡潔な方法で情報を伝えるために、調整された有効なリスク・データを伝達しなければならない。
- エンタープライズ・リスク委員会（ERC）やグループ・リスク委員会（GRC）などの上級リスク委員会、ならびにリスクおよび資本管理に責任を負うマネジメント・ボードは、定期的に報告を受ける（必要に応じて臨時報告も受ける。）。
- ドイツ銀行の専任チームは、重要な財務および非財務リスクを積極的に管理する。また、リスクの事前識別と管理を可能にし、特定のリスク種類における、および複数のリスクにわたる過度の集中を回避するために（クロス・リスクの観点）、必要な経営情報が用意されていることを確保しなければならない。

前述の原則を適用するにあたり、ドイツ銀行はすべてのリスク報告の共通基盤を維持しており、ドイツ銀行が一貫した情報（精度と利用者視点によってのみ区別される。）を提供できるようにするための個別の報告努力を最小限に抑えることを目指している。

当行は、規制上の報告および外部開示ならびにリスクおよび重要なリスク種類に関する内部経営管理報告を支援する当行グループのリスク測定システムにおいて、多くの指標を特定している。ドイツ銀行は、こうした指標のうち、当行が選好、限度枠、限界値または目標をグループ・レベルで設定した中で最も重要なもの、および/または議論や意思決定のために上級管理職に日常的に報告されるものを「主要なリスク指標」に指定している。特定された主要なリスク指標には、適正自己資本および流動性に関する指標が含まれる。詳細は、「主要なリスク指標」の項に記載されている。

多くの報告書が当行全体で使用されているが、ドイツ銀行は、上級管理職へのリスク情報の提供を通じてドイツ銀行のリスク管理フレームワークを支え、関連する統治機関による当行のリスク負担業務の効果的な監視、誘導およびコントロールを可能にするために重要なものを「主要なリスク・レポート」に指定している。

中央のガバナンス組織に当行グループのリスク・プロファイル関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 月次のリスクおよび資本プロファイル（RCP）レポートはクロス・リスクに関する報告書であり、ドイツ銀行のリスク・プロファイルの包括的見解を示すものである。このレポートは、ERC、GRCおよびマネジメント・ボードを経てスーパーバイザー・ボードのリスク委員会にも提出される。RCPには、リスク種類ごとの事業別の概要および企業全体のリスク問題が含まれている。また、重要なグループ・リスク選好の測定基準やその他の重要なポートフォリオのリスク種類管理の測定

基準、ならびにリスクの進展に関する最新情報（特に注目される分野を取り上げ、対応するリスク管理戦略に関する最新情報も提供している。）も含まれている。

- 当行グループの流動性およびソルベンシー／レバレッジのポジションに関する概要は、グループ資本管理およびグループ財務部長により、GRCおよび資産負債管理委員会（ALCO）に月次で提出される。この報告書は、CRR/CRD 4に基づく普通株式等Tier 1比率、CRR/CRD 4によるレバレッジ比率、MREL、ならびに当行グループの現在の資金調達や流動性の状況、流動性ストレス・テストの結果および緊急時対応の概要を含む重要な測定基準に関する情報から成る。
- グループ全体のマクロ経済のストレス・テストは通常、四半期ごとに2回（または必要に応じてそれ以上の頻度で）実施される。それらはERCに報告され、そこで議論され、必要と思われる場合にはGRCに上申される。ストレスのかかった重要業績評価指標は、グループ・リスク選好の限界値に対してベンチマークされる。

上記の報告書は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルをグループ・レベルで総体的に監視およびレビューするために使用されているが、リスク種類別または事業別のリスク管理機能がリスク・プロファイルの監視およびコントロールのために使用するような、他の補完的な標準および特別の経営管理報告書もある。

再建および破綻処理計画

いくつかの法域（ドイツおよび英国を含むEU加盟国、ならびに米国）では、銀行が破綻する可能性も含め、重大な危機に備えて、銀行や管轄の規制当局に再建および破綻処理計画の作成を義務付ける法律が制定された。

当行グループは再建計画の目的において、グループ再建計画（再建計画）を作成している。当該計画は、事業および規制上の要件の変動を反映するため、少なくとも年1回更新され、関連する当行グループの規制当局に提出される。再建計画は、極端なストレスのかかった状況において当行グループの財務体質および存続可能性を回復する準備を当行グループに実施させるものであり、当行グループ、当行グループの顧客および市場を守り、潜在的な破綻処理事象を防ぐことを目的とした一連の所定の措置を定めている。規制上のガイダンスに従って、再建計画には、特異かつ市場全体の両方の事象から生じ、ドイツ銀行の資本および流動性ポジションを脅かすような様々な種類のストレス・シナリオを軽減するように設計された幅広い対策が盛り込まれている。また、再建計画は、適時、効率的かつ効果的な監視、上申、意思決定および再建の選択肢の実行を支援するために設定された、明確に定義されたガバナンスおよびプロセスの概要も示している。

マネジメント・ボードは、再建計画の進展を監視しており、財務上のストレス事象を管理する専用の偶発的ガバナンス・プロセスを設けている。

銀行再建および破綻処理指令（BRRD）、BRRDをドイツの国内法に転換したドイツ再建および破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz、以下「SAG」という。）、ならびに単一破綻処理メカニズム規制（SRM規制）に規定されているとおり、当行グループの破綻処理計画は、銀行自身ではなく破綻処理当局により作成される。当行グループは、ドイツ銀行のグループ破綻処理計画を策定している単一破綻処理委員会（SRB）およびドイツ連邦金融監督庁（以下「BaFin」という。）と緊密に作業を行っている。当該計画は現在のところ、望ましい破綻処理戦略としてシングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）のペイルインに基づいている。SPEのペイルイン戦略の下では、グループの安定化のため、親会社であるドイツ銀行AGは資本性金融商品（普通株式等Tier 1、その他Tier 1、Tier 2）およびペイルインに適切なその他の負債の元本削減および／または株式への転換により増資を行うことになる。BRRD（SAGで導入済）はこうした金融機関に対し、金融機関の資本再構成のためにペイルインの手法を適用してから1ヶ月以内に、金融機関の長期的な存続可能性の回復を目的とする、破綻原因に対処した事業再編計画を策定するよう要求している。

BRRDはEU加盟国の銀行に対し、十分な損失吸収と資本再構成能力を確立することにより、自己資本および適格負債に関する最低要件（MREL）を常に満たしているよう要求している。グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行は、MRELの要件とは別に、総損失吸収能力（TLAC）の国際的な最低要求基準の対象となる。TLACは、ペイルインのために維持しなければならない金融商品の金額および適格性に関して厳格な要件を規定している。特に、TLAC金融商品はその他のシニア負債に劣後すること（いわゆるシニア「非優先」債を含むが、規制上の資本性金融商品の形のものも含む。）が義務付けられている。これにより、ペイルインが預金、デリバティブ、「仕組み商品」である負債性金融商品、およびシニア優先プレーンバニラ債などのその他のシニア（「優先」）債に影響を及ぼす前に負担をさせるべき資本およびTLAC金融商品に対し、ペイルインが最初に適用されることが保障されている。

ドイツ銀行AGは米国において、改正後のドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド＝フランク法」という。）の第1編および関連する施行規則により、重大な財政難または破産が生じた場合の子会社の整然とした破綻処理および運営計画（以下「米国の破綻処理計画」という。）を定期的に作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）に提出することを要求されている。ドイツ銀行AGのように、こうした計画を要求されている国外に拠点を置く対象会社に関しては、米国の破綻処理計画は、子会社、支店、代理店、ならびに米国を拠点としているか業務の全体または重要部分が米国で行われている事業にのみ関連している。

ドイツ銀行AGは2018年7月に直近の米国の破綻処理計画を提出し、2018年12月に書面による規制当局からのフィードバックを受領した。連邦準備制度理事会とFDICは、ドイツ銀行の米国の破綻処理計画に欠陥はないと判断したが、ガバナンスのメカニズムと関連する上申事由に関して同計画に1点欠陥があることを識別した。ドイツ銀行は、2018年12月のフィードバック・レ

ターに対する回答書を、2019年4月5日までに提出するよう要求されている。ドイツ銀行の回答書では、欠陥の是正と破綻処理能力の強化について記載される予定である。欠陥の是正と強化はいずれも、現時点では2020年7月1日が提出期限となる見込みの当行グループの次の米国の破綻処理計画の提出前に完了しなければならない。

リスクおよび資本管理

資本管理

『

当行グループの財務機能は、ソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびベイルイン比率をグループ・レベルもしくは該当があれば各地域における地域レベルで管理している。財務部は、資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定しマネジメント・ボードが承認する。）を実施する。財務部は直接的に、または2018年度上半期に設立された当行グループの資産負債管理委員会を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動によるヘッジ、主要な金融資源のキャパシティの設定、帳簿上の資本の配分および地域別の資本計画を管理している。当行グループは、経済的および規制上の両方の観点から、健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行グループは、常におよびあらゆる観点から、経済的および規制上の目的を達成し両者の適切なバランスを維持するために、当行グループの全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。これらの観点には、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本が含まれている。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品ならびにTLAC/MREL適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引には、当行グループの発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する取引がある。

当行グループのコアの通貨は、ユーロ、米ドル、中国人民元および英ポンドである。財務部は、コア通貨の変動に対する当行の自己資本比率の感応度を管理している。当行グループの在外子会社および支店に投下された他のコア以外の通貨建ての資本は、その大部分が外国為替の変動に対してヘッジされている。財務部は、どの通貨をヘッジすべきかを決定し、リスク管理部と緊密に連携して適切なヘッジ戦略を策定し、最終的にこれらのヘッジを実行する。』

金融資源の上限設定

『

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、CET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせて年次戦略計画の中で見直される。四半期プロセスにおいて、グループ資産負債管理委員会は、意思決定機関としてグループ・リスク委員会を置き換える限りにおいて、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は主に、当行グループのCET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれか拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1比率およびレバレッジ比率への貢献は、CRR/CRD 4規則の完全適用を仮定したリスク・ウェイトド・アセット（RWA）およびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下のキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの尺度である。当行グループの業績評価手法ではさらに、各事業セグメントに関して異なる資本コスト率を適用し、個々のビジネス・モデルの収益ボラティリティをより差別化した方法で反映している。これにより、業績管理および投資決定の改善が可能になる。

当行グループの全世界の支店および子会社の資本のニーズをカバーする地域の資本計画は、年に1回作成され、グループ投資委員会に提出される。子会社の大部分は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行グループは、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。

さらに、財務部は、ドイツ銀行最大の年金基金の投資委員会のメンバーとなっており、同委員会が当該基金の投資の指針を設定している。このことは、年金資産と年金負債の整合性を確保し、結果として当行グループの資本基盤を保護することを意図している。』

リスクの識別および評価

『

当行グループの事業活動は、信用リスク、マーケット・リスク、ビジネス・リスク、流動性リスク、クロス・リスク、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクを生み出す。当行グループは、ストレス状況下においても、当行グループの事業部門および管理部門の業務に係るリスクを定期的に識別し、識別されたリスクの重大度および顕在化の可能性を評価している。既存のリスクの評価は、将来を見据えた視点を応用した新たに発生しつつあるリスクに対する見方によって補完されている。このリスクの識別および評価プロセスにより、当行グループのリスク一覧が得られ、関連する事業や事業体を横断する重要なリスクが捕捉される。リスク一覧の定期的な更新は、リスク・プロファイルと併せて上級管理職に報告され、当行グループのリスク管理プロセスに通知される。

2018年度を通じて、ドイツ銀行グループおよび主要な事業体に適用されるエンタープライズ・リスクの識別と評価のフレームワークを強化した。強化されたプロセスには、リスクの識別およびリスクの重要性評価に関する第1の防衛線と第2の防衛線の両方のインプットが含まれる。このフレームワークは、事業や事業体を横断する当行グループのリスクの集約を可能にする基礎を提供する。その結果として生じるリスクの一覧は、上級管理職によるレビューと検証を経て、ドイツ銀行のリスク・プロファイルに合わせたストレス・シナリオの開発、リスク選好の調整、ならびにリスク・プロファイルの監視および報告を含む、主要なリスク管理プロセスに反映される。』

信用リスク管理

信用リスクのフレームワーク

『

信用リスクは、当行グループが売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、トレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、ならびに顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ等）の一部である。これらにはトレーディング債券および負債性有価証券も含まれる。また、持分投資の帳簿価額が当行グループの「信用リスク」の項に開示されている。当行グループはマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

年次のリスク識別および重要性評価に基づき、信用リスクは、債務不履行/格付遷移リスク、カントリー・リスク、取引/決済リスク（エクスポージャー・リスク）、軽減策（障害）リスクおよび集中リスクの5つのカテゴリーに分けられている。

- 債務不履行/格付遷移リスクは、相手先が支払義務の不履行に陥る、または債務不履行の発生可能性を増加させるような信用の質の重要な低下を経験するリスクである。
- カントリー・リスクは、さもなければ支払能力のある、意欲的な相手先が、国家の直接的介入や方針によりその義務を履行することができなくなるリスクである。
- 取引/決済リスク（エクスポージャー・リスク）は、既存の、偶発的な、または潜在的な将来の正のエクスポージャーから生じるリスクである。
- 軽減策リスクは、リスク軽減策が期待どおりに進行しないことにより損失が増加するリスクである。
- 集中リスクは、特定の単一の相手先、国、業界または商品の状況が悪化し、それによりその相手先、国、業界または商品に対するドイツ銀行の信用エクスポージャーのリスク・プロファイルが不相応に悪化するリスクである。
当行グループは以下の原理および原則を用いて信用リスクを測定、管理、軽減、報告および監視している。
- 当行グループの信用リスク管理機能は、当行グループの業務部門から独立しており、当行グループの各部門において、与信息意思決定の基準、プロセスおよび原則が一貫して適用される。
- 信用リスク管理の主要原則は、顧客の信用に関するデュー・ディリジェンスである。最初の防衛線である当行グループの業務部門の担当者と共同で、当行グループの顧客の選択が達成される。
- 当行グループは、分散された信用ポートフォリオを維持することで、過度の集中リスクおよびテール・リスク（多額の非予想損失）を防ぐことを目指している。特定の顧客、業界、国および商品への集中は、当行グループのリスク選好に対して評価および管理される。
- 当行グループは、相手先およびポートフォリオ・レベルに係る大きな、過度の信用リスクを回避することを目指して、引受基準を維持している。その関連で、当行グループは、無担保のキャッシュ・ポジションを引き受け、リスク軽減目的でヘッジを積極的に使用する。加えて、当行グループは担保契約を通じて当行グループのデリバティブ・ポートフォリオを担保することを目指しており、基礎となる市場の変動からの信用リスクをさらに軽減するために追加的に集中リスクをヘッジすることがある。

- あらゆる相手先に対する新たな与信枠および既存の与信枠の延長または重要な変更（残存期間、担保構成または主要な約款等）にはすべて、適切な権限レベルでの与信承認が必要である。当行グループは、資格、経験および研修内容に応じて各人に与信承認権限を委譲し、これを定期的にレビューする。
- 当行グループは、規制上の要件に従って、グローバル・ベースで、連結グループ全体にわたる各債務者に対するすべての信用エクスポージャーを測定し、統合する。
- 当行グループは（CRR第4条(1)(39)の要求に従って）信用エクスポージャーを「一債務者の原則」に基づいて管理する。当該原則に基づき、相互関連のある借手グループ（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有する場合）に対する与信枠はすべて、一グループの下に統合される。
- 当行グループは、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ポートフォリオを監視し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。
- 報告が要求される場合には、当行グループは法人企業レベルで信用エクスポージャーを報告するプロセスを確立している。』

信用リスクの測定

『

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な信用測定基準によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、相手先およびポートフォリオ・レベルにおけるリスク選好の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスク規制自己資本の決定のための基礎を形成する。相手先はそれぞれ格付けられ、各格付は少なくとも年1回見直されなければならない。相手先に関する継続的な監視は、格付が最新状態に保たれることに貢献する。信用格付なしで与信限度枠が設定されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の固有の特性を最もよく反映するために、様々な格付アプローチが確立されている。

当行グループの同質でないポートフォリオにおける相手先は、当行グループの独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。カントリー・リスク関連の格付は、ERMリスク・リサーチから入手される。

当行グループの格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行グループは行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行グループの21等級に分かれた格付等級を適用している。』

既存の信用モデルに対する変更および新規モデルの導入については、当該手法を与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、CRMのリーダーが委員長を務める規制信用リスク・モデル委員会（RCRMC）、およびモデル・リスク管理部のリーダー（または適切な場合には、代理権の下で委任を受けた者）による承認を得なければならない。影響力の大きい提案については、承認するようグループ・リスク委員会に提言が行われる。規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、モデル・リスク管理部が手法の評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、規制信用リスク・モデル・フォーラム（RCRMF）およびRCRMCに報告されなければならない。格付手法に関する検証計画は各暦年の年初にRCRMFに提出される。

ポストバンクおよび2018年5月以降のDB PFK AGについては、内部格付システムの有効性の実現、検証および監視に関する責任は、ポストバンクまたはDB PFK AGのグループ・リスク統制機能が負い、ポストバンクまたはDB PFK AGのグループ・リスク統制のリーダーが委員長を務めるモデルおよび検証委員会がその監督を行う。モデル・リスク開発ユニットに加え、独立したモデル・リスクおよび検証機能が設置された。格付システムはすべて、最高信用リスク責任者が委員長を務めるポストバンクまたはDB PFK AGの銀行リスク委員会の承認を得る必要がある。さらに、ドイツ銀行グループのIRBAガバナンスは、合併の一環としてDB PFK AGの全モデルにまで拡大され、資本免除も認められている。格付システムの有効性および格付結果は、ポストバンクまたはDB PFK AGのマネジメント・ボードに定期的に報告される。ドイツ銀行の上級管理職のポストバンクまたはDB PFK AGの委員会への参加およびその逆による相互の委員会のメンバーシップを通じて、共同ガバナンスが確保される。

当行グループは、リスク・ウェイト・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、「先進的」、「基礎的」および「標準的」アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的が当行グループの規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（IRBA）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これにより当行グループは、当行グループの内部信用格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（PD）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時

損失率（LGD）およびマチュリティ（M）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（EAD）の見積りの一部としての与信換算掛目（CCF）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（SFT）の大部分に関して、当行グループはEADを計算するために、CRRおよびSolvに従って内部モデル手法（IMM）を使用している。当行グループの内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超える過去の情報が利用可能である。当行グループの内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を目指しているが、支払能力に関する規制要件に従って、観察されたデフォルト率の長期平均値に基づき補正されている。

当行グループは、当行グループの基礎的IRBAに適格なポストバンクまたはDB PFK AGの残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、基礎的IRBAを適用している。基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータにはPDが含まれ、一方、LGDおよびCCFは規制上のフレームワークにおいて定められている。

当行グループは、当行グループの信用リスク・エクスポージャーのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。当行グループは、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業体に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの大半を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、当行グループでは経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

当行グループは、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行グループの経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.9%の確率で吸収するレベルに設定される。当行グループの信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが、債務不履行が起こらなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行グループ自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。当行グループは、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

『

当行グループの信用ポートフォリオを管理するために当行グループが適用する主要な信用リスクの測定基準である信用格付（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、当行グループは内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーを設定する。与信限度枠は、特定期間に当行グループが積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行グループは内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行グループは現在の時価および当行グループと相手先との法的契約に基づく関連するタイム・ホライズンにわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行グループは通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。この関連で、当行グループは、バランスシートの消費に関しても顧客収益に着眼している。』

IFRS第9号の減損アプローチ

当行グループは、IFRS第9号に基づき、以下のとおり信用損失引当金を算定している。

- ステージ1は、当初認識後に信用リスクが著しく増加していないと想定される金融商品が分類される。
- ステージ2には、債務不履行とはなっていないが、当初認識時以降に信用リスクが著しく増加しているすべての金融資産が含まれる。
- ステージ3は、所要自己資本規制（CRR）第178条に基づき債務不履行となっている顧客の金融資産から成る。当行グループでは、こうした金融資産を減損金融資産と定義している。
- 信用リスクの著しい増加は、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来的な情報に基づく定性的情報および定量的情報を用いて決定される。

- POCIは、ステージ3に含まれる購入または組成した信用減損金融資産であり、当初認識時に減損の客観的証拠が存在する。

IFRS第9号の減損アプローチは、当行グループの信用リスク管理部の不可欠な一部である。当行グループの信用損失引当金の基礎となるECL（予想信用損失）の見積りは、当行グループのECLエンジンまたは信用責任者によってケースバイケースで行われる。どちらの場合も、各金融資産について個別に計算が行われる。当行グループのECLエンジンは、ステージ1およびステージ2に含まれる同質でないポートフォリオのすべての金融資産と同様に、同質なポートフォリオのすべての金融資産に対する信用損失引当金を算定するために使用される。ステージ3に含まれる当行グループの同質でないポートフォリオの金融資産に対する信用損失引当金は、信用責任者によりケースバイケースで決定される。

これらの表現および計算方法の詳細については、連結財務諸表に対する注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」と以下の項を参照のこと。

ステージの決定

当初認識時にPOCIに該当しない金融資産はステージ1に反映される。信用リスクが著しく増加した場合、当該金融資産はステージ2に移される。信用リスクの著しい増加は、格付関連指標とプロセス関連指標を用いて決定される。一方、ステージ3への金融商品の分類は、債務者が債務不履行に陥っている場合に行われる。

格付関連指標：相手先とのすべての取引に連動する相手先のPDの変動に基づき、当行グループは報告日現在の全期間PDと当初認識日現在の予想を比較する。過去に観測された格付遷移情報と入手可能な将来的な情報に基づき、将来予想される格付分布が得られる。この分布の分位点は相手先クラスごとに定義されており、限界値として選択される。ある取引の現在の予想に基づくPDが、残存期間にわたり、関連する格付のPDを超える場合、当該金融資産は著しく増加したとみなされる。ステージ2の移行の決定に使用される数値は、専門家の判断を用いて決定され、年1回検証される。

プロセス関連指標：プロセス関連指標は従来のリスク管理指標を用いて導き出され、これにより、当行グループは金融資産の信用リスクが著しく増加しているか否かを識別することができる。これには、信用ウォッチリストに強制的に追加された債務者、強制的にワークアウト手続に移管された債務者、支払いが30日以上延滞している、または返済免除となっている債務者が含まれる。

1つ以上の指標の条件が満たされ、金融資産が債務不履行となっていると認識されない限り、資産はステージ2にとどまる。指標の条件が一つも満たされなくなり、かつ金融資産が債務不履行にもなっていない場合、当該資産はステージ1に戻される。債務不履行となっている場合、当該金融資産はステージ3に分類される。以前に債務不履行となった金融資産が債務不履行に分類されなくなった場合は、ステージ1またはステージ2に戻される。

予想残存期間

金融資産の予想残存期間は、全期間の予想信用損失（LTECL）の決定における重要な要因である。全期間の予想信用損失は、金融資産の予想される残存期間にわたる債務不履行の事象を表す。当行グループは、信用リスクにさらされる契約上の最長期間（借手の延長オプションを含む。）にわたる債務不履行リスクを考慮して、予想信用損失を測定する。

個人向け当座貸越、クレジット・カード利用枠および特定の法人向けリボルビング貸出枠は通常、貸出金と未利用のコミットメントの要素の両方を含んでいる。このような要求払の貸出枠の予想残存期間は、通常は当行グループが信用リスクの増加を認識した場合にのみ解約されることから、契約上の残存期間を超える。予想残存期間は、過去の情報、ならびに与信限度額の引き下げや貸出枠の解約といった当行グループの信用リスク管理部の取り組みを考慮して見積られる。このような貸出枠が信用リスク管理部による個別審査の対象である場合、予想信用損失の計算に使用される残存期間は12ヶ月である。信用リスク管理部による個別審査の対象ではない貸出枠については、ドイツ銀行は予想信用損失の計算に24ヶ月の残存期間を適用している。

将来的な情報

IFRS第9号では、信用損失引当金は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮した上で、不当なコストや労力を払うことなく入手可能な合理的かつ支持できる将来的な情報に基づき計上される。

将来的な情報を当行の信用損失引当金に盛り込むため、当行グループは以下の2つの主要な要素を用いている。

- 基本シナリオとして、当行グループはその研究部門であるdbResearchが提供するマクロ経済予測を利用する。これらの予測は、複数のマクロ経済変数（GDP、失業率、金利など）をカバーしており、これらの変数の最も可能性の高い変動に関するdbResearchの見解（通常は2年間にわたり観察され、四半期ごとに更新される。）を反映している。
- この基本シナリオはその後、当行グループ全体のストレス・テスト環境を活用して複数のシナリオ分析に変換される。この環境は複数の経済シナリオによる影響を生み出し、前述した予想信用損失の計算や金融資産の信用の質の著しい悪化の識別に適用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎として用いられる。

マクロ経済要因と例外的な要因を考慮した調整を含む将来的な情報の通常の利用は、当行グループのリスクおよび経済的信用損失引当金評議会により監視される。特定の状況においては、信用リスク責任者と上級管理職は、ストレス・テストのフ

レームワークで用いられている分布が適切でないことを示唆する、特定のポートフォリオに関する追加的な情報を持っている場合がある。こうした状況では、当行グループは判断上のオーバーレイを適用する。

インプットおよび仮定の基礎ならびに見積手法

当行グループは、各金融資産について個別に予想信用損失を計算している。同様に、ステージ間の移行が必要か否かの判断は個々の資産に基づいて行われる。

当行グループは、ECLの測定に、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要構成要素を使用している。当行グループは、ECLの算定のため、パーゼル内部格付手法に基づく資本需要の算定および内部リスク管理の実務に使用される既存のパラメータを可能な限り活用している。これらのパラメータは、IFRS第9号の要件（例えば、一時点における格付の使用および規制上のパラメータにおける景気後退の要素の除去）を満たすために必要に応じて調整される。将来の経済状況の予測を予想信用損失の測定に組み込むことにより、各ステージの信用損失引当金への影響が生じる。全期間予想信用損失を計算するために、当行グループの計算には、経済予測を反映した移行マトリックスから、対応する残存期間のPDを算出することが含まれる。

ステージ3の予想信用損失の計算では、同質なポートフォリオおよび同質でないポートフォリオにおける取引と、購入または組成した信用減損取引とを区別している。ステージ3の取引および同質なポートフォリオの取引については、ステージ1および2の取引の場合と同様のアプローチをとる。ステージ3の取引は債務不履行となっているため、デフォルト確率は100%に等しくなる。現在入手可能な情報を組み込むために、LGDパラメータは時間依存的にモデル化されており、これにより債務不履行の発生後の回収予想の時間依存性が把握される。

インプット要因の見積手法については、以下に詳述する。

相手先の1年間のPDは、当行グループの内部格付システムから導出されている。当行グループは、当行グループのすべてのエクスポージャーについて21段階の格付評価基準に基づいて、関連する相手先の信用エクスポージャーごとにPDを割り当てている。

相手先に割り当てられる格付は内部で開発された格付モデルに基づいて導出されている。このモデルは、顧客に関連する、一貫性のある区別可能な基準を設定し、一部の顧客に与えられた特定の一連の基準に基づいて格付を付与するものである。この一連の基準は、一般的な顧客行動、財務データおよび外部データを含む、各顧客セグメントに関連する情報セットから作成される。使用される方法は、統計的スコアリング・モデルから、利用可能な関連する定量的および定性的情報を考慮に入れた、専門家によるモデルにまで及ぶ。専門家によるモデルは通常、「中央政府および中央銀行」、「機関」、および「法人」のエクスポージャー・クラスにおける相手先に適用されるが、統計的スコアリング・モデルに利用可能な十分なデータ基盤がある「法人」セグメントは例外である。「法人」セグメントと「リテール」セグメントでは、統計的スコアリング・モデルまたは両方のアプローチを組み合わせたやハイブリッド・モデルが一般的に用いられている。定量的格付手法は、ロジスティック回帰などの適用される統計的モデル化手法に基づいて開発されている。

1年のPDは、スルー・ザ・サイクル（TTC）マトリックス、およびマクロ経済ベースのシナリオを定義する、dbResearchが提供するマクロ経済予測を用いて、複数年PDカーブに拡張される。これらのマクロ経済予測に基づき、TTCマトリックスは、通常は2年間、ポイント・イン・タイム（PIT）格付遷移マトリックスに転換される。PITマトリックスの計算は当行グループのストレス・テスト環境下で行われ、これにより、マクロ経済変数と相手先の債務不履行および格付行動との関連が確立される。マクロ経済予測は各マクロ経済要因の分布を調整し、結果として、格付遷移とデフォルト確率を定義する格付遷移マトリックスを調整する。実際の計算は、複数のシナリオのモンテカルロ・シミュレーションまたは同等の分析手法に基づいている。このようにして複数年のPDと格付遷移マトリックスが導出され、IFRS第9号の適用範囲内のポートフォリオに適用される。これらのポートフォリオは、リテール（ドイツ）、リテール（スペイン）、リテール（イタリア）、金融機関、ミッドキャップ、法人およびソブリンの相手先クラスに応じて分類される。

LGDは、相手先が債務不履行となった場合の損失強度と定義される。これは、債務不履行事象が発生した際に回収できないエクスポージャーの見積りを提供するものであり、したがって、損失強度を把握するものである。概念として、LGDの見積りは顧客のデフォルト確率とは無関係である。LGDモデルでは、損失の主な要因（担保のレベルや質、顧客や商品の種類、貸出枠の優先順位など）が、特定のLGD要因に反映されていることを確認している。LGDモデルでは、担保付エクスポージャー（ヘアカット適用後の担保価値）に担保の種類別のLGDパラメータを割り当てている。

金融資産の存続期間にわたるデフォルト時エクスポージャー（EAD）は、予想される返済プロファイルを考慮してモデル化される。当行グループは、EADの額を計算するために、具体的な与信換算掛目（CCF）を適用する。概念として、EADは、債務不履行時の相手先に対する信用エクスポージャーの見込額と定義される。取引が未使用限度額を伴うものである場合、相手先の債務不履行の場合に予想される未払額を適切に反映するために、未使用限度額の割合を未払額に加算する。これは、コミットメントに関して、債務不履行時の利用率がIAS第39号に基づく利用率よりも高い可能性があるという仮定を反映している。取引が追加の偶発的要素（すなわち、保証）を含む場合、債務不履行の場合に引き出される保証額を見積るために、CCFモデルの一部として追加の割合が適用される。このようなパラメータの調整は、統計上の実績のほか、過去の内部データに基づいており、相手先および商品の種類を考慮している。

IFRS第9号の予想信用損失の計算における担保化の検討

LTECLエンジンは、ある金融資産の残存期間中の各時点における担保のレベルを予測するものである。報告日については、当該エンジンはドイツ銀行の経済的資本モデルに適用されている既存の担保分配プロセスを使用している。このモデルでは、各適格担保の清算価値を関連する金融資産に配分し、各エクスポージャーの担保付部分と無担保部分とを区別している。

LTECLエンジンでは個人担保に関して、担保の相対的なレベルが長期的に安定していることを前提としている。この場合、絶対的なエクスポージャーと担保価値は時間の経過とともに減少する。非個人的担保については、LTECLは担保の絶対価値が一定であると仮定する。この場合、エクスポージャーの担保付部分は時間の経過とともに増加するため、当該エクスポージャーはある時点で完全に担保化されることになる。

特定の金融保証契約は、保証された金融資産にとって不可欠である。このような場合、金融保証は当該金融資産の担保とみなされ、保証による利益は保証された金融資産のECLを軽減するために用いられる。

担保の清算価値の決定方法の詳細は、「信用リスクの管理および軽減」を参照のこと。

モデルの感応度

ステージ1およびステージ2の資産に関するECLのボラティリティの主な原因は2つある。リスク・ウェイトド・アセットや経済的資本といった従来のリスク指標と同様に、当行グループのECLはIFRS第9号に関連するポートフォリオの変化に敏感である。ポートフォリオ構成、エクスポージャー・プロファイルまたは相手先の格付の変更は、ステージの決定に影響を及ぼす可能性があるため特に重要であり、ECLのレベル、ひいては信用損失引当金のレベルに影響を及ぼす。

ECLはポートフォリオの変更に加え、マクロ経済予測の影響も受ける。マクロ経済変数の選定プロセスは、専門家による評価と統計的テストを組み合わせたものであり、個々のポートフォリオの特性を反映している。その結果、マクロ経済予測に対するECLの感応度はポートフォリオ特有のものとなり、ユーロ圏および米国におけるGDP成長率と失業率はその支配的要因となる。

信用リスクの管理および軽減

相手先レベルでの信用リスクの管理

『

信用関連の相手先は主に、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）または経済圏（例えば、新興市場）とリンクした与信チーム内の信用責任者ならびに専門の格付アナリスト・チームに割り当てられる。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、リテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先のポートフォリオについて、継続的な信用監視を実施する責任を負う。当行グループはまた、損失リスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

債務不履行損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを要注意リストに記載する。当行グループは、信用エクスポージャーを効果的に管理し回収額を最大化するために、リスク管理手法の適用により、問題の起こる可能性が示された相手先を十分前もって識別することを目標としている。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見は当行グループの与信カルチャーの基本理念であり、このようなエクスポージャーに対する注意を確実に強化することを意図したものである。

与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。これは、リスク選好を考慮に入れ、対象の相手先の予想される決済のパターンを反映する方法で、信用リスク管理が事前に承認した限度枠内でなければならない決済リスクに関して同様である。与信承認は、各与信権限保有者による与信報告書への署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格、経験および研修度合いに応じて、個人の与信権限として各人に委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして相応であることの確保を支援するために、定期的レビューされる。

各個人の与信権限が必要な与信限度枠を設定するのに不十分である場合、対象取引は、より上位の与信権限保有者に委ねられるか、必要に応じて適切な与信委員会に委ねられる。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認はマネジメント・ボードに委ねられる。』

相手先レベルでの信用リスクの軽減

『

相手先の信用の質および当行グループのリスク選好の決定に加えて、当行グループはまた、信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を減少させるために、様々な信用リスク軽減技法を使用する。信用リスクの軽減は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。
- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる受入担保。
- 当行グループの信用ポートフォリオ戦略グループによって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクの可能性により生じる損失を第三者に対し移転するリスクの移転。
- デリバティブおよび証券金融取引（レポ取引等）からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。
- 主にカウンターパーティ・ポートフォリオ管理デスクを通じたCDS契約を用いた、CVAを含むデリバティブのカウンターパーティ・リスクのヘッジ。

担保

当行グループは通常、信用リスクにさらされる契約において、顧客から担保を受け取るまたは顧客に担保を差入れることに合意している。担保とは、資産または第三者の債務の形での保証であり、相手先の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、質の高い引受基準や、CRR第194条(9)に従った相手先の債務返済能力の十分な評価の必要性に取って代わるものではない。

当行グループは受入担保を以下の2種類に分類している。

- 金融およびその他の担保は、相手先がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保資産を清算することにより、当行グループがエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権またはトレーディング在庫の譲渡担保、設備（例えば、工場、機械および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。すべての金融担保は、それぞれの信用エクスポージャーに対して定期的に（多くの場合は毎日）再評価され、測定される。不動産を含むその他の担保の価値は、内部および/または外部の専門家による定期的な再評価を含む確立されたプロセスに基づいて監視される。
- 保証担保は、法的契約に基づく債務を履行する相手先の能力を補完するものであり、このため第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよびリスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。保証人の投資不適格価格付の保証担保は限定されている。

当行グループのプロセスは、当行グループがリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには、定期的に専門チームによって評価される実現可能および測定可能な担保資産に関する法的効力および強制力のある文書整備の追求が含まれる。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカット含めて保守的に実施されなければならない。当行グループは、担保の種類に特有のヘアカットを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点において当行グループは、相手先のリスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。保証担保については、保証人の信用度の分析プロセスが、相手先に関する与信評価プロセスとリンクされている。

担保の評価は、清算シナリオの下で検討される。清算価値は、担保の慎重な準備と秩序ある清算を通じて公正な価格を得るという基本ケースのシナリオにおける、担保の貨幣化または実現化による期待収益に等しい。担保は、時間の経過とともに価値が変動する（動的価値）か、そうでない（静的価値）かのいずれかである。動的な清算価値には通常、流動性や市場性の側面に対応するための、実現可能価値に対するセーフティ・マージンやヘアカットが考慮される。

当行グループは、特に下記の事項に基づき、適格担保に清算価値を割り当てている。

- 出発点としての担保の市場価値、および/または貸出価値、想定元本または額面価値。
- 担保の種類、担保付エクスポージャーの通貨と担保の通貨のミスマッチ（もしあれば）、満期のミスマッチ（もしあれば）。
- 適用される法的環境または法域（オンショア担保対オフショア担保）。
- 合意された終了条項に関連する市場の流動性およびボラティリティ。
- 借手の株式または有価証券を担保に供した場合（この場合は一般に、完全な相関関係があることから清算価値はゼロである。）など、借手のパフォーマンスと担保価値との間の相関関係。
- 物的担保の質、および訴訟リスクや環境リスクの発生可能性。
- 関連する方針により規定されている、回収リスク（すなわち、平均清算期間における価格リスク、ならびに処理/利用/販売に係るコスト）を反映した、担保の種類ごとに決められたヘアカット（0~100%）。

担保のヘアカットの設定は通常、利用可能な過去の内部および/または外部の回収データ（適切な場合には、専門家の意見も利用可能である。）に基づいている。当該設定は、リスク管理部の専門家から提供される回収および評価に関する予測とい

う形で、将来的な要素も組み込んでいる。データが十分に入手できない、または決定的でない場合は、通常よりも保守的なヘアカットを適用しなければならない。ヘアカットの設定は、少なくとも毎年見直される。』

リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行グループの総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの業務ユニットおよび当行グループの信用ポートフォリオ戦略グループ(CPSG)によって行われる。

CPSGは、CIB部門内の機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、CPSGは業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

CPSGは、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティングは、取引所で取引されるデリバティブとOTCデリバティブ取引の双方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、証券金融取引（レポ取引、有価証券貸付取引および信用貸借取引等）にも適用される。

取引所で取引されるデリバティブはすべて、中央清算機関（CCP）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。法的に要求されている場合、または利用可能な場合、および相手先と合意した範囲で、当行グループはCCPクリアリングを当行グループのOTCデリバティブ取引にも利用する。

ドッド＝フランク法および関連する米国先物商品取引委員会（CFTC）の規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なCCPクリアリングを2013年に導入した。また、CFTCは2016年に、追加金利スワップについて2018年10月までに段階的導入を完了するスケジュールでのクリアリングを要求する最終規則を採用した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）、ならびに当該規則に基づく委員会委任規則(EU)第2015/2205号、(EU)第2015/592号および(EU)第2016/1178号は、特定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なCCPクリアリングを導入した。EU圏内での強制的なCCPクリアリングは、一定の金利デリバティブについては2016年6月21日に、特定のiTraxxベースのクレジット・デリバティブおよび追加金利デリバティブについては2017年2月9日に開始した。EMIRの第4条(2)により、管轄当局にはグループ内取引について強制的なCCPクリアリングを免除する権限があるが、これは、グループ内取引の完全連結や、適切な一元的リスク評価、測定および統制の適用といった特定の要件が満たされている場合に限る。当行は、Deutsche Bank Securities Inc. およびDeutsche Bank Luxembourg S.A. を含むほとんどの規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関するクリアリングの免除を認められており、これを利用することができる。当行は2018年12月31日現在、グループ内における68の二者間の関係に関して、EMIRのクリアリング義務のグループ内免除を認められている。クリアリング義務の対象となる関連取引タイプにすべてのエンティティが参加するわけではないため、免除の範囲は異なる。68の二者間の関係のうち、17の関係は両エンティティとも完全免除が認められている欧州連合（EU）で設立されており、51の関係は片方のエンティティが第三国で設立されている（以下「第三国関係」という。）。第三国関係では、クリアリング義務の対象となる新しい資産クラスごとに繰り返し適用することが要求され、このプロセスは2017年度中に実施された。こうした繰り返しの適用は、39の第三国関係について提出されているが、うち1つのエンティティは既に清算されている。「ブレジット」に伴い、2019年3月に一部のエンティティの地位がEUのエンティティから第三国のエンティティへと変わる。英国の2つのエンティティが影響を受けるが、これらのエンティティについてはEMIRのクリアリング義務の免除は申請していなかった。

CCPの規則および規制では通常、同日同通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺（以下「ペイメント・ネットティング」という。）を規定しており、それにより当行グループの決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行グループのデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、CCPの債務不履行時における清算されたすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング（以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。）も規定しており、それにより当行グループの信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行グループは、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定の法的妥当性および強制力について当行グループが満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、当行グループは相手先と標準的なマスター・アグリーメント（国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等）を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットリングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一本化する。当行グループはまた、デリバティブ業務の一部（為替取引等）でマスター・アグリーメントを締結しており、この契約の下、当該マスター・アグリーメントの対象となる取引に関してペイメント・ネットリングが適用され、当行グループの決済リスクを削減している。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行グループは、すべての関連法域でマスター・アグリーメントの法的妥当性および強制力について当行グループが満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットリングを適用する。

当行グループはさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補充条項（credit support annexes）（CSA）を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。これらの条項では通常、対象エクスポージャーの定期的（通常は毎日）な証拠金授受を通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットリングと同様に、当行グループが当該条項に強制力があると考えられる場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

ドッド＝フランク法およびそれに基づくCFTCの規則（CFTC規則第23.504段落を含む。）、ならびにEMIRおよびそれに基づく委員会委任規則（すなわち、委員会委任規則（EU）第2016/2251号）は、マスター・アグリーメントおよび関連するCSAの強制使用を導入し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引の締結前または締結と同時にこれらの実行を義務付けた。同様の文書化要件は、米国の自主規制機関が採用する米国の証拠金規制にもみられる。これらの規定により、当行グループは、他のデリバティブ・ディーラー、ならびに(a)米国の証拠金規制で定義されている「財務情報のエンドユーザー」であり、かつ(b)クリアリングされていないスワップ、クリアリングされていない証券派生スワップ、外国為替予約および外国為替スワップの前年度の6月、7月および8月における日次平均名目金額総額が80億米ドルを超える当行グループの相手先に対し、当行グループのデリバティブ・エクスポージャーに関して当初証拠金および変動証拠金を差入れ、回収することを要求されている。米国の証拠金規制はまた、上記に該当しない財務情報のエンドユーザーである相手先に対しても、当行グループのデリバティブに関して変動証拠金を差入れ、回収することを要求している。これらの証拠金規制には、当初証拠金に関して50百万米ドルの限界値、変動証拠金に関してゼロの限界値が設けられており、最低振替額は両証拠金を合わせて500,000米ドルである。米国の証拠金規制は大手銀行に対して2016年9月から、また変動証拠金に関する追加要件は2017年3月1日に発効しており、当初証拠金に関する追加要件は2017年9月から2020年9月までの間に毎年段階的に発効する。

EMIRの証拠金規制を実施する委員会委任規則（EU）第2016/2251号に基づき、CSAでは、限界値をゼロ、最低振替額を500,000ユーロ以内として、日次評価および日次の変動証拠金の授受を規定しなければならない。80億ユーロを超える大きなデリバティブ・エクスポージャーの場合は、当初証拠金も差入れなければならない。EMIRにおける変動証拠金に関する要件は2017年3月1日付けで発効しているが、当初証拠金に関する要件は2020年9月1日までに段階的に導入される予定である。委員会委任規則（EU）第2016/2251号の第31条に基づき、一定の要件が満たされている場合、EU加盟国は、一部のネットリング適用外の法域における相手先とは証拠金の交換を行わないことを決定することができる。EMIRの第11条(5)から(10)に基づき、管轄当局は、特定の要件が満たされている場合にグループ内取引について証拠金授受の義務を免除する権限を有する。これらの要件の一部はEMIRのクリアリングの免除（上記参照）と同じ内容であるものの、グループ会社同士の資金の即時振替または負債の返済に関して現行の、または予見される実務上の規制や法的規制がない場合など、追加的な要件も含まれている。当行は、この免除規定を利用する予定である。当行は、Deutsche Bank Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含む一部の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関する担保の免除を申請し、認められた。当行は2018年12月31日現在、<https://www.db.com/company/en/intra-group-exemptions-margining.htm>において公表されている、グループ内における14の二者間の関係に関して、EMIRの担保設定義務のグループ内免除を認められている。さらに10の二者間の関係については、EMIRの第11条(5)に基づくEMIRの証拠金の免除を適用することができる。すなわち、両エンティティが同じEU加盟国において設立されているため、申請を必要としない。「プレグジット」に伴い、2019年3月29日に2つのグループ内エンティティの地位が、EUのエンティティから第三国のエンティティへと変わる。これにより、国の管轄当局と現在協議中である新たな申請について、プロセスが変更されることも考えられる。

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。当行グループはさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、当行グループのみに適用されるアグリーメントもある。当行グループは、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、流動性リスクに関するストレス・テスト・アプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行グループの信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テストの結果」の表を参照のこと。

信用リスク軽減内における集中

『

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。当行グループは、様々な手法および測定基準を使用して、当行グループの信用リスク軽減活動を監視している。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

ポートフォリオ・レベルでの信用リスクの管理

『

ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。すなわち、これらの類似性により、契約上の債務を満たす能力が、経済または業界の状況変化から同様の影響を受ける可能性がある。

当行グループのポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行グループの信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

業界リスク管理

業界リスクを管理するため、当行グループは会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。ポートフォリオについては、ポートフォリオの規模、リスク・プロファイルおよびリスクの進展に応じて定期的にレビューを行っている。より大きな/よりリスクの高いポートフォリオは、少なくとも年に1回レビューされる。このレビューでは、業界動向および当行グループの信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、クロス・リスクの集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析し、景気悪化の場合のストレス・テストの結果を組み込む。最後に、この分析は、対象とするポートフォリオに関する与信戦略を定めるために使用される。

当行グループの業界限度枠のフレームワークでは、各業界のサブ・ポートフォリオ内の相手先に対する与信限度総額の限界値が設定されている。最近の動向を議論し必要な場合の対応に合意するため、エンタープライズ・リスク委員会のために定期的な概略が作成される。

信用リスク以外では、当行グループの業界リスク・フレームワークは、トレーディング可能な信用ポジションに係るマーケット・リスクの限界値から構成され、重要な非財務リスクは注意深く監視されている。

カントリー・リスク管理

地域の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行グループの信用リスク管理フレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、新興市場および特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカントリー・リスク限度枠が適用される。業界リスクと同様に、カントリー・ポートフォリオについても、ポートフォリオの規模、リスク・プロファイルおよびリスクの進展に応じて定期的にレビューを行っている。より大きな/よりリスクの高いポートフォリオは、少なくとも年に1回レビューされる。このレビューでは、主要なマクロ経済の動向および見通しを評価し、ポートフォリオの構成およびクロス・リスクの集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析する。これに基づき、各国に関する、および必要な場合には地域全体に関する限界値および戦略が設定される。

カントリー限度枠のフレームワーク内で、限界値が、各国特有の経済的および政治的事象に左右される信用リスク総額を管理するために、所定の国における相手先の信用リスク・エクスポージャーに対して設定される。これらの限界値には、現地で設立された事業体に加え、国外の多国籍企業の子会社に対するエクスポージャーが含まれる。また、ギャップ・リスク限界値が、国内の誤方向リスク・エクスポージャーに起因する損失リスクを管理するために設定される。

信用リスク以外では、当行グループのカントリー・リスクのフレームワークは、潜在的なストレスのかかった市場イベントが当該ポジションに及ぼす損益計算書上の影響に基づく、新興市場におけるトレーディング・ポジションのマーケット・リスク限界値を含んでいる。さらに、当行グループは、上記の国々におけるドイツ銀行事業体の資本ポジションやグループ内資金調達エクスポージャーに関する限界値を含む財務リスクも、これらのクロスボーダー・ポジションに固有の移転リスクに鑑みて考慮している。重要な非財務リスクは注意深く監視されている。

当行グループのカントリー・リスク格付は、カントリー・リスクを管理する上で主要な手法である。これらはドイツ銀行内にある独立したERMリスク・リサーチ機能により設定され、以下を含んでいる。

- ソブリン格付： 当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の測定尺度。
- 移転リスク格付： 「移転リスク事象」（すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、さもなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク）の発生確率の測定尺度。

- イベント・リスク格付： 当該国に関連するマーケット・リスク要因（金利、信用スプレッド等）に大きな混乱が発生する確率の測定尺度。本レポートの「マーケット・リスクの測定」の項に記載されているように、イベント・リスクは当行グループのイベント・リスク・シナリオの一部として測定される。
すべてのソブリン格付および移転リスク格付は、少なくとも年に1回レビューされる。

商品 / 資産クラス特有のリスク管理

当行グループの相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、当行グループは商品 / 資産クラス特有のリスク集中に重点を置き、リスク管理目的上必要な場合には選択的に限度枠、限界値または指標を設定している。特定のリスク限度枠は、特定の種類の取引の集中が一定の状況下で重大な損失につながる可能性がある場合に特に設定される。この点において、金融市場の機能の混乱、各商品が影響を受けやすい市場パラメータの大幅な変動、マクロ経済のデフォルト・シナリオまたは他の要因により、相関損失が生じる可能性がある。リスクの一部を第三者に売却または販売する目的で当行グループがコミットメントを引き受ける場合における、引受リスクのある取引の集中に特に重点が置かれている。これらのコミットメントには、銀行貸出のための資金提供および公債発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。リスクは、当行グループが与信枠の売却に成功しない可能性であり、これは、当行グループが当初予定していたより長期間にわたり、予定より大きな基礎となるリスクを保持しなければならないことを意味する。これらの引受コミットメントはさらに、信用スプレッドの拡大の形でマーケット・リスクにもさらされる。当行グループは、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

当行グループが主にレバレッジド・デット・キャピタル・マーケット（LDCM）の業務ユニットを通じて実行しているレバレッジ貸出は、ドイツ銀行が引受を積極的に行っている主要な資産クラスである。このビジネス・モデルは、大部分が未積立の引受コミットメントを資本市場に分配することを基本とした、報酬ベースの分配アプローチである。上記の分配および信用スプレッドの変動に係るリスクはこの業務ユニットにも当てはまるが、特定の名目上の限度枠およびマーケット・リスク限度枠の範囲内で管理されている。後者による管理では、事業の引受パイプラインを市場の歪みに対してもヘッジする必要がある。LDCMの業務ユニットの報酬ベースのモデルには、ドイツ銀行の貸借対照表上にある関連する信用エクスポージャーに対する制限的アプローチが含まれている。その結果、個々の顧客の保有水準が低下し、著しい集中リスクを伴うことなくポートフォリオ全体が多様化する。結果として生じる長期のオンバランスシートのポートフォリオも、与信限度枠とヘッジのフレームワークの対象となる。

当行グループは引受リスクに加え、特定のリスク動向（商業用不動産に対するリスクおよび証券化ポジションによるリスクを含む。）を伴う取引の集中にも重点を置いている。

さらに、PCC業務において、当行グループはモーゲージおよび企業・消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオ等、十分に同質なポートフォリオに関して当行グループのリスク選好を設定する、商品特有の戦略を適用する。ウェルス・マネジメントでは、商品および担保の種類や流動性に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。』

マーケット・リスクの管理

マーケット・リスクのフレームワーク

『

当行グループの業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。

当行グループの独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主目的の一つは、当行グループの各業務ユニットのリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認された選好の範囲内にあることを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

マーケット・リスクは、大きく異なる3種類のリスクに区分される。

- トレーディング・マーケット・リスクは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのコーポレート部門のマーケット・メーカーおよびクライアント促進活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行グループのバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行グループの年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行グループのマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務ユニットへの関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

マーケット・リスクの測定

当行グループでは、会計上、経済上および規制上の検討事項を組み込んだ包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

当行グループは、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスクのアプローチによってマーケット・リスクを測定している。

トレーディング・マーケット・リスク

『

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行グループのリスク選好フレームワークを適用することである。当行グループのマネジメント・ボードは、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュエーション・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオ、各地域または各種マーケット・リスクに配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。

バリュエーション・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的および重要な補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、業務計画およびリスクとリターンの評価を考慮して、感応度および集中/流動性、エクスポージャー、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部の設定したマーケット・リスク限度枠は、使用されているリスク管理手法に応じて、日次、週次および月次で監視される。』

内部で開発されたマーケット・リスクのモデル

バリュー・アット・リスク (VaR)

『

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な損失額を測る定量的測定尺度である。

当行グループのトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行グループ独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行グループの内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行グループは、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行グループの見積りでは、当行グループのトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。リスク・ウェイトド・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行グループは、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行グループは、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行グループは、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行グループのVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。関連するリスク種類に対する感応度を導き出し、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるといふ仮定を含意する。

当モデルは、感応度に基づくアプローチと再評価アプローチを組み合わせることによって、線形および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れている。

VaRの測定尺度により、すべての公正価値業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによる将来の潜在的損失の過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を越える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定またはバンキング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。』

当行グループは、内部リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。さらに、当行グループは、現在当行グループのバリュー・アット・リスク・モデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスのさらなる開発および改善を行っている。これらのリスクの重要性のレベルを決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行グループの内部モデルへの組み込みが優先される。バリュー・アット・リスクに含まれないリスクは、当行グループのリスク・ノート・インVaR (RNIV) のフレームワークにより定期的に監視され評価される。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

『

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク (SVaR) は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行グループは、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算する。内部目的では、保有期間は1日であり、規制目的では、保有期間は10日である。SVaRの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同じシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期(すなわち、高いボラティリティを特徴とする。)からの過去の市場データおよび観察された相関関係が、モンテカルロ・シミュレーションの入力値として使用される点である。』

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算のためにタイム・ウインドウを選択するプロセスは、最上位のバリュー・アット・リスク貢献額における高いレベルのボラティリティを特徴とするタイム・ウインドウの識別に基づいている。識別されたウインドウはその後、グループのポートフォリオを用いてSVaRの結果を隣接したウインドウと比較することにより、さらに検証される。

追加的リスクに係る自己資本賦課

『

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。資本ホライズンを1年、信頼水準を99.9%とし、クレジット商品について適用され、コンスタント・ポジション・アプローチを採用している。当行グループは、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。』

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率、デフォルトおよび遷移の確率が類似している期限の格付、ならびに発行体の相関関係を特定するパラメータである。

包括的リスク計測

『

包括的リスク計測は、コーポレート・コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの包括的リスク計測は、当行グループの内部モデルに基づいている。

当行グループは、信頼水準を99.9%、資本ホライズンを1年とし、モンテカルロ・シミュレーション技法に基づいて包括的リスク計測値を計算している。当行グループのモデルは、適格コーポレート・コリレーション・トレーディング・ポジションに適用される。このポジションの典型的な商品は、債務担保証券、nthトゥ・デフォルト・クレジット・デフォルト・スワップ、ならびにこれらのコーポレート・コリレーション商品のリスク管理に使用される、一般的に取引されるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップおよびシングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップである。』

包括的リスク計測の対象となる取引は、適格になるために最低流動性基準を満たさなければならない。このモデルは、全面的再評価アプローチにより、ポートフォリオの集中および非線形的な影響を組み入れている。

規制報告目的では、包括的リスク計測は、報告日における内部モデルのスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。2016年度第1四半期以降、CRM RWAの計算には、(a)インプライド相関にnthトゥ・デフォルト・バスケット内のストレスを与え、(b)内部モデルのスポットの価額を上回るストレス・テスト損失を考慮に入れる、規制に定められた2つのアドオンが含まれている。

内部モデルの包括的リスク計測は、規制当局の認可を経て2018年度第4四半期に廃止された。このモデルで捕捉された残りの小規模なエクスポージャーは、追加的リスクに係る自己資本賦課とマーケット・リスク標準的アプローチによってカバーされている。

マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ(以下「MRSA」という。)の下で、マーケット・リスク管理部がエクスポージャーおよび一定のエクスポージャーの集中を監視する。当行グループは、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。

当行グループはまた、CRR/CRD 4に規定されるように、長寿リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。さら

に、特定の種類の投資ファンドは、MRSAに基づき自己資本賦課が要求される。リスク管理目的では、当該ポジションもまた当行グループの内部報告フレームワークに含まれる。

マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用中核的な定量的ツールの一つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト（ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の特定ストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオ）を実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。これらのストレス・テストはまた、様々な重要度をカバーしており、当行の収益の安定性と適正自己資本をテストするために設計されている。

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本（TMR EC）

当行グループのトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本モデルであるスケーリングされたストレスのかかったVaRに基づくEC（SVaRに基づくEC）は、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、「業務特有のリスク」要素は業務特有のストレス・テスト（BSST）一式を通じて「共通リスク」要素を補強する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに対して調整されている。共通リスクはスケーリングされたバージョンの規制SVaRフレームワークを用いて算定されるが、BSSTは、共通リスク要素において把握されない、より商品／業務に特有のリスク（複合ベース・リスク等）および高順位のリスクを把握するよう設計されている。

取引債務不履行リスクに関する経済的資本（TDR EC）

TDR ECは、当行グループのトレーディング勘定および公正価値バンキング勘定にわたる関連する信用エクスポージャーを把握する。トレーディング勘定のエクスポージャーは、格付け、規模および流動性に基づいて設定したシングル・ネームへの集中およびポートフォリオの限界値を通じてマーケット・リスク管理部（MRM）により監視される。シングル・ネームへの集中リスクの限界値は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト・エクスポージャー（現在の回収率（RR）による瞬間的なデフォルトの損益への影響）および債券相当時価（MV）（回収率0%によるデフォルト・エクスポージャー）である。分散効果および集中による影響を把握するため、当行グループは、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。取引債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定される。

トレーディング・マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。マネジメント・ボードおよび上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各業務の所有者の限度枠利用度に関する報告書を作成する。

公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に従って、金融機関は公正価値で測定するすべての資産にCRR第105条が要求する慎重な評価を適用しなければならない。必要追加的価値修正の金額をCET 1資本から控除しなければならない。

当行グループは追加的価値修正の金額を委員会委任規則(EU)第2016/101号に定義されている手法に基づき決定した。

2018年12月31日現在の追加的価値修正の金額は15億ユーロであった。2017年12月31日現在の金額は12億ユーロであった。この増加は主に、基礎となるリスク・エクスポージャーの変化や市場データの変動による影響が残る中で、年間を通して評価手法が強化されたことに起因している。

2018年12月31日現在の追加的価値修正を差し引いた予想損失の減少は45百万ユーロであり、これは追加的価値修正が当行グループのCET 1資本に及ぼしたマイナスの影響を部分的に軽減している。

トレーディング以外のマーケット・リスク

『

トレーディング以外のマーケット・リスクは、主に当行グループのバンキング勘定におけるトレーディング・ユニットの活動範囲外および一定のオフバランス項目から発生する。その分野において、当行グループがリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類の行動パターンの変化からのリスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）、
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク。』

バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスク（IRRBB）は、当行グループのバンキング勘定のエクスポージャーに影響を及ぼす金利の変動から生じる、当行グループの資本と収益の両方に対する現在または将来のリスクである。これには、バンキング勘定の金融商品の期間構造から生じるギャップ・リスク、異なる金利カーブを用いて価格が決定されている金融商品の金利の相対的変動による影響を表すベシス・リスク、ならびにオプション・デリバティブ・ポジションや金融商品に組み込まれているオプション要素から生じるオプション・リスクが含まれる。

当行グループは、IRRBBのエクスポージャーを、経済価値および収益ベースの測定尺度を用いて管理する。当行グループのグループ財務部門は、独立した監視機能の役割を担うマーケット・リスク管理部とともに、金利リスクを一元的に管理するよう義務付けられている。

経済価値ベースの測定尺度は、会計処理とは独立した、金利変動から生じた資産、負債およびオフバランスシートのエクスポージャーのバンキング勘定の経済価値における変動を見るものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が定義した6つの標準シナリオの下で、バンキング勘定の経済価値の最大減少額としてエクイティの経済価値の変動（以下「EVEの変動」という。）を測定する。

収益ベースの測定尺度は、所定のタイム・ホライズンにわたり、金利変動から生じる純利息収益（NII）の予想変動を、所定のベンチマークのシナリオと比較して見るものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が定義した6つの標準シナリオの下で、当行グループ公認の資本計画と比較した12ヶ月間のNIIの最大減少額として、純利息収益（NII）の変動を測定する。

当行グループは、トレーディング以外のポジションから生じる金利リスクを軽減する技法を採用している。トレーディング以外の資産および負債ポジションに起因する金利リスクは、財務プール管理部門を通じて管理される。ただし、最も顕著な例外として、DB Privat- und Firmenkundenbank AGでは、金利リスクは専任のリスク管理機能によって管理されている。残りの金利リスク・ポジションは、CIB部門内のドイツ銀行のトレーディング勘定でヘッジする。当行グループのトレーディング・ポートフォリオにおける金利リスクの処理およびバリュエーション・アット・リスクのモデルの適用は、本書の「トレーディング・マーケット・リスク」の項で説明されている。

前段落で説明した当行グループのバンキング勘定におけるポジションおよびヘッジは、本書の「連結財務諸表に対する注記」の項に詳述されている会計原則に従っている。

モデル・リスク管理のグループは、ドイツ銀行のグループ全体のリスク・ガバナンスのフレームワークに沿ったIRRBBの測定に使用されるモデルについて、独立した検証を行う。

VaRと金利リスクの感応度の計算は日次で行われ、経済価値の金利リスクおよび収益に対するリスクの測定および報告は月次で実施される。当行グループは通常、内部管理システムにおいて、本レポートの開示に関して適用されるものと同じ測定基準を使用する。これは、手法だけでなく、測定基準を計算する際に使用されるモデリング仮定にも適用される。唯一注目すべき例外は、内部モデルの定量的リスク選好指標では公表された当行グループの資本計画カーブを使用する予定であるのに対し、公表開示ではNIIの変動の計算におけるベンチマークとして一定の(すなわち、不変の)金利シナリオが使用されていることである。

ドイツ銀行の主なモデリング仮定は、当行グループのPCB部門およびCIB部門の一部におけるポジションに適用されている。これらのポジションは、預金および貸出金商品に関する当行グループの顧客の行動が変化するリスクにさらされている。

当行グループは、ポートフォリオの平均金利更改期間を決定するために、複製ポートフォリオ・アプローチを通じて満期の定めのない預金(NMD)の金利リスク・エクスポージャーを管理している。複製ポートフォリオを構築するため、NMDのポートフォリオは、業務ユニット、通貨、商品および所在地といった側面によりクラスター化される。金利更改期間に影響を及ぼす主な側面は、市場金利に対する預金金利の弾力性、預金残高のボラティリティおよび観察可能な顧客の行動に基づく。報告期間において、こうした複製ポートフォリオすべてに割り当てられた平均金利更改日期間は1.8年であり、ドイツ銀行では最長の金利更改期間を15年としている。

貸出金商品および定期預金商品において、ドイツ銀行は顧客の期限前返済/引出行動を検討する。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。

さらに、当行グループは通常、契約上の通貨でIRRBB関連の測定基準を計算し、結果として得られた測定基準を報告目的で集計している。経済価値ベースの測定基準を計算する場合、純利息は大部分が除外されている。

バンキング勘定における信用スプレッド・リスク

ドイツ銀行は、バンキング勘定(主に財務部の流動性準備金ポートフォリオの一部として)およびDB Privat- und Firmenkundenbank AGに保有している債券の信用スプレッド・リスクにさらされている。個々の金融商品について認識された信用の質の変化により、基礎となる金利に対する相対的スプレッドに変動が生じる可能性があるため、このリスク区分は、バンキング勘定における金利リスクに密接に関連している。

外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、残余リスクのみがポートフォリオ内に残るように、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のマーケット・リスク管理部の監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外の外国為替リスクの大部分は、主に当行グループの米国、英国および中国の事業体のヘッジされていない構造的な外国為替エクスポージャーに関連している。構造的な外国為替エクスポージャーは、当行グループの連結子会社および支店が保有する現地資本(利益剰余金を含む。)および持分法により会計処理されている投資から生じる。基礎となる機能通貨の外国為替レートの変動は、為替換算調整(以下「CTA」という。)として認識される。

構造的な外国為替エクスポージャーを管理する主な目的は、連結自己資本比率を為替レートの変動の影響から切り離し安定させることである。したがって、特定の事業体およびグループ全体の自己資本比率のボラティリティを回避するために多数のコア通貨建てにしている多額のリスク・ウェイトド・アセットに関して、同コア通貨のエクスポージャーがヘッジされずに残存している。

エクイティ・リスクおよび投資リスク

トレーディング以外のエクイティ・リスクは、主にバンキング勘定の非連結投資の保有および当行グループの株式報酬制度から生じる。

バンキング勘定の非連結投資の保有は、戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分される。戦略的投資は、一般に、当行グループの業務フランチャイズを支援するために行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、資本増価のために行った、プライベート・エクイティ(レバレッジド・パイ・アウト・ファンドのコミットメントおよびエクイティ・ブリッジ・コミットメントを含む。)、不動産(メザニン債を含む。)およびベンチャー・キャピタルに対する直接投資である。さらに、外部

顧客への売上げの成績を確立するためにヘッジ・ファンドおよび投資信託に対しても自己勘定投資を行う。その他の非戦略的投資資産は、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産または非戦略的性質のプライベート・エクイティおよび不動産に対する、古くから保有しているその他の投資資産から成る。

年金リスク

当行グループは、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。予想される年金の支払を満たす年金制度の能力は投資および継続的な制度による拠出を通じて維持される。マーケット・リスクは、各年金制度の資産の時価の潜在的低下または負債の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部は、当行グループの確定給付年金制度の資産および負債の両側に係るすべてのマーケット・リスク（金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む。）を監視し、報告する。一般的に、当行グループは、主要な財務指標に対する市場の不利な動きの影響を最小限に抑えることを目指している。その主目的はIFRSに基づく積立状況全体を保持することであるが、特定の市場では、競合する主要な財務指標のバランスを図ることが目的となっている。投資マネージャーは、年金制度の受託者および投資委員会と合意したとおり、投資権限またはガイドラインに従って年金資産を運用している。主要な確定給付制度のIFRSに基づく積立状況を保持するために、当行グループは年金負債対応投資（LDI）アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。LDIアプローチがその他の主要財務指標に悪影響を与える可能性がある年金制度に関しては、当行グループはこの主要投資戦略から逸脱する。これは、2015年度以降、金利ヘッジおよび信用スプレッド・ヘッジを減らすことで資産に係る投資戦略を調整しているドイツの主要制度において顕著である。この投資戦略の影響の進展は綿密に監視され、定期的にレビューされている。

当行グループの確定給付年金制度債務の詳細については、連結財務諸表に対する注記35「従業員給付」を参照のこと。

その他のリスク

当行グループの資産管理業務におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行グループのファンドに対する共同投資からも生じる。

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本

『

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性がある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。』

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスク管理フレームワーク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味し、法的リスクを含む。オペレーショナル・リスクにはビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。このリスクは、風評リスクと同様に、当行の非財務リスクのサブセットを構成している。

当行グループのオペレーショナル・リスクのガバナンスは、財務リスクか非財務リスクかにかかわらず、すべてのリスクを管理するために、当行の3つの防衛線（以下「3LoD」という。）アプローチに従っている。この3LoDアプローチは、当行、当行の顧客および株主をリスク損失およびその結果生じる風評被害から守ることを目指している。このアプローチは、当行グループのすべてのオペレーショナル・リスクが識別され、カバーされること、オペレーショナル・リスクの管理に関する説明責任が明確に割り当てられること、ならびにリスクが当行の最善かつ長期的な利益に立って負担され、管理されることを確保することを目指している。3LoDアプローチとその基本原則、すなわち、自己のリスクを管理する第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）に対する全面的な説明責任と、当行の所定のリスク選好の範囲内でリスク負担およびリスク管理を監視し検証する独立した第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）の存在は、グループ、地域、国および法人企業を含む組織のすべてのレベルに適用される。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの選好は、事業を行う結果として当行グループが受け入れる意思のあるオペレーショナル・リスクの程度を規定している。当行グループは、日次の業務のみならず戦略的にも意識的にオペレーショナル・リスクを負担している。当行は特定の種類のオペレーショナル・リスクの障害（法規制の深刻な違反および不正行為等）について選好を設定しない場合があるが、事業目標を達成するために一定程度のオペレーショナル・リスクを受け入れなければならない場合もある。残存リスクが当行グループのリスク選好の範囲外にあると評価された場合は、さらにリスクを是正すること、リスクに保険を掛けること、または事業を中止することを含め、追加のリスク削減措置を講じなければならない。

非財務リスク管理部（NFRM）は、当行の財務以外のリスク種類（オペレーショナル・リスクを含む。）に対するリスク機能であり、包括的なオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（ORMF）を所有している。

ORMFは、オペレーショナル・リスクの識別、評価、測定、監視および是正に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。その構成要素は、当行の最も重要なオペレーショナル・リスクを管理する包括的なアプローチを提供するために一緒に機能するように設計されている。ORMFの構成要素には、第1および第2のLoDならびにオペレーショナル・リスク管理プロセスおよび適切かつ独立した検証に関する役割と責任の設定、オペレーショナル・リスクの選好の設定および遵守に対する当行グループのアプローチ、オペレーショナル・リスクの種類および統制の分類法、オペレーショナル・リスク管理プロセス（手法を含む。）の最低基準、独立したガバナンス、ならびに当行のオペレーショナル・リスク資本モデルが含まれる。

当行は、オペレーショナル・リスクの管理に関する中核的な役割とそれぞれの権限を含む3つのオペレーショナル・リスク・ガバナンス基準を設定しており、これに従っている。

オペレーショナル・リスク・ガバナンス基準：NFRMはORMFを所有し、オペレーショナル・リスク資本の十分な水準を決定する。

- 第2のLoDの統制機能として、NFRMはオペレーショナル・リスク選好に対する当行のアプローチを定義し、その遵守、違反および結果についてモニターする。NFRMは、第1のLoDによるリスクおよび統制の評価ならびにリスク管理活動を独立した立場でレビューし、検証する。NFRMは、リスクの監視および必要に応じてリスク選好の範囲内に当行のオペレーショナル・リスクを戻すための補完統制を提案する。また、当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルとトップ・リスクを設定し、定期的に報告する。
- オペレーショナル・リスクに関する特定分野の専門家として、NFRMはオペレーショナル・リスクの将来を考慮したリスク管理を促すリスクに関する独立した見解を提供し、リスク保有者と積極的に協働し、当行全体におけるリスク管理基準および統制基準の実施を促進している。
- NFRMの目的は、当行のオペレーショナル・リスクに対応できる十分な自己資本が保有されていることを確保することである。NFRMには、マネジメント・ボードに提案する目的で、オペレーショナル・リスクに必要な資本について十分なレベルを決定するためのアプローチを設計、実施および維持する責任がある。これには、先進的計測手法（AMA）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要および予想損失の計算および配分が含まれる。

オペレーショナル・リスク・ガバナンス基準：第1のLoDとして、リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関して全面的な説明責任を有し、定義されたリスク特有の選好に照らしてこれらを管理する。

リスク保有者とは、財務リスクか非財務リスクかにかかわらず、リスクを生じさせるような、当行における役割である。業務部門および管理部門のリーダーは、それぞれの組織のオペレーショナル・リスクのプロファイルの識別、組織内におけるリスク管理および統制基準の実施、リスク選好の範囲内でのオペレーショナル・リスクの軽減または受け入れに関する経営判断、ならびに主要な統制の構築および維持のために、適切な組織構造を決定しなければならない。

オペレーショナル・リスク・ガバナンス基準：リスク種類管理責任者（以下「RTC」という。）は、オペレーショナル・リスクの第2のLoD統制機能としての役割を担う。

RTCはフレームワークを構築し、彼ら自身が統制する特定のオペレーショナル・リスクの種類に関するリスク選好文書を定義する。彼らはリスク選好に照らしてリスク種類のプロファイルを監視し、リスク選好に違反する事項については拒否権を有する。RTCは、リスク管理および統制の基準を定義し、リスク保有者によるこれらの基準の実施ならびにリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、検証する。RTCは、独立したオペレーショナル・リスク・ガバナンスを構築し、集約されたリスク種類プロファイルに関する報告書を作成する。リスク種類の専門家として、RTCはリスク種類とその分類法を定義し、第1のLoDにおけるリスク管理基準およびプロセスの実施を支援し、促進する。独立性を維持するため、RTCの役割は管理部門にのみ配置されている。助言の提供がRTCの独立性に影響を及ぼすことはない。

組織およびガバナンス構造

日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任はリスク保有者である各業務部門および管理部門にある一方、NFRMは当行グループ全体のオペレーショナル・リスクを監督し、リスクの集中を識別して報告し、当行全体にわたるORMFの一貫した適用を促進する。NFRMは、最高リスク責任者が率いるグループ・リスク機能の一部である。

最高リスク責任者はNFRMのリーダーを任命し、リーダーはORMF（オペレーショナル・リスク資本モデルを含む。）の効果的、効率的かつ規制に準拠した設計、実施および維持に関して説明責任がある。NFRMのリーダーは、ORMFの実施を監視し、検証するとともに、全体的なリスク水準をリスク選好に照らして監視する。

最高リスク責任者および最高規制責任者が議長を務める非財務リスク委員会（NFRC）は、グループの主要なオペレーショナル・リスクの全体的かつリスク横断的な視点を確立することにより、マネジメント・ボードに代わり当行グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整に関して責任を有している。その意思決定および方針に関連した権限は、当行の業務部門および管理部門のリスク・プロファイルに影響を与え得るすべてのオペレーショナル・リスク問題のレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。第1および第2のLoDの双方が出席する複数のサブフォーラムが、NFRCを支援し、その任務を効果的に遂行する。グループ・レベルのNFRCに加え、各事業部門でも、組織の様々なレベルのオペレーショナル・リスクについて監視と管理を行う第1のLoDのガバナンス・フォーラムを設置している。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクに内在する広範なリスクの種類を管理するため、当行グループのORMFは、オペレーショナル・リスクのすべての種類に適用される一連の手法およびプロセス（下記のとおり、損失データの収集やリスク・アンド・コントロール評価に関するものなど）を提供している。これらにより、当行グループのオペレーショナル・リスクに関するリスク選好と比較してオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、オペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。

2018年度において、当行グループは、当行グループのリスク管理プロセスの一層の簡素化に焦点を当てることにより、また、オペレーショナル・リスクの管理をより透明かつ有意義なものにするるとともに日々の経営判断に組み込むことを目的として、第1のLoDと第2のLoDの間の積極的かつ継続的な対話を促進することにより、ORMFおよびオペレーショナル・リスク管理を強化した。

損失データの収集：当行グループは、内部のデータ（損益計算書に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすもの）と関連する外部のオペレーショナル・リスク事象を適時に収集し、分類し、分析する。重要な事象は、事業パートナー、リスクおよび管理部門の間で密接に連携して行われる教訓分析とリード・アクロス分析を明確に定義するきっかけとなる。教訓レビューは、重要なオペレーショナル・リスク事象の原因を分析し、その根本的な原因を識別し、再発の可能性を減らすための適切な是正措置を文書化する。リード・アクロス・レビューは、教訓プロセスでの結論を得て、教訓レビューで識別された類似のリスクおよび統制の弱点が、まだ問題には発展していないとしても、当行の他の領域に存在するかどうかを分析する。これにより、予防措置を取ることができる。教訓およびリード・アクロスに関する活動の実施度合、定着度、ならびにこれらの分析に取り組む様々な部門間の協働は、2018年を通じて著しく増加した。

当行グループは、公開データベースにより提供される関連する外部のケースを含む一連のシナリオや追加の内部シナリオを用いてオペレーショナル・リスク・プロファイルを補完する。このように当行グループは銀行業界で発生した外部の損失イベントに関する情報を系統的に利用することで、同様の突発事象が当行グループに発生することを防止している（例えば、特別なディープ・ダイブ分析やリスク・プロファイル・レビューによる。）。

リスク・アンド・コントロール評価プロセス（RCA）は、各事業および管理部門（第1のLoD）から生じるリスクの一連のボトムアップの評価、それらを管理するために実施されている統制の有効性、ならびに非常に大きなリスクをリスク選好の範囲内に戻すために必要な是正措置から成る。これにより、第1および第2のLoDは、当行の重要なオペレーショナル・リスクを明確に把握することができる。当行グループは2018年度までに、様々な関係者の緊密な交流を促進するワークショップ・アプローチの導入を完了し、NFRM、コンプライアンス部および金融犯罪対策（AFC）における様々な既存の評価プロセスの統合、プロセスの簡素化ならびに効率性の向上のための試行を開始した。当行グループはさらに、当行の統制の一覧を強化し、明確なワーク

フローと結果の種類を有するNFRの結果の管理に関するフレームワークを導入した。非財務リスクの種類のカテゴリは、より明確な定義とそれを裏付ける指針を用いて更新された。

当行グループは、トップ・リスクについて定期的に報告し、分析を行っている。トップ・リスクは、リスクが発生する可能性と、リスクが発生した場合の当行への影響の両方の観点から評価される。この報告により、計画された是正措置および統制の強化による影響に関して、将来を見据えた視点が提供される。また、この報告には、将来的にトップ・リスクとして発展する可能性のある、新たに発生しつつあるリスクとテーマも含まれている。トップ・リスク削減プログラムは、当行グループの運営に関わるトップ・リスクのテーマをリスク選好の範囲内に戻すために重要な、最も重要なリスク削減活動を構成している。2018年度に、トップ・リスクの報告は戦略的報告ツールを用いて改良された。

オペレーショナル・リスク・プロファイルを監視し（当行の所定のリスク選好に対する監視を含む。）、差し迫った問題を組織に対してタイムリーに警告するためにNFRの選好指標が使用されている。2018年度に新たなNFR選好アプローチが導入されたが、これは改良された指標、更新された当行グループのリスク選好の監視方法、ならびに部門レベルおよび業務ユニットレベルにより深く組み込まれたプロセスからなる。

オペレーショナル・リスクの種類のカテゴリ

ORMFは、オペレーショナル・リスクの基礎となるすべてのリスク種類の管理に適用される包括的な基準、手法およびプロセスを提供するものであり、各リスク種類管理責任者が、自らがコントロールするオペレーショナル・リスクの種類に関して設定したオペレーショナル・リスクの種類のカテゴリ、リスク管理および統制の基準および手法によって補完されている。これには、以下のリスク種類に関する事項が含まれる。

- コンプライアンス部は、法律の遵守を促進・強化し、当行においてコンプライアンスおよび倫理的行為の文化を推進することにより、当行の銀行免許を保持するための独立した第2レベルの管理機能を遂行する。コンプライアンス部は、事業を支援し、また、他の管理部門や規制当局と協力して、当行のリスク選好に応じた当行のコンプライアンス・リスクの管理に対するリスクベースのアプローチを確立・維持し、法令違反の発見、軽減および防止が可能となるよう支援する。コンプライアンス部は、政府や規制当局と連携した規制対応および管理、信頼されるアドバイザーとしての行動、ならびにコンプライアンス・リスクの識別、評価、軽減、監視および報告といった活動を主に行っている。これらの評価の結果はマネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボードに定期的に報告される。
- 金融犯罪リスクは、AFC機能が、専門プログラムのメンテナンスおよび開発を通じて管理する。AFCのプログラムは、規制要件および監督要件に基づいている。AFCは、役割および責任を定義し、マネーロンダリング、テロの資金調達、制裁措置および禁輸措置の不遵守、ならびにその他の犯罪行為（不正、賄賂の授受、汚職、その他の犯罪等）から生じる金融犯罪リスクの識別と管理を行う専属の機能を設置している。AFCは、内部の方針、プロセスおよび統制の定期的な策定、機関特有のリスク評価および従業員研修により、金融犯罪防止に関する戦略をさらに更新するようにしている。
- 法務部（グループのガバナンスを含む。）は管理部門であり、マネジメント・ボードだけでなく事業部門や管理部門に対しても法的助言を提供すること、ドイツ銀行のガバナンス・フレームワークの設定と維持を支援すること、ならびに当行の法的リスクとガバナンス・リスクを管理することが義務付けられている。これには、特に以下の内容が含まれるが、これらに限定されない。
 - マネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボードに対し、両ボードの活動の法的側面に関して助言を提供する。
 - すべての活動に関係する法的および規制上の要件の遵守に関し、ドイツ銀行のすべての部門に助言を提供する。
 - ドイツ銀行グループと第三者との法律上の関係、または当行グループの事業体間の法律上の関係を管理する。
 - ドイツ銀行グループと規制当局とのやり取りの管理において他部門を支援する。
 - ドイツ銀行グループが利用する外部弁護士と契約し、管理する。
 - ドイツ銀行グループの訴訟および係争中の規制上の事項（係争中の人事問題を含む。）を管理し、外部の規制当局の調査に対するドイツ銀行グループの対応を管理する。
 - 内部調査の法的側面に関して助言を提供する。
 - ドイツ銀行のグローバル・ガバナンス・フレームワークを設定し、業務ユニットの枠を越えた適用を促進し、その実施状況を評価する。
 - 明確で一貫性のある役割と責任に基づき、リスクと説明責任を整合させるために、効率的な意思決定の支援に適した効率的なコーポレート・ガバナンス構造を策定し、保護する。
 - ドイツ銀行グループの方針および手続のフレームワークを維持し、当行グループの方針および手続を守る役割を果たす。
 - 上記すべてについて、適切な品質保証を確保する。
- 非財務リスク管理のリスク種類の統制（NFRM RTC）は、複数のオペレーショナル・リスクのリスク種類管理責任者である。その権限には、取引処理業務およびインフラ・リスクに対する統制が含まれる。これらの統制の目的は、技術やプロセスの中断を阻止すること、データ、記録および情報セキュリティの信頼性、完全性および利用可能性を維持すること、なら

びに技術的な停止、建物の停電、サイバー攻撃、自然災害、物理的セキュリティ・リスクまたは安全性リスクに起因する中断時に重要な業務プロセスおよび機能を復旧するための強固な計画が各業務部門にあるよう確保することである。NFRM RTCはまた、包括的なベンダー・リスク管理フレームワークを提供することにより、当行の内部および外部のベンダー契約から生じるリスクも管理する。

オペレーショナル・リスクの測定

当行グループは、AMA手法を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行グループのAMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクステンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベース（IBM OpData）からの外部シナリオを使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。当行グループの損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失をヒストリカル損失プロファイルでは単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その結果、資本は質的調整および予想損失を考慮した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本は、99.9%分位値から算出される。2017年度第4四半期以降は、経済的資本も99.9%分位値に設定されている（「内部適正自己資本」の項を参照のこと。）。所要規制自己資本および経済的資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。NFRMは、資本需要の定量化に関して、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

オペレーショナル・リスク資本の変動の要因

2018年度において、当行グループのオペレーショナル・リスク損失合計はさらに減少したが、引き続き、主に民事訴訟および規制執行から生じる損失および引当金に起因していた。こうした損失は、依然としてオペレーショナル・リスク損失の67%を占め、オペレーショナル・リスクの規制自己資本需要および経済的資本需要の大半も占めており、これは当行グループの長期にわたる損失の実績に一層大きく依存している。当行グループの現在の法律上および規制上の手続に関する詳細については、連結財務諸表に対する注記29「引当金」の「現在の個別の訴訟」の項を参照のこと。当行グループの法律外のオペレーショナル・リスク損失は、2017年度から86百万ユーロ、率にして48%減少したが、民事訴訟および規制執行事項により生じたオペレーショナル・リスク損失は380百万ユーロ、率にして67%減少した。

当行グループは、当行グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルの範囲内の法的リスクとの関連性に鑑み、当行が、当行だけでなく銀行業界全体に影響を及ぼすような法的事項の進展を内部および外部のデータソースからの情報に依拠して検討する場合における、現在係属中の民事訴訟および規制執行事項の管理および測定に特に注目した。複数年にわたる訴訟手続の性質を反映し、これらのリスクの測定ではさらに、法的事項のライフサイクルを通じて様々な段階でリスクを把握することによって、確実性のレベルの変化も考慮に入れている。

概念的には、当行は、所定の確率で超過しない最大損失を決定することにより、法的リスクを含むオペレーショナル・リスクを測定する。この最大損失額には、IFRSの基準により当行グループの財務諸表に反映されている要素と、当行グループの財務諸表で引当金として反映されている金額を超える、規制自己資本需要または経済的資本需要として表示されている要素が含まれる。

当行が50%以上の発生可能性があると予想する法的損失は、IFRSに基づく当行グループの財務諸表に既に反映されている。これらの損失には、損失の発生可能性が高いと見なされ、IAS第37号に従って確実に測定可能な特定の期間における、既存および新規の訴訟に係る引当金の純変動が含まれる。当行グループの民事訴訟および規制執行の法務的引当の変動については、連結財務諸表に対する注記29「引当金」に詳述されている。

IAS第37号に基づく認識基準を満たさないため当行グループの財務諸表に引当金として反映されていない、不確実な法務的損失は、「規制自己資本需要または経済的資本需要」として表示されている。

訴訟損失をAMAモデルで数値化するため、当行は過去の損失、引当金、偶発債務および法務的予測を考慮する。法的な予測は通常、発生可能性が低いと見なされるものの合理的に発生し得る法的事項から発生する可能性のある潜在的損失の範囲で構成される。合理的に発生し得る損失は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは訴訟事項に対応する弁護士により、少なくとも四半期ごとに見直される。

当行グループは、当行グループのAMAモデルで使用される「関連する損失データ」に法務的予測を含めている。ここでは、法務的予測の予測範囲は1年に限定されず、1年を超える資本タイム・ホライズンとなっており、また、基礎となる損失が報告期間内に早期に解消されるものと保守的に仮定する（したがって、複数年にわたる訴訟事項の性質を勘案する。）。

流動性リスク管理

『

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じるリスクである。グループの流動性リスク管理フレームワークの目的は、グループが常に支払義務を履行し、流動性リスクおよび資金調達リスクをリスク選好の範囲内で管理することができるようにすることである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。』

流動性リスク管理フレームワーク

『

ECBの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）に従って、ドイツ銀行は年次の内部適性流動性評価プロセス（ILAAP）を実施している。当該プロセスはマネジメント・ボードによりレビューされ承認されている。ILAAPは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別、これらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかについての記載、これらのリスクを管理および軽減するために用いた技術やリソースに関する記載が含まれている。

マネジメント・ボードは、グループ・リスク委員会（GRC）による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。少なくとも年に1回、マネジメント・ボードは、流動性リスクを測定および統制するために当行グループに適用されるリスク選好ならびに当行グループの長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

財務部は、当行全体の流動性および資金調達ポジションの管理を委任されており、流動性リスク管理部（LRM）は、独立した統制機能として行動し、流動性リスク・フレームワークをレビューし、リスク選好に関してGRCに提言を行い、また、当行グ

ループの流動性リスク・プロフィールを測定し管理するために財務部により開発された流動性リスク・モデルを検証する責任を有している。

財務部は、マネジメント・ボードの承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、これらを監視しコンプライアンスを確実にするための多くの手段を実施している。さらに、財務部は、業務ポートフォリオの流動性の特性を分析し理解するために、LRMおよび業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行のポジションの変化を理解するために、定期的かつ頻繁に協議している。当行グループが全体的な流動性および資金調達選好の範囲内で業務を行うことができるよう、専用の業務目標が割り当てられている。

マネジメント・ボードは、週次の流動性ダッシュボードを通して、これらのリスク選好の測定基準に関する実績について報告を受ける。年次の戦略的計画策定プロセスの一環として、計画が当行グループのリスク選好に従っていることを確実にするため、当行グループは基礎となる業務計画に基づき主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。』

資本市場発行

ドイツ銀行は、リテール預金、機関預金、無担保および担保付ホールセール資金調達、資本市場における債券発行を含む幅広い資金調達源泉を有している。債券発行は、資本証券だけでなくシニア無担保債やカパード・ボンドを含んでおり、当行の重要な資金調達源泉であり財務部により直接管理されている。財務部は、少なくとも年に1回、年次の長期資金調達計画を、GRCが提言を行えるよう提出し、その後マネジメント・ボードから承認を受ける。この計画は、業務展開の予想に基づいた世界的なおよび各国の資金調達需要および流動性要件により決定されるものである。当行グループの資本市場発行は、満期が集中することを避けるため年次の発行計画を通して動的に管理される。

短期流動性およびホールセール資金調達

『

ドイツ銀行は、12ヶ月間のタイム・ホライズンにわたり日次でホールセール資金調達源泉からのすべての契約上のキャッシュ・フローを追跡している。この目的上、当行グループは、主に財務プール管理部門が調達する無担保負債およびコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門が調達する担保付負債がホールセール資金調達に含まれると考えている。当行グループのホールセール資金調達の相手先には、通常、企業、銀行およびその他の金融機関、政府および国家が含まれている。

当行グループは、市場ストレスの影響を最も受けやすいことが歴史的に明らかになっているホールセール資金調達の相手先に対する当行のエクスポージャーを制限するために、マネジメント・ボードの承認を必要とする一連の限度枠を設定している。ホールセール資金調達限度枠は、日次で監視され、最初の8週間をカバーする各期間ごとの限度枠を設けた担保付および無担保の全通貨によるホールセール資金調達の現在の合計残高に対して適用される。当行グループの流動性準備金は、短期の潜在的なストレスに対する主要な緩和剤となる。』

「流動性リスク・エクスポージャー：資金調達の分散」の項にある表は、短期のホールセール資金調達および資本市場発行の契約上の満期日を示している。

流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析

『

グローバル流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するための主要なツールの一つである。これは日々のオペレーショナルキャッシュ管理プロセスを補完するものである。契約上および行動上のモデル化されたキャッシュ・フロー情報に基づく長期流動性戦略は、資金調達マトリクスに示されている。

当行グループのグローバル流動性ストレス・テストのプロセスは、マネジメント・ボードの承認したリスク選好に従い財務部により管理される。財務部は全体の手法の設計、流動性リスク・ドライバーの選択、および入力値をモデル結果に変換するための適切な仮定（パラメータ）の決定に責任がある。流動性リスク管理部は、ストレス・シナリオを定義し、流動性リスク・モデルを独自に検証する責任がある。流動性および財務報告・分析部（LTRA）は、財務部、LRMおよびITと連携してこれらの手法を実施する責任があり、ストレス・テストの計算にも責任を有している。

当行グループは、当行グループの流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス・イベントの影響を評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析を使用している。当行グループが適用するシナリオは、2008年の金融市場危機および固有の事象等のシステミックな過去のイベントに基づいている。

ドイツ銀行は、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「sNLP」という。）を計算するための厳選された4つのシナリオを有している。これらのシナリオは、過去の期間におけるドイツ銀行固有のストレスおよび/または市場に広がったストレスの実績を織り込んでおり、当行グループの流動性ポジションへの重大な影響に関しては妥当かつ十分厳格だと考えられている。例えば、世界的な市場の危機は、2008年の金融危機で観察された潜在的な結果をモデルにしている特定のストレス・シナリオ（システミック・マーケット・リスク）でカバーされている。さらに、当行グループは地域市場のスト

レス・シナリオを導入している。この各シナリオの下で、当行グループは、ホールセール以外の顧客に対する期日到来貸出金は、当行グループの業務フランチャイズを支援するために高い割合で借換えが行われると仮定している。最もリスク感応度の高い相手先（銀行および短期金融市場投資信託を含む。）からのホールセール資金調達は、ストレスの深刻な局面においては、契約上の満期時に返済されるか、買戻しされると仮定されている。

さらに、当行グループは、発生する恐れのある偶発的な流動性リスクからの潜在的な資金調達要求も含めており、これには、与信枠、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加および格付関連トリガーが契約で定められている預金からのアウトフローが含まれる。

次いで当行グループは、発生したアウトフローを埋め合わせる措置をモデリングしている。この対策には、流動性準備金の利用、およびその他の制約を受けない市場性のある資産からの流動性の創出が含まれる。

ストレス・テストは、グローバルのレベルおよび定義された個別エンティティレベルで実施される。すべての通貨を総合したストレス・テストに加え、重要な通貨（ユーロ、米ドルおよび英ポンド）ごとのストレス・テストが実施される。当行グループは、ストレス・テストの仮定を定期的にレビューし、2018年度にわたって特定のパラメータの手法および強度にさらに改善を行っている。

当行グループは、8週間のタイム・ホライズン（流動性危機に陥った場合の最も危機的な期間と当行グループが考えるもの）にわたり流動性ストレス・テストを実施し、オンバランスおよびオフバランスの商品からのリスク・ドライバーに対して関連するストレスの仮定を日次で適用する。8週間のタイム・ホライズンを超える期間については、当行グループは、12ヶ月間までのより長期的なストレス期間の影響を分析する。このストレス・テスト分析は毎日実施される。』

当行グループの日次のすべての通貨を総合したストレス・テストに関する全シナリオの下で、8週間のストレス・ホライズンを通して少なくとも100億ユーロの黒字を維持するというリスク選好は、2018年度においても同水準で維持された。

「流動性リスク・エクスポージャー：ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項にある表は、多様なシナリオ下での当行グループの内部グローバル流動性ストレス・テストの結果を示している。

流動性カバレッジ比率

内部的なストレス・テストの結果に加え、当行グループは、マネジメント・ボードが承認した流動性カバレッジ比率（LCR）に関するリスク選好を有している。LCRは、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、正味キャッシュ・アウトフロー合計（契約上のエクスポージャーとモデル化されたエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、ストレスのかかったシナリオにおける流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（HQLA）の金額として定義されている。

この要求は、2014年10月に採択された委員会委任規則（EU）第2015/61号を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、EU圏内では2015年10月1日より要求されている。

LCRは、内部的なストレス・テストのフレームワークを補完するものである。最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することを目指している。

2018年11月に、当行は2019年1月1日よりLCR比率を113%以上に維持するため、内部的なリスク選好を3%保守的に設定した。

内部流動性ストレス・テストとLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（8週間対30日）、流動性準備金とLCRのHQLAの区分やヘアカットの違い、様々な資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびに様々な資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行グループの流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRはこれを明確に把握できない。

資金調達リスク管理

構造的資金調達

『

ドイツ銀行の、長期資金調達リスクの監視および管理のための第1の手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルを評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、未手当の流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の期限プロファイルが流動性プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（＜1年）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトムアップの評価をトップダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの期限構造における長期的な調達余剰

または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。

業務ユニット全体の資金調達の需要と供給の変動を盛り込む戦略的流動性計画プロセスは、当行が目標とする主要な流動性および資金調達の測定基準とともに、当行グループの資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。マネジメント・ボードの承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別、通貨別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行グループはまた、独立した米ドルおよび英ポンドの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（>1年から>10年）における最大ショート・ポジションをそれぞれ100億ユーロおよび50億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（>1年から>10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行グループのグローバルな資金調達マトリクスに関するリスク選好を補完するものである。』

安定調達比率

安定調達比率（NSFR）は、銀行の構造的資金調達プロファイルを評価するための規制上の指標として、パーゼル3の一部として提案された。NSFRは、オンバランスおよびオフバランスの活動に関して安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求することで、中・長期的な資金調達リスクを低減することを意図している。当該比率は、所要安定調達額（様々な保有資産の流動性の特性の関数）に対する、利用可能な安定調達額（資本および負債のうち、安定的な調達源と見込まれる部分）の金額として定義されている。

EU圏内では、欧州委員会がCRRを改訂する法案を公表した。当該法案では特に、強制的かつ定量的なNSFR要件を定義しており、これは当該法案の発効から2年後に適用されることになる。当該法案は、EUの立法化プロセスにおいて、まだ変更される可能性がある。そのため、EU圏内に住所を置く銀行にとって、当該比率の最終的な定義および関連する導入の時間枠は未だ確定していない。

当行グループは現在、NSFRの影響を評価中であり、EU圏内で関連規則および時期が最終決定された後に、この指標を当行グループの全体的な流動性リスク管理フレームワークに正式に組み込む予定である。

資金調達の分散

投資家タイプ、地域、商品および証券の面から見た当行グループの資金調達プロファイルの分散は、当行グループの流動性リスク管理フレームワークにおいて重要な要素である。当行グループの最も安定した資金調達源泉は、資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキング顧客から生じる。その他の顧客預金ならびに担保付資金調達およびショート・ポジションは、追加的な資金調達源泉である。無担保ホールセール資金調達は、主に財務プール管理部門からの無担保ホールセール負債を表す。これらの負債は、比較的短期的な性質であることを考慮して、主に流動性のあるトレーディング資産を賄うために使用される。

借換業務の追加的な分散を促進するため、当行グループは、抵当ファンダブリーフ債（Pfandbriefe）の発行を可能にするライセンスを有している。また、当行グループは、スペイン法（Cedulas）に基づきカバード・ボンドを発行するためのプログラムを策定している。

無担保ホールセール資金調達は、主に1年までの期間にわたる様々な範囲の無担保の商品（例えば譲渡性預金（CD）、コマーシャル・ペーパー（CP）ならびに定期預金、コール預金およびオーバーナイト預金）から成っている。

これらの短期資金調達源泉への望ましくない依存を回避するため、また、所定のリスク選好に従った正常な資金調達プロファイルを促進するため、当行グループはこれらの資金調達源泉に対する限度枠（残存期間にわたる。）を導入している。これは当行グループの日次のストレス・テスト分析から算定される。さらに当行グループは、全般的な資金調達の分散化の一環として、無担保ホールセール資金調達の総量に関する限度枠を設定して、当該資金調達源泉への依存を管理している。

「流動性リスク・エクスポージャー：資金調達の分散」のグラフは、流動性リスク・ポジションに貢献する外部資金調達源泉の構成を、十億ユーロ単位で、および外部資金調達源泉総額に対する割合で示している。』

移転価格

すべての業務や地域には移転価格決定フレームワークが適用され、(i)基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、()流動性価値および資金調達期限に従った負債の価格決定、および()予期しない現金需要の資金調達のために相応の流動性準備金を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進している。

このフレームワーク内で、資金調達および流動性リスクのすべての費用および便益は、市場価格に基づいて当行の業務ユニットに配分される。これらの市場価格は、ドイツ銀行の流動性に関する経済的コストを反映している。財務部は、当行の流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。当該フレームワークは、当行の資金調達コストの流動性ユーザーへのグループ全体の綿密な配分を確保する一方で、各業務が安定的、長期的、かつストレス準拠の資金調達を生み出すためのインセンティブに基づくフレームワークも提供している。資金調達関連の取引は、市況に応じて流動性（期間）プレミアムおよび/またはその他の移転価格決定メカニズムの対象となる。流動性プレミアムは財務

部によって設定され、分離された財務部の流動性勘定に反映される。財務部の流動性勘定は流動性費用および便益の集合である。流動性勘定のコスト・ベースの管理および配分は、ドイツ銀行の資金調達コストの決済にとって重要な変数である。

流動性準備金

『

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。』

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される日次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行グループが有する範囲で、当行グループは、ストレス軽減措置として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行グループの全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行グループの流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、もしくは現地の流動性ニーズを考慮したうえで利用可能な資産（当行グループ内での自由な移転に関する現地の制限を含む。）、または事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。その結果、Deutsche Bank Trust Company Americas（DBTCA）に保有されている余剰流動性は米国連邦準備法第23A条の要件により確保すべきものであり当行グループの流動性準備金には含まれていない。流動性準備金の計算においては、日中の特定の要件が直接控除されるが、その他の要件は当行グループの内部流動性モデルにおいて流出として表される。当行グループは、主要な通貨にわたって流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で保有し、追加的な準備金を当行グループが活動を行う重要な拠点で保有している。

資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、担保スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランスおよびオフバランスの資産から構成されている。当行グループは、通常、カバード・ボンドまたはその他の自己証券化によるストラクチャー商品などの長期資本市場の担保付発行を支援する目的で貸出金に制約を課しているが、その一方で、債務および株式ポートフォリオに担保付ベースで融資を行うのは当行グループのコーポレート・アンド・インベストメント・バンク業務部門の通常の活動である。さらに当行グループは、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに供された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行グループはまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

ビジネス（戦略）リスク管理

戦略リスクは、コスト削減によって補うことができない収益のパフォーマンスが予想を下回るにより営業利益が不足するリスクである。戦略リスクは、競争環境や規制の枠組みの変更、またはマクロ経済環境における効果的でないポジショニングから生じる可能性がある。また、戦略リスクは、戦略実行の失敗および/または期待より低いパフォーマンスに対する効果的な対策実施の失敗からも生じる可能性がある。

戦略的および資本計画は毎年策定され、協議および承認のためにマネジメント・ボードに提示される。最終的な計画はその後、スーパーバイザー・ボードに提示される。当年度において、事業戦略の実行は、戦略目標に対するパフォーマンスを評価するため、および目標達成の軌道から外れていないことを確実にするために、定期的に監視されている。このプロセスに関するさらに包括的な説明は、「戦略的および資本計画」の項に詳述されている。

モデル・リスク管理

モデル・リスクは、不正確または誤使用されたモデル・アウトプットおよびこうしたアウトプットを使用した報告書から悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または当行グループの評判を損なう可能性がある。「モデル」という用語は、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチを指す。

モデル・リスクは、価格決定モデル、リスクおよび資本モデル、ならびにその他のモデルで管理される。

- 価格決定モデルは、正式な帳簿や記録に計上される資産および負債の公正価値測定値、ならびに/またはマーケット・リスク管理部（MRM）のプロセスに入力されるリスク感応度を算出するために利用される。
- リスクおよび資本モデルは、規制自己資本または内部自己資本の要件（VaR、IMM、ストレス・テスト等）に関して使用されるリスクに関連している。
- その他のモデルは、当行の価格設定モデルならびにリスクおよび資本モデル以外のモデルである。

モデル・リスクの選好は、モデル・リスク管理が強力なリスク文化に組み込まれ、可能な限りリスクが最小限に抑えられるように、当行グループの定性的表明に沿って調整される。

モデル・リスクの管理には、以下の事項が含まれる。

- 効果的な課題をモデル開発プロセスに提供し、使用条件の識別、調整やオーバーレイが必要となる可能性がある方法論上の制限、および修正が必要となる可能性がある検証結果を含むような、強固で独立したモデル評価を実施すること。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、強力なモデル・リスク管理とガバナンスのフレームワークを確立すること。
- 規制要件に整合しており、モデル・ライフサイクル全体における主要なステークホルダーに対して明確な役割と責任を定めた、当行全体にわたるモデル・リスク関連の方針を作成すること。
- モデル・リスクの統制環境を評価し、定期的にマネジメント・ボードに報告すること。

当行グループは、モデル・リスク管理フレームワークの改善を進めており、2018年度に以下の3つのモデル区分において大きな進展があった。

- 2018年度においてプライシング・モデルの統制環境の改善が引き続き進展した。これは、モデル使用の例外が著しく減少したことによる、許容範囲内の非戦略的プラットフォーム上の取引数の減少に反映されている。
- 「その他のモデル」が識別され、モデル一覧に含められたことにより、すべてのモデル区分について、2019年度以降にグループ・レベルでモデル・リスクを測定、管理および監視することができる透明性の高い基盤が完成した。
- 主要な統制をリスクおよび資本モデル全体にわたって引き続き運用しつつ、それを補足するものとして、検出事項を検証し、そのうち特定の検出事項については優先的に改善を行う統制フレームワークも導入した。

経営陣は、フレームワークがリスクを効果的に識別、監視および測定することを確実にするために、堅固で一貫性のあるモデル・リスク管理フレームワークを導入することを決定した。この取り組みは、ボードの監視、モデルの識別とモデル一覧、単一の首尾一貫した方針とガバナンス・フレームワーク、モデル開発の実務、ならびに有効かつ厳格なモデル検証に焦点を当てている。

風評リスク管理

当行グループのリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、当行グループのブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

主な風評リスクを管理するために、風評リスク・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）が整備されている。本フレームワークには、風評リスクをもたらす可能性のある事項について、事前に積極的な意思決定を行うことによって可能な限りドイツ銀行の風評被害を防ぐプロセスが含まれる。別のリスク種類、統制またはプロセスにおける障害から生じる可能性がある風評リスク（二次的な風評リスク）は、関連するリスク種類のフレームワークを介して別途対処される。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定するために設定されている。当行グループの評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視、および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、当行グループの各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクの潜在的な原因に留意し、本フレームワークに従ってそれらに対応する義務がある。風評リスク管理部は、風評リスクの識別と上申に関連するものを含め、本フレームワークの有効性を評価し統制する目的で、振り返りと教訓プロセスを策定し、実施した。

少なくとも中程度の風評リスクをもたらすと考えられる問題が識別された場合、各部門の風評リスク評価手続（部門RRAP）を通じて、各業務部門内でのさらなる検討のため上申されなければならない。ある問題が重大な風評リスクをもたらすと見なされた場合、これをさらなる検討のために4つのリージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）のうちの一つの委員会を通じて上申しなければならない。重要性評価に加えて、必須上申基準として知られる特定の基準もある。必須上申基準は、評判の観点から本質的にリスクが高くなっていると考えられる場合、定義された特定分野の専門家（SME）（業界の風評リスクやグループの持続可能性等）、および/または部門RRAPやRRRCへの上申を義務づけるものである。

当該RRRCは、グループ・リスク委員会（GRC）の小委員会であるグループ風評リスク委員会（GRRC）の小委員会であり、マネジメント・ボードを代表してドイツ銀行の各地域における風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。特別な状況においては、RRRCがGRRCに上申することもある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行グループの経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

リスクの集中およびリスクの分散

リスクの集中

『

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよびビジネス・リスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域/国、業界および商品の中でおよびこれらに横断的に起こる。リスクの集中の管理および監視は、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク機能（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよび戦略的リスク管理）別に評価、監視および軽減される。これは、リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および/または管理することによって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトムアップのレビューを通じて管理される。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、2018年度を通じて、グループ・リスク委員会(GRC)の小委員会であるエンタープライズ・リスク委員会(ERC)であった。』

リスク種類の分散効果

リスク種類の分散効果は、経済的資本の計算において、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散の影響を定量化している。これらのリスク種類の相関が1.0未満の範囲内において、リスク種類の分散効果が生じている。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

リスクおよび資本のパフォーマンス

資本、レバレッジ比率およびMREL

規制自己資本

当行グループの規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制または「CRR」)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)に基づいた自己資本水準に準拠している。本項および「リスク・ウェイトed・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及している。したがってグループ内の保険会社および金融部門以外の会社はここに含まれていない。

2018年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2(T2)資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1(CET 1)資本およびその他Tier 1(AT1)資本に細分化される。

普通株式等Tier 1(CET 1)資本は、主に(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。)およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整(すなわち、プルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のプルデンシャル・フィルターは、()証券化売却益、()キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに()追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、()無形資産、()将来の収益性に依存する繰延税金資産、()予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、()確定給付年金基金資産正味額、(v)金融部門事業体との資本の相互持合い、および(vi)一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、T2)に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1(AT1)資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適切な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適切なグランド・ファーザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、さらなる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2(T2)資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結T2資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。T2資本として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファーザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される(その認識の上限は2018年度に40%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。)。

資本性金融商品

当行グループのマネジメント・ボードは、2022年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻すことにつき、2017年度年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。2017年度年次株主総会から2018年度年次株主総会（2018年5月24日開催）までの間に、22.8百万株が買い戻され、そのうちコール・オプションの行使によるものは4.4百万株であった。買い戻された株式は、同期間において株式報酬のために使用され、次の期間においても使用される予定である。その結果、2018年度年次株主総会の開催日現在、買戻しによる保有自己株式数は1.3百万株であった。

2018年度年次株主総会において、2023年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻す権限が当行グループのマネジメント・ボードに付与された。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。この権限は、2017年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2018年度年次株主総会から2018年12月31日までの間に、9.3百万株が買い戻された。買い戻された株式は、次の期間において使用される予定である。その結果、2018年12月31日現在、買戻しによる保有自己株式数は1.2百万株であった。

2017年度年次株主総会以降、および2018年12月31日現在、マネジメント・ボードが利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。2018年12月31日現在、現金を対価とする条件付資本は512百万ユーロ（200百万株）であった。株式報酬を要因とする追加的な条件付資本は、51.2百万ユーロ（20百万株）であった。さらに、2018年度年次株主総会では、参加証券およびその他Tier 1資本として適格となる規制要件を満たすその他のハイブリッド負債性有価証券の80億ユーロ相当の発行を認めた。

当行グループの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品（ほぼすべてが非累積的信託優先証券）は、元本削減または株式転換条項がないことを主因として、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでは、その他Tier 1資本として認識されていない。しかし、CRR/CRD 4の移行規定のもとでは、その他Tier 1資本として認識されており、また、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでも、依然としてTier 2資本として認識することができる。2012年12月31日現在のパーゼル2.5に準拠した発行によるその他Tier 1金融商品の認識可能な最大金額は、段階的廃止の移行期間中2022年度まで各会計年度の期首において10%（13億ユーロ）ずつ減少する予定である。これにより、2018年12月31日に関しては、適格なその他Tier 1金融商品は76億ユーロ（すなわち、新たに発行したAT1ノート46億ユーロおよび移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品30億ユーロ）となった。従来のハイブリッドTier 1金融商品30億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識可能である。2018年12月31日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、認識されたその他Tier 1金融商品は、46億ユーロであった。2018年に、銀行は名目金額が20億米ドルで適格相当額が16億ユーロの1つの従来のハイブリッドTier 1金融商品と、名目金額が10億ユーロで適格相当額が10億ユーロの別の従来のハイブリッドTier 1金融商品を償還した。最初の償還分については、ECBによる繰上償還承認の発効日をもって、2017年度にすでに規制上のその他Tier 1資本としての認識を中止している。

2018年12月31日現在、CRR/CRD 4に基づく移行期間中に認識された当行グループのTier 2資本は、合計62億ユーロであった。2018年12月31日現在、移行規定のもとでさらにTier 2資本として見なされる従来のハイブリッドTier 1金融商品はなかった。Tier 2資本性金融商品の名目価額の総額は、75億ユーロであった。2018年12月31日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもとで認識されたTier 2金融商品は、92億ユーロであった（移行期間中にその他Tier 1資本としてのみ認識可能な30億ユーロの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品を含む。）。2018年に、銀行は名目金額が210億円で適格相当額が1億ユーロの1つのTier 2資本性金融商品と、名目金額が30億円で適格相当額が0億ユーロの別のTier 2金融商品を償還した。これらの償還分については、ECBによる繰上償還承認の発効日をもって、2017年度にすでに規制上のTier 2資本としての認識を中止している。

最低所要自己資本と追加的自己資本バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限などの監督措置が発せられることがある。2018年度において当行は自己資本規制に従っていた。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の組み合わせられた資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され（システミック・リスク・バッファ（ある場合）は、段階的な導入の対象外）、2019年以降、全面的に施行される予定である。第1の柱の最低所要自己資本に加えて、当該資本バッファの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

当行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）によって引き続きグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）に指名された。その結果、G-SIIの資本バッファとして2019年にCET 1資本でRWAの2.00%が要求されており、2016年から0.5%ずつ段階的に導入され、2017年には1.00%、2018年には1.50%であった。これは、2018年に公表された指標に基づくFSBのシステミックな重要性の評価に従ったものである。当行は、引き続き当行の指標をウェブサイト上で公開する。

資本保全バッファは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入され、2019年にCET 1資本についてRWAの2.50%の所要自己資本に相当し、2016年から0.625%ずつ段階的に導入され、2017年には1.25%、2018年には1.875%であった。

カウンターシクリカル資本バッファは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファは、2019年までCET 1資本でRWAの0%から2.50%の間で多様である。例外的に、2.50%よりも高くなり得る。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、当行の関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2018年12月31日現在、機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、0.07%であった。

上記のバッファに加えて、BaFin等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非シクリカルシステミック・リスクおよびマクロ・プルーデンシャル・リスクを回避および軽減するためのシステミック・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でCET 1資本でRWAの5.00%の追加的なバッファを要求する可能性がある。2018年度末現在（および現時点で）、システミック・リスク・バッファは当行には適用されていなかった。

加えて、ドイツ銀行AGは、BaFinによってその他のシステム上重要な金融機関（0-SII）として分類されており、2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならない。ドイツ銀行については、0-SIIバッファが2017年度に第1段階として0.66%適用され、2018年度には1.32%、2019年度には2.00%となる。特定の例外が適用される場合を除き、システミック・リスク・バッファ（2018年12月31日現在、該当なし）、G-SIIバッファおよび0-SIIバッファのいずれか高い方のみを適用しなければならない。従って、0-SIIバッファの要件は、2018年12月31日現在適用されていない。

加えて、第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（SREP）に従って、欧州中央銀行（ECB）は、法令の要件（いわゆる、第2の柱の要件）よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。2017年12月19日に、ドイツ銀行は、ECBから2017年度のSREPの結果を受けた2018年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定により、2018年1月1日以降、ドイツ銀行は、2018年12月31日現在、最低10.69%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することが要求される。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.875%の段階的導入の資本保全バッファ、0.07%のカウンターシクリカル資本バッファ（2018年12月31日現在）および1.50%の段階的導入のG-SII資本バッファで構成される。これに対して、2018年12月31日現在、ドイツ銀行のTier 1所要自己資本比率は12.19%、自己資本合計比率は14.19%であった。

資本保全バッファおよびG-SII資本バッファ要件の移行期間が終了し、CET 1資本でカバーされる必要があるすべてのバッファレベルがそれぞれ2.50%および2.00%であったことから、2019年1月1日以降、ドイツ銀行は連結ベースでCET 1比率を最低11.82%に維持しなければならない。CET 1所要自己資本の内訳は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%に据え置かれた第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（2018年度末0.07%）および2.00%のG-SIIバッファで構成される。これに対して、2019年のドイツ銀行単体のTier 1所要自己資本比率は13.32%、自己資本合計比率は15.32%である。2019年2月8日に、ドイツ銀行は、ECBから2018年度のSREPの結果を受けた2019年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。この決定により、2019年3月1日以降、ドイツ銀行の第2の柱であるCET 1所要自己資本の要件は2.75%に据え置かれた。また、ECBは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる。）を当行が維持することを期待する内容を直接通知した。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合に当該銀行に対し資本配分が自動的に制限されることはないが、当行には当該ガイダンスを維持することを要求している。

下表は、2018年と2019年にドイツ銀行に適用される、第1の柱と第2の柱（「第2の柱」のガイダンスを除く。）の異なる最低所要自己資本および資本バッファの要件（段階的導入ベースで示す。）の概要を示している。

総所要自己資本および資本バッファの概要

	2018年	2019年
第1の柱		
CET 1最低所要自己資本	4.50%	4.50%
合算後のバッファの要件	3.44%	4.57%
資本保全バッファ	1.875%	2.50%
カウンターシクリカル資本バッファ	0.07% ¹	0.07% ¹
以下の最大要件：	1.50%	2.00%
G-SIIバッファ	1.50%	2.00%
0-SIIバッファ	1.32%	2.00%
システミック・リスク・バッファ	0.00%	0.00% ²
第2の柱		

第2の柱のCET 1資本のSREPアドオン（「第2の柱」のガイダンスを除く。）	2.75%	2.75%
第1の柱および第2の柱のCET 1所要自己資本合計 ³	10.69%	11.82%
第1の柱および第2の柱のTier 1所要自己資本合計	12.19%	13.32%
第1の柱および第2の柱の総所要自己資本	14.19%	15.32%

- 1 ドイツ銀行のカウンターシクリカル資本バッファの要件は、各報告日時点のEBAおよびバーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって定められた各国ごとのバッファ率ならびにドイツ銀行の関連する信用エクスポージャーも算定の基礎となる。2018年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2018年12月31日現在のものである。2019年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2019年度のデータが入手できないため、0.07%と仮定している。
- 2 システミック・リスク・バッファは、2019年度の予想では引き続き0%であると仮定している。ただし、追加的な指令によって変更される可能性がある。
- 3 第1の柱と第2の柱（「第2の柱」のガイダンスを除く。）のCET 1総所要自己資本は、SREPに基づく所要自己資本、G-SII、O-SIIおよびシステミック・リスク・バッファの所要自己資本のいずれか高い方、およびカウンターシクリカル資本バッファの所要自己資本を合計することによって算出する。

規制自己資本の変動

2018年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は551億ユーロであり、475億ユーロのCET 1資本と76億ユーロのAT1資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2017年度末から25億ユーロ減少した。これは、主にCET 1資本が2017年度末から33億ユーロ減少した一方で、同期間にAT1資本が8億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が33億ユーロ減少したことは、主に、段階的導入率が2017年度は80%であったのに対し、2018年度は100%になったことから、規制上の調整額が増加したことによるものである。ECBのガイダンスに基づき、またEBAの支払コミットメントに関するガイドラインに従い、ドイツ銀行は、2018年1月1日以降、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントをリスク加重するのではなく、その他のCET 1資本控除として取り扱っている。2018年12月31日現在の当該資本控除額は6億ユーロであった。2018年1月1日のIFRS第9号適用によって、資本は4億ユーロ減少した。さらに、当行グループのCET 1資本は2018年度第2四半期に5億ユーロ減少した。これは、2017年会計年度分の配当金の支払い（年次株主総会後に1株当たり11セント）および年次払いのAT1クーポンに係る支払いの影響によるものであるが、これらは2017年度の当期純損失の結果として、規制（EU）第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に従い、CET 1資本に対し未払計上されていなかった。2018年12月31日現在、当行グループの3億ユーロのプラスの純利益は、当行グループの2018年度末の3億ユーロの配当金およびAT1クーポンの未払計上により全額が相殺されている。当該配当金およびAT1クーポンは、規制（EU）第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に従ったCET 1資本の中間または期末の利益の認識に関するECBの「決定」（EU）（第2015/656号）に則っている。CET 1資本へのマイナスの影響は、DWS Group GmbH & Co. KGaA（DWS）の株式の公開（IPO）による9億ユーロのプラスの影響により一部相殺されている。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本が8億ユーロ増加したことは、段階的に廃止されたAT1資本からの規制上の調整額が17億ユーロ減少したプラスの影響と、2018年度第2四半期における名目金額10億ユーロの一つの従来のハイブリッドAT1金融商品の繰上償還および償還のマイナスの反対効果によるものである。AT1資本からの規制上の調整額は、完全適用規則のもとでCET 1資本から差し引かれるが、移行期間にAT1資本から控除することが認められる特定のCET 1控除の残存金額を反映している。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2018年度に100%に増加し（2017年度は80%であった。）、それに対応して、AT1資本の水準は2018年度に0%に減少した（2017年度は20%であった。）。

2018年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2017年度末の529億ユーロに対して、521億ユーロであった。2018年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2017年12月31日現在の483億ユーロに対して、475億ユーロであった。2018年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるその他Tier 1資本は、2017年度末から増減がなく、46億ユーロであった。

当行グループの完全適用によるCET 1資本が2017年度末に比べて8億ユーロ減少した内訳は、主に単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの控除による6億ユーロ、IFRS第9号適用の影響による4億ユーロ、2018年度第2四半期における1株当たり11セント合計2億ユーロの配当金およびAT1クーポンに係る支払い3億ユーロならびにブルデンシャル・フィルターによる規制上の調整（追加評価調整）による3億ユーロのマイナスの影響によるものである。これらのマイナスの影響は、当行グループによるDWSのIPOによる9億ユーロのプラスのCET 1拠出によって相殺されている。

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	CRR/CRD 4 の完全適用	CRR/CRD 4 ¹	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金				
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金 ²	45,515	45,515	45,195	45,195
利益剰余金	16,297	16,297	17,977	17,977
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	382	382	696	660
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） ³	0	0	-751	-751
その他 ²	846	846	0	33
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	63,041	63,041	63,116	63,114
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整				
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	-1,504	-1,504	-1,204	-1,204
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-329	-329	-102	-74
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-8,566	-8,566	-8,394	-6,715
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-2,758	-2,758	-3,004	-2,403
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額 ⁴	-367	-367	-502	-408
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-1,111	-1,111	-1,125	-900
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-25	-25	-144	-117
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%/15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10%/15%基準超過額）（マイナスの金額）	0	0	0	0
その他の規制上の調整 ⁵	-895	-895	-341	-485
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-15,555	-15,555	-14,816	-12,306
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	47,486	47,486	48,300	50,808
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	3,009	N/M	3,904
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	7,685	4,676	8,579

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	CRR/CRD 4 の完全適用	CRR/CRD 4 ¹	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整				
(金融)機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有(マイナスの金額)	-80	-80	-55	-26
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	N/M	N/M	-1,730
その他の規制上の調整	0	0	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-80	-80	-55	-1,756
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,595	7,604	4,621	6,823
Tier 1資本(T1 = CET 1 + AT1)	52,082	55,091	52,921	57,631
Tier 2 (T2) 資本	9,211	6,202	10,329	6,384
規制自己資本合計(TC = T1 + T2)	61,292	61,292	63,250	64,016
リスク・ウェイトド・アセット合計	350,432	350,432	344,212	343,316
自己資本比率				
普通株式等Tier 1資本比率(リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	13.6	13.6	14.0	14.8
Tier 1資本比率(リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	14.9	15.7	15.4	16.8
自己資本合計比率(リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	17.5	17.5	18.4	18.6

N/M - 表記するに値しない。

- 2018年1月1日より、CET 1の規制上の調整を段階的に導入してきたCRR/CRD 4「経過」(または「段階的」)規定における導入比率が100%に到達するとともに、経過規定でのみ認識可能な少数株主持分に係る段階的廃止比率が100%となった。
- 当行グループによるDWSのIPOにより、9億ユーロのCET 1が拠出されたが、これは資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金の1億ユーロ、その他における少数株主持分の8億ユーロに反映されている。
- 規制(EU)第575/2013号(ECB/2015/4)の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に従い、中間利益は認識されない。
- 2019年1月18日に公表されたCRR第159条および最近のEBAによるガイダンス(Q&A 2017_3426)に基づき、特定の信用リスク調整として未経過信用スプレッドの追加評価調整のみが使用されている。
- ECBのガイダンスに基づき、また単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するEBAのガイドラインに従い、2018年1月以降、6億ユーロの資本控除が含まれている。さらに、規制(EU)第1024/2013号第16条(1)(c)および第16条(2)(d)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除を含む。

株主持分の規制自己資本への調整

単位：百万ユーロ	CRR/CRD 4	
	2018年12月31日 現在	2017年12月31日 現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計 ¹	62,495	63,174
事業体の非連結/連結	-33	-58
内訳：		
資本剰余金	-12	-6
利益剰余金	-150	-228
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	130	176
規制上の貸借対照表による株主持分合計	62,462	63,116
少数株主持分（連結CET 1に含めることが認められている額） ¹	846	33
未払配当およびAT1クーポン ²	-267	0
移行期間における非連結/連結に係るその他の包括利益（損失）累計額の戻入れ、税引後	0	-35
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	63,041	63,114
追加評価調整	-1,504	-1,204
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-329	-74
CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	0	-144
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）	-8,566	-6,715
将来の収益性に依拠する繰延税金資産	-2,758	-2,403
確定給付年金基金資産	-1,111	-900
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
その他の規制上の調整	-1,287	-866
普通株式等Tier 1資本	47,486	50,808

1 当行グループによるDWSのIPOにより、9億ユーロのCET 1が拠出されたが、これは会計上の貸借対照表の株主持分合計に1億ユーロ、および少数株主持分に8億ユーロ反映されている。

2 規制（EU）第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条（2）に則ったECBの決定（EU）第2015/656号に従い、中間利益は認識されない。

規制自己資本の変動

単位：百万ユーロ	CRR/CRD 4	
	2018年12月31日に終了した12ヶ月間	2017年12月31日に終了した12ヶ月間
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期首残高	50,808	47,782
普通株式 (純額)	0	1,760
資本剰余金	327	6,153
利益剰余金	-662	-795
自己普通株式、売却 (+) および購入 (-) の純影響	-6	-9
その他の包括利益累計額の増減	-134	-2,748
未払配当およびその他Tier 1 (AT1) クーポン ¹	-267	0
追加評価調整	-299	194
のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)	-1,850	-1,653
将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から発生するものを除く)	-355	-91
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	41	-219
確定給付年金基金資産	-211	-333
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
リスク・ウェイト・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産 (10%および15%基準超過額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後)	0	354
その他 (規制上の調整を含む)	95	413
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期末残高	47,486	50,808
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期首残高	6,823	7,703
その他Tier 1に適切な資本の新規発行	0	0
満期到来したおよび償還された金融商品	-1,008	-2,376
移行措置	1,730	1,708
このうち、のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)	1,679	1,696
その他 (規制上の調整を含む)	59	-212
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期末残高	7,604	6,823
Tier 1資本	55,091	57,631
Tier 2 (T2) 資本 - 期末残高	6,202	6,384
規制自己資本合計	61,292	64,016

¹ 規制 (EU) 第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定 (EU) 第2015/656号に従い、中間利益は認識されない。

リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、リスク・ウェイト・アセット (RWA) の概要を、リスク種別および業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分 (該当する場合) の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

移行規定に従ったリスク種別および業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計
信用リスク	115,035	76,592	5,236	15,964	212,827
決済リスク	39	0	0	47	86
信用評価調整 (CVA)	7,642	202	112	42	7,997
マーケット・リスク	37,446	89	0	0	37,535
オペレーショナル・リスク	76,145	10,827	5,017	0	91,989
合計	236,307	87,709	10,365	16,053	350,432

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計
信用リスク	118,940	75,377	3,273	16,552	214,142
決済リスク	142	0	0	5	147
信用評価調整 (CVA)	6,189	171	84	7	6,451
マーケット・リスク	30,896	70	0	0	30,966
オペレーショナル・リスク	74,936	11,654	5,020	0	91,610
合計	231,103	87,272	8,378	16,564	343,316

2018年12月31日現在のCRR/CRD 4に基づくRWAは、経過規定がまだ適用されていた2017年度末の3,433億ユーロに対して、3,504億ユーロであった。この71億ユーロの増加は主に、マーケット・リスクRWAおよびCVA RWAによるものである。CVA RWAは、手法および方針関連のいくつかの変更によるものである。マーケット・リスクRWAの66億ユーロの増加は、ストレスのかかったVaRの増加および集中リスクの一時的な増加によるものである。信用リスクRWAは、主に、パラメータの再調整、モデルおよび手法の変更、ならびに未決済のシンジケート・ローンの捕捉の改善によるRWAの減少に起因して、13億ユーロ減少した。この減少は、当行グループのCIBおよびPCBの両セグメントの事業成長によるRWAの増加によって部分的に相殺された。

2018年1月1日以降、経過規定上のRWAは、すべての経過措置が期限を迎えたため、完全適用ベースによるRWAと同額となっている。2017年12月31日現在、経過規定によるRWAは、グランド・ファーザー規定に従って持分ポジションのごく一部を依然として認識しており、完全適用ベースのRWAの3,442億ユーロをわずかに下回り、3,433億ユーロとなった。

下表は、報告期間における信用リスク、信用評価調整、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関して観察されたリスク・ウェイト・アセットの変動の主要な要因の分析を提供している。また、RWAから算出される所要自己資本の変動を8%の自己資本比率で示している。

カウンターパーティ信用リスクを含む、信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日		2017年12月31日	
	信用リスク		信用リスク	
	RWA	所要自己資本	RWA	所要自己資本
信用リスクRWA期首残高	214,142	17,131	220,345	17,628
勘定の規模	4,086	327	3,523	282
勘定の質	-3,314	-265	506	40
モデル更新	-1,357	-109	1,272	102
手法および方針	-976	-78	0	0
取得および処分	-1,653	-132	0	0
外国為替変動	2,536	203	-10,162	-813
その他	-637	-51	-1,342	-107
信用リスクRWA期末残高	212,827	17,026	214,142	17,131

うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日		2017年12月31日	
	カウンター パーティ 信用リスク		カウンター パーティ 信用リスク	
	RWA	所要自己資本	RWA	所要自己資本
カウンターパーティ信用リスクRWA期首残高	33,924	2,714	35,614	2,849
勘定の規模	-8,235	-659	-4,628	-370
勘定の質	104	8	3,715	297
モデル更新	-850	-68	1,272	102
手法および方針	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	339	27	-2,048	-164
その他	0	0	0	0
カウンターパーティ信用リスクRWA期末残高	25,282	2,023	33,924	2,714

信用リスクRWAの変動の表における主な要因の分類は、開示強化タスクフォース（EDTF）の推奨に完全に則ったものである。当行グループのポートフォリオの規模および構成の自律的变化は、「勘定の規模」の区分において考慮されている。「勘定の質」の区分は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメータの再調整および担保カバレッジ活動による影響を示している。「モデル更新」の区分には、従前のモデルの改善および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規規制の適用等）に起因して生じるRWAの変動は、「手法および方針」の項において考慮されている。「取得および処分」の区分は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示するためのものである。上記区分に該当しない変動は、「その他」の区分に含まれている。

2017年12月31日以降の信用リスクRWAの0.6%（13億ユーロ）の減少は、勘定の質、モデル関連および手法関連の変更によるものである。「勘定の質」の区分には、パラメータの再調整およびデータ向上に起因して生じた減少が含まれている。「モデル更新」の区分は、デリバティブに係る当行グループの内部モデル手法の改善に主に起因して、さらに減少している。また、「手法および方針」の区分は、当年度期首よりCET 1から控除されている単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの認識の中止を反映している。「その他」の区分は、主に、未決済のシンジケート・ローンの捕捉が改善したことによりRWAが減少したこと、およびCRR/CRD 4経過規定上の各グランド・ファーザー条項の段階的廃止により、持分ポジションに係るRWAが増加したことによる正味の影響を反映している。「取得および処分」の区分では、ポーランドのリテール事業の部分的売却に関連して信用リスクRWAが減少している。これらの減少は、外国為替変動に起因する増加に加え、CIBおよびPCBの両セグメントの事業成長を表す「勘定の規模」の区分における増加により、一部相殺された。

カウンターパーティ信用リスクの減少は、主に、取引が終了したこと、ならびに事業全体にわたってデータおよび担保が向上したことによるものである。また、「モデル更新」の区分は、デリバティブに係る当行グループの内部モデル手法の改善による影響を含む全体的な減少に寄与した。

CRR/CRD 4の規制枠組みに基づき、当行グループは、カウンターパーティの信用度を考慮に入れたCVAを用いてRWAを算出することが要求される。CVAに係るRWAには、OTCデリバティブ・エクスポージャーに関連した予想されるカウンターパーティ・リスクからの時価評価損が含まれる。当行グループは、CVAの大半を、BaFinによって認可された当行グループ独自の内部モデルに基づき算出している。

信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日		2017年12月31日	
	CVA RWA	所要 自己資本	CVA RWA	所要 自己資本
CVA RWA期首残高	6,451	516	9,416	753
リスク水準の変動	-770	-62	-3,228	-258
市場データの変動および再調整	0	0	0	0
モデル更新	0	0	0	0
手法および方針	2,028	162	870	70
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	288	23	-607	-49
CVA RWA期末残高	7,997	640	6,451	516

CVA RWAの変動は、幾つかの区分に細分化される。「リスク水準の変動」には、ポートフォリオの規模および構成の変化が含まれる。「市場データの変動および再調整」には、市場データの水準の変動、ボラティリティの変動、再調整が含まれる。「モデル更新」は、CVA RWAに用いられるIMM信用エクスポージャーモデルまたはバリュアットリスクモデルのいずれかの変更である。「手法および方針」は、規制の改訂に関連する。重要な事業取得または処分は、該当する名称の区分に表示される。

2018年12月31日現在のCVAに係るRWAは80億ユーロであり、2017年12月31日現在の65億ユーロと比較すると、15億ユーロ、率にして19%の増加となっている。全体の増加は、ポートフォリオのリスク圧縮活動および為替の影響によって一部相殺されたものの、「手法および方針」に係る変更によるものである。方針における最も顕著な変更は、規制上のガイダンスの変更を受けて証券金融取引を含めたことであった。

マーケット・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日						RWA 所要	
	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	合計	自己資本	
マーケット・リスクRWA期首残高	4,380	10,896	9,871	56	5,763	30,966	2,477	
リスク水準の変動	799	4,562	1,174	-3	903	7,435	595	
市場データの変動および再調整	-51	0	0	0	-165	-215	-17	
モデル更新/変更	108	431	80	0	-200	420	34	
手法および方針	131	537	-1,057	-53	-500	-941	-75	
取得および処分	0	0	0	0	-223	-223	-18	
外国為替変動	0	0	0	0	94	94	8	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
マーケット・リスクRWA期末残高	5,368	16,426	10,068	0	5,673	37,535	3,003	

2017年12月31日

単位：百万ユーロ						RWA	所要
	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	合計	自己資本
マーケット・リスクRWA期首残高	5,957	14,271	8,662	273	4,599	33,762	2,701
リスク水準の変動	-1,658	-3,375	2,598	-217	922	-1,729	-138
市場データの変動および再調整	81	0	0	0	581	661	53
モデル更新/変更	0	0	-1,390	0	-38	-1,428	-114
手法および方針	0	0	0	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	0	-301	-301	-24
その他	0	0	0	0	0	0	0
マーケット・リスクRWA期末残高	4,380	10,896	9,871	56	5,763	30,966	2,477

マーケット・リスクの分析は、バリュー・アット・リスク (VaR)、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク (SVaR)、追加的リスク資本賦課 (IRC) および包括的リスク計測 (CRM) に係る当行グループの内部モデルにおける変動、ならびにマーケット・リスク標準的アプローチの結果を対象としている。これらは、上表の「その他」の区分に含まれる。マーケット・リスク標準的アプローチは、トレーディング証券化商品、nthトゥ・デフォルト・デリバティブ、長期のエクスポージャー、関連する集団投資事業およびポストバンクに係るマーケット・リスクRWAを対象としている。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改訂によるマーケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が反映されている。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の区分に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2018年12月31日現在、マーケット・リスクに係るRWAは、2017年12月31日に比べて66億ユーロ (21%) 増加し、375億ユーロとなった。この増加は主に、金利および持分関連のエクスポージャーの構成の変更に伴う分散効果の減少により「リスク水準の変動」の区分から生じた、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクによるものである。

オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日		2017年12月31日	
	オペレーシ ナル・リスク	所要	オペレーシ ナル・リスク	所要
	RWA	自己資本	RWA	自己資本
オペレーショナル・リスクRWA期首残高	91,610	7,329	92,675	7,414
損失プロファイルの変動 (内部および外部)	-2,847	-228	-2,815	-225
期待損失の変動	5,407	433	1,104	88
フォワード・ルッキングなリスク構成要素	484	39	-3,265	-261
モデル更新	-2,666	-213	3,912	313
手法および方針	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0
オペレーショナル・リスクRWA期末残高	91,989	7,359	91,610	7,329

内外の損失事象の変動は、「損失プロファイルの変動」の区分に反映されている。「期待損失の変動」の区分は、部門別事業計画および過去の損失に基づき、特定の制約に従い、AMA自己資本の計数から控除されている。「フォワード・ルッキングなリスク構成要素」の区分には、事業環境および内部統制要因に重点を置いた、非財務リスク (NFR) 選好の指標およびRCAスコアを通じて、定性的調整、従って、オペレーショナル・リスクの日常的管理活動の実効性と実績が反映されている。「モデル更新」の区分には、モデルの変更の実施といったモデルの高度化が含まれる。「手法および方針」の区分には、規制上のアドオン等、外部による変更が反映されている。「取得および処分」には、新規事業または処分された事業に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動が含まれる。

RWA全体の4億ユーロの増加は、大部分が相殺されている、いくつかの影響によるものである。業界全体で訴訟の発生が減少したことに加え、ドイツ銀行において引当金および法務的予測の水準が低下したことから、当行グループの資本モデルに織り込まれる損失プロファイルが減少した。これらの (内外の) 損失プロファイルの変動により、オペレーショナル・リスクに係るRWAは28億ユーロ減少した。さらに、多くのモデルが更新された結果、全体的なRWAは27億ユーロ減少した。これらの改善は主に、内部損失データおよび外部損失データのウェイトの調整に関連しており、強化された当行グループのRCAプロセスの実施

にも関連していた。その結果生じた減少はフォワード・ルッキングなリスク構成要素の変動により一部相殺されているが、リスク選好指標の低下とRCAの結果により、RWAが5億ユーロ増加した。しかしながら、最も顕著な影響は、当行グループの控除可能な予想損失が変動したことから生じていた。当行グループでは、所要自己資本を、当行グループのAMAモデルを用いたシミュレーションにより算出された損失合計額と控除可能な予想損失額との差異に基づき算定している。控除可能額は、モデルが予測した平均総損失の最小値とオペレーショナル・リスク損失の予測額に基づいている。2018年度において、控除可能な予想損失の大部分は後者であったが、これは、当行グループがオペレーショナル・リスク・プロファイルの変動に関して前向きな見直しを持っていたことから大幅に減少した。シミュレーションにより算出された、主に過去の情報に依拠する当行グループの損失合計の見積額はこの傾向とあまり一致せず、2つの金額間の差異がRWAの54億ユーロの増加の要因となった。

経済的資本

内部適正自己資本

当行グループの内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行の存続可能性を継続的に維持することを目的としている。当行グループは経済的観点から、内部適正自己資本を、以下の表に示すとおり、内部資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価している。

資本供給と資本需要の合計

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く。）

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
資本供給		
株主持分	62,495	63,174
非支配持分 ¹	900	0
未払AT1クーポン	-218	-213
証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	-26	-29
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整	-304	-73
追加評価調整	-1,504	-1,204
無形資産	-9,141	-8,839
一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産	-3,090	-3,341
予想損失ショートフォール	-367	-502
確定給付年金基金資産 ²	-1,111	-1,125
自己の普通株式等Tier 1資本性金融商品の保有	-11	-131
住宅ローンおよび預金保護	0	-19
その他の調整 ³	-1,122	-322
その他Tier 1資本性金融商品	4,675	4,675
資本供給	51,176	52,051
経済的資本需要合計		
信用リスク	10,610	10,769
マーケット・リスク	10,341	10,428
オペレーショナル・リスク	7,359	7,329
ビジネス・リスク	4,758	5,677
分散効果	-6,960	-7,074
資本需要	26,108	27,129
内部適正自己資本比率	196%	192%

¹ 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

² 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

³ 2018年1月1日以降に発生した、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの資本控除による6億ユーロが含まれている。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。2018年12月31日現在のこの比率は、2017年12月31日現在の192%に対し、196%となった。この比率の変動は、主に、資本供給の減少により一部相殺された、資本需要の低下に起因するものであった。資本供給は9億ユーロ減少したが、これは主に、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの控除によるマイナスの影響6億ユーロ、IFRS第9号の適用による影響4億ユーロ、金利変動による未実現損失3億ユーロ、追加的な価値調整の控除3億ユーロ、および普通株式配当金の支払2億ユーロによるものである。これらのマイナスの影響は、当行グループによるDWS Group GmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）の一部株式の公開（IPO）による約10億ユーロのプラスの拠出額により一部相殺された。資本需要の低下は、「リスク・プロファイル」の項で説明しているとおり、経済的資本使用額の減少によるものであった。

上記の適正自己資本の額は、連結ドイツ銀行グループ全体に適用され、当行グループのリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

レバレッジ比率

当行グループは、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行グループは収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行グループは、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行グループは、グループ・リスク委員会（GRC）による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行グループは当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

改訂版CRR/CRD 4フレームワークに従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。現在CRR/CRD 4のフレームワークは、遵守すべき強制的な最低レバレッジ比率を規定していないが、欧州三機関による協議での法案には3%の最低レバレッジ比率の導入が盛り込まれている。ただし、その実施日の提案にはばらつきがある。また、2017年12月に公表されたパーゼル最終規則によって、グローバルなシステム上重要な機関（以下「G-SII」という。）として特定された銀行に対し、追加的なレバレッジ比率のバッファ要件、すなわち50%（G-SIIバッファ）が適用されることとなった。当該追加的なレバレッジ比率のバッファの実施および適用時期に関する詳細は、今後の法律制定プロセスの動きによる。

当行グループは、当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU)第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU)第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。さらに、当行グループは下表に示すとおり、レバレッジ比率を段階的導入ベースで提供する。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランスシートのエクスポージャー、およびその他のオンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価に係る規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャーの現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャーの額から控除される。デリバティブ取引で差入れられた現金変動証拠金として認識された債権の控除は、以下の「レバレッジ比率の共通開示」の表のデリバティブ・エクスポージャーに表示されている。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブ・プロテクションの実質想定元本分がさらに減額される。

証券金融取引（SFT）の構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランスシートのエクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランスシートのエクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く。）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く。）の会計上の価値およびTier 1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を、2016年2月16日の欧州連合官報で公表された委員会実施規則(EU)第2016/200号に基づき、欧州委員会が採用した実施技術基準（ITS）の開示表に従い表示するものである。追加的な情報として、段階的導入の数値も含まれている。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,348	1,475
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	0	5
デリバティブ金融商品に関する調整	-140	-172
証券金融取引に関する調整(SFT)	14	41

オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランスシートのエクスポージャーの信用相当額への転換）	99	95
その他の調整	-49	-50
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額（完全適用）	1,273	1,395
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額（段階的導入）	1,273	1,396

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ

（別途記載のものを除く。）

2018年12月31日現在 2017年12月31日現在

デリバティブ・エクスポージャー合計	159	166
証券金融取引エクスポージャー合計	103	158
オフバランスシートのエクスポージャー合計	99	95
その他の資産	925	990
Tier 1資本の算定上控除された資産額 ¹	-13	-14
Tier 1資本（完全適用）	52.1	52.9
レバレッジ比率エクスポージャーの総額（完全適用）	1,273	1,395
レバレッジ比率（完全適用、%）	4.1	3.8

Tier 1資本（段階的導入）	55.1	57.6
レバレッジ比率エクスポージャーの総額（段階的導入）	1,273	1,396
レバレッジ比率（段階的導入、%）	4.3	4.1

1 完全適用によるTier 1資本の定義を使用している。段階的導入によるTier 1資本の定義を使用している金額は、2018年12月31日現在および2017年12月31日現在、それぞれ-130億ユーロおよび-130億ユーロである。

2018年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2018年12月31日現在の、当行グループのCRR/CRD 4完全適用ベースによるレバレッジ比率は4.1%であった（2017年12月31日現在では3.8%）。これは、2018年12月31日現在のTier 1資本521億ユーロ（CRR/CRD 4完全適用ベースによる。）の、適用される額を用いたエクスポージャー12,730億ユーロに対する比率である（2017年12月31日現在では、それぞれ529億ユーロおよび13,950億ユーロ）。

当行グループの経過規定によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は、2018年12月31日現在、4.3%であり（2017年12月31日現在では4.1%）、経過規定により適用されるエクスポージャーの額は12,730億ユーロとすると、Tier 1資本は551億ユーロとして算定された（2017年12月31日現在では、それぞれ13,960億ユーロおよび576億ユーロ）。2018年1月1日より、経過規定における当該エクスポージャーは、完全適用によるエクスポージャーと同額となる（2017年12月31日現在では10億ユーロ高かった）。これは、経過規定の下では、Tier 1資本の算定において控除される資産の金額がより低かったからである。

2018年度全体において、当行グループのレバレッジ比率エクスポージャーは、1,220億ユーロ減少し、12,730億ユーロとなった。これは、主に、貸借対照表上のSFT関連項目（売戻条件付買入有価証券（逆レポ）、借入有価証券担保金およびプライム・ブローカレッジ債権）の減少、および担保認識範囲の拡大によるカウンターパーティ信用リスクのアドオンの減少を反映し、SFTエクスポージャーが550億ユーロ減少したことによるものである。その他の資産は650億ユーロ減少したが、これは、当行グループの貸借対照表残高の変動を反映している。特に、現金および中央銀行預け金・インターバンク預け金が370億ユーロ減少し、デリバティブ以外のトレーディング資産が330億ユーロ減少した。デリバティブは、潜在的な将来のエクスポージャーに係るアドオンの減少により、70億ユーロ減少した。オフバランスシートのエクスポージャーは、取消不能貸出コミットメントに係る想定元本の増加に伴い、40億ユーロの若干の増加となった。

2018年度におけるレバレッジ比率エクスポージャーの減少は、有利な為替レートの動き（主に、ユーロの対米ドルでの下落）の影響による260億ユーロも反映している。

2018年12月31日現在、IFRSに基づく資産合計のIFRSに基づく資本合計に対する比率として計算した当行グループのレバレッジ比率は20で、これに対し、2017年12月31日現在では22であった。

Tier 1資本の変動の主要な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（以下「MREL」という。）

MRELの要件

自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（以下「MREL」という。）の要件は、信用機関の破綻処理に係る統一的なルールおよび統一的な手続（単一破綻処理メカニズム規制、以下「SRM規制」という。）を定めた欧州連合の規制、ならびにド

イツ再建および破綻処理法によりドイツの法律に組み込まれた、信用機関の再建および破綻処理の枠組みを定めた欧州連合の指令（銀行再建および破綻処理指令、以下「BRRD」という。）により導入された。

現在要求されているMRELの水準は、それぞれの望ましい破綻処理方針に応じて、監督対象の銀行ごとに管轄破綻処理機関により個別に決定される。ドイツ銀行AGの場合、MRELは単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）により決定される。MRELに関して法定の最低水準はないが、BRRDおよび委任規則により、要求されるMRELの水準を決定する際に破綻処理機関が考慮しなければならない基準が規定されている。ガイダンスは、SRBによって毎年発行される方針を通じて提供される。

2018年度第2四半期に、SRBはドイツ銀行に適用されるMREL比率を設定し、ドイツ連邦金融監督公社（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。）を通じて伝達した。連結ベースのMREL比率は、負債合計および自己資本（以下「TLOF」という。）の9.14%に設定され、ただちに適用された。TLOFは基本的に、デリバティブ・ネットリング考慮後の、規制上の連結範囲を反映したIFRSに基づく負債合計と、自己資本（すなわち、規制自己資本）から構成されている。MRELはSRBによって毎年見直される。

グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行AGは、総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）の国際的な最低要求基準の対象にもなる。TLACの要件は、欧州議会および欧州連合理事会が2018年12月に暫定政治合意に達した2016年11月の銀行改革パッケージによって実施される予定である。当行グループは、現在のところ2019年上半期に予定されている銀行改革パッケージの規定が発効すれば、TLACの要件がただちに発効するものと予想している。

銀行改革パッケージは、ドイツ銀行のようなグローバルにシステム上重要な金融機関に対し、新たな「第1の柱」であるMRELの要件を導入することにより、TLACを実施する。この新しい要件はリスクに基づく分母とリスク以外に基づく分母の両方に基づいており、移行期間後に、リスク・エクスポージャー合計の18%とレバレッジ比率エクスポージャーの6.75%のうちいずれか高い方に設定される見込みである。さらに、管轄機関は、グローバルにシステム上重要な金融機関に対してMRELのアドオン要件を課すことができる。破綻した銀行が納税者からの資金に頼らずに解散できるようにするため、TLACとMRELの両要件は銀行に対し、破綻時に損失を吸収するのに適格な、十分な量の金融商品の維持を義務付けるよう特別に設計されている。

MREL比率の変動

2018年12月31日現在、TLOFは10,580億ユーロ、利用可能なMRELは1,180億ユーロであり、これはTLOFの11.14%に相当する。すなわち、ドイツ銀行は、自己資本および適格負債について、当行グループの970億ユーロ（すなわち、TLOFの9.14%）のMRELを210億ユーロ上回る十分なバッファを有していることを意味する。

MRELに関する開示

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く。）

2018年12月31日現在

MRELに含まれる規制自己資本の要素	
普通株式等Tier 1 (CET 1)	47,486
MRELにおいて適格なその他Tier 1 (AT1) 資本性金融商品	7,604
MRELにおいて適格なTier 2 (T2) 資本性金融商品	
MRELに係る調整前のTier 2 (T2) 資本性金融商品	6,202
Tier 2 (T2) 資本性金融商品のMRELに係る調整	745
MRELにおいて適格なTier 2 (T2) 資本性金融商品	6,947
MRELに含まれる規制自己資本の要素合計	62,037
MRELに含まれるその他の要素	
シニア非優先ブレンバニラ債	54,852
シニア優先ブレンバニラ債	1,020
MRELに含まれるその他の要素合計	55,872
ブルデンシャル・ネットティング後の負債合計および自己資本 (TLOF)	1,058,484
MREL比率	
MREL比率 (TLOFに対する割合)	11.14%

自己資本および適格負債

MRELの要件を満たすために、ドイツ銀行は、十分な額の適格金融商品を確実に維持する必要がある。MRELにおいて適格な金融商品は、規制上の資本性金融商品（以下「自己資本」という。）と、適格負債と呼ばれる一定の基準を満たしている負債である。

MRELの文脈で言及される自己資本は、残存期間が1年未満のTier 2資本性金融商品を除外しており、規制自己資本から除外されている残存期間が1年超5年未満のTier 2資本性金融商品の全額を含んでいる。

適格負債とは、損失吸収資本としての適切な構造を確保するとされる適格基準を満たしている負債である。その結果、適格負債からは、保険預金保護制度の対象である預金、またはドイツの破綻処理法の下で優先される預金（例えば、個人顧客および中小企業顧客からの預金）が除外されている。とりわけ、担保付負債、デリバティブ負債および仕組みノートは一般的に除外されている。さらに、適格負債は、少なくとも1年の満期までの残存期間を有していなければならない、また、償却または転換を有効にするためには、欧州連合加盟国の法律に基づいて発行されているか、または契約条件にペイルイン条項が含まれていなければならない。

銀行改革パッケージにより、TLACおよびMRELのアドオン要件（特に劣後に関する要件）に関して、グローバルにシステム上重要な金融機関が満たさなければならない追加的な適格基準が導入される。2017年1月1日より、ドイツ銀行法では、銀行の他のシニア債の中でも「上位で非優先」と位置付けられている法的に劣後する負債性有価証券について、新たなクラスを規定している（ただし、Tier 2金融商品として適格なものなど、銀行の契約上の劣後負債には優先する）。2018年7月21日にドイツで実施された欧州連合による調和化の取り組みを受けて、銀行は、適格シニア債の特定の発行を非優先と優先のいずれに区分するかを決定することが認められている。こうした新しいルールの下でドイツ銀行が発行した「上位で非優先」の負債性有価証券は、従来のルールにより「上位で非優先」として分類された発行済の負債性金融商品と同順位である。ドイツ銀行は、MRELの適格負債として、主にドイツ銀行AGの「非優先シニア債」に依存している。

[次へ](#)

信用リスク・エクスポージャー

当行グループは、IFRS第9号の会計基準に従って2018年度に関する情報を提供しているが、2017年度の数値はIAS第39号の会計規則に基づいており、旧表示形式で表示されている。会計要件が大幅に変更したことから数値は比較可能な状態ではない。詳細については、連結財務諸表に対する注記02「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」の「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」の項を参照のこと。

カウンターパーティ信用エクスポージャーは、当行グループの伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金や偶発負債といった要素を含む。）に加え、一定の金融商品（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブを含む。）における顧客との直接的トレーディング活動から発生する。エクイティ商品および取引クレジット商品（債券等）における当行グループのポジションから、債務不履行リスクも発生する。

当行グループでは、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

最大信用リスク・エクスポージャー

『

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の当行グループの財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。この表は、IFRS第9号に従って減損の対象となっているエクスポージャーも示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング・アグリーメントの影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行グループは、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

最大信用リスク・エクスポージャー

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	最大信用リスク・エクスポージャー ¹	減損評価対象	ネットイン グ	担保	信用補完	
					保証および クレジット ・デリバ ティブ ²	信用補完 合計
償却原価で測定する金融資産 ³						
現金および中央銀行預け金	188,736	188,736	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	8,885	8,885	-	4	0	4
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	8,222	8,222	-	7,734	-	7,734
借入有価証券担保金	3,396	3,396	-	0	-	0
貸出金	404,537	404,537	-	224,353	16,582	240,934
信用リスクにさらされるその他の資産 ^{4,5}	71,899	65,010	29,073	3,199	79	32,352
満期保有有価証券	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
償却原価で測定する金融資産合計 ³	685,676	678,787	29,073	235,290	16,661	281,024
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁶						
トレーディング資産	320,058	-	250,231	48,548	82	298,861
デリバティブ金融商品のプラスの時価	97,771	-	245	67,385	0	67,630
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産						
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	44,543	-	245	43,258	0	43,503
借入有価証券担保金	24,210	-	-	24,003	0	24,003
貸出金	12,741	-	-	125	0	125
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	104	-	-	0	0	0
売却可能金融資産	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	514,899	-	250,476	116,610	237	367,323
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産						
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	1,097	1,097	-	621	0	621
借入有価証券担保金	0	0	-	0	0	0
貸出金	5,092	5,092	-	450	104	554
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	51,182	51,182	-	1,488	520	2,008
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁷	51,605	51,605	-	3,375	5,291	8,666
取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁷	212,049	211,055	-	16,418	4,734	21,152
オフバランスシート合計	263,654	262,659	-	19,793	10,025	29,818
最大信用リスク・エクスポージャー	1,515,410	992,628	279,550	373,181	27,443	680,173

1 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（415,967百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

2 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

3 いずれも信用損失引当金控除前の総額である。

4 いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。

5 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。

6 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

7 数値は名目金額で反映されている。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ ¹	最大信用リスク・エクスポージャー ²	信用補完			
		ネットィング	担保	保証およびクレジット・デリバティブ ³	信用補完合計
現金および中央銀行預け金	225,655	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	9,265	-	0	7	7
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	9,971	-	9,914	-	9,914
借入有価証券担保金	16,732	-	15,755	-	15,755
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁴	550,313	286,149	136,650	265	423,065
トレーディング資産	98,730	-	2,635	146	2,781
デリバティブ金融商品のプラスの時価	361,032	285,421	52,797	119	338,338
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	90,551	728	81,218	0	81,946
内訳：					
売戻条件付買入有価証券	57,843	728	56,566	0	57,294
借入有価証券担保金	20,254	-	20,034	0	20,034
売却可能金融資産 ⁴	47,766	-	559	0	559
貸出金 ⁵	405,621	-	211,578	20,063	231,641
満期保有有価証券	3,170	-	-	-	-
信用リスクにさらされるその他の資産	66,900	29,854	1,514	56	31,424
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁶	48,212	-	4,024	6,579	10,604
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁶	158,253	-	7,544	1,759	9,303
最大信用リスク・エクスポージャー	1,541,858	316,003	387,538	28,730	732,271

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（828,804百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

5 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（信用損失引当金控除前）。

6 数値は名目金額で反映されている。この年度に含まれていない取消可能コミットメントは451億ユーロであった。』

2018年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの全般的な減少は264億ユーロであった。これは主に、デリバティブ金融商品のプラスの時価の410億ユーロの減少、ならびに現金および中央銀行預け金の369億ユーロの減少によるものであり、これらは443億ユーロの取消可能貸出コミットメントを初めて含めたことによる増加と相殺された。

『

2018年12月31日現在、トレーディング資産の区分には、79%超が投資適格（2017年12月31日現在82%超）のトレーディング債券852億ユーロ（2017年12月31日現在873億ユーロ）が含まれていた。

信用補完は、3つの区分（ネットィング、担保および保証 / クレジット・デリバティブ）に分けられる。市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないように、ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断が採用されている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主にヨーロッパ諸国および米国に所在している。さらに当行グループは、同質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ（主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。）の担保プールを有している。』

主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消可能または取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、負債性有価証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、貸借対照表に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で計上された貸出金総額（信用損失引当金控除前）であり、損益を通じて公正価値で測定する貸出金も含む。「貸出金」には、短期の売却を目的として購入および保有する、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている「トレーディング債権」も含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債権」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「取消可能または取消不能貸出コミットメント」は、取消可能または取消不能の貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行グループが締結した店頭デリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適切なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットティングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「負債性有価証券」は、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。これらは、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、また、貸借対照表に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（いずれの場合も信用損失引当金控除前）のいずれかの会計区分で計上されており、損益を通じて公正価値で測定の区分も含む。「負債性有価証券」には、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーである「トレーディング債券」が含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債券」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットティングおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、ならびに伝統的な証券化ポジションは、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2018年12月31日現在

					OTCデリバ		純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの ⁴
	貸出金	オフバランスシート	貸出金	オフバランスシート	タイプ	タイプ	
単位：百万ユーロ			純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求されたも の	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの ²	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント ³	偶発負債	
償却原価で 測定するも の ¹							
コーポレート・アンド・イ ンベストメント・バンク	135,078	11,462	12,532	5,092	168,332	48,871	27,028
プライベート・アンド・コ マーシャル・バンク	269,175	0	209	0	43,331	2,638	353
アセット・マネジメント	68	0	0	0	117	14	0
コーポレートおよびその他	216	0	0	0	269	81	37
合計	404,537	11,462	12,741	5,092	212,049	51,605	27,417

2018年12月31日現在

	負債性有価証券		レポおよびレポ形式の取引 ⁷				合計
	償却原価で 測定するも の ⁵	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの ⁶	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの ⁶	償却原価で 測定するも の ⁸	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの ⁹	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの ⁹	
単位：百万ユーロ							
コーポレート・アンド・イ ンベストメント・バンク	579	88,451	1,032	11,348	64,684	0	574,488
プライベート・アンド・コ マーシャル・バンク	4,569	19	7,799	260	0	0	328,353
アセット・マネジメント	0	419	0	0	0	0	618
コーポレートおよびその他	51	3,776	36,162	11	4,068	1,097	45,768
合計	5,199	92,664	44,993	11,618	68,752	1,097	949,227

- 1 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金91億ユーロを含む。
- 2 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金1百万ユーロを含む。
- 3 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー599百万ユーロを含む。
- 4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。
- 5 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券73百万ユーロを含む。
- 6 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券2百万ユーロを含む。
- 7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 8 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定するレポおよびレポ形式の取引0百万ユーロを含む。
- 9 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定するレポおよびレポ形式の取引0百万ユーロを含む。

2017年12月31日現在									
	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ ³	負債性有価証券	レポおよびレポ形式の取引	合計			
単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	トレーディング債権	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	負債性有価証券	トレーディング債券	レポおよびレポ形式の取引	合計
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	137,954	10,875	141,892	45,342	30,993	2,667	83,067	99,335	552,125
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	267,554	1	16,201	2,802	422	14,421	0	835	302,235
アセット・マネジメント	87	0	53	16	0	39	67	0	262
コーポレートおよびその他	26	0	107	52	15	31,124	4,130	4,630	40,084
合計	405,621	10,876	158,253	48,212	31,430	48,251	87,264	104,800	894,707

1 2017年12月31日現在減損債権62億ユーロを含む。

2 2017年12月31日現在消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメント101億ユーロを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

当行グループは、IFRS第9号の会計基準に従って2018年度に関する情報を提供しているが、2017年度の数値はIAS第39号の会計規則に基づいており、旧表示形式で表示されている。会計基準が大幅に変更したことから数値は比較可能な状態ではない。詳細は、連結財務諸表に対する注記2「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」の「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」を参照のこと。

当行グループの主要な信用エクスポージャーは545億ユーロ増加した。

- 部門別では、すべての部門でエクスポージャーの増加が見られた。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクの信用エクスポージャーに関する詳細は、以下の表に記載している。コーポレートおよびその他は主に、財務部のエクスポージャーで構成されている。
- 商品別では、IFRS第9号の導入の一環として、取消可能コミットメントを初めて含めたこと、およびすべての貸出金区分を含めたことにより、エクスポージャーの著しい増加が見られた。この増加は、管理された削減によるレポ取引の減少により、一部相殺されている。

『

産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2018年12月31日現在

	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ				
単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの ¹	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの ¹	純損益を通じて公正価値で測定するもの ¹	OCIを通じて公正価値で測定するもの ²	取消可能または貸消不能貸出コミットメント ³	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの ⁴
農業、林業および漁業	640	15	0	0	541	40	5
鉱業および採石	2,995	563	0	141	6,094	1,505	210
製造	28,342	786	7	1,831	45,296	11,985	1,378
電気、ガス、蒸気および空調の供給	3,210	284	57	3	4,908	1,563	452
上下水道、廃棄物処理および修復工事	867	28	0	0	399	155	181
建設	3,902	495	0	25	3,638	2,089	338
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	20,293	488	215	875	14,380	5,058	317
輸送、倉庫	5,774	647	48	79	5,059	920	1,017
宿泊、食品サービス	2,026	40	0	28	1,761	195	158
情報および通信	4,372	505	29	374	17,277	2,061	793
金融および保険	77,628	3,530	11,845	882	62,739	22,191	17,415
不動産	33,432	1,538	88	95	5,375	221	1,084
専門的、科学および技術活動	6,590	239	0	190	4,172	1,708	47
事務サポートサービス	7,381	338	169	34	4,835	451	628
行政、国防および社会保障	8,917	1,160	203	472	978	48	2,088
教育	698	1	0	0	76	18	362
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,483	104	0	31	1,862	124	239
芸術、娯楽およびレクリエーション	859	71	0	21	873	38	13
その他のサービス業	4,720	520	77	10	2,406	708	157
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	188,407	85	2	0	29,372	522	347
地域外の組織および団体	1	25	0	0	7	6	188
合計	404,537	11,462	12,741	5,092	212,049	51,605	27,417

2018年12月31日現在

	負債性有価証券				レポおよび レポ形式の取引 ⁷		合計
	償却原価で 測定するもの ⁵	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの ⁶	償却原価で 測定するもの ⁸	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの ⁹	
単位：百万ユーロ							
農業、林業および漁業	0	9	0	0	0	0	1,251
鉱業および採石	119	481	5	0	0	0	12,113
製造	472	1,245	47	0	0	0	91,389
電気、ガス、蒸気および空調の供給	374	631	45	0	0	0	11,527
上下水道、廃棄物処理および修復工事	5	36	0	0	0	0	1,670
建設	35	585	59	0	0	0	11,165
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	87	224	1	0	0	0	41,938
輸送、倉庫	100	608	55	0	0	0	14,308
宿泊、食品サービス	21	25	0	0	0	0	4,254
情報および通信	168	724	505	0	0	0	26,810
金融および保険	2,771	18,102	16,219	10,668	66,949	1,097	312,035
不動産	84	1,928	23	6	28	0	43,903
専門的、科学および技術活動	23	306	0	0	0	0	13,275
事務サポートサービス	38	160	0	434	131	0	14,599
行政、国防および社会保障	797	63,468	27,892	510	1,631	0	108,165
教育	0	121	0	0	0	0	1,275
健康保険サービスおよび社会福祉事業	0	474	63	0	0	0	6,381
芸術、娯楽およびレクリエーション	0	398	0	0	0	0	2,273
その他のサービス業	43	2,691	26	0	13	0	11,371
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	0	0	0	0	0	0	218,735
地域外の組織および団体	62	448	54	0	0	0	790
合計	5,199	92,664	44,993	11,618	68,752	1,097	949,227

- 1 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金91億ユーロを含む。
- 2 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金1百万ユーロを含む。
- 3 2018年12月31日現在ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー599百万ユーロを含む。
- 4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。
- 5 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券73百万ユーロを含む。
- 6 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券2百万ユーロを含む。
- 7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 8 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定するレポおよびレポ形式の取引0百万ユーロを含む。
- 9 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定するレポおよびレポ形式の取引0百万ユーロを含む。

2017年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金	オフバランスシート		OTCデリバ ティブ ³	負債性有価証券	レボおよ びレボ形 式の取引	合計		
	貸出金 ¹	トレー ディング 債権	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	負債性 有価証券 ⁴	トレー ディング 債券	レボおよ びレボ形 式の取引 ⁵	合計
金融仲介	52,087	1,635	31,839	9,407	17,991	15,590	16,982	100,006	245,536
ファンド運用 管理	18,668	306	6,213	173	1,232	53	737	44	27,426
製造	27,569	628	38,450	14,893	1,347	294	1,991	0	85,172
卸売および小 売	19,246	388	10,684	5,623	413	50	501	0	36,905
個人	186,687	74	9,975	671	398	0	0	0	197,805
商業用不動産	29,180	2,080	4,343	508	1,185	1	1,468	41	38,806
公共部門	13,510	611	844	138	3,510	30,301	54,989	4,694	108,597
その他 ⁶	58,674	5,154	55,904	16,799	5,353	1,963	10,596	16	154,459
合計	405,621	10,876	158,253	48,212	31,430	48,251	87,264	104,800	894,707

1 2017年12月31日現在減損債権62億ユーロを含む。

2 2017年12月31日現在消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメント101億ユーロを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

6 「その他」に含まれる主な産業は、非商業用不動産（634億ユーロ）、輸送、倉庫および通信（282億ユーロ）、その他の公共および個人向け社会福祉サービス（141億ユーロ）、電気・ガス・水道（128億ユーロ）、建設（117億ユーロ）、ならびに鉱業および採石（100億ユーロ）である。』

上記の表は、当行グループの産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、ヨーロッパの標準的な産業分類システムである。2018年度の表では、透明性を高めるために業界の詳細な内訳を示している。

当該ポートフォリオは、当行グループの「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品特有の集中に応じた多様な統制が含まれている。

シンジケートを意図した貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受与信委員会および/またはマネジメント・ボードのレビューを受ける。こうした取引の組成は、リスク圧縮が適時に、かつ費用効果の高い方法で達成できるよう、極めて重要視されている。これらの区分内のエクスポージャーは、大半が良質の借手に対するものであり、また信用ポートフォリオ戦略グループの活動の記載において概説したさらなるリスク軽減の対象にもなっている。

当行グループの個人の貸出金エクスポージャーは、当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・バンクのポートフォリオに主に関連している。

主に米国およびヨーロッパにおける当行グループの商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保されている。与信引受要件の政策ガイドラインにより、通常75%未満のLTV比率を維持することが規定されている。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、批判的に検討することに責任を負う。

商業用不動産グループは、例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している（ただし、当行グループはメザニン・ローンの引受は行っている）。分配のために組成された貸出金は、パイライン限度枠に基づき、慎重に監視される。証券化された貸出金のポジションは完全に売却される（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）が、一方で当行グループは、銀行シンジケート・ローンの一部は頻繁に留保している。この保有ポートフォリオも上述の原則および政策ガイドラインの対象となる。当行グループはまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の公開会社（通常、投資適格）を対象とした、保守的に引き受ける無担保クレジット・ラインにも関与している。当行グループは、固定金利（通常、証券化商品）および変動金利の両方の貸出金を提供しており、金利エクスポージャーはヘッジの取決めの対象となっている。さらに、準不履行および不履行の貸出金および貸出金プールを、他の金融機関から、名目金額および現在の担保価値の双方に対して通常は大幅に割引いて取得する。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。商業用不動産の評価額および貸貸料収入は、マクロ経済の状況

および、基礎となる不動産が固有イベントに至ることにより、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

2018年12月31日現在、当行グループの相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当行グループの信用エクスポージャー総額のうち8%（2017年12月31日現在8%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

金融および保険の産業部門に対する信用エクスポージャー合計は、主に投資適格のエクスポージャーから成る。

2018年12月31日現在、金融および保険のうち、すべての該当する測定区分にわたる貸出金の合計939億ユーロ、すべての該当する測定区分にわたるレポ取引および逆レポ取引の合計787億ユーロ、ならびにコミットメント活動627億ユーロは、主に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのポートフォリオに関連しており、その大部分は北アメリカおよびヨーロッパの地域で保有されている。

以下の重点産業に関する記述は、各産業に関する信用リスク管理の見解に従っており、NACEコードに基づく割当とは異なる場合がある。

2018年12月31日現在、重点産業である「船舶およびその他の海運」に対する当行グループの貸出金および偶発負債のエクスポージャーは、48億ユーロから33億ユーロへと大幅に減少している。これには、標準的な船舶金融の他に、港湾施設とヤードに関連する6億ユーロ、トレーディング債権ポジションに関連する2億ユーロ、および船舶証券化に関連する3億ユーロが含まれている。船舶証券化の分野はこの1年で拡大し、未利用の取消不能貸出コミットメントが10億ユーロ増加したうちの7億ユーロを占めている。当行グループの戦略に沿って、標準的な長期船舶金融のエクスポージャーは、約15億ユーロ圧縮されて22億ユーロとなった。これは、様々な船舶や債権の売却、および8億ユーロの原ローンを伴う貸出金ポートフォリオの売却取引によるものである。当該取引は2018年7月に成功裡に実施され、既に決済されているが、当該取引による貸出金の削減3億ユーロ部分は、貸出金の移転プロセスの遅延により2019年度に認識される見込みである。残りの船舶金融ポートフォリオは、信用に関する指標が改善し、それによりリスク・ウェイト・アセットが約10億ユーロ減少したことを示しており、セクターおよびクライアント・グループ間での十分な分散化の恩恵を引き続き受けている。バルク船およびコンテナ市場の改善と販売価格の上昇を受け、信用損失引当金は全体として2018年度に戻し入れられ、このポートフォリオは重点ポートフォリオとして報告されなくなった。

『

地域別の主要な信用エクスポージャーの区分

2018年12月31日現在

	償却原価で測定するもの ¹	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ	純損益を通じて公正価値で測定するもの ⁴
				OCIを通じて公正価値で測定するもの ²	取消可能または貸消不能貸出コミットメント ³	偶発負債	
単位：百万ユーロ							
ヨーロッパ	293,979	3,829	9,905	1,785	111,675	31,174	16,390
内訳：							
ドイツ	207,429	497	304	390	61,587	12,193	1,403
英国	5,553	671	1,331	278	7,304	3,127	5,766
フランス	2,415	123	212	81	5,025	2,460	826
ルクセンブルグ	7,543	533	6,920	41	6,682	875	933
イタリア	21,363	373	99	0	3,417	3,416	1,174
オランダ	7,968	125	41	384	9,384	1,470	1,984
スペイン	16,729	320	57	67	2,507	3,167	931
アイルランド	5,792	230	324	166	3,430	153	772
スイス	5,960	31	127	208	3,996	2,419	251
ポーランド	3,135	0	5	0	301	132	53
ベルギー	988	2	53	84	1,986	395	264
その他のヨーロッパ	9,104	924	431	85	6,057	1,366	2,033
北アメリカ	65,716	4,383	2,365	2,311	91,672	9,274	8,011
内訳：							
米国	53,195	4,036	2,358	2,209	85,445	8,797	6,196
ケイマン諸島	2,562	55	7	0	2,151	17	756
カナダ	2,181	48	0	102	2,649	76	828
その他の北アメリカ	7,778	244	0	0	1,427	384	232
アジア / 太平洋	38,176	1,794	471	863	7,052	9,591	2,391
内訳：							
日本	1,682	37	0	123	334	236	362
オーストラリア	1,224	177	417	11	2,016	135	358
インド	7,355	188	18	3	782	2,061	115
中国	4,530	60	0	18	346	1,101	399
シンガポール	6,136	238	0	109	1,063	992	192
香港	4,026	203	0	17	1,023	586	138
その他のアジア / 太平洋	13,223	893	37	582	1,489	4,480	827
その他の地域	6,667	1,456	0	132	1,651	1,566	625
合計	404,537	11,462	12,741	5,092	212,049	51,605	27,417

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	負債性有価証券		レポおよび レポ形式の取引 ⁷		合計		
	償却原価で 測定するもの ⁵	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの ⁶	償却原価で 測定するもの ⁸	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの ⁹	
ヨーロッパ	4,467	36,459	24,922	4,394	14,342	316	553,638
内訳：							
ドイツ	1,443	6,685	9,597	925	899	2	303,352
英国	182	14,552	2,499	966	4,379	0	46,608
フランス	714	3,061	1,559	0	3,681	0	20,157
ルクセンブルグ	167	1,332	3,474	89	1,206	0	29,796
イタリア	249	2,707	1,146	578	1,040	0	35,563
オランダ	592	1,785	1,219	0	179	0	25,130
スペイン	168	2,146	504	379	529	0	27,504
アイルランド	91	920	215	0	1,277	0	13,370
スイス	40	560	119	112	316	0	14,139
ポーランド	0	130	2,387	0	0	0	6,144
ベルギー	139	542	481	0	0	0	4,935
その他のヨーロッパ	682	2,038	1,724	1,344	836	315	26,938
北アメリカ	237	34,356	14,491	1,942	45,548	0	280,306
内訳：							
米国	220	33,112	13,915	1,275	30,428	0	241,186
ケイマン諸島	0	631	9	655	14,094	0	20,937
カナダ	0	419	556	0	847	0	7,707
その他の北アメリカ	17	194	10	12	178	0	10,476
アジア / 太平洋	495	19,343	5,037	4,567	8,625	226	98,632
内訳：							
日本	63	3,142	8	2,752	5,808	0	14,545
オーストラリア	0	3,977	510	19	523	0	9,366
インド	267	2,172	1,849	0	79	61	14,948
中国	0	2,124	0	0	614	0	9,192
シンガポール	114	1,403	671	0	325	0	11,242
香港	0	520	222	0	11	0	6,746
その他のアジア / 太平洋	51	6,006	1,777	1,797	1,266	165	32,594
その他の地域	0	2,506	543	714	237	555	16,651
合計	5,199	92,664	44,993	11,618	68,752	1,097	949,227

- 1 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金91億ユーロ含む。
- 2 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金1百万ユーロを含む。
- 3 2018年12月31日現在ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー599百万ユーロを含む。
- 4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 5 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券73百万ユーロを含む。
- 6 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券2百万ユーロを含む。
- 7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。
- 8 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定するレポおよびレポ形式の取引0百万ユーロを含む。
- 9 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定するレポおよびレポ形式の取引0百万ユーロを含む。

2017年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ ³		負債性有価証券	レポおよびレポ形式の取引 ⁵	合計		
	貸出金 ¹	トレーディング債権	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	負債性有価証券 ⁴	トレーディング債券	レポおよびレポ形式の取引 ⁵	合計
ヨーロッパ	299,937	3,149	65,739	27,574	18,353	35,304	33,120	26,648	509,825
内訳：									
ドイツ	199,867	146	27,483	10,739	1,661	12,414	4,912	3,421	260,644
英国	6,895	190	5,748	1,514	5,849	864	9,668	10,123	40,851
フランス	2,651	242	8,265	1,266	1,231	3,597	3,096	3,442	23,788
ルクセンブルグ	15,983	247	2,858	484	1,102	6,142	1,017	711	28,544
イタリア	21,836	497	1,642	3,657	1,750	642	4,167	820	35,012
オランダ	8,304	493	6,498	1,627	2,292	2,793	2,022	82	24,112
スペイン	13,250	227	1,866	3,046	704	946	2,188	987	23,213
アイルランド	4,415	272	1,843	481	972	655	1,022	2,673	12,333
スイス	6,922	65	2,324	2,488	313	163	644	416	13,336
ポーランド	7,871	36	807	234	26	1,820	296	0	11,089
ベルギー	1,177	12	1,280	405	352	1,574	601	0	5,401
その他のヨーロッパ	10,765	723	5,124	1,633	2,099	3,696	3,486	3,975	31,500
北アメリカ	64,086	5,129	85,358	10,031	10,015	10,986	31,636	56,776	274,017
内訳：									
米国	53,795	4,750	80,776	9,489	8,036	10,623	29,972	44,659	242,101
ケイマン諸島	2,312	103	1,951	52	700	17	1,041	9,162	15,336
カナダ	838	87	1,564	110	1,092	346	272	1,688	5,996
その他の北アメリカ	7,141	190	1,068	380	187	0	351	1,267	10,584
アジア/太平洋	34,469	1,735	4,447	8,967	2,254	1,025	20,319	19,909	93,126
内訳：									
日本	1,093	66	276	349	366	15	4,760	10,354	17,278
オーストラリア	1,477	310	1,076	128	277	588	3,716	1,453	9,026
インド	7,034	86	717	1,645	219	0	3,973	1,517	15,191
中国	4,393	2	378	1,195	263	0	836	3,130	10,198
シンガポール	4,946	75	419	794	177	0	927	220	7,559
香港	4,224	551	385	598	144	2	399	45	6,348
その他のアジア/太平洋	11,300	644	1,197	4,259	808	419	5,707	3,190	27,526
その他の地域	7,130	862	2,708	1,639	808	936	2,190	1,466	17,739
合計	405,621	10,876	158,253	48,212	31,430	48,251	87,264	104,800	894,707

1 2017年12月31日現在減損債権62億ユーロを含む。

2 2017年12月31日現在消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメント101億ユーロを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。』

上記の表は、当行グループの地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。「所在国の観点」に関する詳細については、本レポートの「一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー」の項も参照のこと。

当行グループの貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行グループの本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行グループのモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ、トレーディング資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、ヨーロッパおよび北アメリカにあった。』

一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー

ソブリン・リスクに関連した懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。

当行グループの「所在国の観点」において、当行グループは、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産がこれらのユーロ圏諸国からであるかにかかわらず、主要な相手先の所在国に割り当てることにより集約している。このため当行グループは、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

以下の表は、所在国の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行グループの総額のポジション、それに含まれる未利用のまたは条件付きエクスポージャーの金額、および当行グループの正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在する正味クレジット・デリバティブ、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特にリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブの証拠金（証拠金の評価）の取決めに基づく。）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用損失引当金も反映している。一定の場合には、当行グループの相手先の未利用のコミットメントを利用する能力が、特定の契約書に含まれる条件によって制限される。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、およびさらなるリスク低減措置の影響を考慮後で表示されており、クレジット・デリバティブの売却／購入プロテクションの正味名目金額が含まれている。記載されている一定のヨーロッパ諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行グループのコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質は、例えば、等しい名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク水準を示すように、国別に区分した名目金額の意味のある表示にはなじまない。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

	ソブリン		金融機関		法人		個人		その他		合計	
	2018年 12月31 日現在	2017年 12月31 日現在	2018年 12月31 日現在	2017年 12月31 日現在	2018年 12月31 日現在	2017年 12月31 日現在	2018年 12月31 日現在	2017年 12月31 日現在	2018年 12月31 日現在	2017年 12月31 日現在 ¹	2018年 12月31 日現在	2017年 12月31 日現在
単位：百万ユーロ												
ギリシャ												
総額	53	55	821	734	406	526	5	5	1	0	1,286	1,320
未利用/条件付	0	0	35	30	4	5	1	0	0	0	41	36
正味	35	38	277	270	-5	8	2	1	1	0	311	317
アイルランド												
総額	418	865	662	927	9,016	7,556	26	31	3,875 ²	2,275 ²	13,998	11,654
未利用/条件付	0	0	23	4	3,279	2,005	1	0	802 ²	316 ²	4,105	2,326
正味	339	717	198	477	6,186	4,420	6	6	3,777 ²	2,275 ²	10,506	7,895
イタリア												
総額	3,628	2,875	3,188	3,338	11,893	12,050	18,449	16,489	264	147	37,422	34,898
未利用/条件付	1	13	34	28	5,211	5,162	1,790	96	0	0	7,035	5,300
正味	2,538	1,015	634	672	7,864	8,202	9,997	7,633	264	146	21,296	17,669
ポルトガル												
総額	-204	-227	64	185	888	1,329	14	1,757	27	80	789	3,123
未利用/条件付	0	0	32	75	382	374	5	24	0	0	419	474
正味	-122	-223	61	115	832	893	7	134	27	80	805	998
スペイン												
総額	1,779	1,672	1,575	1,301	12,597	9,106	9,990	9,570	167	128	26,108	21,777
未利用/条件付	0	0	184	225	4,890	4,583	533	259	18	0	5,625	5,068
正味	1,766	1,554	910	552	10,257	7,113	2,668	2,117	256	128	15,857	11,464
総額合計	5,674	5,240	6,310	6,485	34,800	30,566	28,484	27,851	4,335	2,629	79,603	72,771
未利用/条件付合計	1	14	307	364	13,767	12,130	2,331	380	819	316	17,225	13,203
正味合計 ³	4,555	3,102	2,080	2,086	25,134	20,637	12,680	9,891	4,325	2,629	48,775	38,344

1 2018年12月31日現在の正味のエクスポージャー全体の約75%が翌5年以内に期日到来する。

2 アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。

3 正味合計に、デリバティブに関する信用評価調整額（2018年12月31日現在で86.3百万ユーロ、2017年12月31日現在で64.6百万ユーロ）は含まれていない。

4 この年度に含まれていない取消可能コミットメントは25億ユーロである。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は、スペイン、イタリアおよびアイルランドにおけるエクスポージャーの増加により、2018年度において104億ユーロ増加した。さらに、正味エクスポージャーの25億ユーロの変動は、IFRS第9号の導入の一環として取消可能貸出コミットメントを初めて含めたことに起因している。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

以下の金額は、当行グループのソブリン・エクスポージャーの正味の「所在国の観点」を反映している。

『

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				2017年12月31日現在			
	直接的ソ ブリン・ エクス ポー ジャー ¹	CDSが参照 するソブ リン債務 の正味名 目金額	正味ソブ リン・エ クスポー ジャー	メモ項目： CDSが参照す るソブリン 債務の正味 公正価値 ²	直接的ソ ブリン・ エクス ポー ジャー ¹	CDSが参照 するソブ リン債務 の正味名 目金額	正味ソブ リン・エ クスポー ジャー	メモ項目： CDSが参照す るソブリン 債務の正味 公正価値 ²
ギリシャ	53	-18	35	0	55	-17	38	0
アイルランド	334	5	339	-0	709	9	717	0
イタリア	3,627	-1,089	2,538	58	2,834	-1,818	1,016	49
ポルトガル	-204	82	-122	5	-227	3	-223	0
スペイン	1,773	-8	1,766	27	1,669	-115	1,554	35
合計	5,583	-1,028	4,555	90	5,040	-1,938	3,102	84

1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債、売却可能（2017年12月31日現在）、および償却原価で計上される貸出金として分類されたソブリン債務を含む。直接的ソブリン・エクスポージャーは、受入保証および担保を控除後の金額で表示されている。

2 この金額は、それぞれの国のソブリン債務を参照資産とするクレジット・デフォルト・スワップに関連した、相手先の信用リスクを表す正味公正価値を反映している。』

正味ソブリンリスク・エクスポージャーの2017年度末からの増加15億ユーロは、イタリアにおける負債性有価証券の増加を主に反映している。

信用エクスポージャーの分類

当行グループはまた、信用エクスポージャーを事業別リスク管理に沿って事業部門に分類しており、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）の信用エクスポージャーとプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）の信用エクスポージャーに分けている。

- 当行グループのCIBの信用エクスポージャーは、貸出金、オフバランスシート、デリバティブ、負債性有価証券またはレポ取引から生じるコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門におけるすべての信用エクスポージャーによって構成されている。
- 当行グループのPCBの信用エクスポージャーは、主に貸出金とオフバランスシートのエクスポージャーから生じるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク部門におけるすべての信用エクスポージャーによって構成される。

2017年度の数値は、従来の消費者信用エクスポージャー（小口標準均質貸出金によって構成される。）および法人信用エクスポージャー（残るすべてのエクスポージャー）に分けたポートフォリオの分類に基づいているが、2018年度については、事業部門別の分類に基づき情報を更新している。さらに、この項の「主要な信用エクスポージャーの区分」の表においてすべてのエクスポージャーを含めることにより、報告の強化を図っている。したがって、数値は過年度との比較可能性はない。

CIBの信用エクスポージャー

下記の表は、当行グループのCIBの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区別に示している。当行グループの内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区別の主要なCIBの信用エクスポージャー区分 - 総額

		2018年12月31日現在						
		貸出金	オフバランスシート			OTCデリバティブ		
単位： 百万ユーロ (別途記載のもの を除く。)	デフォルト 確率 ¹	償却原価で 測定するもの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	取消不能 貸出コ ミットメ ント	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの ²	
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	12,632	25	7,879	164	20,043	4,398	9,926
iA	0.04- 0.11 %	29,455	266	518	775	44,927	10,104	7,113
iBBB	0.11-0.5 %	29,761	1,061	519	2,734	54,477	23,743	5,789
iBB	0.5-2.27 %	31,393	5,384	1,587	1,333	27,754	5,888	3,006
iB	2.27- 10.22 %	19,828	3,522	1,665	84	16,263	3,504	996
iCCC以下	10.22- 100 %	12,009	1,204	364	1	4,868	1,234	197
合計		135,078	11,462	12,532	5,092	168,332	48,871	27,028

		2018年12月31日現在						
		負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
単位： 百万ユーロ (別途記載のもの を除く。)	デフォルト 確率 ¹	償却原価で 測定するもの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定するもの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	87	54,365	8	2,929	33,339	0	145,795
iA	0.04- 0.11 %	38	6,885	122	1,279	9,967	0	111,448
iBBB	0.11-0.5 %	112	8,686	114	275	6,190	0	133,459
iBB	0.5-2.27 %	189	16,657	639	3,775	14,236	0	111,841
iB	2.27- 10.22 %	105	1,365	149	2,704	891	0	51,078
iCCC以下	10.22- 100 %	49	492	0	387	61	0	20,867
合計		579	88,451	1,032	11,348	64,684	0	574,488

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なCIBの信用エクスポージャー区分 - 純額

2018年12月31日現在¹

単位： 百万ユーロ (別途記載のもの を除く。)	デフォルト 確率 ²	償却原価で 測定するもの	トレーディ ング - 純 損益を通じ て公正価値 で測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求されたも の	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバ ティブ	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの
					OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	取消不能 貸出コ ミットメ ント	偶発負債	
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	10,064	25	7,755	164	18,804	3,872	3,890
iA	0.04- 0.11 %	25,535	266	518	775	43,491	8,444	3,292
iBBB	0.11-0.5 %	22,151	729	518	2,641	52,159	21,321	3,637
iBB	0.5-2.27 %	18,076	4,066	1,018	1,302	26,568	4,630	2,351
iB	2.27- 10.22 %	6,434	2,880	655	9	15,083	2,262	776
iCCC以下	10.22- 100 %	3,571	1,049	364	1	4,172	701	69
合計		85,831	9,014	10,828	4,892	160,277	41,229	14,015

2018年12月31日現在¹

単位： 百万ユーロ (別途記載のもの を除く。)	デフォルト 確率 ²	償却原価で 測定するもの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	レポおよびレポ形式の取引		合計	
					償却原価で 測定するもの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの		OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	87	54,365	8	1,863	359	0	101,256
iA	0.04- 0.11 %	38	6,885	122	51	269	0	89,686
iBBB	0.11-0.5 %	112	8,686	114	115	112	0	112,294
iBB	0.5-2.27 %	132	16,519	640	1,331	602	0	77,236
iB	2.27- 10.22 %	105	1,365	150	0	25	0	29,742
iCCC以下	10.22- 100 %	49	492	0	367	0	0	10,837
合計		523	88,313	1,033	3,728	1,367	0	421,050

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

法人信用エクスポージャー

下記の表は、当行グループの2017年度の法人信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 総額

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く。)

2017年12月31日現在

格付区分	デフォルト 確率 ¹	貸出金	取消不能貸出 コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	負債性 有価証券 ⁴	合計
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	38,743	18,643	5,108	13,025	39,405	114,924
iA	0.04- 0.11 %	39,428	44,388	13,899	8,416	6,277	112,407
iBBB	0.11-0.5 %	56,245	51,021	16,165	5,204	2,174	130,809
iBB	0.5-2.27 %	41,888	25,652	7,882	3,390	371	79,183
iB	2.27- 10.22 %	23,556	15,286	3,434	1,174	5	43,456
iCCC以下	10.22- 100 %	13,688	3,264	1,723	220	19	18,913
合計		213,547	158,253	48,212	31,430	48,251	499,693

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 2017年12月31日現在、101億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 純額

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く。)

2017年12月31日現在¹

格付区分	デフォルト 確率 ²	貸出金	取消不能貸出 コミットメント	偶発負債	OTCデリバ ティブ	負債性 有価証券	合計
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	27,580	18,281	4,272	7,370	39,405	96,907
iA	0.04- 0.11 %	25,355	42,104	11,882	6,528	6,277	92,146
iBBB	0.11-0.5 %	32,131	49,095	13,461	4,490	2,174	101,351
iBB	0.5-2.27 %	18,845	24,056	5,267	2,506	371	51,046
iB	2.27- 10.22 %	8,306	14,130	2,097	1,106	5	25,645
iCCC以下	10.22- 100 %	4,157	2,540	629	216	15	7,557
合計		116,374	150,206	37,608	22,216	48,247	374,652

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

CIBの信用エクスポージャーに関するCPSGのリスク軽減

当行グループの信用ポートフォリオ戦略グループ(以下「CPSG」という。)は、当行グループの法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。CPSGのリスク削減活動の名目金額は、2017年12月31日現在の327億ユーロから2018年12月31日現在の311億ユーロに減少した。

CPSGは、2018年度末現在で、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券により、貸出金および貸出関連コミットメント309億ユーロの信用リスクを軽減した。2017年12月31日現在、このポジションの総額は320億ユーロであった。

また、2018年12月31日現在、CPSGは基礎となる名目金額が2億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2017年12月31日現在、このポジションの総額は7億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

PCBの信用エクスポージャー

PCBの信用エクスポージャー、ステージ3の信用エクスポージャーおよび純信用コスト

	エクスポージャー 総額 (単位：百万ユーロ)		ステージ3の信用 エクスポージャー (単位：百万ユーロ)		純信用コスト (エクスポージャー 総額に対する%) ¹	
	2018年 12月31日現在	うち、貸出金 (単位：百万ユーロ) 2018年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
PCBドイツ(WMを除く。)	242,277	195,435	2,737	2,737	0.09	0.09
消費者向け融資	33,392	16,029	905	905	0.66	0.66
モーゲージ	153,040	143,985	1,397	1,397	-0.01	-0.01
企業向け融資	28,039	20,582	357	357	0.14	0.14
商業用モーゲージ	10,102	9,660	67	67	-0.09	-0.09
金融市場	17,099	4,574	10	10	-0.01	-0.01
その他	605	605	0	0	0	0
PCCインターナショナル	38,598	34,119	1,825	1,825	0.44	0.44
消費者向け融資	11,056	8,342	381	381	0.86	0.86
モーゲージ	17,419	17,333	835	835	0	0
企業向け融資	9,119	8,400	608	608	0.82	0.82
その他	1,005	44	2	2	0	0
ウェルス・マネジメント	47,479	39,830	853	853	0.02	0.02
PCBの信用エクスポージャー総額	328,353	269,384	5,415	5,415	0.12	0.12

1 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日付におけるエクスポージャーで除した割合。

以下の表は、2017年度の消費者信用エクスポージャーを示している。

	エクスポージャー総額 (単位：百万ユーロ) ¹		期日後90日以上延滞の債 権(エクスポージャー総 額に対する%) ¹		純信用コスト (エクスポージャー総額 に対する%) ²	
	2017年12月31日現在 ³		2017年12月31日現在 ³		2017年12月31日現在 ³	
消費者信用エクスポージャー - ドイツ	153,728	153,728	0.73	0.73	0.12	0.12
消費者および中小企業向け融資	21,224	21,224	2.96	2.96	1.07	1.07
モーゲージ貸付	132,505	132,505	0.37	0.37	-0.03	-0.03
消費者信用エクスポージャー - ドイツ 国外	38,345	38,345	3.77	3.77	0.39	0.39
消費者および中小企業向け融資	15,298	15,298	6.54	6.54	0.78	0.78
モーゲージ貸付	23,047	23,047	1.93	1.93	0.12	0.12
消費者信用エクスポージャー総額	192,074	192,074	1.34	1.34	0.17	0.17

1 2017年12月31日現在減損債権28億ユーロを含む。

2 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日付におけるエクスポージャーで除した割合。

3 上記の表のエクスポージャー総額は、2017年12月31日現在の数値に適用されるIAS第39号の会計基準に基づく、償却原価ベースの貸出金を表している。

消費者向け融資は、個人向け分割返済ローン、クレジット・ラインおよびクレジット・カードに区分される。消費者向け融資業務は無担保であり、貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。多様な貸出要件(顧客の格付、最大貸出金額および最長期間を含むが、これに限定されない。)が規定されており、これを地域の状況および/または借手の環境に適合させる(例えば、消費者貸出金については、最大貸出金額は顧客の正味所得を考慮する。)。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は主に、所有者占有住宅用不動産(ならびに少数の賃貸向けおよび商業用不動産)に関する融資であり、ヨーロッパ(主にドイツだが、スペインおよびイタリアにもある。)における多様な業務チャネルにより販売される。モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者向け融資貸出金よりも大口であり、より長期のタイム・ホライズンで供与される。当行グループの引受基

準およびプロセス、分散されたポートフォリオ（顧客／不動産）、ならびに低い融資（LTV）比率に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者向け融資は中リスクとして分類されている。

企業向け融資は、小規模事業、中小企業および大企業向けの信用商品を指す。商品の範囲には、当座預金、信用枠、投資貸付またはリボルビング貸出枠、ファクタリングおよびリースが含まれる。売上高が2.5百万ユーロを下回る小規模顧客は、当座預金および貸出金に限定される。顧客は主にドイツに所在しているが、信用供与は主にヨーロッパを中心とする海外の子会社にも及ぶ。ファクタリングの顧客の債務者は、世界中に所在している可能性がある。それぞれの信用エクスポージャーは通常、ヘルメス社の信用保険または貿易保険が掛けられている。

商業用モーゲージ業務では、商業用不動産（主にオフィス、商業施設、ホテルおよび住宅用不動産）への融資を行っている。融資は、SPVもしくは投資ファンドを通じて、または直接行われる。重点的地域は主に西ヨーロッパにおける不動産の一等地であり、最も重要な市場はドイツである。

金融市場は、ソブリンに加え、企業、銀行および金融機関への財務投資を行う。商品の大部分は担保付債券や無担保債券であり、貸出金エクスポージャーの大部分はドイツ連邦銀行に対するエクスポージャー、ならびにドイツのサブ・ソブリンや公的機関に対する貸付である。

ウェルス・マネジメント業務ユニットは、富裕層、高額個人資産家（HNW）および超高額個人資産家（UHNW）の個人およびファミリー事務所向けに、オーダーメイドの資産管理ソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。これらは、任意のポートフォリオ管理、ならびに従来のおよび代替的な投資ソリューションも含み、計画的リスク管理、資産形成プランニング、融資および家族事務所向けサービスにより補完されている。ウェルス・マネジメントのエクスポージャー総額は、（容易に市場化できる流動性のある担保／有価証券に対する）ロンバード貸付と、（流動性の低い担保に対する）ストラクチャード貸付に分けられる。ロンバード・ポートフォリオの信用リスク水準は基礎となる担保の質の評価により決定されるが、ストラクチャード・ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質と担保の両方の評価により決定される。商品の範囲には、担保付ロンバード貸付およびモーゲージ貸付、当座預金（ヨーロッパのみ）、信用枠およびその他の貸出金が含まれ、これらより少ないが、デリバティブや保証商品も含まれる。顧客は世界中に所在している。

この章の新たな適用範囲に従って、2018年12月に終了した事業年度の融資比率は、消費者モーゲージ・ポートフォリオではなく、PCBモーゲージ・ポートフォリオについて算出されている。

PCBモーゲージの融資比率（LTV）¹

	2018年12月31日現在
50%以下	67%
50%超70%以下	16%
70%超90%以下	9%
90%超100%以下	3%
100%超110%以下	2%
110%超130%以下	2%
130%超	1%

¹ エクスポージャーを該当するLTVパッケージに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

以下の表は、2017年度の融資比率バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャーを示している。

融資比率（LTV）バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー¹

	2017年12月31日現在
50%以下	68%
50%超70%以下	16%
70%超90%以下	9%
90%超100%以下	3%
100%超110%以下	2%
110%超130%以下	1%
130%超	1%

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を基礎となる不動産の評価額に対する比率として表現する。

当行グループのLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、監視され、必要に応じて定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、当該各担保価値が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行グループの信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行グループのリスク管理の不可欠な部分である。当行グループは通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2018年12月31日現在、当行グループのエクスポージャーの67%はLTV比率が50%以下のモーゲージ貸出ポートフォリオに関連しており、前年度の68%からほとんど増減がなかった。

デリバティブによる信用エクスポージャー

すべての取引所売買デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次の証拠金規制を規定している。当行グループは、可能な範囲で、CCPのサービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これによりCCPの決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド＝フランク法は、OTCデリバティブの規制（特定のOTCデリバティブの強制的なクリアリング、為替トレーディングおよび取引報告を含む。）に関する広範なフレームワークと、スワップ・ディーラー、証券派生スワップのディーラー、主要なスワップ参加者および証券派生スワップの参加者の登録、自己資本、証拠金および業務遂行基準に関する規則を規定している。ドッド＝フランク法および関連するCFTCの規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なOTCクリアリングを2013年に導入した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、ならびにOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なクリアリングは、2016年6月に開始し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での証拠金規制は、2017年2月に開始された。ドイツ銀行は、クリアリングされていないデリバティブの要件に関してEMIRの証拠金の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、2017年2月からEU圏内において当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。その他すべての対象企業は、2017年3月1日から変動証拠金に関する要件に従った。ドイツ銀行はさらに、2017年9月から第2カテゴリーの、2018年9月からは第3カテゴリーのカウンターパーティに対し、当初証拠金の授受を実施した。当初証拠金に関する要件は、段階的に導入するスケジュールとなっており、2020年9月までに完全に適用される予定である。

CFTCは2016年に、追加的な金利スワップについて2018年10月までに段階的導入を完了するスケジュールでのクリアリングを要求する最終規則を採用した。ドイツ銀行は、識別された豪ドル、カナダ・ドル、スイス・フラン、香港ドル、メキシコ・ペソ、ノルウェー・クローネ、ポーランド・ズロチ、スウェーデン・クローナおよびシンガポール・ドル建ての金融商品に及び、段階的コンプライアンスの対象となっている関連する金利スワップについて、範囲が拡大されたCFTCのクリアリング要件を導入した。同じくドッド＝フランク法に従い、CFTCは2016年12月に、特定のコモディティおよび経済的に同等のスワップ、先物ならびにオプションに関してポジション限界値を課す規制を行うよう再提案した。また、最近では、2018年11月に、CFTC

がスワップの強制取引要件を大幅に拡充する規則の修正を提案した。この提案はまだ最終決定されていない。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）は、証券派生スワップ・ディーラーや主要な証券派生スワップ参加者の登録、報告、業務遂行基準、取引の確認および検証要件に関する規則も最終決定したが、これらの規則はSECが証券派生スワップに関してさらなる規則の制定を完了するまで発効しない予定である。最後に、米国の自主規制機関（連邦準備制度理事会、FDIC、米国通貨監督庁、農業信用管理機構および米国連邦住宅金融局）は、クリアリングされていないスワップおよび証券派生スワップに関して証拠金規制を設ける最終規則を採用し、CFTCは、クリアリングされていないスワップに関して証拠金規制を設ける最終規則を採用した。最終的な証拠金規制は段階的に導入される予定であり、特定の当初証拠金および変動証拠金に関する要件は2016年9月、追加証拠金に関する証拠金規制は2017年3月1日に、対象となるすべてのカウンターパーティに対して発効する。ドイツ銀行は2016年9月より、米国の自主規制機関による証拠金規制の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、米国内のクリアリングされていないデリバティブに対する当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。それよりも規模の小さいカウンターパーティに対する当初証拠金に関する追加要件は、2017年9月から2020年9月までの間に毎年段階的に発効する。関連する適用開始日は、当事者およびその関連会社の取引量に応じて異なる。SECは、クリアリングされていない証券派生スワップに関して証拠金規制を設定することを提案しているが、まだ最終決定されていない。

以下の表は、クリアリング・チャネル別のOTCデリバティブ資産・負債の名目金額の内訳の他、デリバティブ取引の名目金額および時価総額を示している。

クリアリング・チャンネルおよびデリバティブの種類別のデリバティブの名目金額

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目金額の 期限別分類				プラスの 時価	マイナスの 時価	正味時価
	1年以内	1年超 - 5年 以内	5年超	合計			
金利関連：							
OTC	12,741,035	9,791,856	5,605,269	28,138,160	202,480	181,453	21,028
二者間（額）	2,511,405	2,706,991	1,871,607	7,090,004	176,248	156,339	19,909
CCP（額）	10,229,630	7,084,865	3,733,661	21,048,156	26,233	25,114	1,119
取引所売買	5,643,533	1,813,582	367	7,457,483	560	357	203
金利関連合計	18,384,569	11,605,439	5,605,636	35,595,643	203,040	181,809	21,231
通貨関連：							
OTC	4,277,488	1,063,548	440,037	5,781,073	85,221	81,555	3,666
二者間（額）	4,217,941	1,063,386	440,037	5,721,364	84,592	80,765	3,827
CCP（額）	59,547	162	0	59,709	629	790	-161
取引所売買	23,137	0	0	23,137	5	7	-2
通貨関連合計	4,300,625	1,063,548	440,037	5,804,211	85,226	81,562	3,664
エクイティ / 指数関連：							
OTC	265,587	145,152	16,391	427,130	15,645	19,925	-4,280
二者間（額）	265,587	145,152	16,391	427,130	15,645	19,925	-4,280
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	605,254	110,450	10,974	726,678	10,407	9,969	438
エクイティ / 指数関連合計	870,841	255,602	27,365	1,153,808	26,052	29,894	-3,843
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	115,256	615,668	123,651	854,575	8,197	8,382	-184
二者間（額）	71,996	175,015	49,365	296,375	3,138	3,142	-3
CCP（額）	43,260	440,653	74,287	558,200	5,059	5,240	-181
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	115,256	615,668	123,651	854,575	8,197	8,382	-184
コモディティ関連：							
OTC	5,028	1,015	1,432	7,476	99	1,090	-991
二者間（額）	5,028	1,015	1,432	7,476	99	1,090	-991
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	22,727	1,333	0	24,060	246	289	-43
コモディティ関連合計	27,755	2,348	1,432	31,535	345	1,379	-1,034
その他：							
OTC	11,854	2,555	86	14,494	213	337	-124
二者間（額）	11,853	2,555	86	14,493	213	336	-124
CCP（額）	1	0	0	1	0	0	0
取引所売買	5,244	3	0	5,247	13	46	-33
その他合計	17,098	2,558	86	19,741	226	383	-157
OTC業務合計	17,416,248	11,619,795	6,186,866	35,222,909	311,855	292,741	19,115
二者間業務合計	7,083,810	4,094,114	2,378,919	13,556,843	279,935	261,597	18,338
CCP業務合計	10,332,438	7,525,680	3,807,948	21,666,066	31,921	31,144	777
取引所売買業務合計	6,299,896	1,925,368	11,341	8,236,605	11,231	10,668	563
総計	23,716,144	13,545,163	6,198,208	43,459,514	323,086	303,409	19,678
プラスの時価（ネットティング および受入現金担保考慮後）	0	0	0	0	29,393	0	0

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目金額の 期限別分類				プラスの 時価	マイナスの 時価	正味時価
	1年以内	1年超 - 5年 以内	5年超	合計			
金利関連：							
OTC	18,389,853	9,644,152	5,862,868	33,896,874	224,783	202,492	22,291
二者間（額）	2,231,176	2,624,101	1,989,543	6,844,820	200,520	177,989	22,532
CCP（額）	16,158,677	7,020,051	3,873,326	27,052,054	24,262	24,503	-241
取引所売買	4,100,955	1,379,528	155	5,480,638	250	275	-25
金利関連合計	22,490,809	11,023,680	5,863,023	39,377,512	225,033	202,767	22,266
通貨関連：							
OTC	4,265,081	1,036,897	470,541	5,772,518	82,392	75,535	6,858
二者間（額）	4,209,509	1,036,536	470,541	5,716,586	81,597	74,823	6,774
CCP（額）	55,572	361	0	55,932	795	712	83
取引所売買	48,252	0	0	48,252	19	18	1
通貨関連合計	4,313,333	1,036,897	470,541	5,820,771	82,411	75,553	6,859
エクイティ / 指数関連：							
OTC	301,662	156,272	19,248	477,182	18,201	23,010	-4,810
二者間（額）	301,662	156,272	19,248	477,182	18,201	23,010	-4,810
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	732,870	107,631	5,398	845,900	9,986	12,708	-2,722
エクイティ / 指数関連合計	1,034,533	263,903	24,647	1,323,082	28,187	35,718	-7,531
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	209,376	1,321,066	153,867	1,684,309	28,317	27,888	429
二者間（額）	91,919	204,583	49,442	345,944	5,363	4,779	584
CCP（額）	117,457	1,116,482	104,426	1,338,365	22,954	23,108	-154
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	209,376	1,321,066	153,867	1,684,309	28,317	27,888	429
コモディティ関連：							
OTC	3,431	995	2,015	6,441	35	1,485	-1,449
二者間（額）	3,431	995	2,015	6,441	35	1,485	-1,449
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	39,955	4,163	0	44,119	187	214	-27
コモディティ関連合計	43,386	5,158	2,015	50,560	222	1,699	-1,476
その他：							
OTC	3,744	765	0	4,509	9	371	-362
二者間（額）	3,744	765	0	4,509	9	371	-362
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	5,196	1	0	5,197	5	26	-20
その他合計	8,940	766	0	9,706	14	397	-382
OTC業務合計	23,173,146	12,160,146	6,508,540	41,841,833	353,737	330,780	22,957
二者間業務合計	6,841,441	4,023,253	2,530,789	13,395,482	305,726	282,457	23,269
CCP業務合計	16,331,705	8,136,894	3,977,751	28,446,351	48,012	48,324	-312
取引所売買業務合計	4,927,230	1,491,323	5,553	6,424,106	10,447	13,240	-2,793
総計	28,100,376	13,651,470	6,514,093	48,265,939	364,185	344,020	20,164
プラスの時価（ネットティング および受入現金担保考慮後）	0	0	0	0	32,083	0	0

株式エクスポージャー

下記の表は、IFRSの定義に基づく当行グループの持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。当行グループは、各ポジションを当行グループのマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
トレーディング株式	56,673	85,932
トレーディング以外の株式 ¹	2,835	2,496
株式エクスポージャー合計	59,507	88,427

¹ 2018年12月31日現在605百万ユーロおよび2017年12月31日現在367百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2018年12月31日現在、当行グループのトレーディング株式エクスポージャーは主に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク業務からの543億ユーロおよびアセット・マネジメントからの23億ユーロから構成されていた。トレーディング株式全体は、主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンク業務におけるエクスポージャーの減少に起因して、対前年度比で293億ユーロ減少した。

資産の質

当行グループは、IFRS第9号の会計基準に従って2018年度に関する情報を提供しているが、2017年度の数値はIAS第39号の会計基準に基づいている。会計要件が大幅に変更されたことから数値は比較可能な状態ではないため、2017年度の数値については、IFRS第9号に基づく開示の後に別の項として開示している。主な理由は、減損会計の対象となる資産の範囲が広いこと、資産の分類が異なること、ならびに減損の計算および定義が異なるためである。

IFRS第9号に基づく「資産の質」の項では、減損会計の対象となる負債性金融商品の質について記載する。当該商品は、IFRS第9号上、償却原価で測定される負債性商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品（FVOCI）、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（以下総称して「金融資産」という。）から構成される。IAS第39号に基づく「資産の質」の項では、主に、貸借対照表において「貸出金」に分類されている、グループの償却原価で測定する貸出金の質に関して記載していた。

減損損失および引当金の決定は、定義された損失事象が発生した時に信用損失を認識するIAS第39号の発生信用損失モデルから、当初認識時点の潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時に信用損失引当金を計上するIFRS第9号の予想信用損失モデルに移行している。

当行グループは、規制目的上、IFRS第9号に基づく「信用減損」の定義を、自己資本要求規則（CRR）第178条に規定された債務不履行の定義に一致させた。その結果、ステージ3の金融資産は、二つのタイプの債務不履行となった金融資産から構成されることになる。一つ目は、当行グループが信用損失引当金に減損損失が反映されると予想している金融資産で、二つ目は、当行グループが減損損失を予想していない金融資産（担保の質が高い、または徹底したデュー・デリジェンスに基づき十分な将来キャッシュ・フローが予想されている等の理由による）である。この点は、IAS第39号に基づく当行グループの減損の定義（減損損失が発生すると当行グループが予想している場合にのみ、金融資産は減損していると看做される）と大きく異なる点である。

詳細については、連結財務諸表に対する注記02「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」の「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」の項を参照のこと。

『

減損会計の対象となる金融資産の概要

以下の表は、IFRS第9号の要件に従い金融資産をステージ別に区分し、それぞれのエクスポージャー額および信用損失引当金の概要を示したものである。

減損会計の対象となる金融資産の概要

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在									
	総帳簿価額					信用損失引当金 ²				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
償却原価で測定 ¹	637,037	32,335	7,452	1,963	678,787	509	501	3,247	3	4,259

1 償却原価で測定する金融資産は、償却原価で測定する貸出金、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レボ）、借入有価証券担保金ならびにその他の資産の特定の低位区分から構成される。

2 信用損失引当金は、2018年12月31日現在のカントリー・リスクに対する引当金6百万ユーロを含んでいない。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在									
	公正価値					信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
OCIを通じて公正価値で測定	50,932	247	2	1	51,182	11	1	0	-0	13

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在									
	想定元本					信用損失引当金 ¹				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
オフバランス	252,039	10,021	599	0	262,659	132	73	84	0	289

1 信用損失引当金は、2018年12月31日現在のカントリー・リスクに対する引当金である5百万ユーロを含んでいない。

償却原価で測定する金融資産

以下の表は、IFRS第9号の要件に従い金融資産をステージ別に区分し、それぞれの総帳簿価額および信用損失引当金の概要を示したものである。

報告期間におけるエクスポージャーおよび信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	総帳簿価額				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	663,707	30,305	7,726	2,019	703,756
新規事業を含む金融資産の変動	29,175	5,743	1,058	-61	35,914
信用力の変化による振替	1,240	-2,344	1,104	N/M	0
認識の中止に至らなかった条件変更による変動	-11	-8	-208	0	-227
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
期中に認識の中止が行われた金融資産	-65,682	-1,766	-2,411	-4	-69,863
償却額の取戻額	0	0	146	0	146
外国為替その他の変動	8,608	405	37	10	9,060
期末残高	637,037	32,335	7,452	1,963	678,787

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、主にステージ1において、2018年度に250億ユーロ、率にして4%減少した。

ステージ1のエクスポージャーは、現金および中央銀行預け金において預金および短期借入金が増加したことにより、270億ユーロ、率にして4%減少した。

ステージ2のエクスポージャーは、CIBの償却原価で測定する貸出金に起因して、20億ユーロ、率にして7%増加した。

ステージ3のエクスポージャーは、主に船舶ポートフォリオのリスク圧縮活動を行ったCIBにおいて、2018年度に274百万ユーロ、率にして4%減少した。この減少は、一過性の影響もあり、ポストバンク事業に起因するPCBにおける増加により一部相殺された。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	信用損失引当金 ³				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	462	494	3,638	3	4,596
新規事業を含む金融資産の変動	-132	215	440	-17	507
信用力の変化による振替	199	-137	-62	N/M	0
認識の中止に至らなかった条件変更による変動	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
期中に認識の中止が行われた金融資産 ²	-6	-17	-972	0	-995
償却額の回収	0	0	172	0	172
外国為替その他の変動	-14	-54	30	17	-21
期末残高	509	501	3,247	3	4,259
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額 ¹	66	78	379	-17	507

1 「カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額」は、新規事業を含む金融資産の変動、信用力の変化による振替、およびモデルの変更の合計である。

2 当該ポジションは、信用損失引当金の償却を表している。

3 信用損失引当金は、2018年12月31日現在のカントリー・リスクに対する引当金6百万ユーロを含んでいない。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、主に第ステージ3において、2018年度に338百万ユーロ、率にして7%減少した。

ステージ1の引当金は、マクロ経済見通しの低迷を反映してCIBの引当金に追加繰入額を計上したこと、ならびに当行グループが保険を掛けている一部の貸出金の計算方法を一度限りで調整したことにより、47百万ユーロ、率にして10%増加した。

ステージ2の引当金はほとんど変更がなかった。

ステージ3の引当金は、CIBにおいて船舶ポートフォリオのリスク圧縮活動に部分的に関連する信用損失償却が引当金の追加繰入額を上回ったことにより、391百万ユーロ、率にして11%減少した。

業務部門別償却原価で測定する金融資産

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
コーポレート・ア ンド・インベスト メント・バンク	327,094	14,241	2,403	1,692	345,429	184	99	896	3	1,183
プライベート・ア ンド・コマーシャ ル・バンク	299,003	17,226	5,047	271	321,547	321	400	2,350	0	3,071
アセット・マネジ メント	1,998	304	2	0	2,303	0	0	0	0	1
コーポレートおよ びその他	8,943	564	1	0	9,508	3	1	1	0	5
合計	637,037	32,335	7,452	1,963	678,787	509	501	3,247	3	4,259

産業部門別償却原価で測定する金融資産

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
農業、林業および漁業	533	38	60	0	631	1	2	21	0	24
鉱業および採石	2,970	273	147	0	3,390	8	1	5	0	15
製造	26,695	1,291	783	66	28,836	25	24	449	1	498
電気、ガス、蒸気および空調の供給	3,476	286	77	0	3,839	3	16	5	0	24
上下水道、廃棄物処理および修復工事	777	10	10	0	796	0	0	7	0	7
建設	3,108	289	338	88	3,823	4	4	244	1	254
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	19,119	859	593	0	20,572	19	18	403	-0	440
輸送、倉庫	4,314	875	539	0	5,728	7	6	201	0	214
宿泊、食品サービス	1,692	166	35	121	2,014	3	2	17	0	23
情報および通信	4,443	286	46	0	4,774	8	13	27	0	48
金融および保険	318,867	10,526	373	633	330,400	81	33	153	7	274
不動産	33,166	2,801	380	401	36,748	35	17	84	-9	128
専門的、科学および技術活動	8,169	498	151	190	9,008	7	8	83	0	98
事務サポートサービス	7,091	189	62	32	7,374	8	3	19	-4	25
行政、国防および社会保障	12,054	1,089	81	1	13,224	4	7	5	0	16
教育	612	19	8	0	638	1	0	7	0	9
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,246	209	12	2	3,468	7	5	5	0	18
芸術、娯楽およびレクリエーション	818	24	14	0	856	2	0	5	0	7
その他のサービス業	7,788	486	104	239	8,617	9	4	34	4	51
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	177,927	12,121	3,639	191	193,878	276	336	1,473	4	2,088
地域外の組織および団体	173	0	1	0	173	0	0	0	0	0
合計	637,037	32,335	7,452	1,963	678,787	509	501	3,247	3	4,259

地域別償却原価で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
	ドイツ	291,850	12,247	3,088	303	307,488	247	275	1,303	0
西ヨーロッパ(ドイツを除く。)	119,622	7,499	3,072	1,543	131,736	122	175	1,604	5	1,907
東ヨーロッパ	6,309	401	88	0	6,798	5	4	38	0	47
北アメリカ	147,300	7,572	554	20	155,446	66	32	48	1	147
中央および南アメリカ	4,717	558	155	0	5,430	7	2	22	0	31
アジア/太平洋	55,490	3,353	374	98	59,315	32	9	200	-4	237
アフリカ	1,996	470	78	0	2,544	7	4	31	0	42
その他	9,753	234	43	0	10,031	22	0	1	0	24
合計	637,037	32,335	7,452	1,963	678,787	509	501	3,247	3	4,259

格付区分別償却原価で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
	iAAA-iAA	235,913	2,315	0	0	238,229	2	0	0	0
iA	81,579	3,027	0	0	84,606	6	1	0	0	7
iBBB	138,596	2,508	0	0	141,104	36	8	0	0	43
iBB	137,768	8,318	0	232	146,318	177	61	0	0	238
iB	35,725	10,378	0	11	46,114	239	187	0	0	426
iCCC以下	7,456	5,788	7,452	1,720	22,416	49	243	3,247	3	3,542
合計	637,037	32,335	7,452	1,963	678,787	509	501	3,247	3	4,259

ステージ3の償却原価で測定する金融資産を有する債務者に対する追加資金の既存の貸出コミットメントは、2018年12月31日現在では117百万ユーロあった。

ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		
	総帳簿価額	担保	保証
償却原価で測定する金融資産(ステージ3)	7,452	2,714	221

これらの資産は完全に担保に供されているため、当行グループは2018年度において、ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金373百万ユーロを計上しなかった。

償却原価で測定する条件変更資産

契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で条件変更された場合に、金融資産は条件変更されたと看做される。再交渉または条件変更の結果、旧金融商品の認識の中止および新金融商品の認識が生じる場合と、生じない場合とがある。この項では、認識の中止が生じなかった条件変更資産について記述する。

IFRS第9号において、金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利(EIR)で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された金融資産について、当該資産の信用リスクが著しく増加しているか否かの判断には以下の比較が反映される。

- 変更後の条件に基づく報告日現在の残存期間のデフォルト確率(PD)
- 当初認識時のデータおよび当初の契約条件に基づき見積られた残存期間のPD

償却原価で測定する条件変更資産

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
条件変更前の償却原価の帳簿価額	11	8	222	0	241
認識された条件変更による利得/損失の純額	-11	-8	-208	0	-227

IFRS第9号の適用以後1年間において、当行グループでは、ステージ1に改善した条件変更資産の額に重要性がなかった。その後ステージ2およびステージ3へ再度悪化した資産も発生しなかった。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

減損会計の対象となる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値（FVOCI）は、2018年度の期首では480億ユーロであったのに対し、2018年12月31日現在、510億ユーロとなった。当該資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準を維持し、ほぼ横ばいであった（2018年度期首は12百万ユーロであり、2018年12月31日現在は13百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、FVOCIの金融資産に関するさらなる詳細は開示しないこととする。

オフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務

下記の表は、IFRS第9号の要件に従い、当行グループのオフバランスの金融資産をステージ別に区分し、それぞれの想定元本および信用損失引当金の概要を示したものである。

想定元本および信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高 ¹	243,566	7,114	1,448	0	252,129
新規事業を含む変動	6,765	3,923	-1,191	0	9,496
信用力の変化による振替	752	-1,089	338	N/M	0
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
外国為替その他の変動	957	73	4	0	1,035
期末残高	252,039	10,021	599	0	262,659

¹ 2018年度第4四半期における減損関連のエクスポージャーには、取消可能コミットメントが含まれている。その結果、期首残高は2018年度中間報告書から修正再表示されている。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	117	36	119	0	272
新規事業を含む変動	-0	31	-13	0	18
信用力の変化による振替	2	-0	-2	N/M	0
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
外国為替その他の変動	14	6	-20	0	-0
期末残高	132	73	84	0	289
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額 ¹	1	31	-15	0	18

¹ 上記の表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用力の変化による振替、およびモデルの変更に係る変動から生じた信用損失引当金繰入額に対する影響を区分し、表示している。

² 信用損失引当金は、2018年12月31日現在のカントリー・リスクに対する引当金5百万ユーロを含んでいない。

[次へ](#)

法的請求

執行請求の対象資産は、全額または一部が償却された資産であり、当行グループが引き続き当該資産について回収努力を行っているものから構成される。このような執行請求には、例えば、当行が引き続きリソース（当行グループの法務部門/CRMワークアウト・ユニット等）を法的手段または外部の回収機関を通じた回収のために投入している場合が含まれる。また、執行請求には、金額の回収見込みおよび回収の時間枠に関わらず、当行が残高および未決済の法的請求権を保持している場合も該当する。特定の法域によっては、回収案件が数年に及ぶことが一般的である場合もある。

報告期間中に償却され、依然として執行請求の対象である金融資産の残高は、2018年度において224百万ユーロとなり、主にCIBに関連するものであった。』

償却原価で測定する再交渉された資産および支払猶予資産

経済的または法的理由により、当行グループは、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限って契約上の債務を緩和する場合がある。当行グループの法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行グループは一定期間に限って支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いの支払を後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行グループのリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

償却原価で測定する支払猶予資産の管理および報告において、当行グループはEBAによる支払猶予および不良債権の定義（規制(EU)第575/2013号第99条(4)に基づく、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告についての実施技術基準(ITS)に従っている。当行グループは、資産がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの停止要件を満たした時点で支払猶予資産の報告から除外している（すなわち、契約は履行中と見なされ、最低2年間の猶予期間が経過しており、猶予期間の少なくとも半分の期間にわたって総額として重要でない元本または利息を定期的に支払っており、猶予期間の終了時に債務者へのエクスポージャーのいずれも30日以上経過していない。）。

償却原価で測定する支払猶予金融資産

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在			
	履行		償却原価で測定する 不履行 支払猶予貸出金合計	
	ステージ2	ステージ2	ステージ3	
ドイツ	1,046	49	1,200	2,295
ドイツ以外	741	55	1,750	2,546
合計	1,787	104	2,950	4,841

償却原価で測定する支払猶予金融資産の変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在
期首残高	5,089
期中に支払猶予貸出金に分類されたもの	1,679
期中に非支払猶予貸出金に振り替えられたもの（返済を含む。）	-1,574
信用損失償却	-386
為替レートおよびその他の変動	33
期末残高	4,841

償却原価で測定する支払猶予資産は248百万ユーロ、率にして5%減少した。これは主に、当行グループの船舶ポートフォリオの継続的なリスク圧縮を反映したCIBにおける不履行エクスポージャー、および特に処分に起因するPCBにおける不履行エクスポージャーによるものである。

取得した担保

当行グループは、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求するといういずれかの場合にのみ、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは公売を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。2018年度に取得した商業用および住宅用不動産担保は、主に当行グループのスペインのエクスポージャーに関連している。

報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2018年度
商業用不動産	7
住宅用不動産 ¹	57
その他	0
報告期間中に取得した担保合計	64

1 担保権が実行された住宅用不動産の帳簿価額は、2018年12月31日現在で62百万ユーロおよび2017年12月31日現在で67百万ユーロであった。

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。2018年度および2017年度において、当行グループはこれらの信託に対して担保は取得しなかった。』

資産の質（IAS第39号に基づいて報告された前年度の数値）

この項では、2017年度の比較期間における当行グループの貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行グループの経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		
	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	208,457	185,979	394,436
延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	1,167	2,778	3,945
再交渉されたが、減損していない貸出金	518	488	1,006
減損債権	3,406	2,828	6,234
合計	213,547	192,074	405,621

延滞貸出金

『

貸出金は、連結を通じて取得したものを除き、契約上合意された元本および/または利息の支払が借手から未払のままである場合に延滞と見なされる。連結を通じて取得した貸出金の場合には、当該貸出金の最初の連結時において一定の支払日に見込まれていた元本および/または利息の支払が借手により未払である場合に延滞と見なされる。

延滞状況別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
30日未満延滞の貸出金	2,747
30日以上60日未満延滞の貸出金	482
60日以上90日未満延滞の貸出金	250
90日以上延滞の貸出金	776
合計	4,255

』

産業別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
金融仲介	267
ファンド運用管理	40
製造	179
卸売および小売	233
個人	2,481
商業用不動産	363
公共部門	10
その他	682
合計	4,255

地域別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
ドイツ	1,810
西ヨーロッパ（ドイツを除く。）	1,758
東ヨーロッパ	158
北アメリカ	343
中央および南アメリカ	6
アジア/太平洋	161
アフリカ	19
その他	0
合計	4,255

当行グループの減損していない延滞貸出金は、主に数日間延滞していた貸出金に起因して増加し、2017年12月31日現在で43億ユーロとなった。ビジネス面では、主にPCBに起因していた。

『

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保価値の総額（担保の公正価値は貸出金残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
金融およびその他の担保	2,364
受取保証	148
合計	2,512

』

再交渉された貸出金および支払猶予貸出金

以下の表は、当行グループの支払猶予貸出金の概要を示している。

支払猶予貸出金

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在 ¹			支払猶予貸出金合計
	履行	不履行	減損している	
	減損していない	減損していない	減損している	
ドイツ	1,183	601	804	2,587
ドイツ以外	612	553	1,337	2,502
合計	1,794	1,154	2,141	5,089

¹ 支払猶予貸出金は、内部プロセスの改善を受けて修正再表示されている。

支払猶予貸出金の変動

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在 ¹
期首残高	5,468
期中に支払猶予貸出金に分類されたもの	1,492
期中に非支払猶予貸出金に振り替えられたもの（返済を含む。）	-1,519
信用損失償却	-234
為替レートおよびその他の変動	-119
期末残高	5,089

¹ 期末残高および期中に支払猶予貸出金に分類されたものは、内部プロセスの改善を受けて修正再表示されている。

2017年の支払猶予貸出金合計は379百万ユーロ減少した。これは主に、CIBおよびPCCインターナショナルに計上されている当行グループの船舶ポートフォリオにおける不良債権の売却を反映した、ドイツ国外の顧客に対する不履行の支払猶予貸出金に主に起因する。

減損債権

『

信用リスク管理部は、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか貸借対照表日ごとに定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の当初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行グループは、IAS第10号の要件に従い、財務諸表の発表日までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- その損失の額について各報告日に信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、グループ・ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。このレビューの結果は、グループ・ファイナンスおよびリスクの上級管理職に報告され承認される。

減損債権に関する詳細については、連結財務諸表に対する注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。』

減損損失および信用損失引当金

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行グループは減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用損失引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。信用損失引当金の増加は、信用損失引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。信用損失償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に信用損失引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行グループに移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する信用損失引当金は、信用損失償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連信用損失引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行グループは、法人信用エクスポージャーの減損は個別に評価しているが、小口かつ標準的均質の性質を持つ貸出金の減損については集散的に評価している。

非減損債権に関する集散的評価引当金は、個別に識別されておらず、かつ、小口均質貸出金の減損評価の一部として引当計上されていない発生損失をカバーするための引当金を反映している。

減損損失および信用損失引当金に関する当行グループの会計処理の詳細については、連結財務諸表に対する注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

業務部門別の減損債権、信用損失引当金およびカバレッジ比率

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		
	減損債権	信用損失引当金	減損債権カバレッジ比率 (%)
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	2,517	1,565	62
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	3,717	2,355	63
アセット・マネジメント	0	0	N/M
コーポレートおよびその他	1	1	N/M
合計	6,234	3,921	63

N/M - 表記するに値しない。

産業別の減損債権、信用損失引当金およびカバレッジ比率

単位：百万ユーロ	減損債権			信用損失引当金			減損債権カバレッジ比率 (%)
	個別評価	集散的評価	合計	個別評価引当金	減損債権に関する集散的評価引当金	非減損債権に関する集散的評価引当金	
金融仲介	121	8	129	1	3	40	34
ファンド運用管理	8	8	16	1	0	3	24
製造	520	165	685	439	146	51	93
卸売および小売	333	188	521	211	156	27	76
個人	155	2,233	2,388	153	1,290	83	64
商業用不動産	345	30	376	115	11	42	45
公共部門	74	0	74	6	0	12	24
その他 ¹	1,792	254	2,046	840	139	153	55
合計	3,348	2,886	6,234	1,766	1,745	410	63

1 このうち、減損債権合計および信用損失引当金合計額はそれぞれ、「輸送、倉庫および通信」が808百万ユーロおよび469百万ユーロ、「不動産：賃貸および事業活動」が482百万ユーロおよび234百万ユーロ、「建設」が378百万ユーロおよび144百万ユーロ、「鉱業および採石」が169百万ユーロおよび116百万ユーロである。

地域別の減損債権、信用損失引当金およびカバレッジ比率

単位：百万ユーロ	減損債権			信用損失引当金			減損債権 カバレッジ 比率(%)	
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金		
					合計	合計		
ドイツ	953	1,312	2,266	600	823	104	1,527	67
西ヨーロッパ (ドイツを除く。)	1,471	1,422	2,892	815	822	113	1,749	60
東ヨーロッパ	45	123	168	45	92	11	147	88
北アメリカ	497	1	498	67	0	102	170	34
中央および南アメリカ	70	0	70	14	0	21	35	50
アジア/太平洋	264	28	292	223	8	41	272	93
アフリカ	48	0	49	1	0	9	10	20
その他	0	0	0	0	0	11	11	N/M
合計	3,348	2,886	6,234	1,766	1,745	410	3,921	63

N/M - 表記するに値しない。

a

減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		
	個別評価	集合的評価	合計
期首残高	4,126	3,321	7,447
期中に減損債権に分類されたもの	1,370	1,248	2,618
期中に非減損債権に振り替えられたもの ¹	-1,127	-961	-2,088
信用損失償却	-540	-605	-1,146
減損債権の処分	-267	-116	-383
為替レートおよびその他の変動	-215	-1	-216
期末残高	3,348	2,886	6,234

1 返済を含む。

2017年度における当行グループの減損債権は、12億ユーロ、率にして16%減少し、62億ユーロとなった。当行グループの個別評価のポートフォリオにおける減少は、主に、CIBにおいて計上された信用損失償却、ならびに旧NCOUの資産のリスク圧縮によるものであったが、当行グループの集合的に評価されるポートフォリオの減少は、PCCインターナショナルにおける処分に關連して計上された信用損失償却によるものであった。

減損債権カバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集合的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額をIFRSに基づく減損債権（担保を除く。）で除したものと定義される。）は、2016年度末現在の61%から増加し、2017年12月31日現在では63%となった。

産業別の信用損失引当金繰入額および戻入額

単位：百万ユーロ	信用損失引当金繰入額（戻入額考慮前）				戻入額
	個別評価貸出金	集合的評価		合計	
		減損債権	非減損債権		
金融仲介	25	-2	-3	20	4
ファンド運用管理	0	0	-2	-1	0
製造	48	18	-28	38	19
卸売および小売	46	19	1	66	5
個人	11	322	20	354	66
商業用不動産	-20	4	5	-10	12
公共部門	2	0	9	11	0
その他 ¹	239	23	-62	201	20
合計	352	385	-59	678	127

1 2017年度において、「その他」の категорияにおけるリスク引当金を多額に計上したのは、「輸送、倉庫および通信」セクター（107百万ユーロ）および「鉱業および採石」セクター（72百万ユーロ）であった。

減損債権を有する債務者に対する追加資金の既存の貸出コミットメントは、2017年12月31日現在では28百万ユーロあった。

『

減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
金融およびその他の担保 ¹	1,757
受取保証	309
減損債権に対して保有していた担保合計	2,066

1 住宅用不動産によって担保された不履行の住宅ローンのローン契約が終了している、または解約されている場合は、通常、正式な担保権実行手続の対象となる。

』

担保を含むカバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集合的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額と減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）の合計額をIFRSに基づく減損債権で除したものと定義される。）は、2017年12月31日現在96%であった。

売却可能金融資産

『

減損の概念は売却可能負債性金融商品にも適用される。これらは、減損していない場合には公正価値で計上され、公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。売却可能負債性金融商品が減損していると判断された場合には、その金融商品の償却原価と現時点の公正価値の差額が減損累計額として反映される。当行の会計処理手続に関する詳細については、連結財務諸表に対する注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

非減損延滞および減損売却可能金融資産、減損累計額、カバレッジ比率および減損売却可能金融資産に対して保有する担保

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
非減損延滞売却可能金融資産	1,538
内訳：	
期日から30日未満	176
30日以上60日未満	23
60日以上90日未満	138
90日以上	1,201
減損売却可能金融資産	157
売却可能金融資産の減損累計額	113
減損認識後の売却可能金融資産カバレッジ比率（％）	71
減損売却可能金融資産に対して保有する担保	17
内訳：	
金融資産担保およびその他の担保	17
受取保証金	0

』

取得した担保

『

以下の表は、当行グループが報告期間中に取得した担保の概要を示している。2017年度に取得した商業用および住宅用不動産担保は、主に当行グループのスペインのエクスポージャーに関連している。

報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2017年度
商業用不動産	9
住宅用不動産 ¹	63
その他	0
報告期間中に取得した担保合計	72

1 担保権が実行された住宅用不動産の帳簿価額は、2017年12月31日現在で67百万ユーロであった。

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。2017年度において、当行グループはこれらの信託に対して担保は取得しなかった。

』

信用損失引当金

信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2017年度						
	信用損失引当金			オフバランス信用損失引当金			合計
	個別評価	集会的評価	小計	個別評価	集会的評価	小計	
期首残高	2,071	2,475	4,546	162	183	346	4,892
信用損失引当金繰入額	299	253	552	-23	-4	-27	525
このうち：減損債権の処分による（利得）/損失	-83	-32	-115	0	0	0	-115
純信用損失償却額：	-487	-532	-1,019	0	0	0	-1,019
信用損失償却額	-541	-605	-1,146	0	0	0	-1,146
取戻額	54	73	127	0	0	0	127
その他の変動	-117	-41	-158	-18	-16	-34	-191
期末残高	1,766	2,155	3,921 ¹	122	163	285 ²	4,207

前年度からの増減

信用損失引当金繰入額							
絶対的	-444	-351	-795	-47	-16	-62	-857
相対的	-60%	-58%	-59%	-196%	-132%	-175%	-62%
純信用損失償却額							
絶対的	407	338	745	0	0	0	745
相対的	-45%	-39%	-42%	0%	0%	0%	-42%
期末残高							
絶対的	-305	-320	-625	-41	-20	-60	-685
相対的	-15%	-13%	-14%	-25%	-11%	-17%	-14%

1 このうち、「移転リスク準備金」は5百万ユーロ。

2 このうち、「移転リスク準備金」は8百万ユーロ。

2017年12月31日現在の信用損失引当金は42億ユーロであった（2016年12月31日現在は49億ユーロ）。この減少は信用損失償却額によるものであるが、信用損失引当金の追加繰入額により一部相殺された。

2017年12月31日現在の信用損失引当金繰入額は、2016年度末から857百万ユーロ減少した。この減少は、795百万ユーロの信用損失引当金繰入額の減少および62百万ユーロのオフバランス信用損失引当金の減少によるものである。当行グループの個別評価ポートフォリオにおける減少は、主にCIBにおいて、船舶業を含むすべてのポートフォリオに起因している。前年度比では減少しているが、船舶業は2017年度も引き続き、信用損失引当金繰入額の最大要因であった。これは、連結財務諸表に対する注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、当年度に各減損方法が再評価されたことに部分的に関連している。PCBの前年度からのさらなる減少は、旧ポストバンクにおける大規模な売却によるものである。当行グループの集会的評価の貸出金ポートフォリオにおける引当金の減少は、主に2016年に一度限りでNCOUにおいて計上されていた資産に関連した引当項目によるものであり、また、PCBにおける良質なポートフォリオおよび好調な経済環境を反映している。

2016年度からの745百万ユーロの信用損失償却額の減少は主に、2016年度には一度限りのNCOUおよび旧ポストバンクにおいて計上された資産に関連した純信用損失償却額を計上したことによるものである。

デリバティブ - 信用評価調整

当行グループは、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（CVA）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットिंग契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行グループでは通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行グループのデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行グループでは多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントには通常、広範な標準的または特定の終了権が規定されており、これにより、当行グループは相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。金融システムへの重大な組織的混乱（CCPの無秩序な破綻によって起こりかねない。）を考慮して、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は、CCPをグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）に適用されるものと同等の目標と規定を課す破綻処理の枠組みの対象とするべきであると提言している。

当行グループの契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実に行うための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手続により定められている。これらの手続には必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行グループでは当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行グループには通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条(2)および(4)に従って、DB PFK AGを除く当行グループは、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国/産業/地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを設定しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生する関連エクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級管理職に提出される。さらに、DB PFK AGを除く当行グループは、当行グループ自身のアルファ係数（CRR第284条(9)の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行グループのデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積っている。DB PFK AGのデリバティブのカウンターパーティ・リスクは、当行グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

トレーディング・マーケット・リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスクの額

『

以下の表およびグラフは、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスクの額を示している。』

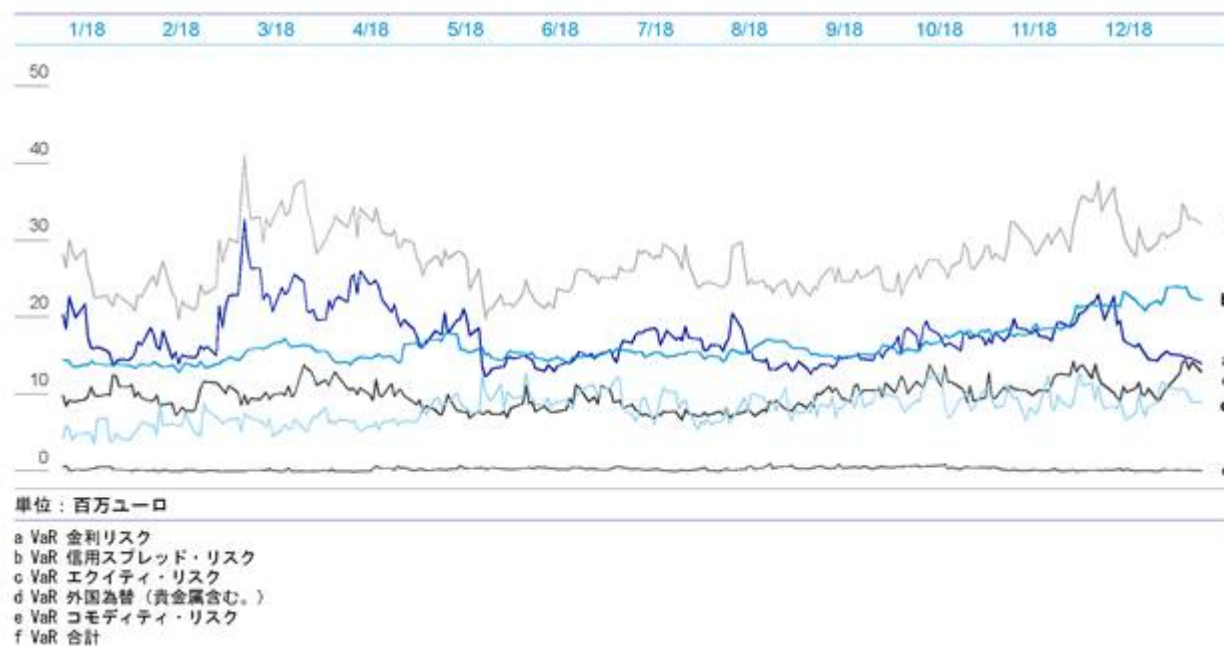
トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位：百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
平均	27.5	29.8	-25.5	-28.1	17.6	20.2	16.4	19.7	10.0	8.7	8.3	8.4	0.6	0.8
最大	40.9	38.4	-35.0	-37.6	32.6	26.0	24.0	25.1	14.5	12.5	13.0	16.5	1.3	3.0
最小	19.8	20.1	-20.2	-21.4	12.4	13.5	13.0	13.5	6.9	4.4	3.8	4.2	0.2	0.1
『														
期末	32.1	29.1	-26.9	-22.5	14.1	21.4	22.3	14.4	13.0	10.1	9.2	4.9	0.3	0.7

』

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2018年度のリスク種類別バリュー・アット・リスクの推移



2018年度の平均バリュー・アット・リスクは、信用スプレッド・リスクと金利リスクの減少により2017年通期から2.3百万ユーロ減少し、27.5百万ユーロとなった。

期末のバリュー・アット・リスクの増加は、信用スプレッド、株価リスクおよび外国為替リスクの資産クラスにわたり増加したことによるものであった。

規制上のトレーディング・マーケット・リスクの額

『

以下の表は、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットの、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク測定基準を示している。』

平均、最大および最小のストレスのかかったバリュアット・リスク（リスク種類別）

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
平均	84.1	76.7	-81.9	-88.4	58.3	69.8	69.3	62.1	16.1	18.8	20.0	12.6	2.4	1.8
最大	124.7	125.0	-106.7	-115.8	89.9	92.0	79.7	73.2	78.1	66.8	38.2	28.0	7.7	6.1
最小	61.2	42.0	-66.1	-73.0	35.2	48.3	59.0	54.3	2.4	1.5	7.7	6.9	0.5	0.3
期末	96.2	85.6	-75.3	-81.0	57.6	67.8	70.1	64.3	21.3	19.9	21.7	12.6	0.7	1.9

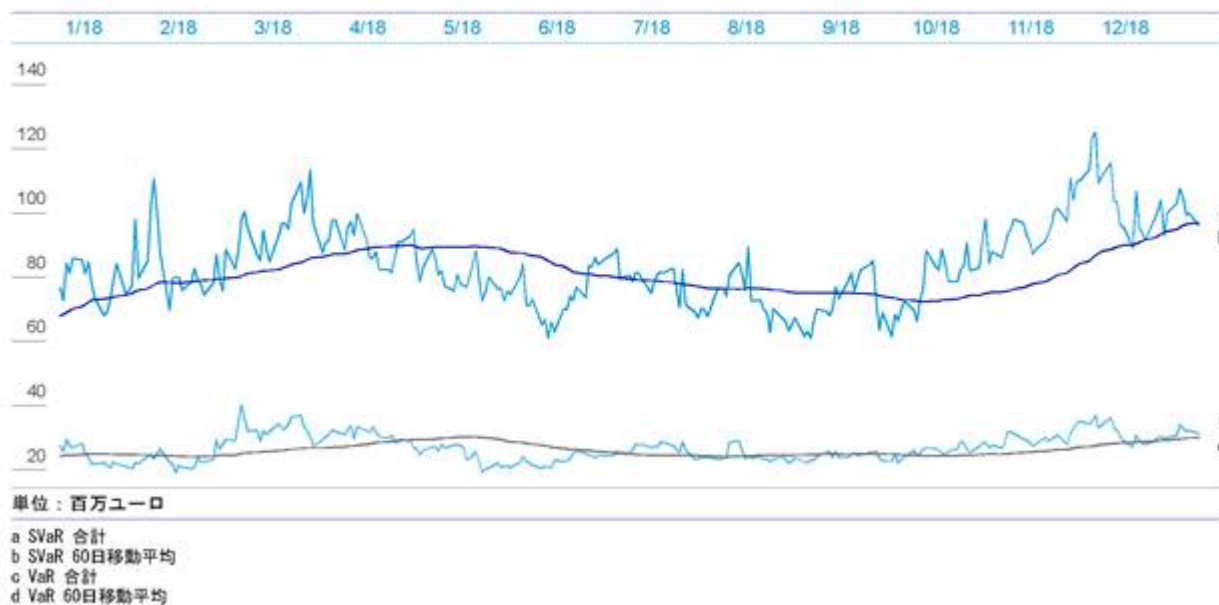
1 金およびその他の貴金属のポジションからのストレスのかかったバリュアット・リスクを含む。

2018年度のストレスのかかったバリュアット・リスクの平均は84.1百万ユーロであり、2017年通期から7.4百万ユーロ増加した。この増加は、信用スプレッドおよび外国為替リスクの資産クラスにおいて増加したことに加え、分散効果が減少したことによるものである。

期末のストレスのかかったバリュアット・リスクの増加は、分散効果の減少、ならびに信用スプレッド、外国為替リスクおよび株価リスクの資産クラスにおける増加によるものであった。

以下のグラフは、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットにおける日次のバリュアット・リスクの推移を、日次のストレスのかかったバリュアット・リスクおよびその60日平均と比較したものである。金額は百万ユーロで示されている。

2018年度のバリュアット・リスクおよびストレスのかかったバリュアット・リスクの推移



規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。』

トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{1,2,3}

単位： 百万ユーロ	合計		グローバル・クレジット・トレーディング		コア金利		フィクスト・インカムおよびカレンシーAPAC		エマージング・マーケット・デット		その他	
	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度	2017 年度
平均	680.6	802.1	335.8	544.6	271.1	107.1	224.8	168.1	-11.9	37.2	-139.2	-54.8
最大	847.6	899.3	403.4	597.4	481.9	172.5	451.9	229.0	17.3	62.9	-111.3	-20.4
最小	550.8	754.8	274.6	503.7	159.1	48.7	72.1	92.4	-29.2	-1.4	-177.1	-90.0
期末	805.4	789.6	383.6	540.1	388.6	133.2	188.0	142.3	5.8	19.9	-160.5	-45.9

- 金額はそれぞれ、2018年12月31日および2017年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。
- ビジネスラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2018年の報告で更新された。
- 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2018年度の追加的リスクに係る自己資本賦課は805百万ユーロであり、2017年度末から15百万ユーロ、率にして2%増加した。2018年度末時点の追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は681百万ユーロであり、2017年12月31日に終了した12週間の平均から121百万ユーロ、率にして15%減少した。この追加的リスクに係る自己資本賦課額の平均の減少は、グローバル・クレジット・トレーディングおよびエマージング・マーケット・デットの業務分野において2017年度より減少したことによる。

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日における内部のスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。

トレーディング・ユニットの、平均、最大および最小の包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{1,2,3}

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度
平均	0.0	5.4
最大	0.0	6.3
最小	0.0	4.5
期末	0.0	4.4

- 規制上の包括的リスク計測はそれぞれ、12月31日に終了した12週間について計算されている。
- 「期末」は、内部モデルのスポットの価額に基づく。
- 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

内部モデルによる包括的リスク計測は、規制当局の認可を経て、2018年度第4四半期に廃止された。このモデルにより捕捉された残りの軽微なエクスポージャーは、現在は追加的リスクに係る自己資本賦課とマーケット・リスク標準的アプローチによってカバーされている。

マーケット・リスク標準的アプローチ

2018年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いることにより特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、52億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する418百万ユーロの所要自己資本が算出された。2017年12月31日現在では、これらのポジションにより、47億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する379.5百万ユーロの所要自己資本が算出された。

2018年12月31日現在、nthトゥ・デフォルト・クレジット・デフォルト・スワップについては、所要自己資本は2.6百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは33百万ユーロであった。2017年12月31日現在では、これらは、それぞれ2.8百万ユーロおよび35百万ユーロであった。

2018年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく集团的投資事業に係る所要自己資本は14百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイト・アセットは180百万ユーロであった。2017年12月31日現在では、これらは、それぞれ45百万ユーロおよび556百万ユーロであった。

2018年12月31日現在の、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本は14百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイト・アセットは180百万ユーロであった。2017年12月31日現在では、これらはそれぞれ32百万ユーロおよび395百万ユーロであった。

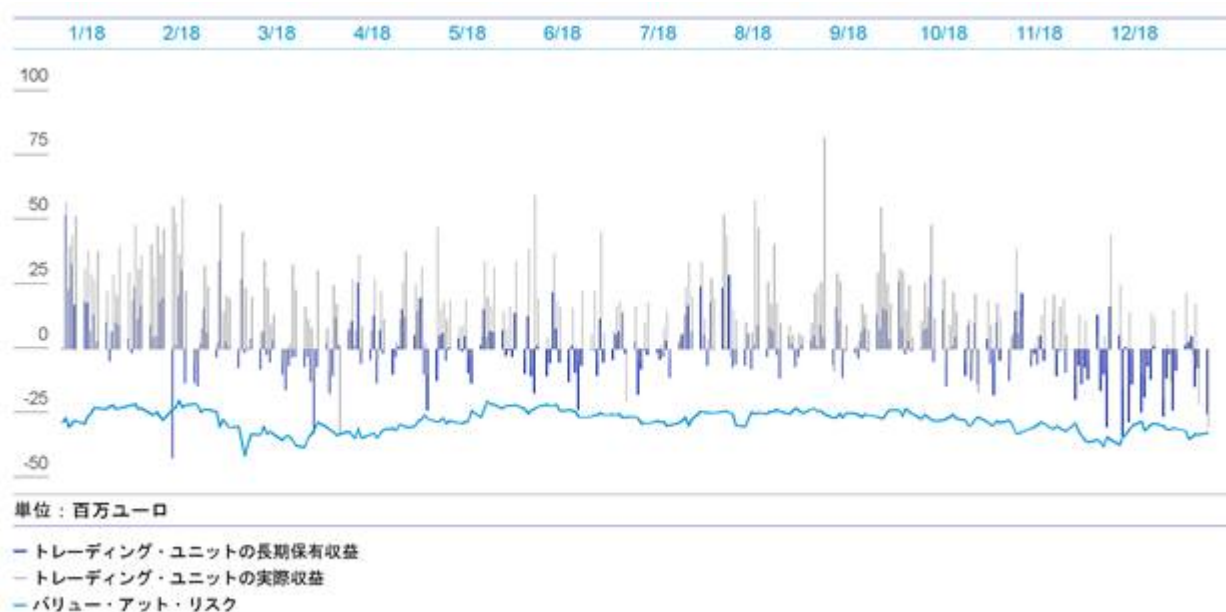
トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

2017年度は3回の異常値という結果であったが、2018年度に当行グループは、長期保有による損失が当行グループのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクを超過するというグローバルな異常値を1回観察した。2018年度の異常値は、市場ボラティリティの上昇によるエクイティの事業ラインからの損失を受けて、2月に発生した。VaRをフィーおよび手数料控除後の総収益と比較する、実際のバックテストによる異常値は、2017年度は2回発生したのに対し、2018年度は発生しなかった。

バックテストの結果、異常値の基礎となる理由の当行の分析、当行グループのバリュー・アット・リスク・モデル手法に含まれる補完により、当行グループは、当行グループのバリュー・アット・リスク・モデルは正常な市況下におけるトレーディング・マーケット・リスクのための適切な測定尺度を維持すると引き続き考えている。以下のグラフは、トレーディング・ユニットについて、長期保有収益を報告期間中の取引日の前営業日終了時点のバリュー・アット・リスクと日次で比較したものである。当行グループのトレーディング・ポジションの予想される潜在的な損失を長期保有収益と視覚的に比較するために、バリュー・アット・リスクはマイナスの金額で示されている。数値は百万ユーロ単位で表示されている。このグラフは、当行のトレーディング・ユニットが、2018年度の取引日の52%においてプラスの長期保有収益を達成し（2017年度：57%）、2018年度においてはグローバルな異常値が発生したことを示している。

バックテスト結果がここに示されているバリュー・アット・リスク・モデルの所要自己資本は、当行グループの所要自己資本合計の1.5%を占める。

EU MR4 - VAR見積りと損益の比較

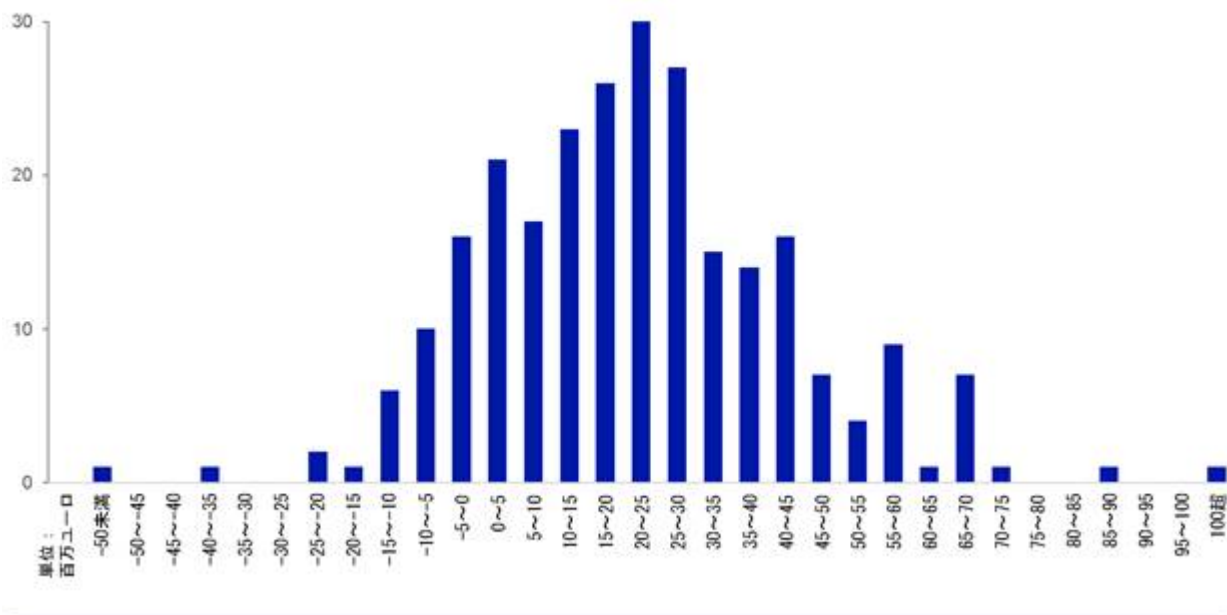


トレーディング・ユニットの日次収益

以下の棒グラフは、トレーディング・ユニットの日次収益の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリアおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2018年度のトレーディング・ユニットの日次収益の分布

単位：日



当行グループのトレーディング・ユニットは、2017年通期の93%と比較して、2018年度に取引日において86%のプラスの収益を達成した。

トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャー

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額

以下の表は、トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額のリスク種類別内訳を示している。

『

経済的資本使用額のリスク種類別内訳

単位：百万ユーロ	経済的資本使用額	
	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
金利リスク	1,416	1,743
信用スプレッド・リスク	271	722
エクイティ・リスクおよび投資リスク	1,239	1,431
外国為替リスク	1,713	1,509
年金リスク	1,588	1,174
保証型ファンド・リスク	68	49
トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオ合計	6,295	6,628

経済的資本の数値においては、様々なリスク種類間の分散効果が考慮されている。

2018年12月31日現在のトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は63億ユーロであり、2017年度末の当行グループの経済的資本使用額を3億ユーロ下回った。

- 金利リスク：ギャップ・リスク、ベースス・リスクおよびオプション・リスク（モデル化された、満期の定めのない預金に組み込まれた顧客の行動が変化するリスクや前払いリスク等）を含む、バンキング勘定の金利リスクに関する経済的資本賦課。2018年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で1,416百万ユーロ（2017年12月31日現在では1,743百万ユーロ）であった。経済的資本貢献額の減少は主に、分散効果に起因していた。
- 信用スプレッド・リスク：重要な信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本賦課。2018年12月31日現在の経済的資本使用額は271百万ユーロであり、これに対して2017年12月31日現在では722百万ユーロであった。経済的資本貢献額の減少は、会計処理方法の変更と分散効果に起因していた。
- エクイティ・リスクおよび投資リスク：当行グループによる非連結投資の保有（戦略的投資およびオルタナティブ投資資産等）から発生する、ならびに当行グループの株式報酬制度から生じる当行グループの株価への構造的なショート・ポジションから発生するエクイティ・リスクの経済的資本賦課。2018年12月31日現在の経済的資本使用額は、株式報酬の

ショート・ポジションの時価の下落に起因して1,239百万ユーロとなり、これに対して2017年12月31日現在では1,431百万ユーロであった。

- 年金リスク：このリスクは、金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む、当行グループの確定給付制度債務から生じる。経済的資本使用額は、2018年12月31日および2017年12月31日現在、それぞれ1,588百万ユーロおよび1,174百万ユーロであった。年金の経済的資本の増加は主に、手法の改良および他のリスク種類への分散の減少に関連している。
- 外国為替リスク：外国為替リスクは主に、一定子会社のヘッジされていないユーロ以外の通貨建ての資本および利益剰余金における当行グループの構造的ポジションから生じる。2018年12月31日現在の経済的資本使用額は1,713百万ユーロであり、これに対して2017年12月31日現在では1,509百万ユーロであった。経済的資本貢献額の増加は主に、外貨建ての繰延税金資産の為替変動に起因している。
- 保証型ファンド・リスク：2018年12月31日現在の経済的資本使用額は68百万ユーロであり、これに対して2017年12月31日現在では49百万ユーロであった。経済的資本貢献額の増加は主に、分散効果と市況の動きに起因していた。』

バンキング勘定における金利リスク

以下の表は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が定義した6つの標準シナリオの下での、バンキング勘定における当行グループの純利息収益への影響額および金利変動によるバンキング勘定ポジションの経済価値の変動を示している。

バンキング勘定における経済価値および純利息収益の金利リスク（シナリオ別）

	EVEの変動		NIIの変動 ¹	
	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
単位：十億ユーロ				
平行上昇	0.8	-0.4	2.9	2.8
平行低下	-3.2	-1.1	-0.8	-0.8
スティーブ化	0.9	0.2	-0.5	-0.6
フラット化	-1.6	-0.6	2.7	2.7
短期金利上昇	-0.7	-0.5	3.6	3.5
短期金利低下	-0.1	0.0	-1.0	-0.7
最大	-3.2	-1.1	-1.0	-0.8

	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
単位：十億ユーロ		
Tier 1資本	55.1	57.6

N/M - 表記するに値しない。

1 純利息収益（NII）の変動は、各シナリオの予測NIIにおける、変更された金利と不変の金利との差異を反映している。感応度は、トレーディング・ポジションとDWSを除外した、一定の為替レートで固定された貸借対照表額に基づいている。これらの数値には、ヘッジ会計に不適格な一元管理されたポジションに対する時価評価損益（MtM）/その他の包括利益（OCI）の影響は含まれていない。

イールドカーブの突然の平行上昇は、当行グループのバンキング勘定ポジションからの収益（純利息収益）に有利な影響を及ぼすことになる。ドイツ銀行は、イールドカーブの+200ベース・ポイントおよび-200ベース・ポイントの平行シフト（下限はゼロとする。）により生じる、純利息収益の1年間の合計変動額は、2018年12月31日現在においてそれぞれ29億ユーロおよび-8億ユーロになると見積っている。

2018年12月現在の純資産の経済価値（EVE）の最大損失額は、2017年12月現在の-11億ユーロに対し、-32億ユーロであった。EVEの最大損失額の増加は主に、純利息の取扱いに関する調整と、金利水準の変動に伴うコンベクシティへの影響の捕捉に関する手法の改良に起因している。2018年12月現在、EVEの最大損失額はTier 1資本の5.8%に相当する。

以下の表は、金利の下落および上昇ショックから生じた、ドイツ銀行のバンキング勘定ポジションに係る経済価値の変動を通貨ごとに示している。

通貨別のバンキング勘定における経済価値の金利リスク

単位：十億ユーロ	2018年12月31日現在	
	-200ベース・ポイント ¹	+200ベース・ポイント
ユーロ	-1.9	0.6
英ポンド	-0.1	0.1
米ドル	-1.3	0.2

日本円	-0.0	0.0
その他	0.1	-0.1
合計	-3.2	0.8

1 下限はゼロとする。

BCBSのイールドカーブの-200ベース・ポイント（下限はゼロとする。）および+200ベース・ポイントの平行シフトの影響により生じる経済価値の予想変動額は、2018年12月31日現在においてそれぞれ-32億ユーロおよび8億ユーロであった。+200ベース・ポイントのシナリオが-4億ユーロから8億ユーロへと変動した原因は、主に純利息の取扱いに関する調整であった。

オペレーショナル・リスク・エクスポージャー

オペレーショナル・リスク - リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度 ¹
顧客、商品および商慣行	156	513
内部不正行為	13	-48
外部不正行為	50	19
決済、販売およびプロセス管理	44	224
その他	19	42
合計	282	749

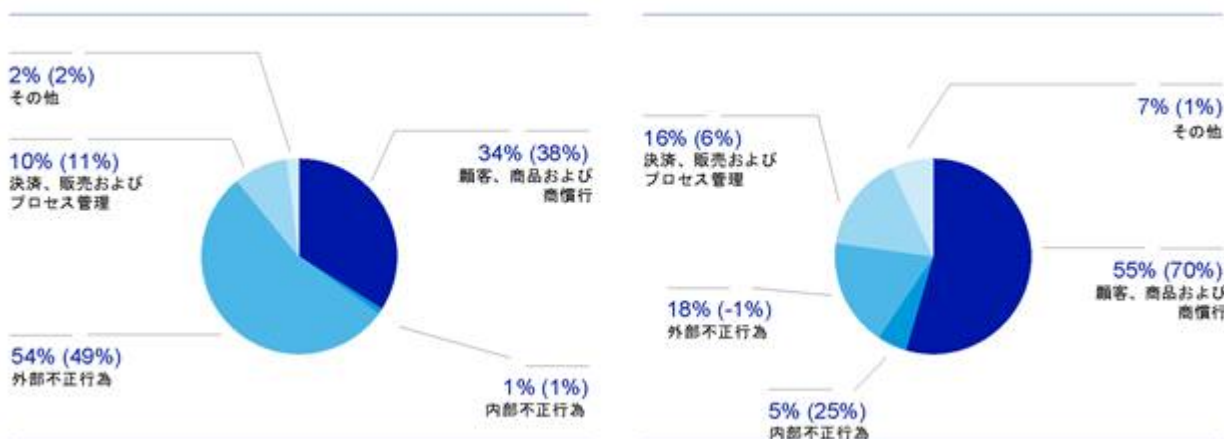
1 2017年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して、前年度の表示から修正された。

2018年12月31日現在の損益ベースのオペレーショナル損失は、2017年度末と比較して467百万ユーロ、率にして62%減少した。この減少は、「顧客、商品および商慣行」および「決済、販売およびプロセス管理」各イベント・タイプによるものであり、2017年度における和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の増加に起因していた。

2018年（2013年から2017年）¹の期間に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル損失

オペレーショナル損失の頻度（最初の計上日）

オペレーショナル損失の分布（計上日）



¹ 括弧内の比率は、2013年から2017年の期間に発生した損失に係る損失の頻度および損失の金額にそれぞれ対応している。頻度および金額は後に変更される可能性がある。

上の左のグラフ「オペレーショナル損失の頻度」は、2018年度に発生したオペレーショナル・リスク事象を、当該イベントに関して損失が最初に認識された期間に基づいて要約している（2013年から2017年までの5年間発生分を括弧内に比較表示）。例えば、2010年に最初に認識され、2018年に追加の損益イベントが認識された損失イベントの場合、当該損失イベントは頻度のグラフには含まれないが、損失分布のグラフには各期間に認識された損益が含まれる。

頻度は、観察された全損失イベントのうち「外部不正行為」イベント・タイプが54%、「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが34%、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプが10%を占めている。「その他」は2%で安定的である。「内部不正行為」イベント・タイプは頻度が低く、2018年度では損失イベントの1%未満である。

上の右のグラフ「オペレーショナル損失の分布」は、2013年から2017年までの5年間と比較して2018年度の損益に認識されたオペレーショナル・リスク損失の計上を要約している。オペレーショナル損失の分布の大部分（55%の割合）を「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが占めており、訴訟、調査および執行行為に関連したアウトフローを反映している。「外部不正行為」は18%と2番目に割合が高く、これは2018年度における1つの大規模なイベントに関連している。最後に、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプ（16%）、「その他」イベント・タイプ（7%）および「内部不正行為」イベント・タイプ（5%）は他のイベント・タイプと比較して重要性が低い。

当行グループは、損益計算書に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすオペレーショナル・リスク損失事象を包括的に網羅することを目指しているが、この項に示されている合計は、損失事象の検出や計上の遅れにより過小評価されている可能性がある。

流動性リスク・エクスポージャー

資金調達市場および資本市場発行

¶

2018年は、信用市場にとって厳しい年となった。量的緩和から量的緊縮への移行は、マクロの不確実性の高まりと相まって、ボラティリティと信用スプレッドの上昇をもたらした。

当行グループの5年物CDSは65～224ベース・ポイントのレンジ内で取引された。12月初めにピークが観測されて以降、スプレッドは縮小し、年末時点では208ベース・ポイントで取引されていた。当行グループの債券のスプレッドも類似の動きを示した。例えば、当行グループのユーロのベンチマーク（2.375%クーポン、2023年1月に期日到来）は51～259ベース・ポイントのレンジで取引され、230ベース・ポイントで2018年の取引を終了した。

当行グループの修正後の2018年度発行計画（当初の返済期限が1年超の債券発行から成る。）は200～220億ユーロであり、完了している。当行グループは、ターム・ファンディングで198億ユーロを調達して2018年度を締めくくった。この資金調達の源泉は、シニア非優先プレーンパニラ債（94億ユーロ）、シニア優先プレーンパニラ債（10億ユーロ）、カバード・ボンド（25億ユーロ）、およびその他のシニア優先仕組み債（69億ユーロ）の多岐にわたった。合計額198億ユーロは、ユーロ（83億ユーロ）、米ドル（97億ユーロ）、英ポンド（3億ユーロ）およびその他の通貨合計（15億ユーロ）に分けられた。直接発行に加えて、当行グループは、長期クロスカレンシー・スワップを使用してユーロ以外の資金需要を管理している。2018年度の発行に係る当行の投資家基盤は、資産運用会社および年金基金（40%）、リテール顧客（19%）、銀行（8%）、政府および機関

(5%)、保険会社(3%)ならびに機関投資家を含むその他(18%)から成っていた。地理的分布は、ドイツ(20%)、残りのヨーロッパ(35%)、米国(25%)、アジア/太平洋(15%)およびその他(5%)に分かれていた。

3ヶ月物Euriborに対する当行の発行の平均スプレッド(ユーロ以外の調達スプレッドはすべて、3ヶ月物Euriborを基準に設定される。)は、通年で60ベース・ポイントであり、これは2017年の平均スプレッド71ベース・ポイントを下回っていた。平均残存期間は6.1年であった。当行グループの発行活動は上半期の方が活発であった。当行グループは、第1四半期から第4四半期の各四半期において、それぞれ108億ユーロ、30億ユーロ、32億ユーロおよび28億ユーロを発行した。』

2019年度における当行グループの発行計画は200~250億ユーロであり、当行グループは、これを上記の資金調達源泉の利用によりカバーし、いずれか一つの源泉に過度に依存しないようにする予定である。さらに、当行グループはこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行グループでは、2019年に、資本市場発行の合計約220億ユーロ(法的に行使可能なコール・オプションを除く。)の返済期限が到来する。

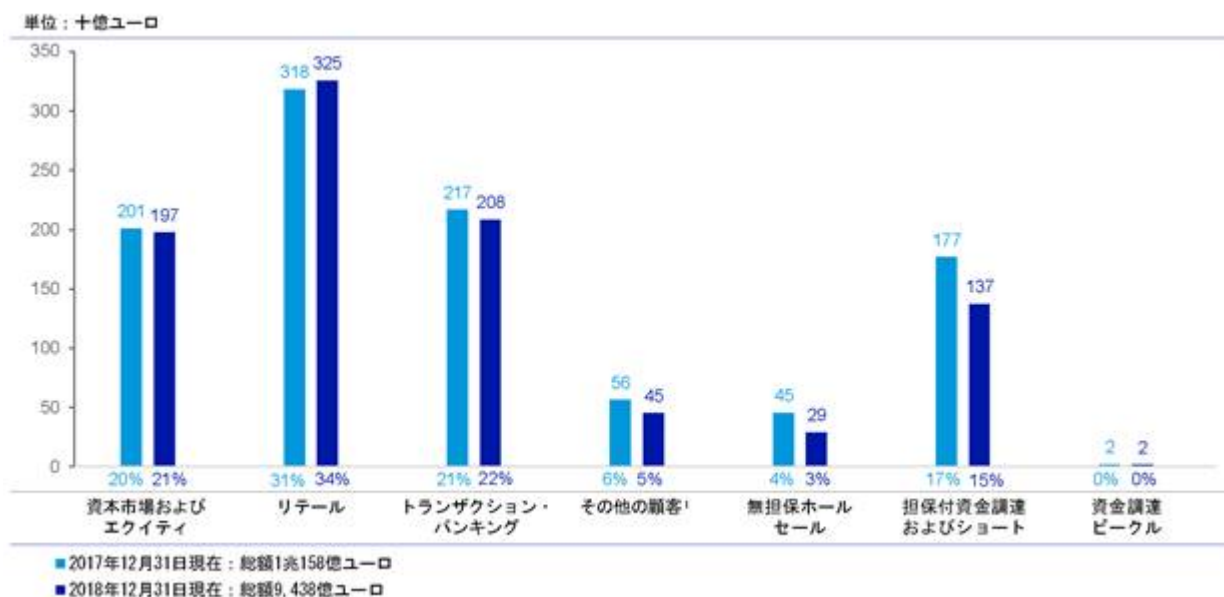
資金調達の分散

『

2018年度において、外部資金調達総額は、2017年12月31日現在の1兆158億ユーロから721億ユーロ減少し、2018年12月31日現在では9,438億ユーロとなった。この全体的な減少は主に、担保付資金調達およびショート・ポジションの残高が398億ユーロ、率にして55.2%減少したことによるものである。これは、バランスシートの最適化に向けた取組みやネットティングの増加により、管理された削減が進んだことに起因している。また、無担保ホールセール資金調達が164億ユーロ、率にして22.7%減少し、トランザクション・バンキングの預金が82億ユーロ、率にして11.4%減少したが、これらは主に、取引高の減少、金融機関との取引の成熟化、および他のホールセール顧客が保有する譲渡性預金の満期到来に起因していた。この減少は、当行グループのリテール事業が71億ユーロ、率にして9.8%増加したことにより一部相殺された。資本市場およびエクイティの取引量が33億ユーロ、率にして4.6%減少したことは、満期を迎えた発行済分の合計額が新規発行分を上回ったことに関連している。

当行グループの最も安定した資金調達源泉(資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキングから成る。)の全体的な割合は、2017年度の72%から増加して、2018年度には77.5%となった。

外部資金調達源泉の構成



1 その他には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-markets等）および委託証拠金/プライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。

参考：貸借対照表合計に対する調整：2018年12月31日および2017年12月31日現在それぞれ、デリバティブおよび決済残高3,250億ユーロ（3,694億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネットティングの影響に関する加算511億ユーロ（592億ユーロ）、その他の非資金調達負債283億ユーロ（303億ユーロ）。数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。』

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行債券の返済期限¹

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		小計		1年超	
	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	1年以内	2年以内	2年超	合計		
銀行からの預金	1,119	1,542	4,064	1,181	7,906	151	271	8,328		
その他のホールセール顧客からの預金	1,820	1,868	5,413	5,044	14,145	1,017	1,459	16,621		
CDおよびCP	823	946	1,313	889	3,972	7	0	3,979		
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0		
シニア非優先プレーンバニラ債	600	5,276	7,463	5,812	19,150	8,954	44,256	72,360		
シニア優先プレーンバニラ債	0	0	0	0	0	5	1,012	1,017		
シニア仕組み債	626	951	1,186	1,655	4,418	3,490	15,630	23,538		
カバード・ボンド/ABS	213	972	553	407	2,145	3,848	15,666	21,659		
劣後負債	9	731	2,226	32	2,998	2,217	9,605	14,820		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	5,209	12,285	22,219	15,022	54,734	19,690	87,898	162,322		
内訳：										
担保付きのもの	213	972	553	407	2,145	3,848	15,666	21,659		
無担保のもの	4,997	11,313	21,666	14,615	52,590	15,842	72,232	140,663		

1 財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier1ノートが含まれている。コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日で表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は加味されていない。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、資産担保CPおよび資本市場発行債券の合計金額は2018年12月31日現在550億ユーロであり、一方で流動性準備金合計の2,590億ユーロと比較して読みたい。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在							
	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	9,709	3,477	2,196	1,172	16,554	721	54	17,330
その他のホールセール顧客からの預金	3,451	5,884	4,112	3,974	17,421	483	525	18,429
CDおよびCP	1,579	2,595	2,381	2,873	9,427	6	82	9,516
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア非優先プレーンバニラ債	405	4,038	3,231	3,288	10,961	16,009	44,399	71,368
シニア優先プレーン								
バニラ債	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア仕組み債	345	868	1,654	2,952	5,818	3,044	16,893	25,756
カバード・ボンド/ABS	90	194	1,711	737	2,731	2,190	17,248	22,169
劣後負債	50	234	5,265	700	6,250	135	11,694	18,079
その他	4	0	0	0	4	0	0	4
合計	15,632	17,289	20,550	15,695	69,167	22,588	90,895	182,650
内訳：								
担保付きのもの	90	194	1,711	737	2,731	2,190	17,248	22,169
無担保のもの	15,542	17,096	18,840	14,959	66,436	20,398	73,647	160,481

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、資産担保CP資金調達および資本市場発行債券の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在					2017年12月31日現在				
	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計
銀行からの預金	2,400	5,241	22	665	8,328	2,310	11,096	2,423	1,502	17,330
その他のホールセール顧客からの預金	15,482	678	269	192	16,621	14,109	3,743	233	344	18,429
CDおよびCP	2,279	769	94	838	3,979	6,401	1,942	310	863	9,516
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア非優先プレーンバニラ債	33,736	31,549	1,163	5,913	72,360	36,407	27,482	864	6,616	71,368
シニア優先プレーンバニラ債	1,017	0	0	0	1,017	0	0	0	0	0
シニア仕組み債	8,858	11,564	22	3,094	23,538	9,937	12,301	31	3,487	25,756
カバード・ボンド/ABS	21,659	0	0	0	21,659	22,142	25	0	2	22,169
劣後負債	6,338	7,498	801	183	14,820	7,940	8,960	801	378	18,079
その他	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
合計	91,768	57,298	2,372	10,884	162,322	99,245	65,552	4,662	13,192	182,650
内訳：										
担保付きのもの	21,659	0	0	0	21,659	22,142	25	0	2	22,169
無担保のもの	70,110	57,298	2,372	10,884	140,663	77,103	65,527	4,662	13,190	160,481

流動性準備金

親会社（支店を含む。）および子会社別の流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	184	184	222	222
親会社（在外支店を含む。）	148	148	189	189
子会社	36	36	33	33
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む。）	61	58	39	37
親会社（在外支店を含む。）	31	28	24	23
子会社	30	30	15	15
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	15	11	19	13
親会社（在外支店を含む。）	11	8	11	8
子会社	3	2	8	5
流動性準備金合計	259	252	280	272
親会社（在外支店を含む。）	191	184	223	219
子会社	69	68	56	53

2018年12月31日現在の流動性準備金は、2017年12月31日現在2,800億ユーロであったのに対し、2,590億ユーロであった。減少額210億ユーロの内訳は、現金および現金同等物の減少380億ユーロならびにその他の制約を受けない有価証券の減少40億ユーロであり、流動性の高い有価証券の増加220億ユーロにより相殺された。この変動は主に、当行グループの戦略の一環として余剰流動性を積極的に削減し、より高い利回りの資産に投資するという経営陣の取組みに起因していた。当期中の当行グループの平均流動性準備金は、2017年度が2,690億ユーロであったのに対し、2,710億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行グループの流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

当行グループの2,520億ユーロの流動性準備金の（加重）流動性価値は、2,500億ユーロの高品質の流動資産（HQLA）の（加重）流動性価値を上回っている。この差額の主な要因は、流動性準備金には中央銀行適格であるが、流動性が低く（例えば、トレーディング債権、その他の投資適格社債、ABSがある。）、HQLAに含まれていない有価証券が含まれていることである。さらに、HQLAには主要なインデックス・エクィティが含まれているが、準備預金の最低所要額を満たすために中央銀行に預け入れている準備預金残高、およびLCRには含まれるがHQLAには含まれないIAA-よりも低い格付けが付与されているEU以外の国の中央銀行に預け入れている準備預金残高は除外されている。

流動性カバレッジ比率

当行グループの加重平均LCR 145%（12ヶ月平均）は、委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびCRR第435条に基づく流動性リスク管理に関する開示を補完するLCRの開示に関するEBAガイドラインに従って算定されている。

2018年12月31日現在の年度末LCRは、2017年12月31日現在では139.70%であったのに対し、140.37%であった。

LCR構成要素

単位：十億ユーロ （別途記載のものを除く。）	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
	調整後加重値合計 （平均）	調整後加重値合計 （平均）
平均値計算用データ数	12	12
流動性バッファー	250	247
純資金流出額合計	172	172
流動性カバレッジ比率（LCR）（%）	145%	144%

資金調達リスク管理

構造上の資金調達

資金調達の指標はすべて（通貨合算、米ドル建ておよび英ポンド建ての資金調達指標）、2018年度末および2017年度末現在で、それぞれのリスク選好に沿っていた。

ストレス・テストおよびシナリオ分析

2018年度において、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジションは、常にリスク選好を大きく上回っており、480億ユーロの余剰で2018年度を終えた。

全通貨の世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ 解消 ²	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ 解消 ²	正味流動性 ポジション
システムック・マーケット・ リスク	93	209	116	121	284	163
1段階の格下げ（DB独自）	63	193	131	79	252	173
重大な格下げ（DB独自）	222	278	57	287	331	43
複合シナリオ ³	231	279	48	318	351	33

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額。
- 3 システムック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

ユーロの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：ユーロ	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ 解消 ²	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ 解消 ²	正味流動性 ポジション
複合シナリオ ³	117	144	28	157	172	15

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額。
- 3 システムック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

米ドルの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ 解消 ²	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ 解消 ²	正味流動性 ポジション
複合シナリオ ³	83	96	13	114	127	13

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額。
- 3 システムック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

英ポンドの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ 解消 ²	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ	ギャップ 解消	正味流動性 ポジション
複合シナリオ ³	6	9	3	14	18	4

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額。
- 3 システムック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に追加で要求される担保の金額を表示している。

追加的な契約上の義務

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	1段階の格下げ	2段階の格下げ	1段階の格下げ	2段階の格下げ
デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求	688	994	1,024	1,577
その他の契約による積立または委託証拠金の要求	0	0	317	1,459

資産の制約

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。ここには、保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険子会社が担保に差入れた資産については連結財務諸表に対する注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記40「子会社に関する情報」に記載されている。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランスの資産から構成されている。また、当行は、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対して預け入れることが要求される最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行はまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券担保金、売戻条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資のうち制約を受けないものはすべて、すぐに利用可能であると見なされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレスのかかった流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「流動性準備金」の項を参照のこと。）ではなく、現在の貸借対照表上の帳簿価額を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とは見なされない資産である。この区分には、借入有価証券担保金、売戻条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能と見なされる。現在その他の資産に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

制約を受ける資産および受けない資産

2018年12月31日現在				
帳簿価額				
	資産	制約を受ける 資産	制約を受けない資産	
			すぐに利用 可能	その他
単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）				
負債性有価証券	143	56	87	0
資本性金融商品	56	42	15	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	197	12	185	0
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 ¹	12	0	0	12
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²				
トレーディング資産	12	0	12	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	320	0	0	320
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 ¹	69	0	0	69
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	21	0	21	0
売却可能金融資産 ²	6	0	5	1
貸出金	441	75	5	360
その他の資産	71	41	0	31
合計	1,348	225	330	793

1 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

2 負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

2018年12月31日現在				
受入担保の公正価値				
	資産	制約を受ける 資産	制約を受けない資産	
			すぐに利用 可能	その他
単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）				
受入担保：	292	240	47	5
負債性有価証券	185	149	37	0
資本性金融商品	102	92	10	0
その他の受入担保	5	0	0	5

2017年12月31日現在				
帳簿価額				
単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	資産	制約を受ける資産	制約を受けない資産	
			すぐに利用可能	その他
負債性有価証券	148	65	84	0
資本性金融商品	86	63	23	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	234	11	223	0
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 ¹	27	0	0	27
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²				
トレーディング資産	11	0	11	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	363	0	0	363
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券 ¹	78	0	0	78
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	5	0	5	0
売却可能金融資産 ²	3	0	3	0
貸出金	417	70	15	332
その他の資産	108	42	0	66
合計	1,480	251	363	866

- 借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。
- 負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。
- 過年度の数値は、担保に差入れられた資産の算定アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

2017年12月31日現在				
受入担保の公正価値				
単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	資産	制約を受ける資産	制約を受けない資産	
			すぐに利用可能	その他
受入担保：	365	307	58	0
負債性有価証券	228	189	39	0
資本性金融商品	137	118	18	0
その他の受入担保	0	0	0	0

- 過年度の数値は、担保に差入れられた資産の算定アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

上記の表は、オンバランス項目およびオフバランス項目の内訳を、制約を受ける資産、すぐに利用可能およびその他に分けて示している。借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券は、受入担保の公正価値に基づいて表示されている。

上記の制約を受ける資産の表には、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産が含まれている。こうした制約は、現地の関連する貸出要件による場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々のオンバランス項目を識別することは不可能である。

資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じて一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「構造的資金調達」の項を参照のこと。）の一部であり、マネジメント・ボードにより定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2018年および2017年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行グループの資産合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)									
	1ヶ月 以内	1ヶ月 超3ヶ月 以内	3ヶ月 超6ヶ月 以内	6ヶ月 超9ヶ月 以内	9ヶ月 超1年以 内	1年超 2年以 内	2年超 5年以 内	5年超	合計	
現金および中央銀行預け金	182,778	2,596	224	0	22	3,070	40	0	0	188,732
インターバンク預け金(中央銀行以外)	4,234	3,182	202	110	131	422	0	0	599	8,881
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	40	2,537	1,415	887	461	521	1,067	1,294	0	8,222
対銀行	1	2,015	173	588	447	266	0	1,136	0	4,626
対顧客	39	522	1,242	299	14	255	1,067	158	0	3,596
借入有価証券担保金	2,880	517	0	0	0	0	0	0	0	3,396
対銀行	49	60	0	0	0	0	0	0	0	110
対顧客	2,830	456	0	0	0	0	0	0	0	3,287
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	472,750	37,855	14,782	2,174	2,830	5,872	2,274	4,617	30,085	573,240
トレーディング資産	152,456	0	0	0	0	0	0	0	281	152,738
固定利付有価証券および貸出金	96,650	0	0	0	0	0	0	0	18	96,668
持分証券およびその他の変動利付有価証券	55,250	0	0	0	0	0	0	0	264	55,514
その他のトレーディング資産	556	0	0	0	0	0	0	0	0	556
デリバティブ金融商品のプラスの時価	320,058	0	0	0	0	0	0	0	0	320,058
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	236	37,855	14,782	2,174	2,830	5,872	2,274	4,617	29,804	100,444
売戻条件付買入有価証券	0	32,550	3,231	616	372	78	110	2,098	5,488	44,543
借入有価証券担保金	0	4,331	625	2	0	0	39	0	19,213	24,210
固定利付有価証券および貸出金	1	739	10,855	1,556	2,458	4,590	1,777	2,501	3,763	28,239
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産	235	235	72	0	0	1,204	348	18	1,340	3,453
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	9	95	0	0	0	0	0	1	104
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	143	179	220	21	23	322	641	1,480	3,028
売却可能金融資産	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	3	3,101	2,290	2,945	3,982	4,403	6,858	16,371	11,228	51,182
売戻条件付買入有価証券	0	1,097	0	0	0	0	0	0	0	1,097
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債性有価証券	0	1,692	1,717	2,519	3,811	4,307	6,252	13,494	11,203	44,993
貸出金	3	312	574	426	171	96	606	2,878	25	5,092
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸出金	15,812	39,559	23,116	14,432	9,585	8,324	23,928	67,648	197,892	400,297
対銀行	170	1,644	1,394	1,017	120	131	544	406	1,179	6,605
対顧客	15,642	37,915	21,722	13,415	9,465	8,194	23,383	67,242	196,713	393,691
リテール	2,238	7,109	3,702	1,735	857	887	4,794	15,099	151,001	187,422

法人およびその他の顧客	13,404	30,806	18,020	11,680	8,609	7,307	18,589	52,143	45,712	206,269
満期保有有価証券	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
その他の金融資産	65,390	7,813	446	418	108	2,917	835	2,416	1,844	82,187
金融資産合計	743,887	97,311	42,750	21,187	17,142	25,551	35,324	92,987	243,130	1,319,269
その他の資産	13,198	91	91	124	158	197	34	984	13,991	28,868
資産合計	757,086	97,402	42,841	21,311	17,300	25,749	35,357	93,972	257,121	1,348,137

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
		1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内					
現金および中央銀行預け金	222,082	1,173	106	94	29	2,053	118	0	0	225,655	
インターバンク預け金(中央銀行以外)	4,737	2,613	305	215	116	696	122	0	463	9,265	
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
売戻条件付買入有価証券	29	4,625	1,220	1,277	1,448	617	561	89	105	9,971	
対銀行	21	3,758	585	735	1,400	443	468	0	0	7,409	
対顧客	8	867	635	542	48	175	94	89	105	2,562	
借入有価証券担保金	15,786	553	49	0	323	0	22	0	0	16,732	
対銀行	1,889	283	0	0	0	0	0	0	0	2,172	
対顧客	13,896	270	49	0	323	0	22	0	0	14,560	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - トレーディング	565,632	40,074	14,269	1,914	731	455	1,805	3,047	9,043	636,970	
トレーディング資産	184,661	0	0	0	0	0	0	0	0	184,661	
固定利付有価証券および貸出金	98,140	0	0	0	0	0	0	0	0	98,140	
持分証券およびその他の変動利付有価証券	85,932	0	0	0	0	0	0	0	0	85,932	
その他のトレーディング資産	590	0	0	0	0	0	0	0	0	590	
デリバティブ金融商品のプラスの時価	361,032	0	0	0	0	0	0	0	0	361,032	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	19,938	40,074	14,269	1,914	731	455	1,805	3,047	9,043	91,276	
売戻条件付買入有価証券	5,364	36,195	12,160	1,115	662	125	1,066	903	253	57,843	
借入有価証券担保金	14,540	3,786	1,928	0	0	0	0	0	0	20,254	
固定利付有価証券および貸出金	34	93	182	799	68	17	720	2,144	8,216	12,273	
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	0	0	0	0	132	20	0	573	725	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	0	0	0	0	0	181	0	0	1	182	
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	40	191	26	139	9	119	1,029	1,601	3,153	
売却可能金融資産	47	1,175	1,257	2,934	1,728	2,742	5,469	15,438	18,608	49,397	
固定利付有価証券および貸出金	24	969	1,253	2,934	1,728	2,021	5,404	15,418	18,016	47,766	
持分証券およびその他の変動利付有価証券	23	206	4	0	0	721	64	20	592	1,630	
貸出金	17,334	27,284	27,229	17,442	9,273	14,628	27,053	62,232	199,225	401,699	
対銀行	787	2,163	2,832	1,979	1,253	821	1,103	670	1,230	12,838	
対顧客	16,546	25,121	24,397	15,463	8,021	13,807	25,950	61,562	197,995	388,862	
リテール	4,291	4,725	4,645	1,632	1,721	1,313	4,720	15,216	151,449	189,712	
法人およびその他の顧客	12,256	20,396	19,752	13,831	6,300	12,494	21,230	46,346	46,546	199,149	
満期保有有価証券	0	0	0	0	0	0	0	1,652	1,518	3,170	
その他の金融資産	85,083	352	179	135	92	143	21	433	74	86,513	
金融資産合計	910,728	77,889	44,804	24,037	13,878	21,343	35,290	83,920	230,636	1,442,525	

その他の資産	20,451	0	0	0	0	0	0	0	11,756	32,207
資産合計	931,178	77,889	44,804	24,037	13,878	21,343	35,290	83,920	242,392	1,474,732

以下の表は、それぞれ2018年および2017年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよび 1日前 通知を含む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超			3ヶ月超		6ヶ月超		1年超	2年超	5年超	合計
			3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 5年以内					
預金	348,026	26,750	109,965	26,422	10,517	10,021	11,563	9,662	11,479	564,405			
対銀行	46,399	2,487	8,699	6,059	913	1,624	2,284	5,470	8,045	81,980			
対顧客	301,627	24,263	101,266	20,363	9,604	8,397	9,279	4,193	3,434	482,425			
リテール	125,292	9,731	74,012	3,878	1,736	1,176	917	970	603	218,314			
法人およびその他の顧客	176,335	14,532	27,254	16,486	7,868	7,221	8,362	3,223	2,831	264,111			
トレーディング負債	361,411	0	0	0	0	0	0	0	0	361,411			
トレーディング証券	59,629	0	0	0	0	0	0	0	0	59,629			
その他のトレーディング負債	295	0	0	0	0	0	0	0	0	295			
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	301,487	0	0	0	0	0	0	0	0	301,487			
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（貸出コミットメントおよび金融保証を除く。）	11,282	28,466	3,640	4,699	540	370	639	1,041	3,079	53,757			
買戻条件付売却有価証券	10,822	27,909	3,031	4,259	0	2	208	17	6	46,254			
長期債務	255	33	238	234	416	155	391	936	2,949	5,607			
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	205	524	372	206	124	212	40	89	124	1,895			
投資契約負債	0	0	0	0	0	512	0	0	0	512			
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	0	178	431	383	93	25	264	241	306	1,922			
中央銀行ファンド借入金	252	0	0	0	0	0	0	0	0	252			
買戻条件付売却有価証券	3,151	611	349	3	265	234	0	1	0	4,615			
対銀行	2,205	513	264	3	265	205	0	1	0	3,456			
対顧客	945	99	85	0	0	29	0	0	0	1,158			
貸付有価証券受入金	3,357	1	1	0	0	0	0	0	0	3,359			
対銀行	1,320	1	0	0	0	0	0	0	0	1,322			
対顧客	2,036	0	1	0	0	0	0	0	0	2,037			
その他の短期借入金	11,067	899	584	1,136	266	205	0	0	0	14,158			
長期債務	0	1,735	28,579	9,505	5,017	2,480	22,627	47,762	34,377	152,083			
負債性有価証券 - 優先	0	1,678	7,444	8,977	4,388	1,790	15,050	43,552	25,510	108,389			
負債性有価証券 - 劣後	0	28	1,943	109	1	0	1,314	1,232	2,089	6,717			
その他の長期債務 - 優先	0	26	19,193	376	592	673	6,250	2,838	6,602	36,550			
その他の長期債務 - 劣後	0	3	0	42	36	17	13	141	175	427			
信託優先証券	0	0	0	3,168	0	0	0	0	0	3,168			

その他の金融負債	96,571	976	1,785	134	44	1,024	268	101	59	100,962
金融負債合計	835,117	59,617	145,335	45,450	16,743	14,872	35,361	58,809	49,300	1,260,603
その他の負債	18,797	0	0	0	0	0	0	0	0	18,797
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	68,737	68,737
負債および資本合計	853,913	59,617	145,335	45,450	16,743	14,872	35,361	58,809	118,037	1,348,137
オフバランスのコミットメントの付与	39,720	9,767	13,480	19,872	9,390	15,678	27,793	91,753	36,200	263,654
銀行	20,274	5,010	7,445	10,854	5,178	8,539	14,394	46,720	19,178	137,593
リテール	8,192	1,246	388	86	115	577	343	79	4,360	15,386
法人およびその他の顧客	11,253	3,511	5,647	8,932	4,097	6,563	13,055	44,954	12,662	110,674

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オー バーナイ トおよび1 日前 通知を含 む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計
			3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内						
預金	359,619	34,022	111,755	23,845	12,259	9,488	9,296	9,503	12,087	581,873		
対銀行	58,070	5,618	10,520	4,464	1,081	1,345	2,744	5,277	8,921	98,041		
対顧客	301,549	28,404	101,234	19,381	11,178	8,143	6,552	4,226	3,165	483,832		
リテール	120,110	10,308	73,943	3,059	2,074	1,336	1,111	1,187	601	213,730		
法人およびその他の 顧客	181,439	18,095	27,291	16,323	9,103	6,806	5,441	3,038	2,565	270,102		
トレーディング負債	414,189	0	0	0	0	0	0	0	0	414,189		
トレーディング証券	71,148	0	0	0	0	0	0	0	0	71,148		
その他のトレーディ ング負債	314	0	0	0	0	0	0	0	0	314		
デリバティブ金融商品 のマイナスの時価	342,726	0	0	0	0	0	0	0	0	342,726		
純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融負債（貸出 コミットメントおよび金 融保証を除く。）	16,018	29,236	6,080	1,574	548	5,520	665	1,091	3,134	63,866		
買戻条件付売却有価証 券	14,722	28,857	4,167	1,089	5	4,897	62	24	18	53,840		
長期債務	256	33	582	323	345	427	603	889	2,980	6,439		
純損益を通じて公正価 値で測定するものとし て指定されたその他の 金融負債	1,040	346	1,332	161	199	196	1	178	136	3,587		
投資契約負債	0	0	0	0	0	574	0	0	0	574		
ヘッジ会計に適切なデリ バティブ金融商品のマイ ナスの時価	0	11	58	230	65	41	423	249	218	1,294		
中央銀行ファンド借入金	174	83	0	0	0	0	0	0	0	257		
買戻条件付売却有価証券	14,143	353	1,497	409	94	837	476	16	23	17,849		
対銀行	11,459	266	1,453	327	43	736	476	11	0	14,772		
対顧客	2,684	87	44	82	52	102	0	5	23	3,077		
貸付有価証券受入金	6,684	3	1	0	0	0	0	0	1	6,688		
対銀行	2,253	3	0	0	0	0	0	0	1	2,256		
対顧客	4,432	0	1	0	0	0	0	0	0	4,433		
その他の短期借入金	11,831	848	1,542	1,227	738	2,226	0	0	0	18,411		
長期債務	0	886	5,029	16,419	9,931	14,137	21,218	49,923	42,172	159,715		
負債性有価証券 - 優先	0	626	4,266	3,481	5,873	3,334	19,392	45,546	26,978	109,496		
負債性有価証券 - 劣後	0	0	189	267	67	11	48	1,096	5,554	7,232		
その他の長期債務 - 優 先	0	210	529	12,496	3,886	10,722	1,685	3,230	9,362	42,120		
その他の長期債務 - 劣 後	0	50	45	176	105	70	93	50	278	868		
信託優先証券	0	0	1,644	2,723	274	183	666	0	0	5,491		
その他の金融負債	112,960	1,254	2,228	180	197	177	204	163	4	117,367		
金融負債合計	935,618	66,696	129,835	46,607	24,107	33,182	32,949	60,944	57,637	1,387,574		
その他の負債	19,051	0	0	0	0	0	0	0	0	19,051		
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	68,099	68,099		
負債および資本合計	954,669	66,696	129,835	46,607	24,107	33,182	32,949	60,944	125,736	1,474,724		

オフバランスのコミット メントの付与	6,290	8,484	10,418	16,261	8,234	15,928	27,732	84,121	28,996	206,464
銀行	238	406	1,398	1,591	557	733	952	346	216	6,437
リテール	352	253	389	247	108	205	223	445	8,483	10,706
法人およびその他の 顧客	5,700	7,825	8,630	14,423	7,569	14,990	26,557	83,330	20,297	189,320

[次へ](#)

報酬報告書

はじめに

2018年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体の詳細な情報を提供している。
報酬報告書は、以下の3項目から成っている。

マネジメント・ボードの報酬報告書

本報酬報告書の最初の項目は、ドイツ銀行AGのマネジメント・ボード・メンバーの報酬制度の構造および設計（報酬方針）について記載している。続いて、スーパーバイザリー・ボードによって付与されたドイツ銀行AGのマネジメント・ボード・メンバーの個別の報酬およびその他給付に関する情報を記載している。

従業員の報酬報告書

本報酬報告書の2番目の項目は、ドイツ銀行グループ（DWS Groupおよびポストバンク部門を含む。）の従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、グループの報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2018年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関する規制（Institutsvergütungsverordnung - InstVV）に基づき特に重要なリスク・テイカー（MRT）として識別された従業員の報酬に関する定量的情報開示も含まれる。

スーパーバイザリー・ボードの報告書および開示

本報酬報告書の3番目の項目は、ドイツ銀行AGのスーパーバイザリー・ボードのメンバーの報酬構造および報酬の水準に関する情報を提供している。

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準第17号「マネジメント・ボード会長の任務遂行報酬に関する報告」（以下「DRS 17」という。）、CRR、InstVV およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

スーパーバイザリー・ボードの委員長からのメッセージ

株主の皆さまへ

本報酬報告書におきまして、報酬システムならびにマネジメント・ボード・メンバーへの報酬に関する総合的な情報をお伝えしております。その前に簡単に要点をお伝えさせていただきます。

当行グループは既存のフレームワークが功を奏していると考えており、当事業年度に報酬方針を変更していません。この報酬方針に従って、各マネジメント・ボード・メンバーには固定給および企業年金制度に加え、毎年設定される目標およびその達成に沿った変動報酬を受領する権利が与えられます。変動報酬の大半（60％）は長期かつグループ指向の目標によるもので、残り（最大40％）は短期グループ目標もしくは部門の目標によるものであります。2018年度に初めて、個人の目標に、マネジメント・ボードのバランス・スコアカードに含まれる一定の定性的および定量的な指標が盛り込まれました。こうしたバランス・スコアカードは当行グループ全体で導入中であり、2019年度中に各組織へ順次展開されていく見込みです。

当事業年度において、長期報奨の達成率は41％であり、短期グループ目標は70％でありました。詳細については、次頁以降をご参照下さい。

当行グループは2014年度以来初めて当期純利益を計上しました。マネジメント・ボードは2015年度、2016年度および2017年度に関して変動報酬を受け取っていないため、当行グループはマネジメント・ボード・メンバーに各自の目標の達成度に応じた変動報酬を付与する予定です。結果は、ゼロから200％の範囲内にある80％から154％までの間の数値で区別されるとともに、バランスが取られます。当事業年度の変動報酬を付与するにあたり、2017年の銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制の要件を初めて適用する必要があります。その結果、マネジメント・ボード・メンバーに対する繰延報酬には最低5年間の繰延期間が課され、最後のトランシェが規制当局により定義されている特定の状況において権利確定した後、最長2年間にわたり報酬項目を再請求することが可能となります。

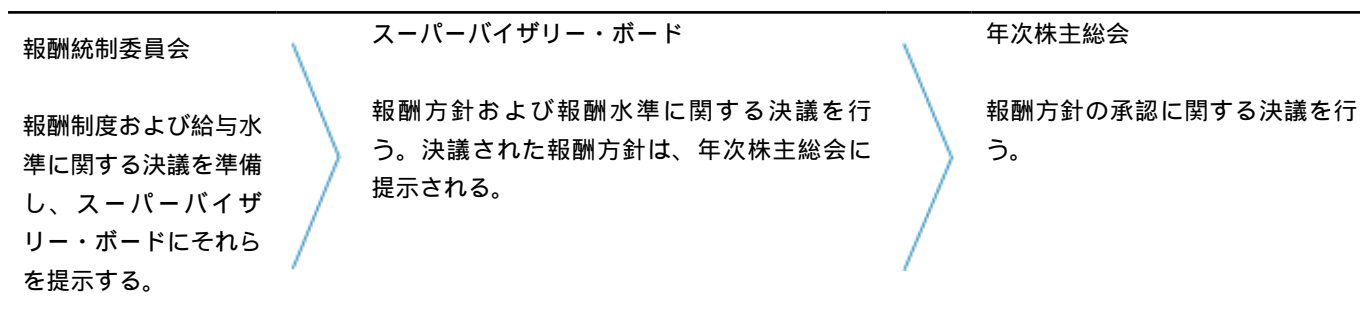
スーパーバイザリー・ボードではこうしたトピックについて、株主総会で皆様と議論できることを心待ちにしております。

敬具

Dr. Paul Achleitner

マネジメント・ボードの報酬報告書

マネジメント・ボードの報酬ガバナンス



本会議体としてのスーパーバイザリー・ボードは、各マネジメント・ボード・メンバーの報酬制度の構築および設計（報酬方針）、ならびに各メンバーの報酬額の決定に対する責任を有する。スーパーバイザリー・ボードは報酬統制委員会により支援されている。報酬統制委員会は、報酬方針の適切な構築を監督および支援し、ならびにマネジメント・ボード・メンバーの個々の報酬額に関するスーパーバイザリー・ボードの決議案を作成する。また、報酬統制委員会および（または）スーパーバイザリー・ボードは、必要に応じて、独立した外部の顧問と協議している。

現在、報酬統制委員会は4人で構成されている。規制要件により、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない。少なくとも別の1人は従業員の代表者でなければならない。

スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード・メンバーの報酬方針について定期的な見直しを行っている。報酬方針を変更または再構築する場合、スーパーバイザリー・ボードは、ドイツ株式会社法（Aktiengesetz - AktG）120条第4項の可能性を考慮し、株主総会にマネジメント・ボード・メンバーの報酬制度の承認を求める。これは、最近では2017年度に実施された。スーパーバイザリー・ボードは、現在立法化が進められているドイツの改正株主権利指令施行法に準拠し、引き続きこの可能性を考慮する。

報酬方針の原則

報酬方針を構築し、個々の報酬額を決定する際には、多数の要素を検討しなければならない。これらの要素は、具体的な報酬原則に要約することができる。中核的な報酬原則の概要は、以下のとおりである。中核的な報酬原則は報酬方針および個々の報酬額の双方に影響するため、スーパーバイザリー・ボードは報酬案件の決議を行う際にこれを考慮している。

報酬構造および報酬額の決定の決議を行う際に、スーパーバイザリー・ボードが具体的に検討する事項は、以下のとおりである。

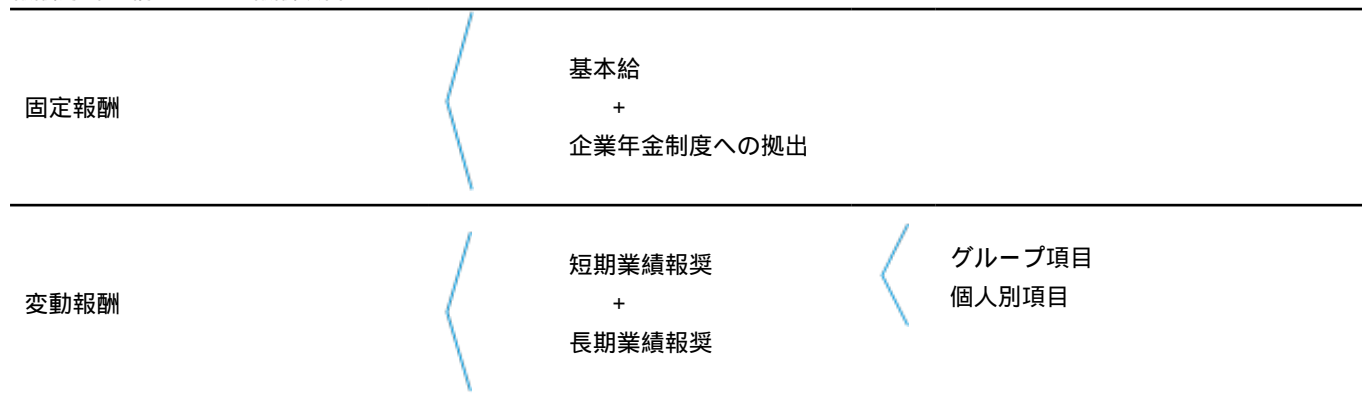
ガバナンス	報酬方針の構築および個々の報酬の決定は、規制および法令要件のフレームワークの範囲内で行われる。スーパーバイザリー・ボードの目的は、従来の市場慣行に沿っており、かつ類似の役割において競争力のある報酬パッケージを、規制要件の範囲内で提示することである。
グループ戦略	報酬方針の構造を通して、マネジメント・ボード・メンバーが当行グループの戦略に定められた目的を達成し、当行グループの前向きな発展を継続的に促進し、不当に高いリスクを回避するための動機づけとなる。
マネジメント・ボード・メンバーの全体および個々の業績	変動報酬である業績連動報酬は、事前に合意した目標の達成度に基づき決定される。このため、すべてのマネジメント・ボード・メンバーに等しく適用される全体的なドイツ銀行グループに関連した目標が設定される。さらに、スーパーバイザリー・ボードは別途、各マネジメント・ボード・メンバーに対して個々の目標を設定する。この目標では、とりわけ事業展開、担当管理部門または担当地域を場合にに応じて考慮に入れる。その目標は財務的もしくは非財務的なものでありうる。
規制上またはその他の報酬の上限	CRD 4に基づく規制アプローチに従い、変動報酬に対する固定報酬の比率は一般的に1:1（上限規制）に制限される。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。2014年5月、株主総会は、前述の比率1:2を設定することを91%の賛成多数により可決した。スーパーバイザリー・ボードが決議した報酬方針は、個々の変動報酬項目にも上限を設定する。さらに、スーパーバイザリー・ボードは個々のメンバーの報酬総額に対して追加的な上限を設定することができる。2018事業年度において、追加的な上限は9.85百万ユーロに設定された。
持続性の側面	マネジメント・ボード・メンバーの変動報酬は現在繰延報酬としてのみ付与されている。2017事業年度から繰延報酬のうち少なくとも75%は、株式を基礎とした報酬として付与されることになる。株式を基礎とした報酬は付与から5年間で1トランシェとした期間経過後に権利付与され（一括付与）その後1年間は追加的に保有しなければならない条件である。株式を基礎とした報酬以外の部分は株式以外の報酬として4年間にわたり一定に権利が確定していく。これらの繰延および保有期間においては特定の条件を満たすと失効の対象となる。変動報酬総額は、マネジメント・ボード・メンバー個人が業績に特定のマイナスの貢献をした場合、最後の繰延期間満了後、最長2年間、当行グループからの返還要求を受ける場合がある（クローバック）。
株主の利益	報酬方針の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また報酬の交付および配分を構築する場合には、マネジメント・ボード・メンバーと株主双方の利益の間に密接な関連性を保証することに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結び付く明記された主要な財務上の数値を利用し達成される。

報酬方針および包含される報酬構造は、各マネジメント・ボード・メンバーの職務契約書に反映される。

報酬構造

- 報酬構造の透明性
- 長期業績報奨報酬と過去の合意目標との明白な結び付き
- 株主利益をさらに重要視

報酬方針の構造および報酬項目



2017年1月以降適用される報酬方針は引き続き、業績非連動項目（固定報酬）および業績連動項目（変動報酬）から構成される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動しておらず、基本給、手当、企業年金制度への拠出および「その他の給付」から構成される。

マネジメント・ボードの会長への年間基本給は3.4百万ユーロである。副会長は3百万ユーロを年間基本給として受け取る。CIB担当のマネジメント・ボード・メンバーの年間基本給は3百万ユーロであり、その他のボード・メンバーは2.4百万ユーロである。

基本給の水準を決定するには多数の要因を検討する。まず、基本給は、マネジメント・ボード・メンバーの役職への就任およびマネジメント・ボード・メンバー個人としての関連する責務全般に対する報酬である。また、基本給の金額を決定する際には、比較対象市場で支払われる報酬も考慮する。しかし、市場の比較には、変動報酬の上限を固定報酬の200%と設定するドイツ銀行法 (Kreditwesengesetz) 第25a条第5項とともに銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制 (Institutsvergütungsverordnung – InstV) の規制要件も考慮しなければならない。したがって、固定報酬は前述の要件を考慮しつつ、市場慣行に沿った競争力のある報酬を確保する方法で決定しなければならない。2014年に規制上の所要上限額が導入された。

InstVの規定に基づき、スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード内で既に割り当てられている通常の責任範囲を超える追加的なタスクや特定の責務を与えられたマネジメント・ボード・メンバーに対し、特別手当を任意に付与することができる。当該手当の上限は固定給の最大100%であり、追加的なタスクや特定の責務がマネジメント・ボード・メンバーに課されている間に支払が行われる。InstVの規定上、特別手当は固定報酬の一部とみなされるため、失効やクローバックの対象外である。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

現行の報酬方針では、報酬は透明性を持ち合わせた業績規準と結び付いていなければならないと規定されている。この構造により、個人の目標が集団の目標に加えて部門の目標と一致し、各メンバーの責任範囲に基づく市場慣行に沿った競争力のある支払水準を達成できるようにしている。また同時に規制要件も満たすものになっている。

変動報酬はすべて業績に連動しており、以下の2つの項目から構成される。

- 短期報奨
- 長期報奨

2017年のInstVVは、変動報酬について3年の評価期間を設けることが一般的であると規定している。この要件は、長期的な項目の3つの目標にそれぞれ3年の参照期間を設定することで考慮されている。マネジメント・ボード・メンバーが当行グループに最近加わったばかりで、関連する3年間を当該メンバーに帰属させられない場合は、業績は当該メンバーに帰属させることが可能な期間について決定する。また、変動報酬の繰延期間は、評価期間に満たない年数分、延長される。

短期報奨（STA）

STAは短期的な目標および中期的な目標の達成に結び付いている。目標にはマネジメント・ボードが達成すべき集団の目標が含まれ、各マネジメント・ボード・メンバーの全体目標および個別目標の達成度合いが個別に評価される。

全体目標と個別目標とを区別するために、STAは以下の2つの項目に分けられる。

- グループ項目
- 個人別項目

グループ項目

達成すべき目標は、STAの一部としてグループ項目の計算の基礎を構成する。グループ項目の主な目的は、マネジメント・ボードの変動報酬を当行グループの業績に結び付けることにある。

2016年、マネジメント・ボードは、労働協約適用対象外の従業員の変動報酬の一部をグループの業績により密接に連動させることを決定した。これは、全従業員の当行グループの財務結果および戦略の実行の達成への貢献に対して報奨を付与することを目指している。マネジメント・ボードの報酬も選定された財務上の数値を用いて当行グループの業績に密接に結びついている。スーパーバイザリー・ボードはマネジメント・ボード・メンバーの報酬方針を従業員の報酬制度とより密接に連動させることを決定した。これは、2017年以降STAのグループ項目の参照価額であり、従業員の報酬制度におけるグループ項目の基礎となる年次業績測定基準を用いて達成する。

当初の目標に従って、当行グループの資本、リスク、コストとリターンのプロファイルの重要な指標の構成要素である4つの業績測定基準は、STAのグループ項目の参照価額を形成する。

普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率 (完全適用ベース)	当行グループのリスク・ウェイトド・アセットに対する当行グループの普通株式等Tier 1資本比率
レバレッジ比率	CRR/CRD 4に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行グループのTier 1資本の比率
調整後費用	利息以外の費用合計（再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損を除く。）
税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	平均有形株主資本に対するドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（または当期純損失）の比率。後者は、当行グループの貸借対照表上の株主資本（のれんおよびその他の無形資産を除く。）である。

スーパーバイザリー・ボードは定期的に選定された業績測定基準の見直しを行っている。上記の4つの目標は、STAのグループ項目の評価において、その達成度合いに応じて25%を上限として均等にウェイト付けされる。監査評価対象期間中に業績測定基準に基づく目標が全体的に達成されない場合、スーパーバイザリー・ボードはグループ項目を付与しない旨を決定することができる。

個人別項目

STAの個人別項目は、短期および中期的な目標の達成に対して付与される。スーパーバイザリー・ボードは各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部としてこれらの目標を策定する。主な目標は、当行グループの事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、マネジメント・ボード・メンバーとしての責務とも整合するように設計されている。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮される。個人別項目の目標には、例えば当該年度の業務収益の向上、プロジェクトに関連する目標、ダイバーシティに関する目標または、その他従業員や顧客の満足度の向上が含まれる可能性がある。

年間目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用される、すべての目標に対応する財務上の数値および（または）要因が設定される。通常、事業年度毎に各マネジメント・ボード・メンバーには3つの目標が設定される。

2018年度に初めて、スーパーバイザリー・ボードが決定する短期報奨の個人別項目の報酬方針に、バランス・スコアカードが組み込まれた。バランス・スコアカードは、当行グループ全体の優先事項を概観しつつ、戦略目標を具体的施策に落とし込むことで同目標の運用を可能にするものである。マネジメント・ボード・メンバーのバランス・スコアカードは、（ ）重要

業績評価指標（KPI）と（ ）重要成果物という2つの項目から構成されている。これらの項目の達成度合いは事業年度末に算定される。バランス・スコアカードには、主要財務指標、ならびに顧客業務、人材、統制環境およびイノベーションに係る（財務以外の）重要業績評価指標が含まれている。バランス・スコアカードを各マネジメント・ボード・メンバーの報酬に連動させるため、スーパーバイザリー・ボードは、KPIの構成項目に含まれるSTAの個人別項目の30%（すなわち、変動報酬合計の6～9%）を2018年度のマネジメント・ボード・メンバーの業績評価時に考慮する旨を決議した。さらに、重要成果物を構成するバランス・スコアカードの項目も、2019年度の業績評価において考慮する予定である。

前述の個人の目標およびバランス・スコアカードの重要業績評価指標の達成度合いに応じて、個人の合意した目標と部門目標の合計は合わせて、STAの個人別項目の最大90%である。スーパーバイザリー・ボードは残りの部分10%について、広範な裁量権の行使として当事業年度中の優れた貢献へ報奨を付与することができる。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、スーパーバイザリー・ボードは個人別項目を付与しない旨を決定することができる。

最低額、目標額および最高額

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、前述の目標の達成度合いに応じて、変動報酬総額の40%である。これは、個別目標が変動報酬額決定の主要因とならないことを確保するために設計されている。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、スーパーバイザリー・ボードはSTAを付与しない旨を決定することができる。

単位：ユーロ	2018年度		
	最小	目標	最大
会長			
グループ項目	0	500,000	1,000,000
個人別項目	0	1,400,000	2,800,000
STA合計 ¹	0	1,900,000	3,800,000
一般のボード・メンバー			
グループ項目	0	500,000	1,000,000
個人別項目（最低額から最高額まで）	0	800,000から	1,600,000から
	0	1,400,000まで	2,800,000まで
STA合計（最低額から最高額まで）	0	1,300,000から	2,600,000から
	0	1,900,000まで	3,800,000まで

1 STAとは、短期報奨である。

長期報奨（LTA）

各報酬額を決定する場合に、長期目標の達成が明確に重視される。したがって、LTAの目標値は変動報酬総額の60%以上を構成する。短期項目と同様に、スーパーバイザリー・ボードが各マネジメント・ボード・メンバーの集団の長期目標を決定する。目標の達成度合いは、事業年度の年初に合意される明確な業績測定基準および（または）要因の定義に基づいて評価される。

60% 最低限、変動報酬の60%は長期項目に関連している。

スーパーバイザリー・ボードは合計で3つの目標を各マネジメント・ボード・メンバーに対して決定する。LTA評価における各目標の比重は均等に3分の1である。2018年度にスーパーバイザリー・ボードはすべてのマネジメント・ボード・メンバーに次の3つの共通目標を定めた。

選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスは、LTAのフレームワークに含まれる目標である。この目標は、ドイツ銀行株式の持続的パフォーマンス推移を促進することを意図している。この目標の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率（RTSR）の継続的な決定により裏付けられる。ドイツ銀行のRTSRは、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該LTA部分は、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には、価値が不均衡に減額する。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

総株主利益率の計算に使用される同業他社グループは基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在という基準に基づき選定された。スーパーバイザリー・ボードは同業他社グループ構成の見直しを定期的に行う。

2018年度、RTSRの同業他社グループは、以下の銀行で構成されている。

ドイツ銀行の同業他社グループ

BNP Paribas	Société Générale	Barclays	Credit Suisse	UBS
Bank of America	Citigroup	JP Morgan Chase	HSBC	

実際の本業の資本の成長という考え方を踏まえ、スーパーバイザリー・ボードは当行グループの成長および発展を促進するよう設計された目標を設定している。本業から生み出される資本成長額は、以下に列挙した当事業年度中に発生した残額変動額（連結持分変動計算書にも記載されている。）を前事業年度の12月31日時点におけるドイツ銀行株主資本で割ることにより計算される。

- 税引後包括利益合計
- 税引後追加資本項目のクーポン
- 税引後確定給付制度の再測定利益（損失）
- オプションプレミアムおよび普通株式に対するオプションのその他影響
- 自己株式売却純利益（損失）

従って、「本業とは関係のない」株主資本変動額、特に配当金の支払いまたは増資は目標達成には含まれない。

3つ目の目標は、前事業年度と同様に「文化および顧客」カテゴリから選定される。スーパーバイザリー・ボードは、企業文化、顧客満足度および顧客対応力に結び付いた目標を設定する。この目標は、2018年度における銀行内の環境の持続的な発展と結び付けられ、または持続的な顧客との関係を促進するために設計される。スーパーバイザリー・ボードは、ドイツ銀行グループの内部統制環境の評価を当事業年度もマネジメント・ボード・メンバーの目標の1つに再度設定した。

長期報奨は最大で各目標値の150%とすることが可能である。

目標

スーパーバイザリー・ボードは、各事業年度の年初の業績評価を目的とした合意目標設定の一環として、目標を設定する。すべての目標に関して財務上の測定基準が設定され、これにより目標の達成度合いが透明性をもって測定される。裁量による決定の余地は変動報酬総額の3%から6%に制限されている。

個別報酬項目に対する目標の配分は以下のとおりである。

	関連する目標	項目のウェイト
	グループ項目 ⁽¹⁾	
短期報奨（STA）	CET 1比率	25%
	レバレッジ比率	25%
	調整後の利息以外の費用	25%
	税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）	25%
	個人別項目 ⁽²⁾	
	個人の目標	60%
	バランス・スコアカード	30%
裁量	10%	

長期報奨 (LTA) ⁽³⁾	相対的株主利益率	33.34%
	本業から生み出される資本増加	33.33%
	文化および顧客 / 統制環境	33.33%

(1) 共通の戦略的な主要目標であり、DBグループの従業員の報酬制度の一部として、グループ項目の評価の基盤も形成する。

(2) 短期的な個人別および部門別の定量的および定性的な目標

(3) 長期的なグループ全体の目標

最高報酬額

報酬総額 / 目標額と最大額

単位：ユーロ	基本給	STA ₁		LTA ₂	2018年度	2017年度
		グループ項目	個人別項目		報酬総額	報酬総額
会長						
目標	3,400,000	500,000	1,400,000	3,400,000	8,700,000	8,700,000
最大	3,400,000	1,000,000	2,800,000	5,100,000	12,300,000	12,300,000
一般のボード・メンバー (CIB)						
目標	3,000,000	500,000	1,400,000	2,800,000	7,700,000	7,700,000
最大	3,000,000	1,000,000	2,800,000	4,200,000	11,000,000	11,000,000
一般のボード・メンバー (AM)						
目標	2,400,000	500,000	1,300,000	2,800,000	7,000,000	7,000,000
最大	2,400,000	1,000,000	2,600,000	4,200,000	10,200,000	10,200,000
一般のボード・メンバー (PCB)						
目標	2,400,000	500,000	1,100,000	2,800,000	6,800,000	6,800,000
最大	2,400,000	1,000,000	2,200,000	4,200,000	9,800,000	9,800,000
一般のボード・メンバー (管理部門 / 地域)						
目標	2,400,000	500,000	800,000	2,800,000	6,500,000	6,500,000
最大	2,400,000	1,000,000	1,600,000	4,200,000	9,200,000	9,200,000

1 STAとは、短期報奨である。

2 LTAとは、長期報奨である。

マネジメント・ボード・メンバーの報酬総額は追加の上限の対象となっている。規制要件によって、変動報酬は固定報酬の200%までに制限される。また、スーパーバイザリー・ボードは、2018事業年度の全体的な報酬総額について9.85百万ユーロの上限を再び設定した。したがって、目標の達成度によってより多額の報酬となる場合であっても、報酬は最大で9.85百万ユーロに制限される。

長期奨励および持続性

InstVWの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目については権利確定後に継続して保有期間が設定されている。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する可能性がある。非繰延報酬として付与された変動報酬総額の最大40%の少なくとも半分は、株式を基礎とした報酬で構成されなければならない。残りの部分のみが現金により直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時支給することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付される。

2014年度以降、マネジメント・ボード・メンバーの変動報酬合計は、繰延報酬としてのみ付与されている。

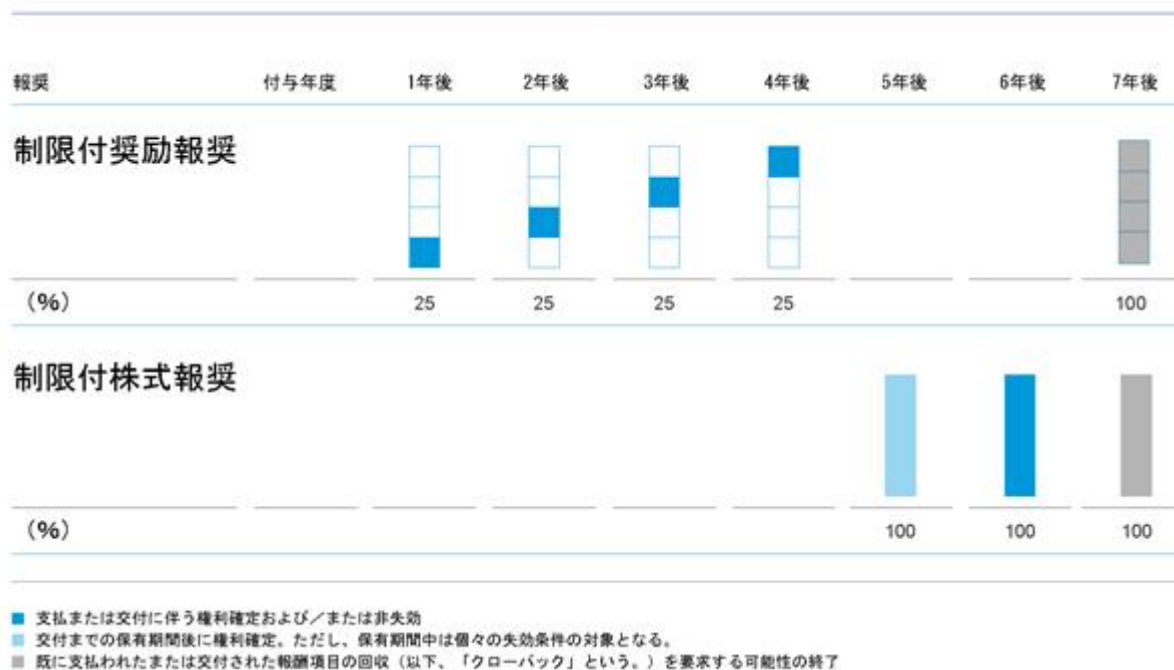
最低限 75% 変動報酬の75%は、株式を基礎とした報酬として付与される。

スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード・メンバーを当行グループの業績およびドイツ銀行の株価の変動との結び付きをより高めるために、2017事業年度の長期項目 (LTA) および変動報酬総額の75%以上を引き続き制限付株式報奨の形式でのみ付与することを決定した。短期項目 (STA) に関してのみ変動報酬総額の最大25%が制限付株式報奨の形式で付与される。

制限付奨励報奨は、4年の期間にわたり権利確定する。制限付株式報奨は、5年後に1つのトランシェにて権利確定し (以下「一括型権利確定」という。)、追加で1年の保有期間の要件がある。したがって、マネジメント・ボード・メンバーは、6年後に初めて株式を処分することが認められる。繰延および保有期間中、制限付株式報奨の価値は、当行の株価と結び付いているため、当行グループの長期の持続的業績と結び付いている。制限付奨励報奨および制限付株式報奨には、繰延および保有期間中に特定の失効要件が適用される。

以下の図は、変動報酬項目の付与年度からの5年間およびクローバック可能な期間における支払または交付の時期を示している。

マネジメント・ボードの報酬の支払または交付および非失効のタイムフレーム



失効条件 / クローバック

長期的なインセンティブを確保するために、制限付株式報奨および制限付奨励報奨の報酬項目は繰延べられるかまたは複数年にわたって付与される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、マイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する場合がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、これらの報奨は完全に失効することがある。

2017年8月に採用されたInstVVの改定案は、「クローバック条項」を重要機関の経営体（Geschäftsleiter）のメンバーと合意するよう要求している。失効条件とは対照的に、この条項は、最後の繰延期間満了から最長2年間、特定のマネジメント・ボード・メンバー個人が業績にマイナスの貢献をした場合に、スーパーバイザリー・ボードが既に支払われた、または交付された報酬の返還を要求することを認めている。クローバック条項については2017年度に各マネジメント・ボード・メンバーから合意を得ており、2018業績年度に付与された報酬項目に初めて適用されている。

例外的な成果を達成した場合の制限

例外的な成果を達成した場合、各マネジメント・ボード・メンバーの報酬総額は最高額に制限される。加えて、スーパーバイザリー・ボードおよびマネジメント・ボード・メンバーは、マネジメント・ボード・メンバーの委任契約書に含まれる変動報酬に制限を付することができる規定についても合意した。これによれば、変動報酬は、決められた最高額以下に制限され、あるいは、まったく付与されないこともある。さらに、会社の状況が悪化する場合など継続的な報酬の付与が会社にとって非合理的となると判断される場合には、法的規制により、スーパーバイザリー・ボードがマネジメント・ボード・メンバーの報酬を適切な水準に削減することができる。変動報酬の支払はまた、変動報酬の支払が現行の法令上の要件に従ってしかるべき当局により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

- 当行グループに対するマネジメント・ボード・メンバーの長期コミットメント
- ドイツ銀行とその株主の一体化
- 繰延報酬による当行グループの業績への結び付け

すべてのマネジメント・ボード・メンバーは一定数のドイツ銀行株式を保有しなければならない。この要件はマネジメント・ボード・メンバー本人とドイツ銀行および株主との一体化を促進し、当行グループの業績との持続可能な結びつきを確保することを目的とする。

保有株数は、会長については年間基本給の2倍すなわち6,800,000ユーロ相当であり、その他のマネジメント・ボード・メンバーについては年間基本給の1倍、すなわちそれぞれ2,400,000ユーロもしくは3,000,000ユーロ相当である。

株式保有義務はマネジメント・ボード・メンバーに任命後1 倍の保有義務に応じ変動報酬に基づく総合的な株式がマネジメント・ボード・メンバーに付与された当日に履行されなければならない。繰延株式報酬には、当該要件に対して75%の金額が考慮される可能性がある。

当該要件を遵守しているかどうかについて、6月30日と12月31日の半年ごとに検査が行われる。株式の必要数を満たしていない場合、マネジメント・ボード・メンバーは次の検査までに不足分を修正しなければならない。

報酬項目は繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的にマネジメント・ボード退任後の期間も存続する。

年金給付

スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード・メンバーに年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、マネジメント・ボードへの就任後に個人の年金勘定が加入したマネジメント・ボード・メンバーごとに設定される。

マネジメント・ボード・メンバーは契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受け取る。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳からは、前年12月31日現在の累計額に年4%の利息を付した額に相当する追加の拠出金が年金勘定に計上される。

これらの年次拠出額の合計が、年金受給のための事象（一定年齢、障害または死亡）が発生した場合に将来の年金給付の支払に利用可能な年金額となる。年金受給権は当初から権利確定している。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消または解雇通告を行う権利が当行グループにない場合、当行グループの都合により任用契約を期限前に解約する場合には、マネジメント・ボード・メンバーは原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金の額を決定する際に、任用契約の期限前解約の状況およびマネジメント・ボードにおける勤務期間を考慮する。当該退職金は、原則として、2年分の報酬額であるが、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。退職金の計算は前事業年度の年間報酬および、必要に応じて当事業年度の予測年間報酬に基づく。退職金は、法令および規制要件、特にInstVVの条項に従って決定され、付与される。

支配の変更に関連してマネジメント・ボード・メンバーが退職する場合、当該メンバーはまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金の額は、原則として、スーパーバイザリー・ボードによりその単独の裁量の範囲内で決定される。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って、退職金は、3年分の報酬額を超えず、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

2018事業年度におけるマネジメント・ボードの報酬

固定報酬

2018事業年度において、マネジメント・ボード会長の年間基本給は3,400,000ユーロであり、一般のマネジメント・ボード・メンバーは2,400,000ユーロまたは3,000,000ユーロであった。2017年11月から2018年8月までの期間、マネジメント・ボード・メンバーであるStuart Lewis氏に特別手当として月額150,000ユーロが支給された。スーパーバイザリー・ボードが、事業配分計画による同氏の責務に加えて、米国当局との関係改善に向けての追加的責務を加味した結果であった。2017年12月から2020

年11月までの期間、Garth Ritchie氏は特別手当として月額250,000ユーロを受領する予定である。同氏は、事業配分計画による責務に加えて、プレグジットに関する追加的な責務を与えられたためであった。

変動報酬

報酬統制委員会の提案に基づき、スーパーバイザリー・ボードはマネジメント・ボード・メンバーに2018事業年度の変動報酬を支給する決定をした。スーパーバイザリー・ボードは、個々の目標および(または)重要業績評価数値の達成度合いを基準としてLTAとSTAの金額を算出し、決定した。業績への各人の貢献は、バランス・スコアカードによる結果を考慮しつつ、個々に合意された目標の達成を基礎に決定した。

目標達成度

2018年事業年度におけるSTAのグループ項目に係る4つの業績測定基準は次に掲げるものであった。普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率については、目標レベルが達成された。レバレッジ比率に関しては、目標とされたレバレッジ比率は達成されなかった。同比率は2018年度の目標レベルに達しなかったものの、前年度は上回った(詳細については、リスク・レポート中の「レバレッジ比率」を参照)。調整後の利息以外の費用の2018年度の目標レベルは達成された。2018年度税引後収益目標は達成されなかった。

以上をまとめると、スーパーバイザリー・ボードはグループ項目での達成度を70%と評価した。

70% がSTAのグループ項目の目標達成度であった。

STAの個人別項目は、バランス・スコアカードによる目標を含め、2018年度に各マネジメント・ボード・メンバーに対して設定された短期、中期の個人および部門の目標と整合している。現マネジメント・ボード・メンバーの2018年12月31日現在の目標は、以下のとおりである。

Christian Sewing

PCB担当のマネジメント・ボード・メンバーとしてのSewing氏の目標には、従業員、リスク・ウェイトド・アセットおよびコストに関する2018年度リソース管理計画の目標達成が含まれていた。もう一つの目標として2018事業年度の部門関連の税引前利益目標が設定された。マネジメント・ボード会長としての同氏の目標には、戦略計画の策定および実行、230億ユーロのコスト目標の伝達、ならびに顧客満足度および従業員コミットメントの安定化および(または)向上が含まれていた。

Garth Ritchie

Ritchie氏の目標には、CIBへの再注力が含まれている。顧客とのコミュニケーションおよび社内文化は改善が必要であった。同氏と合意したCEOとしてのもう一つの目標は、英国の規制当局との関係強化であった。

Karl von Rohr

Von Rohr氏の目標の一つは、ポストバンクAGの法務および人事事項をDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGのそれらと統合することであった。また、同氏はDWSのIPOの実現およびDWSのスーパーバイザリー・ボード・レベルでのコーポレート・ガバナンス体制の構築も目標として設定された。係争中の法的訴訟件数(非常にリスクが高い案件に焦点を当てている。)はさらに減少した。加えて、同氏の責務としてコスト目標が合意された。

Stuart Lewis

Lewis氏の目標の一つは、リスク以外の取組みをより適切な分野へ移すことによりリスク組織を合理化することであった。もう一つの目標は、財務部門をより重視し、同部門との協調を向上させることであった。最後に、同氏には規制監督上の検出事項に対する早急な改善策の実施に関する目標も設定された。

Sylvie Matherat

最高規制責任者としての責務において、Matherat氏は2018年度に当行グループの統制環境を一層強化することを義務付けられた。コンプライアンスについては、同氏に監視強化の任務が課せられた。これには、取引監視の有効性レビューおよびシナリオ策定、電子通信の監視拡大ならびに音声監視の自動化が含まれていた。さらに、同氏は、当行グループの金融犯罪防止(AFC)方針における第4次反マネーロンダリング指令(4AML)の要求事項を実施し、金融犯罪の調査のための枠組みを展開し

た。同氏と合意した3つめの目標は金融取引の監視を改善することであった。最後に、コスト管理の強化および拡充も同氏と合意した目標として設定された。

James von Moltke

Von Moltke氏の目標には、構造的なコストの非効率性を特定して排除し、当行グループのコスト文化を改善し、ドイツ銀行の短期的な業績目標の達成に貢献することを目的とした戦略的な「コスト・カタリスト」プログラムの設計と展開が含まれていた。その他の目標は、当行グループの流動性の報告および管理能力の向上、ならびに財務部門の優先課題に沿った組織的改善の実施に関連していた。

Nicolas Moreau

Moreau氏の目標は、純資金の流入を発生させること、および堅調な投資パフォーマンスをもたらすことであった。その他の目標は、コスト削減の実施および費用効率の改善であった。DWSにパフォーマンス文化を確立することを目的とする業績規準は、管理職における女性比率の上昇および従業員コミットメントの向上であった。

Werner Steinmüller

2018事業年度は、Steinmüller氏が担当するアジア太平洋地域での収益目標とコスト目標とが同氏の目標として合意された。さらに、同地域におけるガバナンス、統制環境ならびにドイツ銀行ブランドの強化および拡大を目的として、追加のフランチャイズ目標が合意された。

Frank Strauß

Strauß氏は、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント部門の税引前利益目標および収益目標を達成しなかった。もう一つの目標は、「ドイツのための銀行」を確立することであった。その他の目標は、従業員、リスク・ウェイトド・アセットおよびコストに関する2018年度リソース管理計画であった。最後に、同氏はデジタル・バンキング・プラットフォームを展開した。

80% ~ 154% がSTAの個人別項目の目標達成度であった。

2018年度の全期間を通じて在任していたマネジメント・ボード・メンバーの個々の達成度は80%から154%の間であった。

2018事業年度におけるLTAのグループ項目に係る3つの業績測定基準の推移は次のとおりであった。RTSRは前年を上回ったものの、3年間（2016年から2018年まで）の平均パフォーマンスは73.6%であり、同業他社のパフォーマンスを下回っていた。これにより、達成度は42%となった。本業から生み出される資本は2016年から2018年にかけてマイナスであったため、達成度は0%であった。統制環境の強化は、内部監査または監督当局からのフィードバックをもとに評価が行われ、2018年度に再び改善して達成度は81%となった。これらの要因により、スーパーバイザリー・ボードが決議した全体の達成度は41%であった。

41% がLTAの目標達成度であった。

報酬総額

マネジメント・ボード・メンバーは、2018事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く。）として、総額55,716,289ユーロ（2017年度：29,750,000ユーロ）を当年度に受け取った。当該金額のうち29,911,111ユーロ（2017年度：29,750,000ユーロ）は固定報酬である。25,805,178ユーロ（2017年度：0ユーロ）が長期奨励付業績連動項目として受け取られた。

スーパーバイザリー・ボードは、前述の2018年度および2017年度の報酬を個人別に次のように決定した。

	基本給	特別手当	STA ₁		LTA ₂	2018年度 報酬総額	2017年度 報酬総額
			グループ項 目				
単位：ユーロ			個人別項目				
Christian Sewing	3,291,111	0	350,000	2,035,931	1,327,037	7,004,079	2,900,000
Garth Ritchie	3,000,000	3,000,000	350,000	1,120,000	1,148,003	8,618,003	3,250,000
Karl von Rohr	2,836,667	0	350,000	1,200,000	1,148,003	5,534,670	2,400,000

Stuart Lewis	2,400,000	1,200,000	350,000	1,000,000	1,148,003	6,098,003	2,700,000
Sylvie Matherat	2,400,000	0	350,000	640,000	1,148,003	4,538,003	2,400,000
James von Moltke ³	2,400,000	0	350,000	1,200,000	1,148,003	5,098,003	1,200,000
Nicolas Moreau ⁴	1,200,000	0	175,000	520,000	574,001	2,469,001	2,400,000
Werner Steinmüller	2,400,000	0	350,000	880,000	1,148,003	4,778,003	2,400,000
Frank Strauß ⁵	2,400,000	0	350,000	1,669,600	1,148,003	5,567,603	800,000
John Cryan ⁶	1,133,333	0	116,667	175,000	464,668	1,889,668	3,400,000
Kimberly Hammonds ⁷	1,000,000	0	145,833	200,000	478,335	1,824,168	2,400,000
Dr. Marcus Schenck ⁸	1,250,000	0	145,833	422,917	478,335	2,297,085	2,900,000
Jeffrey Urwin ⁹	0	0	0	0	0	0	600,000
合計	25,711,111	4,200,000	3,383,333	11,063,448	11,358,397	55,716,289	29,750,000

1 STAとは、短期報奨である。

2 LTAとは、長期報奨である。

3 2017年7月1日就任。

4 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHのマネジング・ディレクターとしての2018年度の報酬総額は、2,916,667ユーロに決定された。

5 2017年9月1日就任。

6 2018年4月8日退任。

7 2018年5月24日退任。

8 2018年5月24日退任。

9 2017年3月31日退任。

上記の表には、失効した元雇用者からの報酬を代替してマネジメント・ボード・メンバーに付与された金額は含まれていない。これらは、ドイツ・コーポレート・ガバナンス法およびDRS 17に準拠した表に明記されている。

株式報奨

制限付株式報奨（REA）の形で2019年度にマネジメント・ボード・メンバーに付与された2018事業年度の株式報奨数は、それぞれのユーロ建て金額を2019年2月の最終10取引日におけるXetraのドイツ銀行株式終値の平均または2019年3月1日のXetraの終値（8.173ユーロ）のいずれか高い方の金額で除して計算された。マネジメント・ボード・メンバーが変動報酬の決定および付与に係る権利を放棄したため、前年度に株式報奨は付与されなかった。

マネジメント・ボード・メンバーは、ドイツ銀行子会社のボードでの業務に関する報酬は、受け取っていない。

マネジメント・ボード・メンバー

制限付株式報奨
(追加の保有期間を
含む繰延)

Christian Sewing	2018年度	340,722
	2017年度	0
Garth Ritchie	2018年度	240,242
	2017年度	0
Karl von Rohr	2018年度	247,583
	2017年度	0
Stuart Lewis	2018年度	229,230
	2017年度	0
Sylvie Matherat	2018年度	196,195
	2017年度	0
James von Moltke ¹	2018年度	247,583
	2017年度	0
Nicolas Moreau ²	2018年度	116,450
	2017年度	0
Werner Steinmüller	2018年度	218,218
	2017年度	0
Frank Strauß ³	2018年度	290,676
	2017年度	0
John Cryan ⁴	2018年度	69,405
	2017年度	0
Kimberly Hammonds ⁵	2018年度	75,630
	2017年度	0
Dr. Marcus Schenck ⁶	2018年度	96,086
	2017年度	0

1 2017年7月1日就任。失効した報酬および前雇用者から付与されなかった変動報酬の代替として2017年度にvon Moltke氏へ付与された手当は、この表に表示されていない。

2 2018年12月31日退任。

3 2017年9月1日就任。

4 2018年4月8日退任。

5 2018年5月24日退任。

6 2018年5月24日退任。

マネジメント・ボードの株式所有状況 - 株式保有ガイドライン

2019年2月15日および2018年2月16日の各日現在において、現マネジメント・ボード・メンバーは、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

マネジメント・ボード・メンバー		株式数
Christian Sewing	2019年度	73,237
	2018年度	54,356
Garth Ritchie	2019年度	84,738
	2018年度	43,227
Karl von Rohr	2019年度	5,601
	2018年度	5,601
Frank Kuhnke ¹	2019年度	7,094
Stuart Lewis	2019年度	103,561
	2018年度	88,292
Sylvie Matherat	2019年度	0
	2018年度	0
James von Moltke ²	2019年度	24,967
	2018年度	0
Werner Steinmüller	2019年度	146,905
	2018年度	119,688
Frank Strauß ³	2019年度	10,772
	2018年度	7,172
合計	2019年度	456,875
	2018年度	318,336

1 2019年1月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2017年9月1日就任。

現マネジメント・ボード・メンバーは2019年2月15日現在、合計456,875株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.02%に相当していた。

以下の表は、2018年2月16日および2019年2月15日の各日現在においてマネジメント・ボード・メンバーが保有していた株式報奨の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報奨の数を示している。

マネジメント・ボード・メンバー	2018年2月16日				2019年2月15日
	現在の残高	付与数	交付数	失効数	現在の残高
Christian Sewing	96,821	684	35,824	0	61,681
Garth Ritchie	618,736	2,242	76,424	0	544,554
Karl von Rohr	49,206	551	0	0	49,757
Frank Kuhnke ¹	-	-	-	-	104,507
Stuart Lewis	160,498	1,474	28,916	0	133,056
Sylvie Matherat	12,181	137	0	0	12,318
James von Moltke ²	194,142	0	47,535	0	146,607
Werner Steinmüller	220,821	1,894	51,836	0	170,878
Frank Strauß ³	46,983	20,019	6,857	0	60,144

1 2019年1月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2017年9月1日就任。

12月31日現在、マネジメント・ボード・メンバー1名が保有義務を履行しなかったか、または購入に制限が課されていたため同日に間に合うように当該義務を果たすことができなかったが、本報酬報告書の作成日時点では当該義務は履行されている。他のマネジメント・ボード・メンバーは2018年度における株式の保有義務を履行しているか、または現在、保有期間中にある。

年金給付

以下の表は、2018年度および2017年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2018年度に在任中の各マネジメント・ボード・メンバーの2018年12月31日および2017年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の差異は、マネジメント・ボードでの勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

マネジメント・ボード・メンバー 単位：ユーロ	年間拠出額 (各年度)		利息 (各年度)		勘定残高 (年度末)		勤務費用(IFRS) (各年度)		確定給付制度債務 の現在価値(IFRS) (年度末)	
	2018年度	2017年度	2018年 度	2017年 度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
	Christian Sewing	1,007,500	1,046,500	0	0	3,831,500	2,824,000	879,750	899,307	3,366,182
Garth Ritchie	1,440,000	1,500,000	0	0	4,490,000	3,050,000	1,274,429	1,306,915	4,026,939	2,704,127
Karl von Rohr	845,000	871,000			2,368,001	1,523,001	796,009	807,465	2,249,165	1,434,564
Stuart Lewis	845,000	871,000	0	0	4,058,938	3,213,938	796,009	807,465	4,236,867	3,377,866
Sylvie Matherat	754,000	786,500	0	0	2,127,168	1,373,168	755,261	774,917	2,125,681	1,354,995
James von Moltke ¹	975,000	503,750	0	0	1,478,750	503,750	864,990	451,453	1,334,670	463,619
Nicolas Moreau ²	0	1,340,000	0	0	0 ⁷	1,687,500	607,093	1,232,878	0	1,591,229
Werner Steinmüller	650,000	650,000	32,934	6,667	1,506,268	823,334	688,942	701,617	1,542,860	907,793
Frank Strauß ³	1,007,500	348,834	0	0	1,356,334	348,834	876,266	313,391	1,202,739	321,839
John Cryan ⁴	0	728,000	0	0	0 ⁸	1,875,250	733,807	748,829	0	1,916,940
Kimberly Hammonds ⁵	0	936,000	0	0	0 ⁹	1,186,001	825,100	842,110	0	1,091,041
Dr. Marcus Schenck ⁶	541,668	1,105,000	0	0	2,731,169	2,189,501	504,568	1,018,267	2,553,842	2,051,090

1 2017年7月1日就任。

2 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHのマネジング・ディレクターとしての2018年度の勤務費用は607,093ユーロに決定された。

3 2017年9月1日就任。

4 2018年4月8日退任。

5 2018年5月24日退任。

6 2018年5月24日退任。

7 マネジメント・ボード・メンバー退任時点では年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬として2,084,667ユーロおよび579,694ユーロがDWS Management GmbHに代わって支払われた。

8 マネジメント・ボード・メンバー退任時点では年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬として3,420,961ユーロが支払われた。

9 マネジメント・ボード・メンバー退任時点では年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬として2,231,933ユーロが支払われた。

期限前解約時のその他の給付

2018年度において、マネジメント・ボード・メンバーのJohn Cryan氏、Kimberly Hammonds氏、Marcus Schenck氏およびNicolas Moreau氏がマネジメント・ボードを退任した。雇用契約に基づき受け取る権利を有する退職金について、当該メンバーとの間で合意されている内容は以下のとおりである。

John Cryan氏は2018年4月8日をもってマネジメント・ボードを退任した。契約終了の合意に基づき、雇用契約で合意済みの契約終了後の競争禁止に対する報酬支払額を2,210,000ユーロ、退職金を8,674,000ユーロとすることで合意がなされた。退職金の初回支給額1,071,800ユーロは2018年5月に現金で支払われた。第2回支給額1,071,800ユーロは株式で付与されており、2019年4月30日に支払期限が到来する。残りの分割支給額のうち3,265,200ユーロは繰延現金報酬の形で付与されており、決済期間は2023年4月30日までである。最終支給額3,265,000ユーロは繰延株式に基づく報酬の形で付与されており、決済期間は2024年4月30日までである。変動報酬部分に関して契約上合意されているすべての規定（変動報酬の返還を要求する権利（クローバック）を含む。）が退職金に適用され、退職金の支給は他の支払者から受け取る収入の相殺に関する規則の対象となる。

Kimberly Hammonds氏は2018年5月24日をもってマネジメント・ボードを退任した。契約終了の合意に基づき、雇用契約で合意済みの契約終了後の競業禁止に対する報酬支払額を1,560,000ユーロ、退職金を3,303,834ユーロとすることで合意がなされた。退職金の初回支給額192,767ユーロは2018年5月に現金で支払われた。第2回支給額192,767ユーロは株式で付与されており、2019年5月31日に支払期限が到来する。残りの分割支給額のうち1,459,150ユーロは繰延現金報酬の形で付与されており、決済期間は2023年5月31日までである。最終支給額1,459,150ユーロは繰延株式に基づく報酬の形で付与されており、決済期間は2024年5月31日までである。変動報酬部分に関して契約上合意されているすべての規定（変動報酬の返還を要求する権利（クローバック）を含む。）が退職金に適用され、退職金の支給は他の支払者から受け取る収入の相殺に関する規則の対象となる。同氏のマネジメント・ボードからの退任時点で契約上権利確定しているが法的に権利確定していない企業年金制度の年金勘定の現在価値に相当する金額は、既に同氏に支払われている。

Marcus Schenck氏は2018年5月24日をもってマネジメント・ボードを退任した。契約終了の合意に基づき、契約終了後の競業禁止に対する報酬支払額を総額1,950,000ユーロとし、12ヶ月の分割支給とすることで合意がなされた。同氏は当行グループに対し、2019年2月1日に新たな職に就いたことを通知した。したがって、同日以降、支給が中止された。これ以外の退職金は合意されていない。

Nicolas Moreau氏は2018年12月31日をもってマネジメント・ボードを退任した。契約終了の合意に基づき、雇用契約で合意済みの契約終了後の競業禁止に対する報酬支払額を960,000ユーロ、退職金を807,600ユーロとすることで合意がなされた。退職金の初回支給額403,800ユーロは繰延現金報酬の形で付与されており、決済期間は2024年3月1日までである。第2回支給額403,800ユーロは株式に基づく報酬の形で付与されており、決済期間は2025年3月1日までである。変動報酬部分に関して契約上合意されているすべての規定（変動報酬の返還を要求する権利（クローバック）を含む。）が退職金に適用される。さらに、DWS Management GmbHと同氏とのマネジング・ディレクターとしての雇用関係の終了が合意された。この契約終了の合意に基づき、退職金を7,000,000ユーロとすることで合意がなされた。退職金の初回支給額1,400,000ユーロは2018年12月に現金で支払われた。同額の第2回支給額は株式で付与されており、2020年3月1日に支払われる予定である。残りの分割支給額のうち2,100,000ユーロは繰延現金報酬の形で付与されており、決済期間は2024年3月1日までである。最終支給額2,100,000ユーロは繰延株式に基づく報酬の形で付与されており、決済期間は2025年3月1日までである。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、マネジメント・ボードでの勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

マネジメント・ボード・メンバー	費用計上額			
	株式に基づく報酬		現金に基づく報酬	
単位：ユーロ	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
James von Moltke ¹	225,845	0	630,407	671,148
Stuart Lewis	(393,743) ²	955,633	57,414	230,974

1 2017年7月1日就任。

2 マネジメント・ボード・メンバーの株式に基づく報酬は、通常、各報告日において株価に基づき評価され、この時点ではマイナスの結果となっている。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（GCGC）に準拠した報酬

GCGC第4.2.5項第3段落の要件に準拠したマネジメント・ボード・メンバーの報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、現在検討中の当年度に関する固定報酬および変動報酬の支払額（制限付奨励報奨別および制限付株式報奨別に報告されている。）が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、GCGCに従って2018事業年度および2017事業年度に付与された報酬を示している。

Christian Sewing						
単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬（基本給）	3,291,111	3,291,111	3,291,111	3,291,111	2,900,000	2,900,000
特別手当	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定報酬）	91,805	91,805	91,805	91,805	80,307	80,307
合計	3,382,916	3,382,916	3,382,916	3,382,916	2,980,307	2,980,307
変動報酬	3,712,968	5,055,000	0	8,491,667	0	4,400,000
内訳：						
制限付奨励報奨	928,242	1,818,333	0	3,636,666	0	1,600,000
制限付株式報奨	2,784,726	3,236,667	0	4,855,001	0	2,800,000
付加給付（変動報酬）	0	0	0	0	0	0
合計	3,712,968	5,055,000	0	8,491,667	0	4,400,000
年金勤務費用	879,750	879,750	879,750	879,750	899,307	899,307
報酬総額（GCGC）	7,975,634	9,317,666	4,262,666	12,754,333	3,879,614	8,279,614
報酬総額 ¹	7,004,079	8,346,111	3,291,111	11,782,778	2,900,000	7,300,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Garth Ritchie						
単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬（基本給）	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
特別手当	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	250,000	250,000
付加給付（固定報酬）	189,609	189,609	189,609	189,609	269,457	269,457
合計	6,189,609	6,189,609	6,189,609	6,189,609	3,519,457	3,519,457
変動報酬	2,618,003	4,700,000	0	8,000,000	0	4,700,000
内訳：						
制限付奨励報奨	654,500	1,900,000	0	3,800,000	0	1,900,000
制限付株式報奨	1,963,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付（変動報酬）	0	0	0	0	0	0
合計	2,618,003	4,700,000	0	8,000,000	0	4,700,000
年金勤務費用	1,274,429	1,274,429	1,274,429	1,274,429	1,306,915	1,306,915
報酬総額（GCGC）	10,082,041	12,164,038	7,464,038	15,464,038	4,826,372	9,526,372
報酬総額 ¹	8,618,003	10,700,000	6,000,000	14,000,000	3,250,000	7,950,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Karl von Rohr

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,836,667	2,836,667	2,836,667	2,836,667	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	49,853	49,853	49,853	49,853	23,642	23,642
合計	2,886,520	2,886,520	2,886,520	2,886,520	2,423,642	2,423,642
変動報酬	2,698,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	674,500	1,300,000	0	2,600,000	0	1,300,000
制限付株式報奨	2,023,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	2,698,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
年金勤務費用	796,009	796,009	796,009	796,009	807,465	807,465
報酬総額(GCGC)	6,380,532	7,782,529	3,682,529	10,482,529	3,231,107	7,331,107
報酬総額 ¹	5,534,670	6,936,667	2,836,667	9,636,667	2,400,000	6,500,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stuart Lewis

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	300,000	300,000
付加給付(固定報酬)	184,423	184,423	184,423	184,423	206,628	206,628
合計	3,784,423	3,784,423	3,784,423	3,784,423	2,906,628	2,906,628
変動報酬	2,498,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	624,500	1,300,000	0	2,600,000	0	1,300,000
制限付株式報奨	1,873,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	2,498,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
年金勤務費用	796,009	796,009	796,009	796,009	807,465	807,465
報酬総額(GCGC)	7,078,435	8,680,432	4,580,432	11,380,432	3,714,093	7,814,093
報酬総額 ¹	6,098,003	7,700,000	3,600,000	10,400,000	2,700,000	6,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Sylvie Matherat

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	6,392	6,392	6,392	6,392	16,338	16,338
合計	2,406,392	2,406,392	2,406,392	2,406,392	2,416,338	2,416,338
年度変動報酬	2,138,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	534,500	1,300,000	0	2,600,000	0	1,300,000
制限付株式報奨	1,603,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	2,138,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
年金勤務費用	755,261	755,261	755,261	755,261	774,917	774,917
報酬総額(GCGC)	5,299,656	7,261,653	3,161,653	9,961,653	3,191,255	7,291,255
報酬総額 ¹	4,538,003	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	6,500,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

James von Moltke¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,200,000	1,200,000
付加給付(固定報酬)	86,975	86,975	86,975	86,975	35,261	35,261
合計	2,486,975	2,486,975	2,486,975	2,486,975	1,235,261	1,235,261
年度変動報酬	2,698,003	4,100,000	0	6,800,000	4,858,442 ²	2,050,000
内訳:						
現金	0	0	0	0	355,404	0
制限付奨励報奨	674,500	1,300,000	0	2,600,000	1,600,227	650,000
株式アップフロント報奨	0	0	0	0	355,404	1,400,000
制限付株式報奨	2,023,503	2,800,000	0	4,200,000	2,547,407	0
付加給付(変動報酬)	615,516	615,516	615,516	615,516	438,038	438,038
合計	3,313,519	4,715,516	615,516	7,415,516	5,296,480	2,488,038
年金勤務費用	864,990	864,990	864,990	864,990	451,453	451,453
報酬総額(GCGC)	6,665,484	8,067,481	3,967,481	10,767,481	6,983,194	4,174,752
報酬総額 ³	5,098,003	6,500,000	2,400,000	9,200,000	6,058,442	3,250,000

1 2017年9月1日就任。

2 失効した報奨および前雇用者から付与されなかった変動報酬の代替としてvon Moltke氏へ付与された手当は、「変動報酬」として表示されている。

3 付加給付および年金勤務費用を除く。

Nicolas Moreau¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	129,407	129,407	129,407	129,407	59,383	59,383
合計	1,329,407	1,329,407	1,329,407	1,329,407	2,459,383	2,459,383
年度変動報酬	1,269,001	2,300,000	0	3,900,000	0	4,600,000
内訳:						
制限付奨励報奨	317,250	900,000	0	1,800,000	0	1,800,000
制限付株式報奨	951,751	1,400,000	0	2,100,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	1,269,001	2,300,000	0	3,900,000	0	4,600,000
年金勤務費用	607,093	607,093	607,093	607,093	1,232,878	1,232,878
報酬総額(GCGC)	3,205,501	4,236,500	1,936,500	5,836,500	3,692,261	8,292,261
報酬総額 ²	2,469,001	3,500,000	1,200,000	5,100,000	2,400,000	7,000,000

1 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHのマネジング・ディレクターとしての2018年度の報酬総額(GCGC)は3,523,792ユーロに決定された。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Werner Steinmüller

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	76,993	76,993	76,993	76,993	82,934	82,934
合計	2,476,993	2,476,993	2,476,993	2,476,993	2,482,934	2,482,934
年度変動報酬	2,378,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	594,500	1,300,000	0	2,600,000	0	1,300,000
制限付株式報奨	1,783,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	387,196	387,196	387,196	387,196	316,490	316,490
合計	2,765,199	4,487,196	387,196	7,187,196	316,490	4,416,490
年金勤務費用	688,942	688,942	688,942	688,942	701,617	701,617
報酬総額(GCGC)	5,931,134	7,653,131	3,553,131	10,353,131	3,501,041	7,601,041
報酬総額 ¹	4,778,003	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	6,500,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Frank Strauß¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	800,000	800,000
付加給付(固定報酬)	71,892	71,892	71,892	71,892	26,893	26,893
合計	2,471,892	2,471,892	2,471,892	2,471,892	826,893	826,893
年度変動報酬	3,167,603	4,400,000	0	7,400,000	0	1,466,667
内訳:						
制限付奨励報奨	791,900	1,600,000	0	3,200,000	0	533,333
制限付株式報奨	2,375,703	2,800,000	0	4,200,000	0	933,333
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	3,167,603	4,400,000	0	7,400,000	0	1,466,667
年金勤務費用	876,266	876,266	876,266	876,266	313,391	313,391
報酬総額(GCGC)	6,515,761	7,748,158	3,348,158	10,748,158	1,140,284	2,606,951
報酬総額 ²	5,567,603	6,800,000	2,400,000	9,800,000	800,000	2,266,667

1 2017年9月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

John Cryan¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,133,333	1,133,333	1,133,333	1,133,333	3,400,000	3,400,000
付加給付(固定報酬)	10,125	10,125	10,125	10,125	220,982	220,982
合計	1,143,458	1,143,458	1,143,458	1,143,458	3,620,982	3,620,982
年度変動報酬	756,335	1,766,666	0	2,966,666	0	5,300,000
内訳:						
制限付奨励報奨	189,083	633,333	0	1,266,666	0	1,900,000
制限付株式報奨	567,252	1,133,333	0	1,700,000	0	3,400,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	756,335	1,766,666	0	2,966,666	0	5,300,000
年金勤務費用	733,807	733,807	733,807	733,807	748,829	748,829
報酬総額(GCGC)	2,633,600	3,643,931	1,877,265	4,843,931	4,369,811	9,669,811
報酬総額 ²	1,889,668	2,899,999	1,133,333	4,099,999	3,400,000	8,700,000

1 2018年4月8日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Kimberly Hammonds¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	209,799	209,799	209,799	209,799	260,489	260,489
合計	1,209,799	1,209,799	1,209,799	1,209,799	2,660,489	2,660,489
年度変動報酬	824,168	1,708,334	0	2,833,335	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	206,042	541,667	0	1,083,334	0	1,300,000
制限付株式報奨	618,126	1,166,667	0	1,750,001	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	824,168	1,708,334	0	2,833,335	0	4,100,000
年金勤務費用	825,100	825,100	825,100	825,100	842,110	842,110
報酬総額(GCGC)	2,859,067	3,743,233	2,034,899	4,868,234	3,502,599	7,602,599
報酬総額 ²	1,824,168	2,708,334	1,000,000	3,833,335	2,400,000	6,500,000

1 2018年5月24日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr. Marcus Schenck¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	2,900,000	2,900,000
付加給付(固定報酬)	13,117	13,117	13,117	13,117	16,148	16,148
合計	1,263,117	1,263,117	1,263,117	1,263,117	2,916,148	2,916,148
年度変動報酬	1,047,085	1,958,334	0	3,333,335	0	4,400,000
内訳:						
制限付奨励報奨	261,771	791,667	0	1,583,334	0	1,600,000
制限付株式報奨	785,314	1,166,667	0	1,750,001	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	1,047,085	1,958,334	0	3,333,335	0	4,400,000
年金勤務費用	504,568	504,568	504,568	504,568	1,018,267	1,018,267
報酬総額(GCGC)	2,814,770	3,726,019	1,767,685	5,101,020	3,934,415	8,334,415
報酬総額 ²	2,297,085	3,208,334	1,250,000	4,583,335	2,900,000	7,300,000

1 2018年5月24日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Jeffrey Urwin¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	0	0	0	0	600,000	600,000
付加給付(固定報酬)	0	0	0	0	530	530
合計	0	0	0	0	600,530	600,530
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0
内訳:						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	0	0	0	0	557,370	557,370
報酬総額(GCGC)	0	0	0	0	1,157,900	1,157,900
報酬総額 ²	0	0	0	0	600,000	600,000

1 2017年3月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

以下の表は、2018事業年度および2017事業年度のGCGCに従った報酬支払金額を示している。

単位：ユーロ	Christian Sewing		Garth Ritchie		Karl von Rohr		Stuart Lewis	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
固定報酬	3,291,111	2,900,000	3,000,000	3,000,000	2,836,667	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	3,000,000	250,000	0	0	1,200,000	300,000
付加給付（固定報酬）	91,805	80,307	189,609	269,457	49,853	23,642	184,423	206,628
合計	3,382,916	2,980,307	6,189,609	3,519,457	2,886,520	2,423,642	3,784,423	2,906,628
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	431,973	999,285
このうち現金：	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨：								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	377,871
2013年度に対する 2014年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	126,935	357,391
2014年度に対する 2015年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	105,340	200,965
2017年度の制限付奨 励報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち株式報奨：								
2012年度に対する 2013年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	27,560
2013年度に対する 2014年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	35,498
2012年度に対する 2013年度の制限付株 式報奨	0	0	0	0	0	0	199,698	0
2017年度の制限付株 式報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（変動報酬）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	431,973	999,285
年金勤務費用	879,750	899,307	1,274,429	1,306,915	796,009	807,465	796,009	807,465
報酬総額（GCGC）	4,262,666	3,879,614	7,464,038	4,826,372	3,682,529	3,231,107	5,012,405	4,713,378

単位：ユーロ	Sylvie Matherat		James von Moltke ¹		Nicolas Moreau ²		Werner Steinmüller	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
固定報酬	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,200,000	1,200,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定報酬）	6,392	16,338	86,975	35,261	129,407	59,383	76,993	82,934
合計	2,406,392	2,416,338	2,486,975	1,235,261	1,329,407	2,459,383	2,476,993	2,482,934
年度変動報酬	0	0	1,166,703	355,404	0	0	0	0
このうち現金：	0	0	0	355,404	0	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨：								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2014年度に対する 2015年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度の制限付奨 励報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	560,758	0	0	0	0	0
このうち株式報奨奨：								
2012年度に対する 2013年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2012年度に対する 2013年度の制限付株 式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度の制限付株 式報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	605,945	0	0	0	0	0
付加給付（変動報酬）	0	0	615,516	438,038	0	0	387,196	316,490
合計	0	0	1,782,219	793,442	0	0	387,196	316,490
年金勤務費用	755,261	774,917	864,990	451,453	607,093	1,232,878	688,942	701,617
報酬総額（GCGC）	3,161,653	3,191,255	5,134,184	2,480,156	1,936,500	3,692,261	3,553,131	3,501,041

1 2017年7月1日就任。失効した報酬および前雇用者から付与されなかった変動報酬の代替として2017年度にvon Moltke氏へ付与された手当は、「変動報酬」として表示されている。

2 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHにのマネジング・ディレクターとしての2018年度の報酬が総額で2,323,792ユーロ支払われた。

単位：ユーロ	Frank Strauß ¹		John Cryan ²		Kimberly Hammonds ³		Dr. Marcus Schenck ⁴	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
固定報酬	2,400,000	800,000	1,133,333	3,400,000	1,000,000	2,400,000	1,250,000	2,900,000
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定報酬）	71,892	26,893	10,125	220,982	209,799	260,489	13,117	16,148
合計	2,471,892	826,893	1,143,458	3,620,982	1,209,799	2,660,489	1,263,117	2,916,148
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち現金：	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨：								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2014年度に対する 2015年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度の制限付奨 励報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち株式報奨：								
2012年度に対する 2013年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2012年度に対する 2013年度の制限付株 式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度の制限付株 式報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（変動報酬）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	876,266	313,391	733,807	748,829	825,100	842,110	504,568	1,018,267
報酬総額（CGCG）	3,348,158	1,140,284	1,877,265	4,369,811	2,034,899	3,502,599	1,767,685	3,934,415

- 1 2017年9月1日就任。
2 2018年4月8日退任。
3 2018年5月24日退任。
4 2018年5月24日退任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹	
	2018年度	2017年度
固定報酬	0	600,000
特別手当	0	0
付加給付（固定報酬）	0	530
合計	0	600,530
年度変動報酬	0	0
このうち現金：	0	0
このうち制限付奨励報奨：		
2012年度に対する2013年度の制限付奨励報奨	0	0
2013年度に対する2014年度の制限付奨励報奨	0	0
2014年度に対する2015年度の制限付奨励報奨	0	0
2017年度の制限付奨励報奨：早期退職割増報奨金	0	0
このうち株式報奨：		
2012年度に対する2013年度の株式アップフロント報奨	0	0
2013年度に対する2014年度の株式アップフロント報奨	0	0
2012年度に対する2013年度の制限付株式報奨	0	0
2017年度の制限付株式報奨：早期退職割増報奨金	0	0
付加給付（変動報酬）	0	0
合計	0	0
年金勤務費用	0	557,370
報酬総額（CGCG）	0	1,157,900

¹ 2017年3月31日退任。

2019年度第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、スーパーバイザリー・ボードは2018事業年度のグループの税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、マネジメント・ボード・メンバーは、2018事業年度の報酬として合算で総額52,181,136ユーロ（2017年度：37,665,535ユーロ）を受け取った。このうち、25,711,111ユーロ（2017年度：29,200,000ユーロ）が固定報酬、4,200,000ユーロ（2017年度：550,000ユーロ）が特別手当、2,123,102ユーロ（2017年度：2,053,520ユーロ）が付加給付、20,146,923ユーロ（2017年度：5,862,015ユーロ）が業績連動項目であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる株式以外の繰延報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各マネジメント・ボード・メンバーは、2018年度および2017年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施したマネジメント・ボード業務について以下の報酬項目（業績非連動の付加給付を含む。）を受領した。

GAS第17号に準拠した報酬

単位：ユーロ	Christian Sewing		Garth Ritchie		Karl von Rohr		Stuart Lewis	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励なし								
即時給付	0	0	0	0	0	0	0	0
短期奨励あり								
現金	0	0	0	0	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨 付与	0	0	0	0	0	0	232,275	936,228
株式を基礎とする 株式アップフロ ント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	2,784,726	0	1,963,503	0	2,023,503	0	1,873,503	0
業績非連動項目								
基本給	3,291,1110	2,900,000	3,000,000	3,000,000	2,836,667	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当		0	3,000,000	250,000	0	0	1,200,000	300,000
付加給付（固定およ び変動報酬）	91,805	80,307	189,609	269,457	49,853	23,642	184,423	206,628
総額	6,167,642	2,980,307	8,153,112	3,519,457	4,910,023	2,423,642	5,890,201	3,842,856

単位：ユーロ	Sylvie Matherat		James von Moltke ¹		Nicolas Moreau ²		Werner Steinmüller	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	0	355,404	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨 付与	0	0	560,758	0	0	0	0	0
株式を基礎とする 株式アップフロ ント報奨	0	0	0	355,404	0	0	0	0
制限付株式報奨	1,603,503	0	2,023,503	2,547,407	951,751	0	1,783,503	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,200,000	1,200,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定およ び変動報酬）	6,392	16,338	702,491	473,299	129,407	59,383	464,189	399,424
総額	4,009,895	2,416,338	5,686,752	4,931,514	2,281,158	2,459,383	4,647,692	2,799,424

1 2017年7月1日就任。

2 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHのマネジング・ディレクターとして総額2,466,699ユーロを受け取った。

単位：ユーロ	Frank Strauß ¹		John Cryan ²		Kimberly Hammonds ³		Dr. Marcus Schenck ⁴	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	0	0	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨 付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする 株式アップフロン ト報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	2,375,703	0	567,252	0	618,126	0	785,314	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	800,000	1,133,333	3,400,000	1,000,000	2,400,000	1,250,000	2,900,000
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定およ び変動報酬）	71,892	26,893	10,125	220,982	209,799	260,489	13,117	16,148
総額	4,847,595	826,893	1,710,710	3,620,982	1,827,925	2,660,489	2,048,431	2,916,148

- 1 2017年9月1日就任。
2 2018年4月8日退任。
3 2018年5月24日退任。
4 2018年5月24日退任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹		合計	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
報酬				
業績連動項目				
短期奨励あり				
現金	0	0	0	355,404
長期奨励あり				
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付 与	0	0	793,033	2,603,800 ²
株式を基礎とする 株式アップフロン ト報奨	0	0	0	355,404
制限付株式報奨	0	0	19,353,890	2,547,407
業績非連動項目				
基本給	0	600,000	25,711,111	29,200,000
特別手当	0	0	4,200,000	550,000
付加給付（固定およ び変動報酬）	0	530	2,123,102	2,053,520
総額	0	600,530	52,181,136	37,665,535 ²

- 1 2017年3月31日退任。
2 前年度の年次報告書に記載されているFitschen氏の1,667,572ユーロが総額に含まれているが、同氏は2016事業年度にマネジメント・ボードを退任しているため、独立した項目として報告されていない。

2019年度第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、スーパーバイザー・ボードは2018事業年度のグループの税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

従業員の報酬報告書

2018年度の従業員の報酬報告書の内容は、自己資本要求規則（CRR）第450条第1項(a)から（i）、および銀行の報酬制度監督要件に関する規制第16条（Institutsvergütungsverordnung - InstVV）に規定される報酬に係る定性的および定量的開示要件に基づく。

本報酬報告書は連結の視点で作成されており、ドイツ銀行グループのすべての連結会社を対象としている。規制要件に従い、当行グループ内の次に掲げる「重要な金融機関」について、2018年度に係る同様の報告書が作成されている。「重要な金

融機関」とは、Deutsche Bank Privat- und Firmenkundenbank AG（ドイツ）、BHW Bausparkasse AG（ドイツ）、Deutsche Bank Luxembourg S.A.（ルクセンブルク）、Deutsche Bank S.p.A.（イタリア）およびDeutsche Bank Mutui S.p.A.（イタリア）を指す。

規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行グループのグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行グループは、報酬に関する規制要件を率先して適用するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行グループの健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループレベルでCRRおよび自己資本要求指令4（CRD 4）の対象となる。CRD 4は、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstVVに置き換えられている。当行グループは、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に現行の当該規則を採用した。InstVVの意味において「重要な金融機関」であるため、当行グループは、委員会委任規則(EU)第604/2014号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすとみなされる業務を行うすべての従業員（重要なリスク・テイカーもしくはMRT）を識別している。MRTは、グループレベルおよび「重要な金融機関」のレベルで識別される。

業界特有の規制を考慮に入れ、また、InstVVに従い、当行グループの一部の（特にDWS Group内の）子会社には、各地で国内法化されたオルタナティブ投資ファンド運用者指令（AIFMD）もしくは譲渡可能証券の集団投資事業指令（UCITS）が適用されている。当行グループはこれらの子会社のMRTも識別している。識別された従業員には、欧州証券市場監督機構（ESMA）が公表したAIFMDまたはUCITSに基づく健全な報酬方針に関するガイドラインに記載の報酬規定が適用される。

また、当行グループは、当行グループの顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした規制（国内法化された金融商品市場指令（MiFID）等）についても考慮している。これらの規定により、これらの従業員が顧客の利益を最大化すべく行動していることを確保するために、特定の報酬方針の実施、報酬計画の見直しおよび「関係者」と見なされる従業員数の特定が行われた。

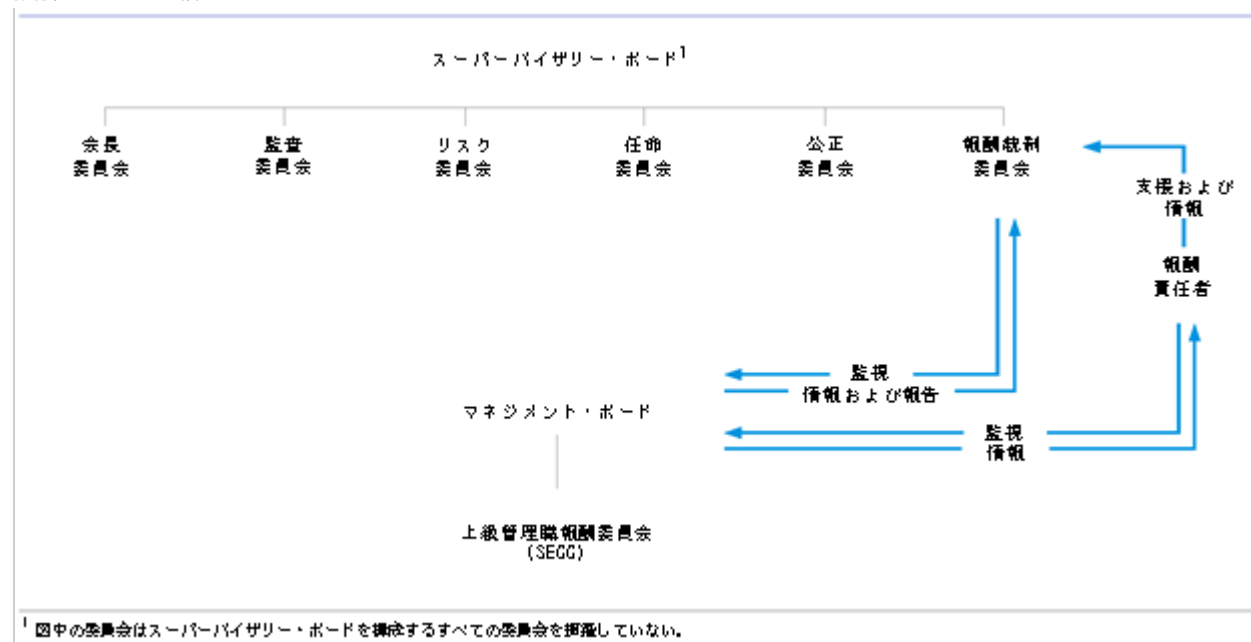
必要に応じて、ドイツ銀行は、現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかになった場合、当行グループは規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行グループの全体的なグループ報酬制度に留めながら、現地の規制に遵守している。この例として、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」を特定することが挙げられる。いかなる場合にも、当行グループは世界中でInstVVの要件を最低基準として適用する。

報酬ガバナンス

ドイツ銀行が強固なガバナンス構造を有することによって、当行グループの報酬戦略および報酬方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、スーパーバイザー・ボードはマネジメント・ボード・メンバーの報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。スーパーバイザー・ボードとマネジメント・ボードの双方は、報酬統制委員会（CCC）や上級管理職報酬委員会（SECC）等の特定委員会や機能によって支えられている。

当行グループの統制部門は、各々の役割に従って、当行グループの報酬制度の設計および適用、MRTの識別ならびにVCの総額の決定に関与している。これには、従業員の行動や事業関連リスクによる影響、業績規準、報酬および退職金の付与ならびに事後リスク調整の評価が含まれる。

報酬ガバナンス構造



報酬統制委員会（CCC）

スーパーバイザリー・ボードは、とりわけInstVWに従いリスクとリスク管理への影響を考慮しつつ、ドイツ銀行AGのマネジメント・ボード・メンバーの報酬制度の構造を構築および監視することを支援するCCCを設立した。さらに、CCCはマネジメント・ボードとSECCが構築したドイツ銀行グループの従業員の報酬制度の適切性を監視する。CCCは、変動報酬の総額が妥当であり、InstVWに則って設定されているかを定期的に確認する。また、CCCは、リスク、資本および流動性の管理に対する報酬制度の影響を評価し、報酬制度が事業戦略・リスク戦略と整合的であることを確保を図っている。さらに、CCCは、スーパーバイザリー・ボードがMRTの識別プロセスおよび内部統制とその他の関連分野が報酬制度の構造化に適切に組み込まれているかを監視する支援を行う。

CCCは、スーパーバイザリー・ボード委員長および3名のスーパーバイザリー・ボード・メンバー（うち2名は従業員の代表者）で構成されている。同委員会は2018暦年において5回の会合を開いた。11月の報酬統制委員会の会合には、リスク委員会のメンバーがゲストとして出席した。

報酬責任者

マネジメント・ボードはCCCと共同で、ドイツ銀行AGおよび当行のドイツにおける「重要な金融機関」のスーパーバイザリー・ボードが報酬制度に関連する任務を遂行することを支援する報酬責任者を任命した。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用に継続的に関与する。報酬責任者は、自身の監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供する。同責任者は、定期的にCCCを支援し、助言を行う。

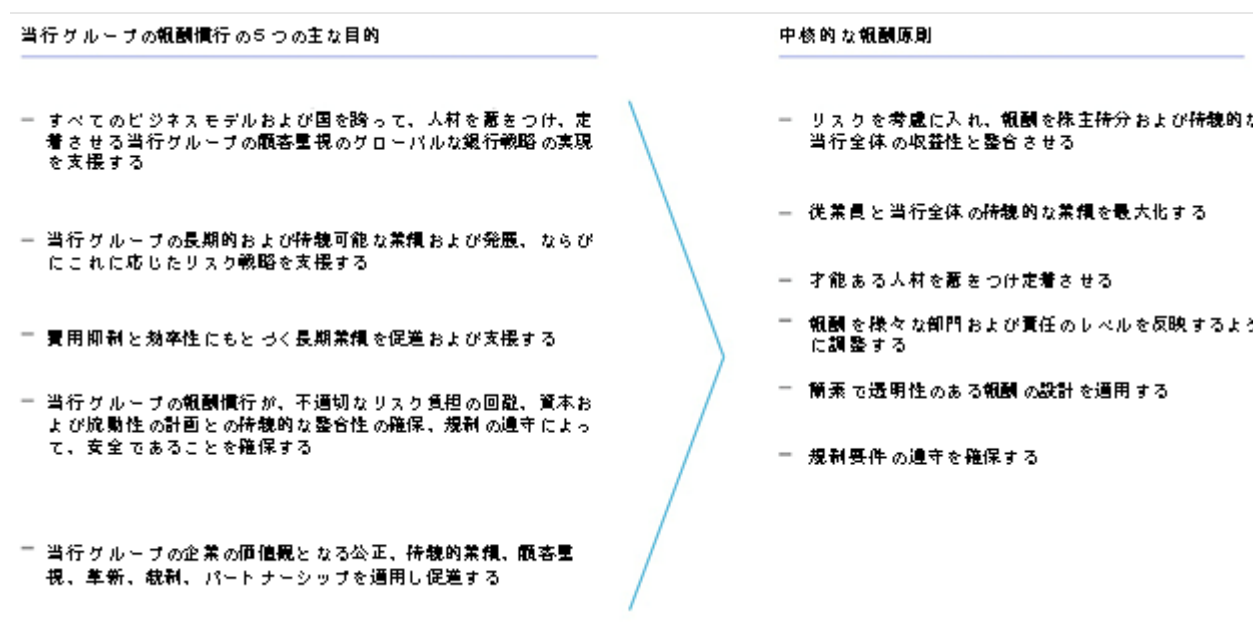
上級管理職報酬委員会（SECC）

SECCは、マネジメント・ボードによって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは、グループの報酬戦略および報酬方針を構築する。SECCは、当行グループおよび部門の業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素も使用し、年間の変動報酬の総額およびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、マネジメント・ボードに適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門および統制部門に属しており、当行グループの事業部門に割り当てられていない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2018年度は、SECCメンバーは最高総務責任者および最高財務責任者、ならびに最高リスク責任者（全員がマネジメント・ボード・メンバーでもある。）、人事のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者およびリスク担当者が構成されている。報酬責任者、報酬副責任者および人材評価および報酬のグローバル・共同リーダーのうち1名は、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催する。2018業績年度においては報酬プロセスに関連した会合が21回開かれた。

報酬戦略

ドイツ銀行は、当行グループ自身の報酬制度が、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行グループは、当行グループの目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。グループの報酬戦略は、ドイツ銀行の事業戦略、リスク戦略および企業の価値観や信念と整合している。



グループ報酬方針は、報酬に関する戦略の実行、ガバナンス・プロセスおよび報酬構造・慣行について従業員に情報を提供する。従業員は当行グループのイントラネット・サイトですべての関連文書を読覧することができる。

グループ報酬フレームワーク

当行グループの報酬フレームワークは、固定報酬（FP）と変動報酬（VC）の適切なバランスを重視している。なお、2つの報酬を合わせて、以下「総報酬」という。この報酬フレームワークは、当行グループのすべてのレベルの持続的業績に対する報奨と整合するものであると同時に、報酬決定の透明性および株主および従業員への影響を高めるものである。当行グループの報酬フレームワークの基礎となる原則は、年功序列、勤続年数または性別に関係なく、全従業員に等しく適用される。

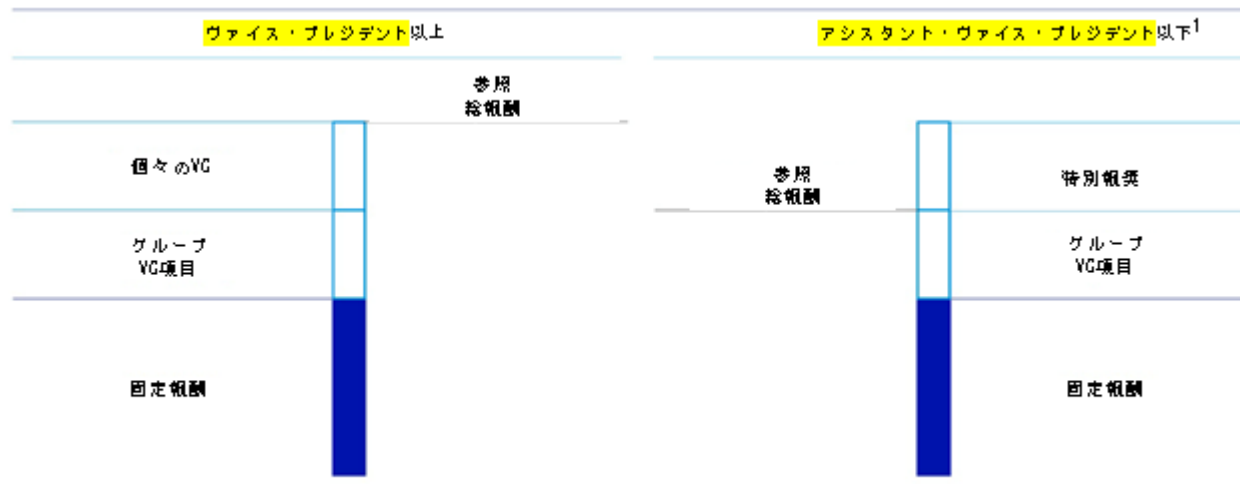
CRD 4およびその後採用されたドイツ銀行法の規定に従い、ドイツ銀行は変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率を1:1にする必要があるが、2014年5月22日に株主の承認を得て1:2に増加させた。年次株主総会出席者の株式資本の27.68%に相当する有効投票数に基づいた賛成率は95.27%であった。しかし、当行グループは、InstWVにより定義された統制部門の変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率が2:1である一方、特定の管理部門に属する従業員については最低限1:1に据え置くべきであると判断した。

当行グループは、各従業員の役割に対する参照価額を定めた「参照総報酬（RTC）」を適格従業員に割り当てている。この参照価額は、当行グループの従業員にFPとVCとの方向付けを示すものである。各個人の実際のTCは、グループの負担能力および部門または個人のレベルで達成されることが見込まれる業績に応じて、当行グループの単独の裁量で決定されるため、「参照総報酬」と同額、もしくはそれ以上またはそれ以下になる可能性がある。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。FPの適切な水準は、それぞれの役割、内部での比較および適用される規制上の要件において一般的な相場を参照して決定される。FPは、適切な人材を惹きつけ定着させることによって、当行グループが戦略目標を達成する上で重要な役割を果たす。従業員の大半にとって、FPは主要な報酬項目であり、TCにおけるFPの割合は50%を上回る。

変動報酬は、グループ、部門および個人レベルでの負担能力および業績を反映している。この報酬には、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して個人の業績を区別し、行動の原動力となることができるという利点がある。また、コスト・ベースに柔軟性をもたらず。VCは、一般的に2つの要素から成る。すなわち、「グループVC項目」と「個人別VC項目」である。「個人別VC項目」は、「個々のVC」（一般的にはヴァイス・プレジデント（VP）以上の従業員に適用される。）または「特別報奨」（一般的にはアシスタント・ヴァイス・プレジデント（AVP）以下の従業員に適用される。）の形で付与される。業績へのマイナスの貢献または不正行為があった場合は、従業員のVCは減額されるか、ゼロになる可能性がある。VCの付与および支給は当行グループの負担能力に左右される。当行グループの報酬フレームワークでは、既存の雇用関係において、引き続きVCは保証されない。こうした取決めは、雇用初年度にある新規採用者といったごく限られたケースでのみ行われ、当行グループの標準的な繰延要件の対象となる。

報酬フレームワークの主な項目



¹ 対象企業および対象部門のアシスタント・ヴァイス・プレジデント以下は、特別報奨の代わりに個々のVC項目を受け取る権利が与えられる。

グループVC項目は、報酬フレームワークの包括的目標の一つであり、VCとグループの業績の間の明確な結び付きを確保するものである。当行グループの戦略目標の1年間における達成度を評価するため、2018年度のグループVC項目を決定する基礎として活用された4つの重要業績評価指標（KPI）は、普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率（完全適用ベース）、レバレッジ比率、調整後費用および税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）である。これらの4つのKPIは、当行グループの自己資本、リスク、費用および収益のプロファイルにとって重要な指標を表すものであり、当行グループの持続的業績に関する指標を示すものでもある。

個人別VC項目は複数の財務および非財務要素を考慮に入れる。これらには、該当する部門別の業績、従業員の個々の業績および行動、価値や信念の固持、ならびに従業員の競争相手との給与水準の比較およびリテンションの考慮等の追加的要因を含む。

特別報奨は、下層の従業員による優れた貢献を適時に透明性が高い方法によって認識し、報奨を付与する機会を与える。一般的に、特別報奨の予算の全体的規模は、対象範囲に含まれる従業員数に対して設定されたFPの割合と直接結びついており、部門レベルで管理されるプロセスにおける推薦および貢献へのレビューに基づいて、年に2回支給される。

従業員給付は「総報酬」を補完するものであり、規制上の観点からはFPとみなされる。これは、当該給付が業績または裁量とは直接的に関係しないためである。これらの給付は、それぞれの市場慣行および要件に従い付与される。年金費用は、世界各地で当行グループの給付ポートフォリオの主要素となっている。

InstWVでは、退職金はVCとみなされる。当行グループは、新たなInstWVの各要件との完全合致を確実にするため、退職金フレームワークを更新した。

特別な状況に限り、当行グループは、当行グループの将来にとって極めて重要な特定の従業員が退職するおそれがある場合に、当該従業員の定着を図る目的でリテンション報奨を付与する権利を保持している。一般的に、リテンション報奨は、従業員を一定期間定着させることで当行グループに正当な利益が生じるといった特定の重要事象に結び付けられている。これにより、オペレーショナル・リスク、財務リスクまたは評判リスクを最小化することができる。これらの報奨は規制上、VCとみなされ、通常は他のVC要素と同様の要件が課される。

業績連動型変動報酬の決定

ドイツ銀行は、VCの決定にリスク調整後の業績が反映される手法を適用しており、主に、（ ）グループの負担能力（すなわち、規制要件に沿ってドイツ銀行が何を付与できるか）および（ ）業績（すなわち、適切な報酬を提供しながら、フランチャイズの長期的な健全性を保護するために、当行グループが何を付与すべきか）によって決定される。

グループの負担能力は、関連するパラメータが現在および予想される将来の規制上および戦略的目標を達成しているかを判断するために評価される。負担能力のパラメータは、当行グループの「リスク選好フレームワーク」と完全に結び付いており、当行グループの資本および流動性ポジションとその計画、結合資本バッファ要件、ならびに経営成績が十分に考慮されていることを確保する。

当行グループは、グループおよび部門別の業績評価の際に、様々な考慮事項を参照している。業績は、部門別の財務および（バランス・スコアカードに基づいた）非財務目標に照らして評価される。財務目標は、特に当行グループが将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理部門については、業績評価は主にコスト目標とバランス・スコアカードに基づ

いている。管理部門のVC配分は、当行グループ全体の業績に応じて決定されるが、規制上の要件に従って監督する部門の業績によっては決定されない。

当行グループは、「変動報酬指針原則」を個々の従業員レベルで策定しており、個人別のVCを決定する際に検討すべき要素および指標を詳細に定めている。管理職は、VC配分のバランスが図られ、リスク・テイクが不当に奨励されていないことを確保するために、個人のリスク・テイク活動を絶対的および相対的な面から十分に評価しなければならない。検討すべき要素および指標には、量的および定性的側面を踏まえた個人の業績、文化および行動の検討、懲戒処分等が含まれるが、これらに限定されるものではない。重要なリスク・テイカーの管理職は、個々のVCを決定する際に検討した要素およびリスク指標を具体的に文書化し、これらの要素が個々のVCの決定にどのように影響するかを立証しなければならない。通常、業績は1年間で評価されるが、「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーについては、3年間の業績が考慮される。

変動報酬構造

当行グループの報酬構造は、当行グループの従業員および当行グループの長期業績を促進および支援するメカニズムが働くように設計されている。VCの部分はアップフロント報奨によって支払われるが、当該構造は、VCの一部を適切に繰り延べることによって、グループの持続的な業績に連動させる必要がある。

同時に、当行グループは、当行グループの繰延VCにおいて株式もしくは株式に基づく金融商品を使用することは、報酬を当行グループの持続的な業績および株主の利益と連動させる効果的な方法であると考えている。ドイツ銀行の株式を使用することによって、該当する場合、個人別VCの価値は繰延期間および保有期間にわたる当行グループの株価と結び付けられる。

当行グループは引き続き、VCの繰延額に係る規制要件および当行グループの最低繰延期間を超えている。報酬が低い従業員については繰延の対象とならないが、高所得者についてはVC額が適切に繰り延べられていることを確保する。当行グループは、VCが50,000ユーロ以上に設定された重要なリスク・テイカーの変動報酬について、一部繰延を開始する。MRT以外の者についての繰延は、より高額なVC額から開始される。最低60%以上の繰延が必要なMRTのVCの基準額は、500,000ユーロに設定されている。さらに、固定報酬が500,000ユーロを超えるコーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）のディレクターおよびマネジング・ディレクターは、VCの100%繰延の対象となる。InstWVに規定されるとおり、重要なリスク・テイカーについては、平均して少なくともVCの40%（上級管理職については60%）を超える部分が繰延率の適用対象となる。

以下の表に詳述されているように、繰延期間は、従業員グループによって3年から5年の間で異なっている。

2018年度の報奨の種類別概要（DWS Groupを除く。）

報奨の種類	概要	対象者	繰延期間	保有期間	割合
アップフロント： 現金VC	アップフロント報奨の現金部分	適格な従業員	N/A	N/A	InstVVに基づくMRT:アップフロントVCの50% MRT以外:アップフロントVCの100%
アップフロント： 株式アップフロント報奨 (EUA)	アップフロント報奨の株式部分（保有期間にわたってドイツ銀行の株価に連動）	VCが50,000ユーロ以上のInstVVに基づく全MRT	N/A	12ヶ月	アップフロントVCの50%
繰延： 制限付奨励報奨 (RIA)	繰延現金部分	繰延VCを有する全従業員	以下の期間にわたり均等繰延 CIB: 4年 上級経営者: 5年 その他: 3年 ¹	N/A	繰延VCの50%
繰延： 制限付株式報奨 (REA)	繰延株式部分（権利確定期間および保有期間にわたるドイツ銀行の株価に連動）	繰延VCを有する全従業員	以下の期間にわたり均等繰延 CIB: 4年 上級経営者: 5年 その他: 3年 ¹	InstVVに基づくMRTの場合は12ヶ月	繰延VCの50%

N/A - 該当なし

1 2018業績年度の年間報酬の目的上、「上級経営者」は、ドイツ銀行の「上級管理職グループ」、ならびに「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーおよびその直属の従業員（非管理職や非戦略担当職を除く。）と定義される。ただし、DWSのエグゼクティブ・ボードは含まない。「上級経営者」である従業員は全員、InstVVに基づくMRTとみなされる。

当行グループの従業員には、繰延報酬または報奨に関する権利を売却、担保供与すること、譲渡または付与することが認められない。変動報酬をヘッジする経済効果を有する取引、例えば、株式を基礎とする報奨に係る価格変動リスクを相殺することができない。当行グループの人事およびコンプライアンス部門は、報酬責任者による支援の下、一丸となって従業員のトレーディング活動を監視し、当行グループの全従業員がこの要件を遵守していることを確保する。

変動報酬の事後リスク調整

当行グループは、当行グループの従業員の将来の行動および業績が繰延VCの重要な要素であると考えている。その結果、以下のとおり繰延報奨が業績条件および失効規定の対象となる。

ドイツ銀行グループの変動報酬の業績条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
ドイツ銀行グループのCET 1資本比率および流動性カバレッジ比率	権利確定前および交付前の四半期末に当行グループのCET 1資本比率または流動性カバレッジ比率が一定の基準値を下回った場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ（すべての未交付の株式アップフロント報酬の100%） ¹
グループ税引前利益	グループ税引前利益が交付前にマイナスであるとマネジメント・ボードが判断した場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ
部門税引前利益	部門税引前利益が交付前にマイナスであるとマネジメント・ボードが判断した場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ（事業部門のMRTにのみ適用される）
失効規定 ²	<ul style="list-style-type: none"> - 内部方針および手続の違反または該当する法令の違反あるいは統制の欠陥があった場合 - 報奨が、著しく不正確であるとみなされた業績の測定または仮定にもとづいていることが判明した場合 - 著しい悪影響が発生し、参加者が十分に影響を受けると考えられる場合 - 失効が現行の規制要件を遵守することが要求されている場合 	交付予定の報奨の100%まで
クローバック	InstVVに基づくMRTが重大な損失もしくは規制上の制裁を招く行為に関与した場合、または適正な行動基準に関する外部もしくは内部の関連規則を遵守しなかった場合	交付された報奨の100%、報奨の最後の権利確定日から2年後の応当日まで

1 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、権利確定または決済前のいずれかの四半期末に当行グループのCET 1資本比率または流動性カバレッジ比率が基準値を下回った場合、当該年度に関して報奨の全額が失効する。株式アップフロント報酬に関するグループのCET 1資本比率または流動性カバレッジ比率は、交付前の四半期末にのみ評価される。

2 この失効規定は網羅的なリストではない。各制度規則に定められているとおり、他の規定が適用される。

特殊な報酬構造を持つ従業員グループ

当行グループの一部の領域では、規制の範囲内で前述のグループ報酬フレームワークと一部異なる報酬構造が適用されている。

ポストバンク部門

2018年5月25日付で、ドイツ・ポストバンクAGとDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGが合併し、DB Privat- und Firmenkundenbank AGが設立された。2018年度の残りの期間、ポストバンク部門は重要なリスク・テイカーに対し、一部修正が加えられた独自の報酬構造を有していた。

ドイツ銀行グループの慣行に従って、ポストバンク部門はグループVC項目および個人別VC項目を活用しているが、MRT以外の者のグループVC項目は現在、依然としてポストバンク事業部門の経営成績に基づいている。2018業績年度に関してのみ、MRTのグループVC項目は、ポストバンク部門と当行グループの両方の目標達成率を反映している。ポストバンク部門の上級経営者、重要なリスク・テイカーおよびその他の幹部社員については、当行グループ全体の繰延規則が適用される。

ポストバンク部門の非幹部社員の報酬は、労働組合またはそれぞれの労働者評議会と合意されたフレームワークに基づいている。労働協約が存在しない場合、報酬は個別契約に従う。通常、ポストバンク部門の非幹部社員はVCを受け取るが、VCの構造と割合は会社ごとに異なる。

DWS

DWSの資産運用会社の大半はAIFMDまたはUCITSに該当するが、限られた一部の会社は当行グループのグループ報酬フレームワークおよびInstVWの適用範囲に留まっている。DWSは、AIFMDまたはUCITSの要件に沿った独自の報酬ガバナンス、報酬方針、報酬構造およびリスク・テイクの識別プロセスを構築している。こうした構造やプロセスは、必要に応じてInstVWと一致しているが、アセット・マネジメント事業に合うように調整されている。

DWSは、報酬を業界基準に合わせるため、変動報酬に対する固定報酬の比率を、AIFMDまたはUCITS統制部門の従業員については1:2、その他の従業員については1:5に自主的に設定している。通常、DWSは当行グループのアプローチと同等の報酬規則を適用しているが、可能な場合はDWS Groupに関連したパラメータを使用している。グループ報酬フレームワークとの顕著な相違点として、DWS株およびファンド連動型金融商品と結び付けられた株式に基づく金融商品の使用が挙げられる。これは、従業員の報酬とDWSの株主および投資家の利益との連携の向上につながる。

統制部門

InstVWに従って、当行グループは、特別な規制要件の適用を受ける統制部門を定義した。統制部門は、リスク、コンプライアンス、金融犯罪防止、グループ監査、人事の一部、ならびに報酬責任者および報酬副責任者から構成される。利害の対立を防ぐため、これらの統制部門の個人別VC項目を決定するのに使用されるパラメータは、同機能が監督する事業で使用されるパラメータと異なる。リスク・プロファイルをもとに、これらの機能は、変動報酬に対する固定報酬の比率が2:1に設定されている。

また、統制の役割を果たすその他一部の全社機能（法務、グループ財務、グループ税務、規制、および人事のその他機能等）について、当行グループは変動報酬に対する固定報酬の比率を1:1とすることを自主的に決定した。

労働協約適用対象従業員（協約従業員）

ドイツ銀行グループには、ドイツにおいて21,000名以上（フルタイム換算）の協約従業員がいる。これらの協約従業員は、主にドイツ銀行AG、DB Privat- und Firmenkundenbank AGおよびポストバンク部門内の子会社によって雇用されている。当該従業員は、労働組合と使用者団体間で締結された労働協約（Tarifvertrag für das private Bankgewerbe und die öffentlichen Banken）の適用を受ける。また、旧ポストバンク部門は、各労働組合と直接交渉された協約も適用される。協約従業員の報酬は本報酬報告書の定量的開示に含まれている。

2018年度の報酬の決定

2018年度の期末における検討および決定

2018年度におけるVCの総額の決定に関して、マネジメント・ボードは、負担能力ならびにグループおよび部門の両レベルでの業績といった、様々な要素を検討した。業績評価は、当行グループの報酬戦略が要求しているとおり、当行グループの戦略目標の達成への継続的な取組み、規制要件、競争上の位置づけによる従業員の定着および動機づけへの影響ならびに株主と従業員との利益に関する持続可能なバランスといった、その他の重要な側面を考慮することによって補完されている。

2018事業年度の当行グループの税引前利益は約13億ユーロであり、2014年度以来初めて純利益を計上した。

SECCは、2018年度を通してグループの負担能力を監視しており、当事業年度の当行グループの自己資本比率および流動性がジションは依然として規制上の最低要件を十分上回っていることを確認した。このため、マネジメント・ボードは、グループの負担能力パラメータが満たされ、2018業績年度のVCを全額付与できることを確認した。

上記の検討の中で、リスク調整後の経営成績を考慮して、マネジメント・ボードは、2018年度において業績に基づくVCの総額を19億ユーロとすることを決定した（個人別VC項目、グループVC項目、特別報奨およびポストバンク部門のVCを含む）。ドイツ銀行AGのマネジメント・ボードのVCに関する判断はこの決定に含まれていないが、これはスーパーバイザリー・ボードが当該報酬を別個のプロセスで決定するためである（マネジメント・ボードの報酬報告書を参照のこと。）。ただし、マネジメント・ボードのVCは、以下の表および図において、2018年度の業績に基づくVCの一部として含まれている。

2019年3月に付与された2018年度全体のVC報奨の一環として、「グループVC項目」は、「グループ報酬フレームワーク」の章に記載されるとおり、設定された4つのKPIの評価に従って、すべての適格な従業員に付与された。2018年度において、マネジメント・ボードは、その裁量によって70%の目標達成率であると評価した。

2018年度の総報酬に関する開示

ポストバンク部門のVCは、2018年度の報告期間から業績に基づくVCの一部として含められる予定である。

改訂されたInstVW第2条による固定報酬および変動報酬の新たな定義に従って、これまでの定量的開示に新たな報酬項目を含める必要がある。開示された固定報酬額には重要な給付として年金費用も含まれるようになり、開示された変動報酬には退職金も含まれるようになった。参照しやすいように、以下の表における前年度の数値は、これら2つの項目および2017年度のポストバンク部門のVCを含むように調整されている。

InstVW第2条の新たな定義に基づく2018年度の固定報酬（InstVWが要求する年金費用を含む。）は、主に従業員数の減少により、2017年度の86億ユーロから約3%減少して83億ユーロとなった。当行グループの報酬フレームワークにおいて設定されているように、FPは引き続き大多数の従業員（特に下層の従業員）にとって主要な報酬項目である。

2018年度の期末の業績に基づくVC総額（ドイツ銀行グループが2018年度におけるそれぞれの業績に応じて従業員に支払うVCの額）は、23億ユーロから約14%減少し、19億ユーロとなった。ドイツ銀行AGのマネジメント・ボードに対するVCを除くと、業績に基づくVCは前年比で約15%減少した。

InstVW第2条による変動報酬には、業績に基づくVCだけでなく、その他のVC誓約および退職金も含まれている。当該変動報酬は2017年度から約8%減少した。これは主に2018年度の業績に基づくVCが減少したことに起因していたが、この減少は、当行グループの戦略上の優先事項に照らして退職金費用が増加したことにより一部相殺された。

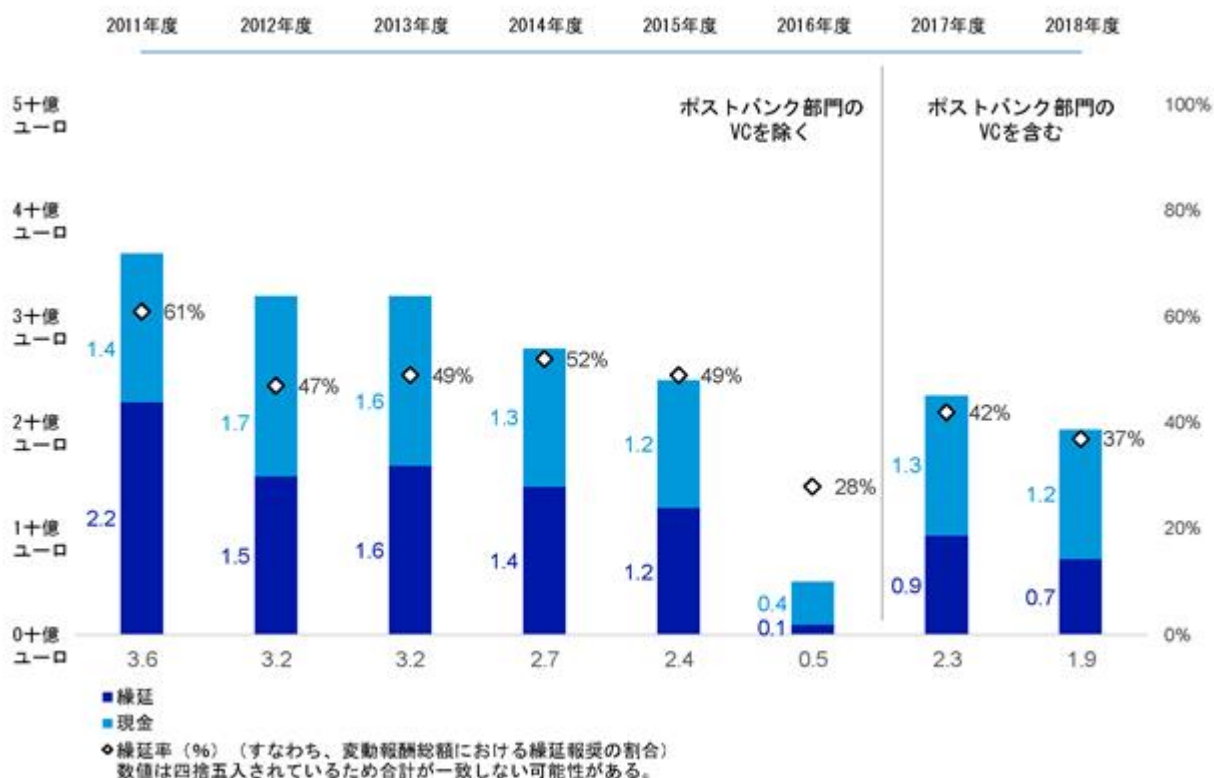
2018年度の報酬費用 - 全従業員

	2018年度						2017年度		
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹	スーパー バイザ リー・ ボード ²	マネジメ ント・ ボード ³	CIB ³	PCB ³	DWS ³	独立した 統制部門 ³	全社 機能 ³	グループ 合計	グループ 合計
従業員数 （フルタイム換算）	20	9	16,373	41,706	4,024	5,676	23,948	91,737	97,535
報酬総額	6	95	3,736	3,449	704	741	1,908	10,633	11,121
基本給および手当	6	31	2,381	2,730	440	597	1,506	7,684	7,901
年金費用	0	10	173	263	41	54	116	657	726
InstVV第2条による 固定報酬 ⁴	6	42	2,555	2,992	480	651	1,622	8,341	8,628
年度末業績に基づく VC ⁵	0	27	1,033	381	175	86	243	1,945	2,256
その他のVC ⁶	0	0	104	12	23	1	4	143	113
退職金	0	26	45	64	26	4	39	203	123
InstVV第2条による 変動報酬 ⁷	0	53	1,181	457	224	91	286	2,292	2,493
リテンション報奨プロ グラム(2017年1月) ⁸								0	961

N/A - 該当なし

- 1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。
- 2 「スーパーバイザリー・ボード」には、年度末時点のドイツ銀行AGのボード・メンバーが含まれる。当該メンバーは従業員数のグループ合計においては考慮されていない。従業員の代表者については、スーパーバイザリー・ボードでの役割に対する報酬のみが考慮されている（従業員としての報酬は該当する部門の欄に含められている。）。ドイツ銀行AGのスーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬は、「グループ合計」に反映されていない。
- 3 「マネジメント・ボード」には、年度末時点のドイツ銀行AGの各ボード・メンバーが含まれる。「PCB」にはポストバンク部門が含まれる。「DWS」にはDWS Groupが含まれ、従業員がInstVVとAIFMDまたはUCITS Vのいずれの適用範囲に該当するかは問わない。「独立した統制部門」には、最高リスク責任者、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「全社機能」は、独立した統制部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門から成る。
- 4 「InstVV第2条による固定報酬」には、基本給、手当および年金費用が含まれる。
- 5 「年度末業績に基づくVC」には、個人別VC項目、グループVC項目、特別報奨、（2017年度および2018年度の）ポストバンク部門のVC、およびドイツ銀行AGのマネジメント・ボードのVCが含まれる。
- 6 「その他のVC」には、サインオン報酬やリテンション報奨のような契約上のVC誓約も含まれる。
- 7 「InstVV第2条による変動報酬」にはドイツ銀行の2018年度の年度末業績に基づくVC報奨額および関連する期のその他のVC誓約ならびに退職金が含まれる。新規雇用者への早期退職割増報奨金26百万ユーロ（前任雇用者からの権利失効に代わる報酬）は含まれていない。長期奨励制度は、報奨の支払期限が到来した年度のVCとみなされるため、ここには含まれていない。
- 8 「リテンション報奨プログラム（2017年1月）」は、失効額および2017年度のFX調整額を含む。詳細は、2017年度の年次報告書を参照のこと。

期末の業績に基づく変動報酬および毎年の各年の繰延率



変動報酬の認識および償却

2018年12月31日現在、2018事業年度について2019年3月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬 (VC) 費用は、約16億ユーロである。以下の表は、2018年度の貸借対照表に認識されたVCの金額と今後の複数事業年度にわたるVCの残高の予想される将来の償却額の概要を示したものである (将来の付与および失効を除く。)

期末の業績に基づく変動報酬 (2017年度のリテンション報奨プログラムを含む。) の2018年12月31日現在の認識額および付与された繰延報酬の償却予定

単位: 十億ユーロ	2018年12月31日現在の貸借対照表で認識済	2018年12月31日現在の貸借対照表で未認識	償却予定 (将来の付与および失効を除く。)		
			2019年度	2020年度	2021年度 ~ 2024年度
アップフロント報奨 - 2018年度	1.2	0.1	0.1	0.0	-
繰延 - 2018年度	0.1	0.6	0.3	0.2	0.1
繰延 - 2017年度以前 ¹	1.6	1.0	0.5	0.3	0.2
合計	2.9	1.6	0.9	0.5	0.3

数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。ポストバンク部門のVCを含む。

1 2017年度以前の業績に対して付与された繰延変動報酬には、2017年度のポストバンク部門の変動報酬および2017年度のリテンション報奨プログラムが含まれているが、これらは業績に見合うように設計されていなかった。

2018年度の期末業績に基づくVCのうち、13億ユーロは2018年度の損益計算書に計上された。これには、規制要件により既に2018年12月31日現在で認識されている、2018年度のアップフロント現金VC報奨12億ユーロおよび2018年度の繰延報奨1億ユーロが含まれている。7億ユーロは将来の年度に計上されるが、これには、アップフロントで付与されたものの12ヶ月の保有期間にわたって償却される1億ユーロの株式アップフロント報奨、ならびに6億ユーロの制限付奨励報奨および制限付株式報奨が含まれている。

さらに、2018年度の損益に過年度の繰延から生じた6億ユーロのVCが計上され、「その他の負債」として認識および償却されている。過年度の10億ユーロの繰延は、2018年12月31日現在、依然として分配可能な自己株式の一部を成していることから、2018年度においては資本に認識された。これらの株式報奨の残高は、2019年度中またはそれ以降の年度に権利が確定し、報酬費用として認識される。過年度の追加繰延10億ユーロも将来の年度に計上される。

重要なリスク・テイカーの報酬の開示

2017事業年度の1,907人に対して、2018事業年度においては1,913人の従業員がInstVVの重要なリスク・テイカーとして特定された（ポストバンク部門の1,795人のMRTを除く。）。InstVVに従って識別されたすべてのMRTに対する報酬項目の詳細は、InstVV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。

InstVWによる重要なリスク・テイカーの報酬総額

	2018年度						2017年度		
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） ¹	スーパーバイザリー・ボード ²	マネジメン・ト・ボード ³	CIB ³	PCB ³	DWS ³	独立した統制機能 ³	全社機能 ³	グループ合計	グループ合計
MRTの数（人数）	49	45	1,109	334	17	180	179	1,913	1,795
MRTの数（FTE）	48	39	1,013	322	15	174	170	1,781	1,772
このうち上級経営者 ⁴	0	25	35	119	7	29	37	252	
報酬総額	7	122	1,236	174	27	94	147	1,807	2,359
固定報酬総額	7	57	705	103	12	74	91	1,049	981
このうち：									
現金（年金費用を含む。） ⁵	5	57	705	103	12	74	91	1,048	
株式またはその他の商品 ⁶	1	0	0	0	0	0	0	1	
当期の変動報酬総額 ⁷	0	65	530	71	16	20	56	758	1,379
このうち：									
現金	0	34	273	38	12	11	30	398	685
株式または株式に基づく商品	0	31	257	33	3	9	26	360	689
その他の種類の商品	0	0	0	0	1	0	0	0	6
当期の変動報酬総額 - 繰延	0	42	447	39	5	8	29	569	1,087
このうち：									
現金	0	14	223	20	2	4	15	278	535
株式または株式に基づく商品	0	27	223	19	2	4	15	291	545
その他の種類の商品	0	0	0	0	0	0	0	0	6
期首において未払いの前年度からの繰延変動報酬総額	0	61	1,303	126	24	42	121	1,678	1,783
このうち：									
権利確定	0	10	54	14	3	5	9	95	704
権利確定かつ支払済 / 交付済	0	9	53	11	3	5	9	90	
権利未確定	0	51	1,250	112	21	37	112	1,583	1,079
期中に付与、支払もしくは減額された繰延変動報酬									
このうち：									
期中付与	0	27	683	58	11	20	44	842	762
期中支払	0	16	315	52	7	17	40	447	639
明示的なリスク調整による削減 ⁸	0	0	7	0	0	0	0	7	3
保証付変動報酬（サインオン報酬を含む。）の受益者数	0	0	4	0	0	0	0	4	27
保証付変動報酬総額（サインオン報酬を含む。）	0	0	2	0	0	0	0	2	21
期中付与済退職金総額 ⁹	0	29	15	3	8	0	2	58	21
期中付与済退職金総額の受益者数	1	6	82	7	3	3	6	108	53
期中に個人に付与された退職金の最高金額	0	11	1	1	4	0	2	11	5

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。従業員は各自の主な役割を基に列項目に割り当てられている。2017年度の数値は2017年度の報告書で開示された数値に基づいており、2017年度にMRTに付与されたリテンション報酬プログラムを全額含んでいる。

2 「スーパーバイザリー・ボード」には、年度末時点のドイツ銀行グループ内のすべての「重要な金融機関」のスーパーバイザリー・ボード・メンバーが含まれる。スーパーバイザリー・ボードでの役割のみによって識別された従業員の代表者については、スーパーバイザリー・ボードでの役割に係る報酬のみが考慮されている。

3 「マネジメント・ボード」には、年度末時点のドイツ銀行グループ内のすべての「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーが含まれる。「PCB」にはポストバンク部門が含まれる。ポストバンク部門の一部の従業員に係るVCの算定は本報酬報告書の公表後も継続して行われるため、ポストバンク部門のMRTのVCは予備データに基づいているものとみなされる。最終的な数値は、DB Privat- und

- Firmenkundenbank AGおよびBHW Bausparkasse AGの報酬報告書に開示される予定である。「DWS」には、DWS Group内のInstVVに基づく重要なリスク・テイカーのみが含まれている。「独立した統制部門」には、最高リスク責任者、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「全社機能」は、独立した統制部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門から成る。
- 4 「上級経営者」は、ドイツ銀行の「上級管理職グループ」、ならびに「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーおよびその直属の従業員（非管理職や非戦略担当職を除く。）と定義される。ただし、DWSのエグゼクティブ・ボードは含まない。上級経営者である従業員は全員、InstVVに基づくMRTとみなされる。「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーは、「マネジメント・ボード」の欄のみに計上されている。
 - 5 現金による固定報酬には、基本給、手当および重要な給付（年金費用）が含まれる。
 - 6 株式による固定報酬は、「スーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬制度」の項に記載のとおり、ドイツ銀行AGのスーパーバイザリー・ボード・メンバーにのみ付与されている。
 - 7 「当期の変動報酬総額」には、ドイツ銀行の2018年度の年度末業績に基づくVC報奨および関連する期のその他のVC誓約ならびに退職金が含まれるが、早期退職割増報奨金および長期奨励制度は含まれない。
 - 8 ペナルティ（マルス）およびクローバックを含む。
 - 9 一般的に退職金は付与された年に支払いが行われる。

高所得者の報酬

単位：ユーロ	2018年度 従業員数
報酬総額	
1,000,000以上1,499,999以下	356
1,500,000以上1,999,999以下	125
2,000,000以上2,499,999以下	61
2,500,000以上2,999,999以下	31
3,000,000以上3,499,999以下	15
3,500,000以上3,999,999以下	22
4,000,000以上4,499,999以下	5
4,500,000以上4,999,999以下	3
5,000,000以上5,999,999以下	14
6,000,000以上6,999,999以下	8
7,000,000以上7,999,999以下	1
8,000,000以上8,999,999以下	0
9,000,000以上9,999,999以下	2
10,000,000以上10,999,999以下	0
合計	643

- 1 2017年度と比較して、ポストバンク部門の高所得者、年金費用および退職金が初めて考慮されている。早期退職割増報奨金および長期奨励制度は含まれていない。

2018年度には合計643名の従業員が100万ユーロ以上の報酬総額を受け取った（2017年度は705名、2016年度は316名）。過年度と同じ定義（年金費用および退職金を除く。）で見た場合、2018年度の高所得者数は607名となる。

上記の表には、2018年度中にマネジメント・ボードを退任したグループのマネジメント・ボード・メンバー4名は含まれていない。固定報酬、変動報酬および年金給付に係る勤務費用（IFRS）に加えて、契約終了に関する合意が当該マネジメント・ボード・メンバー4名全員と結ばれた。この合意において、マネジメント・ボード・メンバーは各自の役務契約（1名については2件の役務契約）に基づき権利を付与されている。すべての報酬項目が追加された場合の報酬総額は、1名が総額4.5百万ユーロから5百万ユーロ、1名が7百万ユーロから8百万ユーロ、1名が13百万ユーロから14百万ユーロ、そしてもう1名が15百万ユーロから16百万ユーロとなる。マネジメント・ボードの報酬報告書にすべての報酬項目についての詳細が開示されている。

スーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬制度

スーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬の原則は当行グループの定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。2013年に考案された直近の報酬規定の改定は2017年5月18日の年次株主総会で決議され、2017年10月5日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

スーパーバイザリー・ボード・メンバーは、年間固定報酬（以下「スーパーバイザリー・ボードの報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各スーパーバイザリー・ボード・メンバーにつき100,000ユーロである。スーパーバイザリー・ボード委員長は、当該金額の2倍を受け取り、副委員長は当該金額の1.5倍を受け取る。

スーパーバイザリー・ボードの委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬が支払われる。

単位：ユーロ 委員会	2018年12月31日現在	
	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	100,000	50,000
調停委員会	0	0
公正委員会	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000
戦略委員会	100,000	50,000
技術、データおよびイノベーション委員会	100,000	50,000

決定された報酬の75%は、翌年の年初3ヶ月間に明細を提出した後で各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに支給される。同時に残りの25%は、当行により直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、スーパーバイザリー・ボードからの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに支払われる。ただし、当該メンバーが、解任を正当化する重大な理由によりスーパーバイザリー・ボードから退任しないことを条件とする。

年度中にスーパーバイザリー・ボード・メンバーの交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げて、または切下げて、案分により支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行はスーパーバイザリー・ボード・メンバーに対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、スーパーバイザリー・ボードの業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに支払われる。最後に、スーパーバイザリー・ボード委員長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、スーパーバイザリー・ボード・メンバーは、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2018事業年度のスーパーバイザリー・ボードの報酬

各スーパーバイザリー・ボード・メンバーは2018事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

スーパーバイザリー・ボード・メンバー	2018事業年度報酬		2017事業年度報酬	
	固定	うち、2019年 度第1四半期 に支払	固定	うち、2018年 度第1四半 期に支払
単位：ユーロ				
Dr. Paul Achleitner ¹	858,333	643,750	800,000	683,333
Detlef Polaschek ²	262,500	196,875	0	0
Stefan Rudschäfski ³	125,000	125,000	300,000	225,000
Ludwig Blomeyer-Bartenstein ²	175,000	131,250	0	0
Wolfgang Böhr ³	83,333	83,333	200,000	150,000
Frank Bsirske ⁴	279,167	235,417	250,000	187,500
Mayree Carroll Clark ²	204,167	153,125	0	0
Dina Dublon ⁵	175,000	175,000	300,000	225,000
Jan Duscheck ⁴	187,500	151,042	100,000	75,000
Dr. Gerhard Eschelbeck ⁶	129,167	96,875	58,333	43,750
Katherine Garrett-Cox	241,667	181,250	200,000	150,000
Timo Heider ⁴	229,167	192,708	200,000	150,000
Sabine Irrgang ³	83,333	83,333	200,000	150,000
Prof. Dr. Henning Kagermann ³	104,167	104,167	250,000	187,500
Martina Klee ⁴	170,833	148,958	200,000	150,000
Peter Löscher ⁷	0	0	83,333	83,333
Henriette Mark ⁴	229,167	192,708	200,000	150,000
Richard Meddings	429,167	321,875	400,000	300,000
Louise Parent ³	125,000	125,000	400,000	300,000
Gabriele Platscher ⁴	258,333	214,583	200,000	150,000
Bernd Rose ⁴	229,167	192,708	200,000	150,000
Gerd Alexander Schütz ⁸	129,167	107,292	58,333	43,750
Prof. Dr. Stefan Simon	487,500	365,625	216,667	162,500
Stephan Szukalski ²	116,667	87,500	0	0
Dr. Johannes Teyssen ³	104,167	104,167	250,000	187,500
John Alexander Thain ²	116,667	87,500	0	0
Michele Trogni ²	175,000	131,250	0	0
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler ⁷	0	0	83,333	83,333
Prof. Dr. Norbert Winkeljohann ⁹	58,333	43,750	0	0
合計	5,766,669	4,676,041	5,150,000	3,987,500

1 2017年5月18日再選。

2 2018年5月24日就任。

3 2018年5月24日退任。

4 2018年4月26日に従業員の代表者として選出。

5 2018年7月31日就任。

6 2017年5月18日就任。

7 2017年5月18日退任。

8 2017年5月18日就任。2018年5月24日再選。

9 2018年8月1日就任。

明細を提出した後、2018事業年度の各スーパーバイザリー・ボード・メンバーについて決定された報酬の25%は、7.9747ユーロ（2019年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均）の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2018年度にスーパーバイザリー・ボードを退任したメンバーは報酬全額を現金で支払われた。2018年度中に任期が満了するメンバーは、その時点までの報酬総額が現金で支払われた。

以下の表は、2018年度の報酬の一部として2019年の年初3ヶ月間に転換された仮想株式数（小数第3位まで）、2013年度から2017年度に報酬の一部として見越し計上された株式数およびスーパーバイザリー・ボード・メンバー就任中に累積した仮想株式数、ならびに退任したまたは再選されたメンバーに対して2019年2月に支払われた金額を示している。

仮想株式数

スーパーバイザリー・ボード・メンバー	2013年度から 2018年度の報 酬の一部とし て2019年2月に 転換		2017年度の報 酬の一部であ る前年度合計 額		2019年2月に 支払 単位：ユーロ ¹
	合計（累積）				
Dr. Paul Achleitner ²	26,908.013	7,547.235	34,455.248	0	
Detlef Polaschek ³	8,229.150	0	8,229.150	0	
Stefan Rudschäfski ⁴	0	4,851.794	4,851.794	38,692	
Ludwig Blomeyer-Bartenstein ³	5,486.100	0	5,486.100	0	
Wolfgang Böhr ⁴	0	5,273.861	5,273.861	42,057	
Frank Bsirske ⁵	5,486.100	13,855.697	19,341.797	110,495	
Mayree Carroll Clark ³	6,400.450	0	6,400.450	0	
Dina Dublon ⁶	0	15,297.428	15,297.428	121,992	
Jan Duschecks	4,571.750	2,181.701	6,753.451	17,398	
Dr. Gerhard Eschelbeck	4,049.264	943.404	4,992.668	0	
Katherine Garrett-Cox	7,576.043	4,363.401	11,939.444	0	
Timo Heider ⁵	4,571.750	11,105.005	15,676.755	88,559	
Sabine Irrgang ⁴	0	11,105.005	11,105.005	88,559	
Prof. Dr. Henning Kagermann ⁴	0	14,560.688	14,560.688	116,117	
Martina Klee ⁵	2,743.050	11,387.001	14,130.051	90,808	
Henriette Mark ⁵	4,571.750	12,130.752	16,702.502	96,739	
Richard Meddings	13,454.007	13,330.645	26,784.652	0	
Louise Parent ⁴	0	14,763.082	14,763.082	117,731	
Gabriele Platscher ⁵	5,486.100	11,848.755	17,334.855	94,490	
Bernd Rose ⁵	4,571.750	11,566.759	16,138.509	92,241	
Gerd Alexander Schütz ⁷	2,743.050	943.404	3,686.454	7,523	
Prof. Dr. Stefan Simon	15,282.707	3,955.622	19,238.329	0	
Stephan Szukalski ³	3,657.400	0	3,657.400	0	
Dr. Johannes Teyssen ⁴	0	11,015.673	11,015.673	87,847	
John Alexander Thain ³	3,657.400	0	3,657.400	0	
Michele Trogni ³	5,486.100	0	5,486.100	0	
Prof. Dr. Norbert Winkeljohann ⁸	1,828.700	0	1,828.700	0	
合計	136,760.634	182,026.912	318,787.546	1,211,250	

1 2019年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価7.9747ユーロに基づく。

2 2017年5月18日再選。

3 2018年5月24日就任。

4 2018年5月24日退任。

5 2018年4月26日に従業員の代表者として選出。

6 2018年7月31日退任。

7 2017年5月18日就任。2018年5月24日再選。

8 2018年8月1日就任。

従業員より選出されたスーパーバイザリー・ボード・メンバー（Frank Bsirske氏、Jan Duscheck氏およびStephan Szukalski氏を除く。）は全員、当行グループにより雇用されている。2018事業年度において、当行グループは当該メンバーに対し、スーパーバイザリー・ボードの報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.11百万ユーロを支払った。

当行グループに雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行グループは、スーパーバイザリー・ボード・メンバーに対しては、そのスーパーバイザリー・ボードからの退任後にはいかなる給付も行わない。2018年度において、当行グループに雇用されているかまたは雇用されていたスーパーバイザリー・ボード・メンバーに対する年金、退職金または類似の給付として0.12百万ユーロを確保した。

当行グループのマネジメント・ボードの合意により、Paul Achleitner博士は無償で様々な態様の当行グループの代表職務を果たし、当行グループの事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGのスーパーバイザリー・ボード委員長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行グループはPaul Achleitner博士に対し、当行グループの利益において当該業務に関して無料で管理および支援サービスを提供している。したがって、Paul Achleitner博士は、これらの活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Paul Achleitner博士は、これらの任務のために無料で当行グループのセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行グループはま

た、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はPaul Achleitner博士のスーパーバイザー・ボード委員長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とAchleitner博士との間のこの契約に基づき、2018事業年度において225,000ユーロ（2017事業年度：248,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、218,672ユーロ（2017事業年度：197,679ユーロ）の費用が払戻された。

企業責任

当行グループの持続性へのアプローチは、人、地球、利益の側面を含む「トリプルボトムライン」に基づいている。当行グループにとって、これは経済的成功と環境・社会的責任のバランスが取れた持続可能な成果を意味する。

ドイツ銀行の行為規範は、当行グループの目的、価値観および信念、それに加えて当行グループの全員が遵守すべき最低限の行動基準を含んでいる。また、有効な規則および統制の妥当性について強調すると同時に、当行グループの事業上の決定による経済、社会および環境への直接および間接の影響が当行グループの利害関係者に及ぼす影響を考慮するビジネス・アプローチを助長する取り組みの概略を説明している。当行グループの行為規範で説明されている原則は、当行グループの経営構造、方針およびプロセスならびに管理システムに反映されている。当行グループは自らの事業環境の動向を継続して監視し、それに応じて内部のフレームワークを検討し調整している。

当行グループの利害関係者との開かれた対話を重視しており、多様な期待を尊重している。これらは全体として、当行グループが持続性へのアプローチを継続的に具現化しながら、十分な情報に基づく意思決定を行うことに役立つ。

また、当行グループの持続性へのアプローチは国際的に認められている基準および原則を基にしている。当行グループは国連の持続的な開発目標や気候変動に関するパリ協定といった国際協定を遵守するようにしており、また国連グローバル・コンパクトの10原則、国連責任投資原則および国連ビジネスと人権に関する指導原則などのベストプラクティスに関する原則を実行すると自ら宣言している。また、パリ行動誓約への署名または人権ステートメントといった特別な声明の公表などにより、当行グループの支援を公表することで、気候変動や人権問題といった個別の問題への関与を強めている。

ドイツ銀行のマネジメント・ボードは、当行グループ全体に持続性を浸透させる責任を有する。当行グループのコミュニケーションズ&CSR部門内に集約的に組織されたサステナビリティチームは、内部と外部の利害関係者の間の橋渡しの役割を果たしている。当行グループ全体のサステナビリティ委員会は、マネジメント・ボードに対する諮問機関としての役割を果たしており、当行グループの持続性へのアプローチをさらに策定し実行する。

持続性に関するより詳細な情報については、ドイツ銀行グループのNon-Financial Report 2018 (NFRep 2018) を参照のこと。NFRep 2018には、ドイツ商法第315条第3項に準拠した法律上必要な情報が含まれており、かかる情報は角括弧により識別される。NFRep 2018のPDFは、当行グループのインベスター・リレーションズのウェブサイト (db.com/geschäftsberichte/veroeffentlicht) で公表されている。

従業員

当行グループの従業員数

2018年12月31日現在、雇用従業員数は合計91,737名であった(2017年12月31日現在は97,535名)。当行グループは従業員数をフルタイム換算で計算している。これは、パートタイム従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2018年、2017年および2016年12月31日現在におけるフルタイム換算の従業員数を示している。

従業員数 ¹	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
ドイツ	41,669	42,526	44,600
ヨーロッパ(ドイツ以外)、中東および アフリカ	20,871	23,543	24,062
アジア/太平洋	19,732	20,861	20,099
北アメリカ ²	9,275	10,358	10,611
ラテン・アメリカ	189	247	373
従業員合計	91,737	97,535	99,744

1 フルタイム換算の従業員数。BHW KSG が2018年にフルタイム換算の定義をドイツ銀行と同様の方法に変更したことにより、2018年12月31日現在の当行グループのフルタイム換算の従業員数が95名増加した(過年度の数値は修正再表示していない。)

2 主に米国。

当行グループの従業員数は、当行グループが2018年5月に公表した目標の実施に起因して、2018年度において5,797名(5.9%)減少した。

- ドイツでは、支店の閉鎖に関連するプライベート・アンド・コマーシャル・バンクなどにおける再構築手段の実施により、従業員が857名(2.0%)減少した。
- 北アメリカでは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとC00での減少により、従業員が1,083名(11.3%)減少した。
- ラテン・アメリカでは、当行グループの拠点戦略の実施の結果としてブラジルなどでの減少により、従業員が58名(23.5%)減少した。

- ドイツを除くEMEAでは、ポーランドのプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業の事業分割などの結果、従業員が2,672名(11.3%)減少した。
- アジア/太平洋では、COOでの減少(837名)などにより、従業員が1,128名(5.4%)減少した。

従業員	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	17.8%	18.1%	18.2%
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	45.5%	45.1%	45.6%
アセット・マネジメント	4.4%	4.1%	4.1%
非中核事業部門	0.0%	0.0%	0.1%
管理部門	32.3%	32.7%	32.0%

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンクでは、米国、英国、香港およびシンガポールなどでの国際金融センターの削減により、従業員が1,314名(7.4%)減少した。
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンクでは、ポーランドのプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業の事業分割とドイツでの減少により、従業員が2,244名(5.1%)減少した。
- アセット・マネジメント/DWSでは、従業員が11名(0.3%)増加した。
- 管理部門では、COOでの減少(1,746名)などにより従業員が2,250名(7.1%)減少した。なお減少は、事業上重要な外部委託を行っていた役職の内部化と金融犯罪防止部門の強化により一部相殺された。

労使関係

ドイツでは、労働組合および雇用者組合は通常、管理職より下位の従業員の給与および給付に関する団体協約に関する交渉を行う。当行および当行グループの重要なドイツ子会社を含むドイツの多くの企業は、雇用者組合のメンバーであり団体協約により制約されている。

したがって、当行グループの雇用者組合(Arbeitgeberverband des privaten Bankgewerbes e.V.)は、当行グループの多くの従業員をカバーした団体協約の再交渉を定期的に行う。2016年7月に達した現行の協約には、2016年5月以降の期間が含まれる。一切の賃上げなしの5ヶ月間の後、2016年10月から1.5%の第1回目の賃上げが行われ、2018年1月から1.1%の第2回目の賃上げ、2018年11月から1.1%の第3回目の賃上げが行われる。既存の団体協約は2019年1月31日まで続く。新しい団体協約の交渉は2019年度上半期に行われる。

当行グループの雇用者組合は、以下の組合との交渉を行う。

- ver.di (Vereinigte Dienstleistungsgewerkschaft) (2001年7月に旧銀行組合であるDeutsche Angestellten GewerkschaftおよびGewerkschaft Handel, Banken und Versicherungenを含む5つの組合が合併して結成された組合)
- Deutscher Bankangestellten Verband (DBV - Gewerkschaft der Finanzdienstleister)
- Deutscher Handels- und Industrieangestellten Verband (DHV - Die Berufsgewerkschaft)

ドイツの法律では、当行グループの従業員に対し労働組合員か否かを質問することは禁じられている。そのため、当行グループは従業員のうち何名が労働組合員かを把握していない。ドイツ銀行業界における従業員のうち約15%が労働組合に加入している。当行グループは、ドイツの従業員のうち15%未満は労働組合に加入していると見積っている(労働組合加入率が約60%と非常に高い水準を伝統的に保持している旧ポストバンクを除く。)。全世界規模では、当行グループの従業員のうち約15%が労働組合員であると見積っている(25%未満の旧ポストバンクを含む。)

2018年12月31日現在、ドイツの旧ポストバンクの従業員のうち31%は公務員(フルタイム換算)である(2017年12月31日現在は32%)。

退職後給付制度

当行グループは、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度および確定給付制度の両方）のスポンサーとなっている。

確定給付制度債務が2百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行グループの世界的に調整された会計処理において、当行グループのグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

当行グループのグローバルな原則を適用して財務上および人口統計上の仮定を決定することにより、当行グループはそれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

従業員給付制度の詳細については、連結財務諸表に対する注記35「従業員給付」を参照のこと。

再構築

当行グループは地域によって、様々な方策の影響を受けた。再構築施策は、すべての地域に影響を及ぼしている。欧州（ドイツと英国を除く。）では、2018年度第4四半期のポーランドのリテール事業売却などにより、従業員数が大幅に減少した（フルタイム換算で2,672名減少した。）。2018年は、ITを中心に事業上重要な外部委託を行っていた職務を継続して内部化した。

人材の配置

2018年度の自己都合退職率は、8.4%（2017年度：7.8%）となった。自己都合退職率の0.6%の微増はアジア/太平洋での上昇（2018年度：18.0%、2017年度：16.8%）などによるもので、ドイツでは低水準で推移した（2018年度：2.0%、2017年度：2.0%）。しかしながら離職率は正常の範囲内の水準である。

人材採用はドイツ銀行にとって引き続き重要な最優先事項である。フロント・オフィスの役割および営業拠点の空白のポジションを埋めること、ならびに規制の役割（金融犯罪対応、監査、コンプライアンス等）の要求の高まりに応じた人材の採用が2018年も最優先事項となった。また、人材の配置では主に、ITなどで1,207名（2017年度：1,446名）の外部委託していた役割を内部化し、また1,517名の新任者（2017年度：1,235名）（うち新卒者910名（2017年度：619名）およびドイツの職業訓練受講者607名（2017年度：616名））を採用した。

内部キャリア・モビリティの促進

内部モビリティは、資格要件を満たす有能な従業員を引き留め、その専門知識と経験を当行内に保持する上で重要な役割を果たす。当行は2018年、当行の内部モビリティ戦略の展開および組み入れを継続し、適切な内部の候補者で欠員を埋めることを約束している。すべての欠員はまず、2週間以上、内部従業員に公示される。内部候補者に高い優先順位を付すことで、再構築の影響を受けた従業員が当行で新たな役割を見つける手助けをしている。また、従業員が包括的なキャリアのためにスキルや経験を上げられるよう、部門を超えたモビリティも推進している。さらに、内部モビリティは、当行の余剰人員および採用コストの削減を手助けしている。2018年には、欠員全体の37%（2017年度：32%）は内部で埋められている。ドイツでの割合は65%（2017年度：66%）で、再構築施策ならびにデジタル化および統制機能に伴う変動による余剰人員によるものであった。

ダイバーシティおよびインクルージョン

ドイツ銀行は国際的な組織として、当行グループの従業員、顧客およびコミュニティの多様性を尊重し受け入れるインクルーシブな企業文化を約束している。ダイバーシティおよびインクルージョンは当行の企業文化において重要であることから、当行グループは以下を目指す。

- 営業成績をけん引する優秀で多様なチームを設ける。
- 人々が繁栄できる、相手を尊重したインクルーシブな環境を構築する。
- 顧客、パートナー、規制当局、コミュニティおよび従業員候補者との関係を強化する。

当行は、すべての文化、国、人種、民族、性別、性的指向、能力、信仰、背景および経験から最良の人材を引きつけ、育成し、維持することを目指している。この目的で、また人口変動やデジタル化に伴う機械や課題に備えて、当行グループはダイバーシティおよびインクルージョンに対する総合的で多面的なアプローチを採っている。

2018年を通して、ドイツ銀行グループは、職場で女性を昇進させる取組みを継続した。スーパーバイザリー・ボードにおける女性の割合は、当年度末には30%（2017年度：35%）となり、2015年にドイツで導入された性別クォータ制に関する法律に基づき、上場した、共同決定制度のドイツ企業に対する新たな法定要件である30%を満たしている。

スーパーバイザリー・ボードは、2022年6月30日までに、マネジメント・ボードに少なくとも20%の女性メンバーを置くという直近目標を2017年に設定した。マネジメント・ボードは8名から12名の規模であることから、目標では女性メンバーは2名となる。マネジメント・ボードでは現在女性メンバーは1名であることから（最高規制責任者）、目標は達成されていない。マネジメント・ボード・メンバーの選任に関する妥当性指針のダイバーシティ原則では、スーパーバイザリー・ボードは2022年目標を目指して努力している。

2018年度末現在、ドイツ銀行のマネジメント・ボードの下にある第1管理職レベルの20.0%（2017年度:18%）は女性管理職が担っている。マネジメント・ボードの下にある第2の管理職レベルでは、その割合は21%（2017年度:19.6%）となる。当行は、ドイツの法的要件に従い、2020年12月31日時点の目標をそれぞれ20%と25%に設定した。

2011年、ドイツ銀行は実質的に女性管理職の割合を2018年度末までに大幅に増加させるという自主的宣言に署名をした。2018年度末現在、女性のマネジング・ディレクターおよびディレクターの割合は22.8%となった（ポストバンクを除いた2017年度:21.9%）。2010年以降、同レベルの女性の人数は24.1%増加した。一般管理職に占める女性の割合は33.6%（2017年度:33.3%）であった。

ドイツ銀行は2018年に初めて、トムソン・ロイターD&I指数（ダイバーシティー&インクルージョン・インデックス）のインクルーシブ企業上位100社に入った。現在3年目の投資指数である同指数はESG（環境・社会・ガバナンス）データにより提供されており、インクルージョンに関する各種要素で企業を評価している。ドイツ銀行は、評価対象の2,173社全体で68位となった。よって、当行グループはかかる参考投資指数で上位100社に入っている。銀行サービス分野では、当行グループは185社中4位、ドイツ企業84社中6位となった。

ダイバーシティーおよびインクルージョンに関する20年近い経験のなかで、多数の重要な外部パートナーシップを世界中で構築してきた。かかるパートナーシップは、当行グループが内部の議題を進める上で助けとなった。また、グッド・プラクティスを共有し、事業展開する社会に好影響を及ぼすことができた。当行グループは、こうしたことが顧客、パートナーおよびコミュニティとの関係の強化に役立っていると確信している。

- ドイツでは、当行は、職場でのダイバーシティーを促進する、アンゲラ・メルケル首相の支援を受ける団体Charta der Vielfalt（ダイバーシティー協会）の設立メンバーで、現在はマネジメント・ボードのメンバーである。
- ドイツ以外では、金融サービス業界のジェンダー・バランスを促進する英国財務省のウーマン・イン・ファイナンス・チャーターに署名したほか、ルクセンブルクおよびスペインのダイバーシティー憲章、イタリアの女性の雇用に関するマニフェスト、ジェンダー・ダイバーシティーに関するポルトガルのビジネス・フォーラムi-Genにも署名している。

デジタル化

技術の発展は、銀行に予期しない機会を提供する。従来のビジネス・モデルでは、銀行は革新的なビジネス・モデル事業者の挑戦にますますさらされている。銀行は、既存事業の効率化および収益率向上と同時に、新しいビジネス機会の開拓という課題に直面している。ドイツ銀行は、自らをハイテク企業と位置づけ、新たなアイデアを持つデジタル・バンキングのリーダーとなり、また最先端の技術とアナリストのノウハウを組み合わせたイノベーションに関する組織的な研究開発、例えばドイツ銀行のROBINと呼ばれるデジタル資産管理システムなど、を構築することを目指している。こうした分野での意思決定で常に必要であるのは、従業員の知識や経験に加えて、まったく新しいこれまでに未知の分野を開拓する高い意欲および能力である。

効果的で将来を重視したHR業務を設計することにより、当行グループが変動の激しいビジネス環境において進むべき方向および戦略についての意識、方向性および位置づけを現在雇用中および将来雇用される従業員に説明できるという意義がある。内部および外部の変化は予測できず、非常に複雑で、意思決定を難しくすることから、その変化を素早く認識するスピード、変化に応じた顧客への効果的な付加価値の提供の水準が将来的には極めて重要となる。

主要従業員指数

以下は、従業員指数およびKPIの抜粋である。ドイツ銀行グループの人口統計、戦略的なHRの優先順位と業績に関する詳細は、当行の人事報告2018を参照のこと。

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
女性従業員数（フルタイム従業員のうちグループの役職に基づく） ¹			
女性マネジング・ディレクターおよびディレクター	22.8%	21.9%	21.3%
女性一般管理職	33.6%	33.3%	32.8%
女性非管理職	56.5%	55.8%	55.6%
女性従業員数	41.7%	41.6%	41.5%
年齢（%、人数）			
29歳以下	15.5%	16.2%	17.1%
30 - 39歳	29.3%	30.1%	29.9%
40 - 49歳	27.6%	27.7%	28.2%
49歳超	27.6%	26.0%	24.8%
パートタイム従業員（全従業員における割合）			
ドイツ	23.9%	24.4%	23.7%
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	6.4%	6.5%	6.2%
アメリカ	0.5%	0.4%	0.4%
アジア/太平洋	0.2%	0.2%	0.2%
パートタイム従業員合計	13.1%	13.0%	12.9%
ドイツでの研修生割合	3.4%	3.6%	3.9%
	2018年	2017年	2016年
コミットメント指標 ²			
ドイツ	50%	51%	52%
英国	51%	52%	57%
ヨーロッパ（ドイツおよび英国以外）、中東およびアフリカ	62%	60%	63%
アメリカ	56%	54%	61%
アジア/太平洋	68%	67%	68%
コミットメント指標合計	57%	57%	58%
自己都合退職率			
ドイツ	2.0%	2.0%	1.8%
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	9.2%	8.5%	7.0%
アメリカ	14.1%	13.0%	11.3%
アジア/太平洋	18.0%	16.8%	17.1%
自己都合退職率合計	8.4%	7.8%	7.2%
健康割合（%） ³	93.9%	94.2%	94.3%

¹ DBグループの企業役職制度の対象外の法人、主に旧ポストバンクを除く。

² 旧ポストバンクを除く

³ 健康割合：100-（病欠日総数x100）/総勤務日数。ドイツは、旧ポストバンクなどを除く。

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（IKSRL）」を確立し、維持する責任を負っている。当行グループの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行グループの会長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。また、将来期間の有効性評価に関しては条件の変化により統制が不十分になる、または方針もしくは手続きの遵守の程度が低下するリスクがあると予想される。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

2018年1月1日、当行グループはIFRS第9号を適用し、かかる新会計基準の結果として財務報告に関する一部の内部統制を更新および修正した。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLの制度には、以下の方針および手続きが含まれる。

- 合理的な範囲で詳細、正確かつ公正に、当行の資産の取引および処分を反映する会計記録を行うこと。
- 一般的に公正妥当な会計原則に従って財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、当該決算修正については経営陣の承認のみにより行われていることを合理的に保証する。
- 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある当行資産の未認可の購入、処分の悪用を防止するまたは随時に検知することを合理的に保証する。

内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因全体から、HGB第315条で要求される証拠の種類および範囲が決まる。かかる証拠は、経営陣がIKSRLが有効に設置されているか評価する上で必要とするものである。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2018年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

当行グループの独立監査人であるケーピーエムジー エージーは、2018年12月31日現在の当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性に関して、本書に添付の同監査人の報告書に記載されている通り、無限定適正意見を表明した。

ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報および説明報告書

授權および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表注記34「普通株式」を参照のこと。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2018年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

マネジメント・ボード・メンバーの選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法（第84条）およびドイツ銀行定款（第6条）により、マネジメント・ボード・メンバーは、スーパーバイザリー・ボードによって選任される。マネジメント・ボード・メンバーの員数もスーパーバイザリー・ボードによって決定される。定款により、マネジメント・ボードは3人以上のメンバーで構成される。スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード・メンバーの1人または2人をマネジメント・ボード会長に選任することができる。マネジメント・ボード・メンバーは、1任期最長5年までで選任することができる。また、再任もしくは、最長5年までの任期を1期以上、延ばすことができる。ドイツ共同決定法（Mitbestimmungsgesetz、第31条）は、マネジメント・ボード・メンバーの選任については、スーパーバイザリー・ボードの3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会がマネジメント・ボードに対し、1ヶ月以内にマネジメント・ボード・メンバーの選任に関する提言を行う。その後スーパーバイザリー・ボードは、過半数によりマネジメント・ボード・メンバーを選任する。選任できなかった場合には、スーパーバイザリー・ボード会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数のマネジメント・ボード・メンバーが選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う（ドイツ株式会社法第85条）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）および欧州中央銀行（SSMフレームワーク規制）の規制（EU）第468/2014号により、マネジメント・ボード・メンバーの選任前に、当該メンバーが経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない（銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項、SSMフレームワーク規制第93条）。

スーパーバイザリー・ボードは、正当な理由があれば、マネジメント・ボード・メンバーまたはマネジメント・ボード会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々のマネジメント・ボード・メンバーが信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関がマネジメント・ボード・メンバーの必要員数を満たしていない場合に、ECBおよびBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々のマネジメント・ボード・メンバーの責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係するマネジメント・ボード・メンバーの責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項、SSMフレームワーク規制第93条第2項）。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、マネジメント・ボード・メンバーの業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる（銀行法第46条第1項）。そのような場合で、当該禁止の結果として、マネジメント・ボードにもはや業務を遂行するために必要な数のメンバーがいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数のマネジメント・ボード・メンバーを選任する（銀行法第46条第2項）。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、スーパーバイザリー・ボードに付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

マネジメント・ボードの株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2017年5月18日の年次株主総会において、マネジメント・ボードは、2022年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2018年5月24日の年次株主総会において、マネジメント・ボードは、2023年4月30日まで、決議がなされた時点、もしくは価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本合計の10%まで、ドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授権に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

マネジメント・ボードはまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授権に基づき証券取引所を通ずるかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。マネジメント・ボードは、会社、持分または会社の営業活動を支えるその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほかマネジメント・ボードは、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、株式の新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

マネジメント・ボードはまた、株主の新株引受権を除外して、株式会社法第71条第1項第8号に従って購入した株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほかマネジメント・ボードは、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授権は、当該授権に基づいて売却される株式の数が、当該授権が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授権の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および/または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

マネジメント・ボードはまた、当該または既存の授権に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2018年5月24日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、マネジメント・ボードに、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授権に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2023年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合のみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

マネジメント・ボード・メンバーが支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行のウェブサイト (<https://www.db.com/ir/en/reports.htm>) および英文 Annual Report 2018 の第3章「Corporate Governance Statement according to Sections 289f, 315d of the German Commercial Code / Corporate Governance Report」から入手可能である。

[次へ](#)

連結損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2018年度	2017年度	2016年度
利息および類似収益 ¹	5	24,793	23,542	25,143
利息費用	5	11,601	11,164	10,436
純利息収益	5	13,192	12,378	14,707
		(/16,060)	(/15,069)	(/17,904)
信用損失引当金繰入額	21	525	525	1,383
信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益		12,667	11,853	13,324
		(/15,421)	(/14,430)	(/16,221)
手数料およびフィー収益	6	10,039	11,002	11,744
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	5	1,332	2,926	1,401
償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）		2	N/A	N/A
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純利得（損失）		317	N/A	N/A
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	7	N/A	479	653
持分法適用投資による純利益（損失）	18	219	137	455
その他の収益（損失）	8	215	-475	1,053
利息以外の収益合計		12,124	14,070	15,307
		(/14,760)	(/17,129)	(/18,635)
報酬および手当	35	11,814	12,253	11,874
一般管理費	9	11,286	11,973	15,454
保険業務に係る費用		0	0	374
のれんおよびその他の無形資産の減損	25	0	21	1,256
再構築費用	10	360	447	484
利息以外の費用合計		23,461	24,695	29,442
		(/28,561)	(/30,064)	(/35,843)
税引前利益（損失）		1,330	1,228	-810
		(/1,619)	(/1,495)	(/ 986)
法人所得税費用（ベネフィット）	36	989	1,963	546
当期純利益（損失）		341	-735	-1,356
		(/415)	(/ 895)	(/ 1,651)
非支配持分に帰属する純利益（損失）		75	15	45
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）		267	-751	-1,402

1 2018年12月31日終了年度における利息および類似収益には、実効金利法に基づいて算定された168億ユーロが含まれている。

株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	注記	2018年度	2017年度	2016年度
株式1株当たり利益： ^{1,2}	11			
基本的		-0.01 (/ 1)	-0.53 (/ 65)	-1.08 (/ 131)
希薄化後		-0.01 (/ 1)	-0.53 (/ 65)	-1.08 (/ 131)
株式数 単位：百万株 ¹				
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数		2,102.2	1,967.7	1,555.3
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数 ³		2,102.2	1,967.7	1,555.3

- 1 基本的小よび希薄化後の平均社外流通株式数は、増資に関連して2017年4月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、2017年4月より前のすべての期間について修正されている。
- 2 利益には、2018年4月、2017年4月および2016年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関する、税引後でそれぞれ292百万ユーロ、298百万ユーロおよび276百万ユーロの修正が加えられている。その他Tier 1ノートについて支払ったクーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、IAS第33号に基づく計算において控除する必要がある。この修正により、2018年度の普通株式1株当たり損失に転じている。
- 3 2018年度、2017年度および2016年度において純損失が生じていることから、希薄化性潜在的株式は通常、1株当たり利益の計算において考慮されていない。これは、計算において考慮すると1株当たり純損失の減少となるためである。純利益が生じていれば、転換想定後の修正加重平均株式数は、2018年度には53百万株、2017年度には62百万株、2016年度には27百万株の増加であった。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結包括利益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2018年度	2017年度	2016年度
損益計算書に認識された純利益（損失）	341 (/ 415)	-735 (/ 895)	-1,356 (/ 1,651)
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	-216	-69	-861
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）、税引前	52	N/A	N/A
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	10	-23	344
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目			
売却可能金融資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	N/A	197	-2
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	N/A	-523	-571
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-245	N/A	N/A
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-317	N/A	N/A
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-3	-34	62
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	-137	-2
売却目的保有として分類された資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	2	-162	529
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-2	162	-1,191
外貨換算調整勘定			
期中未実現純利得（損失）、税引前	457	-2,699	203
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	20	-2
持分法適用投資			
期中純利得（損失）	-10	-36	11
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	228	146	117
その他の包括利益（損失）、税引後	-43 (/ 52)	-3,157 (/ 3,843)	-1,364 (/ 1,661)
包括利益（損失）合計、税引後	298 (/ 363)	-3,892 (/ 4,738)	-2,721 (/ 3,313)
以下に帰属：			
非支配持分	116	-20	52
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	182	-3,872	-2,773

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結貸借対照表

単位：百万ユーロ（億円）		2018年 注記 12月31日現在	2017年 12月31日現在
資産：			
現金および中央銀行預け金		188,731	225,655
インターバンク預け金（中央銀行以外）		8,881	9,265
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	22	8,222	9,971
借入有価証券担保金	22	3,396	16,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング資産		152,738	184,661
デリバティブ金融商品のプラスの時価		320,058	361,032
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産		100,444	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		104	91,276
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	12, 13, 22, 37	573,344	636,970
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	16	51,182	N/A
売却可能金融資産	15, 22	N/A	49,397
持分法適用投資	18	879	866
償却原価で測定する貸出金	20, 21, 22	400,297	401,699
満期保有証券	17	N/A	3,170
土地建物および設備	23	2,421	2,663
のれんおよびその他の無形資産	25	9,141	8,839
その他の資産	26, 27	93,444	101,491
当期税金資産	36	970	1,215
繰延税金資産	36	7,230	6,799
資産合計		1,348,137	1,474,732
		(/1,641,222)	(/1,795,339)

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
負債および資本：			
預金	28	564,405	581,873
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	22	4,867	18,105
貸付有価証券受入金	22	3,359	6,688
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
トレーディング負債		59,924	71,462
デリバティブ金融商品のマイナスの時価		301,487	342,726
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		53,757	63,874
投資契約負債		512	574
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	12, 13, 37	415,680	478,636
その他の短期借入金	31	14,158	18,411
その他の負債	26, 27	117,513	132,208
引当金	21, 29	2,711	4,158
当期税金負債	36	944	1,001
繰延税金負債	36	512	346
長期債務	32	152,083	159,715
信託優先証券	32	3,168	5,491
自己普通株式購入義務		0	0
負債合計		1,279,400	1,406,633
		(/1,557,542)	(/1,712,435)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	34	5,291	5,291
資本剰余金		40,252	39,918
利益剰余金		16,714	17,454
自己普通株式、取得原価	34	-15	-9
自己普通株式購入義務振替額		0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後		253	520
株主持分合計		62,495	63,174
		(/76,081)	(/76,908)
その他の資本構成要素		4,675	4,675
非支配持分		1,568	250
資本合計		68,737	68,099
		(/83,680)	(/82,904)
負債および資本合計		1,348,137	1,474,732
		(/1,641,222)	(/1,795,339)

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結持分変動計算書

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原価
2017年12月31日現在残高（IAS第39号）	5,291 (/6,441)	39,918 (/48,596)	17,454 (/21,248)	-9 (/ 11)
IFRS第9号の導入に伴う影響	0	-2	-301	0
2018年1月1日現在残高（IFRS第9号）	5,291 (/6,441)	39,916 (/48,594)	17,153 (/20,882)	-9 (/ 11)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	267	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-227	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-292	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-186	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	90	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	199
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-5	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-4,119
自己株式の売却	0	0	0	3,914
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-2	0	0
その他	0	253 ²	0	0
2018年12月31日現在残高	5,291 (/6,441)	40,252 (/49,003)	16,714 (/20,348)	-15 (/ 18)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
2 DWS Group GmbH & Co. KGaAの新規株式公開に伴う影響を含む。

未実現純利得（損失）

	売却可能金融 資産、税引後 ²	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産、税引後 ²	純損益を通じ て公正価値で 測定するもの として指定さ れた金融負債 の自己の信用 リスクの変動 に起因、税引 後 ²	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ目的のデリ バティブ ²	売却目的保有 として分類さ れた資産、税 引後 ²
単位：百万ユーロ（億円）					
2017年12月31日現在残高（IAS第39号）	689	0	0	18	0
	(/839)	(/0)	(/0)	(/22)	(/0)
IFRS第9号の導入に伴う影響	-689	394	-16	0	0
2018年1月1日現在残高（IFRS第9号）	0	394	-16	18	0
	(/0)	(/480)	(/ 19)	(/22)	(/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	-428	44	-1	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測 定するものとして指定された資本性金融 商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融負債の自己の信用 リスクの変動に起因する早期償還に係る 利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、 税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損 失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己 株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタック ス・ベネフィット	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式 に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2018年12月31日現在残高	0	-34	28	17	0
	(/0)	(/ 41)	(/34)	(/21)	(/0)

1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

単位：百万ユーロ（億円）	外貨換算調整 勘定、税引後 ²	持分法適用投資 による未実現純 利得（損失）	その他の包括利 益累計額、税引 後 ¹
2017年12月31日現在残高（IAS第39号）	-227 (/ 276)	40 (/49)	520 (/633)
IFRS第9号の導入に伴う影響	-45	-12	-368
2018年1月1日現在残高（IFRS第9号）	-272 (/ 331)	28 (/34)	152 (/185)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	500	-14	101
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0
普通株式の発行	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2018年12月31日現在残高	228 (/278)	15 (/18)	253 (/308)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

	株主持分 合計	その他の資本 構成要素 ²	非支配持分	資本合計
単位：百万ユーロ（億円）				
2017年12月31日現在残高（IAS第39号）	63,174 (/76,908)	4,675 (/5,691)	250 (/304)	68,099 (/82,904)
IFRS第9号の導入に伴う影響	-671	0	-1	-672
2018年1月1日現在残高（IFRS第9号）	62,503 (/76,091)	4,675 (/5,691)	249 (/303)	67,427 (/82,086)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	368	0	122	490
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0
現金配当の支払	-227	0	-8	-235
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	-292	0	0	-292
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-186	0	-12	-198
報告期間中の株式報奨の純変動	90	0	23	112
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	199	0	0	199
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-5	0	1	-4
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	-4,119	0	0	-4,119
自己株式の売却	3,914	0	0	3,914
自己株式売却に係る純利得（損失）	-2	0	0	-2
その他	253	0	1,193 ³	1,446
2018年12月31日現在残高	62,495 (/76,081)	4,675 (/5,691)	1,568 (/1,909)	68,737 (/83,680)

1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

2 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。

3 DWS Group GmbH & Co. KGaAの新規株式公開に伴う影響を含む。

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原価
2015年12月31日現在残高	3,531 (/4,299)	33,572 (/40,871)	21,182 (/25,787)	-10 (/ 12)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	-1,402	0
普通株式の発行	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-276	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-517	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	64	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	239
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-5,264
自己株式の売却	0	0	0	5,035
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-7	0	0
その他	0	263	0	0
2016年12月31日現在残高	3,531 (/4,299)	33,765 (/41,106)	18,987 (/23,115)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	-751	0
普通株式の発行	1,760	6,277	0	0
現金配当の支払	0	0	-392	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-298	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-91	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-51	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	424
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	3	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-104	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-7,912
自己株式の売却	0	0	0	7,479
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	6	0	0
その他	0	22	0	0
2017年12月31日現在残高	5,291 (/6,441)	39,918 (/48,596)	17,454 (/21,248)	-9 (/ 11)

1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

未実現純利得（損失）

	売却可能金融 資産、税引後 ²	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産、税引後 ²	純損益を通じ て公正価値で 測定するもの として指定さ れた金融負債 の自己の信用 リスクの変動 に起因、税引 後 ²	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ目的のデリ バティブ ²	売却目的保有 として分類さ れた資産、税 引後 ²
単位：百万ユーロ（億円）					
2015年12月31日現在残高	1,384	0	0	97	662
	(/1,685)	(/0)	(/0)	(/118)	(/806)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-472	0	0	46	-662
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、 税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損 失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己 株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタック ス・ベネフィット	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式 に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2016年12月31日現在残高	912	0	0	143	0
	(/1,110)	(/0)	(/0)	(/174)	(/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-223	0	0	-125	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、 税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損 失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己 株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタック ス・ベネフィット	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式 に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2017年12月31日現在残高	689	0	0	18	0
	(/839)	(/0)	(/0)	(/22)	(/0)

1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

単位：百万ユーロ（億円）	外貨換算調整 勘定、税引後 ²	持分法適用投資 による未実現純 利得（損失）	その他の包括利 益累計額、税引 後 ¹
2015年12月31日現在残高	2,196 (/2,673)	66 (/80)	4,404 (/5,361)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	223	11	-854
普通株式の発行	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2016年12月31日現在残高	2,418 (/2,944)	77 (/94)	3,550 (/4,322)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-2,646	-36	-3,030
普通株式の発行	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2017年12月31日現在残高	-227 (/ 276)	40 (/49)	520 (/633)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

	株主持分 合計	その他の資本 構成要素 ²	非支配持分	資本合計
単位：百万ユーロ（億円）				
2015年12月31日現在残高	62,678 (/76,304)	4,675 (/5,691)	270 (/329)	67,624 (/82,325)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-2,256	0	52	-2,204
普通株式の発行	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-11	-11
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	-276	0	0	-276
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-517	0	0	-517
報告期間中の株式報奨の純変動	64	0	0	64
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	239	0	0	239
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	2	0	0	2
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-129	0	0	-129
自己株式の購入	-5,264	0	0	-5,264
自己株式の売却	5,035	0	0	5,035
自己株式売却に係る純利得（損失）	-7	0	0	-7
その他	263	-6 ³	4	262
2016年12月31日現在残高	59,833 (/72,841)	4,669 (/5,684)	316 (/385)	64,819 (/78,911)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-3,781	0	-20	-3,800
普通株式の発行	8,037	0	0	8,037
現金配当の支払	-392	0	-11	-403
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	-298	0	0	-298
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-91	0	0	-91
報告期間中の株式報奨の純変動	-51	0	0	-51
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	424	0	0	424
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	3	0	0	3
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-104	0	0	-104
自己株式の購入	-7,912	0	0	-7,912
自己株式の売却	7,479	0	0	7,479
自己株式売却に係る純利得（損失）	6	0	0	6
その他	22	6 ³	-36	-9
2017年12月31日現在残高	63,174 (/76,908)	4,675 (/5,691)	250 (/304)	68,099 (/82,904)

1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

2 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。

3 その他の資本構成要素の購入および売却による収入（純額）を含む。

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2018年度	2017年度	2016年度
当期純利益（損失）	341 (/415)	-735 (/ 895)	-1,356 (/ 1,651)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：			
信用損失引当金繰入額	525	525	1,383
再構築費用	360	447	484
売却可能金融資産および満期保有証券の売却益	N/A	-516	-695
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-619	-59	-203
繰延法人所得税、純額	276	1,234	-312
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	2,391	2,159	3,745
持分法適用投資の純利益（損失）に対する持分	-129	-141	-183
非資金損益項目等調整後利益（損失）	3,145 (/3,829)	2,914 (/3,548)	2,862 (/3,484)
営業資産および負債の純変動に関する調整：			
中央銀行および銀行への利付定期預金	-10,954	966	-2,814
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）、借入有価証券担保金	15,004	8,560	19,440
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	-98,560	N/A	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	91,176	-6,721	20,337
償却原価で測定する貸出金	302	2,759	18,190
その他の資産	6,284	21,970	-7,847
預金	-16,763	34,601	-15,237
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債 ¹	-10,549	5,461	8,686
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）および貸付有価証券受入金	-16,716	-3,355	16,362
その他の短期借入金	-4,266	1,148	-10,632
その他の負債	-19,119	-23,107	-12,888
優先長期債務 ²	-6,840	-12,728	12,328
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	20,542	1,596	30,341
その他、純額	-6,752	5,512	-8,518
営業活動によるキャッシュ・フロー	-54,066 (/ 65,820)	39,576 (/48,180)	70,610 (/85,961)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
収入：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	22,126	N/A	N/A
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の満期償還	26,001	N/A	N/A
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の売却	94	N/A	N/A
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の満期償還	1,904	N/A	N/A
売却可能金融資産の売却	N/A	10,657	26,855
売却可能金融資産の満期償還	N/A	6,798	6,029
満期保有証券の満期償還	N/A	0	0
持分法適用投資の売却	30	80	50
土地建物および設備の売却	356	113	206
購入：			

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-41,031	N/A	N/A
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券	-309	N/A	N/A
売却可能金融資産	N/A	-13,472	-21,639
満期保有証券	N/A	0	0
持分法適用投資	-1	-12	-81
土地建物および設備	-465	-485	-725
企業結合 / 事業売却による純資金受取 (支出) 額	114	82	2,023
その他、純額	-1,291	-1,328	-1,479
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,528	2,433	11,239
	(/9,165)	(/2,962)	(/13,682)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
劣後長期債務の発行	68 ³	881	815
劣後長期債務の返済および償還	-1,171 ³	-176	-1,102
信託優先証券の発行	4 ⁴	266	121
信託優先証券の返済および償還	-2,733 ⁴	-666	-840
普通株式の発行	0	8,037	0
自己株式の購入	-4,119	-7,912	-5,264
自己株式の売却	3,912	7,471	4,983
その他の資本構成要素 (AT 1) の発行	0	0	0
その他の資本構成要素 (AT 1) の購入	-236	-205	-207
その他の資本構成要素 (AT 1) の売却	234	217	202
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-315	-335	-333
非支配持分への配当の支払	-8	-11	-11
非支配持分の純変動	1,205	-37	-13
ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払	-227	-392	0
その他、純額	52	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	-3,334	7,138	-1,649
	(/ 4,059)	(/8,690)	(/ 2,007)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	1,668	-5,772	-28
	(/2,031)	(/ 7,027)	(/ 34)
現金および現金同等物の純増加 (減少)	-48,203	43,376	80,172
現金および現金同等物、期首残高	229,025	185,649	105,478
現金および現金同等物、期末残高	180,822	229,025	185,649
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む			
法人所得税支払 (受取) 額、純額	468	689	1,572
利息支払額	11,743	11,784	10,808
利息受取額	22,408	21,095	22,579
配当受取額	2,186	3,006	3,256
現金および現金同等物の構成要素			
現金および中央銀行預け金 (中央銀行への利付定期預金を含んでいない)	174,059	222,451	178,105
インターバンク預け金 (中央銀行以外) (2018年12月31日現在168億ユーロ、2017年12月31日現在59億ユーロおよび2016年12月31日現在71億ユーロの銀行への定期預金を含んでいない)	6,763	6,574	7,544
合計	180,822	229,025	185,649
	(/220,133)	(/278,815)	(/226,009)

- 2018年12月31日および2017年12月31日終了年度において、優先長期債務の発行がそれぞれ53億ユーロおよび50億ユーロ、返済および償還がそれぞれ52億ユーロおよび46億ユーロ含まれている。
- 2018年12月31日および2017年12月31日終了年度において、発行がそれぞれ274億ユーロおよび334億ユーロ、返済および償還がそれぞれ328億ユーロおよび413億ユーロ含まれている。

- 3 劣後長期債務における現金以外の変動は合計で148百万ユーロであり、為替レートの変動162百万ユーロおよび公正価値の変動マイナス39百万ユーロによるものである。
- 4 信託優先証券における現金以外の変動は合計で407百万ユーロであり、公正価値の変動178百万ユーロおよび為替レートの変動168百万ユーロによるものである。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結財務諸表に対する注記

01 -

重要な会計方針および重要な会計上の見積り

会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下「当行グループ」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当行グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示はマネジメント・レポートのリスク・レポートのセクションに記載されており、連結財務諸表の不可欠な一部である。監査済の開示は、リスク・レポートにおいて角括弧（本書では『 』で表示されている。）により識別されている。

確定給付年金制度に対する割引率

2017年度に、当行グループはユーロ圏における確定給付制度の評価に用いられる割引率の設定をより標準化された簡潔なアプローチへと切り替えた。一般に認められた同様のアプローチが既に英国および米国における当行グループの他の主要年金制度に適用されている。この改善による割引率の変更はなかったため、当行グループの2017年度の連結包括利益計算書への影響はなかった。

船舶ローンの減損手法に対する調整

2017年度第3四半期に、当行グループは、事業継続または破綻時を前提としたシナリオ（gone concern scenario）に基づき減損評価される船舶ローンのパラメータを調整した。このパラメータの変更により、見積減損費用が70百万ユーロ増加した。また当行グループは、破綻時のエクスポージャーを有する船舶ローンに適用される一般的なヘアカット率を変更した結果、見積減損費用がさらに36百万ユーロ変動することとなった。これらの見積りの変更は信用損失引当金に反映されている。

住宅貯蓄契約

2018年度第2四半期に、当行グループは、住宅貯蓄契約の上乗せ金利に係る債務に関する会計方針を変更した。かかる上乗せ部分は、通常、利用資格があるものの住宅ローンを締結せず、住宅貯蓄契約を終了して未払利息および上乗せ金利を加えた預金の払戻額を受けることを決定した預金者に支払われる。過年度において、当行グループは、上乗せ金利を支払うための債務をIAS第37号に基づき引当金として会計処理していた。当行グループは、市場慣行の進展を受けて会計方針の分析を実施し、当該商品については、IFRS第9号がより信頼性が高く関連性の高い情報を提供することから、すべての住宅貯蓄預金をIFRS第9号に基づいて会計処理することを決定した。会計方針の変更に伴い、2018年6月30日および2017年12月31日現在の当行グループの連結貸借対照表上で、それぞれ11億ユーロおよび11億ユーロが引当金から預金に分類変更された。IFRS第9号に基づく上乗せ金利に係る債務の再測定は、IAS第37号と比較して、当期およびすべての比較期間における当行グループの連結包括利益計算書および当行グループの株主持分合計に重要な影響を及ぼさなかった。したがって、金額の調整は行われていない。

重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類の資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当行グループの重要な会計方針は「重要な会計方針」に記載されている。

当行グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確定で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような重要な会計上の見積りは、毎季変動し、当行グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当行グループが識別した、重要な会計上の見積りを含む重要な会計方針は以下のとおりである。

- 関連会社の減損（以下の「関連会社」を参照。）
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の減損（以下の「金融資産（IFRS第9号 - 2018年度のみ） - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」を参照。）

- 売却可能金融資産の減損（以下の「金融資産（IAS第39号 - 過年度のみ） - 売却可能として分類された金融資産」を参照。）
- 公正価値の決定（以下の「公正価値の決定」を参照。）
- 取引日利益の認識（以下の「取引日利益の認識」を参照。）
- 貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- のれんおよびその他の無形資産の減損（以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。）
- 繰延税金資産の認識および測定（以下の「法人所得税」を参照。）
- 法律上 / 規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理（以下の「引当金」を参照。）

重要な会計方針

当行グループの重要な会計方針は以下に記載する通りである。前述および後述の会計方針の変更および会計上の見積りの変更を除き、これらの方針は、2016年度、2017年度および2018年度に一貫して適用されている。

連結の原則

当連結財務諸表の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

子会社

当行グループの子会社は、当行グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当行グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当行グループの能力によって証明される。

当行グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当行グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当行グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当行グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当行グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当行グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

実質的とみなされる潜在的な議決権も支配を評価する際に検討される。

また、同様に当行グループは、議決権の過半数を支配していないが単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当行グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

子会社は、当行グループに支配が移転した日から連結され、支配が終了した日から連結除外とされる。

当行グループは、少なくともすべての四半期報告日において連結の状況を再評価する。したがって、一つ以上の支配要因の変動につながるすべての構造変動の発生時に再評価が要求される。これは、意思決定権の変更、契約上の取決めの変更、財務上、所有権または資本構造の変更および当初の文書化において予想されていたトリガー事象に伴う変更を含んでいる。

連結会社間の取引高、残高、およびグループ会社間の取引に係る未実現利得はすべて、連結に当たり相殺消去されている。

また、連結目的上、全グループを通じて一貫した会計方針が適用されている。子会社株式の第三者に対する発行は、非支配持分として扱われている。非支配持分に帰属する利益または損失は、連結損益計算書および連結包括利益計算書上、区分して報告されている。

当行グループは子会社の支配の喪失日に、a) 当該子会社の資産（帰属するのれんを含む。）および負債につき、その帳簿価額で認識の中止を行い、b) 元子会社に対する非支配持分の帳簿価額について認識の中止を行い、c) 受取対価の公正価値および子会社株式の分配を認識し、d) 元子会社に対する残存投資をその公正価値で認識し、e) 上記項目の結果として生じた差額を利得または損失として損益計算書に認識する。当該子会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額はすべて、連結損益計算書に組み替えられるか、または他のIFRSの基準で要求される場合は利益剰余金に直接振り替えられる。

関連会社

関連会社は、企業の経営および財務の方針に関する経営管理上の意思決定に対して、当行グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業である。一般的に、当行グループが議決権の20%から50%を保有する場合には重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、マネジメント・ボード（ドイツの株式会社の場合はスーパーバイザリー・ボード）への役員の派遣および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当行グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。連結会社間の売上から生じる関連会社の純損益に対する当行グループの持分は、連結に当たり相殺消去される。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当行グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上され、その後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益（または損失）および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当行グループの比例按分持分を反映して、増額（または減額）される。関連会社または共同支配企業の取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額（減損損失累計額を控除後）に含められる。のれんは個別に報告されないため、特に減損テストは行われない。しかし、持分法適用投資全体に関しては各貸借対照表日に減損テストが行われる。

減損の客観的証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。過去の期間に認識された減損損失は、最後に減損損失が認識された以後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合にのみ戻し入れられる。その場合、投資の帳簿価額が高い方の回収可能価額に増額される。減損損失の戻し入れにより増額する関連会社に対する投資の帳簿価額は、過年度に当該投資に対し減損損失が認識されていなかったと仮定した場合の帳簿価額を超過しないものとする。

当行グループは、関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力を喪失した日に、当該持分法適用投資の処分に係る利得または損失（残存投資の公正価値および関連会社の処分による収入の合計金額と当該投資の帳簿価額との差額に相当）を認識する。当該関連会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、投資先が関連資産または負債を直接処分した場合に要求されるのと同じ基準で会計処理される。

重要な会計上の見積り：減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損の見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として毎期変動する可能性があるため、当行グループではこれを、重要な会計上の見積りと考えている。

外貨換算

当連結財務諸表は、当行グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当行グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。売却可能な非貨幣性項目（資本性有価証券）に係る換算差額は、その他の包括利益に含められ、当該非貨幣性項目の売却時に、全体の売却損益の一部として連結損益計算書に認識される。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産および負債は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートで、または実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含められる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その営業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に組み替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引とみなされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に組み替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に組み替えられる。

利息、手数料およびフィー（IFRS第9号およびIFRS第15号 - 2018年度のみ）

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息収益および費用は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利（EIR）法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。

実効金利の計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関するすべての契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー（手数料を含む。）、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。ただし、純損益を通じて公正価値で計上される金融商品の場合は、公正価値の決定に重要な観察不能なインプットが使用されていないことを条件として、関連するすべてのフィーが当該金融商品の当初認識時にトレーディング収益に認識される。

金融資産が信用減損している場合、利息収益は総帳簿価額に実効金利を適用して計算される。金融資産の総帳簿価額は、減損引当金を含めた金融資産の償却原価である。購入したまたは信用減損しているものとして当初認識された資産の利息収益は、予想信用損失を考慮に入れた信用調整後の実効金利を用いて計算される。

当行グループが利付資産および負債に関連した政府助成金を受け、当該助成金に付随する条件を満たすことが可能であるという合理的な保証がある場合、当行グループは当該助成金による収益を純利息収益に認識している。

IFRS第9号の適用に続き、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」（IAS第1号）が修正された結果、当行グループは実効金利法を用いて算出した利息収益および費用を貸借対照表に個別に表示している。

手数料およびフィー収益 - 当行グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の5つのステップの収益認識モデルを手数料およびフィー収益の認識に適用している。当該モデルに基づき、財およびサービスの支配が移転した時点、つまり、契約上の履行義務が充足された時点で収益を認識しなければならない。

従って、第1段階で顧客との契約を識別した後、第2段階では顧客に提供する履行義務または一連の別個の履行義務を識別する。当行グループは、サービスが別個のものとなり得るか、契約の観点において別個のものであるかを検証しなければならない。約束しているサービスが別個のものであるのは、顧客がそのサービスからの便益を、それ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせ得ることができ、かつ、サービスを顧客に移転するという約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能な場合である。収益の額は、契約で規定された履行義務に関して契約上合意された取引価格に基づき測定される。契約に変動対価が含まれる場合、当行グループは、顧客に約束した財またはサービスを移転するのと引き換えに受け取ることでできる金額で当該対価を見積もる。収益は、識別された履行義務が充足された時点で利益または損失に認識される。

当行グループは、資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーが発生する、単一の履行義務を構成する資産運用サービスを提供している。資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーの構成要素は変動対価であるため、当行グループは各報告日に、顧客に約束したサービスの移転と引き換えに受け取ることでできるフィーの金額を見積もっている。当該資産運用サービスから生じる便益は、一定期間にわたり顧客が同時に受け取って消費する。当行グループはその履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。管理手数料の構成要素の場合、これは月次または四半期ごとのサービス期間の終了時であり、パフォーマンス・フィーの場合は、履行の要素に関連する不確実性がすべて解消された日である。

オフバランス・シートで会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーは貸出開始時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

以下の手数料およびフィー収益は、その大部分が、一定期間にわたり顧客が受け取って消費するサービスにより稼得される：管理、資産運用、国外のコマーシャル・ビジネス、貸出金の処理および保証ならびにその他各種顧客サービス。その大部分がある時点でのサービス提供または取引タイプのサービスの提供により稼得される手数料及びフィー収益には、その他の有価証券業務、引受およびアドバイザー・フィー、ブローカー・フィー、国内決済、外国通貨/為替事業および仲介手数料が含まれる。

手数料およびフィー収益の創出に直接関連する増分費用は、手数料およびフィー収益に純額で表示される。この中には、収益と関連費用が発生するサービスに関して当行グループが契約上（つまり、本人として）履行義務を負う場合の収益および関連費用が含まれるが、当行グループが契約上の履行義務を負わず、代理人として行動する場合は含まない。当行グループが本人であるか代理人であるかの決定は、基礎となるサービス契約の契約条件に基づく。手数料およびフィーの収益および費用の総額は「注記06 - 手数料およびフィー収益」に開示されている。

利息、手数料およびフィー（IAS第18号 - 過年度のみ）

当行グループはIAS第18号「収益」（以下「IAS第18号」という。）の収益認識要件を適用していた。収益は、収益の額および関連する原価を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益の実現する可能性が高く、かつその取引の進捗度を

信頼性をもって測定できる時に認識されていた。この概念は、当行グループの重要な収益創出活動に対して、以下のように適用されていた。

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識されていた。実効金利法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。この計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関する契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。

貸出金や売却可能負債性金融商品といった金融資産に係る減損損失がいったん認識されると、その商品の契約条件に基づく利息の発生計上は停止されるが、利息収益は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割引くために使用した金利に基づいて認識されていた。貸出金および満期保有投資の場合、この金利は当初の実効金利であった。売却可能負債性金融商品の場合、減損が公正価値に対して測定されることから、減損が発生するたびに新たな実効金利が設定されるため、この金利は現行市場金利に基づいていた。

当行グループが利付資産および負債に関連した政府助成金を受け、当該助成金に付随する条件を満たすことが可能であるという合理的な保証がある場合、当行グループは当該助成金による収益を純利息収益に認識していた。

手数料およびフィー収益 - フィー収益（手数料を含む。）の認識は、当該フィーを請求する目的および関連する金融商品の会計処理方法によって決定されていた。関連する金融商品がある場合、当該金融商品の実効金利の不可欠な一部であるフィーは、実効利回りの計算に含まれていた。しかし、金融商品を純損益を通じて公正価値で計上する場合には、公正価値の決定に使用される重要な観察不能な入力値がないことを条件に、関連するフィーは、当該商品の当初認識時に純損益に認識されていた。特定のサービス期間にわたって提供するサービスにより稼得されるフィーは、当該サービス提供期間にわたり認識されていた。特定のサービスの完了または重要事象により稼得されるフィーは、サービスの完了または事象の発生時に認識されていた。

オフバランス・シートで会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識されていた。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーは貸出開始時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識されていた。

実績連動のフィーまたはフィー要素は、当該実績基準が満たされた時に認識されていた。

以下のフィー収益は、その大部分が、一定期間にわたって提供するサービスにより稼得されていた：投資信託運用管理フィー、信託フィー、保管フィー、ポートフォリオおよびその他の運用管理およびアドバイザリー・フィー、信用関連フィー、ならびに手数料収益。その大部分が取引タイプのサービスの提供により稼得されるフィーには、引受フィー、コーポレート・ファイナンス・フィーおよびブローカー・フィーが含まれていた。

フィー収益の創出に直接関連する増分費用は、手数料およびフィー収益に純額で表示されていた。

金融資産（IFRS第9号 - 2018年度のみ）

当行グループはIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）の分類および測定要件に従い、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（「元本および利息の支払のみ（SPPI）」とも呼ばれる）の両方に基づき金融資産を分類している。3つのビジネス・モデルがある。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産。これはその後償却原価で測定され、当行グループの連結貸借対照表上の複数の勘定科目に計上される。
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産。これは当行グループの連結貸借対照表上のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上される。
- その他 - 「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産。これは当行グループの貸借対照表上の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として計上される。

ビジネス・モデルの評価は、2018年1月1日の適用日および当初測定時の事実および状況に基づいて判断する必要がある。本評価の一環として、当行グループは、定量的要因（例えば、予想される頻度および売却の数量）および定性的要因を考慮しており、定性的要因としては、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産の業績が、どのように評価され当行グループの主要経営幹部に報告されているか、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産の業績に影響を与えるリスクと、特に、市場リスクおよび信用リスクが管理されている方法、当該ビジネスの管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した

契約上のキャッシュ・フローなのか)が挙げられる。この測定により、資産は「回収のために保有」、「回収し、売却するために保有」または「その他」のビジネス・モデルのいずれかに分類される。

当行グループが「回収のために保有」、「回収し、売却するために保有」または「その他」のビジネス・モデルのいずれかの金融資産を保有する場合、分類を決定するために、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローが当初認識時に元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。元本残高に係るSPPIである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めにおける利息は、特定の期間中に残存していた元本金額に関する貨幣の時間価値と信用リスクへの対価である。利息には、他の基本的な融資リスク(例えば、流動性リスク)や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト(例えば、管理コスト)への対価および基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンも含まれる場合がある。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」の基準を満たしていない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。さらに、当該金融資産には、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルの基準を満たしているものの、SPPIではない、または当行グループが公正価値オプションに基づき指定した金融資産が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される金融資産は公正価値で測定され、実現および未実現損益が純損益を通じて公正価値で測定する資産/負債に係る純利得(損失)に含まれる。トレーディング貸出金および負債性有価証券などの利付資産に係る利息ならびに資本性金融商品に係る配当金は、利息および類似収益に表示される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融資産は、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが資産の購入または売却を確約した日である。

トレーディング資産 - 金融資産は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または識別された金融商品から成るポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債性有価証券および資本性有価証券、トレーディング目的で保有するデリバティブならびにトレーディング貸出金が含まれている。この中には「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブに分類された貸出コミットメントが含まれる。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 - 当行グループは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれのビジネス・モデルにも該当しないトレーディング以外の金融資産を「その他」のビジネス・モデルに割り当て、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。当該金融資産には、主として公正価値で管理される売戻契約が含まれる。さらに当行グループは、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当する、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない金融資産を強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - 指定しなかった場合には後に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定することになる一部の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。ただし、その指定が測定または認識の不整合性を除去または大幅に低減する場合に限る。IFRS第9号に基づく公正価値オプションの利用範囲は限定的である。当行グループは公正価値オプションの指定を、信頼性の高い公正価値の見積りが可能な金融商品のみ認めている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益(OCI)に認識され、IFRS第9号の予想信用損失モデルのもとで減損の評価が行われる。このモデルでは、将来の予想信用損失に基づき純損益を通じて引当金が計上される。当行グループの減損に関する方針の詳細は、「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額(IFRS第9号 - 2018年度のみ)」の項に記載されている。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得(損失)に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

FVOCIに分類される金融資産は取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが資産の購入または売却を確約した日である。

トレーディング以外の資本性金融商品をFVOCIとして指定することは可能である。ただし、当行グループによるこの区分の使用は限定的になる見込みであり、現在まで使用されていない。

償却原価で測定する金融資産

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時に公正価値で測定される。その後、帳簿価額から元本の返済を控除し、実効金利法による償却累計額を加減する。当該金融資産は、IFRS第9号の予想信用損失モデルに基づき減損の評価が行われる。このモデルでは、将来の予想信用損失に基づき引当金が認識される。当行グループの金融商品の減損に関する方針の詳細は、「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号 - 2018年度のみ）」の項に記載されている。償却原価で測定する金融資産は決済日ベースで認識される。

償却原価で測定される金融資産には主に、償却原価で測定する貸出金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券、借入有価証券および「その他の資産」に表示される一部の債権が含まれる。

金融資産の条件変更

金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと当初の実効金利で割り引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された当該金融資産は、引き続き当初の実効金利で利息が発生する。

組成以降、信用リスクの著しい増大を経験しておらず、その金融資産を早期に解約するための容易に行使可能な権利を有している債務者と非信用関連または商業的な再交渉が行われた場合は、当初の取決めの認識が中止され、新たに交渉された取引条件に基づく新規の金融資産が認識される。

信用関連の条件変更（すなわち、当初認識以降の信用リスクの著しい増大による条件変更）または債務者が早期に解約するための容易に行使可能な権利を有していない条件変更に関して、当行グループは、その条件変更によって金融資産に重大な条件変更がなされたかと、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融資産の認識は中止されず、上述の認識が中止されない条件変更として会計処理される。

変更が重要であると判断された場合、旧商品の認識が中止され、新たな商品が認識される。条件変更により結果として新たな金融資産が認識される場合、条件変更日は、その新たな金融資産の当初認識日となる。当行グループはその後、各報告日に12ヶ月間の予想信用損失に基づく信用損失引当金を認識する。ただし、条件変更により当初の金融資産の認識が中止され、その後、新たな金融資産が当初認識時に信用減損していたことを示す証拠がある場合、新たな金融資産は組成時に信用減損している金融資産として認識され、当初認識時にステージ3に分類される（後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号 - 2018年度のみ）」の項を参照のこと。）。

金融資産（IAS第39号 - 過年度のみ）

当行グループは過年度において、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の分類および測定要件を適用していた。

当行グループは、金融資産を以下の区分に分類していた。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、貸出金、満期保有投資、売却可能（以下「AFS」という。）金融資産である。金融資産の適切な分類は、当初認識時または連結貸借対照表内での分類変更時に決定されていた。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産およびAFSとして分類された金融資産は、その商品の決済までの通常の履行期間がある場合、取引日に認識または認識中止されていた。取引日とは、当行グループが資産の購入もしくは売却または金融負債の発行もしくは買戻しを確約した日である。償却原価で測定される金融商品は、決済日ベースで認識されていた。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当行グループは、一定の金融資産を、トレーディング目的保有、または純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類していた。これらは公正価値で計上され、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として表示されていた。関連する実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に含まれる。トレーディング貸出金や負債性有価証券といった利付資産に係る利息および資本性金融商品に係る配当は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の利息および類似収益に表示されていた。

トレーディング資産 - 金融資産は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成または取得された場合、または識別された金融資産から成るポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短

期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類されていた。トレーディング資産には、負債性有価証券および資本性有価証券、トレーディング目的で保有するデリバティブ、コモディティならびにトレーディング貸出金が含まれていた。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - トレーディング資産の定義を満たさない一定の金融資産は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されていた。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融資産が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならなかった。(1)その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2)金融資産から成るグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは(3)その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる(ただし、以下の場合を除く。(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。)。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めていた。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産には、レポおよび逆レポ、一定の貸出金および貸出コミットメント、負債性有価証券および資本性有価証券が含まれている。

貸出金

貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、満期保有投資またはAFS金融資産にも分類されていないものが含まれていた。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、公正価値を表すその取引価格で認識されていた。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引コストおよびフィーの純額が含まれた。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価(減損控除後)で測定されていた。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識されていた。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれていた。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質(発生損失を含む。)を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となっていた。利息収益は、実効金利法を用いて認識されていた。取得日後に、当行グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額(IAS第39号 - 過年度)」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価していた。貸出金に減損が生じていると判断された場合には、信用損失引当金が認識され、それに対応する額が連結損益計算書の信用損失引当金繰入額科目に借方計上されていた。当初認識後に設定されたこのような信用損失引当金の戻入は、当行の信用損失引当金繰入額の科目に含まれていた。信用損失引当金が計上されていなかったこれらの貸出金の信用の質がその後改善した場合には、現在の帳簿価額の修正を通じて即時に認識され、それに対応する利得が利息収益に認識されていた。

満期保有投資

満期保有投資は、支払いが固定されているか確定可能で、満期が固定されたデリバティブ以外の金融資産であった。これらの金融資産は、当行グループが満期まで保有する明確な意思と能力を持つもので、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、貸出金またはAFS金融資産にも分類されなかった。

満期保有投資は、当初、投資に直接起因する取引コストを加算した公正価値で計上され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定されていた。取得日後に、当行グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額(IAS第39号 - 過年度)」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価していた。満期保有投資が減損しているとみなされた場合、連結損益計算書において減損損失が認識されていた。

売却可能として分類された金融資産

AFSとして分類された金融資産は当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した額で認識されていた。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上されていた。AFSとして分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、その他の包括利益に計上されていた。ただし、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上されていた。AFSとして分類された貨幣性金融資産(負債性金融商品)については、外国為替レートの変動に関連する帳簿価額の変動は連結損益計算書に認識され、その他の帳簿価額の変動は、上述のとおり、その他の包括利益に認識されていた。AFSとして分類された非貨幣性項目の金融資産(資本性金融商品)については、関連する外国為替部分も含めて、公正価値損益がその他の包括利益に認識されていた。

AFSとして分類された資本性金融商品は、客観的証拠によって投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が示される場合、減損について評価されていた。AFSとして分類された負債性有価証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価されていた。

減損の証拠がある場合、以前その他の包括利益に認識された金額は、当期の連結損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上されていた。この当期の減損損失は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前連結損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定されていた。

AFS負債性有価証券に減損が生じた場合、その後の公正価値の下落は、更なる減損とみなされるため、連結損益計算書に認識されていた。その後の公正価値の上昇についても、当該資産がもはや減損していないとみなされるまでは、連結損益計算書に認識されていた。AFS負債性有価証券の公正価値が少なくとも償却原価まで回復した場合、当該証券はもはや減損したとはみなされず、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に報告されていた。

AFSとして分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は連結損益計算書を通じては行われず、減損計上後の公正価値の増加額は、その他の包括利益に認識されていた。

実現損益は、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上されていた。金融資産の原価の算定には通常、加重平均原価法が使用されていた。その他の包括利益に計上された未実現損益は、売却可能資産の処分時において連結損益計算書に振り替えられ、売却可能金融資産に係る純利得（損失）として報告されていた。

重要な会計上の見積り - 減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損のための見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当行グループでは売却可能として分類された金融資産の減損を、重要な会計上の見積りと考えていた。追加情報については、注記07「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」を参照のこと。

貸出コミットメント

貸出コミットメントは、トレーディング目的で保有するデリバティブとして分類されているか、または公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている場合（IAS第39号のみ）を除き、オフバランス項目のままである。当行グループは、これらのオフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利または信用スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号 - 2018年度のみ）」および「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IAS第39号 - 過年度のみ）」の項に明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントについては個別に（必要に応じて集的に）減損の評価を行っている。

金融負債（IFRS第9号 - 2018年およびIAS第39号 - 過年度）

IFRS第9号およびIAS第39号のいずれの下でも、金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定されるが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については異なる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には、トレーディング負債、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および非参加型投資契約（以下「投資契約」という。）が含まれる。IFRS第9号およびIAS第39号に基づき、これらは公正価値で計上され、実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に計上される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債について、当行グループ自身の信用の要素に起因する公正価値の変動は、IAS第39号では損益計算書に認識したが、IFRS第9号ではその他の包括利益に認識する。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融負債は、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが金融負債の発行または買戻しを確約した日である。

利付負債に係る利息は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に対する利息費用として表示されている。

トレーディング負債 - 金融負債は、短期の買戻しを主な目的として組成または負担された場合、トレーディング目的保有に分類される。トレーディング負債は主にデリバティブ負債（一部の貸出コミットメントを含む。）およびショート・ポジションから成る。また、この中にはその他のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的保有のデリバティブに分類された貸出コミットメントが含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - トレーディング負債の定義を満たさない一定の金融負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されていた。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1)その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2)金融負債から成るグループの運用管理および実績評価が、文書化されたりリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは(3)その商品が一つまたは複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求

されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。)。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債には、レボ、貸出コミットメントおよび仕組債が含まれている。

投資契約 - 当行グループの投資契約はすべてユニット・リンク型であり、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。これらの契約に係る負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属可能な投資収益は連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

組込デリバティブ

ハイブリッド金融負債契約の中にはデリバティブ部分とデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は金融負債の主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、金融負債の主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド金融負債契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に認識される。金融負債の主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、金融負債の主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド金融負債商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。償却原価で測定する金融負債は決済日ベースで認識される。

金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当行グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程ならびに当行グループおよびその相手先の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならない。他のすべての場合には総額で表示される。金融資産と金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当行グループが適用した相殺の大部分は、デリバティブならびにレボおよび逆レボに関連している。相殺の大部分は、金利デリバティブおよび関連する委託証拠金残高に適用される。これらは、ロンドン清算機関等の中央清算機関を通じて清算されている。詳細な情報については注記19「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。当行グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

- 金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定の市場リスク（または複数の市場リスク）または特定のカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。
- 公正価値が経営幹部に対して提供されている。
- 金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当行グループがマーケット・リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当行グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ入力値は、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。経営陣の重要な判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価統制プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級経営者に対して報告される。専門家モデル検証および評価統制グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ入力値が活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品および一部または全部のパラメータ入力値の流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のための入力値は、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法への入力値に従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したもの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル2）を用いて評価したもの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当行グループは、観察不能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することによりレベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、経営陣の重要な判断が要求される。

償却原価で測定する金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当行グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価統制ならびに定量的開示の詳細については、注記13「公正価値で計上される金融商品」および注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

取引日利益の認識

評価技法で使用された重要な入力値に観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となるか、または当行グループが商品のリスクを実質的に取り除く相殺取引を締結した時に連結損益計算書に認識される。取引日損失が生じる稀な状況では、損失が発生した可能性が高く、かつ損失金額を信頼性をもって見積ることが可能な範囲に限って、取引開始時に損失が認識される。

重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、評価技法に重要で観察不能な入力値があるか否かの判定において要求される。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定する際には、パラメータの観察可能性および/またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に含まれる。

ヘッジ会計

IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定したため、2018年1月1日現在、IFRS第9号のヘッジ会計を適用していない。

会計目的上、ヘッジには3種類ある。それは(1)資産、負債または未認識の確定コミットメントの公正価値変動のヘッジ（公正価値ヘッジ）、(2)可能性が非常に高い予定取引および変動利付資産・負債からの将来キャッシュ・フロー変動のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）および(3)在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の表示通貨へ換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）である。

ヘッジ会計が適用される場合、当行グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との関係、ヘッジ取引実行のリスク管理目的および戦略ならびにヘッジされるリスクの性質を指定し文書化する。この文書化には、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するヘッジ手段の有効性を、当行グループがどのように評価するかに関する記述が含まれる。ヘッジの有効性は、ヘッジの開始時および各ヘッジ関係の期間全体を通じて評価される。デリバティブおよびヘッジ対象項目の契約条件が一致している場合でも、ヘッジの有効性を常に評価する。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に振り替えられる。

公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。過年度において、AFS資本性有価証券の外国為替リスクをヘッジした際も、当該証券の外国為替エクスポージャーに関連する公正価値の修正額は同様に、その他の収益に計上されていた。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

デリバティブが終了したか、またはヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベースス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識が中止される場合にはいつでも、あらゆるベースス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含められる。

将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に組み替えられる。したがって、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮想の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ただし、ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に組み替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額の関連する金額は、予定取引からの利益もしくは損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に組み替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合にはその他の収益に組み替えられる。

在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、外貨換算調整勘定としてその他の包括利益に計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号 - 2018年度のみ）

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての信用エクスポージャーならびに貸出コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。下記の減損方針において、これらの金融商品は「金融資産」と呼ばれる。

減損損失および引当金の決定は、IAS第39号に定義された損失事象が発生した時に信用損失を認識する発生信用損失モデルから、潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時に引当金を計上するIFRS第9号の予想信用損失モデルに移行する。

予想信用損失決定への段階アプローチ

IFRS第9号は、組成日または購入日時点では信用減損していない金融資産の減損について3段階のアプローチを導入している。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- ステージ1: 当行グループは、12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- ステージ2: 当行グループは、信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のデフォルト発生確率、全期間のデフォルト時損失率およびデフォルト時エクスポージャーに基づく予想信用損失（以下「ECL」という。）の計算が必要となる。この段階では、信用リスクの増大と、ステージ1の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- ステージ3: 当行グループは、信用減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。当行グループの債務不履行の定義は、規制上の定義と整合している。当初認識時の信用減損金融資産はステージ3に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。これらの購入または組成した信用減損（POCI）資産の会計処理については、以下で詳述する。

信用リスクの著しい増加

IFRS第9号に基づき、金融商品の信用リスク（すなわち、債務不履行リスク）が当初認識時以降に著しく増加しているか否かを決定する際に、当行グループは、関連性があり、かつ過度の費用および努力なしに入手できる、合理的で裏付け可能な情報を考慮する。これには、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来的な情報（マクロ経済要因を含む。）に基づく定性的情報および定量的情報が含まれる。著しい信用悪化の評価は、12ヶ月間のECLに基づく引当金の測定から全期間のECLに基づく引当金（すなわち、ステージ1からステージ2）への移行を決定する上で重要である。

信用リスクの著しい増大があったかどうかを判断するための当行グループの枠組みは、内部の信用リスク管理（以下「CRM」という。）プロセスと整合しており、リスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項で詳述されている格付け関連およびプロセス関連の指標を網羅している。

ステージ3の信用減損金融資産

当行グループはIFRS第9号に基づき、信用減損の定義を、自己資本規制178項に基づき規制目的上で債務不履行となった金融資産と整合させている。

金融資産が信用減損しているためにステージ3にあるか否かの判断では債務不履行リスクのみに焦点を当て、担保または保証などの信用リスク軽減策の影響を考慮しない。特に以下の場合に金融資産は信用減損し、ステージ3にあるとする。

- 当行グループが、債務者が当行グループに対する信用債務を支払う可能性は低いと考えている。判断には、経済的または法的理由から、信用減損の定性的指標である譲歩を借手に与える支払猶予が含まれる場合がある。
- 債務者による契約上の元本または利息の支払いが90日以上延滞している。

信用減損したとみなされる金融資産について、ECL引当金は当行グループが被ると予想される損失額をカバーする。ECLの見積りは、同質でないポートフォリオの場合は個別に、同質のポートフォリオの場合は当行グループのECLモデルを通じて、ポートフォリオに基づくパラメータをこれらのポートフォリオの個々の金融資産に適用することによって行われる。この見積りではシナリオに応じて調整した割引キャッシュ・フローが使用されている。

ECLの算定時に、将来の経済状況の予測が考慮される。全期間の予想損失は、契約に基づき当行グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、当行グループが受け取る見込みであるキャッシュ・フローとの差額に確率加重した現在価値に基づいて見積もられる。

金融資産は、信用損失引当金を計上しない（すなわち、減損損失が発生する見込みがない）ものの信用減損しておりステージ3にあると分類される場合がある。これは、担保の価値による。当行グループの自動化されたECLの算定は月次で行われるが、当行グループの同質のポートフォリオについて、ステージ3のECLの個別の評価は、少なくとも四半期ごとに実施しなければならない。

ステージ3の購入または組成時の信用減損金融資産

金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠がある場合、購入または組成時に信用減損しているとみなされる。このような信用減損した金融資産はPOCI金融資産と呼ばれる。POCI金融資産は全期間予想信用損失を反映して測定され、全期間予想信用損失のその後の変動はすべて、プラスかマイナスかにかかわらず、信用損失引当金の構成要素として損益計算書に認識される。POCI金融資産はその金融資産の全期間にわたりステージ3にのみ分類可能である。

償却

当行グループは、回収の合理的な見込みがない金融資産の総帳簿価額を減額する。償却は、金融資産全体に関連する場合も、その一部分に関連する場合もあり、認識中止の事象に該当する。当行グループはこの決定に際し、以下を含むがこれらに限定されないあらゆる関連情報を考慮している。

- 当行グループによる担保権実行によっても回収ができない、または回収できない確率が高い。
- 相当の額が回収されていない、または今後回収されない担保権の抹消。
- 今後の回収が合理的に予想されない状況がある。

債権回収のために借手に対して起こした法的手続が決着する前に償却することは可能であり、債権を回収する当行グループの法的権利が償却によって喪失することはない。

減損分析において考慮される金融資産の担保

IFRS第9号は、担保およびその他の信用補完から予想されるキャッシュ・フローをECLの計算に反映させるよう求めている。担保および保障に関する主要な点は以下のとおりである。

- 担保の適格性。つまり、どの担保をECLの計算に考慮すべきか。
- 担保の評価。つまりどの担保（清算）価値を使うべきか。
- 取引期間にわたり利用可能な担保の金額の予想。

これらの概念の概要はリスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項に詳述されている。

重要な会計上の見積り - 金融資産の減損に関連する会計上の見積りおよび判断は重要な会計上の見積りである。というのは、使用される基礎となる仮定は、每期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これはとりわけ、経済および金融が不確実な状況と、予想キャッシュ・フローの進展および変更がより急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る状況下で将来の経済情報およびシナリオを推定する際に、特に必要となる。将来キャッシュ・フローの実際金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

ステージ3の同質ではない貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

ステージ1およびステージ2の予想信用損失およびステージ3のうち同質である貸出金の減損引当金の決定は、統計予想損失モデルを使用して算定される。当該統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当行グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。

定量的開示は、注記20「貸出金」および注記21「信用損失引当金」に記載されている。

貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IAS第39号 - 過年度のみ）

当行グループは過年度において、IAS第39号「金融商品：認識および測定」およびIAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」の減損要件を適用していた。

当行グループはまず、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価し、その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集散的に評価していた。

個別ベースで損失事象が発生しているかを経営陣が判断できるように、すべての重要な相手先との関係は定期的にレビューされていた。この評価では、相手先が抱える重要な財政難または契約違反（例えば利息または元本の支払の不履行または延滞）等の、相手先に関連する現在の情報および事象を考慮していた。

個別の相手先との関係について減損損失をもたらす減損の証拠がある場合には、損失の金額は、貸出金の帳簿価額（未収利息を含む。）と、貸出金の見積将来キャッシュ・フロー（担保権実行によるキャッシュ・フローから担保の獲得・売却コストを控除した額を含む。）の当初の実効金利または貸出金への分類変更時に設定された実効金利で割り引かれた現在価値との差額として決定されていた。貸出金の帳簿価額は、引当金勘定を使用して減額され、損失金額は信用損失引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識されていた。

減損の集成的評価は、個別には重要であるが減損の客観的証拠がないか、または個別には重要でないがポートフォリオ・ベースでは損失金額が発生している可能性が高く、それを合理的に見積ることが可能な貸出金に関連する引当金金額を設定するために行われていた。損失金額には3つの構成要素があった。第一の構成要素は、各所在国における経済情勢または政治情勢により、相手先の返済条件を遵守する能力に重大な疑義がある国々における貸出金エクスポージャーに関する移転リスクおよび通貨交換リスクに係る金額であった。この金額は、カントリー・リスクおよび移転リスクに関する格付を使用して計算されていた。この格付は、当行グループが事業を行っている各国について設定され定期的にレビューされていた。第二の構成要素は、個人顧客向けおよびリテール業務の個人顧客および中小企業顧客に対する貸出金である小口均質貸出金のポートフォリオに係る発生損失に相当する引当金の金額であった。これらの貸出金は、類似の信用リスク特性に従ってグループ化され、各グループの引当金は、過去の経験に基づき統計モデルを使用して決定されていた。第三の構成要素は、個別にも識別されず、小口均質貸出金の一部としても測定されていない貸出金グループに内在する発生損失の見積額を示していた。個別ベースの評価の際に減損していないと判定された貸出金は、引当金のうち当該構成要素の範囲に含まれていた。

貸出金の減損が識別されると、貸出金の契約条件に従った利息の発生計上が停止されるが、当該貸出金の評価減後の金額の時間の経過による正味現在価値の増価は、貸出金の当初の実効金利に基づき、利息収益として認識されていた。

各貸借対照表日において、減損債権はすべてレビューされ、貸出金の当初の実効金利によって割引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値に変更されていた。以前認識された減損損失の変更は、引当金勘定の変更として認識され、信用損失引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上されていた。

現実的な回収の見込みがないとみなされ、かつ、担保がすべて実現しているかまたは当行グループに譲渡されている場合、当該貸出金および関連する引当金は償却されていた（当該貸出金および関連する引当金は貸借対照表から除去された。）。特定の信用損失引当金が設定されている個別に重要な貸出金は、少なくとも四半期ごとに、個別に評価されていた。このカテゴリーの貸出金については、その延滞日数が償却のための一つの指標ではあるが、決定的要因ではなかった。償却は、すべての関連する情報（例えば、借手が債務を履行できなくなるような、借手の財政状態における重要な変化の発生や、担保からの受取金が貸出金の現在の帳簿価値を完全に充足するには不十分であること等）を考慮した上でのみ行われていた。

集成的に評価される貸出金（主にモーゲージおよび消費者金融貸出金）については、その償却の時期は、裏付けとなる担保の有無および回収可能額に関する当行グループの見積り、ならびに貸出金が組成された法域の法的要件に左右されていた。

その後の回収額がある場合には、引当金勘定に貸方計上され、信用損失引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上されていた。

オフバランス信用損失引当金繰入額を決定する過程は、貸出金に関して用いられる手法と類似していた。損失金額が生じた場合は、引当金として連結貸借対照表の引当金に認識され、また、信用損失引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に費用計上されていた。

その後の期間において、以前に認識した減損損失が減少し、当該減少が減損認識後に生じた事象に起因する場合、減損損失はそれに応じて引当金勘定を減額することで戻し入れられていた。当該戻入は純損益に認識されていた。

重要な会計上の見積り - 貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金に関連する会計上の見積りおよび判断は重要な会計上の見積りであった。個別および集成的の両方の減損評価に使用される基礎となる仮定は、每期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるのがその理由である。

定量的開示は、注記20「貸出金」および注記21「信用損失引当金」に記載されている。

金融資産および負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または当行グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一件または複数件の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当行グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当行グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当行グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融資産の所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引では、同資産に対する支配が留保されない場合（すなわち、譲受人が譲渡資産を売却できる実際上の能力を有する場合）に、当行グループは譲渡資産の認識を中止する。譲渡において留保される権利および義務は、適宜資産および負債に区分して認識される。資産に対する支配が留保されている場合には、その継続的関与を有する範囲において、当行グループは資産の認識を継続する。この継続的関与の範囲は、当行グループが依然として譲渡資産の価値の変動リスクにさらされる範囲によって決定される。

認識中止の基準は、資産全体ではなく資産の一部の譲渡や、適用可能な場合には類似した金融資産のグループ全体に対しても適用される。資産の一部を譲渡する場合には、当該一部は、個別に識別したキャッシュ・フロー、資産の完全比例配分額、または個別に識別したキャッシュ・フローの完全比例配分額でなければならない。

既存の金融資産が同一の相手先による実質上異なる条件の他の資産と交換された場合、または既存の金融資産の条件が実質上変更された場合（支払猶予の措置またはその他の理由により）、既存の金融資産の認識が中止され、新たな資産が認識される。各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

証券化

当行グループは、様々な消費者金融資産および商業用金融資産を証券化している。これは当該資産をストラクチャード・エンティティに譲渡し、ストラクチャード・エンティティが当該資産の取得に出資する投資家に証券を発行することによって達成される。証券化を控えている金融資産は、適宜「金融資産および負債」の項の方針に基づき分類および測定される。ストラクチャード・エンティティが連結されない場合、譲渡資産は、金融資産の認識の中止に係る方針に基づき、全部または一部の認識中止の要件を満たすことがある。シンセティック証券化ストラクチャーには通常、「デリバティブおよびヘッジ会計」の項の方針が適用されるデリバティブ金融商品が含まれる。認識中止の要件を満たさない譲渡は、担保付資金調達として報告されるか、または継続的関与に係る負債の認識を生じさせる場合がある。投資家および証券化ビークルは通常、金融資産の発行体が当該資産の当初条件の履行を怠った場合に、当行グループの他の資産に対する償還請求権をもたない。

証券化金融資産に対する持分は、優先または劣後トランシェ、利息のみのストリップス債またはその他の留保持分（以下、合わせて「留保持分」という。）の形式で留保することができる。当行グループの留保持分によりストラクチャード・エンティティの連結が行われず、また譲渡資産の継続的認識も行われない場合、当該持分は通常、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、公正価値で計上される。類似金融商品の評価と同様に、留保トランシェまたは金融資産の当初およびその後の公正価値の決定は、入手可能な場合には市場相場価格を使用して、またはイールド・カーブ、期限前償還率、デフォルト率、損失強度、金利のボラティリティおよびスプレッドといった変数を利用した内部の価格決定モデルを使用して行われる。価格決定に使用する仮定は、類似証券の観察可能な取引に基づいており、入手可能な場合には外部の価格決定ソースにより確認される。類似証券の観察可能な取引およびその他の外部の価格決定ソースが入手できない場合、公正価値の決定には経営陣の判断が要求される。また、当行グループは定期的に証券化された金融資産に対する持分を保有する場合があり、これを償却原価で計上している。

当行グループが、非連結の証券化事業体に対する財務的支援を提供する現在の債務（法的または契約上のいずれか）を有している場合、当該債務が信頼性をもって測定可能であり、債務の決済のために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合には引当金が設定される。

資産の認識が中止される場合、受取対価と譲渡資産の帳簿価額の差額と等しい損益が計上される。資産の一部の認識が中止される場合、証券化に係る損益は、譲渡金融資産の帳簿価額に部分的に依拠し、その帳簿価額は、譲渡日現在の相対的公正価値に基づいて、認識が中止された金融資産と留保持分に割り当てられる。

金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効した時に認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「逆レポ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。現金を支払う当事者は、融資の担保としての役目を果たす、融資した元本以上の市場価額を有する有価証券を占有する。逆レポに基づく受入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を取得しないため貸借対照表に認識されず、レポに基づく差入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を放棄しないため貸借対照表から認識を中止されない。貸借対照表から認識を中止されない、レポに基づく差入有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

IFRS第9号に基づき、当行グループは公正価値ベースで管理される逆レポのポートフォリオをその他のビジネス・モデルに割り当て、これを「強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産」として分類している。IAS第39号では、当行グループは、公正価値ベースで管理される一定のレポおよび逆レポのポートフォリオに対して公正価値オプションの適用を選択していた。

逆レポに係る利息収益およびレポに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

借入有価証券および貸付有価証券

有価証券借入取引は通常、当行グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。有価証券貸付取引の場合、当行グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。当行グループは、借入有価証券および貸付有価証券の公正価値を監視しており、必要な場合には追加の担保を支払うかまたは受け取っている。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

IFRS第9号およびIAS第39号に基づき、当行グループは現金貸出額または現金受取額を連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上している。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識を中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記22「金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスク・フリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかのいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、各企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が企業の事業をどのように監視しているかや、経営陣が企業の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含められる。

特定の非統合の投資はCGUに配分されない。これらの各資産については個別に減損テストが行われる。

コーポレートの資産は、合理的かつ一貫して配分可能な場合、CGUに配分される。それが不可能な場合、コーポレート資産を含めずに個別のCGUの評価が行われる。その後、合理的かつ一貫して配分可能な最小限のCGUのグループごとに評価が行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から20年の期間にわたり定額法で償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかとみなされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合は随時、減損テストが行われる。

重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法またはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を

行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当行グループではこの見積りを非常に重要と考えている。

定量的開示は、注記25「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

引当金

引当金は、当行グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要なとされる対価の最善の見積りである。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合、引当金は、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該債務に固有のリスクを反映した税引前割引率を使用して割引かれ、債務の決済に必要なと予想される支出額の現在価値で測定される。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識される。

引当金の決済に必要な一部または全部の経済的便益が第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には、資産が認識される。

重要な会計上の見積り - 訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当行グループは、訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失について、それぞれ、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」またはIAS第12号「法人所得税」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当行グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当行グループの経験と他社の経験、および弁護士の意見と見解を考慮した上で、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当行グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当行グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に関する情報については、注記29「引当金」を参照のこと。

法人所得税

当行グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含まれた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、純損益に認識される。ただし、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、(1)それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、(2)相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ(3)それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当行グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、金融資産（IAS第39号ではAFSに、IFRS第9号ではFVTOCIに分類される。）の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当行グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当行グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担力および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。四半期ごとに当行グループは、繰延税金資産に関連する見積りを、将来の収益性に関する仮定も含めて再評価する。

当行グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、経営陣の重要な判断が要求されることから、重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産が変更される可能性がある。当行グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当行グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

当行グループの繰延税金に関する更なる情報（認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。）については、注記36「法人所得税」を参照のこと。

企業結合および非支配持分

当行グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当行グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価（移転された現金および現金以外の対価（資本性金融商品）を含む。）、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当行グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には（負ののれん）、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合（以下「段階的取得」という。）の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当行グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当行グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金に報告される。

売却目的保有の非流動資産

個々の非流動非金融資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いとみなされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならない。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は修正再表示されない。処分グループに金融商品が含まれる場合、当該商品の帳簿価額の修正は認められない。

土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア（オペレーティング・システムのみ）を含んでいる。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間が当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から18年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日に、減損の兆候について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（売却コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）を見積らなければならない。回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

ファイナンス・リースによるリース不動産は、土地建物および設備に資産として計上され、リース期間にわたり減価償却される。

金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当行グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で財務諸表に当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当行グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績ならびに経営陣が決定した最善の見積りに基づき決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用損失引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

リース取引

当行グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。これらの契約の条件の評価が行われ、リースはリース開始時における経済的実質に基づいてオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースに基づく保有資産は、リース資産の公正価値相当額または最低リース料支払額の現在価値の低い方で連結貸借対照表に当初認識される。これに対応する貸手に対する負債は、ファイナンス・リース債務として連結貸借対照表に含まれる。最低リース料支払額の現在価値の計算に使用される割引率は、リースの計算利率（決定可能な場合）または追加借入利率である。変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

オペレーティング・リースの賃借債務は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。これは、借手が資産の物的使用を支配した時から開始する。リース・インセンティブは、リース料の減少として扱われ、同様にリース期間にわたり定額法で認識される。オペレーティング・リースに基づき発生する変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

従業員給付

年金給付

当行グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当行グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため予測単位積増方式を用いて評価される。この方法においては、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当行グループの給付制度の大部分は、積立式である。

その他の退職後給付

さらに、当行グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当行グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関する更なる情報については、注記35「従業員給付」を参照のこと。

解雇給付

解雇給付は、当行グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当行グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当行グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当行グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金（以下「APIC」という。）に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は支払時までその他の負債に含まれる。

自己普通株式購入義務

ドイツ銀行株式の先渡購入契約およびドイツ銀行株式を基礎数値とする売建プット・オプションは、株式数が固定され、固定額の現金による現物決済が必要とされる場合、自己普通株式購入義務として報告される。契約開始時に、この義務は先渡契約またはオプションの決済金額の現在価値で計上される。ドイツ銀行株式の先渡購入契約および売建プット・オプションについては、対応する額が株主持分に借方計上され、自己普通株式購入義務振替額として報告される。

負債は発生主義により会計処理され、当該負債に係る利息コスト（貨幣の時間価値および配当から成る。）は、利息費用として報告される。このような先渡購入契約および売建プット・オプションの決済時には、負債が消滅し、株主持分の借方計上額は自己普通株式に組み替えられる。

このような先渡契約の対象となっているドイツ銀行普通株式は、基本的1株当たり利益計算目的では社外流通とみなされないが、希薄化後1株当たり利益計算目的では、実際に希薄化している範囲で社外流通とみなされる。

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入が主要な収益創出活動ではないために財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングの事業ラインによって設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務部が発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものととらえられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変動による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動および資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

最近適用された会計基準書

2018年度に当連結財務諸表の作成上適用された、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりである。

IFRS第2号 株式に基づく報酬

2018年1月1日、当行グループはIFRS第2号「株式に基づく報酬」についての修正を適用した。これは特定の種類の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化するものである。IFRS解釈指針委員会を通じて策定された当該修正は、現金決済型の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化しており、当該会計処理には、業績条件、純額決済の特性を持つ株式に基づく報酬取引の分類、および株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する際の会計処理が含まれる。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

IFRS第9号 金融商品

2018年1月1日、当行グループは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」を適用した。IFRS第9号は、企業による金融資産の分類および測定方法について新たな要件を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。当該基準はまた、企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように求めている。当該基準は欧州連合（EU）の承認を受けている。

IFRS第9号適用の結果、ドイツ銀行グループは財務諸表の表示の変更を導入した。これらの変更は連結損益計算書および連結貸借対照表における特定の勘定科目に関連している。

IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務の整合性を高めることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでいる。全般的に、IAS第39号の規則に基づく一部の制限が廃止され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目にヘッジ会計が利用可能となる。IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定し、2018年1月1日にIFRS第9号のヘッジ会計を適用しなかった。しかし、当行グループは、IFRS第9号に関連するIFRS第7号「金融商品：開示」の修正により要求される、ヘッジ会計の変更後の開示を導入した。

2017年10月、IASBIはIFRS第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」を公表した。これは、期限前償還額が実質的に未払いの元本および利息ならびに合理的な補償を表す場合、いわゆる負の補償（相互中断条項としても知られる）を伴う特定の期限前償還が可能な金融資産を、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定のいずれかで測定することを企業に認めるものである。合理的な補償はプラスの場合もマイナスの場合もある。当該修正より前には、負の補償の性質を持つ金融商品は元本および利息の支払いのみのテストの要件を満たさず、強制的に損益を通じて公正価値で測定されていた。当該修正はEUの承認を受けており、2019年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。2018年度第2四半期に、当行グループは、IFRS第9号「負の補償を伴う期限前償還要素」の修正を適用した。当該修正は、IFRS第9号への移行に関する影響の分析に重要な影響を及ぼさなかった。

IFRS第9号への移行に関する影響の分析

本項では、IFRS第9号適用による分類および測定ならびに減損に関する変更の主要な側面を記載するとともに、ドイツ銀行の主要比率、規制上の自己資本、株主持分合計およびリスク・ウェイトド・アセット（RWA）が受ける影響の概要を提供する。本項ではまた、ドイツ銀行の2017年度年次報告書に含まれているIAS第39号に基づく報告数値から2018年1月1日に適用されたIFRS第9号に基づく数値への変動の分析を提供する。

IFRS第9号の移行規則は、必ずしも過去の期間に対する遡及適用を要求しておらず、従って、当初の適用による影響は2018年度の株主持分の期首残高に反映されている。本報告書に記載の比較期間は、IAS第39号に基づく構成で表示されている。

主要な指標

	単位	IAS第39号 2017年12月31日	IFRS第9号 2018年1月1日 ¹	影響
IFRS株主資本合計	百万ユーロ	63,174	62,503	-671
普通株式等Tier 1資本（完全適用ベース）	百万ユーロ	48,300	47,907	-393
リスク・ウェイトド・アセット	十億ユーロ	344	345	0.5
Tier 1資本（完全適用ベース）	百万ユーロ	52,921	52,528	-393
CET 1比率（完全適用ベース）	%	14.0	13.9	-13 ²
レバレッジ・エクスポージャー	十億ユーロ	1,395	1,395	-0.4
レバレッジ比率（完全適用ベース）	%	3.8	3.8	-3 ²
レバレッジ比率（段階的適用）	%	4.1	4.1	-3 ²

1 プロフォーマ・ベース

2 ベーシス・ポイント

2018年1月1日付でIFRS第9号を適用したことにより、ドイツ銀行の株主資本は671百万ユーロ減少した（199百万ユーロのタックス・ベネフィットを含む。）。規制上の資本は、規制上の内部格付手法（IRBA）によるこれらエクスポージャーの減損控除額がIFRS第9号による予想信用損失計上額より低くなることにより、393百万ユーロの減少であった。完全適用ベースのCET 1比率は13ベーシス・ポイント下落したが、これは、予想信用損失の控除額が減少方向に影響する計算方法の変更により以前の見積りを上回った。また、完全適用ベースのレバレッジ比率は3ベーシス・ポイント下落した。

ドイツ銀行は、CRR第473a条に基づく規制上の比率の計算に経過規定を適用しないことを決定した。そのため本項ではIFRS第9号の適用による全面的な影響についてのみ述べている。

規制自己資本、RWAおよびレバレッジ・エクスポージャーへの影響

完全適用

単位：百万ユーロ	貸借対照表上の 株主持分合計	普通株式等Tier 1 資本	Tier 1資本
2017年12月31日現在残高	63,174	48,300	52,921
IFRS第9号導入による変動	-870	-870	-870
分類および測定	-193	-193	-193
減損	-677	-677	-677
税効果	199	199	199
分類および測定	65	65	65
減損	134	134	134
IFRS第9号による影響額、税引後	-671	-671	-671
規制による控除額への調整			
予想損失額の計算結果からのマイナス		278	278
2018年1月1日現在残高 ¹	62,503	47,907	52,528

1 プロフォーマ・ベース

単位：十億ユーロ	リスク・ウェイト ド・アセット	レバレッジ・エク スポージャー
2017年12月31日現在残高	344	1,395
変動	0	-0
DTA RWA / 資産合計の変動	1	-1
SA RWA / 控除額の減少	-0	0
2018年1月1日現在残高 ¹	345	1,395
2017年12月31日現在比率	14.0%	3.8%
2018年1月1日現在比率 ¹	13.9%	3.8%
変動（ベース・ポイント）	-13	-3

1 プロフォーマ・ベース

移行規定

単位：百万ユーロ	貸借対照表上の株 主持分合計	普通株式等Tier 1 資本	Tier 1資本
2017年12月31日現在残高	63,174	50,808	57,631
IFRS第9号導入による変動	-870	-870	-870
分類および測定	-193	-193	-193
減損	-677	-677	-677
税効果	199	199	199
分類および測定	65	65	65
減損	134	134	134
IFRS第9号による影響額、税引後	-671	-671	-671
規制による控除額への調整			
予想損失額の計算結果からのマイナス		223	278
2018年1月1日現在残高 ¹	62,503	50,359 ²	57,238

1 プロフォーマ・ベース

2 CRR移行規定に従った80%の段階的適用を考慮したプロフォーマ・ベース

単位：十億ユーロ	リスク・ウェイト ド・アセット	レバレッジ・エク スポージャー
2017年12月31日現在残高	343	1,396
変動	0	0
DTA RWA / 資産合計の変動	1	0

SA RWA / 控除額の減少	-0	0
2018年1月1日現在残高 ¹	344	1,396
2017年12月31日現在比率	14.8%	4.1%
2018年1月1日現在比率 ¹	14.6%	4.1%
変動(ベース・ポイント)	-15	-3

1 プロフォーム・ベース

事業部門別の主要な信用エクスポージャーのカテゴリー

IFRS第9号の導入に伴い、ドイツ銀行はリスク・レポートにおける信用エクスポージャーの表示方法の見直しを行った。主要な信用エクスポージャーのカテゴリーの定義が拡大したため、一部の商品のみを表示するのではなく、IFRS第9号に基づく分類および測定に関わらずすべての商品を表示することを決定した。以下の表は、主要な信用エクスポージャーの各カテゴリーに関する2017年度の比較数値を示したものである。カテゴリーの内容については、リスク・レポートの「信用リスク・エクスポージャー」の項に記載されている。

	貸出金		オフバランス・シート		OTCデリバティブ	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日
単位：百万ユーロ	現在	現在	現在	現在	現在	現在
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	164,163	153,473	217,203	206,021	27,028	30,993
プライベート・アンド・コマース・バンク	269,384	270,398	45,969	46,082	353	422
アセット・マネジメント	68	87	131	69	0	0
コーポレートおよびその他	216	26	351	159	37	15
合計	433,832	423,984	263,654	252,331	27,417	31,430

	負債性有価証券		レポおよび類似取引		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日
単位：百万ユーロ	現在	現在	現在	現在	現在	現在
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	90,062	86,272	76,032	99,335	574,488	576,094
プライベート・アンド・コマース・バンク	12,387	14,421	260	835	328,353	332,158
アセット・マネジメント	419	106	0	0	618	262
コーポレートおよびその他	39,989	42,187	5,175	4,630	45,768	47,017
合計	142,857	142,986	81,467	104,800	949,227	955,531

分類および測定

以下の表は、オンバランスおよびオフバランスのポジションに対する引当金を除き、分類および測定の対象となる資産合計が2017年12月31日現在のIAS第39号から2018年1月1日現在のIFRS第9号への変更によって受けた影響の概要を示している。

単位：百万ユーロ	IAS第39号 帳簿価額 2017年12月31日現在 (i)	分類変更 (ii)	再測定 (iii)	IFRS第9号 帳簿価額 2018年1月1日現在 (iv=i+ii+iii)
純損益を通じて公正価値で測定				
売却可能（IAS第39号）から	-	2,535	-3	-
償却原価（IAS第39号）から	-	41,914	-3	-
償却原価（IFRS第9号）へ	-	-5,900	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定（IFRS第9号） へ	-	-6,508	-	-
純損益を通じて公正価値で測定合 計	636,970	32,041	-6	669,004
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定				
売却可能（IAS第39号）から	-	41,219	-104	-
償却原価（IAS第39号）から	-	9,943	64	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IAS第39号）から	-	6,508	-	-
償却原価（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定合計	-	57,671	-40	57,631
償却原価で測定				
償却原価（IAS第39号）から	-	-	-	-
売却可能（IAS第39号）から	-	5,642	24	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IAS第39号）から	-	5,900	-184	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定（IFRS第9号） へ	-	-6,773	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IFRS第9号）へ	-	-41,914	-	-
償却原価で測定合計	780,721	-37,145	-159	743,417
税金資産	8,396	-	230	8,626
売却可能（IAS第39号）	49,397	-49,397	-	-
満期保有（IAS第39号）	3,170	-3,170	-	-
IFRS第9号による分類変更および 再測定の影響を受けた金融資産残 高合計	1,478,654	0	24	1,478,678

減損

以下の表は、2017年12月31日現在の償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるすべての負債性金融商品、ならびに金融保証を含むオフバランス・シートの貸出コミットメントに対するIAS第39号に基づく引当金（以下の表においてオンバランスおよびオフバランスのポジションと記している）から、2018年1月1日現在のIFRS第9号に基づく予想信用損失引当金へ調整の概要を示している。

単位：百万ユーロ	IAS第39号 オンバランスおよび オフバランスの ポジションに対する 引当金 2017年12月31日現在 (i)	分類変更による 変動 (ii)	IFRS第9号のECL モデル導入によ る変動 (iii)	IFRS第9号 オンバランス およびオフ balan スのポジションに 対する引当金 2018年1月1日現在 (iv=i+ii+iii)
純損益を通じて公正価値で測定				
売却可能（IAS第39号）から	-	-	-	-

償却原価（IAS第39号）から	-	-	-	-
償却原価（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定（IFRS第9号） へ	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定合 計	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定				
売却可能（IAS第39号）から	-	-	12	12
償却原価（IAS第39号）から	-	-	0	0
純損益を通じて公正価値で 測定（IAS第39号）から	-	-	-	-
償却原価（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定合計	-	-	12	12
償却原価で測定				
償却原価（IAS第39号）から	3,856	-	737	4,594
売却可能（IAS第39号）から	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IAS第39号）から	-	-	9	9
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定（IFRS第9号） へ	10	-10	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IFRS第9号）へ	55	-55	-	-
償却原価で測定合計	3,921	-65	746	4,603
IFRS第9号のECLモデルにより影響 を受けたオンバランスのポジショ ン合計	3,921	-65	758	4,615
オフバランス・シート	285	-	-6	280
IFRS第9号のECLモデルにより影響 を受けたオンバランスおよびオフ バランスのポジション合計	4,207	-65	753	4,894

IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2018年1月1日、当行グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（IFRS第15号の当初公表の後に公表された修正を含む。）を適用した。当該基準は、収益認識の方法および時期について規定しているが、IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。新たな要件は、IFRSにおいて収益認識を規定していた他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。また当該基準は企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように要求している。当行グループは初度適用時の処理方法として累積の影響方式を適用し2018年1月1日以降に開始する報告期間からIFRS第15号を適用した開示を行うことができる。IFRS第15号は、当行グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼさなかった。この影響は、関連費用控除前の当行グループの収益の分解を含む、拡大された開示内容の表示のみに限定されている。

新しい会計基準書

2018年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は以下のとおりである。

IFRS第3号 企業結合

2018年10月、IASBはIFRS第3号「企業結合」に対する修正を公表した。これらの修正は、事業を取得したのか、資産グループを取得したのかの決定を明確化するものである。従来定義では、投資家等に対する配当の形式によるリターン、コストの引き下げまたはその他の経済的便益に焦点を当てていたが、修正された事業の定義では、事業の活動が顧客に対する財およびサービスの提供であることを強調している。取得企業がのれんを認識するのは事業を取得した場合のみであるため、事業と資産グループの区別は重要である。当該修正は2020年1月1日以降開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

IFRS第16号 リース

2016年1月、IASBIはIFRS第16号「リース」を公表した。これは、単一の借手の会計モデルを導入し、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めるものである。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。貸手の現行の会計処理に対する変更は、軽微なものに留まる。当該基準はまた企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するよう要求している。IFRS第16号は2019年1月1日以後開始事業年度から適用される。当該基準はEUの承認を受けている。

当行グループは、グループ全体の導入プログラムにおいてIFRS第16号の初度適用の影響を分析した。リースの大部分は土地および建物に関するものであり、その他のカテゴリーは社用車および技術・IT機器に関するものであった。

当行グループは、移行に際し、IAS第17号「リース」およびIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」を適用してリースとして識別された契約にIFRS第16号の実務的手法を適用する予定である。

当行グループは、修正遡及アプローチの適用を選択しており、比較数値の修正再表示は行わない。修正遡及アプローチに基づき、当行グループは、()リース債務と同額で使用権資産を測定する、または()移行時の割引率を用いて使用権資産を遡及的に測定する、のいずれかをリースごとに選択することができる。()のアプローチの結果として生じる使用権資産とリース債務の差額は、移行時に利益剰余金の期首残高に対する調整として認識されることになる。

初度適用に際して、当行グループは、IAS第17号に基づきオペレーティング・リースとして分類されるリースに対して()のアプローチを適用する予定である。ただし、規模が比較的大きい不動産リースについて、当行グループは()のアプローチを選択する予定であり、これによって移行時に利益剰余金の期首残高に対し150百万ユーロの調整(繰延税金考慮後)が生じると予想されている。

さらに、過年度に不利なオペレーティング・リースに関して認識された引当金と営業負債は、移行時に認識が中止され、使用権資産の価額が同額分減額されることになる。

適用時に予想される影響により、貸借対照表において、使用権資産および対応する負債の認識に関連するそれぞれ約33億ユーロおよび35億ユーロの増加が生じることになる。これにより、当行グループの株主資本合計は全体で150百万ユーロ減少することとなる(繰延税金考慮後)。当行グループが2019年度第1四半期に導入プロジェクトを完了した際、これらの見積りは変更される可能性がある。

IFRS第17号 保険契約

2017年5月、IASBIはIFRS第17号「保険契約」を公表した。これは、当該基準の範囲内における保険契約の認識、測定、表示および開示の原則を確立するものである。IFRS第17号は、企業が各国の会計基準を用いて保険契約を会計処理することを許容していたがために数多くの異なるアプローチが生じていたIFRS第4号を置き換えている。IFRS第17号は、すべての保険契約について一貫した方法での会計処理を求めることにより、IFRS第4号によって生じていた比較可能性の問題を解決して投資家と保険会社の双方に利益をもたらすものである。保険負債は、取得原価ではなく現在価値を用いて会計処理されることになる。この情報は定期的に更新され、より有用な情報を財務諸表の利用者に提供することになる。IFRS第17号は、2021年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループの現在の事業活動に基づき、IFRS第17号が当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない見込みである。当該基準はEUの承認をまだ受けていない。

IFRSの2015-2017年サイクルの改善

2017年12月、IASBIは、2015-2017年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトの一環として、複数のIFRS基準の修正を公表した。これには、IFRS第3号「企業結合」、IAS第12号「法人所得税」およびIAS第23号「借入コスト」に関連する、表示、認識または測定に関する会計上の変更を伴う修正、ならびに用語または編集上の修正が含まれる。当該修正は2019年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは、当該修正は当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないと予想している。当該修正は、EUの承認を受けている。

[次へ](#)

03 -

取得および処分

企業結合

2018年度、2017年度および2016年度において、当行グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

支配を維持する非支配持分の取得および処分

DWS株式の新規株式公開によるドイツ銀行の所有持分

ドイツ銀行は、2018年2月26日、フランクフルト証券取引所の規制市場において、子会社であるDWS Group GmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）の計画された新規株式公開（以下「IPO」という。）を進める意向であることを発表した。当該IPOは、DWSの単独株主であるDB Beteiligungs Holding GmbH（ドイツ銀行AGの100%子会社）が直接保有する既存株式の売却のみから成る。発行総株数は、4.5百万株のオーバーアロットメント（グリーンシュュー）を含むDWS株式44.5百万株から構成される。

2018年3月22日に公表されたとおり、IPOで提供される株式の募集価格は1株当たり32.50ユーロに設定されていた。2018年3月31日現在、DWS株式40.0百万株が新規投資家に売却された。募集価格に基づくDWSの時価総額は65億ユーロであった。ドイツ銀行は、DWS株式の発行により13億ユーロの総収入を受け取り、ドイツ銀行以外の投資家がDWSの20.0%を保有することとなった。その後、ドイツ銀行はIPO後も引き続きDWSの支配株主となっている。

当行グループの連結財務諸表上の新規株式公開日時点のDWS純資産の最終帳簿価額は60億ユーロであった。これには、米国のアセット・マネジメント事業から2018年4月2日にDWSに譲渡された純資産が含まれる。当該純資産は、関係するグループ企業間の拘束力のある契約に従い、当該株式公開の要素を構成している。

ドイツ銀行のDWSに対する所有持分の変動による影響および当該変動が報告期間末の株主持分に及ぼす影響の概要は以下の表のとおりである。

ドイツ銀行のDWSに対する所有持分および株主持分に及ぼす影響

単位：百万ユーロ	2018年度
IPO時点のドイツ銀行の所有持分	5,991
ドイツ銀行の所有持分の純減少額	-1,229
当期純損益に対するドイツ銀行の持分	239
その他の包括利益に対するドイツ銀行の持分	149
その他の株主資本変動に対するドイツ銀行の持分	37
報告期間末におけるドイツ銀行のDWSに対する所有持分	5,187
IPOに伴う超過額	73
報告期間末においてドイツ銀行のDWSに対する所有持分の変動が株主持分に及ぼす影響額合計	5,260

設定期間末（2018年4月20日）までに、合計4.5百万株のグリーンシュューのうち、1,018,128株が新規株主に割り当てられ、これによってDWSの外部株主の割合は20.51%に増加した。

処分

2018年度、2017年度および2016年度において、当行グループはいくつかの子会社/事業の処分を完了した。これらの処分は主に、当行グループが以前に売却目的保有として分類していた事業である。その結果、2018年度における処分にはポーランドのPCB事業の一部売却が含まれており、2017年度における処分には当行グループのアルゼンチンの子会社Deutsche Bank S.A.およびSal. Oppenheimのルクセンブルクに拠点を置くファンドの事務管理および受託事業が含まれている。2016年度における売却は、Abbey LifeおよびMaher Terminals Port Elizabethの売却から成っていた。これらの取引の詳細については、注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。2018年度、2017年度および2016年度においてこれらの処分に対して受け取った対価総額（このうち現金）は、それぞれ398百万ユーロ（現金164百万ユーロ）、129百万ユーロ（現金）および20億ユーロ（現金）であった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
現金および現金同等物	50	47	0
残りの全資産	4,619	848	14,858

処分資産合計	4,669	895	14,858
処分負債合計	6,035	814	12,250

04 -

事業セグメントおよび関連情報

当行グループのセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行マネジメント・ボード）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

事業セグメント

当行グループのセグメント報告は、内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。組織体制の変更による修正再表示は、概して、当行グループの経営管理報告システムにおいて考慮された場合に、前期の比較数値の表示に反映された。

当行グループの事業運営は以下のコーポレート部門から成る部門構造に基づき編成されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「CIB」という。）
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（以下「PCB」という。）
- アセット・マネジメント（以下「AM」という。）

ドイツ銀行の過年度に報告されたセグメント情報からの主な変更の概要は以下のとおりである。

2018年度第1四半期に、同業他社の報告書との協調性を高めるためにCIBの「セールス/トレーディング（債券および為替）」の収益区分の定義が更新され、より関連性の高い比較が可能になった。その結果、「ファイナンス」の区分はなくなり、過年度において当該区分の下で報告されていた収益の大半（2017年度については95%超）が「セールス/トレーディング（債券および為替）」の区分に、残りが「その他」の区分に振り替えられた。当四半期において、上場デリバティブ・アンド・クリアリング部門に関連する収益は、事業の優先順位に沿った形とするため、セールス/トレーディング（債券および為替）からセールス/トレーディング（株式）に振り替えられた。比較期間の表示は、これに伴い修正再表示されている。

2018年5月、ドイツ銀行は、Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクをDB Privat- und Firmenkundenbank AGに統合した。当行グループのポルトガルのリテール事業売却契約および2018年度第1四半期におけるポーランドのリテール事業の一部売却契約を受け、これらのプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・インターナショナル（PCCI）事業と、華夏銀行およびPCSの処分事業の収益は、当行グループの撤退事業をより適切に反映するために個別の区分に報告されている。その結果、2018年度第2四半期より、PCBの収益は以下のように報告される。

- プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）
- プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）：ベルギー、インド、イタリアおよびスペインにおける事業
- ウェルス・マネジメント（グローバル）
- 撤退事業：ポーランドとポルトガルにおける事業およびプライベート・クライアント・サービス（PCS）、ならびに過年度における華夏銀行

比較期間の表示は、これに従い調整されている。

2017年3月、ドイツ銀行は、ドイチェ・アセット・マネジメントの新規株式公開（IPO）を行う意向について公表していたが、これは2018年3月に完了した。2018年3月23日より、持株会社であるDWS Group GmbH & Co. KGaAの株式はフランクフルト証券取引所に上場している。2018年度第1四半期に、コーポレート部門の「ドイチェ・アセット・マネジメント」は「アセット・マネジメント」に名称が変更された。ドイツ銀行はIPO後も引き続き、DWSの主要株主である。

2018年度以降、管理費用は、予算に基づきコーポレート部門に配分されている。予算と実績の配分の乖離は、「コーポレートおよびその他」にまとめて計上される。OECD移転価格ガイドラインにおいて定義されている株主取引に関連する管理費用（すなわち、特定のグループ機能に関する費用）は、セグメントに配分されなくなり、代わりに「コーポレートおよびその他（C&O）」（旧「連結および調整（C&A）」）にまとめて計上される。これらの管理費用は、2018年度において422百万ユーロ、2017年度において371百万ユーロであった。評価および期間差異、ならびに各部門に配分されない財務関連項目および全社的項目を含め、過去にC&Aに報告されていたすべての区分は、引き続きC&Oに計上される。比較期間の表示は、これに伴い調整されている。

2017年度より、非中核事業部門（NCOU）は独立した部門ではなくなった。2016年12月31日現在残っていたレガシー資産は現在、対応する事業セグメント（主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンク）に管理されている。

セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）を要求している。当該調整は、「マネジメント・レポート：経営および財務の概況：ドイツ銀行グループ：コーポレート部門：コーポレートおよびその他」に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。当行グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。

当行グループの経営管理報告においてIFRSに準拠しない会計処理方法が使用されるのはまれであり、その場合、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（主にCIB）のに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用損失引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（コーポレートおよびその他（C&O）で戻入）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当行グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその営業活動は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは、各事業セグメントの活動により使用または提供される資金の価値に従い、当行グループ外部からの純利息収益を配分し、当行グループがホールセール市場において利用可能な資金調達価格を参照して移転価格を設定している。さらに、自己株式による資金調達を行う法的に独立した事業単位を保有する競合他社との比較可能性を保つため、当行グループは、各事業セグメントの平均株主資本の割合に応じて、当行グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の測定尺度が各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当行グループは、投資家およびアナリストが、当行グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当行グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの測定尺度を開示している。これらの測定尺度は、以下の項目を含んでいる。

平均株主資本の配分 - 2017年度より、株主資本は各セグメントの所要規制自己資本に基づき当行グループのセグメントに全額配分されており、外部に公表された当行グループの普通株式等Tier 1資本比率および当行グループのレバレッジ比率の目標を達成するのに必要な株主資本の金額に上限が設けられなくなった。所要規制自己資本は、当行グループの普通株式等Tier 1資本比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの総合的な貢献を反映している。3つの要素それぞれへの貢献は、その相対的な重要性和当行グループに対する制約を反映して加重計算される。普通株式等Tier 1資本比率およびレバレッジ比率に対する貢献は、CRR/CRD 4規則が完全実施されると仮定して、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）およびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）を通じて測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの尺度である。のれんおよびその他の無形資産は、配分された有形株主資本および各リターンの算定を可能にするために、引き続き当行グループのセグメントに直接帰属する。株主資本および有形株主資本は月次で配分され、四半期および通年にわたる平均値が算出される。比較期間である2016年度および2017年度のすべての期間は修正再表示されている。

2016年12月のセグメントの平均株主資本は、同期間末の現在価格を表している。各セグメントの現在価格と当行グループの平均金額の差額は、C&Oに計上されている。

2017年度より非中核事業部門（NCOU）は個別のコーポレート部門ではなくなったため、2017年度の平均株主資本の配分において、2016年度末からのNCOUの残高はコーポレートおよびその他（C&O）に配分されている。

純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの米国非課税有価証券について、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示により、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの純利息収益は、2018年度通年において42.4百万ユーロ（2017年度通年において113.6百万ユーロ、2016年度通年は126.4百万ユーロ）増加した。この増加は、C&Oにおける戻入を通じて、当行グループの連結数値において相殺されている。大部分の米国非課税有価証券に関して完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した税率は、2018年度において21%、2017年度および2016年度において35%である。

セグメント別の経営成績

以下の表は、当行グループの事業セグメント別の業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）を示すものである。

2018年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・ アンド・イン ベストメン ト・バンク	プライベ ート・アンド ・コマーシ ャル・バン ク	アセット・ マネジメン ト	非中核事業 部門	コーポレ ートおよ びその他	連結合計
純収益 ¹	13,046	10,158	2,186	-	-73	25,316
信用損失引当金繰入額	120	406	-1	-	0	525
利息以外の費用:						
報酬および手当	3,970	4,001	787	-	3,055	11,814
一般管理費	8,115	4,867	929	-	-2,624	11,286
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	-	0	0
再構築費用	287	55	19	-	0	360
利息以外の費用合計	12,372	8,923	1,735	-	431	23,461
非支配持分	24	-0	85	-	-109	0
税引前利益(損失)	530	829	367	-	-396	1,330
費用収益比率	95%	88%	79%	-	N/M	93%
資産 ²	988,531	343,704	10,030	-	5,872	1,348,137
非流動資産への追加	514	516	43	-	575	1,647
リスク・ウェイトド・アセット ³	236,306	87,709	10,365	-	16,053	350,432
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値(報告日におけるスポットの価額)	892,653	354,584	5,044	-	20,644	1,272,926
平均株主資本	43,427	14,514	4,669	-	0	62,610
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	1%	5%	18%	-	N/M	1%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	1%	4%	6%	-	N/M	0%
¹ 以下を含む:						
純利息収益	3,574	6,077	-52	-	3,592	13,192
持分法適用投資による純利益(損失)	170	2	41	-	6	219
² 以下を含む:						
持分法適用投資	556	78	240	-	5	879

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2018年12月31日終了年度:74%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2018年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。

2017年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	非中核事業部門	コーポレートおよびその他	連結合計
純収益 ¹	14,227	10,178	2,532	-	-489	26,447
信用損失引当金繰入額	213	313	-1	-	-0	525
利息以外の費用：						
報酬および手当	4,364	4,027	812	-	3,050	12,253
一般管理費	8,441	5,012	978	-	-2,458	11,973
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	12	3	-	0	21
再構築費用	81	360	6	-	0	447
利息以外の費用合計	12,892	9,411	1,799	-	593	24,695
非支配持分	26	-12	1	-	-16	0
税引前利益(損失)	1,096	465	732	-	-1,066	1,228
費用収益比率	91%	93%	71%	-	N/M	93%
資産 ²	1,127,028	333,069	8,050	-	6,586	1,474,732
非流動資産への追加	125	551	60	-	1,067	1,803
リスク・ウェイトド・アセット ³	231,574	87,472	8,432	-	16,734	344,212
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値(報告日におけるスポットの価額)	1,029,946	344,087	2,870	-	17,983	1,394,886
平均株主資本	44,197	14,943	4,687	-	99	63,926
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	2%	2%	56%	-	N/M	-1%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	2%	2%	10%	-	N/M	-1%
¹ 以下を含む：						
純利息収益	4,104	5,875	-19	-	2,418	12,378
持分法適用投資による純利益(損失)	81	3	44	-	9	137
² 以下を含む：						
持分法適用投資	553	91	211	-	10	866

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2017年12月31日終了年度：160%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2017年12月31日終了年度のセグメントの税率は33%となった。

2016年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	非中核事業部門	コーポレートおよびその他	連結合計
純収益 ¹	16,764	11,090	3,015	-382	-473	30,014
信用損失引当金繰入額	816	439	1	128	-0	1,383
利息以外の費用：						
報酬および手当	4,062	4,075	737	68	2,931	11,874
一般管理費	9,280	4,888	1,026	2,659	-2,398	15,454
保険業務に係る費用	0	0	374	0	0	374
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0	1,021	-49	-0	1,256
再構築費用	299	142	47	4	-7	484
利息以外の費用合計	13,926	9,104	3,205	2,682	525	29,442
非支配持分	49	0	0	-4	-46	0
税引前利益(損失)	1,973	1,547	-190	-3,187	-952	-810
費用収益比率	83%	82%	106%	N/M	N/M	98%
資産 ²	1,201,894	329,869	12,300	5,523	40,959	1,590,546
非流動資産への追加	22	480	1	0	1,517	2,019
リスク・ウェイトド・アセット ³	237,596	86,082	8,960	9,174	15,706	357,518
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値(報告日におけるスポットの価額)	954,203	342,424	3,126	7,882	40,018	1,347,653
平均株主資本	40,312	14,371	4,460	690	2,249	62,082
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	3%	8%	71%	N/M	N/M	-3%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	3%	7%	-3%	N/M	N/M	-2%
¹ 以下を含む：						
純利息収益	6,314	6,201	326	142	1,724	14,707
持分法適用投資による純利益(損失)	138	5	44	269	-1	455
² 以下を含む：						
持分法適用投資	698	23	203	98	4	1,027

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2016年12月31日終了年度：マイナス67%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2016年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
グローバル・トランザクション・ バンキング	3,834	3,917	4,419	-83	-2	-502	-11
株式オリジネーション	362	396	405	-34	-9	-9	-2
債券オリジネーション	1,081	1,327	1,393	-247	-19	-66	-5
アドバイザー	493	508	495	-16	-3	13	3
オリジネーションおよびアドバイ ザリー	1,935	2,232	2,292	-296	-13	-60	-3
セールス/トレーディング (株式)	1,957	2,233	2,751	-276	-12	-518	-19
セールス/トレーディング (債券および為替)	5,361	6,447	7,066	-1,087	-17	-619	-9
セールス/トレーディング	7,317	8,680	9,817	-1,363	-16	-1,137	-12
その他	-40	-601	235	561	-93	-836	N/M
純収益合計	13,046	14,227	16,764	-1,181	-8	-2,537	-15
信用損失引当金繰入額	120	213	816	-94	-44	-603	-74
利息以外の費用							
報酬および手当	3,970	4,364	4,062	-393	-9	302	7
一般管理費	8,115	8,441	9,280	-326	-4	-839	-9
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	6	285	-6	N/M	-279	-98
再構築費用	287	81	299	205	N/M	-218	-73
利息以外の費用合計	12,372	12,892	13,926	-520	-4	-1,034	-7
非支配持分	24	26	49	-2	-7	-23	-46
税引前利益(損失)	530	1,096	1,973	-566	-52	-877	-44
費用収益比率	95%	91%	83%	N/M	4ppt	N/M	8ppt
資産 ¹	988,531	1,127,028	1,201,894	-138,497	-12	-74,866	-6
リスク・ウェイトド・アセット ²	236,306	231,574	237,596	4,733	2	-6,022	-3
平均株主資本 ³	43,427	44,197	40,312	-770	-2	3,885	10
税引後平均有形株主資本利益率	1%	2%	3%	N/M	-1ppt	N/M	-2ppt
税引後平均株主資本利益率	1%	2%	3%	N/M	-1ppt	N/M	-2ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、上記の「セグメント純損益の測定」を参照のこと。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率(%)
純収益：							
プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(ドイツ)	6,802	6,583	6,873	220	3	-290	-4
プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(インターナショナル) ¹	1,439	1,455	1,466	-16	-1	-11	-1
ウェルス・マネジメント(グローバル)	1,746	2,021	1,720	-274	-14	301	18
撤退事業 ²	170	119	1,031	51	42	-912	-88
純収益合計	10,158	10,178	11,090	-20	-0	-912	-8
このうち：							
純利息収益	6,077	5,875	6,201	202	3	-326	-5
手数料およびフィー収益	3,143	3,367	3,395	-224	-7	-28	-1
その他の収益	937	935	1,494	2	0	-558	-37
信用損失引当金繰入額	406	313	439	93	30	-126	-29
利息以外の費用：							
報酬および手当	4,001	4,027	4,075	-26	-1	-47	-1
一般管理費	4,867	5,012	4,888	-145	-3	124	3
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	12	0	-12	N/M	12	N/M
再構築費用	55	360	142	-305	-85	218	154
利息以外の費用合計	8,923	9,411	9,104	-488	-5	307	3
非支配持分	-0	-12	0	12	-100	-12	N/M
税引前利益(損失)	829	465	1,547	363	78	-1,081	-70
費用収益比率	88%	92%	82%	N/M	-5ppt	N/M	10ppt
資産 ³	343,704	333,069	329,869	10,635	3	3,200	1
リスク・ウェイトド・アセット ⁴	87,709	87,472	86,082	237	0	1,390	2
平均株主資本 ⁵	14,514	14,943	14,371	-429	-3	572	4
税引後平均有形株主資本利益率	5%	2%	8%	N/M	2ppt	N/M	-6ppt
税引後平均株主資本利益率	4%	2%	7%	N/M	2ppt	N/M	-5ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 ベルギー、インド、イタリアおよびスペインの事業を含む。

2 ポーランドおよびポルトガルの事業に加え、過年度におけるプライベート・クライアント・サービス(PCS)と華夏銀行の事業を含む。

3 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

4 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

5 平均株主資本の各部門への配分方法については、上記の「セグメント純損益の測定」を参照のこと。

アセット・マネジメント

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
マネジメント・フィー	2,115	2,247	2,190	-132	-6	57	3
運用報酬および取引手数料	91	199	220	-109	-55	-21	-9
その他の収益	-20	86	209	-106	N/M	-123	-59
Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動	0	0	396	0	N/M	-396	N/M
純収益合計	2,186	2,532	3,015	-346	-14	-483	-16
信用損失引当金繰入額	-1	-1	1	-0	67	-1	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	787	812	737	-25	-3	75	10
一般管理費	929	978	1,026	-49	-5	-48	-5
保険業務に係る費用	0	0	374	-0	N/M	-374	-100
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	3	1,021	-3	N/M	-1,018	-100
再構築費用	19	6	47	13	N/M	-41	-88
利息以外の費用合計	1,735	1,799	3,205	-64	-4	-1,405	-44
非支配持分	85	1	0	83	N/M	1	N/M
税引前利益(損失)	367	732	-190	-364	-50	922	N/M
費用収益比率	79%	71%	106%	N/M	8ppt	N/M	-35ppt
資産 ¹	10,030	8,050	12,300	1,980	25	-4,250	-35
リスク・ウェイトド・アセット ²	10,365	8,432	8,960	1,932	23	-528	-6
平均株主資本 ³	4,669	4,687	4,460	-19	-0	227	5
税引後平均有形株主資本利益率	18%	56%	71%	N/M	-38ppt	N/M	-15ppt
税引後平均株主資本利益率	6%	10%	-3%	N/M	-5ppt	N/M	13ppt

N/M - 表記するに値しない。

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均株主資本の各部門への配分方法については、上記の「セグメント純損益の測定」を参照のこと。

非中核事業部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-	-	-382	0	N/M	382	N/M
このうち：							
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純利得(損失)	-	-	-1,307	0	N/M	1,307	N/M
信用損失引当金繰入額	-	-	128	0	N/M	-128	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	-	-	68	0	N/M	-68	N/M
一般管理費	-	-	2,659	0	N/M	-2,659	N/M
保険業務に係る費用	-	-	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-49	0	N/M	49	N/M
再構築費用	-	-	4	0	N/M	-4	N/M
利息以外の費用合計	-	-	2,682	0	N/M	-2,682	N/M
非支配持分	-	-	-4	0	N/M	4	N/M
税引前利益(損失)	-	-	-3,187	0	N/M	3,187	N/M
資産 ¹	-	-	5,523	0	N/M	-5,523	N/M
リスク・ウェイトド・アセット ²	-	-	9,174	0	N/M	-9,174	N/M
平均株主資本 ³	-	-	690	0	N/M	-690	N/M

N/M - 表記するに値しない。

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均株主資本の各部門への配分方法については、上記の「セグメント純損益の測定」を参照のこと。

コーポレートおよびその他 (C&O)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年度	2017年度	2016年度	2017年度から 2018年度の増加 (減少)		2016年度から 2017年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-73	-489	-473	416	-85	-17	4
信用損失引当金繰入額	0	-0	-0	1	N/M	0	-19
利息以外の費用							
報酬および手当	3,055	3,050	2,931	5	0	119	4
一般管理費	-2,624	-2,458	-2,398	-166	7	-59	2
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	-0	0	N/M	0	N/M
再構築費用	0	0	-7	-0	-85	7	N/M
利息以外の費用合計	431	593	525	-161	-27	67	13
非支配持分	-109	-16	-46	-93	N/M	30	-65
税引前利益 (損失)	-396	-1,066	-952	670	-63	-114	12
資産 ¹	5,872	6,586	40,959	-714	-11	-34,373	-84
リスク・ウェイトド・アセット ²	16,053	16,734	15,706	-681	-4	1,028	7
平均株主資本	0	99	2,249	-99	N/M	-2,150	-96

N/M - 表記するに値しない。

- C&Oの資産には、事業セグメントの管理責任範囲外の、事業セグメントに配分されていない財務に関する残余資産、および繰延税金資産や集中決済勘定といった全社的資産が反映されている。
- リスク・ウェイトド・アセットは、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Oのリスク・ウェイトド・アセットには、事業セグメントの管理責任範囲外の財務および全社的資産が反映されており、その主な内容は、当行グループの繰延税金資産であった。

全社的開示

当行グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。当行グループの純収益の構成要素の詳細については、「マネジメント・レポート：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2008年、2017年および2016年12月31日終了年度における地域別の純収益合計（信用損失引当金繰入額控除前）を示している。CIB、PCB、AMおよびNCOUについて示された情報は、主に収益が計上される当行グループの事務所の所在地に基づき分類されている。C&Oに関する情報は、C&Oの管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
ドイツ：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	1,400	1,503	1,924
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	7,342	7,225	7,571
アセット・マネジメント	985	1,009	888
非中核事業部門	0	0	221
ドイツ合計 ¹	9,727	9,737	10,604
英国：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	3,338	3,818	4,298
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	26	34	83
アセット・マネジメント	294	434	836
非中核事業部門	0	0	-322
英国合計	3,659	4,286	4,895
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	1,124	1,268	1,545
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	1,901	2,037	2,360
アセット・マネジメント	379	465	497
非中核事業部門	0	0	23
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ合計	3,404	3,770	4,425
アメリカ（主に米国）：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	4,671	4,999	5,929
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	362	390	625
アセット・マネジメント	413	491	578
非中核事業部門	0	0	-305
アメリカ合計	5,445	5,881	6,827
アジア/太平洋：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	2,513	2,639	3,069
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	526	491	451
アセット・マネジメント	114	133	216
非中核事業部門	0	0	1
アジア/太平洋合計	3,154	3,263	3,736
コーポレートおよびその他	-73	-489	-473
連結純収益 ²	25,316	26,447	30,014

1 ポストバンクの全事業は、ドイツの事業として開示されており、さらなるシステム統合の対象となっている。

2 連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）から成っている。収益は、当行グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当行グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結または促進した当行グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当行グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

連結損益計算書に対する注記

05 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）

純利息収益

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
利息および類似収益： ¹			
現金および中央銀行預け金に係る利息収益	1,860	1,070	433
インターバンク預け金（中央銀行以外）に係る利息収益	223	245	252
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	221	292	359
売却可能金融資産に係る利息収益	N/A	1,083	1,313
売却可能金融資産に係る配当収益	N/A	88	205
貸出金	12,992	12,004	12,311
満期保有証券に係る利息収益	N/A	68	67
その他	497	1,406	1,417
償却原価で測定する資産からの利息および類似収益合計	15,793	16,256	16,357
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産からの利息収益	1,014	N/A	N/A
純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産に係る利息および類似収益合計	16,807	16,256	16,357
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	7,985	7,286	8,786
利息および類似収益合計	24,793	23,542	25,143
利息費用： ¹			
利付預金	3,122	2,833	2,583
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	379	431	255
その他の短期借入金	139	135	179
長期債務	1,981	1,795	1,759
信託優先証券	234	413	437
その他	1,923	1,500	1,083
純損益を通じて公正価値で測定しない金融負債に係る利息費用合計	7,778	7,107	6,295
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3,822	4,058	4,141
利息費用合計	11,601	11,164	10,436
純利息収益	13,192	12,378	14,707

¹ 利息収益総額および利息費用総額に係る過年度の比較数値は修正再表示されている。この修正再表示による純利息収益への影響はなかった。2017年および2016年12月31日終了年度において、550百万ユーロおよび493百万ユーロが修正再表示された。

2017年および2016年12月31日終了年度において、減損した金融資産に関して計上した利息収益は、それぞれ61百万ユーロおよび63百万ユーロであった。

2018年および2017年12月31日終了年度におけるその他の利息収益には、貸出条件付の長期資金供給オペレーション（以下「TLTRO」という。）プログラムに基づく政府助成金に関連する93百万ユーロおよび116百万ユーロが含まれていた。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
トレーディング収益：			
セールス / トレーディング (株式)	407	1,142	588
セールス / トレーディング (債券および為替)	2,802	4,058	3,562
セールス / トレーディング合計	3,209	5,200	4,150
その他のトレーディング収益	-3,157	-1,826	-3,603
トレーディング収益合計	52	3,374	547
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失)：			
金融資産の種類別内訳：			
負債性有価証券	-77	N/A	N/A
資本性有価証券	159	N/A	N/A
貸出金および貸出コミットメント	77	N/A	N/A
預金	27	N/A	N/A
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他のトレーディング以外の金融資産	26	N/A	N/A
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失) 合計：	212	N/A	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)：			
金融資産 / 負債の種類別内訳：			
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券	4	3	-3
借入有価証券担保金および貸付有価証券受入金	0	-1	1
貸出金および貸出コミットメント	7	-32	-109
預金	19	-30	-28
長期債務	1,118	-398	303
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 / 負債	-79	10	691
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	1,069	-448	854
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	1,332	2,926	1,401

合算ベースの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
純利息収益	13,192	12,378	14,707
トレーディング収益 ¹	52	3,374	547
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失)	212	N/A	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)	1,069	-448	854
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	1,332	2,926	1,401
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) 合計	14,524	15,304	16,108
セールス / トレーディング (株式)	1,514	1,516	1,931
セールス / トレーディング (債券および為替)	5,027	6,351	7,161
セールス / トレーディング合計	6,541	7,868	9,092
グローバル・トランザクション・バンキング	1,869	1,932	2,097
その他の商品	-504	-1,148	-415
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	7,905	8,651	10,774
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	6,283	6,158	6,420
アセット・マネジメント	-89	30	365
非中核事業部門	N/A	N/A	-1,307
コーポレートおよびその他	425	464	-144
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) 合計	14,524	15,304	16,108

1 トレーディング収益にはヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブによる利得および損失が含まれる。

当行グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSにおいては、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益 (すなわち、クーポンおよび配当収益) ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益または純利得 (損失) のいずれかの区分に期ごとに計上することができる。上記の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) を業務部門別に、またコーポレート・アンド・インベストメント・バンクについては商品別にまとめたものである。

06 -

手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
手数料およびフィーの収益および費用：			
手数料およびフィー収益	12,921	14,102	14,999
手数料およびフィー費用	2,882	3,100	3,255
純手数料およびフィー収益	10,039	11,002	11,744

2018年度第1四半期において、当行グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用した。当該基準では、関連費用控除前の収益の内訳を表示することが要求されている。

商品種類別、事業セグメント別収益の内訳 - IFRS第15号に基づく

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年12月31日現在				連結合計
	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマмерシャル・バンク	アセット・マネジメント	マコーポレートおよびその他	
主要な業務：					
管理手数料	292	257	22	-3	568
資産運用手数料	45	261	3,131	-0	3,436
その他の有価証券業務からの手数料	302	30	2	0	335
引受およびアドバイザー・フィー	1,708	17	-1	-28	1,696
ブローカー・フィー	1,223	933	82	0	2,238
国内決済に係る手数料	414	1,047	-0	-1	1,460
海外取引に係る手数料	485	137	0	-1	621
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	7	8	0	-0	15
貸出金の処理および保証に係る手数料	690	291	0	1	981
仲介手数料	3	478	0	12	493
その他の顧客サービスからのフィー	730	229	117	0	1,076
手数料およびフィー収益合計	5,898	3,688	3,352	-18	12,921
総費用					-2,882
手数料およびフィー純額					10,039

当行グループは、(IFRS第15号に基づく累積的影響方式で認められるとおり)2018年1月1日以後に開始する報告期間からIFRS第15号を適用している。IFRS第15号の適用前は、当行グループは、手数料およびフィー収益合計と費用を年に一度総額ベースで開示していた。手数料およびフィー収益の内訳は、純額ベースで年に一度報告されていた。2017年および2016年12月31日終了年度における年間の手数料およびフィー収益は、信託業務からはそれぞれ43億ユーロおよび43億ユーロ、ブローカー・フィー、有価証券の引受に係るマークアップおよびその他の有価証券業務からはそれぞれ30億ユーロおよび33億ユーロ、その他の顧客サービスからのフィーはそれぞれ37億ユーロおよび42億ユーロであった。

2018年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益の未収残高は839百万ユーロであった。2018年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益に関連する契約負債残高は74百万ユーロであった。契約負債は、サービスの完了前に対価を受取っている顧客に対して将来のサービスを提供する当行グループの義務から生じる。受取債権と契約負債の残高が毎期著しく異なっていないことは、これらが主に、月次の当座預金サービスや四半期毎の資産運用サービスなどの1年未満のサービス期間に係る経常的なサービス契約に関連しているという事実を反映している。提供されるサービスと引き換えに顧客が行う支払は通常、特定のサービス期間にわたり当行グループがサービスを履行することを条件とするため、当行グループが支払を受ける権利は、当該履行義務が完全に完了したサービス期間の終了時に発生する。従って、計上されている契約資産残高は重要性がない。

07 -

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
売却可能金融資産に係る純利得（損失）：			
負債性有価証券に係る純利得（損失）：	N/A	114	229
処分による純利得（損失）	N/A	115	230
減損	N/A	-1	-1
資本性有価証券に係る純利得（損失）：	N/A	219	79
処分/再測定による純利得（損失）	N/A	219	96
減損	N/A	-1	-17
貸出金に係る純利得（損失）：	N/A	37	6
処分による純利得（損失）	N/A	45	21
減損	N/A	-8	-15
減損の戻入	N/A	0	0
その他の資本持分に係る純利得（損失）：	N/A	110	339
処分による純利得（損失）	N/A	137	348
減損	N/A	-27	-9
売却可能金融資産に係る純利得（損失）合計	N/A	479	653

本報告書の注記15「売却可能金融資産」もあわせて参照のこと。

08 -

その他の収益

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
その他の収益：			
貸出金の処分に係る純利得（損失）	-4	19	-128
保険料 ¹	3	4	89
ヘッジ会計に適切なヘッジ関係による純利得（損失）	-497	-609	-370
連結対象の投資	0	0	362
残りのその他の収益 ²	712	112	1,100
その他の収益（損失）合計	215	-475	1,053

1 支払再保険料控除後である。増減は主に、2016年度に売却されたAbbey Life Assurance Company Limitedにより生じている。

2 2018年、2017年および2016年12月31日終了年度において、売却目的保有の非流動資産および処分グループに関連する純利得（損失）をそれぞれ141百万ユーロ、マイナス81百万ユーロおよび744百万ユーロ含んでいる。

09 -

一般管理費

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
一般管理費：			
IT関連費用 ¹	3,822	3,816	3,872
規制関連費用、税金および保険 ^{2, 3}	1,545	1,489	1,421
不動産関連費および設備費	1,723	1,849	1,972
専門的サービス報酬 ¹	1,530	1,750	2,305
バンキングおよびトランザクション費用	753	744	664
通信およびデータ・サービス	636	686	761
旅費および交際費	347	405	450
マーケティング費用	278	309	285
連結対象の投資	0	0	334
その他の費用 ⁴	652	925	3,390
一般管理費合計	11,286	11,973	15,454

1 前年度の数値は、組織体制の変更によりIT関連費用を専門的サービス報酬にシフトしたことを反映して、修正再表示されている。

2 銀行税および保険ならびに預金保護から成る規制関連費用、税金および保険は、さらなる透明性を提供する目的で別個に表示されている。
2017年12月31日終了年度に係る年次報告書において、当該費用はその他の費用に含まれていた。

3 2018年度において690百万ユーロ、2017年度において596百万ユーロおよび2016年度において547百万ユーロの銀行税が含まれている。

4 2018年度に88百万ユーロ、2017年度に213百万ユーロおよび2016年度に24億ユーロの訴訟関連費用が含まれている。訴訟に関する詳細は、注記29「引当金」を参照のこと。

10 -

再構築

再構築は、当行グループの戦略実行の一部を成している。当行グループは当行をさらに強化し、成長に向けて位置付け、組織構造を簡略化することを目指した措置を定義している。またこの措置は、プロセスの最適化および合理化ならびにシナジーの活用により効率化を進めることで、調整後費用を削減することを目標としている。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の加速償却を補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	287	81	292
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	55	360	141
アセット・マネジメント	19	6	47
非中核事業部門	-	-	4
再構築費用純額合計	360	447	484

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
再構築 - 従業員関連	367	430	491
このうち：			
解雇給付	248	402	432
繰延報酬の前倒し償却	113	26	54
社会保障	6	2	5
再構築 - 従業員関連以外	-6	17	-7
再構築費用純額合計	360	447	484

2018年12月31日、2017年12月31日および2016年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ585百万ユーロ、696百万ユーロおよび741百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、今後2年の間に使用される予定である。

2018年度において、再構築プログラムを通じて3,000名（2017年度：2,045名および2016年度：1,451名）の正規職員が削減された。

正規職員換算	2018年度	2017年度	2016年度
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	1,002	502	356
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	767	1,054	453
アセット・マネジメント	92	38	101
管理部門/リージョナル・マネジメント	1,138	451	541
正規職員数合計	3,000	2,045	1,451

1株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約に基づき取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

基本的小および希薄化後1株当たり利益の計算

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的1株当たり利益計算上の分子 ¹	267	-1,049	-1,678
希薄化証券の影響：			
先渡契約およびオプション	0	0	0
転換社債	0	0	0
転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後1株当たり利益計算上の分子 ¹	267	-1,049	-1,678
株式数（単位：百万株）			
加重平均社外流通株式数 - 基本的1株当たり利益計算上の分母	2,102.2	1,967.7	1,555.3
希薄化証券の影響：			
先渡契約	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.0
繰延株式	0.0	0.0	0.0
その他（トレーディング・オプションを含む。）	0.0	0.0	0.0
希薄化性潜在的普通株式	0.0	0.0	0.0
転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後1株当たり利益計算上の分母	2,102.2	1,967.7	1,555.3

1 2018年4月、2017年4月および2016年4月にその他Tier 1ノートに対して支払われたクーポンについて、利益に対する292百万ユーロ、298百万ユーロおよび276百万ユーロ（税引後）の調整が行われた。

1株当たり利益

単位：ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
基本的1株当たり利益	-0.01	-0.53	-1.08
希薄化後1株当たり利益	-0.01	-0.53	-1.08

2017年4月7日、ドイツ銀行AGは、新株予約権による増資を完了した。新株の発行価格が既存株式の市場価格を下回っていたため、この増資には無償部分が含まれた。IAS第33号によると、無償部分は、資産の完全な比例的変動を伴わない、増資前のすべての期間における社外流通株式数の計算上の変動による結果である。その結果、加重平均社外流通株式数は遡及的に調整されている。

IAS第33号に基づき、その他Tier 1ノートについて支払ったクーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、当該計算において控除する必要がある。2018年度、2017年度および2016年度は純損失の状態であるため、希薄化性潜在的株式は、通常は1株当たり利益の計算に考慮されない。これは、考慮することにより逆希薄化となり、1株当たり純損失の額を引き下げることになるためである。

社外流通しているが、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった金融商品¹

株式数(単位:百万株)	2018年度	2017年度	2015年度
売建コール・オプション	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.0
繰延株式	108.8	104.4	69.6

1 逆希薄化となるため、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった。

連結貸借対照表に対する注記

12 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
トレーディング金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	140,720	173,196
その他のトレーディング資産 ¹	12,017	11,466
トレーディング資産合計	152,738	184,661
デリバティブ金融商品のプラスの時価	320,058	361,032
トレーディング金融資産合計	472,796	545,693
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産：		
売戻条件付買入有価証券（逆レボ）	44,543	N/A
借入有価証券担保金	24,210	N/A
貸出金	12,741	N/A
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他の金融資産	18,951	N/A
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産合計	100,444	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券（逆レボ）	0	57,843
借入有価証券担保金	0	20,254
貸出金	0	4,802
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	104	8,377
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	104	91,276
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	573,344	636,970

1 2018年12月31日および2017年12月31日現在、それぞれ115億ユーロおよび109億ユーロの売買可能貸出金が含まれている。

単位：百万ユーロ	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	59,629	71,148
その他のトレーディング負債	295	314
トレーディング負債合計	59,924	71,462
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	301,487	342,726
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	361,411	414,189
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券（レポ）	46,254	53,840
貸出コミットメント	0	8
長期債務	5,607	6,439
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	1,895	3,587
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	53,757	63,874
投資契約負債	512	574
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	415,680	478,636

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当行グループは以前に、様々な貸出関係を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した。2018年度において、これらの貸出枠はIFRS第9号に基づき、強制的に純損益を通じて公正価値で測定される。貸出枠は、引き出された貸出資産および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーはその公正価値である。引き出された貸出金（売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金を含む。）に係る信用リスクに対する当行グループの最大エクスポージャーは、2018年および2017年12月31日現在それぞれ0百万ユーロおよび830億ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主にカウンターパーティ信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係るカウンターパーティ信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

カウンターパーティ信用リスクの変動に起因する金融資産の公正価値の変動

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
信用リスクにさらされている金融資産の名目金額	0	N/A
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	N/A
公正価値の累積的変動	0	N/A
信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額	0	N/A
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	N/A
公正価値の累積的変動	0	N/A

カウンターパーティ信用リスクの変動に起因する貸出金¹および貸出コミットメントの公正価値の変動²

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	貸出金	貸出コミットメント	貸出金	貸出コミットメント
信用リスクにさらされている貸出金および貸出コミットメントの名目金額	N/A	N/A	2,865	1,973
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	N/A	N/A	7	14
公正価値の累積的変動 ³	N/A	N/A	10	30
信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額	N/A	N/A	536	4,728
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	N/A	N/A	-0	-42
公正価値の累積的変動 ³	N/A	N/A	1	-46

- 貸出金が過剰に担保されている場合、カウンターパーティ信用リスクの変動による貸出金の当期または累積的評価に重要な変動は生じない。
- マーケット・リスクに関連する公正価値の影響額を除いた評価モデルを使用して決定されている。
- 変動額は報告日に保有されていた貸出金および貸出コミットメントに起因するものであり、これらは過年度に保有していたものと異なる場合がある。基礎となる母集団の差異を反映させるための前年度の調整は行われていない。

当行グループの信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動¹

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
その他の包括利益に表示		
公正価値の累積的変動	-49	N/A
損益計算書に表示		
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	60
公正価値の累積的変動	0	72

- 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当行グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

期中の資本の利得または損失の累計額の振替

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
期中の資本の利得または損失の累計額	0	N/A

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債の認識中止時に認識された額

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
認識の中止時に認識されたその他の包括利益に表示される額	-3	N/A

金融負債¹の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
未利用の貸出コミットメントを含む ²	2,545	6,088
未利用の貸出コミットメントを除く	2,536	2,073

- 当行グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。
- 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは融資枠をすべて利用するものと仮定している。

公正価値で計上される金融商品

評価方法および統制

当行グループは、評価プロセスに対する内部統制基準、手法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当行グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへの入力値として使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還率、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、複数のパラメータ入力値を要求することが多い。パラメータ入力値は、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ入力値について観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ入力値を裏付けるために使用される。パラメータ入力値を裏付けるための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ入力値は、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当行グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表しているため、その公正価値とされる。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ入力値は通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場またはカウンターパーティ・リスクに反映するために行われる。これらの調整は関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値およびその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当行グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整（CVA）は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVAの金額は、関連するすべての店頭（OTC）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報（クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）スプレッドを含む。）に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代用品が使用される。

当行グループの純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および発行済ノートの負債）の公正価値には、当行グループの自己の信用リスクの変動を測定するため評価調整（すなわち、デリバティブの債務評価調整（DVA）および仕組み債の自己信用調整（OCA））が織り込まれる。デ

デリバティブ負債については、当行グループは、すべての相手先の当行グループに対する予想される将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、破綻処理中のデリバティブ債権の優先順位（法定劣後）を考慮した、当行グループの市場でのCDS水準および予想デフォルト時損失率に基づいて、当行グループが差し入れた担保、関連するネットリングの取決めの影響、当行グループの予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を勘案する。発行済ノートの負債は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、測定日現在で類似の金融商品の発行または買い戻しが行われると仮定した場合のスプレッドを用いて割り引かれる。当該スプレッドはさらに、市場レベルでの資金調達の変数や固有の自己の信用要素にまでパラメータ化される。IFRS第9号に基づき、自己の信用要素はその他の包括利益（OCI）で報告される。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

調達評価調整（FVA）は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

評価統制 - 当行グループは、評価統制のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価統制プロセスを管理する、財務機能内の独立した専門的な評価統制のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価統制方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価統制プロセスの実行、評価統制手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営者の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価統制のグループの特別な注意が向けられている。

評価統制プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当行グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ入力値は、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ入力値、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が当行グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、活発かつ流動性の高い取引所で取引されている国債、デリバティブおよび資本性有価証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一部のCDS、多くの債務担保証券（CDO）、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察可能でない市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（ABS）、流動性の低いICDO（現金およびシンセティック）、モノライン・エクスポージャー、第三者割当増資、多くの商業用不動産（CRE）貸出金、流動性の低い貸出金および一部の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額¹

	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル3)	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル3)
単位：百万ユーロ						
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	75,415	67,560	9,763	106,075	69,543	9,043
トレーディング証券	75,210	61,424	4,086	105,792	62,770	4,634
その他のトレーディング資産	205	6,136	5,676	283	6,773	4,409
デリバティブ金融商品のプラスの時価	10,140	301,609	8,309	12,280	341,413	7,340
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	8,288	86,090	6,066	N/A	N/A	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	104	0	0	6,547	83,242	1,488
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	32,517	18,397	268	N/A	N/A	N/A
売却可能金融資産	N/A	N/A	N/A	29,579	15,713	4,104
公正価値で測定するその他の金融資産	42	2,779 ²	207	0	3,258 ²	47
公正価値で保有する金融資産合計	126,505	476,435	24,614	154,480	513,169	22,022
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	42,548	17,361	15	53,644	17,817	2
トレーディング証券	42,547	17,082	0	53,644	17,503	2
その他のトレーディング負債	1	279	15	0	314	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	9,638	285,561	6,289	9,163	327,572	5,992
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	119	51,617	2,021	4	62,426	1,444
投資契約負債	0	512	0	0	574	0
公正価値で測定するその他の金融負債	201	2,658 ²	-611 ³	0	2,559 ^{2,4}	-298 ³
公正価値で保有する金融負債合計	52,505	357,709	7,714	62,810	409,948	7,139

1 注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

4 行われた修正再表示は、注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」から注記13「公正価値で計上される金融商品」への純粋な分類変更を表しており、金額に変更はない。金額は公正価値で計上されている。

2018年度において、流動性テストの手続変更の結果、トレーディング証券のうち15億ユーロがレベル1からレベル2へ振替えられた。

評価技法

以下は、当行グループが取引している様々な種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに資本性有価証券 - 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。資本性有価証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに上昇する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合、ABSは、適用可能であれば、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値をできる限り利用した業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準のモデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定の取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび深刻度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 - 特定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはその他の信用市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります、それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 - 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。比較的活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ピークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 - 投資契約負債に関連する資産は当行グループが所有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融資産および金融負債の一部は、観察不能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で表示することを要求されている。

トレーディング証券 - 特定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーのこのレベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期における減少は主に、売却および決済の組合せに起因しており、購入、利得およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替によって相殺された。

公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類されるデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不能なパラメータに基づき評価される。観察不能なパラメータは、特定の相関関係、特定のより長期的なボラティリティ、特定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不能な特定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不能な特定のバスケット・オプション、より長期的な金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不能な特定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

資産の増加は、利得およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、決済によって相殺された。負債の増加は、損失およびレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、決済によって相殺された。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当期における残高の増加は、購入、発行、利得およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、売却および決済によって相殺された。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産（2018年）は、回収のために保有するものにも、回収して売却するために保有するものにも分類されない、トレーディング以外の金融資産のビジネスモデルから構成される。これは主に、公正価値ベースで管理される逆レボ契約を含む。さらに、この分類には、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない、回収のために保有するもの、または回収して売却するために保有するものに分類されるトレーディング以外の金融資産モデルも含まれる。当期における増加は、購入、発行、利得およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2と3の間での振替に起因しており、売却および決済によって相殺された。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類された。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期における資産のわずかな減少は、決済およびレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、利得によって相殺された。当期における負債の増加は、発行およびレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、決済および利得によって相殺された。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（2018年） / 売却可能金融資産（2017年）には、トレーディング目的でなく、市場の流動性が非常に低い場合の不良債権のポートフォリオが含まれている。資産のわずかな増加は購入によるものであり、レベル2とレベル3の間での振替、売却、決済および損失によって相殺された。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

単位： 百万ユーロ	2018年12月31日現在									
	期首残高	連結会社 グループの 変動	利得/ 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3へ の振替 ⁴	レベル3か らの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有 する金融資産：										
トレーディング 証券	4,148	6	105	2,146	-1,908	0	-481	897	-826	4,086
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	7,340	0	718	0	0	0	-137	1,940	-1,551	8,309
その他のトレー ディング資産	4,426	0	233	981	-2,027	3,055	-1,241	506	-257	5,676
強制的に純損益 を通じて公正価 値で測定される トレーディング 以外の金融資産	4,573	3	426	3,627	-567	1,013	-3,128	411	-292	6,066
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	91	0	4	0	0	0	-22	0	-72	0
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	231	3	-4 ⁵	260	-162	0	-6	2	-55	268
公正価値で測定 するその他の金 融資産	47	0	0	0	0	0	0	207	-47	207
公正価値で保有 する金融資産合 計	20,855 ⁸	12	1,481 ^{6,7}	7,014	-4,664	4,068	-5,015	3,963	-3,100	24,614
公正価値で保有 する金融負債：										
トレーディング 証券	2	-0	-1	0	0	0	-0	0	-1	0
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	5,992	0	531	0	0	0	-522	1,319	-1,031	6,289
その他のトレー ディング負債	0	0	-1	0	0	0	16	0	0	15
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	1,444	0	-121	0	0	692	-270	408	-134	2,021
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-298	0	-299	0	0	0	38	-29	-23	-611
公正価値で保有 する金融負債合 計	7,139	0	110 ^{6,7}	0	0	692	-738	1,699	-1,189	7,714

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表

は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。

- 5 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失8百万ユーロ、ならびに損益計算書に認識され、純利得（損失）に表示されている損失4百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は136百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は33百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。
- 8 期首残高は、IFRS第9号による金融資産・負債の再評価により、修正再表示されている。

2017年12月31日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社 グループの 変動	利得/ 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3への 振替 ⁴	レベル3から の振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有 する金融資産：										
トレーディング 証券	5,012	-1	-153	2,144	-1,660	0	-818	772	-662	4,634
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	9,798	-0	-610	0	0	0	-1,889	2,298	-2,257	7,340
その他のトレー ディング資産	5,674	-7	-283	2,095	-2,328	636	-1,803	950	-524	4,409
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	1,601	0	-78	807	-118	63	-710	58	-134	1,488
売却可能金融資 産	4,153	-40	205 ⁵	722	-249	0	-1,206	539	-21	4,104
公正価値で測定 するその他の金 融資産	33	0	33	0	0	0	-26	7	0	47
公正価値で保有 する金融資産合 計	26,271	-47	-886 ^{6,7}	5,768	-4,356	699	-6,453	4,624	-3,598	22,022
公正価値で保有 する金融負債：										
トレーディング 証券	52	0	-6	0	0	0	-46	1	0	2
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	8,857	-5	-64	0	0	0	-1,827	924	-1,892	5,992
その他のトレー ディング負債	0	0	-0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	2,229	-7	-128	0	0	146	-564	154	-387	1,444
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-848	0	268	0	0	0	286	-18	15	-298
公正価値で保有 する金融負債合 計	10,290	-12	69 ^{6,7}	0	0	146	-2,151	1,061	-2,265	7,139

1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方の変動に起因している。

2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。

4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品については、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。

5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得94百万ユーロ、ならびに損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得(損失)に表示されている損失8百万ユーロが含まれている。

6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は565百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は123百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。

7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当行グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2018年12月31日現在では、公正価値は最大で16億ユーロ増加または10億ユーロ減少した可能性がある。2017年12月31日現在では、公正価値は最大で16億ユーロ増加または10億ユーロ減少した可能性がある。

2017年12月31日から2018年12月31日までの感応度を示す金額の変動は、プラスの公正価値変動が91百万ユーロ増加し、マイナスの公正価値変動が47百万ユーロ増加した。プラスまたはマイナスの公正価値変動が増加したことは、レベル3資産が2017年12月31日現在の220億ユーロから2018年12月31日現在の246億ユーロへと増加し、レベル3負債が2017年12月31日現在の71億ユーロから2018年12月31日現在の77億ユーロへと増加した、当期における当行グループのレベル3の増加に概ね一致している。これらの変動は、当行グループのレベル3が総額ベースで11%増加したことを表している。

2017年12月31日から2018年12月31日までのプラスの公正価値変動の変動は6%の増加、マイナスの公正価値の変動は5%の増加を表している。これらの増加は、主に2018年度第1四半期のIFRS第9号適用により、基礎となるレベル3の母集団が変更されたことに起因する、当行グループのレベル3の11%の増加よりも比較的小さくなっている。IFRS第9号により純損益を通じて公正価値で測定するものから償却原価で測定するものに振り替えられたポジションの大部分は不良債権であり、過年度においては、このような資産に特有の重要な評価の不確実性によって、プラスとマイナス双方の公正価値変動の合計に大きな影響を与えていた。

当行グループによるレベル3の観測不可能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。慎重性に基づく評価とは、公正価値で保有する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則（EU）第2016/101号（規則（EU）第575/2013号（CRR）第34条を補完する。）に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、第105（14）条に準拠し算定された公正価値で測定するすべての資産に係る追加の評価調整額を、CET 1資本からの減額として適用するよう金融機関に求めている。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。公正価値が慎重に測定されていることがすでに明らかな場合、感応度の下落が限定される可能性がある。

この開示は、評価を観察不能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳¹

	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債性有価証券	179	118	126	90
商業用モーゲージ担保証券	5	4	6	6
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	38	37	26	28
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	136	77	94	56

資本性有価証券	84	67	95	67
デリバティブ：				
信用	151	116	155	125
エクイティ	257	207	164	138
金利関連	346	206	340	173
外国為替	49	26	65	12
その他	106	89	106	73
貸出金：				
貸出金	475	219	504	320
その他	0	0	0	0
合計	1,647	1,046	1,556	999

1 観察不能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示されている。

重要で観察不能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の詳細な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって保有者または貸手に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate (CDR)）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate (CPR)）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価は、一部のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高くなる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高くなる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの相関関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）マルチプル法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不能な入力値に関する定量的情報

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不能な 入力値(レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品 - トレーディング目的保有、強制的に公正価値で測定、公正価値で測定するものとして指定、OCIを通じて公正価値で測定： トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	66	0	価格に基づく技法	価格	0%	120%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	97	1,444
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	745	0	価格に基づく技法	価格	0%	102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	26	2,203
				回収率	0%	90%
				年率換算デフォルト率	0%	16%
				年率換算期限前償還率	0%	42%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	811	0				
負債性有価証券およびその他の債務証券	3,876	1,764	価格に基づく技法	価格	0%	148%
トレーディング目的保有	3,037	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	5	582
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	3,037					
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	726					
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0	1,764				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	114					
資本性有価証券	1,244	0	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	70%	100%
トレーディング目的保有	239	0		企業価値/EBITDA(倍率)	6	17
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,005		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	7%	20%
貸出金	7,167	15	価格に基づく技法	価格	0%	341%
トレーディング目的保有	5,651	15	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	40	930
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,362			年率換算デフォルト率	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0	0		回収率	35%	40%
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	154					
貸出コミットメント	0	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	30	2,864
				回収率	25%	75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	2,999 ²	257 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	3%	46%
				レボ・レート(ベース・ポイント)	65	387
公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計	16,097	2,037				

- 1 評価技法および続く重要な観察不能な入力値は、各ポジション合計に関連している。
- 2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産26百万ユーロおよび強制的に公正価値で測定されるその他の金融資産30億ユーロが含まれている。
- 3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券185百万ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債72百万ユーロが含まれている。

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法	重要で観察不能な 入力値(レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融商品： デリバティブ金融商品の時価：					
金利デリバティブ	4,264	2,568	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-124 2,316 1% 6% 0% 35% 2% 43%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	0% 5% 0% 31% -30% 90% -59% 75%
クレジット・デリバティブ	638	964	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (ベース・ポイント) 回収率	0 1,541 0% 80%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	25% 85%
エクイティ・デリバティブ	1,583	1,498	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	4% 96% 11% 79% 1 1 2% 89% 0% 63% 0% 5%
FXデリバティブ	1,034	1,005	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	-6% 34%
その他のデリバティブ	997	-357	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (ベース・ポイント)	- -
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	5% 92% 0% 0%
デリバティブ金融商品の時価合計	8,516	5,677			

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不能な 入力値(レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融商品 - トレーディング目的保有、 公正価値で測定するものとして 指定および売却可能： トレーディング目的で保有する モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券：					
商業用モーゲージ担保証券	79	0	価格に基づく技法	価格	0% 102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	136 2,217
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	714	0	価格に基づく技法	価格	0% 102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	12 2,000
				回収率	0% 90%
				年率換算デフォルト率	0% 25%
				年率換算期限前償還率	0% 29%
モーゲージ担保証券およびその 他の資産担保証券合計	793	0			
負債性有価証券およびその 他の債務証券	3,870	1,307	価格に基づく技法	価格	0% 176%
トレーディング目的保有	3,559	2	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	34 500
社債、ソブリン債および その他の負債性有価証券 公正価値で測定するものとして 指定	3,559	1,305			
売却可能	44				
	267				
資本性有価証券	913	0	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	60% 100%
トレーディング目的保有	282	0		企業価値/EBITDA(倍率)	1 14
純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定	151		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8% 20%
売却可能	480				
貸出金	7,397	0	価格に基づく技法	価格	0% 161%
トレーディング目的保有	4,376	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	190 1,578
純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定	338	0		年率換算デフォルト率	- -
売却可能	2,684			回収率	40% 40%
貸出コミットメント	0	8	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	5 261
				回収率	37% 75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	1,710 ²	131 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	1% 24%
				レボ・レート(ベース・ポイント)	224 254
公正価値で保有するデリバ ティブ以外の金融商品合計	14,683	1,446			

1 評価技法および続く重要な観察不能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産34百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産956百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産674百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券131百万ユーロが含まれている。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法	重要で観察不能な 入力値(レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：					
金利デリバティブ	4,466	2,250	割引キャッシュ・ フロー	スワップ・レート (ベースス・ポイン ト) インフレ・スワッ プ・レート 年率換算デフォルト 率 年率換算期限前償還 率	-72 1,036 -3% 11% 0% 16% 2% 38%
			オプション価格決定 モデル	インフレ・ボラティ リティ 金利ボラティリティ	0% 5% 0% 103%
				金利間の相関関係 ハイブリッド相関関 係	-25% 100% -85% 90%
クレジット・デリバティブ	630	909	割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (ベースス・ポイン ト) 回収率	0 17,957 0% 94%
			相関関係価格決定モ デル	信用相関関係	37% 90%
エクイティ・デリバティブ	728	1,347	オプション価格決定 モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラ ティリティ インデックス間の相 関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	6% 90% 7% 53% - - 2% 93% 0% 7% 0% 95%
FXデリバティブ	1,113	1,058	オプション価格決定 モデル	ボラティリティ	-6% 31%
その他のデリバティブ	402	129 ¹	割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (ベースス・ポイン ト)	- -
			オプション価格決定 モデル	インデックス・ボラ ティリティ コモディティ相関関 係	0% 79% 10% 75%
デリバティブ金融商品の時価 合計	7,340	5,693			

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ

2018年12月31日現在

2017年12月31日現在

公正価値で保有する金融資産：

トレーディング証券	46	-15
デリバティブ金融商品のプラスの時価	1,152	171
その他のトレーディング資産	136	55
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	354	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	2
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2	N/A
売却可能金融資産	N/A	123
公正価値で測定するその他の金融資産	2	33
公正価値で保有する金融資産合計	1,692	368
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	0	3
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-849	-740
その他のトレーディング負債	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	124	4
公正価値で測定するその他の金融負債	294	-249
公正価値で保有する金融負債合計	-431	-981
合計	1,261	-613

取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定に分類された金融商品に関して、重要で観察不能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期中の変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度
期首残高	596 ¹	916
期中の新規取引	226	277
償却	-126	-282
満期取引	-126	-140
その後の観察可能性の変動	-42	-71
為替レートの変動	2	-11
期末残高	531	690

1 期首残高は、IFRS第9号による取引の再評価により、修正再表示されている。

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

貸借対照表において公正価値で計上されない当行グループの金融商品の公正価値およびIFRSに基づくそれぞれの公正価値ヒエラルキー分類を設定するために使用される評価技法は、注記13「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

短期金融商品 - 主として短期である以下の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的見積額を表している。

資産	負債
現金および中央銀行預け金	預金
インターバンク預け金（中央銀行以外）	中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	貸付有価証券受入金
借入有価証券担保金	その他の短期借入金
その他の資産	その他の負債

これらの区分の長期金融商品については、貸借対照表日現在において、類似する残存期間および信用リスクの資産に関して得られるであろう金利、負債の場合は、類似する残存期間の負債を発行した場合の金利を使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。

貸出金 - 公正価値は、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を必要に応じて組み込む、割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して決定される。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金契約またはクレジット・デフォルト・スワップ市場からの情報を使用して決定される。

多数の均質貸出金（すなわち、ドイツ住宅用モーゲージ）による小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、この種の貸出金に係る独自の新しい金利を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。ドイツ国外における類似の小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、リスク・フリー利率を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。この現在価値計算は、貸借対照表日現在において類似の貸出金が発行された場合に当該貸出金が稼得し得るマージンで割引くことにより信用リスクが調整される。その他のポートフォリオについては、現在価値計算は、多様なパラメータ（デフォルト確率、デフォルト時損失率および担保設定度を含む。）に基づく見積貸出期間にわたる予想損失を計算することにより信用リスクが調整される。法人貸出ポートフォリオの公正価値は、当行グループの法人貸出ポートフォリオに類似する貸出金ポートフォリオに担保される、ローン担保証券（以下「CLO」という。）取引の現在市場価値から得られるパラメータを使用して、予想残存期間にわたる予測マージンを割引くことにより見積られる。

売戻条件付買入有価証券、借入有価証券担保金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券受入金 - 公正価値は、適切な信用リスク調整後の割引率を使用して将来キャッシュ・フローを割引く評価技法から得られる。信用リスク調整後の割引率には、取引において受け取った、または差し入れた担保が考慮される。これらの商品は、通常短期であり十分に担保されているため、公正価値は帳簿価額と著しく相違していない。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、貸借対照表日現在において類似の特性を有する金融商品が発行された場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積られる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値¹

2018年12月31日現在

	帳簿価額	公正価値	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル3)
単位：百万ユーロ					
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	188,731	188,731	188,731	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	8,881	8,881	78	8,804	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	8,222	8,223	0	8,223	0
借入有価証券担保金	3,396	3,396	0	3,396	0
貸出金	400,297	395,900	0	10,870	385,029
満期保有証券	0	0	0	0	0
その他の金融資産	80,089	80,193	850	79,343	1
金融負債：					
預金	564,405	564,637	516	563,850	272
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	4,867	4,867	0	4,867	0
貸付有価証券受入金	3,359	3,359	0	3,359	0
その他の短期借入金	14,158	14,159	0	14,159	0
その他の金融負債	100,683	100,683	1,816	98,866	1
長期債務	152,083	149,128	0	140,961	8,167
信託優先証券	3,168	3,114	0	3,114	0

2017年12月31日現在

	帳簿価額	公正価値	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル3)
単位：百万ユーロ					
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	225,655	225,655	225,655	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	9,265	9,265	76	9,189	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	9,971	9,973	0	9,973	0
借入有価証券担保金	16,732	16,732	0	16,732	0
貸出金	401,699	403,842	0	24,643	379,199
満期保有証券	3,170	3,238	3,238	0	0
その他の金融資産	88,936	88,939	0	88,939	0
金融負債：					
預金	580,812	580,945	2,108	578,837	-0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	18,105	18,103	0	18,103	0
貸付有価証券受入金	6,688	6,688	0	6,688	0
その他の短期借入金	18,411	18,412	0	18,412	0
その他の金融負債	116,101	116,101	1,875	114,226	0
長期債務	159,715	161,829	0	152,838	8,991
信託優先証券	5,491	5,920	0	5,920	0

- 注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。
- 実施された修正再表示は、注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」から注記13「公正価値で計上される金融商品」への純粋な修正再表示を表している。

貸出金 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当初認識以降の市場の価格決定が暗に示すとおり、主として、予想デフォルト確率の上昇および流動性の低下により生じた。これらの公正価値の減少は、固定利付金融商品の金利変動による公正価値の増加と相殺されている。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当行グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことによる影響に起因している。

15 -

売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
負債性有価証券：		
ドイツ政府	N/A	8,131
米国財務省および米国政府機関	N/A	8,092
米国地方自治体	N/A	2,436
その他の外国政府	N/A	19,275
企業	N/A	6,775
その他の資産担保証券	N/A	1
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む。）	N/A	11
その他の負債性有価証券	N/A	359
負債性有価証券合計	N/A	45,081
資本性有価証券：		
株式	N/A	897
投資証書および投資信託	N/A	97
資本性有価証券合計	N/A	994
その他の資本持分	N/A	636
貸出金	N/A	2,685
売却可能金融資産合計	N/A	49,397

本報告書の注記07「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」も参照のこと。

16 -

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)
売戻条件付買入有価証券（逆レポ）		1,097		N/A
負債性有価証券：				
ドイツ政府		7,705		N/A
米国財務省および米国政府機関		13,118		N/A
米国地方自治体		101		N/A
その他の外国政府		18,152		N/A
企業		5,606		N/A
その他の資産担保証券		27		N/A
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む。）		103		N/A
その他の負債性有価証券		181		N/A
負債性有価証券合計		44,993		N/A
貸出金		5,092		N/A
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計		51,182		N/A

17 -

満期保有金融商品

2016年度第1四半期に、当行グループは、当行グループのバンキング勘定における収益および資本のボラティリティをより適切に表示する目的で、満期保有カテゴリーの使用を開始した。当行グループの既存のバンキング勘定の金利に対するエクスポージャーの管理に加えて、この新たな会計上の分類は、当行グループの特定の資産負債管理方針（返済期限の変更など）の一助となる。

当行グループは2016年1月4日より、32億ユーロの売却可能証券を満期保有投資へ分類変更した。分類変更された資産はすべて高格付の国債、国際機関債および政府関係機関債であり、当行グループの戦略的流動性準備金の一部として当行グループのトレジャリーにより管理されている。

売却可能から満期保有へ分類変更された金融資産の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)
分類変更された負債性有価証券：				
G7国債	N/A	N/A	423	434
その他の国債、国際機関債および政府関係機関債	N/A	N/A	2,747	2,804
満期保有に分類変更された金融資産合計	N/A	N/A	3,170	3,238

18 -

持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

当行グループは関連会社65社（2017年度：77社）および共同支配企業13社（2017年度：13社）に対する持分を保有している。関連会社2社は当行グループにとって重要性があるとみなされている。

2018年12月31日現在における重要な投資¹

投資	主たる事業地	関係の性質	保有割合
Huarong Rongde Asset Management Company Limited	中国、北京市	戦略的投資	40.7%
Harvest Fund Management Co., Ltd.	中国、上海市	戦略的投資	30.0%

1 当行グループは、これらの被投資会社に対して、保有割合およびマネジメント・ボード議決権行使により重要な影響力を有している。

Huarong Rongde Asset Management Company Limitedの要約財務情報¹

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
純収益合計	197	193
当期純利益	157	146
その他の包括利益	-19	-2
包括利益合計 ²	138	143

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
資産合計	7,058	5,243
負債合計	5,579	4,052
非支配持分	739	534
持分法適用被投資会社の純資産	740	657

1 当行グループとHuarong Rongde Asset Management Company Limitedの報告期限が異なるため、持分法による取り込み数値は2018年12月においては2017年12月の中国GAAPによる監査済財務数値に基づいており、2017年12月においては2016年12月の中国GAAPによる監査済財務数値に基づいている。

2 当行グループはHuarong Rongde Asset Management Company Limitedから、2018年度の報告期間中に17百万ユーロ（2017年度：23百万ユーロ）の配当金を受領した。

Huarong Rongde Asset Management Company Limitedの純資産合計と当行グループの帳簿価額の調整¹

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
持分法適用被投資会社の純資産	740	657
被投資会社の株主資本に対する当行グループの保有割合	40.7%	40.7%
純資産に対する当行グループの持分	301	268
のれん	0	0
無形資産	0	0
その他の調整	-17	-22
帳簿価額 ²	284	246

1 当行グループとHuarong Rongde Asset Management Company Limitedの報告期限が異なるため、持分法による取り込み数値は2018年12月においては2017年12月の中国GAAPによる監査済財務数値に基づいており、2017年12月においては2016年12月の中国GAAPによる監査済財務数値に基づいている。

2 2018年度および2017年度において減損損失はない。

Harvest Fund Management Co., Ltd.の要約財務情報

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在 ¹	2017年12月31日現在 ²
純収益合計	597	537
当期純利益	162	152
その他の包括利益	1	-1
包括利益合計 ³	163	150

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
資産合計	1,123	1,448
負債合計	398	853
非支配持分	45	24
持分法適用被投資会社の純資産	681	571

1 2018年12月の数値は2018年度の非監査財務数値に基づいている。

2 2017年12月の数値は2017年度の監査済財務数値に基づいている。

3 当行グループはHarvest Fund Management Co., Ltd.から、2018年度の報告期間中に12百万ユーロ（2017年度：7百万ユーロ）の配当金を受領した。

Harvest Fund Management Co., Ltd.の純資産合計と当行グループの帳簿価額の調整

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在 ¹	2017年12月31日現在 ²
持分法適用被投資会社の純資産	681	571
被投資会社の株主資本に対する当行グループの保有割合	30%	30%
純資産に対する当行グループの持分	204	171
のれん	17	16
無形資産	14	14
その他の調整	1	4
帳簿価額 ³	236	205

1 2018年12月の数値は2018年度の非監査財務数値に基づいている。

2 2017年12月の数値は2017年度の監査済財務数値に基づいている。

3 2018年度において減損損失はない（2017年度は1百万ユーロ）。

個々には重要性のない当行グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
当行グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額	359	415
継続事業からの利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	30	35
非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	0	0
その他の包括利益のうち当行グループの持分の合算額	-8	-33
包括利益合計のうち当行グループの持分の合算額	22	2

金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在						
	金融資産 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マスター・ ネットティ ング契約の影 響	現金担保	金融商品 担保 ¹	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力あり）	8,194	-2,629	5,565	0	0	-5,565	0
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力なし）	2,656	0	2,656	0	0	-2,169	488
借入有価証券担保金（強制力あ り）	3,157	0	3,157	0	0	-3,055	102
借入有価証券担保金（強制力な し）	239	0	239	0	0	-239	0
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力あり）	435,306	-73,286	362,020	-250,476	-39,006	-63,733	8,805
このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価（強制力あ り）	324,348	-19,269	305,080	-250,231	-38,731	-6,682	9,436
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力なし）	211,323	0	211,323	0	-1,858	-12,013	197,452
このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価（強制力な し）	14,978	0	14,978	0	-1,858	-1,277	11,843
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	646,629	-73,286	573,344	-250,476	-40,864	-75,746	206,257
償却原価で測定する貸出金	400,297	0	400,297	0	-13,505	-39,048	347,743
その他の資産	107,633	-14,189	93,444	-29,073	-522	-92	63,757
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	3,451	-423	3,028	-2,347	-520	-92	69
ネットティングの対象となる残りの 資産	1,097	0	1,097	0	0	-621	475
ネットティングの対象とならない残 りの資産	268,338	0	268,338	0	-227	-1,540	266,571
資産合計	1,438,241	-90,104	1,348,137	-279,550	-55,118	-128,075	885,394

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	564,405	0	564,405	0	0	0	564,405
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力あり）	7,145	-3,677	3,468	0	0	-3,468	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力なし）	1,399	0	1,399	0	0	-1,140	259
貸付有価証券受入金（強制力あり）	3,164	0	3,164	0	0	-3,164	0
貸付有価証券受入金（強制力なし）	195	0	195	0	0	-164	31
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力あり）	399,625	-71,469	328,156	-251,495	-25,232	-40,935	10,493
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	309,401	-18,978	290,423	-250,908	-25,232	-4,805	9,478
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力なし）	87,524	0	87,524	0	-2,301	-11,268	73,955
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	11,064	0	11,064	0	-1,494	-573	8,996
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	487,149	-71,469	415,680	-251,495	-27,533	-52,204	84,448
その他の負債	132,470	-14,957	117,513	-42,260	-73	-158	75,022
このうち：ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	2,537	-615	1,922	-1,670	-71	-158	23
ネットイングの対象とならない残りの負債	173,577	0	173,577	0	0	0	173,577
負債合計	1,369,503	-90,104	1,279,400	-293,755	-27,606	-60,297	897,742

資産

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融資産 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保 ¹	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力あり）	8,136	-455	7,681	0	0	-7,675	7
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力なし）	2,290	0	2,290	0	0	-2,239	51
借入有価証券担保金（強制力あ り）	14,987	0	14,987	0	0	-14,093	894
借入有価証券担保金（強制力な し）	1,744	0	1,744	0	0	-1,661	83
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	185,127	-465	184,661	0	-81	-86	184,495
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	363,859	-18,237	345,622	-285,421	-41,842	-7,868	10,490
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	15,410	0	15,410	0	-1,811	-1,276	12,323
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	125,869	-64,003	61,865	-728	-773	-56,410	3,954
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	29,411	0	29,411	0	0	-20,534	8,876
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	719,676	-82,706	636,970	-286,149	-44,508	-86,174	220,138
貸出金	401,699	0	401,699	0	-12,642	-40,775	348,282
その他の資産	112,023	-10,531	101,491	-29,854	-569	-94	70,975
このうち：ヘッジ会計に適切な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	3,859	-706	3,153	-2,461	-565	-94	33
ネットティングの対象とならない残 りの資産	307,869	0	307,869	0	-390	-70	307,409
資産合計	1,568,425	-93,692	1,474,732	-316,003	-58,109	-152,782	947,839

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットィン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	581,873	0	581,873	0	0	0	581,873
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力あり）	13,318	-455	12,863	0	0	-12,863	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力なし）	5,242	0	5,242	0	0	-4,985	257
貸付有価証券受入金（強制力あり）	6,688	0	6,688	0	0	-6,688	0
貸付有価証券受入金（強制力なし）	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	72,106	-643	71,462	0	0	0	71,462
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	347,496	-17,928	329,568	-286,720	-25,480	-6,124	11,244
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	13,158	0	13,158	0	-1,913	-615	10,630
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	104,594	-63,360	41,234	-728	0	-40,506	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	23,214	0	23,214	0	1,111	-13,646	10,679
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	560,568	-81,932	478,636	-287,448	-26,282	-60,891	104,015
その他の負債	143,514	-11,306	132,208	-44,815	-31	-87	87,275
このうち：ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	1,841	-547	1,294	-1,162	-31	-87	15
ネットィングの対象とならない残りの負債	189,122	0	189,122	0	0	0	189,122
負債合計	1,500,326	-93,692	1,406,633	-332,263	-26,314	-85,514	962,542

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットィング契約の影響」の欄は、マスター・ネットィング契約の対象であるが、純額決済/同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているために相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットィング契約または類似契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

20 -

貸出金

当行グループは、IFRS第9号の会計基準に従って2018年度に関する情報を提供しているが、2017年度の数値はIAS第39号の会計規則に基づいており、旧形式で表示している。会計要件が大幅に変更されたことから数値は比較可能な状態ではない。過年度においては、IAS第39号に基づき、償却原価で測定に分類された貸出金のみが考慮されていた。現在は、償却原価で測定に分類された貸出金、強制的に純損益を通じて公正価値で測定される貸出金およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金を含む貸出金全体が表示される。詳細については、連結財務諸表の注記02「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」の「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」の項を参照のこと。

以下の表は、当行グループの産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、ヨーロッパの標準的な産業分類システムである。2018年度の表では、透明性を高めるために業界の詳細な内訳を示している。

産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ

2018年12月31日現在

農業、林業および漁業	655
鉱業および採石	3,699
製造	30,966
電気、ガス、蒸気および空調の供給	3,555
上下水道、廃棄物処理および修復工事	895
建設	4,421
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	21,871
輸送、倉庫	6,548
宿泊、食品サービス	2,094
情報および通信	5,281
金融および保険	93,886
不動産	35,153
専門的、科学および技術活動	7,020
事務サポートサービス	7,921
行政、国防および社会保障	10,752
教育	698
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,618
芸術、娯楽およびレクリエーション	951
その他のサービス業	5,328
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	188,494
地域外の組織および団体	25
貸出金総額	433,832
(繰延費用) / 前受収益	254
(繰延費用) / 前受収益控除後貸出金	433,578
控除：信用損失引当金	4,247
貸出金合計	429,331

単位：百万ユーロ

2017年12月31日現在

金融仲介	52,204
製造	27,478
このうち：	
基金属および金属製品	4,211
電気および光学機器	3,386
輸送設備	3,374
化学薬品および化学製品	3,623
機械設備	3,191
食品	2,907
個人（モーゲージを除く。）	36,524
個人 - モーゲージ	150,205
公共部門	13,711
卸売および小売	19,252
商業用不動産	29,247
リース金融	384
ファンド運用業務	18,708
その他	58,167
このうち：	
機械レンタルおよびその他の事業活動	26,559
輸送、倉庫および通信	9,243
鉱業およびエネルギー生産材料の採石	2,553
電気、ガスおよび水供給	3,552
貸出金総額	405,879
（繰延費用） / 前受収益	259
（繰延費用） / 前受収益控除後貸出金	405,621
控除：信用損失引当金	3,921
貸出金合計	401,699

21 -

信用損失引当金

信用損失引当金は、信用損失引当金およびオフバランス信用損失引当金から成っている。

償却原価で測定する金融資産に係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	信用損失引当金 ³				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	462	494	3,638	3	4,596
新規事業を含む金融資産の変動	-132	215	440	-17	507
信用度の変動による振替	199	-137	-62	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産 ²	-6	-17	-972	0	-995
償却済債権戻入額	0	0	172	0	172
為替およびその他の変動	-14	-54	30	17	-21
期末残高	509	501	3,247	3	4,259
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 ¹	66	78	379	-17	507

- 1 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- 2 この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。
- 3 信用損失引当金には、2018年12月31日現在において6百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

OCIを通じて公正価値で測定する金融資産の信用損失引当金¹

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
OCIを通じて公正価値で測定	11	1	0	-0	13

- 1 OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準を維持し、ほぼ横ばいであった（2018年度期首は12百万ユーロであり、2018年12月31日現在は13百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは年度毎の動きに関する詳細を提供しない。

オフバランスのポジションに係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	信用損失引当金 ²				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	117	36	119	0	272
新規事業を含む変動	-0	31	-13	0	18
信用度の変動による振替	2	-0	-2	N/M	0
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	0	N/M
為替およびその他の変動	14	6	-20	0	-0
期末残高	132	73	84	0	289
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額 ¹	1	31	-15	0	18

- 1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。
- 2 信用損失引当金には、2018年12月31日現在において5百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

当行グループの信用損失引当金の変動の内訳（過年度にIAS第39号に基づき報告したとおり）

単位：百万ユーロ	2017年度			2016年度		
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価	集合的評価	合計
期首引当金残高	2,071	2,475	4,546	2,252	2,776	5,028
信用損失引当金繰入額	299	253	552	743	604	1,347
純信用損失償却額：	-487	-532	-1,019	-894	-870	-1,764
信用損失償却額	-541	-605	-1,146	-979	-972	-1,951
取戻額	54	73	127	85	101	187
その他の変動	-117	-41	-158	-30	-35	-65
期末引当金残高	1,766	2,155	3,921	2,071	2,475	4,546

当行グループのオフバランス信用損失引当金の動き（偶発負債および貸出コミットメント）（過年度にIAS第39号に基づき報告したとおり）

単位：百万ユーロ	2017年度			2016年度		
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価	集合的評価	合計
期首引当金残高	162	183	346	144	168	312
オフバランス信用損失引当 金繰入額	-23	-4	-27	24	12	36
取崩額	0	0	0	0	0	0
その他の変動	-18	-16	-34	-5	3	-2
期末引当金残高	122	163	285	162	183	346

金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当行グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結しており、その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体の認識を中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引としてみなされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当行グループはその他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当行グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当行グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流出入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在 ¹
譲渡資産の帳簿価額		
以下の取引により認識を中止されなかったトレーディング証券：		
買戻契約	33,980	43,025
有価証券貸付契約	41,621	58,076
トータル・リターン・スワップ	1,835	2,390
その他	6,589	12,661
トレーディング証券合計	84,025	116,153
その他のトレーディング資産	69	71
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,289	N/A
売却可能金融資産	N/A	711
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,286	N/A
償却原価で測定する貸出金 ²	408	131
合計	90,076	117,066
関連負債の帳簿価額	46,218	51,937

1 過年度の数値は、一部の買戻、有価証券貸付、貸出金およびその他の取引の再評価を受けて、修正再表示されている。

2 関連負債が譲渡資産に対してのみ償還請求権がある貸出金の帳簿価額および公正価値は、2018年12月31日現在において0百万ユーロ、2017年12月31日現在において108百万ユーロであった。関連負債の帳簿価額および公正価値は同額で、正味ポジションが0となった。

当行グループがその継続的関与を有する範囲の資産の会計処理を引き続き行う譲渡資産の帳簿価額

単位：百万ユーロ

2018年12月31日現在 2017年12月31日現在

当初譲渡資産の帳簿価額：

トレーディング証券	759	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	306	291
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	386	N/A
売却可能金融資産	N/A	386

認識継続資産の帳簿価額：

トレーディング証券	35	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	15	15
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	43	N/A
売却可能金融資産	N/A	96

関連負債の帳簿価額	117	54
-----------	-----	----

当行グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適切となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当行グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当行グループの当該取引に対するエクスポージャーは重要でないと思なされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適格なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識を中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ貸借対照表への影響

	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	損失に対する 最大エクスポージャー ¹	帳簿価額	公正価値	損失に対する 最大エクスポージャー ¹
単位：百万ユーロ						
償却原価で測定する貸出金：						
証券化債券	372	372	372	270	270	270
その他	14	14	14	13	13	13
償却原価で測定する貸出金合計	385	385	385	284	284	284
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産：						
証券化債券	22	22	22	0	0	0
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	5	5	5	36	36	36
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計	27	27	27	36	36	36
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：						
証券化債券	112	112	112	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	112	112	112	0	0	0
継続中の関与を示す金融資産合計	524	524	524	320	320	320
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債：						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	61	61	0	67	67	0
継続中の関与を示す金融負債合計	61	61	0	67	67	0

1 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に負債として認識されない未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。

完全に認識を中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ損益計算書への影響

	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	損益 (年度累計)	損益 (累積)	処分による 利得(損失)	損益 (年度累計)	損益 (累積)	処分による 利得(損失)
単位：百万ユーロ						
証券化債券	9	13	11	3	3	79 ¹
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	21	268	0	46	510	0
認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得(損失)	30	281	11	49	513	79

1 証券化ピークルへの資産の売却は、通常、純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された資産に関するものであった。このため、処分による利得(損失)はすべて重要ではない。

当行グループは主に、担保付融資の担保として、また、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、あるいはOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。

当行グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額¹

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在 ²
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	41,816	54,134
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,274	N/A
売却可能金融資産	N/A	6,469
貸出金	75,641	71,404
その他	1,364	417
合計	123,095	132,423

1 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

2 過年度数値は修正再表示されている。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計¹

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在 ²
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	45,640	71,278
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,201	N/A
売却可能金融資産	N/A	0
貸出金	11	0
合計	48,851	71,278

1 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

2 過年度数値は修正再表示されている。

当行グループは主に、逆レボ契約、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れている。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当行グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在 ¹
担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産	292,474	366,312
このうち：		
売却または再担保差入れした担保	240,365	308,970

1 過年度数値は修正再表示されている。

[次へ](#)

23 -

土地建物および設備

単位：百万ユーロ	所有者占有 不動産	設備	リース資産 改良費	建設仮勘定	合計
取得原価：					
2017年1月1日現在残高	1,516	2,406	2,820	240	6,982
連結会社グループの変動	0	-8	-1	0	-9
増加	12	165	117	191	485
振替	18	75	191	-288	-4
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-61	0	0	0	-61
処分	96	97	291	0	484
為替レートの変動	-3	-67	-92	-4	-166
2017年12月31日現在残高	1,387	2,473	2,743	139	6,743
連結会社グループの変動	0	141	-2	0	139
増加	11	150	155	150	465
振替	-8	-4	106	-147	-53
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-478	-30	-27	-2	-538
処分	134	291	144	0	569
為替レートの変動	1	164	29	1	195
2018年12月31日現在残高	778	2,602	2,860	142	6,382
減価償却および減損累計額：					
2017年1月1日現在残高	572	1,720	1,886	0	4,178
連結会社グループの変動	0	-8	-1	0	-9
減価償却費	37	211	193	0	441
減損損失	15	3	2	0	19
減損損失の戻入	0	-1	0	0	-1
振替	1	17	-22	0	-4
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-0	0	0	0	-0
処分	44	90	284	0	418
為替レートの変動	-1	-54	-72	0	-128
2017年12月31日現在残高	579	1,800	1,702	0	4,080
連結会社グループの変動	-0	28	-1	0	27
減価償却費	28	206	197	0	430
減損損失	3	3	3	0	9
減損損失の戻入	37	0	0	0	37
振替	-13	48	-5	0	30
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-215	-40	-22	0	-277
処分	17	281	128	0	426
為替レートの変動	1	99	24	0	125
2018年12月31日現在残高	328	1,862	1,770	0	3,960
帳簿価額：					
2017年12月31日現在残高	809	673	1,041	139	2,663
2018年12月31日現在残高	450	740	1,090	142	2,421

土地建物および設備に係る減損損失は、損益計算書の一般管理費に計上されている。

売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2018年12月31日現在および2017年12月31日現在において、それぞれ42百万ユーロ、40百万ユーロであった。

土地建物および設備の取得のコミットメントは、2018年度末現在において273百万ユーロおよび2017年度末現在において41百万ユーロであった。

24 - リース

当行グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の借手となっている。

ファイナンス・リース契約

当行グループのファイナンス・リース契約の大部分は、通常の諸条件に基づいて行われている。

ファイナンス・リースに基づき保有するリース資産の純帳簿価額

単位：百万ユーロ	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
土地建物	28	14
設備	0	4
その他	0	0
純帳簿価額	28	18

当行グループのファイナンス・リースに基づき要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
将来の最低リース料支払額：		
1年以内	19	8
1年超5年以内	34	20
5年超	65	70
将来の最低リース料支払額合計	118	98
控除：将来の利息相当額	91	70
ファイナンス・リース契約の現在価値	27	28
受け取ると予想される将来の最低リース料支払額	5	0
損益計算書に認識された変動リース料 ¹	0	0

1 変動リース料は市場金利（3ヶ月物EURIBOR等）に基づいており、一定率未満の場合、当行グループはリベートを受け取る。

オペレーティング・リース契約

当行グループは、大部分のオフィスおよび支店を長期契約に基づいてリースしている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当行グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、またはさらなるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。

当行グループのオペレーティング・リースにより要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2018年	2017年
	12月31日現在	12月31日現在
将来の最低リース料支払額：		
1年以内	707	684
1年超5年以内	2,077	1,979
5年超	3,480	1,901
将来の最低リース料支払額合計	6,264	4,564
控除：受け取ると予想される将来の最低リース料	20	58
将来の最低リース料支払額純額	6,244	4,506

2018年12月31日現在、将来の最低リース料支払額合計には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する441百万ユーロが含まれていた。当行グループは当取引に関連したすべての施設に関し、リース延長選択権（期間は2031年までさらに5年）が含まれる181ヶ月のリースバック契約を締結した。

2018年度において、リースおよびサブリース契約に係るリース料支払額は合計747百万ユーロであり、これには最低リース料支払額に係る769百万ユーロの費用およびサブリース料受取額に関連した20百万ユーロが含まれていた。

25 -

のれんおよびその他の無形資産

のれん

のれんの変動

2018年12月31日および2017年12月31日終了年度におけるのれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を資金生成単位（以下「CGU」という。）別に以下に示している。2016年1月1日現在、変更後のセグメント構造の下で事業活動が再編されたことに伴い、主要CGUの構成が変更されていた。2017年度第2四半期において、2017年3月5日に発表した戦略に従い、当行グループの事業活動は、新たな部門構造の下で再編された。また、これにより、既存のグローバル・マーケット、コーポレート・ファイナンスおよびグローバル・トランザクション・バンキング事業はコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）という1つの部門に再構築された。CIBの見直しにより、2つの個別のCGUの以前の評価を確認した。その結果、以前の主なCGUであった「グローバル・マーケット」と「コーポレート・アンド・インベスト・バンキング」は、「セールス/トレーディング」（S&T）および「グローバル・トランザクション・バンキング・アンド・コーポレート・ファイナンス」（GTB & CF）にまとめられている。セグメント開示の表示の変更に関する詳細については、注記04「事業セグメントおよび関連情報」も参照のこと。

資金生成単位に配分されたのれん

単位：百万ユーロ	グローバル・ セールス/ レーディング	プライ トランザク ション・バン キング・アン ド・コーポ レート・ファ イナンス	プライ ベート・ アンド・ コマー シャル・ クライア ンツ	ポストバ ンク	ウェル ス・マネ ジメント	アセッ ト・マネ ジメント	その他	合計
2017年1月1日現在残高	0	532	0	0	564	3,006	1	4,103
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	6	-6	0	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの/(への)分類変更	0	-3	0	0	0	0	0	-3
「売却目的保有」に分類されない処分に関連するのれん	0	0	0	0	0	-6	0	-6
減損損失 ¹	-6	0	0	0	0	0	0	-6
為替レートの変動/その他	0	-52	0	0	-22	-231	0	-306
2017年12月31日現在残高	0	471	0	0	541	2,768	1	3,782
のれんの総額	2,780	1,485	1,077	2,086	541	3,232	1	11,203
減損損失累計額	-2,780	-1,014	-1,077	-2,086	0	-464	0	-7,422
2018年1月1日現在残高	0	471	0	0	541	2,768	1	3,782
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの/(への)分類変更	0	0	0	0	-4	0	0	-4
「売却目的保有」に分類されない処分に関連するのれん	0	0	0	0	0	0	0	0
減損損失 ¹	0	0	0	0	0	0	0	0
為替レートの変動/その他	0	18	0	0	5	74	0	98
2018年12月31日現在残高	0	489	0	0	543	2,843	1	3,876
のれんの総額	2,889	1,539	1,076	2,086	543	3,314	1	11,449
減損損失累計額	-2,889	-1,051	-1,076	-2,086	0	-471	0	-7,573

1 のれんの減損損失は、損益計算書においてのれんおよびその他の無形資産の減損として計上されている。

主要なCGUに加えて、CIBセグメントには、それぞれのセグメントの主要なCGUに配分されていない非統合の投資の取得から生じたのれんが含まれている。そのようなのれんは、上表の「その他」にまとめられている。

2017年度および2018年度の両年度におけるのれんの変動は、主に為替レートの変動(大半は米ドル建てののれんの換算に関連している。)を反映している。

2016年度におけるのれんの変動には、主にセールス/トレーディング(S&T)における285百万ユーロおよびアセット・マネジメントにおける500百万ユーロから成る785百万ユーロの減損が含まれていた。S&Tの減損は、2016年度第2四半期における一部の事業のアセット・マネジメントからS&Tへの移転によるものであった。当該移転に関して、IFRSに準拠した移転価格に基づき、アセット・マネジメントからの285百万ユーロののれんの再配分が生じた。その後のS&Tにおける減損見直しにより、再配分されたのれんに対し285百万ユーロの減損損失を認識した。アセット・マネジメントののれんの減損は、2016年度第4四半期において、Abbey Lifeの事業の売却および売却目的保有の処分グループの構成に関連して計上された。処分グループとして当初分類される直前に、Abbey Life処分グループに含まれるすべての資産および負債の帳簿価額は、適用されるIFRSに基づいて測定され、認識された。Abbey Lifeの売却完了時の価格がその帳簿価額を下回っていたため、アセット・マネジメントのCGUののれんのうちAbbey Life事業に帰属する部分は、当該処分グループの売却時に回収されないと予想された。したがって、配分されたのれんの金額500百万ユーロと処分グループに含まれるその他の無形資産(取得事業の価値、すなわちVOBA)515百万ユーロは減損しているとみなされ、のれんおよびその他の無形資産の減損を通じて一括償却された。

のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんはCGUに配分される。注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」の記載に基づき、当行グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。「その他」ののれんは、各非統合の投資レベルでの減損が個別にテストされる。のれんは、のれんが計上された各CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することで、年1回第4四半期において減損テストが行われる。加えて、当行グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、IAS第36号に従ってのれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い方の金額である。

2018年度および2017年度におけるのれんの年次減損テストの結果、これらのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、当行グループの主要なCGUののれんの減損損失は発生しなかった。

当行グループの戦略または銀行業界における一部の政治リスクもしくはグローバル・リスク（ヨーロッパにおけるソブリン債危機の再来、既に採択されている規制の実施および既に議論されている法律の導入に関する不確実性、ならびにGDPの伸びの鈍化など）に関するレビューが、当行グループの特定のCGUの業績見通しに悪影響を及ぼす可能性があり、これにより将来ののれんの減損が生じる可能性がある。

帳簿価額

主要な各CGUの帳簿価額は、当行グループの株主資本配分フレームワークに基づく資本配分モデルを使用して算出される（詳細については注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照）。この配分では、評価日時点の当行グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」という。）が含まれる。資本合計は、前述のとおり減損が個別にテストされる非統合の投資に関連する特定の影響、および非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。

回収可能価額

当行グループは、使用価値と売却コスト控除後の公正価値（公正価値のヒエラルキーのレベル3）の高い方に基づき主要なCGUの回収可能価額を決定している。当行グループは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映する割引キャッシュ・フロー（DCF）モデルを用いている。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1ノートの公正価値も含んでおり、帳簿価額の処理と一貫して主要なCGUに配分されている。

DCFモデルは、財務5ヶ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定、ならびに規制の展開による影響に関するより長期間な予想を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正され、資本に対するキャッシュ・フローは、3.1%（2017年度：3.2%）を上限とする一定の長期成長率により増加するか、またはそれへ収束すると仮定される。これは、CGUの収益見通し、ならびに国内総生産およびインフレ率の推移予想に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUのDCF価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、より小さな範囲で長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利子率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステムティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利子率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。

のれんが計上された主要な資金生成単位

	割引率（税引後）	
	2018年度	2017年度
グローバル・トランザクション・バンキング・アンド・コーポレート・ファイナンス	8.8%	8.8%
ウェルス・マネジメント	9.0%	9.1%
アセット・マネジメント	9.7%	10.0%

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

のれんを含む主な
資金生成単位

主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況

資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況
ウェルス・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> - グローバルでの富の創造と集中、デジタル化、人口の高齢化、次世代への移行、商品動向（例えばESG）ならびに競合他社の活動およびベンチマークを含む主要な市場の動向および推移を反映するために継続的にモニタリングする戦略。 - 当行グループのリスク機能およびコントロール機能の継続的な強化に支えられた成長プラン。 - 当行グループが独特かつ魅力的な顧客オファリングを行っている主要な成長市場にフォーカスするフロントスタッフを拡大するための、複数年にわたる有機的投資プログラム。 - より細分化されたアプローチによる富裕層および超富裕層顧客に対する事業の拡大への重点的な取り組みの継続。 - グローバルでの投資顧問ソリューションの構築および部門間（特にCIB）の協力による収益拡大。 - WMの貸出提案における貸借対照表の継続的利用。 - 新たなデジタルオファリング、効果的なオンボーディングおよび幅広い商品提供による顧客エクスペリエンスの強化ならびに更にきめ細やかな顧客サービスモデルによる顧客へのアプローチに的を絞った投資。 - 当行グループの商品およびカバレッジ・チームを3つの地域（アメリカ、ヨーロッパ、新興市場）に再編成することによるコスト削減の恩恵を享受。 	<ul style="list-style-type: none"> - 主要な業界の脅威（すなわち、市場および為替のボラティリティ、著しい技術の進展、地域的な不確実性）。 - 投資家が資産を市場外で保持し、現金またはより単純でフィーの低い商品に退避し、取引量が減少すること。 - ビジネス・リスク / 実行リスク（すなわち、市場の不確実性による新規マネーターゲット（純額）の未達成、フランチャイズの不安定性、マイナスの動き、優秀なリレーションシップ・マネージャーの喪失）。 - 効率性の向上および想定されたIT / プロセスの改善によるコスト削減が、計画した程度まで達成されない。
アセット・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> - 投資商品の好調な業績の達成。 - 非中核事業戦略を統合しつつ、成長分野（オルタナティブ、マルチ・アセット、パッシブ投資、ESG投資スキームなど）において商品構成を拡大する。 - ドイツおよびヨーロッパ諸国における市場シェアのリーダーシップを利用して資金フロー（純額）を着実に増加させつつ、アジア / 太平洋における拡大とアメリカにおける成長に注力。 - 仲介業務の資産を高成長チャネルへ分散化し、新チャネルに利用するためデジタル・ソリューションを取り入れる。 - 中核となる業務プロセスの改善、プラットフォーム最適化および商品の合理化を通じた更なる効率化。 - 規制環境の変化が資産運用業界への一層の逆風となる予想。 	<ul style="list-style-type: none"> - 当行グループの投資戦略にとって不利な厳しい市場環境とボラティリティ。 - 主要な市場および商品における不利なマージンの変動と、予想を超える不利な競争水準。 - ビジネス・リスク / 実行リスク（例えば、市場の不確実性による資金フロー（純額）目標の未達成、優秀な顧客対応スタッフの喪失、不利な投資パフォーマンス、効率化が予想を下回ること）。 - 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。

<p>グローバル・トランザクション・バンキング・アンド・コーポレート・ファイナンス</p>	<p>GTB</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2019年度からのEUおよび米国（主に米国）における金利のプラスの動きと、長期的な計画年における影響の拡大からの恩恵を予想。 - 中核となるアーキテクチャの技術変革（規模と顧客エクスペリエンス、セキュリティとコントロール）に投資し、流動性/担保/リスク管理のためのプラットフォームを構築する。 - 商品の強化とその提供により、顧客ウォレット勘定の拡大を全世界で改善する。 - 流動性と預金に関する取組み（特に現金管理）。 - 取引フローの勢いの維持と仕組み取引の拡大。 - （新設されたインスティテューショナル・アンド・トレジャリーのカバレッジの戦略と全般的に一致するような）商品全般を通じた顧客カバレッジの改善。 <p>CF</p> <ul style="list-style-type: none"> - 計画では、2018年度と比較して2019年度のグローバルの収益プールが減少し、その後の年度で長期的に緩やかに増加することを前提とする。 - 2018年度に戦略の更新を実施した後に、商品全般を通じた市場シェアの獲得における巻き返しを予想。 - 2018年度のレバレッジド・ファイナンスにおける市場シェア拡大の勢いを築く。 - IGリファイナンスの機会（2019年度に満期到来）と依然として高いIG負債の残高水準。 - 以下による市場シェアの再獲得/獲得： <ul style="list-style-type: none"> - ドイツ銀行が歴史的に強みとしているが2018年度に勢いを失ったクロス・ボーダー・ビジネス。 - 2018年度にドイツ銀行がシェアを獲得したファイナンシャル・スポンサー（グローバル・キャピタル・マーケット）。 	<p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特にヨーロッパにおけるマクロ環境は依然として厳しい。 - 英国の欧州連合からの離脱プロセスによるリスク。 - 取引量、金利および為替相場の動向に影響を及ぼすマクロ経済および地政学上の潜在的な悪化。 <p>GTB</p> <ul style="list-style-type: none"> - 将来の潜在的なマージン圧縮。 - 依然として高いドイツ銀行の資金調達コスト。 - ドイツ銀行の潜在的な資源の制約が成長を制限。 - CTB予算の圧縮。 <p>CF</p> <ul style="list-style-type: none"> - 期待を下回るコーポレート・ファイナンスのフィー・プール。 - グローバルでの信用悪化。
-----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

感応度：回収可能価額の回復力を測るため、DCFモデルに使用される主要な仮定（割引率および収益予想など）の感応度が測定される。経営陣は合理的かつ可能性のある主要な仮定の変更が減損損失を発生させる可能性があると考えている。

その他の無形資産

2018年12月31日および2017年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動

	購入した無形資産						内部生成 無形資産	その他の 無形資産 合計	
	償却対象とならない		償却対象となる						
	小口投資 運用契約	その他	償却対象 とならない 購入した 無形 資産合計	顧客関連 無形資産	契約に 基づく 無形資産	ソフト ウェア および その他			償却対象 となる 購入した 無形資産 合計
単位：百万ユーロ									
取得原価 / 製造原価：									
2017年1月1日現在残高	1,094	440	1,534	1,431	70	871	2,372	6,235	10,140
増加	0	0	0	15	0	48	63	1,360	1,423
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	-35	-35	-171	-206
処分	0	0	0	0	0	21	21	121	142
「売却目的保有」からの (への)分類変更	0	0	0	-6	0	0	-6	0	-6
振替	0	-0	-0	1	0	50	51	-42	9
為替レートの変動	-131	-1	-132	-77	-0	-12	-89	-237	-457
2017年12月31日現在残高	963	440	1,402	1,364	70	901	2,335	7,024	10,761
増加	0	0	0	12	0	44	56	1,242	1,298
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	-0	-0	0	-0
処分	0	0	0	0	0	126	126	725	851
「売却目的保有」からの (への)分類変更	0	0	0	0	0	-7	-7	-20	-27
振替	0	2	2	-3	0	-213	-215	190	-24
為替レートの変動	48	0	48	10	0	5	15	102	165
2018年12月31日現在残高	1,010	441	1,451	1,384	70	603	2,058	7,814	11,322
償却および減損累計額：									
2017年1月1日現在残高	276	424	700	1,363	65	715	2,143	2,418	5,261
当期の償却	0	0	0	34	4	27	65	870	935 ¹
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	-35	-35	-171	-206
処分	0	0	0	0	0	19	19	81	99
「売却目的保有」からの (への)分類変更	0	0	0	-4	0	0	-4	0	-4
減損損失	0	15	15	0	0	0	0	42	57 ²
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	41	41	-35	6
為替レートの変動	-33	-0	-33	-72	-0	-12	-84	-129	-246
2017年12月31日現在残高	243	439	682	1,321	69	718	2,108	2,914	5,704
当期の償却	0	0	0	21	1	40	61	1,034	1,095 ³
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	-0	-0	0	-0
処分	0	0	0	0	0	125	125	724	850
「売却目的保有」からの (への)分類変更	0	0	0	0	0	-7	-7	-20	-27
減損損失	0	0	0	0	0	0	0	42	42 ⁴
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	6	0	-136	-129	139	10
為替レートの変動	12	0	12	10	0	5	14	57	83
2018年12月31日現在残高	255	439	694	1,358	70	494	1,922	3,442	6,057
帳簿価額：									

2017年12月31日現在残高	719	1	720	43	1	183	227	4,110	5,057
2018年12月31日現在残高	755	2	757	26	0	109	136	4,372	5,265

- 1 935百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- 2 このうち42百万ユーロは、内部開発したソフトウェアに関連し、一般管理費に計上されていた。また15百万ユーロは、償却対象とならない商標権に係る無形資産の減損に関連しており、のれんおよびその他の無形資産の減損に含まれている。
- 3 11億ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- 4 42百万ユーロは、内部開発したソフトウェアに関連し、一般管理費に計上されていた。

償却対象となる無形資産

2018年度において、償却対象となるその他の無形資産は純額で171百万ユーロ増加した。この変動は、特に当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を資産計上した結果、内部生成無形資産が12億ユーロ増加したことに起因していた。これらを相殺したのは償却費用11億ユーロであったが、その多くは資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（11億ユーロ）に関するものであった。現在の基盤ソフトウェアおよび開発中のソフトウェアの再評価により、内部開発ソフトウェアの減損（42百万ユーロ）が計上された。さらに、ユーロが主要通貨に対して弱くなったことに伴い、為替レートのプラスの変動82百万ユーロにより、償却対象となる無形資産の純帳簿価額が増加することとなった。

2017年度において、償却対象となるその他の無形資産は純額で291百万ユーロ増加した。この変動は、主に内部生成無形資産の増加14億ユーロに起因しており、償却費用935百万ユーロによって相殺されたが、特に資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（897百万ユーロ）に関するものであった。現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの再評価により、内部開発したソフトウェアの減損（42百万ユーロ）が計上された。さらに、ユーロが強くなったことに伴い、為替レートのマイナスの変動113百万ユーロにより、償却対象となる無形資産の純帳簿価額が減少することとなった。

2016年度において、償却対象となるその他の無形資産は純額で327百万ユーロ減少した。この変動の主な要因には、内部生成無形資産の増加15億ユーロが含まれている。これは当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。これらは償却費用815百万ユーロと相殺されたが、大部分が内部開発したソフトウェアに関する予定された資産の使用（679百万ユーロ）およびAbbey Lifeの売却（アセット・マネジメント）による取得事業の価値（VOBA）の一括償却（515百万ユーロ）を主に反映した580百万ユーロの減損費用に関するものであった。さらに、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの再評価により、内部開発したソフトウェアの一括償却（60百万ユーロ）が計上された。NCOUにおけるMaher TerminalsのPort Elizabeth事業に対するレガシー投資が2016年度第4四半期に売却される前に、2016年度第3四半期に売却目的保有カテゴリーへ組替えられていたことにより、契約に基づくおよび商標権に係るその他の無形資産が純額で497百万ユーロ減少することとなった。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される。

資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

	耐用年数
内部生成無形資産：	
ソフトウェア	10年以内
購入した無形資産：	
顧客関連無形資産	20年以内
契約に基づく無形資産	8年以内
その他	80年以内

償却対象とならない無形資産

当行グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、特定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および特定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当行グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計755百万ユーロであり、当行グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、アセット・マネジメントのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をDWSグループの投資に与える契約である。これらの契約は容易に更新可能であり、更新費用が少額であり、更新を行ってきた長い歴史があるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理

する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年におけるZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

当該資産の回収可能価額755百万ユーロ（2017年度：719百万ユーロ）は、複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産ミックス、フロー予測、実効手数料率、割引率および残存価額成長率が含まれる。算出に適用された割引率（資本コスト）は、2018年度において10.0%、2017年度において11.0%であった。2018年度に適用された残存価額成長率は、2017年度は4.0%であったのに対し、最大で4.0%であった。2018年度および2017年度において、評価の見直しの結果、減損も過年度の減損の戻入も生じなかった。

商標権：その他の償却対象とならない無形資産には、いずれも2010年度に取得されたポストバンクの商標権（ポストバンクのCGUに配分される。）およびSal. Oppenheimの商標権（WMのCGUに配分される。）が含まれた。ポストバンクの商標権は、2010年度に、当初382百万ユーロで認識された。2011年度において購入価格の配分を確定するにあたり、ポストバンクの商標権の公正価値は410百万ユーロに増加した。Sal. Oppenheimの商標権は、27百万ユーロで認識された。両方の商標権とも無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれていることから、償却対象とならない無形資産に分類されている。両方の商標権は、第三者評価に基づき取得日現在の公正価値で計上された。回収可能価額の計算において、商標権の処分コスト控除後の公正価値は、インカム・アプローチに基づき、ロイヤルティ免除法が使用された。戦略上の意図の変更および予想されるポストバンクの連結除外を反映して、2015年度第3四半期にポストバンクの商標権（410百万ユーロ）について全額が一括償却された。Sal. Oppenheimの商標権に係る評価モデルの見直しの結果、2015年度第4四半期に6百万ユーロの評価減が認識された。ドイツ市場以外での商標権の使用中止により、2016年度第4四半期においてさらに6百万ユーロの評価減が計上されることとなった。2017年10月26日、当行グループが2018年度中にSal. Oppenheimのフランチャイズをドイツ銀行に統合し、Sal. Oppenheimブランドを今後維持しない意向を発表したことにより、商標権の帳簿価額（15百万ユーロ）は減損したとみなされ、2017年度第4四半期に全額が一括償却された。

売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に含まれている。

単位：百万ユーロ	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
現金、銀行預け金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	8	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3	0
売却可能金融資産	0	4
貸出金	2,564	0
土地建物および設備	62	15
その他の資産	42	26
売却目的保有に分類された資産合計	2,679	45
預金、中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	874	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4	0
長期債務	0	0
その他の負債	364	16
売却目的保有に分類された負債合計	1,242	16

2018年12月31日および2017年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産に関連して、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された未実現利得（損失）はなかった。

ポルトガルにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業の売却

2018年3月27日、当行グループはポルトガルにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）事業をABANCA Corporación Bancaria S.A.（以下「ABANCA」という。）に売却する契約を締結したと発表した。したがって、当該事業は2018年度第1四半期末に売却目的保有の処分グループに分類された。当該ユニットの再評価の結果、2018年度第1四半期にPCBに関して税引前損失マイナス53百万ユーロが認識され、当該金額はその他の収益（マイナス40百万ユーロ）および一般管理費（マイナス13百万ユーロ）に計上された。この取引により、ドイツ銀行は引き続き、より焦点を絞り簡素化を進める戦略を実行する。当該取引は、規制当局の承認およびその他の条件の充足を前提としている。両当事者は、2019年度上半期に当該取引を完了することを目指している。

ポーランドにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業の売却

2017年12月14日、ドイツ銀行がポーランドにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（以下「PCB」という。）事業（外貨建の小口モーゲージ・ポートフォリオを除く。）を、DB Securities S.A.と併せて、Deutsche Bank Polska S.A.（以下「DB Polska」という。）からSantander Bank Polska S.A.（旧Bank Zachodni WBK S.A.；以下「Santander Bank Polska」という。）に売却する契約を締結したことが発表された。これを受け、当行グループは2018年7月17日、指定取引を進めるために必要なすべての重要な規制当局の承認を取得した。したがって、各事業は2018年度第3四半期に売却目的保有の処分グループに分類された。当行グループは各事業を売却目的保有の処分グループに分類する前に、指定された処分ユニットを再評価し、2017年度第4四半期のPCBのその他の収益に含まれる、マイナス157百万ユーロの税引前損失を計上していた。2018年度における処分に先立ち、当該ユニットの再評価を更新したことにより、累計でマイナス17百万ユーロの税引前費用を2018年度のPCBの純収益に追加計上した。

この売却は、より焦点を絞り簡素化を進める当行グループの継続的取り組みに沿ったものである。Santander Bank Polskaは、Banco Santander S.A.を親会社とするSantanderグループの一員である。この取引は、ポーランドの金融監督局やその他の規制当局の承認、顧客の同意およびその他の条件の充足を前提としていたが、2018年度第4四半期に完了した。

当該取引の完了により、ドイツ銀行AGがDB Polskaのために発行した、処分事業に含まれる負債に関連する支援宣言は終了した。DB Polskaのために発行された、処分事業以外の残りの事業に関する支援宣言は継続する。

2017年度における処分

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	2017年6月5日、当行グループはアルゼンチンにある子会社であるドイツ銀行S.A.のBanco Comafi S.A.への売却が完了したと発表した。2017年5月に規制当局から実質的な承認を受けたことに伴い、当該事業体は2017年6月の売却に先立って売却目的保有の処分グループとして分類されていた。	この売却により、為替換算調整額の実現を含め、190百万ユーロの税引前売却損が生じ、2017年度に計上され、主にC&Aに含まれている。	2017年度 第2四半期
アセット・マネジメント	2016年度第4四半期に、当行グループはSal. Oppenheimのルクセンブルグにおける資金管理および保管事業を売却目的保有の処分グループとして分類した。当該取引は慣習的な完了条件を満たすことと規制当局の承認を得ることを前提として、2017年12月1日に完了した。	当該ユニットの再評価の結果、処分されるまで、5百万ユーロの減損損失が2017年度のその他の収益に追加計上された。	2017年度 第4四半期

¹ 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

27 -

その他の資産およびその他の負債

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
その他の資産：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	42,827	46,519
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	3	12,638
決済日経過の未決済有価証券取引	3,654	3,929
未決済の通常取引に係る受取債権	20,191	19,930
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	66,675	83,015
回収のために保有する負債性有価証券	5,184	N/A
未収利息	2,536	2,374
売却目的保有資産	2,679	45
その他	16,371	16,057
その他の資産合計	93,444	101,491

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
その他の負債：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	55,475	58,865
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	15,495	25,042
決済日経過の未決済有価証券取引	2,228	2,562
未決済の通常取引に係る支払債務	17,510	20,274
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	90,708	106,742
未払利息	2,486	2,623
売却目的保有負債	1,242	16
その他	23,078	22,827
その他の負債合計	117,513	132,208

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

28 -

預金

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
無利息要求払預金	221,746	226,339
利付預金		
要求払預金	126,280	133,280
定期預金	130,039	133,952
貯蓄預金	86,340	88,303
利付預金合計	342,659	355,534
預金合計	564,405	581,873

29 -
引当金

引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	オペレー ショナル・ リスク	民事訴訟	規制執行	再構築	その他 ¹	合計 ²
2017年1月1日現在残高	309	2,014	5,607	741	952	9,622
連結会社グループの変動	0	-5	-0	-1	5	-1
新規繰入額	84	745	306	601	847	2,584
取崩額	53	1,611	3,576	458	763	6,461
戻入額	49	134	711	182	118	1,194
為替レート変動の影響 / 割引の解消	-15	-86	-575	-4	-38	-718
振替	-2	193	-153	-0	3	41
2018年1月1日現在残高	275	1,115	897	696	889	3,873
連結会社グループの変動	0	0	0	1	-2	-2
新規繰入額	27	334	125	427	765	1,677
取崩額	54	673	364	344	862	2,296
戻入額	41	160	206	185	364	956
為替レート変動の影響 / 割引の解消	5	42	41	-1	-1	87
振替	2	25	6	-9	9	33
2018年12月31日現在残高	215	684	499	585	433	2,416

1 2017年1月1日および2018年1月1日現在の当行グループの連結貸借対照表においてそれぞれ10億ユーロおよび11億ユーロが引当金から預金に分類変更されたことを反映し、数値は修正再表示されている。住宅貯蓄契約に影響を及ぼす会計処理の変更に関する詳細については、注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

2 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用損失引当金が開示されている注記21「信用損失引当金」を参照のこと。

引当金の種類

オペレーショナル・リスク引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。オペレーショナル・リスク引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟および規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、コスト、重複および複雑性の大幅な削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再構築」を参照のこと。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、銀行税に対する引当金およびモーゲージ買戻し請求を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合のみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし、複数の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさす法的小および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。この傾向は、世界的な金融危機を受けて急激に加速している。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関して発生する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁判機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2018年12月31日および2018年1月1日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考える一部の案件について、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったため、引当金を認識していない。

信頼性の高い見積りが可能な案件について、当行グループは、2018年12月31日現在、可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い将来損失の合計は、民事訴訟案件については約25億ユーロ（2017年12月31日：24億ユーロ）、規制執行案件については2億ユーロ（2017年12月31日：3億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」より高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ることは不可能であると考えており、このため、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性は「ほとんどない」と考えており、そのため、引当金を認識しておらず、偶発負債の見積りにも含めていない。

当該発生可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁判機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件が含まれる。一連の案件は、当行グループがそれぞれについて使用している表題に基づき、英語のアルファベット順に表示されている。

Danske Bankエストニア支店に係る調査 ドイツ銀行は、2015年にDanske Bankエストニア支店とのコルレス銀行関係を停止する以前に当行が同支店の顧客のために行った過去の処理を含む、当行とDanske Bankとのコルレス銀行関係に関して、規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は捜査当局に対し、情報提供または協力を行っている。当行はこれらの案件について、法律、規制または方針の違反が発生していたか否か、および関連する内部統制環境の有効性を含め、内部調査も実施している。

当行グループは、この訴訟に関して引当金または偶発負債を設定していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行った世界中の一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力した。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行った。

2016年10月19日、米国商品先物取引委員会（CFTC）の執行部は、「ドイツ銀行の外国為替に関する調査は終了しており、CFTCの執行部が現時点でさらなる行動を起こす予定はない」と通知する内容のドイツ銀行に対する書簡（以下「CFTCレター」という。）を発行した。慣例により、CFTCレターは、CFTCの執行部が「将来いつでも調査の再開を決定する裁量を維持している。」と声明している。CFTCレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2016年12月7日、ドイツ銀行がCADE（ブラジルの反トラスト法執行機関）と、ブラジルを拠点としたドイツ銀行の元トレーダーによる行為に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。この合意の一環として、ドイツ銀行は罰金51百万ブラジルリアルを支払い、最終的解決に至るまでCADEの行政手続に引き続き従うことに合意した。これにより、ドイツ銀行が継続的に解決のための条件を満たすことを条件として、ドイツ銀行に関連するCADEの行政手続は完了する。

2017年2月13日、米国司法省（DOJ）の犯罪部門不正セクションは、「外国為替市場に関連する連邦犯罪法違反の可能性に関する」犯罪調査をDOJが終了していることをドイツ銀行に対して通知する書簡（以下「DOJレター」という。）を発行した。慣例により、DOJレターは、DOJが調査に関して追加の情報または証拠を得た場合には、調査を再開する可能性があることを声明している。DOJレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2017年4月20日、ドイツ銀行AG、DB USA Corporationおよびドイツ銀行AGニューヨーク支店が連邦準備制度理事会と、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。当該合意の条件に従い、ドイツ銀行は差し止め命令に従い、137百万米ドルの民事制裁金を支払うことに合意した。さらに、連邦準備制度理事会はドイツ銀行に対し、外国為替事業およびその他同様の商品に関する「監視、内部統制、コンプライアンス、リスク管理および調査プログラムの更なる改善を継続的に実施」し、その進捗について連邦準備制度理事会へ定期的に報告するよう命じた。

2018年6月20日、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行AGニューヨーク支店がニューヨーク州金融サービス局（DFS）と、ドイツ銀行の外国為替の取引および販売慣行に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。当該合意の条件に従い、ドイツ銀行は同意審決に従い、205百万米ドルの民事制裁金を支払うことに合意した。さらに、DFSはドイツ銀行に対し、外国為替事業に関する監視、内部統制、コンプライアンス、リスク管理および調査プログラムの更なる改善を継続的に実施し、その進捗についてDFSへ定期的に報告するよう命じた。

一部のその他の規制当局による調査は進行中であり、ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

2018年8月6日、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所は、ドイツ銀行による190百万米ドルでの和解と原告による再訴不能の形での併合訴訟（*外国為替ベンチマーク・レート反トラスト訴訟*）の取り下げを認める最終命令を下した。この併合された訴訟は、米国またはその海外領土において居住している、または事業を行っている店頭市場のトレーダーの推定上の集団および中央取引所のトレーダーの推定上の集団を代表して提起されたもので、ベンチマーク・レートとスポット・レートの両方、特にこれらのスポット・レートのスプレッドについて、競争を制限し、それらを操作する違法な契約があると主張していた。2018年7月10日、米国第二巡回控訴裁判所は地方裁判所による推定上の集団訴訟（*Doris Sue Allen 対 Bank of America 他*）の棄却を支持した。この訴訟は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が1974年米国従業員退職所得保障法における被告の信託義務違反を引き起こす結果となったと主張していた。2018年9月6日、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所はAxiom Investment Advisors, LLC（以下「Axiom」という。）によるAxiom 対ドイツ銀行AG訴訟における集団認定を求める申立を却下した。Axiomによる再訴可能の形で自主的に取り下げる申立は、2018年1月18日に認められた。この

推定上の集団訴訟は、ドイツ銀行が、「ラスト・ルック」と呼ばれる機能を通して、電子取引プラットフォームに出された為替注文を拒否し、後に推定上の集団のメンバーにとって価格が前よりも不利になってからこれらの注文を執行したと主張していた。ドイツ銀行に対する推定上の集団訴訟1件は依然として係属中である。2016年9月26日に提起され、2017年3月24日に修正され、その後2017年4月28日に提起された同様の訴訟と併合された「間接購入者」訴訟（*Contant他 対 Bank of America Corp. 他*）は、当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が為替商品の「間接購入者」に損害を与えたと主張している。これらの請求はシャーマン法および様々な州の消費者保護法に基づいて申立てられている。2018年3月15日、裁判所は当該訴訟の棄却を求めるドイツ銀行の申立を認めた。原告は2018年4月5日に再弁論を求める申立を行い、修正訴状の提出を提案したが、ドイツ銀行はこれに反対した。2018年10月25日、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所は、原告による申立を認め、第二修正訴状が2018年11月28日に提出された。間接購入者訴訟における証拠開示は開始されている。2018年11月7日に提訴された*Allianz他 対 Bank of America Corporation他*は、併合された訴訟における和解に参加しなかった資産運用会社グループにより個別に提起されたものである。原告は、2019年3月1日に修正訴状を提出した。当該訴状に対するドイツ銀行の回答期限は2019年4月1日である。原告による棄却申立の解決を待つ間、限定的な開示手続が開始された。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州およびケベック州において提起された2件のカナダの集団訴訟において被告として指定されている。2015年9月10日に提訴されたこれらの集団訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。オンタリオの訴訟における原告は、集団認定を求める申立を行い、集団認定の申請を2017年6月23日に提出した。ドイツ銀行は集団認定に対して異議を申し立てており、集団認定を求める申立の審理は2019年6月10日から14日に予定されている。

ドイツ銀行はまた、イスラエルにおいて提起された2件の推定上の集団訴訟において被告として指定されている。2018年9月に提訴されたこれらの訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、イスラエルの競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。これらの訴訟は初期段階にある。

当行グループは、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

銀行間取引金利事項 規制および法執行案件 ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関に対し、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請に回答し、協力している。

以前に報告したとおり、ドイツ銀行は、金利デリバティブの取引における反競争行為に関連して、2013年12月4日付の和解契約に従って欧州委員会に725百万ユーロを支払った。

また、以前に報告したとおり、2015年4月23日、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関する不正行為に対する調査を解決するため、DOJ、CFTC、英国金融行為監督機構（FCA）およびニューヨーク州金融サービス局（DFS）と個別の和解を締結した。これらの契約の条件に基づいて、ドイツ銀行はDOJ、CFTCおよびDFSに対し罰金21.75億米ドル、ならびにFCAに対し罰金226.8百万英ポンドを支払うことで合意した。DOJとの問題解決の一環として、DB Group Services (UK) Limited（ドイツ銀行の間接保有完全子会社）はコネチカット州地区米国連邦地方裁判所において、1件の有線通信不正行為の有罪を主張し、ドイツ銀行は3年の起訴猶予契約を締結した。これに従い、ドイツ銀行は（特に）1件は有線通信不正行為、もう1件は価格操作に関してドイツ銀行がシャーマン法に違反しているとする情報をコネチカット州地区米国連邦地方裁判所に提出することに同意した。2018年4月23日に起訴猶予契約が失効し、その後、コネチカット州地区米国連邦地方裁判所はドイツ銀行に対するこの犯罪情報を却下した。DB Group Services (UK) Limitedへの2017年3月28日付の判決を受けて2017年4月に支払われた150百万米ドルを含む上記の罰金は、全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

以前に報告したとおり、2017年3月20日、ドイツ銀行は、円LIBOR関連の和解決定に従ってスイスの競争委員会（WEKO）に5.4百万スイスフランを支払った。

2017年10月25日、ドイツ銀行は、銀行間取引金利に係る調査の解決に向けて、米国の州の検事総長による作業部会との和解に至った。他にも条件はあるが、ドイツ銀行は和解金220百万米ドルを支払うことに合意した。当該和解金額は全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の調査は引き続き進行中である。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

民事訴訟の概要 ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する不正とされる操作に関連する米国における45件の民事訴訟ならびに英国、イスラエルおよびアルゼンチンにおける各1件の継続中の単独訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の被告に対する、推定上の集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）において係属中である。4件を除く米国のすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。また、ドイツ銀行に対する、米ドルLIBORに関連しない4件の民事訴訟がSDNYにおいて係属中であり、このうち、1件の併合訴訟が英ポンド（GBP）LIBORに、1件がスイスフラン

(CHF) LIBORに、1件が2つのシンガポールドル(SGD)ベンチマーク・レート、シンガポール銀行間取引金利(SIBOR)およびスワップ・オファー・レート(SOR)に、ならびに1件がカナダ銀行間取引金利(CDOR)に関連している。

上述の米国における45件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、米国商品取引法、連邦および州反トラスト法、米国威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

米ドルLIBOR 3件を除き、これらの米ドルLIBORに関する米国の民事訴訟はすべて、SDNYにおいて広域係属訴訟(以下「米ドルLIBOR MDL」という。)の一部として併合されている。ドイツ銀行に対して係属中の多数の個別訴訟およびそれらの類似性を鑑み、米ドルLIBOR MDLに併合されている民事訴訟は、該当する訴訟すべてに関する下記の概要に含まれている。個別訴訟の状況または判決がドイツ銀行に対して重要である場合を除き、個別の訴訟の開示はされていない。

2013年3月から2016年12月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、原告は現在、反トラスト法に基づく請求、米国商品取引法に基づく請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として一部の原告の請求を却下する判決を下している。

2016年12月20日、地方裁判所は、反トラスト法に基づく一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めた。複数の原告が2016年12月20日付の地方裁判所の判決について米国第二巡回控訴裁判所に控訴しており、これらの控訴は地方裁判所で進行中の訴訟と並行して係属中である。控訴の概要説明は完了している。

2017年7月13日、ドイツ銀行は、シカゴ・マーカント取引所で取引されたとされるユーロドルの先物およびオプションの取引に基づく請求を主張する米ドルLIBOR MDLの一部として係属中の推定上の集団訴訟(Metzler Investment GmbH 対 Credit Suisse Group AG)を解決するため、原告と80百万米ドルの和解契約を締結した。当該和解契約は、2017年10月11日に予備承認を求めて裁判所に提出された。和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。当該和解契約は、追加審査と裁判所の承認を条件とする。

2018年2月6日、ドイツ銀行は、LIBORパネル銀行から直接に店頭で購入されたとされる米ドルLIBORに連動する金融商品の取引に基づく請求を主張する米ドルLIBOR MDLの一部として、係属中の推定上の集団訴訟(Mayor & City Council of Baltimore 対 Credit Suisse AG)を解決するため、原告と240百万米ドルの和解契約を締結した。当該契約は承認を求めて裁判所に提出され、裁判所は2018年10月25日に和解を最終的に承認した。したがって、この訴訟は上記訴訟の総件数には含まれていない。当該和解金額は、ドイツ銀行が支払ったため、現在はドイツ銀行の訴訟引当金に反映されていない。

SDNYにおいて係属中のMDLの範囲外の訴訟のうちの1件において、原告は請求の却下を受けて訴状を修正する申立を行った。2018年3月20日に、裁判所は、訴状の修正許可を求める原告の申立を却下し、当該訴訟の判決を下し、結審した。原告は裁判所の判決に対して上訴し、控訴の概要説明は完了している。

原告は2019年1月15日および1月31日に、被告、米ドルLIBORを提示した銀行パネルのメンバー、LIBORを管理する機関およびその関係会社が2014年2月1日から現在まで共謀して提示LIBORを抑制していると主張して、SDNYにおいて複数の金融機関に対する2件の推定上の集団訴訟を提起した。これらの訴訟は後に併合された。第3の推定上の集団訴訟は2019年3月4日に提訴された。これらの訴訟は米ドルLIBOR MDLの一部ではない。

さらに、米国連邦預金保険会社によって提起された米ドルLIBORに関する英国の民事訴訟が1件あり、欧州連合の機能に関する条約第101条、1998年英国競争法第1章第2項および米国の州法に基づく損害賠償請求が主張されている。ドイツ銀行はこの訴訟について抗弁している。

イスラエルの個人および事業体が被った損害賠償を求めるLIBOR、EURIBORおよびTIBORに関するもう1件の集団訴訟が、最近、イスラエルで提起された。ドイツ銀行はこの訴訟と管轄権に異議を唱えている。

円LIBORおよびユーロ円TIBOR 2017年7月21日、ドイツ銀行は、円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である2件の推定上の集団訴訟(Laydon 対 Mizuho Bank, Ltd.およびSonterra Capital Master Fund Ltd.対 UBS AG)を解決するために、原告と77百万米ドルの和解契約を締結した。当該契約は承認を求めて裁判所に提出され、裁判所は2017年12月7日に和解を最終的に承認した。したがって、これらの2件の訴訟は上記訴訟の総件数には含まれていない。当該和解金額は、ドイツ銀行が2017年8月1日に支払ったため、ドイツ銀行の訴訟引当金には反映されなくなった。

EURIBOR 2017年5月10日、ドイツ銀行は、EURIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である推定上の集団訴訟(Sullivan 対 Barclays PLC)を解決するために、原告と170百万米ドルの和解契約を締結した。当該契約は、予備承認を求めて裁判所に提出され、裁判所は2018年5月18日に和解を最終的に承認した。したがって、この訴訟は上記訴訟の総件数には含まれていない。当該和解金額は、ドイツ銀行が支払ったため、ドイツ銀行の訴訟引当金には反映されなくなった。

GBP LIBOR 英ポンド (GBP) LIBORを操作したとして、推定上の集団訴訟がSDNYにおいて依然として係属中である。2018年12月21日、裁判所は当該訴訟の棄却を求める被告の申立を一部認め、ドイツ銀行に対するすべての請求を却下した。2019年1月22日、原告は裁判所の判決の一部再審議を申立て、当該申立の概要説明は十分に行われた。

CHF LIBOR スイスフラン (CHF) LIBORを操作したとする原告の推定上の集団訴訟がSDNYにおいて依然として係属中である。この訴訟は、十分な概要説明が実施された却下申立の対象となっている。

SIBORおよびSOR シンガポール銀行間取引金利 (SIBOR) およびスワップ・オファー・レート (SOR) を操作したとする原告の推定上の集団訴訟がSDNYにおいて依然として係属中である。2018年10月25日、原告は第三修正訴状を提出し、これは、十分な概要説明が実施された却下申立の対象となっている。2018年12月26日、原告は裁判所に第四修正訴状の提出許可を求める申立を行い、当該申立の概要説明は十分に行われた。

CDOR カナダ銀行間取引金利 (CDOR) を操作したとする原告の推定上の集団訴訟がSDNYにおいて係属中である。2019年3月14日、裁判所は修正訴状の却下を求める被告の申立を認め、ドイツ銀行に対するすべての訴訟を却下した。

紹介雇用慣行および一定のビジネス関係についての調査 多様な法域の一定の規制当局および法執行機関 (米国証券取引委員会およびDOJを含む。) は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行ならびに仲介者およびコンサルタントの契約に関して、米国海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令遵守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。その他の法域における一定の規制当局も、これらの調査について概要を把握している。当行グループは、これらの規制当局による調査の一部に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性があることと結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。現在判明している事実に基づき、現時点で当行が判決の時期を予測することはできない。

キルヒ ミュンヘンの検察庁 (*Staatsanwaltschaft München I*) は、特にドイツ銀行の数名の元マネジメント・ボード・メンバーについて、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続が含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行のマネジメント・ボードのスポークスマンであったロルフ・プロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にプロイヤー博士は、キルヒ博士 (および同氏の会社) が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟のうちの1件で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、該当する元マネジメント・ボード・メンバーが、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後に速やかな訂正を怠った、および/またはそれぞれが当該手続において誤った陳述を行ったというものである。

2016年4月25日、ミュンヘン地方裁判所は、ユルゲン・フィッチェン氏および他4名の元マネジメント・ボード・メンバーに關係する主要な捜査について当該地方裁判所で行われた審理を受けて、すべての被告および当該手続の二次的参加人であった当行を無罪とした。2016年4月26日、検察庁は上訴を申し立てた。上訴は事実誤認ではなく法律上の過失の再審理に限定されている。2016年10月18日、判決書が送達されてから数週間後、検察庁は元マネジメント・ボード・メンバーのユンゲル・フィッチェン氏、ロルフ・プロイヤー博士およびジョゼフ・アッカーマン博士についてのみ上訴を維持し、元マネジメント・ボード・メンバーのクレメンス・ポーアサイ博士およびテッセン・ヴァン・ハイドブレック博士についての上訴は取り下げることを通じたため、両者の無罪が確定した。2018年1月24日、検事総長事務局は、ミュンヘンの検察庁の上訴について判決を下すために、連邦最高裁判所において口頭弁論を行うように要請した。

検察庁による他の捜査 (これはキルヒ民事訴訟手続における訴訟不正の企てにも対応している。) は進行中である。ドイツ銀行はミュンヘン検察庁に全面的に協力している。

当行グループは、これらの訴訟手続が当行グループに及ぼす重要な経済的影響はないと考えており、これらに関して引当金または偶発負債を計上していない。

モーゲージ関連および資産担保証券事項ならびに調査 規制当局および政府案件 ドイツ銀行および一部の関係会社 (これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。) は、米国金融詐欺対策タスク・フォースの住宅用モーゲージ担保証券ワーキング・グループのメンバーを含む一定の規制当局および政府機関から、モーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券 (RMBS)、商業モーゲージ担保証券 (CMBS)、債務担保証券 (CDO)、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売、評価および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請に応えて、全面的に協力している。

2016年12月23日、ドイツ銀行は、2005年度から2007年度に行われたRMBS事業に関する潜在的な請求を解決するためにDOJと基本合意に達したと発表した。2017年1月17日、当該和解が確定し、DOJにより発表された。和解に基づき、ドイツ銀行は、31億米ドルの民事制裁金を支払い、消費者救済に41億米ドルを提供することに合意した。

2016年9月、ドイツ銀行は、メリーランド州の検事総長から、2002年度から2009年度のドイツ銀行のRMBSおよびCDO事業に関する情報要請の行政召喚状を受け取った。2017年6月1日、ドイツ銀行とメリーランド州の検事総長は、本件を解決するために150万米ドルの現金および800万米ドルの消費者救済で合意に達した（ドイツ銀行がDOJとの和解の一部として合意した総額41億米ドルの消費者救済から配分される。）。

当行グループは一部の規制当局による進行中の調査に関して引当金を計上しているが、その他については設定していない。その一部は、DOJとの和解に基づき引当てられている消費者救済に関連している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指定されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、Novastar Mortgage Corporationが発行した6件のRMBS売出しの引受人の1社としての役割に関連して、集団訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。当該訴訟は、かかる売出しにおいて証券を購入した投資家集団を代表する原告により提起された。当事者は、総額165百万米ドルで解決する合意に達し、かかる金額の一部は当行によって支払われた。2017年8月30日、FHFA / Freddie Macは、和解に対して異議を申立て、その後すぐに、和解承認手続の継続要請を地方裁判所が却下したことに對して上訴申立を行ったが、当該申立はFHFA / Freddie Macにとって不利な内容で解決した。裁判所は2019年3月7日に、FHFA / Freddie Macの異議申立に対して和解を承認した。当事者は、申立から60日以内に上訴申立を行うことができる。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連して（a）Colonial Bank（すべての被告に対して213百万米ドル以上の損害賠償を主張している。）、（b）Guaranty Bank（すべての被告に対して901百万米ドル以上の損害賠償を主張している。）および（c）Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して、明らかにされていない金額の損害賠償を主張している。）の管財人として米国連邦預金保険公社（FDIC）によって提起された3件の訴訟において被告となっている。これらの訴訟のそれぞれにおいて、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させ、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却された。Colonial Bankに関する訴訟では、2017年6月21日に、FDICは第二修正訴状を提出し、それに対して被告は2017年9月7日に棄却申立を行った。2018年3月2日、裁判所は被告の棄却申立を一部認め、一部否認した。Guaranty Bankに関する訴訟において、2017年9月14日、裁判所は、判決前の利息の算定の適切な方法に関する略式判決を求めるドイツ銀行の申立の一部を認めた。2018年8月31日、裁判所は2019年3月の審理日を取り消した。2018年9月27日、裁判所は、2019年1月11日より前に当該訴訟の調停に入ること、それまで当該訴訟を中断することを命じた。当事者は2018年11月27日に調停を行ったが、調停では和解に至らなかった。裁判所は当該訴訟を再開し、2019年1月2日に、審理日を2019年8月26日に設定した。Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankに関する訴訟では、2017年7月31日に、FDICは第二修正訴状を提出し、それに対して被告は2017年9月14日に棄却申立を行った。当該訴訟は、被告による棄却申立が解決するまで中断される。

ドイツ銀行は、RMBSの購入に関連するコモン・ローに関する請求を主張しているRoyal Park Investments（Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として）によって提起された訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。2017年4月17日、裁判所は当該訴状を却下し、2018年2月13日、原告は控訴した。2018年10月9日、この却下は控訴裁判所により支持された。原告は2018年11月8日に、ニューヨーク州控訴裁判所に上訴を求める申立を行った。被告は2018年11月21日に異議申立を行い、概要説明は完了している。2019年1月15日に、ニューヨーク州控訴裁判所は当該申立を却下した。

2014年6月、受託者としてのHSBCは、ACE Securities Corp.の2006-SL2 RMBS売出しのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が買戻しを行っていないと主張して、過去の訴訟について再審理を行うよう、ニューヨーク州裁判所にドイツ銀行に対する訴訟を提起した。同売出しにおけるモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、受託者としてのHSBCがドイツ銀行に対して提起した別の訴訟の却下を申立てる上訴の結果が出るまで、当該再訴は保留されている。2016年3月29日、裁判所は再訴を却下し、2016年4月29日、原告は上訴申立を行った。原告の上訴は控訴裁判所の2019年9月期に延期されている。

ドイツ銀行は、当初はRMBSの投資家により、その後は受託者としてのHSBCによりニューヨーク州裁判所に提起された2件の訴訟において被告となっている。当該訴訟はACE Securities Corp.の2006-FM1およびACE Securities Corp.の2007-ASAP1 RMBSの

売出しのそれぞれにおいて、貸出金水準について表明・保証違反があったと主張している。両訴訟は2018年3月28日、出訴期限を理由に第一審裁判所により却下された。原告は却下に対して上訴しており、上訴は依然として係属中である。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

受託者としての民事訴訟 ドイツ銀行は、特定のRMBS信託の受託者としての役割に関して、様々な投資家グループによって提起された民事訴訟において被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、過失および/または米国の1939年信託証券法の違反に関する請求を主張するものである。

BlackRock Advisors, LLC、PIMCO-Advisors, L.P.およびその他が運用するファンドを含む、ある投資家グループによって提起された2件の推定上の集団訴訟は、最近、和解に至った。これらの推定上の集団訴訟のうち1件は、カリフォルニア州上級司法裁判所において、同裁判所が再訴不能の形で棄却した2019年1月11日まで係属中であった。第2の推定上の集団訴訟は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であったが、2018年12月6日に再訴不能の形で棄却された。ドイツ銀行はWestern and Southern Life Insurance Companyおよび関連事業体5社が提起した訴訟の被告でもあったが、2017年9月28日、原告は、再訴可能な形で自主的に請求を取り下げた。

ドイツ銀行は現在、6件の個別の民事訴訟（2件の推定上の集団訴訟および4件の個別訴訟）において被告となっている。

推定上の集団訴訟がRoyal Park Investments SA/NVによって提起された。これは10件の信託に関係するもので、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中である。

原告が2014年6月18日に提起した第1の訴訟において、原告は当該信託では総額31億米ドル超の実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。2018年3月29日、裁判所は集団認定を求める原告の新たな申立を却下する命令を下し、2018年8月7日、控訴裁判所は集団認定の却下に対して速やかに上訴した原告の申立を却下した。2018年9月28日、裁判所は、当該訴訟で問題となった貸出金の統計的サンプルを用いて法的責任と損害賠償を証明することの許可を求める原告の申立を却下した。開示手続は進行中である。2017年8月4日、Royal Parkは信託に対する集団訴訟を別途もう1件提起した。当該訴状では、他の係属中のRoyal Park訴訟における受託者の弁護士報酬および費用を信託基金から支払うことによって発生している契約違反、不当利得、横領、信託義務違反、衡平法上の弁明、宣言的救済および差止による救済に係る請求を主張している。2018年8月13日、裁判所は、元になっているRoyal Park訴訟が解決するまで当該訴訟を中断し、中断が解除された場合に再提出不能の形で棄却を求める受託者の申立を却下した。

その他4件の個別訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a) National Credit Union Administration Board（以下「NCUA」という。）は、37件の信託に対する投資家として、総額85億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張している。(b) 43件のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDO（総称して「Phoenix Light」という。）および「数億米ドルの損害賠償」の請求。(c) 50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」の回収を求めている。(d) IKB International, S.A.（清算中）およびIKB Deutsche Industriebank AG（総称して「IKB」という。）は、30件のRMBS信託の投資家として、268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUA訴訟では、NCUAは2018年8月31日、当初の対象であった97件の信託のうち60件に関する請求を取り下げたことを裁判所に通知した。訴状の修正を求めるNCUAの申立、およびNCUAの当該申立を裁判所が認めた場合に訴状の却下を求めるドイツ銀行の申立について、概要説明は2018年12月19日に完了している。Phoenix Light訴訟では、原告が2017年9月27日に修正訴状を提出し、受託者が2017年11月13日に当該修正訴状に対する答弁書を提出した。2018年12月7日、両当事者は略式判決を求める申立を行った。Commerzbank訴訟では、原告が2017年11月30日に修正訴状を提出し、受託者が2018年1月29日に当該修正訴状に対する答弁書を提出した。2018年12月7日、両当事者は略式判決を求める申立を行った。IKB訴訟では、裁判所は2017年5月3日に受託者の却下申立に係る口頭審理を行ったが、裁定には至っていない。2017年6月20日、IKBの原告は、4件の信託に関してドイツ銀行に対して主張されたすべての請求について、再訴不能の形で棄却を求めた。開示手続は進行中である。

当行グループはこれらの訴訟の一部に関して偶発負債および引当金を設定しているが、かかる開示がこれら訴訟の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示していない。

ポストバンク任意的公開買付 2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（ポストバンク）の全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は正式な公開買付書類を発行した。公開買付において、ドイツ銀行はポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該公開買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

2010年11月、ポストバンクの元株主で公開買付を受け入れたEffecten-Spiegel AGが、提示価格は余りにも低く、ドイツ連邦共和国の準拠法を遵守して決定されなかったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ銀行が、遅くと

も2009年には、ポストバンクの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。原告は、遅くとも2009年にドイツ買収法第30条に従って、ドイツポストAGが保有していたポストバンクの議決権をドイツ銀行AGに帰属させるべきであったと主張している。これに基づき、原告は2010年の任意的公開買付でポストバンクの株式についてドイツ銀行AGが提示した対価は、1株当たり57.25ユーロに引き上げられるべきであったと主張している。

ケルン地方裁判所（ラント裁判所）は、2011年に当該請求を却下し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を却下した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を棄却し、当該案件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、ドイツ銀行AGとドイツポストAGが2009年に「協調した」という原告の主張について控訴裁判所が十分に検討しなかったと表明した。

2010年の公開買付を受け入れたポストバンクの別の元株主も、2014年以降、ケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所でそれぞれ係属中のEffecten-Spiegel AGがドイツ銀行に対して提起した請求と同様の請求を提起している。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続にまとめられた合計14件の訴訟の請求を認める判決を下した。ケルン地方裁判所は、ドイツ銀行が2008年に既に強制的公開買付を行うべきであり、その場合には公開買付において提示すべき適切な対価は1株当たり57.25ユーロとなるはずであったとの見解を示した。支払われた対価を考慮すると、公開買付を受け入れた株主に対しては追加で1株当たり32.25ユーロの対価を支払うことになる。ドイツ銀行はこの判決に対して控訴し、Effecten-Spiegel AGの控訴に係る審理も行っているケルン高等裁判所第13委員会が担当となった。

2017年11月8日、Effecten-Spiegel 訴訟において、ケルン高等裁判所で審理が行われた。当該審理において、高等裁判所はケルン地方裁判所の結論に同意しないことを示し、ドイツ銀行が2008年または2009年に強制的公開買付を行う義務はなかったという予備的な見解を示した。当初、高等裁判所は、2017年12月13日に判決を公表することを決定していた。しかしこれは、原告がケルン高等裁判所第13委員会の3名の委員に対して偏見があるとして異議を申立てたため、2018年2月に延期された。この異議申立は、2018年1月末にケルン高等裁判所によって退けられた。2018年2月に、裁判所は審理再開を求めるEffecten-Spiegel AGの申立を認めた。

高等裁判所は2019年2月19日付の通知により、共同行為は、ケルン地方裁判所が共同行為と仮定するに足るとした（そして2017年10月に原告の請求を認めた）契約上の条項に基づき得るとする疑いがあることを両当事者に通知した。こうした背景の下、高等裁判所はさらなる証拠を入手するために両訴訟における複数の証人を召喚し、2019年10月30日から少なくとも2019年12月11日まで週1回の審理において聴取することを決定した。聴取を受ける個人には、ドイツ銀行、Deutsche Post AGおよびポストバンクの現および元ボード・メンバー、ならびにポストバンク取引に関与したその他の個人が含まれる。裁判所はさらに両当事者に対し、関連する取引書類の作成をドイツ銀行に要請することを検討している旨を通知した。証拠を得るための審理は当初2019年3月27日に予定され、（予防措置として）2019年4月3日と5月29日にも予定されていたが、中止された。

2018年2月、上記の民事訴訟における一部の原告を代理する法律事務所は、公開買付に関連して詐欺的行為を行ったと主張し、ドイツ銀行の一部の従業員に対して、フランクフルト・アム・マインの検察庁に刑事告訴を行ったため、（原告の要請により証言する）ドイツ銀行の元マネジメント・ボード・メンバーであるステファン・クラウス氏は証言を拒否する権利を求めた。しかし、担当検察官らは手続の開始を拒否している。ケルン高等裁判所は、裁判所での証言拒否の合法性について審理する日を2019年3月20日に設定した。

ドイツ銀行は、2017年度末直前にさらに多くの訴訟を提起され、これらのほとんどはケルン地方裁判所で現在係属中である。新たな原告の一部は、2010年のポストバンク株式の任意的公開買付においてドイツ銀行AGが提示した対価は1株当たり64.25ユーロまで引き上げられるべきであったと主張している。

これらの案件に関連してドイツ銀行に対して求められている支払請求は、合計で約700百万ユーロ（利息を除く。）である。

当行グループは、これらの訴訟に関して偶発負債を設定しているが、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示していない。

ポストバンク買付に関連する今後の手続 2015年9月、ポストバンクの元株主は、2015年8月のポストバンクの株主総会で採択されたスクイーズアウトの決議を取り消すために、ケルン地方裁判所でポストバンクに対して株主訴訟を提起した。とりわけ、原告は、ドイツ銀行が2009年により高い株価での強制的公開買付を実施しなかったという主張に基づき、ドイツ銀行により保有されるポストバンク株式の議決権は停止の状態であったと主張している。スクイーズアウトは完了しており、当該手続自体には逆転効果はないが、賠償金の支払いが発生する可能性がある。当該手続の原告は上記のEffecten-Spiegelの手続で主張されたものと類似の法律的主張を参照している。2017年10月20日に下された判決において、ケルン地方裁判所は、スクイーズアウトの決議は無効であると宣言した。しかし、裁判所はドイツ銀行が強制的公開買付を行わなかったという主張に基づいて議決権の停止に依拠しなかったが、2015年8月のポストバンクの株主総会において、ポストバンクがポストバンク株主の情報に係る権利を侵害していたと主張した。ポストバンクはこの判決に対して上訴した。

2010年の任意的公開買付より前にポストバンク全株式の強制的公開買付を行う義務をドイツ銀行が負っていたか否かという法律上の問題も、係属中の2件の審査手続（Spruchverfahren）に影響を及ぼす可能性がある。これらの手続は、2015年に行われたポストバンク株主のスクイーズアウトに関連して提示した補償額ならびに2012年にDB Finanz-Holding AG（現在のDB Beteiligungs-Holding GmbH）とポストバンクの間で締結された支配の行使および損益の移転に係る合意（Beherrschungs- und

Gewinnabführungsvertrag) に関連して提示した補償額および年間保証配当支払額の増額を求めて、ポストバンクの元株主が開始したものである。ケルン地方裁判所は、評価手続における適切な補償額を決定する際に、提示価格1株当たり57.25ユーロでポストバンクの強制的公開買付を実施するドイツ銀行の潜在的義務を検討するのが妥当だと示す判決を下した。支配および損益移転契約に関連して支払われた補償額は1株当たり25.18ユーロであり、約0.5百万株について受け入れられた。2015年に支払われたスクイズアウトの補償額は1株当たり35.05ユーロであり、約7百万株がスクイズアウトされた。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

ロシア/英国の株式売買に係る調査 ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、互いに相殺される株式売買の状況について調査している。調査対象取引の総額は重要である。ドイツ銀行による法律、規制または方針の違反の可能性および関連する内部統制環境についての内部調査は完了しており、ドイツ銀行は調査により特定された結果を評価した。現在までに、一部のドイツ銀行の方針に対する違反およびドイツ銀行の統制環境の欠陥が特定されている。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域(ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。)の規制当局および法執行機関に助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っている。

2017年1月30日および31日、DFSおよびFCAは、本件の調査に関連して当行と和解したと発表した。当該和解により、上記の株式売買関連の調査も含めた当行の投資銀行部門のマネーロンダリング防止(AML)管理機能に関するDFSおよびFCAの調査は終了した。DFSとの和解契約の条件に基づいて、ドイツ銀行は同意審決を受け、425百万米ドルの民事制裁金を支払うこと、および最長2年間にわたり独立した監視人を設置することに合意した。FCAとの和解契約の条件に基づき、ドイツ銀行は約163百万英ポンドの民事制裁金を支払うことに合意した。2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当案件および連邦準備制度理事会が識別した他のAMLに係る問題を解決して当行と和解したと発表した。ドイツ銀行は罰金41百万米ドルを支払った。ドイツ銀行はまた、独立の第三者を雇い、銀行秘密法/AMLプログラムを評価し、ドイツ銀行の子会社であるDeutsche Bank Trust Company Americasの特定の外国コルレス銀行業を見直すことに合意した。当行は書面による改善計画およびプログラムの提出も求められている。

ドイツ銀行は、DOJを含む規制当局および法執行機関に引き続き協力している。これらは、当該証券売買について独自の調査を継続している。当行グループは、残りの調査に関する引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

ソブリン債、国際機関債および政府関係機関債(SSA債)に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

2018年12月20日、欧州委員会はドイツ銀行に対し、米ドル建SSA債の流通市場取引に関連して欧州連合の競争法に違反している可能性があるとする反対意見書を送付した。反対意見書の送付は欧州委員会による調査の一手段であり、調査結果に予断を与えるものではない。ドイツ銀行は本案件について欧州委員会に積極的に協力しており、その結果、追訴を免じられている。欧州委員会の指針によると、ドイツ銀行が罰金を科されることはないとは予想される。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において直接および間接的な市場参加者により提起された複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、SSA債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法およびコモン・ローの違反があったと主張している。ドイツ銀行は、48.5百万米ドルで直接的市場参加者による本訴訟について和解する合意に達し、同額の引当金を計上した。当該和解は裁判所の承認を条件としている。間接的な市場参加者を代表して申立てられた訴訟は初期段階にある。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州上級裁判所およびカナダ連邦裁判所においてそれぞれ2017年11月7日および2017年12月5日に提起された推定上の集団訴訟においても被告となっており、これらの訴訟はSSA債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法およびコモン・ローの違反を主張している。これらの訴状は、SSA債取引に関する米国での集団訴訟における同様の主張に依拠しており、補償のおよび懲罰的損害賠償を求めている。これらの訴訟は初期段階にある。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起された複数の推定上の集団訴訟において被告として指定されており、当該訴訟は米国反トラスト法の違反とメキシコ国債の取引に関する不当利得を主張している。当該訴訟は初期段階にある。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において2019年2月および3月に提起された4件の推定上の集団訴訟においても被告として指定されており、これらの訴訟は米国政府機関債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法およびコモン・ローの違反を主張している。これらの訴訟は初期段階にある。

上記の他に、当行グループは、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたため、上記案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

信託優先証券訴訟 ドイツ銀行とその一部の関係会社および元役員は、ドイツ銀行およびその関係会社が2006年10月から2008年5月までの間に売出した一部の信託優先証券を購入した者を代表し、連邦証券法に基づく請求を主張して、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起され併合された推定上の集団訴訟の被告となっている。一連の判決において、裁判所は問題となっている6件の売出しのうち4件に関するすべての請求を却下した。しかし、2007年11月および2008年2月の売出しに関連して脱漏があったとの主張に係る特定の請求については、手続を進めることを認めた。地方裁判所はこの訴訟の残りの2件の売出しに関する請求を、()「純売上高または継続事業からの収益もしくは利益に重要な額のプラスまたはマイナスの影響を及ぼした、または及ぼし得ると登録者が合理的に予想する、既知の傾向または不確実性」の開示を行ったとの主張、ならびに()規則S-Kの第303項および第503項に基づき「売出しを投機的またはリスクを伴うものとした最大要因」の開示を怠ったとの主張に限定した。被告はすべての不正行為を否定する答弁書を提出した。2018年10月2日、地方裁判所は、両方の売出しに対する原告の集団訴訟を認定した。実態の開示手続は進行中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行の子会社であるDeutsche Bank Securities Inc. (DBSI)は複数の推定上の集団訴訟において被告となっていた。当該訴訟は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモン・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟はニューヨーク州南部地区に併合されている。2017年11月16日、原告は併合修正訴状を提出したが、DBSIを被告としなかった。2017年12月11日、裁判所は再訴可能な形でDBSIを集団訴訟から外した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

信用関連コミットメントおよび偶発負債

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消可能貸出コミットメント、取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
取消不能貸出コミットメント	167,722	158,253
取消可能貸出コミットメント	44,327	45,867
偶発負債	51,605	48,212
合計	263,654	252,331

その他のコミットメントおよびその他の偶発負債

以下の表は、当行グループのその他の取消不能貸出コミットメントおよびその他の偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

その他のコミットメントおよびその他の偶発負債

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
その他のコミットメント	130	82
その他の偶発負債	74	5
合計	204	86

政府援助

当行グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものとがある。ECA保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、大体似通ってい

る。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当行グループは、輸出される商品およびサービスに係る融資において顧客支援にこうしたプログラムを利用している。当行グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当行グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理として行動するEuler-Hermes Kreditversicherungs-AG、韓国の代理として行動する韓国輸出信用機関（Korea Trade Insurance CorporationおよびThe Export-Import Bank of Korea）、または中国の代理として行動する中国輸出信用機関（China Export & Insurance Corporation（Sinasure））により発行されたものであった。

税金に係る取消不能支払コミットメント

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、単一破綻処理基金（SRF）およびドイツ法定預金保護制度に基づく銀行税に関連する取消不能支払コミットメントは、2018年12月31日現在において591.1百万ユーロ、2017年12月31日現在において412.3百万ユーロであった。

31 -

その他の短期借入金

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
その他の短期借入金：		
コマーシャル・ペーパー	2,752	5,274
その他	11,406	13,137
その他の短期借入金合計	14,158	18,411

32 -

長期債務および信託優先証券

最も早い契約期限別の長期債務

単位：百万ユーロ	2019年 度期限	2020年 度期限	2021年 度期限	2022年 度期限	2023年 度期限	2023年度 より後の 期限	2018年 12月31日 現在合計	2017年 12月31日 現在合計
優先債務：								
債券およびノート：								
固定利付	16,275	10,510	18,483	6,949	6,898	18,779	77,894	76,285
変動利付	8,002	4,540	5,347	3,553	2,321	6,732	30,495	33,210
劣後債務：								
債券およびノート：								
固定利付	2,057	1,135	0	0	30	2,075	5,297	5,493
変動利付	24	180	0	0	1,202	14	1,420	1,738
その他	20,958	6,263	1,335	557	1,087	6,777	36,977	42,988
長期債務合計	47,317	22,627	25,164	11,060	11,538	34,377	152,083	159,715

当行グループには、2018年度および2017年度の債務に関して、元本および利息の債務不履行またはその他の違反はなかった。

信託優先証券¹

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
固定利付	2,194	4,462
変動利付	975	1,030
信託優先証券合計	3,168	5,491

¹ 無期限の金融商品であり、当行グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	221,746	0	0	0	0
利付預金	126,416	137,089	47,258	21,683	12,059
トレーディング負債 ¹	59,922	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹	301,487	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	16,438	25,838	7,895	2,760	5,724
投資契約負債 ²	0	0	512	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³	0	609	502	505	306
中央銀行ファンド借入金	252	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	3,151	963	508	1	0
貸付有価証券受入金	3,358	3	0	0	0
その他の短期借入金	11,067	2,258	1,622	0	0
長期債務	3	34,449	16,268	80,028	36,085
信託優先証券	0	36	3,306	0	0
その他の金融負債	96,573	2,762	1,201	369	60
オフバランスの貸出コミットメント	167,722	0	0	0	0
金融保証	22,502	0	0	0	0
合計 ⁴	1,030,639	204,008	79,073	105,346	54,234

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	226,339	0	0	0	0
利付預金	133,378	146,204	45,816	19,194	12,510
トレーディング負債 ¹	71,457	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹	342,726	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	29,207	29,360	4,847	2,599	5,951
投資契約負債 ²	0	0	574	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³	0	69	336	672	218
中央銀行ファンド借入金	174	83	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	14,152	2,525	1,348	491	23
貸付有価証券受入金	6,684	3	0	0	1
その他の短期借入金	11,859	2,326	3,600	0	0
長期債務	4	7,409	41,820	78,063	41,926
信託優先証券	0	1,710	3,328	688	0
その他の金融負債	112,961	3,483	554	373	4
オフバランスの貸出コミットメント	153,700	0	0	0	0
金融保証	19,883	0	0	0	0
合計 ⁴	1,122,525	193,172	102,223	102,080	60,632

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

追加的注記

34 -
普通株式

普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、株式1株の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

株式数	発行済かつ 全額払込済	自己株式	社外流通
2017年1月1日現在の普通株式	1,379,273,131	-203,442	1,379,069,689
株式報酬制度に基づく株式の発行 増資	0 687,500,000	0 0	0 687,500,000
自己株式の購入	0	-490,690,358	-490,690,358
自己株式の売却または割当	0	490,522,710	490,522,710
2017年12月31日現在の普通株式	2,066,773,131	-371,090	2,066,402,041
株式報酬制度に基づく株式の発行 増資	0 0	0 0	0 0
自己株式の購入	0	-372,179,750	-372,179,750
自己株式の売却または割当	0	371,206,696	371,206,696
2018年12月31日現在の普通株式	2,066,773,131	-1,344,144	2,065,428,987

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

自己株式の購入は、主に短期で再売却する意図で購入した株式および一時的に当行グループが保有する株式から成る。さらに、当行グループは、株式報酬のために株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に今後の株式報酬に充当の予定である。

授権資本

マネジメント・ボードは、現金払込に対する新株発行による増資を行う権限を付与されている。2018年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2022年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠2,560,000,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授権資本	対価	新株予約権	失効日
512,000,000ユーロ	現金	株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがあり、また、オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2022年4月30日
2,048,000,000ユーロ	現金	オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2022年4月30日

条件付資本

マネジメント・ボードは、転換権またはオプション権付の参加証券および/または転換社債および/または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関係会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および/または交換権の行使時または強制転換時という条件付で増加された。

条件付資本	条件付資本の目的	失効日
512,000,000ユーロ	参加証券、転換社債もしくは新株予約権付社債に連動する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権またはオプション権を行使する場合、または転換権付参加証券もしくは転換社債に係る転換義務の保有者がその転換義務を履行する場合に使用することができる。	2022年4月30日
51,200,000ユーロ	失効日以前に付与されたオプション権を行使するために使用することができる。また、発行済オプション権の保有者が株式を受領する権利を行使し、株式の引渡しに自己株式が用いられない場合にのみ使用される。	2022年4月30日

配当

以下の表は、2018年、2017年および2016年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

	2018年度(提案) ¹	2017年度	2016年度 ²
宣言現金配当(単位:ユーロ)	227,000,000	227,000,000	227,000,000
普通株式1株当たり宣言現金配当(単位:ユーロ)	0.11	0.11	0.11

1 2018年度の現金配当は2018年12月31日現在の発行済株式数に基づいている。

2 2016年度および2015年度の配当は2017年度の年次株主総会で承認され、2017年度に同時に支払われた。

貸借対照表日以降に宣言された配当はない。

35 -

従業員給付

株式報酬制度

当行グループは、DBエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

DBエクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。解雇または退職等の場合には、権利確定は通常、離職後も継続する。

法律上またはその他の制限により株式の受渡に支障がある国では、報奨を付与するためにDBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用された。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

付与された年度	ドイツ銀行 エクイティ・プラン	権利確定 スケジュール	適格者
2018年	年次報奨 (CIB) ¹	1/4 : 12ヶ月 ² 1/4 : 24ヶ月 ² 1/4 : 36ヶ月 ² 1/4 : 48ヶ月 ²	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
	年次報奨 (CIB以外) ¹	1/3 : 12ヶ月 ² 1/3 : 24ヶ月 ² 1/3 : 36ヶ月 ²	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
	年次報奨 (上級経営者) ¹	1/5 : 12ヶ月 ² 1/5 : 24ヶ月 ² 1/5 : 36ヶ月 ² 1/5 : 48ヶ月 ² 1/5 : 60ヶ月 ²	マネジメント・ボードまたは上級経営者のメンバー
	リテンション / 新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ³	規制従業員
2017年	年次報奨 ¹	1/4 : 12ヶ月 ⁴ 1/4 : 24ヶ月 ⁴ 1/4 : 36ヶ月 ⁴ 1/4 : 48ヶ月 ⁴	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		または、54ヶ月後に一括で権利確定 ⁴	マネジメント・ボードまたは上級管理職グループのメンバー
	リテンション / 新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ³	規制従業員
	キーリテンション制度 (KRP) ⁵	1/2 : 50ヶ月 ⁶ 1/2 : 62ヶ月 ⁶	重要なリスク・テーカー (MRT)
	または、43ヶ月後に一括で権利確定	重要ではないリスク・テーカー (MRT以外)	
2016年	年次報奨	1/4 : 12ヶ月 ⁴ 1/4 : 24ヶ月 ⁴ 1/4 : 36ヶ月 ⁴ 1/4 : 48ヶ月 ⁴	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		または、54ヶ月後に一括で権利確定 ⁴	マネジメント・ボードまたは上級管理職グループのメンバー
	リテンション / 新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ³	規制従業員
	キーポジション報奨 (KPA) ⁷	4年後に一括で権利確定 ³	年次リテンション報奨に選ばれた従業員
2015年 / 2014年	年次報奨	1/3 : 12ヶ月 ⁴ 1/3 : 24ヶ月 ⁴ 1/3 : 36ヶ月 ⁴	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		または、54ヶ月後に一括で権利確定 ⁴	マネジメント・ボードまたは上級管理職グループのメンバー
	リテンション / 新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ⁸	規制従業員

- 一部の法人の従業員については、現地の規制要件により、繰延株式の代わりに制限付株式が用いられる。
- マネジメント・ボードまたは上級経営者のメンバーおよびその他の全InstVVの規制従業員については、さらに12ヶ月のリテンション期間が適用される。
- 全規制従業員について、株式受渡しはさらに12ヶ月のリテンション期間後に行われる。2018年度に付与された報奨については、これはInstVVのMRTにのみ当てはまる。
- マネジメント・ボードまたは上級管理職グループのメンバーおよびその他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間が適用される。

- 5 キーリテンション制度（KRP）は、当行の報酬レポートにおいて「リテンション報奨プログラム」と呼ばれる。当該制度に基づき2017年1月に付与された株式報奨は、株価についての追加条件があり、報奨のこの部分は当行の株価が権利確定前に一定の目標株価に達した場合にのみ権利が確定する。
- 6 重要なリスクテカー（MRT）について、株式受渡しはさらに12ヶ月のリテンション期間後に行われる。
- 7 個人のKPAの所定の割合については、株価についての追加条件があり、報奨のこの部分は当行の株価が確定前に一定の目標株価に達した場合にのみ権利が確定する。
- 8 マネジメント・ボード・メンバーについて、株式受渡しは3年のリテンション期間後に行われる。その他の全規制従業員については、株式受渡しは6ヶ月のリテンション期間後に行われる。

さらに、当行グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プラン（以下「GSPP」という。）という名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。GSPPは、特定の国の従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行はその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2018年11月から始まった第10期には、20ヶ国の従業員計約12,450名が当該制度に加入していた。

当行グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

以下の表は、それぞれの日付における株式報奨ユニットの残高を示している。これは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受領する条件付権利を表したものである。また、DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

	株式ユニット数 (単位：千ユニット)	1ユニット当たり 加重平均付与日公正価値 (単位：ユーロ)
2016年12月31日現在残高	90,292	20.22
2017年12月31日現在残高	137,541	14.78
2018年12月31日現在残高	153,117	11.15

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2018年、2017年および2016年12月31日終了年度において、それぞれ合計約12百万ユーロ、23百万ユーロおよび15百万ユーロであった。

2018年12月31日現在、発行済株式報奨の付与総額は約17億ユーロであった。このうち12億ユーロが、報酬費用として当該報告年度またはそれ以前に認識された。このため、2018年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、合計5億ユーロであった。

上記の表に示された数量に加えて、過年度に付与されたDBエクイティ・プラン報奨の権利確定により、2019年2月および3月に約4.4百万株および9.1百万株が制度加入者に発行された（このうち、2019年2月の権利確定サイクルの0.16百万ユニット、および2019年3月の権利確定サイクルの0.16百万ユニットは当該DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づいていた。）。

DWS株式に基づくプラン（現金決済型）

2018年9月、株式評価益権（SAR）プランに基づき、IPO関連の一度限りの報奨がDWSグループ従業員全員に付与された。また、DWSエクイティ（PSU）プランに基づき、限られた数の上級管理職にも報奨が付与された。

DWS SARプランは、特定の条件下で、一定期間における一定数の名目上のDWS株式の価額の上昇（または利得）と同等の現金支払を受け取る権利を表している。この報奨は、DWS株式、議決権またはこれらに関連する配当金を受け取る権利を付与するものではない。

DWSエクイティ・プランは、特定の条件下で、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金支払を受け取る権利を付与する架空の株式制度である。

株式報酬制度の報奨の受給者は、当該報奨の権利確定期間中は配当を受け取る権利がない。

任意の株式報酬制度の諸条件に従って付与された株式報奨は、該当する権利確定期間の終了前に受給者が自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効する。解雇または定年退職等の場合は、権利確定期間は通常、離職後も継続する。

以下の表は、DWSの株式報酬制度の基本条件を示している。

付与された年度	報奨の種類	権利確定スケジュール	適格者
2018年 DWSエクイティ・プラン	リテンション / 新規雇用 PSU報奨 (IPOに関連する 一度限りの報奨) ¹	個別に設定 MRT: 1/3: 2022年3月 ³ 1/3: 2023年3月 1/3: 2024年3月	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員 選ばれた上級管理職
2018年 DWS SARプラン	SAR報奨 (IPOに関連する 一度限りの報奨) ²	MRT以外: 2021年6月1日 ⁵ MRT: 2023年3月1日 ³	全DWS従業員 ⁴

- 報奨およびユニット数は、2020年12月に測定される定義済みの目標 (2019年度から2020年度までの平均正味資金流入 (NNA) および2020年度の調整後CIR (費用収益比率)) の達成度に左右される。
- 報奨は、2019年12月におけるDWSグループのプラスのIBITに左右される。
- 個々の規制状況により、6ヶ月間のリテンション期間 (AIFMD/UCITS MRT) または12ヶ月間のリテンション期間 (InstVV MRT) が権利確定後に適用される。
- 従業員がPSU報奨を受け取った場合を除く。
- 権利確定 / リテンション期間の経過後、4年の行使期間が適用される。

2018年12月31日現在、発行済株式報奨の付与総額は約23百万ユーロであった。このうち4百万ユーロが、報酬費用として報奨付与日以降の報告年度に認識されている。このため、将来の株価の動きに左右される、繰越株式報酬に関する未認識報酬費用は約19百万ユーロである。

当該報奨の公正価値はブラック - ショールズ計算式を用いて測定されている。報奨の取決めに付随する勤務条件および市場以外の業績条件は、公正価値の測定時に考慮されなかった。付与日および測定日における公正価値の測定に用いられたインプットは以下のとおりである。

	付与日 2018年9月15日	測定日 2018年12月31日	付与日 2018年9月15日	測定日 2018年12月31日
	PSU	PSU	SAR	SAR
ユニット	1,272	1,248	2,224	2,192
公正価値	14.56ユーロ	14.18ユーロ	3.95ユーロ	3.35ユーロ
株価	23.75ユーロ	23.37ユーロ	23.75ユーロ	23.37ユーロ
行使価格	N/A	N/A	24.65ユーロ	24.65ユーロ
予想ボラティリティ (加重平均、%)	36	35	36	35
予想残存期間 (加重平均、年数)	5	5	6	6
予想配当額 (収益に対する%)	65	65	65	65
リスク・フリー利率 (国債ベース、%)	0	0	0	0

DWSグループのIPOからまだ間もないため、DWSの株価の予想ボラティリティは、先の5年間における競合他社グループの過去のボラティリティの評価に基づいている。予想配当額の水準は、直近のDWSグループのコミュニケーションに連動している。

さらに、DWSエクイティ・プランには業績条件が設定されており、これが、報奨に基づき最終的に確定する額面価額を決定することになる。こうした業績条件は特に正味資金流入や調整後費用収益比率の目標 (これらは2021年3月に権利が確定する前にテストされる。) に関するDWSグループの戦略に連動している。

退職後給付制度

制度の特性

当行グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当行グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当行グループの確定給付制度に重点を置いている。

当行グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達がある程度決定される。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当行グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

2018年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	4,599	593	337	623	6,152
受給待機中の加入者	2,210	2,286	500	97	5,093
受給中の加入者	5,144	989	500	242	6,875
確定給付制度債務合計	11,953	3,868	1,337	962	18,120
制度資産の公正価値	10,877	4,884	1,074	892	17,727
積立率(%)	91%	126%	80%	93%	98%

2017年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	4,823	688	363	640	6,514
受給待機中の加入者	2,196	2,583	536	93	5,408
受給中の加入者	5,071	905	502	246	6,724
確定給付制度債務合計	12,090	4,176	1,401	979	18,646
制度資産の公正価値	11,003	5,202	1,091	915	18,211
積立率(%)	91%	125%	78%	93%	98%

当行グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイスにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会、労働組合およびその同等組織と団体ベースで合意される。当行グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって組織された委員会によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当行グループにとってより長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当行グループのアプローチである。同時に、当行グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当行グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当行グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当行グループは従業員の現在の給与に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利でまたは当行グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額（例えば、最低でも拠出された金額の支払い）を定めている場合がある。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。過去においては、英国の主要な確定給付年金制度が、当行グループに対する全体的な長期リスク・エクスポージャーを削減する目的で、その時点で当該制度に適格な在職中の従業員のために再設計されてきた。さらに、英国における最近の年金法および税制の変更により、現金オプションの利用が増加し、確定給付年金制度から他の年金制度への移行が続いている。

当行グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた後に、所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当行グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当行グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当行グループの2018年12月31日および2017年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務はそれぞれ合計192百万ユーロおよび196百万ユーロであった。給付構造と組み合わせて、当該退職後医療制度負債192百万ユーロの性質および規模を2018年度末の当行グループの貸借対照表の規模と比較して考慮すると、これらの制度は当行グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当行グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当行グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度について当行グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
2018年度の実際の給付支払額	437	176	114	76	803
2019年度の給付支払予定額	439	115	81	66	701
2020年度の給付支払予定額	448	92	76	59	675
2021年度の給付支払予定額	460	98	82	59	699
2022年度の給付支払予定額	480	106	82	61	729
2023年度の給付支払予定額	498	116	86	60	760
2024年度から2028年度の給付支払予定額	2,747	694	455	321	4,217
確定給付制度債務の加重平均期間（年）	14	22	11	12	15

複数事業主制度

当行グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. (BVV) のメンバーである。BVVは、ドイツにおける適格従業員に対し、当行グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBVVへの拠出を行う。BVVは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額が増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する給付債務が増加することで給付が増額する場合もある。BVVは複数事業主確定給付制度であるが、業界の慣例に従い、当行グループでは、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BVVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。BVVの開示によると、当該制度には当行グループの将来の拠出に影響を及ぼすような現在の積立不足は存在しない。また、将来発生する制度の積立超過はすべて制度加入者に分配されるため、当行グループの将来の拠出額は減少しない。2016年6月、BVVの年次株主総会は、特定の従業員グループについて将来の拠出から給付額を減額することを承認した。他の加入企業と同様に、当行グループは、2017年1月1日からBVVに対する拠出額を増額させることにより、低くなった給付水準を埋め合わせることを約束した。これに関する労働契約がドイツ労使協議会で締結されている。

確定拠出制度に対する当行グループの費用には、DB Privat- und Firmenkundenbank AGによるドイツの郵便局公務員に対する年金積立金への年間拠出額が含まれている。これらの給付に係る負債に対する責任はドイツ政府が負う。

ガバナンスおよびリスク

当行グループでは、当行グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、年金リスク委員会を維持している。当該委員会は、四半期毎に開催され、上級管理職報酬委員会に直接報告を行い、年金運営委員会による支援を受けている。

この一環として、当行グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでいうリスク管理とは、市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）、資産投資、規制または法的要件に関連する当行グループのリスクの管理および統制に加え、人口統計上の変化（寿命等）の監視を指す。中でも、取得の際および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部の承認を要するプロセスを経た上で行われる。年金制度が積立られている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

当行グループの主要な年金諸国において、当行グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。

全体的に当行グループは、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。

る。当行グループは、この目的のために当行グループが開発した特定の測定基準を使用して、年金リスク・エクスポージャーを定期的に測定している。

積立

当行グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。当行グループの積立方針は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務に対して、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また当行グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の大部分には、現地の最低積立要件が定められている。当行グループは、当行グループの積立方針に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国など、受託者と当行が共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当行グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当行グループの主要な積立式確定給付制度においてポジションがほぼ完全に積立されていることおよび採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当行グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと予想している。当行グループは当行グループの積立方針に基づいて、当行グループの資産から支払われた給付の返還を求めないことは、当期において外部の年金信託に対して現金の拠出を行うことと同じであると考えている。

退職後医療制度については、当行グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時に当行グループの資産から給付を行っている。

数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模での一貫性を確保するために、当行グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイダンスを現地保険数理士に提供している。これは当行グループの年金運営委員会により最終決定されるものである。当行グループの上級経営者は、主要な数理計算上の仮定の変動や変更に関する情報を定期的に受け取っている。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

	2018年12月31日現在				2017年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国 ¹	その他	ドイツ	英国	米国 ¹	その他
割引率 (%)	1.7%	2.7%	4.2%	2.6%	1.7%	2.5%	3.5%	2.5%
物価インフレ率 (%)	1.6%	3.5%	2.2%	1.9%	1.8%	3.5%	2.2%	2.0%
将来給与水準の名目上昇率 (%)	2.1%	4.0%	2.3%	2.9%	2.3%	4.5%	2.3%	3.1%
年金支給額の名目上昇率 (%)	1.5%	3.3%	2.2%	1.0%	1.7%	3.3%	2.2%	1.1%
65歳時の余命の仮定								
測定日現在65歳の男性	20.0	23.5	22.2	21.8	19.3	23.6	22.2	21.7
測定日現在65歳の女性	23.6	25.4	23.7	24.1	23.3	25.4	23.7	24.1
測定日現在45歳の男性	22.8	24.8	23.7	23.3	21.9	24.9	23.8	23.1
測定日現在45歳の女性	25.8	26.8	25.2	25.6	25.8	26.9	25.2	25.6
適用した死亡率表	Richttafel Heubeck 2018 G	SAPS(S2) Light表と CMIの2017 年予測	RP2014年 White- collar表と MPの2018年 予測	各国特有 の表	Richttafel Heubeck 2005 G	SAPS(S1) Light表と CMIの2016 年予測	RP2014年 White- collar表 とMPの 2017年予 測	各国特有 の表

1 キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当行グループの最も重要な制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者のインデックスおよびデータの提供者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。社債に関する情報が限定的でデュレーションがより長期の場合は、関連する実際のスワップ・レートや信用スプレッドの仮定値を用いた合理的なイールド・カーブ外挿法が適用される。各通貨圏では全制度に対し、当該通貨圏において当行グループ最大規模の制度で適用されている仮定を基に、一貫した割引率を用いている。それ以外の国々の制度の割引率は、必要に応じて、関連する制度の債務と概ね整合したデュレーションをもつ、各測定日現在の各通貨で適用される優良社債または国債の利回りに基づいている。

2017年度において、当行グループはユーロ圏における確定給付制度の評価に用いる割引率の決定において、より標準化された単純なアプローチへと変更した。同様のアプローチは、一般的に認められており、英国および米国における当行グループの他の主要な年金制度に既に使用されている。この精緻化による割引率の変更はなく、当行グループの2017年度の連結包括利益計算書に影響はなかった。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ測定尺度を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来給与水準の上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて、および当行グループの報奨構造または市場ごとの方針ならびに関連する現地の法律および制度特有の要件を反映させることにより、設定される。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当行グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の慣行に従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含まれる。

2018年12月31日現在におけるドイツ国内の制度に係る確定給付制度債務の評価では、Heubeck 2018 G死亡率表を初めて用いている。これらの表はドイツの法定社会保障年金制度および連邦統計局の最新の統計値を反映している。

負債および資産の増減の調整表 - 財務諸表に与える影響

単位：百万ユーロ	2018年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	12,090	4,176	1,401	979	18,646
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	204	30	17	45	296
利息費用	203	104	49	23	379
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	-33	18	0	-1	-16
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	-135	-187	-89	-23	-434
人口統計上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	98 ¹	-48	-3	-2	45
実績により生じた数理計算上の差異	-38	-7	11	4	-30
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	16	19
給付の支払	-437	-176	-114	-76	-803
決済に係る支払	0	0	0	-11	-11
取得 / 売却	-2	0	0	0	-2
為替レートの変動	0	-42	65	8	31
その他	0	0	0	0	0
期末残高	11,953	3,868	1,337	962	18,120
このうち：					
非積立式	0	10	193	112	315
積立式	11,953	3,858	1,144	850	17,805
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	11,003	5,202	1,091	915	18,211
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	187	130	38	20	375
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-351	-218	-53	-33	-655
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	16	19
事業主による拠出額	473	0	52	33	558
給付の支払 ²	-437	-175	-102	-53	-767
決済に係る支払	0	0	0	-12	-12
取得 / 売却	-1	0	0	-1	-2
為替レートの変動	0	-53	52	7	6
その他	0	0	0	0	0
制度管理費用	0	-2	-4	0	-6
期末残高	10,877	4,884	1,074	892	17,727
期末現在の積立状況	-1,076	1,016	-263	-70	-393
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	-44	-44
利息費用	0	0	0	0	0
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	20	20

為替レートの変動	0	0	0	-1	-1
期末残高	0	0	0	-25	-25
認識された純資産（負債）	-1,076	1,016	-263	-95	-418 ³

- 1 主に（Heubeck 2005 Gではなく、Heubeck 2018 Gによる。）最新の死亡率の結果による。
- 2 積立式制度のみ。
- 3 このうち1,097百万ユーロはその他の資産に、1,515百万ユーロはその他の負債に認識された。

単位：百万ユーロ	2017年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	11,978	4,496	1,548	1,091	19,113
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	213	34	21	50	318
利息費用	202	114	56	25	397
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	34	4	0	-11	27
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	76	-43	65	3	101
人口統計上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	0	-16	-6	-11	-33
実績により生じた数理計算上の差異	-3	-17	5	-9	-24
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	15	18
給付の支払	-413	-245	-99	-83	-840
決済に係る支払	0	0	0	-26	-26
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	-151	-189	-63	-403
その他	0	0	0	-2	-2
期末残高	12,090	4,176	1,401	979	18,646
このうち：					
非積立式	2	12	195	116	325
積立式	12,088	4,164	1,206	863	18,321
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	10,975	5,352	1,219	973	18,519
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	187	135	44	22	388
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-187	144	32	32	21
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	15	18
事業主による拠出額	438	0	31	22	491
給付の支払 ¹	-413	-244	-86	-63	-806
決済に係る支払	0	0	0	-26	-26
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	-183	-147	-58	-388
その他	0	0	0	-1	-1
制度管理費用	0	-2	-2	-1	-5
期末残高	11,003	5,202	1,091	915	18,211
期末現在の積立状況	-1,087	1,026	-310	-64	-435
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	0	0
利息費用	0	0	0	0	0
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	-46	-46
為替レートの変動	0	0	0	2	2
期末残高	0	0	0	-44	-44

認識された純資産（負債）	-1,087	1,026	-310	-108	-479 ²
--------------	--------	-------	------	------	-------------------

1 積立式制度のみ。

2 このうち1,113百万ユーロはその他の資産に、1,592百万ユーロはその他の負債に認識された。

当行グループに係る補填の権利はない。

投資戦略

当行グループの投資目標は、確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行グループを保護することである。従来、市況が不利な状況において当該制度のIFRSに基づく積立状況を保持することを主眼としていた。最近は、競合する主要な財務指標のバランスを図るために、特定の市場における投資戦略が変化している。投資マネージャーは、年金制度の受託者および投資委員会と合意したとおり、投資権限またはガイドラインに従って年金資産を運用している。

主要な確定給付制度のIFRSに基づく積立状況を保持するために、当行グループは年金負債対応投資（LDI）アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。LDIアプローチがその他の主要財務指標に悪影響を与える可能性がある年金制度に関しては、当行グループはこの主要投資戦略から逸脱する。例えば、2015年度において、当行グループは、金利ヘッジおよび信用スプレッド・ヘッジを減らすことで、ドイツの主な年金制度資産に係る投資戦略を調整することを開始した。当行グループは、主要な投資戦略からの逸脱を注意深く監視しており、LDIアプローチからの逸脱を定期的に確実に監視するためのガバナンスの仕組みをしいている。

マーケット・リスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（すなわち社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利、インフレ・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップが含まれる。また、金利先物およびオプション等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、長期収益の向上および分散効果を生み出すためのさらなる資産区分が含まれている。

主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当行グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している（すなわち、エクスポージャーには個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。）。

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額）および「その他」の資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産）の双方を含んでいる。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在					2017年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	1,138	715	-12	77	1,918	1,260	419	26	74	1,779
資本性金融商品 ¹	1,148	571	107	60	1,886	1,265	582	118	68	2,033
投資適格債 ²										
国債	1,975	699	428	153	3,255	2,212	1,167	367	161	3,907
民間債	5,196	2,805	405	217	8,623	5,189	2,447	472	175	8,283
投資不適格債										
国債	175	0	1	19	195	177	0	0	14	191
民間債	166	80	14	22	282	610	70	20	37	737
仕組み商品	39	6	52	16	113	41	402	51	26	520
保険	0	0	0	16	16	0	0	0	27	27
オルタナティブ										
不動産	285	52	0	58	395	232	117	0	56	405
コモディティ	53	0	0	0	53	48	24	0	0	72
プライベート・エクイティ	54	0	0	11	65	58	0	0	0	58
その他 ³	1,419	22	0	243	1,684	788	36	0	274	1,098
デリバティブ（時価）										
金利	-192	129	13	-6	-56	-191 ⁴	148	37	-4	-10
クレジット	13	0	82	0	95	-155	-1	0	-1	-157
インフレ	-608	-194	0	5	-797	-544 ⁴	-210	0	6	-748
為替	14	-1	0	1	14	10	1	0	2	13
その他	2	0	-16	0	-14	3	0	0	0	3
制度資産の公正価値合計	10,877	4,884	1,074	892	17,727	11,003	5,202	1,091	915	18,211

1 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

3 その他のうち、このポジションには、その他の資産区分に分類できない合同運用ファンドが含まれている。特に、2017年度から2018年度にかけての増加はこのポジションに起因している。

4 2017年度の比較数値は、現行の区分に従って資産からデリバティブ項目に遡及的に変更されている。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当行グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在					2017年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	1,162	30	-16	40	1,216	1,251	22	24	28	1,325
資本性金融商品 ¹	1,015	571	107	49	1,742	1,154	582	118	58	1,912
投資適格債 ²										
国債	1,013	695	423	52	2,183	1,190	1,163	362	73	2,788
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資不適格債										
国債	0	0	0	2	2	1	0	0	0	1
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仕組み商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オルタナティブ										
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コモディティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デリバティブ（時価）										
金利	0	0	-17	0	-17	1	0	6	0	7
クレジット	0	0	0	0	0	0	-1	0	0	-1
インフレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
為替	0	-1	0	0	-1	0	1	0	0	1
その他	2	0	0	0	2	3	0	0	0	3
相場価格のある制度資産の 公正価値合計	3,192	1,295	497	143	5,127	3,600	1,767	510	159	6,036

1 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産と「その他」の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在						
	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	141	701	65	953	29	29	1,918
資本性金融商品	252	108	708	360	363	95	1,886
国債（投資適格以上）	870	574	474	650	249	438	3,255
国債（投資不適格）	0	0	0	4	24	167	195
民間債（投資適格以上）	718	2,129	2,023	2,984 ¹	657	112	8,623
民間債（投資不適格）	4	65	13	186	5	9	282
仕組み商品	38	21	52	2	0	0	113
小計	2,023	3,598	3,335	5,139	1,327	850	16,272
割合（％）	12	22	20	32	8	5	100
その他の資産区分							1,455
制度資産の公正価値							17,727

1 この金額の大半がフランス、オランダおよびイタリアの社債関連である。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	294	126	96	1,204	16	43	1,779
資本性金融商品	349	83	802	317	336	146	2,033
国債（投資適格以上）	1,057	1,087	397	627	253	486	3,907
国債（投資不適格）	0	0	0	9	23	159	191
民間債（投資適格以上）	575	1,890	2,196	2,607 ¹	906	109	8,283
民間債（投資不適格）	4	44	20	640	19	10	737
仕組み商品	41	422	51	1	5	0	520
小計	2,320	3,652	3,562	5,405	1,558	953	17,450
割合（％）	13	21	20	31	9	5	100
その他の資産区分							761
制度資産の公正価値							18,211

1 この金額の大半がフランス、オランダおよびイタリアの社債関連である。

制度資産には、2018年12月31日現在および2017年12月31日現在それぞれ、時価が約692百万ユーロと737百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当行グループが発行した重要な金額の有価証券も、当行グループの資産に対するその他の債権も含まれていない。制度資産には、当行グループで使用している不動産は一切含まれていない。

さらに当行グループは、当行グループの制度資産に影響を与える可能性がある不確実な税務ポジションに関する見積りおよび考慮を行っている。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当行グループの最終的な純負債が大きく異なる可能性がある。

主要なリスク感応度

当行グループの確定給付制度債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が以下の表に示されている。各市場リスク要素や仮定は単独で変更されている。確定給付制度債務の感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に關する合理的な近似値を表すリスク測定尺度の一つである。

例えば、割引率デュレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、割引率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデュレーションは、割引率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

確定給付年金制度では、資本市場の状況の変動が数理計算上の仮定（主に割引率と物価インフレ率）を通して制度債務および制度資産に影響を及ぼす。当行グループがLDIアプローチを適用する場合には、変動に対する当行の全体的なエクスポージャーは軽減される。そのため、主要な資本市場の変動に関連した当行グループのリスク・エクスポージャーに関する理解を助けるため、関連する市場リスク要素または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付制度債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。制度資産に影響しない数理計算上の仮定の変更への感応度については、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当行グループの主要制度の資産関連の感応度は、当行グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要素が変動した場合の、制度資産の時価の予想変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当行グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成する様々な制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要素に影響を受けやすいものの、市場のリスク要素と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				2017年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国	その他	ドイツ	英国	米国	その他

割引率 (-50bp) :								
DBOの増加額 (-)	-840	-430	-40	-50	-875	-465	-40	-55
制度資産の予想増加額 (+) ¹	235	435	35	20	215	505	35	25
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-605	5	-5	-30	-660	40	-5	-30
割引率 (+50bp) :								
DBOの減少額 (+)	785	385	25	50	810	420	30	50
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-235	-435	-35	-20	-215	-505	-35	-25
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	550	-50	-10	30	595	-85	-5	25
信用スプレッド (-50bp) :								
DBOの増加額 (-)	-840	-430	-75	-55	-875	-465	-85	-60
制度資産の予想増加額 (+) ¹	220	125	20	10	150	125	20	10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-620	-305	-55	-45	-725	-340	-65	-50
信用スプレッド (+50bp) :								
DBOの減少額 (+)	785	385	70	50	810	420	80	55
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-220	-125	-20	-10	-150	-125	-20	-10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	565	260	50	40	660	295	60	45
物価インフレ率 (-50bp) : ²								
DBOの減少額 (+)	335	325	0	20	345	345	0	20
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-190	-270	0	-10	-180	-310	0	-10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	145	55	0	10	165	35	0	10
物価インフレ率 (+50bp) : ²								
DBOの増加額 (-)	-345	-360	0	-20	-360	-375	0	-25
制度資産の予想増加額 (+) ¹	190	270	0	10	180	310	0	10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-155	-90	0	-10	-180	-65	0	-15
将来給与水準の実質上昇率 (-50bp) :								
DBOの減少額 (+)	60	10	0	10	70	15	0	15
積立状況への純影響額								
将来給与水準の実質上昇率 (+50bp) :								
DBOの増加額 (-)	-60	-10	0	-15	-70	-15	0	-15
積立状況への純影響額								
寿命の10%の改善: ³								
DBOの増加額 (-)	-295	-110	-25	-10	-305	-130	-25	-15
積立状況への純影響額								

1 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイスおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の制度資産の公正価値には変動がないと仮定している。

2 物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金給付額の変動への感応度を組み込んでいる。

3 全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。

予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当行グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2019年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

	2019年度
	合計
単位：百万ユーロ	
以下に対する予想拠出額	
確定給付制度資産	500
BVV	65
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	85
その他の確定拠出制度	280
非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額	30
退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計	960

従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定に基づく特定の費用の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
確定給付制度費用：			
勤務費用	280	345	272
純利息費用（収益）	4	9	-11
確定給付制度費用合計	284	354	261
確定拠出制度費用：			
BVV	62	66	50
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	88	93	95
その他の確定拠出制度	271	281	284
確定拠出制度費用合計	421	440	429
退職後給付制度費用合計	705	794	690
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	236	243	237
株式に基づく報酬費用（持分決済型） ¹	560	535	620
株式に基づく報酬費用（現金決済型） ¹	1	22	3
現金定着制度に関する費用 ¹	481	363	487
退職金の支払いに関する費用 ²	137	94	149

- 1 新規雇用報奨に関する費用および当行グループの再構築費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の加速償却を含む。
- 2 未償却の繰延報酬報奨に関する費用の加速償却を除く。

36 -

法人所得税

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
当期税金費用（ベネフィット）：			
当年度税金費用（ベネフィット）	733	874	881
過年度修正	-20	-145	-23
当期税金費用（ベネフィット）合計	713	729	858
繰延税金費用（ベネフィット）：			
一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生 および解消	316	-113	-276
税法および/または税率改正の影響	-6	1,437	-3
過年度修正	-34	-90	-33
繰延税金費用（ベネフィット）合計	276	1,234	-312
法人所得税費用（ベネフィット）合計	989	1,963	546

2016年度における法人所得税費用には、法人所得税費用23百万ユーロの保険契約者利益に帰属する保険契約者税が含まれている。

当期税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金、税額控除および将来減算一時差異からのベネフィットが含まれており、これらは当期税金を2017年度に5百万ユーロ、2016年度に7百万ユーロ減少させた。

繰延税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除/将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の評価減の戻入および繰延税金資産の評価減から生じた費用が含まれており、これらは繰延税金費用を2018年度に253百万ユーロ、2017年度に163百万ユーロ増加させた。これらの影響により、2016年度の繰延税金ベネフィットが38百万ユーロ増加した。

ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用 / （ベネフィット）との差異

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
内国法人所得税率31.3%（2017年度：31.3%および 2016年度：31.3%）による予想税金費用（ベネ フィット）	416	384	-254
外国税率差異	8	-37	-38
有価証券およびその他の収益に係る非課税所得	-209	-431	-599
持分法適用投資による損失（利益）	-19	-21	-19
減算不能費用	340	540	1,074
のれんの減損	0	0	250
繰延税金資産の認識および測定の変更 ¹	253	159	-45
税法および/または税率改正の影響	-6	1,437	-3
株式に基づく報酬に関連する影響	133	14	66
保険契約者税の影響	0	0	23
その他 ¹	73	-82	91
実際の法人所得税費用（ベネフィット）	989	1,963	546

¹ 過年度に関連した当期および繰延税金費用 / （ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

当行グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の「その他」は、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は、2018年度、2017年度および2016年度においては31.3%であった。

資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
確定給付制度に関連する数理計算上の差異	18	-23	344
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）	-8	0	0
売却可能金融資産：			
期中未実現純利得／損失	0	4	20
純損益に振り替えられた純利得／損失	0	99	81
強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産：			
期中未実現純利得／損失	48	0	0
（純損益に振り替えられた）期中実現純利得／損失	86	0	0
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：			
期中未実現純利得／損失	1	4	-14
純損益に振り替えられた純利得／損失	0	42	1
その他の資本の変動：			
期中未実現純利得／損失	91	2	-71
純損益に振り替えられた純利得／損失	2	-5	100
その他の包括利益に（借方計上）貸方計上された法人所得税	238	123	461
資本に（借方計上）貸方計上されたその他の法人所得税	1	73	93

当行グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在 ¹	2017年12月31日現在 ¹
繰延税金資産：		
繰越欠損金	2,934	2,985
繰越税額控除	160	387
将来減算一時差異：		
トレーディング業務（デリバティブを含む。）	2,986	3,514
従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。）	2,140	2,208
貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。）	795	1,015
公正価値OCI（IFRS第9号）	33	5
無形資産	119	119
未収利息費用	1,133	180
その他の資産	886	759
その他の引当金	180	271
その他の負債	21	42
繰延税金資産合計（相殺前）	11,387	11,485

繰延税金負債：

将来加算一時差異：		
トレーディング業務（デリバティブを含む。）	3,038	3,794
従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。）	312	266
貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。）	345	144
公正価値OCI（IFRS第9号）	52	89
無形資産	453	336
その他の資産	344	270
その他の引当金	85	83
その他の負債	40	50
繰延税金負債合計（相殺前）	4,669	5,032

¹ IFRS第9号の適用に伴って表示が変更され、一時差異の種類に関連する、より詳細な内訳が提供されている。比較数値はこれに伴い調整された。

繰延税金資産および負債（相殺後）

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
繰延税金資産として表示	7,230	6,799
繰延税金負債として表示	512	346
繰延税金資産純額	6,718	6,453

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用／（ベネフィット）と一致していない。これは、（1）資本に直接計上された繰延税金、（2）ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、（3）通常の活動の一環としての企業の取得および処分、および（4）その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更起因している。

繰延税金資産が認識されなかった項目

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在 ¹	2017年12月31日現在 ¹
将来減算一時差異	-9	-34
無期限	-5,738	-4,875
翌期に期限到来	-52	-19
翌期後に期限到来	-289	-450
繰越欠損金	-6,079	-5,344
翌期後に期限到来	0	-11
繰越税額控除	-1	-12

¹ 表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いいため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2018年12月31日および2017年12月31日現在、当行グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過する繰延税金資産をそれぞれ65億ユーロおよび59億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。一般的に、繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当行グループは、2018年12月31日および2017年12月31日現在、当行グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ27百万ユーロおよび72百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

37 -

デリバティブ

デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当行グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当行グループは、セールス、マーケット・メーカーおよびリスク管理目的で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当行グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすことおよび当行グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された当行グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

セールスおよびマーケット・メーカー目的で保有するデリバティブ

セールスおよびマーケット・メーカー

当行グループのデリバティブ取引の大半は、セールスおよびマーケット・メーカー活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。マーケット・メーカーには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。

リスク管理

当行グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当行グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

ヘッジ会計に適格なデリバティブ

デリバティブが注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当行グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ関係において、当行グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いている。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、当行グループは、金利の変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップを用いている。当行グループは、為替予約およびスワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。非有効性の原因として考えられるものは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との間における以下の差異に起因している可能性がある。

- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の観点からのミスマッチ（金利更改の頻度や時期、返済頻度や償還条項など）。
- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の再設定の頻度の違いを考慮した、ヘッジ対象項目とヘッジ手段に適用される割引率の差異。
- ヘッジ手段として用いられるデリバティブの公正価値がヘッジ関係の開始日においてゼロではないことによる、ヘッジ対象項目の観点からのミスマッチ。

金利リスク

当行グループは、既存の、および/または予定されている資産および負債の価格が改定される特性（資金調達や投資活動を含む。）を修正することにより、金利リスクに対するエクスポージャーを管理するために金利スワップとオプションを用いている。金利スワップとオプションは、公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかに指定される。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、貸出金および債券の新規組成、既存の貸出金および債券の返済、資金調達債務の新規発行ならびに既存の資金調達債務の返済によるポートフォリオにおける頻繁な変動について、金利リスクに対するエクスポージャーをポートフォリオ毎に管理している。したがって、ポートフォリオにはダイナミックなヘッジ会計アプローチが適用され、個々のヘッジ関係の指定や指定解除をより頻繁に行っている（月次ベースなど）。

外国為替リスク

当行グループは、外国為替予約とスワップを組み合わせることでヘッジ手段として用いることにより、在外営業活動体に対する投資からの外国為替リスク（米ドルおよび英ポンドを含む。）を純投資ヘッジを通じて管理している。

在外営業活動体に対する投資はヘッジ手段のデリバティブ金融商品のみ金額の範囲でのみヘッジされているため、当行グループは通常、重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。

公正価値ヘッジ会計

公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ

	2018年12月31日現在			2018年度	2017年12月31日現在	
	資産	負債	名目価額	ヘッジの有効部分 に用いられる 公正価値の変動	資産	負債
単位：百万ユーロ						
公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ	5,462	975	156,025	-557	5,936	562

単位：百万ユーロ	2018年度 ヘッジの 非有効部分
公正価値ヘッジの結果	37

公正価値ヘッジとして指定された金融商品

	2018年12月31日現在		2018年度		ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動		
	公正価値ヘッジとして指定された金融商品の帳簿価額	公正価値ヘッジ調整の累計額 - 合計	公正価値ヘッジ調整の累計額	公正価値ヘッジ調整の累計額 - 終了したヘッジ関係			
単位：百万ユーロ	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	16,900	0	326	0	-35	0	-31
償却原価で測定する貸出金	8,794	0	59	0	1	0	118
長期債務	0	87,356	0	2,292	0	369	506
その他の資産 / 負債	0	0	0	0	0	0	0

2018年、2017年および2016年12月31日終了年度において、それぞれ6億ユーロの損失、16億ユーロの損失および6億ユーロの損失が、ヘッジ手段に関して認識された。同期間におけるヘッジ対象の損益（ヘッジ対象リスクに起因）は、それぞれ6億ユーロの利得、13億ユーロの利得および10億ユーロの利得であった。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ

	2018年12月31日現在			2018年度	2017年12月31日現在	
	資産	負債	名目価額	ヘッジの有効部分 に用いられる 公正価値の変動	資産	負債
単位：百万ユーロ						
キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ	29	1	3,689	-0	37	3

ヘッジ対象キャッシュ・フローの発生が見込まれる期間およびこれらが損益計算書に影響を与えると見込まれる期間

単位：百万ユーロ	1年以内	1年 - 3年	3 - 5年	5年超
2017年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	28	18	0	0
負債からのキャッシュ・アウトフロー	0	0	13	0
2017年度の正味キャッシュ・フロー	28	18	-13	0

キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
資本への計上額 ¹	25	28	198
このうち、終了したプログラム関連	0	0	0
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	-3	-34	62
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	0	136	2
このうち、終了したプログラム関連	0	0	0
ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動	0	0	0
純損益に計上された非有効部分	0	0	-17

1 「資本への計上額」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額を参照している。

2018年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期日は2022年である。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金融商品は、当行グループの連結貸借対照表において、償却原価で測定する貸出金として認識されている。

純投資ヘッジ会計

純投資ヘッジとして保有するデリバティブ

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在			ヘッジの有効部分 に用いられる 公正価値の変動	2017年12月31日現在	
	資産	負債	名目価額		資産	負債
純投資ヘッジとして保有するデリバティブ	718	1,710	43,456	-1,380	612	904

単位：百万ユーロ	2018年度	
	資本に認識される公正価値の変動 ¹	ヘッジの非有効部分
純投資ヘッジの結果	1,742	-345

1 資本への計上額は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額を参照している。

2018年、2017年および2016年12月31日終了年度において、ヘッジの非有効部分によりそれぞれ345百万ユーロ、348百万ユーロおよび437百万ユーロの損失が認識された。当該非有効部分には、ヘッジ手段に係るフォワード・ポイントを要因とするものが含まれている。

純投資ヘッジとして保有するデリバティブのプロファイル

単位：百万ユーロ	1年以内	1年 - 3年	3 - 5年	5年超
2018年12月31日現在				
外国為替予約の名目価額	28,808	110	13	0
外国為替スワップの名目価額	3,972	5,601	1,982	2,970
合計	32,780	5,711	1,995	2,970

当行グループは、ローリングの外国為替予約戦略とスタティックな外国為替スワップヘッジ戦略を組み合わせ用いている。2018年12月31日終了年度において、当行グループのユーロ / 米ドルの外国為替スワップのポートフォリオの平均為替レートは0.82であった。

関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、マネジメント・ボード・メンバーおよび親会社のスーパーバイザー・ボード・メンバーが、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

経営幹部の報酬費用

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	2016年度
短期従業員給付	41	39	40
退職後給付	10	10	9
その他の長期給付	2	7	7
解雇給付	32	3	0
株式に基づく報酬	2	22	12
合計	87	81	68

上記の表には、従業員から選任されたスーパーバイザー・ボード・メンバーおよび元スーパーバイザー・ボード・メンバーが受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらのメンバーに支払われた報酬総額は、2018年12月31日現在では1.1百万ユーロ、2017年12月31日現在では1.1百万ユーロおよび2016年12月31日現在では1.1百万ユーロであった。

2018年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント45百万ユーロ、ならびに預金34百万ユーロが含まれていた。2017年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント48百万ユーロ、ならびに預金123百万ユーロが含まれていた。

加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

貸出金

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度
貸出金残高、期首現在	256	297
期中の貸出金の変動 ¹	-21	-26
連結会社グループの変動	0	-1
為替レートの変動/その他	-7	-15
貸出金残高、期末現在 ²	228	256
その他の信用リスク関連取引：		
信用損失引当金	0	0
信用損失引当金繰入額	0	0
保証およびコミットメント	3	9

1 期中に貸出した貸出金および返済された貸出金による純影響額は、「期中の貸出金の変動」として示されている。

2 延滞貸出金は、2018年12月31日現在では0百万ユーロ、2017年12月31日現在では0百万ユーロであった。2018年12月31日現在および2017年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ14百万ユーロおよび14百万ユーロの担保を保有していた。

預金

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度
預金残高、期首現在	67	87
期中の預金の変動 ¹	2	-15
連結会社グループの変動	0	-0
為替レートの変動/その他	-0	-4
預金残高、期末現在	68	67

1 期中に受入れた預金および払戻した預金による純影響額は、「期中の預金の変動」として示されている。

その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2018年12月31日現在では2百万ユーロ、2017年12月31日現在では6百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2018年12月31日現在では0百万ユーロ、2017年12月31日現在では0百万ユーロであった。

関連当事者とのその他の取引には、以下の内容も反映されている。

TradeWeb Markets：2018年度第1四半期に、当行グループはTradeWeb Markets LLCの持分法適用投資に対する重要な影響力を喪失し、84百万ユーロの再測定利益（公正価値と当該投資の帳簿価額との差額に相当）を認識した。

年金制度との取引

IFRSに基づき、一部の退職後給付制度は関係当事者とみなされている。当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理サービスを含む金融サービスを提供している。当行グループの年金基金は、ドイツ銀行の株式または有価証券を保有または売買することができる。

関連当事者である年金制度との取引

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度
制度資産内に保有されている当行グループが発行した株式	1	0
その他の資産	0	0
制度資産から当行グループの資産運用管理会社に支払われたフィー	24	25
当行グループが相手先であるデリバティブの時価	-692	-737
当行グループが相手先であるデリバティブの名目金額	7,325	10,150

[次へ](#)

子会社に関する情報

当行グループの構成

ドイツ銀行AGは、当行グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当行グループは707（2017年度：845）の連結された事業体から構成されており、このうち251（2017年度：305）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当行グループが支配する506（2017年度：612）の事業体については、当行グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。201（2017年度：233）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2017年および2018年12月31日現在、子会社1社は重要な非支配持分を有している。その他すべての子会社に対する非支配持分は個別でも総額でも当行グループにとって重要ではない。

重要な非支配持分を有する子会社

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
DWS Group GmbH & Co. KGaA		
非支配持分が保有する所有持分と議決権の割合	20.51%	0%
事業地	グローバル	グローバル
単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
非支配持分に帰属する純利益	58	0
子会社の非支配持分累計額	1,355	0
非支配持分への配当の支払	0	0
要約財務情報：		
資産合計	10,694	11,226
負債合計	4,155	4,860
純収益合計	2,259	2,509
当期純利益（損失）	391	634
包括利益（損失）合計、税引後	589	604

当行グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当行グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当行グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。

当行グループは貸借対照表日現在において重要な非支配持分を有していなかったため、これらに関連した保護権は重要な制約を生じさせなかった。

資産を使用する当行グループの能力に影響を及ぼす制約は以下のとおりである：

- 当行グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保を差入れている。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。
- 規制上の要件や中央銀行からの要求または現地の会社法により、特定の法域において、当行グループ内の他の事業体との間で資産を移転する当行グループの能力が制限される場合がある。

制約を受ける資産

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	資産合計	制約を受ける資産	資産合計	制約を受ける資産
利付銀行預け金	176,022	188	210,481	772
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	573,344	48,320	636,970	58,210
売却可能金融資産	N/A	N/A	49,397	9,915
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	51,182	4,375	N/A	N/A
償却原価で測定する貸出金	400,297	76,573	401,699	71,971
その他	147,293	1,991	176,186	13,594
合計	1,348,137	131,447	1,474,732	154,462

上記の表では、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産を除外している。こうした制約は、現地の関連する貸出要件に基づく場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々の貸借対照表項目を識別することは不可能である。これは規制上の最低流動性要件についても同様である。当行グループは現地のストレス時の流動性アウトフローを超える流動性準備金の額を識別する。そうした流動性準備金で、この目的で制約を受けるとみなされる総額は、2018年12月31日現在において349億ユーロ（2017年12月31日現在：235億ユーロ）である。

40 -

ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与の性質、目的および範囲

当行グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび/またはインデックスされた負債性有価証券および資本性有価証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債性有価証券および資本性有価証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当行グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当行グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

連結対象のストラクチャード・エンティティ

当行グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供することを当行グループが要求される可能性のある契約上の取決めを有している。

証券化ビークル

当行グループは、多様な資産プールの購入の資金調達のために証券化ビークルを利用している。当行グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2018年12月31日および2017年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はなかった。

ファンド

当行グループは、当行グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2018年12月31日および2017年12月31日現在、当行グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額はそれぞれ30億ユーロおよび72億ユーロであった。

非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当行グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの関与の範囲はストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与を種類別に説明している。

リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当行グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼすパワーを有していないため、リパッケージおよび投資企業は当行グループによって連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当行グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

第三者資金提供企業

当行グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当行グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

当該取引で使用されるビークルは、借手が融資に係る追加証拠金または担保を拠出するか否かを決定する能力を有している場合には当該借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができるような場合には、借手が当該ビークルを連結する。

証券化ビークル

当行グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールの購入する証券化ビークルを設立している。それらのビークルは、負債性有価証券証券および資本性有価証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はビークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当行グループでは多くの場合、これらの証券化ビークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行っている。

当行グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ビークルに対して、投資および流動性と信枠の提供を行っている。

証券化ビークルの活動に対する委任されたパワーを有するサービサーまたはスペシャル・サービサーを一方的に解任するパワーまたは能力を当行グループが有していない場合には、当該証券化ビークルは当行グループに連結されない。

ファンド

当行グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当行グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資している。グループ企業は、ファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、グループがスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合には、当行グループは当該ファンドを連結しない。

その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。当行グループがこれらの企業の意思決定に対してパワーを有していない場合には、これらの企業は当行グループによって連結されない。

ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当行グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、マネジメント・フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果として生じたおよびこれら企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産 / 負債に係る純利得 / (損失)」に認識される。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与とは、当行グループをストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の例としては、当行グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当行グループが信用プロテクションを購入した場合、当行グループは、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とはみなされていない。

非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。当行グループの解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額またはそれらの変動は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当行グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2018年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ3,720億ユーロ、13,110億ユーロおよび170億ユーロであった。2017年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ3,270億ユーロ、11,460億ユーロおよび280億ユーロ（比較数値は調整されている。）であった。

ストラクチャード・エンティティの規模

当行グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる測定尺度をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の測定尺度が適切な指標だと考えられている。

- ファンド：当行グループがファンド・ユニットを保有している場合には純資産価額または運用資産の金額。当行グループの関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化：当行グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額。当行グループの関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目価額。
- 第三者資金提供企業：当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業：発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当行グループでは当行グループが受け取った / 差し入れた担保または当行グループの当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当行グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。この表ではまた、ストラクチャード・エンティティの規模に関する指標も示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当行グループが直面するリターンの真の変動性を反映していない。

ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供企業	証券化	ファンド	合計
資産					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	1	14	0	28	43
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	0	508	8	1,397	1,913
借入有価証券担保金	0	0	0	461	461
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	342	4,578	5,956	77,166	88,041
トレーディング資産	244	3,480	4,567	9,297	17,587
プラスの時価 （デリバティブ金融商品）	98	571	122	6,516	7,308
強制的に純損益を通じて公正価値で測定 されるトレーディング以外の金融資産	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	0	526	1,266	61,353	63,145
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	0	286	240	832	1,358
売却可能金融資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
償却原価で測定する貸出金	220	40,552	27,322	8,370	76,464
その他の資産	5	519	216	10,464	11,203
資産合計	568	46,456	33,741	98,719	179,483
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債合計	102	56	3	15,482	15,644
マイナスの時価 （デリバティブ金融商品）	102	56	3	15,482	15,644
その他の短期借入金	0	0	0	6,596	6,596
負債合計	102	56	3	22,078	22,240
オフバランスのエクスポージャー	0	4,363	9,524	3,028	16,915
合計	466	50,762	43,261	79,668	174,158
ストラクチャード・エンティティの規模	2,514	60,525	284,181	2,970,958	

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供企業	証券化	ファンド	合計
資産					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	63	0	0	270	333
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	105	229	18	1,827	2,178
借入有価証券担保金	0	13	0	11,065	11,078
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	569	4,057	5,445	60,057	70,128
トレーディング資産	349	3,490	5,130	12,380	21,349
プラスの時価 （デリバティブ金融商品）	175	553	105	8,670	9,504
強制的に純損益を通じて公正価値で測定 されるトレーディング以外の金融資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	44	13	210	39,007	39,275
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
売却可能金融資産	0	1,039	384	730	2,153
償却原価で測定する貸出金	146	37,352	18,533	18,050	74,081
その他の資産	50	192	173	21,087	21,502
資産合計	934	42,882	24,552	113,085	181,453
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債合計	120	73	41	13,486	13,720
マイナスの時価 （デリバティブ金融商品）	120	73	41	13,486	13,720
その他の短期借入金	0	0	0	9,533	9,533
負債合計	120	73	41	23,019	23,253
オフバランスのエクスポージャー	0	10,079	9,256	8,377 ¹	27,712 ¹
合計	814	52,888	33,767	98,443 ¹	185,912 ¹
ストラクチャード・エンティティの規模	6,833	90,664	281,826	2,181,810	

1 比較数値は調整されている。

トレーディング資産 - 2018年12月31日および2017年12月31日現在のトレーディング資産合計はそれぞれ176億ユーロおよび213億ユーロであった。これは主に、証券化に対する投資46億ユーロおよび51億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資93億ユーロおよび124億ユーロからそれぞれ構成されている。当行グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当行グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メーカーに関するものであるか、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - この区分における関与の大半はファンドへの逆レボ契約が占めており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

貸出金 - 2018年12月31日および2017年12月31日現在の貸出金は、それぞれ765億ユーロおよび741億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業への融資から構成されている。当行グループによる第三者資金提供企業への融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

その他の資産 - 2018年12月31日および2017年12月31日現在のその他の資産それぞれ112億ユーロおよび215億ユーロは、主にプライム・ブローカレッジ業務に係る債権および委託証拠金残高から構成されている。

未決済債権 - 未決済債権の残高は、仲介業務などによる典型的な顧客とサプライヤーとの関係から生じるものであり、内在するボラティリティは、財務諸表の利用者にストラクチャード・エンティティに対するドイツ銀行のエクスポージャーに関する有効な情報を提供しないため、本開示注記には含まれていない。

財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2018年12月31日および2017年12月31日現在当行グループが関与を有していない企業

当行グループはスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティを当行グループと合理的に関連付ける場合にも、当行グループは当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、当行グループがスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2018年12月31日および2017年12月31日現在当行グループが関与を有していなかった企業からの総収益は、それぞれマイナス220百万ユーロおよび56百万ユーロであった。当行グループがスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当行グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に認識されている。2018年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額累計は、証券化に対して41億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して24億ユーロであった。2017年度においては、証券化に対して21億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して26百万ユーロであった。

41 -

流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

2018年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2018年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	188,691	40	188,732
インターバンク預け金（中央銀行以外）	8,282	599	8,881
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	5,861	2,361	8,222
借入有価証券担保金	3,396	0	3,396
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	536,367	36,977	573,344
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	16,725	34,457	51,182
売却可能金融資産	N/A	N/A	N/A
持分法適用投資	0	879	879
償却原価で測定する貸出金	110,828	289,468	400,297
満期保有証券	N/A	N/A	N/A
土地建物および設備	0	2,421	2,421
のれんおよびその他の無形資産	0	9,141	9,141
その他の資産	82,588	10,856	93,444
当期税金資産	396	574	970
繰延税金資産考慮前の資産合計	953,134	387,774	1,340,907
繰延税金資産			7,230
資産合計			1,348,137

2018年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2018年 12月31日現在
預金	531,700	32,705	564,405
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	4,866	1	4,867
貸付有価証券受入金	3,359	0	3,359
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	410,409	5,271	415,680
その他の短期借入金	14,158	0	14,158
その他の負債	115,511	2,002	117,513
引当金	2,711	0	2,711
当期税金負債	286	658	944
長期債務	47,317	104,766	152,083
信託優先証券	3,168	0	3,168
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,133,485	145,403	1,278,887
繰延税金負債			512
負債合計			1,279,400

2017年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2017年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	225,537	118	225,655
インターバンク預け金（中央銀行以外）	8,681	585	9,265
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	9,216	755	9,971
借入有価証券担保金	16,710	22	16,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	623,075	13,895	636,970
売却可能金融資産	9,882	39,514	49,397
持分法適用投資	0	866	866
貸出金	113,190	288,510	401,699
満期保有証券	0	3,170	3,170
土地建物および設備	0	2,663	2,663
のれんおよびその他の無形資産	0	8,839	8,839
その他の資産	95,383	6,108	101,491
当期税金資産	840	375	1,215
繰延税金資産考慮前の資産合計	1,102,514	365,419	1,467,933
繰延税金資産			6,799
資産合計			1,474,732

2017年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2017年 12月31日現在
預金	550,987	30,886	581,873
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	17,591	515	18,105
貸付有価証券受入金	6,688	1	6,688
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	473,165	5,471	478,636
その他の短期借入金	18,411	0	18,411
その他の負債	127,388	4,820	132,208
引当金	4,158	0	4,158
当期税金負債	366	635	1,001
長期債務	46,403	113,313	159,715
信託優先証券	4,825	666	5,491
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,249,981	156,306	1,406,287
繰延税金負債			346
負債合計			1,406,633

42 -

後発事象

報告日以降、当行グループの経営成績、財政状態または純資産に重大な影響を及ぼす重要な事象は発生しなかった。

規制自己資本に関する情報

一般的な定義

当行グループの規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制または「CRR」)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)に基づいた自己資本水準に立脚している。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及している。したがってグループ内の保険会社および金融部門以外の事業体はここに含まれていない。

2018年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2(T2)資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1(CET 1)資本およびその他Tier 1(AT1)資本に細分化される。

普通株式等Tier 1(CET 1)資本は、主に(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。))およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整(すなわち、プルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のプルデンシャル・フィルターは、()証券化売却益、()キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに()追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、()無形資産、()将来の収益性に依存する繰延税金資産、()予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、()確定給付年金基金資産正味額、(v)金融部門事業体との資本の相互持合い、および(vi)一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、T2)に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1(AT1)資本は、AT1資本金金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適切な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適切なグランド・ファザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、さらなる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2(T2)資本は、適格な資本金金融商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結T2資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。T2資本として適格であるためには、資本金金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本金金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本金金融商品は、移行期間中はグランド・ファザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される(その認識の上限は2018年度に40%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。)

資本金金融商品

当行グループのマネジメント・ボードは、2022年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻すことにつき、2017年度年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。2017年度年次株主総会から2018年度年次株主総会(2018年5月24日開催)までの間に、22.8百万株が買い戻され、そのうちコール・オプションの行使によるものは4.4百万株であった。買い戻された株式は、同期間において株式報酬のために使用され、次の期間においても使用される予定である。その結果、2018年度年次株主総会の開催日現在、買戻しによる保有自己株式数は1.3百万株であった。

2018年度年次株主総会において、2023年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻す権限が当行グループのマネジメント・ボードに付与された。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。この権限は、2017年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2018年度年次株主総会から2018年12月31日までの間に、9.3百万株が買い戻された。買い戻された株式は、次の期間において使用される予定である。その結果、2018年12月31日現在、買戻しによる保有自己株式数は1.2百万株であった。

2017年度年次株主総会以降、および2018年12月31日現在、マネジメント・ボードが利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。2018年12月31日現在、現金を対価とする条件付資本は512百万ユーロ（200百万株）であった。株式報酬を要因とする追加的な条件付資本は、51.2百万ユーロ（20百万株）であった。さらに、2018年度年次株主総会では、参加証券およびその他Tier 1資本として適格となる規制要件を満たすその他のハイブリッド負債性有価証券の80億ユーロ相当の発行を認めた。

当行グループの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品（ほぼすべてが非累積的信託優先証券）は、元本削減または株式転換条項がないことを主因として、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでは、その他Tier 1資本として認識されていない。しかし、CRR/CRD 4の移行規定のもとでは、その他Tier 1資本として認識されており、また、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識することができる。段階的廃止の移行期間中に、2012年12月31日現在のバーゼル2.5に準拠した発行によるその他Tier 1金融商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%（13億ユーロ）減少する予定である。これにより、2018年12月31日に関しては、適格なその他Tier 1金融商品は76億ユーロ（すなわち、新たに発行したAT1ノート46億ユーロおよび移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品30億ユーロ）となった。従来のハイブリッドTier 1金融商品30億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識可能である。2018年12月31日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、認識されたその他Tier 1金融商品は、46億ユーロであった。2018年度に、銀行は名目金額が20億ユーロで適格相当額が16億ユーロの1つの従来のハイブリッドTier 1金融商品と、名目金額が10億ユーロで適格相当額が10億ユーロの別の従来のハイブリッドTier 1金融商品を償還した。最初の償還分については、ECBによる繰上償還承認の発効日をもって、2017年度にすでに規制上のその他Tier 1資本としての認識を中止している。

2018年12月31日現在、CRR/CRD 4に基づく移行期間中に認識された当行グループのTier 2資本は、合計62億ユーロであった。2018年12月31日現在、移行規定のもとでさらにTier 2資本として見なされる従来のハイブリッドTier 1金融商品はなかった。Tier 2資本性金融商品の名目価額の総額は、75億ユーロであった。2018年12月31日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもとで認識されたTier 2金融商品は、92億ユーロであった（移行期間中にその他Tier 1資本としてのみ認識可能な30億ユーロの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品を含む。）。2018年度に、銀行は名目金額が210億円で適格相当額が1億ユーロの1つのTier 2資本性金融商品と、名目金額が30億円で適格相当額が0億ユーロの別のTier 2金融商品を償還した。これらの償還分については、ECBによる繰上償還承認の発効日をもって、2017年度にすでに規制上のTier 2資本としての認識を中止している。

最低所要自己資本

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限などの監督措置が発せられることがある。2018年度において当行は自己資本規制に従っていた。

規制自己資本の内訳

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

	2018年12月31日 現在	2017年12月31日 現在
単位：百万ユーロ	CRR/CRD 4 ¹	CRR/CRD 4
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金		
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金 ²	45,515	45,195
利益剰余金	16,297	17,977
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	382	660
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） ³	0	-751
その他 ²	846	33
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	63,041	63,114
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整		
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	-1,504	-1,204
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-329	-74
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-8,566	-6,715
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-2,758	-2,403
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額 ⁴	-367	-408
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-1,111	-900
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-25	-117
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15%基準超過額）（マイナスの金額）	0	0
その他の規制上の調整 ⁵	-895	-485
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する 規制上の調整合計	-15,555	-12,306
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	47,486	50,808
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品		
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	3,009	3,904
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	7,685	8,579
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整		
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-80	-26
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	-1,730
その他の規制上の調整	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-80	-1,756
その他Tier 1 (AT1) 資本	7,604	6,823

Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	55,091	57,631
Tier 2 (T2) 資本	6,202	6,384
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	61,292	64,016
リスク・ウェイト・アセット合計	350,432	343,316
自己資本比率		
普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	13.6	14.8
Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	15.7	16.8
自己資本合計比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	17.5	18.6

N/M - 表記するに値しない。

- 2018年1月1日より、CET 1の規制上の調整を段階的に導入してきたCRR/CRD 4「経過」(または「段階的」)規定における導入比率が100%に到達するとともに、経過規定でのみ認識可能な少数株主持分に係る段階的廃止比率が100%となった。
- 当行グループによるDWSのIPOにより、9億ユーロのCET 1が拠出されたが、これは「資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金」の1億ユーロ、ならびに「その他」における少数株主持分の8億ユーロに反映されている。
- 規制 (EU) 第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に従い、中間利益は認識されない。
- CRR第159条および2019年1月18日公表の最新のEBAガイダンス (Q&A 2017_3426) に従い、未稼得の信用スプレッドに係る追加評価調整のみが特定の信用リスク調整として使用される。
- ECBのガイダンスに基づき、また単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するEBAのガイドラインに従い、2018年1月以降、6億ユーロの資本控除が含まれている。さらに、規制(EU)第1024/2013号第16条(1)(c)および第16条(2)(d)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除を含む。

株主持分の規制自己資本への調整

単位：百万ユーロ	CRR/CRD 4	
	2018年12月31日 現在	2017年12月31日 現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計 ¹	62,495	63,174
事業体の非連結/連結	-33	-58
このうち：		
資本剰余金	-12	-6
利益剰余金	-150	-228
その他の包括利益 (損失) 累計額、税引後	130	176
規制上の貸借対照表による株主持分合計	62,462	63,116
少数株主持分 (連結CET 1に含めることが認められている額) ¹	846	33
未払配当およびAT1クーポン ²	-267	0
移行期間における非連結/連結に係るその他の包括利益 (損失) 累計額の戻入れ、税引後	0	-35
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	63,041	63,114
追加評価調整	-1,504	-1,204
その他のブルデンシャル・フィルター (追加評価調整を除く。)	-329	-74
CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	0	-144
のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)	-8,566	-6,715
将来の収益性に依存する繰延税金資産	-2,758	-2,403
確定給付年金基金資産	-1,111	-900
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
その他の規制上の調整	-1,287	-866
普通株式等Tier 1資本	47,486	50,808

1 当行グループによるDWSのIPOにより、9億ユーロのCET 1が拠出されたが、これは会計貸借対照表上の株主持分合計に1億ユーロ、および少数株主持分に8億ユーロ反映されている。

2 規制 (EU) 第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に従い、中間利益は認識されない。

資本管理

当行グループの財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびベイルイン比率を管理している。財務部は、資本戦略 (それ自体はグループ・リスク委員会が策定

しマネジメント・ボードが承認する。)を実施する。財務部は直接的に、または2018年度上半期に設立された当行グループの資産負債管理委員会を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動によるヘッジ、主要な金融資源のキャパシティの設定、帳簿上の資本の配分および地域別の資本計画を管理している。当行グループは、経済的および規制上の両方の観点から、健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行グループは、常におよびあらゆる観点から、経済的および規制上の考察の適切なバランスを達成するために、当行グループの全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。これらの観点には、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本が含まれている。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品ならびにTLAC/MREL適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、当行グループの発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

当行グループのコアの通貨は、ユーロ、米ドル、中国人民元および英ポンドである。財務部は、コア通貨の変動に対する当行の自己資本比率の感応度を管理している。当行グループの在外子会社および支店に投下された他のコア以外の通貨建ての資本は、その大部分が外国為替の変動に対してヘッジされている。財務部は、どの通貨をヘッジすべきかを決定し、リスク管理部と緊密に連携して適切なヘッジ戦略を策定し、最終的にこれらのヘッジを実行する。

金融資源の上限設定

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、CET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせて年次戦略計画の中で見直される。四半期プロセスにおいて、グループ資産負債管理委員会は、意思決定機関としてグループ・リスク委員会を置き換える限りにおいて、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は主に、当行グループのCET 1比率(ソルベンシー)とレバレッジ比率(レバレッジ)の要求のいずれか拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1比率およびレバレッジ比率への貢献は、CRR/CRD 4規則の完全適用を仮定したリスク・ウェイトド・アセット(RWA)およびレバレッジ比率エクスポージャー(LRE)によって測定される。当行グループのストレス下のキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの尺度である。当行グループの業績評価手法ではさらに、各事業セグメントに関して異なる資本コスト率を適用し、個々のビジネス・モデルの収益ボラティリティをより差別化した方法で反映している。これにより、業績管理および投資決定の改善が可能になる。

当行グループの全世界の支店および子会社の資本のニーズをカバーする地域の資本計画は、年に1回作成され、グループ投資委員会に提出される。子会社の大部分は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行グループは、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。

さらに、財務部は、ドイツ銀行最大の年金基金の投資委員会のメンバーとなっており、同委員会が当該基金の投資の指針を設定している。このことは、年金資産と年金負債の整合性を確保し、結果として当行グループの資本基盤を保護することを意図している。

44 -

ドイツ商法第297-1a条 / 第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報

人件費

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度
人件費：		
賃金および給料	9,828	10,108
社会保障費	1,986	2,145
このうち：年金に関するもの	681	749
合計	11,814	12,253

従業員

2018年度の平均実働従業員数は95,566名（2017年度：97,733名）で、このうち女性は41,967名（2017年度：42,910名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均53,401名（2017年度：54,214名）であった。

マネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボードの報酬

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、マネジメント・ボードのメンバーは、2018事業年度の報酬として、合算で総額52,181,136ユーロ（2017年度：37,665,535ユーロ）を受け取った。このうち、25,711,111ユーロ（2017年度：29,200,000ユーロ）が固定報酬、4,200,000ユーロ（2017年度：550,000ユーロ）が特別手当、2,123,102ユーロ（2017年度：2,053,520ユーロ）が付加給付、20,146,923ユーロ（2017年度：5,862,015ユーロ）が業績連動項目であった。

ドイツ銀行AGの元マネジメント・ボード・メンバーまたはその遺族には、2018年および2017年12月31日終了年度において、それぞれ22,943,159ユーロおよび27,694,325ユーロが支払われた。

スーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2013年度に新たに策定され、2017年5月18日の年次株主総会の決議で最終改定が行われ、2017年10月5日に発効した。スーパーバイザリー・ボード・メンバーには固定の年間報酬が支払われる。各スーパーバイザリー・ボード・メンバーの年間基本報酬は100,000ユーロである。スーパーバイザリー・ボード会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。スーパーバイザリー・ボードの委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年の最初の3ヶ月の間にインボイスを提出後、各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、スーパーバイザリー・ボードからの退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに対して支払われるが、メンバーが解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任しないことを条件とする。期中にスーパーバイザリー・ボードのメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2018事業年度に関して、スーパーバイザリー・ボード・メンバーは総額5,766,669ユーロ（2017事業年度：5,150,000ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち4,676,041ユーロは定款の規定に従って2019年の春に支払われる（2018年：3,987,500ユーロ）。

元マネジメント・ボード・メンバーおよびその遺族のための年金債務引当金は、2018年および2017年12月31日現在それぞれ193,452,137ユーロおよび214,154,039ユーロであった。

マネジメント・ボード・メンバーおよびスーパーバイザリー・ボード・メンバーのために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2018年および2017年12月31日終了年度において、それぞれ、マネジメント・ボード・メンバーに対して11,180,396ユーロおよび12,337,886ユーロ、スーパーバイザリー・ボード・メンバーに対して33,425,239ユーロおよび35,210,035ユーロであった。スーパーバイザリー・ボード・メンバーは2018年度に貸出金4,662,819ユーロを返済した。

総資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を平均総資産で除した数値と定義されている。2018年および2017年12月31日終了年度の当該定義に準拠した総資産利益率は、それぞれ0.02%およびマイナス0.05%であった。

親会社についての情報

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトは、ドイツ銀行グループの親会社である。フランクフルト・アム・マインで設立され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ（www.db.com/ir/en/documents.htm）で公表されている。

主要な会計報酬およびサービス

当行グループの監査人に対する報酬の内訳

報酬区分（単位：百万ユーロ）	2018年度	2017年度
監査報酬	60	51
このうちKPMG AG	33	23
監査関連報酬	12	18
このうちKPMG AG	5	13
税務関連報酬	5	4
このうちKPMG AG	2	2
その他の全報酬	1	0
このうちKPMG AG	1	0
報酬合計	78	73

監査報酬には、ドイツ銀行AGの年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する職業的専門家によるサービスの報酬が含まれるが、ポストバンクおよびその子会社に対する2017年度の監査報酬は、これらの事業体の2017年度の財務数値はKPMGが監査を実施していないため含まれていない。監査関連報酬には、法令によって要求されるその他の保証業務に対する報酬、特に財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、事業分割時および合併時の監査、ならびに内部管理目的およびコンフォートレター発行のための任意監査などの任意の保証業務に対する報酬が含まれる。税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューと関連する法令遵守に係る支援および助言、当行グループの税務計画戦略およびイニシアチブに関連する税務相談業務および助言、ならびに税法遵守の評価支援に対する報酬が含まれる。

国別の報告

ドイツ銀行法第26a条は、特定の情報を各国別に年次開示することを要求している。開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、当該情報は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の各国別情報を開示する規定を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の規定に従って、同じ国におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は各国の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一であり、そのほとんどが配当支払によるものである。

子会社および支店の所在地は、設立国または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記47「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2018年12月31日			
	純収益 (売上高)	従業員 (フルタイム 換算)	税引前利益 (損失)	法人所得税 (費用)/ベ ネフィット
アルゼンチン	0	0	0	0
オーストラリア	300	434	45	-9
オーストリア	12	86	-15	-1
バルバトス	0	0	-0	0
ベルギー	178	638	2	3
ブラジル	49	143	9	-10
カナダ	13	12	20	-6
ケイマン諸島	12	10	-2	-0
チリ	1	0	1	-0
中国	205	487	105	-26
コロンビア	0	0	0	0
チェコ共和国	14	42	7	-2
フランス	59	211	19	-10
ドイツ	11,194	41,674	2,408	-374
英国	3,982	7,990	-872	-56
ギリシャ	0	9	-0	-0
ガーンジー島	6	8	4	-0
香港	693	1,185	49	6
ハンガリー	14	58	2	-1
インド	560	12,222	363	-164
インドネシア	117	246	62	-20
アイルランド	27	478	-3	-2
イスラエル	2	12	0	0
イタリア	707	3,645	-232	-0
日本	376	568	70	-53
ジャージー島	15	52	-15	-0
ラトビア	1	0	0	0
ルクセンブルク	1,160	507	739	-140
マレーシア	92	209	58	-14
マルタ	172	0	171	-0
モーリシャス	24	9	19	-3
メキシコ	16	46	-8	-22
オランダ	253	668	83	0
ニュージーランド	0	0	0	0

パキスタン	13	66	4	-1
ペルー	0	0	0	0
フィリピン	27	1,775	8	-5
ポーランド	235	526	-25	-5
ポルトガル	18	374	-50	-5
カタール	-0	3	1	-0
ルーマニア	-0	703	5	-1
ロシア連邦	54	1,321	25	-6
サウジアラビア	16	65	-12	3
シンガポール	520	1,950	-98	20
スロバキア	-0	0	-5	0
南アフリカ	46	60	-16	0
韓国	114	234	35	-8
スペイン	509	2,339	39	-14
スリランカ	16	66	5	-3
スウェーデン	1	27	4	-1
スイス	270	652	14	-4
台湾	48	167	14	-1
タイ	39	117	5	-3
トルコ	49	114	28	-7
UAE	14	180	-2	-0
ウクライナ	5	32	2	-0
ウルグアイ	0	0	0	0
米国	5,266	9,253	460	-22
ベネズエラ	0	0	0	0
ベトナム	21	63	11	-2

46 - 保有株式

- 364 子会社（訳者注：行頭の数字は英文Annual Report 2018のページ；以下同）
- 372 連結ストラクチャード・エンティティ
- 376 持分法により会計処理されている会社
- 378 20%超を保有するその他の会社
- 382 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第313条第2項ならびに規則(EU)第575/2013号第8部に基づく開示要件に係るガイドライン（EU LI3テンプレート）に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

- 1 規制上の範囲に含まれる完全連結事業体
- 2 規制上の範囲に含まれる非連結または控除対象外の事業体
- 3 ドイツ商法第313条第2項第6号に従って、無限責任の株主としての立場
- 4 規制上の範囲に含まれる事業体のうち、CRR第36条および第48条に従い自己資本から控除される事業体
- 5 支配されている。
- 6 リミテッド・パートナーシップ
- 7 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
- 8 ゼネラル・パートナーシップ
- 9 支配されていない。
- 10 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
- 11 IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 12 IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 13 暫定自己資本7,085.8百万ユーロ / 暫定損益4.6百万ユーロ（2018事業年度）
- 14 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
- 15 暫定自己資本7,970.5百万ユーロ / 暫定損益63.9百万ユーロ（2018事業年度）
- 16 自己資本74.1百万ユーロ / 損益マイナス7.7百万ユーロ（2017事業年度）
- 17 規制上の範囲に含まれる部分連結事業体
- 18 自己資本0.005百万ユーロ / 損益2.0百万ユーロ（2018事業年度）
- 19 自己資本13.6百万ユーロ / 損益22.1百万ユーロ（2018事業年度）

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
子会社					
1	ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト	フランクフルト・アム・マイン	1	信用機関	
2	ABFS I Incorporated	ルーザービル=ティモニアム	1	金融機関	100.0
3	ABS MB Ltd.	ルーザービル=ティモニアム	1	金融機関	100.0
4	Acacia (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
5	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
6	Alex. Brown Financial Services Incorporated	ルーザービル=ティモニアム	1	金融機関	100.0
7	Alex. Brown Investments Incorporated	ルーザービル=ティモニアム	1	金融機関	100.0
8	Alfred Herrhausen Gesellschaft mbH	ベルリン	2	その他の企業	100.0
9	Ambidexter GmbH	フランクフルト	1	支払機関	100.0
10	Argent Incorporated	ルーザービル=ティモニアム	1	金融機関	100.0
11	Baincor Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
12	Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
13	Baldur Mortgages Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
14	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
15	Barkly Investments Ltd.	セントヘリア	1	金融機関	100.0
16	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ	1	金融機関	100.0
17	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
18	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	1	金融機関	100.0
19	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン	1	信用機関	100.0
20	BHW Holding GmbH	ハーメルン	1	金融持株会社	100.0
21	BHW Kreditervice GmbH	ハーメルン	1	付随サービス事業	100.0
22	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
23	Birch (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
24	Blue Cork, Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
25	BNA Nominees Pty Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
26	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ	2	その他の企業	100.0
27	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
28	BTAS Cayman GP	ジョージタウン	1, 3	金融機関	100.0
29	BTD Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
30	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
31	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン	4	付随サービス事業	100.0
32	CapeSuccess LLC	ウィルミントン	4	金融機関	82.6
33	Cardales UK Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
34	Career Blazers LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
35	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニー	2	その他の企業	100.0
36	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C.	2	その他の企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
37	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニー	4	金融機関	100.0
38	Caribbean Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	1, 5	金融機関	0.0
39	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京	2	その他の企業	100.0
40	Cathay Asset Management Company Limited	エベヌ	1	金融機関	100.0
41	Cathay Capital Company (No 2) Limited	エベヌ	1	金融機関	67.6
42	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
43	Centennial River 2 Inc.	オースティン	2	その他の企業	100.0
44	Centennial River Corporation	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
45	Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
46	China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	85.0
47	Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1	ウィルミントン	1, 5	金融機関	10.0
48	Consumo S.p.A.	ミラノ	1	金融機関	100.0
49	Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
50	D B Investments (GB) Limited	ロンドン	1	金融持株会社	100.0
51	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京	1	金融機関	100.0
52	D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
53	DAHOC (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
54	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
55	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ	1	付随サービス事業	100.0
56	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール	2	その他の企業	100.0
57	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad	クアラルンプール	2	その他の企業	100.0
58	DB (Pacific) Limited	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
59	DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
60	DB Abalone LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
61	DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
62	DB Alps Corporation	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
63	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン	1	付随サービス事業	100.0
64	DB Asia Pacific Holdings Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
65	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
66	DB Boracay LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
67	DB Capital Investments Sàrl	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
68	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	1	金融持株会社	100.0
69	DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
70	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ボズエロ デ アラルコン	1	付随サービス事業	100.0
71	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン	1	付随サービス事業	100.0
72	DB Commodity Services LLC	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
73	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ	1	付随サービス事業	100.0
74	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール	1	金融機関	100.0
75	DB Delaware Holdings (Europe) Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
76	DB Direkt GmbH	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
77	DB Elara LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
78	DB Energy Commodities Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	付随サービス事業	100.0
79	DB Energy Trading LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
80	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア	1	金融機関	100.0
81	DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
82	DB Equity Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
83	DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
84	DB Ganymede 2006 L.P.	ジョージタウン	1, 3	金融機関	100.0
85	DB Global Technology SRL	ブカレスト	1	付随サービス事業	100.0
86	DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
87	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン	1	付随サービス事業	100.0
88	DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
89	DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
90	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン	1	付随サービス事業	100.0
91	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ	1, 3	金融機関	100.0
92	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン	1, 3	金融機関	100.0
93	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン	1	金融機関	100.0
94	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
95	DB International (Asia) Limited	シンガポール	1	信用機関	100.0
96	DB International Investments Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
97	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール	2	その他の企業	100.0
98	DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
99	DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
100	DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
101	DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
102	DB Investment Services GmbH	フランクフルト	1	信用機関	100.0
103	DB Io LP	ウィルミントン	1, 3	金融機関	100.0
104	DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
105	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
106	DB Management Support GmbH	フランクフルト	4	付随サービス事業	100.0
107	DB Managers, LLC	ウエストトレントン	1	投資会社	100.0
108	DB Nexus American Investments (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
109	DB Nexus Investments (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
110	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港	4	付随サービス事業	100.0
111	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール	2	その他の企業	100.0
112	DB Omega BTV S.C.S.	ルクセンブルグ	1, 3	金融機関	100.0
113	DB Omega Holdings LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
114	DB Omega Ltd.	ジョージタウン	1	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
115	DB Omega S.C.S.	ルクセンブルグ	1, 3	金融機関	100.0
116	DB Operaciones y Servicios Interactivos Agrupación de Interés Económico	ボズエロ デ アラ ルコン	1	付随サービス事業	99.9
117	DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
118	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
119	DB Portfolio Southwest, Inc.	ダラス	1	付随サービス事業	100.0
120	DB Print GmbH	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
121	DB Privat- und Firmenkundenbank AG	フランクフルト	1	信用機関	100.0
122	DB Private Clients Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
123	DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
124	DB Re S.A.	ルクセンブルグ	4	再保険事業	100.0
125	DB Service Centre Limited	ダブリン	1	付随サービス事業	100.0
126	DB Service Uruguay S.A.	モンテビデオ	1	金融機関	100.0
127	DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
128	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ	1	付随サービス事業	100.0
129	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ	1	付随サービス事業	100.0
130	DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
131	DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
132	DB Trustee Services Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
133	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港	2	その他の企業	100.0
134	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン	1	金融持株会社	100.0
135	DB UK Bank Limited	ロンドン	1	信用機関	100.0
136	DB UK Holdings Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
137	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
138	DB USA Core Corporation	ウエストトレント ン	1	付随サービス事業	100.0
139	DB USA Corporation	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
140	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融持株会社	100.0
141	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
142	DB VersicherungsManager GmbH	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
143	DB Vita S.A.	ルクセンブルグ	4	保険事業	75.0
144	DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
145	DBAH Capital, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
146	DBCIBZ1	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
147	DBCIBZ2	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
148	DBFIC, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
149	DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
150	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン	1	付随サービス事業	100.0
151	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ	1	付随サービス事業	100.0
152	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
153	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン	1	資産運用会社	100.0
154	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン	1	資産運用会社	100.0
155	DBRMSGP1	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
156	DBUK PCAM Limited	ロンドン	1	金融持株会社	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
157	DBUKH No. 2 Limited	ロンドン	1, 5	金融機関	0.0
158	DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
159	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
160	DBX Advisors LLC	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
161	DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
162	DBÖ Vermögensverwertung GmbH	ウィーン	2	その他の企業	100.0
163	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京	1	付随サービス事業	100.0
164	DeAM Infrastructure Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	4	金融機関	100.0
165	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン	1, 3	付随サービス事業	100.0
166	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
167	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ	1	金融機関	100.0
168	DEUFAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
169	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
170	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド	1	金融機関	100.0
171	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド	1	金融機関	100.0
172	Deutsche (Mauritius) Limited	ポートルイス	2	その他の企業	100.0
173	Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド	1	金融機関	100.0
174	Deutsche Access Investments Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
175	Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme	パイアニア	2	その他の企業	80.0
176	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
177	Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS	パリ	2	その他の企業	100.0
178	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン	1	資産運用会社	100.0
179	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール	1	金融持株会社	100.0
180	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ	1	資産運用会社	100.0
181	Deutsche Asset Management (Japan) Limited	東京	1	投資会社	100.0
182	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル	1	資産運用会社	100.0
183	Deutsche Asset Management S.A.	ルクセンブルグ	1	資産運用会社	100.0
184	Deutsche Asset Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド	1	資産運用会社	100.0
185	Deutsche Australia Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
186	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン	1	信用機関	100.0
187	Deutsche Bank (Chile)	サンティアゴ	2	その他の企業	100.0
188	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京	1	信用機関	100.0
189	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール	1	信用機関	100.0
190	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ	1	信用機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
191	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ	1	信用機関	100.0
192	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール	1	信用機関	100.0
193	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン	1	金融持株会社	100.0
194	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト	1	信用機関	100.0
195	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト	1	信用機関	100.0
196	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
197	Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
198	Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ルーザービル= ティモニアム	2	その他の企業	100.0
199	Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
200	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア	1	信用機関	100.0
201	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セントピーター ポート	2	その他の企業	100.0
202	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルグ	1	信用機関	100.0
203	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ	1	金融機関	100.0
204	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ	1	信用機関	100.0
205	Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス	1	金融機関	100.0
206	Deutsche Bank Nominees (Guernsey) Limited (in members' voluntary liquidation)	セントピーター ポート	2	その他の企業	100.0
207	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア	2	その他の企業	100.0
208	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ	1	信用機関	100.0
209	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス	4	付随サービス事業	100.0
210	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ	1	信用機関	100.0
211	Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
212	Deutsche Bank Securities Limited	トロント	1	投資会社	100.0
213	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア	1	付随サービス事業	100.0
214	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ	1	信用機関	99.9
215	Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク	1	信用機関	100.0
216	Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン	1	信用機関	100.0
217	Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
218	Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク	1	金融持株会社	100.0
219	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリッド	1	信用機関	99.8
220	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
221	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港	1	金融機関	100.0
222	Deutsche Capital Management Limited	ダブリン	1	資産運用会社	100.0
223	Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー	1	投資会社	100.0
224	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
225	Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン	2	その他の企業	100.0
226	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ	1	付随サービス事業	100.0
227	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム	4	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
228	Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド	1	金融機関	100.0
229	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ	1	証券取引会社	100.0
230	Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
231	Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
232	Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
233	Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
234	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
235	Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド	1	金融機関	100.0
236	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ	4	金融機関	100.0
237	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ	1	付随サービス事業	100.0
238	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ	1	金融機関	100.0
239	Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
240	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン	4	金融機関	100.0
241	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	2	その他の企業	99.8
242	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
243	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融持株会社	100.0
244	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	バレッタ	1	金融持株会社	100.0
245	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	1	金融持株会社	100.0
246	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
247	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
248	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
249	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
250	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ	1	金融持株会社	100.0
251	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン	1	金融機関	100.0
252	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア	2	その他の企業	100.0
253	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア	2	その他の企業	100.0
254	Deutsche Inversiones Dos S.A. (en Liquidación)	サンティアゴ	1	金融機関	100.0
255	Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ	1	金融機関	100.0
256	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム	1	金融機関	100.0
257	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ	1	金融機関	100.0
258	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ	2	その他の企業	100.0
259	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール	1	付随サービス事業	100.0
260	Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
261	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス	1	金融機関	100.0
262	Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
263	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融持株会社	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
264	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン	1	金融機関	100.0
265	Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
266	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
267	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム	1	付随サービス事業	100.0
268	Deutsche New Zealand Limited	オークランド	1	金融機関	100.0
269	Deutsche Nominees Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
270	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン	1	投資会社	100.0
271	Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド	1	付随サービス事業	100.0
272	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン	1	付随サービス事業	100.0
273	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
274	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー	1	証券取引会社	100.0
275	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ	1	投資会社	100.0
276	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ	1	金融機関	100.0
277	Deutsche Securities Asia Limited	香港	1	投資会社	100.0
278	Deutsche Securities Australia Limited	シドニー	1	投資会社	100.0
279	Deutsche Securities Inc.	東京	1	投資会社	100.0
280	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ	1	金融機関	100.0
281	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル	1	投資会社	100.0
282	Deutsche Securities Mauritius Limited	エベヌ	1	証券取引会社	100.0
283	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール	1	証券取引会社	100.0
284	Deutsche Securities S.A.	ブエノスアイレス	1	証券取引会社	100.0
285	Deutsche Securities Saudi Arabia (a closed joint stock company)	リヤド	1	投資会社	100.0
286	Deutsche Securities SpA	サンティアゴ	1	金融機関	100.0
287	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス	1	金融機関	100.0
288	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ	1	投資会社	100.0
289	Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
290	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
291	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京	1	金融機関	100.0
292	Deutsche Trust Company Limited Japan	東京	2	その他の企業	100.0
293	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
294	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ	2	その他の企業	100.0
295	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール	2	その他の企業	100.0
296	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト	2	その他の企業	78.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
297	DG China Clean Tech Partners	天津	3, 4, 5, 6	金融機関	49.9
298	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
299	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	2	その他の企業	100.0
300	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
301	DNU Nominees Pty Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
302	DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン	1, 3	付随サービス事業	100.0
303	DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
304	DTS Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
305	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
306	DWS Alternatives Global Limited	ロンドン	1	資産運用会社	100.0
307	DWS Alternatives GmbH	フランクフルト	1	資産運用会社	100.0
308	DWS Beteiligungs GmbH	フランクフルト	1	金融機関	99.1
309	DWS CH AG	チューリッヒ	1	投資会社	100.0
310	DWS Distributors, Inc.	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
311	DWS Far Eastern Investments Limited	台北	1	証券取引会社	60.0
312	DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト	1, 3	金融持株会社	79.5
313	DWS Group Services UK Limited	ロンドン	1	付随サービス事業	100.0
314	DWS Grundbesitz GmbH	フランクフルト	1	資産運用会社	99.9
315	DWS International GmbH	フランクフルト	1	投資会社	100.0
316	DWS Investment GmbH	フランクフルト	1	資産運用会社	100.0
317	DWS Investment Management Americas, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
318	DWS Investments Australia Limited	シドニー	1	投資会社	100.0
319	DWS Investments Hong Kong Limited	香港	1	投資会社	100.0
320	DWS Investments Shanghai Limited	上海	1	投資会社	100.0
321	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール	1	投資会社	100.0
322	DWS Investments UK Limited	ロンドン	1	資産運用会社	100.0
323	DWS Management GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
324	DWS Real Estate GmbH	フランクフルト	1	金融機関	99.9
325	DWS Service Company	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
326	DWS Trust Company	セイラム	1	投資会社	100.0
327	DWS USA Corporation	ウィルミントン	1	金融持株会社	100.0
328	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.L.	ハンブルク	2	その他の企業	65.2
329	Elba Finance GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
330	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン	4	金融機関	100.0
331	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン	2	その他の企業	100.0
332	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン	1	金融機関	100.0
333	Exinor SA (opening faillissement)	バスターニュ	2	その他の企業	100.0
334	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
335	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ	2	その他の企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
336	Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank	ベルリン	4	付随サービス事業	100.0
337	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	4	付随サービス事業	100.0
338	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	バート ホンブルク	2	その他の企業	74.9
339	G Finance Holding Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
340	G918 Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
341	Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
342	German American Capital Corporation	ルーザービル=ティモニアム	1	金融機関	100.0
343	Greenwood Properties Corp.	ニューヨーク	1, 5	金融機関	0.0
344	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ	2, 3	その他の企業	94.9
345	Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
346	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	36.1
347	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	ベルリン	2, 3	その他の企業	64.7
348	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン	3, 4	金融機関	100.0
349	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
350	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	50.0
351	Immobilienfonds Mietwohnhäuser Quadrath-Ichendorf GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
352	Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln-Blumenberg V GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
353	IOS Finance EFC, S.A.	マドリッド	1	金融機関	55.3
354	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
355	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
356	J R Nominees (Pty) Ltd	ヨハネスブルグ	2	その他の企業	100.0
357	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU	キエフ	1	信用機関	100.0
358	Jyogashima Godo Kaisha	東京	1	金融機関	100.0
359	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
360	Kidson Pte Ltd	シンガポール	1	金融機関	100.0
361	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	1	付随サービス事業	100.0
362	Kradavimd UK Lease Holdings Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
363	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン	1	金融機関	75.0
364	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール	1	金融機関	100.0
365	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト	1	金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
366	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン	4	金融機関	100.0
367	Maheo Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー	1	金融機関	100.0
368	MEF I Manager, S. à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
369	MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン	4	再保険事業	100.0
370	MIT Holdings, Inc.	ボルチモア	1	金融機関	100.0
371	MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
372	MortgageIT, Inc.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
373	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン	1	付随サービス事業	100.0
374	Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	金融機関	100.0
375	norisbank GmbH	ボン	1	信用機関	100.0
376	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ	1	付随サービス事業	100.0
377	000 "Deutsche Bank"	モスクワ	1	信用機関	100.0
378	Opal Funds (Ireland) Public Limited Company (in liquidation)	ダブリン	4	付随サービス事業	100.0
379	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
380	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
381	OPB-Holding GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
382	OPB-Nona GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
383	OPB-Oktava GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
384	OPB-Quarta GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
385	OPB-Quinta GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
386	OPB-Septima GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
387	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
388	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン	1, 3	金融機関	100.0
389	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
390	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン	4	金融機関	100.0
391	OPS Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
392	OVT Trust 1 GmbH	ケルン	2	その他の企業	100.0
393	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
394	PADUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
395	Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
396	PB Factoring GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
397	PB Firmenkunden AG	ボン	1	付随サービス事業	100.0
398	PB International S.A.	シュットリンゲン	1	金融機関	100.0
399	PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン	1	付随サービス事業	98.1
400	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
401	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン	1	付随サービス事業	100.0
402	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス 島	2	その他の企業	100.0
403	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン	2	その他の企業	100.0
404	Postbank Beteiligungen GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
405	Postbank Direkt GmbH	ボン	1	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
406	Postbank Filialvertrieb AG	ボン	1	金融機関	100.0
407	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン	2	その他の企業	100.0
408	Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン	2	その他の企業	100.0
409	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
410	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン	1, 3	付随サービス事業	90.0
411	Postbank Leasing GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
412	Postbank Service GmbH	エッセン	1	付随サービス事業	100.0
413	Postbank Systems AG	ボン	1	付随サービス事業	100.0
414	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ	1	投資会社	99.0
415	PT. Deutsche Verdhana Sekuritas Indonesia	ジャカルタ	4, 5	投資会社	40.0
416	R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
417	REO Properties Corporation	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
418	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
419	Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
420	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
421	RREEF China REIT Management Limited	香港	2	その他の企業	100.0
422	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
423	RREEF Fund Holding Co.	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
424	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ	2	その他の企業	100.0
425	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
426	RTS Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
427	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン	4	金融機関	100.0
428	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
429	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
430	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン	1, 3	信用機関	100.0
431	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
432	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン	1	金融機関	100.0
433	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
434	Sechste Salomon Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン	1, 5	金融機関	0.0
435	Service Company Four Limited	香港	2	その他の企業	100.0
436	Sharps SP I LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
437	Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
438	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	金融機関	100.0
439	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	1	金融機関	100.0
440	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
441	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク	1	金融機関	100.0
442	Tianjin Deutsche AM Fund Management Co., Ltd.	天津	4	付随サービス事業	100.0
443	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
444	Triplereason Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
445	UKE Beteiligungs-GmbH	トロイスドルフ	2, 5	金融機関	0.0
446	UKE Grundstücksgesellschaft mbH	トロイスドルフ	1, 5	金融機関	0.0
447	UKE, s.r.o.	ベラ	2	その他の企業	100.0
448	Ullmann - Esch Grundstücksgesellschaft Kirchnerstraße GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
449	Ullmann - Esch Grundstücksverwaltungsgesellschaft Disternich GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
450	Ullmann Ullmann Krockow Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
451	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ	1	付随サービス事業	100.0
452	VÖB-ZVD Processing GmbH	ボン	1	支払機関	100.0
453	Wealthspur Investment Ltd.	ラブアン	4	金融機関	100.0
454	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
455	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
456	World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
連結ストラクチャード・エンティティ					
457	Alguer Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
458	Alixville Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
459	Amber Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
460	Asset Repackaging Trust Five B.V.	アムステルダム	2, 7	金融機関	
461	Atena SPV S.r.l	コネリアーノ	1	金融機関	60.0
462	Atlas Investment Company 1 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
463	Atlas Investment Company 2 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
464	Atlas Investment Company 3 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
465	Atlas Investment Company 4 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
466	Atlas Portfolio Select SPC	ジョージタウン	4	金融機関	0.1
467	Atlas SICAV - FIS	ルクセンブルグ	2, 7	その他の企業	
468	Australian Corporate Bond Trust	シドニー	2, 7	その他の企業	
469	Axia Insurance, Ltd.	ハミルトン	2, 7	その他の企業	
470	Baltics Credit Solutions Latvia SIA	リガ	2	金融機関	
471	Cape Hatteras Marine Inc.	ロードタウン	2	その他の企業	
472	Cathay Capital (Labuan) Company Limited	ラブアン	2	その他の企業	
473	Cathay Capital Company Limited	エベヌ	4	金融機関	9.5
474	Cathay Strategic Investment Company Limited	香港	2	金融機関	
475	Cathay Strategic Investment Company No. 2 Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
476	Cayman Reference Fund Holdings Limited	ジョージタウン	2	付随サービス事業	
477	Charitable Luxembourg Four S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
478	Charitable Luxembourg Three S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
479	Charitable Luxembourg Two S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
480	Chartley World Inc.	ロードタウン	2	その他の企業	
481	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
482	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
483	City Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
484	CLASS Limited	セントヘリア	2, 7	その他の企業	
485	Collins Capital Low Volatility Performance II Special Investments, Ltd.	ロードタウン	2	金融機関	
486	Crofton Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
487	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
488	Dariconic Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
489	DB Apex Management Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
490	DB Aster II, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
491	DB Aster III, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
492	DB Aster, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
493	DB Aster, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
494	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアーノ	1	金融機関	90.0
495	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
496	DB Finance International GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
497	DB Global Markets Multi-Strategy Fund I Ltd.	ジョージタウン	4	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
498	DB Immobilienfonds 1 Wieland KG	フランクフルト	2	その他の企業	
499	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG i.L.	フランクフルト	1	金融機関	74.0
500	DB Immobilienfonds 4 GmbH & Co. KG i.L.	フランクフルト	2	その他の企業	0.2
501	DB Immobilienfonds 5 Wieland KG	フランクフルト	2	その他の企業	
502	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
503	DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
504	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
505	DB PWM	ルクセンブルグ	2, 7	その他の企業	
506	DB PWM II - LiquidAlts UCITS (Euro)	ルクセンブルグ	4	その他の企業	15.7
507	DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
508	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント	4	金融機関	100.0
509	DB Safe Harbour Investment Projects Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
510	DB SPEARs/LIFERs Trust	ウィルミントン	4, 7	付随サービス事業	0.0
511	DB STG Lux 10 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
512	DB STG Lux 11 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
513	DB STG Lux 12 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
514	DB STG Lux 9 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
515	DB Structured Finance 1 Designated Activity Company	ダブリン	1	金融機関	100.0
516	DB Structured Finance 2 Designated Activity Company	ダブリン	1	金融機関	100.0
517	dbInvestor Solutions 2 Public Limited Company	ダブリン	2, 7	金融機関	
518	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
519	DBRMS4	ジョージタウン	1, 3, 8	金融機関	100.0
520	DBX ETF Trust	ウィルミントン	2, 7	その他の企業	
521	De Heng Asset Management Company Limited	北京	2	金融機関	
522	DeAM Capital Protect 2019	フランクフルト	2	その他の企業	
523	Deloraine Spain SL	マドリッド	2	金融機関	
524	Deutsche Bank Best Allocation - Protect 80	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
525	Deutsche Bank Best Allocation - Protect 90	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
526	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
527	Deutsche Bank Capital Finance Trust I	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
528	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
529	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
530	Deutsche Bank Contingent Capital Trust II	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
531	Deutsche Bank Contingent Capital Trust V	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
532	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits	ルクセンブルグ	2, 7	その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
533	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme	ルクセンブルグ	2, 7	その他の企業	
534	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7004 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	5.0
535	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7006 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	14.3
536	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7007 Trust	ジョージタウン	4, 9	付随サービス事業	100.0
537	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 8002 Trust	ウィルミントン	4	付随サービス事業	14.2
538	Deutsche Colombia S.A.S.	ボゴタ	1	証券取引会社	100.0
539	Deutsche DWS Income Trust - DWS Short Duration High Income Fund	ボストン	2	その他の企業	100.0
540	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
541	Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
542	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
543	Deutsche Postbank Funding Trust I	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
544	Deutsche Postbank Funding Trust II	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
545	Deutsche Postbank Funding Trust III	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
546	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ	1	付随サービス事業	100.0
547	Deutsche Strategic	ルクセンブルグ	2, 7	その他の企業	
548	DWS Access S.A.	ルクセンブルグ	2, 7	金融機関	
549	DWS Garant 80 FPI	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
550	DWS Invest	ルクセンブルグ	2, 7	その他の企業	
551	DWS World Protect 90	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
552	DWS Zeitwert Protect	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
553	Dynamic Infrastructure Securities Fund LP	ウィルミントン	2	金融機関	
554	Earls Four Limited	ジョージタウン	2, 7	その他の企業	
555	EARLS Trading Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
556	Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co. KG i.l.	ケルン	2	その他の企業	
557	Eirles Three Designated Activity Company	ダブリン	2, 7	金融機関	
558	Eirles Two Designated Activity Company	ダブリン	2, 7	金融機関	
559	Elmo Funding GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
560	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン	1	付随サービス事業	100.0
561	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン	1	金融機関	100.0
562	Emerging Markets Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	2, 7	その他の企業	
563	Emeris	ジョージタウン	2	証券取引会社	
564	Encina Property Finance Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
565	Epicuro SPV S.r.l.	コネリアーノ	2	金融機関	
566	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
567	Eurohome (Italy) Mortgages S.r.l.	コネリアーノ	2	金融機関	
568	European Strategic Real Estate Fund ICAV	ダブリン	2	その他の企業	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
569	Fondo Privado de Titulizacion Activos Reales 1 B.V.	アムステルダム	2	その他の企業	
570	Fondo Privado de Titulización PYMES I Limited	ダブリン	2	金融機関	
571	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
572	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
573	GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
574	Gladyr Spain, S.L.	マドリッド	2	金融機関	
575	Global Markets Fundo de Investimento Multimercado	リオデジャネイロ	4	金融機関	100.0
576	Global Markets III Fundo de Investimento Multimercado - Crédito Privado e Investimento No Exterior	リオデジャネイロ	4	金融機関	100.0
577	Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC	ウィルミントン	2	金融機関	
578	Global Opportunities Co-Investment, LLC	ジョージタウン	2	金融機関	
579	Groton Invest, S.L.	マドリッド	2	金融機関	
580	GWC-GAC Corp.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
581	Hamildak Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
582	Histria Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
583	Iberia Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
584	Iberia Inversiones II Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
585	India Debt Opportunities Fund	ムンバイ	2	付随サービス事業	
586	Infrastructure Holdings (Cayman) SPC	ジョージタウン	2	金融機関	
587	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
588	Investor Solutions Limited	セントヘリア	2, 7	その他の企業	
589	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
590	IVAF (Jersey) Limited	セントヘリア	2	付随サービス事業	
591	Kelona Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
592	Kelsey Street LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
593	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0
594	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 3	付随サービス事業	96.1
595	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 3	付随サービス事業	97.0
596	Kratus Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
597	La Fayette Dedicated Basket Ltd.	ロードタウン	2	証券取引会社	
598	Ledyard, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
599	Lenthorp Financial Corp.	ロードタウン	2	その他の企業	
600	Leo Consumo 1 S.r.l.	コネリアーノ	2	金融機関	
601	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアーノ	1	金融機関	70.0
602	87 Leonard Development LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
603	Leonardo Charitable 1 Limited	ジョージタウン	2	付随サービス事業	
604	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (Alternate GP of GP), LP	ウィルミントン	2	金融機関	
605	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (GP) Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
606	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (Limited Partner) Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
607	Lerma Investments 2018, Sociedad Limitada	マドリッド	2	金融機関	
608	Life Mortgage S.r.l.	コネリアーノ	2	金融機関	
609	Lindsell Finance Limited	セント ジュリアンズ	1	付随サービス事業	100.0
610	Lockwood Invest, S.L.	マドリッド	2	金融機関	
611	London Industrial Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
612	Lupus alpha Low Beta Risk-Premium	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
613	Macondo Spain SL	マドリッド	2	その他の企業	100.0
614	Malabo Holdings Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
615	Maxima Alpha Bomaral Limited (in liquidation)	セントヘリア	2	証券取引会社	
616	Merlin I	ジョージタウン	2	証券取引会社	
617	Merlin XI	ジョージタウン	2	証券取引会社	
618	Meseta Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
619	Micro-E Finance S.r.l.	ローマ	2	金融機関	
620	Midisel Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	2	その他の企業	100.0
621	Moon Leasing Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
622	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト	1, 3	金融機関	100.0
623	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
624	Natureza Maritima SA	パナマシティ	2	その他の企業	
625	NCW Holding Inc.	バンクーバー	1	金融機関	100.0
626	New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
627	Nineco Leasing Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
628	Oasis Securitisation S.r.l.	コネリアーノ	1, 5	金融機関	0.0
629	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
630	OPAL, en liquidation volontaire	ルクセンブルグ	2, 7	その他の企業	
631	Opus Niestandaryzowany Sekurytyzacyjny Fundusz Inwestycyjny Zamkniety	ワルシャワ	2	金融機関	
632	Oran Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
633	OTTAM Mexican Capital Trust Designated Activity Company	ダブリン	2, 7	金融機関	
634	Palladium Securities 1 S.A.	ルクセンブルグ	2, 7	金融機関	
635	PanAsia Funds Investments Ltd.	ジョージタウン	2, 7	金融機関	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
636	PARTS Funding, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
637	PD Germany Funding Company II, Ltd.	ジョージタウン	2	金融機関	
638	PD Germany Funding Company V, Ltd.	ジョージタウン	2	金融機関	
639	PEIF II SLP Feeder, L.P.	エディンバラ	4	金融機関	0.7
640	Peruda Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
641	PERUS 1 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
642	PES Carry and Employee Co-Investment Feeder SCSp	ミュンスバッハ	4	金融機関	1.3
643	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マカティ・シティ	1	金融機関	95.0
644	Pinehurst Securities SA	ルクセンブルグ	2, 7	金融機関	
645	Primus Solutions ICAV	ダブリン	2	その他の企業	
646	Private Equity Solutions SCSp	ミュンスバッハ	1	金融機関	99.1
647	Quantum 13 LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
648	Quartz No. 1 S.A.	ルクセンブルグ	1, 5	金融機関	0.0
649	Ratray Business Inc.	ロードタウン	2	その他の企業	
650	Reference Capital Investments Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
651	REO Properties Corporation II	ウィルミントン	1, 5	付随サービス事業	0.0
652	Residential Mortgage Funding Trust	トロント	2	金融機関	
653	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
654	Riviera Real Estate	パリ	2	その他の企業	100.0
655	Romareda Holdings Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
656	RREEF DCH, L.L.C.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
657	SABRE Securitisation Limited	シドニー	2	その他の企業	
658	Samburg Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
659	SCB Alpspitze UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト	2	金融機関	
660	Sebbon Holdings Corp.	ロードタウン	2	その他の企業	
661	Select Access Investments Limited	シドニー	2, 7	その他の企業	
662	SHINSEI Trust TBI (PJ Skytree)	東京	2	その他の企業	
663	Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
664	Sixco Leasing Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
665	SOLIDO Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
666	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアーノ	2	その他の企業	100.0
667	SP Mortgage Trust	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
668	Strategic Global Opportunities Limited - Class A Main USD	ナッソー	2	金融機関	
669	Swabia 1 Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
670	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
671	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン	1	金融機関	100.0
672	The Canary Star Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	100.0
673	The Emperor Star Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	100.0
674	The India Debt Opportunities Fund Limited	エベヌ	2	付随サービス事業	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
675	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
676	TRS Aria LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
677	TRS Birch II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
678	TRS Birch LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
679	TRS Cypress II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
680	TRS Elm II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
681	TRS Leda LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
682	TRS Maple II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
683	TRS Oak II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
684	TRS Oak LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
685	TRS Poplar II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
686	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
687	TRS Spruce II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
688	TRS SVCO LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
689	TRS Sycamore II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
690	TRS Tupelo II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
691	TRS Venor LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
692	TRS Walnut II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
693	TRS Walnut LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
694	Vanguard MSCI International Small Companies Index ETF	メルボルン	2	その他の企業	58.8
695	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ	2, 9	その他の企業	95.0
696	Vermögensfondmandat Flexible (80% teilgeschützt)	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
697	Wedverville Spain, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
698	Wendelstein 2017-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト	2	金融機関	
699	Wibaux Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
700	Xtrackers (IE) Public Limited Company	ダブリン	2, 7	その他の企業	0.4
701	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0
702	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0
703	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben II KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 3	付随サービス事業	98.1
704	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0
705	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 3	付随サービス事業	98.2
706	Zumirez Drive LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
707	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
持分法により会計処理されている会社					
708	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		信用機関	26.9
709	Argantis GmbH i.L.	ケルン		金融機関	50.0
710	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	パート・ゾーデン・アム・タウヌス		金融機関	49.8
711	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		その他の企業	30.0
712	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融機関	49.0
713	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク	9	金融機関	99.9
714	Comfund Consulting Limited	パンガロール		その他の企業	30.0
715	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		証券取引会社	49.9
716	Cyber Defence Alliance Limited	ロンドン	10	その他の企業	0.0
717	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ ベイ		金融機関	34.3
718	DBG Eastern Europe II L.P.	セントヘリア		金融機関	25.9
719	Deutsche Börse Commodities GmbH	エシュボルン		その他の企業	16.2
720	Deutsche Gulf Finance	リヤド		金融機関	29.1
721	Deutsche Regis Partners, Inc.	マカティ・シティ		証券取引会社	49.0
722	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		証券取引会社	49.0
723	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		その他の企業	50.0
724	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		その他の企業	25.1
725	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
726	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		金融持株会社	21.1
727	dwins GmbH	フランクフルト		その他の企業	21.2
728	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
729	eolec	イシー レ ムリノー		その他の企業	33.3
730	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		その他の企業	50.0
731	EVROENERGIAKI S.A.	アテネ		その他の企業	40.0
732	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	パート ホンブルク		その他の企業	41.2
733	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	パート ホンブルク		その他の企業	30.6
734	G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	15.7
735	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		金融機関	50.0
736	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		金融機関	36.7
737	giropay GmbH	フランクフルト		その他の企業	33.3
738	Gordian Knot Limited	ロンドン		その他の企業	24.7
シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)

739	Grundstücksgesellschaft Bürohäuser Köln Rheinhallen GbR	ベルリン	3	その他の企業	15.6
740	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	3.4
741	Grundstücksgesellschaft Köln Messe 15-18 GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	10.5
742	Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
743	Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
744	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	44.9
745	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
746	Grundstücksgesellschaft Schillingsrotter Weg GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
747	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		投資会社	30.0
748	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		金融機関	40.7
749	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
750	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	10.0
751	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Parsevalstraße GbR	ケルン	3	その他の企業	7.0
752	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	7.7
753	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	9.7
754	iSwap Limited	ロンドン		金融機関	14.0
755	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融機関	21.1
756	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		その他の企業	22.9
757	KVD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール		金融機関	30.1
758	Lion Residential Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	17.4
759	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー	9	その他の企業	96.7
760	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		その他の企業	22.2
761	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
762	Prestipay S.p.A.	ウーディネ		金融機関	40.0
763	Private Equity Gesellschaft bürgerlichen Rechts	ケルン	3, 10	金融機関	0.0
764	Relax Holding S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	20.0
765	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
766	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
767	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分 (%)
768	Robuterra AG	チューリッヒ	10	金融機関	0.0
769	Sakaras Holding Limited (in dissolution)	ナッシャー	10	金融機関	0.0
770	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		その他の企業	22.5
771	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		その他の企業	49.9
772	Strategic Fintech Investments S.A.	ルクセンブルグ		金融機関	8.6
773	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		その他の企業	45.0
774	Triton Beteiligungs GmbH i.L.	フランクフルト		金融機関	33.1
775	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク	9	金融機関	99.9
776	UKEM Motoryacht Medici Mangusta GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
777	Ullmann Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
778	Ullmann, Krockow, Esch Luftverkehrsgesellschaft bürgerlichen Rechts	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
779	Volbroker.com Limited	ロンドン		金融機関	22.5
780	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
781	zeitinvest-Service GmbH	エシュボルン		その他の企業	25.0
782	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		投資会社	33.3
783	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
784	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融機関	25.0
785	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.	シェーネフェルト		その他の企業	20.4

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
20%超を保有するその他の会社					
786	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
787	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
788	Acamar Holding S.A.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
789	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
790	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
791	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
792	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
793	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
794	Adara S.A.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
795	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
796	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
797	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
798	Agena S.A.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
799	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
800	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
801	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
802	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
803	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
804	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
805	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
806	Asia Core Real Estate Fund SCA SICAV-RAIF	ルクセンブルグ	11	その他の企業	24.0
807	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
808	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
809	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
810	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
811	Banks Island General Partner Inc.	トロント	11	金融機関	50.0
812	Benefit Trust GmbH	リュッツェン	1, 12, 13	金融機関	100.0
813	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
814	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	33.2
815	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	32.0
816	BrisConnections Holding Trust	ケドロン	14	その他の企業	35.6
817	BrisConnections Investment Trust	ケドロン	14	その他の企業	35.6
818	DB Advisors SICAV	ルクセンブルグ	12, 15	その他の企業	95.6
819	DB Placement, LLC	ウィルミントン	9, 11	その他の企業	100.0
820	DB RC Investments II, LLC	ウィルミントン	9, 11	金融機関	99.9
821	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルグ	11	金融機関	49.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
822	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
823	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
824	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
825	DREIZEHNTTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
826	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
827	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
828	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
829	Eisler Capital (TA) Ltd	ロンドン	14	その他の企業	33.3
830	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト	11	金融機関	50.0
831	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
832	FÜNFTTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
833	FÜNFTTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
834	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
835	FÜNFZEHNTTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
836	Glor Music Production GmbH & Co. KG	テーゲルンゼー	14	その他の企業	26.6
837	GLOR Music Production II GmbH & Co. KG	テーゲルンゼー	14	その他の企業	21.3
838	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH i.L.	グリーンワルト	12	その他の企業	100.0
839	HR "Simone" GmbH & Co. KG i.L.	ヨルク	14	その他の企業	24.3
840	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン	11	金融機関	20.5
841	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	11	その他の企業	49.0
842	IOG Denali Upton, LLC	ドーバー	14	その他の企業	23.0
843	IOG NOD I, LLC	ドーバー	14	その他の企業	22.5
844	Isaac Newton S.A.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
845	Kinneil Leasing Company	ロンドン	3, 11	金融機関	35.0
846	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト	9, 14, 16, 17	金融機関	77.1
847	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルグ	11	金融機関	49.7
848	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク	14	その他の企業	38.4
849	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	40.0
850	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	32.2
851	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	30.1
852	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	30.1

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
853	MT "KING EDWARD" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	35.3
854	MT "KING ERIC" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	34.5
855	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
856	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
857	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
858	New Energy Biomasse Hellas GmbH i.L.	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
859	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
860	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
861	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	3, 5, 12	金融機関	27.7
862	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
863	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
864	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
865	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
866	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
867	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
868	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
869	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
870	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
871	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
872	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
873	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
874	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
875	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
876	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
877	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
878	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
879	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
880	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
881	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
882	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
883	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
884	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
885	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
886	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
887	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
888	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
889	QUANTIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
890	QUELLUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
891	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
892	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
893	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
894	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
895	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ	12	金融機関	58.5
896	SANCTOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
897	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
898	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
899	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
900	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
901	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
902	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
903	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	33.2
904	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
905	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG i.L.	デュッセルドルフ	12, 18	金融機関	71.1

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
906	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
907	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
908	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
909	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
910	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
911	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
912	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
913	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
914	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
915	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.	デュッセルドルフ	12	その他の企業	94.7
916	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	9, 11	金融機関	100.0
917	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
918	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
919	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
920	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
921	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
922	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
923	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
924	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 12	金融機関	83.8
925	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
926	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
927	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
928	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
929	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
930	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L.	ハレ/ザーレ	11	その他の企業	30.5
931	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
932	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
933	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
934	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
935	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	その他の企業	100.0
936	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
937	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
938	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
939	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	12	金融機関	100.0
940	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
941	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
942	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
943	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
944	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
945	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
946	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
947	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
948	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
949	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
950	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
951	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
952	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
953	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
954	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
955	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
956	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ	1, 12, 19	金融機関	100.0
957	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ	1, 12	金融機関	100.0
958	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
959	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ	11	金融機関	25.0
960	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
961	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
962	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン	11	金融機関	50.0
963	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
964	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
965	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
966	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
967	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
968	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
969	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
970	VCL Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
971	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
972	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
973	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
974	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
975	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
976	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH i.L.	ダルムシュタット	11	金融機関	50.0
977	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
978	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
979	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
980	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
981	ZABATUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
982	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
983	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
984	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	25.0
985	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
986	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
987	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
988	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
989	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
990	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
991	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
992	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
993	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
994	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
995	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
996	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
997	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
998	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
999	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1000	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1001	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1002	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1003	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	25.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分					
1004	ABRAAJ Holdings (in provisional liquidation)	ジョージタウン		金融機関	8.8
1005	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		金融機関	5.6
1006	BÜRGCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH	ポツダム		金融機関	8.5
1007	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュベリーン		金融機関	8.4
1008	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		金融機関	6.3
1009	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		金融機関	8.2
1010	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		金融機関	5.6
1011	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		金融機関	8.7
1012	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		金融機関	8.7
1013	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		その他の企業	5.7
1014	MTS S.p.A.	ローマ		その他の企業	5.0
1015	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		信用機関	9.0
1016	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		金融機関	6.0
1017	PT TrikomseI OKE Tbk	ジャカルタ		その他の企業	12.0
1018	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		信用機関	11.8
1019	Silver Creek Low Vol Strategies, Ltd.	ジョージタウン		証券取引会社	10.5
1020	Yensai.com Co., Ltd.	東京		投資会社	7.1

[次へ](#)

(2) 個別財務諸表

マネジメント・レポート

経営および財務の概況

組織

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2018年12月31日現在の総資産規模が1兆3,480億ユーロでヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2018年度末現在、内部の従業員数はフルタイム換算で91,737名であり、世界59か国において2,064支店（このうち68%がドイツ国内）を運営している。当行グループは、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2018年12月31日現在、当行グループは以下の3つのコーポレート部門で組織されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）
- アセット・マネジメント（AM）

3つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、ドイツ銀行グループは、グローバル戦略を一貫して実行するために、現地および地域の層からなる組織構造を有している。

当行グループは、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 多くの国々における子会社および支店
- 上記以外の多くの国々における駐在員事務所
- 上記以外の多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者

ドイツ銀行AGについて、ドイツ以外で運営されている最も重要な支店は、ロンドン、ニューヨーク、ケイマン諸島およびシンガポールに所在する。これらの支店は主に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびウェルス・マネジメント部門においてサービスを提供している。

当行グループのコーポレート部門の概要については、以下を参照のこと。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）

コーポレート部門の概要

CIBは、当行グループのグローバル・トランザクション・バンキング、オリジネーションおよびアドバイザー、セールス/トレーディング（債券および為替）ならびにセールス/トレーディング（株式）事業から成る。同部門は、ドイツ銀行全体のホールセール・バンキングに関する専門知識、カバレッジ、リスク管理、セールスおよびトレーディング、インベストメント・バンキングならびにインフラなどを取りまとめている。これによりCIBは、当行グループの顧客および商品の枠を越えて、経営資源および資本を調整し、当行の顧客に効率的にサービスを提供することができる。

商品およびサービス

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）は、キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびセキュリティ・サービスにおいて、世界的なプロバイダーであり、広範な商業銀行業務の商品およびサービスを世界中の法人企業ならびに金融機関に提供している。

オリジネーションおよびアドバイザーは、合併および買収（M&A）の提供ならびに債券および株式に関する助言および組成を行っている。地域別・業種別カバレッジチームが当行グループの法人および機関顧客に対する全金融商品およびサービスの提供を行っている。

セールス/トレーディング（債券および為替）およびセールス/トレーディング（株式）は、債券、株式、エクイティ連動商品、上場および店頭取引のデリバティブ、為替商品、マネー・マーケット商品ならびにストラクチャード商品等の多様な金融市場商品の販売、トレーディングおよび組成などの組み合わせ業務を行っている。一方、リサーチは、顧客向けの市場、商品および取引戦略の分析の提供を行っている。

当行グループのすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行グループのリスク管理手続および統制の対象となっている。

販売チャネルおよびマーケティング

当行グループの目標の一環として、当行グループの中核となる顧客の利益になるよう、当行グループの顧客カバレッジ・モデルに再度焦点を置き、当該モデルを最適化している。当行グループは、リターンが低すぎるまたはリスクが高すぎると考えられる顧客との関係を終了させる一方で、新規顧客の獲得およびKYC（顧客確認）手を強化している。

当行グループがカバーする顧客の範囲は、株式ならびに債券および為替のセールsteam、フィナンシャル・ソリューションズ・グループ、ならびにコーポレート・バンキング・カバレッジを統合した、インスティテューショナル・アンド・トレジャーリー・カバレッジ・グループより提供されている。この新しい統合グループは、コーポレート・ファイナンス内のインベストメント・バンキング・カバレッジ・チームとも緊密に連携しながら、緊密な協力と一層の相乗効果により当行グループの顧客に対する商品を相互に販売する、またはソリューションを相互に提供する機会を増やすことにより、当部門に恩恵をもたらすことを目的としている。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）

コーポレート部門の概要

PCBは、個人顧客、中小企業、および富裕層の個人顧客を対象としてサービスを提供している。当部門は、3つの中核となる事業部門、すなわち、プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）、プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）、およびウェルス・マネジメント（グローバル）で構成されている。当部門の商品には、決済および口座サービス、信用および預金商品、投資アドバイス、ならびに厳選されたデジタル・サービスが含まれる。これらの商品において、当部門は顧客に対し、すべての基本的な金融ニーズおよび個人のニーズに対応したオーダーメイドのソリューションを提供している。

商品およびサービス

当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）部門では、「ドイツ銀行」および「ポストバンク」の2つのブランドにより、差別化された顧客重視のアプローチを推進している。当行グループは、「ドイツ銀行」のブランドで、個人顧客に対する銀行業務ならびに金融商品およびサービス（個別の複雑なアドバイザリー・ソリューションを含む。）の提供を重点的に行っている。中小企業の法人顧客に対しては、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクと協力して、統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを提供している。「ポストバンク」ブランドは引き続き、当行グループのリテール顧客および法人顧客に対し、標準的な商品と日々のリテール・バンキング・サービスを提供することに焦点を当てている。また、Deutsche Post DHL AGと協力して、ポストバンクの支店で郵便および小包サービスも提供している。

当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）部門は、ベルギー、インド、イタリアおよびスペインの個人顧客および商業顧客に対し、バンキングおよびその他の金融サービスを提供しているが、現地の市場、規制および顧客の要求により商品は国によって多少の差異がある。

ウェルス・マネジメント（グローバル）部門は、潤沢な資金を持つ富裕層（HNW）および超富裕層（UHNW）の個人および家庭を対象にサービスを提供している。当行グループの顧客支援は、顧客財産の形成、管理および投資、顧客の個人的または事業上の利益のための資金供給、ならびに機関投資家または法人としてのニーズに対応するサービスの提供に及ぶ。また、複雑なサービスを必要とする顧客には、機関投資家向けサービスと類似するサービスも提供しており、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびアセット・マネジメントとの緊密な連携によりサービスを補完している。

また、当行グループは、中核事業を構成しなくなった業務を別のユニット（以下「撤退事業」という。）に統合し、デジタル・ベンチャーズ・ユニットを設置した。当ユニットは、PCBのデジタル・アジェンダの事業部門やブランドを横断した総合的な推進のために、新たなプラットフォームに基づくデジタル・ビジネス・モデル、ベンチャー・キャピタル投資、エンドツーエンド・プロセスのデジタル化、ならびに構造化されたデータ分析および人工知能の応用の基盤として適切なデータ構造を構築することに重点を置いている。

販売チャネルおよびマーケティング

当行グループは、オムニ チャンネル・アプローチを推進しており、顧客はサービスや商品（支店、アドバイザリー・センター、独立したコンサルタントによるモバイル・ネットワーク、オンライン/モバイル・バンキング）へのアクセスなどさまざまな方法を柔軟に選択することができる。

当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）およびプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）は、販売チャネルが類似している。これらの販売チャネルには、顧客のコールセンターおよびセルフサービス・ターミナルが設置されている支店網、ドイツにおける「ドイツ銀行」ブランドのアドバイザリー・センター（ドイツ銀行の支店網とデジタル・サービスを繋げている。）、デジタル・プラットフォームを含むオンラインおよびモバイル・バンキング（スマートフォンおよびタブレット上のマルチ・モバイルサービスと組み合わせて、バンキング、ブロー

カー業務およびセルフ・サービスの取引プラットフォームを提供している。) 、ならびに金融アドバイザー (自営の金融アドバイザーならびに販売および提携パートナーとの協力による追加的なサービス・チャネル) が含まれる。

ウェルス・マネジメント (グローバル) は異なる顧客層をカバーしている。リレーションシップ・マネージャーおよびシニア・アドバイザーのチームは顧客関係を管理し、顧客への資産運用サービスおよびオープン・アーキテクチャー商品へのアクセスについて助言および支援を行っている。インスティテューショナル・ウェルス・パートナーズ (IWP) は、機関投資家が当行グループのグローバル・マーケット・プラットフォームが提供する市場見解や取引案およびノンリコース融資のソリューションにアクセスできるようにしている。Deutsche Oppenheim Family Offices AG (DOAG) は、ポートフォリオ一任運用、戦略的な資産配分、「ファミリー・オフィス・ストラテジー」ファンド、コンサルティング、第三者の資産運用者の選定、報告および統制、不動産ならびにプライベート・エクイティ投資を含むサービスを提供している。

アセット・マネジメント (AM)

コーポレート部門の概要

2018年12月31日現在の運用資産6,600億ユーロ超の運用資産は、世界の主要な投資管理機関の1つであり、世界の金融市場にアクセスし、世界中の顧客へソリューションを提供している。AMは持続可能な金融のソリューションをすべての顧客、つまり個人投資家および彼らにサービスを提供する機関に提供することを目的としている。

2018年度第1四半期より、コーポレート部門の「ドイチェ・アセット・マネジメント」は「アセット・マネジメント」に名称を変更した。2018年3月、ドイツ銀行は、AMの持株会社であるDWS Group GmbH & Co. KGaA (以下「DWS」という。) の部分的新規株式公開 (IPO) を完了した。2018年3月23日より、DWSの株式はフランクフルト証券取引所に上場されている。当行グループはDWSの80%の所有持分を保有し、AMは引き続きドイツ銀行の中核事業である。

商品およびサービス

AMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、流動資産、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびサステナブル投資を含む多種多様な資産クラスおよび流動資産の範囲にわたっている。当行グループは、上場投信、信託投資、および分離運用口座を含む幅広い商品を通じて、これらの投資機能を提供している。AMは、人工知能およびデジタル技術を活用しながら、顧客投資家の長期性、負債および流動性のニーズに対応するためのアルファ (アクティブ) およびベータ (パッシブ) のソリューションを提供する。

販売チャネルおよびマーケティング

カバレッジ/アドバイザー・チームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がAMの商品およびサービスにアクセスできるように支援している。また、AMは、ドイツ銀行グループの他の業務部門 (特に個人顧客向けにはPCBを通じて) ならびに第三者の販売業者を通じて、その商品およびサービスの販売および流通を行う。効果的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべての顧客は、AMへのアクセスとして単一の窓口により対応が行われ、特定の顧客グループについては専任チームが対応している。

インフラストラクチャー

管理部門は、管理およびサービス機能としての役割を果たし、特に、グループ全体、部門を超えたリソース計画、運営および管理、ならびにリスクに関連する業務、流動性および資本の管理に係る役割を果たしている。

管理部門は、以下の当行グループの上級経営層の責任管轄下で組織されている。

- 最高経営責任者：コミュニケーションおよび企業の社会的責任 (CSR)、グループ内部監査、アート・カルチャー&スポーツ
- 最高財務責任者：グループおよび地域別ファイナンス、最高会計責任者、グループ税務およびグループ財務、予算および実績管理、事業・インフラ金融 (CFO)、インフラ変革、インベスター・リレーションズ、コーポレート・インベストメント、コーポレートM&A
- 最高リスク責任者：事業別のリスク管理、地域別リスク管理、全社的リスク管理およびモデル・リスク、信用リスク管理、市場リスク管理およびリスク手法、財務以外のリスク管理、財務・流動性リスク管理、ならびにコーポレート・インシュアランス
- 最高規制責任者：政府および規制関連業務、金融犯罪対策、コンプライアンス、事業選択・コンフリクト統括室
- 最高総務責任者：データ機密性を含む法務およびグループ・ガバナンス、役職者を含む人事
- 最高執行責任者：情報統括室、セキュリティ統括室、データ統括室、デジタル・ストラテジー&イノベーション、コーポレート・サービス、CIBオペレーション、クライアント・データ・サービス

2017年度までの事業年度については、管理部門の分野で発生したすべての費用および収益は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよびドイチェ・アセット・マネジメントに全額配分

されていた。2018年度以降、OECD移転価格ガイドラインにおいて株主取引に関連する管理費用と定義されるものについては、コーポレート部門には配分されないが、コーポレートおよびその他においてまとめて報告される。

全社的な効率化および連携強化のため、当行は2017年度に、特定の管理部門の従業員をサービス部門へ移管することを決定した。これは、組織的なプロセスの決定に関連する事業部門の責任および自主性を強化することに寄与し、その結果、特にコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびドイチェ・アセット・マネジメントにおいて、2016年度に比べて事業部門に属する従業員数が大幅に増加した。独立した統制機能は、その大部分が中央の管理部門にて維持された。

経済環境

概要

世界経済

経済成長 (%) ¹	2018年 ²	2017年	主な要因
世界経済	3.8	3.8	世界経済は、新興市場の成長が当年度末にかけて鈍化したものの、先進国を中心に景気サイクルがピークを迎え、全体として堅調な成長を示した。貿易摩擦は世界貿易を圧迫する水準にまで達した。好調な米国経済が世界経済の成長を牽引した。
このうち：先進国	2.2	2.3	世界経済の成長を下支えに先進国は成長を示したが、貿易摩擦により先進国のグローバルなバリュー・チェーンにマイナスの影響が及び始めた。
このうち：新興市場	4.9	4.8	新興市場は、世界的な景気サイクルの延長による恩恵を受けた。アジアにおける経済成長はピークを迎えたが、ラテンアメリカの一部の国の経済は安定的であった。
ユーロ圏経済	1.8	2.5	ユーロ圏経済の拡大は、一部加盟国における一時的な影響や外部環境の悪化を反映して、予想よりも緩やかとなった。経済成長は、堅調な所得の伸びと財政状況の改善に裏付けられた内需に支えられた。
このうち：ドイツ経済	1.4	2.2	ドイツ経済は、想定に反して成長率が低下した。新車認証の遅延により新車生産量が減少したことが、経済的バリュー・チェーン全体に影響を及ぼした。逼迫した労働市場により、賃金協定が強化された。
米国経済	2.9	2.2	米国経済は、減税、財政支出のほか、金融情勢や賃金上昇と労働需給の逼迫を背景とした個人消費に支えられ、堅調に推移した。
日本経済	0.7	1.9	日本経済は、個人消費の低下や雇用の伸びの鈍化、外需の低迷などにより減速した。
アジア経済 ³	6.2	6.1	アジア経済は、引き続き力強い成長を続けているが、サイクルのピークを過ぎている可能性がある。貿易は経済拡大の重要な要因であった。
このうち：中国経済	6.6	6.9	中国の成長はやや鈍化した。中国政府は不動産セクターに対し引き締め政策を継続した。土地販売の減少の影響により、財政収入が低迷した。中国の輸出は、2018年度を通じて貿易摩擦が高まったにもかかわらず、堅調に推移した。

1 年間実質GDP成長率（対前年比％）出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：dbResearch。

3 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含むが、日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏の銀行は、2018年度に金融危機以来初めて企業向け貸出において堅調な伸びを記録し、対前年比2%増となった。対照的に、家計向け不動産貸出や消費者向け貸出は3%増で安定していた。金利は過去最低水準に近い水準で推移し、銀行の純金利差益を圧迫した。企業からの預金の伸びは前年に比べ著しく鈍化し、3%にとどまったが、リテール預金の伸びは4.5%を上回った。欧州の銀行の多くで収益および諸経費がわずかに減少し、リスクに対する引当金が（既に低い水準から）大幅に減少した。

ドイツでは、昨年、企業向け貸出と自営業向け貸出がかなりのペースで伸び続け、対前年比5.5%の増加となった。これは、2000年代初頭のドットコム・バブル以来の最高値で、社債発行額の急激な減少と重なる形となった。また、リテール向け貸出は3.5%の増加と引き続き拡大したが、これはモーゲージ貸出金の取引高が5%増加したことを要因とするものである。資金調達面では、家計からの預金が5%程度伸びた一方、企業からの預金は2.5%とかなり遅いペースで拡大した。資産の質は優良であるものの、主に競争の激化や低金利環境により、構造的に収益性の低いドイツの銀行の状況に変化は見込まれない。

米国の銀行業界は、更新した模様である。米国の銀行は、最初の9ヶ月間で既にいずれの過年度も上回る純利益を生み出していた。これは、信用事業が健全であること、純金利差益および流動資金について金利上昇の恩恵を受けたこと、減税、ならびに世界の資本市場で展開する事業の市場シェアが拡大したことなど、幅広い要因によるものであった。家計向け貸出は前年比

で2.2%増加したが、2017年度の増加率を下回った。これは、モーゲージ貸出の伸び率が3%に減少し、ホーム・エクイティ・ローンは9%減少した一方で、消費者向け貸出の伸び率は5%と横ばいであったことを反映している。対照的に、事業向け貸出の伸び率は前年の伸び率の2倍となる7.5%増であった。これは企業向け貸出の2桁の伸びに牽引されたものであり、その残高は2010年度に比べ倍増した。商業用不動産貸出は、前年をやや下回る5%の伸びであった。民間部門の預金は引き続き4%増加した。

中国では、2018年度も信用事業の成長が鈍化した。リテール顧客向け貸出は前年比18%増であったのに対し、企業向け貸出は前年比でわずか8%増にとどまった。民間部門の預金は7%の増加となり、伸び率は前年と同水準であった。日本においても、貸出が2.5%、預金が3.5%と、伸び率は全体的に概ね前年と同水準であった。

投資銀行業務では、2018年度に株式および債券発行の取引高は前年比で減少したものの、2018年度にM&Aのアドバイザー業務が堅調な業績を記録した。証券トレーディング業務は概ねプラスの成長を記録した。株式トレーディング（米国）とデリバティブ業務が高いパフォーマンスを達成したほか、債券も堅調に成長した。欧州における株式トレーディングのみがマイナス成長であった。

ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、個別のグループ会社よりもIFRSおよびグループ部門に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取り組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当行グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績を推進している。当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを利用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。そのため、当行グループは、まず初めにグループの財務データに基づき全体の業績を説明し、その後ドイツ銀行AGについて説明する。

2018年度において、ドイツ銀行は2014年度以来初めて通年で純利益を達成し、調整後費用目標および人員目標を達成した。当行はまた、主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンク内において一連の戦略的再配置措置を発表および実行し、当行の統制とプロセスをさらに強化しながら順調な進展を遂げてきた。2018年度に、当行はDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクの法律上の合併、ポーランドのリテール事業の部分的売却、Sal. Oppenheimの統合およびDWS Group GmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）の新規株式公開（以下「IPO」という。）を成功裏に完了した。当行は、経営陣が成長を牽引すると確信している、強みを持つ中核分野への経営資源の再配分および投資に重点を置いている。

当行グループの重要業績評価指標

短期の経営関連のパフォーマンス	2018年度末の状況	2017年度末の状況
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	0.5%	-1.4%
調整後費用 ²	228億ユーロ	239億ユーロ
従業員数 ³	91,737	97,535
資本関連のパフォーマンス		
CRR/CRD 4完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁴	13.6%	14.0%
CRR/CRD 4レバレッジ比率（段階的適用） ⁴	4.3%	4.1%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。詳細は、英文Annual Report 2018のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。詳細は、英文Annual Report 2018のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 内部のフルタイム相当。

4 この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

2018年度の純収益は、2017年度から11億ユーロ、率にして4%減少し、253億ユーロであった。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）の収益は、戦略的再配置（特に人員削減およびレバレッジ・エクスポージャーの低減）、厳しい市場環境、ならびにマイナス金利やマージン圧縮といった銀行を取り巻く不利な動向に一部起因する顧客の取引活動の低迷による影響を受けた。プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）の収益は、貸出金からの収益の増加が、預金商品の金利に関して逆風が続いていることにより相殺され、ほぼ横ばいとなった。アセット・マネジメント（AM）の収益は、純流出、マージンの圧縮、運用報酬の減少、および2017年度には計上された特定の収益項目がなかったことによる影響を受けた。コーポレートおよびその他（C&O）の収益は改善した。これは主に、2017年度に計上されたアルゼンチンの非戦略的子会社の売却に伴うマイナスの為替換算調整額の損益認識が当年度はなかったこと、および2018年度は前年度に比べて評価および期間差異によるプラスの影響が大きかったことによるものであった。

2018年度の信用損失引当金繰入額は、2017年度と同額の525百万ユーロであった。

2018年度の利息以外の費用は、経営陣の掲げたコスト削減目標が達成されたことにより、2017年度から12億ユーロ、率にして5%減少し、235億ユーロとなった。この減少は、報酬および手当の費用の減少、専門的サービス報酬の減少、賃料の減少、訴訟費用の減少および再構築費用の減少など、ほとんどの費用区分で費用が減少したことによるものであった。

2018年度の税引前利益は13億ユーロで、2017年度の12億ユーロと比較して、103百万ユーロ、率にして8%増加した。これは主に、収益の減少により一部相殺されたものの、利息以外の費用が減少したことによるものであった。

2018年度の法人所得税費用は989百万ユーロで、2017年度は20億ユーロであった（この20億ユーロには米国の税制改革による米国繰延税金資産の再評価に伴う一過性の税金費用14億ユーロが含まれていた。）。2018年度の実効税率74%は主に、繰延税金資産の認識および測定方法の変更、ならびに株式に基づく報酬に係る税効果による影響を受けた。

当行グループは、2017年度に当期純損失735百万ユーロを計上したのに対し、2018年度には当期純利益341百万ユーロを計上した。この改善は主に、前年度に計上した一過性の税金費用が当年度には生じなかったことと、利息以外の費用が減少したことによるものであった。

2018年度末における当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1 (CET 1) 比率は、2017年度末が14.0%であったのに比べて、13.6%であった。これは主に、リスク・ウェイトed・アセットが増加したためである。

ドイツ銀行AGの概要

ドイツ銀行AGは、2017年度は当期純利益644百万ユーロを計上したのに対し、2018年度には当期純利益514百万ユーロを計上した。この減少は、幾つかの大部分であるが一部相殺の影響によるものであった。当期純利益は16億ユーロ改善したが、これは営業利益が14億ユーロ増加したこと、および2017年度には254百万ユーロであった税金費用が2018年度は6百万ユーロとなったことによるものであった。これらの要因を、一般的銀行業リスクのための資金の追加繰入の増加17億ユーロおよび特別損失純額の増加147百万ユーロが上回った。

営業利益の増加14億ユーロは主に、収益の増加464百万ユーロ、減価償却を含む管理費用の減少587百万ユーロ、および引当金の減少566百万ユーロに起因する。これは、純営業諸経費の減少215百万ユーロにより一部相殺された。

再構築に関連した特別損益の純額は、マイナス211百万ユーロ（2016年度：マイナス64百万ユーロ）であった。

2018年度のドイツ商法第340条に基づく一般的銀行業リスクのための資金の繰入は20億ユーロ（2017年度：300百万ユーロの繰入）であった。

2018年度の税金費用合計は6百万ユーロ（2017年度：254百万ユーロ）であった。

2018年12月31日現在の資産合計は、3,440億ユーロ減少し8,890億ユーロであった。これは、主にトレーディング勘定におけるデリバティブのプラスおよびマイナスの時価の減少によるものであった。この中には、デリバティブの時価と現物の日次証拠金の相殺による2,010億ユーロが含まれていた。

当行は、安定した資金調達基盤、高い流動性基盤、および強固な規制自己資本ポジションを維持した。詳細については、リスク・レポートの流動性リスクと適正自己資本の項を参照のこと。

2018年度の株主持分（配当可能利益を除く。）は204百万ユーロ増加し541億ユーロであった。これは主に、その他の利益剰余金の増額200百万ユーロによるものであった。

マネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボードは、1株当たり11ユーロセントの配当金を支払う旨および残余配当可能利益を繰越す旨を年次株主総会に提案する予定である。

損益計算書

以下の表は、ドイツ銀行AGの損益計算書の概要を示しており、詳細な情報については個別の項目において述べている。

ドイツ銀行AGの要約損益計算書

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度	増 減	
			百万ユーロ	%
利息収益 ¹	13,566	11,210	2,356	21
配当等収益 ²	6,962	5,659	1,303	23
総利息収益	20,529	16,869	3,659	22
利息費用	11,503	8,959	2,544	28
純利息収益	9,026	7,910	1,115	14
手数料収益	7,411	7,678	-266	-3
手数料費用	1,411	1,560	-149	-10
純手数料収益	6,001	6,118	-117	-2
トレーディング純損益	1,629	2,164	-535	-25
このうち、ドイツ商法第340e条に基づくトレー ディング関連特別準備金戻入益	0	0	0	N/M
収益合計	16,656	16,192	464	3
賃金および給料	3,768	4,284	-516	-12
強制社会保険拠出金 ³	860	819	41	5
人件費	4,629	5,103	-475	-9
その他の管理費用 ⁴	8,532	8,644	-112	-1
管理費用	13,161	13,747	-587	-4
その他の営業収益 / 費用の差額	-611	-395	-215	55
リスク引当金	-91	475	-566	N/M
営業利益	2,975	1,574	1,401	89
その他の収益 / 費用の差額	-244	-312	68	-22
特別損益	-211	-64	-147	N/M
一般的銀行業リスクのための資金への取崩 / (繰 入)	-2,000	-300	-1,700	N/M
税引前純利益	520	898	-378	-42
税金	6	254	-248	-98
純利益	514	644	-130	-20
前期繰越利益	172	55	117	N/M
	685	699	-14	-2
利益剰余金への繰入	200	300	-100	-33
- その他の利益剰余金	200	300	-100	-33
配当可能利益	486	399	87	22

N/M - 表記するに値しない

1 貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券、政府登録債ならびにリース業務による収益。

2 株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。

3 年金およびその他の従業員給付費用を含む。

4 有形固定資産および無形資産の減価償却を含む。

純利息収益の増加

純利息収益は、11億ユーロ増加して90億ユーロとなった。配当等収益は、プロフィット・プールからの収益が16億ユーロ増加した一方で、その他の当期の収益が315百万ユーロ減少した。対照的に、利息費用控除後の貸出および有価証券からの純利息収益は188百万ユーロ減少した。

プロフィット・プールの増加16億ユーロは主に、PFK AGに関連する21億ユーロの一過性の影響を受けたものである。これは、2018年度においてDWSの部分的IPOに伴い同社とのプロフィット・プール契約が解約されたことによる、DWSからのプロフィット・プール収益の認識の中止と一部相殺された。今後、DWSからの分配金は配当金として計上される。

その他の収益の減少315百万ユーロは、株式からの収益の減少（782百万ユーロの減少）であり、関係会社に対する持分および参加持分からの配当収益は471百万ユーロ増加した。

利息費用控除後の貸出および有価証券からの純利息収益は、全体的に188百万ユーロ、率にして8.3%減少した。利息収益および利息費用はともに大幅な増加となったが、費用の方が収益よりも増加した。

純手数料収益の減少

純手数料収益は前年度から117百万ユーロ減少して60億ユーロとなった。この傾向は、手数料収益の構成要素のほとんどでみられ、有価証券委託手数料の減少175百万ユーロ、アセット・マネジメントの収益の減少109百万ユーロ、および貸出業務に関する手数料の減少46百万ユーロが含まれる。これはグループ会社に対するサービスに関する収益の増加197百万ユーロにより、一部相殺された。

トレーディング純損益の減少

ドイツ銀行AGは、2018年度のトレーディング純損益16億ユーロを報告し、前年度から535百万ユーロの減少となった。この減少は主に有価証券関連の損失によるものであり、現地機能通貨以外の外貨換算益によりごく僅か相殺されている。

人件費および営業コストの減少

人件費は、475百万ユーロ減少し46億ユーロとなった。これは主に、従業員数の削減により、変動報酬を含む賃金および給与が516百万ユーロ減少したことに起因している。

下表は、当行グループの従業員の地理的内訳を示している（フルタイム換算）。

従業員数（フルタイム換算） ¹	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在	増減
ドイツ	11,406	11,444	-38
ヨーロッパ（ドイツを除く）	8,923	9,461	-538
米州	774	2,001	-1,227
アフリカ / アジア / オーストラリア	5,625	6,146	-521
合計	26,728	29,052	-2,324

¹ 従業員数（フルタイム換算）=パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

従業員数は米州において減少したが、これは主に、CIBおよびインフラ部門（最高執行部門、リスク部門および財務部門など）をDB USA Corporationに移管したことによるものであった。ドイツ以外のヨーロッパにおける従業員数の減少は主に、英国における機能移管によるものであり、CIBおよびCIB関連サービス部門の減少に繋がった。アフリカ / アジア / オーストラリア地域では主に、香港、シンガポールおよびインドにおいて従業員数が減少した。

その他の管理費用（有形固定資産および無形資産の減価償却および償却を除く。）は226百万ユーロ減少し73億ユーロとなった。これは、すべての費用区分における減少が起因した。一般的オペレーション費用の減少339百万ユーロおよびIT関連費用の減少166百万ユーロが大きな要因として挙げられる。この推移は、会社間取引費用の増加407百万ユーロ、および銀行の徴収手数料の増加91百万ユーロにより一部相殺された。

2018年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は12億ユーロ（2017年度：11億ユーロ）となった。この増加は、主に自社開発したソフトウェアの増加に起因する。

その他の営業収益 / 費用の純差額の増加

その他の営業収益 / 費用は、2017年度の395百万ユーロの費用から2018年度は611百万ユーロの費用に増加した。これは主に、従業員関連引当金の純利息費用の増加（258百万ユーロ）、および前年度は引当金の戻入により54百万ユーロのプラスの純損益であった訴訟関連費用の純差額が2018年度は32百万ユーロの費用となり増加したことによるものである。これは、銀行勘定の金融商品および外貨換算からの純損益が187百万ユーロ増加したことにより一部相殺された。

リスク引当金の減少

2018年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の純額の合計は566百万ユーロ改善し475百万ユーロの費用から91百万ユーロのプラスの純損益になった。この推移は、主に貸出業務におけるリスク引当金の減少620百万ユーロに起因するものであり、流動性準備金において保有する有価証券のプラスの純損益の減少54百万ユーロと一部相殺された。前年度の信用損失引当金においては、グループ内部の債権の減損424百万ユーロが含まれていた。当該債権については、対応する繰延税金資産が認識されていたが、前年度において税率変更に伴う減額が行われた。

その他の経常収益 / 費用のマイナスの純差額の減少

その他の経常収益 / 費用の差額は合計244百万ユーロの費用（2017年度：312百万ユーロの費用）であった。2017年度比のこの費用の減少は主に、関係会社に対する投資の評価調整に関する費用が334百万ユーロも大幅に減少したことによるものである。これは、関係会社の持分売却益が199百万ユーロ減少したことにより一部相殺された。

2018年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却費は45百万ユーロ（2017年度：34百万ユーロ）であった。

特別利益および特別損失

特別利益および特別損失の純額は、特別損失211百万ユーロとなった（2017年度：特別損失64百万ユーロ）。この変動は、再構築費用の増加によるものである。

一般的銀行業リスクのための資金への繰入

ドイツ商法第340g条に従った一般的銀行業リスクのための資金への繰入は20億ユーロ（2017年度：300百万ユーロの繰入）であった。この繰入は、マネジメント・レポートのリスクおよび機会の項で概要が示されているリスク（とりわけドイツ銀行AGに関する特記事項に記載されているリスク）を反映している。

税金

前年度においては税金費用254百万ユーロであったのに対し、2018年度においては税金費用6百万ユーロが計上された。当年度の実効法人所得税率は、主に非課税収益による影響を受けた。

純利益

2018年度に、ドイツ銀行AGは、前年度の純利益644百万ユーロに対し、純利益514百万ユーロを計上した。

この結果は、リスク引当金控除後の営業利益の増加14億ユーロの影響を受けており、これは再構築費用を含むその他の収益／費用の純差額の増加16億ユーロにより相殺された。この中には、一般的銀行業リスクのための資金への繰入が20億ユーロ含まれている。これらの変動の影響により、税引前利益は378百万ユーロ減少した。税金費用6百万ユーロの計上により、税金損益は全体的に248百万ユーロ改善した。これにより全体では、純利益は130百万ユーロの減少となった。

利益処分案

200百万ユーロの利益準備金繰入後、2018年12月31日現在の配当可能利益は486百万ユーロであった。当行は、この配当可能利益から1株当たり11ユーロセントの配当を支払う旨を年次株主総会に提案する予定である。さらに、残余配当可能利益を繰り延べることも提案する予定である。基準日現在の発行済株式数によって、繰延金額は259百万ユーロあるいはそれ以上となる。

貸借対照表

ドイツ銀行AGの総資産は、2018年12月31日現在8,886億ユーロとなった。この3,437億ユーロ（27.9%）の減少は主に、トレーディング・デリバティブの時価の変動に関連したものであり、時価の相殺の増加が主な要因となった。この減少はまた、銀行に対する債権および債務の減少によるものでもあった。

貸出金総額

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、77億ユーロ（2.9%）と若干減少し2,586億ユーロとなった。総額1,915億ユーロ（12億ユーロ減）の債権は、法人顧客および機関投資家顧客に対する貸出金であり、個人顧客および中堅企業、ならびに公的部門に対する貸出金は185億ユーロ（167百万ユーロ増）となった。貸出金総額の項目で報告される銀行に対する貸出金は67億ユーロ減少して485億ユーロとなった。

下表は、貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）の内訳を示している。

単位：十億ユーロ	2018年	2017年	増減	
	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
顧客に対する債権	210.1	211.1	-1.0	-0.5
残存期間：				
5年以内 ¹	182.3	184.8	-2.5	-1.4
5年超	27.8	26.3	1.5	6
銀行に対する貸出金	48.5	55.2	-6.7	-12.1
残存期間：				
5年以内 ¹	30.4	34.0	-3.6	-10.6
5年超	18.1	21.2	-3.1	-14.8
合計	258.6	266.2	-7.7	-2.9

¹ 要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、前年度から175億ユーロ減少して590億ユーロとなった。

有価証券

当行グループの有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は若干増加し、債券およびその他の固定利付有価証券は13億ユーロ増加し398億ユーロとなり、株式およびその他の変動利付有価証券は87百万ユーロ増加し559百万ユーロとなった。

トレーディング資産

トレーディング資産は3,037億ユーロで、2,981億ユーロ減少した。この大部分は、デリバティブのプラスの公正価値により構成されており、2,424億ユーロ減少して882億ユーロとなった。この減少は主に、相殺に関する会計方針を変更したことによるもので、この変動の2,010億ユーロを占めている。また、株式およびその他の変動利付有価証券についても、378億ユーロ減少した。

関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、21億ユーロ増加して456億ユーロとなった。関係会社に対する投資の増加は102億ユーロであり、減少は82億ユーロであった。この増加は主に、50億ユーロの増資、過年度には間接的に保有していた46億ユーロの関係会社の譲渡、および外貨換算差益の5億ユーロによるものであった。減少は、75億ユーロの資本の減少および3億ユーロの正味評価減からなり増加額を相殺している。

預金および証券化負債

銀行に対する負債は、441億ユーロ減少して1,725億ユーロとなった。この推移は、要求払預金の減少248億ユーロおよび定期預金の減少193億ユーロに起因している。

銀行子会社からの預金は、前年度から277億ユーロ減少して673億ユーロとなった。

顧客からの預金は、148億ユーロ減少して2,920億ユーロとなった。この減少の主な要因は、法人顧客および機関投資家顧客からの預金の減少238億ユーロであり、公共部門からの預金の増加は65億ユーロおよびリテール顧客からの預金の増加は25億ユーロであった。

証券形態の負債は、17億ユーロ減少して989億ユーロとなった。発行債券およびノートが35億ユーロ増加したが、短期金融市場証券の減少52億ユーロにより一部相殺された。

負債の内訳

単位：十億ユーロ	2018年	2017年	増 減	
	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
銀行に対する負債	172.5	216.5	-44.1	-20.4
要求払	71.4	96.2	-24.8	-25.8
契約期限または通知期限付	101.1	120.4	-19.3	-16.0
顧客に対する負債	292.0	306.8	-14.8	-4.8
貯蓄預金	3.3	3.5	-0.3	-7.7
その他の負債				
要求払	183.3	201.0	-17.7	-8.8
契約期限または通知期限付	105.5	102.3	3.1	3.1
証券形態の負債	98.9	100.6	-1.7	-1.7
発行債券	94.0	90.5	3.5	3.9
証券形態のその他の負債	4.9	10.1	-5.2	-51.5
このうち：短期金融市場証券	4.0	9.3	-5.2	-56.4

劣後負債は、26億ユーロ減少して95億ユーロとなった。

トレーディング負債

トレーディング負債は2,838億ユーロ減少し2,362億ユーロとなった。この大部分はデリバティブのマイナスの公正価値により構成されており、前年度から2,411億ユーロ減少して808億ユーロとなった。この推移はプラスの時価の増加と同様の理由によるものであった。

その他Tier 1規制自己資本に関する商品

前年度の48億ユーロに対し、2018年12月31日現在、その他Tier 1規制自己資本に関する商品は49億ユーロとなった。この増加は、外国為替の影響に関連している。

株主資本

ドイツ銀行AGの株主資本（配当可能利益486百万ユーロを含む。）は、年次株主総会で提案予定のその他の利益剰余金への繰入により、291百万ユーロ増加し546億ユーロとなった。

前年度と同様、当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、ドイツ銀行グループのためにのみ、この資本ベースを計算している（「規制自己資本」の項を参照のこと。）。

見通し

世界経済

世界経済の見通し

経済成長 (%) ¹	2019年 ²	2018年	主な要因
世界経済			世界経済は2019年も依然として拡大傾向にあるが、主に米国の成長の横ばいや中国および欧州の成長鈍化により2018年よりも拡大のペースが緩やかとなる。経済のファンダメンタルズは底堅いが、金融政策がやや引き締められればリスクが上昇し、ボラティリティ上昇のインシデント発生が増加する可能性がある。
GDP	3.4	3.8	
インフレ率	3.0	3.3	
このうち：先進国			2019年、先進国経済は複雑な様相を呈するであろう。米国は着実な成長が続くと考えられるが、欧州は、金融および財政政策による支援にもかかわらず、輸出の低迷が国内経済に波及し、成長が鈍化する。貿易摩擦の継続による不確実性が、多くの先進国の総合バリュー・チェーンへの負荷を増大させる可能性が高い。さらに、改革疲れが蔓延していることから、ユーロ圏の構造的な低迷は根強いと考えられる。
GDP	1.7	2.2	
インフレ率	1.4	2.0	
このうち：新興市場			新興国では引き続き底堅い経済成長が続くと考えられる。成長の持続を目的とした各国中央銀行の金融緩和スタンスは、2019年の経済成長にとって明るい兆しである。
GDP	4.5	4.9	
インフレ率	4.1	4.1	
ユーロ圏経済			ユーロ圏の経済成長は、原油価格の下落とフランスなどの主要加盟国の財政拡大が下支えとなるであろう。こうしたプラス効果は、進行中のドイツの自動車セクターの低迷や合意なきブレグジットを含む一時的な要因の影響を受ける可能性がある。欧州以外の経済状況が悪化すれば、結果としてユーロ圏経済が縮小するおそれがある。
GDP	0.9	1.8	
インフレ率	1.3	1.8	
このうち：ドイツ経済			ドイツ経済は、世界貿易の減速の悪影響を引き続き受けている。かかる影響は、ドイツの輸出において自動車産業が占める割合が高いことを踏まえると、世界の自動車需要の減速により拡大するであろう。労働市場の逼迫、賃金の高騰、住宅市場での構造的な需要に加えて、超低金利の継続からすると、ドイツ経済のうち国内では拡大が続くであろう。
GDP	0.5	1.4	
インフレ率	1.6	1.9	
米国経済			米国経済は、トレンドを上回る高成長が続いているが、やや減速する。高水準の国内消費と設備投資が経済成長を下支えすると考えられる。減税と財政支出が追い風となり、また年間を通じて米国経済を後押しするであろう。貿易摩擦の悪化で関税が引き上げられれば、深刻な下振れリスクをもたらす可能性がある。米連邦準備制度は、2019年に2.875%を上限に政策金利を2回引き上げると予想される。
GDP	2.5	2.9	
インフレ率	1.6	2.4	
日本経済			日本経済は、設備投資の減速や投資拡大の減速に加えて、消費税増税の影響によりマイナスの影響を受ける可能性が高い。かかるマイナスの影響は、公共投資の増加により一部相殺されると考えられる。純輸出がGDP成長にいくらかのマイナス影響を与えると予想されるが、2019年初頭の日米貿易交渉がまとまれば、輸出は予想を上回る可能性がある。
GDP	0.4	0.7	
インフレ率	0.6	1.0	

経済成長 (%) ¹	2019年 ²	2018年	主な要因
アジア経済 ³			アジア経済は減速が見込まれるものの、依然として国際貿易のけん引役を担う。中国のほか、シンガポールや台湾などの輸出志向の国がその中心的役割を果たすであろう。米中間の貿易交渉がまとまれば両国の成長見込みは改善するであろうが、予想に反して米国が自動車関税を課せば、プラスの影響が損なわれることになる。インドは引き続き、経済のキャッチアップ・プロセスに留まると見込んでいる。
GDP	5.7	6.2	
インフレ率	2.5	2.6	
このうち：中国経済			中国経済は、不動産市場の成長鈍化、消費者マインドの悪化および米中間の貿易摩擦の影響を受ける可能性が高い。かかるマイナスの影響は、予想される減税、不動産規制の緩和および信用供給の拡大により、一部軽減されると考えられる。預金準備率の2度の追加引き下げも後押しとなるであろう。インフレ率は、2019年に2.4%に上昇すると予想している。
GDP	6.1	6.6	
インフレ率	2.4	2.1	

当行グループの世界経済予想における不確実性は引き続き、比較的高いものとなっている。ブレグジット、イタリアの政治・経済動向、フランスの抗議活動、欧州議会選挙に加えて、米中間をはじめとした貿易戦争の激化が主要リスクとなっている。ブレグジットの離脱合意に関する英国議会の審議は行き詰まったままであり、「合意なき」離脱となる可能性がある。秩序の欠落したブレグジットは、英国および欧州における既に不透明な経済見通しを一層悪化させ、成長を妨げる可能性がある。欧州大陸では、イタリアと欧州委員会の対立、フランスの「黄色いベスト」運動の拡大、もしくは来る欧州議会選挙に関する不確実性が、ポラティリティを高め、ユーロ圏の成長を妨げる可能性がある。世界的には、国際貿易戦争が大きな問題となっている。米中間の貿易交渉の不成立、自動車セクターおよび残る中国からの輸入品への追加関税の賦課もしくは貿易以外での対立の悪化が生じれば、さらに成長が低下するおそれがある。

銀行業界

2019年の世界の銀行業界の主要リスクは、政治問題によってマクロ経済成長の減速が持続した場合に実体化する可能性が高い。米国では、中国や欧州との貿易摩擦が高まり続け、また、米連邦議会の上下院で異なる政党が過半数を占めていることから、政治および政府がこう着状態となるリスクが大幅に上昇する。欧州では、「合意なき」ブレグジットの可能性もある。また、イタリアのポピュリスト政権が新たな措置を講じて、金融市場の不透明性およびポラティリティが高まる可能性もある。

欧州の銀行業界では、2019年には環境が一段と厳しくなると予想されており、マクロ経済成長が鈍化し、ブレグジットのリスクがあり、また貿易戦争により輸出が減少する可能性がある。加えて、銀行の純利息収益はゼロ金利およびマイナス金利による下落圧力を受け、またこの年に大きな政策転換が起きる見込みはないと考えられる。当行グループの現在のマクロ経済予想に基づくと、法人および個人融資は引き続き緩やかな伸びになると考えられる。

ドイツの状況は欧州の銀行全般の状況と同様であるが、指標は全体としていくらか明るい。景気がやや後退するなかでも、資産内容は引き続き安定し、貸付の伸びは底堅いと予想される。主に金利の面で欧州全体と類似の収益問題が見られ、安定的な収益性の達成が一層難しくなる。

米国では、銀行の見通しが非常に明るい。景気減速は欧州ほど顕著ではないと考えられ、また、ECB（欧州中央銀行）と異なり、米連邦準備制度は収益拡大の大きなけん引役の1つである利上げを継続すると予想される。

中国の銀行の見通しは、貿易摩擦の経済成長への影響度と、通常は貸出拡大も伴う景気刺激策による政府の対応に左右される。大きなゆがみがない限り、貸付拡大のスピードは比較的高水準であった2018年よりもやや減速する可能性がある。日本では、従来の銀行事業に大きな変化の兆しはなく、緩やかな貸出の伸びが継続する可能性が高い。

欧州では、離脱合意に関するEUと英国の間の交渉が2018年に終了したが、合意はその後英国議会で否決された。離脱合意が最終的に合意、批准されるかは、移行期間の導入次第であろう。EUと英国の将来の関係に関する議論は、かかるプロセスの結果に影響される。国際ビジネスの規制に関する不確実性は、2019年を通じて続く可能性が高い。欧州では、規制当局が2019年5月の次回欧州議会選挙の前に法案を最終決定するために動いている。かかる主要法案の1つは、リスク削減を重視し、安定調達比率（NSFR）、レバレッジ比率（LR）、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）、大口エクスポージャー（LE）および総損失吸収力（TLAC）といったバーゼル基準を含んでいる。現在の欧州委員会の任期は2019年10月に終了する。新たに設置される欧州委員協議会がその後、5年間の新規プログラムを作成し、EUの金融サービス規制当局の新優先事項を定めることになる。EUの政策立案者は、ブレグジット後のEU金融市場の成長および発展を重視すると予想している。

ドイツ銀行

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行は、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に関与している。したがって、以下の見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。加えて、主要な財務指標はグループ・レベルでのみ定められている。

ドイツ銀行グループ

2019年度において、当行グループは前年度の進展を拡大し、調整後費用および従業員に関する短期の事業目標を遂行する意向である。また、2019年度には税引後平均有形株主資本利益率目標の達成に向けた取り組みを進める。当行グループの短期の税引後平均有形株主資本利益率目標の達成には、とりわけ、市場の動向に敏感な事業の成長が必要であり、これは部分的に市況に左右されることになる。市況は2018年度第4四半期に比べて改善しているが、予想よりもやや低調である。当行グループがよりシンプルかつ安全な銀行を目指して設定したその他の長期主要業績指標は徐々に達成される予定である。

最も重要な主要業績指標について、以下の表に示す。

主要な業績指標

	2018年12月31日	目標とするKPI
短期の事業目標		
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	0.5%	2019年：4%超
調整後費用 ²	228億ユーロ	2019年：218億ユーロ
従業員数 ³	91,737人	2019年：90,000人未満
長期の事業目標		
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	0.5%	約10%
資本目標		
CRR/CRD 4の普通株式等Tier 1資本比率 ⁴	13.6%	13.0%超
移行ルールに基づいたCRR/CRD 4レバレッジ比率（段階的適用） ⁵	4.3%	4.5%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。詳細については、当行グループの英文Annual Report 2018のSupplementary Information (Unaudited)、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇に係る費用を除く利息以外の費用合計をいう。詳細については、当行グループの英文Annual Report 2018のSupplementary Information (unaudited)、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 グループ内のフルタイム換算の従業員数。

4 この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。

5 CRR/CRD 4レバレッジ比率の移行ルールに基づいた当行グループのレバレッジ比率による計算（段階的適用）に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。

当行グループは、2019年度において4%超の税引後平均有形株主資本利益率目標の達成に取り組むことにコミットしている。

2019年度の収益は、2018年度をわずかに上回ると予想している。融資件数および金額の拡大や、流動性およびバランスシートの最適化ならびに再配置などを通じ、主として、対象成長分野への投資による増収を目指す。当行グループの見通しは、とりわけ米国の成長が引き続き好調であり、為替レートに大きなゆがみがないという前提のもと、2019年にグローバルのマクロ経済が安定的に成長するという当行グループの予想を反映している。

当行グループは、2019年度において調整後費用を218億ユーロまで削減することにコミットしている。また、2019年度末までにグループ内の従業員数をフルタイム換算で9万人未満まで削減する意向である。当行グループは、2018年度に実施した施策のランレートでの効果のほか、ポストバンク統合の影響やポルトガルのリテール事業からの撤退から恩恵を受けると予想している。また、引き続き構造的なコスト問題に対処し、プロセスを最適化する。当行グループは、環境が正常化し費用目標を達成するうえで、税引後平均有形株主資本約10%を徐々に達成したいと考えている。

税率正常化の恩恵を受ける見込みである一方、2019年度の信用損失引当金は前年より増加すると予想している。

CRR/CRD 4の普通株式等Tier 1資本比率は、進行中の監督機関による評価によりマイナスの影響を受ける予想であるものの、2019年度を通じて13%超で推移すると予想している。CRR/CRD 4レバレッジ比率（段階的適用）は、2019年度に4%超で推移すると予想している。監督機関による調整が入らなかった場合、2018年度末に比べると、2019年度末のリスク・ウェイト・ア

セット（RWA）はほぼ横ばいで推移し、CRR/CRD 4レバレッジ・エクスポージャーはやや上昇すると見込んでいる。2019年1月1日付のIFRS第16号の適用により、一部のリース契約を貸借対照表に計上することから、CRR/CRD 4の普通株式等Tier 1資本比率はさらに約20ペーシス・ポイント低下すると予想される。

当行グループは、競争力のある配当性向を目標としている。配当支払いについては、各事業年度に当行の個別財務諸表でドイツ会計規則（HGB）に基づく十分な水準の配当可能利益を維持しなければならない。

当行グループの事業の性質上、当行グループは、ドイツ、および特に米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当該事項は、多くの不確実性に左右される。当行グループは、多数の重要な法的問題を解決し、幾つかの法的問題については進展しているが、短期的には訴訟および執行環境は困難であると予想する。2018年度の訴訟費用は、引当金の見積額以下で複数の案件を解決することができた結果として、相対的に減少した。2019年度に関しては、予想訴訟費用に多数の不確実性があることを念頭において、訴訟費用が2018年度よりも大幅に増加すると見込んでいる。

当行グループの事業セグメント

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）

CIBは、法人顧客および機関顧客にインベストメント・バンキングおよびトランザクション・バンキングの商品およびサービスの提供において効率的かつシームレスな顧客カバレッジを提供し、それによって当行グループの株主に魅力的な配当を実施することを目指している。

当該部門は、2018年度に当行グループの戦略変更の一環として、対象となる人員および資源の削減を完了し、現在は2019年度における増収に重点を置いている。当行グループは、CIBの2019年度の収益が前年比でやや増加すると見込んでいる。また、CIBは、グループ全体で過剰流動資金を高利回り資産に再配分したことによる恩恵を受けると考えられる。かかる再配分により、流動性関連の資金調達費用が減少すると予想される。

グローバル・トランザクション・バンキングに関しては、2018年度の売却益調整後の収益が、予想される米国の利上げのほか、財政および預金イニシアティブにより、2019年度には前年比でやや増加すると予想している。トレードの収益は、仕組取引の増収により増加すると予想している。キャッシュ・マネジメントの収益は、純利息収益の増加と預金イニシアティブにより、増加すると予想される。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスの上記売却益に関する調整後収益は、やや減少すると予想される。

オリジネーションおよびアドバイザーの2019年度の収益は、マーケットシェアの上昇により前年比で増加すると予想される。債券オリジネーションは、特にレバレッジド・ファイナンスで2018年度中に達成した市場シェア拡大と投資適格の買収ファイナンスを足掛かりにして、収益を伸ばすと予想している。株式オリジネーションも、新たに新規株式公開や買収ファイナンスに重点を置くことで、収益が前年を上回ると予想される。アドバイザーの2019年度の収益は、2018年度と比べておおむね横ばいになる見込みである。

セールス/トレーディング（債券および為替）の2019年度の収益は、2018年度と比べて増加すると予想している。これは、予想される顧客取引水準の上昇と、特に第4四半期における市況悪化後の取引環境改善によるものである。債券および為替の収益はまた、統合後のインスティテューショナル・アンド・トレジャリー・カバレッジ・グループによる顧客層の拡大、クレジットにおける対象資源の再配分、GTBとの抱き合わせ販売の強化および当行グループの過剰流動資金の再配分に伴う上記資金調達費用の減少による恩恵を受けると考えられる。

セールス/トレーディングの株式の2019年度の収益は、2018年度と比べてわずかに増加すると予想している。株式のトレーディングは、プラットフォームの安定と電子取引プラットフォームへの投資により恩恵を受けると予想される。株式のデリバティブは、資金調達の最適化、目標とする採用およびシステム投資により、仕組商品の伸びが予想される。プライム・ファイナンスでは、クライアントの残高およびスプレッドに注力することや、上述の当行グループの過剰流動資金の再配分に伴う資金調達費用の減少により、収益が増加すると予想される。

2019年度の利息以外の費用は、ほぼ横ばいになると予想される。訴訟、退職、事業再構築およびのれんの減損以外の費用は、報酬以外の費用の減少とインフラ関連費用の削減により、わずかに減少すると予想される。CIBは2019年度において、2018年度の人員削減の影響が通期の比較で減少する恩恵を受けると予想している。2019年度においても費用管理イニシアティブが実施され、ミドルオフィスおよびバックオフィス部門に重点が置かれている。2019年度のCIBのRWAは、目標とする信用リスクのRWAの増加が市場リスクRWAの減少とオペレーショナル・リスクRWAの小幅減少で相殺され、ほぼ横ばいになる見込みである。当行グループは引き続き、規制遵守、顧客確認（KYC）、顧客口座開設プロセスの強化、システムの安定性、統制および行動に重点を置く。

当行グループの見通しに対するリスクには、プレグジットやその他のマクロおよび世界各地の不確実性に起因する当行グループのビジネス・モデルへの潜在的影響が含まれる。海外取引関係が悪化する可能性に関するリスクは、さらなる懸念を引き起こしている。中央銀行の政策および進行中の規制の進展（バーゼル の枠組み合意など）に関する不確実性もリスクをもたらし、一方で、イベントリスクや顧客取引水準といった厳しい環境も不利な影響を及ぼす可能性がある。

プライベート・コマーシャル・バンク（PCB）

PCBは、個人、法人およびウェルス・マネジメントの顧客に対し、標準的な銀行業務から個々の投資および金融に関する助言に至るまで包括的範囲の商品を提供している。当行グループは2019年度において、変革および中核事業の成長を引き続き重視する意向である。当行グループは本拠地の市場であるドイツにおいて、DB Privat- und Firmenkundenbank AG内の統合計画を引き続き実行し、合併取引からシナジー効果および費用削減効果を創出することを目的としている。当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）では、当行の戦略に沿った特定の施策も実施している。当行グループのポルトガルのリテール事業の売却は順調に進んでおり、2019年度上半期に完了する見込みである。当行グループのその他の国では、顧客カバレッジおよび効率性の改善を目指し、当行グループの事業の変革を継続する意向である。グローバルのウェルス・マネジメント事業では、変革をさらに進め、主要市場でリレーションシップ・マネージャーを採用することにより当行グループのグローバルでのプレゼンス向上に重点を置く。また、すべての事業部門でデジタル技術投資の継続を計画している。

当行グループの2019年度における財務予想では、2つの逆風のなか、2018年度と比べて純収益がほぼ横ばいになると想定している。前年比での収益の変動は、特定項目の下落によりマイナスの影響を受けることになるが、その規模は2018年度と同程度にはならないと予想している。また、現在の低金利環境のなかで当行グループの預金商品の利益率低下が続き、また、当行グループの収益基盤がポーランドとポルトガルでの事業売却に伴い低下すると予想している。しかし、こうしたマイナスの要素は、投資および貸出事業の成長で相殺することができると予想している。投資事業では、新たな純資産の拡大、中核市場でのリレーションシップ・マネージャーの採用継続を計画しており、正常化しつつある市場環境では価格設定においてレバレッジをかけることが可能になると期待している。貸出事業では、2018年度の成長の恩恵を受け、また既存の厳格なリスク管理の枠組み内で消費者および商業貸出金に重点を置いて、2019年度に一層の成長拡大を目指す。

かかる貸出事業の成長に関連して、2019年度には信用損失引当金繰入額およびRWAの増加が見込まれる。RWAの増加には、ECBの内部モデルの見直しによる影響を含む、規制変更の実施も反映されることになる。運用資産は、当行グループの成長イニシアティブに沿って、2019年度にやや増加するが、発表済みのポルトガル事業の処分後の連結除外の影響によりわずかに相殺されると予想される。

2019年度における利息以外の費用および調整後費用は、2018年度に比べてわずかに減少すると予想している。かかる減少は、Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとポストバンクの合併やポーランドおよびポルトガルの事業売却の影響を含む、組織再構築の施策実施による費用削減の影響によるものである。この削減効果は、インフレの影響や、デジタル技術の開発推進やウェルス・マネジメントのフランチャイズのさらなる拡大を含む、目標とする成長イニシアティブへの継続投資によって一部相殺されることになる。

当行グループの見通しに対する具体的なリスクは、当行グループが営業活動を行う主な国の経済成長鈍化、予想よりも遅いもしくは予想を下回る金利回復、投資事業における顧客の取引減少である。顧客取引は、株式および信用市場の予想を上回るボラティリティを含め、不利な動向または市場の不確実性の影響を受ける可能性がある。消費者保護措置等の規制要件の実施や当行グループの戦略プロジェクトの実行の遅れがあった場合も、当行グループの収益および費用にマイナスの影響を与える可能性がある。

アセット・マネジメント（AM）

強固で多角的な投資機能を有するAMは、市場に直面する課題に対処し、機会を捉える良いポジションにいと考えている。

開発途上国は成長を続け富が拡大しており、現地投資家が投資先を海外に広げていることから、資産運用会社に新たな機会をもたらしている。先進国市場では、低金利により現金や預金口座といった非運用資産から運用ポートフォリオへの移行が生じている。ロボ・アドバイザーといった新しいデジタル技術によって投資家にオンライン・アクセスを提供する配信機能が強化される一方で、人工知能の採用拡大が商品の選択肢を広げ、パフォーマンスを高めている。資産運用会社は、規制および資本上の制約による銀行の縮小やインフラ投資資金調達における政府の機能低下に乗じて、経済に対する資本投下の役割を徐々に拡大している。しかし、競争が激化し、規制およびコンプライアンスの要件が増加する環境において、手数料および費用に対する引き下げ圧力は続くであろう。

中期的には、業界における世界の資産運用は大幅に増加することが予想される。これは、金額に見合った価値、透明性およびリターン志向の商品への顧客需要の高まりを受けてパッシブの戦略、オルタナティブおよびマルチアセット・ソリューションにおける正味流入が堅調であることに起因する。アクティブおよびパッシブの商品、オルタナティブ投資およびマルチアセット・ソリューションの機能により、AMは、業界の成長トレンドのなか、市場シェアを拡大する体制が整っていると考えている。AMのデジタル機能はまた、商品およびサービスを提供する新しいチャネルを作り出しているが、最終的な利益は手数料の低下、規制に係る費用の上昇および競争動向により苦戦を強いられると予想される。この厳しい環境の中で、AMは費用節減に努めながら、競争優位にある商品およびサービスの成長イニシアティブに重点を置く意向である。

2019年度末の運用資産は、2018年度末に比べて増加すると予想している。パッシブ商品、オルタナティブ投資およびマルチアセット・ソリューションにけん引され、すべての主要資産クラスで正味流入額はプラスになると想定され、年間3%から5%の流入目標に寄与する。

2019年度の収益は、2018年度と比べてほぼ横ばいになると予想している。マネジメント・フィーは、運用資産の増加が予想されるものの、利益率低下、2018年度の正味流出による不利な影響および2018年度第4四半期における直近の市場の低迷に相殺され、2018年度と比べてほぼ横ばいになると想定される。運用報酬および取引手数料は2018年度よりも減少し、当行グループの純収益合計の3%から5%を占めると予想される。その他の収益は、資金調達コストの低下を主因として大幅に増加すると予想される。当行グループは株式市場に関して引き続き積極的な姿勢をとるが、マネジメント・フィー・マージンは2018年12月の株式のパフォーマンス低迷を受けてさらなる苦戦を強いられると予想している。

当行グループは2019年度において、利息以外の費用および費用収益比率（CIR）の引き下げ達成および調整後費用の小幅削減を目指し、引き続き厳格な費用管理に注力する意向である。当行グループは、中期CIR目標である65%未満の達成に向けて順調に進展している。

当行の見通しに対するリスクには、強含みの市場の長期化、先進国市場における低金利の継続、新興国における経済成長および富の拡大のスピード、ならびに高齢化が進む先進国での退職後関連商品の需要増が含まれる。世界的な政治の不確実性、保護主義および反貿易政策が引き続き高水準であること、ならびに英国のEU離脱の決定が、経済、市場ボラティリティおよび投資家マインドに予想外の結果をもたらす場合があり、このことがビジネスの低迷につながり、当行グループの収益および利益ならびに戦略計画の実行に影響を及ぼす可能性がある。さらに、規制上のフレームワークの変更により、予期せぬ規制遵守コストが生じたり、法域における制約によって当行グループの効率性向上に向けた施策の実施が遅延したりする可能性があり、当行グループのコスト基盤に不利な影響を及ぼす可能性がある。

リスクおよび機会

以下の項では、「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

当行グループの目標は、様々な外部要因および内部要因の影響を受ける。具体的には、当行グループの戦略的目標の適時かつ完全な達成は、現在の厳しいマクロ経済および市場環境において当行グループのいくつかの中核事業の収益創出能力が低下したこと、継続的に規制改革による逆風にさらされていること、および/または当行グループの法的手続や規制上の手続が当行グループに及ぼす影響によって、不利な影響を受ける可能性がある。リスクが実体化した場合は、（とりわけ）収益性が低下し、資本増や配当能力にマイナスの影響を及ぼす可能性があるが、機会が実現した場合はその逆の影響が生じる可能性がある。

リスク

マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争が、「見通し」の項における予想よりも悪化した場合、当行グループの業務、経営成績または戦略的計画は不利な影響を受ける可能性がある。

主要取引先（米国、中国および欧州連合（EU））間の貿易摩擦が拡大すると、世界経済の成長が損なわれる可能性がある。米国の保護主義が一層強まれば、世界的に関税・非関税障壁が上昇し、国際貿易および投資に影響を及ぼす可能性がある。サプライチェーンの混乱は、世界的な生産の減速につながり、ドイツ、中国およびその他の新興国市場はとりわけ大きな打撃を受け、事業レベル（グローバル・トランザクション・バンキングなど）での落ち込みや当行グループの事業全体の損失につながる可能性がある。

特に、ユーロ圏経済およびドイツならびにイタリアは、すでに景気循環的な景気減速に入っており、2019年のGDP成長率予想は主に外部環境の悪化を反映して下方修正されている。成長見通しは、貿易摩擦の深刻化もしくは「合意なき」ブレグジットといった下振れリスクが実体化すれば、さらに悪化する可能性がある。

EU主要国でのポピュリストの運動など、政治的な不確実性が引き続き高水準であることは、金融システムおよび経済全体に予期せぬ結果をもたらし、欧州の統合力を低下させ、潜在的な業務レベルの低下、資産の評価減および当行グループの事業全体の損失につながる可能性がある。これらのリスクに対応する当行グループの能力には限界がある。

ソブリン債危機が再燃した場合、当行グループでは、ヨーロッパおよびその他の諸国のソブリン債に対するエクスポージャーについて減損の計上が必要となる可能性がある。ソブリン信用リスクを管理するために当行グループが締結したクレジット・デフォルト・スワップでは、これらの減損を十分に相殺できない可能性がある。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で計上している金融商品であり、公正価値の変動は損益計算書に認識されている。公正価値の変動の結果として、当行グループでは過去に損失が生じており、将来においてさらなる損失を負うこともある。

市況の悪化、不利な価格および為替レート的大幅な変動を含むボラティリティ（およびその結果としての為替換算の影響）、ならびに消極的な投資家と顧客のマインドが、当行グループの収益および利益、ならびに当行グループの戦略的目標の適時かつ完全な達成に、重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。

本項および「見通し」の項に記載した直接費用および関連するビジネスへの影響は、これらが当行グループの現時点の予想よりも著しく重要であった場合、ドイツ銀行AGの「分配可能項目」（ADI）の算定に影響をもたらす可能性がある。ADIの算定は、当行グループのその他Tier 1（AT1）証券に係る支払能力の基礎を構成している。ドイツ商法（Handelsgesetzbuch、HGB）に基づきドイツの会計規則に従って算定されたドイツ銀行AG単体のADIが充分ではなかった場合は、当行グループのAT1商品の分配能力に影響を与える。この場合、資金調達費用がさらに増加し、市場での当行グループの信用を悪化させ、当行グループの経営成績および財務状況の結果に潜在的に不利な影響を与える可能性がある。そのような影響は、当行グループの資本、流動性およびその他の規制比率への圧力も高めることとなる。また、HGBに準拠した当行の個別財務諸表において報告される配当可能利益の水準が十分ではなかった場合、当行グループの普通株の配当支払能力に影響を及ぼすことになる。

当行グループの信用格付がさらに引き下げられた場合、その影響範囲を当行グループは予想できないものの、資金調達コストや事業活動に不利な影響を与える可能性がある。

政治的リスク

当行の主な政治的リスクは、政治的リスクの中でもとりわけ、ブレグジットである。英国のEU離脱の決定によるマクロ経済への全体的影響は予想が難しく、離脱合意に達するかどうかによって左右される。概して、当行グループは、EUとの関わりにおける英国の将来的立場の不確実性は長期にわたり、投資支出や経済成長を圧迫すると予測している。合意なき離脱シナリオの場合は特に、市場ボラティリティが拡大し、英国の経済成長と、比較的程度の低いEUの経済成長に、明確なマイナス影響が生じる可能性がある。しかしEU内であっても、一部の国やセクターは、英国との貿易やサプライチェーン統合のレベルによっては、他よりも大きな影響を受けると考えられる。加えて、欧州の銀行では、「合意なき」ブレグジットの結果としてオペレーショナル・リスクおよび市場リスクが上昇する可能性もある。一部のシナリオでは、契約の継続に関わる、もしくは契約のライフ・サイクル・イベントに関連する不確実性が見られる。法律および規制上の不確実性が続いていることから、当行グループが、顧客の移動の増加や暫定的な予約モデルの複雑化によるオペレーショナル・リスクの上昇といった「合意なき」ブレグジットの潜在的リスクを完全に緩和することは不可能と考えられる。「合意なき」離脱から生じるオペレーションおよび戦略上の問題の管理を含め、当行のブレグジットに対する準備を監督するため、専門のガバナンス制度を設けている。

戦略

資産の売却など、戦略の実施の成功は上述の要因にも左右されるが、当行グループが戦略を成功裏に実施できない場合には、財務上の目的を達成できない、または損失が発生するか収益性が低下する、あるいは資本基盤が浸食され、財政状態、経営成績および株価が重要で不利な影響を受ける可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスク

当行グループの流動性、事業活動および収益性は、債券発行市場の利用、当行子会社からの資金調達、または市場全体もしくは個別企業の流動性制約の期間中に資産売却を実施できないことにより、不利な影響を受けることがある。こうした状況が生じるのは、当行グループの事業に関連のない状況や金融市場の混乱といった当行グループの管理が及ばない状況、または訴訟、規制および類似の問題、当行グループの事業、ビジネス・モデルもしくは戦略のほか、経済状況および市況の悪化に対する当行グループのレジリエンスに関する実際のもしくは潜在的な脆弱性に伴う流出の可能性に関する見解により当行グループの取引相手もしくは市場が当行グループの事業への資金提供に消極的になるといった当行グループ特有の状況が理由である場合がある。

信用格付けがさらに引き下げられたことで当行グループの資金調達費用は増加している。当行グループの高いスプレッド水準は悪化に対する感応度が高く、今後格下げされれば、当行グループの信用格付けは非投資適格の分類に入る可能性がある。そうなれば、当行の資金調達費用、顧客の当行グループとの取引継続意欲ならびに当行グループのビジネス・モデルの重要事項に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。また、当行グループが当事者であるデリバティブ商品に関わる契約の多くでは、格下げとなった場合、当行グループが追加担保を提供する、当行グループの支払い義務が付随する契約が終了する、もしくは相手先に追加の救済措置を提供する必要性が生じる可能性がある。

規制監督の改革、評価および手続

金融セクターの脆弱性に対応するために実施および提案される規制改革、ならびにEUの銀行のレジリエンス強化のために2016年に欧州委員会が公表した包括的改革案といった規制当局による監視および裁量権の強化により、当行グループでは多額の費用負担が必要となり、重要な不確実性が生じ、当行グループの事業計画および戦略的計画を実施する能力が不利な影響を受ける可能性がある。増資が必要となる変更があれば、全般的に厳しい環境と同様に、当行グループの事業モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。銀行税のようなその他の規制改革によっても、当行グループの営業費用の予想額が大幅に増加する可能性がある。破綻処理の実行可能性または破綻処理の施策に関する規制改革も、当行グループの事業活動に重大な影響を及ぼし、当行グループの株主および債権者の損失につながる可能性がある。

規制当局は、年次の監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果を踏まえ、当行グループの統制環境における不備によってもたらされる追加的なリスクを反映するために、もしくは特定の商品または取引の処理に関する監督上の検査の結果を踏まえ、資本上乗せもしくは規制上の調整を課す場合がある。ECBIはSREPの決定ですでにこれらの権限を行使しており、実地検査の検出事項に対処するために権限の行使を継続する場合もある。極端な場合、規制当局は法域内で営業活動を行う認可を一時停止することもある。さらに、統制を強化することによって、規制遵守に係る費用が増加し、効率性向上と相殺される、もしくは効率性向上を上回る可能性がある。当行グループの継続的な当局とのコミュニケーション時に、もしくは一連の監督当局検査において解釈の問題が議論された際に、規制当局は、当行グループによる特定の規制要件の解釈に同意しない可能性がある。規制の解釈の変更は、第1の柱の規制におけるポジションの取扱いに重大な影響を与え得る。同様に、欧州銀行監督局（EBA）による所要自己資本規制（CRR）の解釈が変化し続けていることも、当行グループの規制自己資本、レバレッジ比率または流動性比率にマイナスの影響を与える可能性がある。

法律および税務上の手続

当行グループは、複数の訴訟手続や税務調査の対象となっている。かかる手続の結果を見積もることは困難であり、当行グループの計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行グループの予想よりも不利な結果で終了した場合、その費用および当行グループの業務上必要な変更に関して、または当行グループの業務および業績予測に対する否定的な認識、関連ビジネスへの影響が増加する場合、当行グループは戦略的目標を達成することができない、または当該目標の変更を余儀なくされる場合がある。

コンプライアンスおよび金融犯罪防止に関するリスク

当行グループは、規制上のレビューおよび調査の対象でもある。その結果を見積もることは困難であり、また、当行グループの計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。例えば、2018年9月21日、ドイツ連邦金融監督公社（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。）が、マネーロンダリング対策に関連する当行グループの統制およびコンプライアンスのインフラ、とりわけCIBの顧客確認（KYC）プロセスを改善するための今後数年および数ヶ月にわたる具体的なタイムラインに関する措置を実施するよう当行グループに求める命令を発し、また四半期ごとにこれらの措置の実施に関する特定のコンプライアンス事項および進捗についてBaFinに報告する特別代表としてKPMGを指名した。加えて、BaFinは2019年2月15日、コルレス銀行業務における当行グループの内部統制を担当する特別代表としての権限まで拡充した。当行グループのマネーロンダリング対策、KYCプロセス、ならびに金融犯罪の実行または隠匿を目的とした当行グループの商品およびサービスの利用を防止することを意図した当行グループのその他の内部プロセスやかかる分野での当行の取り組みの責任者は引き続き、複数の法域で当局による監視の対象となっている。当行グループが適時にインフラや統制環境を大幅に改善することができない場合、当行グループの経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。

リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行グループは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきたが、すべての経済市場環境において、あるいは当行グループが識別あるいは予測することができないリスクを含むすべてのリスクの種類に対して、当行グループのリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。

当行グループは、内部統制環境の不備または取引処理などのプロセス実行の不具合、ならびに事業継続不能に伴うオペレーショナル・リスクにさらされる場合があり、これにより、当行グループの事業が混乱し、重大な損失につながる場合がある。

また、当行グループは、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用される規制、法律および内部指針の不遵守を含む、不適切な実務からなるコンダクト・リスクにさらされている。従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、重大な損失のみでなく、レピュテーションの毀損にもつながる場合がある。

のれんおよびその他の無形資産の減損

のれんは、年1回、または減損の発生兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損の見直しが行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法またはこれらの組み合わせに基づく見積もりが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行グループの収益性および経営成績に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

繰延税金資産

当行グループは、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産の一部もしくは全部を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高くなった場合、帳簿価額を減額する必要がある。繰延税金資産に関連するこの会計上の見積りは、随時変化することがある基礎となる仮定に依存しており、経営陣による重要な判断を必要とする。当行グループは四半期ごとに、将来の収益性に関する仮定を含む、繰延税金資産に関連する当行グループの見積りを再評価する。見積りの変更による繰延税金資産の減額は当行グループの収益性、資本および財政状況に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

デジタル化

デジタル化によって、異業種の参加者またはフィンテック企業等の新たな競合他社が市場参入機会を得ている。これにより、当行グループの事業では、市場シェアの潜在的損失のリスクを軽減するために、デジタル商品やプロセスのリソースへの投資の必要性が高まると予想している。さらに、デジタル化の水準の向上、銀行サービスのコピキタス・アクセスおよび新たなコンピュータ技術の登場により、サイバー攻撃による技術の障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失や破壊またはサービスの停止が発生する可能性がある。これらの事象によって、当行グループは訴訟対象となり、または財務上の損失を被り、ビジネス活動が阻害され、顧客への賠償責任を負い、政府による介入が行われ、当行グループの評判を損なう可能性があることから、これらのサイバーおよび情報セキュリティリスクの管理費用は引き続き高額となっている。また、既存の技術アーキテクチャとともに、新しい革新的技術を受け入れ、導入するという課題もある。

ドイツ銀行AGに関する特記事項

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、IFRSに基づくグループ計画と比較して、追加的なリスク、すなわち、ある年度の特定の取引が、グループ財務諸表よりも大きな損失や低い収益となる。これに関して、以下の項目は重大なリスクを伴う。

- 地域の経済環境、地域の規制要件の増加、再編または上場株式の株価の変動によってもたらされる、関係会社への投資の潜在的な評価調整
- ドイツ商法第253条第2項に基づき平均金利で割り引くことによって金利水準が上昇したにもかかわらず、長期引当金（とりわけ年金債務）の増加。
- 特に、金利水準が上昇している環境下での制度資産のマイナスの評価調整。上記の評価手法のために、金利が上昇した場合、年金債務の減少による相殺効果がない可能性があることによる。
- 利付銀行勘定が予想される信用リスクのコストと管理費用をカバーするのに十分な金利マージンを生じさせない場合、ドイツ会計基準書IDW RS BFA 3に基づき引当金を設定する潜在的な要件。長引く低金利環境とHGBに基づくAT 1商品に係るクーポンの費用によって、当該リスクが増加する。
- ある年度でAT 1クーポンをHGBに基づく分配可能項目が不十分なために提供できない場合、ドイツ銀行AGの資金調達コストが増加する可能性がある。

さらに、過去のものを除き、関係会社からの収益または利益剰余金が、ドイツ銀行AGで認識された損失を完全にカバーするために十分な配当金支払ができないというリスクがある。

機会

マクロ経済および市況

GDP成長率、金利環境および金融サービス業界の競争といった経済状況が予想を上回って回復を見せた場合には、収益が増加する可能性があり、これは、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、税引前利益および費用収益比率の改善に直接的につながり、その後、CET 1およびレバレッジ比率等の規制上の測定尺度が改善される可能性がある。

米中間の現在の貿易摩擦が解消すれば、国際貿易および成長は少なくとも短期的には拡大すると考えられる。

別の上振れシナリオは、例えば、財政政策や労働市場の逼迫が生産性拡大につながり、経済成長率を押し上げるなど、米国経済が予想をさらに上回ることである。

市況、物価水準、ボラティリティおよび投資家マインドの動向が予想を上回れば、これも当行グループの収益および利益にプラスの影響を及ぼす可能性がある。同様に、顧客の需要および市場シェアの増加が予想を上回れば、当行グループの経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

規制変更

規制変更は、銀行による優れた商品またはサービス提供を促進する場合があります。市場における差別化の機会を与えることがある。例えば、MiFID IIは、高い透明性と最善の執行を提供することを企業に要求するものであり、顧客に提供するサービスの強化を図ることで自らを差別化できる機会をドイツ銀行に提供している。

戦略

当行グループの戦略は、当行グループが株主への配当を徐々に大きく引き上げ、財務力やその他の資源を顧客フランチャイズやリスク選好に整合する最もリターンの高い事業に配分できるようにすることである。戦略の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施されたりした場合には、更なる機会が創出される可能性がある。業務およびプロセスの改善が当行グループの仮定による計画を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これも当行グループの経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、中核となる強みのある分野に投資することで、目標とする成長の戦略を追求する。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクでは、グローバル・トランザクション・バンキングおよび為替における収益を引き続き伸ばし、当行グループのコア・フランチャイズの強化を目指す。同様に、債券オリジネーションにおいて目標とする採用戦略を実施する予定である。プライベート・アンド・コマーシャル・バンクに関しては、引き続き消費者金融と当行グループのMittelstand顧客セグメント、ならびにウェルス・マネジメントの中核市場での成長に注力する。DWSの法人を含むアセット・マネジメントは、米州およびアジアにおいて目標とする成長のための戦略を策定し、アクティブ、オルタナティブおよび責任投資で新商品の発売を予定している。

デジタル化

デジタル化は、当行グループ独自の商品ポートフォリオを拡充し、また第三者と商品パートナーシップを締結して市場化までの時間短縮を図ることによって既存顧客グループからの収益性を向上させ、新規顧客グループを獲得するための様々な収益機会を提供する。内部・外部の商品と顧客の需要をマッチングし、単一の中央プラットフォームで取引を実施するプラットフォーム経済ならびにオープン・バンキングといった市場トレンドにより、当行グループには、こうしたエコシステムにおいて有力なプレイヤーとなれる明らかな機会がある。目標は、総合サービスのエコシステムを発展させることであり、リテール預金市場、自動財務計画サービス（ロボ・アドバイザー）、ならびに保険助言サービスといった分野向けに様々な企業が様々なコンポーネントを開発している。また当行グループは機会を利用して、データ機能の拡大、より良い顧客体験のための個別サービスの改善、ならびに当行グループのサービス提供構築のための人工知能といった革新的な技術の活用を進めていく。広大な地理的営業範囲を利用し、当行グループでは全世界で商品を展開することが可能である。とりわけ、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクでは、中核となる個人向け投資商品の販売においてデジタル化を加速させることでエコシステムを構築し、銀行サービス周辺とそれを超える新たな市場に参入する意向である。

費用の面では、デジタル化によって、当行グループの各部門には著しい効率性向上の機会がもたらされる。顧客自身によるデジタル口座開設等のデジタル・アプリケーションに投資することによって、フロントからバックまでのプロセスの自動化と生産性向上が可能となる。高度なデータ機能の開発により、顧客および市場の動向を正確に予想し、不正の低減と商品の値付けの効率化を高め、また、最新技術を活用して規制上の義務を遵守する能力を強化できるようになる。

ドイツ銀行AGに関する特記事項

ドイツ銀行AGは、HGBIに従って報告を行う単体企業として、IFRSに基づくグループ計画と比較して、追加的な機会、すなわち、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づくグループよりも利益が得られるような方法で報告される。

加えて、親会社としてのドイツ銀行AGは、関係会社からの分配パターンに基づき、ある年度でグループの純利益への貢献と比較してより高い収益を示す可能性がある。

リスク・レポート

グループの中でのドイツ銀行AGのリスク

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の独立の法人企業に対する影響と切り離せない。これにはいくつか理由がある。

- グループ部門別のグループ内部構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。外部の法的な構造は現地の法令によって決定されるため、内部構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国におけるグループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることがある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度あるいは市場価格の変動に、どの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、まったく何の意味も持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合にグループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的危険を見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を推定できれば、グループ経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。このため、本リスク・レポートに記載されている金額はすべて、別途記載のない限り、ドイツ銀行グループについて言及している。

グループ・レベルでの法令遵守により、ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。グループ・ネットワークの中でのリスク管理の詳細については、グループの財務報告書中のグループのリスク・レポートを参照のこと。

リスクおよび資本の概要

主要なリスク指標

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行グループの総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率（CET 1）、内部適正自己資本比率（ICA）、レバレッジ比率（LR）、自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（MREL）、流動性カバレッジ比率（LCR）、ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）は、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト（LCRおよびMRELを除く。）、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は当行グループのマネジメント・ボードによりレビューされ、承認されている。CET 1、LR、レバレッジ・エクスポージャー、MREL、LCRおよびリスク・ウェイトド・アセットの比率や指標は規制により定義づけられており、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」（所要自己資本規制または「CRR」）ならびに「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）における完全適用規則に基づいている。MRELは、単一破綻処理メカニズム（SRM）規制と、単一破綻処理委員会（SRB）により都度伝えられる内容に基づいている。上述の規制上の指標に加え、ドイツ銀行固有の内部リスク指標にICA、経済的資本およびsNLPがある。

普通株式等Tier 1比率	リスク・ウェイト・アセット合計
2018年12月31日現在:13.6%	2018年12月31日現在:3,504億ユーロ
2017年12月31日現在:14.0%	2017年12月31日現在:3,442億ユーロ

内部適正自己資本比率 ¹	経済的資本合計 ²
2018年12月31日現在:196%	2018年12月31日現在:261億ユーロ
2017年12月31日現在:192%	2017年12月31日現在:271億ユーロ

レバレッジ比率	レバレッジ・エクスポージャー
2018年12月31日現在:4.1%	2018年12月31日現在:1兆2,730億ユーロ
2017年12月31日現在:3.8%	2017年12月31日現在:1兆3,950億ユーロ

自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件 (MREL)
2018年12月31日現在:11.1%

流動性カバレッジ比率	ストレスのかかった正味流動性ポジション (sNLP)
2018年12月31日現在:140%	2018年12月31日現在:481億ユーロ
2017年12月31日現在:140%	2017年12月31日現在:326億ユーロ

- 内部適正自己資本比率の算定目的による資本供給の定義は、ドイツ銀行の存続可能性の継続的な維持を目指す観点から変更されている。詳細は「内部適正自己資本」の項に記載されている。
- 経済的資本需要の測定に使用される分位値は、ドイツ銀行の存続可能性の継続的な維持を目指す観点から、資本供給の定義の変更に合わせて99.98%から99.9%に変更されている。詳細は「内部適正自己資本」の項に記載されている。分位値の変更による経済的資本に対する定量的な影響の概要は、「リスク・プロファイル」の項に記載されている。

リスク・プロファイル

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて計算された経済的資本使用額により測定された、2018年および2017年12月31日現在の当行グループの総合的リスク・ポジションを示している。当行グループは通常、総合的（経済的資本）リスク・ポジションを算定するために、リスク種類間の分散効果を考慮している。

リスク種類別経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2017年度から 2018年度の増加(減少)	
			単位： 百万ユーロ	単位： %
信用リスク	10,610	10,769	-159	-1
マーケット・リスク	10,341	10,428	-87	-1
トレーディング・マーケット・リスク	4,046	3,800	246	6
トレーディング以外のマーケット・リスク	6,295	6,628	-333	-5
オペレーショナル・リスク	7,359	7,329	30	0
ビジネス・リスク	4,758	5,677	-918	-16
分散効果 ¹	-6,960	-7,074	114	-2
経済的資本使用額合計	26,108	27,129	-1,020	-4

- 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占めるリスク）間の分散効果。

当行グループの2018年12月31日現在の経済的資本使用額合計は、2017年12月31日現在の271億ユーロから10億ユーロ、率にして4%減少し、261億ユーロとなった。

2018年12月31日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2017年度末現在から2億ユーロ、率にして1%減少した。この減少は主に、カウンターパーティ信用リスクの要素が減少したこと、ならびに決済リスクおよび移転リスクの要素が若干増加したことによるものであった。カウンターパーティ信用リスクの変動は主に、デリバティブおよび証券金融取引からのエクスポー

ジャーの減少（貸出金額の増加により一部相殺されている。）に起因しているが、決済リスクおよび移転リスクの増加は主に、計算方法の変更に関連するモデル・オーバーレイに起因している。

トレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2017年度末現在の38億ユーロから増加し、2018年12月31日現在では40億ユーロとなった。この増加は主に、ストレス期間中のテール・リスクをより良く把握するためのモデルの強化によるものであり、これはトレーディング在庫の減少による取引債務不履行リスクの要素の減少によって一部相殺された。トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は、2017年12月31日現在から3億ユーロ、率にして5%減少した。この減少は主に、IFRS第9号の発効による会計処理方法の変更、および分散効果によるものであった。

2018年12月31日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2017年12月31日現在の73億ユーロから30百万ユーロ、率にして0.4%増加し、74億ユーロとなった。この増加は主に、大部分が相殺されている、いくつかの影響によるものであり、オペレーショナル・リスクに対する当行グループのRWAの変更に沿ったものである。当行グループの資本モデルにインプットされる損失プロファイルの減少および多くのモデル改善（最も顕著なものはデータ重量の再調整によるモデル改善。）により、オペレーショナル・リスクに対する当行グループの資本需要が減少した。この減少は、オペレーショナル・リスクに対して予算計上された予想損失が減少したことにより相殺された。詳細については、「オペレーショナル・リスク管理」の項を参照のこと。

当行グループのビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスクなどの標準的ではないリスク要素も暗に含む戦略リスク、税務リスクの要素、ならびに一時差異から発生するIFRSに基づく繰延税金資産に対する自己資本賦課を把握する。2018年12月31日現在のビジネス・リスクは、2017年12月31日現在の57億ユーロから9億ユーロ、率にして16%減少し、48億ユーロとなった。この減少は、当行グループの計画における2019年度の利益見通しが前年度における2018年度の利益見通しと比べて改善した（一時差異から発生するIFRSに基づく繰延税金資産に関する経済的資本使用額が1億ユーロ増加したことにより一部相殺された。）ことに起因して、戦略リスクの要素に関する経済的資本使用額が11億ユーロ減少したことを反映している。

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、主に戦略リスクの要素に関する経済的資本使用額の減少により、1億ユーロ減少した。

当行グループが事業活動を組み合わせていることは、当行グループの業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行グループはまた、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、経済的資本の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

経済的資本によって測定された当行グループの業務部門のリスク・プロファイル

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年12月31日現在				合計 (%)	
	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他		
信用リスク	6,340	3,537	52	681	10,610	41
マーケット・リスク	4,760	1,124	370	4,088	10,341	40
オペレーショナル・リスク	6,092	866	401	0	7,359	28
ビジネス・リスク	3,521	29	0	1,208	4,758	18
分散効果 ¹	-5,371	-933	-231	-424	-6,960	-27
EC合計	15,341	4,623	592	5,552	26,108	100
EC合計 (%)	59	18	2	21	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占める。）間の分散効果。

2017年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計	合計 (%)
信用リスク	6,519	3,596	62	591	10,769	40
マーケット・リスク	4,679	1,386	310	4,054	10,428	38
オペレーショナル・リスク	5,995	932	402	0	7,329	27
ビジネス・リスク	4,435	10	99	1,133	5,677	21
分散効果 ²	-5,450	-950	-264	-410	-7,074	-26
EC合計	16,178	4,974	609	5,368	27,129	100
EC合計 (%)	60	18	2	20	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 事業セグメントに配分される金額は、2018年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。

2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク(ビジネス・リスクのうちの大半を占める。)間の分散効果。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)のリスク・プロファイルは、主にオリジネーション、ストラクチャリングおよびマーケット・メーカー活動を支援するトレーディング業務から生じるあらゆる種類の主要リスクで占められる。信用リスクは広くビジネス・ユニットに跨っているが、特にグローバル・クレジット・トレーディング、金利、トレード・ファイナンスおよびレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおいて顕著である。CIBのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、業界における損失プロファイルの増加と共に内部損失を反映し、2017年度末からわずかに増加するにとどまった。マーケット・リスクは、主にトレーディングおよびマーケット・メーカー活動から生じる。CIBの残るリスク・プロファイルは、収益変動リスクを反映するビジネス・リスクによるものである。CIBの経済的資本使用額は2017年度末と比べて減少した。これは主に、戦略リスクの要素に関する経済的資本使用額が、営業利益予想額の緩やかな改善を反映して戦略計画が更新されたことを主因として減少したこと起因していた。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク(PCB)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業向け貸出およびウェルス・マネジメント業務からの信用リスクと、投資リスク、金利リスク(顧客預金のモデル化により生じるリスクを含む。)および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2017年度末と比べて、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの経済的資本使用額に大きな変化はなく、マーケット・リスクの経済的資本使用額の減少は投資リスクおよび金利リスクへのエクスポージャーの減少に関連していた。

アセット・マネジメント(AM)は、受託資産運用会社として、顧客に代わって金銭を投資する。そのため、リスクは主に受託に係るものであり、したがって、業務活動に伴って発生する。一方、トレーディング以外のマーケット・リスクは、保証型商品および当行グループのファンドに対する共同投資から発生する。2017年度末と比べて、経済的資本使用額に大きな変化はなかった。

コーポレートおよびその他(C&O)は、主に構造的な外国為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2017年度末と比べて、信用リスクおよびビジネス・リスクの経済的資本使用額は、主に移転リスクの経済的資本使用額の増加および一時差異から発生したIFRSに基づく繰延税金資産の影響により増加した。

リスクおよび資本のフレームワーク

リスク管理原則

当行グループのビジネス・モデルは多岐にわたるため、そのリスクを識別、評価、測定、集計、管理すること、および資本を各業務に割り当てることが不可欠である。当行グループの目標は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総合的アプローチをとること、ならびに当行グループのリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行グループの復元力の強化に資することである。当行グループは、業務に関連して積極的にリスクを負担している。以下の原則が当行グループのリスク管理フレームワークを支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造、測定プロセスおよび監視プロセスを通じて管理されている。

- 中核となるリスク管理責任はマネジメント・ボードに組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク・マネジャーおよび上級リスク管理委員会に対し委任される。
- 当行グループは、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）のリスク管理モデルを運用しており、この中でリスク、統制および報告責任が定義されている。
 - 第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、財務リスクか非財務リスクかにかかわらず、当該リスクが発生している部門内でリスクを管理する役割を指す。第1のLoDは、所定のリスク選好の範囲内でこれらのリスクを管理し、生じているリスクまたはさらされているリスクの特定、監視、評価、受入または軽減が可能な組織、ガバナンスおよび体制が整備されているかどうかを確認する。
 - 第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）は、健全なリスク管理フレームワークが組織全体を通じて適用されるよう促進するリスク種類管理責任者の当行における役割を指す。第2のLoDは、リスク選好、ならびにリスク種類ごとのリスク管理基準および統制基準を定義し、第1のLoDのリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、確認している。
 - 第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、内部統制システムおよびリスク管理システムの設計の妥当性と有効性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。
- リスク戦略は年次ベースでマネジメント・ボードによって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当行グループのリスク選好、ならびに戦略的および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスクおよび風評リスクなどの重要なリスク種類はすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、重要なリスク種類全体にわたり横断的に実施される。重要なリスクの管理プロセスについての詳細は「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行グループのリスク管理能力の重要な構成要素である。
- 再建計画および緊急時対応プランは、危機管理に関する上申手を規定し、ストレス事象下において資本および流動性がジションを改善することを目的とした一連の措置を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画は、当行グループの破綻処理当局である単一破綻処理委員会が責任を負っている。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは、重要なサービスを継続することで金融システムまたは経済全般における大きな混乱を防ぐことを目的として設計されている。
- 当行グループは、現地または法人企業に特有の要件に適合させつつリスク管理基準を当行グループ全体で統一することを目指す、統合的リスク管理アプローチを適用している。

当行グループは、すべてのレベルの従業員がリスクの管理および上申に責任を有し、リスク・マネジャーとして行動する権限を与えられ、そのように行動することを奨励される、強靱なリスク文化を促進している。当行グループは、従業員が、当行グループの行動規範に沿った、強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行グループの方針は、リスク関連の行動を当行グループの業績評価および報酬プロセスにおいて考慮することを要求している。この期待は、ドイツ銀行の全従業員を対象としたコミュニケーション・キャンペーンや必須の研修を通じて、引き続き強化されている。さらに、当行グループのマネジメント・ボード・メンバーおよび上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するために頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。

特にリスク意識、リスク所有およびリスク選好の枠内でのリスク管理に焦点を当てた、原則に基づくリスク文化の評価も実施している。評価結果は既存のリスク報告に組み込まれ、リスク文化は日々の効果的なリスク管理に不可欠な要素であるという強いメッセージを発信している。

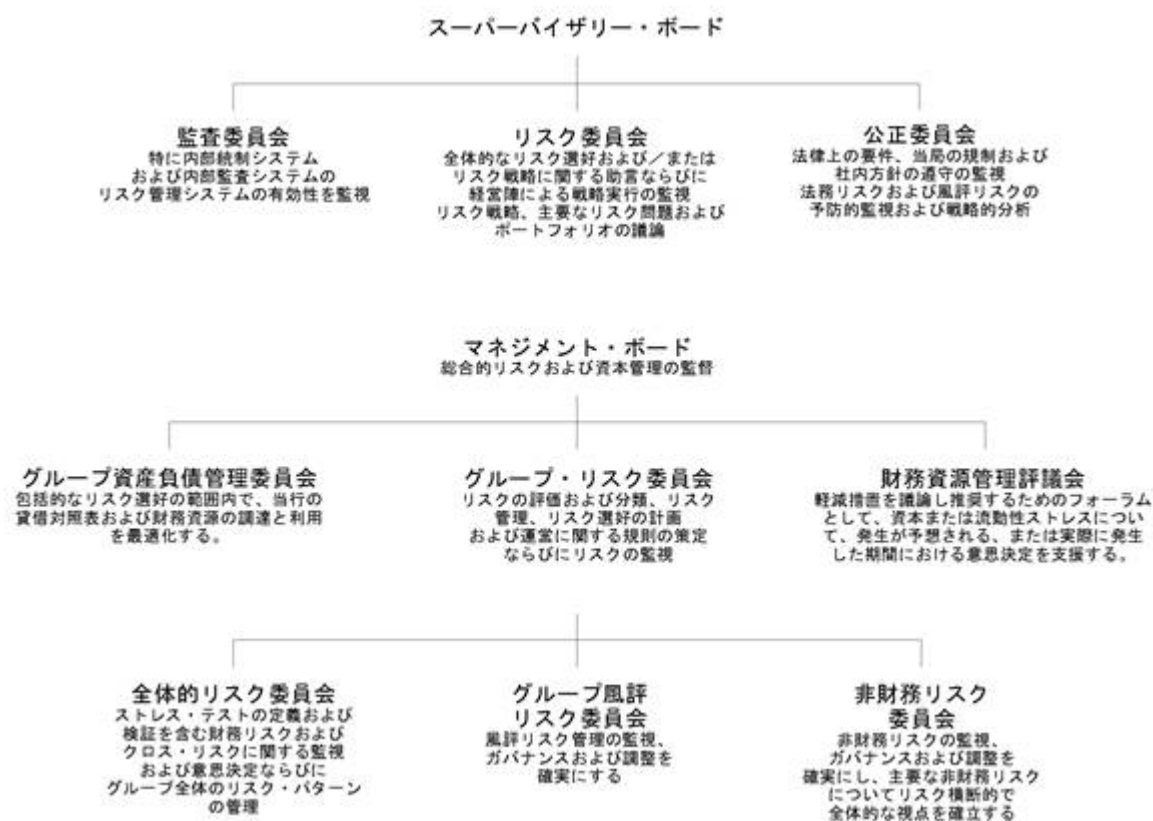
リスク・ガバナンス

当行グループの世界中の日々の業務は当行グループが業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびにドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークや関連する実施項目に当行グループが準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、当行グループの主要な監督機関として協力して対応している。

いくつかの管理階層により団結したリスク・ガバナンスを行っている。

- スーパーバイザリー・ボードは、当行グループのリスク状況、リスク管理およびリスク統制ならびに当行グループの風評および重要な訴訟事件に関して、定期的に報告を受ける。スーパーバイザリー・ボードは特定職務に対処するため様々な委員会を組織している（これらの委員会に関する詳しい内容については、コーポレート・ガバナンス・レポートの「マネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボード」の「常設委員会」の項を参照のこと。）。
- リスク委員会の会議において、マネジメント・ボードは、主要なリスク・ポートフォリオ、リスク戦略およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。また、法律または定款に従ってスーパーバイザリー・ボードの決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、全体的なリスク選好、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略の問題に関してマネジメント・ボードと審議し、スーパーバイザリー・ボードがこの戦略の実施を監視するための支援をする。
- 公正委員会は、数ある責任の中でも特に、法律上の要件、当局の規制および社内方針の遵守を向上させるマネジメント・ボードの取り組みを監視している。これはまた、当行グループの業務行動・倫理規範をレビューし、要請があれば、リスク委員会が当行グループの法的リスクおよび風評リスクを監視および分析するための支援をする。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- マネジメント・ボードは、法律、定款および当行グループの利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。マネジメント・ボードは、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。マネジメント・ボードは、重要なリスクおよび自己資本関連の問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）を設置した。GRCは通常、週に一度開催される。GRCは、一部の役割を個人や小委員会に委任している。GRCおよびその小委員会については以下に詳述されている。

ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造



以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- グループ・リスク委員会（GRC）には様々な役割と特別な権限があり、これには、新規のまたは重要な変更が行われたリスクおよび資本モデルの承認、ハイレベルなリスク・ポートフォリオ、リスク・エクスポージャーの変動ならびに内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビュー、ならびに当行グループ全体のリスク文化の監視が含まれる。GRCは、限度枠や限界値などの形で関連するリスク選好目標を設定する。さらに、GRCは、主要なリスク管理方針、グループ再建計画および緊急時資金調達プラン、包括的なリスク選好パラメータ、ならびに再建や上申に係る指標など、マネジメント・ボードの承認が必要な事項のレビューと提言も行う。GRCは、グループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおけるマネジメント・ボードの補佐も行う。
- 非財務リスク委員会（NFRC）はドイツ銀行グループの非財務リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非財務リスク（倫理違反リスクや金融犯罪リスクを含む。）のリスク横断的で全体的な視点を確立している。非財務リスクに関するリスク選好許容度のフレームワークを定義づけ、非財務リスクのオペレーティング・モデルの有効性（業務部門と統制機能の間の相互依存を含む。）を監視およびコントロールすること、ならびに新たに発生しつつある当行グループに関連する非財務リスクの進展を監視することを課されている。
- グループ風評リスク委員会（GRRC）は風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有し、振り返りおよび学習のプロセスを提供している。リージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）から上申されたすべての風評リスクの事案、および各業務部門、管理部門または地域の管理職が不服を申し立てたRRRCの決定についてレビューし、判断をする。グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。GRRCの小委員会であるRRRCは、マネジメント・ボードに代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有している。
- エンタープライズ・リスク委員会（ERC）は、様々なリスク項目からリスクの専門家を集め、企業全体のリスクの傾向、事象およびリスク横断的なポートフォリオに重点的に取り組む義務を負い設置されたものである。その義務の一環として、ERCは、企業のリスク一覧、特定の国および業界の限界値の引き上げ、より厳格なグループ全体のストレス・テストおよびリバース・ストレス・テストのシナリオ・デザインの概要の承認を行う。また、リスク選好度に照らしたグループ全体のストレス・テストの結果、リスクの見通し、新たに発生しつつあるリスク、ならびにリスク文化のように企業全体のリスクに影響を及ぼすトピックについて、レビューを行う。
- 財務資源管理評議会（FRMC）は、マネジメント・ボードから権限を委譲された最高財務責任者と最高リスク責任者が議長を務め、当行の金融危機管理を監督する特別ガバナンス機関である。FRMCは、緊急時資金調達プランおよびグループ再建計画の両方について実施を監督する単一の評議会を開催する。この評議会は、資本または流動性ストレスについて、新た

に発生しつつある、または実際に発生した際に取りべき軽減措置について提言を行う。具体的には、FRMCは、ストレス・シナリオを想定して資本および流動性のポジションを分析し、資本および流動性に関連する事項について提言を行い、意思決定の確実な実行を図っている。

- グループ資産負債管理委員会は、2018年にマネジメント・ボードにより設置された。その任務は、マネジメント・ボードが設定した包括的なリスク選好の範囲内で、当行の貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することである。

マネジメント・ボードのメンバーである当行グループの最高リスク責任者（CRO）は、すべての信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスク測定手法の継続的開発および強化に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、CROは、包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROはリスク機能の直接的な管理責任を有している。リスク機能におけるリスク管理および統制業務は通常、以下の管理に重点を置いた、特化したリスク管理ユニットに割り当てられている。

- 特定のリスク種類
- 特定の事業におけるリスク
- 特定の地域におけるリスク

これらの特化したリスク管理ユニットは通常、以下の中核的業務を担っている。

- マネジメント・ボードが設定した、業務部門で適用されているフレームワーク内で、GRCの設定したリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手順および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

さらに、事業別リスク管理（BRM）は、特定の業務分野に対するリスク機能を表している。各業務部門のCROは、各部門の戦略とリスク所有を検証して影響を及ぼし、リスク選好を実施するために、各部門の総体的観点から各リスク・ポートフォリオを管理する。

特化したリスク管理機能は、当行グループのエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）機能により補完されている。ERMは、当行グループ全体および部門レベルのすべてのリスクが確実に識別され、所有され、重要性の観点で評価されることを目指し、銀行全体のリスク管理フレームワークを設定している。重要なリスクは、合意されたリスク選好およびリスク管理の原則の枠内で機能別（通常は第1のLoD）リスク・チームにより、所有およびコントロールされている。ERMは企業全体のリスク情報を集約および分析する責任を有しており、これには、十分な情報を得た上で当行の資源の有効利用に関する戦略的意思決定が行われるよう支援するためにポートフォリオのリスク/リターンのプロファイルをレビューすることが含まれる。ERMは以下のことを行う権限を有する。

- グループ・レベルで企業全体のリスク選好（リスク種類、部門、事業および法人全体に対する選好の適用方法に関する枠組みおよび手法を含む。）を管理する。
- 意思決定の支援として企業全体のリスクの透明性を高めるため、リスクを統合し集約する。
- 将来を見据えたストレス・テストを実施し、当行グループの再建および破綻処理計画を管理する。
- リスク管理フレームワークの有効性を管理し向上させる。

特化したリスク管理機能とERMは、CROに報告する系統を有している。

当行グループの財務部とリスク部は、互いに、また当行グループの業務部門からも独立して活動しながら、当行グループが引き受けたリスクを数値化および検証する共同責任を負っている。

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行グループがその戦略目標を達成するために引き受ける準備のある、全体的なリスク水準を示しており、定量的指標および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、当行グループの資本および流動性基盤、リスク管理および統制能力ならびに当行グループの規制上の制約に照らして当行グループが引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行グループのリスク戦略および計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に財務リスクおよび非財務リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行グループはまた、当計画が当行グループのリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場状況においてテストする。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

マネジメント・ボードは、当行グループのリスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行グループは、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行グループは、当行グループがさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク指標を指定している。これに加えて、当行グループはリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。

当行グループのリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行グループのリスク・プロファイルに関する報告書は、マネジメント・ボードに定期的に提示される。当行グループに求められるリスク選好が違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会に対して明らかにされる。

リスクおよび資本計画

戦略的および資本計画

当行グループは、グループとしてのおよび当行グループの業務分野のための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンを検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは当行グループの長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行グループは、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目指している。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、当行グループの主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給、資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌5年間の目標は、当行グループの世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標はマネジメント・ボードによって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトムアップからトップダウンの目標が具体化される。これは、初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は四半期ごとに計画され、4年目および5年目は年間計画となっている。提案されたボトムアップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行グループの戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトムアップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のためにマネジメント・ボードに提示される。最終的な計画はスーパーバイザー・ボードに提示される。

戦略的および資本計画は、本拠地ドイツでの強い基盤を支えに世界的にも展開するヨーロッパにおける有数の銀行になるという当行グループのビジョンを支援するために策定され、以下を確実に行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行グループは以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行グループのリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、当行グループの目標を達成する軌道を確実に維持できるように、戦略を緩和する可能性とともに協議される。戦略的および資本計画の修正はマネジメント・ボードによって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行グループが、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）の要求を遵守していることも確実にする。ドイツ銀行はECBより、2018年度のSREPの結果を受けた、2019年3月1日以降に適用される2019年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定により、ドイツ銀行は、最低11.82%のCET 1比率を連結ベースで維持することを要求されている。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（現在0.07%）および2.00%のG-SIIバッファで構成される。2019年度の11.82%の新たなCET 1所要自己資本は、資本保全バッファおよびG-SIIバッファの段階的導入が完了していることを反映して、2018年度にドイツ銀行に適用されていた10.69%のCET 1所要自己資本

よりも高い。したがって、2019年度におけるドイツ銀行のTier 1資本比率は、13.32%となり、自己資本合計比率は15.32%となる。また、ECBIは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる。）を当行が維持することを期待する内容を直接通知した。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBIは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合に当該銀行に対し資本配分が自動的に制限されることはないが、当行には当該ガイダンスを維持することを要求している。

内部自己資本評価プロセス

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、ドイツ銀行が継続的にさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を維持していることを確保する、十分に確立された複数の要素から構成されている。

- リスクの識別および評価：リスク識別プロセスは、ICAAPの基礎を形成し、これにより当行グループのリスク一覧が作成される。識別されたすべてのリスクについて、その重要性が評価される。
- 資本需要/リスク測定：リスク測定手法およびモデルは、資本により十分に制限することができないリスク（流動性リスク等）を除く、すべての重要なリスクをカバーするのに必要な資本需要を定量化するために適用されている。詳細は「リスク・プロファイル」および「資本およびレバレッジ比率」の項に記載されている。
- 資本供給：資本供給の定量化とは、予想外の損失を吸収するために利用可能な資本資源の定義を指す。詳細は「資本およびレバレッジ比率」の項に記載されている。
- リスク選好：ドイツ銀行は、その戦略目標を達成するために引き受ける準備のあるリスク水準を表す、グループのリスク選好の限界値を設定している。限界値の違反は、適正自己資本を守る目的で管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。詳細は「リスク選好およびリスク能力」ならびに「主要なリスク指標」の項に記載されている。
- 資本計画：適正自己資本の指標に対する当行のリスク選好の限界値は、将来的に適正自己資本を守るために満たさなければならない限界を構成している。詳細は「戦略的および資本計画」の項に記載されている。
- ストレス・テスト：当行の強靱性と全体的な実行可能性を証明するために、資本計画の数値も様々なストレス・テスト・シナリオの下で考慮される。また、適正自己資本の指標も、仮想ストレス・シナリオでのドイツ銀行の資本ポジションを常に評価し、ストレス下の脆弱性を検出するために、年間を通じて定期的なストレス・テストの対象となっている。
- 適正自己資本の評価：適正自己資本は年間を通じて継続的に監視されているものの、ICAAPは専用の年間自己資本比率評価（CAS）を用いて結論を出している。この評価は、特定の結論および将来的に適正自己資本を守るために取るべき管理活動に関連付けられている、ドイツ銀行の適正自己資本に関するマネジメント・ボードの声明で構成されている。

ICAAPの一環として、ドイツ銀行は規範的内部視点と経済的内部視点とを区別している。規範的内部視点とは、資本関連のすべての法的要件および監督当局からの要求を継続的に達成することを目的とした内部プロセスを指す。経済的内部視点とは、内部経済的資本需要モデルと内部経済的資本供給の定義を用いて適正自己資本を目指す内部プロセスを指す。どちらの視点も、継続的にドイツ銀行の実行可能性を維持することに重点を置いている。

信用リスク管理

信用リスクのフレームワーク

信用リスクは、当行グループが売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、トレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、ならびに顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ等）の一部である。これらにはトレーディング債券および負債性有価証券も含まれる。また、持分投資の帳簿価額が当行グループの「信用リスク」の項に開示されている。当行グループはマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

年次のリスク識別および重要性評価に基づき、信用リスクは、債務不履行/格付遷移リスク、カントリー・リスク、取引/決済リスク（エクスポージャー・リスク）、軽減策（障害）リスクおよび集中リスクの5つのカテゴリーに分けられている。

- 債務不履行/格付遷移リスクは、相手先が支払義務の不履行に陥る、または債務不履行の発生可能性を増加させるような信用の質の重要な低下を経験するリスクである。
- カントリー・リスクは、さもなければ支払能力のある、意欲的な相手先が、国家の直接的介入や方針によりその義務を履行することができなくなるリスクである。
- 取引/決済リスク（エクスポージャー・リスク）は、既存の、偶発的な、または潜在的な将来の正のエクスポージャーから生じるリスクである。
- 軽減策リスクは、リスク軽減策が期待どおりに進行しないことにより損失が増加するリスクである。
- 集中リスクは、特定の単一の相手先、国、業界または商品の状況が悪化し、それによりその相手先、国、業界または商品に対するドイツ銀行の信用エクスポージャーのリスク・プロファイルが不相応に悪化するリスクである。

当行グループは以下の原理および原則を用いて信用リスクを測定、管理、軽減、報告および監視している。

- 当行グループの信用リスク管理機能は、当行グループの業務部門から独立しており、当行グループの各部門において、与信意思決定の基準、プロセスおよび原則が一貫して適用される。
- 信用リスク管理の主要原則は、顧客の信用に関するデュー・ディリジェンスである。最初の防衛線である当行グループの業務部門の担当者と共に、当行グループの顧客の選択が達成される。
- 当行グループは、分散された信用ポートフォリオを維持することで、過度の集中リスクおよびテール・リスク（多額の非予想損失）を防ぐことを目指している。特定の顧客、業界、国および商品への集中は、当行グループのリスク選好に対して評価および管理される。
- 当行グループは、相手先およびポートフォリオ・レベルに係る大きな、過度の信用リスクを回避することを目指して、引受基準を維持している。その関連で、当行グループは、無担保のキャッシュ・ポジションを引き受け、リスク軽減目的でヘッジを積極的に使用する。加えて、当行グループは担保契約を通じて当行グループのデリバティブ・ポートフォリオを担保することを目指しており、基礎となる市場の変動からの信用リスクをさらに軽減するために追加的に集中リスクをヘッジすることがある。
- あらゆる相手先に対する新たな与信枠および既存の与信枠の延長または重要な変更（残存期間、担保構成または主要な約款等）にはすべて、適切な権限レベルでの与信承認が必要である。当行グループは、資格、経験および研修内容に応じて各人に与信承認権限を委譲し、これを定期的にレビューする。
- 当行グループは、規制上の要件に従って、グローバル・ベースで、連結グループ全体にわたる各債務者に対するすべての信用エクスポージャーを測定し、統合する。
- 当行グループは（CRR第4条(1)(39)の要求に従って）信用エクスポージャーを「一債務者の原則」に基づいて管理する。当該原則に基づき、相互関連のある借手グループ（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有する場合）に対する与信枠はすべて、一グループの下に統合される。
- 当行グループは、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ポートフォリオを監視し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。
- 報告が要求される場合には、当行グループは法人企業レベルで信用エクスポージャーを報告するプロセスを確立している。

信用リスクの測定

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な信用測定基準によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、相手先およびポートフォリオ・レベルにおけるリスク選好の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスク規制自己資本の決定のための基礎を形成する。相手先はそれぞれ格付けされ、各格付は少なくとも年1回見直されなければならない。相手先に関する継続的な監視は、格付が最新状態に保たれることに貢献する。信用格付なしで与信限度枠が設定されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の固有の特性を最もよく反映するために、様々な格付アプローチが確立されている。

当行グループの同質でないポートフォリオにおける相手先は、当行グループの独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。カンントリー・リスク関連の格付は、ERMリスク・リサーチから入手される。

当行グループの格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行グループは行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行グループの21等級に分かれた格付等級を適用している。

既存の信用モデルに対する変更および新規モデルの導入については、当該手法を与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、CRMのリーダーが委員長を務める規制信用リスク・モデル委員会（RCRMC）、およびモデル・リスク管理部のリーダー（または適切な場合には、代理権の下で委任を受けた者）による承認を得なければならない。影響力の大きい提案については、承認するようグループ・リスク委員会に提言が行われる。規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、モデル・リスク管理部が手法の評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、規制信用リスク・モデル・フォーラム（RCRMF）およびRCRMCに報告されなければならない。格付手法に関する検証計画は各暦年の年初にRCRMFに提出される。

当行グループは、リスク・ウェイト・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、「先進的」、「基礎的」および「標準的」アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的が当行グループの規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（IRBA）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これにより当行グループは、当行グループの内部信用格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（PD）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（LGD）およびマチュリティ（M）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（EAD）の見積りの一部としての与信換算掛目（CCF）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（SFT）の大部分に関して、当行グループはEADを計算するために、CRRおよびSoIwVに従って内部モデル手法（IMM）を使用している。当行グループの内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超える過去の情報が利用可能である。当行グループの内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を目指しているが、支払能力に関する規制要件に従って、観察されたデフォルト率の長期平均値に基づき補正されている。

当行グループは、当行グループの基礎的IRBAに適格なポストバンクまたはDB PFK AGの残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、基礎的IRBAを適用している。基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータにはPDが含まれ、一方、LGDおよびCCFは規制上のフレームワークにおいて定められている。

当行グループは、当行グループの信用リスク・エクスポージャーのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。当行グループは、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業体に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの大半を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、当行グループでは経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

当行グループは、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カンントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行グループの経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常

に多額の非予想損失総額を99.9%の確率で吸収するレベルに設定される。当行グループの信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが、債務不履行が起らなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行グループ自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。当行グループは、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

当行グループの信用ポートフォリオを管理するために当行グループが適用する主要な信用リスクの測定基準である信用格付（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、当行グループは内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーを設定する。与信限度枠は、特定期間に当行グループが積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行グループは内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行グループは現在の時価および当行グループと相手先との法的契約に基づく関連するタイム・ホライズンにわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行グループは通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。この関連で、当行グループは、バランスシートの消費に関しても顧客収益に着眼している。

マーケット・リスクの管理

マーケット・リスクのフレームワーク

当行グループの業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。

当行グループの独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主目的の一つは、当行グループの各業務ユニットのリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認された選好の範囲内にあることを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

マーケット・リスクは、大きく異なる3種類のリスクに区分される。

- トレーディング・マーケット・リスクは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのコーポレート部門のマーケット・メーカーおよびクライアント促進活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行グループのバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行グループの年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行グループのマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務ユニットへの関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。

マーケット・リスクの測定

当行グループでは、会計上、経済上および規制上の検討事項を組み込んだ包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

当行グループは、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスクのアプローチによってマーケット・リスクを測定している。

トレーディング・マーケット・リスク

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行グループのリスク選好フレームワークを適用することである。当行グループのマネジメント・ボードは、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオ、各地域または各種マーケット・リスクに配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的および重要な補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、業務計画およびリスクとリターンの評価を考慮して、感応度および集中/流動性、エクスポージャー、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部の設定したマーケット・リスク限度枠は、使用されているリスク管理手法に応じて、日次、週次および月次で監視される。

内部で開発されたマーケット・リスクのモデル

バリュー・アット・リスク (VaR)

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な損失額を測る定量的測定尺度である。

当行グループのトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行グループ独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行グループの内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行グループは、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行グループの見積りでは、当行グループのトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。リスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行グループは、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行グループは、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行グループは、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行グループのVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。関連するリスク種類に対する感応度を導き出し、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、感応度に基づくアプローチと再評価アプローチを組み合わせることによって、線形および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み込んでいる。

VaRの測定尺度により、すべての公正価値業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによる将来の潜在的損失の過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定またはバンキング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。

当行グループは、内部リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。さらに、当行グループは、現在当行グループのバリュー・アット・リスク・モデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスのさらなる開発および改善を行っている。これらのリスクの重要性のレベルを決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行グループの内部モデルへの組み込みが優先される。バリュー・アット・リスクに含まれないリスクは、当行グループのリスク・ノート・インVaR (RNIV) のフレームワークにより定期的に監視され評価される。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク (SVaR) は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行グループは、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算する。内部目的では、保有期間は1日であり、規制目的では、保有期間は10日である。SVaRの計算には、バ

リユー・アット・リスクの計算に用いるのと同じシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期（すなわち、高いボラティリティを特徴とする。）からの過去の市場データおよび観察された相関関係が、モンテカルロ・シミュレーションの入力値として使用される点である。

ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクの計算のためにタイム・ウインドウを選択するプロセスは、最上位のバリュエーション・アット・リスク貢献額における高いレベルのボラティリティを特徴とするタイム・ウインドウの識別に基づいている。識別されたウインドウはその後、グループのポートフォリオを用いてSVaRの結果を隣接したウインドウと比較することにより、さらに検証される。

追加的リスクに係る自己資本賦課

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。資本ホライズンを1年、信頼水準を99.9%とし、クレジット商品について適用され、コンスタント・ポジション・アプローチを採用している。当行グループは、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率、デフォルトおよび遷移の確率が類似している期限の格付、ならびに発行体の相関関係を特定するパラメータである。

包括的リスク計測

包括的リスク計測は、コーポレート・コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレステスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの包括的リスク計測は、当行グループの内部モデルに基づいている。

当行グループは、信頼水準を99.9%、資本ホライズンを1年とし、モンテカルロ・シミュレーション技法に基づいて包括的リスク計測値を計算している。当行グループのモデルは、適格コーポレート・コリレーション・トレーディング・ポジションに適用される。このポジションの典型的な商品は、債務担保証券、nthトゥ・デフォルト・クレジット・デフォルト・スワップ、ならびにこれらのコーポレート・コリレーション商品のリスク管理に使用される、一般的に取引されるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップおよびシングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップである。

包括的リスク計測の対象となる取引は、適格になるために最低流動性基準を満たさなければならない。このモデルは、全面的再評価アプローチにより、ポートフォリオの集中および非線形的な影響を組み入れている。

規制報告目的では、包括的リスク計測は、報告日における内部モデルのスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。2016年度第1四半期以降、CRM RWAの計算には、(a)インプライド相関にnthトゥ・デフォルト・バスケット内のストレスを与え、(b)内部モデルのスポットの価額を上回るストレス・テスト損失を考慮に入れる、規制に定められた2つのアドオンが含まれている。

内部モデルの包括的リスク計測は、規制当局の認可を経て2018年度第4四半期に廃止された。このモデルで捕捉された残りの小規模なエクスポージャーは、追加的リスクに係る自己資本賦課とマーケット・リスク標準的アプローチによってカバーされている。

マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の下で、マーケット・リスク管理部がエクスポージャーおよび一定のエクスポージャーの集中を監視する。当行グループは、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。

当行グループはまた、CRR/CRD 4に規定されるように、長寿リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。さらに、特定の種類の投資ファンドは、MRSAに基づき自己資本賦課が要求される。リスク管理目的では、当該ポジションもまた当行グループの内部報告フレームワークに含まれる。

トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、主に当行グループのバンキング勘定におけるトレーディング・ユニットの活動範囲外および一定のオフバランス項目から発生する。その分野において、当行グループがリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類の行動パターンの変化からのリスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）。
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスク管理フレームワーク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味し、法的リスクを含む。オペレーショナル・リスクにはビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。このリスクは、風評リスクと同様に、当行の非財務リスクのサブセットを構成している。

当行グループのオペレーショナル・リスクのガバナンスは、財務リスクが非財務リスクにかかわらず、すべてのリスクを管理するために、当行の3つの防衛線（以下「3LoD」という。）アプローチに従っている。この3LoDアプローチは、当行、当行の顧客および株主をリスク損失およびその結果生じる風評被害から守ることを目指している。このアプローチは、当行グループのすべてのオペレーショナル・リスクが識別され、カバーされること、オペレーショナル・リスクの管理に関する説明責任が明確に割り当てられること、ならびにリスクが当行の最善かつ長期的な利益に立って負担され、管理されることを確保することを目指している。3LoDアプローチとその基本原則、すなわち、自己のリスクを管理する第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）に対する全面的な説明責任と、当行の所定のリスク選好の範囲内でリスク負担およびリスク管理を監視し検証する独立した第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）の存在は、グループ、地域、国および法人企業を含む組織のすべてのレベルに適用される。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの選好は、事業を行う結果として当行グループが受け入れる意思のあるオペレーショナル・リスクの程度を規定している。当行グループは、日次の業務のみならず戦略的にも意識的にオペレーショナル・リスクを負担している。当行は特定の種類のオペレーショナル・リスクの障害（法規制の深刻な違反および不正行為等）について選好を設定しない場合があるが、事業目標を達成するために一定程度のオペレーショナル・リスクを受け入れなければならない場合もある。残存リスクが当行グループのリスク選好の範囲外にあると評価された場合は、さらにリスクを是正すること、リスクに保険を掛けること、または事業を中止することを含め、追加のリスク削減措置を講じなければならない。

非財務リスク管理部（NFRM）は、当行の財務以外のリスク種類（オペレーショナル・リスクを含む。）に対するリスク機能であり、包括的なオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（ORMF）を所有している。

ORMFは、オペレーショナル・リスクの識別、評価、測定、監視および是正に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。その構成要素は、当行の最も重要なオペレーショナル・リスクを管理する包括的なアプローチを提供するために一緒に機能するように設計されている。ORMFの構成要素には、第1および第2のLoDならびにオペレーショナル・リスク管理プロセスおよび適切かつ独立した検証に関する役割と責任の設定、オペレーショナル・リスクの選好の設定および遵守に対する当行グループのアプローチ、オペレーショナル・リスクの種類および統制の分類法、オペレーショナル・リスク管理プロセス（手法を含む。）の最低基準、独立したガバナンス、ならびに当行のオペレーショナル・リスク資本モデルが含まれる。

当行は、オペレーショナル・リスクの管理に関する中核的な役割とそれぞれの権限を含む3つのオペレーショナル・リスク・ガバナンス基準を設定しており、これに従っている。

オペレーショナル・リスク・ガバナンス基準：NFRMはORMFを所有し、オペレーショナル・リスク資本の十分な水準を決定する。

- 第2のLoDの統制機能として、NFRMはオペレーショナル・リスク選好に対する当行のアプローチを定義し、その遵守、違反および結果についてモニターする。NFRMは、第1のLoDによるリスクおよび統制の評価ならびにリスク管理活動を独立した立場でレビューし、検証する。NFRMは、リスクの監視および必要に応じてリスク選好の範囲内に当行のオペレーショナル・リスクを戻すための補完統制を提案する。また、当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルとトップ・リスクを設定し、定期的に報告する。
- オペレーショナル・リスクに関する特定分野の専門家として、NFRMはオペレーショナル・リスクの将来を考慮したリスク管理を促すリスクに関する独立した見解を提供し、リスク保有者と積極的に協働し、当行全体におけるリスク管理基準および統制基準の実施を促進している。
- NFRMの目的は、当行のオペレーショナル・リスクに対応できる十分な自己資本が保有されていることを確保することである。NFRMには、マネジメント・ボードに提案する目的で、オペレーショナル・リスクに必要な資本について十分なレベルを決定するためのアプローチを設計、実施および維持する責任がある。これには、先進的計測手法（AMA）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要および予想損失の計算および配分が含まれる。

オペレーショナル・リスク・ガバナンス基準：第1のLoDとして、リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関して全面的な説明責任を有し、定義されたリスク特有の選好に照らしてこれらを管理する。

リスク保有者とは、財務リスクか非財務リスクかにかかわらず、リスクを生じさせるような、当行における役割である。業務部門および管理部門のリーダーは、それぞれの組織のオペレーショナル・リスクのプロファイルの識別、組織内におけるリスク管理および統制基準の実施、リスク選好の範囲内でのオペレーショナル・リスクの軽減または受け入れに関する経営判断、ならびに主要な統制の構築および維持のために、適切な組織構造を決定しなければならない。

オペレーショナル・リスク・ガバナンス基準：リスク種類管理責任者（以下「RTC」という。）は、オペレーショナル・リスクの第2のLoD統制機能としての役割を担う。

RTCはフレームワークを構築し、彼ら自身が統制する特定のオペレーショナル・リスクの種類に関するリスク選好文書を定義する。彼らはリスク選好に照らしてリスク種類のプロファイルを監視し、リスク選好に違反する事項については拒否権を有する。RTCは、リスク管理および統制の基準を定義し、リスク保有者によるこれらの基準の実施ならびにリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、検証する。RTCは、独立したオペレーショナル・リスク・ガバナンスを構築し、集約されたリスク種類プロファイルに関する報告書を作成する。リスク種類の専門家として、RTCはリスク種類とその分類法を定義し、第1のLoDにおけるリスク管理基準およびプロセスの実施を支援し、促進する。独立性を維持するため、RTCの役割は管理部門にのみ配置されている。助言の提供がRTCの独立性に影響を及ぼすことはない。

オペレーショナル・リスクの測定

当行グループは、AMA手法を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行グループのAMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクステンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベース（IBM OpData）からの外部シナリオを使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。当行グループの損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失をヒストリカル損失プロファイルでは単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わせられ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その結果、資本は質的調整および予想損失を考慮した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本は、99.9%分位値から算出される。2017年度第4四半期以降は、経済的資本も99.9%分位値に設定されている。所要規制自己資本および経済的資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。NFRMは、資本需要の定量化に関して、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

流動性リスク管理

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じるリスクである。グループの流動性リスク管理フレームワークの目的は、グループが常に支払義務を履行し、流動性リスクおよび資金調達リスクをリスク選好の範囲内で管理することができるようにすることである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。

流動性リスク管理フレームワーク

ECBの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）に従って、ドイツ銀行は年次の内部適性流動性評価プロセス（ILAAP）を実施している。当該プロセスはマネジメント・ボードによりレビューされ承認されている。ILAAPは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別、これらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかについての記載、これらのリスクを管理および軽減するために用いた技術やリソースに関する記載が含まれている。

マネジメント・ボードは、グループ・リスク委員会（GRC）による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。少なくとも年に1回、マネジメント・ボードは、流動性リスクを測定および統制するために当行グループに適用されるリスク選好ならびに当行グループの長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

財務部は、当行全体の流動性および資金調達ポジションの管理を委任されており、流動性リスク管理部（LRM）は、独立した統制機能として行動し、流動性リスク・フレームワークをレビューし、リスク選好に関してGRCに提言を行い、また、当行グループの流動性リスク・プロファイルを測定し管理するために財務部により開発された流動性リスク・モデルを検証する責任を有している。

財務部は、マネジメント・ボードの承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、これらを監視しコンプライアンスを確実にするための多くの手段を実施している。さらに、財務部は、業務ポートフォリオの流動性の特性を分析し理解するために、LRMおよび業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行のポジションの変化を理解するために、定期的かつ頻繁に協議している。当行グループが全体的な流動性および資金調達選好の範囲内で業務を行うことができるよう、専用の業務目標が割り当てられている。

マネジメント・ボードは、週次の流動性ダッシュボードを通して、これらのリスク選好の測定基準に関する実績について報告を受ける。年次の戦略的計画策定プロセスの一環として、計画が当行グループのリスク選好に従っていることを確実にするため、当行グループは基礎となる業務計画に基づき主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。

流動性カバレッジ比率

内部的なストレス・テストの結果に加え、当行グループは、マネジメント・ボードが承認した流動性カバレッジ比率（LCR）に関するリスク選好を有している。LCRは、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、正味キャッシュ・アウトフロー合計（契約上のエクスポージャーとモデル化されたエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、ストレスのかかったシナリオにおける流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（HQLA）の金額として定義されている。

この要求は、2014年10月に採択された委員会委任規則(EU)第2015/61号を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、EU圏内では2015年10月1日より要求されている。

LCRは、内部的なストレス・テストのフレームワークを補完するものである。最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することを目指している。

2018年11月に、当行は2019年1月1日よりLCR比率を113%以上に維持するため、内部的なリスク選好を3%保守的に設定した。

内部流動性ストレス・テストとLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（8週間対30日）、流動性準備金とLCRのHQLAの区分やヘアカットの違い、様々な資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびに様々な資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行グループの流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRはこれを明確に把握できない。

資金調達リスク管理

構造的資金調達

ドイツ銀行の、長期資金調達リスクの監視および管理のための第1の手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルを評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、未手当の流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の期限プロファイルが流動性プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（<1年）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトムアップの評価をトップダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの期限構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。

業務ユニット全体の資金調達の需要と供給の変動を盛り込む戦略的流動性計画プロセスは、当行が目標とする主要な流動性および資金調達の測定基準とともに、当行グループの資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。マネジメント・ボードの承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別、通貨別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行グループはまた、独立した米ドルおよび英ポンドの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（>1年から>10年）における最大ショート・ポジションをそれぞれ100億ユーロおよび50億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（>1年から>10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行グループのグローバルな資金調達マトリクスに関するリスク選好を補完するものである。

ビジネス（戦略）リスク管理

戦略リスクは、コスト削減によって補うことができない収益のパフォーマンスが予想を下回ることにより営業利益が不足するリスクである。戦略リスクは、競争環境や規制の枠組みの変更、またはマクロ経済環境における効果的でないポジション

グから生じる可能性がある。また、戦略リスクは、戦略実行の失敗および/または期待より低いパフォーマンスに対する効果的な対策実施の失敗からも生じる可能性がある。

戦略的および資本計画は毎年策定され、協議および承認のためにマネジメント・ボードに提示される。最終的な計画はその後、スーパーバイザリー・ボードに提示される。当年度において、事業戦略の実行は、戦略目標に対するパフォーマンスを評価するため、および目標達成の軌道から外れていないことを確実にするために、定期的に監視されている。このプロセスに関するさらに包括的な説明は、「戦略的および資本計画」の項に詳述されている。

モデル・リスク管理

モデル・リスクは、不正確または誤使用されたモデル・アウトプットおよびこうしたアウトプットを使用した報告書から悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または当行グループの評判を損なう可能性がある。「モデル」という用語は、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチを指す。

モデル・リスクは、価格決定モデル、リスクおよび資本モデル、ならびにその他のモデルで管理される。

- 価格決定モデルは、正式な帳簿や記録に計上される資産および負債の公正価値測定値、ならびに/またはマーケット・リスク管理部（MRM）のプロセスに入力されるリスク感応度を算出するために利用される。
- リスクおよび資本モデルは、規制自己資本または内部自己資本の要件（VaR、IMM、ストレス・テスト等）に関して使用されるリスクに関連している。
- その他のモデルは、当行の価格設定モデルならびにリスクおよび資本モデル以外のモデルである。

モデル・リスクの選好は、モデル・リスク管理が強力なリスク文化に組み込まれ、可能な限りリスクが最小限に抑えられるように、当行グループの定性的表明に沿って調整される。

モデル・リスクの管理には、以下の事項が含まれる。

- 効果的な課題をモデル開発プロセスに提供し、使用条件の識別、調整やオーバーレイが必要となる可能性がある方法論上の制限、および修正が必要となる可能性がある検証結果を含むような、強固で独立したモデル評価を実施すること。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、強力なモデル・リスク管理とガバナンスのフレームワークを確立すること。
- 規制要件に整合しており、モデル・ライフサイクル全体における主要なステークホルダーに対して明確な役割と責任を定めた、当行全体にわたるモデル・リスク関連の方針を作成すること。
- モデル・リスクの統制環境を評価し、定期的にマネジメント・ボードに報告すること。

当行は、モデル・リスク管理フレームワークの改善を進めており、2018年度に以下の3つのモデル区分において大きな進展があった。

- 2018年度においてプライシング・モデルの統制環境の改善が引き続き進展した。これは、モデル使用の例外が著しく減少したことによる、許容範囲内の非戦略的プラットフォーム上の取引数の減少に反映されている。
- 「その他のモデル」が識別され、モデル一覧に含められたことにより、すべてのモデル区分について、2019年度以降にグループ・レベルでモデル・リスクを測定、管理および監視することができる透明性の高い基盤が完成した。
- 主要な統制をリスクおよび資本モデル全体にわたって引き続き運用しつつ、それを補足するものとして、検出事項を検証し、そのうち特定の検出事項については優先的に改善を行う統制フレームワークも導入した。

経営陣は、フレームワークがリスクを効果的に識別、監視および測定することを確実にするために、堅固で一貫性のあるモデル・リスク管理フレームワークを導入することを決定した。この取り組みは、ボードの監視、モデルの識別とモデル一覧、単一の首尾一貫した方針とガバナンス・フレームワーク、モデル開発の実務、ならびに有効かつ厳格なモデル検証に焦点を当てている。

風評リスク管理

当行グループのリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、当行グループのブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

主な風評リスクを管理するために、風評リスク・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）が整備されている。本フレームワークには、風評リスクをもたらず可能性のある事項について、事前に積極的な意思決定を行うことによって可能な限りドイツ銀行の風評被害を防ぐプロセスが含まれる。別のリスク種類、統制またはプロセスにおける障害から生じる可能性がある風評リスク（二次的な風評リスク）は、関連するリスク種類のフレームワークを介して別途対処される。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定するために設定されている。当行グループの評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視、および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、当行グループの各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクの潜在的な原因に留意し、本フレームワークに従ってそれらに対応する義務がある。風評リスク管理部は、風評リスクの識別と上申に関連するものを含め、本フレームワークの有効性を評価し統制する目的で、振り返りと教訓プロセスを策定し、実施した。

少なくとも中程度の風評リスクをもたらずと考えられる問題が識別された場合、各部門の風評リスク評価手続（部門RRAP）を通じて、各業務部門内でのさらなる検討のため上申されなければならない。ある問題が重大な風評リスクをもたらずと見なされた場合、これをさらなる検討のために4つのリージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）のうちの一つの委員会を通じて上申しなければならない。重要性評価に加えて、必須上申基準として知られる特定の基準もある。必須上申基準は、評判の観点から本質的にリスクが高くなっていると考えられる場合、定義された特定分野の専門家（SME）（業界の風評リスクやグループの持続可能性等）、および/または部門RRAPやRRRCへの上申を義務づけるものである。

当該RRRCは、グループ・リスク委員会（GRC）の小委員会であるグループ風評リスク委員会（GRRC）の小委員会であり、マネジメント・ボードを代表してドイツ銀行の各地域における風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。特別な状況においては、RRRCがGRRCに上申することもある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行グループの経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

リスクおよび資本のパフォーマンス

資本およびレバレッジ比率

規制自己資本

当行グループの規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制または「CRR」)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)に基づいた自己資本水準に準拠している。本項および「リスク・ウェイトド・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及している。したがってグループ内の保険会社および金融部門以外の会社はここに含まれていない。

2018年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2(T2)資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1(CET 1)資本およびその他Tier 1(AT1)資本に細分化される。

普通株式等Tier 1(CET 1)資本は、主に(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。))およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整(すなわち、ブルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のブルデンシャル・フィルターは、()証券化売却益、()キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに()追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、()無形資産、()将来の収益性に依存する繰延税金資産、()予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、()確定給付年金基金資産正味額、(v)金融部門事業体との資本の相互持合い、および(vi)一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、T2)に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1(AT1)資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適切な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適切なグランド・ファザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、さらなる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2(T2)資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結T2資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。T2資本として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される(その認識の上限は2018年度に40%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。)

最低所要自己資本と追加的自己資本バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット(RWA)の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限などの監督措置が発せられることがある。2018年度において当行は自己資本規制に従っていた。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の組み合わせられた資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され(システミック・リスク・バッファ(ある場合)は、段階的な導入の対象外)、2019年以降、全面的に施行される予定である。第1

の柱の最低所要自己資本に加えて、当該資本バッファの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

当行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）によって引き続きグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）に指名された。その結果、G-SIIの資本バッファとして2019年にCET 1資本でRWAの2.00%が要求されており、2016年から0.5%ずつ段階的に導入され、2017年には1.00%、2018年には1.50%であった。これは、2018年に公表された指標に基づくFSBのシステミックな重要性の評価に従ったものである。当行は、引き続き当行の指標をウェブサイト上で公開する。

資本保全バッファは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入され、2019年にCET 1資本についてRWAの2.50%の所要自己資本に相当し、2016年から0.625%ずつ段階的に導入され、2017年には1.25%、2018年には1.875%であった。

カウンターシクリカル資本バッファは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファは、2019年までCET 1資本でRWAの0%から2.50%の間で多様である。例外的に、2.50%よりも高くなり得る。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、当行の関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2018年12月31日現在、機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、0.07%であった。

上記のバッファに加えて、BaFin等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非シクリカルシステミック・リスクおよびマクロ・プルーデンシャル・リスクを回避および軽減するためのシステミック・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でCET 1資本でRWAの5.00%の追加的なバッファを要求する可能性がある。2018年度末現在（および現時点で）、システミック・リスク・バッファは当行には適用されていない。

加えて、ドイツ銀行AGは、BaFinによってその他のシステム上重要な金融機関（O-SII）として分類されており、2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならない。ドイツ銀行については、O-SIIバッファが2017年度に第1段階として0.66%適用され、2018年度には1.32%、2019年度には2.00%となる。特定の例外が適用される場合を除き、システミック・リスク・バッファ（2018年12月31日現在、該当なし）、G-SIIバッファおよびO-SIIバッファのいずれか高い方のみを適用しなければならない。従って、O-SIIバッファの要件は、2018年12月31日現在適用されていない。

加えて、第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（SREP）に従って、欧州中央銀行（ECB）は、法令の要件（いわゆる、第2の柱の要件）よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。2017年12月19日に、ドイツ銀行は、ECBから2017年度のSREPの結果を受けた2018年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定により、2018年1月1日以降、ドイツ銀行は、2018年12月31日現在、最低10.69%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することが要求される。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.875%の段階的導入の資本保全バッファ、0.07%のカウンターシクリカル資本バッファ（2018年12月31日現在）および1.50%の段階的導入のG-SII資本バッファで構成される。これに対して、2018年12月31日現在、ドイツ銀行のTier 1所要自己資本比率は12.19%、自己資本合計比率は14.19%であった。

資本保全バッファおよびG-SII資本バッファ要件の移行期間が終了し、CET 1資本でカバーされる必要があるすべてのバッファレベルがそれぞれ2.50%および2.00%であったことから、2019年1月1日以降、ドイツ銀行は連結ベースでCET 1比率を最低11.82%に維持しなければならない。CET 1所要自己資本の内訳は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%に据え置かれた第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（2018年度末0.07%）および2.00%のG-SIIバッファで構成される。これに対して、2019年のドイツ銀行単体のTier 1所要自己資本比率は13.32%、自己資本合計比率は15.32%である。2019年2月8日に、ドイツ銀行は、ECBから2018年度のSREPの結果を受けた2019年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。この決定により、2019年3月1日以降、ドイツ銀行の第2の柱であるCET 1所要自己資本の要件は2.75%に据え置かれた。また、ECBは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる。）を当行が維持することを期待する内容を直接通知した。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合に当該銀行に対し資本配分が自動的に制限されることはないが、当行には当該ガイダンス維持することを要求している。

下表は、2018年と2019年にドイツ銀行に適用される、第1の柱と第2の柱（「第2の柱」のガイダンスを除く。）の異なる最低所要自己資本および資本バッファの要件（段階的導入ベースで示す。）の概要を示している。

総所要自己資本および資本バッファの概要

	2018年	2019年
第1の柱		
CET 1最低所要自己資本	4.50%	4.50%
合算後のバッファの要件	3.44%	4.57%

資本保全バッファ	1.875%	2.50%
カウンターシクリカル資本バッファ	0.07% ¹	0.07% ¹
以下の最大要件:	1.50%	2.00%
G-SIIバッファ	1.50%	2.00%
O-SIIバッファ	1.32%	2.00%
システミック・リスク・バッファ	0.00%	0.00% ²

第2の柱

第2の柱のCET 1資本のSREPアドオン(「第2の柱」のガイダンスを除く。)	2.75%	2.75%
第1の柱および第2の柱のCET 1所要自己資本合計 ³	10.69%	11.82%
第1の柱および第2の柱のTier 1所要自己資本合計	12.19%	13.32%
第1の柱および第2の柱の総所要自己資本	14.19%	15.32%

- 1 ドイツ銀行のカウンターシクリカル資本バッファの要件は、各報告日時点のEBAおよびバーゼル銀行監督委員会(BCBS)によって定められた各国ごとのバッファ率ならびにドイツ銀行の関連する信用エクスポージャーも算定の基礎となる。2018年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2018年12月31日現在のものである。2019年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2019年度のデータが入手できないため、0.07%と仮定している。
- 2 システミック・リスク・バッファは、2019年度の予想では引き続き0%であると仮定している。ただし、追加的な指令によって変更される可能性がある。
- 3 第1の柱と第2の柱(「第2の柱」のガイダンスを除く。)のCET 1総所要自己資本は、SREPに基づく所要自己資本、G-SII、O-SIIおよびシステミック・リスク・バッファの所要自己資本のいずれか高い方、およびカウンターシクリカル資本バッファの所要自己資本を合計することによって算出する。

規制自己資本の変動

2018年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は551億ユーロであり、475億ユーロのCET 1資本と76億ユーロのAT1資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2017年度末から25億ユーロ減少した。これは、主にCET 1資本が2017年度末から33億ユーロ減少した一方で、同期間にAT1資本が8億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が33億ユーロ減少したことは、主に、段階的導入率が2017年度は80%であったのに対し、2018年度は100%になったことから、規制上の調整額が増加したことによるものである。ECBのガイダンスに基づき、またEBAの支払コミットメントに関するガイドラインに従い、ドイツ銀行は、2018年1月1日以降、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントをリスク加重するのではなく、その他のCET 1資本控除として取り扱っている。2018年12月31日現在の当該資本控除額は6億ユーロであった。2018年1月1日のIFRS第9号適用によって、資本は4億ユーロ減少した。さらに、当行グループのCET 1資本は2018年度第2四半期に5億ユーロ減少した。これは、2017年会計年度分の配当金の支払い(年次株主総会後に1株当たり11セント)および年次払いのAT1クーポンに係る支払いの影響によるものであるが、これらは2017年度の当期純損失の結果として、規制(EU)第575/2013号(ECB/2015/4)の第26条(2)に従い、CET 1資本に対し未払計上されていなかった。2018年12月31日現在、当行グループの3億ユーロのプラスの純利益は、当行グループの2018年度末の3億ユーロの配当金およびAT1クーポンの未払計上により全額が相殺されている。当該配当金およびAT1クーポンは、規制(EU)第575/2013号(ECB/2015/4)の第26条(2)に従ったCET 1資本の中間または期末の利益の認識に関するECBの「決定」(EU)(第2015/656号)に則っている。CET 1資本へのマイナスの影響は、DWS Group GmbH & Co. KGaA(DWS)の株式の公開(IPO)による9億ユーロのプラスの影響により一部相殺されている。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本が8億ユーロ増加したことは、段階的に廃止されたAT1資本からの規制上の調整額が17億ユーロ減少したプラスの影響と、2018年度第2四半期における名目金額10億ユーロの一つの従来のハイブリッドAT1金融商品の繰上償還および償還のマイナスの反対効果によるものである。AT1資本からの規制上の調整額は、完全適用規則のもとでCET 1資本から差し引かれるが、移行期間にAT1資本から控除することが認められる特定のCET 1控除の残存金額を反映している。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2018年度に100%に増加し(2017年度は80%であった。)、それに対応して、AT1資本の水準は2018年度に0%に減少した(2017年度は20%であった。)

2018年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2017年度末の529億ユーロに対して、521億ユーロであった。2018年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2017年12月31日現在の483億ユーロに対して、475億ユーロであった。2018年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるその他Tier 1資本は、2017年度末から増減がなく、46億ユーロであった。

当行グループの完全適用によるCET 1資本が2017年度末に比べて8億ユーロ減少した内訳は、主に単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの控除による6億ユーロ、IFRS第9号適用の影響による4億ユーロ、2018年度第2四半期における1株当たり11セント合計2億ユーロの配当金およびAT1クーポンに係る支払い3億ユーロならびにブルデンシャル・フィルターによる規制上の調整(追加評価調整)による3億ユーロのマイナスの影響によるものである。これらのマイナスの影響は、当行グループによるDWSのIPOによる9億ユーロのプラスのCET 1拠出によって相殺されている。

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	CRR/CRD 4 の完全適用	CRR/CRD 4 ¹	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金				
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金 ²	45,515	45,515	45,195	45,195
利益剰余金	16,297	16,297	17,977	17,977
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	382	382	696	660
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） ³	0	0	-751	-751
その他 ²	846	846	0	33
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	63,041	63,041	63,116	63,114
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整				
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	-1,504	-1,504	-1,204	-1,204
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-329	-329	-102	-74
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-8,566	-8,566	-8,394	-6,715
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-2,758	-2,758	-3,004	-2,403
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額 ⁴	-367	-367	-502	-408
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-1,111	-1,111	-1,125	-900
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-25	-25	-144	-117
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%/15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10%/15%基準超過額）（マイナスの金額）	0	0	0	0
その他の規制上の調整 ⁵	-895	-895	-341	-485
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-15,555	-15,555	-14,816	-12,306
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	47,486	47,486	48,300	50,808
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	3,009	N/M	3,904
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	7,685	4,676	8,579

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	CRR/CRD 4 の完全適用	CRR/CRD 4 ¹	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整				
(金融)機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有(マイナスの金額)	-80	-80	-55	-26
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	N/M	N/M	-1,730
その他の規制上の調整	0	0	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-80	-80	-55	-1,756
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,595	7,604	4,621	6,823
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	52,082	55,091	52,921	57,631
Tier 2 (T2) 資本	9,211	6,202	10,329	6,384
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	61,292	61,292	63,250	64,016
リスク・ウェイトド・アセット合計	350,432	350,432	344,212	343,316
自己資本比率				
普通株式等Tier 1資本比率(リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	13.6	13.6	14.0	14.8
Tier 1資本比率(リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	14.9	15.7	15.4	16.8
自己資本合計比率(リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	17.5	17.5	18.4	18.6

N/M - 表記するに値しない。

- 2018年1月1日より、CET 1の規制上の調整を段階的に導入してきたCRR/CRD 4「経過」(または「段階的」)規定における導入比率が100%に到達するとともに、経過規定でのみ認識可能な少数株主持分に係る段階的廃止比率が100%となった。
- 当行グループによるDWSのIPOにより、9億ユーロのCET 1が拠出されたが、これは資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金の1億ユーロ、その他における少数株主持分の8億ユーロに反映されている。
- 規制(EU)第575/2013号(ECB/2015/4)の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に従い、中間利益は認識されない。
- 2019年1月18日に公表されたCRR第159条および最近のEBAによるガイダンス(Q&A 2017_3426)に基づき、特定の信用リスク調整として未経過信用スプレッドの追加評価調整のみが使用されている。
- ECBのガイダンスに基づき、また単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するEBAのガイドラインに従い、2018年1月以降、6億ユーロの資本控除が含まれている。さらに、規制(EU)第1024/2013号第16条(1)(c)および第16条(2)(d)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除を含む。

リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、リスク・ウェイト・アセット（RWA）の概要を、リスク種別および業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当ある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

移行規定に従ったリスク種別および業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

2018年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計
信用リスク	115,035	76,592	5,236	15,964	212,827
決済リスク	39	0	0	47	86
信用評価調整（CVA）	7,642	202	112	42	7,997
マーケット・リスク	37,446	89	0	0	37,535
オペレーショナル・リスク	76,145	10,827	5,017	0	91,989
合計	236,307	87,709	10,365	16,053	350,432

2017年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計
信用リスク	118,940	75,377	3,273	16,552	214,142
決済リスク	142	0	0	5	147
信用評価調整（CVA）	6,189	171	84	7	6,451
マーケット・リスク	30,896	70	0	0	30,966
オペレーショナル・リスク	74,936	11,654	5,020	0	91,610
合計	231,103	87,272	8,378	16,564	343,316

2018年12月31日現在のCRR/CRD 4に基づくRWAは、経過規定がまだ適用されていた2017年度末の3,433億ユーロに対して、3,504億ユーロであった。この71億ユーロの増加は主に、マーケット・リスクRWAおよびCVA RWAによるものである。CVA RWAは、手法および方針関連のいくつかの変更によるものである。マーケット・リスクRWAの66億ユーロの増加は、ストレスのかかったVaRの増加および集中リスクの一時的な増加によるものである。信用リスクRWAは、主に、パラメータの再調整、モデルおよび手法の変更、ならびに未決済のシンジケート・ローンの捕捉の改善によるRWAの減少に起因して、13億ユーロ減少した。この減少は、当行グループのCIBおよびPCBの両セグメントの事業成長によるRWAの増加によって部分的に相殺された。

2018年1月1日以降、経過規定上のRWAは、すべての経過措置が期限を迎えたため、完全適用ベースによるRWAと同額となっている。2017年12月31日現在、経過規定によるRWAは、グランド・ファーザー規定に従って持分ポジションのごく一部を依然として認識しており、完全適用ベースのRWAの3,442億ユーロをわずかに下回り、3,433億ユーロとなった。

経済的資本

内部適正自己資本

当行グループの内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行の存続可能性を継続的に維持することを目的としている。当行グループは経済的観点から、内部適正自己資本を、以下の表に示すとおり、内部資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価している。

資本供給と資本需要の合計

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く。）

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
資本供給		
株主持分	62,495	63,174
非支配持分 ¹	900	0
未払AT1クーポン	-218	-213
証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	-26	-29
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整	-304	-73
追加評価調整	-1,504	-1,204
無形資産	-9,141	-8,839
一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産	-3,090	-3,341
予想損失ショートフォール	-367	-502
確定給付年金基金資産 ²	-1,111	-1,125
自己の普通株式等Tier 1資本性金融商品の保有	-11	-131
住宅ローンおよび預金保護	0	-19
その他の調整 ³	-1,122	-322
その他Tier 1資本性金融商品	4,675	4,675
資本供給	51,176	52,051
経済的資本需要合計		
信用リスク	10,610	10,769
マーケット・リスク	10,341	10,428
オペレーショナル・リスク	7,359	7,329
ビジネス・リスク	4,758	5,677
分散効果	-6,960	-7,074
資本需要	26,108	27,129
内部適正自己資本比率	196%	192%

1 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 2018年1月1日以降に発生した、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの資本控除による6億ユーロが含まれている。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。2018年12月31日現在のこの比率は、2017年12月31日現在の192%に対し、196%となった。この比率の変動は、主に、資本供給の減少により一部相殺された、資本需要の低下に起因するものであった。資本供給は9億ユーロ減少したが、これは主に、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの控除によるマイナスの影響6億ユーロ、IFRS第9号の適用による影響4億ユーロ、金利変動による未実現損失3億ユーロ、追加的な価値調整の控除3億ユーロ、および普通株式配当金の支払2億ユーロによるものである。これらのマイナスの影響は、当行グループによるDWS Group GmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）の一部株式の公開（IPO）による10億ユーロのプラスの拠出額により一部相殺された。資本需要の低下は、「リスク・プロファイル」の項で説明しているとおり、経済的資本使用額の減少によるものであった。

上記の適正自己資本の額は、連結ドイツ銀行グループ全体に適用され、当行グループのリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

レバレッジ比率

当行グループは、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行グループは収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行グループは、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行グループは、グループ・リスク委員会（GRC）による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行グループは当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

改訂版CRR/CRD 4フレームワークに従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。現在CRR/CRD 4のフレームワークは、遵守すべき強制的な最低レバレッジ比率を規定していないが、欧州三機関による協議での法案には3%の最低レバレッジ比率の導入が盛り込まれている。ただし、その実施日の提案にはばらつきがある。また、2017年12月に公表されたバーゼル最終規則によって、グローバルなシステム上重要な機関（以下「G-SII」という。）として特定された銀行に対し、追加的なレバレッジ比率のバッファ要件、すなわち50%（G-SIIバッファ）が適用されることとなった。当該追加的なレバレッジ比率のバッファの実施および適用時期に関する詳細は、今後の法律制定プロセスの動きによる。

当行グループは、当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU)第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU)第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。さらに、当行グループは下表に示すとおり、レバレッジ比率を段階的導入ベースで提供する。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランスシートのエクスポージャー、およびその他のオンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価に係る規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャーの額の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャーの額から控除される。デリバティブ取引で差入れられた現金変動証拠金として認識された債権の控除は、以下の「レバレッジ比率の共通開示」の表のデリバティブ・エクスポージャーに表示されている。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブ・プロテクションの実質想定元本分がさらに減額される。

証券金融取引（SFT）の構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランスシートのエクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランスシートのエクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く。）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く。）の会計上の価値およびTier 1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を、2016年2月16日の欧州連合官報で公表された委員会実施規則(EU)第2016/200号に基づき、欧州委員会が採用した実施技術基準（ITS）の開示表に従い表示するものである。追加的な情報として、段階的導入の数値も含まれている。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ

2018年12月31日現在 2017年12月31日現在

公表された財務諸表における資産合計	1,348	1,475
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	0	5
デリバティブ金融商品に関する調整	-140	-172
証券金融取引に関する調整(SFT)	14	41
オフバランス項目に関する調整(すなわち、オフバランスシートのエクスポージャーの信用相当額への転換)	99	95
その他の調整	-49	-50
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額(完全適用)	1,273	1,395
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額(段階的導入)	1,273	1,396

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ

(別途記載のものを除く。)

2018年12月31日現在 2017年12月31日現在

デリバティブ・エクスポージャー合計	159	166
証券金融取引エクスポージャー合計	103	158
オフバランスシートのエクスポージャー合計	99	95
その他の資産	925	990
Tier 1資本の算定上控除された資産額 ¹	-13	-14
Tier 1資本(完全適用)	52.1	52.9
レバレッジ比率エクスポージャーの総額(完全適用)	1,273	1,395
レバレッジ比率(完全適用、%)	4.1	3.8

Tier 1資本(段階的導入)	55.1	57.6
レバレッジ比率エクスポージャーの総額(段階的導入)	1,273	1,396
レバレッジ比率(段階的導入、%)	4.3	4.1

1 完全適用によるTier 1資本の定義を使用している。段階的導入によるTier 1資本の定義を使用している金額は、2018年12月31日現在および2017年12月31日現在、それぞれ-130億ユーロおよび-130億ユーロである。

2018年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2018年12月31日現在の、当行グループのCRR/CRD 4完全適用ベースによるレバレッジ比率は4.1%であった(2017年12月31日現在では3.8%)。これは、2018年12月31日現在のTier 1資本521億ユーロ(CRR/CRD 4完全適用ベースによる。)の、適用される額を用いたエクスポージャー12,730億ユーロに対する比率である(2017年12月31日現在では、それぞれ529億ユーロおよび13,950億ユーロ)。

当行グループの経過規定によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は、2018年12月31日現在、4.3%であり(2017年12月31日現在では4.1%)、経過規定により適用されるエクスポージャーの額は12,730億ユーロとすると、Tier 1資本は551億ユーロとして算定された(2017年12月31日現在では、それぞれ13,960億ユーロおよび576億ユーロ)。2018年1月1日より、経過規定における当該エクスポージャーは、完全適用によるエクスポージャーと同額となる(2017年12月31日現在では10億ユーロ高かった)。これは、経過規定の下では、Tier 1資本の算定において控除される資産の金額がより低かったからである。

2018年度全体において、当行グループのレバレッジ比率エクスポージャーは、1,220億ユーロ減少し、12,730億ユーロとなった。これは、主に、貸借対照表上のSFT関連項目(売戻条件付買入有価証券(逆レポ)、借入有価証券担保金およびプライム・ブローカレッジ債権)の減少、および担保認識範囲の拡大によるカウンターパーティ信用リスクのアドオンの減少を反映し、SFTエクスポージャーが550億ユーロ減少したことによるものである。その他の資産は650億ユーロ減少したが、これは、当行グループの貸借対照表残高の変動を反映している。特に、現金および中央銀行預け金・インターバンク預け金が370億ユーロ減少し、デリバティブ以外のトレーディング資産が330億ユーロ減少した。デリバティブは、潜在的な将来のエクスポージャーに係るアドオンの減少により、70億ユーロ減少した。オフバランスシートのエクスポージャーは、取消不能貸出コミットメントに係る想定元本の増加に伴い、40億ユーロの若干の増加となった。

2018年度におけるレバレッジ比率エクスポージャーの減少は、有利な為替レートの動き(主に、ユーロの対米ドルでの下落)の影響による260億ユーロも反映している。

2018年12月31日現在、IFRSに基づく資産合計のIFRSに基づく資本合計に対する比率として計算した当行グループのレバレッジ比率は20で、これに対し、2017年12月31日現在では22であった。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

信用リスク・エクスポージャー

当行グループは、IFRS第9号の会計基準に従って2018年度に関する情報を提供しているが、2017年度の数値はIAS第39号の会計規則に基づいており、旧表示形式で表示されている。会計要件が大幅に変更したことから数値は比較可能な状態ではない。

カウンターパーティ信用エクスポージャーは、当行グループの伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金や偶発負債といった要素を含む。）に加え、一定の金融商品（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブを含む。）における顧客との直接的トレーディング活動から発生する。エクイティ商品および取引クレジット商品（債券等）における当行グループのポジションから、債務不履行リスクも発生する。

当行グループでは、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

最大信用リスク・エクスポージャー

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の当行グループの財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。この表は、IFRS第9号に従って減損の対象となっているエクスポージャーも示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング・アグリーメントの影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行グループは、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

最大信用リスク・エクスポージャー

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	最大信用リスク・エクスポージャー ¹	減損評価対象	ネットイング	担保	信用補完	
					保証およびクレジット・デリバティブ ²	信用補完合計
償却原価で測定する金融資産 ³						
現金および中央銀行預け金	188,736	188,736	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	8,885	8,885	-	4	0	4
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	8,222	8,222	-	7,734	-	7,734
借入有価証券担保金	3,396	3,396	-	0	-	0
貸出金	404,537	404,537	-	224,353	16,582	240,934
信用リスクにさらされるその他の資産 ^{4,5}	71,899	65,010	29,073	3,199	79	32,352
満期保有有価証券	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
償却原価で測定する金融資産合計 ³	685,676	678,787	29,073	235,290	16,661	281,024
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁶						
トレーディング資産	320,058	-	250,231	48,548	82	298,861
デリバティブ金融商品のプラスの時価	97,771	-	245	67,385	0	67,630
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産						
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	44,543	-	245	43,258	0	43,503
借入有価証券担保金	24,210	-	-	24,003	0	24,003
貸出金	12,741	-	-	125	0	125
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	104	-	-	0	0	0
売却可能金融資産	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	514,899	-	250,476	116,610	237	367,323
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産						
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	1,097	1,097	-	621	0	621
借入有価証券担保金	0	0	-	0	0	0
貸出金	5,092	5,092	-	450	104	554
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	51,182	51,182	0	1,488	520	2,008
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁷	51,605	51,605	-	3,375	5,291	8,666
取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁷	212,049	211,055	-	16,418	4,734	21,152
オフバランスシート合計	263,654	262,659	-	19,793	10,025	29,818
最大信用リスク・エクスポージャー	1,515,410	992,628	279,550	373,181	27,443	680,173

1 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（415,967百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

2 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

3 いずれも信用損失引当金控除前の総額である。

4 いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。

5 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。

6 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

7 数値は名目金額で反映されている。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ ¹	最大信用リスク・エクスポージャー ²	信用補完			信用補完合計
		ネットting	担保	保証およびクレジット・デリバティブ ³	
現金および中央銀行預け金	225,655	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	9,265	-	0	7	7
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	9,971	-	9,914	-	9,914
借入有価証券担保金	16,732	-	15,755	-	15,755
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁴	550,313	286,149	136,650	265	423,065
トレーディング資産	98,730	-	2,635	146	2,781
デリバティブ金融商品のプラスの時価	361,032	285,421	52,797	119	338,338
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	90,551	728	81,218	0	81,946
内訳：					
売戻条件付買入有価証券	57,843	728	56,566	0	57,294
借入有価証券担保金	20,254	-	20,034	0	20,034
売却可能金融資産 ⁴	47,766	-	559	0	559
貸出金 ⁵	405,621	-	211,578	20,063	231,641
満期保有有価証券	3,170	-	-	-	-
信用リスクにさらされるその他の資産	66,900	29,854	1,514	56	31,424
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁶	48,212	-	4,024	6,579	10,604
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁶	158,253	-	7,544	1,759	9,303
最大信用リスク・エクスポージャー	1,541,858	316,003	387,538	28,730	732,271

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（828,804百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

5 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（信用損失引当金控除前）。

6 数値は名目金額で反映されている。この年度に含まれていない取消可能コミットメントは451億ユーロであった。

2018年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの全般的な減少は264億ユーロであった。これは主に、デリバティブ金融商品のプラスの時価の410億ユーロの減少、ならびに現金および中央銀行預け金の369億ユーロの減少によるものであり、これらは443億ユーロの取消可能貸出コミットメントを初めて含めたことによる増加と相殺された。

2018年12月31日現在、トレーディング資産の区分には、79%超が投資適格（2017年12月31日現在82%超）のトレーディング債券852億ユーロ（2017年12月31日現在873億ユーロ）が含まれていた。

信用補完は、3つの区分（ネットting、担保および保証 / クレジット・デリバティブ）に分けられる。市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないように、ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断が採用されている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主にヨーロッパ諸国および米国に所在している。さらに当行グループは、同質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ（主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。）の担保プールを有している。

主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消可能または取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、負債性有価証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、貸借対照表に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で計上された貸出金総額（信用損失引当金控除前）であり、損益を通じて公正価値で測定する貸出金も含む。「貸出金」には、短期の売却を目的として購入およ

び保有する、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている「トレーディング債権」も含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債権」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。

- 「取消可能または取消不能貸出コミットメント」は、取消可能または取消不能の貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行グループが締結した店頭デリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットティングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「負債性有価証券」は、債務証書、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。これらは、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、また、貸借対照表に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（いずれの場合も信用損失引当金控除前）のいずれかの会計区分で計上されており、損益を通じて公正価値で測定の区分も含む。「負債性有価証券」には、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーである「トレーディング債券」が含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債券」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットティングおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、ならびに伝統的な証券化ポジションは、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2018年12月31日現在

			貸出金		オフバランスシート		OTCデリバティブ
	償却原価で測定するもの ¹	純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの ²	OCIを通じて公正価値で測定するもの ²	取消可能または取消不能貸出コミットメント ³	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの ⁴
単位：百万ユーロ							
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	135,078	11,462	12,532	5,092	168,332	48,871	27,028
プライベート・アンド・コマースシャル・バンク	269,175	0	209	0	43,331	2,638	353
アセット・マネジメント	68	0	0	0	117	14	0
コーポレートおよびその他	216	0	0	0	269	81	37
合計	404,537	11,462	12,741	5,092	212,049	51,605	27,417

2018年12月31日現在

	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引 ⁷			合計
	償却原価で測定するもの ⁵	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの ⁶	償却原価で測定するもの ⁸	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの ⁹	
単位：百万ユーロ							
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	579	88,451	1,032	11,348	64,684	0	574,488
プライベート・アンド・コマースシャル・バンク	4,569	19	7,799	260	0	0	328,353
アセット・マネジメント	0	419	0	0	0	0	618
コーポレートおよびその他	51	3,776	36,162	11	4,068	1,097	45,768
合計	5,199	92,664	44,993	11,618	68,752	1,097	949,227

1 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金91億ユーロを含む。

2 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金1百万ユーロを含む。

3 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシート・エクスポージャー599百万ユーロを含む。

4 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

5 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券73百万ユーロを含む。

6 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券2百万ユーロを含む。

7 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

8 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定するレポおよびレポ形式の取引0百万ユーロを含む。

9 2018年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定するレポおよびレポ形式の取引0百万ユーロを含む。

2017年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金	オフバランスシート		OTCデリバ ティブ ³	負債性有価証券	レポおよびレポ形 式の取引		合計	
	貸出金 ¹	トレー ディング 債権	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	負債性 有価証券	トレー ディング 債券	レポおよびレポ形 式の取引	合計
コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	137,954	10,875	141,892	45,342	30,993	2,667	83,067	99,335	552,125
プライベ ート・アンド・ コマーシャ ル・バンク	267,554	1	16,201	2,802	422	14,421	0	835	302,235
アセット・マ ネジメント	87	0	53	16	0	39	67	0	262
コーポレー トおよびその他	26	0	107	52	15	31,124	4,130	4,630	40,084
合計	405,621	10,876	158,253	48,212	31,430	48,251	87,264	104,800	894,707

1 2017年12月31日現在減損債権62億ユーロを含む。

2 2017年12月31日現在消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメント101億ユーロを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

当行グループは、IFRS第9号の会計基準に従って2018年度に関する情報を提供しているが、2017年度の数値はIAS第39号の会計規則に基づいており、旧形式で表示されている。会計要件が大幅に変更したことから数値は比較可能な状態ではない。

当行グループの主要な信用エクスポージャーは545億ユーロ増加した。

- 部門別では、すべての部門でエクスポージャーの増加が見られた。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクの信用エクスポージャーに関する詳細は、この後の項に記載する。コーポレートおよびその他は主に、財務部のエクスポージャーで構成されている。
- 商品別では、IFRS第9号の導入の一環として、取消可能コミットメントを初めて含めたこと、およびすべての貸出金区分を含めたことにより、エクスポージャーの著しい増加が見られた。この増加は、管理された削減によるレポ取引の減少により、一部相殺されている。

トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
単位：百万ユーロ														
平均	27.5	29.8	-25.5	-28.1	17.6	20.2	16.4	19.7	10.0	8.7	8.3	8.4	0.6	0.8
最大	40.9	38.4	-35.0	-37.6	32.6	26.0	24.0	25.1	14.5	12.5	13.0	16.5	1.3	3.0
最小	19.8	20.1	-20.2	-21.4	12.4	13.5	13.0	13.5	6.9	4.4	3.8	4.2	0.2	0.1
期末	32.1	29.1	-26.9	-22.5	14.1	21.4	22.3	14.4	13.0	10.1	9.2	4.9	0.3	0.7

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

オペレーショナル・リスク・エクスポージャー

オペレーショナル・リスク - リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度 ¹
顧客、商品および商慣行	156	513
内部不正行為	13	-48
外部不正行為	50	19
決済、販売およびプロセス管理	44	224
その他	19	42
合計	282	749

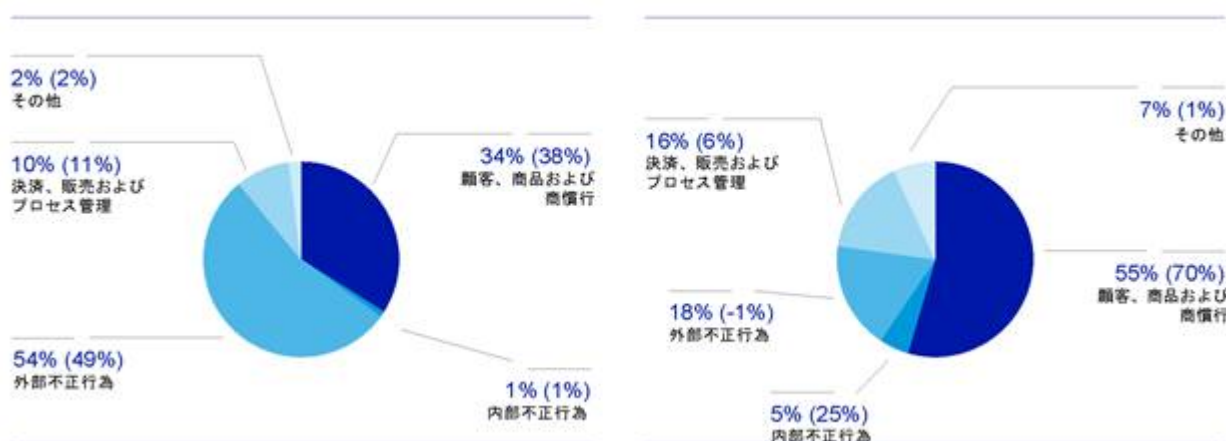
1 2017年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して、前年度の表示から修正された。

2018年12月31日現在の損益ベースのオペレーショナル損失は、2017年度末と比較して467百万ユーロ、率にして62%減少した。この減少は、「顧客、商品および商慣行」および「決済、販売およびプロセス管理」各イベント・タイプによるものであり、2017年度における和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の増加に起因していた。

2018年（2013年から2017年）¹の期間に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル損失

オペレーショナル損失の頻度（最初の計上日）

オペレーショナル損失の分布（計上日）



1 括弧内の比率は、2013年から2017年の期間に発生した損失に係る損失の頻度および損失の金額にそれぞれ対応している。頻度および金額は後に変更される可能性がある。

上の左のグラフ「オペレーショナル損失の頻度」は、2018年度に発生したオペレーショナル・リスク事象を、当該イベントに関して損失が最初に認識された期間に基づいて要約している（2013年から2017年までの5年間発生分を括弧内に比較表示）。

例えば、2010年に最初に認識され、2018年に追加の損益イベントが認識された損失イベントの場合、当該損失イベントは頻度のグラフには含まれないが、損失分布のグラフには各期間に認識された損益が含まれる。

頻度は、観察された全損失イベントのうち「外部不正行為」イベント・タイプが54%、「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが34%、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプが10%を占めている。「その他」は2%で安定的である。「内部不正行為」イベント・タイプは頻度が低く、2018年度では損失イベントの1%未満である。

上の右のグラフ「オペレーショナル損失の分布」は、2013年から2017年までの5年間と比較して2018年度の損益に認識されたオペレーショナル・リスク損失の計上を要約している。オペレーショナル損失の分布の大部分（55%の割合）を「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが占めており、訴訟、調査および執行行為に関連したアウトフローを反映している。「外部不正行為」は18%と2番目に割合が高く、これは2018年度における1つの大規模なイベントに関連している。最後に、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプ（16%）、「その他」イベント・タイプ（7%）および「内部不正行為」イベント・タイプ（5%）は他のイベント・タイプと比較して重要性が低い。

当行グループは、損益計算書に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすオペレーショナル・リスク損失事象を包括的に網羅することを目指しているが、この項に示されている合計は、損失事象の検出や計上の遅れにより過小評価されている可能性がある。

流動性リスク・エクスポージャー

流動性カバレッジ比率

当行グループの加重平均LCR 145%（12ヶ月平均）は、委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびCRR第435条に基づく流動性リスク管理に関する開示を補完するLCRの開示に関するEBAガイドラインに従って算定されている。

2018年12月31日現在の年度末LCRは、2017年12月31日現在では139.70%であったのに対し、140.37%であった。

LCR構成要素

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く。)	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
	調整後加重値合計 (平均)	調整後加重値合計 (平均)
平均値計算用データ数	12	12
流動性バッファ	250	247
純資金流出額合計	172	172
流動性カバレッジ比率(LCR)(%) ¹	145%	144%

1 ドイツ銀行AGの流動性カバレッジ比率(LCR)は、2017年12月31日現在では117%であったのに対し、2018年12月31日現在は121%である。

[次へ](#)

報酬報告書

報酬報告書は、ドイツ銀行AGのマネジメント・ボード・メンバーおよびスーパーバイザー・ボード・メンバーの報酬に関する原則およびその金額についての情報を提供する。この報酬報告書は、ドイツ商法（HGB）第285条第9号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung）およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

はじめに

2018年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体の詳細な情報を提供している。
報酬報告書は、以下の3項目から成っている。

マネジメント・ボードの報酬報告書

本報酬報告書の最初の項目は、ドイツ銀行AGのマネジメント・ボード・メンバーの報酬制度の構造および設計（報酬方針）について記載している。続いて、スーパーバイザー・ボードによって付与されたドイツ銀行AGのマネジメント・ボード・メンバーの個別の報酬およびその他給付に関する情報を記載している。

従業員の報酬報告書

本報酬報告書の2番目の項目は、ドイツ銀行グループ（DWSグループおよびポストバンク部門を含む。）の従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、グループの報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2018年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関する規制（Institutsvergütungsverordnung - InstVV）に基づき特に重要なリスク・テイカー（MRT）として識別された従業員の報酬に関する定量的情報開示も含まれる。

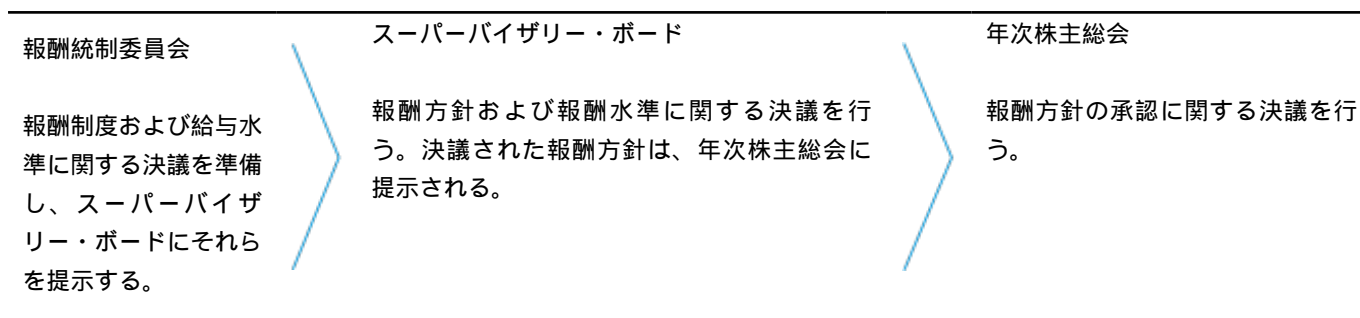
スーパーバイザー・ボードの報告書および開示

本報酬報告書の3番目の項目は、ドイツ銀行AGのスーパーバイザー・ボードのメンバーの報酬構造および報酬の水準に関する情報を提供している。

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準第17号「取締役会長の任務遂行報酬に関する報告」（以下「DRS 17」という。）、CRR、InstVV およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

マネジメント・ボードの報酬報告書

マネジメント・ボードの報酬ガバナンス



本会議体としてのスーパーバイザリー・ボードは、各マネジメント・ボード・メンバーの報酬制度の構築および設計（報酬方針）、ならびに各メンバーの報酬額の決定に対する責任を有する。スーパーバイザリー・ボードは報酬統制委員会により支援されている。報酬統制委員会は、報酬方針の適切な構築を監督および支援し、ならびにマネジメント・ボード・メンバーの個々の報酬額に関するスーパーバイザリー・ボードの決議案を作成する。また、報酬統制委員会および（または）スーパーバイザリー・ボードは、必要に応じて、独立した外部の顧問と協議している。

現在、報酬統制委員会は4人で構成されている。規制要件により、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくとも別の1人は従業員の代表者でなければならない。

スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード・メンバーの報酬方針について定期的な見直しを行っている。報酬方針を変更または再構築する場合、スーパーバイザリー・ボードは、ドイツ株式会社法（Aktiengesetz - AktG）120条第4項の可能性を考慮し、株主総会にマネジメント・ボード・メンバーの報酬制度の承認を求める。これは、最近では2017年度に実施された。スーパーバイザリー・ボードは、現在立法化が進められているドイツの改正株主権利指令施行法に準拠し、引き続きこの可能性を考慮する。

報酬方針の原則

報酬方針を構築し、個々の報酬額を決定するには、多数の要素を検討しなければならない。これらの要素は、具体的な報酬原則に要約することができる。中核的な報酬原則の概要は、以下のとおりである。中核的な報酬原則は報酬方針および個々の報酬額の双方に影響するため、スーパーバイザリー・ボードは報酬案件の決議を行う際にこれを考慮している。

報酬構造および報酬額の決定の決議を行う際に、スーパーバイザリー・ボードが具体的に検討する事項は、以下のとおりである。

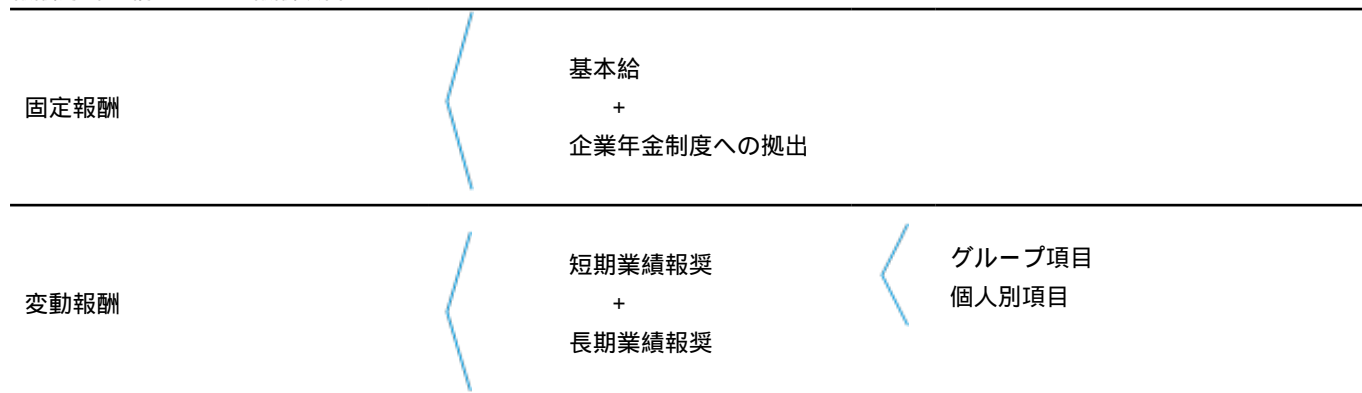
ガバナンス	報酬方針の構築および個々の報酬の決定は、規制および法令要件のフレームワークの範囲内で行われる。スーパーバイザリー・ボードの目的は、従来の市場慣行に沿っており、かつ類似の役割において競争力のある報酬パッケージを、規制要件の範囲内で提示することである。
グループ戦略	報酬方針の構造を通して、マネジメント・ボード・メンバーが当行グループの戦略に定められた目的を達成し、当行グループの前向きな発展を継続的に促進し、不当に高いリスクを回避するための動機づけとなる。
マネジメント・ボード・メンバーの全体および個々の業績	変動報酬である業績連動報酬は、事前に合意した目標の達成度に基づき決定される。このため、すべてのマネジメント・ボード・メンバーに等しく適用される全体的なドイツ銀行グループに関連した目標が設定される。さらに、スーパーバイザリー・ボードは別途、各マネジメント・ボード・メンバーに対して個々の目標を設定する。この目標では、とりわけ事業展開、担当管理部門または担当地域を場合にに応じて考慮に入れる。その目標は財務的もしくは非財務的なものでありうる。
規制上またはその他の報酬の上限	CRD 4に基づく規制アプローチに従い、変動報酬に対する固定報酬の比率は一般的に1:1（上限規制）に制限される。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。2014年5月、株主総会は、前述の比率1:2を設定することを91%の賛成多数により可決した。スーパーバイザリー・ボードが決議した報酬方針は、個々の変動報酬項目にも上限を設定する。さらに、スーパーバイザリー・ボードは個々のメンバーの報酬総額に対して追加的な上限を設定することができる。2018事業年度において、追加的な上限は9.85百万ユーロに設定された。
持続性の側面	マネジメント・ボード・メンバーの変動報酬は現在繰延報酬としてのみ付与されている。2017事業年度から繰延報酬のうち少なくとも75%は、株式を基礎とした報酬として付与されることになる。株式を基礎とした報酬は付与から5年間で1トランシェとした期間経過後に権利付与され（一括付与）その後1年間は追加的に保有しなければならない条件である。株式を基礎とした報酬以外の部分は株式以外の報酬として4年間にわたり一定に権利が確定していく。これらの繰延および保有期間においては特定の条件を満たすと失効の対象となる。変動報酬総額は、マネジメント・ボード・メンバー個人が業績に特定のマイナスの貢献をした場合、最後の繰延期間満了後、最長2年間、当行グループからの返還要求を受ける場合がある（クローバック）。
株主の利益	報酬方針の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また報酬の交付および配分を構築する場合には、マネジメント・ボード・メンバーと株主双方の利益の間に密接な関連性を保証することに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結び付く明記された主要な財務上の数値を利用し達成される。

報酬方針および包含される報酬構造は、各マネジメント・ボード・メンバーの職務契約書に反映される。

報酬構造

- 報酬構造の透明性
- 長期業績報奨報酬と過去の合意目標との明白な結び付き
- 株主利益をさらに重要視

報酬方針の構造および報酬項目



2017年1月以降適用される報酬方針は引き続き、業績非連動項目（固定報酬）および業績連動項目（変動報酬）から構成される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動しておらず、基本給、手当、企業年金制度への拠出および「その他の給付」から構成される。

マネジメント・ボードの会長への年間基本給は3.4百万ユーロである。副会長は3百万ユーロを年間基本給として受け取る。CIB担当のマネジメント・ボード・メンバーの年間基本給は3百万ユーロであり、その他のボード・メンバーは2.4百万ユーロである。

基本給の水準を決定するには多数の要因を検討する。まず、基本給は、マネジメント・ボード・メンバーの役職への就任およびマネジメント・ボード・メンバー個人としての関連する責務全般に対する報酬である。また、基本給の金額を決定するには、比較対象市場で支払われる報酬も考慮する。しかし、市場の比較には、変動報酬の上限を固定報酬の200%と設定するドイツ銀行法 (Kreditwesengesetz) 第25a条第5項とともに銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制 (Institutsvergütungsverordnung – InstV) の規制要件も考慮しなければならない。したがって、固定報酬は前述の要件を考慮しつつ、市場慣行に沿った競争力のある報酬を確保する方法で決定しなければならない。2014年に規制上の所要上限額が導入された。

InstVの規定に基づき、スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード内で既に割り当てられている通常の責任範囲を超える追加的なタスクや特定の責務を与えられたマネジメント・ボード・メンバーに対し、特別手当を任意に付与することができる。当該手当の上限は固定給の最大100%であり、追加的なタスクや特定の責務がマネジメント・ボード・メンバーに課されている間に支払が行われる。InstVの規定上、特別手当は固定報酬の一部とみなされるため、失効やクローバックの対象外である。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

現行の報酬方針では、報酬は透明性を持ち合わせた業績規準と結び付いていなければならないと規定されている。この構造により、個人の目標が集団の目標に加えて部門の目標と一致し、各メンバーの責任範囲に基づく市場慣行に沿った競争力のある支払水準を達成できるようにしている。また同時に規制要件も満たすものになっている。

変動報酬はすべて業績に連動しており、以下の2つの項目から構成される。

- 短期報奨
- 長期報奨

2017年のInstVVは、変動報酬について3年の評価期間を設けることが一般的であると規定している。この要件は、長期的な項目の3つの目標にそれぞれ3年の参照期間を設定することで考慮されている。マネジメント・ボード・メンバーが当行グループに最近加わったばかりで、関連する3年間で当該メンバーに帰属させられない場合は、業績は当該メンバーに帰属させることが可能な期間について決定する。また、変動報酬の繰延期間は、評価期間に満たない年数分、延長される。

短期報奨 (STA)

STAは短期的な目標および中期的な目標の達成に結び付いている。目標にはマネジメント・ボードが達成すべき集団の目標が含まれ、各マネジメント・ボード・メンバーの全体目標および個別目標の達成度合いが個別に評価される。

全体目標と個別目標とを区別するために、STAは以下の2つの項目に分けられる。

- グループ項目
- 個人別項目

グループ項目

達成すべき目標は、STAの一部としてグループ項目の計算の基礎を構成する。グループ項目の主な目的は、マネジメント・ボードの変動報酬を当行グループの業績に結び付けることにある。

2016年、マネジメント・ボードは、労働協約適用対象外の従業員の変動報酬の一部をグループの業績により密接に連動させることを決定した。これは、全従業員の当行グループの財務結果および戦略の実行の達成への貢献に対して報奨を付与することを目指している。マネジメント・ボードの報酬も選定された財務上の数値を用いて当行グループの業績に密接に結びついている。スーパーバイザリー・ボードはマネジメント・ボード・メンバーの報酬方針を従業員の報酬制度とより密接に連動させることを決定した。これは、2017年以降STAのグループ項目の参照価額であり、従業員の報酬制度におけるグループ項目の基礎となる年次業績測定基準を用いて達成する。

当初の目標に従って、当行グループの資本、リスク、コストとリターンのプロファイルの重要な指標の構成要素である4つの業績測定基準は、STAのグループ項目の参照価額を形成する。

普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率 (完全適用ベース)	当行グループのリスク・ウェイトド・アセットに対する当行グループの普通株式等Tier 1資本比率
レバレッジ比率	CRR/CRD 4に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行グループのTier 1資本の比率
調整後費用	利息以外の費用合計(再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損を除く。)
税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	平均有形株主資本に対するドイツ銀行株主に帰属する当期純利益(または当期純損失)の比率。後者は、当行グループの貸借対照表上の株主資本(のれんおよびその他の無形資産を除く。)である。

スーパーバイザリー・ボードは定期的に選定された業績測定基準の見直しを行っている。上記の4つの目標は、STAのグループ項目の評価において、その達成度合いに応じて25%を上限として均等にウェイト付けされる。監査評価対象期間中に業績測定基準に基づく目標が全体的に達成されない場合、スーパーバイザリー・ボードはグループ項目を付与しない旨を決定することができる。

個人別項目

STAの個人別項目は、短期および中期的な目標の達成に対して付与される。スーパーバイザリー・ボードは各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部としてこれらの目標を策定する。主な目標は、当行グループの事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、マネジメント・ボード・メンバーとしての責務とも整合するように設計されている。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮される。個人別項目の目標には、例えば当該年度の業務収益の向上、プロジェクトに関連する目標、ダイバーシティに関する目標または、その他従業員や顧客の満足度の向上が含まれる可能性がある。

年間目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用される、すべての目標に対応する財務上の数値および(または)要因が設定される。通常、事業年度毎に各マネジメント・ボード・メンバーには3つの目標が設定される。

2018年度に初めて、スーパーバイザリー・ボードが決定する短期報奨の個人別項目の報酬方針に、バランス・スコアカードが組み込まれた。バランス・スコアカードは、当行グループ全体の優先事項を概観しつつ、戦略目標を具体的施策に落とし込むことで同目標の運用を可能にするものである。マネジメント・ボード・メンバーのバランス・スコアカードは、()重要

業績評価指標（KPI）と（ ）重要成果物という2つの項目から構成されている。これらの項目の達成度合いは事業年度末に算定される。バランス・スコアカードには、主要財務指標、ならびに顧客業務、人材、統制環境およびイノベーションに係る（財務以外の）重要業績評価指標が含まれている。バランス・スコアカードを各マネジメント・ボード・メンバーの報酬に連動させるため、スーパーバイザリー・ボードは、KPIの構成項目に含まれるSTAの個人別項目の30%（すなわち、変動報酬合計の6～9%）を2018年度のマネジメント・ボード・メンバーの業績評価時に考慮する旨を決議した。さらに、重要成果物を構成するバランス・スコアカードの項目も、2019年度の業績評価において考慮する予定である。

前述の個人の目標およびバランス・スコアカードの重要業績評価指標の達成度合いに応じて、個人の合意した目標と部門目標の合計は合わせて、STAの個人別項目の最大90%である。スーパーバイザリー・ボードは残りの部分10%について、広範な裁量権の行使として当事業年度中の優れた貢献へ報奨を付与することができる。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、スーパーバイザリー・ボードは個人別項目を付与しない旨を決定することができる。

最低額、目標額および最高額

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、前述の目標の達成度合いに応じて、変動報酬総額の40%である。これは、個別目標が変動報酬額決定の主要因とならないことを確保するために設計されている。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、スーパーバイザリー・ボードはSTAを付与しない旨を決定することができる。

単位：ユーロ	2018年度		
	最小	目標	最大
会長			
グループ項目	0	500,000	1,000,000
個人別項目	0	1,400,000	2,800,000
STA合計 ¹	0	1,900,000	3,800,000
一般のボード・メンバー			
グループ項目	0	500,000	1,000,000
個人別項目（最低額から最高額まで）	0	800,000から	1,600,000から
	0	1,400,000まで	2,800,000まで
STA合計（最低額から最高額まで）	0	1,300,000から	2,600,000から
	0	1,900,000まで	3,800,000まで

1 STAとは、短期報奨である。

長期報奨（LTA）

各報酬額を決定する場合に、長期目標の達成が明確に重視される。したがって、LTAの目標値は変動報酬総額の60%以上を構成する。短期項目と同様に、スーパーバイザリー・ボードが各マネジメント・ボード・メンバーの集団の長期目標を決定する。目標の達成度合いは、事業年度の年初に合意される明確な業績測定基準および（または）要因の定義に基づいて評価される。

60% 最低限、変動報酬の60%は長期項目に関連している。

スーパーバイザリー・ボードは合計で3つの目標を各マネジメント・ボード・メンバーに対して決定する。LTA評価における各目標の比重は均等に3分の1である。2018年度にスーパーバイザリー・ボードはすべてのマネジメント・ボード・メンバーに次の3つの共通目標を定めた。

選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスは、LTAのフレームワークに含まれる目標である。この目標は、ドイツ銀行株式の持続的パフォーマンス推移を促進することを意図している。この目標の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率（RTSR）の継続的な決定により裏付けられる。ドイツ銀行のRTSRは、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該LTA部分は、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には、価値が不均衡に減額する。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

総株主利益率の計算に使用される同業他社グループは基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在という基準に基づき選定された。スーパーバイザリー・ボードは同業他社グループ構成の見直しを定期的に行う。

2018年度、RTSRの同業他社グループは、以下の銀行で構成されている。

ドイツ銀行の同業他社グループ

BNP Paribas	Société Générale	Barclays	Credit Suisse	UBS
Bank of America	Citigroup	JP Morgan Chase	HSBC	

実際の本業の資本の成長という考え方を踏まえ、スーパーバイザリー・ボードは当行グループの成長および発展を促進するよう設計された目標を設定している。本業から生み出される資本成長額は、以下に列挙した当事業年度中に発生した残額変動額（連結持分変動計算書にも記載されている。）を前事業年度の12月31日時点におけるドイツ銀行株主資本で割ることにより計算される。

- 税引後包括利益合計
- 税引後追加資本項目のクーポン
- 税引後確定給付制度の再測定利益（損失）
- オプションプレミアムおよび普通株式に対するオプションのその他影響
- 自己株式売却純利益（損失）

従って、「本業とは関係のない」株主資本変動額、特に配当金の支払いまたは増資は目標達成には含まれない。

3つ目の目標は、前事業年度と同様に「文化および顧客」カテゴリーから選定される。スーパーバイザリー・ボードは、企業文化、顧客満足度および顧客対応力に結び付いた目標を設定する。この目標は、2018年度における銀行内の環境の持続的な発展と結び付けられ、または持続的な顧客との関係を促進するために設計される。スーパーバイザリー・ボードは、ドイツ銀行グループの内部統制環境の評価を当事業年度もマネジメント・ボード・メンバーの目標の1つに再度設定した。

長期報奨は最大で各目標値の150%とすることが可能である。

目標

スーパーバイザリー・ボードは、各事業年度の年初の業績評価を目的とした合意目標設定の一環として、目標を設定する。すべての目標に関して財務上の測定基準が設定され、これにより目標の達成度合いが透明性をもって測定される。裁量による決定の余地は変動報酬総額の3%から6%に制限されている。

個別報酬項目に対する目標の配分は以下のとおりである。

	関連する目標	項目のウェイト
短期報奨 (STA)	グループ項目 ⁽¹⁾	
	CET 1比率	25%
	レバレッジ比率	25%
	調整後の利息以外の費用	25%
	税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	25%
	個人別項目 ⁽²⁾	
	個人の目標	60%
バランス・スコアカード	30%	
	裁量	10%
長期報奨 (LTA) ⁽³⁾	相対的株主利益率	33.34%
	本業から生み出される資本増加	33.33%
	文化および顧客 / 統制環境	33.33%

(1) 共通の戦略的な主要目標であり、DBグループの従業員の報酬制度の一部として、グループ項目の評価の基盤も形成する。

(2) 短期的な個人別および部門別の定量的および定性的な目標

(3) 長期的なグループ全体の目標

最高報酬額

報酬総額 / 目標額と最大額

単位：ユーロ	基本給	STA ¹		LTA ²	2018年度	2017年度
		グループ項目	個人別項目		報酬総額	報酬総額
会長						
目標	3,400,000	500,000	1,400,000	3,400,000	8,700,000	8,700,000
最大	3,400,000	1,000,000	2,800,000	5,100,000	12,300,000	12,300,000
一般のボード・メンバー (CIB)						
目標	3,000,000	500,000	1,400,000	2,800,000	7,700,000	7,700,000
最大	3,000,000	1,000,000	2,800,000	4,200,000	11,000,000	11,000,000
一般のボード・メンバー (AM)						
目標	2,400,000	500,000	1,300,000	2,800,000	7,000,000	7,000,000
最大	2,400,000	1,000,000	2,600,000	4,200,000	10,200,000	10,200,000
一般のボード・メンバー (PCB)						
目標	2,400,000	500,000	1,100,000	2,800,000	6,800,000	6,800,000
最大	2,400,000	1,000,000	2,200,000	4,200,000	9,800,000	9,800,000
一般のボード・メンバー (管理部門 / 地域)						
目標	2,400,000	500,000	800,000	2,800,000	6,500,000	6,500,000
最大	2,400,000	1,000,000	1,600,000	4,200,000	9,200,000	9,200,000

1 STAとは、短期報奨である。

2 LTAとは、長期報奨である。

マネジメント・ボード・メンバーの報酬総額は追加の上限の対象となっている。規制要件によって、変動報酬は固定報酬の200%までに制限される。また、スーパーバイザリー・ボードは、2018事業年度の全体的な報酬総額について9.85百万ユーロの上限を再び設定した。したがって、目標の達成度によってより多額の報酬となる場合であっても、報酬は最大で9.85百万ユーロに制限される。

長期奨励および持続性

InstWVの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目については権利確定後に継続して保有期間が設定されている。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する可能性がある。非繰延報酬として付与された変動報酬総額の最大40%の少なくとも半分は、株式を基礎とした報酬で構成されなければならない。残りの部分のみが現金により直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時支給することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付される。

2014年度以降、マネジメント・ボード・メンバーの変動報酬合計は、繰延報酬としてのみ付与されている。

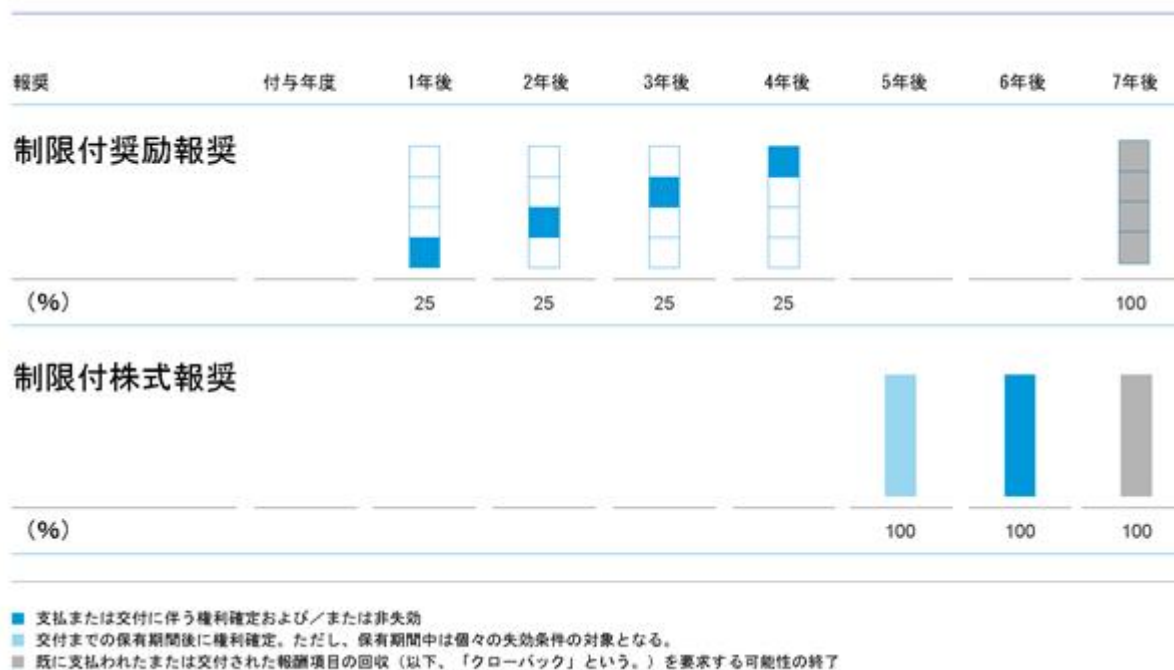
最低限 75% 変動報酬の75%は、株式を基礎とした報酬として付与される。

スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード・メンバーを当行グループの業績およびドイツ銀行の株価の変動との結び付きをより高めるために、2017事業年度の長期項目 (LTA) および変動報酬総額の75%以上を引き続き制限付株式報奨の形式でのみ付与することを決定した。短期項目 (STA) に関してのみ変動報酬総額の最大25%が制限付株式報奨の形式で付与される。

制限付奨励報奨は、4年の期間にわたり権利確定する。制限付株式報奨は、5年後に1つのトランシェにて権利確定し (以下「一括型権利確定」という。)、追加で1年の保有期間の要件がある。したがって、マネジメント・ボード・メンバーは、6年後に初めて株式を処分することが認められる。繰延および保有期間中、制限付株式報奨の価値は、当行の株価と結び付いているため、当行グループの長期の持続的業績と結び付いている。制限付奨励報奨および制限付株式報奨には、繰延および保有期間中に特定の失効要件が適用される。

以下の図は、変動報酬項目の付与年度からの5年間およびクローバック可能な期間における支払または交付の時期を示している。

マネジメント・ボードの報酬の支払または交付および非失効のタイムフレーム



失効条件 / クローバック

長期的なインセンティブを確保するために、制限付株式報奨および制限付奨励報奨の報酬項目は繰延べられるかまたは複数年にわたって付与される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、マイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する可能性がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、これらの報奨は完全に失効することがある。

2017年8月に採用されたInstVVの改定案は、「クローバック条項」を重要機関の経営体（Geschäftsleiter）のメンバーと合意するよう要求している。失効条件とは対照的に、この条項は、最後の繰延期間満了から最長2年間、特定のマネジメント・ボード・メンバー個人が業績にマイナスの貢献をした場合に、スーパーバイザー・ボードが既に支払われた、または交付された報酬の返還を要求することを認めている。クローバック条項については2017年度に各マネジメント・ボード・メンバーから合意を得ており、2018業績年度に付与された報酬項目に初めて適用されている。

例外的な成果を達成した場合の制限

例外的な成果を達成した場合、各マネジメント・ボード・メンバーの報酬総額は最高額に制限される。加えて、スーパーバイザー・ボードおよびマネジメント・ボード・メンバーは、マネジメント・ボード・メンバーの委任契約書に含まれる変動報酬に制限を付することができる規定についても合意した。これによれば、変動報酬は、決められた最高額以下に制限され、あるいは、まったく付与されないこともある。さらに、会社の状況が悪化する場合など継続的な報酬の付与が会社にとって非合理的となると判断される場合には、法的規制により、スーパーバイザー・ボードがマネジメント・ボード・メンバーの報酬を適切な水準に削減することができる。変動報酬の支払はまた、変動報酬の支払が現行の法令上の要件に従ってしかるべき当局により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

- 当行グループに対するマネジメント・ボード・メンバーの長期コミットメント
- ドイツ銀行とその株主の一体化
- 繰延報酬による当行グループの業績への結び付け

すべてのマネジメント・ボード・メンバーは一定数のドイツ銀行株式を保有しなければならない。この要件はマネジメント・ボード・メンバー本人とドイツ銀行および株主との一体化を促進し、当行グループの業績との持続可能な結びつきを確保することを目的とする。

保有株数は、会長については年間基本給の2倍すなわち6,800,000ユーロ相当であり、その他のマネジメント・ボード・メンバーについては年間基本給の1倍、すなわちそれぞれ2,400,000ユーロもしくは3,000,000ユーロ相当である。

株式保有義務はマネジメント・ボード・メンバーに任命後1 倍の保有義務に応じ変動報酬に基づく総合的な株式がマネジメント・ボード・メンバーに付与された当日に履行されなければならない。繰延株式報酬には、当該要件に対して75%の金額が考慮される可能性がある。

当該要件を遵守しているかどうかについて、6月30日と12月31日の半年ごとに検査が行われる。株式の必要数を満たしていない場合、マネジメント・ボード・メンバーは次回の検査までに不足分を修正しなければならない。

報酬項目は繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的にマネジメント・ボード退任後の期間も存続する。

2018事業年度におけるマネジメント・ボードの報酬

固定報酬

2018事業年度において、マネジメント・ボード会長の年間基本給は3,400,000ユーロであり、一般のマネジメント・ボード・メンバーは2,400,000ユーロまたは3,000,000ユーロであった。2017年11月から2018年8月までの期間、マネジメント・ボード・メンバーであるStuart Lewis氏に特別手当として月額150,000ユーロが支給された。スーパーバイザリー・ボードが、事業配分計画による同氏の責務に加えて、米国当局との関係改善に向けての追加的責務を加味した結果であった。2017年12月から2020年11月までの期間、Garth Ritchie氏は特別手当として月額250,000ユーロを受領する予定である。同氏は、事業配分計画による責務に加えて、プレグジットに関する追加的な責務を与えられたためであった。

変動報酬

報酬統制委員会の提案に基づき、スーパーバイザリー・ボードはマネジメント・ボード・メンバーに2018事業年度の変動報酬を支給する決定をした。スーパーバイザリー・ボードは、個々の目標および(または)重要業績評価数値の達成度合いを基準としてLTAとSTAの金額を算出し、決定した。業績への各人の貢献は、バランス・スコアカードによる結果を考慮しつつ、個々に合意された目標の達成を基礎に決定した。

目標達成度

2018年事業年度におけるSTAのグループ項目に係る4つの業績測定基準は次に掲げるものであった。普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率については、目標レベルが達成された。レバレッジ比率に関しては、目標とされたレバレッジ比率は達成されなかった。同比率は2018年度の目標レベルに達しなかったものの、前年度は上回った(詳細については、リスク・レポート中の「レバレッジ比率」を参照)。調整後の利息以外の費用の2018年度の目標レベルは達成された。2018年度税引後収益目標は達成されなかった。

以上をまとめると、スーパーバイザリー・ボードはグループ項目での達成度を70%と評価した。

70% がSTAのグループ項目の目標達成度であった。

STAの個人別項目は、バランス・スコアカードによる目標を含め、2018年度に各マネジメント・ボード・メンバーに対して設定された短期、中期の個人および部門の目標と整合している。現マネジメント・ボード・メンバーの2018年12月31日現在の目標は、以下のとおりである。

Christian Sewing

PCB担当のマネジメント・ボード・メンバーとしてのSewing氏の目標には、従業員、リスク・ウェイトド・アセットおよびコストに関する2018年度リソース管理計画の目標達成が含まれていた。もう一つの目標として2018事業年度の部門関連の税引前利益目標が設定された。マネジメント・ボード会長としての同氏の目標には、戦略計画の策定および実行、230億ユーロのコスト目標の伝達、ならびに顧客満足度および従業員コミットメントの安定化および（または）向上が含まれていた。

Garth Ritchie

Ritchie氏の目標には、CIBへの再注力が含まれている。顧客とのコミュニケーションおよび社内文化は改善が必要であった。同氏と合意したCEOとしてのもう一つの目標は、英国の規制当局との関係強化であった。

Karl von Rohr

Von Rohr氏の目標の一つは、ポストバンクAGの法務および人事事項をDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGのそれらと統合することであった。また、同氏はDWSのIPOの実現およびDWSのスーパーバイザリー・ボード・レベルでのコーポレート・ガバナンス体制の構築も目標として設定された。係争中の法的訴訟件数（非常にリスクが高い案件に焦点を当てている。）はさらに減少した。加えて、同氏の責務としてコスト目標が合意された。

Stuart Lewis

Lewis氏の目標の一つは、リスク以外の取組みをより適切な分野へ移すことによりリスク組織を合理化することであった。もう一つの目標は、財務部門をより重視し、同部門との協調を向上させることであった。最後に、同氏には規制監督上の検出事項に対する早急な改善策の実施に関する目標も設定された。

Sylvie Matherat

最高規制責任者としての責務において、Matherat氏は2018年度に当行グループの統制環境を一層強化することを義務付けられた。コンプライアンスについては、同氏に監視強化の任務が課せられた。これには、取引監視の有効性レビューおよびシナリオ策定、電子通信の監視拡大ならびに音声監視の自動化が含まれていた。さらに、同氏は、当行グループの金融犯罪防止（AFC）方針における第4次反マネーロンダリング指令（4AMLД）の要求事項を実施し、金融犯罪の調査のための枠組みを展開した。同氏と合意した3つめの目標は金融取引の監視を改善することであった。最後に、コスト管理の強化および拡充も同氏と合意した目標として設定された。

James von Moltke

Von Moltke氏の目標には、構造的なコストの非効率性を特定して排除し、当行グループのコスト文化を改善し、ドイツ銀行の短期的な業績目標の達成に貢献することを目的とした戦略的な「コスト・カタリスト」プログラムの設計と展開が含まれていた。その他の目標は、当行グループの流動性の報告および管理能力の向上、ならびに財務部門の優先課題に沿った組織的改善の実施に関連していた。

Nicolas Moreau

Moreau氏の目標は、純資金の流入を発生させること、および堅調な投資パフォーマンスをもたらすことであった。その他の目標は、コスト削減の実施および費用効率の改善であった。DWSにパフォーマンス文化を確立することを目的とする業績規準は、管理職における女性比率の上昇および従業員コミットメントの向上であった。

Werner Steinmüller

2018事業年度は、Steinmüller氏が担当するアジア太平洋地域での収益目標とコスト目標とが同氏の目標として合意された。さらに、同地域におけるガバナンス、統制環境ならびにドイツ銀行ブランドの強化および拡大を目的として、追加のフランチャイズ目標が合意された。

Frank Strauß

Strauß氏は、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント部門の税引前利益目標および収益目標を達成しなればならなかった。もう一つの目標は、「ドイツのための銀行」を確立することであった。その他の目標は、従業員、リスク・

ウェイテッド・アセットおよびコストに関する2018年度リソース管理計画であった。最後に、同氏はデジタル・バンキング・プラットフォームを展開した。

80% ~ 154% がSTAの個人別項目の目標達成度であった。

2018年度の全期間を通じて在任していたマネジメント・ボード・メンバーの個々の達成度は80%から154%の間であった。2018事業年度におけるLTAのグループ項目に係る3つの業績測定基準の推移は次のとおりであった。RTSRは前年を上回ったものの、3年間（2016年から2018年まで）の平均パフォーマンスは73.6%であり、同業他社のパフォーマンスを下回っていた。これにより、達成度は42%となった。本業から生み出される資本は2016年から2018年にかけてマイナスであったため、達成度は0%であった。統制環境の強化は、内部監査または監督当局からのフィードバックをもとに評価が行われ、2018年度に再び改善して達成度は81%となった。これらの要因により、スーパーバイザリー・ボードが決議した全体の達成度は41%であった。

41% がLTAの目標達成度であった。

報酬総額

マネジメント・ボード・メンバーは、2018事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く。）として、総額55,716,289ユーロ（2017年度：29,750,000ユーロ）を当年度に受け取った。当該金額のうち29,911,111ユーロ（2017年度：29,750,000ユーロ）は固定報酬である。25,805,178ユーロ（2017年度：0ユーロ）が長期奨励付業績連動項目として受け取られた。

スーパーバイザリー・ボードは、前述の2018年度および2017年度の報酬を個人別に次のように決定した。

単位：ユーロ	基本給	特別手当	STA ¹		LTA ²	2018年度	2017年度
			グループ項目	個人別項目		報酬総額	報酬総額
Christian Sewing	3,291,111	0	350,000	2,035,931	1,327,037	7,004,079	2,900,000
Garth Ritchie	3,000,000	3,000,000	350,000	1,120,000	1,148,003	8,618,003	3,250,000
Karl von Rohr	2,836,667	0	350,000	1,200,000	1,148,003	5,534,670	2,400,000
Stuart Lewis	2,400,000	1,200,000	350,000	1,000,000	1,148,003	6,098,003	2,700,000
Sylvie Matherat	2,400,000	0	350,000	640,000	1,148,003	4,538,003	2,400,000
James von Moltke ³	2,400,000	0	350,000	1,200,000	1,148,003	5,098,003	1,200,000
Nicolas Moreau ⁴	1,200,000	0	175,000	520,000	574,001	2,469,001	2,400,000
Werner Steinmüller	2,400,000	0	350,000	880,000	1,148,003	4,778,003	2,400,000
Frank Strauß ⁵	2,400,000	0	350,000	1,669,600	1,148,003	5,567,603	800,000
John Cryan ⁶	1,133,333	0	116,667	175,000	464,668	1,889,668	3,400,000
Kimberly Hammonds ⁷	1,000,000	0	145,833	200,000	478,335	1,824,168	2,400,000
Dr. Marcus Schenck ⁸	1,250,000	0	145,833	422,917	478,335	2,297,085	2,900,000
Jeffrey Urwin ⁹	0	0	0	0	0	0	600,000
合計	25,711,111	4,200,000	3,383,333	11,063,448	11,358,397	55,716,289	29,750,000

1 STAとは、短期報奨である。

2 LTAとは、長期報奨である。

3 2017年7月1日就任。

4 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHのマネジング・ディレクターとしての2018年度の報酬総額は、2,916,667ユーロに決定された。

5 2017年9月1日就任。

6 2018年4月8日退任。

7 2018年5月24日退任。

8 2018年5月24日退任。

9 2017年3月31日退任。

上記の表には、失効した元雇用者からの報酬を代替してマネジメント・ボード・メンバーに付与された金額は含まれていない。これらは、ドイツ・コーポレート・ガバナンス法およびDRS 17に準拠した表に明記されている。

株式報奨

制限付株式報奨（REA）の形で2019年度にマネジメント・ボード・メンバーに付与された2018事業年度の株式報奨数は、それぞれのユーロ建て金額を2019年2月の最終10取引日におけるXetraのドイツ銀行株式終値の平均または2019年3月1日のXetraの終値（8.173ユーロ）のいずれか高い方の金額で除して計算された。マネジメント・ボード・メンバーが変動報酬の決定および付与に係る権利を放棄したため、前年度に株式報奨は付与されなかった。

マネジメント・ボード・メンバーは、ドイツ銀行子会社のボードでの業務に関する報酬は、受け取っていない。

マネジメント・ボード・メンバー

制限付株式報奨
 （追加の保有期間を
 含む繰延）

	2018年度	2017年度
Christian Sewing	340,722	0
Garth Ritchie	240,242	0
Karl von Rohr	247,583	0
Stuart Lewis	229,230	0
Sylvie Matherat	196,195	0
James von Moltke ¹	247,583	0
Nicolas Moreau ²	116,450	0
Werner Steinmüller	218,218	0
Frank Strauß ³	290,676	0
John Cryan ⁴	69,405	0
Kimberly Hammonds ⁵	75,630	0
Dr. Marcus Schenck ⁶	96,086	0

1 2017年7月1日就任。失効した報酬および前雇用者から付与されなかった変動報酬の代替として2017年度にvon Moltke氏へ付与された手当は、この表に表示されていない。

2 2018年12月31日退任。

3 2017年9月1日就任。

4 2018年4月8日退任。

5 2018年5月24日退任。

6 2018年5月24日退任。

年金給付

スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード・メンバーに年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、マネジメント・ボードへの就任後に個人の年金勘定が加入したマネジメント・ボード・メンバーごとに設定される。

マネジメント・ボード・メンバーは契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受け取る。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳からは、前年12月31日現在の累計額に年4%の利息を付した額に相当する追加の拠出金が年金勘定に計上される。

これらの年次拠出額の合計が、年金受給のための事象（一定年齢、障害または死亡）が発生した場合に将来の年金給付の支払に利用可能な年金額となる。年金受給権は当初から権利確定している。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消または解雇通告を行う権利が当行グループにない場合、当行グループの都合により任用契約を期限前に解約する場合には、マネジメント・ボード・メンバーは原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金の額を決定する際に、任用契約の期限前解約の状況およびマネジメント・ボードにおける勤務期間を考慮する。当該退職金は、原則として、2年分の報酬額であるが、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。退職金の計算は前事業年度の年間報酬および、必要に応じて当事業年度の予測年間報酬に基づく。退職金は、法令および規制要件、特にInstVWの条項に従って決定され、付与される。

支配の変更に関連してマネジメント・ボード・メンバーが退職する場合、当該メンバーはまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金の額は、原則として、スーパーバイザリー・ボードによりその単独の裁量の範囲内で決定される。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って、退職金は、3年分の報酬額を超えず、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

マネジメント・ボードの株式所有状況 - 株式保有ガイドライン

2019年2月15日および2018年2月16日の各日現在において、現マネジメント・ボード・メンバーは、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

マネジメント・ボード・メンバー		株式数
Christian Sewing	2019年度	73,237
	2018年度	54,356
Garth Ritchie	2019年度	84,738
	2018年度	43,227
Karl von Rohr	2019年度	5,601
	2018年度	5,601
Frank Kuhnke ¹	2019年度	7,094
Stuart Lewis	2019年度	103,561
	2018年度	88,292
Sylvie Matherat	2019年度	0
	2018年度	0
James von Moltke ²	2019年度	24,967
	2018年度	0
Werner Steinmüller	2019年度	146,905
	2018年度	119,688
Frank Strauß ³	2019年度	10,772
	2018年度	7,172
合計	2019年度	456,875
	2018年度	318,336

1 2019年1月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2017年9月1日就任。

現マネジメント・ボード・メンバーは2019年2月15日現在、合計456,875株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.02%に相当していた。

以下の表は、2018年2月16日および2019年2月15日の各日現在においてマネジメント・ボード・メンバーが保有していた株式報奨の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報奨の数を示している。

マネジメント・ボード・メンバー	2018年2月16日				2019年2月15日
	現在の残高	付与数	交付数	失効数	現在の残高
Christian Sewing	96,821	684	35,824	0	61,681
Garth Ritchie	618,736	2,242	76,424	0	544,554
Karl von Rohr	49,206	551	0	0	49,757
Frank Kuhnke ¹	-	-	-	-	104,507
Stuart Lewis	160,498	1,474	28,916	0	133,056
Sylvie Matherat	12,181	137	0	0	12,318
James von Moltke ²	194,142	0	47,535	0	146,607
Werner Steinmüller	220,821	1,894	51,836	0	170,878
Frank Strauß ³	46,983	20,019	6,857	0	60,144

¹ 2019年1月1日就任。

² 2017年7月1日就任。

³ 2017年9月1日就任。

12月31日現在、マネジメント・ボード・メンバー1名が保有義務を履行しなかったか、または購入に制限が課されていたため同日に間に合うように当該義務を果たすことができなかったが、本報酬報告書の作成日時点では当該義務は履行されている。他のマネジメント・ボード・メンバーは2018年度における株式の保有義務を履行しているか、または現在、保有期間中にある。

年金給付

以下の表は、2018年度および2017年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2018年度に在任中の各マネジメント・ボード・メンバーの2018年12月31日および2017年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の差異は、マネジメント・ボードでの勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

マネジメント・ボード・メンバー 単位：ユーロ	年間拠出額 (各年度)		利息 (各年度)		勘定残高 (年度末)		勤務費用(IFRS) (各年度)		確定給付制度債務 の現在価値(IFRS) (年度末)	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
	Christian Sewing	1,007,500	1,046,500	0	0	3,831,500	2,824,000	879,750	899,307	3,366,182
Garth Ritchie	1,440,000	1,500,000	0	0	4,490,000	3,050,000	1,274,429	1,306,915	4,026,939	2,704,127
Karl von Rohr	845,000	871,000			2,368,001	1,523,001	796,009	807,465	2,249,165	1,434,564
Stuart Lewis	845,000	871,000	0	0	4,058,938	3,213,938	796,009	807,465	4,236,867	3,377,866
Sylvie Matherat	754,000	786,500	0	0	2,127,168	1,373,168	755,261	774,917	2,125,681	1,354,995
James von Moltke ¹	975,000	503,750	0	0	1,478,750	503,750	864,990	451,453	1,334,670	463,619
Nicolas Moreau ²	0	1,340,000	0	0	0 ⁷	1,687,500	607,093	1,232,878	0	1,591,229
Werner Steinmüller	650,000	650,000	32,934	6,667	1,506,268	823,334	688,942	701,617	1,542,860	907,793
Frank Strauß ³	1,007,500	348,834	0	0	1,356,334	348,834	876,266	313,391	1,202,739	321,839
John Cryan ⁴	0	728,000	0	0	0 ⁸	1,875,250	733,807	748,829	0	1,916,940
Kimberly Hammonds ⁵	0	936,000	0	0	0 ⁹	1,186,001	825,100	842,110	0	1,091,041

Dr. Marcus Schenck ⁶	541,668	1,105,000	0	0	2,731,169	2,189,501	504,568	1,018,267	2,553,842	2,051,090
---------------------------------	---------	-----------	---	---	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	-----------

- 1 2017年7月1日就任。
- 2 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHのマネジング・ディレクターとしての2018年度の勤務費用は607,093ユーロに決定された。
- 3 2017年9月1日就任。
- 4 2018年4月8日退任。
- 5 2018年5月24日退任。
- 6 2018年5月24日退任。
- 7 マネジメント・ボード・メンバー退任時点では年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬として2,084,667ユーロおよび579,694ユーロがDWS Management GmbHに代わって支払われた。
- 8 マネジメント・ボード・メンバー退任時点では年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬として3,420,961ユーロが支払われた。
- 9 マネジメント・ボード・メンバー退任時点では年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬として2,231,933ユーロが支払われた。

期限前解約時のその他の給付

2018年度において、マネジメント・ボード・メンバーのJohn Cryan氏、Kimberly Hammonds氏、Marcus Schenck氏およびNicolas Moreau氏がマネジメント・ボードを退任した。雇用契約に基づき受け取る権利を有する退職金について、当該メンバーとの間で合意されている内容は以下のとおりである。

John Cryan氏は2018年4月8日をもってマネジメント・ボードを退任した。契約終了の合意に基づき、雇用契約で合意済みの契約終了後の競業禁止に対する報酬支払額を2,210,000ユーロ、退職金を8,674,000ユーロとすることで合意がなされた。退職金の初回支給額1,071,800ユーロは2018年5月に現金で支払われた。第2回支給額1,071,800ユーロは株式で付与されており、2019年4月30日に支払期限が到来する。残りの分割支給額のうち3,265,200ユーロは繰延現金報酬の形で付与されており、決済期間は2023年4月30日までである。最終支給額3,265,000ユーロは繰延株式に基づく報酬の形で付与されており、決済期間は2024年4月30日までである。変動報酬部分に関して契約上合意されているすべての規定（変動報酬の返還を要求する権利（クローバック）を含む。）が退職金に適用され、退職金の支給は他の支払者から受け取る収入の相殺に関する規則の対象となる。

Kimberly Hammonds氏は2018年5月24日をもってマネジメント・ボードを退任した。契約終了の合意に基づき、雇用契約で合意済みの契約終了後の競業禁止に対する報酬支払額を1,560,000ユーロ、退職金を3,303,834ユーロとすることで合意がなされた。退職金の初回支給額192,767ユーロは2018年5月に現金で支払われた。第2回支給額192,767ユーロは株式で付与されており、2019年5月31日に支払期限が到来する。残りの分割支給額のうち1,459,150ユーロは繰延現金報酬の形で付与されており、決済期間は2023年5月31日までである。最終支給額1,459,150ユーロは繰延株式に基づく報酬の形で付与されており、決済期間は2024年5月31日までである。変動報酬部分に関して契約上合意されているすべての規定（変動報酬の返還を要求する権利（クローバック）を含む。）が退職金に適用され、退職金の支給は他の支払者から受け取る収入の相殺に関する規則の対象となる。同氏のマネジメント・ボードからの退任時点で契約上権利確定しているが法的に権利確定していない企業年金制度の年金勘定の現在価値に相当する金額は、既に同氏に支払われている。

Marcus Schenck氏は2018年5月24日をもってマネジメント・ボードを退任した。契約終了の合意に基づき、契約終了後の競業禁止に対する報酬支払額を総額1,950,000ユーロとし、12ヶ月の分割支給とすることで合意がなされた。同氏は当行グループに対し、2019年2月1日に新たな職に就いたことを通知した。したがって、同日以降、支給が中止された。これ以外の退職金は合意されていない。

Nicolas Moreau氏は2018年12月31日をもってマネジメント・ボードを退任した。契約終了の合意に基づき、雇用契約で合意済みの契約終了後の競業禁止に対する報酬支払額を960,000ユーロ、退職金を807,600ユーロとすることで合意がなされた。退職金の初回支給額403,800ユーロは繰延現金報酬の形で付与されており、決済期間は2024年3月1日までである。第2回支給額403,800ユーロは株式に基づく報酬の形で付与されており、決済期間は2025年3月1日までである。変動報酬部分に関して契約上合意されているすべての規定（変動報酬の返還を要求する権利（クローバック）を含む。）が退職金に適用される。さらに、DWS Management GmbHと同氏とのマネジング・ディレクターとしての雇用関係の終了が合意された。この契約終了の合意に基づき、退職金を7,000,000ユーロとすることで合意がなされた。退職金の初回支給額1,400,000ユーロは2018年12月に現金で支払われた。同額の第2回支給額は株式で付与されており、2020年3月1日に支払われる予定である。残りの分割支給額のうち2,100,000ユーロは繰延現金報酬の形で付与されており、決済期間は2024年3月1日までである。最終支給額2,100,000ユーロは繰延株式に基づく報酬の形で付与されており、決済期間は2025年3月1日までである。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、マネジメント・ボードでの勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

マネジメント・ボード・メンバー

費用計上額

単位：ユーロ	株式に基づく報酬		現金に基づく報酬	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
James von Moltke ¹	225,845	0	630,407	671,148
Stuart Lewis	(393,743) ²	955,633	57,414	230,974

1 2017年7月1日就任。

2 マネジメント・ボード・メンバーの株式に基づく報酬は、通常、各報告日において株価に基づき評価され、この時点ではマイナスの結果となっている。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（GCGC）に準拠した報酬

GCGC第4.2.5項第3段落の要件に準拠したマネジメント・ボード・メンバーの報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、現在検討中の当年度に関する固定報酬および変動報酬の支払額（制限付奨励報奨別および制限付株式報奨別に報告されている。）が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、GCGCに従って2018事業年度および2017事業年度に付与された報酬を示している。

Christian Sewing						
単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	3,291,111	3,291,111	3,291,111	3,291,111	2,900,000	2,900,000
特別手当	0	0	0	0	0	0
付加給付(固定報酬)	91,805	91,805	91,805	91,805	80,307	80,307
合計	3,382,916	3,382,916	3,382,916	3,382,916	2,980,307	2,980,307
変動報酬	3,712,968	5,055,000	0	8,491,667	0	4,400,000
内訳:						
制限付奨励報奨	928,242	1,818,333	0	3,636,666	0	1,600,000
制限付株式報奨	2,784,726	3,236,667	0	4,855,001	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	3,712,968	5,055,000	0	8,491,667	0	4,400,000
年金勤務費用	879,750	879,750	879,750	879,750	899,307	899,307
報酬総額(GCGC)	7,975,634	9,317,666	4,262,666	12,754,333	3,879,614	8,279,614
報酬総額 ¹	7,004,079	8,346,111	3,291,111	11,782,778	2,900,000	7,300,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Garth Ritchie						
単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
特別手当	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	250,000	250,000
付加給付(固定報酬)	189,609	189,609	189,609	189,609	269,457	269,457
合計	6,189,609	6,189,609	6,189,609	6,189,609	3,519,457	3,519,457
変動報酬	2,618,003	4,700,000	0	8,000,000	0	4,700,000
内訳:						
制限付奨励報奨	654,500	1,900,000	0	3,800,000	0	1,900,000
制限付株式報奨	1,963,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	2,618,003	4,700,000	0	8,000,000	0	4,700,000
年金勤務費用	1,274,429	1,274,429	1,274,429	1,274,429	1,306,915	1,306,915
報酬総額(GCGC)	10,082,041	12,164,038	7,464,038	15,464,038	4,826,372	9,526,372
報酬総額 ¹	8,618,003	10,700,000	6,000,000	14,000,000	3,250,000	7,950,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Karl von Rohr						
単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,836,667	2,836,667	2,836,667	2,836,667	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	49,853	49,853	49,853	49,853	23,642	23,642
合計	2,886,520	2,886,520	2,886,520	2,886,520	2,423,642	2,423,642
変動報酬	2,698,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	674,500	1,300,000	0	2,600,000	0	1,300,000
制限付株式報奨	2,023,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	2,698,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
年金勤務費用	796,009	796,009	796,009	796,009	807,465	807,465
報酬総額(GCGC)	6,380,532	7,782,529	3,682,529	10,482,529	3,231,107	7,331,107
報酬総額 ¹	5,534,670	6,936,667	2,836,667	9,636,667	2,400,000	6,500,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stuart Lewis

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	300,000	300,000
付加給付(固定報酬)	184,423	184,423	184,423	184,423	206,628	206,628
合計	3,784,423	3,784,423	3,784,423	3,784,423	2,906,628	2,906,628
変動報酬	2,498,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	624,500	1,300,000	0	2,600,000	0	1,300,000
制限付株式報奨	1,873,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	2,498,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
年金勤務費用	796,009	796,009	796,009	796,009	807,465	807,465
報酬総額(GCGC)	7,078,435	8,680,432	4,580,432	11,380,432	3,714,093	7,814,093
報酬総額 ¹	6,098,003	7,700,000	3,600,000	10,400,000	2,700,000	6,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Sylvie Matherat

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	6,392	6,392	6,392	6,392	16,338	16,338
合計	2,406,392	2,406,392	2,406,392	2,406,392	2,416,338	2,416,338
年度変動報酬	2,138,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	534,500	1,300,000	0	2,600,000	0	1,300,000
制限付株式報奨	1,603,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	2,138,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
年金勤務費用	755,261	755,261	755,261	755,261	774,917	774,917
報酬総額(GCGC)	5,299,656	7,261,653	3,161,653	9,961,653	3,191,255	7,291,255
報酬総額 ¹	4,538,003	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	6,500,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

James von Moltke¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,200,000	1,200,000
付加給付(固定報酬)	86,975	86,975	86,975	86,975	35,261	35,261
合計	2,486,975	2,486,975	2,486,975	2,486,975	1,235,261	1,235,261
年度変動報酬	2,698,003	4,100,000	0	6,800,000	4,858,442 ²	2,050,000
内訳:						
現金	0	0	0	0	355,404	0
制限付奨励報奨	674,500	1,300,000	0	2,600,000	1,600,227	650,000
株式アップフロント報奨	0	0	0	0	355,404	1,400,000
制限付株式報奨	2,023,503	2,800,000	0	4,200,000	2,547,407	0
付加給付(変動報酬)	615,516	615,516	615,516	615,516	438,038	438,038
合計	3,313,519	4,715,516	615,516	7,415,516	5,296,480	2,488,038
年金勤務費用	864,990	864,990	864,990	864,990	451,453	451,453
報酬総額(GCGC)	6,665,484	8,067,481	3,967,481	10,767,481	6,983,194	4,174,752
報酬総額 ³	5,098,003	6,500,000	2,400,000	9,200,000	6,058,442	3,250,000

1 2017年9月1日就任。

2 失効した報奨および前雇用者から付与されなかった変動報酬の代替としてvon Moltke氏へ付与された手当は、「変動報酬」として表示されている。

3 付加給付および年金勤務費用を除く。

Nicolas Moreau¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	129,407	129,407	129,407	129,407	59,383	59,383
合計	1,329,407	1,329,407	1,329,407	1,329,407	2,459,383	2,459,383
年度変動報酬	1,269,001	2,300,000	0	3,900,000	0	4,600,000
内訳:						
制限付奨励報奨	317,250	900,000	0	1,800,000	0	1,800,000
制限付株式報奨	951,751	1,400,000	0	2,100,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	1,269,001	2,300,000	0	3,900,000	0	4,600,000
年金勤務費用	607,093	607,093	607,093	607,093	1,232,878	1,232,878
報酬総額(GCGC)	3,205,501	4,236,500	1,936,500	5,836,500	3,692,261	8,292,261
報酬総額 ²	2,469,001	3,500,000	1,200,000	5,100,000	2,400,000	7,000,000

1 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHのマネジング・ディレクターとしての2018年度の報酬総額(GCGC)は3,523,792ユーロに決定された。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Werner Steinmüller

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	76,993	76,993	76,993	76,993	82,934	82,934
合計	2,476,993	2,476,993	2,476,993	2,476,993	2,482,934	2,482,934
年度変動報酬	2,378,003	4,100,000	0	6,800,000	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	594,500	1,300,000	0	2,600,000	0	1,300,000
制限付株式報奨	1,783,503	2,800,000	0	4,200,000	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	387,196	387,196	387,196	387,196	316,490	316,490
合計	2,765,199	4,487,196	387,196	7,187,196	316,490	4,416,490
年金勤務費用	688,942	688,942	688,942	688,942	701,617	701,617
報酬総額(GCGC)	5,931,134	7,653,131	3,553,131	10,353,131	3,501,041	7,601,041
報酬総額 ¹	4,778,003	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	6,500,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Frank Strauß¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	800,000	800,000
付加給付(固定報酬)	71,892	71,892	71,892	71,892	26,893	26,893
合計	2,471,892	2,471,892	2,471,892	2,471,892	826,893	826,893
年度変動報酬	3,167,603	4,400,000	0	7,400,000	0	1,466,667
内訳:						
制限付奨励報奨	791,900	1,600,000	0	3,200,000	0	533,333
制限付株式報奨	2,375,703	2,800,000	0	4,200,000	0	933,333
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	3,167,603	4,400,000	0	7,400,000	0	1,466,667
年金勤務費用	876,266	876,266	876,266	876,266	313,391	313,391
報酬総額(GCGC)	6,515,761	7,748,158	3,348,158	10,748,158	1,140,284	2,606,951
報酬総額 ²	5,567,603	6,800,000	2,400,000	9,800,000	800,000	2,266,667

1 2017年9月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

John Cryan¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,133,333	1,133,333	1,133,333	1,133,333	3,400,000	3,400,000
付加給付(固定報酬)	10,125	10,125	10,125	10,125	220,982	220,982
合計	1,143,458	1,143,458	1,143,458	1,143,458	3,620,982	3,620,982
年度変動報酬	756,335	1,766,666	0	2,966,666	0	5,300,000
内訳:						
制限付奨励報奨	189,083	633,333	0	1,266,666	0	1,900,000
制限付株式報奨	567,252	1,133,333	0	1,700,000	0	3,400,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	756,335	1,766,666	0	2,966,666	0	5,300,000
年金勤務費用	733,807	733,807	733,807	733,807	748,829	748,829
報酬総額(GCGC)	2,633,600	3,643,931	1,877,265	4,843,931	4,369,811	9,669,811
報酬総額 ²	1,889,668	2,899,999	1,133,333	4,099,999	3,400,000	8,700,000

1 2018年4月8日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Kimberly Hammonds¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,400,000	2,400,000
付加給付(固定報酬)	209,799	209,799	209,799	209,799	260,489	260,489
合計	1,209,799	1,209,799	1,209,799	1,209,799	2,660,489	2,660,489
年度変動報酬	824,168	1,708,334	0	2,833,335	0	4,100,000
内訳:						
制限付奨励報奨	206,042	541,667	0	1,083,334	0	1,300,000
制限付株式報奨	618,126	1,166,667	0	1,750,001	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	824,168	1,708,334	0	2,833,335	0	4,100,000
年金勤務費用	825,100	825,100	825,100	825,100	842,110	842,110
報酬総額(GCGC)	2,859,067	3,743,233	2,034,899	4,868,234	3,502,599	7,602,599
報酬総額 ²	1,824,168	2,708,334	1,000,000	3,833,335	2,400,000	6,500,000

1 2018年5月24日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr. Marcus Schenck¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	2,900,000	2,900,000
付加給付(固定報酬)	13,117	13,117	13,117	13,117	16,148	16,148
合計	1,263,117	1,263,117	1,263,117	1,263,117	2,916,148	2,916,148
年度変動報酬	1,047,085	1,958,334	0	3,333,335	0	4,400,000
内訳:						
制限付奨励報奨	261,771	791,667	0	1,583,334	0	1,600,000
制限付株式報奨	785,314	1,166,667	0	1,750,001	0	2,800,000
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	1,047,085	1,958,334	0	3,333,335	0	4,400,000
年金勤務費用	504,568	504,568	504,568	504,568	1,018,267	1,018,267
報酬総額(GCGC)	2,814,770	3,726,019	1,767,685	5,101,020	3,934,415	8,334,415
報酬総額 ²	2,297,085	3,208,334	1,250,000	4,583,335	2,900,000	7,300,000

1 2018年5月24日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Jeffrey Urwin¹

単位：ユーロ	2018年度 (決定)	2018年度 (目標)	2018年度 (最小)	2018年度 (最大)	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)
固定報酬(基本給)	0	0	0	0	600,000	600,000
付加給付(固定報酬)	0	0	0	0	530	530
合計	0	0	0	0	600,530	600,530
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0
内訳:						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	0	0	0	0	557,370	557,370
報酬総額(GCGC)	0	0	0	0	1,157,900	1,157,900
報酬総額 ²	0	0	0	0	600,000	600,000

1 2017年3月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

以下の表は、2018事業年度および2017事業年度のGCGCに従った報酬支払金額を示している。

単位：ユーロ	Christian Sewing		Garth Ritchie		Karl von Rohr		Stuart Lewis	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
固定報酬	3,291,111	2,900,000	3,000,000	3,000,000	2,836,667	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	3,000,000	250,000	0	0	1,200,000	300,000
付加給付(固定報酬)	91,805	80,307	189,609	269,457	49,853	23,642	184,423	206,628
合計	3,382,916	2,980,307	6,189,609	3,519,457	2,886,520	2,423,642	3,784,423	2,906,628
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	431,973	999,285
このうち現金:	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち制限付奨励報奨:								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	0	0	377,871
2013年度に対する 2014年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	0	126,935	357,391
2014年度に対する 2015年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	0	105,340	200,965
2017年度の制限付奨励報奨: 早期退職割増報奨金	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち株式報奨:								
2012年度に対する 2013年度の株式アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	27,560
2013年度に対する 2014年度の株式アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	35,498
2012年度に対する 2013年度の制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	199,698	0
2017年度の制限付株式報奨: 早期退職割増報奨金	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付(変動報酬)	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	431,973	999,285
年金勤務費用	879,750	899,307	1,274,429	1,306,915	796,009	807,465	796,009	807,465
報酬総額(GCGC)	4,262,666	3,879,614	7,464,038	4,826,372	3,682,529	3,231,107	5,012,405	4,713,378

単位：ユーロ	Sylvie Matherat		James von Moltke ¹		Nicolas Moreau ²		Werner Steinmüller	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
固定報酬	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,200,000	1,200,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定報酬）	6,392	16,338	86,975	35,261	129,407	59,383	76,993	82,934
合計	2,406,392	2,416,338	2,486,975	1,235,261	1,329,407	2,459,383	2,476,993	2,482,934
年度変動報酬	0	0	1,166,703	355,404	0	0	0	0
このうち現金：	0	0	0	355,404	0	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨：								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2014年度に対する 2015年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度の制限付奨 励報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	560,758	0	0	0	0	0
このうち株式報奨奨：								
2012年度に対する 2013年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2012年度に対する 2013年度の制限付株 式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度の制限付株 式報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	605,945	0	0	0	0	0
付加給付（変動報酬）	0	0	615,516	438,038	0	0	387,196	316,490
合計	0	0	1,782,219	793,442	0	0	387,196	316,490
年金勤務費用	755,261	774,917	864,990	451,453	607,093	1,232,878	688,942	701,617
報酬総額（CCGC）	3,161,653	3,191,255	5,134,184	2,480,156	1,936,500	3,692,261	3,553,131	3,501,041

- 1 2017年7月1日就任。失効した報酬および前雇用者から付与されなかった変動報酬の代替として2017年度にvon Moltke氏へ付与された手当は、「変動報酬」として表示されている。
- 2 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHにのマネジング・ディレクターとしての2018年度の報酬が総額で2,323,792ユーロ支払われた。

単位：ユーロ	Frank Strauß ¹		John Cryan ²		Kimberly Hammonds ³		Dr. Marcus Schenck ⁴	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
固定報酬	2,400,000	800,000	1,133,333	3,400,000	1,000,000	2,400,000	1,250,000	2,900,000
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定報酬）	71,892	26,893	10,125	220,982	209,799	260,489	13,117	16,148
合計	2,471,892	826,893	1,143,458	3,620,982	1,209,799	2,660,489	1,263,117	2,916,148
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち現金：	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨：								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2014年度に対する 2015年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度の制限付奨 励報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち株式報奨：								
2012年度に対する 2013年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2012年度に対する 2013年度の制限付株 式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
2017年度の制限付株 式報奨：早期退職割 増報奨金	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（変動報酬）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	876,266	313,391	733,807	748,829	825,100	842,110	504,568	1,018,267
報酬総額（CGCG）	3,348,158	1,140,284	1,877,265	4,369,811	2,034,899	3,502,599	1,767,685	3,934,415

- 1 2017年9月1日就任。
2 2018年4月8日退任。
3 2018年5月24日退任。
4 2018年5月24日退任。

Jeffrey Urwin¹

単位：ユーロ	2018年度	2017年度
固定報酬	0	600,000
特別手当	0	0
付加給付（固定報酬）	0	530
合計	0	600,530
年度変動報酬	0	0
このうち現金：	0	0
このうち制限付奨励報奨：		
2012年度に対する2013年度の制限付奨励報奨	0	0
2013年度に対する2014年度の制限付奨励報奨	0	0
2014年度に対する2015年度の制限付奨励報奨	0	0
2017年度の制限付奨励報奨	0	0
奨：早期退職割増報奨金		
このうち株式報奨：		
2012年度に対する2013年度の株式アップフロント報奨	0	0
2013年度に対する2014年度の株式アップフロント報奨	0	0
2012年度に対する2013年度の制限付株式報奨	0	0
2017年度の制限付株式報奨	0	0
奨：早期退職割増報奨金		
付加給付（変動報酬）	0	0
合計	0	0
年金勤務費用	0	557,370
報酬総額（GCGC）	0	1,157,900

¹ 2017年3月31日退任。

2019年度第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、スーパーバイザリー・ボードは2018事業年度のグループの税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、マネジメント・ボード・メンバーは、2018事業年度の報酬として合算で総額52,181,136ユーロ（2017年度：37,665,535ユーロ）を受け取った。このうち、25,711,111ユーロ（2017年度：29,200,000ユーロ）が固定報酬、4,200,000ユーロ（2017年度：550,000ユーロ）が特別手当、2,123,102ユーロ（2017年度：2,053,520ユーロ）が付加給付、20,146,923ユーロ（2017年度：5,862,015ユーロ）が業績連動項目であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる株式以外の繰延報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各マネジメント・ボード・メンバーは、2018年度および2017年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施したマネジメント・ボード業務について以下の報酬項目（業績非連動の付加給付を含む。）を受領した。

GAS第17号に準拠した報酬

単位：ユーロ	Christian Sewing		Garth Ritchie		Karl von Rohr		Stuart Lewis	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
報酬								
業績連動項目								
長期奨励なし								
即時給付	0	0	0	0	0	0	0	0
短期奨励あり								
現金	0	0	0	0	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨 付与	0	0	0	0	0	0	232,275	936,228
株式を基礎とする 株式アップフロ ント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	2,784,726	0	1,963,503	0	2,023,503	0	1,873,503	0
業績非連動項目								
基本給	3,291,1110	2,900,000	3,000,000	3,000,000	2,836,667	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当		0	3,000,000	250,000	0	0	1,200,000	300,000
付加給付（固定およ び変動報酬）	91,805	80,307	189,609	269,457	49,853	23,642	184,423	206,628
総額	6,167,642	2,980,307	8,153,112	3,519,457	4,910,023	2,423,642	5,890,201	3,842,856

単位：ユーロ	Sylvie Matherat		James von Moltke ¹		Nicolas Moreau ²		Werner Steinmüller	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	0	355,404	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨 付与	0	0	560,758	0	0	0	0	0
株式を基礎とする 株式アップフロ ント報奨	0	0	0	355,404	0	0	0	0
制限付株式報奨	1,603,503	0	2,023,503	2,547,407	951,751	0	1,783,503	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,200,000	1,200,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定およ び変動報酬）	6,392	16,338	702,491	473,299	129,407	59,383	464,189	399,424
総額	4,009,895	2,416,338	5,686,752	4,931,514	2,281,158	2,459,383	4,647,692	2,799,424

1 2017年7月1日就任。

2 2018年12月31日退任。DWS Management GmbHのマネジング・ディレクターとして総額2,466,699ユーロを受け取った。

単位：ユーロ	Frank Strauß ¹		John Cryan ²		Kimberly Hammonds ³		Dr. Marcus Schenck ⁴	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	0	0	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨 付与	0	0	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする 株式アップフ ロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	2,375,703	0	567,252	0	618,126	0	785,314	0
業績非連動項目								
基本給	2,400,000	800,000	1,133,333	3,400,000	1,000,000	2,400,000	1,250,000	2,900,000
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
付加給付（固定お よび変動報酬）	71,892	26,893	10,125	220,982	209,799	260,489	13,117	16,148
総額	4,847,595	826,893	1,710,710	3,620,982	1,827,925	2,660,489	2,048,431	2,916,148

- 1 2017年9月1日就任。
2 2018年4月8日退任。
3 2018年5月24日退任。
4 2018年5月24日退任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹		合計	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
報酬				
業績連動項目				
短期奨励あり				
現金	0	0	0	355,404
長期奨励あり				
現金を基礎とする 制限付奨励報奨 付与	0	0	793,033	2,603,800 ²
株式を基礎とする 株式アップフ ロント報奨	0	0	0	355,404
制限付株式報奨	0	0	19,353,890	2,547,407
業績非連動項目				
基本給	0	600,000	25,711,111	29,200,000
特別手当	0	0	4,200,000	550,000
付加給付（固定お よび変動報酬）	0	530	2,123,102	2,053,520
総額	0	600,530	52,181,136	37,665,535 ²

- 1 2017年3月31日退任。
2 前年度の年次報告書に記載されているFitschen氏の1,667,572ユーロが総額に含まれているが、同氏は2016事業年度にマネジメント・ボードを退任しているため、独立した項目として報告されていない。

2019年度第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、スーパーバイザー・ボードは2018事業年度のグループの税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

従業員の報酬報告書

2018年度の従業員の報酬報告書の内容は、自己資本要求規則（CRR）第450条第1項(a)から（i）、および銀行の報酬制度監督要件に関する規制第16条（Institutsvergütungsverordnung - InstVV）に規定される報酬に係る定性的および定量的開示要件に基づく。

本報酬報告書は連結の視点で作成されており、ドイツ銀行グループのすべての連結会社を対象としている。規制要件に従い、当行グループ内の次に掲げる「重要な金融機関」について、2018年度に係る同様の報告書が作成されている。「重要な金融機関」とは、Deutsche Bank Privat- und Firmenkundenbank AG（ドイツ）、BHW Bausparkasse AG（ドイツ）、Deutsche Bank Luxembourg S.A.（ルクセンブルク）、Deutsche Bank S.p.A.（イタリア）およびDeutsche Bank Mutui S.p.A.（イタリア）を指す。

規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行グループのグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行グループは、報酬に関する規制要件を率先して適用するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行グループの健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループレベルでCRRおよび自己資本要求指令4（CRD 4）の対象となる。CRD 4は、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstVVに置き換えられている。当行グループは、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に現行の当該規則を採用した。InstVVの意味において「重要な金融機関」であるため、当行グループは、委員会委任規則（EU）第604/2014号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすとみなされる業務を行うすべての従業員（重要なリスク・テイクもしくはMRT）を識別している。MRTは、グループレベルおよび「重要な金融機関」のレベルで識別される。

業界特有の規制を考慮に入れ、また、InstVVに従い、当行グループの一部の（特にDWSグループ内の）子会社には、各地で国内法化されたオルタナティブ投資ファンド運用者指令（AIFMD）もしくは譲渡可能証券の集団投資事業指令（UCITS）が適用されている。当行グループはこれらの子会社のMRTも識別している。識別された従業員には、欧州証券市場監督機構（ESMA）が公表したAIFMDまたはUCITSに基づく健全な報酬方針に関するガイドラインに記載の報酬規定が適用される。

また、当行グループは、当行グループの顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした規制（国内法化された金融商品市場指令（MiFID）等）についても考慮している。これらの規定により、これらの従業員が顧客の利益を最大化すべく行動していることを確保するために、特定の報酬方針の実施、報酬計画の見直しおよび「関係者」と見なされる従業員数の特定が行われた。

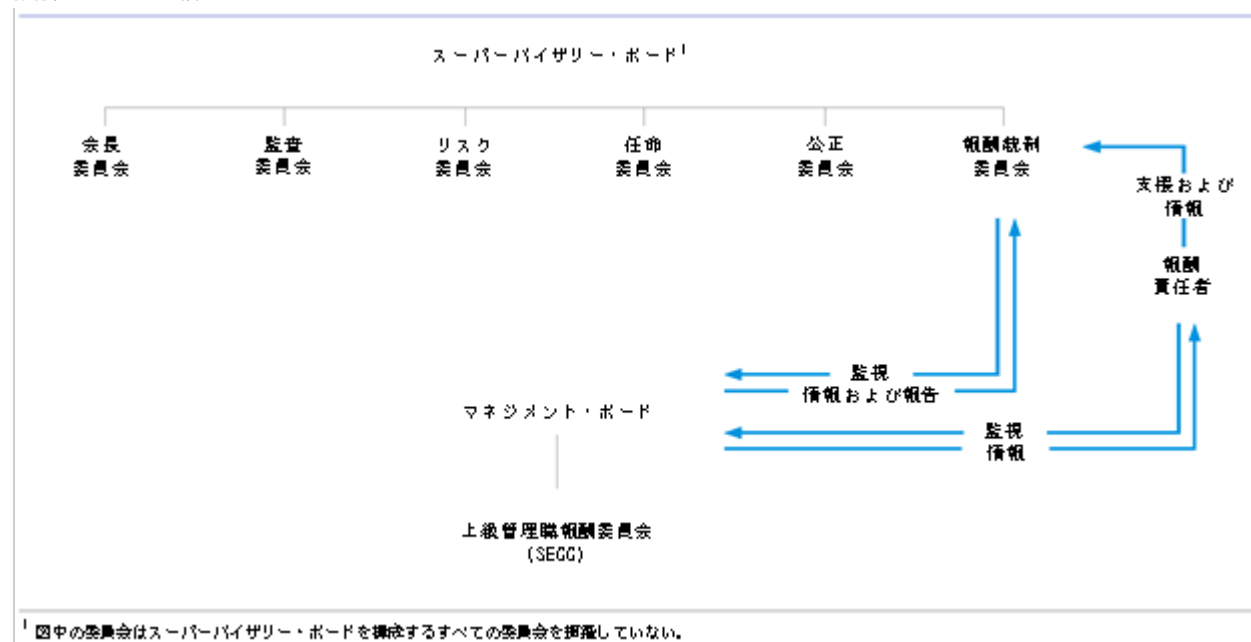
必要に応じて、ドイツ銀行は、現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかになった場合、当行グループは規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行グループの全体的なグループ報酬制度に留めながら、現地の規制に遵守している。この例として、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」を特定することが挙げられる。いかなる場合にも、当行グループは世界中でInstVVの要件を最低基準として適用する。

報酬ガバナンス

ドイツ銀行が強固なガバナンス構造を有することによって、当行グループの報酬戦略および報酬方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、スーパーバイザー・ボードはマネジメント・ボード・メンバーの報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。スーパーバイザー・ボードとマネジメント・ボードの双方は、報酬統制委員会（CCC）や上級管理職報酬委員会（SECC）等の特定委員会や機能によって支えられている。

当行グループの統制部門は、各々の役割に従って、当行グループの報酬制度の設計および適用、MRTの識別ならびにVCの総額の決定に関与している。これには、従業員の行動や事業関連リスクによる影響、業績規準、報酬および退職金の付与ならびに事後リスク調整の評価が含まれる。

報酬ガバナンス構造



報酬統制委員会 (CCC)

スーパーバイザリー・ボードは、とりわけInstVWに従いリスクとリスク管理への影響を考慮しつつ、ドイツ銀行AGのマネジメント・ボード・メンバーの報酬制度の構造を構築および監視することを支援するCCCを設立した。さらに、CCCはマネジメント・ボードとSECCが構築したドイツ銀行グループの従業員の報酬制度の適切性を監視する。CCCは、変動報酬の総額が妥当であり、InstVWに則って設定されているかを定期的に確認する。また、CCCは、リスク、資本および流動性の管理に対する報酬制度の影響を評価し、報酬制度が事業戦略・リスク戦略と整合的であることを確保を図っている。さらに、CCCは、スーパーバイザリー・ボードがMRTの識別プロセスおよび内部統制とその他の関連分野が報酬制度の構造化に適切に組み込まれているかを監視する支援を行う。

CCCは、スーパーバイザリー・ボード委員長および3名のスーパーバイザリー・ボード・メンバー（うち2名は従業員の代表者）で構成されている。同委員会は2018暦年において5回の会合を開いた。11月の報酬統制委員会の会合には、リスク委員会のメンバーがゲストとして出席した。

報酬責任者

マネジメント・ボードはCCCと共同で、ドイツ銀行AGおよび当行のドイツにおける「重要な金融機関」のスーパーバイザリー・ボードが報酬制度に関連する任務を遂行することを支援する報酬責任者を任命した。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用に継続的に関与する。報酬責任者は、自身の監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供する。同責任者は、定期的にCCCを支援し、助言を行う。

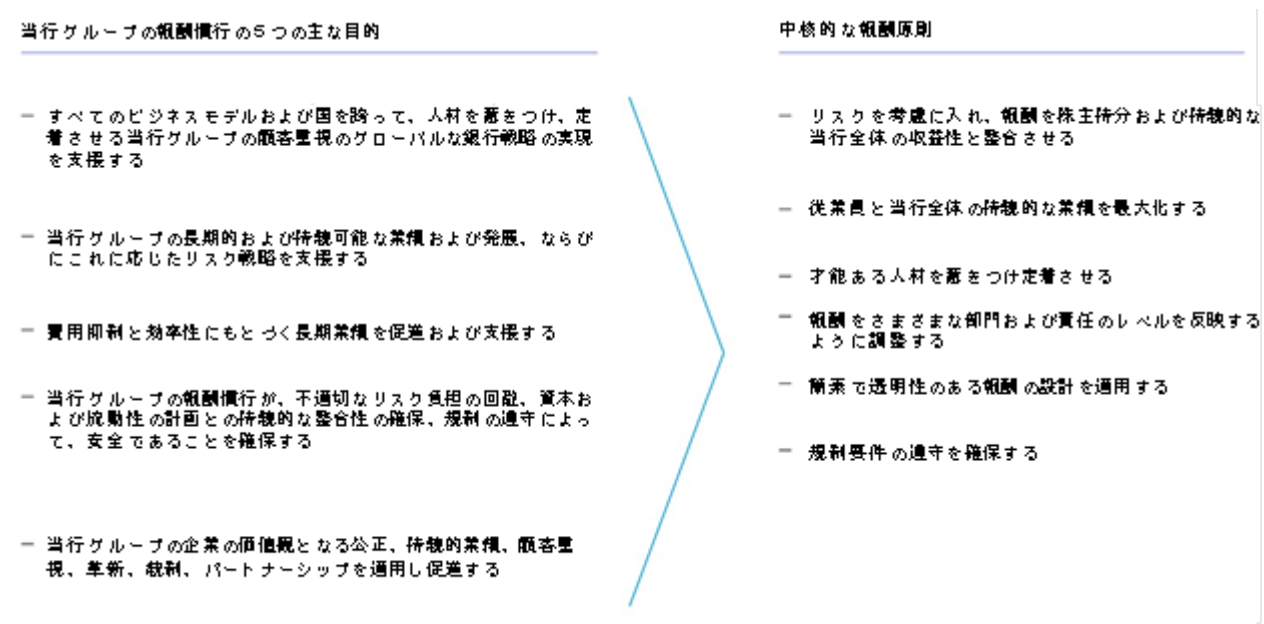
上級管理職報酬委員会 (SECC)

SECCは、マネジメント・ボードによって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは、グループの報酬戦略および報酬方針を構築する。SECCは、当行グループおよび部門の業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素も使用し、年間の変動報酬の総額およびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、マネジメント・ボードに適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門および統制部門に属しており、当行グループの事業部門に割り当てられていない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2018年度は、SECCメンバーは最高総務責任者および最高財務責任者、ならびに最高リスク責任者（全員がマネジメント・ボード・メンバーでもある。）、人事のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者およびリスク担当で構成されている。報酬責任者、報酬副責任者および人材評価および報酬のグローバル・共同リーダーのうち1名は、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催する。2018業績年度においては報酬プロセスに関連した会合が21回開かれた。

報酬戦略

ドイツ銀行は、当行グループ自身の報酬制度が、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行グループは、当行グループの目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。グループの報酬戦略は、ドイツ銀行の事業戦略、リスク戦略および企業の価値観や信念と整合している。



グループ報酬方針は、報酬に関する戦略の実行、ガバナンス・プロセスおよび報酬構造・慣行について従業員に情報を提供する。従業員は当行グループのイントラネット・サイトですべての関連文書を読覧することができる。

グループ報酬フレームワーク

当行グループの報酬フレームワークは、固定報酬（FP）と変動報酬（VC）の適切なバランスを重視している。なお、2つの報酬を合わせて、以下「総報酬」という。この報酬フレームワークは、当行グループのすべてのレベルの持続的業績に対する報奨と整合するものであると同時に、報酬決定の透明性および株主および従業員への影響を高めるものである。当行グループの報酬フレームワークの基礎となる原則は、年功序列、勤続年数または性別に関係なく、全従業員に等しく適用される。

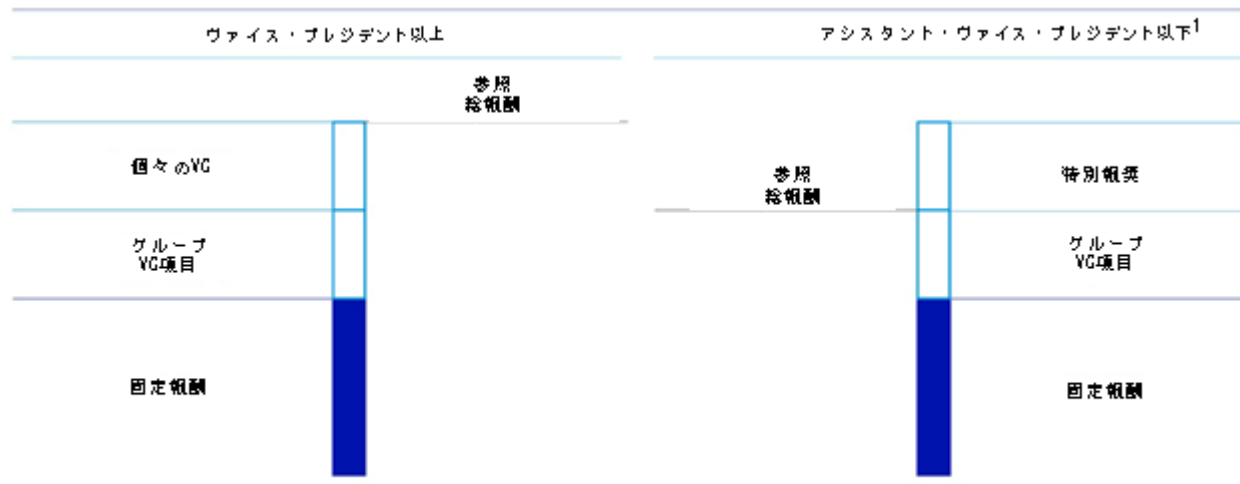
CRD 4およびその後採用されたドイツ銀行法の規定に従い、ドイツ銀行は変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率を1:1にする必要があるが、2014年5月22日に株主の承認を得て1:2に増加させた。年次株主総会出席者の株式資本の27.68%に相当する有効投票数に基づいた賛成率は95.27%であった。しかし、当行グループは、InstWVにより定義された統制部門の変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率が2:1である一方、特定の管理部門に属する従業員については最低限1:1に据え置くべきであると判断した。

当行グループは、各従業員の役割に対する参照価額を定めた「参照総報酬（RTC）」を適格従業員に割り当てている。この参照価額は、当行グループの従業員にFPとVCとの方向付けを示すものである。各個人の実際のTCは、グループの負担能力および部門または個人のレベルで達成されることが見込まれる業績に応じて、当行グループの単独の裁量で決定されるため、「参照総報酬」と同額、もしくはそれ以上またはそれ以下になる可能性がある。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。FPの適切な水準は、それぞれの役割、内部での比較および適用される規制上の要件において一般的な相場を参照して決定される。FPは、適切な人材を惹きつけ定着させることによって、当行グループが戦略目標を達成する上で重要な役割を果たす。従業員の大半にとって、FPは主要な報酬項目であり、TCにおけるFPの割合は50%を上回る。

変動報酬は、グループ、部門および個人レベルでの負担能力および業績を反映している。この報酬には、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して個人の業績を区別し、行動の原動力となることができるといえる利点がある。また、コスト・ベースに柔軟性をもたらず。VCは、一般的に2つの要素から成る。すなわち、「グループVC項目」と「個人別VC項目」である。「個人別VC項目」は、「個々のVC」（一般的にはヴァイス・プレジデント（VP）以上の従業員に適用される。）または「特別報奨」（一般的にはアシスタント・ヴァイス・プレジデント（AVP）以下の従業員に適用される。）の形で付与される。業績へのマイナスの貢献または不正行為があった場合は、従業員のVCは減額されるか、ゼロになる可能性がある。VCの付与および支給は当行グループの負担能力に左右される。当行グループの報酬フレームワークでは、既存の雇用関係において、引き続きVCは保証されない。こうした取決めは、雇用初年度にある新規採用者といったごく限られたケースでのみ行われ、当行グループの標準的な繰延要件の対象となる。

報酬フレームワークの主な項目



¹ 対象企業および対象部門のアシスタント・ヴァイス・プレジデント以下は、特別報奨の配わりに個々のVC項目を受け取る権限が与えられる。

グループVC項目は、報酬フレームワークの包括的目標の一つであり、VCとグループの業績の間の明確な結び付きを確保するものである。当行グループの戦略目標の1年間における達成度を評価するため、2018年度のグループVC項目を決定する基礎として活用された4つの重要業績評価指標（KPI）は、普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率（完全適用ベース）、レバレッジ比率、調整後費用および税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）である。これらの4つのKPIは、当行グループの自己資本、リスク、費用および収益のプロファイルにとって重要な指標を表すものであり、当行グループの持続的業績に関する指標を示すものでもある。

個人別VC項目は複数の財務および非財務要素を考慮に入れる。これらには、該当する部門別の業績、従業員の個々の業績および行動、価値や信念の固持、ならびに従業員の競争相手との給与水準の比較およびリテンションの考慮等の追加的要因を含む。

特別報奨は、下層の従業員による優れた貢献を適時に透明性が高い方法によって認識し、報奨を付与する機会を与える。一般的に、特別報奨の予算の全体的規模は、対象範囲に含まれる従業員数に対して設定されたFPの割合と直接結びついており、部門レベルで管理されるプロセスにおける推薦および貢献へのレビューに基づいて、年に2回支給される。

従業員給付は「総報酬」を補完するものであり、規制上の観点からはFPとみなされる。これは、当該給付が業績または裁量とは直接的に関係しないためである。これらの給付は、それぞれの市場慣行および要件に従い付与される。年金費用は、世界各地で当行グループの給付ポートフォリオの主要素となっている。

InstVWでは、退職金はVCとみなされる。当行グループは、新たなInstVWの各要件との完全合致を確実にするため、退職金フレームワークを更新した。

特別な状況に限り、当行グループは、当行グループの将来にとって極めて重要な特定の従業員が退職するおそれがある場合に、当該従業員の定着を図る目的でリテンション報奨を付与する権利を保持している。一般的に、リテンション報奨は、従業員を一定期間定着させることで当行グループに正当な利益が生じるといった特定の重要事象に結び付けられている。これにより、オペレーショナル・リスク、財務リスクまたは評判リスクを最小化することができる。これらの報奨は規制上、VCとみなされ、通常は他のVC要素と同様の要件が課される。

業績連動型変動報酬の決定

ドイツ銀行は、VCの決定にリスク調整後の業績が反映される手法を適用しており、主に、（ ）グループの負担能力（すなわち、規制要件に沿ってドイツ銀行が何を付与できるか）および（ ）業績（すなわち、適切な報酬を提供しながら、フランチャイズの長期的な健全性を保護するために、当行グループが何を付与すべきか）によって決定される。

グループの負担能力は、関連するパラメータが現在および予想される将来の規制上および戦略的目標を達成しているかを判断するために評価される。負担能力のパラメータは、当行グループの「リスク選好フレームワーク」と完全に結び付いており、当行グループの資本および流動性ポジションとその計画、結合資本バッファ要件、ならびに経営成績が十分に考慮されていることを確保する。

当行グループは、グループおよび部門別の業績評価の際に、様々な考慮事項を参照している。業績は、部門別の財務および（バランス・スコアカードに基づいた）非財務目標に照らして評価される。財務目標は、特に当行グループが将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理部門については、業績評価は主にコスト目標とバランス・スコアカードに基づ

いている。管理部門のVC配分は、当行グループ全体の業績に応じて決定されるが、規制上の要件に従って監督する部門の業績によっては決定されない。

当行グループは、「変動報酬指針原則」を個々の従業員レベルで策定しており、個人別のVCを決定する際に検討すべき要素および指標を詳細に定めている。管理職は、VC配分のバランスが図られ、リスク・テイクが不当に奨励されていないことを確保するために、個人のリスク・テイク活動を絶対的および相対的な面から十分に評価しなければならない。検討すべき要素および指標には、量的および定性的側面を踏まえた個人の業績、文化および行動の検討、懲戒処分等が含まれるが、これらに限定されるものではない。重要なリスク・テイカーの管理職は、個々のVCを決定する際に検討した要素およびリスク指標を具体的に文書化し、これらの要素が個々のVCの決定にどのように影響するかを立証しなければならない。通常、業績は1年間で評価されるが、「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーについては、3年間の業績が考慮される。

変動報酬構造

当行グループの報酬構造は、当行グループの従業員および当行グループの長期業績を促進および支援するメカニズムが働くように設計されている。VCの部分はアップフロント報奨によって支払われるが、当該構造は、VCの一部を適切に繰り延べることによって、グループの持続的な業績に連動させる必要がある。

同時に、当行グループは、当行グループの繰延VCにおいて株式もしくは株式に基づく金融商品を使用することは、報酬を当行グループの持続的な業績および株主の利益と連動させる効果的な方法であると考えている。ドイツ銀行の株式を使用することによって、該当する場合、個人別VCの価値は繰延期間および保有期間にわたる当行グループの株価と結び付けられる。

当行グループは引き続き、VCの繰延額に係る規制要件および当行グループの最低繰延期間を超えている。報酬が低い従業員については繰延の対象とならないが、高所得者についてはVC額が適切に繰り延べられていることを確保する。当行グループは、VCが50,000ユーロ以上に設定された重要なリスク・テイカーの変動報酬について、一部繰延を開始する。MRT以外の者についての繰延は、より高額なVC額から開始される。最低60%以上の繰延が必要なMRTのVCの基準額は、500,000ユーロに設定されている。さらに、固定報酬が500,000ユーロを超えるコーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）のディレクターおよびマネジング・ディレクターは、VCの100%繰延の対象となる。InstWVに規定されるとおり、重要なリスク・テイカーについては、平均して少なくともVCの40%（上級管理職については60%）を超える部分が繰延率の適用対象となる。

以下の表に詳述されているように、繰延期間は、従業員グループによって3年から5年の間で異なっている。

2018年度の報奨の種類別概要（DWSグループを除く。）

報奨の種類	概要	対象者	繰延期間	保有期間	割合
アップフロント： 現金VC	アップフロント報奨の現金部分	適格な従業員	N/A	N/A	InstVVに基づくMRT:アップフロントVCの50% MRT以外:アップフロントVCの100%
アップフロント： 株式アップフロント報奨 (EUA)	アップフロント報奨の株式部分（保有期間にわたってドイツ銀行の株価に連動）	VCが50,000ユーロ以上のInstVVに基づく全MRT	N/A	12ヶ月	アップフロントVCの50%
繰延： 制限付奨励報奨 (RIA)	繰延現金部分	繰延VCを有する全従業員	以下の期間にわたり均等繰延 CIB：4年 上級経営者：5年 その他：3年 ¹	N/A	繰延VCの50%
繰延： 制限付株式報奨 (REA)	繰延株式部分（権利確定期間および保有期間にわたるドイツ銀行の株価に連動）	繰延VCを有する全従業員	以下の期間にわたり均等繰延 CIB：4年 上級経営者：5年 その他：3年 ¹	InstVVに基づくMRTの場合は12ヶ月	繰延VCの50%

N/A - 該当なし

1 2018業績年度の年間報酬の目的上、「上級経営者」は、ドイツ銀行の「上級管理職グループ」、ならびに「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーおよびその直属の従業員（非管理職や非戦略担当職を除く。）と定義される。ただし、DWSのエグゼクティブ・ボードは含まない。「上級経営者」である従業員は全員、InstVVに基づくMRTとみなされる。

当行グループの従業員には、繰延報酬または報奨に関する権利を売却、担保供与すること、譲渡または付与することが認められない。変動報酬をヘッジする経済効果を有する取引、例えば、株式を基礎とする報奨に係る価格変動リスクを相殺することができない。当行グループの人事およびコンプライアンス部門は、報酬責任者による支援の下、一丸となって従業員のトレーディング活動を監視し、当行グループの全従業員がこの要件を遵守していることを確保する。

変動報酬の事後リスク調整

当行グループは、当行グループの従業員の将来の行動および業績が繰延VCの重要な要素であると考えている。その結果、以下のとおり繰延報奨が業績条件および失効規定の対象となる。

ドイツ銀行グループの変動報酬の業績条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
ドイツ銀行グループのCET 1資本比率および流動性カバレッジ比率	権利確定前および交付前の四半期末に当行グループのCET 1資本比率または流動性カバレッジ比率が一定の基準値を下回った場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ（すべての未交付の株式アップフロント報酬の100%） ¹
グループ税引前利益	グループ税引前利益が交付前にマイナスであるとマネジメント・ボードが判断した場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ
部門税引前利益	部門税引前利益が交付前にマイナスであるとマネジメント・ボードが判断した場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ（事業部門のMRTにのみ適用される）
失効規定 ²	<ul style="list-style-type: none"> - 内部方針および手続の違反または該当する法令の違反あるいは統制の欠陥があった場合 - 報奨が、著しく不正確であるとみなされた業績の測定または仮定にもとづいていることが判明した場合 - 著しい悪影響が発生し、参加者が十分に影響を受けると考えられる場合 - 失効が現行の規制要件を遵守することが要求されている場合 	交付予定の報奨の100%まで
クローバック	InstVVに基づくMRTが重大な損失もしくは規制上の制裁を招く行為に關与した場合、または適正な行動基準に関する外部もしくは内部の関連規則を遵守しなかった場合	交付された報奨の100%、報奨の最後の権利確定日から2年後の応当日まで

1 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、権利確定または決済前のいずれかの四半期末に当行グループのCET 1資本比率または流動性カバレッジ比率が基準値を下回った場合、当該年度に関して報奨の全額が失効する。株式アップフロント報酬に関するグループのCET 1資本比率または流動性カバレッジ比率は、交付前の四半期末にのみ評価される。

2 この失効規定は網羅的なリストではない。各制度規則に定められているとおり、他の規定が適用される。

特殊な報酬構造を持つ従業員グループ

当行グループの一部の領域では、規制の範囲内で前述のグループ報酬フレームワークと一部異なる報酬構造が適用されている。

ポストバンク部門

2018年5月25日付で、ドイツ・ポストバンクAGとDeutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGが合併し、DB Privat- und Firmenkundenbank AGが設立された。2018年度の残りの期間、ポストバンク部門は重要なリスク・テイカーに対し、一部修正が加えられた独自の報酬構造を有していた。

ドイツ銀行グループの慣行に従って、ポストバンク部門はグループVC項目および個人別VC項目を活用しているが、MRT以外の者のグループVC項目は現在、依然としてポストバンク事業部門の経営成績に基づいている。2018業績年度に関してのみ、MRTのグループVC項目は、ポストバンク部門と当行グループの両方の目標達成率を反映している。ポストバンク部門の上級経営者、重要なリスク・テイカーおよびその他の幹部社員については、当行グループ全体の繰延規則が適用される。

ポストバンク部門の非幹部社員の報酬は、労働組合またはそれぞれの労働者評議会と合意されたフレームワークに基づいている。労働協約が存在しない場合、報酬は個別契約に従う。通常、ポストバンク部門の非幹部社員はVCを受け取るが、VCの構造と割合は会社ごとに異なる。

DWS

DWSの資産運用会社の大半はAIFMDまたはUCITSに該当するが、限られた一部の会社は当行グループのグループ報酬フレームワークおよびInstVVの適用範囲に留まっている。DWSは、AIFMDまたはUCITSの要件に沿った独自の報酬ガバナンス、報酬方針、報酬構造およびリスク・テイクの識別プロセスを構築している。こうした構造やプロセスは、必要に応じてInstVVと一致しているが、アセット・マネジメント事業に合うように調整されている。

DWSは、報酬を業界基準に合わせるため、変動報酬に対する固定報酬の比率を、AIFMDまたはUCITS統制部門の従業員については1:2、その他の従業員については1:5に自主的に設定している。通常、DWSは当行グループのアプローチと同等の報酬規則を適用しているが、可能な場合はDWSグループに関連したパラメータを使用している。グループ報酬フレームワークとの顕著な相違点として、DWS株式およびファンド連動型金融商品と結び付けられた株式に基づく金融商品の使用が挙げられる。これは、従業員の報酬とDWSの株主および投資家の利益との連携の向上につながる。

統制部門

InstVVに従って、当行グループは、特別な規制要件の適用を受ける統制部門を定義した。統制部門は、リスク、コンプライアンス、金融犯罪防止、グループ監査、人事の一部、ならびに報酬責任者および報酬副責任者から構成される。利害の対立を防ぐため、これらの統制部門の個人別VC項目を決定するのに使用されるパラメータは、同機能が監督する事業で使用されるパラメータと異なる。リスク・プロファイルをもとに、これらの機能は、変動報酬に対する固定報酬の比率が2:1に設定されている。

また、統制の役割を果たすその他一部の全社機能（法務、グループ財務、グループ税務、規制、および人事のその他機能等）について、当行グループは変動報酬に対する固定報酬の比率を1:1とすることを自主的に決定した。

労働協約適用対象従業員（協約従業員）

ドイツ銀行グループには、ドイツにおいて21,000名以上（フルタイム換算）の協約従業員がいる。これらの協約従業員は、主にドイツ銀行AG、DB Privat- und Firmenkundenbank AGおよびポストバンク部門内の子会社によって雇用されている。当該従業員は、労働組合と使用者団体の間で締結された労働協約（Tarifvertrag für das private Bankgewerbe und die öffentlichen Banken）の適用を受ける。また、旧ポストバンク部門は、各労働組合と直接交渉された協約も適用される。協約従業員の報酬は本報酬報告書の定量的開示に含まれている。

2018年度の報酬の決定

2018年度の期末における検討および決定

2018年度におけるVCの総額の決定に関して、マネジメント・ボードは、負担能力ならびにグループおよび部門の両レベルでの業績といった、様々な要素を検討した。業績評価は、当行グループの報酬戦略が要求しているとおり、当行グループの戦略目標の達成への継続的な取組み、規制要件、競争上の位置づけによる従業員の定着および動機づけへの影響ならびに株主と従業員との利益に関する持続可能なバランスといった、その他の重要な側面を考慮することによって補完されている。

2018事業年度の当行グループの税引前利益は約13億ユーロであり、2014年度以来初めて純利益を計上した。

SECCは、2018年度を通してグループの負担能力を監視しており、当事業年度の当行グループの自己資本比率および流動性がジションは依然として規制上の最低要件を十分に上回っていることを確認した。このため、マネジメント・ボードは、グループの負担能力パラメータが満たされ、2018業績年度のVCを全額付与できることを確認した。

上記の検討の中で、リスク調整後の経営成績を考慮して、マネジメント・ボードは、2018年度において業績に基づくVCの総額を19億ユーロとすることを決定した（個人別VC項目、グループVC項目、特別報奨およびポストバンク部門のVCを含む）。ドイツ銀行AGのマネジメント・ボードのVCに関する判断はこの決定に含まれていないが、これはスーパーバイザリー・ボードが当該報酬を別個のプロセスで決定するためである（マネジメント・ボードの報酬報告書を参照のこと。）。ただし、マネジメント・ボードのVCは、以下の表および図において、2018年度の業績に基づくVCの一部として含まれている。

2019年3月に付与された2018年度全体のVC報奨の一環として、「グループVC項目」は、「グループ報酬フレームワーク」の章に記載されるとおり、設定された4つのKPIの評価に従って、すべての適格な従業員に付与された。2018年度において、マネジメント・ボードは、その裁量によって70%の目標達成率であると評価した。

2018年度の総報酬に関する開示

ポストバンク部門のVCは、2018年度の報告期間から業績に基づくVCの一部として含められる予定である。

改訂されたInstVW第2条による固定報酬および変動報酬の新たな定義に従って、これまでの定量的開示に新たな報酬項目を含める必要がある。開示された固定報酬額には重要な給付として年金費用も含まれるようになり、開示された変動報酬には退職金も含まれるようになった。参照しやすいように、以下の表における前年度の数値は、これら2つの項目および2017年度のポストバンク部門のVCを含むように調整されている。

InstVW第2条の新たな定義に基づく2018年度の固定報酬（InstVWが要求する年金費用を含む。）は、主に従業員数の減少により、2017年度の86億ユーロから約3%減少して83億ユーロとなった。当行グループの報酬フレームワークにおいて設定されているように、FPは引き続き大多数の従業員（特に下層の従業員）にとって主要な報酬項目である。

2018年度の期末の業績に基づくVC総額（ドイツ銀行グループが2018年度におけるそれぞれの業績に応じて従業員に支払うVCの額）は、23億ユーロから約14%減少し、19億ユーロとなった。ドイツ銀行AGのマネジメント・ボードに対するVCを除くと、業績に基づくVCは前年比で約15%減少した。

InstVW第2条による変動報酬には、業績に基づくVCだけでなく、その他のVC誓約および退職金も含まれている。当該変動報酬は2017年度から約8%減少した。これは主に2018年度の業績に基づくVCが減少したことに起因していたが、この減少は、当行グループの戦略上の優先事項に照らして退職金費用が増加したことにより一部相殺された。

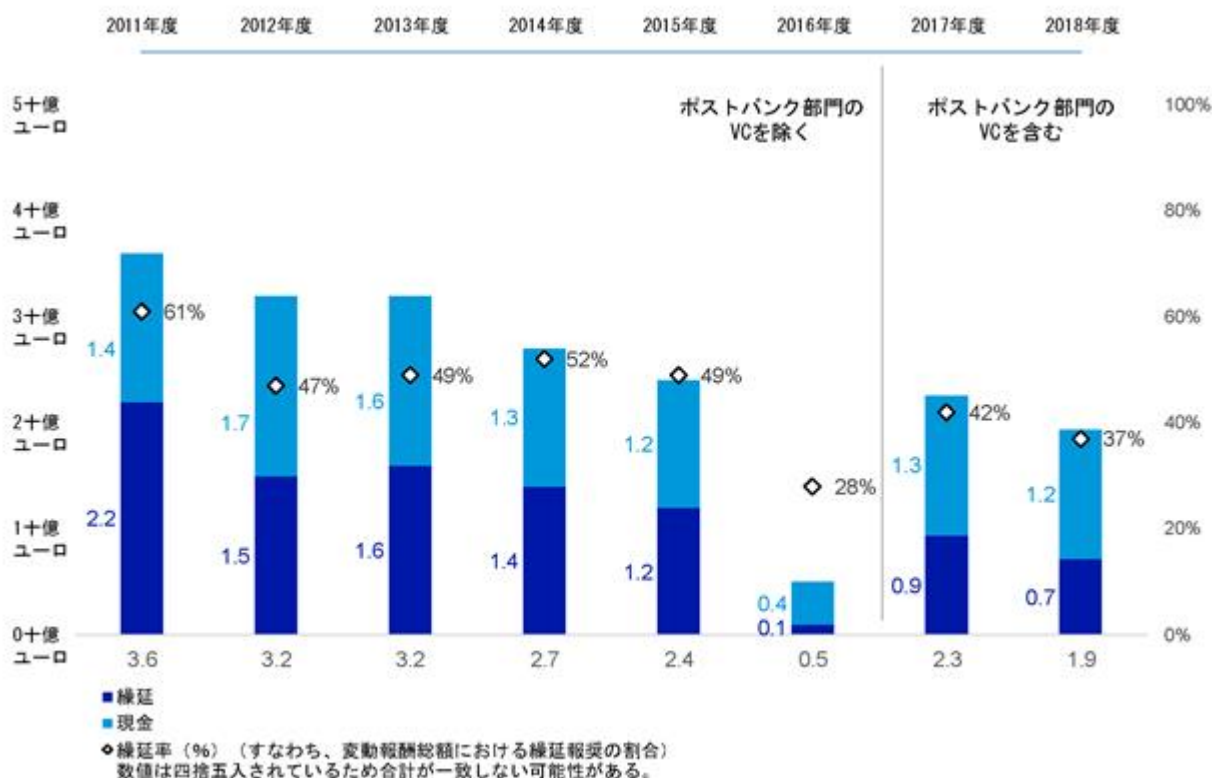
2018年度の報酬費用 - 全従業員

	2018年度						2017年度		
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹	スーパー バイザ リー・ ボード ²	マネジメ ント・ ボード ³	CIB ³	PCB ³	DWS ³	独立した 統制部門 ³	全社 機能 ³	グループ 合計	グループ 合計
従業員数 （フルタイム換算）	20	9	16,373	41,706	4,024	5,676	23,948	91,737	97,535
報酬総額	6	95	3,736	3,449	704	741	1,908	10,633	11,121
基本給および手当	6	31	2,381	2,730	440	597	1,506	7,684	7,901
年金費用	0	10	173	263	41	54	116	657	726
InstVV第2条による 固定報酬 ⁴	6	42	2,555	2,992	480	651	1,622	8,341	8,628
年度末業績に基づく VC ⁵	0	27	1,033	381	175	86	243	1,945	2,256
その他のVC ⁶	0	0	104	12	23	1	4	143	113
退職金	0	26	45	64	26	4	39	203	123
InstVV第2条による 変動報酬 ⁷	0	53	1,181	457	224	91	286	2,292	2,493
リテンション報奨プロ グラム(2017年1月) ⁸								0	961

N/A - 該当なし

- 表は四捨五入による差異を含む場合がある。
- 「スーパーバイザリー・ボード」には、年度末時点のドイツ銀行AGのボード・メンバーが含まれる。当該メンバーは従業員数のグループ合計においては考慮されていない。従業員の代表者については、スーパーバイザリー・ボードでの役割に対する報酬のみが考慮されている（従業員としての報酬は該当する部門の欄に含められている。）。ドイツ銀行AGのスーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬は、「グループ合計」に反映されていない。
- 「マネジメント・ボード」には、年度末時点のドイツ銀行AGの各ボード・メンバーが含まれる。「PCB」にはポストバンク部門が含まれる。「DWS」にはDWSグループが含まれ、従業員がInstVVとAIFMDまたはUCITS Vのいずれの適用範囲に該当するかは問わない。「独立した統制部門」には、最高リスク責任者、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「全社機能」は、独立した統制部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門から成る。
- 「InstVV第2条による固定報酬」には、基本給、手当および年金費用が含まれる。
- 「年度末業績に基づくVC」には、個人別VC項目、グループVC項目、特別報奨、（2017年度および2018年度の）ポストバンク部門のVC、およびドイツ銀行AGのマネジメント・ボードのVCが含まれる。
- 「その他のVC」には、サインオン報酬やリテンション報奨のような契約上のVC誓約も含まれる。
- 「InstVV第2条による変動報酬」にはドイツ銀行の2018年度の年度末業績に基づくVC報奨額および関連する期のその他のVC誓約ならびに退職金が含まれる。新規雇用者への早期退職割増報奨金26万ユーロ（前任雇用者からの権利失効に代わる報酬）は含まれていない。長期奨励制度は、報奨の支払期限が到来した年度のVCとみなされるため、ここには含まれていない。
- 「リテンション報奨プログラム（2017年1月）」は、失効額および2017年度のFX調整額を含む。詳細は、2017年度の年次報告書を参照のこと。

期末の業績に基づく変動報酬および毎年の各年の繰延率



変動報酬の認識および償却

2018年12月31日現在、2018事業年度について2019年3月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬 (VC) 費用は、約16億ユーロである。以下の表は、2018年度の貸借対照表に認識されたVCの金額と今後の複数事業年度にわたるVCの残高の予想される将来の償却額の概要を示したものである (将来の付与および失効を除く。)

期末の業績に基づく変動報酬 (2017年度のリテンション報奨プログラムを含む。) の2018年12月31日現在の認識額および付与された繰延報酬の償却予定

単位：十億ユーロ	2018年12月31日現在の貸借対照表で認識済	2018年12月31日現在の貸借対照表で未認識	償却予定 (将来の付与および失効を除く。)		
			2019年度	2020年度	2021年度～2024年度
アップフロント報奨 - 2018年度	1.2	0.1	0.1	0.0	-
繰延 - 2018年度	0.1	0.6	0.3	0.2	0.1
繰延 - 2017年度以前 ¹	1.6	1.0	0.5	0.3	0.2
合計	2.9	1.6	0.9	0.5	0.3

数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。ポストバンク部門のVCを含む。

¹ 2017年度以前の業績に対して付与された繰延変動報酬には、2017年度のポストバンク部門の変動報酬および2017年度のリテンション報奨プログラムが含まれているが、これらは業績に見合うように設計されていなかった。

2018年度の期末業績に基づくVCのうち、13億ユーロは2018年度の損益計算書に計上された。これには、規制要件により既に2018年12月31日現在で認識されている、2018年度のアップフロント現金VC報奨12億ユーロおよび2018年度の繰延報奨1億ユーロが含まれている。7億ユーロは将来の年度に計上されるが、これには、アップフロントで付与されたものの12ヶ月の保有期間にわたって償却される1億ユーロの株式アップフロント報奨、ならびに6億ユーロの制限付奨励報奨および制限付株式報奨が含まれている。

さらに、2018年度の損益に過年度の繰延から生じた6億ユーロのVCが計上され、「その他の負債」として認識および償却されている。過年度の10億ユーロの繰延は、2018年12月31日現在、依然として分配可能な自己株式の一部を成していることから、2018年度においては資本に認識された。これらの株式報奨の残高は、2019年度中またはそれ以降の年度に権利が確定し、報酬費用として認識される。過年度の追加繰延10億ユーロも将来の年度に計上される。

重要なリスク・テイカーの報酬の開示

2017事業年度の1,907人に対して、2018事業年度においては1,913人の従業員がInstVVの重要なリスク・テイカーとして特定された（ポストバンク部門の1,795人のMRTを除く。）。InstVVに従って識別されたすべてのMRTに対する報酬項目の詳細は、InstVV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。

InstVWによる重要なリスク・テイカーの報酬総額

	2018年度						2017年度		
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） ¹	スーパーバイザリー・ボード ²	マネジメン・ト・ボード ³	CIB ³	PCB ³	DWS ³	独立した統制機能 ³	全社機能 ³	グループ合計	グループ合計
MRTの数（人数）	49	45	1,109	334	17	180	179	1,913	1,795
MRTの数（FTE）	48	39	1,013	322	15	174	170	1,781	1,772
このうち上級経営者 ⁴	0	25	35	119	7	29	37	252	
報酬総額	7	122	1,236	174	27	94	147	1,807	2,359
固定報酬総額	7	57	705	103	12	74	91	1,049	981
このうち：									
現金（年金費用を含む。） ⁵	5	57	705	103	12	74	91	1,048	
株式またはその他の商品 ⁶	1	0	0	0	0	0	0	1	
当期の変動報酬総額 ⁷	0	65	530	71	16	20	56	758	1,379
このうち：									
現金	0	34	273	38	12	11	30	398	685
株式または株式に基づく商品	0	31	257	33	3	9	26	360	689
その他の種類の商品	0	0	0	0	1	0	0	0	6
当期の変動報酬総額 - 繰延	0	42	447	39	5	8	29	569	1,087
内訳：									
現金	0	14	223	20	2	4	15	278	535
株式または株式に基づく商品	0	27	223	19	2	4	15	291	545
その他の種類の商品	0	0	0	0	0	0	0	0	6
期首において未払いの前年度からの繰延変動報酬総額	0	61	1,303	126	24	42	121	1,678	1,783
内訳：									
権利確定	0	10	54	14	3	5	9	95	704
権利確定かつ支払済 / 交付済	0	9	53	11	3	5	9	90	
権利未確定	0	51	1,250	112	21	37	112	1,583	1,079
期中に付与、支払もしくは減額された繰延変動報酬									
内訳：									
期中付与	0	27	683	58	11	20	44	842	762
期中支払	0	16	315	52	7	17	40	447	639
明示的なリスク調整による削減 ⁸	0	0	7	0	0	0	0	7	3
保証付変動報酬（サインオン報酬を含む。）の受益者数	0	0	4	0	0	0	0	4	27
保証付変動報酬総額（サインオン報酬を含む。）	0	0	2	0	0	0	0	2	21
期中付与済退職金総額 ⁹	0	29	15	3	8	0	2	58	21
期中付与済退職金総額の受益者数	1	6	82	7	3	3	6	108	53
期中に個人に付与された退職金の最高金額	0	11	1	1	4	0	2	11	5

1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。従業員は各自の主な役割を基に列項目に割り当てられている。2017年度の数値は2017年度の報告書で開示された数値に基づいており、2017年度にMRTに付与されたリテンション報酬プログラムを全額含んでいる。

2 「スーパーバイザリー・ボード」には、年度末時点のドイツ銀行グループ内のすべての「重要な金融機関」のスーパーバイザリー・ボード・メンバーが含まれる。スーパーバイザリー・ボードでの役割のみによって識別された従業員の代表者については、スーパーバイザリー・ボードでの役割に係る報酬のみが考慮されている。

3 「マネジメント・ボード」には、年度末時点のドイツ銀行グループ内のすべての「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーが含まれる。「PCB」にはポストバンク部門が含まれる。ポストバンク部門の一部の従業員に係るVCの算定は本報酬報告書の公表後も継続して行われるため、ポストバンク部門のMRTのVCは予備データに基づいているものとみなされる。最終的な数値は、DB Privat- und

- Firmenkundenbank AGおよびBHW Bausparkasse AGの報酬報告書に開示される予定である。「DWS」には、DWSグループ内のInstVVに基づく重要なリスク・テイクのみが含まれている。「独立した統制部門」には、最高リスク責任者、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪防止の領域が含まれる。「全社機能」は、独立した統制部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門から成る。
- 4 「上級経営者」は、ドイツ銀行の「上級管理職グループ」、ならびに「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーおよびその直属の従業員（非管理職や非戦略担当職を除く。）と定義される。ただし、DWSのエグゼクティブ・ボードは含まない。上級経営者である従業員は全員、InstVVに基づくMRTとみなされる。「重要な金融機関」のマネジメント・ボード・メンバーは、「マネジメント・ボード」の欄のみに計上されている。
 - 5 現金による固定報酬には、基本給、手当および重要な給付（年金費用）が含まれる。
 - 6 株式による固定報酬は、「スーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬制度」の項に記載のとおり、ドイツ銀行AGのスーパーバイザリー・ボード・メンバーにのみ付与されている。
 - 7 「当期の変動報酬総額」には、ドイツ銀行の2018年度の年度末業績に基づくVC報奨および関連する期のその他のVC誓約ならびに退職金が含まれるが、早期退職割増報奨金および長期奨励制度は含まれない。
 - 8 ペナルティ（マルス）およびクローバックを含む。
 - 9 一般的に退職金は付与された年に支払いが行われる。

高所得者の報酬

単位：ユーロ	2018年度 従業員数
報酬総額	
1,000,000以上1,499,999以下	356
1,500,000以上1,999,999以下	125
2,000,000以上2,499,999以下	61
2,500,000以上2,999,999以下	31
3,000,000以上3,499,999以下	15
3,500,000以上3,999,999以下	22
4,000,000以上4,499,999以下	5
4,500,000以上4,999,999以下	3
5,000,000以上5,999,999以下	14
6,000,000以上6,999,999以下	8
7,000,000以上7,999,999以下	1
8,000,000以上8,999,999以下	0
9,000,000以上9,999,999以下	2
10,000,000以上10,999,999以下	0
合計	643

- 1 2017年度と比較して、ポストバンク部門の高所得者、年金費用および退職金が初めて考慮されている。早期退職割増報奨金および長期奨励制度は含まれていない。

2018年度には合計643名の従業員が100万ユーロ以上の報酬総額を受け取った（2017年度は705名、2016年度は316名）。過年度と同じ定義（年金費用および退職金を除く。）で見た場合、2018年度の高所得者数は607名となる。

上記の表には、2018年度中にマネジメント・ボードを退任したグループのマネジメント・ボード・メンバー4名は含まれていない。固定報酬、変動報酬および年金給付に係る勤務費用（IFRS）に加えて、契約終了に関する合意が当該マネジメント・ボード・メンバー4名全員と結ばれた。この合意において、マネジメント・ボード・メンバーは各自の役務契約（1名については2件の役務契約）に基づき権利を付与されている。すべての報酬項目が追加された場合の報酬総額は、1名が総額4.5百万ユーロから5百万ユーロ、1名が7百万ユーロから8百万ユーロ、1名が13百万ユーロから14百万ユーロ、そしてもう1名が15百万ユーロから16百万ユーロとなる。マネジメント・ボードの報酬報告書にすべての報酬項目についての詳細が開示されている。

スーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬制度

スーパーバイザリー・ボード・メンバーの報酬の原則は当行グループの定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。2013年に考案された直近の報酬規定の改定は2017年5月18日の年次株主総会で決議され、2017年10月5日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

スーパーバイザリー・ボード・メンバーは、年間固定報酬（以下「スーパーバイザリー・ボードの報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各スーパーバイザリー・ボード・メンバーにつき100,000ユーロである。スーパーバイザリー・ボード委員長は、当該金額の2倍を受け取り、副委員長は当該金額の1.5倍を受け取る。

スーパーバイザリー・ボードの委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬が支払われる。

単位：ユーロ 委員会	2018年12月31日現在	
	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	100,000	50,000
調停委員会	0	0
公正委員会	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000
戦略委員会	100,000	50,000
技術、データおよびイノベーション委員会	100,000	50,000

決定された報酬の75%は、翌年の年初3ヶ月間に明細を提出した後で各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに支給される。同時に残りの25%は、当行により直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、スーパーバイザリー・ボードからの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに支払われる。ただし、当該メンバーが、解任を正当化する重大な理由によりスーパーバイザリー・ボードから退任しないことを条件とする。

年度中にスーパーバイザリー・ボード・メンバーの交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げて、または切下げて、案分により支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行はスーパーバイザリー・ボード・メンバーに対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、スーパーバイザリー・ボードの業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに支払われる。最後に、スーパーバイザリー・ボード委員長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、スーパーバイザリー・ボード・メンバーは、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2018事業年度のスーパーバイザリー・ボードの報酬

各スーパーバイザリー・ボード・メンバーは2018事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

スーパーバイザリー・ボード・メンバー	2018事業年度報酬		2017事業年度報酬	
	固定	うち、2019年度第1四半期に支払	固定	うち、2018年度第1四半期に支払
単位：ユーロ				
Dr. Paul Achleitner ¹	858,333	643,750	800,000	683,333
Detlef Polaschek ²	262,500	196,875	0	0
Stefan Rudschäfski ³	125,000	125,000	300,000	225,000
Ludwig Blomeyer-Bartenstein ²	175,000	131,250	0	0
Wolfgang Böhr ³	83,333	83,333	200,000	150,000
Frank Bsirske ⁴	279,167	235,417	250,000	187,500
Mayree Carroll Clark ²	204,167	153,125	0	0
Dina Dublon ⁵	175,000	175,000	300,000	225,000
Jan Duscheck ⁴	187,500	151,042	100,000	75,000
Dr. Gerhard Eschelbeck ⁶	129,167	96,875	58,333	43,750
Katherine Garrett-Cox	241,667	181,250	200,000	150,000
Timo Heider ⁴	229,167	192,708	200,000	150,000
Sabine Irrgang ³	83,333	83,333	200,000	150,000
Prof. Dr. Henning Kagermann ³	104,167	104,167	250,000	187,500
Martina Klee ⁴	170,833	148,958	200,000	150,000
Peter Löscher ⁷	0	0	83,333	83,333
Henriette Mark ⁴	229,167	192,708	200,000	150,000
Richard Meddings	429,167	321,875	400,000	300,000
Louise Parent ³	125,000	125,000	400,000	300,000
Gabriele Platscher ⁴	258,333	214,583	200,000	150,000
Bernd Rose ⁴	229,167	192,708	200,000	150,000
Gerd Alexander Schütze	129,167	107,292	58,333	43,750
Prof. Dr. Stefan Simon	487,500	365,625	216,667	162,500
Stephan Szukalski ²	116,667	87,500	0	0
Dr. Johannes Teyssen ³	104,167	104,167	250,000	187,500
John Alexander Thain ²	116,667	87,500	0	0
Michele Trogni ²	175,000	131,250	0	0
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler ⁷	0	0	83,333	83,333
Prof. Dr. Norbert Winkeljohann ⁹	58,333	43,750	0	0
合計	5,766,669	4,676,041	5,150,000	3,987,500

1 2017年5月18日再選。

2 2018年5月24日就任。

3 2018年5月24日退任。

4 2018年4月26日に従業員の代表者として選出。

5 2018年7月31日就任。

6 2017年5月18日就任。

7 2017年5月18日退任。

8 2017年5月18日就任。2018年5月24日再選。

9 2018年8月1日就任。

明細を提出した後、2018事業年度の各スーパーバイザリー・ボード・メンバーについて決定された報酬の25%は、7.9747ユーロ（2019年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均）の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2018年度にスーパーバイザリー・ボードを退任したメンバーは報酬全額を現金で支払われた。2018年度中に任期が満了するメンバーは、その時点までの報酬総額が現金で支払われた。

以下の表は、2018年度の報酬の一部として2019年の年初3ヶ月間に転換された仮想株式数（小数第3位まで）、2013年度から2017年度に報酬の一部として見越し計上された株式数およびスーパーバイザリー・ボード・メンバー就任中に累積した仮想株式数、ならびに退任したまたは再選されたメンバーに対して2019年2月に支払われた金額を示している。

仮想株式数

スーパーバイザリー・ボード・メンバー	2018年度の報酬の一部として2019年2月に転換	2013年度から2017年度の報酬の一部である前年度合計額	合計(累積)	2019年2月に支払 単位: ユーロ ¹
Dr. Paul Achleitner ²	26,908.013	7,547.235	34,455.248	0
Detlef Polaschek ³	8,229.150	0	8,229.150	0
Stefan Rudschäfski ⁴	0	4,851.794	4,851.794	38,692
Ludwig Blomeyer-Bartenstein ³	5,486.100	0	5,486.100	0
Wolfgang Böhr ⁴	0	5,273.861	5,273.861	42,057
Frank Bsirske ⁵	5,486.100	13,855.697	19,341.797	110,495
Mayree Carroll Clark ³	6,400.450	0	6,400.450	0
Dina Dublon ⁶	0	15,297.428	15,297.428	121,992
Jan Duschek ⁵	4,571.750	2,181.701	6,753.451	17,398
Dr. Gerhard Eschelbeck	4,049.264	943.404	4,992.668	0
Katherine Garrett-Cox	7,576.043	4,363.401	11,939.444	0
Timo Heider ⁵	4,571.750	11,105.005	15,676.755	88,559
Sabine Irrgang ⁴	0	11,105.005	11,105.005	88,559
Prof. Dr. Henning Kagermann ⁴	0	14,560.688	14,560.688	116,117
Martina Klee ⁵	2,743.050	11,387.001	14,130.051	90,808
Henriette Mark ⁵	4,571.750	12,130.752	16,702.502	96,739
Richard Meddings	13,454.007	13,330.645	26,784.652	0
Louise Parent ⁴	0	14,763.082	14,763.082	117,731
Gabriele Platscher ⁵	5,486.100	11,848.755	17,334.855	94,490
Bernd Rose ⁵	4,571.750	11,566.759	16,138.509	92,241
Gerd Alexander Schütz ⁷	2,743.050	943.404	3,686.454	7,523
Prof. Dr. Stefan Simon	15,282.707	3,955.622	19,238.329	0
Stephan Szukalski ³	3,657.400	0	3,657.400	0
Dr. Johannes Teyssen ⁴	0	11,015.673	11,015.673	87,847
John Alexander Thain ³	3,657.400	0	3,657.400	0
Michele Trogni ³	5,486.100	0	5,486.100	0
Prof. Dr. Norbert Winkeljohann ⁸	1,828.700	0	1,828.700	0
合計	136,760.634	182,026.912	318,787.546	1,211,250

- 1 2019年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所(Xetraあるいは後継のシステム)の終値の平均株価7.9747ユーロに基づく。
- 2 2017年5月18日再選。
- 3 2018年5月24日就任。
- 4 2018年5月24日退任。
- 5 2018年4月26日に従業員の代表者として選出。
- 6 2018年7月31日退任。
- 7 2017年5月18日就任。2018年5月24日再選。
- 8 2018年8月1日就任。

従業員より選出されたスーパーバイザリー・ボード・メンバー(Frank Bsirske氏、Jan Duschek氏およびStephan Szukalski氏を除く。)は全員、当行グループにより雇用されている。2018事業年度において、当行グループは当該メンバーに対し、スーパーバイザリー・ボードの報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.11百万ユーロを支払った。

当行グループに雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行グループは、スーパーバイザリー・ボード・メンバーに対しては、そのスーパーバイザリー・ボードからの退任後にはいかなる給付も行わない。2018年度において、当行グループに雇用されているかまたは雇用されていたスーパーバイザリー・ボード・メンバーに対する年金、退職金または類似の給付として0.12百万ユーロを確保した。

当行グループのマネジメント・ボードの合意により、Paul Achleitner博士は無償で様々な態様の当行グループの代表職務を果たし、当行グループの事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGのスーパーバイザリー・ボード委員長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行グループはPaul Achleitner博士に対し、当行グループの利益において当該業務に関して無料で管理および支援サービスを提供している。したがって、Paul Achleitner博士は、これらの活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Paul Achleitner博士は、これらの任務のために無料で当行グループのセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行グループはまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はPaul Achleitner博士のスーパーバイザリー・ボード委員長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とAchleitner博士との間のこの契約に基づき、2018事業年度において225,000ユーロ(2017

事業年度：248,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、218,672ユーロ（2017事業年度：197,679ユーロ）の費用が払戻された。

ドイツ商法第289f条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

コーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/reports.htm）上でマネジメント・レポートとは別個の文書として掲載されている。

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（IKSRL）」を確立し、維持する責任を負っている。当行グループの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行グループの会長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。また、将来の会計期間への有効性の評価に関する予測は、条件の変化により統制が不十分になる、または方針もしくは手続きの遵守の程度が低下するリスクにさらされている。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

2018年1月1日、当行グループは連結財務諸表にIFRS第9号を適用し、かかる新会計基準の結果として財務報告に関する一部の内部統制を更新および修正した。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLの制度には、以下の方針および手続きが含まれる。

- 合理的な範囲で詳細、正確かつ公正に、当行の資産の取引および処分を反映する会計記録を行うこと。
- 一般的に公正妥当な会計原則に従って財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、当該決算修正については経営陣の承認のみにより行われていることを合理的に保証する。
- 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある当行資産の未認可の購入、処分の悪用を防止するまたは随時に検知することを合理的に保証する。

上記の統制は主にIFRSに基づく財務諸表に関して実行され、HGBに基づく当行の財務諸表にも同様に適用されている。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

会社相互間の消去。 HGB特有の残高について、支店間の調整および消去。

分析的レビュー。 支店および親会社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目のレビュー。

内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因全体から、ドイツ商法第315条で要求される証拠の種類および範囲が決まる。かかる証拠は、経営陣がIKSRLが有効に設置されているかを評価する上で必要とするものである。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2018年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

非財務諸表

ドイツ銀行AGの持続性に対するアプローチは、当行グループ全体の原則に沿ったものである。親会社として、当行の持続性に対するアプローチには、当行の関係会社も含まれている。したがって、当行の財務書類には、当行グループ全体に関する記載が一部含まれている。

持続性に対するアプローチ

当行は、当行の持続性に対するアプローチおよび非財務報告について説明するにあたり、当行内外のステークホルダーが重要であると考えられるトピックを特定している。その際、当行は、グローバル・レポート・イニシアティブ（GRI）の国際的な持続性基準を参考にしている。当行は、ステークホルダーの意見を参考にし、当行の年次株主総会で議論されたトピック、持続性評価のテーマ、内外のメディアレポート、競合他社の分析から得た洞察などの関連する情報源を分析している。

2017年に、重要なトピックのリストを見直すとともに、見やすさと理解しやすさを向上させるため、また非財務情報の開示に関するドイツ商法（Handelsgesetzbuch、以下「HGB」という。）の新たな要件で求められる内容について十分に配慮するために、特定のトピックを再分類した。

HGB第289c条第1項に基づき、非財務諸表はマネジメント・レポートの一部である。持続性に対する当行のアプローチの包括的な概要については、別途公表されているドイツ銀行グループのNon-Financial Reportを参照のこと。

HGB第289c条第3項第3号および第4号に基づき、ドイツ銀行は、重要な非財務トピックに深刻な悪影響を及ぼす可能性が非常に高いか及ぼしている、または及ぼすことになる自らの事業活動および取引関係、ならびに商品およびサービスに関連するすべての既知の重要なリスクに関して報告することが求められている。かかるリスクは識別されていない。

HGB第289c条第1項に基づくドイツ銀行AGのビジネス・モデルの説明は、本書中のマネジメント・レポートに記載されている。ビジネス・モデルの説明は、ドイツ銀行の個別の非財務諸表の一部である。

ドイツ銀行の環境および人権関連事項はHGB第289c条の重要性基準を満たしていないため、当行は、当行の経営姿勢、環境および人権関連事項の結果などの関連情報を、非財務諸表中ではなくドイツ銀行グループのNon-Financial Reportにおいて開示している。

当行は、重要性の変化を特定し、それらを将来の報告書で開示できるよう、すべての非財務トピックとこれらトピックがドイツ銀行の状況および進展に及ぼす影響を綿密にモニタリングしている。

重要なトピックの識別

関連するトピックの重要性を評価するため、当行は当行全体のリスク評価プロセスに従って、定期的な重要性評価を実施しており、その際ドイツ商法（Handelsgesetzbuch、HGB）に準拠している。

ドイツ商法第289c条に従って法律上要求される開示はすべて、ドイツ銀行AGの非財務諸表に反映される。

ビジネス・インテグリティ

ドイツ銀行は、倫理的企業文化を、成功を継続させるために重要と考えるものの運用方法の中心に置くよう努めている。当行の企業文化は、インテグリティ、持続性のあるパフォーマンス、顧客中心主義、イノベーション、規律およびパートナーシップという当行の価値観を指針としている。かかる価値観は、従業員間だけでなく、従業員と顧客、投資家および一般社会の意思疎通の基礎となり、当行の行動および意思決定を特徴づける。

行動規範（改訂後）

当行の行動規範に記載されている価値観は、当行が目指すもの、企業文化全体に求める理想像および準拠すべき行為基準を示している。従業員に当行の価値観に関する指針やかかる価値観の日常業務での活用方法を示すため、行動規範（改訂後）を2018年7月に発表した。行動規範（改訂後）は2018年12月に開始されたeラーニング研修と合わせて発表され、従業員および外部のステークホルダーから非常に好意的に受け入れられている。

当行は行動規範を通じて、自由に発言する、挑戦するという風土が歓迎、尊重されるだけでなく、行動もしくは行動の失敗が行動規範と相反する場合などにおいて当行の責任の中核となる開かれた多様な環境を構築したいと考えている。当行の行動規範ならびにその他の方針および手続きでは、従業員は違法行為の可能性、不適切な行為または重大なコンダクト・リスクの可能性について、自らの監督者、コンプライアンス部門、法務部門もしくは人事部門に上申しなければならない。また従業員は、当行の内部通報方針に定める手順に沿って懸念事項もしくは疑わしい事項を報告することができる。

行動規範の遵守は行動規範に記述されている基本方針の各方針担当部署により求められるが、当行は多数の重要なイニシアティブを通じて適切な行動を促すことにも努めている。

カルチャー・インテグリティ・アンド・コンダクト・プログラム

ドイツ銀行は、カルチャー・インテグリティ・アンド・コンダクト（CIC）プログラムを通じて企業文化や倫理的行為を推進している。CICプログラムやCIC計画は、行動規範や望ましい結果に示されている当行の価値観を強化し、ドイツ銀行グループ内のすべての事業、地域および管理部門に改善した行動およびインテグリティを伝えることを目的としている。当行のマネジメント・ボードは、期待通りの企業文化の成果を達成する責任を全体として負っている。CICプログラムはCEOが後援しているが、マネジメント・ボードの各メンバーが、所属部門または機能の企業文化についての説明責任を負い、執行委員会が、企業文化関連のイニシアティブを策定・実施する責任を負う。

2018年、当行はCIC委員会を設置し、CICの重要性を評価する措置を講じた。CIC委員会は、当行の活動の各分野で遂行されている企業文化関連の活動と国際的な企業文化のビジョンを整合し、CICフレームワークの実施および管理を監督する権限を有する。また年6回以上会合を開催し、当行全体のCICイニシアティブを設け、部門、地域および国の企業文化計画に組み入れるべきCICテーマやメッセージを決定する。

マネジメント・ボードの正式な委員会であるCIC委員会は最高規制責任者と最高総務責任者が議長を務め、各マネジメント・ボード・メンバーが指名する部門、機能および地域それぞれの代表者で構成される。当行グループ全体での行動の調整やインテグリティ関連のイニシアティブについては、コンダクト・アンド・インテグリティ・オペレーティング・フォーラム（C&I OpFo）が支援し、CIC委員会に定期的に報告している。

CICフレームワークは、以下の方法で、一貫し、矛盾のない、かつ持続可能な当行グループ全体のCIC戦略を実行するために使用される。

- 行動規範、企業文化指導基準および同様のフレームワークを通じて価値観および希望する結果を定義する。
- 組織的活動、研修および従業員の参加を通じて意見交換を行う。
- 当行のプロセスやフレームワークに組み入れることで価値観や希望する結果を高める。
- 当行グループ全体のCICイニシアティブ、優先テーマおよび部門もしくは機能レベルでの年次CIC計画を実施する。
- 定期的な分析、現在実施している指標の監視、重点グループおよびピープル・サーベイの結果により強化する分野を評価し識別する。

2018年および2019年について、CIC委員会は当行の現在の戦略上の優先事項やピープル・サーベイの結果を検討し、当行の6つの価値観のうち3つを翌年の重点価値観として、その結果と合わせて識別した。かかる価値観は以下の通りである。

- インテグリティ：有益な行為の強化 / 不法行為の削減、倫理的な意思決定の強化および自由に発言する企業文化の強化。
- 規律：個人の説明責任、財政責任。
- 顧客中心主義：公正な顧客対応、当行の顧客に価値を提供する商品の作成。

当行全体の重点価値観および結果は各事業および管理部門の年次企業文化計画に組み入れられ、かかる計画は事業および管理部門の個別のニーズに合わせてられる。

当行は企業文化の評価の難しさを十分に認識しながら、各種の銀行全体の情報源から多数の既存指標を把握し、当行の企業文化の目標に対する進展度を評価する。これらの指標は、行為関連のピープル・サーベイ結果といった定性的データのほか、人事（HR）、リスク、コミュニケーションおよびコンプライアンスのプロセスなどの一環として現時点でも追跡・管理されている定量的な指標を網羅する。例としては、ブランド認知度、性別の多様性および集會出席に関する指数などがある。四半期ごとにダッシュボードが作成され、CIC委員会に報告されている。

2018年の主要なイニシアティブ

以下は、当行グループ全体で現在実施されている主要なイニシアティブの例である。

- 行為および自由な発言に関する総合的な意識向上キャンペーンおよび研修プログラムが2018年7月に開始され、2019年も継続している。従業員が報復や復讐を恐れることなく、行為関連の懸念を気兼ねなく表明する企業文化により、問題の判明する可能性が高まるとされる。当行の行動規範は「自由な発言、懸念の表明、不法行為の報告」を奨励する具体的なセクションを設けており、また当行の内部通報方針は実際の不法行為、違法行為もしくは非倫理的行為またはその可能性に関する懸念を表明した従業員を保護することを意図している。かかる意識向上キャンペーンは、善行、上申用のチャネルおよび「自由に発言する」企業文化の認知度向上の目的とした専用のマイクロサイト、ポスター、ブランド・スクリーンおよび経営陣との意見交換による、すべての従業員を対象とした複数チャネルのコミュニケーション・キャンペーンである。
- 2018年4月には、改善した国際内部通報方針を公表し、これに応じて専用のマイクロサイトも更新している。
- 総合的な結果の管理フレームワークが2018年9月に双方向案内とともに設けられ、WebExによる会議も合わせて設けられている。かかるフレームワークは、有利な結果や不利な結果の管理に対する当行のアプローチについて、理解の向上を促進することを目的としている。また、当行のパフォーマンス（発言、行為および行動）の基準に従うことの意味、当行の職員および当行に及ぼす影響を明確にしている。
- 2018年9月には、マーケット・コンダクト・アンド・インテグリティの授業形式の研修が開始され、事業部門のコンプライアンス担当役員が事業責任者の協力を得て90分間の授業を行った。研修は、判断や決定、グレーゾーンの思わぬ危険の可能性および自由に発言する方法を調査、議論することで、当行が求める価値観や好ましい行為の実際の意味について理解を深めることを意図した2つのシナリオで構成されている。収益創出部門メンバー¹やその直接のサポート部門の合計4,000名弱が研修を受けている。かかる授業形式の研修は2018年12月に完了し、対面での研修に出席できなかった者には対話形式の記録により受講している。

1 収益創出部門メンバーは指定された市場活動（以下「DMA」という。）の従業員であるものと定義され、DMA従業員はウェルス・マネジメント、グローバル・トランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンス、トレジャリーおよびグローバル・マーケットに広がっている。

コンダクト・リスクの管理

グローバル・コンダクト・リスク管理フレームワーク・ポリシーは、当行全体のコンダクト・リスクを管理するフレームワークを定めている。かかるポリシーでは、問題を適時に識別、報告および矯正しなくてはならない。この場合、コンダクト・リスクとは、「当行の従業員または代表者もしくは当行の事業慣行が、当行の顧客、当行、または金融市場の信頼性に不適切かつマイナスの影響を及ぼすリスク」と定義される。

リスク文化

当行は、従業員にリスク管理者として行動することを促し、奨励する環境の整備に努める。リスクの認識、リスクのオーナーシップおよびリスク選好の枠内でのリスク管理に特に焦点を当てた、原則に基づくリスク文化の評価に取り組んでいる。当行のリスク文化の評価結果は、既存のリスク報告に組み込まれ、リスク文化は日常の効果的なリスク管理にとって不可欠な要素であるというメッセージを打ち出している。

顧客との関係におけるビジネス・インテグリティ

当行の行動規範は、顧客に対する責任およびインテグリティのある行動に関する指針を定めている。

当行の各部門は行動規範を実施する責任を負うことから、商品の開発から商品およびサービスの販売までのすべての段階で顧客への公正な対応について責任を負う。各部門が責任を果たす際には、特定の管理機能がその支援を行う。MiFID などの法令は、当行が関連のトピックを早期に認識し、当行の具体的な顧客ニーズに最も合致するものを識別するための商品の市場スクリーニングなど、活動地域を定めることを支援する。当行の内部指針は、かかるトピックを取り扱い、その重要な面を管理している。

当行の顧客グループの構成の違いを考慮して、当行の各部門は内部指針の実行において異なる自由度を有する。内部指針の解釈は、特定の顧客グループの当行との接点、顧客保護の必要性もしくは金融取引に関する顧客グループの理解度などによる。顧客中心でインテグリティを持って行動するようにするため、当行は顧客関係に関わるすべての従業員に定期的に研修を実施している。当行が特に注意を払っているトピックは、新商品に対する責任ある態度、新商品関連の要望に対する対応、顧客への責任ある助言、顧客の加重債務負担を避けるための顧客支援、利益相反の対応の把握などである。

責任ある商品の設計および承認

当行全体の新商品の承認（NPA）およびシステム上の商品レビュー（SPR）プロセスで、新商品およびサービスの設計および承認が定義されている。各地域または各部門のNPA委員会が、新商品、および新しいリスク要因もしくは事業といった既存商品に影響を及ぼす重要な動向を承認する。また、ライフサイクル全体で商品を体系的に評価し、商品が目的に合致し、商品の対象市場のニーズ、特性および目的に沿うようにする。そのほか、環境問題もしくは社会問題の当行の評判への影響の可能性など、懸念を引き起こす事項は、当行のリージョナル・リピュテーショナル・リスク委員会、もしくは最終的にグループ・リピュテーショナル委員会といった関連する経営承認委員会に委ねられる。

当行の投資業務は、顧客にとって最大の利益になる決定が行われることを意図したプロセスに基づいている。与えられた市場環境のなかで顧客の特定のニーズに合致する商品や助言を提供できるよう、販売計画とは別に、市況分析を行っている。かかるプロセスにより、特定の投資トピック、資産クラスおよび市場イベントに関する当行の見解は現在および将来の顧客にとって透明化する。例えば、当行のアセット・マネジメント（AM）部門やプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス部門では、かかる投資プロセスを経て最高投資責任者（CIO）の見解が形成される。これには上級社員の専門知識が活用され、当行のポートフォリオ・マネージャーおよび顧客アドバイザーには情報が提供される。CIOの見解は顧客のポートフォリオに合わせるため地域レベルでさらに調整される。これは、顧客のポートフォリオは顧客の職種、文化および地域的背景を考慮するからである。

商品および助言の原則の実行

当行は、商品・サービスラインに関する最低基準を設け、法律および規制上の要件が遵守されることを意図したプロセスおよび原則に基づいて、倫理的に正しく透明性のある商品およびサービスを提供する義務に準拠している。例えば、MiFID の商品ガバナンスの範囲内の商品を対象とする商品監督ガバナンスに関する当行の指針により、商品が適切な顧客グループ（対象市場）にのみ販売されているか頻繁に監視しなければならない。また、当行は顧客に対し、そのニーズを満たし、それぞれの経済価値とリスクを明確に示す、責任ある先見的な助言を提供することに常に努めている。当行の商品が適合し、適切であるように、商品の複雑性、商品についての顧客の知識および取引経験、ならびに顧客の規制上の区分や投資目的などの各種のパラメータを評価し、顧客の需要に合致する商品を選択する。

当行の基本原則では、顧客が必要としていない、中期的に余裕がない、理解していない、または商品が顧客のリスク・プロファイルに合致していないことが明らかな場合、商品もしくはサービスを販売してはならない。加えて、当行の商品は、その特徴が投資コストを補って余るような方法で設計されなければならない。当行は、かかる原則の実行を後押しするデューデリジェンスプロセスを適切に設けている。

当行が適用する原則では、当行の商品は個人に有益であるだけでなく、社会に有害な副作用を及ぼすべきではない。これにより、核兵器、クラスター爆弾および地雷の製造もしくは販売に関わる、児童労働を促すもしくは利用する、人権を侵害する、または麻薬密売もしくはマネーロンダリングを支援する商品もしくは投資は排除される。

当行の投資アドバイザー事業では、ドイツ銀行商品および第三者商品の双方について助言および提供を行っており、そのため当行は顧客の個別ニーズに最も適した商品のみを提供できる。また、当行の「投資・保険商品ガイドライン」では、ソフト・コモディティ（農産品）もしくは差金決済取引（CFD）への投資など、顧客への助言が認められない商品を定義している。このほか、当行はソフト・コモディティでモメンタム戦略に基づいた新商品を発売しない。

顧客満足度

顧客が誠実で満足していることは当行の成功に重要であることから、顧客へのアドバイスについては顧客中心主義を保持しつつ助言に関する法律上の要件を遵守を確保できるようにプロセスを定期的に見直している。顧客満足度を測定するため、顧客との契約の種類に応じて、部門間で異なる方法を用いる。当行にとっては、当行の業務遂行成果について意見を表明する機会が顧客にあることが重要である。このため、当行は特別に開発された様々な手段を活用し、外部の市場調査専門家に業務を依頼する。

当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）では、ブローカー・レビューを活用し、改善余地のある事項を顧客ごとに理解する。当行は顧客と契約し、通常年1回もしくは2回、担当チームや商品カテゴリーごとに相対的なパフォーマンスについて詳細な評価を得ている。かかる情報による豊富な意見から、当行は変更案に関して知識に基づいた決定を下せる状況にある。2018年、当行のグローバル・トランザクション・バンキング・チームとコーポレート・ファイナンス・チームは共同でボイス・オブ・クライアント・プロセスに参加した。当該プロセスでは、当行の法人顧客の国際末端取引（カバレッジ、営業/導入、サービス取引）の80%余りを扱っている。当行は約1,850名の意思決定者およびサービス受領者からのフィードバックを活用し、顧客ごとのアクションプランを作成し、商品開発を実施している。2018年に当行の顧客の80%は、フィードバックに対する当行の対応にほぼもしくは十分満足していると指摘している（5段階評価で1もしくは2の評価）。

2018年において、ウェルス・マネジメント（WM）はドイツでネット・プロモーター・スコア（NPS）と顧客満足と調査を引き続き実施し（適切な顧客の大半に提供）、2019年には米州およびアジア太平洋（APAC）にもかかる活動を広げる。2018年3月に

スコルピオ・パートナーシップがWMの競争力調査を実施したが、この調査によると顧客はパフォーマンス全体について国際的および現地の競合他社よりもやや高い評価を得た（全体的な実績は国際競合企業の83.5%に対して85.2%）。スコルピオの分析では、NPSからするとWMの顧客の52%はドイツ銀行を友人、家族もしくは同僚に薦めている（これに対して国際競合他社は58%）。

公共政策および規制

規則・規制変更のリスクは、当行の日々の業務に内在している。これに適切に対処するため、新規のまたは変更された規制を特定し、実施するための包括的なフレームワークを策定している。また、当行にとって重要性の高い規制リスクに高い優先順位を付し、規制変更の特定、影響評価および実施について明確な説明責任を割り当てる体系的アプローチを用いている。

ガバナンス

ドイツ銀行は、規制の変更リスクの管理方法を定め、規制に関する方針の議論における当行の立場の構築を手助けする明確に組織化された枠組みを設けている。この枠組みにより、当行は規制上のステークホルダーと積極的に連携している。また、情報に基づいた戦略的な意思決定が確保され、主要なイニシアティブの実施方法が監視および管理され、また今後の公的政策課題に関して経営陣に知見が提供される。このプロセスについてはレギュラトリー・マネジメンツ・カウンシル（RMC）が支援し、RMCは規制遵守ライフサイクルの各段階で銀行全体の課題に重点を置く。政策決定プロセスにさらに寄与するよう、政治および規制に関するステークホルダー（政府機関、政策決定者および監督当局など）に当行の事業戦略や決定事項を記載した情報やデータを提供している。

2018年には、簡略化を推進し、複雑化を軽減する追加措置を実施した。そのために、レギュラトリー・マネジメンツ・グループとレギュラトリー・コンプライアンスを統合してレギュラトリー・アフェアーズとし、当行の規制対応および規制変更機能をまとめた。レギュラトリー・アフェアーズが、ドイツ銀行の規制遵守業務をすべて調整している。レギュラトリー・アフェアーズのチーム全体はガバナンス・アンド・レギュラトリー・アフェアーズのグローバルヘッドが指揮し、グローバルヘッドはグローバル・チーフ・レギュラトリー・オフィサーに直属する。こうした部門を通じて、主要当局とのドイツ銀行の日常業務関係を管理し、初期段階で関連する政治および規制動向を識別し、グループの政策的立場を相応に調整している。当行の目的は、関連する政治および規制上の要件（インバウンド）の遵守と、業界の関連するトピックを公的な議論の場に持ち込むこと（アウトバウンド）を確実に実行することである。ベルリン、ブリュッセル、ワシントンDCにある当行の政府・広報オフィスは、重要な政策立案者との関係を保ち、情報およびデータを提供する一方で、当行の事業戦略とその決定要因を伝えている。さらに、当行は、北京事務所にいる最高規制責任者（CRegO）の同僚と協力し、中国もカバーしている。

2018年の重要なトピック

当行は、今後12ヶ月以内に当行が焦点を絞って情報を提供する一連の重要なトピックを定めている。2018年のトピックは、銀行業および社会のデジタル化、ユーロ圏刷新、プレグジット、およびグリーン/サステナブル・ファイナンスに関連するものであった。各論点について、当行は、セミナー、パブリック・パネル、政策立案者との個別の対話を開催し、参加した。グリーン/サステナブル・ファイナンスは2018年を通じてとりわけ関心の高いトピックであったことから、以下で概要を詳細に記載する。

サステナブル・ファイナンスの推進

2018年を通じて当行で生じた大きなトピックの1つがサステナブル・ファイナンスとそれに伴うドイツ銀行の関連するビジネスチャンスと同行への影響であった。2018年3月、欧州委員会がサステナブル・ファイナンスに関するアクションプランを公表した。そのなかで、環境、社会およびガバナンスの検討事項を考慮して、投資への資本流入の再分配が重視されている。かかるアクションプランは、財務リスクの管理、気候変動の抑制を目的とし、商品および企業戦略の透明性向上の要望に関連している。こうした状況において、欧州委員会は2018年5月にまず以下の4法案を公表した。

- EU全体のサステナビリティ分類法は、「グリーン」および「サステナブル」投資の共通理解を高めることを目的としている。
- 規制により、資産管理会社はESG要素を投資判断に組み入れなくてはならない。
- EUベンチマーク・レギュレーションの新カテゴリーには、低炭素ベンチマークおよび炭素プラス影響ベンチマークなどがある。
- 金融商品市場指令（MiFID II）に更新するには、投資会社は投資の助言を行う際に顧客の持続可能性選好を検討しなければならない。

広範で持続可能なファイナンス・ネットワークに属することで、ドイツ銀行は重大な動向を国際的に識別、評価および対応できるようにする。欧州金融市場協会（AFME）、欧州銀行協会（EBF）およびドイツ銀行協会（BdB）といった事業者団体と共同で、かかる動向を議論し、コンサルテーションおよびディスカッション・ペーパーに対応している。これにより、ドイツ銀行

行が、気候変動に関するパリ協定の目標や幅広いサステナビリティに関する議題に関してEUが履行することを手助けする重要なマイルストーンとして欧州委員会の活動を歓迎していることを強調する機会ももたらされる。

従業員とステークホルダーの接触に係る指針

当行は、当行の従業員と外部の政治および規制上のステークホルダーとの接触に関する明確なルールと手続を定めた。監督権限の管理に関する最低基準に関する当行の国際方針を通じて、当行ではドイツ銀行の監督権限と意思疎通を整合させている。すべてのスタッフは、当行のグローバルな「贈答、エンターテインメントおよびビジネスイベントに関する方針」を遵守しなければならない。この方針は、ドイツ銀行の代表者が提供または受領する、贈答品およびイベント参加に係る行動および記録を規定するものである。EU機関との接触については、当行の方針である「EU機関と政策問題を議論するためのすべてのコミュニケーションの事前クリアランス」が義務付けられており、EUレベルでの整合したコミュニケーションを確保するとともに、EU職員とのすべての接触を一元的に審査している。米国では、「米国および米国のロビー活動における政治的貢献」に関する当行の社内方針に沿って行動する。

財務の透明性の確保

当行は、EUの透明性登録簿に署名しており、特定の財務データの開示と行動規範の遵守が求められている。米国では、上院事務局および下院事務局に登録されており、あらゆる関連する法律問題に関する四半期情報開示を下院事務局に提出している。

金融犯罪防止

ドイツ銀行は、金融犯罪対策は銀行の安定性および国際金融システム全体の信頼性を確保する上で極めて重要であると考えている。金融犯罪に関するリスクを識別し管理できなければ、ドイツ銀行およびそのスタッフは企業犯罪および/または規制上の責任、民事訴訟および評判の低下につながる可能性がある。欧州の大手銀行の1つとして、当行はマネーロンダリング、テロ資金供与およびその他の犯罪行為を防止する国際的なイニシアティブを積極的に支援している。したがって、行動規範に加えて、金融犯罪に対する断固たる措置をとっている。事業に関する規制および法律が厳しい状況を踏まえ、当行はあらゆる種類の金融犯罪の防止を目的として管理に定期的に投資している。

金融犯罪リスクの管理

ドイツ銀行のマネジメント・ボードが、当行内の金融犯罪リスクの管理および緩和について最終的な責任を負う。マネジメント・ボードは、その義務に関連する作業を金融犯罪防止（AFC）部門に委任している。最高規制責任者（CReg0）がAFC担当のマネジメント・ボード・メンバーである。AFCは第2の防衛線にあたる統括部門であり、当行の非財務リスク種類の分類法における統括部門に割り当てられた金融犯罪リスクを管理し軽減している。これは、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、制裁および禁輸措置の監視、ならびに不正、贈収賄および汚職の防止に関連している。AFCは、当行の他の領域における動向、リスクに関する当行の統制フレームワークを構成する方針、手続きおよびプロセスの策定、実施または監視を行う。また、当行の他の部署もしくは部門が説明責任を負う統制を含め、他の犯罪行為の防止に関連して、当行の広範な統制フレームワークを監視している。

AFCには、金融犯罪リスクの特定分野を扱う専門部署が設けられている。反マネーロンダリング（AML）部署はなかでも、マネーロンダリングを防止し、テロ資金調達や拡散に対抗する措置を設けている。不正、贈収賄および汚職防止（AFBC）部門は、不正、贈収賄および汚職に関する法律、規制および国際基準に従って、適切な措置の設計および開発、不正、贈収賄および汚職リスクを軽減する統制および保護の管理を監視し助言する。制裁および通商禁止部門は、金融および貿易制裁ならびに通商禁止、特に制裁、法律関連の公布および各当局の金融および貿易制裁に関連する拘束要件の検知、評価ならびに確保（必要な場合）、を遵守する措置の実行について説明責任を負う。第1の防衛線として、ドイツ銀行の業務部門のマネージャーおよびスタッフは、適用される法令、規制およびドイツ銀行の方針に従った事業活動およびその対応プロセスの適切な構築と実施について説明責任を負う。規制要件に応じ、2018年のAFC部門を強化する目的で、従業員を今年、約20%増員した（フルタイム相当（FTE）ベース）。

AFC宣言は、ドイツ銀行全体のAFCの委任および責任について定めている。グローバルAFC方針は金融犯罪リスクの管理に関する最低基準を定めており、かかる最低基準は国別の方針要件が補足されている。AFC方針文書はすべて、年1回以上見直され、関連する新しい法令もしくは改定法令が適切に反映されているようにし、学んだ教訓を考慮する。

2018年、当行は枠組および方針を強化し（AFC宣言、KYC方針、制裁方針、内部通報方針および取引監視方針）、こうした領域でのドイツ銀行のリスク管理アプローチを一層強化した。またすべてのAFC領域のツールおよび制度を更新し、これには制裁および通商禁止部門における疑わしい取引の識別と取引選別の向上、戦略的に日々顧客を選別するシステムの導入、不正、贈収賄および汚職統制の強化、新しい法令の識別プロセスの改善ならびにAFC方針文書への反映などである。

マネーロンダリング、テロ資金供与、制裁および通商禁止の無視、当行の商品、サービス、顧客取引および営業地域による不正、贈収賄および汚職リスクを識別し評価するため、グローバルAFCリスク評価チームが毎年、顧客、商品および取引を評価することに加えて、当行グループ全体の主要リスクレポート・プロセスを通じて四半期ごとに同じことを実施している。かかる主要リスクレポート・プロセスは、当行の非財務リスク・フレームワークの一部である。評価は継続的に強化し見直し、新しい規制要件に調整でき、学習した教訓を考慮できるようにする。

当行のAFC部門は、当行の顧客、社会および当行を金融犯罪リスクから積極的に保護する考えである。かかるビジョンを実現するための2019年の当行の主な目標は以下のとおりである。

- 事業およびその他の統制部署とのつながりを強化し、効率をさらに高める当行は、かかる事項を達成するための主要要素としてAFC部門のコミュニケーション戦略に取り組んでいる。
- 優れたモデルに注目しつつ、取引監視機能を強化し、これにより生産性のない警報の発生を減らし、かかるアラートに関する調査能力に注目する能力を改善する。

従業員の研修および関与

金融犯罪関連のリスクおよび金融犯罪への直面を認知することは、金融犯罪と戦い、善良な企業市民としての当行の義務を履行する上での必要条件である。これは、ドイツ銀行の評判や財務の健全性を保護するだけでなく、金融犯罪の認識を深め、内部統制およびガバナンスを強化することで、当行は当行の一人ひとりに期待されていることに沿うための能力を強化することができる。この目標を達成すべく、金融犯罪を防止する国際的な認知キャンペーンを実施した。かかるキャンペーンは2018年で3度目となる最終的なもので、当行が直面する金融犯罪リスクの理解および管理を高めるための銀行全体のイニシアティブである当行全体の金融犯罪防止および改善プログラムに沿っている。全世界の従業員が、金融犯罪リスクの継続的に認識する必要性についての意識を高めるウェブ3「ステイ・シャープ」のポスター、バナーおよびブランドのディスプレイを目にし、金融犯罪に対抗するうえで重要な最新のスキルに通じているようにする。

従業員が必要な技術知識および技能を保有するようにし、また常に化する規制環境に遅れないよう、ドイツ銀行は従業員のキャリアの特定の段階に応じた研修もしくは能力開発の機会を提供している。当行のAFCカリキュラムには、マネーロンダリング対策、不正、贈収賄および汚職対策ならびに制裁に関する講習などがある。講習の理解度は非常に高く、必須研修の受講の遅れもしくは未了に関する期限経過率は非常に低い。参加に関しては監視されており、受講が遅れていると従業員の直属の上司もしくはマネージャーに報告され、年次の昇進や報酬の決定の際に考慮される。公認AMLスペシャリスト協会とのドイツ銀行の提携を通じて、AFC担当従業員は幅広い専門家向け資料、分析および研修を入手できる。

顧客確認

ドイツ銀行の顧客確認（KYC）の方針は、当行グループ全体のアプローチを統治する規則を定めている。KYCは、顧客関係のライフサイクルを通して進行するプロセスである。したがって、当行は顧客（顧客のオーナーシップ構造、最終受益者、および該当する場合は資金源を含む。）だけでなく、予想される顧客との関係の性質についても知る必要がある。

新規顧客の受入プロセスは、潜在的な顧客の受入について扱っている。かかる受入プロセスが完了するまで、資金または資産を受け入れたら取引したりすることは認められず、いかなる法的コミットメント（口座の運用、商品の販売またはサービスの提供を含む。）も締結してはならない。当行の通常の顧客デュー・デリジェンスの一環として、政治的に影響力のある人物（PEP）、テロ活動もしくは制裁に関連する内部および外部基準で、当行の関係を審査する。結果として、顧客との関係が否認されたり、口座、取引、または商品の利用にモニタリングまたは条件が課されたりする場合がある。2018年に、新技術の導入、当行の手法の強化および警報調査プロセスの改善により、当行のアラート審査プログラムの有効性および効率がさらに改善した。

顧客との関係を定期的に評価するために、関連する事業部門は、すべての既存顧客について定期的なレビューを確実に開始し、十分に実施する必要がある。レビューのサイクルは、顧客との関係のリスク区分に応じて異なり、業界、商品およびエンティティ・タイプのリスクを考慮する。一般的に、リスクの高い顧客は毎年、リスクが中程度の顧客は2年ごとに、リスクの低い顧客は5年ごとにレビューする必要がある。リスクが中程度および低い顧客、ポストバンクブランドの顧客は通常、イベントが発生したタイミングでレビューおよび調整が行われる。当行の顧客基盤をリスクに基づきセグメント化する主な目的は、適切なデュー・デリジェンスを実施することと、継続的なモニタリングの結果の比較を可能にして相違点を特定できるように、包括的な顧客プロファイルを確実に整備することである。

内部通報

内部通報方針は、報復の禁止を含め、違反の可能性のある事項に関する懸念もしくは疑いを従業員が報告する枠組みを定めている。ドイツ銀行は、非常に深刻な違反の可能性に関する報告を受け付け、必要に応じて、かかる報告を調査している。従業員がかかる問題を報告するために利用できるチャネルの1つがドイツ銀行のインテグリティ・ホットラインで、匿名での利用が可能である。当行は、内部通報方針に従って、かかる報告を行った従業員に対するいかなる形の報復も禁止している。ドイツ銀行のために、もしくは代わりに業務を行う者はすべて、法律、規則もしくは規制の違反の可能性、または当行の行動規範

など内部方針もしくは手続きの違反の可能性に関する懸念もしくは疑いを報告することを要請される。受領された報告は検討され、その特性、内容および緊急性が確認される。必要な場合、インシデントの内部調査が開始され、その結果として従業員に対して懲戒処分や当行プロセスの変更が行われることがある。

マネーロンダリングおよびテロ資金供与との闘い

AML部門は、最低限のドイツの規則と、ドイツ銀行が事業を行っているすべての国における現地の法規制を遵守するようデザインされている。これには、方針、手続、指名されたマネーロンダリング・オフィサー、独立した統制ならびに定期的な従業員研修が含まれる。ドイツ銀行は、ウォルフスバーグ・グループの一員であり、ウォルフスバーグ反マネーロンダリング原則を適用している。また、テロ資金供与の防止に関するウォルフスバーグ声明に署名している。

AML部門は、身元確認（認証）、記録および保管に関する規則および規制を遵守し、社内の方針、手続および統制を策定、更新および実行し、また疑わしい取引や検知し、疑わしい動きについてアラートを手配する措置を講じる。このような方法で、当行は貴重な情報を規制および政府当局に、既存の法律および規制要件に従って提供し、金融犯罪との闘いにおいてかかる機関を支援している。また、当局や法律執行機関の調査からの情報を受領、活用し、当行の統制および検知環境を強化している。また、法律上の境界内で、英国のジョイント・マネーロンダリング・インテリジェンス・タスクフォース（JMLIT）のような金融犯罪ネットワークの一員として、同業他社と情報を交換している。JMLITは、法執行機関や大手金融機関の代表者で構成されている。同時に、価値または金額にかかわらず、資金が、違法な資金源から得たものであるか、またはテロ資金供与に関連して使用される可能性があるという合理的な疑いがある場合、その取引は必ず否認されなければならない。

AMLは当行の非財務リスク管理の枠組みにおける最大のリスクとみなされていることから、AML部門は厳密に監視される。変革および矯正プログラムが、KYCや取引監視といった主要プロセスを改善するために設けられている。

制裁および禁輸について

ドイツ銀行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済輸出管理局、ならびに米国外国資産管理局（OFAC）および英国財務省などのその他の当局が定める金融・貿易制裁に関する法律および拘束力のある要求事項をモニタリングし、評価し、必要に応じて遵守する責任を負う。当行グループ全体の制裁方針および米国のOFAC関連の特定の方針には、当行の受入プロセスの一環として、またその後も定期的に、顧客リスクを評価し、軽減する手助けとなる手続きが設けられている。またかかる方針は、特定の取引、国および商品に関するリスク管理にも役立っている。当行は、米国の規制および法律執行機関と、米国の禁輸関連問題に関する調査を解決することで合意している。

制裁および禁輸の違反は当行の非財務リスク管理枠組みにおける最大のリスクとみなされていることから、かかる機能およびトピックは厳密に監視されている。制裁および禁輸変革プログラムは、規制環境を戦略的に改善するために設けられている。

不正防止

当行全体の不正防止方針は、個人もしくは企業の優位性を得るため、または個人もしくは企業の不利を避けるために誤解させるもしくは隠す虚偽表示、あるいは誤解させようもしくは隠そうとする虚偽表示を含む故意の行為もしくは不作為を、不正と定義している。不正防止方針はすべての従業員に適用され、既知もしくは疑わしい不正インシデントを速やかに上申する方法を説明している。不正行為にかかわった従業員は、内部懲戒処分、起訴もしくは規制上の制裁およびこれらすべてを受けることがある。ドイツ銀行は、かかる従業員を法執行機関および規制機関に任せることや、かかる従業員に賠償を求めることがある。従業員はまた、不正に関連する国内要件を遵守することが期待されている。

関連する事業部門では、強制離脱期間（MTA）が、機密を扱う立場の職員の不正もしくは不適切な行為を防止または検知する上で重要な不正防止統制メカニズムである。MTAの実施は、継続的な現場参加もしくはシステムへのアクセスまたはその両方を必要とすることがある不正もしくは不適切行為を従業員が企てることを防止する。

贈収賄および汚職の防止

当行の行動規範や国際法（英国2010年贈収賄防止法、米国海外腐敗行為防止法、ドイツ刑法（StGB）、シンガポールの汚職防止法（PCA）、OECD外国公務員贈賄防止条約など）に従って、ドイツ銀行はいかなる形でも贈収賄および汚職への故意のもしくは故意的な過失による関与または関係を是認せず許容しない。これには、便宜目的の支払金の提供や許可の禁止も含まれる。

贈収賄および汚職防止（ABC）方針は、贈収賄および汚職リスクの緩和および検知に関するドイツ銀行のアプローチ、ならびに従業員全員が期待されている行為に関する最低基準を定めている。こうした要件は、パートナー、サプライヤー、サービス・プロバイダーおよび第三者にも、ドイツ銀行およびドイツ銀行に契約上拘束されている、もしくはドイツ銀行の事業もしくは事業利益に関係する相手先に業務を履行する範囲で、適用される。ABCチームは、合併会社、贈り物および接待の授受、雇用慣行、高リスクの顧客関係、取引および新商品などに関する贈収賄および汚職リスクを軽減するための統制および対策を管理する。

従業員一人ひとりが、当行事業に関連する贈収賄およびその他の汚職を防止し、発見し、報告する責任を負っている。贈収賄および汚職は、結果的に法律、評判および規制リスクとなることがあることから、従業員および当行に深刻な影響を及ぼす。当行は、当行のABC方針、行動規範もしくは適用される法令に違反する従業員に対して措置を講じる。ドイツ銀行は、第三者によるABC方針違反、賄賂の提供、受領または提供もしくは受領への同意、刑法上の犯罪および/または規制違反が判明した場合、ならびに第三者により当行が企業犯罪および/または規制上の責任ならびに国内外の民事訴訟にさらされた場合には、第三者との関係を終了する。当該方針を実行するため、各地域のチームが、上申されたABC案件を検討および分析し、ABCの義務の遵守、研修および認知に関する統制、監視、助言について責任を負う。

その他の犯罪行為の防止

AFCの責任者はまた、制度的資産（ドイツ銀行法第25条を参照のこと。）を危険にさらす可能性のあるその他の犯罪行為を防止する施策が目的に合致するようにする責任を負う。ドイツ刑法からの例としては、器物損壊、強盗、サイバー犯罪、独占禁止法違反、税犯罪などがある。AFCの責任者は、国際金融犯罪ガバナンス委員会を設立して議長に就任し、ドイツ銀行法第25h条に定義される通り、金融犯罪のリスクのガバナンスおよび監視を支援している。国際金融犯罪ガバナンス委員会は、各地のAFC責任者が議長を務める地域金融犯罪ガバナンス委員会の支援を受けている。

直近の事象に関する報告

マネーロンダリングを防止するあらゆる取り組みにもかかわらず、当行がAML管理部門への調査について和解するために民事の罰金の支払いに合意したケースがある。

2018年9月21日、BaFinが、マネーロンダリング防止、とりわけCIBの顧客確認（KYC）プロセスに関連する当行の統制およびコンプライアンス基盤を改善する、今後数年数ヶ月にわたる具体的な予定表上の措置を実施することを当行に求める命令を発布した。また、かかる措置の実施をBaFinに報告し、監視する特別代表にKPMGを指名した。BaFinは2019年2月、コルレス銀行事業における当行の内部統制を担当する特別代表の権限を拡充した。

2018年10月と11月には、Danske Bank ASエストニア支店（Danske Estonia）の実施した業務へのドイツ銀行の関与がメディアで報道された。ドイツ銀行は、Danske Estoniaのコルレス銀行の1行であった。当行の役割は、2015年のDanske Bank ASエストニア支店とのコルレス銀行業務の休止前に、Danske Estoniaの顧客のためにコルレス銀行取引を処理することであった。当行は、法律、規制もしくは方針の違反の発生の有無などの問題や関連する内部統制環境の有効性について内部調査を実施し、調査機関に協力している。これとは別に、過去2、3年にわたって、ドイツ銀行は、コルレス銀行業務の顧客に関する大幅なリスク圧縮を完了した。また、ドイツ銀行のコルレス銀行業務は包括的な救済プログラムを実施し、方針および手続き、ガバナンスおよび監視、ならびに顧客デューデリジェンスやKYCなどの全体的なリスク管理フレームワークを大幅に強化した。かかる施策の結果、ドイツ銀行は、高リスクと評価された顧客を含め、2016年以降、国際的なコルレス銀行業務の顧客ポートフォリオを大幅に縮小してきた。

2018年11月29日、ドイツ銀行のドイツにおける複数の事務所が、いわゆるパナマ文書漏洩を通じて入手された情報に関連して、ドイツの法執行機関による調査を受けた。フランクフルト・アム・マインの検察庁が2名のドイツ銀行従業員、および現時点では特定していないがさらに数名のマネーロンダリング活動を支援および助成し、またマネーロンダリングの可能性を示すものを直ちに報告せず、メディアでパナマ文書が公表された後に報告したと告訴している。当行は、フランクフルト検察庁が公に認めている通り、調査に協力している。これとは無関係に、ドイツ銀行はパナマ文書の社内調査を既に完了しており、2018年1月にBaFinが当行に対して、BaFinの独自調査が終了し、当行に追加措置を求めないことを通知している。

情報セキュリティ

デジタル化は金融機関に多くの機会をもたらし、銀行は個別サービスや円滑なビジネスプロセスを提供できるようになった。顧客は、いつでも、どこでも、様々なチャネルを通じて銀行サービスにアクセスすることを期待する。同時に、企業へのサイバー攻撃は、規模、スピードおよび巧妙さが増している。2018年、欧州中央銀行（ECB）の銀行監督委員会は、ユーロ圏の銀行の直面するリスクを特定、評価し、サーバー犯罪とITの障害を主なリスク要因と定めた。その結果、国際規制機関はサイバーセキュリティ要件に一層注意を払っている。インシデントの財務および評判への影響は、サイバーセキュリティ攻撃や違反の可能性に伴う訴訟リスクのように、明らかである。外部攻撃は引き続き進展しており、情報セキュリティは当行にとって最大のリスクである。当行は引き続き、外部攻撃の環境リスクを緩和する能力に大きく投資する。

ドイツ銀行のグループ情報セキュリティ戦略では、当社の顧客に適した商品およびサービスを提供する能力を保護し、それにより収益を守ることを意図した当行の活動に関する枠組みを設けている。当行の顧客、株主、従業員および社会的なステークホルダーのドイツ銀行に対する信頼を持続させるためには、当行の顧客およびパートナーのデータならびに当行の情報資産の機密性、整合性および可用性を維持することが不可欠である。ドイツ銀行は引き続き、攻撃に遅れず、サイバーおよび実物のセキュリティ機能を強化している。当行の戦略的方向性は定期的に検討し確認され、当行の情報セキュリティ・ガバナンスモデルで補強されている。

当行の最高セキュリティ責任者（CSO）は、当行のデジタル・プロジェクトやデジタル・ファクトリーを支援し、デジタル化の提案を機会と考えている。こうした協力モデルにより、必要な情報セキュリティ統制が実施され、俊敏なモデルに適應している。CSOは、開かれた相談時間もしくは意識向上のセッションなどを通じて、アイデアから最終製品までのすべての作業レベルでプロジェクトを支援している。

当行は、サービス・プロバイダーとの提携やフィンテックの開発の統合により、顧客やプロセスへの技術サービスの提供を進展させている。または2018年に、パートナーのDSwissと、デジタル金庫での個人文書、インボイスおよびパスワードの安全な保管を可能にするeSafeプロジェクトを開始した。

ガバナンス

CSOが、当行のセキュリティ問題を担当している。当行は、当行のリスク選好に応じて、技術および物理的なセキュリティ保護を実施している。CSOは、当行グループ全体の情報セキュリティ戦略を策定し、その国際的な実施および運営を牽引し、当行の従業員および資産が適切に保護されるようにする。さらに、マネジメント・ボードの代表から委任された意思決定組織である「ITセキュリティ委員会」が、潜在的な上申を含むすべてのITセキュリティ活動を監視している。

ドイツ銀行の情報セキュリティ方針の構築および実施には、当行は国際的な基準およびベスト・プラクティスが用いられている。当行の情報セキュリティ管理システムは、2012年からISO 27001の認証を取得し、2018年に再度認証を取得している。当行のガバナンス・フレームワークおよびサイバー・セキュリティ・プログラムは、進化するビジネス要件、規制ガイダンスおよび新たなサイバー攻撃にセキュリティの方針と基準に引き続き反映されるよう、継続的に強化されている。情報セキュリティ方針は、ドイツ銀行がこれらのパラメータを遵守することを支援し、情報セキュリティ関連の導入プロセスを積極的に管理するための基盤を構築する。

当行は2018年に各部門の情報セキュリティ統括室長（部門CISO）を任命し、当行の業務部門の情報セキュリティ管理を強化している。部門CISOは情報セキュリティ担当のシニア・アカウントブル・オフィサーとして、ドイツ銀行の方針と基準を整合させる。

第三者リスク

ベンダーのほか、重要なIT業務を支援する外注商品およびサービスに依存すると、当行のリスク状況が広がる可能性がある。その結果、新たな進化したサイバー攻撃がベンダーに向かい、ベンダーのセキュリティの監督および継続的な監視が要件に追加されることになる。また、結果として、かかる分野での規制活動が強化される。ドイツ銀行は、外部委託関係によりさらされるリスクを評価するベンダー管理制度を通じて、第三者リスクを管理している。

サイバー攻撃に対する防御

当行の情報およびシステム資産を保護するために、当行は、データ、デバイスおよびアプリケーションを含む、あらゆるテクノロジーの層に情報セキュリティ統制を構築する多層のアプローチ（「徹底的な防御」）を採用している。これにより、エンドツーエンドの保護を実現すると同時に、サイバー攻撃を検知し、回避し、対処し、リカバリーするための複数の機会を提供している。このアプローチは、技術プラットフォームのセキュリティおよび安定性を高めるための当行グループの情報セキュリティ戦略における重要な側面である。

攻撃に関する情報収集、データ漏えい防止、脆弱性管理および継続的なスタッフの意識向上プログラムなどの防止策や統制に加え、当行は、適切なインシデント対応プロセスを伴う検知にも高い優先順位を付している。シンガポール、ドイツおよび米国にある当行のサイバー・インテリジェンス対応センターは、異なるタイムゾーンにわたり24時間体制でサービスを提供するよう設定されており（Follow the Sunモデル）、グローバルに攻撃を検知し、インシデントに対処する当行の能力を向上させている。

「ターゲットはあなた」

当行は2018年、ドイツ銀行の複数拠点での活動を実施する月である2018年情報セキュリティ月間を含め、幅広い情報および企業セキュリティのトピックを取り上げた国際的なマルチチャネルの意識向上キャンペーンを、ドイツ銀行の全従業員に引き続き実施した。「認識すべき時期 - ターゲットはあなた」キャンペーンは、重要なセキュリティの脅威や、こうした脅威から当行を守るにあたっての従業員の責任および貢献についての従業員の理解を手助けすることを目的としている。また、事務所および出先での日常業務における従業員および当行の保護に役立つヒントや関連の基本慣行にも重点を置いている。

当行は、意識向上施策のほかにも、極めてダイナミックなサイバー攻撃環境における継続的な研修および教育の重要性を認識している。ドイツ銀行の従業員の教育は、必須研修と、それを補完する専門的な役割を負う者および対象グループ向けの特別研修で実施される。さらに当行は、サイバー攻撃や当行がどのように資産を保護しているかについて、説明ビデオなどの情報資料やステージイベントを通じて当行顧客に伝えている。

ステークホルダーの関与

当行は、規制機関と緊密に協力し、規制機関の要請を理解し協働している。また当行は、国内外のセキュリティ組織、政府当局、および金融サービス業界情報共有分析センター（FS-ISAC）のような同様の組織と協力し、ベストプラクティスや危険情報を共有している。セキュリティ侵害の関連指標（システムもしくはネットワーク上の悪意ある行動を識別するフォレンジック・データなど）の共有や情報活動は、あらゆる関連当事者のリスクを軽減することから、ドイツ銀行は、こうした情報交換を手配し、かかる関係をさらに発展させる専門チームを設けている。ステークホルダーが関与することで、最新の情報セキュリティのアプローチおよびテクノロジーを確実に適用することが可能となる。

データ保護

EU一般データ保護規則（GDPR）が2018年5月25日に発効して以降は特に、データ保護は社会的に重要性の高い問題ではなくなっている。ドイツ銀行のほぼすべての事業に個人データの処理が必要となることから、個人データの保護は当行にとって特別な懸案事項である。これは、GDPRの不遵守で多額の罰金が課されるからだけでなく、何よりも社会的な認識が転換したからである。顧客、従業員および規制機関の期待は高まっていることから、当行は期待を満たすよう努めている。

データ保護管理

当行のグループ・データ・プライバシー（GDP）部門は、個人データの収集、処理および使用を管理する専門の独立部門で、ポストバンクのブランドではデータ保護ユニットにより補完されている。GDPチームは、マネジメント・ボードに直接報告し、当行が事業を行っている国における現地のデータ保護責任者のサポートを受けている。GDPチームの設置により、直接および間接の報告経路が確保され、当行の集権的および非集権的組織内のデータ保護トピックに関する定期的な情報交換が可能になっている。GDPR規定の遵守に必要な統制強化に対応して、GDPは、当行がドイツ銀行のデータ・プライバシーおよび保護組織の監視、テストおよびアクセスを行える十分な人員を持てるように強化されている。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行協会、IBM Guide Share Europe、Bitkom（ドイツ情報技術・通信・ニューメディア産業連合会）などのデータ保護委員会およびワーキング・グループに積極的に参加し、データ・プライバシーおよび保護に関する業界固有の基準および一般的な基準の策定および解釈にも貢献している。データ保護規則の動向については定期的に分析し、それに応じて統制プロセスを修正している。技術開発や新しいデジタル・ビジネスモデルも同様である。

当行のGDPRプログラムは、当行全体で規制要件を実施するための当行の中核的な変更イニシアティブの1つである（同様の活動がポストバンクのブランドでも実施されている。）。当行の対応は、新しい統制フレームワークの開始、修正された国際データ保護およびプライバシー方針の実行、GDPRの主要要件を満たす6つの追加データ保護手続きの導入ならびに業務部門内の新しい事業プロセスの修正もしくは導入を伴っている。当行のGDPRプログラムおよび当行グループ全体のGDPR遵守の実行については、3名のマネジメント・ボード・メンバーが監視している。

GDPRについての学習および研修

当行の日常業務でのGDPRの影響についての従業員研修は、当行のすべての事業プロセスにおけるデータ保護を有効にする上で重要な要素である。ヨーロッパ、中東およびアフリカ（EMEA）地域では約5万名の従業員が研修を受けている。eラーニングでの本研修プログラムには、参加しないと罰せられることを意味する警告が付されている。eラーニング・プログラムは、やや重点が異なるものの、EU以外の国でも開始されている。当行は、事業を展開するすべての国、その国でGDPRが適用されない場合でも、2019年中に100%GDPRに対応することを目指している。個別の業務上のニーズがあれば、授業形式の研修も実施している。そのほか、内部意識向上キャンペーンにより、従業員に自らにとってのGDPRの意味を知らせている。その他の情報提供施策としては、個別のデータ関連トピックに関する約2,000万通のプライバシー通知の顧客（また従業員）への送付や、GDPR要件を考慮するためのベンダー契約の修正などがある。

重大なデータ漏洩は見つかっていない

事業からGDPへの各種の報告および上申プロセスは、潜在的なデータ漏洩が適時に評価処理されるように実施されている。こうしたアプローチはまた、GDPRプログラムの一環として開始されたグローバルなデータ保護手続きに概略が記載されている。2018年には、システム関連のデータ漏洩は見つかっていない。

人材戦略

ドイツ銀行の成功は、従業員のアイデア、能力、取り組みおよび健康に大きく左右される。そのため、当行は魅力的な職場環境を従業員に提供することに非常に重視し、従業員が当行の革新を支援できるようにしている。当行の人事（HR）施策は、当行従業員が協力して働き、持続可能な組織パフォーマンスを実現できる環境を創造することを目指している。

当行の人事戦略は、スーパーバイザー・ボードが合意した、マネジメント・ボードの個別の目標の中に組み込まれている。そうすることで、個々の項目および重点分野（例えば、合意したダイバーシティ比率の達成度）がメンバー個人のパフォーマンスおよび成長の測定時に考慮されるようにしている。このことは、以下の2018年の当行のHRの戦略的優先事項に反映された。

- 当行全体のリーダーシップ、ディレクター/ヴァイス・プレジデントのアクセレレーション・プログラムの対象範囲を拡大することにより、当行の人材アジェンダを強化する。
- 将来の業務に投資する。
- ダイバーシティおよびインクルージョンのすべての人事プロセスへの組入れをさらに進める。
- 従業員の健康管理を優先する。
- 再構築の施策をサポートし、内部の異動を可能にする。

個人データを含む当行の人事上の優先事項およびプログラムの詳細は、人事報告に記載されている。

HR方針および基準の実施

HRには、明確なガバナンス制度が設けられている。当行のグローバルの優先事項および基準は、グローバルHRエグゼグティブ委員会によって定められ、モニタリングされている。当該委員会には、人事部門のグローバル・リーダー、人事管理の責任を共有している部門および事業体、ならびにプロセスおよび商品を担当する地域ごとの人事部門リーダー、当行グループ全体の人事に関する基準および方針の設定管理を担当する人事部門リーダーが含まれる。ドイツ銀行の行動規範（改訂後）は、倫理的で責任ある持続可能な行動を従業員に指導し、関連するリスク、利益相反および機密情報の取扱方法を説明することで、従業員の行為を管理している。

方針は当行の統制環境の基礎であり、当行の従業員はドイツ銀行のポリシーポータルを通じて閲覧することが可能である。当行のグローバルHR方針は、採用、管理、実績およびキャリアの構築、経営部門のメンバーの適切性および主要部門管理者の評価、海外派遣、報酬、離職支援、解雇ならびに従業員関連インシデントの管理といった広範囲のHRトピックを扱っている。また、人事評価手続き、懲戒および解雇手続き、苦情ならびにハラスメントおよびいじめ防止手続きなどに関する指針および方針も設けられている。

人材の採用および育成

人材の採用はドイツ銀行にとって引き続き重要な最優先事項である。フロント・オフィスの役割および営業拠点の空白のポジションを埋めること、ならびに規制の役割（金融犯罪対応、監査、コンプライアンス等）の要求の高まりに応じた人材採用が2018年も最優先事項となった。また、人材獲得に関して、452名の新卒者および職業訓練の見習生の採用に重点を置いた（2017年は347名）。

新卒者および見習生（職業訓練）

当行は、変革計画に寄与し、企業文化を構築し、将来顧客を反映し、また組織を多様化することから、新卒者の採用を戦略的に最優先して取り組んでいる。当行は2018年に382名の新卒者（2017年は279名）を採用している。新卒者の採用増は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）と当行のテクノロジー部門への追加投資によるもので、両部門では採用者が前年から倍増している。

まず、当行は前年同様、オリエンテーションおよび研修プログラムを地域的に、当行の現地のテクノロジー部門向けにはインドとロンドンの2つに分けて実施した。

職業訓練および二重の研修が、当行の若手従業員戦略の重要な要素で、若い人材を当行に引き付ける機会をドイツなどで増やしている。このことは現在の職業訓練市場において特に重要で、同市場では採用条件が厳しくなり、また対象グループの関心が低下している。2018年に実施された当行のマーケティング戦略#dbKarrierestartとDBインサイダー・イニシアティブにより、当行は2018年中に当行の人材募集への関心を高めることができ、応募件数が約20%増加した。当行は2018年に70名の職業訓練の見習生を新たに採用している（2017年は68名）。

内部キャリア・モビリティ

内部モビリティは、資格要件を満たす有能な従業員を引き留め、その専門知識と経験を当行内に保持する上で重要な役割を果たす。当行は2018年に、当行の内部モビリティ戦略の展開および組み入れを継続し、適切な内部の候補者で欠員を埋めることを約束している。すべての欠員募集は、最低2週間、内部の従業員に対してのみ行われる。内部候補者に高い優先順位を付しているのは、再構築の影響を受けた従業員が社内で新たな役割を見つける手助けをするためである。また、従業員が包括的なキャリアのためにスキルや経験を高められるよう、部門を超えたモビリティも推進している。さらに、内部モビリティは、当行の余剰人員および採用コストの削減に貢献している。

リーダーシップの育成

2018年9月に開始された当行全体のスピークアップ・キャンペーン「正しい道を進もう、自由に発言しよう」は、行動規範（改訂後）の導入を支援し、当行の日常業務において当行の価値観を保持し、かつ当行内での開放的で誠実な議論の企業文化の醸成を従業員に促すことを目的としている。

ドイツ銀行のリーダーシップ能力モデルや当行の価値観および信念は、当行のリーダーへの期待を定義し、リーダーの従業員にとって不可欠な能力を共有し、当行の戦略および企業文化に沿った事業の成功を確保するものである。こうしたフレームワークは、様々な主要プログラムでリーダーを育成する当行のアプローチの基礎である。

当行は、新管理職向けに2つの必須の「管理職の基礎」プログラムを実施している。コアプログラムは、当行の人事管理について責任を負っているヴァイス・プレジデントまでの新管理職向けに設計されている。エグゼクティブ・プログラムは、マネジング・ディレクターおよびディレクターのニーズに合うよう修正されている。双方のプログラムともに、3つの主要分野、すなわち職員の管理、事業の促進、企業文化の形成を中心に構築されている。これまでに、世界全体で1,300名を超す従業員が部門横断的な両プログラムに参加している。また当行は、人材育成や厳しい時期のリーダーシップといったトピックを重視して、経験豊富なマネージャーに技能研修を行っている。2018年末時点で、209名が研修に参加している（2017年は232名）。

アクセレレーション研修

当行従業員の職務および個人の能力開発やキャリア向上を支援するため、ドイツ銀行の人材アクセレレーション・プログラムは部門横断的なアプローチを採用している。2018年6月、女性マネジング・ディレクター向けアクセレレーション・プログラム、アコンプリッシュド・トップ・リーダース・アドバンスメント・ストラテジー（ATLAS）の第5弾が女性幹部14名に関して開始された。今回は、プログラムの該当者が多かったことからこれまで最大規模となった。2017年に開始され、初回実施後に多くの反応のあった当行全体のディレクター・アクセレレーション・プログラム（DAP）は、2018年には94名が参加し、12ヶ月にわたって能力開発が行われた。2018年に3年目となったヴァイス・プレジデント・アクセレレーション・プログラムは、参加者の41%が女性で、これまでで最も高い割合となった。この6ヶ月間の研修は、欧州（ロンドン、フランクフルト、ミラノ）、米州（ニューヨーク）およびアジア（シンガポール）で開催される2つのモジュールからなる。

ダイバーシティおよびインクルージョンの尊重

ドイツ銀行は国際的な組織として、当行の従業員、顧客およびコミュニティの多様性を尊重し受け入れるインクルーシブな企業文化を約束している。ダイバーシティおよびインクルージョンは当行の企業文化において重要であることから、当行は以下を目指す。

- 営業成績をけん引する優秀で多様なチームを設ける。
- 人々が前進できる、相手を尊重したインクルーシブな環境を構築する。
- 顧客、パートナー、規制当局、コミュニティおよび従業員候補者との関係を強化する。

当行は、すべての文化、国、人種、民族、性別、性的指向、能力、信仰、背景および経験から最良の人材を見つけ、育成し、維持することを目指している。この目的で、また人口変動やデジタル化に伴う機械や課題に備えて、当行はダイバーシティおよびインクルージョンに対する総合的で多面的なアプローチを採っている。

2018年を通して、当行は人事プロセスにダイバーシティおよびインクルージョンを組み入れる取り組みを継続した。2018年の主な重点分野は以下の通りであった。

- ジェンダー・ダイバーシティを高めるための当行の取り組みの刷新：女性管理職の割合を世界的に大幅に増加させるという現在の自主的宣言が2018年末に終了することから、マネジメント・ボードは次のレベルの目標を自主的に設定することに合意した。
- 従業員リソース・グループ（ERG）の役割および認知度の向上：ERGは当行の従業員参加の取り組みに重要で、引き続き、内部および外部的に当行のインクルーシブでダイバーシティな企業文化に関する重要な実例である。
- LGBTQI（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、インターセクシャル）のインクルージョンの国際的推進：LGBTQIのインクルージョンは、組織のダイバーシティおよびインクルージョンに関する発達の主な指標と広くみなされている。

ジェンダー・ダイバーシティ重視の継続

ドイツ銀行は、2018年を通して、職場で女性を昇進させる取組みを継続した。スーパーバイザリー・ボードにおける女性の割合は、当年度末には30%（2017年度：35%）となり、2015年にドイツで導入された性別クォータ制に関する法律に基づき、上場した、共同決定制度のドイツ企業に対する新たな法定要件である30%を満たしている。

スーパーバイザリー・ボードは、2022年6月30日までに、マネジメント・ボードに少なくとも20%の女性メンバーを置くという直近目標を2017年に設定した。マネジメント・ボードは8名から12名の規模であることから、目標では女性メンバーは2名となる。マネジメント・ボードでは現在女性メンバーは1名（最高規制責任者）であることから、この目標は達成されていない。マネジメント・ボードのメンバーの選任に関する妥当性指針のダイバーシティ原則では、スーパーバイザリー・ボードは2022年目標を目指して努力している。

2018年度末現在、マネジメント・ボードの下にある第1管理職レベルの20.8%（2017年度：18%）は女性管理職が担っている。マネジメント・ボードの下にある第2の管理職レベルでは、その割合は20.9%（2017年度：19.6%）となる。当行は、ドイツの法的要件に従い、2020年12月31日時点の目標をそれぞれ20%と25%に設定した。

2011年、ドイツ銀行はグローバルで実質的に女性管理職の割合を2018年度末までに大幅に増加させるという自主的宣言に署名した。2018年度末現在、女性のマネジング・ディレクターおよびディレクターの割合は23%となった（2017年度：22%）。一般管理職に占める女性の割合は32.9%（2017年度：32.2%）であった。女性従業員の割合は合計38.1%（2017年度：37.5%）であった。

ドイツ銀行における女性の割合は当行の目標を達成していないが、当行グループは引き続き、進展を監視し、マネジメント・ボードに報告する。当行グループは、人材開発プログラム、管理職研修、人事関連の決定のベストプラクティス、内部監視および草の根の従業員主導のイニシアティブの大規模支援など、様々な施策を講じている。

マネジメント・ボードは、指導的地位にある女性の割合の引上げに取り組んでいる。2019年3月、マネジメント・ボードは女性の割合に関して、当行グループ全体の野心的な自主目標を改めて表明することにした。透明性により変化が促されることから、当行は2021年12月の目標を細分化し、次の3つの重要な役職（員数）、すなわちマネジング・ディレクター（21%）、ディレクター（28%）およびヴァイス・プレジデント（35%）、を個別に重視することにした。これにより、マネジメント・ボードより下の2つの管理職レベルでも社内候補者が増えるであろう。指導的な役割における性別バランスの改善はドイツ銀行の将来の成功に大きく寄与すると思われる。

インクルーシブな労働環境の構築

ドイツ銀行は2018年に初めて、トムソン・ロイターD&I指数（ダイバーシティ&インクルージョン・インデックス）のインクルーシブ企業上位100社に入った。現在3年目の投資指数である同指数はESG（環境・社会・ガバナンス）データにより提供されており、インクルージョンに関する各種要素で企業を評価している。ドイツ銀行は、評価対象の2,173社全体で68位となった。よって、当行グループはかかる参考投資指数で上位100社に入っている。銀行サービス分野では、当行グループは185社中4位、ドイツ企業84社中6位となった。

LGBTQIのインクルージョンおよび当行のLGBTQI従業員を支援する多数の活動の1つとして、ドイツ銀行は長期的な協力者プログラムを設けている。特定のLGBTQIグループと関係のない、目に見える協力者が、当行全体のインクルーシブな企業文化の醸成に大きな役割を果たしている。かかる協力者は組織のあらゆるレベルで変化を主導し支援する者として、LGBTQIの従業員が仕事で不安になることなく、すべてを仕事に振り向け、また結果として生産性を高めることを支援している。

ダイバーシティおよびインクルージョンに関する20年近い経験のなかで、多数の重要な外部パートナーシップを世界中で構築してきた。こうしたパートナーシップは、当行グループが内部の議題を進める上で助けとなった。また、グッド・プラクティスを共有し、事業展開する社会に好影響を及ぼすことができた。当行グループは、こうしたことが顧客、パートナーおよびコミュニティとの関係の強化に役立っていると確信している。

- ドイツでは、当行は、職場でのダイバーシティを促進する、アンゲラ・メルケル首相の支援を受ける団体Charta der Vielfalt（ダイバーシティ協会）の設立メンバーで、現在はマネジメント・ボードのメンバーである。
- ドイツ以外では、金融サービス業界におけるジェンダー・バランスを促進する英国財務省のウーマン・イン・ファイナンス・チャーターに署名したほか、ルクセンブルクおよびスペインのダイバーシティ憲章（Charte de la DiversitéとCharter Diversidad）、イタリアの女性の雇用に関するマニフェスト、ジェンダー・ダイバーシティに関するポルトガルのビジネス・フォーラムi-Genにも署名している。

ドイツ商法第289条第4項に基づく情報および説明報告書

授権および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表注記34「普通株式」を参照のこと。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2018年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

マネジメント・ボード・メンバーの選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、マネジメント・ボード・メンバーは、スーパーバイザリー・ボードによって選任される。マネジメント・ボード・メンバーの員数もスーパーバイザリー・ボードによって決定される。定款により、マネジメント・ボードは3人以上のメンバーで構成される。スーパーバイザリー・ボードは、マネジメント・ボード・メンバーの1人または2人をマネジメント・ボード会長に選任することができる。マネジメント・ボード・メンバーは、1任期最長5年までで選任することができる。また、再任もしくは、最長5年までの任期を1期以上、延ばすことができる。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、マネジメント・ボード・メンバーの選任については、スーパーバイザリー・ボードの3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会がマネジメント・ボードに対し、1ヶ月以内にマネジメント・ボード・メンバーの選任に関する提言を行う。その後スーパーバイザリー・ボードは、過半数によりマネジメント・ボード・メンバーを選任する。選任できなかった場合には、スーパーバイザリー・ボード会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数のマネジメント・ボード・メンバーが選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所(Amtsgericht)が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)および欧州中央銀行(SSMフレームワーク規制)の規制(EU)第468/2014号により、マネジメント・ボード・メンバーの選任前に、当該メンバーが経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的经验を有する証明を、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督公社(BaFin)およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項、SSMフレームワーク規制第93条)。

スーパーバイザリー・ボードは、正当な理由があれば、マネジメント・ボード・メンバーまたはマネジメント・ボード会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会(Hauptversammlung)による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々のマネジメント・ボード・メンバーが信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関がマネジメント・ボード・メンバーの必要員数を満たしていない場合に、ECBおよびBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々のマネジメント・ボード・メンバーの責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係するマネジメント・ボード・メンバーの責任および権限は停止される(銀行法第45c条第1項から第3項、SSMフレームワーク規制第93条第2項)。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、マネジメント・ボード・メンバーの業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる(銀行法第46条第1項)。そのような場合で、当該禁止の結果として、マネジメント・ボードにもはや業務を遂行するために必要な数のメンバーがいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数のマネジメント・ボード・メンバーを選任する(銀行法第46条第2項)。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、スーパーバイザリー・ボードに付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

マネジメント・ボードの株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2017年5月18日の年次株主総会において、マネジメント・ボードは、2022年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2018年5月24日の年次株主総会において、マネジメント・ボードは、2023年4月30日まで、決議がなされた時点、もしくは価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本合計の10%まで、ドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授権に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

マネジメント・ボードはまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授権に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。マネジメント・ボードは、会社、持分または会社の営業活動を支えるその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほかマネジメント・ボードは、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、株式の新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

マネジメント・ボードはまた、株主の新株引受権を除外して、株式会社法第71条第1項第8号に従って購入した株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほかマネジメント・ボードは、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授権は、当該授権に基づいて売却される株式の数が、当該授権が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授権の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および/または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

マネジメント・ボードはまた、当該または既存の授権に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2018年5月24日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、マネジメント・ボードに、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授権に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2023年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

マネジメント・ボード・メンバーが支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

[次へ](#)

2018年12月31日現在の貸借対照表

資産 単位：百万ユーロ（億円）		2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
現金および預け金			
a) 現金		75	72
b) 中央銀行預け金		135,157	168,791
このうち：ドイツ連邦銀行	69,318		103,736
		135,232	168,862
		(/164,631)	(/205,573)
公共部門事業体資本性金融商品および中央銀行借入適格為替手形			
a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体資本性金融商品		222	279
このうち：ドイツ連邦銀行借入適格	0		0
b) 為替手形		9	14
		231	293
		(/281)	(/357)
銀行に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		878	604
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		168	217
c) その他の債権		106,433	130,742
		107,480	131,562
		(/130,846)	(/160,164)
このうち：			
要求払	44,281		46,604
有価証券担保付債権	1,135		2,757
顧客に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		11,967	11,901
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		4,356	5,599
c) その他の債権		222,759	214,100
		239,081	231,600
		(/291,057)	(/281,950)
このうち：有価証券担保付債権	12,713		7,249
公社債およびその他の固定利付有価証券			
a) 短期金融市場証券			
a a) 公共部門発行体		31	630
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
		1,153	630
b) 公社債			
b a) 公共部門発行体		30,431	33,378
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	7,079		12,471
b b) その他の発行体		8,214	4,437
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	3,549		2,564
		38,644	37,815
c) 自己負債性金融商品		0	29
額面金額	0		30
		39,798	38,474
		(/48,450)	(/46,838)
株式およびその他の変動利付有価証券		559	472
		(/681)	(/575)
トレーディング資産		303,702	601,755
		(/369,727)	(/732,577)
参加持分		367	474
		(/447)	(/577)
このうち：対銀行	9		9
対金融サービス機関	195		178
関係会社に対する投資		45,624	43,561
		(/55,543)	(/53,031)
このうち：対銀行	19,000		11,088
対金融サービス機関	193		200
信託資産		37	29
		(/45)	(/35)
このうち：信託貸出金	14		14

無形資産			
a) 自己開発無形資産	3,452		3,279
b) 購入した無形資産	635		749
c) のれん	9		19
d) 無形資産に係る頭金	<u>0</u>		<u>0</u>
		4,097	4,046
		(/4,988)	(/4,926)
有形固定資産		1,012	1,025
		(/1,232)	(/1,248)
その他の資産		7,685	5,950
		(/9,356)	(/7,244)
前払費用			
a) 発行および貸出金業務関連	5		17
b) その他	<u>567</u>		<u>811</u>
		572	828
		(/696)	(/1,008)
繰延税金資産		2,498	2,369
		(/3,041)	(/2,884)
積立超過の制度資産		587	944
		(/715)	(/1,149)
資産合計		888,562	1,232,245
		(/1,081,735)	(/1,500,135)

負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円）	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
銀行に対する負債		
c) その他の負債	172,463	216,541
	172,463	216,541
	(/209,956)	(/263,617)
このうち：要求払	71,383	96,160
顧客に対する負債		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	1,126	965
c) 貯蓄預金		
c a) 3ヶ月の契約通知期限付	2,316	2,419
c b) 3ヶ月超の契約通知期限付	935	1,106
	3,251	3,524
d) その他の負債	287,631	302,314
	292,008	306,803
	(/355,491)	(/373,502)
このうち：要求払	183,284	200,953
証券形態の負債		
a) 発行債券		
a a) 抵当ファンドブリーフ債	6,408	6,581
a c) その他の債券	87,549	83,879
	93,957	90,460
b) 証券形態のその他の負債	4,919	10,149
	98,876	100,610
	(/120,372)	(/122,483)
このうち：		
短期金融市場証券	4,046	9,289
未決済自行引受手形および約束手形	75	246
トレーディング負債		
	236,161	519,913
	(/287,502)	(/632,942)
信託負債		
	37	29
	(/45)	(/35)
このうち：信託貸出預り金	14	14
その他の負債		
	10,097	7,719
	(/12,292)	(/9,397)
繰延収益		
a) 発行および貸出金業務関連	54	72
b) その他	730	886
	784	958
	(/954)	(/1,166)
引当金		
a) 年金および類似の債務に対する引当金	48	46
b) 税金引当金	574	599
c) その他の引当金	3,811	5,116
	4,433	5,761
	(/5,397)	(/7,013)
劣後負債		
	9,468	12,072
	(/11,526)	(/14,696)
その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品		
	4,876	4,771
	(/5,936)	(/5,808)
一般的銀行業リスクのための資金		
	4,726	2,726
	(/5,753)	(/3,319)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連 特別準備金	1,476	1,476
株主資本		
a) 引受済資本金	5,291	5,291
控除：自己株式の名目額面価額	0	1
	5,290	5,290
条件付資本金563百万ユーロ (2017年12月31日現在：563百万ユーロ)		
b) 資本剰余金	42,085	42,081
c) 利益剰余金		
c a) 法定準備金	13	13
c d) その他の利益剰余金	6,760	6,560
	6,772	6,573
d) 配当可能利益	486	399
	54,634	54,343
	(/66,511)	(/66,157)
負債および株主持分合計		
	888,562	1,232,245
	(/1,081,735)	(/1,500,135)

偶発負債			
b) 保証および補償契約による負債	49,111		47,513
c) 第三者負債の担保提供により生じる負債	<u>6</u>		<u>5</u>
		49,118	47,518
		(/59,796)	(/57,848)
<hr/>			
その他の契約債務			
b) 募集および引受に係る債務	0		0
c) 取消不能貸出コミットメント	<u>124,508</u>		<u>115,480</u>
		124,508	115,480
		(/151,576)	(/140,585)
<hr/>			

2018年1月1日から2018年12月31日までの期間に係る損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2018年度	2017年度
利息収益		
a) 貸出および短期金融市場業務	11,918	9,816
このうち：貸出および短期金融市場業務からのマイナスの利息収益	576	605
b) 固定利付有価証券および政府登録債	1,648	1,394
	13,566	11,210
	(/16,515)	(/13,647)
利息費用	11,503	8,959
	(/14,004)	(/10,907)
このうち：マイナスの利息費用	491	359
	2,063	2,251
	(/2,511)	(/2,740)
配当等収益		
a) 株式およびその他の変動利付有価証券	1,859	2,641
b) 参加持分	9	13
c) 関係会社に対する投資	2,178	1,708
	4,047	4,362
	(/4,927)	(/5,310)
利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益	2,915	1,298
	(/3,549)	(/1,580)
手数料収益	7,411	7,678
	(/9,022)	(/9,347)
手数料費用	1,411	1,560
	(/1,718)	(/1,899)
	6,001	6,118
	(/7,306)	(/7,448)
トレーディング純損益	1,629	2,164
	(/1,983)	(/2,634)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連特別準備金の戻入	0	0
その他の営業収益	1,924	2,380
	(/2,342)	(/2,897)
管理費用		
a) 人件費		
a a) 賃金および給料	3,768	4,284
a b) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員給付費用	860	819
	4,629	5,103
このうち：年金費用241百万ユーロ（2017年度：147百万ユーロ）		
b) その他の管理費用	7,342	7,568
	11,971	12,671
	(/14,573)	(/15,426)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正	1,235	1,110
	(/1,503)	(/1,351)
その他の営業費用	2,535	2,775
	(/3,086)	(/3,378)
債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに信用損失引当金繰入額	-91	475
	(/111)	(/578)
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減および価値修正	198	276
	(/241)	(/336)
損失引受による費用	1	2
	(/1)	(/2)
一般的銀行業リスクのための資金からの戻入/への繰入(-)	-2,000	-300
	(/2,435)	(/365)
経常利益	732	962
	(/891)	(/1,171)
特別利益	77	0
	(/94)	(/0)
特別損失	288	64
	(/351)	(/78)
特別損益	-211	-64
	(/257)	(/78)
法人所得税	-75	166
	(/91)	(/202)
このうち：繰延税金882百万ユーロ（2017年度：38百万ユーロ）		
「その他の営業費用」として計上されないその他の税金	81	88
	(/99)	(/107)
	6	254
	(/7)	(/309)
純利益	514	644

	(/626)	(/784)
前期繰越利益	172	55
	<u>(/209)</u>	<u>(/67)</u>
	686	699
	(/835)	(/851)
利益剰余金への繰入		
- その他の利益剰余金への繰入	<u>200</u>	<u>300</u>
	200	300
	(/243)	(/365)
配当可能利益	486	399
	(/592)	(/486)

年次財務諸表に対する注記

一般的な情報

ドイツ銀行AGの登録名はドイチェ・バンク・アクティエンゲゼルシャフトであり、フランクフルト・アム・マインにおいて法人化され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において商業登記されている。登記番号はHRB30000である。

ドイツ銀行AGの2018年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。

作成の基礎

会計方針

債権

トレーディング目的で保有されている債権は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

リスク引当金

信用損失引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用損失引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。一定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商事法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、HGB第340f条に従って計上される。HGB第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

前年度に、ドイツ銀行グループ内で信用リスクを予測するための予想損失アプローチが統一された。予想損失の計算は現在、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）というパラメータに完全に準拠している。最後のパラメータにはすべてのリスクのある契約が含まれる。保証およびローン・コミットメントを含むオフバランスのエクスポージャーは、引当金として表示されている。ポートフォリオのリスクがより反映されるように、信用リスクの予測は、マクロ経済要素（ヨーロッパおよび米国のGDP成長率および失業率など）により補完されている。

当行は、12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが減損を引き起こすほど増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。当行は、信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

有価証券

トレーディング目的で保有されている公社債およびその他の固定利付有価証券ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券の保有分は非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有するものでもトレーディング・ポートフォリオの一部を構成するものでもない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合に通常流動資産として会計処理される株式およびその他の変動利付有価証券についても同様である。

有価証券は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブは一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有されるまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

トレーディング業務

トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、金融商品が強制または清算による売却以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、あるいは当該価格またはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積られるか、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確実で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスク、および無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達対価に関する評価調整が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有されている金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で独立表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

リスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。

特定の条件の下で、トレーディング・デリバティブと相手先が差入れた現金担保が相殺される。個別の相手先ベースで相殺するために、信用補充条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づく適格なデリバティブが締結されている。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブの帳簿価額および差入担保額が含まれる。

2017年度までは、当行は貸借対照表日に授受の完了している担保の相殺のみを認める方針を採用していた。2018年度末にかけて当行は、関連するCSAが日次の現金担保交換を規定している場合に限り、計上された現金担保を超過するプラスおよびマイナスの市場価値の相殺も開始した。この変更により2018年12月現在、相殺額が2,010億ドル増加した。相殺をより精緻に行うことによりマスター・ネットリング契約の経済的性質がより反映され、貸借対照表の明瞭性も向上する。

評価単位（ヘッジ会計）

会計目的上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジされるリスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される

純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動が当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ会計の目的上、コモディティを購入または売却する先渡契約は金融商品として取り扱われる。

分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類されなければならない。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有されている金融商品は当初認識後、ヘッジ手段として評価単位へと指定することができる。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、文書化された当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があったときに生じる。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはHGB第253条に基づくオプションを利用してそれより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないといみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

関係会社の公正価値を決定するために、割引キャッシュ・フロー・モデルが適用される。当該モデルは、リスク調整後の金利を用いて5年間の予想フリー・キャッシュ・フローを割引くものである。5年間の後については、残存価値を決定するために持続可能な計画の策定が予測されている。当該評価には、特定の関係会社に関する当初の測定可能なシナジーが含まれる。

参加持分および関係会社に対する投資は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。HGB第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却または償却を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、客観的に価値の増加が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には償却原価の上限まで評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

有価証券の貸付 / 借入取引は、HGB第246条第1項第2文に従って、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。その結果、譲渡人は所有に関する大部分のリスクおよび経済価値に引き続きさらされるため、貸付有価証券の認識は中止されない。

負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は、当初の実効金利を用いた現在価値で報告される。

その他Tier 1資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息は、金融商品の投資家への支払いが見込まれる額に基づき認識される。

引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。2018年12月31日現在のドイツの年金制度に対する確定給付債務は、初めてHeubeck 2018 G死亡率表に基づき評価されるようになった。本表はドイツの法定の社会保障年金制度および連邦統計局の最新の統計を反映している。

年金および類似の債務の決済のためのみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後

で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が設定される。

年金および類似の債務の決済金額が非流動金融資産として保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引かれる。

差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有されているわけではないすべての利付ポジションについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定の内のすべてのポジションについて、純損失が発生し得るか否かについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生し得るか否かについての評価には、予想将来純利息および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における利息関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定における利息関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、リスクの取得原価によるカバレッジならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たり未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、独立項目として取得原価で株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

通貨の換算

通貨の換算は、HGB第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先物相場で換算される。

当行がHGB第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益 / 費用に含められている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目はそれぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。当行内部での貸借対照表科目の換算から生じる差額は、当行のドイツ国外の支店に割り当てられた資本（繰越損益を含む。）の換算から生じる為替差損を除き、「その他の資産」または「その他の負債」に計上され、純利益には影響を与えない。

貸借対照表注記

債権の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く）	63,198	84,958
残存期間：		
3ヶ月以内	17,777	23,262
3ヶ月超1年以内	15,960	15,731
1年超5年以内	10,816	19,763
5年超	18,646	26,203
顧客に対する債権	239,081	231,600
残存期間：		
3ヶ月以内	124,716	126,124
3ヶ月超1年以内	28,789	23,717
1年超5年以内	54,220	53,548
5年超	27,798	26,305
期限なし	3,557	1,906

有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	上場		非上場	
	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
公社債およびその他の固定利付有価証券	33,450	31,807	6,348	6,667
株式およびその他の変動利付有価証券	275	149	15	6
参加持分	0	0	40	40
関係会社に対する投資	0	0	0	1,125

公社債およびその他の固定利付有価証券398億ユーロには、2019年度に期限を迎えるものが93億ユーロ含まれている。

投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を投資目的別に示している。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在			
	帳簿価額	公正価値	公正価値と帳簿価額との差額	2018年度における分配
株式ファンド	259	259	0	0
公社債ファンド	213	213	0	0
混合ファンド	1,008	1,008	0	0
合計	1,479	1,479	0	0

ファンドに対する投資はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。当該ファンドの大部分は、ドイツ銀行が設定した取引所売買ファンドであった。

受益証券の償還を延期するための条件はファンドごとに異なり、最低資産価額に基づく場合もあれば、ファンド・ディレクターに一任される場合もある。受益証券の日々の償還に関する制限は、ある一時点であまりにも多くの投資家が償還を試みるケースに関連している。こうした場合、ファンドは、償還請求を履行できるようになるまで償還を延期する可能性がある。

売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は219億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有されている金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2018年12月31日現在

単位：百万ユーロ	トレーディング資産	単位：百万ユーロ	トレーディング負債
デリバティブ金融商品	88,617	デリバティブ金融商品	80,803
債権	89,800	負債	155,358
公社債およびその他の固定利付有価証券	62,642		
株式およびその他の変動利付有価証券	60,736		
その他の資産	2,192		
リスク調整	-286		
合計	303,702	合計	236,161

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は「作成の基礎」の項に詳述されている。

マスター契約および日次の担保交換を認める信用補充条項に基づき取引される、トレーディング目的で保有されるデリバティブは、貸借対照表において相手先ごとに相殺される。各相手先の相殺にはデリバティブおよび差入担保の帳簿価額の両方が含まれる。この中には、トレーディング目的で保有するデリバティブに係るプラスの公正価値2,356億ユーロ（2017年：346億ユーロ）およびマイナスの公正価値2,220億ユーロ（2017年：118億ユーロ）、また差入担保に関連する債権（209億ユーロ、2017年：118億ユーロ）および負債（345億ユーロ、2017年：346億ユーロ）の相殺が含まれる。相殺に関しては作成の基礎を参照のこと。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在 名目金額
----------	-----------------------

OTC商品	35,934,548
金利関連取引	28,873,393
為替レート関連取引	5,741,225
クレジット・デリバティブ	448,921
株式および指数関連取引	850,269
その他の取引	20,740
取引所売買商品	8,053,234
金利関連取引	7,418,906
株式および指数関連取引	18,963
為替レート関連取引	589,268
その他の取引	26,097
合計	43,987,782

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の展開、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュー・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。「作成の基礎」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュー・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は286百万ユーロである。

金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2018年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

劣後資産

以下の表は、各貸借対照表ポジションに含まれる劣後資産の概要を表している。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
銀行に対する債権	635	690
顧客に対する債権	0	126
公社債およびその他の固定利付有価証券	1,228	1,261
トレーディング資産	4,875	4,131

デリバティブ金融商品

先渡 / 先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡 / 先物取引は主として次の種類のものであった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連オプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連オプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式 / インデックス関連取引：株式先渡 / 先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連オプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)、トータル・リターン・スワップ (TRS)、クレジットリンク債 (CLN)。

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されない、バンキング勘定デリバティブとして計上されるデリバティブ金融商品を示している。

単位：百万ユーロ	名目金額	帳簿価額		公正価値	
		プラス	マイナス	プラス	マイナス
OTC商品					
金利関連取引	619,348	541	619	2,657	1,977
為替レート関連取引	96,153	223	258	1,191	5,515
クレジット・デリバティブ	2,972	6	11	9	11
その他の取引	43	0	0	0	13
合計	718,515	771	889	3,858	7,516

通常は公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

評価単位（ヘッジ会計）

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

バンキング勘定におけるクレジット・デリバティブが貸出担保として処理するのに適格でない場合、公告IDW RS BFA 1に沿ってヘッジ会計が適用される。

ハイブリッド金融商品に組み込まれた分離可能なデリバティブから生じる追加リスクについても、マイクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスクをマイクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジされたリスクの金額を含む。）を示している。ヘッジされた資産およびヘッジされた負債については、その帳簿価額も表示されている。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	
	帳簿価額	ヘッジされたリスクの金額
ヘッジされた資産、合計	31,944	33
ヘッジされた負債、合計	89,912	-1,475

	名目金額	ヘッジされたリスクの金額
未履行取引	74,006	843

ヘッジされたリスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジされたリスクのプラスの金額は、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益（ヘッジを考慮後）に認識されなかったものに相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、為替リスクにさらされる純資産価値を表す支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクの公正価値ヘッジを締結している。マクロ・ヘッジを通じてヘッジされた純ポジションの帳簿価額は302億ユーロであった。ヘッジされたリスクの金額はプラス645百万ユーロである。反対方向の直物相場の変動の最後の相殺は、拠出資本金の償還時に生じる。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

関係会社および参加関係のある会社に関する情報

単位：百万ユーロ	関係会社		参加関係のある会社	
	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
銀行に対する債権	58,955	82,516	0	0
顧客に対する債権	97,978	57,427	11	20
公社債およびその他の固定利付有価証券	2,199	2,291	3	3
銀行に対する負債	67,334	95,030	1	1
顧客に対する負債	31,080	28,066	19	36
証券形態の負債	1,023	1,023	0	0
劣後負債	2,661	5,194	0	0

ドイツ銀行AGの保有株式（20%以上の持分を保有する会社および大企業に関しては議決権の5%超を保有する会社を含む。）の完全なリストは「保有株式」に関する注記に記載されている。

信託業務

単位：百万ユーロ	信託資産		単位：百万ユーロ	信託負債	
	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在		2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
銀行に対する債権	8	0	銀行に対する負債	1	0
顧客に対する債権	14	14	顧客に対する負債	36	29
公社債およびその他の固定利付有価証券	3	7			
株式およびその他の変動利付有価証券	1	3			
参加持分	5	4			
その他の資産	7	1			
合計	37	29	合計	37	29

固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

単位：百万ユーロ	取得 / 製造原価			減価償却 / 償却、評価減 および価値修正			簿 価	
	2018年 1月1日 現在	増加	処分	累計額	このうち 当年度	このうち 処分	2018年 12月31日 現在	2017年 12月31日 現在
無形資産	7,328	1,446	1,029	3,648	1,008	582	4,097	4,046
自己開発無形資産	5,513	1,410 ¹	1,017	2,454	851	570	3,452	3,279
購入した無形資産	1,115	35	11	504	147	11	635	749
のれん	698	1	0	690	10	0	9	19
頭金	0	0	0	0	0	0	0	0
有形固定資産	2,947	213	133	2,015	231	129	1,012	1,025
土地および建物	78	0	3	21	5	-2	54 ²	56
事務所用什器備品	2,856	213	130	1,985	222	131	954	961
リース資産	13	0	0	9	4	0	4	8
	変動							
参加持分			-107				367	474
関係会社に対する投資			2,063				45,624	43,561
短期金融市場商品			-24				0	24
公社債およびその他の固定利付有価証券			-3,170				0	3,170
このうち：HGB第254条に従って評価単位に含まれているもの			0				0	0
株式およびその他の変動利付有価証券			51				51	0
このうち：HGB第254条に従って評価単位に含まれているもの			0				0	0

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用された。在外支店における貸借対照表日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得 / 製造原価（2018年1月1日現在残高）と減価償却 / 償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

- 自己開発ソフトウェアに関連する自己開発無形資産の増加。
- 簿価総額54百万ユーロの土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。
- 関係会社に対する投資は21億ユーロ増加し456億ユーロとなった。関係会社に対する投資の減少額82億ユーロに対して、増加額は102億ユーロであった。この増加は主に、資本の増加額50億ユーロ、過年度に間接保有していた関係会社の譲渡46億ユーロおよび外国為替換算によるプラスの影響5億ユーロに起因していた。これは75億ユーロの減資および評価減純額3億ユーロにより部分的に相殺された。

無形資産

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から15年にわたって償却される。その決定は、経済的および組織的要素（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の様態および期間、顧客基盤の活用ならびに集会的労働力）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数（最長10年）にわたって償却される。

その他の資産

「その他の資産」77億ユーロは、主に、利益共同体契約に関連する債権（29億ユーロ）スワップに係るバルーン・ペイメントに関連する債権（19億ユーロ）、税額控除（7億ユーロ）および未収配当金（6億ユーロ）から構成されている。

前払費用

前払費用は、22百万ユーロの負債に関する発行額と償還額の差額の割引を含む。

繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定の商法会計上の帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主/パートナーである連結税務グループ子会社/パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含められる。ドイツ銀行AGのニューヨーク支店は税金割当契約を締結しており、これにより控除可能な一時差異、未使用の繰越欠損金および税額控除について払戻される。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31.3%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から35%の範囲内にある。

当報告期間において、合計25億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に表示された。これは主に、ドイツ銀行AGの「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）、ドイツ銀行AGのニューヨーク支店およびドイツ銀行AGのロンドン支店によるものであった。これらは主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

負債の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
銀行に対する負債（契約期限または通知期限付）	101,080	120,381
残存期間：		
3ヶ月以内	79,421	58,256
3ヶ月超1年以内	9,628	38,706
1年超5年以内	7,557	13,980
5年超	4,473	9,438
貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付）	935	1,106
残存期間：		
3ヶ月以内	425	507
3ヶ月超1年以内	501	587
1年超5年以内	9	11
5年超	0	0
顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付）	105,465	102,319
残存期間：		
3ヶ月以内	48,024	52,233
3ヶ月超1年以内	31,602	29,772
1年超5年以内	16,772	11,199
5年超	9,068	9,114
証券形態のその他の負債	4,919	10,149
残存期間：		
3ヶ月以内	1,912	4,697
3ヶ月超1年以内	3,006	5,433
1年超5年以内	1	20
5年超	0	0

発行債券940億ユーロには、2019年度に期限を迎えるものが219億ユーロ含まれている。

資産が担保に供されている負債

以下の負債に関して、表中に記載された金額の資産が担保に供されている。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
銀行に対する負債	8,707	11,522
顧客に対する負債	4,164	14,798
トレーディング負債	395	4,896
その他の負債	0	957

その他の負債

「その他の負債」101億ユーロには、主に、HGB第340h条に基づき特にカバーされるFXポジションに関連する負債（39億ユーロ）、認識中止されなかった負債（27億ユーロ）、拠出資本金および繰越損益に係るFX再評価による影響（12億ユーロ）ならびに支払予定の営業費用（8億ユーロ）が含まれている。

年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数理計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はHGB第253条第2項の規則に従って決定されている。

年金制度に関して使用された仮定	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
割引率	3.01 %	3.56 %
インフレ率	1.70 %	1.80 %
将来給与水準の名目上昇率	2.20 %	2.30 %
年金支給額の名目上昇率	1.60 %	1.70 %
死亡表 / 障害表	Richttafeln Heubeck 2018 G	Richttafeln Heubeck 2005 G

修正された寿命の予測表（Heubeck 2018 G）の適用により、年金債務は36百万ユーロ増加し、費用として認識された。これらの確定給付制度の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBVVのメンバーであるドイツの確定拠出制度において、事業主の補助的負債には支払給付およびその法的に要求される増加分が含まれる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続記念や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
年金債務（財務諸表認識額）	5,128	4,848
7年平均割引率に基づく名目年金債務	5,711	5,371
割引率の差異により認識される利益	583	524
制度資産の公正価値	5,667	5,746
このうち：		
制度資産の取得原価	5,368	5,356
制度資産内の未実現利得合計	299	390
期末現在の積立超過額（純額）	539	898
制度資産（純額）	539	898
このうち：		
「積立超過の制度資産」認識額	587	944
「年金および類似の債務に対する引当金」認識額	48	46

2016年度と同様にHGB第253条第6項に従い修正された評価原則を適用したことで、財務諸表において認識される確定給付債務に関して、10年平均割引率を用いた場合と、7年平均割引率を用いた場合との差異が生じた。この583百万ユーロの差異は、配当制限条項の対象となっている。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2018年度	2017年度
制度資産からの運用収益	-96	29
年金債務の割引の解消に係る利息費用	-480	353
純利息収益（費用）	-577	-324
このうち：「その他の営業収益」認識額	0	0
このうち：「その他の営業費用」認識額	577	324

その他の引当金

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在
信用損失引当金	354
差し迫った損失に対する引当金	267
残りのその他の引当金	3,190
その他の引当金合計	3,811

以下の（主要な）リスクの種類に対して、残りのその他の引当金が設定されている。

従業員関連引当金は、従業員に対する追加の給与手当を反映するために設定された。これらは変動報酬および繰延報酬、株式報酬、早期退職債務ならびにその他に関連している。引当金の総額は17億ユーロであった。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の評価が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2018年度末現在、このリスクに対する引当金は480百万ユーロであった。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先およびその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2018年度末現在、このリスクに対する引当金は283百万ユーロであった。

オペレーショナル・リスク引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。2018年度末現在、このリスクに対する引当金は194百万ユーロであった。オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって

生じる損失のリスクである。オペレーショナル・リスク引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟または規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。2018年度末現在、これらの活動に対する引当金は145百万ユーロであった。

2018年度末現在、その他の諸引当金354百万ユーロが設定されている。

劣後負債

契約上の劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に10年から20年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の劣後弁済でない債権に対して劣後弁済となる。社債の条件に基づき、これらの資金の資本または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

10億ユーロ超の重要な劣後負債

通貨	金額 単位：百万	種類	発行年度	表面金利	償還期限/次回 繰上償還日
ユーロ	1,084 ¹	無記名社債	2010年	5.000%	2020年6月24日
米ドル	1,500 ¹	記名社債	2013年	4.296%	2023年5月24日
米ドル	1,385 ²	記名社債	2008年	8.050%	2019年3月31日
ユーロ	1,250 ¹	無記名社債	2015年	2.750%	2025年2月17日
米ドル	1,500 ¹	無記名社債	2015年	4.500%	2025年4月1日

1 社債の償還期限。社債には、規制当局による承認または税法の改正を条件とする一定の臨時繰上償還条項が付されている。

2 社債の次回繰上償還日。

すべての契約上の劣後負債（95億ユーロ）に係る費用は総額365百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息145百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

さらに、当初の償還期限が1年を超え、かつ発行時の償還額または利息額が不確定な事象に依存していない場合、一部の負債はドイツ銀行法第46f条第6項に基づき、法的に劣後している。2018年12月現在、これらの非優先負債の額は698億ユーロであった。

その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品

2014年度に、ドイツ銀行AGは、その他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」または「ノート」という。）を合計47億ユーロ発行した。その後、さらに発行されたAT1ノートはなかった。

AT1ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から最初の繰上償還日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートは、いかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる絶対裁量権をドイツ銀行に要求する場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、各最初の繰上償還日およびその後5年ごとにまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部（但し一部は不可）を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面価額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

2018年12月31日現在、当該ノートは総額49億ユーロであった（前年度は48億ユーロ）。この増加はFXの影響によるものである。2018年度における当該ノートに係る利息費用は合計320百万ユーロであり、これには、その他の負債に計上されている2018年度末現在の未払利息218百万ユーロが含まれている。

2018年12月31日現在のAT 1ノートの残高

通貨	金額(単位:百万)	種類	発行年度	表面金利	最初の繰上償還日
ユーロ	1,750	無期限非累積型固定 / その他Tier 1ノート	2014年	6.000%	2022年4月30日
米ドル	1,250	無期限非累積型固定 / その他Tier 1ノート	2014年	6.250%	2020年4月30日
英ポンド	650	無期限非累積型固定 / その他Tier 1ノート	2014年	7.125%	2026年4月30日
米ドル	1,500	無期限非累積型固定 / その他Tier 1ノート	2014年	7.500%	2025年4月30日

外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で6,391億ユーロ相当額、負債総額は5,633億ユーロ相当額であった。

株主資本

自己株式

当行または当行の関係会社は、2018年度中にトレーディング目的で、ドイツ銀行株式354,094,715株を実勢市場価格で購入し、ドイツ銀行株式354,089,953株を実勢市場価格で売却した。この自己株式の購入は、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による2017年5月18日の株主総会の授権に基づいたものであり、各株式売買取引についてその制限が遵守されていた。平均購入価格は1株当たり11.04ユーロ、平均売却価格は1株当たり11.04ユーロであった。その損益は資本剰余金において認識された。

2018年度中にトレーディング目的で売買された当行の自己株式は当行株式資本の約17%に相当した。自己株式保有高が最大となった日の保有率は当行株式資本の0.02%、1日当たり平均保有率は0.01%であった。

さらに、当行は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による2018年5月24日および2017年5月18日の株主総会により、自己株式を購入する権限を付与された。各売買取引についてそれぞれの制限が遵守されていた。2017年5月18日の株主総会で付与され、2022年4月30日まで有効であった当行が自己株式を購入する権限は、2018年5月24日の授権の発効とともに取消された。この新たな授権は2023年4月30日を期限として承認された。

加えて、2018年5月24日の年次株主総会は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に従い、マネジメント・ボードに、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

2018年度末現在、ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による自己株式179,132株を保有していた。ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による保有高は1,165,012株であり、それは株式資本の0.06%に相当した。2018年12月31日現在で、ドイツ銀行株式9,238,143株(2017年度末:7,598,801株)、すなわち、株式資本の0.45%(2017年度末:0.37%)が貸出金の担保としてドイツ銀行およびその関係会社に差し入れられていた。

引受済、授権および条件付資本金の変動

当行の引受済資本金は記名式無額面株式2,066,773,131株に分割されており、1株当たりの名目価値は2.56ユーロである。2018年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は2,065,428,987株(2017年度末:2,066,490,672株)となった。当該報告期間の平均社外流通株式数は2,063,902,675株であった。

単位:ユーロ	引受済資本金	授権資本金	条件付資本金 (未利用)
2017年12月31日現在残高	5,290,939,215.36	2,560,000,000.00	563,200,000.00
2018年12月31日現在残高	5,290,939,215.36	2,560,000,000.00	563,200,000.00

1 自己株式の名目価値を含む。

授権資本金および未利用の条件付資本金に関する詳細は注記「ドイツ商法第289条第4項に基づく情報」に記載されている。

株主資本の変動

単位：百万ユーロ

2017年12月31日現在残高		54,343
2018年度中の配当		-227
前期繰越利益		-172
自己株式		
- 自己株式の名目価値の変動	0	
- 取得原価の変動	6	
- 実現純利得（トレーディング以外）	4	
- 実現損益（トレーディング）	-6	
- 実現純損失（トレーディング以外）	0	4
利益のその他の利益剰余金への繰入		200
2018年度の配当可能利益		486
2018年12月31日現在残高		54,634

前年度からの繰越利益172百万ユーロおよび利益のその他の利益剰余金への繰入200百万ユーロを考慮した2018年12月31日現在の配当可能利益は486百万ユーロとなった。当行は年次株主総会に対して1株当たり0.11ユーロの支払いと、配当可能利益の残額の繰越しを提案する予定である。

オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランス表示または引当金の認識のいずれによって行うかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保金を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能と信契約に基づく請求により生じる損失についてリスク評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の状況において、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、貸借対照表上引当金として計上されている。

取消不能貸出コミットメント

2018年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,245億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,238億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行による引き出しが不可能な同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成することを目的とした特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取ることで利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信枠（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ピークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保証券市場およびその他の資産担保証券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ピークルが、証券化プロセスを通じて

生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2018年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付および配当に重要な影響を及ぼさなかった。

偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、いつ、どの程度の請求が行われることになるかについて詳細を知ることはできない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
保証	39,492	37,418
信用状	3,725	4,044
信用負債	5,894	6,051

その他の契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2018年12月31日現在合計12億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび信枠管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しないで便益を得ることを可能にするような所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2018年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は29億ユーロ（うち91百万ユーロは子会社に関連していた。）であり、契約満了までの残存期間は最長28年となっていた。

2018年12月31日現在、2019年3月初頭に付与された報奨を含んだ未償却の繰延変動報酬費用の総額は約8億ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2018年度末現在で24百万ユーロとなった。うち15百万ユーロは子会社に関連するものであった。

その他の出資に関する将来の払込義務は2018年12月31日現在総額0.1百万ユーロであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を出資または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

ドイツ銀行AGはまた、銀行建築貯蓄組合に関する預金保護基金規定第3条第1a項に基づき、Deutsche Bank Bauspar AG（フランクフルト・アム・マイン）のためにとった措置によりFachverband für Bank-Bausparkassen e.V.が何らかの損害を被った場合、補償を行う義務を負っている。

単一破綻処理基金（SFR）およびドイツ預金保護に関連した銀行税に伴う取消不能支払コミットメントは、441百万ユーロであった。

当行の国外支店の事業活動の一部に関して、法的規制により17億ユーロの担保保証金が要求された。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されているクリアリング機関に対する債務は、2018年12月31日現在で合計127億ユーロであった。

また、総額68百万ユーロの偶発負債が存在した。

損益計算書注記

市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度
ドイツ	8,297	9,475
ヨーロッパ(ドイツを除く)	10,846	10,122
米国	5,691	4,904
アフリカ/アジア/オーストラリア	3,744	3,292
合計	28,579	27,793

米国における収益の増加は主に、銀行からの利息収益に起因している。ドイツにおける収益の減少は主に、トレーディング損益の減少に起因している。

利息収益および利息費用

貸出およびマネー・マーケット・ビジネスからの利息収益には、主として銀行に対する債権およびトレーディング資産に関連するマイナス金利(すなわち債権に係る利息費用)による576百万ユーロが含まれている。利息費用には、主として銀行に対する債務に関連するマイナス金利(すなわち債務に係る利息収益)による491百万ユーロが含まれている。利息費用373百万ユーロは、過年度のヘッジ取引に関連している。

第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅取得貯蓄契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」19億ユーロは主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益12億ユーロおよび引当金の戻入による収益203百万ユーロからなっている。トレーディング以外のデリバティブのうち、293百万ユーロは過年度のヘッジ取引に関連している。

「その他の営業費用」25億ユーロには、トレーディング以外のデリバティブによる損益960百万ユーロ、引当金への配分に関連する費用577百万ユーロ、引当金への配分224百万ユーロならびに資産および負債に関連する為替換算から生じた費用153百万ユーロが含まれる。

特別損益

特別利益77.2百万ユーロは、再構築引当金の戻入に関連するものである(2017年度：再構築引当金の戻入に関連する利益0.4百万ユーロ)。特別損失の288.4百万ユーロは再構築費用を反映している(2017年度：64.4百万ユーロの損失)。

特別利益および特別損失の純額である特別損益はマイナス211.2百万ユーロであった(2017年度：マイナス64.0百万ユーロ)。

HGB第253条第6項および同法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、HGB第268条第8項に基づく金額およびHGB第253条第6項に基づき考慮すべき金額を示している。後者の規則に従って、10年または7年の期間の平均利率に基づいた年金債務の評価の相違を計算しなければならない。当行の貸借対照表注記の「年金および類似の債務」を参照のこと。ドイツ銀行AGでは、利益配当後の配当可能な剰余金の合計額に配当可能利益を加算した金額は、考慮すべき金額と少なくとも等しい。個々のポジションには該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
自己開発無形資産	3,206	3,075
繰延税金資産	2,945	2,743
制度資産に係る未実現利得	280	384
年金債務引当金の割引に関連する評価の相違	401	360
配当不能な金額合計	6,832	6,562

[次へ](#)

保有株式

156 - 20%超を保有する会社（訳者注：行頭の数字は英文Annual Report 2018のページ；以下同）

168 - 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第285条第11号に従って、下記はドイツ銀行AGの保有株式（ドイツ商法第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。ドイツ商法第286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

脚注：

- 1 損益移転契約。年次損益は開示されていない。
- 2 2017事業年度の自己資本および年次損益。2018事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。
- 3 サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。
- 4 ドイツ商法第285条第11a号に従って無限責任の株主としての立場
- 5 ゼネラル・パートナーシップ

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
20%超を保有する会社						
1	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
2	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
3	Acacia (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
4	Acamar Holding S.A.	ルクセンブルグ		95.0		
5	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		
6	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
7	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
8	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
9	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
10	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
11	Adara S.A.	ルクセンブルグ		95.0		
12	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
13	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
14	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
15	Agena S.A.	ルクセンブルグ		95.0		
16	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
17	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
18	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		26.9	238.7	11.1
19	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
20	Alfred Herrhausen Gesellschaft mbH	ベルリン		100.0		
21	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
22	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
23	Amber Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
24	Ambidexter GmbH	フランクフルト	1	100.0	43.0	0.0
25	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
26	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
27	Argantis GmbH i.L.	ケルン		50.0		
28	Asia Core Real Estate Fund SCA SICAV-RAIF	ルクセンブルグ		24.0		
29	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
30	Atena SPV S.r.l	コネリアーノ		60.0		
31	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
32	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	パート・ゾーデン・アム・タウヌス		49.8		
33	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
34	Baldur Mortgages Limited	ロンドン		100.0		
35	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
36	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン		100.0		
37	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		30.0	5.6	3.3
38	Banks Island General Partner Inc.	トロント		50.0		
39	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
40	Benefit Trust GmbH	リュッツェン		100.0	7,085.8	4.6
41	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0		
42	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		100.0	179.5	(11.7)
43	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク		99.9	6.5	(2.1)
44	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	1	100.0	1,161.3	0.0
45	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		100.0	1,233.7	6.6
46	BHW Holding GmbH	ハーメルン	1	100.0	727.5	0.0
47	BHW Kreditservice GmbH	ハーメルン		100.0	11.0	2.6
48	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
49	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
50	Birch (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
51	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ		33.2		
52	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		32.0		
53	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		100.0		
54	BrisConnections Holding Trust	ケドロン		35.6		
55	BrisConnections Investment Trust	ケドロン		35.6		
56	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0		
57	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン		100.0		
58	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン		100.0		
59	CapeSuccess LLC	ウィルミントン		82.6		
60	Cardales UK Limited	ロンドン		100.0	16.4	0.0
61	Career Blazers LLC	ウィルミントン		100.0		
62	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニー		100.0		
63	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C.		100.0		
64	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニー		100.0		
65	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		100.0		
66	Cathay Asset Management Company Limited	エベヌ		100.0		
67	Cathay Capital Company (No 2) Limited	エベヌ		67.6	285.1	55.2
68	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
69	Centennial River 2 Inc.	オースティン		100.0		
70	Centennial River Corporation	ウィルミントン		100.0		
71	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	100.0	13.6	0.0
72	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		100.0		
73	City Leasing Limited	ロンドン		100.0		
74	Comfund Consulting Limited	バンガロール		30.0		
75	Consumo S.p.A.	ミラノ		100.0		
76	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		49.9	34.2	10.1
77	D B Investments (GB) Limited	ロンドン	2	100.0	1,672.5	5.7
78	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京		100.0		
79	DAHOC (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
80	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
81	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
82	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		100.0		
83	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
84	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad	クアラルンプール		100.0		
85	DB Advisors SICAV	ルクセンブルグ		95.6	7,970.5	63.9
86	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		100.0		
87	DB Apex Management Limited	ジョージタウン		100.0		
88	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	1	100.0	6,303.9	0.0
89	DB Capital Investments Sarl	ルクセンブルグ		100.0	(90.4)	(102.2)
90	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	1	100.0	1,175.1	0.0
91	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ポズエロ・デ・アラル コン		100.0		
92	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
93	DB Commodity Services LLC	ウィルミントン		100.0	47.9	15.1
94	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ		100.0		
95	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
96	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアーノ		90.0		
97	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
98	DB Delaware Holdings (Europe) Limited	ジョージタウン		100.0		
99	DB Direkt GmbH	フランクフルト	1	100.0		
100	DB Energy Commodities Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
101	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア		100.0	34.1	(0.1)
102	DB Equity Limited	ロンドン	2	100.0	27.1	0.0
103	DB Finance International GmbH	エシュボルン		100.0		
104	DB Global Technology SRL	ブカレスト		100.0	25.2	3.9
105	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		100.0		
106	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン		100.0		
107	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG i.L.	フランクフルト		74.0		
108	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		100.0		
109	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ		100.0		
110	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン		100.0	1,653.8	4.4
111	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン		100.0	1,573.0	67.4
112	DB International (Asia) Limited	シンガポール		100.0	436.0	26.0
113	DB International Investments Limited	ロンドン		100.0		
114	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		100.0	5.3	3.4
115	DB Investment Services GmbH	フランクフルト	1	100.0	46.0	0.0
116	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		100.0		
117	DB Management Support GmbH	フランクフルト		100.0		
118	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン		100.0	19.4	10.3
119	DB Nexus American Investments (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
120	DB Nexus Investments (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
121	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
122	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0		
123	DB Operaciones y Servicios Interactivos Agrupación de Interés Económico	ボズエロ・デ・アラルコン		99.9		
124	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	49.9	11.2
125	DB Placement, LLC	ウィルミントン		100.0		
126	DB Print GmbH	フランクフルト	1	100.0		
127	DB Privat- und Firmenkundenbank AG	フランクフルト	1	100.0	8,638.0	0.0
128	DB RC Investments II, LLC	ウィルミントン		99.9		
129	DB Re S.A.	ルクセンブルグ		100.0		
130	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント		100.0		
131	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ・ベイ		34.3		
132	DB Safe Harbour Investment Projects Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
133	DB Service Centre Limited	ダブリン	2	100.0	15.9	2.8
134	DB Service Uruguay S.A.	モンテビデオ		100.0		
135	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		100.0		
136	DB STG Lux 10 S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
137	DB STG Lux 11 S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
138	DB STG Lux 12 S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
139	DB STG Lux 9 S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
140	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ マカティ・シティ		100.0		
141	DB Structured Finance 1 Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
142	DB Structured Finance 2 Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
143	DB Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
144	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
145	DB UK Bank Limited	ロンドン	2	100.0	635.7	(2.6)
146	DB UK Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	547.9	61.0
147	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		100.0	10.2	0.0
148	DB USA Corporation (Sub-group)	ウィルミントン	3	100.0	11,097.1	457.8
149	-ABFS I Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
150	-ABS MB Ltd.	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
151	-Alex. Brown Financial Services Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
152	-Alex. Brown Investments Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
153	-Argent Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
154	-Barkly Investments Ltd.	セントヘリア		100.0		
155	-Blue Cork, Inc.	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
156	-BTAS Cayman GP	ジョージタウン		100.0		
157	-Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン		100.0		
158	-China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン		85.0		
159	-Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
160	-D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
161	-DB (Pacific) Limited	ウィルミントン		100.0		
162	-DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク		100.0		
163	-DB Abalone LLC	ウィルミントン		100.0		
164	-DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0		
165	-DB Alps Corporation	ウィルミントン		100.0		
166	-DB Asia Pacific Holdings Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン		100.0		
167	-DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0		
168	-DB Aster III, LLC	ウィルミントン		100.0		
169	-DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0		
170	-DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0		
171	-DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0		
172	-DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
173	-DB Elara LLC	ウィルミントン		100.0		
174	-DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		100.0		
175	-DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0		
176	-DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0		
177	-DB Ganymede 2006 L.P.	ジョージタウン		100.0		
178	-DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0		
179	-DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0		
180	-DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン		100.0		
181	-DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0		
182	-DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		100.0		
183	-DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
184	-DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		100.0		
185	-DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
186	-DB Io LP	ウィルミントン		100.0		
187	-DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		100.0		
188	-DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0		
189	-DB Managers, LLC	ウェストトレントン		100.0		
190	-DB Omega BTV S.C.S.	ルクセンブルグ		100.0		
191	-DB Omega Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
192	-DB Omega Ltd.	ジョージタウン		100.0		
193	-DB Omega S.C.S.	ルクセンブルグ		100.0		
194	-DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
195	-DB Portfolio Southwest, Inc.	ダラス		100.0		
196	-DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0		
197	-DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0		
198	-DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン		100.0		
199	-DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
200	-DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0		
201	-DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0		
202	-DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
203	-DB USA Core Corporation	ウェストトレントン		100.0		
204	-DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン		100.0		
205	-DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0		
206	-DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0		
207	-DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		100.0		
208	-DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン		100.0		
209	-Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
210	-Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
211	-Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ルーザービル=ティモ ニアム		100.0		
212	-Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン		100.0		
213	-Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0		
214	-Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0		
215	-Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0		
216	-Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0		
217	-Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0		
218	-Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		100.0		
219	-Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ		100.0		
220	-Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		100.0		
221	-Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン		100.0		
222	-Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0		
223	-Deutsche Securities SpA	サンティアゴ		100.0		
224	-G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
225	-G918 Corp.	ウィルミントン		100.0		
226	-GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0		
227	-Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン		100.0		
228	-German American Capital Corporation	ルーザービル=ティモ ニアム		100.0		
229	-GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0		
230	-Kelsey Street LLC	ウィルミントン		100.0		
231	-87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0		
232	-MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン		100.0		
233	-MIT Holdings, Inc.	ポルチモア		100.0		
234	-MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0		
235	-MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0		
236	-New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0		
237	-PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0		
238	-Quantum 13 LLC	ウィルミントン		100.0		
239	-REO Properties Corporation	ウィルミントン		100.0		
240	-Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
241	-Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0		
242	-Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
243	-Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン		100.0		
244	-World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		100.0		
245	-Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0		
246	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	567.9	71.0
247	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	39.9	(4.3)
248	DB VersicherungsManager GmbH	フランクフルト	1	100.0		
249	DB Vita S.A.	ルクセンブルグ		75.0	23.3	1.1
250	DBCIBZ1	ジョージタウン		100.0		
251	DBCIBZ2	ジョージタウン		100.0		
252	DBG Eastern Europe II L.P.	セントヘリア		25.9	27.0	(4.6)
253	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン	2	100.0	12.6	6.8
254	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ		100.0	117.8	25.8
255	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0	134.6	26.2
256	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
257	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
258	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
259	DBRMS4	ジョージタウン		100.0	327.6	7.1
260	DBRMSGP1	ジョージタウン	4, 5	100.0	327.6	7.1
261	DBUK PCAM Limited	ロンドン		100.0	(-100.0)	(0.7)
262	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
263	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0	(5.1)	(10.0)
264	DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
265	DBÖ Vermögensverwertung GmbH	ウィーン		100.0	15.6	(1.1)
266	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京		100.0		
267	DeAM Infrastructure Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
268	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン	4	100.0	172.6	71.5
269	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ		100.0		
270	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
271	DEUFRAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト		100.0		
272	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		100.0	3.9	3.1
273	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0		
274	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0		
275	Deutsche (Mauritius) Limited	ポートルイス		100.0		
276	Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme	パイアニア		95.6		
277	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
278	Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS	パリ		100.0		
279	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	43.7	(4.0)
280	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0	278.0	19.1
281	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0	10.6	0.0
282	Deutsche Asset Management (Japan) Limited	東京		100.0	38.6	1.0
283	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル	2	100.0	15.9	2.1
284	Deutsche Asset Management S.A.	ルクセンブルグ		100.0	485.7	197.1

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
285	Deutsche Asset Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		100.0		
286	Deutsche Australia Limited (Sub-group)	シドニー	2, 3	100.0	226.7	46.2
287	-Baincor Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
288	-Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
289	-BNA Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
290	-BTD Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
291	-Deutsche Access Investments Limited	シドニー		100.0		
292	-Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0		
293	-Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー		100.0		
294	-Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー		100.0		
295	-Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー		100.0		
296	-Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー		100.0		
297	-Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0		
298	-Deutsche Securities Australia Limited	シドニー		100.0		
299	-Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー		100.0		
300	-DNU Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
301	-DTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
302	-OPS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
303	-Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
304	-R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
305	-RTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
306	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0	64.2	6.7
307	Deutsche Bank (Chile)	サンティアゴ		100.0	19.1	0.3
308	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0	1,193.7	95.8
309	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0	396.1	42.5
310	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0	621.2	3.8
311	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		100.0		
312	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0	97.1	20.2
313	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0	451.2	0.1
314	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
315	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン		100.0	698.9	0.0
316	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン		100.0	1,210.0	0.0
317	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト	1	100.0	10.0	0.0
318	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		100.0	42.1	(7.7)
319	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア		100.0	156.0	(14.3)
320	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ ポート		100.0		
321	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルグ		100.0	5,319.3	132.8
322	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0	33.4	(5.8)
323	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ		100.0	80.2	(14.6)
324	Deutsche Bank Nominees (Guernsey) Limited (in members' voluntary liquidation)	セント・ピーター・ ポート		100.0		
325	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
326	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	590.7	(41.7)
327	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		100.0		
328	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		100.0	358.8	(2.4)
329	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		100.0	90.1	0.7
330	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
331	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		99.9	1,599.1	(217.9)
332	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリッド		99.8	1,192.3	45.5
333	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0		
334	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港		100.0	14.4	0.2
335	Deutsche Capital Management Limited	ダブリン		100.0		
336	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン		100.0		
337	Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン		100.0		
338	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		100.0	40.2	9.1
339	Deutsche Colombia S.A.S.	ボゴタ		100.0		
340	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0		
341	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0	44.0	12.0
342	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン	2	100.0	25.6	(17.2)
343	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		100.0		
344	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0	78.7	(0.3)
345	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルク		100.0	64.1	12.0
346	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
347	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	99.8		
348	Deutsche Gulf Finance	リヤド		29.1	129.3	9.1
349	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン		100.0		
350	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	2,876.6	(4.4)
351	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	パレッタ		100.0	392.5	32.8
352	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	2	100.0	1,470.6	4.7
353	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	2	100.0	158.5	0.0
354	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	2	100.0	330.8	120.9
355	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		100.0	141.6	(29.2)
356	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	1	100.0	26.5	0.0
357	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0	65.5	11.7
358	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		100.0	13.8	(1.0)
359	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		100.0	1.9	(3.3)
360	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		100.0		
361	Deutsche Inversiones Dos S.A. (en Liquidación)	サンティアゴ		100.0	20.9	0.2
362	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		100.0		
363	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0	111.0	3.4
364	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0		
365	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	50.6	5.0
366	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
367	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	155.0	(0.1)
368	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン	2	100.0	943.3	3.7
369	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
370	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム		100.0		
371	Deutsche New Zealand Limited (Sub-group)	オークランド	3	100.0	1.7	0.3
372	-Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0		
373	-Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0		
374	-Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0		
375	-Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0		
376	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0		
377	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン	1	100.0		
378	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		100.0		
379	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0		
380	Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン		100.0		
381	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0		
382	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン		100.0		
383	Deutsche Regis Partners, Inc.	マカティ・シティ		49.0	11.2	3.7
384	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite clôture	ルクセンブルグ		49.0		
385	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0	10.1	0.3
386	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0	29.2	6.2
387	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0	2.1	2.0
388	Deutsche Securities Asia Limited	香港		100.0	218.4	8.5
389	Deutsche Securities Inc.	東京		100.0	1,150.3	36.3
390	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0	11.2	0.3
391	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0	172.3	1.0
392	Deutsche Securities Mauritius Limited	エベヌ		100.0		
393	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール		100.0		
394	Deutsche Securities S.A.	ブエノスアイレス		100.0		
395	Deutsche Securities Saudi Arabia (a closed joint stock company)	リヤド		100.0	101.0	(6.2)
396	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス		100.0		
397	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		100.0	31.6	(0.2)
398	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0		
399	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	1	100.0		
400	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京		100.0		
401	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		49.0		
402	Deutsche Trust Company Limited Japan	東京		100.0		
403	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0	22.7	6.2
404	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		100.0		
405	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
406	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		50.0		
407	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		25.1		
408	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		78.0		
409	DG China Clean Tech Partners	天津		49.9		
410	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	1	100.0		
411	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
412	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
413	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
414	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	100.0		
415	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		21.1		
416	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
417	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
418	DREIZEHNTTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
419	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
420	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
421	DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン		100.0		
422	DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン		100.0		
423	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
424	dwins GmbH	フランクフルト		21.2		
425	DWS Alternatives Global Limited	ロンドン		100.0	176.7	(4.5)
426	DWS Alternatives GmbH	フランクフルト	1	100.0	16.5	0.0
427	DWS Beteiligungs GmbH	フランクフルト	1	99.1	336.4	0.0
428	DWS CH AG	チューリッヒ		100.0	15.8	4.9
429	DWS Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0	73.6	7.3
430	DWS Far Eastern Investments Limited	台北		60.0		
431	DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト		79.5	8,010.7	331.4
432	DWS Group Services UK Limited	ロンドン		100.0	54.0	8.7
433	DWS Grundbesitz GmbH	フランクフルト	1	99.9	21.7	0.0
434	DWS International GmbH	フランクフルト	1	100.0	82.3	0.0
435	DWS Investment GmbH	フランクフルト	1	100.0	193.6	0.0
436	DWS Investment Management Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0	1,791.7	58.1
437	DWS Investments Australia Limited	シドニー		100.0	127.4	(0.9)
438	DWS Investments Hong Kong Limited	香港		100.0	16.0	(0.2)
439	DWS Investments Shanghai Limited	上海		100.0		
440	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール		100.0	260.0	32.7
441	DWS Investments UK Limited	ロンドン		100.0	189.0	0.0
442	DWS Management GmbH	フランクフルト		100.0		
443	DWS Real Estate GmbH	フランクフルト	1	99.9	52.7	0.0
444	DWS Service Company	ウィルミントン		100.0	9.0	(9.3)
445	DWS Trust Company	セーレム		100.0	26.1	0.9

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
446	DWS USA Corporation	ウィルミントン		100.0	1,301.7	23.1
447	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.L.	ハンブルク		65.2		
448	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
449	Eisler Capital (TA) Ltd	ロンドン		33.3		
450	Elba Finance GmbH	エシュボルン		100.0		
451	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		25.0		
452	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト		50.0		
453	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
454	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
455	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		100.0		
456	Elmo Funding GmbH	エシュボルン	1	100.0	10.3	0.0
457	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン	1	100.0		
458	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
459	eolec	イッシー・レ・ムリ ノー		33.3		
460	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
461	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン		100.0		
462	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		100.0		
463	EVROENERGI AKI S.A.	アテネ		40.0		
464	Exinor SA (opening faillissement)	バスターニュ		100.0		
465	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン		100.0		
466	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		100.0		
467	Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank	ベルリン		100.0		
468	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト	1	100.0		
469	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
470	FÜNFTTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
471	FÜNFTTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
472	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	パート・ホンブルク		41.2		
473	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	パート・ホンブルク		30.6		
474	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	パート・ホンブルク		74.9		
475	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
476	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
477	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
478	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
479	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7	4.9	2.9
480	giropay GmbH	フランクフルト		33.3		
481	Glor Music Production GmbH & Co. KG	テューゲルンゼー		26.6		
482	GLOR Music Production II GmbH & Co. KG	テューゲルンゼー		21.3		
483	Gordian Knot Limited	ロンドン		24.7		
484	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		94.9		
485	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ		44.9		
486	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ		36.1		
487	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	ベルリン		64.7	3.1	12.1
488	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH i.L.	グリーンヴァルト		100.0		
489	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		30.0	595.4	148.6
490	HR "Simone" GmbH & Co. KG i.L.	ヨーク		24.3		
491	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
492	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		40.7	1,133.5	149.4
493	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0		
494	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン		20.5		
495	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ		50.0		
496	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
497	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン		49.0		
498	IOG Denali Upton, LLC	ドーバー		23.0		
499	IOG NOD I, LLC	ドーバー		22.5		
500	IOS Finance EFC, S.A.	マドリッド		55.3	43.4	2.8
501	Isaac Newton S.A.	ルクセンブルグ		95.0		
502	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
503	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
504	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
505	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		21.1		
506	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		22.9		
507	J R Nominees (Pty) Ltd	ヨハネスブルク		100.0		
508	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU	キエフ		100.0	11.5	1.4
509	Jyogashima Godo Kaisha	東京		100.0		
510	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	1	100.0		
511	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0	32.3	0.3
512	Kinneil Leasing Company	ロンドン		35.0		
513	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
514	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG i.L.	デュッセルドルフ		96.1		
515	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG i.L.	デュッセルドルフ		97.0		
516	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	1	100.0		
517	Kradavimd UK Lease Holdings Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	2	100.0	0.0	2.1
518	KVD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール		30.1	346.3	33.4
519	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0		
520	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	20.7	0.8
521	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		100.0		
522	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアーノ		70.0		
523	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		100.0		
524	Lindsell Finance Limited	セント・ジュリアンズ		100.0		
525	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		100.0		
526	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト		77.1	74.1	7.7
527	Macondo Spain SL	マドリッド		100.0		
528	Maestrals Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルグ		49.7		
529	Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー		100.0	259.7	2.8
530	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク		38.4		
531	MEF I Manager, S. à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
532	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		40.0		
533	Midsel Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
534	Moon Leasing Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
535	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
536	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
537	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		32.2		
538	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		30.1		
539	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		30.1		
540	MT "KING EDWARD" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		35.3		
541	MT "KING ERIC" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		34.5		
542	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		100.0		
543	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
544	NCW Holding Inc.	バンクーバー		100.0		
545	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
546	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
547	New Energy Biomasse Hellas GmbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
548	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
549	Nineco Leasing Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
550	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
551	Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	100.0		
552	norisbank GmbH	ボン	1	100.0	433.9	0.0
553	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー		96.7		
554	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
555	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		100.0	13.5	1.0
556	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		100.0	201.7	12.3
557	Opal Funds (Ireland) Public Limited Company (in liquidation)	ダブリン		100.0		
558	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン		100.0		
559	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
560	OPB-Holding GmbH	ケルン		100.0	14.3	0.0
561	OPB-Nona GmbH	フランクフルト		100.0		
562	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0		
563	OPB-Quarta GmbH	ケルン		100.0		
564	OPB-Quinta GmbH	ケルン		100.0		
565	OPB-Septima GmbH	ケルン		100.0		
566	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		27.7		
567	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0		
568	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
569	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン		100.0		
570	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
571	OVT Trust 1 GmbH	ケルン	1	100.0		
572	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0		
573	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		22.2		
574	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
575	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
576	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
577	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
578	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
579	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
580	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
581	PB Factoring GmbH	ボン	1	100.0	11.5	0.0
582	PB Firmenkunden AG	ボン	1	100.0		
583	PB International S.A.	シュットリンゲン		100.0	56.3	(1.0)
584	PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン		98.1	3,626.8	72.6
585	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト	1	100.0	120.0	0.0
586	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン	1	100.0		
587	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
588	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
589	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
590	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
591	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
592	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
593	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
594	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
595	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
596	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
597	Peruda Leasing Limited	ロンドン		100.0		
598	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
599	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
600	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マカティ・シティマカティ・シティ		95.0	14.6	0.1
601	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0		
602	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
603	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン		100.0		
604	Postbank Beteiligungen GmbH	ボン	1	100.0	762.0	0.0
605	Postbank Direkt GmbH	ボン		100.0	20.2	4.3
606	Postbank Filialvertrieb AG	ボン	1	100.0	31.1	0.0
607	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		100.0	62.2	4.6
608	Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン	1	100.0		
609	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン	1	100.0	18.9	0.0
610	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン		90.0	26.6	1.1
611	Postbank Leasing GmbH	ボン	1	100.0		
612	Postbank Service GmbH	エッセン		100.0	4.7	4.5
613	Postbank Systems AG	ボン	1	100.0	60.2	0.0
614	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
615	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
616	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
617	Prestipay S.p.A.	ウーディネ		40.0		
618	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
619	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
620	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
621	Private Equity Solutions SCSp	ミュンスパッハ		99.1		
622	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		99.0	20.4	1.6
623	PT. Deutsche Verdhana Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		40.0		
624	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
625	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
626	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
627	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
628	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
629	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
630	Reference Capital Investments Limited	ロンドン		100.0		
631	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
632	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
633	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
634	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
635	Riviera Real Estate	パリ		100.0		
636	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0	255.6	39.7
637	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0	219.5	38.8
638	RREEF China REIT Management Limited	香港		100.0		
639	RREEF DCH, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
640	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0		
641	RREEF Fund Holding Co.	ジョージタウン		100.0	20.3	3.3
642	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		100.0		
643	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0	196.5	10.2
644	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン		100.0		
645	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
646	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
647	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン	1	100.0	33.3	0.0
648	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン	1	100.0	504.7	0.0
649	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0	40.5	0.7
650	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン	1	100.0		
651	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
652	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
653	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ		58.5		
654	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
655	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
656	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
657	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0	2.3	2.3
658	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
659	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
660	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
661	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
662	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		33.2		
663	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
664	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG i.L.	デュッセルドルフ		71.1	0.0	2.0
665	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
666	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
667	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
668	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
669	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
670	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
671	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
672	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
673	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
674	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.	デュッセルドルフ		94.7		
675	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ		100.0		
676	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
677	Service Company Four Limited	香港		100.0		
678	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
679	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
680	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
681	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
682	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
683	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
684	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG i.L.	デュッセルドルフ		83.8		
685	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
686	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
687	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
688	Sixco Leasing Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
689	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
690	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
691	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
692	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L.	ハレ/ザーレ		30.5		
693	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
694	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
695	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアーノ		100.0		
696	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
697	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
698	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
699	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
700	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5		
701	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
702	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
703	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		49.9		
704	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
705	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
706	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
707	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
708	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
709	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
710	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
711	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
712	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン		100.0		
713	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
714	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
715	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
716	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
717	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0	14.2	0.5
718	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
719	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
720	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
721	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		45.0	(139.7)	9.2
722	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
723	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
724	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン		100.0		
725	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
726	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
727	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ		100.0	13.6	22.1
728	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ		100.0		
729	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0		
730	Tianjin Deutsche AM Fund Management Co., Ltd.	天津		100.0		
731	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
732	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ		25.0		
733	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
734	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
735	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
736	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン		50.0		
737	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
738	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		100.0		
739	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
740	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
741	Triplereason Limited	ロンドン		100.0	330.3	0.1
742	Triton Beteiligungs GmbH i.L.	フランクフルト		33.1		
743	TRS Aria LLC	ウィルミントン		100.0		
744	TRS Birch II LTD	ジョージタウン		100.0		
745	TRS Birch LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
746	TRS Cypress II LTD	ジョージタウン		100.0		
747	TRS Elm II LTD	ジョージタウン		100.0		
748	TRS Leda LLC	ウィルミントン		100.0		
749	TRS Maple II LTD	ジョージタウン		100.0		
750	TRS Oak II LTD	ジョージタウン		100.0		
751	TRS Oak LLC	ウィルミントン		100.0		
752	TRS Poplar II LTD	ジョージタウン		100.0		
753	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		100.0		
754	TRS Spruce II LTD	ジョージタウン		100.0		
755	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		100.0		
756	TRS Sycamore II LTD	ジョージタウン		100.0		
757	TRS Tupelo II LTD	ジョージタウン		100.0		
758	TRS Venor LLC	ウィルミントン		100.0		
759	TRS Walnut II LTD	ジョージタウン		100.0		
760	TRS Walnut LLC	ウィルミントン		100.0		
761	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
762	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
763	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
764	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク		99.9		
765	UKE, s.r.o.	ベラ		100.0		
766	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
767	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ		95.0		
768	VCL Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ		95.0		
769	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0		
770	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
771	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
772	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
773	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
774	Volbroker.com Limited	ロンドン		22.5		
775	VÖB-ZVD Processing GmbH	ボン		100.0	33.2	8.0
776	Wealthspur Investment Ltd.	ラブアン		100.0		
777	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	138.8	7.6
778	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		25.0		
779	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
780	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ		50.0		
781	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH i.L.	ダルムシュタット		50.0		
782	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
783	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
784	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
785	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
786	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
787	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
788	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
789	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
790	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben II KG i.L.	デュッセルドルフ		98.1		
791	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
792	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
793	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
794	zeitinvest-Service GmbH	エシュボルン		25.0		
795	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
796	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG i.L.	デュッセルドルフ		98.2		
797	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
798	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
799	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
800	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
801	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3	160.1	15.1
802	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
803	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
804	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
805	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
806	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
807	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
808	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
809	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
810	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
811	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
812	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
813	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
814	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
815	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
816	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
817	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
818	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
819	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.	シェーネフェルト		20.4		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分						
820	ABRAAJ Holdings (in provisional liquidation)	ジョージタウン		8.8		
821	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		5.6		
822	BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH	ポツダム		8.5		
823	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュペリーン		8.4		
824	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		6.3		
825	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルグ		8.2		
826	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		5.6		
827	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		8.7		
828	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		8.7		
829	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		5.7		
830	MTS S.p.A.	ローマ		5.0		
831	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		9.0		
832	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		6.0		
833	PT Trikomseil OKE Tbk	ジャカルタ		12.0		
834	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		11.8		
835	Silver Creek Low Vol Strategies, Ltd.	ジョージタウン		10.5		
836	Yensai.com Co., Ltd.	東京		7.1		

[次へ](#)

その他の情報

支援宣言

次に掲げる子会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの子会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

D B Investments (GB) Limited (ロンドン)	Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク)
DB International (Asia) Limited (シンガポール)	Deutsche Holdings (Malta) Ltd. (セント・ジュリアンズ)
DB Privat- und Firmenkundenbank AG、 旧Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ)
Deutsche Australia Limited (シドニー)	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company (ロンドン)
DEUTSCHE BANK A.Ş. (イスタンブール)	ドイツ証券株式会社 (東京)
Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン)	Deutsche Securities Asia Limited (香港)
Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京)	Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開株式会社) (リヤド)
Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	norisbank GmbH (ボン)
Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルグ)	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU (キエフ)
Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール)	000 “ Deutsche Bank ” (モスクワ)
Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ) ¹	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA (ケルン)
Deutsche Bank S.A. – Banco Alemão (サンパウロ)	
Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリッド)	
Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ)	
Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ)	

1 Deutsche Bank Polska Spółka AkcyjnaからSantander Bank Polskaへの、外貨建小口モーゲージ・ポートフォリオを除くポーランドのプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業の譲渡に伴い、処分された事業に関連するDeutsche Bank Polska Spółka Akcyjnaへの支援宣言は、2018年11月10日を以てドイツ銀行AGにより撤回され、終了した。その他のすべての点について、Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjnaに有利となる支援宣言は継続する。

ファンドブリーフ法第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。

総合的エクスポージャー（ファンドブリーフ法第28条第1項第1号）

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在				
	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利およびFXレートストレス・シナリオ
抵当ファンドブリーフ債	7,988.4	8,130.3	7,112.7	9,496.7	7,112.7
担保資産	10,502.7	11,710.0	10,285.7	13,517.5	10,285.7
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	10,031.7	11,227.3	9,852.0	12,977.0	9,852.0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号による担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号による担保資産 ¹	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号による担保資産 ²	471.0	482.6	433.8	540.5	433.8
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	5.9	5.9	6.1	5.7	6.1
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産（債権）	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合（％）	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産（負債）	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	0	0	0	0	0
担保超過額	2,514.3	3,579.7	3,173.0	4,020.8	3,173.0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	31.5	44.0	44.6	42.3	44.6

* PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。

2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ

	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利およ びFXレートのス トレス・シナリ オ
抵当ファンドブリーフ債	7,538.4	7,664.5	6,731.3	8,950.8	6,731.3
担保資産	9,859.8	11,011.9	9,720.5	12,634.6	9,720.5
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保 資産	8,954.7	10,095.9	8,899.0	11,604.5	8,899.0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号によ る担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号によ る担保資産 ¹	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号によ る担保資産 ²	905.1	916.0	821.5	1,030.1	821.5
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	12.0	12.0	12.2	11.5	12.2
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産(債権)	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産(負債)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	0	0	0	0	0
担保超過額	2,321.4	3,347.4	2,989.2	3,683.8	2,989.2
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	30.8	43.7	44.4	41.2	44.4

* PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。

2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。その他の担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第2号）

期限プロファイル	ファンドブリーフ債残高の 期限内訳		担保プールの固定金利期間	
	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
単位：百万ユーロ				
期間6ヶ月以下	589.9	1,000.0	643.2	373.4
期間6ヶ月超12ヶ月以下	170.0	0	380.7	365.8
期間12ヶ月超18ヶ月以下	200.0	589.9	402.7	655.3
期間18ヶ月超2年以下	750.0	170.0	335.9	451.0
期間2年超3年以下	375.0	950.0	807.1	768.7
期間3年超4年以下	700.0	375.0	680.2	847.3
期間4年超5年以下	910.0	700.0	835.5	671.4
期間5年超10年以下	3,280.0	2,365.0	4,004.4	3,816.3
期間10年超	1,013.5	1,388.5	2,412.9	1,910.7
合計	7,988.4	7,538.4	10,502.6	9,859.9

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第3号）

2018年12月31日および2017年12月31日現在、担保プールにデリバティブは含まれていなかった。

名目価値による担保資産（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額100億ユーロ（2017年度：90億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ以下の担保資産は75億ユーロ（2017年度：66億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロ超1百万ユーロ以下の担保資産は18億ユーロ（2017年度：16億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロ超10百万ユーロ以下の担保資産は730百万ユーロ（2017年度：713百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は0百万ユーロ（2017年度：0百万ユーロ）であった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

2018年 12月31日 現在	住宅用					商業用						
	集合 住宅	戸建 住宅	複数世 帯住宅	その他	合計	事務所 用建物	小売用 建物	工業用 建物	その他 の商業 用建物	合計	建物用 の土地	合計
単位：百万 ユーロ												
ドイツ	1,694.9	4,630.8	2,574.8	0	8,900.5	513.6	169.2	146.8	301.5	51,131.1	0	10,031.4
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,694.9	4,630.8	2,574.8	0	8,900.5	513.6	169.2	146.8	301.5	51,131.1	0	10,031.4

2017年
12月31日
現在

住宅用

商業用

単位：百万 ユーロ	住宅用				合計	商業用					建物用 の土地	合計
	集合 住宅	戸建 住宅	複数世 帯住宅	その他		事務所 用建物	小売用 建物	工業用 建物	その他 の商業 用建物	合計		
ドイツ	1,431.3	4,202.5	2,347.6	0	7,981.4	403.3	142.8	127.2	300.0	973.3	0	8,954.7
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,431.3	4,202.5	2,347.6	0	7,981.4	403.3	142.8	127.2	300.0	973.3	0	8,954.7

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第2号）

2018年12月31日および2017年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金について、90日以上延滞の支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2018年度および2017年度末現在、担保権実行の手中のものはなかった。2018年度および2017年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、モーゲージ設定者による利息の支払遅延はなかった。

固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	名目価値	
	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
固定金利抵当ファンドブリーフ債	7,529	7,079
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	94	94
固定金利担保資産	10,384	9,735
担保資産合計に対する割合（％）	99	99

通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

通貨 単位：百万ユーロ	正味現在価値	
	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
ユーロ	3,173	2,989

その他の特徴的な要因

(ファンドブリーフ法第28条第1項第7号、同法第28条第1項第11号、同法第28条第2項第3号)

単位：百万ユーロ	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
モーゲージ貸出額を用いて加重した平均LTV比率 ¹	53	53
モーゲージ貸出金の平均経過年数 ²	5	5
ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国） ³	0	0

1 ファンドブリーフ法第28条第2項第3号に基づく。

2 ファンドブリーフ法第28条第1項第11号に基づく。

3 ファンドブリーフ法第28条第1項第7号に基づく。

ドイツ株式会社法第160条第1項第8号による情報

2018年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第33条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、当行は以下の株主を認識している。

BlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）は、2018年12月23日現在、当行株式の4.81%を保有していると報告した。当行は、2018年12月31日までにBlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）からの更なる報告は受けていない。

Douglas L. Braunstein（Hudson Executive Capital LP）は、2018年10月31日現在、当行株式の3.14%を保有していると報告した。当行は2018年12月31日までにDouglas L. Braunstein（Hudson Executive Capital LP）からの更なる報告は受けていない。

Paramount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。当行は、2018年12月31日までにParamount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Supreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。当行は、2018年12月31日までにSupreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Stephen A. Feinberg（Cerberus）は、2017年11月14日現在、当行株式の3.001%を保有していると報告した。当行は、2018年12月31日までにStephen A. Feinberg（Cerberus）からの更なる報告は受けていない。

C-QUADRAT Special Situations Dedicated Fund（ケイマン諸島）は、2018年7月13日現在、当行株式の1.01%（議決権の総割合：7.64%（株式に付帯する議決権：1.01%、金融商品を通じた議決権：6.63%））を保有していると報告した。当行は、2018年12月31日までにC-QUADRAT Special Situations Dedicated Fund（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

マネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボード

マネジメント・ボードに支払われた報酬総額の詳細は、報酬報告書に示されている。2018年および2017年12月31日終了年度において、ドイツ銀行AGの元マネジメント・ボード・メンバーまたはその遺族にそれぞれ22,943,159ユーロおよび27,694,325ユーロが支払われた。

スーパーバイザリー・ボード・メンバー向けの報酬の原則は当行の定款に定められている。2013年度に新たに導入された報酬規定は、2017年5月18日の年次株主総会での決議による最終改定が行われ、2017年10月5日から発効した。スーパーバイザリー・ボード・メンバーには固定の年間報酬が支払われる。各スーパーバイザリー・ボード・メンバーの年間基本報酬は100,000ユーロである。スーパーバイザリー・ボードの会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。スーパーバイザリー・ボードの委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年の最初の3ヶ月の間にインボイスを提出後、各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、スーパーバイザリー・ボードの退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各スーパーバイザリー・ボード・メンバーに対して支払われるが、同メンバーが、解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任していないことを条件とする。期中にスーパーバイザリー・ボード・メンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（1ヶ月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2018事業年度に関して、スーパーバイザリー・ボード・メンバーは総額5,776,669ユーロ（2017年度：5,150,000ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち4,676,041ユーロは定款の規定に従って2019年度第1四半期に支払われる（2018年度第1四半期：3,987,500ユーロ）。

元マネジメント・ボード・メンバーおよびその遺族のための年金債務引当金は、2018年および2017年12月31日現在それぞれ総額172,799,372ユーロおよび180,723,687ユーロであった。

ドイツ銀行AGのマネジメント・ボード・メンバーおよびスーパーバイザリー・ボード・メンバーのために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2018年および2017年12月31日終了年度において、それぞれ、マネジメント・ボード・メンバーに対して11,180,396ユーロおよび12,337,886ユーロ、スーパーバイザリー・ボード・メンバーに対して33,425,239ユーロおよび35,210,035ユーロであった。スーパーバイザリー・ボード・メンバーは2018年度に貸出金4,662,819ユーロを返済した。

マネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボード・メンバーは、下記「マネジメント・ボード」および「スーパーバイザリー・ボード」の項に記載されている。

従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は27,397名（2017年度：29,259名）で、このうち女性は10,358名であった（2017年度：10,962名）。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均16,042名（2017年度：17,686名）であった。

コーポレート・ガバナンス

当行は、ドイツ株式会社法(AktG)第161条に規定された宣言を行っている。2018年10月25日付の適合宣言および過去のすべての適合宣言は、ドイツ銀行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）において公表されている。

監査人が提供する監査以外の業務

ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツ銀行AGの年次財務諸表の監査人であるKPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft（ドイツ）から一定の監査関連業務および税務関連業務の提供を受けている。

監査関連業務には、法令上または規制上要求されるその他の保証業務である、財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、子会社監査、事業分割のための監査、合併のための監査のほか、内部管理目的の任意監査およびコンフォートレターの発行業務などの任意で実施される保証業務が含まれる。税務関連業務には、納税申告の準備およびレビューとその関連法令遵守に係る支援および助言、当行グループの税務計画戦略およびイニシアチブに関連する税務相談業務および助言ならびに税法遵守の評価支援に係る業務を含む。

ドイツ銀行AGの監査人に対して支払った報酬に関する情報については、当行グループの年次報告書を参照のこと。

後発事象

期末日以降、当行グループの経営成績、財政状態および純資産に重要な影響を及ぼす事象は発生していない。

経営組織

マネジメント・ボード

2018年度におけるマネジメント・ボード・メンバーは以下の通りである。

John Cryan

会長

(2018年4月8日退任)

Christian Sewing

会長

(2018年4月8日就任)

プレジデント

(2018年4月8日退任)

Dr. Marcus Schenck

プレジデント

(2018年4月8日退任)

(2018年5月24日退任)

Garth Ritchie

プレジデント

(2018年4月8日就任)

Karl von Rohr

プレジデント

(2018年4月8日就任)

Kimberly Hammonds

(2018年5月24日退任)

Stuart Lewis

Sylvie Matherat

James von Moltke

Nicolas Moreau

(2018年12月31日退任)

Werner Steinmüller

Frank Strauß

スーパーバイザリー・ボード

2018年度におけるスーパーバイザリー・ボード・メンバーは以下の通りである。

加えて、スーパーバイザリー・ボード・メンバーの居住地を記載している。

Dr. Paul Achleitner
- 会長
ミュンヘン
ドイツ

Timo Heider*
エンマータール
ドイツ

Detlef Polaschek*
- 副会長
(2018年5月24日就任)
エッセン
ドイツ

Sabine Irrgang*
(2018年5月24日退任)
マンハイム
ドイツ

Stefan Rudschäfski*
- 副会長
(2018年5月24日退任)
カルテンキルヘン
ドイツ

Martina Klee*
フランクフルト・アム・マイン
ドイツ

Henriette Mark*
ミュンヘン
ドイツ

Ludwig Blomeyer-Bartenstein*
(2018年5月24日就任)
ブレーメン
ドイツ

Richard Meddings
クランブルック
英国

Wolfgang Böhr*
(2018年5月24日退任)
デュッセルドルフ
ドイツ

Louise M. Parent
(2018年5月24日退任)
ニューヨーク
米国

Frank Bsirske*
ベルリン
ドイツ

Gabriele Platscher*
ブラウンシュヴァイク
ドイツ

Mayree Carroll Clark
(2018年5月24日就任)
ニューヨーク
米国

Bernd Rose*
メンデン
ドイツ

Dina Dublon
(2018年7月31日退任)
ニューヨーク
米国

Gerd Alexander Schütz
ウィーン
オーストリア

Prof. Dr. Stefan Simon
チューリッヒ
スイス

Jan Duscheck*
ベルリン
ドイツ

Stephan Szukalski*
(2018年5月24日就任)
オーバー・メルレン
ドイツ

Dr. Gerhard Eschelbeck
クパチーノ
米国

Dr. Johannes Teyssen
(2018年5月24日退任)
デュッセルドルフ
ドイツ

Katherine Garrett-Cox
アンガス、ブレチン
英国

Prof. Dr. Henning Kagermann
(2018年5月24日退任)
ケーニヒス・ヴスターハウゼン
ドイツ

John Alexander Thain
(2018年5月24日就任)
ライ
米国

Michele Trogni
(2018年5月24日就任)
リバーサイド
米国

Prof. Dr. Norbert Winkeljohann
(2018年8月1日就任)
オスナブリュック
ドイツ

* 従業員代表

委員会

会長委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Prof. Dr. Henning Kagermann（2018年5月24日退任）、Detlef Polaschek*（2018年5月24日就任）、Stefan Rudschäfski*（2018年5月24日退任）、Prof. Dr. Stefan Simon（2018年5月24日就任）

任命委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Prof. Dr. Henning Kagermann（2018年5月退任）、Detlef Polaschek*（2018年5月24日就任）、Stefan Rudschäfski*（2018年5月24日退任）、Gerd Alexander Schütz（2018年5月24日就任）、Prof. Dr. Stefan Simon（2018年5月24日就任）、Dr. Johannes Teysen（2018年5月24日退任）

監査委員会

Prof. Dr. Norbert Winkeljohann、委員長（2019年1月1日就任、メンバーは2018年11月1日就任）、Richard Meddings、委員長（2018年12月31日退任）

Dr. Paul Achleitner、Katherine Garrett-Cox（2018年10月31日および2019年1月1日退任）、Henriette Mark*、Gabriele Platscher*、Detlef Polaschek*（2018年5月24日就任）、Bernd Rose*、Prof. Dr. Stefan Simon

リスク委員会

Mayree Carroll Clark、委員長（2018年5月24日就任）、Dina Dublon、委員長（2018年5月24日退任、メンバーは2018年7月31日退任）

Dr. Paul Achleitner、Ludwig Blomeyer-Bartenstein*（2018年5月24日就任）、Wolfgang Böhr*（2018年5月24日退任）、Jan Duscheck*（2018年5月24日就任）、Richard Meddings（2018年12月31日退任）、Louise M. Parent（2018年5月24日退任）、Stephan Szukalski*（2018年5月24日就任）、Michele Trogni（2018年5月24日就任）、Prof. Dr. Norbert Winkeljohann（2019年1月1日就任）、

公正委員会

Prof. Dr. Stefan Simon、委員長

Dr. Paul Achleitner、Ludwig Blomeyer-Bartenstein*（2018年5月24日就任）、Kathrine Garrett-Cox（2018年5月24日就任）、Sabine Irrgang*（2018年5月24日退任）、Timo Heider*、Martina Klee*（2018年5月24日退任）、Louise M. Parent（2018年5月24日退任）、Gabriele Platscher*（2018年5月24日就任）、Dr. Johannes Teysen（2018年5月24日退任）

報酬統制委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Prof. Dr. Henning Kagermann（2018年5月24日退任）、Detlef Polaschek*（2018年5月24日就任）、Stefan Rudschäfski*（2018年5月24日退任）、Prof. Dr. Stefan Simon（2018年5月24日就任）

戦略委員会（2018年5月24日設立）

John Alexander Thain、委員長

Dr. Paul Achleitner、Frank Bsirske*、Mayree Carroll Clark、Timo Heider*、Henriette Mark*、Richard Meddings、Detlef Polaschek*

テクノロジー、データおよびイノベーション委員会（2018年5月24日設立）

Michele Trogni、委員長

Dr. Paul Achleitner、Jan Duscheck*、Dr. Gerhard Eschelbeck、Martina Klee*、Bernd Rose*

調停委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske* (2018年5月24日就任)、Wolfgang Böhr* (2018年5月24日退任)、Prof. Dr. Henning Kagermann
(2018年5月24日退任)、Detlef Polaschek* (2018年5月24日就任)、Stefan Rudschäfski* (2018年5月24日退任)、
Prof. Dr. Stefan Simon (2018年5月24日就任)

* 従業員代表

地域諮問委員会

ドイツ銀行の定款に従い、マネジメント・ボードは地域諮問委員会および諮問委員会を置くことがある。
更なる情報については、ドイツ銀行のウェブサイト (www.db.com/company/en/advisory-boards.htm) にて公開している。

マンデイト・リスト

スーパーバイザリー・ボード

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定のスーパーバイザリー・ボードならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

2019年2月現在

2019年2月より前に退任したスーパーバイザリー・ボード・メンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任したスーパーバイザリー・ボード・メンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

スーパーバイザリー・ボード・メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Dr. Paul Achleitner	ドイツ銀行AG スーパーバイザリー・ ボード会長	当行グループ外における職務	
		Bayer AG	スーパーバイザ リー・ボード・メ ンバー
		Daimler AG	スーパーバイザ リー・ボード・メ ンバー
Ludwig Blomeyer- Bartenstein (2018年5月就任)	ドイツ銀行AGマネジ メントのスポークスマ ン兼マーケット・リー ダー（プレーメン地 方）	当行グループ外における職務	
		Frowein & Co. Beteiligungs AG	スーパーバイザ リー・ボード・メ ンバー
		Bürgschaftsbank Bremen GmbH	マネジメント・ ボード・メンバー
Wolfgang Böhr (2018年5月退任)	ドイツ銀行スタッフ・ カウンスル会長、 デュッセルドルフ；ド イツ銀行ゼネラル・ス タッフ・カウンスル・ メンバー；ドイツ銀行 グループ・スタッフ・ カウンスル・メンバー	当行グループ外における職務	
		Betriebskrankenkasse Deutsche Bank AG	諮問委員
Frank Bsirske	ver.di (Vereinte Dienstleistungs- gewerkschaft) トレー ド・ユニオン委員長	当行グループ外における職務	
		innogy SE	スーパーバイザ リー・ボード副会長
		Kreditanstalt für Wiederaufbau	スーパーバイザ リー・ボード・メン バー、マネジメン ト・ボード・メン バー (2018年12月退任)
		RWE AG	スーパーバイザ リー・ボード副会長
		当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	スーパーバイザ リー・ボード副会長 (2018年5月退任)
		DB Privat- und Firmenkundenbank AG	スーパーバイザ リー・ボード・メン バー (2018年5月就任)

スーパーバイザー・ボード・メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Mayree Carroll Clark (2018年5月就任)	Eachwin Capital LPマ ネージング・パートナ ー	当行グループ外における職務	
		Ally Financial, Inc.	マネジメント・ボ ード・メンバー
		Regulatory Data Corp., Inc.	マネジメント・ボ ード・メンバー
Dina Dublon (2018年7月退任)		当行グループ外における職務	
		PepsiCo Inc.	マネジメント・ボ ード・メンバー
Jan Duscheck	ver.di (Vereinte Dienstleistungs- gewerkschaft)トレ ード・ユニオン national working group Banking リーダー	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Dr. Gerhard Eschelbeck	Google Inc.セキュリ ティ・アンド・プライ バシー・エンジニアリ ング・ヴァイス・プレ ジデント	当行グループ外における職務	マネジメント・ボ ード・メンバー
		Onapsis Inc.	(2019年1月就任)
Katherine Garrett- Cox	Gulf International Bank (UK) Ltd. マネー ジング・ディレクター兼 最高経営責任者	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Timo Heider	BHW Bausparkasse AG/ Postbank Finanzberatung AGゼネ ラル・スタッフ・カウ ンシル会長；BHW Kreditservice GmbHゼ ネラル・スタッフ・カ ウンシル会長； ；ドイツ銀行AGグル ープ・スタッフ・カウ ンシル副会長	当行グループにおける職務	
		BHW Bausparkasse AG	スーパーバイザ リー・ボード副会長
		ドイツ・ポストバンクAG	スーパーバイザ リー・ボード・メン バー (2018年5月退任)
		Pensionskasse der BHW Bausparkasse AG VVaG	スーパーバイザ リー・ボード副会長
Sabine Irrgang (2018年5月退任)	ドイツ銀行AGヒューマ ン・リソース(パーデ ン・ヴェルテンベル ク)リーダー	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Professor Dr. Henning Kagermann (2018年5月退任)	ドイツ科学技術アカデ ミー理事長	当行グループ外における職務	
		Deutsche Post AG	スーパーバイザ リー・ボード・メ ンバー
		KUKA AG	スーパーバイザ リー・ボード・メ ンバー
Martina Klee	ドイツ銀行AGスタッ フ・カウンシルPWCCセ ンター(フランクフル ト)副会長	当行グループ外における職務	
		Sterbekasse für die Angestellten der Deutschen Bank-Gruppe VVaG	スーパーバイザ リー・ボード・メ ンバー

スーパーバイザー・ボード・メンバー

職務担当者	役職	会社名	職務
Henriette Mark	ドイツ銀行コンバインド・スタッフ・カウンシル(南ババリア)会長;ゼネラル・スタッフ・カウンシル・メンバーおよびグループ・スタッフ・カウンシル・メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Richard Meddings	TSB Bank PLC執行マネジメント・ボード・会長	当行グループ外における職務	
		HM Treasury	非執行マネジメント・ボード・メンバー (2018年9月退任)
		Jardine Lloyd Thompson Group PLC	非執行マネジメント・ボード・メンバー
		TSB Bank PLC	非執行マネジメント・ボード会長 (2018年9月退任)
Louise M. Parent (2018年5月退任)	Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP顧問	当行グループ外における職務	
		Fidelity National Information Services Inc.	マネジメント・ボード・メンバー
		Zoetis Inc.	マネジメント・ボード・メンバー
Gabriele Platscher	ドイツ銀行スタッフ・カウンシル(ニーダーザクセンイースト)会長	当行グループ外における職務	
		BVW Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	
		BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	スーパーバイザー・ボード副会長
		BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	
Detlef Polaschek (2018年5月就任)	ドイツ銀行スーパーバイザー・ボード副会長;ゼネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー;スタッフ・カウンシル(ニーダーラインおよび中央/東ルー地方)会長	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Bernd Rose	Postbank Filialvertrieb AGゼネラル・スタッフ・カウンシル会長; ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー兼ヨーロッパ・スタッフ・カウンシル・メンバー	当行グループ外における職務	
		ver.di Vermögensverwaltungsgesellschaft m.b.H.	スーパーバイザー・ボード副会長
		当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	スーパーバイザー・ボード・メンバー (2018年5月退任)
		Postbank Filialvertrieb AG	スーパーバイザー・ボード・メンバー
		DB Privat- und Firmenkundenbank AG	スーパーバイザー・ボード・メンバー (2018年12月就任)

スーパーバイザリー・ボード・メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Stefan Rudschäfski (2018年5月退任)	ドイツ銀行AGスーパーバイザリー・ボード副会長、フランクフルト；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー； Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG エグゼンプト・スタッフ・カウンシル・メンバー、ハンブルク；ドイツ銀行スタッフ・カウンシル会長	当行グループ外における職務	
		Betriebskrankenkasse Deutsche Bank AG	諮問委員
Gerd Alexander Schütz	C-QUADRAT Investment AG マネジメント・ボード・メンバー	当行グループ外における職務	
		MyBucks S.A.	非執行マネジメント・ボード会長 (2018年2月退任)
Professor Dr. Stefan Simon	SIMON GmbH 担当独立開業弁護士	当行グループ外における職務	
		Leop. Krawinkel GmbH & Co. KG	諮問委員会委員長
Stephan Szukalski (2018年5月就任)	ドイツ連邦銀行職員協会(Deutscher Bankangestellten-Verband e.V. (DBV)) 会長	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Dr. Johannes Teyssen (2018年5月退任)	E. ON SE マネジメント・ボード会長	当行グループ外における職務	
		Nord Stream AG	株主委員会メンバー
John Alexander Thain (2018年5月就任)		当行グループ外における職務	
		Uber Technologies, Inc.	マネジメント・ボード・メンバー
		Enjoy Technology Inc.	マネジメント・ボード・メンバー
Michele Trogni (2018年5月就任)		当行グループ外における職務	
		Morneau Shepell Inc.	マネジメント・ボード・メンバー
		Capital Markets Gateway Inc.	マネジメント・ボード会長 (2018年7月就任)
		Global Atlantic Financial Group Ltd.	非執行マネジメント・ボード・メンバー (2018年8月就任)
Professor Dr. Norbert Winkeljohann (2018年8月就任)	Norbert Winkeljohann Advisory & Investments 独立開業企業コンサルタント	当行グループ外における職務	
		Bayer AG	スーパーバイザリー・ボード・メンバー
		Heristo AG	スーパーバイザリー・ボード会長
		Georgsmarienhütte Holding GmbH	スーパーバイザリー・ボード・メンバー
		Sievert AG	スーパーバイザリー・ボード会長 (2019年1月就任)

マネジメント・ボード

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定のスーパーバイザリー・ボードならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づくドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関メンバーには*の印が付されている。

2019年2月現在

2019年2月より前に退任したマネジメント・ボード・メンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任したマネジメント・ボード・メンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

マネジメント・ボード・メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
John Cryan (2018年4月退任)	マネジメント・ボード会長	当行グループ外における職務	
		MAN Group PLC	非執行マネジメント・ボード・メンバー
Dr. Marcus Schenck (2018年5月退任)	プレジデント	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Christian Sewing (2018年4月就任)	マネジメント・ボード会長	当行グループにおける職務	
		Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG*	スーパーバイザリー・ボード会長 (2018年5月退任)
		ドイツ・ポストバンクAG*	スーパーバイザリー・ボード・メンバー (2018年5月退任)
		DB Privat- und Firmenkundenbank AG*	スーパーバイザリー・ボード会長 (2018年5月就任)
Garth Ritchie (2018年4月就任)	プレジデント	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Karl von Rohr (2018年4月就任)	プレジデント	当行グループ外における職務	
		BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	スーパーバイザリー・ボード・メンバー (2018年7月退任)
		BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	スーパーバイザリー・ボード・メンバー (2018年7月退任)
		当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG*	スーパーバイザリー・ボード・メンバー (2018年5月退任)
		DWS Group GmbH & Co. KGaA*	スーパーバイザリー・ボード会長 (2018年3月就任)
Kimberly Hammonds (2018年5月退任)	マネジメント・ボード・メンバー	当行グループ外における職務	
		Cloudera Inc.、米国	非執行マネジメント・ボード・メンバー
		Red Hat Inc.、米国	マネジメント・ボード・メンバー

マネジメント・ボード・メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Frank Kuhnke (2019年1月就任)	マネジメント・ボード・メンバー	当行グループにおける職務	
		Deutsche Bank Societa per Azioni*	スーパーバイザリー・ボード・メンバー
Stuart Lewis	マネジメント・ボード・メンバー	当行グループにおける職務	
		DEUKONA Versicherungs- Vermittlungs-GmbH	諮問委員会委員長
		Deutsche Bank Societa per Azioni*	スーパーバイザリー・ボード会長
Sylvie Matherat	マネジメント・ボード・メンバー	当行グループにおける職務	
		DB USA Corporation*	マネジメント・ボード・メンバー
		DWS Group GmbH & Co. KGaA*	スーパーバイザリー・ボード・メンバー (2018年3月就任)
James von Moltke	マネジメント・ボード・メンバー	当行グループにおける職務	
		BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	スーパーバイザリー・ボード・メンバー (2018年7月就任)
		BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	スーパーバイザリー・ボード・メンバー (2018年7月就任)
Nicolas Moreau (2018年12月退任)	マネジメント・ボード・メンバー	当行グループにおける職務	
		DWS Management GmbH (DWS Group GmbH & Co. KGaAのゼネラル・パートナー)	マネジメント・ボード会長
Werner Steinmüller	マネジメント・ボード・メンバー	当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG*	スーパーバイザリー・ボード会長 (2018年5月退任)
		DB Privat- und Firmenkundenbank AG*	スーパーバイザリー・ボード・メンバー (2018年5月就任)
Frank Strauß	マネジメント・ボード・メンバー	当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG*	マネジメント・ボード会長 (2018年5月退任)
		DB Privat- und Firmenkundenbank AG*	マネジメント・ボード会長 (2018年5月就任)

ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関のメンバーである。

2018年12月31日現在

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Ashok Aram	当行グループにおける職務 Deutsche Bank Luxembourg S.A.	スーパーバイザリー・ ボード会長
Dr. Michael Berendes	当行グループにおける職務 Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	スーパーバイザリー・ ボード会長
Brigitte Bomm	当行グループにおける職務 DB USA Corporation	マネジメント・ボード・ メンバー
Jörg Bongartz	当行グループにおける職務 000 "Deutsche Bank"	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Oliver Bortz	当行グループにおける職務 Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Rüdiger Bronn	当行グループにおける職務 Deutsche Bank Luxembourg S.A. Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Ralf Brümmer	当行グループ外における職務 Bankpower GmbH Personaldienstleistungen	スーパーバイザリー・ ボード副会長
Matthias Buck	当行グループにおける職務 PCC Services GmbH der Deutschen Bank	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Thomas Buschmann	当行グループ外における職務 VSM Vereinigte Schmirgel- und Maschinen-Fabriken AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Ulrich Christmann	当行グループにおける職務 Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	スーパーバイザリー・ ボード副会長
Andrea Corsi	当行グループ外における職務 Lewisham Homes Ltd.	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Petra Crull	当行グループにおける職務 DB Investment Services GmbH	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Kar in Dohm	当行グループ外における職務	
	Ceconomy AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
	Deutsche EuroShop AG	スーパーバイザリー・ ボード副会長
Andreas Dörhöfer	当行グループ外における職務	
	Düsseldorfer Hypothekenbank AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Boudewijn Dornseiffen	当行グループにおける職務	
	000 „Deutsche Bank“	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
David Gary	当行グループ外における職務	
	CLS Group Holdings AG	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Verena Grohs	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Dr. Jürgen Harengel	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Sandra Heinrich	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Natacha Hilger	当行グループ外における職務	
	MTS S.p.A.	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Stefan Hoops	当行グループ外における職務	
	Eurex Clearing AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Kees Hoving	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Mihai Ionescu	当行グループ外における職務	
	One United Properties S.A.	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Anna Issel	当行グループにおける職務	
	DB Privat- und Firmenkundenbank AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
	Sal. Oppenheim jr. & Cie AG & Co. KGaA	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Stephan Jugenheimer	当行グループにおける職務	
	DWS Alternatives GmbH (旧RREEF Spezial Invest GmbH)	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Daniel Kalczynski	当行グループにおける職務	
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	スーパーバイザリー・ ボード会長
Dr. Tobias Kampmann	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Rene-W Keller	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Thomas Keller	当行グループ外における職務 GEZE GmbH	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Stefan Knoll	当行グループにおける職務 DWS Grundbesitz GmbH (旧RREEF Investment GmbH)	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Dr. Karen Kuder	当行グループにおける職務 DB Privat- und Firmenkundenbank AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Philip Laucks	当行グループにおける職務 DB Privat- und Firmenkundenbank AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Tina Lee	当行グループ外における職務 CAF Bank	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Andreas Lötscher	当行グループにおける職務 DB Privat- und Firmenkundenbank AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Sebastien Martineau	当行グループ外における職務 OTCDerivNet Limited	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Tiberio Massaro	当行グループにおける職務 Deutsche Bank Securities Inc.	マネジメント・ボード・ メンバー
Lothar Meenen	当行グループにおける職務 Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Gianluca Minella	当行グループ外における職務 IHS Markit Ltd	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Alain Moreau	当行グループにおける職務 Deutsche Investment GmbH (旧Deutsche Asset Management Investment GmbH)	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Mario Muth	当行グループ外における職務 TradeWeb Markets LLC	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Henning Oldenburg	当行グループ外における職務 Beutin AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Kai-David Ortmann	当行グループにおける職務 Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Jorge Otero	当行グループにおける職務 000 “Deutsche Bank”	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Jay Patel	当行グループ外における職務 iSwap	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Thomas Pensele	当行グループ外における職務 BayBG Bayerische Beteiligungsgesellschaft mbH	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Christiana Riley	当行グループにおける職務 DB Privat- und Firmenkundenbank AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Frank Rueckbrodt	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
	Deutsche Bank Società per Azioni	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
Dr. Anke Sahlén	当行グループにおける職務	
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Daniel Schmand	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	非執行マネジメント・ ボード・メンバー
	000 „Deutsche Bank“	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Werner Schmidt	当行グループ外における職務	
	AKA Ausfuhrkreditgesellschaft mbH	スーパーバイザリー・ ボード副会長
Frank Schütz	当行グループ外における職務	
	AKA Ausfuhrkreditgesellschaft mbH	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Rich Shannon	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Securities Inc.	マネジメント・ボード・ メンバー
Eric-M Smith	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Trust Company Americas	マネジメント・ボード・ メンバー
	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	マネジメント・ボード・ メンバー
Michael Spiegel	当行グループにおける職務	
	DB Privat- und Firmenkundenbank AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Till Staffeldt	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Gülabat in Sun	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
	DB Investment Services GmbH	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	スーパーバイザリー・ ボード会長
Andreas Torner	当行グループにおける職務	
	norisbank GmbH	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Holger Wegmann	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	スーパーバイザリー・ ボード会長
Dr. Michael Welker	当行グループにおける職務	
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
	000 “Deutsche Bank“	スーパーバイザリー・ ボード・メンバー
Christian Westerhaus	当行グループ外における職務	
	S.W.I.F.T SCRL	マネジメント・ボード・ メンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Peter Wharton-Hood	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	スーパーバイザー・ ボード・メンバー
Andreas Wienhues	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	スーパーバイザー・ ボード・メンバー
Peter Yearley	当行グループにおける職務	
	DB USA Corporation	マネジメント・ボード・ メンバー
Christoph Zschaetzsch	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	スーパーバイザー・ ボード・メンバー

フランクフルト・アム・マイン、2019年3月12日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

マネジメント・ボード

Christian Sewing Garth Ritchie Karl von Rohr

Frank Kuhnke Stuart Lewis Sylvie Matherat

James von Moltke Werner Steinmüller Frank Strauß

2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表に対する注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

ドイツ銀行（XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は2019年6月9日、計画通りに、ドイツ銀行が2018年3月27日に公表したポルトガルにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業のABANCA Corporación Bancaria S.A.（以下「ABANCA」という。）への売却を完了した。売却前の週末中に、ポルトガルのドイツ銀行は、該当する顧客、資産および従業員をABANCA（ポルトガル）に移管した。

当該取引完了をもって、30億ユーロの運用資産、10億ユーロの預金、30億ユーロの貸出金ならびに約330人の常勤相当職員がABANCAに譲渡された。

(2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記29を参照のこと。

4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則（ドイツ商法（HGB）第340条以下、銀行会計に関する法定規則（RechKredV））に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

(1) 一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社（銀行を含む。）は以下の原則に従わなければならない。

1) 「低価主義の原則」に基づき、無形資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般原則は以下の通りである。

- a. 銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
 - b. トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合（上記a. に従って評価される場合）を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
 - c. 資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない（いわゆる「価値凍結法」を使用）。
- 2) 「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
- 3) 「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、一般的に棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額（売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。）まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額（資産または資産グループの正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

(2) 貸借対照表

配 列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、無形資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行は全て、ドイツ商法第340条fに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記されなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数理計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

(3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されなければならない。

(4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が1年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他全ての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。金融商品は、原則として、決算時の為替相場場で円換算額を付す。外貨建金銭債権債務の決済および換算に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

(6) 連結財務諸表

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しは確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含まれた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および測定

IFRS第9号では、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（SPPIとも呼ばれる）の両方に基づいて金融資産の分類を決定することが要求される。

ビジネス・モデル

IFRS第9号では3つのビジネス・モデルを使用する。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産
- その他 - トレーディング目的で保有、または「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産

元本および利息のみの支払（Solely Payments of Principal and Interest、SPPI）

金融資産が「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれかのビジネス・モデルで保有されている場合、分類を決定するために、契約上のキャッシュ・フローが、当初認識時に元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。

償却原価で測定する金融資産：

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、公正価値オプションで指定されない限り、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時の公正価値から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、減損引当金を調整した金額で測定する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益（OCI）に認識され、下記7)で説明されている新たなECLモデルのもとで減損の評価が行われる。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当しない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。さらに、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない商品は、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有されていた場合であっても、FVTPLで測定しなければならない。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：

企業は、当初認識時に、指定しなかった場合には後に償却原価またはFVOCIで測定されるであろう金融資産を、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に資産または負債の測定もしくはそれらに係る利得または損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう認識または測定の不整合（すなわち会計上のミスマッチ）を、その指定が除去または大幅に低減する場合である。

公正価値の変動をその他の包括利益に表示するものとして指定された資本性金融商品：

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる。その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得または損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。当行グループによるこの区分の利用は限定的となる見込みであり、これまで利用されていない。

金融負債：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更：

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。

金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。回収可能価額は、非流動資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値（当該資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額である。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRS第9号において、減損の要求事項は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての負債性金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証などのオフバランスの貸出コミットメントに適用される。FVPLおよびFVOCIオプションを選択した資本性金融商品には減損（損失評価引当金）の要求事項は適用されない。

IFRS第9号は、組成日または購入日時点では正常債権である金融資産の減損について3段階アプローチを導入している。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- 第1段階: 12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- 第2段階: 信用リスクが当初認識時に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失(LTECL)に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間の債務不履行の発生確率(LTPD)に基づくECLの計算が必要となる。この段階では、信用リスクの増大と、第1段階の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- 第3段階: 信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能なキャッシュ・フローを通じてデフォルト確率(PD)が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

当初認識時の信用減損金融資産は第3段階に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ(一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等)(金融機関では5つ)に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8) ヘッジ会計

IAS第39号では、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得(損失)に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」は、ヘッジ会計の要件を修正しているが、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択も含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定し、2018年1月1日にIFRS第9号のヘッジ会計を適用しなかった。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法(繰延ヘッジ)による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法(時価ヘッジ)も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず、当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等について

は、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11) 退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異を含む確定給付負債（資産）の純額は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過

- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）
日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、保証提供者が当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、純損益を通じて公正価値で測定する場合または保険契約として処理する場合を除き、「IFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

現行のIAS第17号では、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。2016年1月、IASBはIFRS第16号「リース」を公表した。これは、単一の借手の会計モデルを導入し、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めるものである。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。貸手の現行の会計処理に対する変更は、軽微なものに留まる。IFRS第16号は2019年1月1日以後開始事業年度から適用される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示

が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債ならびに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

17) 顧客との契約から生じる収益

2018年1月1日、当行グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用した。当該基準は、収益認識の方法および時期について規定しているが、IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。新たな要件は、IFRSにおいて収益認識を規定していた他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。

日本においては出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当中間連結会計期間末において適用可能なIFRS第15号のような包括的な規定はない。

2018年3月30日に、IFRSにおける収益認識基準と大部分において類似している「収益認識に関する会計基準」がASBJより公表されており、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められている。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近6か月において掲載されているので、記載を省略する。

3【最近日の為替相場】

1ユーロ = 121.74円 (2019年5月31日)

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1. 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）からあらかじめ外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名及び普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典.....なし

(3) 株式の譲渡制限.....なし

(4) その他の株式事務に関する事項

決算期 毎年12月31日

定時株主総会 株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインもしくは人口50万以上のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される。

基準日 当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

株券の種類 無額面株式の1券種

株券に関する手数料..... 実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

通知 当行が株主に対して行う通知及び通信は、普通株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。

公告 日本においては公告は行わない。

2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によるほか、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当 実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

本書提出日現在、配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、平成26年1月1日から令和29年12月31日までに支払を受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、令和30年1月1日以後に支払を受ける配当については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収（地方税については特別徴収）が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である）、日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収および特別徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から令和5年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該上場株式等に係る配当について5年間の非課税措置を受けることができる。日本の法人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、所得税のみ、平成26年1月1日から令和29年12月31日までに支払を受ける配当については、15.315%、令和30年1月1日以後に支払を受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。

ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。

(ロ) 売買損益..... 当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から令和5年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該上場株式等に係る譲渡益について5年間の非課税措置を受けることができる。

(ハ) 相続税 当行株式を相続しまたは遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし

2【その他の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月11日
発行登録追補書類	平成30年 1月15日
発行登録追補書類	平成30年 1月15日
発行登録追補書類	平成30年 1月17日
発行登録追補書類	平成30年 2月 7日
発行登録追補書類	平成30年 2月 7日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月23日
発行登録追補書類	平成30年 3月 2日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成30年 3月 7日
訂正発行登録書	平成30年 3月 7日
訂正発行登録書	平成30年 3月 7日
発行登録追補書類	平成30年 3月 9日
発行登録追補書類	平成30年 3月 9日
発行登録追補書類	平成30年 3月12日
発行登録追補書類	平成30年 3月13日
発行登録追補書類	平成30年 3月14日
発行登録追補書類	平成30年 3月16日
発行登録追補書類	平成30年 3月27日
発行登録追補書類	平成30年 3月27日
発行登録追補書類	平成30年 4月 2日
発行登録追補書類	平成30年 4月 6日
発行登録追補書類	平成30年 4月 9日
訂正発行登録書	平成30年 4月16日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく）	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
発行登録追補書類	平成30年 5月 9日
発行登録追補書類	平成30年 5月 9日
発行登録追補書類	平成30年 5月11日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日

発行登録追補書類	平成30年 6 月20日
有価証券報告書	平成30年 6 月28日
有価証券報告書の訂正報告書	平成30年 6 月28日
訂正発行登録書	平成30年 6 月28日
訂正発行登録書	平成30年 6 月28日
発行登録追補書類	平成30年 7 月 3 日
発行登録追補書類	平成30年 7 月 6 日
訂正発行登録書	平成30年 7 月13日
訂正発行登録書	平成30年 7 月13日
訂正発行登録書	平成30年 7 月30日
訂正発行登録書	平成30年 7 月30日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 1 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 1 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 3 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 3 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 3 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 6 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 6 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 9 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月13日
発行登録追補書類	平成30年 8 月15日
発行登録追補書類	平成30年 8 月16日
発行登録追補書類	平成30年 8 月28日
訂正発行登録書	平成30年 8 月28日
発行登録追補書類	平成30年 8 月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成30年 9 月12日
訂正発行登録書	平成30年 9 月12日
訂正発行登録書	平成30年 9 月12日
発行登録追補書類	平成30年 9 月19日
発行登録追補書類	平成30年 9 月21日
発行登録追補書類	平成30年 9 月25日
半期報告書	平成30年 9 月27日
発行登録追補書類	平成30年 9 月28日
訂正発行登録書	平成30年 9 月28日
発行登録追補書類	平成30年10月11日
発行登録追補書類	平成30年10月19日
発行登録追補書類	平成30年10月31日
訂正発行登録書	平成30年10月31日
発行登録追補書類	平成30年11月 1 日
発行登録追補書類	平成30年11月 5 日
発行登録追補書類	平成30年11月20日
発行登録追補書類	平成30年11月29日
発行登録追補書類	平成30年12月 4 日
発行登録追補書類	平成30年12月13日
発行登録追補書類	平成31年 1 月 7 日
発行登録追補書類	平成31年 1 月10日
発行登録追補書類	平成31年 2 月 8 日
発行登録追補書類	平成31年 2 月22日
発行登録追補書類	平成31年 3 月12日
発行登録追補書類	平成31年 4 月 9 日
発行登録追補書類	令和元年 5 月 9 日
発行登録追補書類	令和元年 5 月28日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（対象株式：三井金属鉱業株式会社 普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

三井金属鉱業株式会社
東京都品川区大崎一丁目11番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

三井金属鉱業株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がノックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 57,296,616 (平成31年2月13日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数100株

2. ドイツ銀行ロンドン支店2019年7月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（対象株式：DMG森精機株式会社 普通株式）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

DMG森精機株式会社
奈良県大和郡山市北郡山町106番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

DMG森精機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がノックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 125,953,683 (2019年5月14日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 市場第一部
内容	: 単元株式数 100株

3. ドイツ銀行ロンドン支店2019年8月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社日本取引所グループ）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社日本取引所グループ
東京都中央区日本橋兜町2番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社日本取引所グループは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 536,351,448 (2019年6月12日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 市場第一部
内容	: 単元株式数 100株

4. ドイツ銀行ロンドン支店2019年9月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (対象株式: 株式会社SCREENホールディングス 普通株式)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社SCREENホールディングス
京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社SCREENホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がロックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 50,794,866 (2019年6月26日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2019年6月1日から2019年6月26日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

5. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月4日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (パナソニック株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真1006番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

パナソニック株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 2,453,053,497 (平成31年2月13日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部)
内容	: 一単元の株式数は100株である。

6. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債(東京エレクトロン株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

東京エレクトロン株式会社
東京都港区赤坂五丁目3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

東京エレクトロン株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額(額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 165,210,911 (2019年6月18日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所(市場第一部)
内容	: 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2019年6月1日から2019年6月18日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

7. ドイツ銀行ロンドン支店2020年1月27日満期 早期償還条項付/他社株転換条項付 円建社債(株式会社三越伊勢丹ホールディングス)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
東京都新宿区新宿五丁目16番10号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社三越伊勢丹ホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水

準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 395,751,854 (2019年6月17日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部、福岡証券取引所
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2019年6月1日から6月17日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

8. ドイツ銀行ロンドン支店2020年3月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(任天堂株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

任天堂株式会社
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

任天堂株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額(額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 141,669,000 (平成31年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

- 1.ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円
建社債（対象株式：三井金属鉱業株式会社 普通株式）

三井金属鉱業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第93期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月28日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第94期第3四半期）（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）四半期報告書を平成31年

2月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年6月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

- 2.ドイツ銀行ロンドン支店2019年7月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円
建社債（対象株式：DMG森精機株式会社 普通株式）

DMG森精機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第71期）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）2019年3月22日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第72期第1四半期）（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）四半期報告書を2019年5月14日

関東財務局長に提出

臨時報告書

2019年3月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

- 3.ドイツ銀行ロンドン支店2019年8月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社日本取引所グループ）

株式会社日本取引所グループの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第18期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月12日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2019年6月21日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

4. ドイツ銀行ロンドン支店2019年 9 月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（対象株式：株式会社SCREENホールディングス 普通株式）

株式会社SCREENホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第78期）（自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日）2019年 6 月26日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2019年 6 月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

5. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月 4 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（パナソニック株式会社）

パナソニック株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第111期）（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）平成30年 6 月29日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第112期第 3 四半期）（自 平成30年10月 1 日 至 平成30年12月31日）四半期報告書を平成31年 2 月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成30年 7 月 2 日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

イ 平成31年 2 月 1 日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第17号の規定に基づく）

ウ 平成31年 2 月 4 日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号の規定に基づく）

エ 2019年 5 月 9 日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号および第19号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

パナソニック株式会社

東京都港区東新橋一丁目 5 番 1 号（パナソニック東京汐留ビル）

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

6. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（東京エレクトロン株式会社）

東京エレクトロン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第56期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月18日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2019年6月20日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令
第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. ドイツ銀行ロンドン支店2020年1月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社三越伊勢丹ホールディングス）

株式会社三越伊勢丹ホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月17日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

ア 2019年6月17日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣
府令第19条第1項および第2項第2号の2の規定に基づく）

イ 2019年6月18日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣
府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

証券会員制法人福岡証券取引所

福岡市中央区天神二丁目14番2号

8.ドイツ銀行ロンドン支店2020年3月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（任天堂株式会社）

任天堂株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第78期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月29日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第79期第3四半期）（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）四半期報告書を平成31年2月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年7月2日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

任天堂株式会社 東京支店

株式会社東京証券取引所

東京都台東区浅草橋5丁目21番5号

東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1)理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

- ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン60)
- ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月6日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)
- ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月18日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)
- ドイツ銀行ロンドン支店2020年7月27日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2020年10月9日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2020年10月23日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店 2020年11月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ドイツ銀行ロンドン支店2020年11月27日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2021年4月26日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2021年5月24日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2021年6月14日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2021年8月26日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店 2022年1月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / S&P500指数)
- ドイツ銀行ロンドン支店 2022年1月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / ユーロ・ストックス50指数)
- ドイツ銀行ロンドン支店 2022年1月28日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)
- ドイツ銀行ロンドン支店 2022年2月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / ユーロ・ストックス50指数)
- ドイツ銀行ロンドン支店2022年3月11日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2022年4月5日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行AGロンドン 2023年5月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動 デジタルクーポン円建社債
- ドイツ銀行ロンドン支店 2023年9月27日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / S&P500指数)

- 2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および/または早期(期限前)償還事由の有無(ならびにこれらのいずれかに相当するもの)の全部または一部(該当する場合は、日経平均株価または日経平均株価に連動する有価証券の価格に連動

し、および/または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2)内容

日経平均株価指数（日経225指数）

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価指数

次表は最近5年間および当該事業年度中最近6か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
	最高（円）	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62
	最低（円）	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74

最近6か月の月別 最高・最低値	月別	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月
	最高（円）	22,794.19	22,869.50	24,120.04	24,270.62	22,486.92	22,574.76
	最低（円）	21,546.99	21,857.43	22,307.06	21,149.80	21,507.54	19,155.74

2019年6月26日現在、日経平均株価指数の終値は、21,086.59円であった。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
マネジメント・ボード御中

ドイツ銀行AGの連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポート

2017年度の連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの原本に対する監査報告書は、2018年3月12日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）およびその子会社（以下「グループ」という。）の2017年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記（重要な会計方針の要約を含む。）から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ・マネジメント・レポートについて監査を行った。

私たちの監査の結果得られた知見に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2017年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ・マネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。本グループ・マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則No 537/2014（以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（以下「IDW」という。）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項ポイント(f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

連結財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において、最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

レベル3の金融商品の評価およびその評価に際しての観察不能なインプット

重要な会計方針および重要な会計上の見積りについては、連結財務諸表の注記1（「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債」ならびに「売却可能として分類された金融資産」の項）を参照のこと。また、レベル3の金融商品に関する情報については、連結財務諸表の注記13を参照のこと。

財務諸表リスク

レベル3の金融商品は、金融資産と金融負債から成る。期末日現在、グループが計上する公正価値で保有するレベル3の金融資産は220億ユーロであり、公正価値で測定する金融資産の3.2%、総資産の1.5%を占める。レベル3の金融負債は71億ユーロであり、公正価値で測定する金融負債の1.5%、総資産の0.5%を占める。

定義上、これらの金融商品の評価に関して、市場価格は観察不能である。したがって、公正価値は認められた評価方法に基づいて決定される。これらの評価方法は複雑なモデルから成り、判断を必要とする観察不能なインプットに対する仮定や推測を含むことがある。

財務諸表リスクは、特に、公正価値の決定において複雑な評価モデルまたは観察不能な評価パラメータを使用することから、レベル3の金融商品の評価額が会計原則を逸脱するリスクである。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、最初に、レベル3の金融商品の評価に使用されるモデルおよび観察不能なインプットを含むパラメータ、また該当があれば関連する評価調整について、一般的な適合性および虚偽表示の可能性を評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

金融商品の評価および評価における観察不能インプットの決定に関するグループの内部統制の妥当性を評価するため、私たちは、内部統制の整備状況を評価し、主要な統制の運用状況の有効性を評価した。また必要に応じて、KPMG内部評価専門家を利用した。監査手続対象には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- レベル3の金融商品に使用されるインプット・パラメータの妥当性を確認するためにグループが実施する月次の独立価格検証（以下「IPV」という。）手続
- 各ガバナンスを含むグループが使用する評価モデルにおけるモデルの検証
- 公正価値の決定において会計基準で要求される信用リスク評価調整、資金調達コスト評価調整などの計算および会計処理
- カウンターパーティーとの評価の相違により生じる担保に関する係争

統制の整備または有効性に関する検出事項が生じた場合、追加の補完統制についてテストした。私たちは、追加の実証的監査手続の内容および範囲の策定において、内部統制の手続きの結果を利用した。

私たちは、レベル3の金融商品のリスクベースのサンプルに対して実証的手続を実施した。これには特に以下のものが含まれる。

- サンプルとして抽出された取引単位の金融商品について、KPMG内部評価専門家を利用した独立価格検証（IPV）の実施
- サンプルとして抽出された評価調整の独立再計算
- 使用されたモデルの妥当性を決定するための手続の実施。これには、各評価モデルにおける主要なインプットとその使用方法も含まれる。

- レベル3の金融商品に対する主要なインプットに関する活発な市場が観察不能である点について、会計基準で要求されているとおり正確に評価されているかのテスト

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、レベル3の金融商品の評価に使用されるモデルおよび関連するパラメータは合理的であると判断する。

特定業種の信用ポートフォリオにおける信用損失引当金

貸出金の評価を含む信用リスクの管理に係る定性的および定量的な記載については、グループ・マネジメント・レポートのリスク報告の項を参照のこと。重要な会計方針および重要な会計上の見積りについては、連結財務諸表の注記1（「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項）を参照のこと。貸出金および引当金の水準については、連結財務諸表の注記19および20を参照のこと。

財務諸表リスク

期末日現在、グループが計上する貸出金は4,017億ユーロ（信用損失引当金39億ユーロ控除後）であり、総資産の27%に相当する。2017年事業年度において、グループが連結損益計算書において計上していた信用損失引当金繰入は525百万ユーロであった。

リスク評価の一環として、私たちは、船舶・石油およびガス部門ならびに金属・鉱業・鉄鋼セクターの借手に対する貸出金について、業種特有の経済状況により高い信用評価リスクが生じていると判断した。これらの高リスク業種における貸出金の総エクスポージャーは約150億ユーロであった。2017年事業年度の連結損益計算書に計上される信用損失引当金のうち、198百万ユーロ（2017年度に認識された貸出事業に係る引当金の38%）が船舶ポートフォリオに対するものである。

財務諸表リスクは、特にこれらの業種においては担保による回収可能額の評価など判断を伴う仮定およびシナリオ（すなわち回復シナリオや継続企業シナリオなど）に基づいて個別評価される信用損失引当金の算定に使用される、見積りの不確実性から生じるリスクである。

私たちの監査アプローチ

リスク評価の実施および監査手続の策定のため、私たちはポートフォリオ分析を行い、固有の評価リスクの評価およびリスクの高い業種の識別を実施した。さらに、個別に評価された信用損失引当金の算出にグループが用いた手法および主要なインプットを評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

統制テストにおいては、貸出金の評価に関する統制の整備状況を評価し、運用の有効性を評価した。これには、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 減損の方針および一般的手法のレビューおよび承認
- モニタリング強化対象の貸出金のレビュー
- 担保の定期的な評価
- 個別に評価した信用損失引当金の計算および会計処理

さらに、識別された高リスク業種の貸出金の選定について、個別に評価された信用損失引当金の計算に使用されたキャッシュ・フローが適切に見積もられているかをテストするための実証的監査手続を実施した。予想キャッシュ・フローの妥当性を評価するにあたり、業種特有の市場予想および各エクスポージャーの対応策（リストラクチャリングや清算など）を検討した。また選択したエクスポージャーについては、個別に評価された信用損失引当金を再計算した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、識別された高リスク業種に関連する貸出金に対して個別に評価された信用損失引当金を決定するための仮定とシナリオは合理的であると判断する。

繰延税金資産の認識および測定

重要な会計方針および会計上の見積り、ならびに繰延税金資産の認識および測定の基礎となる仮定については、連結財務諸表の注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」（「法人税等」の項）を参照のこと。繰延税金資産の情報については、連結財務諸表の注記36を参照のこと。

財務諸表リスク

連結財務諸表に含まれる繰延税金資産は、68億ユーロである。当事業年度においてグループは、米国税制改正に伴い繰延税金資産の帳簿価額を14億ユーロ減額した。

繰延税金資産の認識および測定には、判断が含まれており、客観的な要素のほか、将来の課税所得ならびに未使用の税務上の繰越損失および税額控除の利用可能性に関する多くの見積りが含まれている。

財務諸表リスクは、特に、将来の回収可能性の見積りが不適切であった場合に生じる。将来の回収可能性の見積りは、事業計画に基づく将来の課税所得の可能性に依拠し、かつ、そこに含まれる主要な価値決定の仮定およびパラメータの予想値が考慮されるが、そのいずれも不確実性にさらされている。これらには特に、将来の課税所得を決定する税引前利益の値、潜在的な異常項目の影響、および永久差異に関する仮定が含まれる。このような見積りは、これには限定されないが米国の税制改革を含む現在の政治・経済動向および管轄区域特有の検討事項も考慮しなければならない。

私たちの監査アプローチ

私たちは、グループに関して適用される税法および規制を理解するため、リスク評価を実施した。これに基づき、KPMG内部の税務専門家の協力を得て、関連する主要な内部統制のテストと実証的監査手続の両方を実施した。私たちは、統制テストの一環として以下の監査手続を実施したが、これに限定されるものではない。

- IAS第12号に準拠した繰延税金資産の認識および測定に用いた方針の評価
- グループにおける繰延税金資産の認識に関する内部統制の整備状況の評価および運用の有効性のテスト

さらに、各国の繰延税金資産のリスクベースのサンプルについて、実証的監査手続を実施した。これには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 事業計画に適用されるパラメータの適切性の評価。適切な場合は、事業計画に関連する国に細分した事業計画を含む。私たちは、その際に、回収可能性または計画パラメータおよび仮定の発生に関する潜在的なプラスおよびマイナスの指標を考慮し、グループの重要な小区分に関連して適用される計画パラメータの適切性を検討した。
- 一部の国については、税引前利益から計画上の課税所得へ調整のレビュー

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、特に、課税所得ならびに税務上の繰越損失および税額控除の利用可能性を判断するための仮定およびパラメータに関して、繰延税金資産の認識および測定は、合理的であると判断する。

財務諸表における法的リスクの表示

重要な訴訟の定性的および定量的な記載について、連結財務諸表の注記29を参のこと。

財務諸表リスク

期末日現在、グループが計上する法的リスク引当金は20億ユーロである。その内訳は、民事訴訟引当金が11億ユーロおよび規制執行引当金が9億ユーロである。

財務諸表リスクは、特に、適用される法律、規制上の要件または契約上の合意事項の非遵守、あるいは提起された訴訟に起因する潜在的な財務上の義務（引当金または偶発債務）を適切に反映していないことに起因しており、これにはグループの財務諸表開示に係る検討が含まれる。これらの項目の識別、発生可能性の評価、および結果として生じる潜在的な金融債務の評価については、判断および見積りの不確実性が生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチの策定において、潜在的な偶発債務に関するリスク評価を実施した。これは、法的リスクの記録に関する網羅性および正確性に対する内部統制の評価、ならびに法的リスクの識別、評価およびモニタリングを担当するマネジメント・ボードや部署へのヒアリングに基づく。さらに、内部および外部文書ならびに公的に利用可能な情報のレビュー、また法的費用に関する勘定の査閲から成る。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

内部統制システムの妥当性をテストするため、法的リスクに対する引当金および偶発債務の評価の網羅性および正確性を確保するために構築された統制を識別し、当該統制の整備状況の評価ならびにその運用の有効性をテストした。

また、訴訟案件のリスクベースのサンプルに対して実証的監査手続を実施し、重要訴訟の担当弁護士に弁護士確認状を送付した。

私たちは、グループの重要な引当金および偶発債務の認識および評価について、会計基準の遵守に関して入手可能な事実および状況に基づいて評価した。

私たちは、各訴訟の事実および状況について決定するため、関連書類を査閲し、グループ内外の顧問弁護士へ問い合わせを行った。また、未確認の証拠の評価を含め、実施した重要な仮定および適用された主要な判断を評価した。特に、潜在的な義務が存在するがエクスポージャーの発生可能性が高くはないと考える事項については、認識およびそれに係る開示が不足していないかについて監査証拠を検討した。

さらに、私たちは、引当金および偶発債務を判断の適用に関するグループの開示が適切に反映されているかを検討した。また、各訴訟に関するグループの開示が、法規制上の事項に係る不確実性を適切に反映しているかを検討した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、事項の識別ならびに潜在的義務の発生可能性および見積引当金の評価について、合理的であると判断した。注記は、評価の見積りの不確実性を適切に開示している。

財務報告プロセスにおけるITアクセス管理

ITアクセス管理統制を含む財務報告プロセスに係る内部統制の詳細については、「財務報告に係る内部統制」の項のグループ・マネジメント・レポートを参照のこと。

財務諸表リスク

財務報告プロセスは、グループの規模および複雑性により、情報技術および網羅的かつ正確な電子的データの入手可能性に大きく依拠している。したがって、ITシステムに対するアクセス権の不適切な付与または効果的でないモニタリングは、財務報告の正確性にリスクをもたらす。このリスクは、特に「知る必要性」または「有する必要性」に対応しないアクセス権を有するシステムにおいて生じる。すなわち、アクセス権が役割の要件のみに基づいて付与され、それ以上の承認要件が設けられていない場合、または、IT部門と専門部門の間ならびに開発部門と利用部門の間といった職務分掌の原則のみに基づいてアクセス権が付与されている場合である。

権限のないまたは広範なアクセス権および職務分掌の欠如は、財務諸表の網羅性および正確性に重大な影響を及ぼし得るデータの意図的または意図的ではない改ざんリスクを生じさせる。したがって、それぞれの各予防措置の策定および遵守は、私たちの監査にとって重要な事項である。

私たちの監査アプローチ

私たちは、グループのビジネスIT関連の統制環境について理解した。さらに、リスク評価を実施し、監査に関連するITアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムを識別した。

財務報告プロセス内の関連するIT依拠統制（いわゆるITアプリケーション統制）について、支援する全般IT統制を識別し、その整備状況および運用の有効性を評価した。私たちは、特にアクセス保護の分野における主要な統制、ならびに当該統制と財務報告の網羅性および正確性との関連性についてテストした。監査手続には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 新しい従業員および異動した従業員のITシステムへの初期アクセス権付与に関する統制テスト。そのアクセスが適切なスクリーニングの対象となっているか、また、職務に基づく承認の概念に沿って権限者によって承認されているか。
- 職務変更された従業員または退職後の元従業員のアクセス権が適切な期間内に削除されているかに関する統制テスト。
- 限定的な承認手続の対象とされる特権的または管理的権限保有者（スーパーユーザー）に対するシステムアクセス権の適切性に関する統制テスト、およびその定期的レビュー

また、パスワード保護、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムの変更に関するセキュリティ設定、専門部署とITユーザーの分離、ならびにプログラム開発担当者とシステム運用担当者の分離といった分野について、特定のテスト手続を実施した。特定のIT統制が有効でなかった場合は、整備状況および運用の有効性について追加の補完統制を識別してテストするとともに、その他の補完的証拠をテストした。

また私たちは、統制テストの結果を踏まえ、実施すべき今後の実証的監査手続の内容および範囲を決定した。特に、銀行退職後のユーザー承認が適時に削除されていないことが判明した際、個人ユーザーのアクティビティ・ログを査閲し、処理された財務情報の網羅性や正確性に重大な影響を及ぼすような未承認のアクティビティが生じていないか確認した。

また詳細テストにより、プログラム開発者が修正プロセスにおいて承認権を有していないか、ならびにアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムの本番環境において修正を実行できたかを評価し、これらの責任が機能的に分離されているかを評価した。また、フロント・オフィスとバック・オフィスとの間の職務分掌が遵守されているかを評価するために、重要な取引および決済システムに関する職務分掌について分析した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、財務報告関連データの網羅性および正確性に関する要件全般について取り扱うため、財務報告プロセスにおけるITアクセス管理を検討する。統制の不備を識別した場合、財務諸表上の重要な虚偽表示リスクに対処するための補完統制が整備されていることを確認し、その他の補完的証拠をテストした。

その他の情報

マネジメント・ボードは、その他の情報について責任を負っている。その他の情報は、年次報告書に含まれる、監査済連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートならびに私たちの監査報告書を除くその他の情報から成る。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、グループ・マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関するマネジメント・ボードおよびアドバイザリー・ボードの責任

マネジメント・ボードは、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要求に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債および財政状態ならびに財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、マネジメント・ボードは、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、マネジメント・ボードが必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するに当たり、マネジメント・ボードは、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、マネジメント・ボードがグループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、マネジメント・ボードは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループ・マネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ・マネジメント・レポートを作成し、グループ・マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、マネジメント・ボードが必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

アドバイザリー・ボードは、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの監査の目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループ・マネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および連結財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ・マネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび措置（体制）について理解する。ただし、これは、これらの体制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- マネジメント・ボードが使用した会計方針の適切性およびマネジメント・ボードによって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- マネジメント・ボードが継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要求に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体の財務情報および事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、グループ監査の指示、監督および実施について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ・マネジメント・レポートに係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- マネジメント・ボードがグループ・マネジメント・レポートにおいて表示した予測情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特にマネジメント・ボードが予測情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、予測情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、予測情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が予測情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、特に計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な検出事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2017年5月18日付定時株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2017年7月26日付アドバイザリー・ボードに出席した。私たちまたは私たちの前身である監査法人は、1952年より、ドイツ銀行アクツイエンゲゼルシャフトおよびその前身である会社の監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

私たちは、財務諸表監査に加え、注記43「ドイツ商法第297条第1a項 / 第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報」において開示されているとおり、以下の業務を提供した。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ブルクハルト・ポートである。

フランクフルト・アム・マイン、2018年3月12日

ケーピーエムジーエーゲー AG
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 パクロフスキー） （署名 ポート）
経済監査士 経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2018年6月20日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 ブルクハルト・ポート） （署名 ティム・ヘーベル）
経済監査士 経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2017 haben wir am 12. März 2018 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

“ Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2017, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnis-rechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2017 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017.
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten und verwendete nicht beobachtbare Bewertungsparameter

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze und wesentliche Rechnungslegungseinschätzungen sind in Anhangangabe 1 im Konzernabschluss (Abschnitte „Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und Verpflichtungen“ und „Zur Veräußerung verfügbare finanzielle Vermögenswerte“) beschrieben. Für Informationen zu Level-3-Finanzinstrumenten verweisen wir auf Anhangangabe 13 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Level-3-Finanzinstrumente umfassen sowohl finanzielle Vermögenswerte als auch Verbindlichkeiten. Zum Bilanzstichtag weist der Konzern Level-3-Vermögenswerte zum beizulegenden Zeitwert in Höhe von EUR 22,0 Mrd aus. Dies entspricht 3,2 % der zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Vermögenswerte bzw. 1,5 % der Bilanzsumme. Die Level-3-Verbindlichkeiten betragen EUR 7,1 Mrd und somit 1,5 % der zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Verbindlichkeiten bzw. 0,5 % der Bilanzsumme.

Für die Bewertung dieser Finanzinstrumente sind definitionsgemäß keine Marktpreise beobachtbar. Die beizulegenden Zeitwerte sind daher auf Basis anerkannter Bewertungsverfahren

zu ermitteln. Diese Bewertungsverfahren können auf komplexen Modellen beruhen und ermessensbehaftete Annahmen und Schätzungen für nichtbeobachtbare Parameter beinhalten.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass der beizulegende Zeitwert von Level-3-Finanzinstrumenten nicht im Einklang mit den Rechnungslegungsgrundsätzen stehen könnte, da Bewertungsmodelle und nicht beobachtbare Bewertungsparameter bei der Ermittlung unsachgemäß verwendet wurden.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir zunächst eine Einschätzung der grundsätzlichen Eignung und Fehleranfälligkeit der für die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten herangezogenen Modelle und Parameter einschließlich nicht beobachtbarer Parameter sowie potenziell erforderlicher Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) durchgeführt.

Auf der Grundlage unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit der internen Kontrollen des Konzerns bezüglich der Bewertung von Finanzinstrumenten und der Ermittlung verwendeter, nicht beobachtbarer Parameter einschätzen zu können, haben wir eine Beurteilung des Aufbaus und der Einrichtung sowie eine Prüfung der Wirksamkeit wesentlicher Kontrollen durchgeführt. Ferner haben wir hierzu KPMG-interne Bewertungsspezialisten einbezogen. Die Prüfung umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich der:

- durch den Konzern monatlich durchgeführten unabhängigen Preisverifizierung (Independent Price Verification – IPV) zur Sicherstellung der Richtigkeit von bewertungsrelevanten Inputparametern von Level-3-Finanzinstrumenten,
- durch den Konzern durchgeführten Validierung der verwendeten Bewertungsmodelle einschließlich der entsprechenden Governance,
- Ermittlung und Erfassung der notwendigen Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) für Ausfallrisiken der Vertragspartner, die Bonität des Konzerns und andere von den Rechnungslegungsstandards geforderte Anpassungen zur Ermittlung des beizulegenden Zeitwerts und
- Bewertungsunstimmigkeiten mit Gegenparteien (Collateral Disputes).

Sofern wir Feststellungen zur Angemessenheit oder Wirksamkeit einzelner Kontrollen getroffen haben, haben wir zusätzlich kompensierende Kontrollen geprüft. Unsere Prüfungsergebnisse haben wir bei der Bestimmung von Art und Umfang der weiteren aussagebezogenen Prüfungshandlungen berücksichtigt.

Wir haben aussagebezogene Prüfungshandlungen für eine risikoorientierte bewusste Auswahl von Level-3-Finanzinstrumenten vorgenommen. Diese umfassen insbesondere:

- die Durchführung eigener unabhängiger Preisverifizierungen unter Einbeziehung von KPMG-internen Bewertungsspezialisten für ausgewählte Finanzinstrumente,
- die unabhängige Nachberechnung ausgewählter Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments),
- die Prüfung der Angemessenheit der verwendeten Modelle und bewertungsrelevanter Inputfaktoren sowie ihrer Verwendung in den jeweiligen Preismodellen und

- die Prüfung, ob es sich bei den für die Bewertung verwendeten Inputfaktoren – wie von den Rechnungslegungsgrundsätzen für Level-3-Finanzinstrumente gefordert – um nicht auf aktiven Märkten beobachtbare Parameter handelt.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen werden für die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten sachgerechte Modelle und Bewertungsparameter verwendet.

Einzelwertberichtigungen in Kreditportfolien bestimmter Branchen

Eine qualitative und quantitative Beschreibung des Kreditrisikomanagements einschließlich der Bewertung von Forderungen aus dem Kreditgeschäft findet sich im Konzernlagebericht im Abschnitt „Risikobericht“. Für wesentliche Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze und wesentliche Rechnungslegungseinschätzungen verweisen wir auf Anhangangabe 1 im Konzernabschluss (Abschnitt „Wertminderung von Krediten und Rückstellungen für außerbilanzielle Verpflichtungen im Kreditgeschäft“). Für Informationen zu Krediten und die Höhe der Wertberichtigungen verweisen wir auf die Anhangangaben 19 und 20.

Das Risiko für den Abschluss

Der Konzern weist – abzüglich einer Wertberichtigung für Kreditausfälle in Höhe von EUR 3,9 Mrd – zum Abschlussstichtag Forderungen aus dem Kreditgeschäft in Höhe von netto EUR 401,7 Mrd aus. Dies entspricht 27 % der Bilanzsumme. Im Geschäftsjahr 2017 hat der Konzern einen Betrag in Höhe von EUR 525 Mio als Risikovorsorge im Kreditgeschäft in der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung ausgewiesen.

Im Rahmen unserer Risikobeurteilung haben wir Forderungen an Kreditnehmer aus den Branchen Schifffahrt, Öl & Gas sowie Metalle, Bergbau & Stahl identifiziert, die aufgrund branchenspezifischer Herausforderungen ein höheres Bewertungsrisiko aufweisen. Die Forderungen aus dem Kreditgeschäft des Konzerns in diesen Risikobranchen betragen rund EUR 15 Mrd. Von der im Geschäftsjahr 2017 in der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung abgebildeten Einzelwertberichtigungen belaufen sich allein EUR 198 Mio bzw. 38 % der im Jahr 2017 insgesamt gebildeten Risikovorsorge im Kreditgeschäft auf das Schifffahrtsportfolio.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere in Schätzungsunsicherheiten bei der Ermittlung von Einzelwertberichtigungen vor allem in diesen Branchen, die auf Annahmen und Szenarien (z. B. Verwertungsszenarien, Going-Concern-Szenarien etc.) sowie der Beurteilung von Sicherheitenerlösen beruhen.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Risikobeurteilung und zur Planung unserer Prüfungshandlungen haben wir eine Portfolioanalyse durchgeführt, um die inhärenten Bewertungsrisiken einzuschätzen und Risikobranchen zu identifizieren. Darüber hinaus haben wir die Methodik des Konzerns sowie die wesentlichen Inputparameter, die für die Ermittlung der Einzelwertberichtigung herangezogen wurden, beurteilt.

Aus der Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Im Rahmen unserer Kontrollprüfung haben wir Aufbau, Einrichtung und Wirksamkeit der Kontrollen im Kreditbewertungsprozess des Konzerns beurteilt. Dies umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich:

- der Genehmigung von Richtlinien zur Wertberichtigung und allgemeinem methodischen Vorgehen,
- der Überwachung der Kredite in der Intensivbetreuung,
- der regelmäßigen Bewertung von Sicherheiten und
- der Berechnung und Erfassung von Einzelwertberichtigungen.

Darüber hinaus haben wir für eine bewusste Auswahl von Kreditengagements, mit Schwerpunkt auf den identifizierten Risikobranchen, aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt, um zu beurteilen, ob die im Rahmen der Ermittlung der Einzelwertberichtigung zugrunde gelegten Zahlungsströme angemessen abgeleitet wurden. Bei der Beurteilung der Angemessenheit der erwarteten Zahlungsströme haben wir uns auf branchenbezogene Markterwartungen sowie die jeweilige Engagementstrategie (z. B. Sanierung, Verwertung) im Konzern gestützt. Für ausgewählte Engagements haben wir die Berechnung der Einzelwertberichtigungen nachvollzogen.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen der Kontrollprüfung und aussagebezogener Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die getroffenen Annahmen und Szenarien zur Ermittlung der Einzelwertberichtigungen auf Forderungen aus dem Kreditgeschäft für die identifizierten Risikobranchen angemessen sind.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen und Schätzungen sowie die der Bewertung der latenten Steueransprüche zugrunde gelegten Annahmen sind in der Anhangangabe 1 im Konzernabschluss „Wesentliche Rechnungslegungsgrundsätze und einschätzungen“ beschrieben (Abschnitt „Ertragsteuern“). Für Informationen zu latenten Steueransprüchen verweisen wir auf die Anhangangabe 36 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Der Konzernabschluss weist latente Steueransprüche in Höhe von EUR 6,8 Mrd aus. Im Berichtsjahr hat der Konzern aufgrund der geänderten steuerlichen Gesetzgebung in den USA den Buchwert der latenten Steueransprüche um EUR 1,4 Mrd gemindert.

Ansatz und Bewertung der latenten Steueransprüche sind ermessensbehaftet und erfordern neben der Berücksichtigung objektiver Faktoren auch zahlreiche Schätzungen über die zukünftige steuerliche Ertragsituation sowie die Nutzbarkeit steuerlicher Verluste und bisher ungenutzter Steuergutschriften.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass die zukünftige Nutzbarkeit der latenten Steueransprüche unsachgemäß eingeschätzt werden könnte. Die Einschätzung der

Nutzbarkeit der Ansprüche erfolgt insbesondere auf Basis des zukünftigen steuerlichen Ertragspotenzials auf Grundlage der Unternehmensplanung und unter Berücksichtigung der darin enthaltenen voraussichtlichen Entwicklung wesentlicher wertbestimmender Annahmen und Parameter, die mit Schätzunsicherheiten behaftet ist. Hierzu zählen insbesondere die Annahmen über die Entwicklung der Vorsteuerergebnisse und der Einfluss etwaiger Sondersachverhalte sowie permanenter Effekte, die die zukünftig verfügbaren positiven steuerlichen Ergebnisse determinieren. Die Annahmen müssen auch aktuelle politische und ökonomische Entwicklungen und Rahmenbedingungen sowie spezielle nationale Vorschriften berücksichtigen, wie bspw. die US-Steuerreform.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben zunächst eine Risikobeurteilung vorgenommen, um ein Verständnis der für den Konzern relevanten Steuergesetze und steuerlichen Regelungen zu erlangen. Darauf aufbauend haben wir unter Hinzuziehung KPMG-interner Steuerspezialisten sowohl kontrollbasierte als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt. Im Rahmen unserer Kontrollprüfung haben wir unter anderem die folgenden Prüfungshandlungen durchgeführt:

- Würdigung der im Konzern angewandten Methodik für den Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen entsprechend den Vorgaben des IAS 12 und
- Prüfung des Aufbaus, der Einrichtung und der Wirksamkeit interner Kontrollen bezüglich des Ansatzes latenter Steueransprüche im Konzern.

Darüber hinaus haben wir aussagebezogene Prüfungshandlungen für eine risikoorientierte, bewusste Auswahl latenter Steueransprüche in verschiedenen Ländern durchgeführt. Diese umfassten insbesondere:

- die Würdigung der Sachgerechtigkeit der verwendeten Parameter bei der Unternehmensplanung und – soweit erforderlich – Teilplanungen relevanter Länder. Dabei haben wir die Angemessenheit der verwendeten Planungsparameter für maßgebliche Teilbereiche des Konzerns durch die Berücksichtigung potenzieller positiver und negativer Indikatoren hinsichtlich der Realisierbarkeit bzw. des Eintretens wesentlicher Planungsparameter und annahmen hinterfragt und
- die Überleitung des Vorsteuerergebnisses der nationalen Gesellschaften zum geplanten steuerlichen Ergebnis in ausgewählten Ländern.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass der Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen im Hinblick auf die getroffenen Annahmen zur Ableitung des steuerlichen Ergebnisses und der Nutzbarkeit steuerlicher Verluste und bisher ungenutzter Steuergutschriften angemessen sind.

Abbildung von Rechtsrisiken im Konzernabschluss

Eine qualitative und quantitative Darstellung wesentlicher Rechtsstreitigkeiten findet sich in Anhangangabe 29 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Zum Bilanzstichtag weist der Konzern Rückstellungen für Rechtsrisiken in Höhe von EUR 2,0 Mrd aus. Diese umfassen Rückstellungen für Zivilverfahren in Höhe von EUR 1,1 Mrd und Rückstellungen für Prozesse mit Regulierungsbehörden in Höhe von EUR 0,9 Mrd.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass mögliche finanzielle Verpflichtungen (Rückstellungen bzw. Eventualverbindlichkeiten) aufgrund der Missachtung geltender Gesetze, regulatorischer Anforderungen oder vertraglicher Vereinbarungen und geltend gemachter Ansprüche sowie die ergänzenden Angaben nicht angemessen im Konzernabschluss abgebildet sein könnten. Die Identifikation dieser Sachverhalte, die Beurteilung ihrer Eintrittswahrscheinlichkeit und die Bewertung möglicher daraus resultierender finanzieller Verpflichtungen sind mit Ermessen und Schätzunsicherheit behaftet.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir eine Risikoeinschätzung bezüglich potenzieller vorsorgepflichtiger Sachverhalte vorgenommen. Diese basierte auf einer Einschätzung der internen Kontrollen zur vollständigen und richtigen Erfassung von Rechtsrisiken und auf Befragungen der Geschäftsleitung und mit der Identifikation, Bewertung und Überwachung von Rechtsrisiken betrauten Abteilungen. Sie umfasste zudem die Durchsicht interner und externer Unterlagen bzw. öffentlich zugänglicher Informationen sowie die Durchsicht der Kosten für Rechtsberatung.

Auf Basis unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der Kontrollprüfungen und aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit des internen Kontrollsystems zu überprüfen, haben wir Kontrollen identifiziert, deren Ziel die Sicherstellung der Vollständigkeit und der Richtigkeit der Bewertung von Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten für Rechtsrisiken ist und den Aufbau, die Einrichtung sowie die Wirksamkeit dieser Kontrollen geprüft.

Wir haben zudem insbesondere die nachfolgend dargestellten aussagebezogenen Prüfungshandlungen für risikoorientiert ausgewählte Sachverhalte vorgenommen und die Rechtsanwaltsbestätigungen der mit wesentlichen Fällen betrauten Kanzleien gewürdigt.

Wir haben den Ansatz und die Bewertung wesentlicher durch den Konzern erfasster Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten anhand vorliegender Informationen und hinsichtlich der Einhaltung der Rechnungslegungsgrundsätze geprüft.

Zur Erlangung der erforderlichen Informationen haben wir Einsicht in relevante Unterlagen genommen und die jeweiligen internen und externen Rechtsbeistände des Konzerns befragt. Wir haben eine Beurteilung der wesentlichen zugrunde liegenden Annahmen und Ermessensentscheidungen einschließlich einer Würdigung möglicherweise entgegenstehender Informationen vorgenommen. Insbesondere haben wir in Fällen eines bestehenden Risikos, dessen Eintritt als unwahrscheinlich erachtet wird, Prüfungsnachweise bezüglich der Angemessenheit der Nichterfassung und der Angaben im Anhang erlangt.

Darüber hinaus haben wir beurteilt, ob die durch den Konzern gemachten Angaben im Anhang die Ermessensentscheidungen, die zur Schätzung von Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten angewandt wurden, angemessen abbilden. Zudem haben wir beurteilt, ob die durch den Konzern gemachten Anhangangaben, die mit den einzelnen Sachverhalten verbundenen Unwägbarkeiten im

Zusammenhang mit rechtlichen und aufsichtsrechtlichen Belangen in angemessener Weise darstellen.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogener Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die Identifikation der Sachverhalte sowie die Beurteilung ihrer Eintrittswahrscheinlichkeit und geschätzten Vorsorge angemessen erfolgen. Die Angaben im Anhang erläutern angemessen die mit der Bewertung verbundene Schätzunsicherheit.

IT-Zugriffsberechtigungen im Rechnungslegungsprozess

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems im Rechnungslegungsprozess einschließlich der IT-Zugriffsberechtigungen findet sich im Konzernlagebericht im Kapitel „Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung“.

Das Risiko für den Abschluss

Der Rechnungslegungsprozess ist aufgrund der Größe und Komplexität des Konzerns stark von Informationstechnologie und der durchgängigen Verfügbarkeit vollständiger und richtiger elektronischer Daten abhängig. Eine unangemessene Vergabe oder die unwirksame Überwachung von Zugriffsberechtigungen für IT-Systeme stellt daher ein Risiko für die Richtigkeit der Finanzberichterstattung dar. Hiervon sind vor allem Systeme betroffen, für die Zugriffsrechte nicht nach dem Minimalprinzip (Berechtigungsvergabe nur aufgrund der Anforderungen der Rolle und darüber hinaus keine weitergehende Berechtigungsvergabe) oder dem Funktionstrennungsprinzip (bspw. zwischen IT und Fachbereich oder zwischen Entwicklung und Anwendungsbetrieb) vergeben werden.

Ein unberechtigter Systemzugang, unangemessen weitgehende Berechtigungen und mangelnde Funktionstrennung beinhalten das Risiko beabsichtigter oder unbeabsichtigter Eingriffe, die sich auf die Vollständigkeit und Richtigkeit abschlussrelevanter Daten in der Finanzberichterstattung wesentlich auswirken könnten. Demzufolge sind die Schaffung und Einhaltung entsprechender Vorkehrungen zur angemessenen Vergabe von IT-Zugriffsberechtigungen für unsere Prüfung von besonderer Bedeutung.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben ein Verständnis des IT-bezogenen Kontrollumfelds des Konzerns erlangt. Darüber hinaus haben wir eine Risikobeurteilung vorgenommen und IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme identifiziert, die für unsere Prüfung von Bedeutung sind.

Für relevante IT-gestützte Kontrollen innerhalb des Rechnungslegungsprozesses (sogenannte IT-Anwendungskontrollen) haben wir unterstützende allgemeine IT-Kontrollen identifiziert und ihren Aufbau, ihre Einrichtung und ihre Wirksamkeit geprüft. Wir haben insbesondere wesentliche Kontrollen im Bereich des Zugriffsschutzes und deren Verknüpfung zur Vollständigkeit und Richtigkeit der Finanzberichterstattung geprüft. Unsere Prüfungshandlungen betrafen unter anderem:

- Kontrollen, ob der erstmalige Zugriff auf IT-Systeme für neue Mitarbeiter oder Mitarbeiter mit neuer Rolle einer angemessenen Überprüfung unterzogen und entsprechend dem Freigabekonzept von einer autorisierten Person freigegeben wird.

- Kontrollen, ob Zugriffsrechte von Mitarbeitern bzw. ehemaligen Mitarbeitern in angemessener Zeit nach Abteilungswechsel oder Unternehmensaustritt entzogen werden.
- Kontrollen, ob eine Überprüfung der Angemessenheit der erteilten Systemzugriffe für privilegierte oder administrative Berechtigungen (sogenannte Superuser) erfolgt und einer entsprechend restriktiven regelmäßig überwachten Berechtigungsvergabepraxis unterliegen.

Zudem haben wir weitere Prüfungshandlungen im Bereich des Passwortschutzes, der Sicherheitseinstellungen bzgl. des Änderungswesens für Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme, der funktionalen Trennung von Fachbereichs- und IT-Benutzern und der funktionalen Trennung zwischen Mitarbeitern, die für die Programmentwicklung zuständig sind, und Mitarbeitern, die für den Systembetrieb zuständig sind, durchgeführt. In Fällen unwirksamer IT-Kontrollen haben wir weitere Kontrollen, die einen kompensierenden Effekt haben, identifiziert und ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft sowie entsprechende Nachweise erlangt.

Unter Berücksichtigung der Ergebnisse unserer Kontrollprüfungen haben wir Art und Umfang weiterer aussagebezogener Prüfungshandlungen festgelegt. Dies umfasste insbesondere in Fällen von nicht fristgerecht entzogenen Berechtigungen bei Unternehmensaustritt unter anderem die Untersuchung der Nutzungsprotokolle des betroffenen Nutzers auf mögliche unautorisierte Aktivitäten, die einen wesentlichen Einfluss auf die Vollständigkeit und Richtigkeit von Finanzinformationen haben könnten.

Ferner haben wir uns durch Einzelfallprüfungen davon überzeugt, ob Programmentwickler Freigaberechte im Änderungsprozess haben und ob sie direkte Änderungen in den produktiven Versionen der Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme durchführen können, da diese Rollen funktional getrennt sein müssen. Wir haben zudem Funktionstrennungsanalysen bei kritischen Handels- und Zahlungsverkehrssystemen durchgeführt, um festzustellen, ob die funktionale Trennung zwischen Markt und Marktfolge eingehalten wurde.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen der Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die IT-Zugriffsberechtigungen grundsätzlich den Anforderungen an die Vollständigkeit und Richtigkeit von rechnungslegungsrelevanten Daten dienen. In den Fällen, in denen wir Kontrollschwächen festgestellt haben, konnten wir Kontrollen identifizieren und andere Nachweise erlangen, die das Risiko eines wesentlichen Fehlers für den Konzernabschluss kompensieren.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die übrigen Teile des Geschäftsberichts, mit Ausnahme des geprüften Konzernabschlusses und Konzernlageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zum Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die

Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschluss-prüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.

- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 18. Mai 2017 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 26. Juli 2017 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir oder unsere Vorgängergesellschaften sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 1952 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Vorgängergesellschaften tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Die von uns zusätzlich zur Abschlussprüfung erbrachten Leistungen sind in der Anhangangabe 43 – „Ergänzende Erläuterungen zum Konzernabschluss gemäß § 297 Abs. 1a/315a HGB und die Kapitalrendite gemäß § 26a KWG“ aufgeführt.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Burkhard Böth.

Frankfurt am Main, 12. März 2018

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Böth
Wirtschaftsprüfer ”

Frankfurt am Main, den 20. Juni 2018

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Burkhard Böth
Wirtschaftsprüfer

Tim Hebel
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
マネジメント・ボード御中

監査人の同意書

私たちは、貴行より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2018年度の年次財務書類およびマネジメント・レポートならびに連結財務書類およびグループ・マネジメント・レポートとこれに対する私たちの2019年3月15日付の監査報告書が、日本の関東財務局に提出されるこの有価証券報告書の一部として含まれる旨の報告を受けた。私たちは貴行より、本同意書が含まれる有価証券報告書の提供を受けた。

私たちは、私たちの監査意見を含めることに関する本同意書は、私たちの証明書の再発行または更新を示すものではなく、専ら規制上の要件に対応することだけを目的としているという事実には注意を促したい。私たちは、監査報告書の日付より後に、上記の財務書類に関して、いかなる追加的な監査作業も実施していない。

フランクフルト・アム・マイン、2019年6月14日

ケーピーエムジーエーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 ポート)
経済監査士

(署名 ルードヴィヒ)
経済監査士

[次へ](#)

An den Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

14. Juni 2019

Einverständniserklärung des Abschlussprüfers

Sie haben uns davon in Kenntnis gesetzt, dass der Jahresabschluss und der Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sowie der Konzernabschluss und der Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2018 zusammen mit unseren diesbezüglichen Bestätigungsvermerken vom 15. März 2019 als Bestandteil des Securities Reports zur Einreichung beim „Kanto Local Finance Bureau of Japan“ aufgenommen werden. Sie haben uns den Securities Report, in den dieses Schreiben einbezogen ist, zur Verfügung gestellt.

Wir weisen darauf hin, dass unsere Einwilligung zum Abdruck unserer fachlichen Äußerungen keine Wiederholung oder Aktualisierung unserer Testate darstellt, sondern ausschließlich regulatorischen Vorgaben entspricht. Wir haben keine weiteren Prüfungshandlungen hinsichtlich der oben bezeichneten Abschlüsse nach Erteilung unseres Bestätigungsvermerks

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Böth
Wirtschaftsprüfer
vorgenommen.

Ludwig
Wirtschaftsprüfer

[次へ](#)

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
マネジメント・ボード御中

ドイツ銀行AGの連結財務諸表およびグループマネジメント・レポート

2018年度の連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートの原本に対する監査報告書は、2019年3月15日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）およびその子会社（グループ）の2018年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2018年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記（重要な会計方針の要約を含む。）から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2018年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループマネジメント・レポートについて監査を行った。

私たちの監査の結果得られた知見に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2018年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2018年1月1日から12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループマネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。本グループマネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則No 537/2014（以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項ポイント(f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

連結財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2018年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において、最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

レベル3の金融商品の評価に使用される観察不能なインプット

重要な会計方針および重要な会計上の見積りについては、連結財務諸表の注記01（「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債」ならびに「その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」の項）を参照のこと。また、レベル3の金融商品に関する情報については、連結財務諸表の注記13を参照のこと。

財務諸表リスク

レベル3の金融商品は、金融資産と金融負債から成る。期末日現在、グループが計上する公正価値で保有するレベル3の金融資産は246億ユーロであり、公正価値で測定する金融資産の3.9%、総資産の1.8%を占める。レベル3の金融負債は77億ユーロであり、公正価値で測定する金融負債の1.7%、総負債の0.5%を占める。

定義上、これらの金融商品の評価に関して、市場価格は観察不能である。したがって、公正価値は認められた評価方法に基づいて決定される。これらの評価方法は複雑なモデルから成り、判断を必要とする観察不能なインプットに対する仮定や推測を含むことがある。

財務諸表リスクは、特に、レベル3の金融商品の公正価値の決定において複雑な評価モデルまたは観察不能な評価パラメータの使用が不適切である際に生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、最初に、レベル3の金融商品の評価に使用されるモデルおよび観察不能なインプットを含むパラメータ、また該当があれば関連する評価調整について、一般的な適合性および虚偽表示の可能性を評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

レベル3の金融商品の評価および評価における観察不能インプットの決定に関するグループの内部統制の妥当性を評価するため、私たちは、内部統制の整備状況を評価し、主要な統制の運用状況の有効性を評価した。また必要に応じて、KPMG内部評価専門家を利用した。監査手続対象には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- レベル3の金融商品に使用されるインプット・パラメータの妥当性を確認するためにグループが実施する月次の独立価格検証手続
- 各ガバナンスを含むグループが使用する評価モデルにおけるモデルの検証
- 公正価値の決定において会計基準で要求される信用リスク評価調整、資金調達コスト評価調整などの計算および会計処理

統制の整備または有効性に関する検出事項が生じた場合、追加の補完統制についてテストした。私たちは、追加の実証的監査手続の内容および範囲の策定において、内部統制の手続きの結果を利用した。

私たちは、レベル3の金融商品のリスクベースのサンプルに対して実証的手続を実施した。これには特に以下のものが含まれる。

- サンプルとして抽出された取引単位の金融商品について、KPMG内部評価専門家を利用した独立価格検証の実施
- サンプルとして抽出された評価調整の独立再計算
- 使用されたモデルの妥当性を決定するための手続の実施。これには、各評価モデルにおける主要なインプットとその使用方法も含まれる。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、レベル3の金融商品の評価に使用されるモデルおよび関連するパラメータは適切であると判断する。

IFRS第9号に基づく同質のポートフォリオのステージ3におけるデフォルト確率およびデフォルト時損失率の決定

IFRS第9号の初度適用の影響を含む重要な会計方針および見積りの定性的および定量的な記載については、連結財務諸表の注記02(「最近適用された会計基準書」の項)を参照のこと。またIFRS第9号に基づく引当金については、連結財務諸表の注記21を参照のこと。

財務諸表リスク

ドイツ銀行は、IFRSの要件に従い新会計基準「IFRS第9号 - 金融商品」を2018年度期首において初度適用した。IFRS第9号の主な新しい側面として、公正価値で測定しない金融資産ならびに取消不能貸出コミットメントおよび保証に係る信用損失引当金は、発生信用損失ではなく予想信用損失に基づいて計算される。この計算は、1年間の予想信用損失、または貸出金の各ステージへの配分によっては全期間の予想信用損失を反映している。この際、金融資産はステージ1、ステージ2またはステージ3のいずれかに配分される。

ステージ1の予想信用損失の計算は、今後12ヶ月以内のデフォルト確率に基づいている。当初認識後に信用リスクが著しく増加したため貸出金がステージ2に振り替えられた場合、デフォルト確率は、金融資産の残存期間に基づいて決定される。ステージ3(信用が減損している貸出金)の引当金を決定するため、銀行は同質のポートフォリオと非同質のポートフォリオを区別している。同質のポートフォリオの貸出金に対する引当金は、時の経過に依拠したデフォルト時損失率を用いて計算される。非同質のポートフォリオの引当金は、DCF法を用いて計算される。

ドイツ銀行は、2018年12月31日現在において金融資産の信用損失引当金を43億ユーロ計上しており、うちステージ1に分類される貸出金に係るものが5億ユーロ、ステージ2が5億ユーロおよびステージ3が33億ユーロであった。2018年度における信用損失引当金の純増加は507百万ユーロであり、うちステージ1の金融資産に係るものが66百万ユーロ、ステージ2が78百万ユーロおよびステージ3が362百万ユーロであった。

財務諸表リスクは、特に様々なステージにおけるデフォルト確率の見積りが適切でない場合に生じる。これは、見積りには仮定が含まれており、リスク引当金の測定において必要不可欠または中心的な要素として用いられるためである(12ヶ月のデフォルト確率、全期間のデフォルト確率、ステージ分類基準など)。主な見積りの不確実性は、特に借手の格付を決定する際の定性的評価規準に基づいている。さらに、デフォルト確率を決定するために用いられるマクロ経済要素に関して、重要な見積りの不確実性が生じる。

また財務諸表リスクは、同質のポートフォリオのステージ3において、時の経過に依拠したデフォルト時損失率の計算が適切でない場合に生じる。これは、IFRS第9号においては基本的に内部流動性状況から導出された「デフォルト時損失率」パラメータを使用して決定される。これに関して、すべての関連リスク要素が適切に導出されていないというリスクが生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、リスク評価および誤謬のリスク評価に基づき、統制テストおよび実証的手続を含め監査意見の基礎となる監査アプローチを策定した。これにより、私たちは特に以下の監査手続を実施した。

まず、借手の格付を決定するために用いられたモデル、その12ヶ月のデフォルト確率への移行および貸出金の残存期間の調整の妥当性を評価した。その際、KPMGの内部モデル専門家の協力を得た。次のステージでは、借手の信用力を評価するための情報およびこの情報をモデルに組み込むためのプロセスの妥当性および適切性を評価した。

これに関して私たちは、モデルに関する情報が適切に決定および記録されていることを確認するため、内部統制システムについての包括的に検討した。ここでは主に、デフォルト確率の決定、マクロ経済変数の見積り、またそれらをデフォルト確率に含めるためのモデル化に着目した。

さらに、同質のポートフォリオにおけるステージ3のデフォルト時損失率を決定するプロセスのモデル化および適切性を評価した。

統制テストにおいては、主要な統制の整備状況および運用の有効性を評価した。私たちは、統制テストの一環として以下の監査手続を実施したが、これに限定されるものではない。

- 引当金の計算の方針および主な手法の文書化の承認
- デフォルト確率の決定および記録ならびにデフォルト確率の決定に使用されるモデルの検証
- 時の経過に依拠したデフォルト確率の計算における時の経過に依拠した統合マトリックスの見積り、レビューおよび承認
- 関連するマクロ経済要素の抽出の承認、またその適切性のレビュー
- ステージ3の同質のポートフォリオにおけるデフォルト時損失率の計算の正確性
- 同質のポートフォリオのデフォルト時損失率の決定に使用されるモデルの年次検証

ここで使用されるITシステムや個別のデータ処理システムについては、内部IT専門家の協力を得て、アプリケーション統制の有効性を検証した。

また私たちは、実証的監査手続を実施した。重要性およびリスクの観点から任意で抽出した取引サンプルについて、デフォルト確率を決定するため格付モデルで用いられた信用の質に関する仮定が、内部情報から適切に導出されているか、また外部から入手可能な情報と整合的であるかどうかを評価した。これらのデフォルト確率の残存期間に対する調整を監査するため、対応する移行マトリックスの適切な決定を評価した。さらに、信用損失引当金の決定モデルにおけるマクロ経済要素の決定およびその適用をレビューした、

同質のポートフォリオのステージ3における時の経過に依拠したLGDについては、独立した再計算を実施し、また重要性およびリスクの観点から任意で抽出した要素サンプルについて、各取引への配分の適切性を確認した。

最後に、リスクおよび重要性に基づき任意抽出されたサンプルに対して、信用損失引当金の決定に関連するモデルの定期的な検証の適切性を確認した。

私たちの結論

IFRS第9号に基づく金融資産の信用損失引当金の決定に用いられる同質のポートフォリオのステージ3におけるデフォルト確率およびデフォルト時損失率は、適切に導出されていると判断する。

繰延税金資産の認識および測定

重要な会計方針および会計上の見積り、ならびに繰延税金資産の認識および測定の基礎となる仮定については、連結財務諸表の注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」（「法人税等」の項）を参照のこと。繰延税金資産の情報については、連結財務諸表の注記36を参照のこと。

財務諸表リスク

連結財務諸表に含まれる繰延税金資産は、67億ユーロである。

繰延税金資産の認識および測定には、判断が含まれており、客観的な要素のほか、将来の課税所得ならびに未使用の税務上の繰越損失および税額控除の利用可能性に関する多くの見積りが含まれている。

財務諸表リスクは、特に、繰延税金資産の将来の利用の見積りが不適切であった場合に生じる。将来の利用の見積りは、事業計画に基づく将来の課税所得（これは不確実性にさらされている）の可能性に依拠しており、かつ、そこに含まれる主要な価値決定の仮定およびパラメータの予想値が考慮される。これらには特に、将来の課税所得を決定する税引前利益の値、潜在的な異常項目の影響、および永久差異に関する仮定が含まれる。このような見積りは、現在の政治・経済動向（英国の欧州連合離脱に関する国民投票の実施など）および管轄区域特有の税務上の検討事項も考慮しなければならない。

私たちの監査アプローチ

私たちは、グループに関して適用される税法および規制を理解するため、リスク評価を実施した。これに基づき、KPMG内部の税務専門家の協力を得て、関連する主要な内部統制のテストと実証的監査手続の両方を実施した。私たちは監査の一環として、特にグループにおける繰延税金資産の認識に関する内部統制の整備状況の評価および運用の有効性のテストを検討した。

さらに、特に各国の繰延税金資産のリスクベースのサンプルについて、実証的監査手続を実施した。これには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- IAS第12号に準拠した繰延税金資産の認識および測定に用いられたグループの手法の評価
- 事業計画に適用されるパラメータの適切性の評価。適切な場合は、事業計画を関連する国に細分した事業計画を含む。私たちは、その際に、回収可能性または計画パラメータおよび仮定の発生に関する潜在的なプラスおよびマイナスの指標を考慮し、グループの重要な小区分に関連して適用される計画パラメータの適切性を検討した。
- 一部の国については、税引前利益から計画上の課税所得へ調整のレビュー

私たちの結論

事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積もりに基づき、そこに含まれる重要な金額決定上の仮定およびパラメータに関して予想される動向を考慮した結果、繰延税金資産の回収可能性の評価は適切に実施されていると判断する。

財務報告プロセスにおけるITアクセス管理

ITアクセス管理統制を含む財務報告プロセスに係る内部統制の詳細については、「財務報告に係る内部統制」の項のグループマネジメント・レポートを参照のこと。

財務諸表リスク

財務報告プロセスは、グループの規模および複雑性により、情報技術および電子データの網羅性および正確性に大きく依拠している。したがって、ITシステムに対するアクセス権の不適切な付与または効果的でないモニタリングは、財務報告の正確性にリスクをもたらす。このリスクは、特に「知る必要性」または「有する必要性」に対応しないアクセス権を有するシステムにおいて生じる。すなわち、アクセス権が役割の要件のみに基づいて付与され、それ以上の承認要件が設けられていない場合、または、IT部門と専門部門の間ならびに開発部門と利用部門の間といった職務分掌の原則のみに基づいてアクセス権が付与されている場合である。

権限のないまたは広範なアクセス権および職務分掌の欠如は、財務諸表の網羅性および正確性に重大な影響を及ぼし得るデータの意図的または意図的ではない改ざんリスクを生じさせる。したがって、それぞれの各予防措置の策定および遵守は、私たちの監査にとって重要な事項である。

私たちの監査アプローチ

私たちは、グループのビジネスIT関連の統制環境について理解した。さらに、リスク評価を実施し、監査に関連するITアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムを識別した。

財務報告プロセス内の関連するIT依拠統制（いわゆるITアプリケーション統制）について、支援する全般IT統制を識別し、その整備状況および運用の有効性を評価した。私たちは、特にアクセス保護の分野における主要な統制、ならびに当該統制と財務報告の網羅性および正確性との関連性についてテストした。監査手続には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 新しい従業員および異動した従業員のITシステムへの初期アクセス権付与に関する統制テスト。そのアクセスが適切なスクリーニングの対象となっているか、また、職務に基づく承認の概念に沿って権限者によって承認されているか。
- 職務変更された従業員または退職後の元従業員のアクセス権が適切な期間内に削除されているかに関する統制テスト。
- 限定的な承認手続の対象とされる特権的または管理的権限保有者（スーパーユーザー）に対するシステムアクセス権の適切性に関する統制テスト、およびその定期的レビュー

また、パスワード保護、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムの変更に関するセキュリティ設定、専門部署とITユーザーの分離、ならびにプログラム開発担当者とシステム運用担当者の分離といった分野について、特定のテスト手続を実施した。統制の整備状況および有効性に関して検出事項があった場合は、その他の補完的証拠を入手するため追加の補完統制をテストした。

また私たちは、統制テストの結果を踏まえ、実施すべき今後の実証的監査手続の内容および範囲を決定した。特に、銀行退職後のユーザー承認が適時に削除されていないことが判明した際、個人ユーザーのアクティビティ・ログを査閲し、処理された財務情報の網羅性や正確性に重大な影響を及ぼすような未承認のアクティビティが生じていないか確認した。

また詳細テストにより、プログラム開発者が修正プロセスにおいて承認権を有していないか、ならびにアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムの本番環境において修正を実行できたかを評価し、これらの責任が機能的に分離されているかを評価した。また、フロント・オフィスとバック・オフィスとの間の職務分掌が遵守されているかを評価するために、重要な取引および決済システムに関する職務分掌について分析した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、財務報告関連データの網羅性および正確性に関する要件全般について取り扱うため、財務報告プロセスにおけるITアクセス管理を検討する。

その他の情報

マネジメント・ボードは、その他の情報について責任を負っている。その他の情報は、年次報告書に含まれる、監査済連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートならびに私たちの監査報告書を除くその他の情報から成る。

連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、グループマネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートに関するマネジメント・ボードおよびスーパーバイザー・ボードの責任

マネジメント・ボードは、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要求に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債および財政状態ならびに財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、マネジメント・ボードは、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、マネジメント・ボードが必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するに当たり、マネジメント・ボードは、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、マネジメント・ボードがグループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、マネジメント・ボードは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループマネジメント・レポートを作成し、グループマネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、マネジメント・ボードが必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

スーパーバイザー・ボードは、連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの監査の目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループマネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および連結財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび措置（体制）について理解する。ただし、これは、これらの体制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- マネジメント・ボードが使用した会計方針の適切性およびマネジメント・ボードによって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- マネジメント・ボードが継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要求に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループマネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体の財務情報および事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、グループ監査の指示、監督および実施について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループマネジメント・レポートに係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- マネジメント・ボードがグループマネジメント・レポートにおいて表示した予測情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特にマネジメント・ボードが予測情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、予測情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、予測情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が予測情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、特に計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な検出事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2018年5月24日付定時株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2018年7月24日付スーパーバイザリー・ボードに出席した。私たちがまたは私たちの前身である監査法人は、1952年より、ドイツ銀行アクトエンゲゼルシャフトおよびその前身である会社の監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

私たちは、財務諸表監査に加え、注記44「ドイツ商法第297条第1a項 / 第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報」において開示されているとおり、以下の業務を提供した。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ブルクハルト・ポートである。

フランクフルト・アム・マイン、2019年3月15日

ケーピーエムジー エーゲー
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 パクロフスキー） （署名 ポート）
経済監査士 経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2019年6月14日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 ブルクハルト・ポート） （署名 ジャン・ルードヴィヒ）
経済監査士 経済監査士

[次へ](#)

An den Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2018 haben wir am 15. März 2019 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

“ Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2018, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnis-rechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2018 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018.
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Art. 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Art. 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Verwendung nicht beobachtbarer Parameter zur Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze und wesentliche Rechnungslegungseinschätzungen sind in Anhangangabe 1 im Konzernabschluss (Abschnitte „Finanzielle Vermögenswerte zum beizulegenden Zeitwert mit Wertänderungen in der Gewinn- und Verlustrechnung“ und „Finanzielle Vermögenswerte zum beizulegenden Zeitwert mit Wertänderungen in den Sonstigen erfolgsneutralen Eigenkapitalveränderungen“) beschrieben. Für Informationen zu Level-3-Finanzinstrumenten verweisen wir auf Anhangangabe 13 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Level-3-Finanzinstrumente umfassen sowohl finanzielle Vermögenswerte als auch Verbindlichkeiten. Zum Bilanzstichtag weist der Konzern Level-3-Vermögenswerte zum beizulegenden Zeitwert i. H. v. EUR 24,6 Mrd aus. Dies entspricht 3,9 % der zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Vermögenswerte bzw. 1,8 % der Bilanzsumme. Die Level-3-Verbindlichkeiten betragen EUR 7,7 Mrd und somit 1,7 % der zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Verbindlichkeiten bzw. 0,5 % der Bilanzsumme.

Für die Bewertung dieser Finanzinstrumente sind definitionsgemäß keine Marktpreise beobachtbar. Die beizulegenden Zeitwerte sind daher auf Basis anerkannter Bewertungsverfahren zu ermitteln. Diese Bewertungsverfahren können auf komplexen Modellen beruhen und ermessensbehaftete Annahmen und Schätzungen für nichtbeobachtbare Parameter beinhalten.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass der beizulegende Zeitwert von Level 3-Finanzinstrumenten durch die Verwendung von unsachgerechten Bewertungsmodellen und nicht beobachtbare Bewertungsparametern ermittelt wurde.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir zunächst eine Einschätzung der grundsätzlichen Eignung der für die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten herangezogenen Modelle und Parameter einschließlich nicht beobachtbarer Parameter sowie potenziell erforderlicher Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) durchgeführt.

Auf der Grundlage unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit der internen Kontrollen des Konzerns bezüglich der Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten und der Ermittlung verwendeter, nicht beobachtbarer Parameter einschätzen zu können, haben wir eine Beurteilung des Aufbaus und der Einrichtung sowie eine Prüfung der Wirksamkeit wesentlicher Kontrollen für diese Bewertungen durchgeführt. Ferner haben wir hierzu KPMG-interne Bewertungsspezialisten einbezogen. Die Prüfung umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich der

- durch den Konzern monatlich durchgeführten unabhängigen Preisverifizierung zur Sicherstellung der Richtigkeit von bewertungsrelevanten Inputparametern von Level-3-Finanzinstrumenten,
- durch den Konzern durchgeführten Validierung der verwendeten Bewertungsmodelle einschließlich der entsprechenden Governance und
- Ermittlung und Erfassung der notwendigen Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) für Ausfallrisiken der Vertragspartner, die Bonität des Konzerns und andere von den Rechnungslegungsstandards geforderte Anpassungen zur Ermittlung des beizulegenden Zeitwerts.

Sofern wir Feststellungen zur Angemessenheit oder Wirksamkeit einzelner Kontrollen getroffen haben, haben wir zusätzlich kompensierende Kontrollen geprüft. Unsere Prüfungsergebnisse haben wir bei der Bestimmung von Art und Umfang der weiteren aussagebezogenen Prüfungshandlungen berücksichtigt.

Wir haben aussagebezogene Prüfungshandlungen unter anderem für eine risikoorientierte bewusste Auswahl von Level-3-Finanzinstrumenten vorgenommen. Diese umfassen insbesondere

- die Durchführung eigener unabhängiger Preisverifizierungen unter Einbeziehung von KPMG-internen Bewertungsspezialisten für ausgewählte Finanzinstrumente,
- die unabhängige Nachberechnung ausgewählter Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) und
- die Prüfung der Angemessenheit der verwendeten Modelle und bewertungsrelevanter Inputfaktoren sowie ihrer Verwendung in den jeweiligen Preismodellen.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass für die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten sachgerechte Modelle und Bewertungsparameter verwendet werden.

Ermittlung der Ausfallwahrscheinlichkeiten sowie Verlustquoten der Stufe 3 des homogenen Portfolios zur Bemessung der Risikovorsorge unter dem Rechnungslegungsstandard IFRS 9

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze und wesentliche Rechnungslegungseinschätzungen inklusive der Implikationen aus der Erstanwendung von IFRS 9 sind in Anhangangabe 2 im Konzernabschluss (Abschnitt „Erstmals angewandte Rechnungslegungsvorschriften“) beschrieben. Für Informationen zu Werberichtungen unter IFRS 9 verweisen wir auf Anhangangabe 21 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Die Deutsche Bank hat mit Beginn des Geschäftsjahrs 2018 entsprechend den Vorgaben der IFRS erstmals den neuen Rechnungslegungsstandard „IFRS 9 – Finanzinstrumente“ angewendet. Zu den wesentlichen Neuerungen aus IFRS 9 gehört, dass für nicht zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte sowie unwiderruflichen Kreditzusagen und Garantien als Risikovorsorge der erwartete Kreditverlust und nicht mehr der eingetretene Kreditverlust ermittelt wird. Diese Ermittlung spiegelt je nach entsprechender Stufenzuordnung einen einjährigen oder einen laufzeitabhängigen erwarteten Kreditverlust wider. Dabei werden o.a. finanzielle Vermögenswerte entweder der Stufe eins, zwei oder drei zugeordnet.

In der Stufe 1 erfolgt die Bemessung des erwarteten Kreditverlusts mit der Zwölf-Monats-Ausfallwahrscheinlichkeit. Sofern eine wesentliche Bonitätsverschlechterung seit Ersterfassung des Kreditverhältnisses eintritt und dies zu einem Transfer in Stufe 2 führt, erfolgt die Ermittlung der Ausfallwahrscheinlichkeit für die gesamte Restlaufzeit des Vermögenswertes. Zur Ermittlung der Risikovorsorge für Stufe 3 (Kredite mit beeinträchtigter Bonität) unterscheidet die Bank zwischen dem homogenen und nicht-homogenen Portfolio. Dabei erfolgt die Ermittlung der Risikovorsorge im homogenen Portfolio mittels einer Verlustquote, die abhängig vom internen Abwicklungsstatus des Kredits ist. Innerhalb des nicht-homogenen Portfolios erfolgt eine Ermittlung der Risikovorsorge mittels DCF-Methode.

Zum 31. Dezember 2018 hat die Deutsche Bank eine Risikovorsorge für finanzielle Vermögenswerte i. H. v. EUR 4,3 Mrd ausgewiesen. Davon entfielen auf Kreditverhältnisse der Stufe 1 EUR 0,5 Mrd, der Stufe 2 EUR 0,5 Mrd und der Stufe 3 EUR 3,3 Mrd. Die Nettozuführung zur Risikovorsorge im Geschäftsjahr 2018 belief sich auf EUR 507 Mio. Davon entfallen auf Stufe 1 EUR 66 Mio, auf Stufe 2 EUR 78 Mio und auf Stufe 3 EUR 362 Mio für in der Bilanz ausgewiesene finanzielle Vermögenswerte.

Das Risiko für den Abschluss besteht in der die nicht sachgerechten Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten für die unterschiedlichen Stufen dar, da diese Annahmen beinhalten und als ein wesentliches bzw. zentrales Element zur Bemessung der Risikovorsorge herangezogen werden (bspw. Zwölf-Monats-Ausfallwahrscheinlichkeit, laufzeitabhängige Ausfallwahrscheinlichkeit, Verwendung als Kriterium zur Stufenzuordnung). Die wesentlichen Schätzunsicherheiten basieren dabei insbesondere auf quantitativen und qualitativen Beurteilungskriterien des Kreditnehmers zur Ermittlung des Ratings. Daneben bestehen wesentliche Schätzunsicherheiten hinsichtlich der zur Ermittlung der Ausfallwahrscheinlichkeiten heranzuziehenden makroökonomischen Faktoren.

Ein weiteres wesentliches Risiko für den Abschluss besteht in der nicht sachgerechte Ermittlung der Risikovorsorge der Stufe 3 für das homogene Portfolio dar. Diese wird unter IFRS 9 im Wesentlichen anhand des Parameters „Verlustquote“ ermittelt, die sich aus dem internen Abwicklungsstatus ableitet. Insofern besteht das Risiko, dass nicht alle relevanten Risikofaktoren sachgerecht einbezogen werden.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Basierend auf unserer Risikoeinschätzung und der Beurteilung der Fehlerrisiken haben wir unser Prüfungsurteil sowohl auf kontrollbasierte Prüfungshandlungen als auch auf aussagebezogene Prüfungshandlungen gestützt. Demzufolge haben wir unter anderem die folgenden Prüfungshandlungen durchgeführt:

Wir haben zunächst die verwendeten Modelle zur Ermittlung des Ratings eines Kreditnehmers, dessen Überleitung zur Zwölf-Monats-Ausfallwahrscheinlichkeit sowie deren Überleitung auf die gesamte Restlaufzeit im Hinblick auf ihre grundsätzliche Eignung beurteilt. Hierzu haben wir KPMG-interne Modellierungsspezialisten eingebunden. Im nächsten Schritt haben wir die Informationen zur Beurteilung der Bonität des Kreditnehmers, sowie den Prozess wie diese in die Modelle einfließen auf ihre Sachgerechtigkeit und Angemessenheit hin beurteilt.

In diesem Zusammenhang haben wir uns einen umfassenden Einblick in das interne Kontrollsystem zur Sicherstellung einer sachgerechten Ermittlung und Erfassung der für die Modelle relevanten Informationen verschafft. Unser Hauptaugenmerk lag dabei auf der Ermittlung der Ausfallwahrscheinlichkeiten sowie der Schätzung makroökonomischer Variablen und deren Modellierung in die Ausfallwahrscheinlichkeiten.

Weiterhin haben wir die Modellierung sowie die Angemessenheit des Prozesses zur Ermittlung der Stufe-3-Verlustquoten für das homogene Portfolio gewürdigt.

Im Rahmen von kontrollbasierten Prüfungshandlungen haben wir eine Beurteilung des Aufbaus und der Einrichtung sowie eine Prüfung der Wirksamkeit wesentlicher Kontrollen durchgeführt. Die Prüfung umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich

- Der Genehmigung von Richtlinien und wesentlichen Methodendokumenten zur Wertberichtigung
- Der Ermittlung und Erfassung der Ausfallwahrscheinlichkeiten sowie die Validierung der zur Ermittlung der Ausfallwahrscheinlichkeiten verwendeten Modelle
- Der Erstellung, Überprüfung und Genehmigung der laufzeitbezogenen Migrationsmatrizen zur Berechnung der laufzeitabhängigen Ausfallwahrscheinlichkeiten
- Der Genehmigung der Auswahl der relevanten makroökonomischen Faktoren sowie der Überprüfung deren Sachgerechtigkeit
- Der Richtigkeit der Ermittlung der Verlustquoten des homogenen Portfolios in Stufe 3
- Der jährliche Validierung der zur Ermittlung der Verlustquoten des homogenen Portfolios verwendeten Modelle

Für die in diesem Zusammenhang zum Einsatz kommenden IT-Systeme und individuellen Datenverarbeitungssysteme haben wir die Wirksamkeit von Anwendungskontrollen unter Einbindung unserer IT-Spezialisten überprüft.

Darüber hinaus haben wir aussagebezogene Prüfungshandlungen vorgenommen. Wir haben für eine unter Wesentlichkeits- und Risikogesichtspunkten bestimmte bewusste Auswahl von Elementen beurteilt, ob die den Ratingmodellen zur Ermittlung der Ausfallwahrscheinlichkeiten zugrunde gelegten Annahmen bzgl. der Kreditqualität aus internen Informationen sachgerecht abgeleitet wurden und konsistent mit extern verfügbaren Informationen sind. Zur Prüfung der Anpassung der Ausfallwahrscheinlichkeiten auf die Restlaufzeit haben wir die angemessene Ermittlung der entsprechenden Migrationsmatrizen beurteilt. Darüber hinaus haben wir die Ermittlung von makroökonomischer Faktoren sowie deren methodische Einbindung zur Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Für die vom Abwicklungsstatus abhängigen Verlustquoten der Stufe 3 des homogenen Portfolios haben wir die Ermittlung auf Basis einer unabhängigen Nachberechnung nachvollzogen und die korrekte Zuordnung zu einzelnen Transaktionen für eine unter Wesentlichkeits- und Risikogesichtspunkten bestimmte bewusste Auswahl von Elementen überprüft.

Schließlich haben wir auf Basis einer unter Wesentlichkeits- und Risikogesichtspunkten bestimmten bewussten Auswahl von Elementen die regelmäßige Validierung der für die Ermittlung der Risikovorsorge relevanten Modelle auf ihre Sachgerechtigkeit geprüft.

Unsere Schlussfolgerungen

Die zur Bemessung der Risikovorsorge finanzieller Vermögenswerte unter dem Rechnungslegungsstandard IFRS 9 verwendeten Ausfallwahrscheinlichkeiten sowie die Verlustquoten der Stufe 3 für das homogene Portfolio sind angemessen abgeleitet.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen und Schätzungen sowie die der Bewertung der latenten Steueransprüche zugrunde gelegten Annahmen sind in der Anhangangabe 1 im Konzernabschluss „Wesentliche Rechnungslegungsgrundsätze und einschätzungen“ beschrieben (Abschnitt „Ertragsteuern“). Für Informationen zu latenten Steueransprüchen verweisen wir auf die Anhangangabe 36 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Der Konzernabschluss weist latente Steueransprüche i. H. v. netto EUR 6,7 Mrd aus.

Ansatz und Bewertung der latenten Steueransprüche sind ermessensbehaftet und erfordern neben der Berücksichtigung objektiver Faktoren auch zahlreiche Schätzungen über die zukünftige steuerliche Ertragssituation sowie die Nutzbarkeit steuerlicher Verluste und bisher ungenutzter Steuergutschriften.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass die zukünftige Nutzbarkeit der latenten Steueransprüche unangemessen eingeschätzt werden könnte. Die Einschätzung der Nutzbarkeit der Ansprüche erfolgt insbesondere auf Basis des zukünftigen steuerlichen Ertragspotenzials auf Grundlage der Unternehmensplanung, die mit Schätzunsicherheiten behaftet ist und unter Berücksichtigung der darin enthaltenen voraussichtlichen Entwicklung wesentlicher wertbestimmender Annahmen und Parameter. Hierzu zählen insbesondere die Annahmen über die Entwicklung der Vorsteuerergebnisse und der Einfluss etwaiger Sondersachverhalte sowie permanenter Effekte, die die zukünftig verfügbaren positiven steuerlichen Ergebnisse

determinieren. Die Annahmen umfassen zudem auch aktuelle politische und ökonomische Entwicklungen und Rahmenbedingungen (wie bspw. die Umsetzung des Referendums über den Austritt des Vereinigten Königreichs aus der Europäischen Union) sowie spezielle nationale Steuervorschriften.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben zunächst eine Risikobeurteilung vorgenommen, um ein Verständnis der für den Konzern relevanten Steuergesetze und steuerlichen Regelungen zu erlangen. Darauf aufbauend haben wir unter Hinzuziehung KPMG-interner Steuerspezialisten sowohl kontrollbasierte als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt. Im Rahmen unserer Kontrollprüfung haben wir unter anderem die Prüfung des Aufbaus, der Einrichtung und der Wirksamkeit der internen Kontrollen bezüglich des Ansatzes latenter Steueransprüche im Konzern durchgeführt.

Darüber hinaus haben wir aussagebezogene Prüfungshandlungen unter anderem für eine risikoorientierte, bewusste Auswahl latenter Steueransprüche in verschiedenen Ländern durchgeführt. Diese umfassten insbesondere

- die Würdigung der im Konzern angewandten Methodik für den Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen entsprechend den Vorgaben des IAS 12,
- die Würdigung der Sachgerechtigkeit der verwendeten Parameter bei der Unternehmensplanung und – soweit erforderlich – Teilplanungen relevanter Länder. Dabei haben wir die Angemessenheit der verwendeten Planungsparameter für maßgebliche Teilbereiche des Konzerns durch die Berücksichtigung potenzieller positiver und negativer Indikatoren hinsichtlich der Realisierbarkeit bzw. des Eintretens wesentlicher Planungsparameter und Annahmen hinterfragt und
- das Nachvollziehen der Überleitung der Vorsteuerergebnisse der nationalen Gesellschaften zu den geplanten steuerlichen Ergebnissen in ausgewählten Ländern.

Unsere Schlussfolgerungen

Die Nutzbarkeit der latenten Steueransprüche wird insbesondere auf Basis des zukünftigen steuerlichen Ertragspotenzials auf Grundlage der Unternehmensplanung unter Berücksichtigung der darin enthaltenen erwarteten Entwicklung wesentlicher wertbestimmender Annahmen und Parameter insgesamt sachgemäß eingeschätzt.

IT-Zugriffsberechtigungen im Rechnungslegungsprozess

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems im Rechnungslegungsprozess einschließlich der IT-Zugriffsberechtigungen findet sich im Konzernlagebericht im Kapitel „Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung“.

Das Risiko für den Abschluss

Der Rechnungslegungsprozess ist aufgrund der Größe und Komplexität des Konzerns stark von Informationstechnologie und der Vollständigkeit und Richtigkeit elektronischer Daten abhängig. Eine unangemessene Vergabe oder die unwirksame Überwachung von Zugriffsberechtigungen für IT-Systeme stellt ein Risiko für die Richtigkeit der Finanzberichterstattung dar. Hiervon sind vor allem Systeme betroffen, für die Zugriffsrechte nicht nach dem Minimalprinzip (Berechtigungsvergabe nur aufgrund der Anforderungen der Rolle und darüber hinaus keine weitergehende Berechtigungsvergabe) oder dem

Funktionstrennungsprinzip (bspw. zwischen IT und Fachbereich oder zwischen Entwicklung und Anwendungsbetrieb) vergeben werden.

Ein unberechtigter Systemzugang, unangemessen weitgehende Berechtigungen und mangelnde Funktionstrennung beinhalten das Risiko beabsichtigter oder unbeabsichtigter Eingriffe, die sich auf die Vollständigkeit und Richtigkeit abschlussrelevanter Daten in der Finanzberichterstattung wesentlich auswirken könnten. Demzufolge sind die Schaffung und Einhaltung entsprechender Vorkehrungen zur angemessenen Vergabe von IT-Zugriffsberechtigungen für unsere Prüfung von besonderer Bedeutung.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben ein Verständnis des IT-bezogenen Kontrollumfelds des Konzerns erlangt. Darüber hinaus haben wir eine Risikobeurteilung vorgenommen und IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme identifiziert, die für unsere Prüfung von Bedeutung sind.

Für relevante IT-gestützte Kontrollen innerhalb des Rechnungslegungsprozesses (sogenannte IT-Anwendungskontrollen) haben wir unterstützende allgemeine IT-Kontrollen identifiziert und ihren Aufbau, ihre Einrichtung und ihre Wirksamkeit geprüft. Wir haben insbesondere wesentliche Kontrollen im Bereich des Zugriffsschutzes und deren Verknüpfung zur Vollständigkeit und Richtigkeit der Finanzberichterstattung geprüft. Unsere Prüfungshandlungen betrafen unter anderem

- Kontrollen, ob der erstmalige Zugriff auf IT-Systeme für neue Mitarbeiter oder Mitarbeiter mit neuer Rolle einer angemessenen Überprüfung unterzogen und entsprechend dem Freigabekonzept von einer autorisierten Person freigegeben wird
- Kontrollen, ob Zugriffsrechte von Mitarbeitern bzw. ehemaligen Mitarbeitern in angemessener Zeit nach Abteilungswechsel oder Unternehmensaustritt entzogen werden
- Kontrollen, ob eine Überprüfung der Angemessenheit der erteilten Systemzugriffe für privilegierte oder administrative Berechtigungen (sogenannte Superuser) erfolgt und einer entsprechend restriktiven regelmäßig überwachten Berechtigungsvergabepraxis unterliegen

Zudem haben wir weitere Kontrollprüfungshandlungen im Bereich des Passwortschutzes, der Sicherheitseinstellungen bzgl. des Änderungswesens für Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme, der funktionalen Trennung von Fachbereichs- und IT-Benutzern und der funktionalen Trennung zwischen Mitarbeitern, die für die Programmentwicklung zuständig sind, und Mitarbeitern, die für den Systembetrieb zuständig sind, durchgeführt. Sofern wir Feststellungen zur Angemessenheit oder Wirksamkeit einzelner Kontrollen getroffen haben, haben wir zusätzlich kompensierende Kontrollen geprüft und weitere Nachweise erlangt.

Unter Berücksichtigung der Ergebnisse unserer Kontrollprüfungen haben wir Art und Umfang weiterer aussagebezogener Prüfungshandlungen festgelegt. Dies umfasste insbesondere in Fällen von nicht fristgerecht entzogenen Berechtigungen bei Unternehmensaustritt unter anderem die Untersuchung der Nutzungsprotokolle des betroffenen Nutzers auf mögliche unautorisierte Aktivitäten, die einen wesentlichen Einfluss auf die Vollständigkeit und Richtigkeit von Finanzinformationen haben könnten.

Ferner haben wir uns durch Einzelfallprüfungen davon überzeugt, ob Programmentwickler Freigaberechte im Änderungsprozess haben und ob sie direkte Änderungen in den produktiven Versionen der Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme durchführen können, da diese Rollen funktional getrennt sein müssen. Wir haben zudem Funktionstrennungsanalysen bei

kritischen Handels- und Zahlungsverkehrssystemen durchgeführt, um festzustellen, ob die funktionale Trennung zwischen Markt und Marktfolge eingehalten wurde.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen der Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die IT-Zugriffsberechtigungen grundsätzlich den Anforderungen an die Vollständigkeit und Richtigkeit von rechnungslegungsrelevanten Daten dienen.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die übrigen Teile des Geschäftsberichts, mit Ausnahme des geprüften Konzernabschlusses und Konzernlageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zum Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben.

- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den

aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Übrige Angaben gemäß Art. 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 24. Mai 2018 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 24. Juli 2018 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir oder unsere Vorgängergesellschaften sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 1952 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Vorgängergesellschaften tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Art. 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Die von uns zusätzlich zur Abschlussprüfung erbrachten Leistungen sind in der Anhangangabe 44 – „Ergänzende Erläuterungen zum Konzernabschluss gemäß § 297 Abs. 1a/315a HGB und die Kapitalrendite gemäß § 26a KWG “ aufgeführt.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Burkhard Böth.

Frankfurt am Main, 15. März 2019

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Böth
Wirtschaftsprüfer ”

Frankfurt am Main, den 14. Juni 2019

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Burkhard Böth
Wirtschaftsprüfer

Jan Ludwig
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
マネジメント・ボード御中

ドイツ銀行AGの年次財務諸表およびマネジメント・レポート

2017年度の年次財務諸表およびマネジメント・レポートの原本に対する監査報告書は、2018年3月12日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2017年12月31日現在の貸借対照表および2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに財務諸表に対する注記（注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。）から成る財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係るマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、マネジメント・レポートの「非財務諸表」の項に含まれる非財務諸表の内容については監査を行っていない。

私たちの監査の結果得られた知見に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、金融機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、銀行の2017年12月31日現在の純資産、負債および財政状態ならびに2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として銀行の状況に関する適切な概観を示している。本マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、上記の非財務諸表の内容は対象としていない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則No 537/2014（以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（以下「IDW」という。）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、銀行から独立しており、これらの要件に従い、その他の責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項ポイント(f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

年次財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において、最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

関係会社に対する投資の評価

適用される会計原則および評価原則については、注記「表示の基準」および「貸借対照表注記」を参照のこと。事業の動向に関する開示については、経営者報告書の「経済環境」の項に記載されている。

財務諸表リスク

ドイツ銀行AGの2017年12月31日現在の年次財務諸表には、関係会社に対する投資436億ユーロが含まれる。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い金額で計上される。関係会社に対する投資の公正価値は、通常、認識された評価方法、特に割引キャッシュ・フロー法により決定される。公正価値が帳簿価額を下回る場合は、減損の回復可能性の判断には定性的および定量的基準が使用される。

評価方法は、特に使用される評価パラメータ（（計画上の）仮定および割引率）に関する判断にさらされている。減損の回復可能性についての定性的および定量的要因に基づく評価も、判断を伴うものである。

財務諸表リスクは、不適切な評価モデル、仮定および評価パラメータに基づいて公正価値が決定されたため、または減損損失の回復可能性について誤った見積もりが行われたため、貸借対照表日現在の関係会社に対する投資の回復可能性のない減損が適切に表示されていないことから生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、銀行の関係会社に対する投資に関して、ドイツ銀行が評価に用いたモデル、仮定およびパラメータに対するリスク評価を実施した。このリスクアセスメントに基づき、私たちは、統制テストおよび実証的テストを含む監査アプローチを策定した。

内部統制システムに関する監査手続の一環として、私たちは、まず評価プロセスの整備運用状況について理解した。さらに、関連会社に対する投資における減損の必要性の識別および関連する評価の実施に関して、選択した関連統制の運用上の有効性をテストした。

続いて、リスクベースで選定した関係会社について、銀行または銀行から委託された独立専門家が実施した評価に係る評価モデルの適切性、ならびに主要な評価の仮定およびパラメータについて、内部のKPMG評価専門家を含め、実証的監査手続を実施した。

その際に、私たちは以下を実施した。

- 使用されたモデルの適切性の評価
- モデルで使用されたパラメータ（計画上の仮定および割引率）の評価。またそのために、当該パラメータを利用可能なドイツ銀行AGのその他の予測（例えば、課税目的のもの）または割引率に関して外部で利用可能なパラメータ（無リスク金利、市場リスク・プレミアムおよびベータ・ファクター）と照合し、検証した。
- ドイツ銀行AGの現在までの予測の質について、前年度の予測と実際の結果とのバックテストおよび乖離の分析による検証。
- 使用された評価モデルにおける計算の正確性の確認
- 価値調整の会計処理の再計算
- その際に、独立した専門家の能力、技能および客観性を評価し、当該専門家の活動を理解し、当該専門家の業務が投資の評価に関する専門家の業務の適切性の証拠として適切であるか評価した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、関係会社に対する投資の評価の基礎となる評価モデル、仮定およびパラメータは適切であると判断する。私たちは、減損の回復可能性に対する銀行の評価は合理的であると判断する。

観察不能なインプットをもつ金融商品の評価

市場リスクの管理に関する記載は、マネジメント・レポートの「リスク・プロファイル」および「市場リスク」の項に含まれている。重要な会計原則および評価原則については、「表示の基準」に記載されている。

財務諸表リスク

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの年次財務諸表には、トレーディング資産6,018億ユーロおよびトレーディング負債5,199億ユーロが含まれる。いずれの残高にも、評価インプットが観察不能な金融商品が含まれる。

定義上、これらの金融商品の評価に関して、市場価格は観察不能である。したがって、公正価値は認められた評価方法に基づいて決定される。これらの評価方法は時に複雑なモデルから成り、仮定や推測を含む。これらは、使用されるモデルおよびパラメータに関する判断に基づく。

財務諸表リスクは、特に、公正価値の決定において評価モデルまたは評価パラメータを使用することから、これらの金融商品の評価額が会計原則を逸脱するリスクである。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、最初に、評価に使用されるモデルおよびパラメータについて、一般的な適合性および虚偽表示の可能性を評価した。さらに、観察不能な評価インプットを持つ金融商品の残高について、特にカウンターパーティー信用リスク（以下「CVA」という。）、グループ自身の信用リスク（以下「DVA」という。およびその資金調達コスト（以下「FVA」という。）に基づいて潜在的な評価調整が必要であるかを評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

観察不能なインプットに基づく金融商品の評価における銀行の内部統制システムの妥当性を評価するため、私たちは、内部統制の整備状況を評価し、主要な統制の運用状況の有効性を評価した。また必要に応じて、KPMG内部評価専門家を利用した。監査手続には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- これらの金融商品に使用されるインプット・パラメータの妥当性を確認するために銀行が実施する月次の独立価格検証（以下「IPV」という。）手続
- 各ガバナンスを含む銀行が使用する評価モデルおよびインプットにおけるモデルの検証
- 公正価値の決定において会計基準で要求される評価調整の計算および会計処理
- カウンターパーティーとの評価の相違により生じる担保に関する係争

統制の整備または有効性に関する検出事項が生じた場合、追加の補完統制についてテストした。私たちは、追加の実証的監査手続の内容および範囲の策定において、内部統制の手続きの結果を利用した。

私たちは、観察不能な評価インプットをもつ金融商品のリスクベースのサンプルに対して実証的手続を実施した。これには特に以下のものが含まれる。

- サンプルとして抽出された取引単位の金融商品について、KPMG内部評価専門家を含む独立価格検証（IPV）の実施
- サンプルとして抽出された評価調整の独立再計算
- 使用されたモデルの妥当性を決定するための手続の実施。これには、各評価モデルにおける主要なインプットとその使用方法も含まれる。
- 金融商品に対する評価インプットが、活発な市場において取引されていないかのテスト

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、観察不能な評価インプットをもつ金融商品の評価に使用されるモデルおよび関連するパラメータは合理的であると判断する。

特定業種の信用ポートフォリオにおける信用損失引当金

貸出金の評価を含む信用リスクの管理に係る定性的および定量的な記載については、マネジメント・レポートの「リスク戦略および選好」の項のリスク報告を参照のこと。

財務諸表リスク

期末日現在、銀行が計上する貸出金は4,056億ユーロ（信用損失引当金控除後）であり、総資産の33%に相当する。2017年事業年度において、銀行が損益計算書において計上していた信用損失引当金繰入は475百万ユーロであった。

リスク評価の一環として、私たちは、選択した部門の借手に対する貸出金について、業種特有の経済状況により高い信用評価リスクが生じていると判断した。

財務諸表リスクは、担保による回収可能額の評価など判断を伴う仮定およびシナリオ（すなわち回復シナリオや継続企業シナリオなど）に基づいて個別評価される信用損失引当金の算定に使用される、見積りの不確実性から生じるリスクである。

私たちの監査アプローチ

リスク評価の実施および監査手続の策定のため、私たちはポートフォリオ分析を行い、固有の評価リスクの評価およびリスクの高い業種の識別を実施した。さらに、個別に評価された信用損失引当金の算出に銀行が用いた手法および主要なインプットを評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

統制テストにおいては、貸出金の評価に関する統制の整備状況を評価し、運用の有効性を評価した。これには、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 減損の方針および一般的手法のレビューおよび承認
- モニタリング強化対象の貸出金のレビュー
- 担保の定期的な評価
- 個別に評価した信用損失引当金の計算および会計処理

さらに、識別された高リスク業種の貸出金の選定について、個別に評価された信用損失引当金の計算に使用されたキャッシュ・フローが適切に見積もられているかをテストするための実証的監査手続を実施した。予想キャッシュ・フローの妥当性を評価するにあたり、業種特有の市場予想および各エクスポージャーの対応策（リストラクチャリングや清算など）を検討した。また選択したエクスポージャーについては、個別に評価された信用損失引当金を再計算した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、識別された高リスク業種に関連する貸出金に対して個別に評価された信用損失引当金を決定するための仮定とシナリオは合理的であると判断する。

繰延税金資産の認識および測定

重要な会計方針および会計上の見積り、ならびに繰延税金資産の認識および測定の基礎となる仮定については、「表示の基準」および「貸借対照表注記」を参照のこと。

財務諸表リスク

年次財務諸表に含まれる繰延税金資産は、24億ユーロである。

繰延税金資産の認識および測定には、判断が含まれており、客観的な要素のほか、将来の課税所得ならびに未使用の税務上の繰越損失および税額控除の利用可能性に関する多くの見積りが含まれている。

財務諸表リスクは、特に、将来の回収可能性の見積りが不適切であった場合に生じる。将来の回収可能性の見積りは、事業計画に基づく将来の課税所得の可能性に依拠し、かつ、そこに含まれる主要な価値決定の仮定およびパラメータの予想値が考慮されるが、そのいずれも不確実性にさらされている。これらには特に、将来の課税所得を決定する税引前利益の値、潜在的な異常項目の影響、および永久差異に関する仮定が含まれる。このような見積りは、現在の政治・経済動向および管轄区域特有の検討事項も考慮しなければならない。

私たちの監査アプローチ

私たちは、銀行に関して適用される税法および規制を理解するため、リスク評価を実施した。これに基づき、KPMG内部の税務専門家の協力を得て、関連する主要な内部統制のテストと実証的監査手続の両方を実施した。私たちは、統制テストの一環として以下の監査手続を実施したが、これに限定されるものではない。

- ドイツ商法274条に準拠した繰延税金資産の認識および測定に用いた方針の評価
- 繰延税金資産の認識に関する内部統制の整備状況の評価および運用の有効性のテスト

さらに、各国の繰延税金資産のリスクベースのサンプルについて、実証的監査手続を実施した。これには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 事業計画に適用されるパラメータの適切性の評価。適切な場合は、事業計画に関連する国に細分した事業計画を含む。私たちは、その際に、回収可能性または計画パラメータおよび仮定の発生に関する潜在的なプラスおよびマイナスの指標を考慮し、適用される計画パラメータの適切性を検討した。
- 税引前利益から計画上の課税所得へ調整のレビュー

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、特に、事業計画から課税所得を判断するための仮定およびパラメータに関して、繰延税金資産の認識および測定は、合理的であると判断する。

財務諸表における法的リスクの表示

重要な訴訟の定性的および定量的な記載については、「貸借対照表注記」の「その他の引当金」の項を参照のこと。法的リスクの定性的および定量的な記載は、経営者報告書のリスク報告に含まれている。

財務諸表リスク

期末日現在、銀行が計上する法的リスク引当金は13億ユーロである。その内訳は、民事訴訟引当金が585百万ユーロおよび規制執行引当金が7,330億ユーロである。

財務諸表リスクは、特に、適用される法律、規制上の要件または契約上の合意事項の非遵守、あるいは提起された訴訟に起因する潜在的な財務上の義務（引当金）を適切に銀行の財務諸表において適切に反映していないことに起因している。これらの項目の識別、発生可能性の評価、および結果として生じる潜在的な金融債務の評価については、判断および見積りの不確実性が生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチの策定において、潜在的な偶発債務に関するリスク評価を実施した。これは、法的リスクの記録に関する網羅性および正確性に対する内部統制システムについて、特に法的リスクの識別、評価およびモニタリングを担当するマネジメント・ボードや部署へのヒアリングによる評価に基づく。さらに、内部および外部文書ならびに公的に利用可能な情報のレビュー、法的費用に関する勘定の査閲および重要訴訟の担当弁護士に対する弁護士確認状送付から成る。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

内部統制システムの妥当性をテストするため、法的リスクに対する引当金の評価の網羅性および正確性を確保するために構築された統制を識別し、当該統制の整備状況の評価ならびにその運用の有効性をテストした。

また、訴訟案件のリスクベースのサンプルに対して実証的監査手続を実施した。

私たちは、銀行の重要な引当金の認識および評価について、会計基準の遵守に関して入手可能な事実および状況に基づいて評価した。

私たちは、各訴訟の事実および状況について決定するため、関連書類を査閲し、銀行内外の顧問弁護士へ問い合わせを行った。また、未確認の証拠の評価を含め、実施した重要な仮定および適用された主要な判断を評価した。特に、潜在的な義務が存在するがエクスポージャーの発生可能性が高くはないと考える事項については、認識およびそれに係る開示が不足していないかについて監査証拠を検討した。

さらに、私たちは、引当金を判断の適用に関する銀行の開示が適切に反映されているかを検討した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、事項の識別ならびに潜在的義務の発生可能性および見積引当金の評価について、合理的であると判断した。

財務報告プロセスにおけるITアクセス管理

ITアクセス管理統制を含む財務報告プロセスに係る内部統制の詳細については、「財務報告に係る内部統制」の項のマネジメント・レポートを参照のこと。

財務諸表リスク

財務報告プロセスは、銀行の規模および複雑性により、情報技術および網羅的かつ正確な電子的データの入手可能性に大きく依拠している。したがって、ITシステムに対するアクセス権の不適切な付与は、財務報告の正確性にリスクをもたらす。このリスクは、特に「知る必要性」または「有する必要性」に対応しないアクセス権を有するシステムにおいて生じる。すなわち、アクセス権が役割の要件のみに基づいて付与され、それ以上の承認要件が設けられていない場合、または、IT部門と専門部門の間ならびに開発部門と利用部門の間といった職務分掌の原則のみに基づいてアクセス権が付与されている場合である。

権限のないまたは広範なアクセス権および職務分掌の欠如は、財務諸表の網羅性および正確性に重大な影響を及ぼすデータの意図的または意図的ではない改ざんリスクを生じさせる。したがって、それぞれの各予防措置の策定および遵守は、私たちの監査にとって重要な事項である。

私たちの監査アプローチ

私たちは、銀行のビジネスIT関連の統制環境について理解した。さらに、リスク評価を実施し、監査に関連するITアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムを識別した。

財務報告プロセス内の関連するIT依拠統制（いわゆるITアプリケーション統制）について、支援する全般IT統制を識別し、その整備状況および運用の有効性を評価した。私たちは、特にアクセス保護の分野における主要な統制、ならびに当該統制と財務報告の網羅性および正確性との関連性についてテストした。監査手続には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 新しい従業員および異動した従業員のITシステムへの初期アクセス権付与に関する統制テスト。そのアクセスが適切なスクリーニングの対象となっているか、また、職務に基づく承認の概念に沿って権限者によって承認されているか。
- 職務変更された従業員または退職後の元従業員のアクセス権が適切な期間内に削除されているかに関する統制テスト。
- 限定的な承認手続の対象とされる特権的または管理的権限保有者（スーパーユーザー）に対するシステムアクセス権の適切性に関する統制テスト、およびその定期的レビュー

また、パスワード保護、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムの変更に関するセキュリティ設定、専門部署とITユーザーの分離、ならびにプログラム開発担当者とシステム運用担当者の分離といった分野について、特定のテスト手続を実施した。特定のIT統制が有効でなかった場合は、整備状況および運用の有効性について追加の補完統制を識別してテストし、その他の補完的証拠を入手した。

また私たちは、統制環境の結果を踏まえ、実施すべき今後の実証的監査手続の内容および範囲を決定した。特に、銀行退職後のユーザー承認が適時に削除されていないことが判明した際、個人ユーザーのアクティビティ・ログを査閲し、処理された財務情報の網羅性や正確性に重大な影響を及ぼすような未承認のアクティビティが生じていないか確認した。

また詳細テストにより、プログラム開発者が修正プロセスにおいて承認権を有しておらず、アプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムの本番環境において修正を実行できなかったかを評価し、これらの責任が機能的に分離されているかを評価した。また、フロント・オフィスとバック・オフィスとの間の職務分掌が遵守されているかを評価するために、重要な取引および決済システムに関する職務分掌について分析した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、財務報告関連データの網羅性および正確性に関する要件全般について取り扱うため、財務報告プロセスにおけるITアクセス管理を検討する。統制の不備を識別した場合、財務諸表上の重要な虚偽表示リスクに主に対処するための補完統制が整備されていることを確認した。

その他の情報

マネジメント・ボードは、その他の情報について責任を負っている。その他の情報は、非財務諸表から成る。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関するマネジメント・ボードおよびアドバイザー・ボードの責任

マネジメント・ボードは、すべての重要な点について、金融機関に適用されるドイツの法律に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、銀行の純資産、負債および財政状態ならびに財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、マネジメント・ボードは、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、マネジメント・ボードが必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するに当たり、マネジメント・ボードは、銀行が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、マネジメント・ボードは、全体として銀行の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、マネジメント・ボードが必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

アドバイザー・ボードは、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する銀行の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの監査の目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにマネジメント・レポートが、全体として銀行の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表およびマネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび措置（体制）について理解する。ただし、これは、銀行のこれらの体制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- マネジメント・ボードが使用した会計方針の適切性およびマネジメント・ボードによって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- マネジメント・ボードが継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、銀行の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、銀行は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して銀行の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- マネジメント・レポートに係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、銀行の状況に関する概観について評価する。

- マネジメント・ボードがマネジメント・レポートにおいて表示した予測情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特にマネジメント・ボードが予測情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、予測情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、予測情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が予測情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、特に計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な検出事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2017年5月18日付定時株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2017年7月26日付アドバイザリー・ボードに出席した。私たちまたは私たちの前身である監査法人は、1952年より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその前身である会社の監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

私たちが財務諸表監査に加え提供した非財務諸表業務は、注記「その他の情報」において開示されている。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ブルクハルト・ポートである。

フランクフルト・アム・マイン、2018年3月12日

ケーピーエムジー エーゲー AG
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー) (署名 ポート)
経済監査士 経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2018年6月20日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 ブルクハルト・ポート) (署名 ティム・ヘーベル)
経済監査士 経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2017 haben wir am 12. März 2018 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

“ Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2017 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2017 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 geprüft. Die nichtfinanzielle Erklärung, die in Abschnitt „Nicht-finanzielle Erklärung“ im Lagebericht enthalten ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2017 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017.
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf die Inhalte der oben genannten nichtfinanziellen Erklärung.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Art. 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Art. 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Zu den angewandten Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen verweisen wir auf den Anhang „Grundlagen und Methoden“ und „Erläuterungen zur Bilanz“. Erläuterungen zur Geschäftsentwicklung finden sich im Lagebericht, Abschnitt „Wirtschaftliches Umfeld“.

Das Risiko für den Abschluss

Im Jahresabschluss der Deutsche Bank AG zum 31. Dezember 2017 werden Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 43,6 Mrd ausgewiesen.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Den beizulegenden Wert ermittelt die Gesellschaft für Anteile an verbundenen Unternehmen grundsätzlich mithilfe von anerkannten Bewertungsverfahren, insbesondere dem Discounted-Cashflow-Verfahren. Ist der beizulegende Wert niedriger als der Buchwert, so wird anhand qualitativer und quantitativer Kriterien untersucht, ob die Wertminderung voraussichtlich von Dauer ist.

Die Bewertungsverfahren sind insbesondere in Bezug auf die verwendeten Bewertungsparameter ((Plan-)Annahmen und Diskontierungssätze) ermessensbehaftet. Die auf Basis qualitativer und

quantitativer Faktoren abgeleitete Einschätzung, ob eine dauerhafte Wertminderung vorliegt, ist ebenfalls ermessenbehaftet.

Das Risiko für den Abschluss besteht darin, dass eine am Abschlussstichtag bestehende dauernde Wertminderung der Anteile an verbundenen Unternehmen nicht sachgerecht abgebildet wurde, da deren beizulegender Zeitwert auf Basis unsachgemäßer Bewertungsmodelle, Annahmen und Bewertungsparameter ermittelt wurde oder eine fehlerhafte Einschätzung über die Dauerhaftigkeit der Wertminderung getroffen wurde.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir eine Risikoeinschätzung in Bezug auf die von der Bank gehaltenen Anteile an verbundenen Unternehmen hinsichtlich der seitens der Deutschen Bank zur Bewertung herangezogenen Modelle, Annahmen und Parameter durchgeführt. Aus dieser Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Im Rahmen der Prüfungshandlungen zum internen Kontrollsystem haben wir uns im Rahmen einer Aufbauprüfung zunächst ein Verständnis über den Bewertungsprozess verschafft. Zudem haben wir die Wirksamkeit ausgewählter relevanter Kontrollen bezüglich der Identifizierung von Wertminderungsbedarf und der Durchführung der entsprechenden Wertermittlungen für die Anteile an verbundenen Unternehmen beurteilt.

Anschließend haben wir für risikoorientiert ausgewählte verbundene Unternehmen unter Einbezug unserer KPMG-internen Bewertungsspezialisten aussagebezogene Prüfungshandlungen zur Angemessenheit des Bewertungsmodells für die von der Bank bzw. einem von der Bank beauftragten unabhängigen Sachverständigen durchgeführten Unternehmensbewertungen sowie der wesentlichen Bewertungsannahmen und -parameter vorgenommen.

Hierbei haben wir

- die Angemessenheit der verwendeten Modelle gewürdigt,
- die im Rahmen der Modelle verwendeten Parameter (Planannahmen und Diskontierungszinssätze) gewürdigt und hierzu Abstimmungen und Verprobungen mit anderen verfügbaren Prognosen der Deutschen Bank AG (z. B. für steuerliche Zwecke), bzw. extern verfügbaren Parametern zu Diskontierungszinssätzen (risikofreie Zinssätze, Marktrisikoprämien und Betafaktoren) vorgenommen,
- uns von der bisherigen Prognosegüte der Deutschen Bank AG überzeugt, indem wir Planungen des vorherigen Geschäftsjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und Abweichungen analysiert haben,
- die rechnerische Richtigkeit des verwendeten Bewertungsmodells geprüft,
- die buchhalterische Erfassung von Wertanpassungen nachvollzogen und
- die Kompetenz, Fähigkeiten und Objektivität des Sachverständigen beurteilt, ein Verständnis von seiner Tätigkeit gewonnen und die Eignung seiner Tätigkeit als Prüfungsnachweis für die Beteiligungsbewertung beurteilt.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf unseren durchgeführten kontroll- und aussagebezogenen Prüfungshandlungen erachten wir die der Bewertung der Anteile an verbundenen Unternehmen zugrundeliegenden

Bewertungsmodelle, Annahmen und Bewertungsparameter als sachgerecht. Die Einschätzung der Bank, ob eine dauerhafte Wertminderung vorliegt, erachten wir als angemessen.

Bewertung von Finanzinstrumenten deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht

Eine Beschreibung des Marktrisikomanagements ist im Lagebericht in den Abschnitten „Risikoprofil“ und „Marktrisiko“ enthalten. Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze sind in Abschnitt „Grundlagen und Methoden“ des Anhangs beschrieben.

Das Risiko für den Abschluss

Im Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft werden Handelsaktiva von EUR 601,8 Mrd und Handelspassiva von EUR 519,9 Mrd ausgewiesen. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern basiert.

Für die Bewertung dieser Finanzinstrumente sind definitionsgemäß keine Marktpreise beobachtbar. Die beizulegenden Zeitwerte sind daher auf Basis anerkannter Bewertungsverfahren zu ermitteln. Diese Bewertungsverfahren basieren mitunter auf komplexen Modellen und beinhalten Annahmen und Schätzungen. Sie sind in Bezug auf die verwendeten Modelle und Parameter ermessensbehaftet.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass der beizulegende Zeitwert dieser Finanzinstrumente nicht im Einklang mit den Rechnungslegungsgrundsätzen stehen könnte, weil unsachgemäße Bewertungsmodelle und Bewertungsparameter bei der Ermittlung verwendet wurden.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir zunächst eine Einschätzung der grundsätzlichen Eignung und Fehleranfälligkeit der für die Bewertung verwendeten Modelle und Parameter durchgeführt. Weiterhin haben wir den Bestand an Finanzinstrumenten deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht auf potentiell erforderliche Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments), unter anderem basierend auf den Ausfallrisiken der Vertragspartner sowie der Finanzierungskosten der Bank, beurteilt.

Auf der Grundlage unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit des internen Kontrollsystems der Bank bezüglich der Bewertung von Finanzinstrumenten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht, einschätzen zu können, haben wir eine Beurteilung des Aufbaus und der Implementierung sowie eine Prüfung der Wirksamkeit wesentlicher Kontrollen durchgeführt. Ferner haben wir hierzu KPMG-interne Bewertungsspezialisten einbezogen. Die Prüfung umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich der:

- durch die Bank monatlich durchgeführten unabhängigen Preisverifizierung (Independent Price Verification – IPV) zur Sicherstellung der Richtigkeit von bewertungsrelevanten nicht beobachtbaren Inputparametern solcher Finanzinstrumente,
- durch die durchgeführten Modellvalidierung, der verwendeten Bewertungsmodelle und Bewertungsparameter einschließlich der entsprechenden Governance,

- Ermittlung und Erfassung der im Rahmen der Rechnungslegung notwendigen Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) zur Ermittlung des beizulegenden Zeitwertes und
- Bewertungsunstimmigkeiten mit Gegenparteien (Collateral Disputes).

Sofern wir Feststellungen zur Angemessenheit oder Wirksamkeit einzelner Kontrollen getroffen haben, haben wir zusätzlich kompensierende Kontrollen geprüft. Unsere Prüfungsergebnisse haben wir bei der Bestimmung von Art und Umfang der weiteren aussagebezogenen Prüfungshandlungen berücksichtigt.

Wir haben aussagebezogene Prüfungshandlungen für eine risikoorientierte bewusste Auswahl von Finanzinstrumenten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Inputparametern beruht, vorgenommen. Diese umfassen insbesondere:

- die Durchführung eigener unabhängiger Preisverifizierungen für einzelne Finanzinstrumente unter Einbeziehung von KPMG-internen Bewertungsspezialisten,
- die unabhängige Nachberechnung ausgewählter Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments),
- die Prüfung der Angemessenheit der verwendeten Modelle und bewertungsrelevanter Inputfaktoren sowie ihrer Verwendung in den jeweiligen Preismodellen und
- die Prüfung, ob für die Finanzinstrumente tatsächlich keine auf aktiven Märkten beobachtbare Parameter verfügbar sind.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf unseren durchgeführten kontroll- und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass für die Bewertung von Finanzinstrumenten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht, sachgerechte Modelle und Bewertungsparameter verwendet.

Einzelwertberichtigungen in Kreditportfolien bestimmter Branchen

Eine qualitative und quantitative Beschreibung des Kreditrisikomanagements einschließlich der Bewertung von Forderungen aus dem Kreditgeschäft findet sich im Lagebericht im Abschnitt „Risikostrategie und Risikotoleranz“ des Risikoberichts sowie im Anhang.

Das Risiko für den Abschluss

Die Bank weist – abzüglich einer Wertberichtigung für Kreditausfälle - zum Abschlussstichtag Forderungen aus dem Kreditgeschäft in Höhe von netto EUR 405,6 Mrd aus. Dies entspricht 33 % der Bilanzsumme. Im Geschäftsjahr 2017 hat die Bank einen Betrag in Höhe von EUR 475 Mio als Risikovorsorge im Kreditgeschäft in der Gewinn- und Verlustrechnung ausgewiesen.

Im Rahmen unserer Risikobeurteilung haben wir Forderungen an Kreditnehmer ausgewählter Branchen identifiziert, die aufgrund spezifischer Herausforderungen ein höheres Bewertungsrisiko aufweisen.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere in Schätzungsunsicherheiten bei der Ermittlung von Einzelwertberichtigungen, die auf Annahmen und Szenarien (z. B. Verwertungsszenarien, Going-Concern-Szenarien etc.) sowie der Beurteilung von Sicherheitenerlösen beruhen.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Risikobeurteilung und zur Planung unserer Prüfungshandlungen haben wir eine Portfolioanalyse durchgeführt, um die inhärenten Bewertungsrisiken einzuschätzen und Risikobranchen zu identifizieren. Darüber hinaus haben wir die Methodik der Bank sowie die wesentlichen Inputparameter, die für die Ermittlung der Einzelwertberichtigung herangezogen wurden, beurteilt.

Aus der Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl kontrollbasierte als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Im Rahmen unserer kontrollbasierten Prüfung haben wir Aufbau, Implementierung und Wirksamkeit der Kontrollen im Kreditbewertungsprozess der Bank beurteilt. Dies umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich:

- der Genehmigung von Richtlinien zur Wertberichtigung und allgemeinem methodischen Vorgehen,
- der Überwachung der Kredite in der Intensivbetreuung,
- der regelmäßigen Bewertung von Sicherheiten und
- der Berechnung und Erfassung von Einzelwertberichtigungen.

Darüber hinaus haben wir für eine bewusste Auswahl von Kreditengagements, mit Schwerpunkt auf den identifizierten Risikobranchen, aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt, um zu beurteilen, ob die im Rahmen der Ermittlung der Einzelwertberichtigung zugrunde gelegten Zahlungsströme angemessen abgeleitet wurden. Bei der Beurteilung der Angemessenheit der erwarteten Zahlungsströme haben wir uns auf branchenbezogene Markterwartungen sowie die jeweilige Engagementstrategie (z. B. Sanierung, Verwertung) der Bank gestützt. Für ausgewählte Engagements haben wir die Berechnung der Einzelwertberichtigungen nachvollzogen.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf unseren kontrollbasierten und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die getroffenen Annahmen und Szenarien zur Ermittlung der Einzelwertberichtigungen auf Forderungen aus dem Kreditgeschäft für die identifizierten Risikobranchen angemessen sind.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen und Schätzungen sowie die der Bewertung der latenten Steueransprüche zugrunde gelegten Annahmen sind in den Abschnitten „Grundlagen und Methoden“ und „Erläuterungen zur Bilanz“ des Anhangs beschrieben.

Das Risiko für den Abschluss

Der Jahresabschluss weist latente Steueransprüche in Höhe von EUR 2,4 Mrd aus.

Ansatz und Bewertung der latenten Steueransprüche sind ermessensbehaftet und erfordern neben der Berücksichtigung objektiver Faktoren auch zahlreiche Schätzungen über die zukünftige

steuerliche Ertragssituation sowie die Nutzbarkeit steuerlicher Verluste und bisher ungenutzter Steuergutschriften.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass die zukünftige Nutzbarkeit der latenten Steueransprüche unsachgemäß eingeschätzt werden könnte. Die Einschätzung der Nutzbarkeit der Ansprüche erfolgt insbesondere auf Basis des zukünftigen steuerlichen Ertragspotenzials auf Grundlage der Unternehmensplanung und unter Berücksichtigung der darin enthaltenen voraussichtlichen Entwicklung wesentlicher wertbestimmender Annahmen und Parameter, die mit Schätzunsicherheiten behaftet ist. Hierzu zählen insbesondere die Annahmen über die Entwicklung der Vorsteuerergebnisse und der Einfluss etwaiger Sondersachverhalte sowie permanenter Effekte, die die zukünftig verfügbaren positiven steuerlichen Ergebnisse determinieren. Die Annahmen müssen auch aktuelle politische und ökonomische Entwicklungen und Rahmenbedingungen sowie spezielle nationale Vorschriften berücksichtigen.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben zunächst eine Risikobeurteilung vorgenommen um ein Verständnis der für die Bank relevanten Steuergesetze und steuerlichen Regelungen zu erlangen. Darauf aufbauend haben wir unter Hinzuziehung KPMG-interner Steuerspezialisten sowohl kontrollbasierte als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt. Im Rahmen unserer Prüfungshandlungen zum internen Kontrollsystem haben wir unter anderem die folgenden Prüfungshandlungen durchgeführt:

- Würdigung der im Jahresabschluss angewandten Methodik für den Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen entsprechend den Vorgaben des § 274 HGB und
- Prüfung des Aufbaus, der Einrichtung und der Wirksamkeit interner Kontrollen bezüglich des Ansatzes latenter Steueransprüche.

Darüber hinaus haben wir aussagebezogene Prüfungshandlungen für eine risikoorientierte, bewusste Auswahl latenter Steueransprüche in verschiedenen Ländern durchgeführt. Diese umfassten insbesondere:

- die Würdigung der Sachgerechtigkeit der verwendeten Parameter bei der Unternehmensplanung und – soweit erforderlich – Teilplanungen relevanter Länder. Dabei haben wir die Angemessenheit der verwendeten Planungsparameter durch die Berücksichtigung positiver und negativer Indikatoren hinsichtlich der Realisierbarkeit und Eintrittswahrscheinlichkeit wesentlicher Planungsparameter und -annahmen hinterfragt und
- die Überleitung des Vorsteuerergebnisses zum geplanten steuerlichen Ergebnis.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unseren kontrollbasierten und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Schluss, dass der Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen im Hinblick auf die getroffenen Annahmen zur Ableitung des steuerlichen Ergebnisses aus der Unternehmensplanung und die verwendeten Bewertungsparameter angemessen sind.

Abbildung von Rechtsrisiken im Jahresabschluss

Eine qualitative und quantitative Darstellung wesentlicher Rechtsstreitigkeiten findet sich im Anhang der Bank in den Erläuterungen zur Bilanz unter „Sonstige Rückstellungen“.

Weiterhin erfolgt eine qualitative Darstellung der Rechtsrisiken im Lagebericht in den Ausführungen zum Risikobericht.

Das Risiko für den Abschluss

Zum Bilanzstichtag weist die Bank Rückstellungen für Rechtsrisiken in Höhe von EUR 1,3 Mrd aus. Diese umfassen Rückstellungen für Zivilverfahren in Höhe von EUR 585 Mio und Rückstellungen für Prozesse mit Regulierungsbehörden in Höhe von EUR 733 Mio.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass mögliche finanzielle Verpflichtungen (Rückstellungen) aufgrund der Missachtung geltender Gesetze, regulatorischer Anforderungen oder vertraglicher Vereinbarungen und geltend gemachter Ansprüche nicht angemessen im Jahresabschluss dargestellt sein könnten. Die Identifikation dieser Sachverhalte, die Beurteilung ihrer Eintrittswahrscheinlichkeit und die Bewertung möglicher daraus resultierender finanzieller Verpflichtungen sind mit Ermessen und Schätzunsicherheit behaftet.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir eine Risikoeinschätzung bezüglich potenzieller vorsorgepflichtiger Sachverhalte vorgenommen. Diese basierte auf der Würdigung des internen Kontrollsystems hinsichtlich der vollständigen und richtigen Erfassung von Rechtsrisiken insbesondere durch Befragungen der Geschäftsleitung und mit der Identifikation, Bewertung und Überwachung von Rechtsrisiken betrauten Abteilungen. Sie umfasste zudem die Durchsicht interner und externer Unterlagen bzw. öffentlich zugänglicher Informationen sowie die Durchsicht der Kosten für Rechtsberatung und die Würdigung von Rechtsanwaltsbestätigungen der mit wesentlichen Fällen betrauten Kanzleien.

Auf Basis unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der kontrollbasierte und aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit des internen Kontrollsystems zu überprüfen, haben wir Kontrollen identifiziert, deren Ziel die Sicherstellung der Vollständigkeit und der Richtigkeit der Bewertung von Rückstellungen für Rechtsrisiken ist und den Aufbau, die Einrichtung sowie die Wirksamkeit dieser Kontrollen geprüft.

Wir haben zudem insbesondere die nachfolgend dargestellten aussagebezogenen Prüfungshandlungen für risikoorientiert ausgewählte Sachverhalte vorgenommen:

Wir haben den Ansatz und die Bewertung wesentlicher durch die Bank erfasster Rückstellungen anhand der vorliegenden Informationen und hinsichtlich der Einhaltung der Rechnungslegungsgrundsätze geprüft.

Zur Erlangung der erforderlichen Informationen haben wir Einsicht in relevante Unterlagen genommen und die jeweiligen internen und externen Rechtsbeistände der Bank befragt. Wir haben eine Beurteilung der wesentlichen zugrunde liegenden Annahmen und Ermessensentscheidungen einschließlich einer Würdigung möglicherweise entgegenstehender Informationen vorgenommen. Insbesondere haben wir in Fällen eines bestehenden Risikos, dessen Eintritt als unwahrscheinlich erachtet wird, Prüfungsnachweise bezüglich der Angemessenheit der Nichterfassung und der Angaben im Anhang erlangt.

Darüber hinaus haben wir beurteilt, ob die durch die Bank gemachten Angaben im Anhang die Ermessensentscheidungen, die zur Schätzung von Rückstellungen angewandt wurden, angemessen abbilden.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unsere kontrollbasierten- und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Schluss, dass die Identifikation der Sachverhalte und die Beurteilung ihrer Eintrittswahrscheinlichkeit und geschätzten Vorsorge angemessen erfolgen.

IT-Zugriffsberechtigungen im Rechnungslegungsprozess

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems im Rechnungslegungsprozess einschließlich der IT-Zugriffsberechtigungen findet sich im Lagebericht im Kapitel „Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung“.

Das Risiko für den Abschluss

Der Rechnungslegungsprozess ist aufgrund der Größe und Komplexität der Bank stark von Informationstechnologie und der durchgängigen Verfügbarkeit vollständiger und richtiger elektronischer Daten abhängig. Eine unangemessene Vergabe von Zugriffsberechtigungen für IT-Systeme stellt daher ein Risiko für die Richtigkeit der Finanzberichterstattung dar. Hiervon sind vor allem Systeme betroffen, für die Zugriffsrechte nicht nach dem Minimalprinzip (Berechtigungsvergabe nur aufgrund der Anforderungen der Rolle und darüber hinaus keine weitergehende Berechtigungsvergabe) oder dem Funktionstrennungsprinzip (bspw. zwischen IT und Fachbereich oder zwischen Entwicklung und Anwendungsbetrieb) vergeben werden.

Ein unberechtigter Systemzugang, unangemessen weitgehende Berechtigungen und mangelnde Funktionstrennung beinhalten das Risiko beabsichtigter oder unbeabsichtigter Eingriffe, die sich auf die Vollständigkeit und Richtigkeit abschlussrelevanter Daten in der Finanzberichterstattung wesentlich auswirken könnten. Demzufolge sind die Schaffung und Einhaltung entsprechender Vorkehrungen zur angemessenen Vergabe von IT-Zugriffsberechtigungen für unsere Prüfung von besonderer Bedeutung.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben ein Verständnis des IT-bezogenen Kontrollumfelds der Bank erlangt. Darüber hinaus haben wir eine Risikobeurteilung vorgenommen und IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme identifiziert, die für unsere Prüfung von Bedeutung sind.

Für relevante IT-gestützte Kontrollen innerhalb des Rechnungslegungsprozesses (sogenannte IT-Anwendungskontrollen) haben wir unterstützende allgemeine IT-Kontrollen identifiziert und ihren Aufbau, ihre Einrichtung und ihre Wirksamkeit geprüft. Wir haben insbesondere wesentliche Kontrollen im Bereich des Zugriffsschutzes und deren Verknüpfung zur Vollständigkeit und Richtigkeit der Finanzberichterstattung geprüft. Unsere Prüfungshandlungen betrafen unter anderem:

- Kontrollen, ob der erstmalige Zugriff auf IT-Systeme für neue Mitarbeiter oder Mitarbeiter mit neuer Rolle einer angemessenen Überprüfung unterzogen und entsprechend dem Freigabekonzept von einer autorisierten Person freigegeben wird.
- Kontrollen, ob Zugriffsrechte von Mitarbeitern bzw. ehemaligen Mitarbeitern in angemessener Zeit nach Abteilungswechsel oder Unternehmensaustritt entzogen werden.
- Kontrollen, ob eine Überprüfung der Angemessenheit der erteilten Systemzugriffe für privilegierte oder administrative Berechtigungen (sogenannte Superuser) erfolgt und einer entsprechend restriktiven regelmäßig überwachten Berechtigungsvergabepraxis unterliegen.

Zudem haben wir weitere Prüfungshandlungen im Bereich des Passwortschutzes, der Sicherheitseinstellungen bzgl. des Änderungswesens für Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme, der funktionalen Trennung von Fachbereichs- und IT-Benutzern und der funktionalen Trennung zwischen Mitarbeitern, die für die Programmentwicklung zuständig sind, und Mitarbeitern, die für den Systembetrieb zuständig sind, durchgeführt. In Fällen unwirksamer IT-Kontrollen haben wir weitere Kontrollen, die einen kompensierenden Effekt haben, identifiziert und ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft sowie andere kompensierende Nachweise erlangt.

Unter Berücksichtigung der Ergebnisse unserer Prüfung des Kontrollumfeldes haben wir Art und Umfang weiterer aussagebezogener Prüfungshandlungen festgelegt. Dies umfasste insbesondere in Fällen von nicht fristgerecht entzogenen Berechtigungen bei Unternehmensaustritt unter anderem die Untersuchung der Nutzungsprotokolle des betroffenen Nutzers auf mögliche unautorisierte Aktivitäten, die einen wesentlichen Einfluss auf die Vollständigkeit und Richtigkeit von Finanzinformationen haben könnten.

Ferner haben wir uns durch Einzelfallprüfungen davon überzeugt, dass Programmentwickler keine Freigaberechte im Änderungsprozess haben und dass sie keine direkten Änderungen in den produktiven Versionen der Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme durchführen können, da diese Rollen funktional getrennt sein müssen. Wir haben zudem Funktionstrennungsanalysen bei kritischen Handels- und Zahlungsverkehrssystemen durchgeführt, um festzustellen, ob die funktionale Trennung zwischen Markt und Marktfolge eingehalten wurde.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen der Prüfung wesentlicher Kontrollen und aussagebezogener Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die IT-Zugriffsberechtigungen grundsätzlich den Anforderungen an die Vollständigkeit und Richtigkeit von rechnungslegungsrelevanten Daten dienen. In den Fällen, in denen wir Kontrollschwächen festgestellt haben, konnten wir Kontrollen identifizieren, die das Risiko eines wesentlichen Fehlers für den Jahresabschluss kompensieren.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die nichtfinanziellen Erklärungen.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zum Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung

zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.

- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender und geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 18. Mai 2017 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 26. Juli 2017 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir oder unsere Vorgängergesellschaften sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 1952 Jahresabschlussprüfer der Deutschen Bank Aktiengesellschaft und Vorgängergesellschaften.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Die von uns zusätzlich zur Abschlussprüfung erbrachten Leistungen sind im Abschnitt „Sonstige Erläuterungen“ des Anhangs aufgeführt.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Burkhard Böth.

Frankfurt am Main, 12. März 2018

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Böth
Wirtschaftsprüfer ”

Frankfurt am Main, den 20. Juni 2018

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Burkhard Böth
Wirtschaftsprüfer

Tim Hebel
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
マネジメント・ボード御中

ドイツ銀行AGの年次財務諸表およびマネジメント・レポート

2018年度の年次財務諸表およびマネジメント・レポートの原本に対する監査報告書は、2019年3月15日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2018年12月31日現在の貸借対照表および2018年1月1日から12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに財務諸表に対する注記（注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。）から成る財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2018年1月1日から12月31日までの事業年度に係るマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、マネジメント・レポートの「非財務諸表」の項に含まれる非財務諸表の内容については監査を行っていない。

私たちの監査の結果得られた知見に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、金融機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、銀行の2018年12月31日現在の純資産、負債および財政状態ならびに2018年1月1日から2018年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として銀行の状況に関する適切な概観を示している。本マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、上記の非財務諸表の内容は対象としていない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則No 537/2014（以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、銀行から独立しており、これらの要件に従い、その他の責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項ポイント(f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

年次財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2018年1月1日から12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において、最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

関係会社に対する投資の評価

適用される会計原則および評価原則については、注記「表示の基準」および「貸借対照表注記」を参照のこと。事業の動向に関する開示については、経営者報告書の「経済環境」の項に記載されている。

財務諸表リスク

ドイツ銀行AGの2018年12月31日現在の年次財務諸表には、関係会社に対する投資456億ユーロが含まれる。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い金額で計上される。関係会社に対する投資の公正価値は、通常、認識された評価方法、特に割引キャッシュ・フロー法により決定される。公正価値が帳簿価額を下回る場合は、減損の回復可能性の判断には定性的および定量的基準が使用される。

評価方法は、特に使用される評価パラメータ（（計画上の）仮定および割引率）に関する判断にさらされている。減損の回復可能性についての定性的および定量的要因に基づく評価も、判断を伴うものである。

財務諸表リスクは、不適切な評価モデル、仮定および評価パラメータに基づいて公正価値が決定されたため、または減損損失の回復可能性について誤った見積もりが行われたため、貸借対照表日現在の関係会社に対する投資の回復可能性のない減損が適切に表示されていないことから生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、銀行の関係会社に対する投資に関して、ドイツ銀行が評価に用いたモデル、仮定およびパラメータに対するリスク評価を実施した。このリスクアセスメントに基づき、私たちは、統制テストおよび実証的テストを含む監査アプローチを策定した。

内部統制システムに関する監査手続の一環として、私たちは、まず評価プロセスの整備運用状況について理解した。さらに、関連会社に対する投資における減損の必要性の識別および関連する評価の実施に関して、選択した関連統制の運用上の有効性をテストした。

続いて、特にリスクベースで選定した関係会社について、銀行または銀行から委託された独立専門家が実施した評価に係る評価モデルの適切性、ならびに主要な評価の仮定およびパラメータについて、内部のKPMG評価専門家を含め、実証的監査手続を実施した。

その際に、私たちは以下を実施した。

- 使用されたモデルの適切性の評価
- モデルで使用されたパラメータ（計画上の仮定および割引率）の評価。またそのために、当該パラメータを利用可能なドイツ銀行AGのその他の予測（例えば、課税目的のもの）または割引率に関して外部で利用可能なパラメータ（無リスク金利、市場リスク・プレミアムおよびベータ・ファクター）と照合し、検証した。
- ドイツ銀行AGの現在までの予測の質について、前年度の予測と実際の結果とのバックテストおよび乖離の分析による検証。
- 使用された評価モデルにおける計算の正確性の確認
- 価値調整の会計処理の再計算
- 独立した専門家の能力、技能および客観性を評価し、当該専門家の活動を理解し、当該専門家の業務が投資の評価に関する専門家の業務の適切性の証拠として適切であるか評価した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、関係会社に対する投資の評価の基礎となる評価モデル、仮定およびパラメータは適切であると判断する。私たちは、減損の回復可能性に対する銀行の評価は合理的であると判断する。

金融商品の評価に使用される観察不能なインプット

市場リスクの管理に関する記載は、マネジメント・レポートの「リスク・プロファイル」および「市場リスク」の項に含まれている。重要な会計原則および評価原則については、「表示の基準」に記載されている。

財務諸表リスク

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの年次財務諸表には、トレーディング資産3,037億ユーロおよびトレーディング負債2,361億ユーロが含まれる。いずれの残高にも、評価インプットが観察不能な金融商品が含まれる。

定義上、これらの金融商品の評価に関して、市場価格は観察不能である。したがって、公正価値は認められた評価方法に基づいて決定される。これらの評価方法は複雑なモデルから成り、判断を必要とする観察不能なインプットに対する仮定や推測を含むことがある。

財務諸表リスクは、特に、金融商品の公正価値の決定において複雑な評価モデルまたは観察不能な評価パラメータの使用が不適切である際に生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、最初に、金融商品の評価に使用されるモデルおよび観察不能なインプットを含むパラメータ、また該当があれば関連する評価調整について、一般的な適合性および虚偽表示の可能性を評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

金融商品の評価および評価における観察不能インプットの決定に関する銀行の内部統制の妥当性を評価するため、私たちは、内部統制の整備状況の評価し、主要な統制の運用状況の有効性を評価した。また必要に応じて、KPMG内部評価専門家を利用した。監査手続対象には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- これらの金融商品に使用されるインプット・パラメータの妥当性を確認するために銀行が実施する月次の独立価格検証手続
- 各ガバナンスを含む銀行が使用する評価モデルにおけるモデルの検証
- 公正価値の決定において会計基準で要求される信用リスク評価調整などの計算および会計処理

統制の整備または有効性に関する検出事項が生じた場合、追加の補完統制についてテストした。私たちは、追加の実証的監査手続の内容および範囲の策定において、内部統制の手続きの結果を利用した。

私たちは、観察不能な評価インプットをもつ金融商品のリスクベースのサンプルに対して実証的手続を実施した。これには特に以下のものが含まれる。

- サンプルとして抽出された取引単位の金融商品について、KPMG内部評価専門家を利用した独立価格検証の実施
- サンプルとして抽出された評価調整の独立再計算
- 使用されたモデルの妥当性を決定するための手続の実施。これには、各評価モデルにおける主要なインプットとその使用方法も含まれる。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、観察不能な評価インプットをもつ金融商品の評価に使用されるモデルおよび関連するパラメータは適切であると判断する。

繰延税金資産の認識および測定

重要な会計方針および会計上の見積り、ならびに繰延税金資産の認識および測定の基礎となる仮定については、「表示の基準」および「貸借対照表注記」を参照のこと。

財務諸表リスク

年次財務諸表に含まれる繰延税金資産は、25億ユーロである。

繰延税金資産の認識および測定には、判断が含まれており、客観的な要素のほか、将来の課税所得ならびに未使用の税務上の繰越損失および税額控除の利用可能性に関する多くの見積りが含まれている。

財務諸表リスクは、特に、繰延税金資産の将来の利用の見積りが不適切であった場合に生じる。将来の利用の見積りは、事業計画に基づく将来の課税所得（これは不確実性にさらされている）の可能性に依拠しており、かつ、そこに含まれる主要な価値決定の仮定およびパラメータの予想値が考慮される。これらには特に、将来の課税所得を決定する税引前利益の値、潜在的な異常項目の影響、および永久差異に関する仮定が含まれる。このような見積りは、現在の政治・経済動向（英国の欧州連合離脱に関する国民投票の実施など）および管轄区域特有の税務上の検討事項も考慮する。

私たちの監査アプローチ

私たちは、銀行に関して適用される税法および規制を理解するため、リスク評価を実施した。これに基づき、KPMG内部の税務専門家の協力を得て、関連する主要な内部統制のテストと実証的監査手続の両方を実施した。私たちは監査の一環として、特に銀行における繰延税金資産の認識に関する内部統制の整備状況の評価および運用の有効性のテストを検討した。

さらに、特に各国の繰延税金資産のリスクベースのサンプルについて、実証的監査手続を実施した。これには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- ドイツ商法第274条に準拠した繰延税金資産の認識および測定に用いられた銀行の手法の評価
- 事業計画に適用されるパラメータの適切性の評価。適切な場合は、事業計画を関連する国に細分した事業計画を含む。私たちは、その際に、回収可能性または計画パラメータおよび仮定の発生に関する潜在的なプラスおよびマイナスの指標を考慮し、銀行の重要な小区分に関連して適用される計画パラメータの適切性を検討した。
- 一部の国については、税引前利益から計画上の課税所得へ調整のレビュー

私たちの結論

事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積もりに基づき、そこに含まれる重要な金額決定上の仮定およびパラメータに関して予想される動向を考慮した結果、繰延税金資産の回収可能性の評価は適切に実施されていると判断する。

財務報告プロセスにおけるITアクセス管理

ITアクセス管理統制を含む財務報告プロセスに係る内部統制の詳細については、「財務報告に係る内部統制」の項のマネジメント・レポートを参照のこと。

財務諸表リスク

財務報告プロセスは、銀行の規模および複雑性により、情報技術および電子データの網羅性および正確性に大きく依拠している。したがって、ITシステムに対するアクセス権の不適切な付与または効果的でないモニタリングは、財務報告の正確性にリスクをもたらす。このリスクは、特に「知る必要性」または「有する必要性」に対応しないアクセス権を有するシステムにおいて生じる。すなわち、アクセス権が役割の要件のみに基づいて付与され、それ以上の承認要件が設けられていない場合、または、IT部門と専門部門の間ならびに開発部門と利用部門の間といった職務分掌の原則のみに基づいてアクセス権が付与されている場合である。

権限のないまたは広範なアクセス権および職務分掌の欠如は、財務諸表の網羅性および正確性に重大な影響を及ぼし得るデータの意図的または意図的ではない改ざんリスクを生じさせる。したがって、それぞれの各予防措置の策定および遵守は、私たちの監査にとって重要な事項である。

私たちの監査アプローチ

私たちは、銀行のビジネスIT関連の統制環境について理解した。さらに、リスク評価を実施し、監査に関連するITアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムを識別した。

財務報告プロセス内の関連するIT依拠統制（いわゆるITアプリケーション統制）について、支援する全般IT統制を識別し、その整備状況および運用の有効性を評価した。私たちは、特にアクセス保護の分野における主要な統制、ならびに当該統制と財務報告の網羅性および正確性との関連性についてテストした。監査手続には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 新しい従業員および異動した従業員のITシステムへの初期アクセス権付与に関する統制テスト。そのアクセスが適切なスクリーニングの対象となっているか、また、職務に基づく承認の概念に沿って権限者によって承認されているか。
- 職務変更された従業員または退職後の元従業員のアクセス権が適切な期間内に削除されているかに関する統制テスト。
- 限定的な承認手続の対象とされる特権的または管理的権限保有者（スーパーユーザー）に対するシステムアクセス権の適切性に関する統制テスト、およびその定期的レビュー

また、パスワード保護、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムの変更に関するセキュリティ設定、専門部署とITユーザーの分離、ならびにプログラム開発担当者とシステム運用担当者の分離といった分野について、特定のテスト手続を実施した。統制の整備状況および有効性に関して検出事項があった場合は、その他の補完的証拠を入手するため追加の補完統制をテストした。

また私たちは、統制テストの結果を踏まえ、実施すべき今後の実証的監査手続の内容および範囲を決定した。特に、銀行退職後のユーザー承認が適時に削除されていないことが判明した際、個人ユーザーのアクティビティ・ログを査閲し、処理された財務情報の網羅性や正確性に重大な影響を及ぼすような未承認のアクティビティが生じていないか確認した。

また詳細テストにより、プログラム開発者が修正プロセスにおいて承認権を有していないか、ならびにアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムの本番環境において修正を実行できたかを評価し、これらの責任が機能的に分離されているかを評価した。また、フロント・オフィスとバック・オフィスとの間の職務分掌が遵守されているかを評価するために、重要な取引および決済システムに関する職務分掌について分析した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、財務報告関連データの網羅性および正確性に関する要件全般について取り扱うため、財務報告プロセスにおけるITアクセス管理を検討する。

その他の情報

マネジメント・ボードは、その他の情報について責任を負っている。その他の情報は、以下から成る。

- 非財務諸表
- 年次報告書に含まれる、年次財務諸表およびマネジメント・レポートならびに私たちの監査報告書を除くその他の情報

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関するマネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボードの責任

マネジメント・ボードは、すべての重要な点について、金融機関に適用されるドイツの法律に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、銀行の純資産、負債および財政状態ならびに財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、マネジメント・ボードは、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、マネジメント・ボードが必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するに当たり、マネジメント・ボードは、銀行が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、マネジメント・ボードは、全体として銀行の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、マネジメント・ボードが必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

スーパーバイザリー・ボードは、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する銀行の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの監査の目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにマネジメント・レポートが、全体として銀行の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表およびマネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび措置（体制）について理解する。ただし、これは、銀行のこれらの体制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- マネジメント・ボードが使用した会計方針の適切性およびマネジメント・ボードによって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- マネジメント・ボードが継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、銀行の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、銀行は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して銀行の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- マネジメント・レポートに係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、銀行の状況に関する概観について評価する。
- マネジメント・ボードがマネジメント・レポートにおいて表示した予測情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特にマネジメント・ボードが予測情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、予測情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、予測情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が予測情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、特に計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な検出事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2018年5月24日付定時株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2018年7月24日付スーパーバイザリー・ボードに出席した。私たちまたは私たちの前身である監査法人は、1952年より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその前身である会社の監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

私たちが財務諸表監査に加え提供した非財務諸表業務は、注記「その他の情報」において開示されている。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ブルクハルト・ポートである。

フランクフルト・アム・マイン、2019年3月15日

ケーピーエムジー エーゲー
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 パクロフスキー） （署名 ポート）
経済監査士 経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2019年6月14日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 ブルクハルト・ポート） （署名 ジャン・ルードヴィヒ）
経済監査士 経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Tanusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2018 haben wir am 15. März 2019 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

“ Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2018 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2018 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 geprüft. Die nichtfinanzielle Erklärung, die in Abschnitt „Nicht-finanzielle Erklärung“ im Lagebericht enthalten ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2018 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018.
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf die Inhalte der oben genannten nichtfinanziellen Erklärung.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Art. 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Art. 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Zu den angewandten Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen verweisen wir auf den Anhang „Grundlagen und Methoden“ und „Erläuterungen zur Bilanz“. Erläuterungen zur Geschäftsentwicklung finden sich im Lagebericht, Abschnitt „Wirtschaftliches Umfeld“.

Das Risiko für den Abschluss

Im Jahresabschluss der Bank zum 31. Dezember 2018 werden Anteile an verbundenen Unternehmen i. H. v. EUR 45,6 Mrd ausgewiesen.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Den beizulegenden Wert ermittelt die Gesellschaft für Anteile an verbundenen Unternehmen grundsätzlich mithilfe von anerkannten Bewertungsverfahren, insbesondere dem Discounted-Cashflow-Verfahren. Ist der beizulegende Wert niedriger als der Buchwert, so wird anhand qualitativer und quantitativer Kriterien untersucht, ob die Wertminderung voraussichtlich von Dauer ist.

Die Bewertungsverfahren sind insbesondere in Bezug auf die verwendeten Bewertungsparameter ((Plan-)Annahmen und Diskontierungssätze) ermessensbehaftet. Die auf Basis qualitativer und quantitativer Faktoren abgeleitete Einschätzung, ob eine dauerhafte Wertminderung vorliegt, ist ebenfalls ermessenbehaftet.

Das Risiko für den Abschluss besteht darin, dass eine am Abschlussstichtag bestehende dauernde Wertminderung der Anteile an verbundenen Unternehmen nicht sachgerecht abgebildet wurde, da deren beizulegender Wert auf Basis unsachgemäßer Bewertungsmodelle, Annahmen und Bewertungsparameter ermittelt wurde oder eine fehlerhafte Einschätzung über die Dauerhaftigkeit der Wertminderung getroffen wurde.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir eine Risikoeinschätzung in Bezug auf die von der Bank gehaltenen Anteile an verbundenen Unternehmen hinsichtlich der seitens der Deutschen Bank zur Bewertung herangezogenen Modelle, Annahmen und Parameter durchgeführt. Aus dieser Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Im Rahmen der Prüfungshandlungen zum internen Kontrollsystem haben wir uns im Rahmen einer Aufbauprüfung zunächst ein Verständnis über den Bewertungsprozess verschafft. Zudem haben wir die Wirksamkeit ausgewählter relevanter Kontrollen bezüglich der Identifizierung von Wertminderungsbedarf und der Durchführung der entsprechenden Wertermittlungen für die Anteile an verbundenen Unternehmen beurteilt.

Anschließend haben wir für risikoorientiert ausgewählte verbundene Unternehmen unter Einbezug unserer KPMG-internen Bewertungsspezialisten aussagebezogene Prüfungshandlungen zur Angemessenheit des Bewertungsmodells für die von der Bank bzw. einem von der Bank beauftragten unabhängigen Sachverständigen durchgeführten Unternehmensbewertungen sowie der wesentlichen Bewertungsannahmen und -parameter vorgenommen.

Hierbei haben wir

- die Angemessenheit der verwendeten Modelle gewürdigt,
- die im Rahmen der Modelle verwendeten Parameter (Planannahmen und Diskontierungszinssätze) gewürdigt und hierzu Abstimmungen und Verprobungen mit anderen verfügbaren Prognosen der Bank (z. B. für steuerliche Zwecke), bzw. extern verfügbaren Parametern zu Diskontierungszinssätzen (risikofreie Zinssätze, Marktrisikoprämien und Betafaktoren) vorgenommen,
- uns von der bisherigen Prognosegüte der Bank überzeugt, indem wir Planungen des vorherigen Geschäftsjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und Abweichungen analysiert haben,
- die rechnerische Richtigkeit des verwendeten Bewertungsmodells geprüft,
- die buchhalterische Erfassung von Wertanpassungen nachvollzogen und
- die Kompetenz, Fähigkeiten und Objektivität des Sachverständigen beurteilt, ein Verständnis von seiner Tätigkeit gewonnen und die Eignung seiner Tätigkeit als Prüfungsnachweis für die Beteiligungsbewertung beurteilt.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen erachten wir die der Bewertung der Anteile an verbundenen Unternehmen zugrunde liegenden Bewertungsmodelle, Annahmen und Bewertungsparameter als sachgerecht. Die Einschätzung der Bank, ob eine dauerhafte Wertminderung vorliegt, erachten wir als angemessen.

Verwendung nicht beobachtbarer Parameter zur Bewertung von Finanzinstrumenten

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze sind in Abschnitt „Grundlagen und Methoden“ des Anhangs beschrieben. Eine Beschreibung des Marktrisikomanagements ist im Lagebericht in den Abschnitten „Risikoprofil“ und „Marktrisiko“ enthalten.

Das Risiko für den Abschluss

Im Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft werden Handelsaktiva von EUR 303,7 Mrd und Handelspassiva von EUR 236,1 Mrd ausgewiesen. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern basiert.

Für die Bewertung dieser Finanzinstrumente sind definitionsgemäß keine Marktpreise beobachtbar. Die beizulegenden Zeitwerte sind daher auf Basis anerkannter Bewertungsverfahren zu ermitteln. Diese Bewertungsverfahren können auf komplexen Modellen beruhen und ermessensbehaftete Annahmen und Schätzungen für nicht beobachtbare Parameter beinhalten.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass der beizulegende Zeitwert dieser Finanzinstrumente durch Verwendung von unsachgerechten Bewertungsmodellen und nicht beobachtbaren Bewertungsparametern ermittelt wurde.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir zunächst eine Einschätzung der grundsätzlichen Eignung der für die Bewertung herangezogenen Modelle und Parameter einschließlich nicht beobachtbarer Parameter sowie potenziell erforderlicher Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) durchgeführt.

Auf der Grundlage unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit der internen Kontrollen der Bank bezüglich der Bewertung von Finanzinstrumenten und der Ermittlung verwendeter, nicht beobachtbarer Parameter einschätzen zu können, haben wir eine Beurteilung des Aufbaus und der Einrichtung sowie eine Prüfung der Wirksamkeit wesentlicher Kontrollen für diese Bewertungen durchgeführt. Ferner haben wir hierzu KPMG-interne Bewertungsspezialisten einbezogen. Die Prüfung umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich der

- durch die Bank monatlich durchgeführten unabhängigen Preisverifizierung zur Sicherstellung der Richtigkeit von bewertungsrelevanten nicht beobachtbaren Inputparametern solcher Finanzinstrumente,
- durch die Bank durchgeführten Validierung der verwendeten Bewertungsmodelle einschließlich der entsprechenden Governance und
- Ermittlung und Erfassung der notwendigen Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) für Ausfallrisiken der Vertragspartner, die Bonität der Bank und andere von Rechnungslegungsstandards geforderte Anpassungen zur Ermittlung des beizulegenden Zeitwerts.

Sofern wir Feststellungen zur Angemessenheit oder Wirksamkeit einzelner Kontrollen getroffen haben, haben wir zusätzlich kompensierende Kontrollen geprüft. Unsere Prüfungsergebnisse haben wir bei der Bestimmung von Art und Umfang der weiteren aussagebezogenen Prüfungshandlungen berücksichtigt.

Wir haben aussagebezogene Prüfungshandlungen unter anderem für eine risikoorientierte bewusste Auswahl von Finanzinstrumenten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Inputparametern beruht, vorgenommen. Diese umfassen insbesondere

- die Durchführung eigener unabhängiger Preisverifizierungen unter Einbeziehung von KPMG-internen Bewertungsspezialisten für ausgewählte Finanzinstrumente,
- die unabhängige Nachberechnung ausgewählter Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) und
- die Prüfung der Angemessenheit der verwendeten Modelle und bewertungsrelevanter Inputfaktoren sowie ihrer Verwendung in den jeweiligen Preismodellen.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass für die Bewertung von Finanzinstrumenten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht, sachgerechte Modelle und Bewertungsparameter verwendet werden.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen und Schätzungen sowie die der Bewertung der latenten Steueransprüche zugrunde gelegten Annahmen sind in den Abschnitten „Grundlagen und Methoden“ und „Erläuterungen zur Bilanz“ des Anhangs beschrieben.

Das Risiko für den Abschluss

Der Jahresabschluss weist latente Steueransprüche i. H. v. netto EUR 2,5 Mrd aus.

Ansatz und Bewertung der latenten Steueransprüche sind ermessensbehaftet und erfordern neben der Berücksichtigung objektiver Faktoren auch zahlreiche Schätzungen über die zukünftige steuerliche Ertragsituation sowie die Nutzbarkeit steuerlicher Verluste und bisher ungenutzter Steuergutschriften.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass die zukünftige Nutzbarkeit der latenten Steueransprüche unsachgemäß eingeschätzt werden könnte. Die Einschätzung der Nutzbarkeit der Ansprüche erfolgt insbesondere auf Basis des zukünftigen steuerlichen Ertragspotenzials auf Grundlage der Unternehmensplanung, die mit Schätzunsicherheiten behaftet ist und unter Berücksichtigung der darin enthaltenen voraussichtlichen Entwicklung wesentlicher wertbestimmender Annahmen und Parameter. Hierzu zählen insbesondere die Annahmen über die Entwicklung der Vorsteuerergebnisse und der Einfluss etwaiger Sondersachverhalte sowie permanenter Effekte, die die zukünftig verfügbaren positiven steuerlichen Ergebnisse determinieren. Die Annahmen umfassen zudem auch aktuelle politische und ökonomische Entwicklungen und Rahmenbedingungen (wie bspw. die Umsetzung des Referendums über den

Austritt des Vereinigten Königreichs aus der Europäischen Union) sowie spezielle nationale Steuervorschriften.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben zunächst eine Risikobeurteilung vorgenommen um ein Verständnis der für die Bank relevanten Steuergesetze und steuerlichen Regelungen zu erlangen. Darauf aufbauend haben wir unter Hinzuziehung KPMG-interner Steuerspezialisten sowohl kontrollbasierte als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt. Im Rahmen unserer Kontrollprüfung haben wir unter anderem die Prüfung des Aufbaus, die Einrichtung und die Wirksamkeit der internen Kontrollen bezüglich des Ansatzes latenter Steueransprüche in der Bank durchgeführt.

Darüber hinaus haben wir aussagebezogene Prüfungshandlungen unter anderem für eine risikoorientierte, bewusste Auswahl latenter Steueransprüche in verschiedenen Ländern durchgeführt. Diese umfassten insbesondere

- die Würdigung der im Jahresabschluss angewandten Methodik für den Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen entsprechend den Vorgaben des § 274 HGB,
- die Würdigung der Sachgerechtigkeit der verwendeten Parameter bei der Unternehmensplanung und – soweit erforderlich – Teilplanungen relevanter Länder. Dabei haben wir die Angemessenheit der verwendeten Planungsparameter durch die Berücksichtigung potenzieller positiver und negativer Indikatoren hinsichtlich der Realisierbarkeit bzw. des Eintretens wesentlicher Planungsparameter und -annahmen hinterfragt und
- das Nachvollziehen der Überleitung der Vorsteuerergebnisse der nationalen Gesellschaften zu den geplanten steuerlichen Ergebnissen in ausgewählten Ländern.

Unsere Schlussfolgerungen

Die Nutzbarkeit der Ansprüche wird insbesondere auf Basis des zukünftigen steuerlichen Ertragspotenzials auf Grundlage der Unternehmensplanung unter Berücksichtigung der darin enthaltenen erwartete Entwicklung wesentlicher wertbestimmender Annahmen und Parameter insgesamt sachgemäß eingeschätzt.

IT-Zugriffsberechtigungen im Rechnungslegungsprozess

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems im Rechnungslegungsprozess einschließlich der IT-Zugriffsberechtigungen findet sich im Lagebericht im Kapitel „Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung“ .

Das Risiko für den Abschluss

Der Rechnungslegungsprozess ist aufgrund der Größe und Komplexität der Bank stark von Informationstechnologie und der Vollständigkeit und Richtigkeit elektronischer Daten abhängig. Eine unangemessene Vergabe oder die unwirksame Überwachung von Zugriffsberechtigungen für IT-Systeme stellt daher ein Risiko für die Richtigkeit der Finanzberichterstattung dar. Hiervon sind vor allem Systeme betroffen, für die Zugriffsrechte nicht nach dem Minimalprinzip (Berechtigungsvergabe nur aufgrund der Anforderungen der Rolle und darüber hinaus keine weitergehende Berechtigungsvergabe) oder dem Funktionstrennungsprinzip (bspw. zwischen IT und Fachbereich oder zwischen Entwicklung und Anwendungsbetrieb) vergeben werden.

Ein unberechtigter Systemzugang, unangemessen weitgehende Berechtigungen und mangelnde Funktionstrennung beinhalten das Risiko beabsichtigter oder unbeabsichtigter Eingriffe, die sich auf die Vollständigkeit und Richtigkeit abschlussrelevanter Daten in der Finanzberichterstattung wesentlich auswirken könnten. Demzufolge sind die Schaffung und Einhaltung entsprechender Vorkehrungen zur angemessenen Vergabe von IT-Zugriffsberechtigungen für unsere Prüfung von besonderer Bedeutung.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben ein Verständnis des IT-bezogenen Kontrollumfelds der Bank erlangt. Darüber hinaus haben wir eine Risikobeurteilung vorgenommen und IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme identifiziert, die für unsere Prüfung von Bedeutung sind.

Für relevante IT-gestützte Kontrollen innerhalb des Rechnungslegungsprozesses (sogenannte IT-Anwendungskontrollen) haben wir unterstützende allgemeine IT-Kontrollen identifiziert und ihren Aufbau, ihre Einrichtung und ihre Wirksamkeit geprüft. Wir haben insbesondere wesentliche Kontrollen im Bereich des Zugriffsschutzes und deren Verknüpfung zur Vollständigkeit und Richtigkeit der Finanzberichterstattung geprüft. Unsere Prüfungshandlungen betrafen unter anderem

- Kontrollen, ob der erstmalige Zugriff auf IT-Systeme für neue Mitarbeiter oder Mitarbeiter mit neuer Rolle einer angemessenen Überprüfung unterzogen und entsprechend dem Freigabekonzept von einer autorisierten Person freigegeben wird.
- Kontrollen, ob Zugriffsrechte von Mitarbeitern bzw. ehemaligen Mitarbeitern in angemessener Zeit nach Abteilungswechsel oder Unternehmensaustritt entzogen werden.
- Kontrollen, ob eine Überprüfung der Angemessenheit der erteilten Systemzugriffe für privilegierte oder administrative Berechtigungen (sogenannte Superuser) erfolgt und einer entsprechend restriktiven regelmäßig überwachten Berechtigungsvergabepraxis unterliegen.

Zudem haben wir weitere Kontrollprüfungshandlungen im Bereich des Passwortschutzes, der Sicherheitseinstellungen bzgl. des Änderungswesens für Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme, der funktionalen Trennung von Fachbereichs- und IT-Benutzern und der funktionalen Trennung zwischen Mitarbeitern, die für die Programmentwicklung zuständig sind, und Mitarbeitern, die für den Systembetrieb zuständig sind, durchgeführt. Sofern wir Feststellungen zur Angemessenheit oder Wirksamkeit einzelner Kontrollen getroffen haben, haben wir zusätzlich kompensierende Kontrollen geprüft und entsprechende Nachweise erlangt.

Unter Berücksichtigung der Ergebnisse unserer Kontrollprüfung haben wir Art und Umfang weiterer aussagebezogener Prüfungshandlungen festgelegt. Dies umfasste insbesondere in Fällen von nicht fristgerecht entzogenen Berechtigungen bei Unternehmensaustritt unter anderem die Untersuchung der Nutzungsprotokolle des betroffenen Nutzers auf mögliche unautorisierte Aktivitäten, die einen wesentlichen Einfluss auf die Vollständigkeit und Richtigkeit von Finanzinformationen haben könnten.

Ferner haben wir uns durch Einzelfallprüfungen davon überzeugt, ob Programmentwickler Freigaberechte im Änderungsprozess haben und ob sie direkte Änderungen in den produktiven Versionen der Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme durchführen können, da diese Rollen funktional getrennt sein müssen. Wir haben zudem Funktionstrennungsanalysen bei kritischen Handels- und Zahlungsverkehrssystemen durchgeführt, um festzustellen, ob die funktionale Trennung zwischen Markt und Marktfolge eingehalten wurde.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen der Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die IT-Zugriffsberechtigungen grundsätzlich den Anforderungen an die Vollständigkeit und Richtigkeit von rechnungslegungsrelevanten Daten dienen.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- die nichtfinanzielle Erklärung und
- die übrigen Teile des Geschäftsberichts, mit Ausnahme des geprüften Jahresabschlusses und Lageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zum Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen

wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender und geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Übrige Angaben gemäß Art. 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 24. Mai 2018 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 24. Juli 2018 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir oder unsere Vorgängergesellschaften sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 1952 Abschlussprüfer der Deutschen Bank Aktiengesellschaft und ihrer Vorgängergesellschaften tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Art. 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Die von uns zusätzlich zur Abschlussprüfung erbrachten Leistungen sind im Abschnitt „Sonstige Erläuterungen“ des Anhangs aufgeführt.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Burkhard Böth.

Frankfurt am Main, 15. März 2019

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Böth
Wirtschaftsprüfer ”

Frankfurt am Main, den 14. Juni 2019

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Burkhard Böth
Wirtschaftsprüfer

Jan Ludwig
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。